

平成 29 年度

外務省政策評価書

平成 29 年 10 月

外 務 省

目 次

[概要]	1
平成 29 年度政策評価の概要	3
[実施計画に基づく事後評価]	35
基本目標Ⅰ 地域別外交	37
施策Ⅰ-1 アジア大洋州地域外交	39
施策Ⅰ-2 北米地域外交	117
施策Ⅰ-3 中南米地域外交	145
施策Ⅰ-4 欧州地域外交	167
施策Ⅰ-5 中東地域外交	217
施策Ⅰ-6 アフリカ地域外交	251
基本目標Ⅱ 分野別外交（モニタリング）	271
施策Ⅱ-1 国際の平和と安定に対する取組（モニタリング）	273
施策Ⅱ-2 国際経済に関する取組（モニタリング）	339
施策Ⅱ-3 国際法の形成・発展に向けた取組（モニタリング）	369
施策Ⅱ-4 的確な情報収集及び分析，並びに情報及び分析の政策決定ラインへの提供（モニタリング）	389
基本目標Ⅲ 広報，文化交流及び報道対策（モニタリング）	395
施策Ⅲ-1 国内広報・海外広報・IT 広報・文化交流・報道対策（モニタリング）	397
基本目標Ⅳ 領事政策	427
施策Ⅳ-1 領事業務の充実	429
基本目標Ⅴ 外交実施体制の整備・強化	467
施策Ⅴ-1 外交実施体制の整備・強化	469
施策Ⅴ-2 外交通信基盤の整備・拡充及び IT を活用した業務改革	481
基本目標Ⅵ 経済協力（モニタリング）	489
施策Ⅵ-1 経済協力（モニタリング）	491
施策Ⅵ-2 地球規模の諸問題への取組（モニタリング）	513
基本目標Ⅶ 分担金・拠出金	529
施策Ⅶ-1 国際機関を通じた政務及び安全保障分野に係る国際貢献	531
施策Ⅶ-2 国際機関を通じた経済及び社会分野に係る国際貢献	539
施策Ⅶ-3 国際機関を通じた地球規模の諸問題に係る国際貢献	549
政府開発援助に係る未着手・未了案件	559
[事前評価]（参考）	585
28 年度政策評価法に基づく事前評価案件一覧表	587

[概要]

平成 29 年度政策評価の概要

1 はじめに

外務省の任務は、平和で安全な国際社会の維持に寄与するとともに主体的かつ積極的な取組を通じて良好な国際環境の整備を図ること並びに調和ある対外関係を維持し発展させつつ、国際社会における日本国及び日本国民の利益の増進を図ること(外務省設置法第3条)です。平成28年度においても限られた投入資源(予算, 定員)を効果的・効率的に活用し、与えられた任務を全うすべく政策を企画・実施しました。本書は、当省が企画・実施した政策の自己評価を取りまとめたものです。

なお、別冊となる平成29年度外務省政策評価事前分析表において、本書の政策評価を踏まえた平成29年度目標等を設定しています。

2 外務省の政策評価

(1) 政策評価制度の導入

外務省は、平成13年6月制定、平成14年4月1日施行の「行政機関が行う政策の評価に関する法律」(以下、政策評価法)により各府省が自らの行った政策について評価を行うことが義務づけられたことを受け、平成14年度から政策評価を実施しています。

(2) 政策評価の実施体制

ア 施策所管部局

外務省が行う政策評価では、個別の施策を所管する各部局が、毎年度の実施計画に基づき、それぞれの部局が担当する施策について自己評価を行います。施策所管部局は、取組実績やその成果を施策の目標と照らし合わせ、目標に向けた進捗状況を中心に分析、評価します。

イ 評価の総合審査

考査・政策評価官、大臣官房総務課、会計課、総合外交政策局総務課及び政策企画室が、施策所管部局が実施した評価に対する総合的な審査を行います。

ウ 学識経験を有する者の知見の活用

政策評価法では、各府省の自己評価が原則となっていますが、同法第3条第2項で、政策評価の客観的かつ厳格な実施の確保を図るため、学識経験を有する者の知見を活用することが求められています。外務省では、学識経験を有する者からの意見聴取の仕組みとして、平成15年度から政策評価及び外交に関する有識者からなる「外務省政策評価アドバイザー・グループ(AG)」を設置しています。AGからは、外務省の評価方法の適正性や基本的な方針などの策定・改定及び評価結果について意見を聴取しています。

今回の政策評価書作成に際しても、平成29年1月及び6月にAG会合を開催し、評価書の形式、記述のあり方、評価内容等について所見を述べていただくとともに、AGメンバーに対し各施策の評価の妥当性等についての所見の執筆を求め、同所見を評価書に掲載しています。所見は各施策の「学識経験を有する者の知見の活用」欄を参照願います。

AGメンバーは以下のとおりです。

秋月 謙吾	京都大学大学院法学研究科	教授
遠藤 乾	北海道大学大学院公共政策学連携研究部	教授
神保 謙	慶應義塾大学総合政策学部	准教授
南島 和久	新潟大学法学部	教授
福田 耕治	早稲田大学政治経済学術院	教授
山田 治徳	早稲田大学政治経済学術院	教授

3 平成 29 年度政策評価の枠組み及び実施要領

この政策評価は、政策評価法及び関連の閣議決定で作成が定められている「外務省における政策評価の基本計画」（計画期間：平成 25 年度～平成 29 年度、以下「基本計画」）、「平成 29 年度外務省政策評価実施計画」（計画期間：平成 29 年 4 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日、以下「実施計画」）等に基づいて実施されています。

上記基本計画等に基づいて実施する今回の政策評価の実施要領は以下のとおりです。

(1) 評価の実施サイクル

外務省では、政策評価体系において 7 つの基本目標の下に 19 の施策を設定し、以下ア～ウのサイクルで評価を実施しています。平成 29 年度は 12 施策について評価を実施しました。

ア 施策を 2 つのグループに分け、一方のグループの施策について基本的に 2 年に 1 度、過去 2 年間の実績をもとに評価。

イ もう一方の当該年度に評価を実施しないグループの施策については、過去 1 年間の実績を測定（モニタリング）し、翌年度に 2 年間分の実績をもとに評価。

ウ 基本目標Ⅶの下に掲げる 3 施策（分担金・拠出金）については、毎年度評価を実施（以下(5)参照）。

(2) 客観的な評価のための測定指標の設定及び達成状況の判定

評価の客観性を高めるため、定量的な測定指標及び参考指標を可能な限り設けましたが、その多くは多面的な外交政策の一側面を示すにとどまります。このため、定性的な測定指標を中心としつつ、各施策の進捗状況に関するより客観的な評価が可能となるよう、年度ごとに目標を達成できたか否かを判断しやすい具体的な目標の設定に努めました。

また、評価に際しては、国際情勢の変化の影響を受けやすいなどの外交政策の特性も踏まえ、定性的、定量的いずれの指標についても、年度ごとの具体的な目標に照らしてどの程度目標を達成できたかとともに、国際情勢や関係国の動向等も勘案して評価を行いました。その根拠となる主な実績や理由等については「施策の進捗状況・実績」や「施策の分析」に具体的に記載しました。

(3) 評価結果の判定方法

ア 施策毎に設定した測定指標について、年度目標の平成 27・28 年度それぞれの達成状況（以下（ア）の小文字）及び年度目標の 2 年度分の達成状況（以下（ア）の大文字）を以下（ア）の判定基準に沿って 5 区分で表示しています。年度目標の各年度の達成状況と年度目標の 2 年度分の達成状況の関係は、以下（イ）のとおりです。

(ア) 年度目標の達成状況

目標の達成状況	判定基準
S, s	目標超過達成
A, a	目標達成
B, b	相当程度進展あり
C, c	進展が大きくない
D, d	目標に向かっていない

(注)大文字で2年度分の達成状況、小文字で各年度の達成状況を表示しています。

(イ) 各年度の達成状況と年度目標の2年度分の達成状況

年度目標の各年度の達成状況		平成28年度				
		s	a	b	c	d
平成27年度	s	S	A	B	B	C
	a	A	A	B	B	C
	b	B	B	B	C	C
	c	B	B	C	C	C
	d	C	C	C	C	D

(注)測定指標で測定する実績が未確定等の理由から判定不能の場合、「-」の記号を付しています。

イ 各測定指標における平成27・28年度目標の達成状況(上記ア)を踏まえ、施策ごとの目標達成度合いを以下の基準に沿って5区分で表示しています。

目標の達成度合い	判定基準
目標超過達成	全ての測定指標で目標が達成され、かつ、測定指標の主要なものが目標を大幅に上回って達成されたと認められる。
目標達成	全ての測定指標で目標が達成されたと認められる。
相当程度進展あり	一部(又は全部)の測定指標で目標が達成されなかったが、主要な測定指標は概ね目標に近い実績を示したと考えられる。
進展が大きくない	一部(又は全部)の測定指標で目標が達成されず、主要な測定指標についても目標に近い実績を示さなかったと考えられる。
目標に向かっていない	主要な測定指標の全部(又は一部)が目標を達成しなかったため、目標の達成に向けて進展していたとは認められない。

(4) 政府開発援助(ODA)に関する政策評価

政府開発援助(ODA)に関しては、外務省では政策評価法が施行される前から、国際的に確立した評価の手法も取り入れた評価を行っています。

我が国のODAに関する評価は、①ODAの基本方針(開発協力大綱、国別及び重点課題別の援助政策等)を実現することを目的とする複数のプログラムやプロジェクトから成る集合体を対象とする政策レベル評価、②共通の目的を持った複数のプロジェクト等の集合体を対象としたプログラム・レベル評価、③個々のプロジェクトを対象とした事業評価があり、外務省では主に政策レベル評価及びプログラム・レベル評価を実施しています。

政策評価法に基づく本政策評価では、ODA政策全体についての評価・モニタリングを行う(施策VI-1)とともに、政策評価法第7条第2項第2号イ及びロにより事後評価が義務づけられているODAに係る未着手・未了案件について、当該案件を引き続き実施するか、

中止するかを明らかにする形のプロジェクト・レベル評価を行いました。また、政策評価法第9条により実施が義務づけられている個々の政府開発援助に関する事前評価を実施しています(同評価については、下記外務省ホームページで公表しており、本書に評価案件一覧表を参考として掲載しています)。

外務省以外にも、ODAの実施機関であるJICA(独立行政法人国際協力機構)やODA関係省庁がODAに関する評価をそれぞれ実施しています。

ODA評価に関する外務省及びJICAのホームページ・アドレスは以下のとおりです。

(外務省) <http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/shiryo/index.html>

(JICA) <https://www.jica.go.jp/activities/evaluation/index.html>

(5) 分担金・拠出金の評価

分担金・拠出金の評価は、外務省が拠出する国際機関への分担金・拠出金を政務及び安全保障分野、経済及び社会分野並びに地球規模の諸問題の3つの分野に分け、分野ごとに施策として評価しています。なお、施策ごとに主要な分担金・拠出金を毎年度順次取り上げて評価することにより、各施策全体の評価に代えています。

(6) 政策評価と行政事業レビューとの連携

平成25年度から実施されている政策評価と行政事業レビューとの連携強化については、引き続き政策評価対象施策を構成する達成手段と行政事業レビュー対象事業との対応関係を明確化するとともに、行政事業レビューでの指摘等も踏まえた評価に努めました。

4 平成29年度評価結果の概要

(1) 本年度評価を実施した12施策の目標の達成度合い

本年度評価を実施した12施策の目標の達成度合いは以下のとおりです。

基本目標Ⅰ：地域別外交		目標の達成度合い
施策Ⅰ－1	アジア大洋州地域外交	相当程度進展あり
施策Ⅰ－2	北米地域外交	相当程度進展あり
施策Ⅰ－3	中南米地域外交	相当程度進展あり
施策Ⅰ－4	欧州地域外交	相当程度進展あり
施策Ⅰ－5	中東地域外交	相当程度進展あり
施策Ⅰ－6	アフリカ地域外交	相当程度進展あり
基本目標Ⅱ：分野別外交		
施策Ⅱ－1	国際の平和と安定に対する取組	—
施策Ⅱ－2	国際経済に関する取組	—
施策Ⅱ－3	国際法の形成・発展に向けた取組	—
施策Ⅱ－4	的確な情報収集及び分析、並びに情報及び分析の政策決定ラインへの提供	—
基本目標Ⅲ：広報、文化交流及び報道対策		
施策Ⅲ－1	国内広報・海外広報・IT広報・文化交流・報道対策	—
基本目標Ⅳ：領事政策		
施策Ⅳ－1	領事業務の充実	相当程度進展あり
基本目標Ⅴ：外交実施体制の整備・強化		

施策Ⅴ-1	外交実施体制の整備・強化	相当程度進展あり
施策Ⅴ-2	外交通信基盤の整備・拡充及びITを活用した業務改革	相当程度進展あり
基本目標Ⅵ：経済協力		
施策Ⅵ-1	経済協力	—
施策Ⅵ-2	地球規模の諸問題への取組	—
基本目標Ⅶ：分担金・拠出金		
施策Ⅶ-1	国際機関を通じた政務及び安全保障分野に係る国際貢献	相当程度進展あり
施策Ⅶ-2	国際機関を通じた経済及び社会分野に係る国際貢献	相当程度進展あり
施策Ⅶ-3	国際機関を通じた地球規模の諸問題に係る国際貢献	相当程度進展あり

(注) 目標の達成度合いが「—」となっている施策は、本年度は評価を実施せず、実績のモニタリングを行った施策

(2) 各施策における測定指標毎の目標達成状況及び主な施策分析

本年度評価を実施した12施策について、測定指標毎の目標の達成状況及び主な施策分析は以下のとおりです。

ア 施策Ⅰ-1 アジア大洋州地域外交

(ア) 測定指標の平成27-28年度目標の達成状況 (*は主要な測定指標)

個別分野1 東アジアにおける地域協力の強化		
* 1-1	日ASEAN協力の進展	B
1-2	ASEAN+3協力の進展	B
* 1-3	東アジア首脳会議(EAS)協力の進展	B
* 1-4	日中韓三か国協力の進展	C
1-5	地域の安定と繁栄を目指したその他の協力の進展	B
1-6	総理及び政務三役の参加した国際会議数	B
個別分野2 朝鮮半島の安定に向けた努力		
* 2-1	北朝鮮の核・ミサイル問題解決に向けた進展	C
* 2-2	拉致問題解決や日朝国交正常化に向けた進展	C
2-3	日米韓首脳・外相・次官級会合の開催回数(電話会談を除く)	A
個別分野3 未来志向の日韓関係の推進		
* 3-1	未来志向の日韓関係の構築	C
3-2	人的交流の拡大	A
* 3-3	経済関係緊密化のための各種協議等の推進	B
3-4	日韓の連携、協力を通じた地域の平和と安定への寄与	B
3-5	日韓首脳・外相会談の開催回数(電話会談を除く)	B
個別分野4 未来志向の日中関係の推進及び日モンゴル関係の強化等		
* 4-1	日中における「戦略的互惠関係」の一層の深化に向けた取組(経済面以外)	C
* 4-2	日中における「戦略的互惠関係」の一層の深化に向けた取組(経済面)	B
4-3	日モンゴル関係の着実な進展(経済面以外)	B
4-4	日モンゴル関係の着実な進展(経済面)	B
4-5	日台実務関係の着実な進展	B
4-6	日中及び日モンゴル間の首脳、外相会談の実施回数(電話会談を除く)	B
4-7	中国遺棄化学兵器問題への取組(現地調査箇所数)	B

個別分野5 タイ、ベトナム、カンボジア、ラオス、ミャンマーとの友好関係の強化		
* 5-1	要人往来等を通じた二国間関係の強化	B
5-2	経済協議の実施と貿易投資環境の整備	B
* 5-3	メコン地域開発支援の強化及びメコン地域との交流の促進	B
5-4	要人往来数(政務官レベル以上)	B
5-5	日・ベトナム経済連携協定に基づく看護師・介護福祉士候補者の受入れの推進	B
個別分野6 インドネシア、シンガポール、東ティモール、フィリピン、ブルネイ、マレーシアとの友好関係の強化		
* 6-1	要人往来を始めとする様々なレベルでの対話・交流・協力の継続・促進	B
* 6-2	各国とのEPAの協議・実施等経済分野での関係緊密化	B
6-3	平和構築等、地域及び国際的課題に対する協力	B
6-4	要人の往来数(日本側は外務省政務三役、相手国は元首、首脳、外務大臣)	C
6-5	日・インドネシア経済連携協定に基づく看護師・介護福祉士の受入れの推進	B
個別分野7 南西アジア諸国との友好関係の強化		
* 7-1	インドとの特別戦略的グローバル・パートナーシップの拡大・深化	A
* 7-2	要人往来や首脳・外相会談を含む様々なレベルでの対話・交流の継続・促進(インドを除く)	B
7-3	南西アジア地域の平和と繁栄に向けた様々な支援・協力の実施	B
7-4	要人往来数	B
個別分野8 大洋州地域諸国との友好関係の強化		
* 8-1	豪州及びNZとの関係強化	A
* 8-2	太平洋・島サミットプロセス等を通じた太平洋島嶼国との関係強化	B
8-3	要人の往来数	B

(イ) 主な施策分析

i 個別分野1 東アジアにおける地域協力の強化

- 首脳・外相を始めとする高いレベルでの緊密な意見交換の実施を維持しており、25年に表明した5年間で2兆円のODA供与は既に1兆7千億円分以上を達成し、各種人材育成も日本はコミットメントを着実に実施した。新たな支援策を表明し、ASEAN側の高い評価を得た。また、人的交流による相互理解を促進すべく、JENESYS2016等を実施したことから、相当程度の進展があったと判定した。

我が国の、首脳・外相を始めとする高いレベルでの緊密な意見交換の実施の維持、コミットメントの着実な実施と新たな支援策の打ち出しは、ASEAN共同体が発足したことを踏まえた統合の更なる深化につながる協力の進展、「ASEAN共同体ビジョン2025」に沿った課題に関連する施策の実施、ひいては、日ASEAN協力の進展において有効であった。(28年度)

- 東アジア首脳会議(EAS)において、各国から首脳が出席してハイレベルでの議論が行われ、「不拡散に関するEAS声明」が採択された。また、EAS大使会合が定期的に3度開催され、EASにおける政治・安全保障分野についての議論が進展した。加えて、EASユニットが本格的に活動する等、EASの機構強化が相当程度進んだことから、相当程度の進展があったと判定した。

我が国から各国への働きかけを行った結果、EAS大使会合が定期的に3度開催され、EASにおける政治・安全保障分野についての議論が進展した。加えて、EASユニットが本格的に活動する等、EASの機構強化が進むとともに、参加国の間で地域のプレミア・

フォーラムとしてのEASを更に強化することの重要性への理解が広まったことは、EAS協力の進展において効果があった。(28年度)

- 日中韓サミットは、28年内に開催すべく調整していたものの、諸般の事情により、これを再調整し、29年のしかるべき時に日本で開催することとしたが、日中韓首脳会議を開催できなかった。

その中で、我が国が議長国を務める形で日中韓外相会議が開催され、また、外相会議以外にも、様々な分野での閣僚級会合が開催されるなど、日中韓協力が一層強化され、日中韓スポーツ大臣会合など新しい分野での協力が進展した。これらを踏まえ、一定の進展があったと判定した。

日中韓スポーツ大臣会合が開催されるなど新しい分野での協力も進展したこと、様々な分野での閣僚級会合の開催が継続されたことは、日中韓三か国協力の進展において一定の効果があった。(28年度)

ii 個別分野2 朝鮮半島の安定に向けた努力

- 外相級、次官級及び局長級の様々なレベルでの会談等を通じ、北朝鮮問題への対処における、関係国との緊密な連携を確認したこと、28年11月の国連安保理決議第2321号採択に際して、日本は国連安保理理事国として、関係国と連携し採択を主導したこと、28年12月には米韓と緊密に連携しつつ独自の対北朝鮮措置を新たに発表したことにより、北朝鮮に対し、挑発行動の自制や非核化等に向けた具体的行動を強く求める上で日本は一定の役割を果たした。他方、北朝鮮は28年だけでも20発以上の弾道ミサイルを発射するとともに、5回目となる核実験を実施するなど、北朝鮮の核・ミサイル開発は急速に進んでいることから、指標全体としては目標達成に向けて進展が大きくなかったと判定した。

このような状況ではあるが、国連安保理理事国として関係国と連携して主導した11月の国連安保理決議第2321号の採択や12月の我が国独自の対北朝鮮措置の決定により、北朝鮮に対し、我が国をはじめとする国際社会の断固たる意思を示すことができ、また、国際的な連携を強化でき、有意義だった。(28年度)

- 安倍政権の最重要課題として、日本は、各国首脳・外相との会談や、国際会議などの外交上のあらゆる機会を捉え、拉致問題を含む北朝鮮問題を提起し、諸外国からの理解と支持を得た。他方、北朝鮮による拉致の発生から長い年月が経過した今も、拉致被害者の帰国が実現していないことから、指標全体としては目標達成に向けて進展が大きくなかったと判定した。

このような状況ではあるが、拉致問題に対する国際社会の理解と協力を得る外交的な取組は一定の成果を上げてきている。6月、金杉アジア大洋州局長は崔善姫(フェリツヒ)北朝鮮外務省北米担当副局長に対し、ストックホルム合意の履行を求めつつ、一日も早い全ての拉致被害者の帰国を強く求めた。そして12月、拉致、核、ミサイルといった諸懸案を包括的に解決するため、日本は新たな独自の対北朝鮮措置の実施を発表した。これらは北朝鮮に対して、拉致問題の解決に向けた国際社会の強い意志を示す観点から有効であったと判断できる。また、様々なレベルにおいて、あらゆる外交上の機会を捉えて、各国に対して拉致問題への理解と協力を求めることができたことは、北朝鮮に対し、諸懸案の包括的な解決に向けた具体的行動を強く求める上で有益であった。(28年度)

iii 個別分野3 未来志向の日韓関係の推進

- 28年末の在釜山総領事館に面する歩道への慰安婦像の設置等、日韓間には困難な問題も存在するが、28年度には1回の首脳会談、4回の外相会議が行われるなど、ハイレベルの意思疎通が頻繁に行われ、安全保障をはじめとする幅広い分野において協力関

係を一定程度深化させることができた。これらを踏まえ、目標達成に向け一定の進展を示したと判定した。

27年の日韓合意に基づく「和解・癒やし財団」の事業開始や、日韓秘密軍事情報保護協定の締結など日韓関係に具体的な前進が見られたことは、二国間関係を強化する上で有益だった。(28年度)

- 日中韓自由貿易協定（FTA）及び東アジア地域包括的経済連携（RCEP）交渉の進展に向けた取組、日韓環境保護協力合同委員会の継続実施、また韓国政府による日本産水産物等の輸入規制の問題に関し、27年9月にWTOに設置された紛争解決小委員会内での検討等を通じて、引き続き日本は日韓間の経済関係の緊密化を推し進めることができたが、韓国政府による日本産水産物等の輸入規制については依然として撤廃されていないことを踏まえ、おおむね目標に近い進展を示したと判定した。

韓国政府による日本産水産物等の輸入規制の問題に関し、日本は、様々な機会を捉えて、韓国側に規制を早期に撤廃するよう求めてきており、経済関係の緊密化に向けた動きを推進するために有効であった。(28年度)

iv 個別分野4 未来志向の日中関係の推進及び日モンゴル関係の強化等

- 活発な要人往来により、政治的相互信頼を増進することや、地域・グローバルな課題に関する対話・協力を強化すること等、全ての目標について一定の進捗が見られたが、首脳間の往来は実現せず、また、中国公船による尖閣諸島周辺海域における領海侵入も継続していることから、「戦略的互惠関係」の原点に完全に立ち戻ったとは言えず、目標達成に至らなかったと判定した。

4月の岸田外務大臣訪中において、岸田外務大臣から、当面両国が力を入れるべき「3つの共通課題」（北朝鮮、国連での協力、テロ対策・中東情勢）に関する協力を提起し、中国側から前向きな反応を得られたことで、9月には4年ぶりとなる第3回日中テロ対策協議を開催した。これは地域・グローバルな課題に関する対話・協力を強化する上で極めて効果が高かった。(28年度)

- 27年度に引き続き幅広い分野での各種対話、交流が行われ、「5つの協力分野」（①マクロ経済・財務・金融、②省エネ・環境、③少子高齢化、④観光、⑤防災）における協力の促進、東日本大震災後に残された課題の克服に向けた取組等を実施し、相当程度進展があったと判定した。

7月の外相会談、9月の首脳会談などの機会を通じて、日本側から「5つの協力分野」の推進を提起し、中国側からも前向きな反応を得たほか、12月の日中経済パートナーシップ協議でも、「5つの協力分野」を含む日中二国間の課題、協力、並びに地域・多国間の課題、協力につき幅広く意見交換を行った。このような首脳、閣僚、実務レベルのやりとりは効果的だった。

また、特に、29年2月には、野上内閣官房副長官の出席を得て「地域の魅力発信支援事業」を北京で開催し、食品輸入規制の緩和に向けた当局間協議の進展を希望する旨、来場者に直接訴えるとともに、日本産米の試食や日本酒の試飲等を行い来場者から好評を得たことは、東日本大震災後に残された課題の克服を目指す上でも効果的だった。(28年度)

v 個別分野5 タイ、ベトナム、カンボジア、ラオス、ミャンマーとの友好関係の強化

- 7月に日メコン外相会議、9月に日メコン首脳会議を開催したほか、5月に岸田外務大臣、29年1月に安倍総理大臣の東南アジア訪問を実現し、高いレベルの意見交換の実施などから、相当程度進展ありと判定した。

特に、5月に岸田外務大臣が、タイ及びラオスを訪問したことでメコン地域諸国全5か国・ASEAN全10か国の訪問を達成したことは、日本の外務大臣として実際の行動

を通して日本のメコン地域を含む ASEAN 重視の姿勢を示した象徴的な出来事であり、また、各国との間で外相会談、共同記者発表及び夕食会の場での意見交換等を行ったことは、首脳・外相をはじめとする高いレベルでの緊密な意見交換を継続する上で効果が高かった。ただし、28年度は日タイ間で首脳会議が行われなかったため、一部目標を達成できなかった。(28年度)

- 第9回日メコン外相会議における「日メコン連結性イニシアティブ」の立ち上げの発表や、第8回日メコン首脳会議における優先的に取り組むプロジェクトをとりまとめた文書の発出をはじめ、全ての目標が達成されたことから、目標達成と判定した。

特に、第9回日メコン外相会議において共同議長声明が発出され、「日メコン連結性イニシアティブ」の立ち上げが発表され、さらに、第8回日メコン首脳会議において、「日メコン連結性イニシアティブ」のもとで優先的に取り組むプロジェクトをとりまとめた文書を発出し、メコン諸国から、「日メコン協力の進捗を歓迎。日本からのメコン地域への支援はメコンの社会・経済発展に貢献しており、日本国民及び日本政府に対し、心から御礼申し上げる。」との発言があったことは、日メコン協力の着実な実施を目指すとの目標を達成する上で効果が高かった。日メコンの枠組みでは、日本で首脳会議を行うとき以外は、国際社会での課題を取り上げないことも過去にはあったが、28年度からは、現状の東南アジア情勢を踏まえ、地域情勢についても議論した。(28年度)

vi 個別分野6 インドネシア、シンガポール、東ティモール、フィリピン、ブルネイ、マレーシアとの友好関係の強化

- 6月に就任したドゥテルテ・フィリピン大統領やシンガポールの大統領及び首相の来日を始め、交流が行われるなど、相当程度の進展があった。

28年度は、日フィリピン国交正常化60周年であり、南シナ海情勢のキープレイヤーであるドゥテルテ・フィリピン大統領の来日による二国間関係の強化や、日・シンガポール外交関係樹立50周年を迎えたシンガポール首脳の来日等、各種招へいスキーム等を活用した層の厚い人物交流の実現ができた。(28年度)

- マレーシアやシンガポールを含め、各国への働きかけを積極的に実施し、日本企業支援に取り組んだ他、看護師・介護福祉士候補者の国家試験合格率向上に向けて制度面での改善を一層行い相当程度の進展があったと判定した。

各国とのEPAを通じた経済連携関係強化のために、特に26年度行政事業レビュー公開プロセスでの指摘も踏まえ、関係省庁間の連携強化や制度面での改善を一層行いつつ、看護師・介護福祉士候補者の国家試験合格率の向上を図ってきた。こうした取組によって候補者の日本語能力の向上につながりつつあり、国家試験合格率向上に向けて取り組み、インドネシア及びフィリピンとの経済連携の強化、ひいては各国との二国間強化を図ることができた。(28年度)

vii 個別分野7 南西アジア諸国との友好関係の強化

- 首脳レベルの交流、政治・安全保障、経済、人的交流等幅広い分野での協力強化について議論し、鉄道協力等をはじめ、全ての目標が達成されたことから、目標達成と判定した。外相間戦略対話については、やむを得ない事情により28年度は実施できなかったものの、日米印局長級協議や日印外務次官対話を通じて十分に補うことができた。

特に日印原子力協定の署名は両国間の原子力の平和的利用分野における協力を実現する上で必要となる法的枠組みを定めるものであり、長期的な両国関係の拡大・深化に果たす効果が高いものであった。また、11月の日印首脳会談において、インドの製造業基盤の底上げを図るための日本式ものづくり学校の設立、ODAを活用した人材育成事業“Innovative Asia”の開始などが確認され、インドの将来の発展における我が国の

協力が確認されたことは両国関係にとって長期的な意義を有するものであり、二国間関係の拡大・進化にとり極めて有効性の高いものであった。また、その際に我が国の民間企業の知見や実績などが十分活用されるような形とすることができたことも、施策の実施における効率性及び有効性の観点から有意義であったと考える。(28年度)

- **バングラデシュ、パキスタン、スリランカとの首脳会談、パキスタンとの外相会談の他、外務副大臣、外務大臣政務官の会談を含め多くの会談を行い、相当程度進展があったと判定した。**

特に、バングラデシュ、ネパール、ブータンとの対話・交流にあたっては大きな効果があった。バングラデシュについては、7月1日のダッカ襲撃テロ事件を受け、15日に行われたハシナ・バングラデシュ首相と安倍総理大臣との首脳会談においては、同事件の真相究明と再発防止、テロ対策や邦人の安全確保の徹底等への協力を確認し、日本として支援を継続する方針を表明した。その後10月の岸外務副大臣とカーン・バングラデシュ内務省上級次官との会談、12月の菌浦外務副大臣とムヒト財務相との会談、29年1月の武井外務大臣政務官とアラム外務担当相との会談においても、繰り返し首脳会談のメッセージを相手国政府に伝えた。このようにダッカ襲撃テロ事件という痛ましい事件の発生に際して、その直後から首脳間をはじめ様々なレベルで我が国としての要求と方針を伝達できたことは極めて効果が高かった。

ネパールに関しては、28(2016)年の日・ネパール外交関係樹立60周年記念式典(於：カトマンズ)に岸外務副大臣が日本側代表として出席した。バンダリ大統領、ダハール首相及びマハト外相への表敬では様々な分野における両国交流の強化拡大を確認するとともに、日本は今後もネパールの経済成長の促進や震災からの「より良い復興」の実現に向けて必要な支援を行い積極的に取り組んでいくことを表明したことは、両国関係の強化を図る上で有益だった

また、ブータンとの外交関係樹立30周年にあっても、首脳・外相の往来こそ無かったものの、ブータン国王家の要人の訪日の機会などに合わせ各種の文化行事などを実施することで、交流の促進を効果的に行うことができた。(28年度)

viii 個別分野8 大洋州地域諸国との友好関係の強化

- **活発な要人往来が行われ、特に29年1月の安倍総理大臣訪豪時の日豪首脳会談等の成果は極めて高く、平和安全法制に対応した日豪物品役務相互提供協定(ACSA)の署名も行われた。加えて、総理訪豪の際の経済ミッション派遣を通じて両国経済のつながりを一層強化したこと等を踏まえ、目標達成と判定した。**

29年1月の日豪首脳会談では、「特別な戦略的パートナーシップ」の深化の確認、「両首脳間の個人的関係の構築」を行い、特に後者については、訪豪のわずか10日後に豪首相から電話会談が申し込まれるなど、両国首脳間の信頼関係が目に見える形で構築された。また、同訪問は日豪双方のメディアでも大きく、かつ、好意的に取り上げられたことから、日豪の強固な連携が内外にアピールされる結果となり、目標達成を図る上で効果が高かった。

平和安全法制に対応した新たな日豪ACSAは、それ自体が日豪の安全保障関係を強化するものであることに加え、今後我が国の締結するACSAのひな形となることから、我が国全体の安全保障強化にも貢献した。(28年度)

- **第3回太平洋・島サミット中間閣僚会合の開催に加え、ニューヨークにおける日本・太平洋島嶼国首脳会合開催、サモアへの経済ミッション派遣、パラオへの総理特使派遣等を行い、相当程度の進展と判定した。**

特に、第3回太平洋・島サミット中間閣僚会合では、第7回太平洋・島サミットのフォローアップを行い、当時の目標に対する順調な協力を確認した他、第8回太平洋・

島サミットを見据え、自立的かつ持続的な発展及び自由で開かれた海洋秩序及び国際社会での協力について活発な議論を行うことができた、日・太平洋島嶼国関係の強化を図る上で有益であった。

しかしながら、太平洋島嶼国において他のドナー国の存在感も目立つ中で、我が国として、太平洋島嶼国との関係強化策（要人往来の強化等）を更に進めていく必要がある。（28年度）

イ 施策 I-2 北米地域外交

（ア）測定指標の平成 27・28 年度目標の達成状況（*は主要な測定指標）

個別分野1 北米諸国との政治分野での協力推進		
* 1-1	共通の諸課題における日米・日加両政府間の協力関係の進展	S
1-2	日米・日加間の相互理解の進展	B
1-3	日米二国間会談数(首脳・外相レベル)(電話会談含む)	A
1-4	日加二国間会談数(首脳・外相レベル)(電話会談含む)	B
1-5	米国における対日世論調査の結果(日本を友邦として信頼できると肯定的に回答した割合)	B
個別分野2 北米諸国との経済分野での協力推進		
* 2-1	米国との経済分野での協調の深化	B
2-2	カナダとの経済分野での協調の深化	B
個別分野3 米国との安全保障分野での協力推進		
* 3-1	日米安保体制の信頼性の向上のための施策の推進	A
* 3-2	在日米軍の安定的な駐留のための施策の進展	B

（イ）主な施策分析

i 個別分野1 北米諸国との政治分野での協力推進

- 28年度は、日米間では、オバマ政権下での、G7伊勢志摩サミットにおける日米首脳会談やG7広島外相会合における日米外相会談、トランプ政権発足後早い段階での日米首脳会談や日米外相会談を通じて、高いレベルでの緊密な意思疎通を維持し、アジア太平洋地域やグローバルな課題に対しての日米間の協力関係を一層強化することができた。また、日加間では、トルドー自由党政権との間で、首脳・外相共に会談、電話会談、立ち話など、頻繁な接触の機会を設けるなど、機動的に対応し、日加首相・外相間の個人的信頼関係強化と、ハイレベルでのパイプを一層強化することに成功した。そのため、目標を大幅に上回って達成したと判定した。
- 日米関係に関して、現職の米国大統領として初となるオバマ大統領の広島訪問、安倍総理大臣のハワイ訪問は、かつて敵国として戦った日米両国を、戦後、価値を共有する同盟国へと変容させた日米の和解の力を世界に示した歴史的な機会となった。また、両訪問を実現できたことで日米同盟を一層強化することとなり、幅広い分野において日米間の協力を強化していく上で極めて高い効果があった。また、トランプ政権発足後早い段階で日米首脳会談を実施できたことは、オバマ前政権に引き続き日米間の高いレベルでの意見交換を維持することとなり、日米間の首脳・外相を始めとする高いレベルでの意見交換の頻繁な実施を維持するとの目標を達成する上で極めて高い効果があった。
- 日加関係に関しては、約10年ぶりの政権交代の結果成立した自由党政権（27年11月成立）との強固なパイプを構築するという明確な政策目標の下、頻繁な首脳会談及び電話首脳会談を行ったことにより、首脳間の個人的な信頼関係が構築できた他、価値を共有するG7のメンバーにしてアジア太平洋の一員たるカナダと国際情勢に関する認識を共有し、地域や国際の課題に共に取り組むことを確認することに成功した。そ

これらの取り組みは、9月の北朝鮮の核実験直後に日加首脳電話会談を行い、北朝鮮非難の声明を発するなど足並みをそろえた対応を行ったこと、トランプ政権成立後にそれぞれ行われた日米・加米首脳会談の成果について、両首相が電話会談で率直な意見交換・情報交換を行い、米国の同盟国としての連携を一層強化することで一致したこと、NAFTA 再交渉などの情報を首脳間で共有したことなどの外交的成果に直結した。また、両首相が上記の頻繁な接触を通じて築いた信頼関係により、首相・閣僚を含む高いレベルでの意見交換の頻繁な実施を維持するとの目標を達成する上で極めて高い効果があった。(28年度)

ii 個別分野2 北米諸国との経済分野での協力推進

- 28年度は、インフラ、エネルギー、インターネットエコノミーの各分野において、要人への働きかけや二国間対話・交渉を通じ、日米間協力推進の具体的な目標の達成に向け相当程度の進展を示したと判定した。加えて、29年2月の日米首脳会談で立ち上げが合意された麻生副総理・ペンス副大統領下での経済対話において、インフラ、エネルギー、サイバー、宇宙等の個別分野のほか、経済政策、貿易・投資に関するルールについての議論を行っていくことになったことは、今後の日米経済関係の更なる発展を方向付けた。一方、日米経済関係を一段と強固なものとするためには、連邦レベルのみならず、地方レベルにおける両国関係についての理解を深める多様な取組を一層実施していく必要がある。
- また、日加関係に関しては、ハイレベルでの働きかけにより経済関係は進展し、査証問題等も一定の改善が見られたが、未だ改善の余地があることから相当程度進展ありと判定した。また、カナダ側はG7等の多国間枠組み及びアジア太平洋における日本のイニシアチブを重視しており、28年度はG7等の場で日加連携を進めることができた。(28年度)

iii 個別分野3 米国との安全保障分野での協力推進

- 28年度は、9月の日米物品役務相互提供協定(日米ACSA)の署名や29年2月の日米共同声明の発出を始め、全ての目標が達成されたことから、目標達成と判定した。
日米ACSAに署名したことは、平和安全法制により実施可能となった物品・役務の提供について、自衛隊と米軍との間で円滑かつ迅速な実施を可能とし、自衛隊と米軍との間の緊密な協力を促進するとともに、国際の平和と安全に積極的に寄与していくという目標を達成する上で効果があった。また、29年2月に発出した日米共同声明は、米新政権における初めての外国との首脳レベルでの二国間文書であり、その意味において米新政権として日本を重視していることを示しているものとなり、日米同盟の抑止力・対処力を一層強化させるという目標を達成する上で効果があった。特に、29年2月の共同声明に盛り込まれた米国の核戦力に言及する形での拡大抑止へのコミットメント、尖閣諸島への日米安保条約第5条の適用、及び普天間飛行場の移設について辺野古移設が唯一の解決策であることの確認は、いずれも首脳レベルの文書としては事実上初めてのものであった。(28年度)
- 北部訓練場の過半の返還や日米地位協定の軍属に関する補足協定の署名・発効を始め、全ての目標が達成されたことから、目標達成と判定した。
特に、北部訓練場の過半の返還は、沖縄に関する特別行動委員会(SACO)最終報告から20年越しの課題であり、今回返還された土地は沖縄県内の米軍施設・区域の約2割に相当する面積となり、沖縄の負担軽減のための措置を含む在日米軍の再編に関する合意を着実に実施するとの目標を達成する上で効果があった。また、日米地位協定の軍属に関する補足協定の署名・発効は、日米地位協定が規定する軍属の範囲を国際約束の形で補足し、明確化するものであり、補足協定の着実な実施を通じて、日米間

の協力が一層促進され、在日米軍の軍属に対する管理が一層強化されることによって、軍属による事件・事故の再発防止が図られることが期待されることとなる。これらの成果は、沖縄の負担軽減及び日米地位協定の運用改善の取組を推進するという目標を達成する上で効果があった。(28年度)

ウ 施策 I-3 中南米地域外交

(ア) 測定指標の平成 27・28 年度目標の達成状況 (*は主要な測定指標)

個別分野 1 中南米地域・中米・カリブ諸国との協力及び交流強化		
* 1-1	貿易・投資の増大等を通じた経済関係の強化	A
* 1-2	国際社会の諸課題に関する協力関係の強化	B
1-3	要人往来及び様々なレベルでの交渉及び対外発信の強化	B
* 1-4	多国間フォーラムを活用した中米カリブ諸国との関係強化	B
1-5	中米・カリブ諸国との首脳・外相会談の実施数	C
個別分野 2 南米諸国との協力及び交流強化		
* 2-1	南米諸国との経済関係強化の進展	B
* 2-2	南米諸国との二国間関係及び国際社会における協力の強化	B
* 2-3	南米諸国出身の在日外国人を巡る諸問題への取組の進展	B
2-4	南米諸国との首脳会談と外相会談の実施数	B

(イ) 主な施策分析

i 個別分野 1 中南米地域・中米・カリブ諸国との協力及び交流強化

- 日・中米ビジネスフォーラムについては他の外交案件との兼ね合いもあり開催しなかったが、日・パナマ首脳会談、安倍総理大臣のキューバ訪問、日キューバ官民合同会議の開催、日メキシコ経済関係の強化に関する取組等の成果は極めて高く、年度目標の目標水準を全体として上回る成果が得られたと考えられることから、目標達成と判定した。

日・パナマ首脳会談においてパナマに対する円借款「パナマ首都圏都市交通 3 号線整備計画」に関する書簡の交換をし、本件事業に向けて双方が一層協力していくことで一致した。現職の総理大臣として初めて実現したキューバ訪問において、インフラ需要にあふれるキューバでの官民合同会議を政務レベルに引き上げることに合意した。

発効 10 周年を経た日メキシコ EPA を基礎として、日メキシコ経済関係は飛躍的に発展し、メキシコにおいては進出日系企業が 1,000 社を超えるに至った (28 (2016) 年現在 1,111 社、24 (2012) 年の 546 社の 2 倍以上)。また、多層的なレベルの協議の機会については、距離的に離れており、他地域と比べてハイレベルの協議の機会が少なくならざるをえない中南米地域においては、関係強化に向けた定期的な協議の場を確保するという観点から非常に重要となる。(28年度)

- 日キューバ首脳会談の実現、日カリコム外相会談やカリコム行政官招へい等の効果は特に高かったが、他方で、23 か国と国の数も多い中米・カリブ諸国において、国連改革や軍縮・各不拡散など更なる協力・相互理解の余地もある分野もあると考えるため、目標達成に至らなかったと判定した。加盟国数が多く (14 か国)、かつ一体性のある地域統合体であるカリコムに対して、国際社会における国連安保理改革、気候変動等分野での協力を確認できたことは大きい。さらに、そのように、地域統合体に対して訴えかけるといふ地域全体へのアプローチのみならず、カリコム諸国からの若手外交官・行政官招へいプログラムで、京都・広島に訪問し、日本の気候変動問題対策、核兵器の脅威などについて個別に訴えかける、いわば「点」へのアプローチも併せてできたことは非常に有益だった。また、全世界で 100 か国以上が参加する非同盟運動諸国の中で、途上国のリーダー的存在として、その立場を代弁して存在感を示すキュー

バと首脳レベルの信頼関係を構築し、国際社会の諸課題についての日本の貢献や立場をカスタロ議長に直接伝えることができた。(28年度)

- ラテンアメリカ・カリブ諸国共同体(GELAC)や国連ラテンアメリカ・カリブ経済委員会(ECLAC)、米州機構(OAS)など我が国のプレゼンスを十分に示せなかった国際会議もあるものの、アジア・中南米協力フォーラム、アジア中南米協力フォーラム(FEALAC)などの南米地域における多国間の枠組みとの対話・協議の実施、多国間フォーラムを通じた人的交流の拡大、相互理解の深化、多国間の枠組みを利用した我が国の外交政策に対する立場の発信、理解などに取り組んだが、他方で、中南米地域には、カリコム以外にも、太平洋同盟やラテンアメリカ・カリブ諸国共同体(GELAC)など様々な地域フォーラムが存在するところ、今まで以上に多様なチャンネルを活用することも課題と考えるため目標達成に至らなかったと判定した。

自由貿易を推し進める太平洋同盟諸国との間で、11月に非公式対話を開催した。また、29年3月には太平洋同盟諸国とアジア諸国のハイレベル対話に参加、藺浦外務副大臣も派遣し、自由貿易政策を含む幅広い政策について協議した。さらに、米国電子協会(IEEE)が主催するロボット・コンテストにおいて、我が国から専門家を派遣の上、優秀チームにFEALAC賞を授与、我が国の科学技術について世界に広めるとともに、アジアと中南米をつなぐ唯一のフォーラムであるFEALACの発展に貢献した。また、日・カリコム事務レベル協議も開催し、カリブ諸国との関係も強化した。(28年度)

ii 個別分野2 南米諸国との協力及び交流強化

- 日・コロンビアEPA交渉については、実質合意は達成できなかったが、非公式会合等を通じた実質的な進展や首脳レベル、政務レベルでの累次にわたるコロンビア政府への働きかけ等を行い、実質合意に向けて着実に進展したこと、及び日・チリ租税条約の発効、日・ウルグアイ投資協定の先方の国内手続きの完了、日・アルゼンチン投資協定の開始、アルゼンチン及びペルーとの租税条約締結に向けた協議の開始決定等、年度目標の目標水準に近い成果が得られたと考えられることから、目標に向けて相当程度進展したと判定した。

特に、日・チリ租税条約の発効及び、日・ウルグアイ投資協定の先方の国内手続きの完了を達成できたことは、両国間におけるビジネス環境の整備に役立ち、南米諸国との経済関係を強化する上で効果があった。経済関係強化については、当省の取組に加え、総理のアルゼンチン訪問の際に企業セミナーを開催するなど官民連携して南米地域との経済関係強化に向けた取組を行ったことが大きかったと考える。(28年度)

- 全ての目標が達成され、特に安倍総理大臣のリオデジャネイロ五輪閉会式出席、ペルー、アルゼンチン公式訪問などを通じて、例年と比べても特筆すべき首脳外交を展開することができ、日本国内でも中南米が大きく注目を浴びる1年であった。総理大臣の訪問は日本と南米諸国の関係緊密化に大きく寄与することができ、目標を達成したと判定した。

特に11月の安倍総理大臣のペルー、アルゼンチン訪問の際に現地日系社会との交流の機会を設けたことや、「次世代日系人指導者会議」や「対外発信強化のための中南米日系人招へい事業」等を通じて定期的に中南米日系人を日本に招へいしたことは、中南米における日系社会との連携をより強化させ目標を達成する上で効果があった。ペルーAPECの機会に行われた日・ペルー首脳会談においては、二国間関係の戦略的パートナーシップへの格上げ、租税条約締結に向けた協議開始での一致、我が国の国連安保理理事国入りへの支持の再確認等大きな成果をあげることができた。現職総理大臣として57年ぶりの公式訪問となったアルゼンチンでの首脳会談では、首脳レベルでの信頼関係を構築するとともに投資協定の早期妥結や租税条約等の法的枠組みの一層の促進で一致するなど、両国間の更なる関係強化に繋がった。日・コロンビア首脳会

談では、我が国のコロンビア政府と FARC の和平プロセスへの支持表明、日・コロンビア EPA 交渉の早期妥結を目指すことを確認するなど、高い潜在力を有する同国との関係強化に大きく寄与する会談となった。28 年度はペルーで APEC が行われたこともあり、総理訪問を始めとするハイレベルの訪問が実現したが、引き続き多層的なレベルの協議やマルチの場を活用した協議の機会確保が課題。(28 年度)

- 発効した日・ブラジル受刑者移送条約について、移送の関心表明のブラジル側への転達など、実際の移送プロセスが開始され、代理処罰規定の適用要請についても、27 年度に要請した事案の被疑者の逮捕という進展が見られたことから、概ね目標達成と判定した。

27 年度に発効した日・ブラジル受刑者移送条約について、実際に日本国内で服役中のブラジル人による移送の関心表明が開始され、これをブラジル政府に遅滞なく転達した。日本国内で犯罪を犯したブラジル人の代理処罰規定の適用要請については 27 年度に行った同適用要請について、ブラジル国内で被疑者が逮捕された。これらは、これまで強化に取り組んできた二国間司法協力の成果であり、我が国政府、ブラジル司法当局との緊密な連携の結果実現したものと言える。在日ブラジル人の処遇についてはブラジル側の関心も高く、受刑者移送条約の手続き加速化等が課題。(28 年度)

エ 施策 I - 4 欧州地域外交

(ア) 測定指標の平成 27・28 年度目標の達成状況 (* は主要な測定指標)

個別分野 1 欧州地域との総合的な関係強化		
* 1-1	欧州地域との政治的な対話・協力の進展	B
1-2	安全保障に関連する欧州国際機関との連携強化	B
* 1-3	欧州各国との法的枠組み構築に関する協議の進展	B
1-4	欧州への対外発信を通じた日欧相互理解の促進	B
1-5	欧州地域との協議、対話等の進展	B
個別分野 2 西欧及び中・東欧諸国との間での二国間及び国際社会における協力の推進		
* 2-1	政府間対話の進展	B
* 2-2	二国間及び国際社会の共通の諸課題に関する政策調整・協力の進展	B
2-3	民間の人的・知的交流の進展	B
2-4	欧州諸国の要人往来数(首脳・外相・外務省政務レベル以上)	B
個別分野 3 ロシアとの平和条約締結交渉の推進及び幅広い分野における日露関係の進展		
* 3-1	政治対話の深化	A
* 3-2	平和条約交渉	B
* 3-3	貿易経済分野における協力	B
3-4	国際社会における協力	B
3-5	防衛・治安分野における関係の発展	B
3-6	文化・国民間交流の進展	B
個別分野 4 中央アジア・コーカサス諸国との関係の強化		
* 4-1	各国との対話・交流等の進展	B
* 4-2	「中央アジア+日本」対話の進展	B
4-3	中央アジア・コーカサス諸国との間での首脳会談数・外相会談数	C

(イ) 主な施策分析

i 個別分野 1 欧州地域との総合的な関係強化

- EU, CoE, ASEM 全ての枠組みを通じた政治的な対話・協力が進展し、概ね目標を達成した判定した。

3回にわたり日 EU 首脳会談を実施するとともに、外相電話会談を3回実施し、6月23日の英国の EU 残留・離脱を問う国民投票直後の杉山外務事務次官のブリュッセル訪問を含め、高級実務者レベルの対話により我が国の立場に係る理解促進と今後の協力継続に貢献した。上記首脳会談の機会を含め、日 EU・EPA（経済連携協定）の早期大枠合意及び SPA（戦略的パートナーシップ協定）交渉の早期妥結の重要性につきハイレベルで確認し、両交渉の進展に弾みをつけた。EPA 及び SPA については事務レベルの交渉を中断なく実施し、SPA について多くの分野において意見が収斂し、残る論点についても前進が見られた。EU が発出したグローバル戦略は、我が国が進める外交政策と方向を同じくするものとなり、今後の日 EU 関係の進展に資するものとなった。これは、様々な機会を活用し我が国の立場を EU 側に伝達してきたことが功を奏したものである。

各種会合への我が国代表の参加や財政支援並びにオブザーバー国就任 20 周年の機会の東大寺仏像・仮面写真展の開催は欧州評議会との協力推進に貢献した。

ASEM 第 11 回首脳会合に安倍総理大臣が出席し、我が国が重視する海洋安全保障や北朝鮮の核・ミサイル開発及び拉致問題に言及のある議長声明を採択でき、我が国主導でテロに関する独立した声明を発出し、ASEM での我が国のプレゼンス向上に貢献した。また、我が国の ASEF 理事の執行委員会メンバー就任と、ASEM 観光促進講演会のミャンマーとの共催、事業への資金面での支援や我が国代表の参加は ASEF との協力関係の進展に貢献した。（28 年度）

- スロバキア及びチェコ（改正）との社会保障協定の署名、スロベニア、ラトビア、ベルギー（改正）及びオーストリア（改正）との租税条約の署名、リトアニアとの租税条約に係る実質合意、ノルウェーとの税関相互支援協定の署名・発効など、総じて大きな進展があった。ルクセンブルク及びイタリアとの社会保障協定は発効に至らなかったが、上記のとおり大きな進展があったことから、全体として目標達成と判定した。

スロバキア及びチェコ（改正）との社会保障協定の署名、並びにベルギーとの租税条約の署名などは、交渉の早期妥結との目標を上回る成果であった。また、29 年 1 月に岸田外務大臣のチェコ訪問の際に、チェコとの社会保障協定の改正に合意し、その後署名したことは、二国間関係を進展させる上で有意義であった。航空協定に関しては、オランダとの協定附属書の修正完了、ルクセンブルクとの非公式協議の開催など、二国間関係を強化するとの観点から取組を進めた。（28 年度）

ii 個別分野 2 西欧及び中・東欧諸国との間での二国間及び国際社会における協力の推進

- 英国、フランス、ドイツ、イタリア及びウクライナとは活発な要人往来を実現し、ハイレベルの政府間対話により各国との信頼関係を深めるとともに、国際社会における連携を発展させたことから、概ね目標を達成したと判定した。

G7 サミット直前の 4 月から 5 月にかけて前議長国であるドイツ及び英国、フランス、イタリアと首脳会談を実施したことは、サミットにおいて日欧が緊密に協力することを確認する機会となり、特筆すべき意義がある。

また、29 年 3 月には、安倍総理大臣がドイツ、フランス及び G7 議長国イタリアを訪問して首脳会談を実施し、同年 5 月の G7 タオルミーナ・サミットに向けた連携を確認するとともに、共通の価値に基づいた G7 の結束や、強く結束した欧州の重要性を確認できたことは極めて有意義であった。

特に、英国との関係では、6 月の英国の EU 離脱国民投票以降、活発な要人間の接触を通じて、我が国の関心事項を適時的確に伝達するとともに、日英関係の重要性が不

変であること、欧州進出企業への悪影響を最小限とするべく最大限の配慮を行うこと等をハイレベルで確認できた。

ドイツとの関係では、29年3月、ドイツ・ハノーバー市で開催された CeBIT（情報通信機器に関する世界最大級の展示会）において、日独両首脳が日本企業ブースを訪問し、日本が世界をリードする同分野の技術を発信できたことは大きな意義があった。

ウクライナとのハイレベル対話を維持したことは、信頼関係を更に発展させることとなり、非常に重要であった。また、経済合同会議等の専門的な対話を実施することで、相互理解が促進された。

ブラッケ・ベルギー下院議長、クヴェール・ハンガリー国会議長及びバルビー・ウクライナ最高会議議長と安倍総理大臣との間で良好な二国間の議会交流を確認し、今後も関係を発展させていくことで一致したことは、政府間協力でカバーできない幅広い協力関係の構築を一層進める契機となった。

また、ハンガリー外務貿易大臣訪日時にワーキング・ホリデー協定に署名したことは、日・ハンガリー間の裾野の広い人的交流を活発化させていくという新たな意義があった。

長年政務訪問が行われていなかったアイルランドに外務大臣が、スロバキアに外務副大臣が訪問したことは、幅広い協力関係の構築を大きく進める契機となった。特に、29年1月の岸田外務大臣のアイルランド訪問は日アイルランド外交関係樹立60周年の盛大な幕開けとなり、同年3月のフラナガン・アイルランド外相の訪日にもつながった。（28年度）

- 英国、フランス、イタリアとの関係で、各種協議等を通じて、安保・防衛協力分野を始めとする各種の具体的な協力が進展したことから、概ね目標を達成したと判定した。

英国との関係では、10月のタイフーン戦闘機部隊の訪日や途上国の能力構築支援における連携等の安保・防衛協力の進展を始めとして、幅広い分野においてハイレベルの合意事項が具体化された。また、英国のEU離脱に関する日本政府タスクフォースが策定した我が国のメッセージを、英国及び独、仏、伊等の主要国を始めとするEUに様々な機会を捉えて伝達した。

フランスとの関係では、ハイレベルで合意された防衛装備品・技術協力案件の具体化が進捗している。

イタリアとの関係では、安保・防衛協力分野においては、防衛装備品・技術協力に向けた予備的な協議を実施し、防衛装備品・技術移転協定締結に向けた交渉を開始した。

ドイツとは、日独外相・防衛当局者間協議を通じた輸出管理及びサイバー等の国際社会の諸課題について緊密に連携していくことを確認した。

「ウクライナ・サポート・グループ」の議長国として日本は、ウクライナ情勢の平和的解決に向けた国内改革を後押しし、ウクライナの安定化に大きく寄与するという重要な役割を果たした。

「GUAM+日本」観光振興ワークショップを通じて、人的交流、社会発展に向けた連携の緊密化を促進したことは、裾野の広い協力関係を深化させた。

「V4+日本」政策対話を通じ、EUの中で影響力を増しつつあるV4諸国との緊密な政策調整を実施したことは、今後の日・V4間の協力関係を深化させるのみならず、国際社会の抱える諸課題に協調して取り組むことを可能とした。

北欧・バルト8か国（NB8）諸国とは、イノベーションに関する「NB8+日本」会合を通じ、各国の科学技術政策やNB8と日本の間での研究者間の人材交流・共同研究をテーマに意見交換を実施した。（28年度）

iii 個別分野3 ロシアとの平和条約締結交渉の推進及び幅広い分野における日露関係の進展

- 政治対話については、かねてより準備を進めてきたプーチン大統領の訪日を実現したことに加え、2回の総理訪露、外務大臣の相互訪問及び国際会議のマージンでの首脳・外相会談の実施等、成果は極めて高く、目標を大幅に上回って達成したと判定した。平和条約交渉については、プーチン大統領の訪日を実現し、平和条約問題を解決するとの両首脳自身の真摯な決意声明に書き込むことができたことをはじめ、全ての目標が達成されたことから、目標達成と判定した。

4月の外相会談でのやりとりを踏まえ、5月のソチでの首脳会談で、「新しいアプローチ」で交渉を精力的に進めていくとの認識を両首脳で共有できた。そして12月初めの外相会談を経て、12月の山口における首脳会談において、平和条約問題を解決するとの両首脳自身の真摯な決意が示された。また、北方四島において特別な制度の下で共同経済活動を行うための協議の開始に合意するとともに、元島民の方々による墓参などのための手続を改善することで一致し、平和条約の締結に向けた重要な一歩となり、大きな成果と認められる。(28年度)

- 経済分野では、5月の日露首脳会談で提示された8項目の「協カプラン」の具体化をはじめ、全ての目標が達成されたことから、目標達成と判定した。

5月のソチでの首脳会談で、安倍総理から8項目の「協カプラン」を提示し、11月の「『協カプラン』の具体化に関する日露ハイレベル作業部会」及び「貿易経済に関する日露政府間委員会」第12回会合の開催等を通して、日本企業のロシア進出支援、ロシアの貿易投資環境の改善を求めた。12月のプーチン大統領訪日時には、「協カプラン」の更なる具体化を進めることで一致するとともに医療、都市環境、エネルギー、産業多様化、人的交流、知財等の幅広い分野で、12件の政府・当局間文書、68件の民間文書が署名されたことは、日本企業のロシア進出支援を推進する上で効果があった。(28年度)

- 国際協力分野では、首脳・外相会談等の機会を通して、北朝鮮、シリア、ウクライナ情勢など国際社会が直面する様々な問題について建設的な役割を果たすようロシアに働きかけ、サイバー、テロ、中東、軍縮・不拡散といった分野で外交当局間の協議を行ったことから、概ね目標達成と判定した。

北朝鮮情勢に関しては、北朝鮮による28年1月の核実験、28年2月の弾道ミサイル発射及び9月の再度の核実験実施を受けて、日露首脳電話会談及び日露外相電話会談を迅速に実施し、この問題について引き続き日露で連携していくことを確認した。

- 安全保障分野では、第1回を開催してから時間が経過していた閣僚級の日露外交・防衛当局間協議「2+2」を29年3月に東京で実施したことを始め、安全保障分野・治安分野の様々な日露間の対話が実現し、全ての目標が達成されたことから、目標達成と判定した。

特に、日露「2+2」では、安全保障分野における日露間の信頼醸成に向けた様々な議論が行われ、日露防衛当局間で実施してきた実務レベル協議、部隊間交流、捜索・救難共同訓練を継続していくことで一致した。また、次回「2+2」をロシアで開催することで一致した。(28年度)

- 文化・国民間交流の分野では、各種スキームにより、6名の招へいが実施され、ロシア情勢、日露関係等について有益な意見交換を行ったことを始め、全ての目標が達成されたことから、目標達成と判定した。

28年9月～12月にモスクワで開催された「日本の秋」フェスティバルに累計5万人弱が来場し好評を博したことは、日露の文化交流の促進に大きく寄与した。

また、12月のプーチン大統領訪日の際に、「ロシアにおける日本年」及び「日本におけるロシア年」を30年に開催することで一致した。この開催に向けて日露で準備される様々な企画を通じて、日露間における人的交流が拡大している。(28年度)

iv 個別分野4 中央アジア・コーカサス諸国との関係の強化

- 首脳・閣僚、議員・議会関係、政府関係者、民間・文化人といった全てのレベルにおいて27年度の総理訪問のフォローアップを含めて27年並みの対話・交流が実現し、下記分析のとおり概ね目標は達成したと判定した。

ナザルバエフ・カザフスタン大統領訪日は、中央アジア国家元首初の国会演説、国家元首として2人目の被爆地広島訪問が実現するなど、公式実務訪問の域を超えた高い成果が達成されたといえる。また、サブスタンスの面でも、カザフスタンにおける投資環境改善に向けた協議枠組み設置に合意し日系企業の現地進出の加速化に道筋をつけるなど、安倍総理大臣の中央アジア歴訪フォローアップの面でも一定の成果を上げるとともに、カザフスタンの有する地政学的重要性、カザフスタンが旧ソ連時代に核実験場を有していたことなども踏まえ、安全保障、核廃絶等の面で我が国と利害を共有する部分が多いことから、単に二国間、地域間の枠を超えて国際的な諸課題にも協力して取り組んでいくことが共同声明の形で公表されたことの意義は極めて大きいと評価される。なお、4月の核セキュリティ・サミットにおいても安倍総理大臣とナザルバエフ大統領との間で首脳会談が行われ、核兵器なき世界に向けた両国のコミットメントが再確認されたが、同サミットには日本以外からは34カ国の首脳(大統領・首相)が出席したのに対し、2日間のサミット期間中、安倍総理大臣が首脳会談を実施したのはカザフスタンを含め7カ国に留まっており、この点からも本件首脳会談の重要性が確認される。

ナザルバエフ大統領訪日以外の各種政治対話、議員・議会間交流も活発に実施され、ジョージアからの閣僚3名の訪日をはじめ、関係8カ国のうちタジキスタンを除く7カ国との間で何らかの往来が実現し、政治対話継続の着実な進展が見られた。

安倍総理大臣の中央アジア歴訪のフォローアップを日本政府一丸となって確実に進めるため、日・中央アジア交流促進会議を2回実施し、今後の方向性に関する関係省庁間の意見集約が図られたことの意義は大きく、本件フォローアップという面でも一定の成果を上げることができた。(28年度)

- 「中央アジア+日本」対話については、外相会合、高級実務者会合は日程調整の結果として年度内に開催されなかったが、29年度の早期開催に向けてのモメンタムが維持されたこと、及び「中央アジア+日本」ビジネス対話の開催や従来の公開シンポジウムに加えて、音楽祭、映画祭、大使館オープンイベントを開催するなど、新たな対話の枠組発足等、対話の進展があり、全体としては目標達成に向け相当程度進展ありと判定した。

新しい試みとして、「中央アジア+日本」対話の枠組みの下、日本と中央アジア各国との経済・通商関係発展を後押しすることを目的に、29年2月に120名を超える日本企業・経済団体の関係者が参加する「中央アジア+日本」ビジネス対話を開催できたことは、彼我の企業関係者との間のネットワーク構築として結実し、今後の地域共通の課題に関する中央アジア諸国との対話の深化につながり、中央アジアにおける地域協力を進展させるとの中期目標も踏まえれば、延期のやむなきに至った外相会合を補完するものとして、中央アジアと日本との対話に一定程度の進展が見られた。第9回知的対話(東京対話)としては、「知られざる中央アジア：その魅力と日本との絆」と題して、日本における中央アジアの知名度の抜本的拡大を目指すため、従来の公開シンポジウムに加えて、新たな試みとして、音楽祭、映画祭、大使館オープンイベントを

開催したところ、総勢約 1,200 名が本イベントに参加し、メディアにも多く取り上げられ、中央アジアの知名度向上や日本の対中央アジア外交への理解促進を図ることができた。(28 年度)

オ 施策 I-5 中東地域外交

(ア) 測定指標の平成 27・28 年度目標の達成状況 (* は主要な測定指標)

個別分野 1 中東地域安定化に向けた働きかけ		
* 1-1	中東和平の実現に向けた我が国の具体的取組と成果	B
* 1-2	イラク・アフガニスタンの復興の進展	B
* 1-3	イランの核問題に関する最終合意を受けた二国間関係の強化、及びイランと地域・国際社会との信頼構築の後押し	B
* 1-4	中東・北アフリカ諸国の諸改革及び安定的な移行に向けた自助努力への支援	B
1-5	中東和平実現の取組に係る我が国及び中東和平関係諸国の要人往来数	B
1-6	対パレスチナ支援指標：パレスチナ支援に係るパレスチナ及び我が国を含む関係国との会議数(回廊、東アジア協力、ハイレベル会合等)	B
個別分野 2 中東諸国との関係の強化		
* 2-1	中東・イスラム諸国との交流・対話の深化	B
* 2-2	自由貿易協定、投資協定等を通じた物品・サービス貿易の推進、投資・エネルギー分野における経済関係強化	B
2-3	中東地域産油国(特に GCC 諸国)との経済関係強化に向けての各種協議・事業の実施	B
2-4	中東諸国との関係強化に係る事業実施数(中東和平青年招へい、イスラム世界との未来対話会合、日本・アラブ経済フォーラム等)	B
2-5	中東諸国との関係強化に係る要人往来数	B
2-6	経済条約の締結数	B

(イ) 主な施策分析

i 個別分野 1 中東地域安定化に向けた働きかけ

- イスラエル、パレスチナ両当事者への首脳会談を含むハイレベルの働きかけ、政府代表の現地訪問、切れ目のない対パレスチナ経済支援、当事者間の信頼醸成を目的としたイスラエル・パレスチナ合同青年招聘等、概ね目標を達成したと判定した。

中東和平に関しては、26 年度から 27 年度に実施した首脳レベルでの会談における働きかけをもとに、河野政府代表(7 月及び 11 月)、藺浦外務副大臣(9 月)によるイスラエル・パレスチナ訪問、イスラエル及びパレスチナの閣僚級の訪日の機会に外務省の政務レベルとの会談を行い、双方に対して対話の再開を働きかけるとともに、二国家解決を堅持する日本の姿勢を伝えたことに対しては、双方から、日本の中東和平に関する立場と役割につき高い期待感が示された。

また、パレスチナ経済自立のための我が国独自の取組である「平和と繁栄の回廊」構想の旗艦事業であるジェリコ農産加工団地(JAIP)建設プロジェクトでは、29 年 3 月現在、6 社が稼働をはじめ、建設ラッシュが続いている。停滞する政治プロセスの中、パレスチナ人に雇用と希望を提供するものとして、また実務を通じて関係者間の信頼醸成に寄与するプロジェクトとして、国際社会における認知度と評価が高まっている。特に、9 月の「平和と繁栄の回廊」構想四者閣僚級会合の成功は、中東和平の政治トラックに進展が見られず、両当事者間の直接交渉中断後に発生した暴力の連鎖によって当事者間の信頼が著しく損なわれている中、我が国の主導により当事者の閣僚級が一堂に会する機会を創出したものとして大きな注目を浴び、単に同プロジェクトの促

進に留まることなく、両当事者間の高いレベルの信頼醸成に大きく貢献するものとなった。

27年度同様、イスラエル・パレスチナ合同青年招へいも着実に実施され、隣人であるにもかかわらず普段接する機会のないお互いに対するイメージを変え、新しいネットワークの構築を図ることができた。

これらの取組は、中東和平に貢献するという施策目標の達成に向け極めて有効であった。(28年度)

- イラクについては、イラクの国づくりに資する経済協力案件を実施し、さらに、難民・国内避難民への人道支援及び安定化支援を適切な形で実施した。

アフガニスタンについては、26年12月に行われた「アフガニスタンに関するロンドン会合」に続く閣僚級会合である「アフガニスタンに関するブリュッセル会合」が28年10月に開催され、SMAFの基本原則である相互責任原則に基づいて、日本として29年からの4年間にわたる対アフガニスタン支援プレッジを成功裏に表明した。

以上を踏まえ、概ね目標を達成したと判定した。

イラクについては、G7伊勢志摩サミットにおいて我が国が主導し、財政危機に直面するイラクに対する財政支援をとりまとめた。また電力分野における円借款案件を新たに決定し、喫緊の課題となっている300万人を越える国内避難民に対する約1億ドルの人道・安定化支援を実施した。また、政務レベル等からイラク側に国民融和の働きかけを実施した。さらにエルビル領事事務所を設置し、クルディスタン地域との関係強化を図った。これらは、国民融和の推進やイラクの安定化等の中期目標の達成に資するものとなった。

アフガニスタンについては、「アフガニスタンに関するブリュッセル会合」において、アフガニスタンと国際社会が相互にコミットメントを履行するという相互責任の原則に基づき日本の支援プレッジを表明できたことは、日本が今後対アフガニスタン支援を効果的に実施していく上で重要な基盤となったため、効果が高かったと言える。(28年度)

- 核合意成立後のイランに対し、首脳、外相レベルを始め、累次、核合意の着実な履行及び中東の平和と安定に向けたイランの建設的役割について有効な働きかけを行い、原子力安全分野、保障措置分野についても実質的な協力を推し進めることができた。また、経済を含む二国間関係の強化についても、「日・イラン協力協議会」の枠組での協議実施や、無償資金協力の活用、日・イラン投資協定の発効といった実質的な取組を進めることができたため、概ね目標を達成したと判定した。

イランによる核合意の着実な履行に向けた首脳、外相をはじめとするハイレベルの働きかけは、核合意の履行に責任を有するローハニ大統領、ザリーフ外相への直接の働きかけであり、イランと伝統的友好関係を有する我が国ならではの有効かつ効率性が高い取組であった。核合意については、日本はイランによる合意の着実な遵守に向けた協力を進めており、12月のザリーフ外相訪日の際、日本はIAEAを通じた原子力安全分野の協力のために55万ユーロ、また、保障措置分野の協力のために150万ユーロの対イラン支援を決定した旨発表したが、右支援について、イラン政府及び他の包括的作業計画の当事者やIAEAから高く評価を受けるとともに、イラン国内でも好意的に報じられ、イランによる包括的作業計画の継続的履行の気運を高めた。また、「日・イラン協力協議会」は経済協力、経済、環境、厚生、文化・スポーツ、知的交流を包摂する枠組みであり、各省庁との連携の下での各作業部会の着実な実施により、核合意後のイランとの一層の関係強化を有効且つ効率的に進めることができた。さらに、無

償資金協力や投資協定は、我が国の企業が制裁解除のイランへの進出を進めるなど、経済関係の発展を支える環境整備の一環として有効であった。(28年度)

- 中東・北アフリカ諸国の諸改革及び安定的な移行に向けた自助努力への支援については、28年度も、27年度と同様、地域の安定のみならず国際テロには屈しないという我が国の強い意思を表明するものとして、バランスのとれた適時適切な支援を継続し、概ね目標を達成したと判定した。

シリア及び周辺国に対する人道支援を、適時適切に実施し、特に28年補正予算で拠出した国連機関等を通じたシリア及び周辺国に対する約2.4億ドルの支援(食糧支援、水・衛生状況の改善、国境管理能力の強化、法制度整備、生活環境改善、職業訓練等)については、29年4月にブリュッセルで開催されるシリア支援会合において、効果的に広報する予定である。

また、28年から安保理非常任理事国となったことから、日本は安保理における議論に積極的に貢献したほか、5月にはG7伊勢志摩サミットにおいて、議長国としてシリアを含む中東情勢に関する議論をリードした。そして、5月にウィーンで開催された「国際シリア支援グループ(ISSG)閣僚会合」に日本から初めて参加し、9月に国連総会ハイレベルウィークに合わせて開催された同会合に岸田外務大臣が参加し、深刻な人道危機が続くシリア情勢の改善及び安定のために積極的に貢献していく姿勢を国際社会において示すことができた。

アラブの春以降の治安情勢悪化等のため直接の支援が滞っていたリビアについては、国内の全政治勢力を結集した国連主導による政治対話プロセスが始まったことを受け、安定化のため、28年度補正予算で、総額400万ドルの支援を決定したことの意義は極めて大きく、今後の更なる支援実施につながるものである。

また、アルジェリアについても、同様に28年度補正予算で、UNODCを通じた国境管理能力強化案件の実施を決定したことは、今後の同国の安定に寄与するものである。(28年度)

ii 個別分野2 中東諸国との関係の強化

- 我が国と中東諸国との間では従来から活発な要人往来が行われており、ハイレベルでの意思疎通を通して、テロ対策を含む安全保障、開発支援、経済連携などを円滑に進める重要な鍵となっているところ、28年度についても、27年度同様、国連総会等の機会をとらえたものも含め、関係国要人との充実した対話を実施し、概ね目標を達成したと判定した。

要人往来・対話に関しては、テロとの戦いの最前線にあり、また、隣国シリアから流入する難民・避難民への対応に苦しむトルコとの間で、27年度に続き首脳会談を行ったほか、中東和平の重要なパートナーであり、この地域で邦人がテロ事件に巻き込まれた場合などに情報収集、解放交渉などで重要な足場を提供し続けてきているヨルダンとの間でも2度の首脳会談を実施しており、今後ともテロ対応、中東和平等で緊密かつ良好な関係を維持することが不可欠である両国とかかるハイレベルの対話が維持、継続されていることは、大きな意義を持つ。また、28年度は湾岸諸国との間で重要な往来、対話が実現した年であった。サウジアラビアとの間では、9月のムハンマド副皇太子兼国防相の訪日と同訪日に際する外相会談、10月の国連総会に際する外相会談、29年3月にはサルマン国王の訪日を実現したほか、クウェート首相の訪日(5月、公式実務訪問賓客)、カタール首長との首脳会談(9月の国連総会)及び10月の日・カタール外相会談の実施、更には、29年3月のオマーン諮問議会議長訪日(衆院議長招待)などが行われた。中でも、サウジアラビアのサルマン国王訪日は、単に46年振りとなる国王訪日という話題性だけではなく、繰り返し内外のメディアにも取り

上げられたように大規模な経済ミッションを帯同したものであり、両国関係の深化、発展に資するエポック・メイキングな訪日となった。

イスラエル・パレスチナ合同青年招へいについては、不断の継続が不可欠であり、28年度も19回目の実施を無事終えることができ、今後への確かな種まきとなった。

湾岸地域とのワークショップについては、湾岸諸国との間での要人往来が盛んに行われ二国間の交流の機会が多く実現したこともあり、ワークショップとしては湾岸諸国のみを対象とした形で開催しなかったが、右を補完するものとして、実績欄に記載の複数の行事に積極的に関わることにより、我が国と中東諸国との間の重層的な関係の深化につながった。(28年度)

- イスラエルとの投資協定については発効の目処が付き、サウジアラビア、イランとの投資協定は発効手続きが全て整い29年4月に発効することとなるなど、具体的成果はあったが、日・GCC・FTAは進展がなく目標の達成には至らなかった。

これ以外にも日・トルコEPAでは6月に第5回、29年1月に第6回交渉会合を実施し、物品貿易や投資等の各分野について議論を行うなど着実な進展が見られ、UAE、カタールなど投資協定関連の交渉に目立った進展がなかったものについても、協定締結に向けた機運が盛り上がりつつある。(28年度)

カ 施策I-6 アフリカ地域外交

(ア) 測定指標の平成27・28年度目標の達成状況 (*は主要な測定指標)

個別分野1	TICAD プロセス、多国間枠組み等を通じたアフリカ開発の推進	
*1-1	TICAD プロセスの推進	B
*1-2	対アフリカ協力における関連諸国との協調の推進	B
*1-3	アフリカの緊急ニーズへの対応	B
個別分野2	アフリカとの対話・交流及び我が国の対アフリカ政策に関する広報の推進	
*2-1	アフリカとの対話・交流の推進	B
2-2	我が国の対アフリカ政策に関する広報の推進	B

(イ) 主な施策分析

i 個別分野1 TICAD プロセス、多国間枠組み等を通じたアフリカ開発の推進

- 全ての目標が達成され、特にTICADVのフォローアップ及びTICADVIについて顕著な成果を得ることができたことから、目標達成と判定した。

TICADVで表明したアフリカ支援策に関し、25年から27年までの進捗報告書を提出した。同報告書において、日本は5年間のTICADVコミットメントのうち3年間で進捗率が約68%に達していることを示した(具体的にはODA総額約9,500億円、非ODA1兆2,180億円を実施)。また、同報告書においては日本の取組のみならず、アフリカ及びパートナー(国際機関、アフリカ以外の諸外国等)が行った取組も詳しく記載することにより、包括的にTICADVフォローアップを行うことができた。

TICADVIは、TICAD史上初のアフリカ開催となったが、我が国は同会議の共同議長として、開催準備及び成果文書の作成プロセスを積極的に主導する等リーダーシップを発揮し、円滑に実施することができた。同会議の成果文書として「ナイロビ宣言」を成功裏に採択することができた。同会議は、共催者、53のアフリカ諸国、ドナー諸国、国際機関及びNGO等の市民社会の代表等、約11,000人の参加を得て、前回(TICADV)の約4,500名を大きく上回り、20年以上の歴史を有するTICADプロセスの中で最大規模の会議となった。安倍総理大臣が基調演説で発表した官民総額300億ドル規模の質の高いインフラ整備や保健システム構築、平和と安定の基礎作り等のアフリカの未来への投資など、我が国の取組に対しては、アフリカ各国首脳から高い評価が表明され

た。また、総理同行経済ミッションとして、77団体の企業・大学等が参加し、22の民間企業・団体が26のアフリカ諸国・国際機関等との間で計73本の覚書に署名するとともに、「日アフリカ官民経済フォーラム」の立ち上げも表明されるなど、官民連携の面でも顕著な前進が見られ、アフリカ首脳及びアフリカ経済界代表からは、日本企業の取組に対する評価と更なる投資促進への期待が述べられた。参加人数及び官民のコミットメントの規模において、これまでの実績を上回る成果を上げ、初のアフリカ開催を歴史的成功に導くことができた。一方で、日本がコミットした官民総額300億ドルは、他のドナー国との量的比較では必ずしも優位に立つものではなく、アフリカ諸国の中では他のドナー国の存在感も目立つ。この事実から、28年度の年度目標は達成しつつも、「TICADプロセスを通じてアフリカ各国との協力関係を強化し、ひいては国際社会での我が国のリーダーシップを強化する」という中期目標に照らし、目標を大幅に上回って達成したとは言えないと判定した。(28年度)

- 我が国が議長国として主催したG7関連会合や、日米及び日仏のアフリカ協力に関して高い成果を得ることができたが、アジア諸国との協力という観点から重要な要素である日中韓アフリカ政策協議は実施できなかったことから、おおむね目標に近い進展を示したと判定した。

議長国としてアフリカ開発の議論を主導し、我が国が重視するアジェンダをG7の成果文書に盛り込むことができた。また、その成果を実践する第一歩として、G7伊勢志摩サミットでの議論の結果を踏まえてTICADVIで具体的な貢献策を発出し、G7議長国として着実に伊勢志摩サミットの成果を実現する旨発表した。こうしてG7議長国として実施の面でも、国際社会を主導することができた。また、東京においてクリアリング・ハウス会合（アフリカにおける平和支援活動（Peace Support Operation：所謂PKO活動を包含した平和構築）の能力強化支援について議論するG7及び関心国による専門家会合）を実施し、アフリカの平和と安定にむけたG7の連携強化のための議論を主導した。また、関連諸国との協調の推進にあたっては、TICADVIの機会を活用し、米との間では「アフリカにおける日米クリーン・エネルギー協力に関する覚書」に署名し、仏との間では閣僚級の参加を得てTICAD史上初の日仏共催イベントを成功裏に開催する等の具体的成果を得た。このようにTICADVIを活用して関連諸国との協力関係強化を図ったことにより、TICADそのものに関しても、開かれた国際フォーラムであるとの特長を強化することができた。一方で、予定されていた日中韓アフリカ政策協議は日程の調整がつかず実施ができなかった。(28年度)

- G7伊勢志摩サミットでの約11億ドルの拠出表明のうち約半分をアフリカにて実施したこと、国連からの要請に応じたタイミングで緊急無償資金協力を実施したことから、目標達成と判定した。

前年までのエボラ出血熱の流行により、アフリカにおける保健システムの脆弱性に対応する必要性が改めて浮き彫りになったことを受け、TICADVIにおいて、「強靱な保健システムの促進」を優先分野の一つに位置付けた。TICADVIの機会には、我が国の取組として、約5億ドル以上の保健分野の支援をアフリカで実施することを表明することができた。また、アフリカにおける自然災害の発生に起因する緊急の支援ニーズに対して、無償資金協力を活用した食料援助等により迅速に対応した。(28年度)

ii 個別分野2 アフリカとの対話・交流及び我が国の対アフリカ政策に関する広報の推進

- ガーナ（マハマ大統領）、チャド（デビー・イトゥノ大統領）、モザンビーク（ニューシ大統領）の大統領訪日の機会に首脳会談の実施及び共同声明の発出を行うなど、全ての目標が達成された。更に、TICADVIに際しては、日本政府を代表して安倍総理大臣

が出席し、当省からは岸田外務大臣及び武井外務大臣政務官が、また関係省庁からも閣僚級が複数名出席し、アフリカ側出席者との間で対話・交流を大変活発に行うことができた。一方、27年度に引き続き、他のドナー国との比較の視点では、ハイレベルの要人往来の絶対数は少なかったことから、アフリカ諸国における日本のプレゼンス確保のために更なる拡充努力が必要であり、相当程度の進展と判定した。

TICADVIにおいて安倍総理大臣が26カ国のアフリカ首脳との間で個別又はグループでの会談を行い、各国との二国間関係強化、国際社会における協力等を進める上で有意義であった。また、これらの会談は、TICADVIにおける今後のアフリカの開発と成長に向けた明確な方向性を示す「ナイロビ宣言」及び「実施計画」の採択にもつながった。日・ケニア首脳会談の際に発出した共同声明は、モンバサ港の経済特区（SEZ）の開発を日本とケニアが協力して行う旨に合意し、東アフリカ最大の港湾として潜在能力が高い同地域への日本企業進出の足場を築いた。首脳会談のフォローアップとして、日ケニア両政府間の合同委員会が立ち上げられ、29年4月には、官民ビジネスミッションを現地ナイロビに派遣予定）。さらに、共同声明では、安保理改革や北朝鮮、海洋をめぐる問題といった日本の重要外交課題についても日本の立場に対するケニア側の理解を得て、首脳間の共通認識として発信することができた。これらの取組は、日本のアフリカに対する高い関心を示し、アフリカ各国との関係を強化するとともに、アフリカ各国から日本の外交政策への理解と支持を得る上で大変効果的であった。（28年度）

キ 施策Ⅳ－1 領事業務の充実

（ア）測定指標の平成27・28年度目標の達成状況（*は主要な測定指標）

個別分野1 領事サービスの充実		
* 1-1	利用者の評価等サービスの向上	B
* 1-2	領事研修の実施	B
* 1-3	日本人学校・補習授業校への援助	A
* 1-4	IC 旅券の発給及び不正取得等の防止	A
1-5	在外選挙人登録手続き及び制度の周知並びに登録申請の適正な処理	B
1-6	国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約（ハーグ条約）の締結を受けた条約上の中央当局の任務の適切な実施	B
1-7	在留届の電子届出率（利用率）及び外務省海外旅行登録「たびレジ」登録者数	B
1-8	メールマガジン配信システム利用可能公館数	A
1-9	領事業務の業務・システムの最適化の事業の進展	B
個別分野2 在外邦人の安全確保に向けた取組		
* 2-1	在外邦人の安全・危機管理に関する体制整備	B
* 2-2	在外邦人保護のための緊急事態対応	B
* 2-3	在外邦人の安全に関する情報収集と官民連携	B
2-4	困窮邦人等の援護	B
個別分野3 外国人問題への取組		
* 3-1	出入国管理上問題がないと見られる外国人へのビザ発給要件緩和	B
* 3-2	在日外国人問題への取組	B

（イ）主な施策分析

i 個別分野1 領事サービスの充実

- 在外公館の領事窓口対応について、27年度に引き続き80%から「丁寧である」との回答を得た。他方、入館時の受付対応については、27年度と比し2ポイントアップした

ものの「丁寧である」が68%、電話対応については、「丁寧である」が76%にとどまった結果を踏まえ、目標の一部を達成したと判定した。

アンケート調査結果で電話対応や窓口対応に関し対応が冷たい等「丁寧な対応ではない」との回答が10%以上(かつ2桁の回答数)あった3公館(注:27年度とは異なる公館)の館長に対し領事局長から個別に注意喚起を行い、サービスの底上げを図った。また、在外公館及び本省関係部署とアンケート調査結果を共有し、各項目の内容分析を行った上で、窓口や電話対応においては利用者の立場に立った対応を心がけるとともに、来館者は待合室の環境や対応に当たる館員の身なり、表情、言葉遣い及び態度等、窓口を通じてつぶさに観察しており、窓口の対応ぶりが公館に対するイメージを形成しているとの認識を窓口業務に従事する館員全員で共有することが重要である等サービス向上に繋げる具体的な改善策を在外公館に対し伝え、指導した。29年度以降も同アンケートを実施し、サービスの向上、改善状況を確認する。また、日本国外において、27年度に導入したダウンロード方式の一般旅券発給申請書の利用が国外における発給申請の25%(29年3月度)に達した他、国民から要望が多く寄せられたダウンロード方式の一般旅券発給申請書等の動作環境の改善のための開発を行った。これらは、旅券業務を取り巻く環境の変化や技術動向を踏まえ、業務の効率化を一層進める、国民に対する更なる旅券行政サービスの向上につながる。(28年度)

- 27年度に続き、外部講師(専門家)による講義を組み入れながら、予定していた4件の研修(初任者研修2回、中堅研修、中間研修各1回)を実施した。研修内容については、在外公館からのニーズを踏まえ、日本における社会保障制度等の内容を盛り込むなど研修(講義)内容を工夫した。また、近年のイスラム過激派によるテロ事件の頻発を踏まえ、テロ事件への対応能力の向上を図るため、初任者研修及び中堅研修において緊急事態(テロ)の机上訓練を取り入れると共に、在外公館においても、緊急事態対応を主目的とした中間研修を実施したが、さらに内容を拡充していく必要がある。これら実務のニーズに沿った研修を実施できたことから、おおむね目標を達成したと判定した。

本省及び在外公館で実施した研修(初任者、中堅研修及び中間研修)の緊急事態の講義において、受講者が自律的に行動することを主眼とした複数の緊急事態シナリオに基づく机上訓練を通じ、特に、初動における在留邦人、邦人旅行者への速やかな情報提供(領事メールの発出)や安否確認の手段を中心とした研修としたが、テロ発生の蓋然性が高い国に赴任する受講者と比較的蓋然性の低い国に赴任する受講者との間で危機意識の相違が見受けられた。昨今の状況を踏まえ、テロ事件は世界各地で発生する可能性があることから、領事担当官の意識向上を促し、初動時の適切な対応が出来る担当官の育成を図る必要がある。また、緊急事態に平常心を失った邦人の心理的ケアを行うことを想定したワークショップ(PFA(サイコロジカルファーストエイド/災害時における心理的応急措置))では同ワークショップ参加経験のある領事局職員が外部講師とともに研修を進行するなど、主体的に参画して、受講者の模範となるべき姿勢を示すことにより、従来の受け身的な研修に終始しないよう工夫した。(28年度)

- 厳しい予算事情の中、新たに補習授業校7校に対し、政府援助を開始し、在外教育施設への支援を従来にも増して拡充した。また、ダッカ襲撃テロ事件を受け、在外教育施設の安全対策強化の必要性がますます高まっているという状況を踏まえ、全ての補習授業校のうち、要望校に対し財政援助を実施したことから、目標達成と判定した。

さらに、緊急に対応すべき一部の日本人学校及び補習授業校について、民間危機管理専門家による安全評価(注)危機管理専門家が各教育施設を訪問し、物的・人的

警備対策を確認し、問題点と改善点を明示した報告書を作成）等を実施した。（28年度）

- 28年度は、更に旅券発行数が増加した（対前年度約50万冊増）にもかかわらず、円滑な旅券の発給を確保し、不正取得事案の認知件数も引き続き減少傾向を維持したことから、目標達成と判定した。

我が国において海外渡航文書の発給事務が開始されて150周年を迎えた機会を捉え、政府インターネットテレビや外務省ホームページ等を通じ、旅券の歴史、偽造防止技術の紹介や次期旅券冊子を導入することを発表し、旅券の管理について注意喚起を行ったことは、旅券の国際的信頼性を維持することの重要性についての認識を高める上で効果があったといえる。（28年度）

ii 個別分野2 在外邦人の安全確保に向けた取組

- 閉館時の緊急電話対応業務について、業務委嘱未導入の公館のうち10公館程度への追加導入を目標としていたものの、業者の対応可能な国に限られていたこと、また、各公館の事情により達成には至らなかったが、3公館への追加導入を行い、また、海外安全HPの「見やすさ、分かりやすさ、使いやすさ」に向けた改善・強化が更に進んだことから、相当程度進展があったと判定した。

7月に発生したダッカにおける邦人殺害テロ事件を受けて、上記「提言」の点検報告書（8月2日）に盛り込まれた海外安全HP上に掲載している「危険情報」、「スポット情報」、「広域情報」にわかりやすい発信のポイントを付ける等の改善・強化を引き続き実施したこと、またスマートフォン対応のための改善等は、国民の安全対策に役立つ、精度の高い情報を、適時にわかりやすく伝える上で極めて効果が高かった。また、ゴルゴ13安全対策マニュアルの作成は、メディアに大きく取り上げられ、国民の海外における安全対策についての意識を向上させる上で極めて効果が高かった。（28年度）

- 「提言」の点検報告書に盛り込まれた海外緊急展開チーム（ERT）強化のための国内外における自衛隊在外邦人等輸送訓練への参加や、危機管理会社による官民合同テロ・誘拐対策実地訓練の実施をはじめ、全ての目標が達成されたことから、目標達成と判定した。

海外の緊急事態発生時における速やかな邦人退避に向けたERTの国内及びタイにおける自衛隊在外邦人等輸送訓練への参加は、本番に近い環境で当省と防衛省（自衛隊）の関係の確認を行う上で極めて効果が高かった。また、官民合同テロ・誘拐対策実地訓練では、民間側から「緊急事態発生時の対処方法を具体的に学ぶことができ、非常に有意義であった」、「官と民の連携が深まった」などとする評価が見られ、一定の効果があった。（28年度）

- 主要海外通信社の外電のモニタリングにより、7月のニースにおけるテロ事件の際には、直ちに事件を認知し、迅速に在留邦人等に対して注意喚起を行うとともに、邦人の安否確認を実施することができたこと、また、「提言」の点検報告書に盛り込まれた外務省、経済産業省、日商、JETRO、経団連等企業の海外進出に関係を有する機関等が参加する「中堅・中小企業海外安全対策ネットワーク」を迅速に創設し官民連携を強化したことから、目標を達成したと判定した。

特に、主要海外通信社の外電モニタリングにより、国際テロ組織による声明や事件、未然摘発等の情報を迅速に入手したことは、邦人の安全対策における予防の観点からも、注意喚起を実施する上で極めて効果的であり、この速報を基に地域課への情報共有を28年度から強化したことから、官邸との迅速な情報共有等に大きく寄与した。「中堅・中小企業海外安全対策ネットワーク」の創設は、今後の官民連携強化の礎となった。（28年度）

iii 個別分野3 外国人問題への取組

●28年度は、ビザ緩和を戦略的に実施し訪日外国人旅行者数が過去最高を更新するなど、ビザ緩和の成果は極めて高かったが引き続き、ビザ発給数の大幅増に対応する十分な審査体制を図ることができなかつた点があるため、目標達成に至らなかつたと判定した。

ア 一般旅券所持者に対する短期滞在ビザの発給要件緩和等を実施したことは、訪日外国人旅行者数の増加（28年は過去最高の2,403万9千人（前年比21.8%増、推計値））を後押しする一因となり、クルーズ船寄港数の増加、消費税免税制度拡充などの要因と相俟って、二国間の人的交流を促進させる上で極めて効果が高かった。特に、中国からの訪日外国人旅行者数は前年を130万人以上上回り（前年比27.6%増）、全ての国・地域のなかで初めて600万人を超えた。

イ ビザ審査体制の強化については、ビザ申請増に伴ってビザ担当者の増員を行ったが、ビザ発給数が大幅に増加したため、十分な審査体制強化を図ることができなかつた。27年度に導入した新査証事務支援システムについては、運用開始後に判明した軽微な不具合の修正や改修を実施し、安定稼働を確保したことにより、より合理的で迅速な審査の実施に向けて効果があつた。また、電子査証を含む次世代査証のあり方について、東京オリンピック・パラリンピック開催年である32（2020）年の導入開始目標に向け、設計・仕様など具体的に検討を開始した。（28年度）

●28年度は、予定されていた国際ワークショップ等はすべて開催され、在日外国人に係る問題についての日本社会の啓発や関係者間での連携・協力強化という観点で一定の効果があつた。おおむね目標に近い進展を示したと判定した。他方で、即効性のある具体的な成果というのが見えづらい取組であるものの、どのようなテーマや環境設定が望ましいか、さらに検討する余地がある。

ア 外国人の受入れと社会統合のための国際ワークショップ「多文化共生社会に向けて－外国人女性の生活と活躍を中心に」の開催は、外国人女性の現状の一端や外国人女性が活躍するために必要な環境について、相互の認識を共有でき、聴衆からも活発な意見が出されるなど、多様な立場の間での議論を促進させることに一定の効果があつた。

イ 外国人集住都市会議への出席は、オブザーバー参加であつたものの、主催自治体である愛知県豊橋市周辺における在日外国人の現状と課題を把握し、国への提言へとつながる自治体の問題意識を理解する点で有効だつた。

ウ 外国人観光客の安心・安全をテーマとした在京大使館等向けの防災施策説明会は、訪日外国人が2千万人を超える現状を勘案すれば時宜を得たものであり、自治体の具体的取組に関する情報共有や災害発生時の連絡体制強化に資するものとして効果があつた。（28年度）

ク 施策V-1 外交実施体制の整備・強化

（ア）測定指標の平成27・28年度目標の達成状況（*は主要な測定指標）

* 1 外務省の人員、機構の更なる整備	B
* 2 在外公館の警備体制の強化	B
* 3 外交を支える情報防護体制の強化	B
* 4 地方連携の推進	A

（イ）主な施策分析

●厳しい財政事情が続く中、定員の合理化等を進めつつ、27年に引き続き複数の新たな大使館（実館）の開設及び定員の大幅増員の双方を実現することが出来た。そのことにより、急速に変化する安全保障環境や国際情勢に対応し、日本企業支援、戦略的対外発信、安全対策、情報収集機能等を強化するための体制整備が進展し、大きな成果を得ること

ができた。その一方で、一部在外公館を定員4名の「ミニマム・マイナス公館」とする等を含めた公館の小規模化が行われたこと、また、引き続き在外公館数及び外務省職員数は主要国と比べて格段に少ない状況にあることから、おおむね目標に近い進展を示したと判定した。

28年度は、在外公館を5公館新設、定員は安全対策の強化、地球儀を俯瞰する外交の展開、経済外交の推進を始めとし106名純増し、外交実施体制の拡充に前進が見られた。
(28年度)

- フランスやバングラデシュ等の脅威の高い在外公館の警備強化を実施、警備対策官向け危機管理研修による警備対策官の知見の向上、その成果を在外邦人の安全対策に活用した。南スーダン（7月）で発生した衝突において、施設及び警備資機材が十分確保できていなかったことから、目標達成に至らなかったと判定した。

邦人7名が殺害されたダッカ襲撃事件（7月）、ニース（7月）、これまでテロの発生していなかったドイツ（7月、12月）でイスラム過激派によるテロ事件が続発し、一部在外公館に脅威に応じた警備員の増員等を実施した。また、警備対策官を対象に新たに危機管理研修を実施し警備対策官のテロに対する知見を高め、その知見を在外邦人の安全対策指導にも活用し、在外邦人安全対策の向上に寄与する効果があった。（28年度）

- 各課室への注意喚起及び改善策の指導やきめ細かな研修の継続、自習形式のeラーニングの導入など、研修内容及び研修実施体制が拡充したことから、相当程度進展があったが、eラーニングのより効果的な実施に向けた検討を続けることが望ましく、目標達成には至らなかったと判定した。

特に、eラーニングの活用を通じて、在外公館も含めた省内横断的な情報の取扱強化等にかかる情報防護対策の強化や指導等を実施できたことは効果があったと考える。（28年度）

- 国内外での地方の魅力の発信については新たに「地方を世界へ」事業にも取り組み、また、被災地産品の輸入規制撤廃・緩和の働きかけも含め、全ての目標が達成されたことから目標達成と判定した。

国際的取組を進める地方自治体と共催し、地域の魅力を発信する相乗効果の高いセミナーを2件、地方の視察ツアーを3件実施し、セミナーは延べ184人、ツアーは延べ68人の駐日外交団等の参加を得て、地方との連携を強化することができた。また、在外公館施設の活用は地方自治体等と共催し16件実施することができた。

海外においては、27年度の「風評被害対策海外発信支援事業」を引き継ぎ、風評被害対策に加え、地方創生の一環として地域の魅力を発信する総合的なPR事業である「地域の魅力海外発信支援事業」として2件実施し、延べ36自治体と連携し、延べ23,400万人以上の外国・地域の市民に被災地を含む地方の現状を直接PRし、また風評払拭のための機運を醸成することができた。国内においては、地方創生支援として飯倉公館活用対外発信事業を4件実施し、延べ約1,200人の駐日外交団等に地方の魅力を発信することができ、内外にも報道された。このように、地方との連携を強化することにより、総合的な外交力に寄与することができ、全ての目標が達成されたことから、目標達成と判定した。

(28年度)

ケ 施策V-2 外交通信基盤の整備・拡充及びITを活用した業務改革

(ア) 測定指標の平成27・28年度目標の達成状況（*は主要な測定指標）

* 1 ホストコンピュータシステムの業務・システム最適化計画の目標達成に向けた取組	B
* 2 業務系共通プラットフォームの構築及び情報セキュリティ向上（注）	B
* 3 サイバーセキュリティ強化	B

(注)本指標は平成 27 年度をもって設定を終了したため、右欄の達成状況は平成 27 年度のみを対象としたもの。

(イ) 主な施策分析

- 28 年度は、27 年度に引き続き、人事給与業務効率化推進会議の「人事給与業務効率化に向けた改善計画」に基づき、外務省の人給共通システムへの移行計画の検討及び 29 年度以降の同システム導入に向け、内閣官房と協議を行ったが結論を得ることが出来なかった。また、内部管理業務用ホストコンピュータシステムの再構築においても、外務省における人給システムの再構築に進展が無かったため、目標達成に至らなかったと判定した。

外務省への 29 年度以降の人給共通システム導入のための移行計画について、内閣官房と協議を継続しているが、同システムに外務省が必要とする在外勤務手当計算等、業務機能の実装が含まれない限り、本来の目標である業務・システムの最適化の実現が困難であるため、引き続き、内閣官房等と協議を継続していく。(28 年度)

- 業務系共通プラットフォームへ集約した業務システムの情報セキュリティレベルを向上させるための環境整備を行ったところ、運用経費 7,700 万円の削減効果が得られたため、相当程度進展ありと判定した。この削減効果に伴い、中期目標を達成したところ、本取組について、27 年度をもって終了する。

ファイアウォール(ネットワーク間の通信を制御する機器)の導入、ウイルス対策ソフトの強化等情報セキュリティ対策の強化により業務系プラットフォームの情報セキュリティレベルの向上を図るための環境整備が図られた。(27 年度)

- 専門家による情報セキュリティ集合研修、標的型メール攻撃訓練、50 回を超える省内掲示板による情報セキュリティ対策関連の回章発出等の啓発活動を行ったことから、相当程度進展ありと判定した。

G7 伊勢志摩サミット、第 6 回アフリカ開発会議という大規模国際会議が開催されたが、いずれにおいても情報セキュリティ上、大事に至るような事案の発生は確認されなかった。監視装置の追加導入や定期的なルールの追加を実施したことにより、サイバー攻撃による被害を未然に防ぐことができたと考える。また、31 年には G20 首脳会議、32 年にはオリンピック・パラリンピック競技大会が我が国において開催されること、引き続き対策の強化を図っていく必要がある。(28 年度)

コ 施策Ⅶ-1 国際機関を通じた政務及び安全保障分野に係る国際貢献

今度は、国際刑事裁判所(ICC)分担金の評価を実施しました。

(ア) 測定指標の平成 28 年度目標の達成状況 (*は主要な測定指標)

* 1 国際社会における法の支配の強化	B
* 2 ICC における我が国のプレゼンス・影響力の確保	B

(イ) 主な施策分析

- 常設の国際刑事法廷としては唯一の機関である ICC に対し、我が国は最大の分担金拠出国としての財政的貢献を行うのみならず、締約国会議及びその下部組織への参加を通じて、ICC の効率的な運営に必要なガバナンス向上及び手続証拠規則改正に取り組んだ他、ICC と締約国との協力促進についても積極的に取り組んだ。こうした活動は ICC における捜査・裁判の進展に寄与した一方、被疑者の逮捕・引渡しが実現していない事件数及び ICC 締約国数を踏まえ、全体としては目標達成に至らないものの相当程度の進展があったと判定した。

特に我が国が、裁判所のガバナンスに関して、27 年に引き続きスタディ・ガバナンス・グループの共同議長国として議論を進めたこと、及び、ツールキット作成を通じ

て ICC と締約国との間の協力促進に務めたことは、ICC における刑事司法サイクルの進展を後押しする上で有益であった。

- 我が国は、最大の分担金拠出国として ICC の効率的な運営を監督・支援することを重視しており、そのためには、行財政事項から法律事項に至るまで様々な場で然るべき影響力を確保することが我が国の分担金の効果的な活用のためにも重要である。その観点から、我が国が締約国会議及び各関連会合や予算交渉に積極的に参加するとともに、専門的知見を要する分野については裁判官や委員等の派遣を継続して人的貢献を行うことにより、ICC における我が国のプレゼンス・影響力を確保することができたと考えられる。一方、日本人職員数の現状の割合に鑑み、相当程度の進展があったと判定した。

特に、尾崎久仁子裁判官を始めとする我が国出身の人材が裁判所、行財政に関する各委員会及び被害者支援の各分野において引き続き重要なポストを務めたことは、ICC の運営を監督・支援し我が国の人的貢献を進める上で効果があった。

サ 施策Ⅶ-2 国際機関を通じた経済及び社会分野に係る国際貢献

今次は、世界貿易機関(WTO)分担金・拠出金の評価を実施しました。

(ア) 測定指標の平成 28 年度目標の達成状況 (* は主要な測定指標)

* 1	多角的貿易体制の維持・強化	B
* 2	開発途上国の能力向上	B

(イ) 主な施策分析

- WTO の委員会等各種会合への出席や非公式閣僚会合への政務の参加をはじめ、議論に積極的に参画していくことを通して、多角的貿易体制の維持・強化に着実に貢献した。有志国による交渉 (EGA, TiSA) については、年内早期の妥結に向けて積極的に議論に貢献したものの、交渉妥結には至らなかったが、紛争解決制度においては当事国案件の他、多くの第三国案件にも積極的に参加し、保護主義を抑止する役割を担うとともに、多角的貿易体制の安定性・法の支配の向上に貢献したため、相当程度の進展があったと判定した。

特に、29 年 2 月に貿易円滑化協定 (TFA) が発効したことは多角的貿易体制の維持・強化を図る上で効果が高かった。同協定の実施により、我が国の企業が輸出先で直面することの多い貿易手続の不透明性、恣意的な運用等の課題が改善し、完成品の輸出のみならずサプライ・チェーンを国際的に展開している我が国の企業の貿易を始めとする経済活動を後押しすることが期待される。また、途上国においては、貿易取引コストの低減による貿易及び投資の拡大、不正輸出の防止、関税徴収の改善等が期待される。WTO によれば、TFA の完全な実施により、加盟国の貿易コストが平均 14.3% 減少し、世界の物品の輸出を 1 兆米ドル以上に増大させる可能性があるとされている。TFA は、WTO 発足後初めての多国間協定であり、保護主義が台頭する中で、TFA の発効及び着実な実施により多角的貿易体制の強化に我が国としても貢献することができた。

- E-ラーニングにおいて、受講者数が 27 年比約 36% 増 (年度目標は 27 年度比 5% 増) となったが、E-ラーニング以外の技術支援件数は 27 年比で微増 (5 件) にとどまった (年度目標は 27 年度比 100 件目処増) ことを踏まえ、全体として相当程度の進展があったと判定した。

E-ラーニングの受講者数においては過去最高の 10,279 人が受講し、27 年比 36% 増と大幅に増加した。特に LDC の受講者は約 3,300 人となり、これは 27 年比 50% 増となる高い伸び率であり、WTO を通じた途上国支援を促進させることができた。また、

内容的にも、特許制度に関するE-ラーニングのコースが新設され、途上国の義務履行能力及び交渉能力を向上させる上で効果があった。

E-ラーニング以外の技術支援について、年度目標の設定理由としては、24年から27年にかけて9カ国が新規加盟した（20年8月以降約4年間新規加盟はなかった）ことに伴い、技術支援案件も大幅に増えることを見込んだためであったが、結果としては微増にとどまった。一方で、受講者数は前年比で大幅に増加していることから、本技術支援に対するニーズへの対応として、一定の実績を上げた。

（注：WTOによる技術支援の実績は年単位で集計されているため、年実績をもって年度実績の達成度の判定を行っている。）

シ 施策Ⅶ-3 国際機関を通じた地球規模の諸問題に係る国際貢献

今次は、国際連合世界食糧計画(WFP) 拠出金の評価を実施しました。

(ア) 測定指標の平成28年度目標の達成状況（*は主要な測定指標）

* 1	WFP への拠出を通じた食料安全保障及び栄養改善の促進	A
* 2	日・WFP 間のパートナーシップ強化	B
3	日本人職員増強（専門職以上における日本人職員の割合）	A

(イ) 主な施策分析

●カズン事務局長の訪日をはじめとするハイレベルでの要人往来は、日本とWFPの間で人道支援、SDGsの達成に向けた取組、女性支援等の重点課題についての意思疎通を向上させ、WFPを通じた日本の施策のより効果的な実施に繋がった。また、国連ビジネス・セミナーやTICADVIへの参加、日・WFP政策協議等は、ハイレベルでの協議の深化、JICA、NGO、民間企業等の日本の幅広いパートナーとの新たな連携の促進という観点から成果があり、相当程度の進展と判定した。

カズン事務局長訪日時の岸田外務大臣との意見交換など、ハイレベルの要人往来の際に、日本が重視する難民・国内避難民支援や人道と開発の連携、女性支援、SDGs達成に向けた取組でのWFPとの連携強化、日本の民間企業やNGOなど幅広いパートナーとの連携について継続的に協議を行ったことは、具体的な事業の計画・実施への我が国外交政策の反映を促進する上で効果があった。

日本企業とWFPとの間で具体的な事業連携が開始されたことは、日本企業がWFP事業へ今後さらに参画していく上での橋頭堡ともなり得るものであった。

また、28年には、27年の6団体を上回る、7団体の日本のNGOがWFPの事業パートナーとなるなどの進展が図られた。

また4月に発生した熊本地震の際、WFPは熊本県庁とJVOADが運営する倉庫管理に対する支援を行った他、大津町、嘉島町、益城町、熊本市（西区）への倉庫5基の設置、被災地へのWFP職員の派遣などの協力を行い、日本の地方自治体やNGOとの有意義な連携が図られた。

5 今後に向けた取組

外交政策を効果的かつ効率的に推進するとともに、同政策を国民の皆様により分かりやすく説明するため、引き続き具体的かつ適切な水準の目標の設定、各施策の評価結果を踏まえた今後の施策への反映の方向性のより明確な記述等に努めていきたいと考えています。

[実施計画に基づく事後評価]

基本目標 I 地域別外交

施策 I - 1 アジア大洋州地域外交

平成 29 年度政策評価書

(外務省 28-I-1)

施策名(※)	アジア大洋州地域外交					
施策目標	<p>アジア大洋州地域の安定と繁栄の確保を目指し、地域協力を推進するとともに、域内諸国・地域間における未来に向けた友好関係を構築するため、以下を推進する。</p> <p>1 東アジア地域の地域協力を通じて地域の安定と繁栄を確保するとともに、域内各国との連携を強化する。</p> <p>2 北朝鮮をめぐる諸懸案を包括的に解決し、その上で、我が国と北東アジア地域の平和と安定に資する形で日朝国交正常化を実現する。</p> <p>3 大局的観点から重層的で未来志向の日韓関係を構築し、これを通じての地域の平和と繁栄に寄与する。</p> <p>4 日中「戦略的互惠関係」の原点に戻り、関係を進めていくよう、働きかけていく。また、日モンゴル関係を一層深化させる。</p> <p>5 我が国とメコン川流域5か国(タイ、ベトナム、カンボジア、ラオス、ミャンマー)との間において、お互いの政府要人往来をはじめとする二国間の対話・交流、インフラ海外展開等による経済外交を推進するとともに、各種経済協議を通じた貿易投資環境の整備、同地域を広域的に開発することを目指すメコン地域開発の促進などの取組を通じて、二国間関係の強化や地域の安定と発展を図る。</p> <p>6 インドネシア、シンガポール、東ティモール、フィリピン、ブルネイ及びマレーシアとの二国間関係を新たな高みに引き上げるための外交を展開する。</p> <p>7 南西アジア諸国との二国間関係を更に強化し、同地域全体の安定と繁栄に寄与する。特に潜在力の大きなインドとの間で連携を強化する。</p> <p>8 豪州、ニュージーランド(NZ)との二国間関係を更に強化するとともに、太平洋島嶼国との友好協力関係を深化し、国際社会等における我が国の取組への支援を確保する。</p>					
施策の予算額・執行額等	区分	26年度	27年度	28年度	29年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	2,302	2,453	2,463	2,594
		補正予算(b)	390	708	549	
		繰越し等(c)	△143	△366	90	
		合計(a+b+c)	2,549	2,795	3,102	
執行額(百万円)	2,396	2,624	2,650			

(※)本施策は、個別分野を設定しており、「施策の概要」、「関連する内閣の重要政策」、「測定指標」、「評価結果」(「施策の分析」及び「次期目標等への反映の方向性」)及び「作成にあたって使用した資料その他の情報」については、関連個別分野の該当欄に記入した。

評価結果(注1)	目標達成度の測定結果	(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり	(判断根拠) 主要な測定指標が概ね目標に近い実績を示したことから、左記のとおり判定した。
	測定指標の27・28年度目標の達成状況(注2)	個別分野1 東アジアにおける地域協力の強化	
		*1-1 日ASEAN協力の進展	B
		1-2 ASEAN+3(日中韓)協力の進展	B
		*1-3 東アジア首脳会議(EAS)協力の進展	B
		*1-4 日中韓三か国協力の進展	C
		1-5 地域の安定と繁栄を目指したその他の協力の進展	B
		1-6 総理及び政務三役の参加した国際会議数	B
		個別分野2 朝鮮半島の安定に向けた努力	
		*2-1 北朝鮮の核・ミサイル問題解決に向けた進展	C
		*2-2 拉致問題解決や日朝国交正常化に向けた進展	C
		2-3 日米韓首脳・外相・次官級会合の開催回数(電話会談を除く)	A
		個別分野3 未来志向の日韓関係の推進	
*3-1 未来志向の日韓関係の構築	C		
3-2 人的交流の拡大	A		

	* 3-3 経済関係緊密化のための各種協議等の推進	B
	3-4 日韓の連携、協力を通じた地域の平和と安定への寄与	B
	3-5 日韓首脳・外相会談の開催回数(電話会談を除く)	B
	個別分野4 未来志向の日中関係の推進及び日モンゴル関係の強化等	
	* 4-1 日中における「戦略的互惠関係」の一層の深化に向けた取組(経済面以外)	C
	* 4-2 日中における「戦略的互惠関係」の一層の深化に向けた取組(経済面)	B
	4-3 日モンゴル関係の着実な進展(経済面以外)	B
	4-4 日モンゴル関係の着実な進展(経済面)	B
	4-5 日台実務関係の着実な進展	B
	4-6 日中及び日モンゴル間の首脳、外相会談の実施回数(電話会談を除く)	B
	4-7 中国遺棄化学兵器問題への取組(現地調査箇所数)	B
	個別分野5 タイ、ベトナム、カンボジア、ラオス、ミャンマーとの友好関係の強化	
	* 5-1 要人往来等を通じた二国間関係の強化	B
	5-2 経済協議の実施と貿易投資環境の整備	B
	* 5-3 メコン地域開発支援の強化及びメコン地域との交流の促進	B
	5-4 要人往来数(政務官レベル以上)	B
	5-5 日・ベトナム経済連携協定に基づく看護師・介護福祉士候補者の受入れの推進	B
	個別分野6 インドネシア、シンガポール、東ティモール、フィリピン、ブルネイ、マレーシアとの友好関係の強化	
	* 6-1 要人往来を始めとする様々なレベルでの対話・交流・協力の継続・促進	B
	* 6-2 各国とのEPAの協議・実施等経済分野での関係緊密化	B
	6-3 平和構築等、地域及び国際的課題に対する協力	B
	6-4 要人の往来数(日本側は外務省政務三役、相手国は元首、首脳、外務大臣)	C
	6-5 日・インドネシア経済連携協定に基づく看護師・介護福祉士の受け入れの推進	B
	個別分野7 南西アジア諸国との友好関係の強化	
	* 7-1 インドとの特別戦略的グローバル・パートナーシップの拡大・深化	A
	* 7-2 要人往来や首脳・外相会談を含む様々なレベルでの対話・交流の継続・促進(インドを除く)	B
	7-3 南西アジア地域の平和と繁栄に向けた様々な支援・協力の実施	B
	7-4 要人往来数	B
	個別分野8 大洋州地域諸国との友好関係の強化	
	* 8-1 豪州及びNZとの関係強化	A
	* 8-2 太平洋・島サミットプロセス等を通じた太平洋島嶼国との関係強化	B
	8-3 要人の往来数	B

(注1) 評価結果については、各個別分野の「評価結果」-「施策の分析」及び「次期目標等への反映の方向性」欄の記載を併せて参照願いたい。

(注2) 「測定指標の27・28年度目標の達成状況」欄には、各個別分野の測定指標の名称及び27・28年度目標の達成状況を列挙した。「*」印は、該当する測定指標が主要な測定指標であることを示している。

学識経験を有する者の知見の活用	(外務省政策評価アドバイザー・グループ・メンバーの所見) ・アジア太平洋地域の安定と繁栄の確保のために、過去2年間は広範に目配りの効いた効果的な施策が展開されている。また個別分野での努力もさることながら、個別分野同士の連携も深まり、外交政策の縦深性が高まった。とりわけ日・ASEAN関係では海洋地域(南東アジア第二課)と大陸地域(南東アジア第一課)と地域政策課の連携が深まり、日本の東南アジア政策の戦略性が高まっている。日韓関係においては、慰安婦問題に関
-----------------	--

する日韓合意、GSOMIA 締結など、目覚しい二国間関係の発展を遂げた（合意の履行と政治的信頼醸成については尚双方の努力を要する）。日中関係は安倍総理の中国訪問（2014年11月）で好転した二国間関係の基盤を慎重に維持・発展させる努力が伺える。岸田大臣演説（2016年4月）で日中関係が二国間関係の管理を遥かに超え、地域・グローバル戦略の中に位置付けようとしたことは極めて重要である。「戦略的互惠関係」を地域・グローバルな秩序への責任という視点からさらに推進することを期待する。北朝鮮の核・ミサイル問題は問題の深刻性・複雑性を増しており、関係国と問題解決に向けた努力を常時共有する態勢確保が重要である。

- ・北朝鮮のミサイル問題など一部を除き、アジア大洋州地域外交の目標はおおむね達成されている。

施策 I-4 欧州地域外交とも係るが、EU と日本の「戦略的パートナーシップ協定 (SPA)」および経済連携協定 (EPA) の大枠合意に達する見通しとなり、ASEAN 諸国も日本の EPA 交渉方法を含め、強い関心を示している。2014 年から EU と交渉を続けているシンガポール外務省（在京大使館）から、EU 裁判所による「混合協定」意見書などの関連で評者にも問い合わせがあり、面談したが、EPA 締結後に、日本外務省による日 EU で締結された制度の概要や経験などについて、ASEAN 諸国の在京大使館向けの FTA 関係ブリーフィングも大いに歓迎されるのではないだろうか。

- ・対韓対中などの鍵となる関係をはじめ、全般に改善が見られるのは評価できる。
- ・アジア紛争下での女性尊厳事業など地道な取り組みは続けるべきである。
- ・ベトナム看護師・介護士候補への来日前 12 ヶ月日本語研修は資格試験の高合格率に直結するので高評価に値する。他方、フィリピンやインドネシアについては、協定でベトナム同様の措置が明示的に求められていなくとも、円滑な受け入れの継続のために、同水準の努力が追求されるべきではないだろうか。
- ・加えて、語学能力の向上で目標が終始している印象がある。そこで終わるのではなく、EPA を介して来日する者が日本において安定・安心した生活を送ることができ、その結果として日本社会が首尾よく回って行けるよう、関連省庁・機関・地域との連携を通じて、看護師・介護士候補への多角的な支援を検討する時期に来ているのではないか。
- ・この点、後述の領事関係における外国人定住対策などとも連動した視点のもちようが望まれる。
- ・測定指標のインバランスが気になる。具体的には、モンゴルのみを対象とした指標が 2 種類あるのに対し、たとえばインドネシアのみを対象とした指標は存在しない。単独の国を対象とした、複数の指標を有する国は、中国、韓国、モンゴルのみである。指標の対象として取り上げられることは、政策的な重要度、優先度を表すものと解されることもあることに留意されたい。

担当部局名	アジア大洋州局	政策評価 実施時期	平成 29 年 10 月
-------	---------	--------------	--------------

個別分野 1 東アジアにおける地域協力の強化

施策の概要

日本の平和、安全、繁栄にとって不可欠である、豊かで安定し開かれた東アジアの実現のため、日米同盟を基軸としながら、二国間関係に加え、日・ASEAN、東アジア首脳会議(EAS)、ASEAN+3、日中韓などの多国間の様々な地域協力枠組みを活用して連携を強化するとともに、地域共通の課題に取り組んでいく。

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

- ・第193回国会施政方針演説(平成29年1月20日)
「地球儀を俯瞰する外交」部分
- ・第193回国会外交演説(平成29年1月20日)
「日本外交の三本柱」「平和と安全／法の支配の強化」部分

測定指標 1-1 日 ASEAN 協力の進展

中期目標（一年度）

ASEAN 共同体が発足したことを踏まえ、統合の更なる深化につながる協力を進めるとともに、ASEAN 共同体ビジョン 2025 に沿った課題に関連する施策を実施していく。

27 年度

年度目標

昨年度に引き続き、日 ASEAN 友好協力に関するビジョン・ステートメントとその実施計画、26(2014) 年日 ASEAN 首脳会議議長声明に言及のあった日 ASEAN 関係における以下の項目を推進していく。

- 1 首脳・外相を始めとする高いレベルでの緊密な意見交換の実施を維持する。
- 2 海上安保・安全能力構築のための ASEAN の人材を育成する。
- 3 ASEAN 特別首脳会議で表明した ASEAN への ODA コミットメントを実施する。
- 4 域内格差是正と ASEAN の経済統合への支援を推進する。

施策の進捗状況・実績

- 1 日・ASEAN 外相会議（8月）及び日・ASEAN 首脳会議（11月）において、安全保障分野や経済分野を中心に、防災や人的交流等広範な日・ASEAN 協力について意見交換を行った。
- 2 フィリピンに対する海上法執行実務能力強化プロジェクト等、ASEAN 諸国に対し海上能力構築支援を行い、既に前年の日・ASEAN 首脳会議でコミットした 700 人を達成。
- 3 25 年度に日・ASEAN 特別首脳会議で 5 年間で 2 兆円とコミットした対 ASEAN の ODA は 1 兆円分を実施。
- 4 日・ASEAN 友好協力ビジョン・ステートメントの実施状況について、首脳会議に提出される報告書を通じてフォローした。ASEAN 共同体設立支援、格差是正を目的に ASEAN に対して拠出した日・ASEAN 統合基金により、これまでに約 370 件の事業を承認した。27 年度に承認した主な事業としては、「ASEAN 防災・人道調整センター（AHA センター）の緊急対応能力向上に資する ICT 整備及び人材育成事業」、「ASEAN 諸国における船舶通行（VTS）要員の人材育成事業」などがある。また、連結性ロードマップに基づき、ASEAN 全域で、道路・鉄道・空港といった交通・輸送インフラの整備や、税関の近代化・職員の能力向上をはじめとする連結性強化を通じた統合支援を実施した。

28 年度

年度目標

27 年度に引き続き、日 ASEAN 友好協力に関するビジョン・ステートメントとその実施計画を含め、以下の項目を推進していく。また、25 年に開催された日 ASEAN 特別首脳会議で表明した 5 年間で 2 兆円の ASEAN への ODA 供与を着実に実施する。

- 1 首脳・外相における高いレベルでの緊密な意見交換の実施を維持し、政治・安全保障、経済等様々な分野における日 ASEAN 内協力を深める。
- 2 ASEAN 共同体の更なる統合の深化への支援を推進する。
- 3 日 ASEAN 間での人的交流を推進する。

施策の進捗状況・実績

- 1 日・ASEAN 外相会議（7月）及び日・ASEAN 首脳会議（9月）において、南シナ海や北朝鮮等地域の平和、安全及び安定に関わる安全保障分野やASEANの更なる統合の深化等の経済分野を中心に、その他保健、防災や人的交流等を含む広範な分野において日・ASEAN 間協力について緊密な意見交換を行い、協力関係を強化した。
- 2 25年に表明したASEAN加盟国に対する5年間で2兆円のODA供与は1兆7千億円分以上を実施。26年の第17回日・ASEAN 首脳会議において表明した「日 ASEAN 健康イニシアティブ」としての5年間で8000人の人材育成は4,500人、また、27年の第18回日・ASEAN 首脳会議において表明した3年間で4万人の産業人材の育成の「産業人材育成協力イニシアティブ」はASEANに対し1万5千人以上を育成する等、コミットメントを着実に実施した。9月の第19回日・ASEAN 首脳会議において新たな支援策として、①テロ・暴力的過激主義対策（今後3年間で450億円の支援、2,000人規模の人材育成）、②海洋安全保障分野での協力（今後3年間で1,000人規模の人材育成）、③日本ASEAN女性エンパワーメント・ファンドの立上げ（約1億ドル）などを表明し、ASEAN側の高い評価を得た。
- 3 人的交流による相互理解を促進すべく、JENESYS2016を通じて28年度に約3,700名の交流を実施し、「文化のWA」プロジェクトとして27年度、双方向の芸術・文化交流事業では約380件の事業を行い、80万人以上が参加した。また、日・ASEAN 首脳会議（9月）において、各国の産業を担う人材を育成する「産業人材育成協力イニシアティブ」や、今後5年で1000人の留学生を受け入れ、日本企業での就労機会も提供する「Innovative Asia」を通じ、持続的成長の基盤となり、産業の高度化に不可欠な人材育成を推進する旨表明した。

27・28年度目標の達成状況：B（27年度：b、28年度：b）

測定指標 1－2 ASEAN＋3（日中韓）協力の進展

中期目標（--年度）

- 1 「ASEAN＋3協力作業計画（2013～2017）」に基づき、広範な分野の協力を推進する。
- 2 「東アジア・ビジョン・グループ（EAVG）Ⅱフォローアップに関する最終報告書」に基づき、公衆衛生などの勧告をフォローアップする。

27年度

年度目標

- 1 首脳・外相を始めとする高いレベルでの緊密な意見交換の実施を維持する。
- 2 「ASEAN＋3協力作業計画（2013～2017）」に基づき、金融、食料安全保障、人と人との連結性など広範な分野の協力を推進する。特に、金融分野では、ASEAN＋3マクロ経済調査事務局（AMRO）設立協定の国会承認を得た上で寄託を行う。
- 3 東アジア・ビジョン・グループ（EAVG）Ⅱの提言に基づき、今後の協力の方向性をまとめた「最終報告書」を本年の首脳会議に提出すべく、作業を加速させる。

施策の進捗状況・実績

- 1 第16回ASEAN＋3外相会議（8月）及び第18回ASEAN＋3首脳会議（11月）において経済、食料、安全保障や人と人との連結性などの実務協力について意見交換を行った。
- 2 金融分野では、5月にASEAN＋3マクロ経済調査事務局（AMRO）設立協定の国会承認を得て、6月に同協定を寄託した後、28年2月に発効した。食料分野では、ASEAN＋3緊急米備蓄（APTERR）協定に基づき、フィリピンやカンボジアに対して米を支援した。
- 3 11月の首脳会議において「東アジア・ビジョン・グループ（EAVG）Ⅱフォローアップに関する最終報告書」が採択され、今後、EAVGⅡ報告書に記載されている公衆衛生などの勧告を政府当局がフォ

ローすることとなった。我が国は各国と協力して、第19回ASEAN+3首脳会議（28年）に向け公衆衛生等の分野で主導した。

28年度

年度目標

- 1 28年、日本は日中韓側の調整国としてASEAN+3協力を円滑に実施する。
- 2 首脳・外相を始めとする高いレベルでの緊密な意見交換を実施し、公衆衛生など実務協力を進展させる。
- 3 「ASEAN+3協力作業計画(2013~2017)」を着実に実施する。また、「EAVG II フォローアップに関する最終報告書」に基づく活動計画を着実に実施していく。

施策の進捗状況・実績

- 1 第17回ASEAN+3外相会議（7月）及び第19回ASEAN+3首脳会議（9月）等においては、日本が調整国としてASEAN+3各種会議を円滑に実施し、経済、食料安全保障や、人と人との連結性などの実務協力について意見交換を行った。
- 2 第19回ASEAN+3首脳会議（9月）においてASEAN側から日本の特に高等教育や公衆衛生等の分野での協力に対する高い評価が得られた。金融協力については、国際機関化を果たしたASEAN+3マクロ経済調査事務局（AMRO）の能力強化やチェンマイ・イニシアティブの発動要件及びIMFとの連携の明確化につき、日本としても引き続き貢献していくことを表明した。第16回ASEAN+3農林大臣会合（10月）では、ASEAN+3緊急米備蓄（APTERR）やASEAN食料安全保障情報システム（AFSIS）等に対する我が国の実績について各国から評価を得た。
- 3 「EAVG II フォローアップに関する最終報告書」に基づき、東アジア・シンクタンク・ネットワーク（NEAT（ASEAN+3の13か国政府公認のシンクタンク・ネットワーク））が、「東アジアにおける保健分野の協力（公衆衛生への対応及びユニバーサル・ヘルス・カバレッジを中心に）」と題する作業部会を開催した（7月、東京）。

27・28年度目標の達成状況：B（27年度：a，28年度：b）

測定指標 1-3 東アジア首脳会議(EAS)協力の進展

中期目標（一年度）

地域の安定と繁栄のため、EAS域内各国とともに安全保障等についての協力の促進を目指す。

27年度

年度目標

今年度に10周年を迎えるEASを地域のプレミア・フォーラムとして強化し、政治・安全保障の扱いを拡大し、機構を一層強化していくため、次の取組を実施する。

- 1 首脳・外相を始めとする高いレベルでの緊密な意見交換の実施を維持する。
- 2 EASの事務局機能を強化する。
- 3 「アジアの平和構築と国民和解、民主化に関するハイレベル・セミナー」の成果をEASで報告し、平和構築分野における協力促進を図る。

施策の進捗状況・実績

- 1 8月には第5回EAS参加国外相会議が、11月には第10回EAS首脳会議が開催され、南シナ海問題や北朝鮮問題など、地域の喫緊の課題について意見交換を行い、しっかりとした議長声明の発出につながった。
- 2 特に11月のEAS首脳会議では「EAS10周年記念クアラルンプール宣言」が発出され、EASにおける政治・安全保障分野の扱いの強化や、EAS参加国大使会合の定期開催、ASEAN事務局内にEASユニットを設置するなどの機構強化で一致した。
- 3 6月に東京で「アジアの平和構築と国民和解、民主化に関するハイレベル・セミナー」を開催し、平和構築分野における協力促進を図り、11月のEAS首脳会議でその成果を報告した。

28年度

年度目標

27年度に10周年を迎えたEASを地域のプレミア・フォーラムとして強化し、政治・安全保障の扱いを拡大し、機構を一層強化していくため、次の取組を実施する。

- 1 首脳・外相を始めとする高いレベルでの緊密な意見交換の実施を維持し、特に政治・安全保障分野におけるEASでの活発な議論に一層貢献する。
- 2 「EAS10周年記念クアラルンプール宣言」に盛り込まれたEAS強化に向けた事項（EAS参加国大使会合の定期開催、ASEAN事務局内のEASユニット設置）が着実に実施されるよう働きかける。

施策の進捗状況・実績

- 1 EAS参加国外相会議（7月）及び東アジア首脳会議（9月）にそれぞれ岸田外相務大臣及び安倍総理大臣が出席した。首脳会議で我が国は、EAS参加国のテロ・暴力的過激主義対策のため、水際対策を含むテロ対処能力向上支援に向けて、今後3年間で450億円の支援と2,000名の人材育成を実施することを表明した。また、安倍総理大臣を含む多くの首脳が、「不拡散に関するEAS声明」の重要性を指摘し、同声明が採択された。
- 2 27年度に設置されたEAS大使級会合は定期的開催され、また、ASEAN事務局にEASユニットが設置された。我が国は、EAS参加国外相会議（7月）及び東アジア首脳会議（9月）において、これを歓迎するとともに、取組を拡充すべき旨訴えた。これに対して、多くの参加国から、EAS大使級会合の定期開催やEASユニットの設置といったEAS強化の流れを歓迎する旨の発言があるとともに、地域のプレミア・フォーラムとしてのEASを更に強化することの重要性を強調する発言があった。

27・28年度目標の達成状況：B（27年度：b，28年度：b）

測定指標1-4 日中韓三か国協力の進展

中期目標（一年度）

閣僚級を含む様々なレベルの政策対話、協力イニシアティブ等を通じて、未来志向の日中韓協力の枠組みを推進し、北東アジアの安定と繁栄に貢献する。

27年度

年度目標

- 1 閣僚級を含む高いレベルで様々な政策課題に関する緊密な意見交換を維持する。
- 2 環境、文化、経済等既存の協力分野を更に発展させるとともに、新しい協力分野を発掘し、協力の深化及び拡大に努める。

施策の進捗状況・実績

- 1 11月に約3年半ぶりに日中韓サミットが開催され、日中韓3か国の首脳が幅広い分野における協力、地域や国際社会の喫緊の課題について率直に意見交換を行った。「北東アジアにおける平和と協力のための共同宣言」が採択され、日中韓協力プロセスの完全な回復や、日中韓サミットの定期開催を再確認したほか、日本が28（2016）年に議長を引き継ぐことで一致するなど相当程度の成果を得た。
- 2 サミット以外にも、観光大臣会合（4月）、水資源担当閣僚級会合（4月）、環境大臣会合（4月）、財務大臣・中央銀行総裁会議（9月）、農業大臣会合（9月）、防災関係閣僚級会合（10月）、保健大臣会合（11月）、文化大臣会合（12月）、教育大臣会合（28年1月）などの閣僚級会合が開催されるなど、日中韓協力が一層強化された。特に教育大臣会合は、11月のサミットの成果を踏まえて初めて開催されたものであり、この他に防災、青少年交流、サイバー等多くの分野で実務レベルの協力が深化した。特に、警察当局間の協力、サプライチェーン連結性向上のための協力等を、日中韓3か国間で27年度に新たに開始した。

28年度

年度目標

- 1 27(2015)年に開催された日中韓サミットで一致したとおり、議長国として日中韓サミットを開催し、前回サミットの前向きな議論を出発点に、実り多いものにしていく。
- 2 閣僚級を含む高いレベルで様々な政策課題に関する緊密な意見交換を維持する。
- 3 環境、文化、経済等既存の協力分野を更に発展させるとともに、新しい協力分野を発掘し、協力の深化及び拡大に努める。

施策の進捗状況・実績

- 1 日中韓サミットについては諸般の事情により28年度に開催することができなかった。
- 2 8月に我が国が議長国を務める形で日中韓外相会議が開催された。3外相は、幅広い分野での3か国協力が着実に進展していることを確認し、日中韓外相会議の成果を、日本が議長国として開催する日中韓サミットにつなげるべく、引き続き協力していくことで一致した。
- 3 外相会議以外にも、教育大臣会合(28年1月30日、ソウル)、財務大臣・中央銀行総裁会議(5月3日、フランクフルト(ドイツ))、物流大臣会合(7月28日、杭州)、スポーツ大臣会合(9月22~23日、平昌)、経済貿易大臣会合(10月29日、東京)、保健大臣会合(12月3~4日、釜山)などの閣僚級会合が開催され、また、青少年交流については日中韓ユース・サミットが開催されるなど日中韓協力が強化された。
- 4 環境分野では、4月に静岡で日中韓環境大臣会合(4月26~27日、静岡)、大気汚染に関する政策対話(26年以来4回開催)、持続可能な森林経営に関する対話(26年以来3回開催)などが開催された。また、文化分野では、8月に文化大臣会合(8月27~28日、済州)が開催された。加えて、経済分野では、日中韓FTA及び東アジア地域包括的経済連携(RCEP)について協定の妥結に向け交渉中。日中韓スポーツ大臣会合(9月22~23日、平昌)については、28年度が初開催であり、新しい協力分野として、日中韓でオリンピック・パラリンピック大会開催の知識や経験を共有し、成功へ向け協力することで一致した。

27・28年度目標の達成状況：C(27年度：b, 28年度：c)

測定指標1-5 地域の安定と繁栄を目指したその他の協力の進展

中期目標(一年度)

地域協力枠組みにおける協力を強化し、アジア大洋州地域諸国との間で緊密な意見交換・交流を実施する。

27年度

年度目標

- 1 上記以外の枠組みで様々な形で関係国との緊密な意見交換・交流を実施する。
- 2 アジア大洋州地域の各国との人的交流事業であるJENESYS2015を推進する。同事業により、将来、各界で活躍が期待される優秀な人材を招へい・派遣し、親日派・知日派を発掘する。

施策の進捗状況・実績

- 1 第14回アジア協力対話(ACD)閣僚級会合(28年3月)では、「ACDビジョン2030」や「ACD地域連結性ロードマップ」のもとに今後のACD協力について活発な議論が行われた。
- 2 JENESYS2015の下、アジア大洋州地域との間で約3,700人を招へい・派遣し、対日理解を促進した。帰国後、参加者は、SNSや所属先において、日本・日本文化の紹介を実施する等、訪日経験を活かした活動を行った。

28年度

年度目標

- 1 アジア協力対話(ACD)等、上記の測定指標に挙げられているもの以外の枠組みで様々な形で関係国との緊密な意見交換・交流を実施する。

2 アジア大洋州地域との人的交流である JENESYS2016 を推進する。同事業により、対外発信力を有し将来を担う人材を招へい・派遣し、対日理解の促進を図るとともに親日派・知日派を発掘する。

施策の進捗状況・実績

- 1 バンコクで開催された第2回アジア協力対話（ACD）首脳会合（10月）において、ACDの会合に3年ぶりに日本から政務レベルとして小田原外務大臣政務官が出席した。持続可能な開発目標（SDGs）や連結性について議論を提起し、「バンコク宣言」、「アジア協力のためのアジア協力対話ビジョン2030」、「連結性パートナーシップを通じた成長強化に関するアジア協力対話声明」の採択に貢献した。そして、「ビジョン2030」において、我が国の「質の高いインフラ拡大イニシアティブ」が明記された他、「連結性パートナーシップ声明」では、我が国が従来から主張しているように、インフラ投資においては、ライフサイクル・コスト、安全性、強靱性・持続性、雇用創出、能力構築、専門性・ノウハウの移転、社会・環境面への配慮といったことが重要である旨が明記された。
- 2 JENESYS2016の下、アジア大洋州地域との間で約6,800人を招へい・派遣した。被招へい者は概して、「日本の政治、経済、社会、文化、歴史等についての理解が深まった」、「日本についての誤解や偏見に気づいた」等の感想を持ち、ソーシャル・メディア等を通じて日本の魅力や日本事情等の対日理解に関する対外発信を25,000件以上行い、国内外の新聞等に本事業が300件以上報道される等、対日理解の促進、親日派・知日派の発掘に貢献した。また、参加者は帰国後の活動として、日本の文化の紹介、友好親善のための行事開催等、プログラム経験を活かした日本との関係の向上に資する活動を企画していることをプログラム中の報告会で表明している。

27・28年度目標の達成状況：B（27年度：b, 28年度：b）

測定指標1-6 総理及び政務三役の参加した国際会議数

	中期目標値	27年度		28年度		27・28年度目標の達成状況
	一年度	年度目標値	実績値	年度目標値	実績値	
	—	9	8	8	8	B (27年度：b 28年度：a)

参考指標：日・ASEANの貿易量(総額)(単位：億円)

(出典：財務省貿易統計)	実績値		
	26年度	27年度	28年度
	237,489	233,382	204,259

評価結果(個別分野1)

施策の分析

【測定指標1-1 日ASEAN協力の進展】

27年度

- (1) 首脳・外相を始めとする高いレベルでの緊密な意見交換の実施の維持、域内格差是正とASEANの経済統合への支援を推進した。また、フィリピンに対する海上法執行実務能力強化プロジェクト等、ASEAN諸国に対し海上能力構築支援を行い、人材育成は、26年の日・ASEAN首脳会議でコミットした700人を達成。また、25年度に日・ASEAN特別首脳会議で5年間で2兆円とコミットした対ASEANのODAは1兆円分を実施。また、ASEAN共同体設立支援、格差是正を目的にASEANに対して拠出した日・ASEAN統合基金により、これまでに約370件の事業を承認した。これらの実績を踏まえ、日ASEAN協力の進展については、相当程度の進展があったと判定した。
- (2) 我が国の、首脳・外相を始めとする高いレベルでの緊密な意見交換の実施の維持、コミットメントの着実な実施は、ASEAN統合への協力の進展を促し、また、日ASEAN協力の進展において有効であった。また、ASEAN共同体の設立、更なる統合への主な課題である連結性の強化、格差是正についてもODAや日・ASEAN統合基金等を通じて貢献した。(27年度：東アジアにおける地域協力の

強化（達成手段①）

28年度

- (1) 首脳・外相を始めとする高いレベルでの緊密な意見交換の実施を維持しており、25年に表明した5年間で2兆円のODA供与は1兆7千億円分以上を実施し、各種人材育成も日本はコミットメントを着実に実施した。新たな支援策を表明し、ASEAN側の高い評価を得た。また、人的交流による相互理解を促進すべく、JENESYS2016等を実施したことから、相当程度の進展があったと判定した。
- (2) 我が国の、首脳・外相を始めとする高いレベルでの緊密な意見交換の実施の維持、コミットメントの着実な実施と新たな支援策の打ち出しは、ASEAN共同体が発足したことを踏まえた統合の更なる深化につながる協力の進展、「ASEAN共同体ビジョン2025」に沿った課題に関連する施策の実施、ひいては、日ASEAN協力の進展において有効であった。（28年度：東アジアにおける地域協力の強化（達成手段①））

【測定指標1-2 ASEAN+3（日中韓）協力の進展】

27年度

- (1) 第16回ASEAN+3外相会議（8月）及び第18回ASEAN+3首脳会議（11月）において経済、食料、安全保障や人と人との連結性などの実務協力について意見交換を行った。特に、金融分野で28年2月にASEAN+3マクロ経済調査事務局（AMRO）設立協定が発効したことをはじめ、公衆衛生や食料分野などで実績を残したことから、目標を達成したと判定した。
- (2) ASEAN+3マクロ経済調査事務局（AMRO）設立協定が発効したこと、また、食料分野では、ASEAN+3緊急米備蓄（APTERR）協定に基づき、フィリピンやカンボジアに対して米を支援したこと、また、11月の首脳会議において「東アジア・ビジョン・グループ（EAVG）Ⅱフォローアップに関する最終報告書」が採択されたことは、ASEAN+3協力の進展において有効であった。（27年度：東アジアにおける地域協力の強化（達成手段①））

28年度

- (1) 第17回ASEAN+3外相会議（7月）及び第19回ASEAN+3首脳会議（9月）等において、日本が調整国としてASEAN+3各種会議を円滑に実施したことから、相当程度の進展があったと判定した。
- (2) 日本が調整国としてASEAN+3各種会議を円滑に実施したことは、ASEAN+3協力の進展において有効であった。（28年度：東アジアにおける地域協力の強化（達成手段①））

【測定指標1-3 東アジア首脳会議（EAS）協力の進展】

27年度

- (1) セミナーの開催や、外相会議や首脳会議において、南シナ海問題や北朝鮮問題など、地域の喫緊の課題について意見交換を行い、しっかりした議長声明を発出したこと、特に11月のEAS首脳会議では「EAS10周年記念クアラルンプール宣言」が発出され、EASにおける政治・安全保障分野の扱いの強化や、EAS参加国大使会合の定期開催、ASEAN事務局内にEASユニットを設置するなどの機構強化で一致したことから、相当程度の進展があったと判定した。
- (2) 特に11月のEAS首脳会議では、例年発出されている議長声明のみならず、「EAS10周年記念クアラルンプール宣言」が発出され、EASにおける政治・安全保障分野の扱いの強化や、EAS参加国大使会合の定期開催、ASEAN事務局内にEASユニットを設置するなどの機構強化で一致し、参加国の間でEASの機構強化に向け具体的に行動すべきとの気運が高まった。EASを地域のプレミア・フォーラムとして強化し、協力を進展させる上で一定の効果があった。（27年度：東アジアにおける地域協力の強化（達成手段①））

28年度

- (1) EASにおいて、各国から首脳が出席してハイレベルでの議論が行われ、「不拡散に関するEAS声明」が採択された。また、EAS大使会合が定期的に3度開催され、EASにおける政治・安全保障分野についての議論が進展した。加えて、EASユニットが本格的に活動する等、EASの機構強化が相当程度進んだことから、相当程度の進展があったと判定した。
- (2) 我が国から各国への働きかけを行った結果、EAS大使会合が定期的に3度開催され、EASにおける政治・安全保障分野についての議論が進展した。加えて、EASユニットが本格的に活動する等、

EASの機構強化が進むとともに、参加国の間で地域のプレミア・フォーラムとしてのEASを更に強化することの重要性への理解が広まったことは、東アジア首脳会議(EAS)協力の進展において効果があった。(28年度:東アジアにおける地域協力の強化(達成手段①))

【測定指標1-4 日中韓三か国協力の進展】

27年度

- (1) 11月に約3年半ぶりに日中韓サミットが開催され、「北東アジアにおける平和と協力のための共同宣言」が採択され、日中韓協力プロセスの完全な回復や、日中韓サミットの定期開催を再確認したほか、日本が28(2016)年に議長を引き継ぐことで一致するなど大きな成果を得たこと、また、サミット以外にも、各種閣僚級会合が開催されるなど、日中韓協力が一層強化されたことから、相当程度の進展があったと判定した。
- (2) 特に教育大臣会合、警察当局間の協力、サプライチェーン連結性向上のための協力等は初めて開催されたものであり、また、この他に防災、青少年交流、サイバー等多くの分野で実務レベルの協力が深化したことは、日中韓三か国協力の進展において有効であった。(27年度:東アジアにおける地域協力の強化(達成手段①))

28年度

- (1) 日中韓サミットは、28年内に開催すべく調整していたものの、諸般の事情により、これを再調整し、29年のしかるべき時に日本で開催することとしたが、日中韓首脳会議を開催できなかった。その中で我が国が議長国を務める形で日中韓外相会議が開催され、また、外相会議以外にも、様々な分野での閣僚級会合が開催されるなど、日中韓協力が一層強化され、日中韓スポーツ大臣会合など新しい分野での協力が進展した。これらを踏まえ、一定の進展があったと判定した。
- (2) 日中韓スポーツ大臣会合が開催されるなど新しい分野での協力も進展したこと、様々な分野での閣僚級会合の開催が継続されたことは、日中韓三か国協力の進展において一定の効果があった。(28年度:東アジアにおける地域協力の強化(達成手段①))

【測定指標1-5 地域の安定と繁栄を目指したその他の協力の進展】

27年度

- (1) 第14回ACD閣僚級会合が開催されるとともに、JENESYS2015の下、アジア大洋州地域との間で約3,700人を招へい・派遣し、対日理解を促進し、招へい・派遣者が、帰国後、SNSや所属先において、日本・日本文化の紹介を実施する等、訪日経験を活かした活動を行ったことから、相当程度の進展ありと判定した。
- (2) 「ACDビジョン2030」や「ACD地域連結性ロードマップ」のもとに今後のACD協力について、我が国からハイレベルが出席して活発な議論が行われ、協力の進展に資した。また、JENESYS2016などを通じ、約3,700人を招へい・派遣したことは、親日派・知日派の育成につながり、地域の安定と繁栄を目指したその他の協力の進展につき、極めて有効であった。(27年度:東アジアにおける地域協力の強化(達成手段①))

28年度

- (1) 第2回ACD首脳会合(10月)が開催され、日本からACDの会合には3年ぶりに政務レベル(小田原外務大臣政務官)が出席した。持続可能な開発目標(SDGs)や連結性について議論を提起し、「バンコク宣言」、「アジア協力のためのアジア協力対話ビジョン2030」、「連結性パートナーシップを通じた成長強化に関するアジア協力対話声明」の採択に貢献した。また、JENESYS2016の下、アジア大洋州地域との間で約6,800人を招へい・派遣し、対日理解を促進したことから、相当程度の進展ありと判定した。
- (2) 第2回ACD首脳会合では、小田原外務大臣政務官が出席し、様々な形で関係国との緊密な意見交換・交流を実施したのみならず、我が国の「質の高いインフラ拡大イニシアティブ」等が成果文書に明記されるなど、我が国の立場を国際社会と共有する機会となった。また、JENESYS2016などを通じ、約6,800人を招へい・派遣したことは、知日派・親日派を育むことにつながり、地域の安定と繁栄を目指したその他の協力の進展につき、有効であった。(28年度:東アジアにおける地域協力の強化(達成手段①))

【測定指標1-6 総理及び政務三役の参加した国際会議数】

27年度

- (1) 総理大臣及び政務三役の参加した国際会議数に関して、27年度においては目標値が9程度に対して実績値が8であり、目標達成には至らなかった。
- (2) 高いレベルで様々な政策課題に関する緊密な意見交換を維持することは、北朝鮮や南シナ海をめぐる問題等、安全保障上の不安定要因に対して、我が国が、この地域のリスクを最小化し、成長の機会を最大化していくという点に対して有効であった。(27年度：東アジアにおける地域協力の強化(達成手段①))

28年度

- (1) 総理大臣及び政務三役の参加した国際会議数に関して、28年度においては目標値が8程度に対して実績値が8であったところ、目標を達成した。
- (2) 高いレベルで様々な政策課題に関する緊密な意見交換を維持することは、北朝鮮や南シナ海をめぐる問題等、安全保障上の不安定要因に対して、我が国が、この地域のリスクを最小化し、成長の機会を最大化していくという点に対して有効であった。(28年度：東アジアにおける地域協力の強化(達成手段①))

次期目標等への反映の方向性

【施策(施策の必要性に関する分析を含む)】

- 1 アジア太平洋地域は、近年世界的に最も成長著しい地域である一方、北朝鮮や南シナ海をめぐる問題等、安全保障上の不安定要因を抱えており、我が国が、この地域のリスクを最小化し、成長の機会を最大化していくことは重要である。
- 2 東アジアにおいて、経済のみならず、安全保障や文化・人的交流など様々な分野で我が国が先導役として貢献するために、日・ASEAN、東アジア首脳会議(EAS)、ASEAN+3、日中韓などの多国間の様々な地域協力枠組みを活用して連携を強化するとともに、地域共通の課題に取り組んでいくことについての必要性は高い。
- 3 28年12月のASEAN共同体設立を踏まえて、成長センターとして発展を続けるASEAN諸国との関係を強化していくことは、地域の平和と繁栄にとって不可欠であり、日本の国益にも適う。
以上のとおり、現在の施策目標は妥当であり、今後も同目標を維持し、その達成に向けた施策を実施していくが、アジア大洋州地域の安定と繁栄を確保し、域内諸国・地域間における友好関係を構築するための施策の一層の推進が望まれており、状況に応じて必要と思われる目標を適切な形で追加する。

【測定指標】

1-1 日ASEAN協力の進展

ASEAN共同体の更なる統合の深化に向けた支援を継続するとの28年度目標は適切であった。ASEAN共同体設立後もASEANの統合の更なる深化に向けた努力を支援する目標は引き続き重要であり続ける。同共同体強化に向けた重要な課題である連結性の強化、格差是正、質の高いインフラ整備等を中心的課題と位置づけることとする。

1-2 ASEAN+3協力の進展

日中韓側の調整国としてASEAN+3協力を円滑に実施し、首脳・外相を始めとする高いレベルでの緊密な意見交換を実施して公衆衛生など実務協力を進展させるとともに、「ASEAN+3協力作業計画(2013~2017)」、EAVG IIフォローアップに関する最終報告書」に基づく活動計画を着実に実施していくとの28年度目標は適切であった。29年度は、ASEAN+3協力20周年の記念すべき年であり、関連する取組を通じてASEAN+3協力の一層の発展に貢献する。

1-3 東アジア首脳会議(EAS)協力の進展

EASについては、政治・安全保障分野におけるEASでの活発な議論に一層貢献するとともに、「EAS10周年記念クアラルンプール宣言」に盛り込まれたEAS強化に向けた事項(EAS参加国大使会合の定期開催、ASEAN事務局内のEASユニット設置)が着実に実施されるよう働きかけるとの28年度目標は適切であった。今後も、引き続き、日本が提案したEASの政治・安全保障の扱いの拡大、EASの事務局機能の強化等の実現を目指しつつ、海上安全保障等の分野で具体的な協力を推進し、EASを首脳のプ

レミア・フォーラムとしてさらに発展させていく。

1-4 日中韓三か国協力の進展

28年は諸般の事情により日中韓サミットは開催されなかったが、日中韓サミットの実現に向け積極的に中国及び韓国に働きかけを行う、また、既存の協力分野の更なる発展及び新たな協力分野の発掘による協力の深化及び拡大に努めるとの28年度目標は適切であった。29年度は日中韓サミットの開催を目指し、今後とも同サミットや外相会議を通じて、既存の協力分野をさらに発展させるとともに、新しい協力分野を発掘し、協力を深化及び拡大させていけるよう努める。

1-5 地域の安定と繁栄を目指したその他の協力の進展

アジア協力対話(ACD)等の枠組みで様々な形で関係国との緊密な意見交換・交流を実施する、また、アジア大洋州地域との人的交流である JENESYS2016 を推進するという28年度目標は適切であった。引き続き、アドホックな地域協力枠組みとの会議や協力案件、JENESYS プログラムを含め、様々な形で地域の安定と繁栄に資する協力や人的交流の取組を探求、実施していく。

1-6 総理及び政務三役の参加した国際会議数

27・28年度ともにASEAN 関連の国際会議へのハイレベルの出席を維持し、日中韓外相会議を開催したため、過去の実績を踏まえた目標を設定したことは適切であった。29年度においても引き続き積極的な出席に努める。

作成にあたって使用した資料その他の情報

・外務省ホームページ

日・ASEAN 首脳会議 (平成28年9月7日)

(http://www.mofa.go.jp/mofaj/a_o/rp/page3_001801.html)

ASEAN+3 首脳会議 (平成28年9月7日)

(http://www.mofa.go.jp/mofaj/a_o/rp/page3_001803.html)

東アジア首脳会議(EAS) (平成28年9月8日)

(http://www.mofa.go.jp/mofaj/a_o/rp/page3_001810.html)

日中韓外相会議 (平成28年8月24日)

(http://www.mofa.go.jp/mofaj/a_o/rp/page3_001768.html)

個別分野 2 朝鮮半島の安定に向けた努力

施策の概要

北朝鮮をめぐる諸懸案を包括的に解決し、その上で、我が国と北東アジア地域の平和と安定に資する形で日朝国交正常化を実現する。

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

・ 第 193 回国会施政方針演説（平成 29 年 1 月 20 日）

「北朝鮮が昨年、二度にわたる核実験、二十発以上の弾道ミサイル発射を強行したことは、断じて容認できません。安保理決議に基づく制裁に加え、関係国と協調し、我が国独自の措置も実施しました。「対話と圧力」、「行動対行動」の一貫した方針の下、核、ミサイル、そして引き続き最重要課題であり、発生から長い年月が経つ拉致問題の包括的な解決に向け、北朝鮮が具体的な行動を取るよう強く求めます。」

・ 第 193 回国会外交演説（平成 29 年 1 月 20 日）

「北朝鮮による核実験や度重なる弾道ミサイルの発射は、新たな段階の脅威であり、断じて容認できません。日本は、米国、韓国及び関係国と緊密に連携しながら、北朝鮮へのヒト、モノ、カネの流れを更に厳しく規制する安保理決議の実効性を確保し、独自の措置を着実に実施するなど、断固たる対応をとっていきます。さらに、北朝鮮の脅威に対処するため、日米韓の連携を主導し、日米及び日米韓の安全保障協力など、これまでの取組を更に前進させていきます。拉致問題は政権の最重要課題です。「対話と圧力」、「行動対行動」の原則の下、ストックホルム合意の履行を引き続き求めつつ、一日も早い全ての拉致被害者の帰国を実現し、御家族の皆様との再会という積年の想いを遂げるため、引き続き、あらゆる努力を傾注する決意です。」

測定指標 2-1 北朝鮮の核・ミサイル問題解決に向けた進展

中期目標（一年度）

国際社会と連携しつつ核、ミサイルといった諸懸案解決に向けた動きを前進させる。

27 年度

年度目標

米国、韓国、中国、ロシアを始めとする関係国と緊密に連携しながら、北朝鮮に対し、いかなる挑発行為も行わず、安保理決議や六者会合共同声明に基づいて非核化などに向けた具体的な行動をとるよう引き続き求めていく。

施策の進捗状況・実績

北朝鮮は、核実験（28 年 1 月）、「人工衛星」と称する弾道ミサイル発射（28 年 2 月）及びその後も相次いで弾道ミサイル発射を強行するなど、核・ミサイル開発を継続。こうした北朝鮮の動きに対して、28 年 3 月の日米韓首脳会談等の様々な機会を利用して、米国、韓国をはじめとする関係国と緊密に連携して対応した。一連の挑発行動を受け、2 月に独自の対北朝鮮措置を決定するとともに、3 月の安保理決議第 2270 号の採択に際しては、我が国は国連安保理の非常任理事国として、米国、韓国をはじめとする関係国と緊密に連携し貢献した。

その他、関係各国との首脳会談・外相会談や国際会議等を通じて、関係国と緊密に連携しつつ、北朝鮮に対し、いかなる挑発行動も行わず、六者会合共同声明や累次の国連安保理決議に従って非核化等に向けた具体的な行動を取るよう強く求めた。

28 年度

年度目標

米国、韓国、中国、ロシアを始めとする関係国と緊密に連携しながら、北朝鮮に対し、いかなる挑発行為も行わず、安保理決議や六者会合共同声明に基づいて非核化などに向けた具体的な行動をとるよ

う引き続き求めていく。

施策の進捗状況・実績

北朝鮮は、日本を含む国際社会が繰り返し強く自制を求めてきたにもかかわらず、核・ミサイル開発を継続。28年に入ってから、これまでになく短期間のうちに立て続けに核実験を強行するとともに、20発を超える弾道ミサイルを発射。北朝鮮の核・ミサイルは、日本及び国際社会に対する新たな段階の脅威。日本は、安保理理事国として、関係国と緊密に連携しながら、国連安保理の議論を主導した。11月、国連安保理は、決議第2270号を強化し、北朝鮮への人、物資、資金の流れ等を更に厳しく規制する決議第2321号を全会一致で採択。日本はこれらの決議の実効性を確保するため、国連における制裁委員会の積極的な活用も含め、他の国連加盟国とも緊密に連携。また、9月の核実験及び累次の弾道ミサイル発射、さらには拉致問題が解決に至っていないことを踏まえ、12月、拉致、核、ミサイルといった諸懸案を包括的に解決するため、日本は新たな独自の対北朝鮮措置の実施を発表。米韓も日本と緊密に連携しつつ、それぞれ独自の対北朝鮮措置を発表した。また、我が国は「対話と圧力」、「行動対行動」の原則の下、米国、韓国、中国、ロシアなどの関係国と緊密に連携しつつ、北朝鮮に対し、拉致、核、ミサイルといった諸懸案の包括的な解決に向けた具体的な行動をとるよう強く求めた。

27・28年度目標の達成状況：C（27年度：c，28年度：c）

測定指標2-2 拉致問題解決や日朝国交正常化に向けた進展

中期目標（一年度）

国際社会と連携しつつ拉致問題を完全解決し、日朝国交正常化に向けた動きを前進させる。

27年度

年度目標

拉致問題の解決なくして北朝鮮との国交正常化はあり得ないとの方針の下、国際社会との連携を強化しつつ、北朝鮮が拉致問題の解決に向けた具体的な行動をとるよう、あらゆる機会をとらえ、北朝鮮に引き続き求めていく。

施策の進捗状況・実績

8月に、マレーシアにおけるASEAN関連外相会議の機会に、岸田外務大臣は李洙墉（リ・スヨン）北朝鮮外相と会談し、26年5月の日朝政府間協議における合意の履行を求めつつ、日本国内の懸念を伝え、一日も早い全ての拉致被害者の帰国を強く求めた。その他の機会にも、北朝鮮に対して一日も早く全ての拉致被害者を帰国させるよう要求した。

さらに、各種会談や国際会議などのあらゆる外交上の機会を捉え、引き続き、拉致問題を含む北朝鮮問題を提起し、諸外国からの理解と協力を求めた。

28年度

年度目標

拉致問題の解決なくして北朝鮮との国交正常化はあり得ないとの方針の下、国際社会との連携を強化しつつ、北朝鮮が拉致問題の解決に向けた具体的な行動をとるよう、あらゆる機会を捉え、北朝鮮に引き続き求めていく。

施策の進捗状況・実績

北朝鮮は、日本が28年2月に独自の対北朝鮮措置の実施を発表したことに対し、全ての日本人に関する包括的調査の全面中止及び特別調査委員会の解体を一方向的に宣言した。これに対し、日本は北朝鮮に対して厳重に抗議し、26年5月の日朝政府間協議における合意（ストックホルム合意）を破棄する考えはないこと、北朝鮮が同合意を履行するよう求めつつ、一日も早く全ての拉致被害者を帰国させるよう、強く要求した。また、28年6月の北東アジア協力対話の場において、金杉アジア大洋州局長は崔善姫（チェ・ソンヒ）北朝鮮外務省北米担当副局長と接触し、ストックホルム合意を履行す

るよう求めつつ、一日も早く全ての拉致被害者を帰国させるよう強く求めた。また、9月の核実験や累次の弾道ミサイル発射、さらには拉致問題が解決に至っていないことを踏まえ、12月、拉致、核、ミサイルといった諸懸案を包括的に解決するため、日本は新たな独自の対北朝鮮措置の実施を発表した。

日本は、各国首脳・外相との会談、G7伊勢志摩サミット（5月）、日米韓首脳会談（28年3月）及び外相会合（9月及び29年2月）、ASEAN関連首脳会議（9月）、国連総会（9月）を含む国際会議などの外交上のあらゆる機会を捉え、拉致問題を含む北朝鮮問題を提起し、諸外国からの理解と支持を得た。

27・28年度目標の達成状況：C（27年度：c, 28年度：c）

測定指標2-3 日米韓首脳・外相・次官級会合の開催回数(電話会談を除く)

中期目標値	27年度		28年度		27・28年度目標の達成状況
	一年度	年度目標値	実績値	年度目標値	
—	2	4	2	6	A (27年度：a 28年度：a)

評価結果(個別分野2)

施策の分析

【測定指標2-1 北朝鮮の核・ミサイル問題解決に向けた進展】

27年度

(1) 米国、韓国をはじめとする関係各国との首脳・外相会談等を通じて、北朝鮮問題への対処における、関係国との緊密な連携を確認したこと、28年2月に独自の対北朝鮮措置を決定したこと、28年3月の国連安保理決議第2270号の採択に際して、日本が国連安保理理事国として、関係国と緊密に連携し貢献したことで、北朝鮮に対し、挑発行動の自制や非核化等に向けた具体的行動を強く求める上で日本は一定の役割を果たした。他方、北朝鮮の核・ミサイル開発は急速に進んでおり、国際社会全体にとっての新たな段階の脅威となっていることから、指標全体としては目標達成に向けて進展が大きくなかったと判定した。

(2) このような状況の中ではあるが、28年2月の我が国独自の対北朝鮮措置の決定や、国連安保理理事国として関係国と連携して主導した28年3月の国連安保理決議第2270号の採択は、北朝鮮に対し、我が国をはじめとする国際社会の断固たる意思を示すことができ、また、国際的な連携を強化でき、有意義だった。(27年度：日朝関連(達成手段①))

28年度

(1) 外相級、次官級及び局長級の様々なレベルでの会談等を通じ、北朝鮮問題への対処における、関係国との緊密な連携を確認したこと、28年11月の国連安保理決議第2321号採択に際して、日本は国連安保理理事国として、関係国と連携し採択を主導したこと、28年12月には米韓と緊密に連携しつつ独自の対北朝鮮措置を新たに発表したことにより、北朝鮮に対し、挑発行動の自制や非核化等に向けた具体的行動を強く求める上で日本は一定の役割を果たした。他方、北朝鮮は28年だけでも20発以上の弾道ミサイルを発射するとともに、5回目となる核実験を実施するなど、北朝鮮の核・ミサイル開発は急速に進んでいることから、指標全体としては目標達成に向けて進展が大きくなかったと判定した。

(2) このような状況ではあるが、国連安保理理事国として関係国と連携して主導した11月の国連安保理決議第2321号の採択や12月の我が国独自の対北朝鮮措置の決定により、北朝鮮に対し、我が国をはじめとする国際社会の断固たる意思を示すことができ、また、国際的な連携を強化でき、有意義だった。(28年度：日朝関連(達成手段①))

【測定指標2-2 拉致問題解決や日朝国交正常化に向けた進展】

27年度

- (1) 27年8月に、岸田外務大臣は李洙墉(リ・スン)北朝鮮外相と会談し、26年5月の日朝政府間協議における合意(ストックホルム合意)の履行を求めつつ、一日も早い全ての拉致被害者の帰国を強く求めた。さらに、あらゆる外交上の機会を捉え、拉致問題を含む北朝鮮問題を提起し、諸外国からの理解と協力を得てきている。他方、北朝鮮による拉致の発生から長い年月が経過した今も、拉致被害者の帰国が実現していないことから、指標全体としては目標達成に向けて進展が大きくなかったと判定した。
- (2) このような状況ではあるが、拉致問題に対する国際社会の理解と協力を得る外交的な取組は一定の成果を上げてきている。例えば27年6月のG7首脳会合において、各国に対する様々なレベルを通じた働きかけにより、北朝鮮による甚だしい人権侵害及び他国の国民の拉致を強く非難する首脳宣言が発出された。これらは北朝鮮に対して、拉致問題の解決に向けた国際社会の強い意志を示す観点から有効であったと判断できる。また、様々なレベルにおいて、あらゆる外交上の機会を捉えて、各国に対して拉致問題への理解と協力を求めることができたことは、北朝鮮に対し、諸懸案の包括的な解決に向けた具体的な行動を強く求める上で有益であった。(27年度：日朝関連(達成手段①))

28年度

- (1) 安倍政権の最重要課題として、日本は、各国首脳・外相との会談や、国際会議などの外交上のあらゆる機会を捉え、拉致問題を含む北朝鮮問題を提起し、諸外国からの理解と支持を得た。他方、北朝鮮による拉致の発生から長い年月が経過した今も、拉致被害者の帰国が実現していないことから、指標全体としては目標達成に向けて進展が大きくなかったと判定した。
- (2) このような状況ではあるが、拉致問題に対する国際社会の理解と協力を得る外交的な取組は一定の成果を上げてきている。6月、金杉アジア大洋州局長は崔善姫(フェ・ソンヒ)北朝鮮外務省北米担当副局長に対し、ストックホルム合意の履行を求めつつ、一日も早い全ての拉致被害者の帰国を強く求めた。そして12月、拉致、核、ミサイルといった諸懸案を包括的に解決するため、日本は新たな独自の対北朝鮮措置の実施を発表した。これらは北朝鮮に対して、拉致問題の解決に向けた国際社会の強い意志を示す観点から有効であったと判断できる。また、様々なレベルにおいて、あらゆる外交上の機会を捉えて、各国に対して拉致問題への理解と協力を求めることができたことは、北朝鮮に対し、諸懸案の包括的な解決に向けた具体的な行動を強く求める上で有益であった。(28年度：日朝関連(達成手段①))

【測定指標2-3 日米韓首脳・外相・次官級会合の開催回数(電話会談を除く)】

27年度

- (1) 北朝鮮の核・ミサイルが新たな段階の脅威となる中、北朝鮮問題への対処に当たっては日米韓の緊密な連携の重要性がより一層高くなってきていることを踏まえ、朝鮮半島情勢に関する認識を共有し、対北朝鮮政策をすり合わせるべく、日米韓の枠組みの下で頻繁に会合が開催されたことから、目標値を達成した。一連の会合を通じ、北朝鮮に対して、安全保障面や国連安保理での対応を含め、日米、日韓、そして日米韓3か国の緊密な連携を確認することができ、有益であった。
- (2) 特に、27年4月以降、日米韓次官協議が定期的に行われるようになったことは、北朝鮮の拉致、核、ミサイルといった諸懸案の解決に向けた日米韓の緊密な連携を強化する上で有効であった。(27年度：日朝関連(達成手段①))

28年度

- (1) 北朝鮮の核・ミサイルが新たな段階の脅威となる中、北朝鮮問題への対処に当たっては日米韓の緊密な連携の重要性がより一層高くなってきていることを踏まえ、朝鮮半島情勢に関する認識を共有し、対北朝鮮政策をすり合わせるべく、日米韓の枠組みの下で頻繁に会合が開催されたことから、目標値を達成した。一連の会合を通じ、北朝鮮に対して、安全保障面や国連安保理での対応を含め、日米、日韓、そして日米韓3か国の緊密な連携を確認することができ、有益であった。
- (2) 特に、28年度も日米韓次官協議が定期的に行われたことは、北朝鮮の拉致、核、ミサイルといった諸懸案の解決に向けた日米韓の緊密な連携を強化する上で有効であった。(28年度：日朝関連(達成手段①))

次期目標等への反映の方向性

【施策(施策の必要性に関する分析を含む)】

北朝鮮の核・ミサイルは、地域のみならず国際社会全体にとっての新たな段階の脅威である。日本は、引き続き、米国、韓国、中国、ロシアをはじめとする関係国と緊密に連携しつつ、北朝鮮に対し、いかなる挑発行動も行わず、六者会合共同声明や累次の国連安保理決議に従って、非核化などに向けた具体的行動をとるよう強く求め続けていく必要がある。

北朝鮮による拉致問題は、日本の主権や国民の生命と安全に関わる重大な問題であると同時に、基本的人権の侵害という国際社会全体の普遍的問題であり、日本としては、拉致問題の解決なくして北朝鮮との国交正常化はあり得ないとの基本認識の下、全ての拉致被害者の安全の確保と即時帰国、拉致に関する真相究明、拉致実行犯の引渡しを、北朝鮮側に対して、引き続き強く要求していく必要がある。

以上を踏まえ、現在の施策目標は妥当であり、今後も同目標を維持し、その達成に向けた施策を実施していく。

【測定指標】

2-1 北朝鮮の核・ミサイル問題解決に向けた進展

北朝鮮の核・ミサイル問題解決に向けて「米国、韓国、中国、ロシアを始めとする関係国と緊密に連携しながら、北朝鮮に対し、いかなる挑発行為も行わず、安保理決議や六者会合共同声明に基づいて非核化などに向けた具体的行動をとるよう引き続き求めていく。」との年度目標は上記施策の分析のとおり適切な目標であったと考える。今後とも中期目標の達成に向け、取組を引き続き継続していく。

2-2 拉致問題解決や日朝国交正常化に向けた進展

拉致問題解決や日朝国交正常化に向けて「拉致問題の解決なくして北朝鮮との国交正常化はあり得ないの方針の下、国際社会との連携を強化しつつ、北朝鮮が拉致問題の解決に向けた具体的な行動をとるよう、あらゆる機会を捉え、北朝鮮に引き続き求めていく。」との年度目標は上記施策の分析のとおり適切な目標であったと考える。今後とも中期目標の達成に向け、「対話と圧力」、「行動対行動」の原則の下、引き続き米国をはじめとする関係国と緊密に連携しながら、北朝鮮に対して、諸懸案の包括的な解決に向けた具体的な行動をとるよう強く求め、一日も早い全ての拉致被害者の帰国を実現すべく、あらゆる努力を傾注していく。

2-3 日米韓首脳・外相・次官級会合の開催回数(電話会談を除く)

日米韓首脳・外相・次官級会合の開催について、北朝鮮が過去に例のない頻度で挑発行動を繰り返したため、結果的に目標値を大幅に上回る形で日米韓の枠組みの下での会合が頻繁に開催されたが、「年2回開催する」との年度目標は適切な目標であったと考える。今後とも中期目標の達成に向け、上記施策の分析のとおり、北朝鮮に対して、安全保障面や国連安保理での対応を含め、日米、日韓、そして日米韓3か国の緊密な連携を図るべく取組を継続していく。

作成にあたって使用した資料その他の情報

- ・平成28年版外交青書(第2章 第1節 各論1「朝鮮半島」(1)北朝鮮(拉致問題を含む。))
- ・外務省ホームページ
「北朝鮮」基礎データ
(http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/n_korea/data.html)
我が国独自の対北朝鮮措置について(平成28年2月10日)
(http://www.mofa.go.jp/mofaj/a_o/na/kp/page4_001766.html)
我が国独自の対北朝鮮措置について(平成28年12月2日)
(http://www.mofa.go.jp/mofaj/a_o/na/kp/page3_001907.html)
外国為替及び外国貿易法に基づく北朝鮮向けの支払の原則禁止及び資産凍結等の措置について(平成28年2月19日)
(http://www.mofa.go.jp/mofaj/a_o/na/kp/page3_001570.html)
李洙暻(リ・スヨン)北朝鮮外相との会談(平成27年8月6日)
(http://www.mofa.go.jp/mofaj/a_o/na/kp/page24_000475.html)
第70回国連総会第3委員会における北朝鮮人権状況決議の採択(外務大臣談話)(平成27年11

月 20 日)

(http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/danwa/page4_001560.html)

第 31 回人権理事会における北朝鮮人権状況決議の採択(外務大臣談話) (平成 28 年 3 月 24 日)

(http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/danwa/page4_001886.html)

第 71 回国連総会第 3 委員会における北朝鮮人権状況決議の採択(外務大臣談話) (平成 28 年 11 月 16 日)

(http://www.mofa.go.jp/mofaj/fp/hr_ha/page4_002494.html)

第 71 回国連総会本会議における北朝鮮人権状況決議の採択(報道発表) (平成 28 年 12 月 20 日)

(http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press4_004080.html)

【首脳】

日米韓首脳会談 (平成 28 年 3 月 31 日)

(http://www.mofa.go.jp/mofaj/a_o/na/page4_001915.html)

【外相】

日米韓外相会合 (平成 27 年 9 月 29 日)

(http://www.mofa.go.jp/mofaj/a_o/na/page4_001417.html)

日米韓外相会合 (平成 28 年 9 月 18 日)

(http://www.mofa.go.jp/mofaj/a_o/na/page3_001818.html)

日米韓外相会合 (平成 29 年 2 月 16 日)

(http://www.mofa.go.jp/mofaj/a_o/na/page3_001999.html)

【次官】

日米韓次官協議 (平成 29 年 1 月 6 日)

(http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press4_004129.html)

個別分野 3 未来志向の日韓関係の推進

施策の概要

大局的観点から重層的で未来志向の日韓関係を構築し、これを通じて地域の平和と繁栄に寄与する。

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

- ・ 第 193 回国会施政方針演説（平成 29 年 1 月 20 日）

「韓国は、戦略的利益を共有する最も重要な隣国です。これまでの両国間の国際約束、相互の信頼の積み重ねの上に、未来志向で、新しい時代の協力関係を深化させてまいります。」

- ・ 第 193 回国会外交演説（平成 29 年 1 月 20 日）

「韓国は戦略的利益を共有する最も重要な隣国です。一方、昨年末に、在釜山総領事館に面する歩道に新たに慰安婦像が設置された事態は極めて遺憾です。一昨年末の慰安婦問題に関する合意を双方が責任をもって実施することを引き続き韓国側に強く求めていきます。日本固有の領土である竹島については、引き続き日本の主張をしっかりと伝え、粘り強く対応します。安全保障を含む幅広い分野において様々なレベルで意思疎通を図り、相互の信頼の下、日韓関係を未来志向の新時代へと発展させていくことが重要です。」

測定指標 3-1 未来志向の日韓関係の構築

中期目標（一年度）

首脳・外相会談等の実施を通じた、あらゆる分野における日韓関係の更なる深化。

27 年度

年度目標

首脳・外相会談等の実施を通じ、あらゆる分野において、国交正常化 50 周年を迎えた、今後の日韓関係にふさわしい協力関係を構築する。

施策の進捗状況・実績

2 回の日韓首脳会談、5 回の日韓外相会談を行い、高い政治レベルの意思疎通を継続した。11 月に安倍総理大臣と朴槿恵大統領の間で初めての首脳会談が行われたのに続き、12 月の日韓外相会談後の共同記者発表において長年の懸案であった慰安婦問題が最終的かつ不可逆的に解決されることを確認し、直後の日韓首脳電話会談においても、この合意を両首脳が責任をもって実施すること、また、今後、様々な問題に、この合意の精神に基づき対応することを確認する等、日韓関係は前進した。

28 年度

年度目標

首脳・外相会談等の実施を通じ、あらゆる分野において、日韓関係を未来志向の新時代へと発展させていく。

施策の進捗状況・実績

28 年度には、首脳会談が 1 回、外相会談が 4 回行われるなど、ハイレベルでの意思疎通が頻繁に行われるとともに、27 年の日韓合意に基づく「和解・癒やし財団」の事業開始や、日韓秘密軍事情報保護協定（本協定の締結により、日韓両国政府間で交換される秘密軍事情報が適切に保護され、両国政府間で更に円滑かつ迅速な情報交換が行われることが期待される。）の締結など日韓関係に具体的な前進が見られた。28 年末の在釜山総領事館に面する歩道への慰安婦像の設置等、日韓間には困難な問題も存在するが、安全保障をはじめとする幅広い分野において協力関係を一定程度深化させることができた。

27・28 年度目標の達成状況：C（27 年度：b，28 年度：c）

測定指標 3－2 人的交流の拡大

中期目標（一年度）

日韓間の人的往来をより一層拡大する。

27 年度

年度目標

国交正常化 50 周年を受け、さらなる日韓関係の発展に向けた各種交流事業の実施や、日韓間の人的往来のより一層の拡大を図る。

施策の進捗状況・実績

日本と韓国は 27 年に国交正常化 50 周年を迎え、日韓双方で 440 件を超える文化・交流認定事業が行われた。また、27 年には日韓間の人往来も過去最高（584 万人）を記録した。外務省及び在韓国大使館が広報を含む側面支援を行った「日韓交流おまつり」は、9 月にソウル及び東京で開催され、併せて 15.8 万人が参加した。また、アジア大洋州諸国・地域との青少年交流事業の「JENESYS2.0」に日韓合わせて約 1,900 人が参加し、対象者を社会人まで拡充した「対日理解促進交流プログラム」（JENESYS2015）には日韓合わせて約 1,120 人が参加するなど、相互理解の促進、未来に向けた友好・協力関係の構築に努めた。

28 年度

年度目標

さらなる日韓関係の発展に向けた青少年交流事業等各種交流事業実施や、日韓間の人的往来のより一層の拡大を図る。

施策の進捗状況・実績

両国間の人往来は、28 年には過去最多であった 27 年の約 584 万人を大きく上回る約 739 万人に達した。日韓両国で毎年開催されている文化交流事業「日韓交流おまつり」は、9 月 24 日及び 25 日に東京で外務省後援の下、同年 10 月 2 日にソウルで在韓国大使館後援の下、それぞれ開催され、併せて約 11 万人が参加した。また、アジア大洋州諸国及び地域との青少年交流事業については、「対日理解促進交流プログラム」（JENESYS2016）に日韓合わせて約 700 人が参加するなど、相互理解の促進、未来に向けた友好・協力関係の構築に努めた。

27・28 年度目標の達成状況：A（27 年度：a，28 年度：a）

測定指標 3－3 経済関係緊密化のための各種協議等の推進

中期目標（一年度）

幅広い分野における日韓経済関係の強化に向けて取り組む。

27 年度

年度目標

幅広い分野における日韓経済関係の強化に向けて取り組む。

施策の進捗状況・実績

日韓経済関係の更なる強化を図る観点から、28 年 1 月に行われた第 14 回日韓ハイレベル経済協議で、日韓間の経済分野における案件のほか、経済情勢や国際社会及び地域レベルにおける協力等、広範なテーマについて意見交換を行った。

韓国政府による日本産水産物等の輸入規制の問題に関しては、9 月、我が国の要請により WTO に紛

争解決小委員会が設置された。日本は、様々な機会を捉えて、韓国側が規制を早期に撤廃するよう求めた。

さらに、日韓両国の経済連携が重要であるとの認識の下、日中韓自由貿易協定(FTA)及び東アジア地域包括的経済連携(RCEP)交渉などに取り組み、進展に向け努力を続けた。

28年度

年度目標

幅広い分野における日韓経済関係の強化に向けて取り組む。

施策の進捗状況・実績

日韓両国の更なる経済連携が重要であるとの考えの下、日中韓自由貿易協定(FTA)、東アジア地域包括的経済連携(RCEP)交渉に取り組む他、(一財)日韓産業技術協力財団による日韓経済連携を促進させる事業などを通じて、引き続き経済関係の強化に向け努力を続けた。韓国政府による日本産水産物等の輸入規制の問題に関しては、日本の要請により、27年9月、世界貿易機関(WTO)に紛争解決小委員会が設置され、検討が行われている。日本は、28年7月の日韓外相会談等の様々な機会を捉えて、韓国側に規制を早期に撤廃するよう求めた。

27・28年度目標の達成状況：B(27年度：b, 28年度：b)

測定指標3-4 日韓の連携、協力を通じた地域の平和と安定への寄与

中期目標(一年度)

国際社会の安定に向け二国間で連携・協力する。

27年度

年度目標

首脳・外相会談や実務者間の協議等の実施を通じ、国際社会の安定等に向け共に貢献する二国間の連携・協力を推進する。

施策の進捗状況・実績

日本と韓国の間には、国際社会に共に貢献する協力関係が構築されてきている。4月には、日韓安保対話を開催し、日韓両国の安全保障分野における協力を深めた。また、地球環境分野について議論する日韓環境保護協力合同委員会(5月)で気候変動等の分野で日韓両国が緊密に連携していくことを確認した。また、28年4月に日韓開発政策対話を行うなど、引き続き開発分野での協力を推進した。

28年度

年度目標

首脳・外相会談や実務者間の協議等の実施を通じ、国際社会の安定等に向け、開発や環境等の分野で共に貢献する二国間の連携・協力を推進する。

施策の進捗状況・実績

日本と韓国の間には、国際社会に共に貢献する協力関係が構築されてきている。

環境分野については、7月に第18回日韓環境保護協力合同委員会を開催し、気候変動、環境協力、海洋環境問題等の課題について意見交換を行い、これらの分野で日韓両国が緊密に連携していくことを確認した。

安全保障分野については、7月にソウルにおいて第7回日韓テロ対策協議を開催し、最近の国際・地域テロ情勢や国際テロ対策協力について意見交換を行った。また、11月には、日韓両国は日韓秘密軍事情報保護協定を締結し、これにより、北朝鮮の核・ミサイルに関する情報を含め各種事態への実効的かつ効果的な対処のために必要となる様々な情報を日韓間で直接交換することが可能になった。

27・28年度目標の達成状況：B(27年度：b, 28年度：b)

--

測定指標 3-5 日韓首脳・外相会談の開催回数(電話会談を除く)						
	中期目標値	27 年度		28 年度		27・28 年度目標 の達成状況
	一年度	年度目標値	実績値	年度目標値	実績値	
	—	2	7	2	5	

参考指標：内閣府実施「外交に関する世論調査」の「韓国に対する親近感」における「親しみを感じる」との回答割合(%)			
	実績値		
	26 年度	27 年度	28 年度
		31.5	33.0

評価結果(個別分野 3)

施策の分析
<p>【測定指標 3-1 未来志向の日韓関係の構築】</p> <p><u>27 年度</u></p> <p>(1) 2 回の日韓首脳会談, 5 回の日韓外相会談を行い, 高い政治レベルの意思疎通を継続し, 大方の目標を達成できたことから, 相当程度の進展があったと判定した。</p> <p>(2) 特に 12 月の日韓外相会談後の共同記者発表において長年の懸案であった慰安婦問題が最終的かつ不可逆的に解決されることを確認したことは, 未来志向の日韓関係へ大きく前進させる観点から有効であった。(27 年度 : 未来志向の日韓関係推進経費(達成手段①))</p> <p><u>28 年度</u></p> <p>(1) 28 年末の在釜山総領事館に面する歩道への慰安婦像の設置等, 日韓間には困難な問題も存在するが, 28 年度には 1 回の日韓首脳会談, 4 回の日韓外相会談が行われるなど, ハイレベルの意思疎通が頻繁に行われ, 安全保障をはじめとする幅広い分野において協力関係を一定程度深化させることができた。これらを踏まえ, 目標達成に向け一定の進展を示したと判定した。</p> <p>(2) 27 年の日韓合意に基づく「和解・癒やし財団」の事業開始や, 日韓秘密軍事情報保護協定の締結など日韓関係に具体的な前進が見られたことは, 二国間関係を強化する上で有益だった。(28 年度 : 未来志向の日韓関係推進経費(達成手段①))</p> <p>【測定指標 3-2 人的交流の拡大】</p> <p><u>27 年度</u></p> <p>(1) 「JENESYS2.0」, 「対日理解促進交流プログラム」(JENESYS2015)を実施し, 人的往来の拡大を図ることができたことから, 目標達成と判定した。</p> <p>(2) 27 年は日韓国交正常化 50 周年を記念し, 日韓双方で 440 件を超える文化・交流認定事業が行われた。その一環として, 外務省及び在韓国大使館の後援により, 9 月にソウル及び東京で開催された「日韓交流おまつり」は, 合わせて 15.8 万人が参加した。また, 日韓合わせて約 1,900 人が参加した「JENESYS2.0」や, 対象者を社会人まで拡充し, 日韓合わせて約 1,120 人が参加した「対日理解促進交流プログラム」(JENESYS2015)などを通じ, 日韓間の相互理解の促進, 未来に向けた友好・協力関係の構築ができた。日韓間の人的往来も 26 年の 504 万人から 80 万人増えて過去最高の 584 万人を記録した。これらを踏まえると, 日韓間の人的交流の拡大にとって, 有益であった。(27 年度 : 未来志向の日韓関係推進経費(達成手段①), 日韓国交正常化 50 周年事業(達成手段③))</p> <p><u>28 年度</u></p> <p>(1) 「対日理解促進交流プログラム」(JENESYS2016)を通じて人的往来の拡大を図ることができたことから, 目標達成と判定した。</p>

(2) 27年度に引き続き、日韓両国で開催され、合わせて約11万人が参加した「日韓交流おまつり」や「対日理解促進交流プログラム」(JENESYS2016)の実施などにより、相互理解や未来に向けた友好・協力関係の構築が大きく促進された。28年の日韓間の人的往来は、27年の584万人から大きく上回る過去最多の約739万人を記録した。これらを踏まえると、日韓間の人的交流にとって、有益であった。(28年度：未来志向の日韓関係推進経費(達成手段①))

【測定指標3-3 経済関係緊密化のための各種協議等の推進】

27年度

(1) 日韓ハイレベル経済協議や日韓環境保護協力合同委員会の継続実施や、韓国政府による日本産水産物等の輸入規制に関する、WTOでの紛争解決小委員会の設置など、日本は、様々な機会を捉えて、日韓の経済関係緊密化のための取組を推進した。また、日中韓自由貿易協定(FTA)及び東アジア地域包括的経済連携(RCEP)交渉の進展に向けた取組などを含めれば、いずれの取組も日韓間の経済関係の緊密化を押し進める観点から有益であったが、韓国政府による日本産水産物等の輸入規制については依然として撤廃されていないことを踏まえ、おおむね目標に近い進展を示したと判定した。

(2) 28年1月の第14回日韓ハイレベル経済協議では、日韓間の経済協力を始め、幅広く意見交換を行うことができ、経済関係の緊密化を推進するのに有効であった。(27年度：未来志向の日韓関係推進経費(達成手段①))

28年度

(1) 日中韓自由貿易協定(FTA)及び東アジア地域包括的経済連携(RCEP)交渉の進展に向けた取組、日韓環境保護協力合同委員会の継続実施、また韓国政府による日本産水産物等の輸入規制の問題に関し、27年9月にWTOに設置された紛争解決小委員会内での検討等を通じて、引き続き日本は日韓間の経済関係の緊密化を押し進めることができたが、韓国政府による日本産水産物等の輸入規制については依然として撤廃されていないことを踏まえ、おおむね目標に近い進展を示したと判定した。

(2) 韓国政府による日本産水産物等の輸入規制の問題に関し、日本は、様々な機会を捉えて、韓国側に規制を早期に撤廃するよう求めてきており、経済関係の緊密化に向けた動きを推進するために有効であった。(28年度：未来志向の日韓関係推進経費(達成手段①))

【測定指標3-4 日韓の連携、協力を通じた地域の平和と安定への寄与】

27年度

(1) 様々なレベルや様々な枠組みで日韓の連携を確認し、地域の平和と安定に寄与したことから、相当程度の進展があったと判定した。

(2) 4月には、日韓安保対話を開催し、日韓両国の安全保障分野における協力を深め、また、5月には地球環境分野について議論する日韓環境保護協力合同委員会において気候変動等の分野で日韓両国が緊密に連携していくことを確認したことは有益だった。(27年度：未来志向の日韓関係推進経費(達成手段①))

28年度

(1) 様々なレベルや様々な枠組みで日韓の連携を確認し、地域の平和と安定に寄与したことから、相当程度の進展があったと判定した。

(2) 環境分野については、7月に第18回日韓環境保護協力合同委員会を開催し、気候変動、環境協力、海洋環境問題等の課題について意見交換を行い、これらの分野で日韓両国が緊密に連携していくことを確認した。

また、安全保障分野については、7月にソウルにおいて第7回日韓テロ対策協議を開催し、最近の国際・地域テロ情勢や国際テロ対策協力について意見交換を行ったほか、11月には、日韓両国は日韓秘密軍事情報保護協定を締結し、これにより、北朝鮮の核・ミサイルに関する情報を含め各種事態への実効的かつ効果的な対処のために必要となる様々な情報を日韓間で直接交換することが可能になった。これらの取組は、連携強化を図る上で有益だった。(28年度：未来志向の日韓関係推進経費(達成手段①))

【測定指標3-5 日韓首脳・外相会談の開催回数(電話会談を除く)】

27年度

北朝鮮をめぐる問題に対して日韓が緊密に連携し、また慰安婦問題を始めとする日韓間の諸懸案に関して集中的に協議を行ったため、目標達成と判定した。一連の会合を通じ、未来志向の日韓関係へ大きく前進させることができ、有意義であった。(27年度：未来志向の日韓関係推進経費(達成手段①))

28年度

北朝鮮が2度の核実験を実施し、20発以上の弾道ミサイルを発射するなど挑発行動を繰り返す中、日韓が緊密に連携し、また慰安婦に関する日韓合意を着実に実施すべく協議を行ったため、連携の強化に向け相当程度の進展があったと判定した。一連の会合を通じ、未来志向の日韓関係へ前進させるとともに、北朝鮮問題への対応に際しての緊密な連携を確認することができ、有意義であった。(28年度：未来志向の日韓関係推進経費(達成手段①))

次期目標等への反映の方向性

【施策(施策の必要性に関する分析を含む)】

韓国は、戦略的利益を共有する最も重要な隣国。28年には首脳・外相レベルの意思疎通が頻繁に行われ、全ての首脳・外相会談において、27年末の慰安婦問題に関する合意を双方が責任をもって実施することで一致。一方、28年末の在釜山総領事館に面する歩道への慰安婦像の設置は極めて遺憾であり、29年2月の日韓外相会談をはじめ、様々な機会にこのような我が国の立場を韓国側に伝えている。引き続き、韓国側に対し、粘り強く、あらゆる機会を捉えて、この合意の着実な実施を求めていくことが重要。同時に、安全保障をはじめとする幅広い分野において協力関係を深化させ、相互の信頼の下、日韓関係を未来志向の新時代へと発展させていくことが必要である。

以上のとおり、日韓間には困難な問題も存在するが、現在の施策目標は妥当であり、今後も同目標を維持し、その達成に向けた施策を実施していく。

【測定指標】

3-1 未来志向の日韓関係の構築

未来志向の日韓関係の構築に向けて「首脳・外相会談等の実施を通じ、あらゆる分野において、日韓関係を未来志向の新時代へと発展させていく。」との年度目標は適切な目標であったと考える。今後とも中期目標の達成に向け、上記施策の分析のとおり、取組を引き続き継続していく。

3-2 人的交流の拡大

人的交流の拡大に向けて「さらなる日韓関係の発展に向けた各種交流事業実施や、日韓間の人的往来のより一層の拡大を図る。」との年度目標は適切な目標であったと考える。今後とも中期目標の達成に向け、上記施策の分析のとおり、取組を引き続き継続していく。

3-3 経済関係緊密化のための各種協議等の推進

経済関係緊密化のための各種協議等の推進に向けて「幅広い分野における日韓経済関係の強化に向けて取り組む。」との年度目標は適切な目標であったと考える。今後とも中期目標の達成に向け、上記施策の分析のとおり、取組を引き続き継続していく。

3-4 日韓の連携、協力を通じた地域の平和と安定への寄与

日韓の連携、協力を通じた地域の平和と安定への寄与に向けて「首脳・外相会談や実務者間の協議等の実施を通じ、国際社会の安定等に向け、開発や環境等の分野で共に貢献する二国間の連携・協力を推進する。」との年度目標は適切な目標であったと考える。今後とも中期目標の達成に向け、上記施策の分析のとおり、取組を引き続き継続していく。

3-5 日韓首脳・外相会談の開催回数(電話会談を除く)

今後とも中期目標の達成に向け、上記施策の分析のとおり、引き続き未来志向の日韓関係へ大きく前進させるとともに、北朝鮮問題への対応に際しての緊密な連携を図るべく取組を継続していく。

作成にあたって使用した資料その他の情報

- ・平成 28 年版外交青書(第 2 章 第 1 節 各論 1「朝鮮半島」(2) 韓国)
- ・外務省ホームページ
 - 「大韓民国」基礎データ
(<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/korea/data.html>)
 - 最近の韓国情勢 (平成 28 年 3 月)
(<http://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000005985.pdf>)
 - 最近の日韓関係 (平成 28 年 3 月)
(<http://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000033344.pdf>)
 - 韓国経済と日韓経済関係 (平成 28 年 2 月)
(<http://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000005986.pdf>)

【首脳】

- 日韓首脳会談 (平成 27 年 11 月 2 日)
(http://www.mofa.go.jp/mofaj/a_o/na/kr/page4_001505.html)
- 日韓首脳会談 (平成 28 年 3 月 31 日)
(http://www.mofa.go.jp/mofaj/a_o/na/kr/page4_001916.html)
- 日韓首脳会談 (平成 28 年 9 月 7 日)
(http://www.mofa.go.jp/mofaj/a_o/na/kr/page3_001802.html)

【外相】

- 日韓外相会談 (平成 27 年 6 月 21 日)
(http://www.mofa.go.jp/mofaj/a_o/na/kr/page4_001276.html)
- 日韓外相会談 (平成 27 年 8 月 6 日)
(http://www.mofa.go.jp/mofaj/a_o/na/kr/page3_001340.html)
- 日韓外相会談 (平成 27 年 10 月 1 日)
(http://www.mofa.go.jp/mofaj/a_o/na/kr/page4_001418.html)
- 日韓外相会談 (平成 27 年 11 月 1 日)
(http://www.mofa.go.jp/mofaj/a_o/na/kr/page4_001499.html)
- 日韓外相会談 (平成 27 年 12 月 28 日)
(http://www.mofa.go.jp/mofaj/a_o/na/kr/page4_001667.html)
- 日韓外相会談 (平成 28 年 7 月 25 日)
(http://www.mofa.go.jp/mofaj/a_o/na/kr/page4_002196.html)
- 日韓外相会談 (平成 28 年 8 月 24 日)
(http://www.mofa.go.jp/mofaj/a_o/na/kr/page4_002249.html)
- 日韓外相会談 (平成 28 年 9 月 18 日)
(http://www.mofa.go.jp/mofaj/a_o/na/kr/page3_001820.html)
- 日韓外相会談 (平成 29 年 2 月 17 日)
(http://www.mofa.go.jp/mofaj/a_o/na/kr/page4_002802.html)

個別分野 4 未来志向の日中関係の推進及び日モンゴル関係の強化等

施策の概要

- 1 東シナ海を隔てた隣国である日本と中国は緊密な経済関係や人的・文化的交流を有しており、日中関係は重要な二国間関係の一つである。日中両国は、地域と国際社会の平和と安定のために責任を共有しており、「戦略的互惠関係」に基づいた日中関係の更なる推進をとおして、国際社会の期待に応えていく。
- 2 日モンゴル関係は、「戦略的パートナーシップ」としての友好関係の強化に向け、引き続きハイレベルの交流をはじめとした多層的な両国間の戦略的対話の促進に努める。

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

・第193回国会施政方針演説（平成29年1月20日）

「中国の平和的発展を歓迎します。地域の平和と繁栄に大きな責任を有することを、共に自覚し、本年の日中国交正常化四十五周年、来年の日中平和友好条約締結四十周年という節目を迎える、この機を捉え、「戦略的互惠関係」の原則の下、大局的な観点から、共に努力を重ね、関係改善を進めます。」

測定指標 4-1 日中における「戦略的互惠関係」の一層の深化に向けた取組（経済面以外）

中期目標（一年度）

「戦略的互惠関係」に基づいた二国間関係の更なる推進に向け、様々なレベルでの協力・対話を強化していく。

27年度

年度目標

日中両国間では、個別の課題があっても、関係全体に影響を及ぼさないようにしていくことが重要であるとの考え方にに基づき、「戦略的互惠関係」の原点に立ち戻るよう働きかけていく。

また、こうした情勢の下、中国とのあらゆる分野における協力関係を可能な限り深化させていくことが重要であり、日中間で進めるべき協力としては、可能であれば、以下を実施する。

- ・活発な要人往来により、政治的相互信頼を増進する。
- ・東シナ海を「平和・協力・友好の海」とするための協力を推進する。
- ・既存の交流事業の着実な実施により、両国国民間の相互理解を増進する。
- ・各種条約・協定の締結に向けた協議を実施する。
- ・地域・グローバルな課題に関する対話・協力を強化する。

施策の進捗状況・実績

27年度は、日中関係の改善の流れが見られた一年となった。26年11月に北京で行われた日中首脳会談後、それまで長い間停滞していた各種対話・交流が再開されるようになり、27年4月のバンドン会議60周年行事（於：インドネシア）の際には、安倍総理大臣は、習近平国家主席と2度目となる首脳会談を行った。両首脳は、日中関係が改善の方向に向かっているとの認識で一致し、今後、様々なレベルで対話と交流を積み重ね、関係改善の流れを確かなものとしていきたいとの双方の意思を確認した。こうした両政府間の対話は引き続き行われ、8月のASEAN関連外相会議（於：マレーシア）の際には、日中外相会談が行われた。また、10月には、楊潔篪（ようけつち）国務委員が訪日し、安倍総理大臣や菅官房長官を表敬したほか、谷内国家安全保障局長とも意見交換を行った。そして、11月の韓国での日中韓サミットの際には、安倍総理大臣と李克強総理との初めての日中首脳会談及び26年11月から通算4回目の外相会談がそれぞれ行われた。会談を通して、両首脳は、外相相互訪問の再開と、これを含むハイレベル交流の重要性を確認するなど、具体的な成果を得た。また、安倍総理大臣は11月のASEAN関連首脳会議の際に李克強総理と、COP21の際に習近平主席とそれぞれ立ち話をし、前向きなやり取りを行った。

一方、累次のハイレベルでの接触において関係改善の基調については両国間で確認されてきているものの、中国公船による尖閣諸島周辺における領海侵入や東シナ海の境界未画定海域における一方的な資源開発が継続している。中国による一方的な現状変更の試みに対しては、日本の領土・領海・領空は断固として守り抜くとの決意で毅然かつ冷静に対応しており、外交ルートを通じ、嚴重な抗議と退去の要求を繰り返し実施した。特に、中国による東シナ海での一方的な資源開発に対しては、日本としては、中国側による関連の動向を把握する度に、その都度、中国側に対して、かかる一方的な開発行為を中止するとともに、東シナ海資源開発に関する日中間の協力に関する「2008年6月合意」の実施に関する協議再開に早期に応じるよう強く求めた。7月には、適切な形で関連情報を公表することとし、構造物の位置を示した地図や関連の写真を外務省HPに掲載した。11月に行われた日中首脳会談において、「2008年6月合意」に基づく協議再開を目指すことで一致したことを踏まえ、引き続き協議の即時再開と合意の早期実施を強く求めていく。

交流事業については、「JENESYS2.0」により、中国から高校生や大学生など約3,500人を日本に招へいした。訪日した中国の若者は学校交流や企業視察などを通じて、「クールジャパン」を含めた日本の魅力、強みなどの日本ブランドに触れるとともに、日本の青少年との間で相互理解を深め、今後の日中関係の在り方などについて活発な意見交換などを行った。また、10月から11月にかけての時期を「日中交流集中月間」と称し、北京を中心に様々な日中間の交流イベントを集中的に実施した。

各種条約・協定の締結に向けた取組として、7月に4年ぶりとなる日中受刑者移送条約締結交渉（第3回）を行った。また、6月には約5年ぶりに日中犯罪人引渡条約締結交渉（第2回）を行い、28年1月には第3回会合を行うなど、長らく行われていなかった交渉が再開した。

地域・グローバルな課題に関しては、28年3月に行われた日中外相電話会談において、北朝鮮問題について日中「戦略的互惠関係」の下で共同して対応すべき問題であり、緊密に連携していくことで一致するなど、地域・グローバルな課題に対する日中間の対話・協力を強化する取組を行った。

28年度 年度目標

日中両国間では、個別の課題があっても、関係全体に影響を及ぼさないようにしていくことが重要であるとの考え方にに基づき、「戦略的互惠関係」に基づいた二国間関係の更なる推進に努める。

日中関係は、累次の首脳・外相会談をとおして改善の方向にあり、各種対話・協力案件が再開されつつある。こうした関係改善の流れを更に推進していくため、以下を実施することに努める。

- ・活発な要人往来により、政治的相互信頼を増進する。
- ・東シナ海を「平和・協力・友好の海」とするための協力を推進する。
- ・既存の交流事業の着実な実施により、両国国民間の相互理解を増進する。
- ・各種条約・協定の締結に向けた協議を実施する。
- ・地域・グローバルな課題に関する対話・協力を強化する。

施策の進捗状況・実績

28年度は、前年に引き続き、日中関係の改善の流れが確認された1年となった。4月には岸田外務大臣が日本の外務大臣として約4年半ぶりに中国を二国間訪問し、王毅外交部長との会談や李克強総理への表敬を行った。岸田外務大臣からは「新しい時代にふさわしい日中関係」についての考え方、すなわち、協力を拡大して両国関係の肯定的な側面を増やし、課題や懸念については率直な意見交換を行い適切に対処していくべきとの考え方を説明した。こうした関係改善の流れは下半期にも引き継がれ、7月のASEM首脳会合（於：モンゴル）の際には、安倍総理大臣が李克強総理との間で2度目となる会談を実施した。同月にはASEAN関連外相会合の機会を捉えて日中外相会談も行われた。8月下旬には日中韓外相会議出席のために王毅外交部長が外交部長就任後に初めて訪日した。9月のG20杭州サミットの際には、安倍総理大臣が訪中し、習近平国家主席と3度目となる首脳会談を行ったが、同会談は、日中間で協力できるところは協力して両国関係の「プラス」の面を増やし、懸案についてはマネージして「マイナス」の面を減らしていくとの両首脳の共通の認識に基づく、前向きで充実した会談になった。安倍総理大臣と習近平国家主席は11月のAPEC首脳会議（於：ペルー）でも短時間の会談を行い、29（2017）年の日中国交正常化45周年、30（2018）年の日中平和友好条約締結40周年の節目の年に向けて日中関係を改善させていくことを再確認した。このようにハイレベルの対話が頻繁に行われる中、各種対話・交流も活発化し、11月には前年に続いて日中安保対話が北京で開催され、日中双方の安全保障政策等について意見交換を行ったほか、9月及び12月には、日中高級事務レベル海洋協議が開催され、海洋分野における協力等についての意見交換を行った。29年2月のG20

ボン外相会合の際には日中外相会談が行われ、日中国交正常化 45 周年の同年に日中関係を改善させていくことを再確認した。29 年 2 月の野上内閣官房副長官の北京訪問に続き、3 月には萩生田内閣官房副長官が北京を訪問し、日中国交正常化 45 周年記念事業「松竹大歌舞伎北京公演」関連事業に出席する等、「45 周年」事業を通じた政府高官の交流も行われた。

一方、累次のハイレベルでの接触において関係改善の基調については 27 年度に引き続き両国間で確認されてきているものの、中国公船による尖閣諸島周辺における領海侵入や東シナ海の境界未画定海域における中国の一方的な資源開発が継続している。特に 8 月には多数の中国公船が中国漁船と共に尖閣諸島周辺に押し寄せ、領海侵入を繰り返す事案も発生した。中国による一方的な現状変更の試みに対しては、日本の領土・領海・領空は断固として守り抜くとの決意で毅然かつ冷静に対応しており、外交ルートを通じ、厳重な抗議と退去の要求を繰り返し実施した。このような中、日中両国は、9 月及び 12 月の日中高級事務レベル海洋協議第 5 回会議及び第 6 回会議の場において、東シナ海資源開発に関する日中間の協力に関する「2008 年 6 月合意」に係る意見交換も行い、協議の即時再開と合意の早期実施を強く求めた結果、日中双方は引き続き「2008 年 6 月合意」に関連する問題について議論していくことで一致した。

交流事業については、「JENESYS2.0」により、中国から高校生や大学生など約 2,700 人を日本に招へいした。訪日した中国の若者は学校交流や企業視察などを通じて、日本の様々な文化や生活、魅力に触れるとともに、日本の青少年との間で相互理解を深め、今後の日中関係の在り方などについて活発な意見交換を行った。

各種条約・協定の締結に向けた協議を実施することについては、12 月から、日中映画交流促進に向け、国家新聞出版广电总局との間で、日中映画共同製作協定交渉を開始した。

地域・グローバルな課題に関しては、4 月の岸田外務大臣訪中において、岸田外務大臣から、日中関係の肯定的な側面を増やしていくため、当面両国が力を入れるべき「3 つの共通課題」（北朝鮮、国連での協力、テロ対策・中東情勢）に関する協力を提起し、中国側から前向きな反応を得た。こうした中で、9 月には 4 年ぶりとなる第 3 回日中テロ対策協議を東京で開催するなど、地域・グローバルな課題に対する日中間の対話・協力を強化する取組を行った。

なお、香港については、香港の繁栄と安定は地域の繁栄と発展に重要な役割を果たしており、日本は、国際社会の普遍的価値である自由、基本的人権の尊重、法の支配が香港においても保障されることが重要であるとの立場を一貫して述べてきている。

27・28 年度目標の達成状況：C（27 年度：c, 28 年度：c）

測定指標 4-2 日中における「戦略的互惠関係」の一層の深化に向けた取組（経済面）

中期目標（一年度）

日中「戦略的互惠関係」を進めるため、様々なレベルで対話と協力を積み重ねていく。

27 年度

年度目標

26 年 11 月の首脳会談以降、閣僚級も含めた各種の対話が再開・活性化しつつある。今後、中国との間では、「戦略的互惠関係」を経済面において一層具体化させるため、様々な分野に渡る協力案件を実施していくことが重要であるが、それにあたり、以下の 3 つを 27 年度の目標として設定する。

- 1 日中間の幅広い分野における経済対話を実施し、両国経済、地域・グローバルな経済における課題に関する協力を強化する。とりわけ日中間における経済対話の枠組みである日中経済パートナーシップ協議や日中ハイレベル経済対話等の実施に向けた準備を進めていく。
- 2 環境・省エネルギー、少子高齢化等の両国共通の課題といえる分野で、その克服に向け協力を進め、Win-Win の関係を構築する。
- 3 東日本大震災後に残された課題（中国による日本製品に対する輸入規制及び渡航制限措置の緩和・撤廃等）の克服に向けた対話・協力の進展。

施策の進捗状況・実績

- 1 幅広い分野において、各種対話と交流が活発に行われた。4 月には、日中韓観光大臣会合に出席するため、李金早（り・きんそう）・国家旅遊局長が訪日。また、日中韓三カ国環境大臣会合（4

月、上海)、日中財務対話(6月、北京)、日中省エネルギー・環境総合フォーラム(11月、東京)等の閣僚級の対話を実施した。両国の関係省庁が一堂に会する日中経済パートナーシップ協議については、7月に約4年ぶりに局次長級会合が、12月には約5年半ぶりに次官級会合が開催され、二国間及び多国間の課題と協力について意見交換を行った。また、実務レベルでは、第16回日中漁業共同委員会(7月、東京)、約3年半ぶりの日中社会保障協定政府間交渉(11月、東京)が実施された。

- 2 両国共通の課題分野における協力に関しては、外交部を始めとする中国関係部門の若手行政官及び共産党の若手幹部等を招へいし、少子高齢化や環境・省エネ等の日中両国に共通する課題を取り上げ、日本政府関係者や有識者等との意見交換や視察を行う「日中共通課題理解促進事業」等を実施した。
- 3 東日本大震災後に残された課題の克服については、大使館等を通じ、中国側に一層の働きかけを実施した。また、28年3月、約6年ぶりに開催された日中農業担当省事務次官級定例対話の機会にも、農業部に対し、日本食品に対する輸入規制の緩和につき、担当部局に働きかけるよう要請した。

28年度

年度目標

27年は、日中間における各種対話再開の流れが本格化した一年であった。この流れを受け、中国との間では、「戦略的互惠関係」を経済面において一層具体化させるため、様々な分野にわたる協力案件を引き続き実施していく。その中でもとりわけ重要な事項は以下のとおり。

- 1 日中間の幅広い分野における経済対話を実施し、両国経済、地域・グローバルな経済における課題に関する協力を強化する。とりわけ日中間における経済対話の枠組みである日中経済パートナーシップ協議や日中ハイレベル経済対話等の実施に向けた準備を進めていく。
- 2 28年4月の外相会談で提起された「5つの協力分野」(①マクロ経済・財務・金融、②省エネ・環境、③少子高齢化、④観光、⑤防災)における協力の促進。
- 3 東日本大震災後に残された課題(中国による日本産品に対する輸入規制及び渡航制限措置の緩和・撤廃等)の克服に向けた対話・協力の進展。

施策の進捗状況・実績

- 1 経済分野の各種対話と交流が活発に行われた。4月には、日中韓環境大臣会合に出席するため、陳吉寧環境保護部長が訪日した。10月には、日中韓経済貿易大臣会合に出席するため、高虎城商務部長が訪日した。11月には、李金早国家旅遊局長が訪日し、石井国土交通大臣と会談を行ったほか、閣僚級の日中省エネルギー・環境総合フォーラムが北京で開催され、日本から関係閣僚が訪中した。両国の関係省庁が一堂に会する日中経済パートナーシップ協議については、12月に27年に引き続き次官級会合が開催され、「5つの協力分野」を含む日中二国間の課題・協力及び地域・多国間の課題・協力につき幅広く意見交換を行った。民間レベルの経済交流も活発に行われ、9月に日中経済協会、経団連及び日本商工会議所の合同訪中団が訪中し、張高麗常務副総理ら中国政府要人と会談した。11月には、日中CEO等サミットが中国で開催され、日中の主要企業の経営者らの間で意見交換が行われ、李克強総理など中国側ハイレベルも参加した。実務レベルでは、第17回日中漁業共同委員会(11月、於：廈門)、日中社会保障協定政府間交渉(6月、於：北京、11月、於：東京)など各種対話が行われた。
- 2 4月の岸田外務大臣訪中の際に提案した「5つの協力分野」(①マクロ経済・財務・金融、②省エネ・環境、③少子高齢化、④観光、⑤防災)における協力の促進については、7月の外相会談、9月の首脳会談などの機会を通じて、日本側から協力の推進を提起し、中国側からも前向きな反応を得た。また、12月の日中経済パートナーシップ協議では、「5つの協力分野」を含む日中二国間の課題・協力及び地域・多国間の課題・協力につき幅広く意見交換を行った。
- 3 東日本大震災後に残された課題の克服については、首脳会談を含む二国間会談の機会や大使館等を通じる様々な機会を捉え、中国側に一層の働きかけを実施した。規制の緩和・撤廃を求めながら、一方で日本の魅力を多くの中国人に知ってもらうことを目的として、29年2月に、外務省主催の「地域の魅力海外発信支援事業」を北京で開催し、日本政府を代表して野上内閣官房副長官が訪中した。来場者数15,000人に対して、日本の地域における食や観光の魅力を積極的にアピールした。

27・28年度目標の達成状況：B (27年度：b, 28年度：b)

測定指標 4-3 日モンゴル関係の着実な進展(経済面以外)

中期目標(一年度)

「戦略的パートナーシップ」の発展のため、幅広い分野において、互恵的・相互補完的な協力を強化していく。

27年度

年度目標

- 1 ハイレベル対話を始めとした多層的で戦略的な対話を促進し、その成果を着実に実施・フォローアップするとともに、地域・国際社会での連携を強化する。
- 2 文化・人的交流を推進する。

施策の進捗状況・実績

- 1 27年度も、前年に引き続きハイレベルの交流が活発に行われた。モンゴルからは、エルベグドルジ大統領(5月)が訪日し、10月には安倍総理大臣が現職総理大臣としては初めて2度目のモンゴル訪問を行った。また、安倍総理大臣のモンゴル訪問時には、エルベグドルジ大統領との8回目の首脳会談が実施された。この他、産業相、人口開発・社会保障相、法務相、保健・スポーツ相、食糧・農牧業相ら、複数のモンゴルの閣僚が訪日した。
さらに、外交当局間においては、新たな試みとして、9月に第1回日米モンゴル協議がニューヨークで開催され、経済分野や多国間・地域における協力及び地域情勢等について、幅広い意見交換が行われた。
- 2 文化・人的交流については、青年交流事業「JENESYS2.0」の枠組みを通して、モンゴルの青少年200名を日本に招待し、地方自治体等との交流を行った。

28年度

年度目標

- 1 ハイレベル対話を始めとした多層的で戦略的な対話を促進し、多国間・地域における連携・協力を強化する。
- 2 文化・人的交流を推進する。

施策の進捗状況・実績

- 1 モンゴルからプレブスレン外相(5月)、M. エンフボルド国家大会議議長(民主党党首)(6月)、ムンフオルギル外相(9月)、エルデネバト首相(10月)が相次いで訪日した。モンゴル政府は7月に第11回アジア欧州首脳会合(ASEM)をホストし、安倍総理大臣はこの機会を捉え、日本の総理大臣として史上初の3度目のモンゴル訪問を行い、エルベグドルジ大統領とは9回目の首脳会談を行うとともに、6月30日の総選挙による政権交代を受けて就任間もないエルデネバト首相及びZ. エンフボルド国家大会議議長(人民党党首)ともそれぞれ会談を行った。それぞれの会談では、政治・安全保障、地域・国際情勢、経済関係にわたる幅広い分野で意見交換を行い、新政権発足後も日本・モンゴル関係は双方にとって重要との認識で一致するとともに、両政府間で平成25年に策定された「戦略的パートナーシップのための日本・モンゴル中期行動計画」に代わる新たな中期行動計画を策定し、両国の互恵関係の一層の深化を図ることにつき合意した。また、麻生副総理兼財務大臣(6月)、木原外務副大臣(6月)もそれぞれモンゴルを訪問した。
10月にはエルデネバト首相が就任後初の二国間訪問先として訪日し、安倍総理大臣と2回目の首脳会談を行った。7月の安倍総理大臣によるモンゴル訪問時に両首脳間で合意した新たな中期行動計画の策定作業を加速化させ、両国の「戦略的パートナーシップ」関係を、より互恵的なものに発展させていくことで一致した。また、両首脳は、日本とモンゴルが基本的価値を共有する地域のパートナーであることを改めて確認するとともに、6月に発効した日・モンゴル経済連携協定(EPA)を着実に実施して両国の経済貿易関係を深めていくことで一致した。さらに、農業、環境、再生可能エネルギーなど、幅広い分野での協力を進めていくことを確認した。
また、防衛・安全保障分野での協力関係強化のためモンゴルへ初となる防衛駐在官の派遣を決定した。

29年3月、衆議院の招待で来日したZ. エンフボルド・モンゴル国家大会議議長(人民党党首)

に同行してムンフオルギル外相が来日し、岸田外務大臣との間では2回目となる外相会談が行われるとともに、両国外相間で、政治・安全保障、経済、文化・人的交流・人材育成等の幅広い分野において、33(2021)年末までの間に日・モンゴル間で取り組む協力方針を具体的に明記した、新たな「戦略的パートナーシップのための日本・モンゴル中期行動計画」に署名した。本行動計画は、国際社会での協力を始め、日・モンゴル両国が主体的に相互協力を積み重ねていくことで、両国間で互恵的な「戦略的パートナーシップ」を深めることを目標としている。

- 2 青年交流事業「JENESYS2016」の枠組みを通じ、モンゴルの青少年98名を招待し、親日派・知日派の育成を行った。

27・28年度目標の達成状況：B（27年度：b，28年度：b）

測定指標4-4 日モンゴル関係の着実な進展(経済面)

中期目標（一年度）

「戦略的パートナーシップ」の強化を通じ、日モンゴル経済関係を一層深化させる。

27年度

年度目標

- 1 日モンゴル経済連携協定の発効及び着実な実施を推進する。
- 2 首脳会談等での成果の着実な実施・フォローアップを通じて、両国経済関係を拡大・深化させる。

施策の進捗状況・実績

- 1 日・モンゴルEPAについては、27年2月に署名が行われた後、両国それぞれにおいて、発効に向けた国内手続きが進められた。
- 2 両国間の経済関係の深化については、産業相、人口開発・社会保障相、法務相、保健・スポーツ相、食糧・農牧業相ら、複数のモンゴルの閣僚が訪日したほか、第1回日米モンゴル協議がニューヨークで開催された際、3カ国の代表は、経済分野の協力についても協議し、モンゴルの経済政策の透明性・一貫性を向上させ、モンゴル経済に対する投資家の信認を強化すべく協力していくことで一致した。

28年度

年度目標

- 1 日モンゴル経済連携協定の発効及び着実な実施を推進する。
- 2 首脳会談等での成果（新空港運営への日本企業の参画等）の着実な実施・フォローアップを通じて、両国経済関係を拡大・深化させる。

施策の進捗状況・実績

- 1 モンゴルにとって初となる経済連携協定（日・モンゴルEPA）が、日本との間で6月に発効し、同月、同協定に基づき設置された合同委員会の第1回会合がウランバートルで開催された。同会合では、経済連携協定の運用上の手続規則の採択を含め、同協定の実施に必要な決定が行われた。日・モンゴルEPAの発効当初、モンゴル側において日・モンゴルEPAに整合性のない手続が行われる等の問題が生じたが、その後、モンゴル側は関税率・関税法を改正し、これを是正した。
- 2 22(2010)年から25(2013)年まで順調な経済発展を続けたモンゴルは、資源ナショナリズムを背景とする制限的な対モンゴル直接投資や法律の制定により、海外からの投資が激減したほか、中国の景気減速や世界的な資源安により主要産業の鉱業が不振となり、28(2016)年の経済成長率は1%まで落ち込んだ。我が国は、安倍総理大臣の28年7月のモンゴル訪問の機会を捉え、モンゴルの自立的発展のためにできる限りの支援を惜しまないこと、また、経済再生のためモンゴルがIMFなど国際機関の助言を受けつつ一層の経済改革を着実に進め、国際社会の信認を高めることが重要と伝達した。

27年10月の日モンゴル首脳会談で触れられた新空港運営への日本企業の参画は、4月に日本企業コンソーシアムがモンゴル政府へ提出したプロポーザルは11月に承認され、29年1月から契約

交渉が開始された。この間、駐モンゴル日本大使がモンゴル政府要人と面会する機会等を利用して、日本企業が運営権を獲得することに対する日本側の期待感をモンゴル側へ累次伝達した。また、9月には、モンゴルで実施されている二国間クレジット制度（JCM）プロジェクトにつき、日本政府はJCMクレジット（注）を発行した。

（注）二国間クレジット制度（JCM）は、途上国への優れた低炭素技術等の普及を通じ、日本からの温室効果ガス排出削減等への貢献を適切に評価し、日本の削減目標の達成に寄与する仕組みであり、同制度のもとで達成された温室効果ガス排出削減量がJCMクレジットに当たる。

- 29年3月に両国外相間で署名が行われた33（2021）年末までの新たな「戦略的パートナーシップのための日本・モンゴル中期行動計画」において、「日・モンゴルEPAの着実な運用等によるモンゴル国の投資・ビジネス環境の整備」、「モンゴル国の経済多角化に対する協力、より活力ある両国経済関係構築に向けた協力」を柱に経済関係の一層の強化を図ることにつき合意した。

27・28年度目標の達成状況：B（27年度：b，28年度：a）

測定指標4-5 日台実務関係の着実な進展

中期目標（一年度）

良好な日台関係を維持・発展させていく。

27年度

年度目標

台湾は、民主、平和、法の支配といった基本的価値観を共有し、緊密な経済関係と人的往来を有する我が国の重要なパートナーであり大切な友人である。特に以下の取組を実施する。

- 1 経済分野での更なる協力の深化。
- 2 故宮博物院展等の文化交流を通じた相互理解の深化の進展。

施策の進捗状況・実績

- 1 経済分野での更なる協力の深化については、公益財団法人交流協会と亜東関係協会の間で、所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止や、競争法の適用等に関する協力文書が作成された。

5月、台湾における日本産食品への輸入規制が強化されたため、交流協会を通じて、科学的根拠に基づかない輸入規制の撤廃・緩和を行うよう台湾側に対し繰り返し申し入れた。

- 2 26年度に開催された故宮博物院展に引き続き、27年度は宝塚歌劇団の第2回台湾公演（8月）や、裏千家家元の訪台（9月）への後援を通じ、日台間の相互理解の促進を図った。

28年度

年度目標

台湾は、民主、平和、法の支配といった基本的価値観を共有し、緊密な経済関係と人的往来を有する我が国の重要なパートナーであり大切な友人である。特に以下の取組を実施する。

- 1 経済分野での更なる協力の深化。
- 2 文化交流を通じた相互理解の深化。

施策の進捗状況・実績

- 1 経済分野での更なる協力の深化については、公益財団法人交流協会（注：29年1月から公益財団法人「交流協会」は公益財団法人「日本台湾交流協会」に名称を変更した。）と亜東関係協会の間で、「日台製品安全協力覚書」が署名された。また、台湾における日本産食品への輸入規制緩和・廃止に向け、日本台湾交流協会を通じて、科学的根拠に基づかない輸入規制の撤廃・緩和を行うよう引き続き台湾側に対し繰り返し申し入れた。

- 2 文化関係では、NHK交響楽団の台北公演（6月）や、故宮博物院南院での「日本美術の粋—東京・九州国立博物館精品展」（28年12月～29年3月）等を通じて、日台間の相互理解の促進を図った。上記文化行事について、外務省としては、日本台湾交流協会を通じた実施のための調整等を行った。

また、日台双方の言語教育の水準を向上させ、お互いの歴史・文化に対する理解及び友好親善を深めることを目的に、日台双方の日本語教育及び中国語教育の交流・協力を促進することが明記された「日台言語教育交流覚書」を作成・署名した。

27・28年度目標の達成状況：B（27年度：b，28年度：b）

測定指標 4-6 日中及び日モンゴル間の首脳、外相会談の実施回数（電話会談を除く）

	中期目標値	27年度		28年度		27・28年度目標の達成状況
	一年度	年度目標値	実績値	年度目標値	実績値	
①日中	—	① 4	① 4	① 4	① 7	B (27年度：b 28年度：a)
②日モンゴル		② 3	② 3	② 3	② 6	

測定指標 4-7 中国遺棄化学兵器問題への取組（現地調査箇所数）

(注：本測定指標は28年度から新たに設定した指標)	中期目標値	27年度（参考）		28年度		27・28年度目標の達成状況
	一年度	年度目標値	実績値	年度目標値	実績値	
	—	—	5	6	5	B (28年度：b)

評価結果（個別分野 4）

施策の分析

【測定指標 4-1 日中における「戦略的互惠関係」の一層の深化に向けた取組（経済面以外）】

27年度

- (1) 活発な要人往来により、政治的相互信頼を増進することや、東シナ海を「平和・協力・友好の海」とするための協力を推進することを始め、全ての目標について一定の進捗が見られたが、首脳・外相間の往来は実現せず、また、中国公船による尖閣諸島周辺海域における領海侵入も継続していることから、「戦略的互惠関係」の原点に完全に立ち戻ったとは言えず、目標達成に至らなかったと判定した。
- (2) 特に、11月に安倍総理大臣と李克強総理との初めての日中首脳会談を実施することができ、その際に東シナ海資源開発に関する日中間の協力に関する「2008年6月合意」に基づく協議再開を目指すことで合意できたことは、東シナ海を「平和・協力・友好の海」とするための協力を推進すると目標達成に向けて効果があった。（27年度：日中・日モンゴル関係の推進（達成手段①））

28年度

- (1) 活発な要人往来により、政治的相互信頼を増進することや、地域・グローバルな課題に関する対話・協力を強化すること等、全ての目標について一定の進捗が見られたが、首脳間の往来は実現せず、また、中国公船による尖閣諸島周辺海域における領海侵入も継続していることから、「戦略的互惠関係」の原点に完全に立ち戻ったとは言えず、目標達成に至らなかったと判定した。
- (2) 特に、4月の岸田外務大臣訪中において、岸田外務大臣から、当面両国が力を入れるべき「3つの共通課題」（北朝鮮、国連での協力、テロ対策・中東情勢）に関する協力を提起し、中国側から前向きな反応を得られたことで、9月には4年ぶりとなる第3回日中テロ対策協議を開催した。これは地域・グローバルな課題に関する対話・協力を強化する上で極めて効果が高かった。（28年度：日中・日モンゴル関係の推進（達成手段①））

【測定指標 4-2 日中における「戦略的互惠関係」の一層の深化に向けた取組（経済面）】

27年度

- (1) 幅広い分野での各種対話、交流が行われ、特に事務及び実務レベルにおいて各種対話が再開し、相当程度進展があったと判定した。
- (2) 特に7月に約4年ぶりに日中経済パートナーシップ協議局次長級会合が、12月には約5年半ぶりに同次官級会合が開催され、実務レベルでは、約3年半ぶりの日中社会保障協定政府間交渉（11

月、東京）が実施されたこと等日中間の経済面における実務協力の再開は、第三国及び国際社会に対しても、昨年度以前に比して、日中関係の改善と安定的な発展を示す上で効果が高かった。（27年度：日中・日モンゴル関係の推進（達成手段①））

28年度

（1）27年度に引き続き幅広い分野での各種対話、交流が行われ、「5つの協力分野」（①マクロ経済・財務・金融、②省エネ・環境、③少子高齢化、④観光、⑤防災）における協力の促進、東日本大震災後に残された課題の克服に向けた取組等を実施し、相当程度進展があったと判定した。

（2）7月の外相会談、9月の首脳会談などの機会を通じて、日本側から「5つの協力分野」の推進を提起し、中国側からも前向きな反応を得たほか、12月の日中経済パートナーシップ協議でも、「5つの協力分野」を含む日中二国間の課題、協力、並びに地域・多国間の課題、協力につき幅広く意見交換を行った。このような首脳、閣僚、実務レベルのやりとりは効果的だった。（28年度：日中・日モンゴル関係の推進（達成手段①））

また、特に、29年2月には、野上内閣官房副長官の出席を得て「地域の魅力発信支援事業」を北京で開催し、食品輸入規制の緩和に向けた当局間協議の進展を希望する旨、来場者に直接訴えるとともに、日本産米の試食や日本酒の試飲等を行い来場者から好評を得たことは、東日本大震災後に残された課題の克服を目指す上でも効果的だった。

【測定指標4-3 日モンゴル関係の着実な進展（経済面以外）】

27年度

（1）首脳間の往来を含むハイレベルの交流を通じた活発な対話や第1回日米モンゴル協議の開催を通じ、両国の連携が強化されたことから、相当程度の進展があったと判定した。

（2）特に、安倍総理大臣が現職総理大臣として初となる2回目のモンゴル訪問を行い、両国の絆と戦略的パートナーシップの発展の証を確認することとなり、連携を強化するとの目標を達成する上で効果があった。また、5月のエルベグドルジ大統領の訪日の際の首脳会談及び10月の安倍総理大臣のモンゴル訪問時のサイハンビレグ首相との会談において、安倍総理大臣の打ち出した積極的平和主義に対してモンゴル側が支持を表明した他、日本の国連安保理常任理事国入りに対するモンゴル側の引き続きの支持を確認したことにより、両国間の地域・国際社会の安全保障分野における連携の強化が図られた。（27年度：日中・日モンゴル関係の推進（達成手段①））

日米モンゴル協議では、日米がモンゴルの経済改革に協力していくことで一致したほか、モンゴルの経済政策の透明性・一貫性を向上させ、モンゴル経済に対する投資家の信認を強化すべく協力していくことで一致し、基本的価値観を共有する3か国によるこうした対話の機会を活用し、北東アジア地域の安定に向けた相互の信頼・協力関係を強化することに効果があった。

28年度

（1）首脳間の往来を含むハイレベルの交流を通じた活発な対話や、我が国からモンゴルへ初めて防衛駐在官派遣を決定したことを通じ、連携・協力を強化するとの目標達成に向け、相当程度の進展があったと判定した。

（2）特に、安倍総理大臣が現職総理大臣として初めて3度目のモンゴル訪問を果たし、当該年度を通じて3回の首脳会談及び3回の外相会談を実施した。とりわけ、7月の首脳会談では現行の中期行動計画に代わる新たな行動計画の策定に合意し、10月の首脳会談では策定作業を加速化させ両国の「戦略的パートナーシップ」をより互恵的なものに発展させていくことで一致した上で、29年3月に両国外相間で政治・安全保障、経済、文化・人的交流・人材育成といった幅広い分野における33（2021）年末までの5年間にわたる日・モンゴル間の協力方針を具体的に明記した「戦略的パートナーシップのための日本・モンゴル中期行動計画」に署名することができたことによって、連携・協力を強化する上で効果があった。同計画は、国際社会における協力をはじめ、モンゴルとの互恵関係を深める事項がより多く盛り込まれたという点で、これまでの行動計画と異なるものとなった。（28年度：日中・日モンゴル関係の推進（達成手段①））

【測定指標4-4 日モンゴル関係の着実な進展（経済面）】

27年度

モンゴル側からの閣僚レベルの活発な訪日等を通じた対話や、第1回日米モンゴル協議において経済分野の協力についても議論したことを通じ、両国間の経済関係を拡大・深化させるとの目標が

達成された一方で、日本政府からの累次の働きかけにもかかわらず、モンゴル側の国内手続きが大幅に遅れたことにより、当初目標に掲げた EPA の発効には至らなかったことから、一部の目標達成に至らなかった。

28 年度

- (1) 日・モンゴル EPA の発効を通じ、両国の経済関係を拡大・深化させるとの目標が達成されたことから、目標達成と判定した。
- (2) 特に、日・モンゴル EPA が発効に至り、今後は両国間の貿易及び投資の自由化及び円滑化が推進されるとともに、幅広い分野において互恵的な経済連携が深化し、ODA を通じた支援国と被支援国という二国間関係を越えて幅広い分野で関係を深めていく、真に互恵的な関係を構築していくための重要な礎となり、両国間の戦略的パートナーシップの強化に大きく貢献した。また、二国間で初の JCM クレジットも発行され、両国の経済関係を深化させるとの目標を達成する上で効果があった。さらに、29 年 3 月には両国外相間で 33 (2021) 年末までの新たな「戦略的パートナーシップのための日本・モンゴル中期行動計画」に署名し、「日・モンゴル EPA の着実な運用等によるモンゴル国の投資・ビジネス環境の整備」、「モンゴル国の経済の多角化に対する協力」、「より活力ある両国経済関係構築に向けた協力」を柱に経済関係の一層の強化を図ることにつき合意した。(28 年度：日中・日モンゴル関係の推進 (達成手段①))

【測定指標 4-5 日台実務関係の着実な進展】

27 年度

- (1) 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止に関する協力文書等が作成され、また、台湾側による日本産食品輸入規制開始に対しては、早期解除に向けて各方面から台湾当局への働きかけを行った。これらを踏まえ、相当程度の進展があったと判定した。
- (2) 経済分野での更なる協力の深化については、公益財団法人交流協会と亜東関係協会の間で、所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止に関する協力文書が作成、署名されたことは、裨益する我が国の企業や人々が多く、特に効果が高かった。(27 年度：アジア友好促進補助金 (達成手段②))

文化関係では、26 年度に開催された故宮博物院展に引き続き、27 年度は宝塚歌劇団の第 2 回台湾公演 (8 月) や、裏千家家元の訪台 (9 月) への後援を通じて、日台間の相互理解の促進を図った。

28 年度

- (1) 「日台製品安全協力覚書」及び「日台言語教育交流覚書」の作成・署名、日本台湾交流協会を通じた NHK 交響楽団の台北公演や、故宮博物院南院での「日本美術の粋—東京・九州国立博物館精品展」等が実現し、また、台湾側による日本産食品輸入規制開始に対しては、早期解除に向けて各方面から台湾当局への働きかけを継続し、台湾内での検討に一定の進展が見られた。これらを踏まえ、相当程度の進展があったと判定した。
- (2) 経済分野での更なる協力の深化については、特に、公益財団法人交流協会 (注：29 年 1 月から公益財団法人「交流協会」は公益財団法人「日本台湾交流協会」に名称を変更した。) と亜東関係協会の間で、「日台製品安全協力覚書」が作成、署名されたことは、日台間で必要な手続を着実に進めることとなり、経済関係を深化させるとの目標を達成する上で効果が高かった。

NHK 交響楽団の台北公演 (6 月) や、故宮博物院南院での「日本美術の粋—東京・九州国立博物館精品展」(12 月~29 年 3 月) 等は、日台間の相互理解の促進に貢献し、また、公益財団法人交流協会と亜東関係協会の間で作成、署名された「日台言語教育交流覚書」は日台双方の言語教育の水準の向上を図る上で、更に、お互いの歴史・文化に対する理解及び友好親善を深める上で特に効果が高かった。(28 年度：アジア友好促進補助金 (達成手段②))

【測定指標 4-6 日中及び日モンゴル間の首脳、外相会談の実施回数 (電話会談を除く)】

27 年度

- (1) 日中首脳会談や日モンゴル首脳会談の実施回数をはじめ、目標回数は達成されたものの、日中間で首脳・外相間の往来は実現しなかったため、活発な要人往来により、政治的相互信頼を増進するとの目標にも鑑みて目標達成に至らなかったと判定した。
- (2) 特に、安倍総理大臣が現職総理大臣として初となる 2 回目のモンゴル訪問を行い、両国の絆と

戦略的パートナーシップの発展の証を確認することとなり、連携を強化するとの目標を達成する上で効果があった。とりわけ、モンゴル大統領及び首相から、安倍総理大臣の打ち出した積極的平和主義に対する支持が表明され、近年の緊密な首脳レベルの対話により、両国の地域・国際社会の安全保障分野における連携の強化が図られた。(27年度：日中・日モンゴル関係の推進(達成手段①))

28年度

- (1) 日中間の首脳・外相会談の実施回数については、日中関係が改善する中で、目標4回に対して3回上回る、7回となり、日モンゴル間の首脳・外相会談の実施回数については、目標3回のところ6回の会談を実施したことから、目標を達成したと判定した。
- (2) 特に、岸田外務大臣の訪中を実施できたことは、「新しい時代にふさわしい日中関係」についての考え方を説明する機会となり、日中関係の改善の流れを確認する上で有意義だった。また、活発な要人往来により、政治的相互信頼を増進するとの目標を達成する上で極めて効果が高かった。
(28年度：日中・日モンゴル関係の推進(達成手段①))

【測定指標4-7 中国遺棄化学兵器問題への取組(現地調査箇所数)】

(注：本測定指標は、28年度から新たに設定した指標)

28年度

現地調査では、地中に埋設されている化学兵器が想定以上に多い、回収された化学兵器から化学剤が漏洩しているなど、想定を超える事態が発生することがあるところ、このような事態により想定以上に経費や時間を要した調査箇所があったため、目標達成に至らなかった。(28年度：中国遺棄化学兵器問題への取組み(達成手段③))

次期目標等への反映の方向性

【施策(施策の必要性に関する分析を含む)】

- 1 東シナ海を隔てた隣国である日本と中国は緊密な経済関係や人的・文化的交流を有しており、日中関係は重要な二国間関係の一つである。日中両国は、地域と国際社会の平和と安定のために責任を共有しており、「戦略的互惠関係」に基づいた日中関係の更なる推進を通じて、国際社会の期待に応えていくことが不可欠である。
- 2 モンゴルは北東アジア地域における親日国であり、我が国の重要なパートナーとして、日モンゴル間の「戦略的パートナーシップ」を更に深化させ、真の互惠関係を築いていく必要がある。このため、ハイレベルの対話を始めとして、両国間で多層的な対話を促進する。一方で、モンゴルは現在、経済状況悪化への対応の遅れから、極めて厳しい経済・財政状況に陥っていることから、モンゴルの自立的発展のためにできる限りの支援を検討し、両国間の互惠関係の深化に繋げていくことが重要。
- 3 台湾は、民主、平和、法の支配といった基本的価値観を共有し、緊密な経済関係と人的往来を有する我が国の重要なパートナーであり大切な友人であることから、引き続き、経済分野での更なる協力の深化や文化交流を通じた相互理解の深化の進展を図っていく必要がある。

【測定指標】

4-1 日中における「戦略的互惠関係」の一層の深化に向けた取組(経済面以外)

27・28年度において目標に向け進展してきているが、東シナ海を「平和・協力・友好の海」とするための協力を推進することについては、いまだ東シナ海資源開発に関する日中間の協力に関する「2008年6月合意」に基づく協議が再開できていない等の課題があるため、今後とも中期目標の達成に向け日中間の意見交換を継続する。

4-2 日中における「戦略的互惠関係」の一層の深化に向けた取組(経済面)

日中「戦略的互惠関係」を経済面において一層具体化させるため、様々な分野にわたる協力案件を実施していくという27・28年度目標は適切な目標であったと考える。今後とも中期目標の達成に向け、これら取組を基本的には継続するとともに、様々なレベルでの対話や「5つの協力分野」を含む幅広い分野における協力を始めとした具体的な取組を進めていく。

4-3 日モンゴル関係の着実な進展(経済面以外)

29年3月、両国外相間で署名した「戦略的パートナーシップのための日本・モンゴル中期行動計画」は、政治・安全保障、経済、文化・人的交流・人材育成といった幅広い分野において、33（2021）年末までの間に日・モンゴル間で取り組む協力を具体的に明記している。この行動計画は、国際社会での協力を始め、日・モンゴル両国が主体的に相互協力を積み重ねていくことで、両国間で一層互恵的な「戦略的パートナーシップ」を構築することを目標としており、この行動計画を踏まえながら、両国間でハイレベルの対話を始めとして活発かつ多層的な対話を促進し、その成果を着実に実施・フォローアップする。また、文化・人的交流を推進する。

4-4 日モンゴル関係の着実な進展(経済面)

29年3月、両国外相間で署名した「戦略的パートナーシップのための日本・モンゴル中期行動計画」は、33（2021）年末までの間に日・モンゴル間で取り組む協力を具体的に明記している。経済面においては、「日・モンゴルEPAの着実な運用等によるモンゴル国の投資・ビジネス環境の整備」、「モンゴル国の経済の多角化に対する協力」、「より活力ある両国経済関係構築に向けた協力」を柱に経済関係の一層の強化を図ることを目標としている。とりわけ、日・モンゴルEPAの着実な実施と租税条約についての事務レベルでの実務的な協議の推進における協力により、両国の互恵的な関係を深める。

4-5 日台実務関係の着実な進展

「良好な日台関係を維持・発展させていく。」との中期目標の達成に向けた経済分野での更なる協力の深化や文化交流を通じた相互理解の深化の進展等の27・28年度目標は適切な目標であったと考える。今後とも中期目標の達成に向け、これら取組を基本的には継続するが、上記の施策の分析のとおり、経済分野での更なる協力・連携の深化の一環として日本台湾交流協会と台湾日本関係協会との間の取決め・覚書作成や文化交流の一環としての故宮博物院と東京・九州国立博物館との展示協力は極めて効果が高かったことから、同取組を引き続き行っていく。また、経済、文化分野以外でも日台関係を発展させていくのに資する取組を積極的に行っていく。

4-6 日中及び日モンゴル間の首脳、外相会談の実施回数(電話会談を除く)

27・28年度目標値について、中国との関係改善は極めて重要であるため4回とし、モンゴルとの連携強化は極めて重要であるため3回としたことは適切な水準であった。中国及びモンゴルとの関係は依然として重要であり、引き続き、時宜を捉えた首脳・外相会談を行っていく。

4-7 中国遺棄化学兵器問題への取組(現地調査箇所数)

中国政府から通報があったにもかかわらず現地調査ができていない化学兵器(箇所)を極力減少させることが、遺棄化学兵器の廃棄を34(2022)年までに完了させるという目標の達成に資するものであるところ、引き続き現地調査を実施する。

作成にあたって使用した資料その他の情報

- ・ 外務省ホームページ
 - 中国
(<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/china/index.html>)
 - モンゴル
(<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/mongolia/index.html>)
 - 台湾
(<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/taiwan/index.html>)
 - 香港
(<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/hongkong/index.html>)
 - マカオ
(<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/macao/index.html>)
- ・ 平成29年版外交青書(外交青書2017)
- ・ 平成28年版外交青書(外交青書2016)

個別分野 5 タイ、ベトナム、カンボジア、ラオス、ミャンマーとの友好関係の強化

施策の概要

- 1 我が国とメコン河流域5か国(タイ、ベトナム、カンボジア、ラオス、ミャンマー)との間において、政府間の要人往来をはじめ、政治・経済・文化等多岐にわたる二国間の対話・交流、インフラ海外展開等による経済外交を推進する。
- 2 各種の経済協議を通じた貿易投資環境の整備、同地域を広域的に開発することを目指すメコン地域開発の促進などの取組を通じて、地域全体の安定と発展を図る。

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

・「日・メコン協力のための新東京戦略2015」（平成27年7月4日に開催された第7回日メコン首脳会議にて採択）

「日本とメコン地域諸国は、メコン地域における地域の安定と「質の高い成長」の実現のため、今後3年間（2016年～2018年）にわたり、次の四本柱（注）に基づく日・メコン協力を実施していくことを表明した。

日本は、この実現のため、ODAに関して、2015年2月に新たに閣議決定された開発協力大綱に則し、メコン地域に対して今後3年間で7500億円規模の支援を行っていくことを表明した。

双方は、日・メコン協力を推進するために民間部門が今後より一層重要な役割を果たしていくことを改めて認識し、民間投資の拡大と官民連携の強化に向け、更に取り組んでいくことを決定した。」

（注）①ハード面での取組、②ソフト面での取組、③グリーン・メコンの実現に向けた持続可能な開発、④多様なプレーヤーとの連携

・第8回日・メコン外相会議における域内外務副大臣発言要旨（平成27年8月5日）

7月に東京で開催された第7回日メコン首脳会議が、今後3年間の日メコン協力の方針「新東京戦略2015」を全会一致で採択するなど成功を取めたことに対するメコン各国の協力への謝意を表明。著しい経済成長を遂げつつあるメコン地域は、日本にとって経済的にも戦略的にも極めて重要なパートナーであり、メコン地域の「質の高い成長」の実現に向けて共に取り組むべく、新戦略の4本柱（（ア）ハード面での取組、（イ）ソフト面での取組、（ウ）グリーン・メコンの実現、（エ）多様なプレーヤーとの連携）に沿って、今後3年間で7,500億円規模のODA支援を含め、具体的な取組を進めていくことを表明。

・「日メコン連結性イニシアティブ」（平成28年7月25日に開催された第9回日メコン外相会議にて立ち上げ）

「メコン地域において、「新東京戦略2015」及び「日メコン行動計画」に沿って、更にインフラ整備を進めるとともに、次のステージとして、物理的な連結性が十分に活用されるための制度的な連結性の強化（制度改善、SEZ等の拠点整備、産業振興策、通関の円滑化等）、人的な連結性の強化に取り組み、成長の果実を地域全体に。地域統合を促し、ASEAN共同体強化を後押し。」

測定指標5-1 要人往来等を通じた二国間関係の強化

中期目標（一年度）

様々なスキームを通じての各種会談・協議等を実施し、各国との二国間関係を強化する。

27年度

年度目標

- 1 首脳・外相を始めとする高いレベルでの緊密な意見交換を継続する。
- 2 第7回日メコン首脳会議を東京で主催し、会議を成功させる。
- 3 第7回日メコン首脳会議で「新東京戦略2015」を、第8回日メコン外相会議で「行動計画」をそれぞれ採択し、日メコン協力の着実な実施を目指す。

- 4 議会間、議員間交流の活発な実施の継続を支援する。
- 5 日メコン官民協力・連携促進フォーラムの開催を通じて民間の人的・知的交流を推進する。

施策の進捗状況・実績

1 首脳・外相を始めとする高いレベルでの意見交換

安倍総理大臣はメコン全5カ国との間で合計9回の首脳会談を、岸田外務大臣は合計6回の外相会談をそれぞれ実施した。

(1) カンボジア

フン・セン首相との間での2度にわたる首脳会談（7月、11月）、ハオ・ナムホン副首相兼外務国際協力相との外相会談（7月）を行った。カンボジア側からは、「積極的平和主義」への高い評価と支持が表明された。また、「質の高いインフラパートナーシップ」の下での「つばさ橋」建設に代表される連結性強化への支援について謝意表明があるとともに、フン・セン首相からは同国としても更なる投資環境整備に取り組む意思が示された。

(2) ラオス

27年3月、トンシン首相が公式実務訪問賓客として訪日した際、従来の「包括的パートナーシップ」から「戦略的パートナーシップ」の関係へと格上げされた。これを踏まえ、同パートナーシップの具体化及び28（2016）年のラオスのASEAN議長国就任等を視野に、安倍総理大臣とトンシン首相は、2度会談した（7月、11月）。また、岸田外務大臣とトンルン外相も28年2月に外相会談を実施した。ラオス側は、日本政府によるODA支援に甚大なる謝意を表明した他、日本が地域と国際社会の平和の促進に多大な貢献をしていることを評価した。

(3) ミャンマー

7月、安倍総理大臣とテイン・セイン大統領との間で首脳会談が行われ、安倍総理大臣から、日本は引き続きミャンマーの民主化や社会経済改革を官民を挙げて支援する考えであり、自由・公正な総選挙の実施に向けた協力を行っていく旨述べた。テイン・セイン大統領からは、ODAをはじめとする日本のミャンマーに対する支援に対し謝意表明があり、更なる協力を期待する旨発言があった。

また、28年1月には、岸田外務大臣は訪日中のワナ・マウン・ルイン外相との間で外相会談を行った。

さらに、総選挙で勝利した国民民主連盟（NLD）に対しては、28年2月に和泉総理大臣補佐官がミャンマーを訪問し、安倍総理大臣発アウン・サン・スー・チーNLD議長宛の親書を手交し、日本が新政権を全面的に支援する旨の意向を伝達した。

(4) タイ

プラユット首相との間で、2度にわたって首脳会談を行った（7月、11月）。プラユット首相からは、日本の「積極的平和主義」への支持と、「平和安全法制」に対する期待が示された。また、両首脳は鉄道分野での協力の進展を歓迎し、日本側から、その他のインフラ整備でも日本の技術と経験の活用に対する期待を表明した。

また、11月に岸田外務大臣はドーン外相との間で外相会談を実施した。

(5) ベトナム

安倍総理大臣は、9月に公賓として訪日したグエン・フー・チョン共産党書記長と会談し、日越共同ビジョン声明を発出した他、グエン・タン・ズン首相との間で、2度の首脳会談を実施した。双方は両国間の「広範な戦略的パートナーシップ」を更に発展・強化することに一致し、ベトナム首脳からは、日本の平和国家としての歩みに対する評価と「積極的平和主義」への支持が示されるとともに、ベトナムの海上法執行機関に対する日本の支援への感謝及び引き続き協力への期待が示された。また、「質の高いインフラパートナーシップ」への評価と期待が示されるとともに、日越農業協力中長期ビジョンの下での、農業分野における両国間の協力に対する期待が示された。外相レベルでは、7月にファム・ビン・ミン副首相兼外相が訪日し、岸田外務大臣との間で第7回日越協力委員会を開催するとともに、日越外相会談を実施し、幅広い分野における協力と連携を深めていくことで一致した。

2 第7回日メコン首脳会議を東京で主催

7月4日、安倍総理大臣は、フン・セン・カンボジア首相、トンシン・ラオス首相、テイン・セイン・ミャンマー大統領、プラユット・タイ首相、ズン・ベトナム首相を東京に迎え、第7回日メコン首脳会議を開催した。今後の日メコン協力の方向性につき首脳レベルで合意したほか、各首脳とそれぞれ二国間首脳会談を行った。

3 第7回日メコン首脳会議で「新東京戦略2015」を、第8回日メコン外相会議で「行動計画」を採択
7月の第7回日メコン首脳会議では、「ハード面での取組」、「ソフト面での取組」、「グリーン・メ
コンの実現」、「多様なプレーヤーとの連携」を4本柱とする、今後3年間の日メコン協力の方針「新
東京戦略2015」が採択され、メコン地域に対して今後3年間でハード・ソフト両面におけるインフラ
整備や人材育成等の分野における7,500億円のODA支援を実施することを表明した。

また、8月の第8回日メコン外相会議では、首脳会議で採択された「新東京戦略2015」を実現する
ための具体的な行動及び措置を定めた「日メコン行動計画」を策定した。

4 議会間、議員間交流

4月、塩谷立衆議院議員を会長とする「日本・メコン地域諸国友好議員連盟」が設立された。7月
の日メコン首脳会議の際に同議連主催で昼食会等の行事が行われ、メコン地域との議員間交流が行わ
れた。

(1) カンボジア

12月に日カンボジア友好議連幹事長・今村雅弘衆議院議員及び同事務局長・小淵優子衆議院議員
が、カンボジア訪問の機会をとらえ、フン・セン首相及び同国側友好議連と会談。また、同月、日
メコン友好議連事務局長・渡邊美樹参議院議員がカンボジアを訪問し、同議連の活動への協力を要
請した。28年2月には、参議院招待により、サイ・チュム上院議長が訪日し、衆参両院議長及び安
倍総理大臣と会談し、両国間の友好協力関係を一層発展させることで一致した。

(2) ラオス

8月に「女性が輝く社会に向けた国際シンポジウム(WAW!2015)」出席のためパーニー国民議
会議長が、11月にはラオス日本友好議連会長を含む議員団が訪日した。

(3) ミャンマー

4月～5月、遠藤利明衆議院議員他がミャンマーを訪問し、ミャンマー議会との交流を深めた。
また、11月の総選挙の際には、自由で公正な選挙が行われるよう日本政府の選挙監視団のみならず、
国会議員による選挙監視団も派遣された。

(4) タイ

塩崎厚生労働大臣・日タイ友好議連会長が、タイ訪問の機会をとらえ、タイ側友好議員団との交
流を実施した。

(5) ベトナム

12月、参議院議長として初めて、山崎参議院議長がベトナムを公式訪問した他、輿石参議院副議
長も同月ベトナムを公式訪問した。ベトナムからは、8月にグエン・ティ・キム・ガン国会副議長
が訪日。両国議会間の交流が大きく進展した。また、日越友好議連を通じた交流も、引き続き活発
であった。

5 日メコン官民協力・連携促進フォーラム

メコン諸国側の都合もあり、27年度は同フォーラムを開催しなかったものの、戦略的実務者招へい
事業や講師派遣等のスキームを利用してメコン諸国からの招へい及び民間有識者の日本からの派遣
を行い、面会やセミナー等の機会を通じて日本の外交政策をインプット・対外発信し、知的・人的
交流に取り組んだ。

28年度

年度目標

- 1 首脳・外相を始めとする高いレベルでの緊密な意見交換を継続する。
- 2 第8回日メコン首脳会議および第9回日メコン外相会議を開催し、「新東京戦略2015」および「行
動計画」をフォローアップする。
- 3 議会間、議員間交流の活発な実施の継続を支援する。
- 4 日メコン官民協力・連携促進フォーラムの開催を通じて民間の人的・知的交流を推進する。

施策の進捗状況・実績

- 1 首脳・外相をはじめとする高いレベルでの意見交換

(1) カンボジア

7月、ASEM首脳会議の機会に日・カンボジア首脳会談が行われた。安倍総理大臣からメコン連結
性の強化や産業人材育成等を通じ、カンボジアへの支援を継続する旨表明したのに対し、フン・セ
ン首相からは積極的平和主義をはじめ平和のための日本の政策に改めて支持が表明された。このほ
か、9月に小田原外務大臣政務官、29年1月に柴山総理大臣補佐官がプノンペンを訪問し、それぞ

れカンボジア政府要人と高いレベルでの意見交換を行った。

(2) ラオス

安倍総理大臣は、5月にトンルン首相をG7伊勢志摩サミット・アウトリーチ会合に招待した際及び9月にASEAN 関連首脳会合のためにラオスを訪問した際に、首脳会談を行った。岸田外務大臣は、サルムサイ外相との間で2度の外相会談（5月、7月）を行った。ラオス側からは、日本との戦略的パートナーシップの深化への期待、これまでの日本政府による対ラオス ODA に深い謝意等が表明された。9月の安倍総理大臣のラオス訪問の際には、ラオスの目指す将来像とその実現に向けた両国間の協力の方向性を示す「日ラオス開発協力共同計画」を発表した。

(3) ミャンマー

安倍総理大臣は、アウン・サン・スー・チー国家最高顧問兼外相との間で、2度にわたる会談を行い、二国間関係・経済協力等の分野に関し協議を行った（9月、11月）。また、岸田外務大臣は、同国家最高顧問兼外相と2度にわたる会談を行ったほか（5月、11月）、5月のミャンマー訪問の際に、ティン・チョウ大統領、ミン・アウン・フライン国軍司令官を表敬した。

(4) タイ

岸田外務大臣は、5月にタイを訪問し、ドーン・ポラマツウィナイ外相と、経済・安全保障を含む二国間関係や国際社会における課題について会談を行ったほか、プラユット首相表敬及びソムキット副首相表敬を行った。7月には、ドーン外相との間で2度目の外相会談を行った。また、10月、プミボン・アドゥンヤデート国王の崩御に際し、安倍総理大臣及び岸田外務大臣による弔意メッセージの発出及び駐日タイ大使館での記帳が行われた。

(5) ベトナム

安倍総理大臣は、5月、4月に新たに就任したグエン・スアン・フック首相をG7伊勢志摩サミット・アウトリーチ会合に招待し、その際に首脳会談及び夕食会を実施し、質の高いインフラを活用した貢献や海上法執行能力強化等の支援を行っていく旨を確認し、また地域情勢について意見交換を行った。その後も、安倍総理大臣は、7月、9月に同首相との会談を重ね、29年1月のベトナム訪問時に4度目となる首脳会談を実施し、同首相との間で「広範な戦略的パートナーシップ」関係に基づき、引き続きあらゆる分野での協力を強化することを確認した。このほか、安倍総理大臣は、チャン・ダイ・クアン国家主席との会談（11月、29年1月）、グエン・フー・チョン・ベトナム共産党中央執行委員会書記長との会談（29年1月）、グエン・ティ・キム・ガン国会議長との会談（29年1月）を実施した。また、岸田外務大臣は、5月にベトナムを訪問し、チャン・ダイ・クアン国家主席及びグエン・スアン・フック首相を表敬したほか、ファム・ビン・ミン・ベトナム副首相兼外相との外相会談及び日越協力委員会第8回会合を実施した。

2 第8回日メコン首脳会議及び第9回日メコン外相会議、及び、「新東京戦略 2015」及び「行動計画」のフォローアップ

7月、ラオス・ビエンチャンにおいて、第9回日メコン外相会議が開催され、岸田外務大臣が出席し、ラオスとの共同議長を務めた。メコン地域諸国から、サルムサイ・コンマシット・ラオス外相（共同議長）、ブラック・ソコン・カンボジア上級大臣兼外務国際協力相、アウン・サン・スー・チー・ミャンマー国家最高顧問兼外相、ドーン・ポラマツウィナイ・タイ外相、ファム・ビン・ミン・ベトナム副首相兼外相が出席し、会議終了後、共同議長声明が発出され、「新東京戦略 2015」及び「行動計画」に沿ってメコン地域の連結性強化を促進し「生きた連結性」を実現するため「日メコン連結性イニシアティブ」の立ち上げが発表された。

9月、ラオス・ビエンチャンにおいて、第8回日メコン首脳会議が開催され、安倍総理大臣が出席し、ラオスとの共同議長を務めた。メコン地域諸国から、トンルン・シーソリット・ラオス首相（共同議長）、フン・セン・カンボジア首相、アウン・サン・スー・チー・ミャンマー国家最高顧問、プラユット・ジャンオーチャー・タイ首相、グエン・スアン・フック・ベトナム首相が出席し、会議終了後、「日メコン連結性イニシアティブ」のもとで優先的に取り組むプロジェクトをとりまとめた文書が発出された。

3 議会間、議員間交流

(1) カンボジア

9月に日カンボジア友好議連の小淵優子事務局長及び西村明宏衆議院議員が成田・プノンペン直行便就航記念フライトに搭乗してカンボジアを訪問し、フン・セン首相ほか同国要人と会談した。また、29年1月、塩谷立日メコン友好議連会長、山本一太同議連幹事長、柴山昌彦総理大臣補佐官、渡邊美樹同議連事務局長、吉川ゆうみ参議院議員がカンボジアを訪問し、同国上下両院議長ほか同国政府・議会要人と会談した。12月には、カンボジア上下両院人権委員会代表団が訪日し、衆参両

院議長を表敬した。

(2) ラオス

ケントン前駐日ラオス大使が国民議会議員選挙に立候補し当選、その後、ラオス日本友好議連会長に就任した。

(3) ミャンマー

7月、日本ミャンマー友好議連一行（会長：逢沢一郎議員）がミャンマーを訪問し、ミャンマー議連との会合を行い、相互の交流を深めた。

(4) タイ

9月、ポーンペット国家立法議会議長が訪日し、衆参両院議長への表敬訪問を行った。また、29年2月、スチョン国家立法議会議員一行が訪日し、石井国土交通大臣、山口公明党代表、中山自由民主党副幹事長、馬場日本維新の会幹事長等への表敬訪問を行った。

(5) ベトナム

二階俊博・日ベトナム友好議員連盟会長（自民党幹事長）は、9月、同議連所属国会議員を含む議員団とともにベトナムを訪問し、グエン・フー・チョン・ベトナム共産党中央執行委員会書記長、グエン・スアン・フック首相、グエン・ティ・キム・ガン国議会議長を表敬したほか、グエン・ヴァン・ザウ国会対外委員長をヘッドとするベトナム国会議員団と日越議員フォーラムを開催し、農業、観光、気候変動対策等の幅広い分野にわたる日ベトナム間の協力・連携に係る意見交換を実施した。11月には、新たにベトナム日友好議員連盟会長に就任したファム・ミン・チン・ベトナム共産党中央組織委員長が訪日し、安倍総理大臣、大島衆議院議長、伊達参議院議長及び岸田外務大臣を表敬したほか、二階・日ベトナム友好議員連盟会長とも夕食会を通じて交流を深めた。

4 日メコン官民協力・連携促進フォーラム

11月のアウン・サン・スー・チー・ミャンマー国家最高顧問の訪日の機会を捉え、「メコン地域における官民協力・連携促進フォーラム特別会合」及びアウン・サン・スー・チー国家最高顧問歓迎昼食懇談会が開催された（外務省、日本商工会議所、経団連共催）。歓迎昼食会に出席したアウン・サン・スー・チー国家最高顧問からは、日本からの投資を歓迎する、ミャンマーは海外からの投資がミャンマーでの雇用創出につながることを非常に重視している旨の発言があった。同歓迎昼食会では、榊原定征経団連会長及び三村明夫日本商工会議所会頭が歓迎の挨拶を行い、岸信夫外務副大臣からは、日本のミャンマーにおける取組を紹介しつつ、今後も官民を挙げてミャンマーを支援していく旨述べた。

また、「メコン地域における官民協力・連携促進フォーラム特別会合」には、官民の部門を問わず約100名の参加者が集い、同国家最高顧問と共に訪日中のチョウ・ウィン・ミャンマー計画・財務相がスピーチを行った。さらに、メコン地域各国からの政府関係者や、外務省を含む日本の政府関係者及び民間企業等からそれぞれのメコン地域における取組等に関する発表を行い、メコン地域の発展について集中的な意見交換を実施した。参加者たちは、今後も部門を越えた連携を強化することにより、メコン地域全体の成長を後押ししていくことで一致した。

27・28年度目標の達成状況：B（27年度：b，28年度：b）

測定指標5-2 経済協議の実施と貿易投資環境の整備

中期目標（一年度）

各種投資委員会、フォーラムを実施し、メコン地域の貿易投資環境を整備し、経済関係の緊密化に取り組む。

27年度

年度目標

「新東京戦略2015」及び「行動計画」に基づきつつ、中長期的な視点から日本とメコン諸国間との協力をより推進させる。以下の取組により、同地域への日本企業の進出を一層促進するため、貿易投資環境を整備する。

- 1 各国との経済協議の枠組み、日タイ・日越経済連携協定下での各種小委員会等を必要に応じて開催する。
- 2 メコン地域全体での具体的な貿易投資環境に係る議論を進める。

施策の進捗状況・実績

1 各国との経済協定の枠組み、日タイ・日越経済連携協定下での各種小委員会等の開催

(1) カンボジア

7月に第12回、28年3月に第13回の日カンボジア官民合同会議が開催され、駐カンボジア大使とソック・チェンダ・カンボジア開発評議会事務局長が共同議長を務め、カンボジアにおける投資環境改善に向け、最低賃金や行政手続きの効率化等にかかる協議を行った。

(2) ラオス

12月に第9回日ラオス官民合同対話が開催され、駐ラオス大使とソムディ計画投資相が共同議長を務め、税・関税・物流等、投資促進のための協議を行った。

(3) ミャンマー

6月に日ミャンマー共同イニシアティブを開催し、駐ミャンマー大使及びカン・ゾー国家計画経済開発相等との間で税務、査証・外国人登録（FRC）、外貨引出し制限、労務問題等について協議を行った。また、ミャンマー及びタイとの間では、ミャンマー南部のダウエー経済特別区開発に係る三者協議を8月及び12月に実施し、三ヶ国での協力を進めていくことを確認した。

(4) タイ

日タイ経済連携協定の下、(ア)農業、林業及び漁業に関する小委員会、食品安全に関する特別小委員会、地域間連携に関する特別小委員会、(イ)物品の貿易に関する小委員会、及び(ウ)ビジネス環境の向上に関する小委員会が、以下の主な議題にて開催された。

(ア) タイからの協力要請案件（世界農業遺産等）に関する検討、地理的表示（GI）に関する意見交換

(イ) 関税撤廃に関する協議（農産品、自動車完成品等）、貿易促進政策

(ウ) クラスター政策等の投資優遇政策の在り方、「共同政策提言」の実施状況、タイの産業高度化のための人材育成政策、ビジネス活動の基盤となる個別政策の重要性（水管理政策、エネルギー政策）

(5) ベトナム

11月に、日ベトナム共同イニシアティブ・第6フェーズのプレキックオフ会合が開催され、労働、賃金、運輸・ロジスティクス、サービス及び中小企業育成の5つのワーキンググループの立ち上げに合意した。同イニシアティブは、日越間の投資・貿易等に係る官民を交えた政策対話メカニズムとして機能しており、これとの重複を避ける観点から、日越経済連携協定下での小委員会は開催されなかった。日越経済連携協定に基づくベトナム人看護師・介護福祉士の受入れについては、12月に日越間で個別の協議を実施した。5月に第2陣152名が入国し、国内の介護施設・病院で就労を開始した。

2 メコン地域全体での具体的な貿易投資環境に係る議論

7月の第7回日メコン首脳会議において、安倍総理大臣から、同会議で採択された「新東京戦略2015」に基づき、官民パートナーシップの活用も含め、民間投資のさらなる促進と、地方及び民間の活力も取り込んだ重層的な協力関係の構築に努めつつ取組を進めていく旨説明した。これに対し、メコン諸国からは、日本とメコン地域の経済関係の進化を歓迎するとともに、日本企業のさらなるメコン地域への進出、投資の増加、官民連携の強化を期待する声が聞かれた。

第8回日メコン外相会議では、城内外務副大臣から、力強い経済成長を続けるメコン地域は、日本の経済外交の最重要地域であると述べ、近年飛躍的に増加しているメコン地域への日本企業の進出をさらに後押しすべく、27年2月に城内外務副大臣がメコン地域における官民連携フォーラムを主催したことにも言及しつつ、今後とも、日本が、官民連携の強化、日本企業の展開推進に積極的に取り組んでいくことを表明するとともに、民間の活力を一層活用すべく、メコン諸国に対して更なる投資環境の整備を要請した。これに対し、各国外相からは、日本企業によるメコン地域への投資は、地域の経済成長に大きく貢献しており、日本企業の更なる進出と投資に期待する、メコン地域諸国としても、中小企業を含む日本企業からの投資を促進するため、投資・ビジネス環境の整備に努めていきたい、また、人材育成等を通じたソフト連結性の強化は、地域の競争性の強化にも資するものであり、引き続きの協力をお願いしたいとの発言があった。

28年度

年度目標

「新東京戦略2015」及び「行動計画」に基づき、引き続き中長期的な視点から日本とメコン諸国間との

協力をより進展させる。以下の取組により、同地域への日本企業の進出を一層促進するため、貿易投資環境を整備する。

- 1 各国との経済協議の枠組み、日タイ・日越経済連携協定下での各種小委員会等を必要に応じて開催する。
- 2 メコン地域全体での具体的な貿易投資環境に係る議論を進める。

施策の進捗状況・実績

- 1 各国との経済協議の枠組み、日タイ・日越経済連携協定下での各種小委員会等の開催

(1) カンボジア

10月に第14回日カンボジア官民合同会議を開催し、駐カンボジア大使とソック・チェンダ・カンボジア開発評議会事務局長が共同議長を務め、カンボジアにおける投資環境改善に向け、最低賃金や行政手続きの効率化等にかかる協議を行った。

(2) ラオス

12月に第10回日ラオス官民合同対話を開催し、駐ラオス大使とスパン計画投資相が共同議長を務め、法律・政策の透明性や税制等を中心に投資促進のための協議を行った。

(3) ミャンマー

6月及び8月の2回にわたり、日ミャンマー共同イニシアティブの全体会合を開催した。駐ミャンマー大使及びチョウ・ウィン計画財務相等との間で、旧政権下での取組の成果と課題をレビューし、新政権下では、全体会合の下に5つの作業部会（産業政策、輸出入、金融・保険、税務、投資促進）を設置し、新投資法の制定等を通じた投資承認手続きの合理化等について協議を行った。

(4) タイ

日タイ経済連携協定（JTEPA）については、5月に「農業、林業及び漁業に関する小委員会」、「食品安全に関する特別小委員会」及び「地域間の連携に関する特別小委員会」を、11月に「物品貿易小委員会」を、29年3月に「ビジネス環境小委員会」を、それぞれ実施した。

12月、和泉総理大臣補佐官がタイを訪問し、第2回日タイ・ハイレベル合同委員会を実施した。

(5) ベトナム

9月、「日ベトナム共同イニシアティブ」の第6フェーズ・キックオフ会合を開催し、分野別の6つのワーキンググループ（労働、賃金、運輸・ロジスティクス、サービス、中小企業、投資法・企業法）に分かれて協議を進めていくこととなった（29年末に最終評価会合を実施予定）。同イニシアティブは、日ベトナム間の投資・貿易等に係る官民を交えた政策対話メカニズムとして機能しており、これとの重複を避ける観点から、日越経済連携協定下での小委員会は開催されなかった。

- 2 メコン地域全体での具体的な貿易投資環境に係る議論

7月、第9回日メコン外相会議において、岸田外務大臣から、27年の外相会議以降の日メコン協力の進捗について、この一年で「質の高いインフラ投資」の理念に基づくハード面での日本の取組が特に加速したことを紹介した（ミャンマー・ティラワ経済特別区が開設、ラオスの上水道拡張計画の実施を決定。ベトナムではホーチミン市における下水道整備と都市鉄道一号線の建設、カンボジアでは5号線改修を決定。タイとは鉄道協力を促進し、28年8月にはパープルラインの開業を予定している等を紹介）。ソフト面でも着実な成果をあげており、多様な分野での人材育成等を通じ、グリーン・メコンの実現に積極的に貢献した。これに対し、メコン諸国からは、日メコン関係が、インフラ、人材開発、投資促進等、様々な分野で進捗していることを高く評価しており、日本政府からの継続的な支援に感謝していること、また、日本からの投資、日系企業の活動も拡大している、「質の高いインフラ投資」を進めることは、地域のグリーン成長にも資する旨の発言があった。

9月、第8回日メコン首脳会議において、安倍総理大臣から、「新東京戦略2015」の一番目の柱であるハード連結性に対する日本の取組を加速化する、メコン諸国と共に策定した「行動計画」、「メコン産業開発ビジョン」及び「ワークプログラム」を踏まえ、「日メコン連結性イニシアティブ」を通じ、メコン各国とともに優先的に実施すべきODAプロジェクトリストを作成できたことを歓迎する、同イニシアティブの下、「生きた連結性」の実現を支援していく、さらに近年、メコン地域への日系企業の進出は急増しており、更なる投資拡大には、投資家に利益をもたらすような環境整備が不可欠であり、企業が安心して継続的な投資を行えるようにメコン地域における法制度整備支援を実施する旨説明した。これに対し、メコン諸国からは、日メコン協力への謝意が示されるとともに、「新東京戦略2015」の3本柱にに基づく支援は持続的な開発に貢献している、日メコン協力は、メコン各国及び地域全体の社会・経済の発展や、メコン域内の格差是正を通じ、円滑な統合を進めることを可能にしている等の評価があった。

27・28 年度目標の達成状況：B（27 年度：b，28 年度：a）

測定指標 5－3 メコン地域開発支援の強化及びメコン地域との交流の促進

中期目標（一年度）

首脳、外相会議を通じ、日メコン協力を強化する。メコン地域の発展を支援することを通じて、地域の平和と安定の強化に取り組んでいく。

27 年度

年度目標

- 1 中長期的な視点から日メコン協力をより一層推進させるべく、第7回日メコン首脳会議及び同外相会議では、メコン河委員会(MRC)への支援等のメコン地域開発支援を含む「東京戦略 2015」及び「行動計画」を策定する。
- 2 環境分野に焦点をあてたグリーン・メコン・フォーラムを開催し、防災等について議論する。

施策の進捗状況・実績

- 1 「新東京戦略 2015」及び「行動計画」の策定

7月の第7回日メコン首脳会議では、「ハード面での取組」、「ソフト面での取組」、「グリーン・メコンの実現」（メコン河委員会（MRC）への支援を含む）、「多様なプレーヤーとの連携」を4本柱とする、今後3年間の日・メコン協力の方針である「新東京戦略 2015」が採択され、メコン地域に対して今後3年間で7500億円のODA支援を実施することを表明した。

また、8月の第8回日メコン外相会議では、首脳会議で採択された「新東京戦略 2015」を実現するための具体的な行動及び措置を定めた「日メコン行動計画」を策定した。

- 2 グリーン・メコン・フォーラムの開催

メコン諸国側の都合もあり、27年度は同フォーラムは開催されなかったが、「新東京戦略 2015」や「日メコン行動計画」に日メコン協力の4本柱の一つとして「グリーン・メコンの実現」が盛り込まれるなど首脳・外相レベルにおいても環境分野についての議論が行われた。

28 年度

年度目標

- 1 中長期的な視点から日メコン協力をより一層推進させるべく、第7回日メコン首脳会議及び第8回日メコン外相会議で策定した「東京戦略 2015」及び「行動計画」をフォローアップする。
- 2 環境分野に焦点をあてたグリーン・メコン・フォーラムを開催し、質の高いインフラ等について議論する。

施策の進捗状況・実績

- 1 「新東京戦略 2015」及び「行動計画」のフォローアップ

7月の第9回日メコン外相会議では、岸田外務大臣から、日メコン行動計画を着実に実施していることを確認した。岸田外務大臣からは、メコン地域の質の高い成長の実現に向け共に取り組んでいきたい、5月にバンコクにて提案した「日メコン連結性イニシアティブ」をメコン諸国とともに正式に立ち上げたい旨述べた。また、メコン地域への日系企業の進出は急増しており、日本のメコンへの貢献は官民挙げて加速している、「新東京戦略 2015」は、順調に滑り出している旨発言があった。

9月の第8回日メコン首脳会議では、安倍総理大臣から、「新東京戦略 2015」の一番目の柱であるハード連結性に対する日本の取組は加速化されている、3年で7,500億円の支援は、一年目である28年4月以降で既に3分の1以上を実施した、メコン諸国と共に策定した「行動計画」、「メコン産業開発ビジョン」及び「ワークプログラム」を踏まえ、「日メコン連結性イニシアティブ」を通じ、メコン各国とともに優先的に実施すべきODAプロジェクトリストを作成できたことを歓迎、同イニシアティブの下、「生きた連結性」の実現を支援していく旨述べた。

以上のとおり、「新東京戦略 2015」及び「行動計画」の進捗状況をメコン諸国と共有の上、より円滑な施策の実施に必要な事項を議論した。

2 グリーン・メコン・フォーラムの開催

6月、第4回グリーン・メコン・フォーラムが、日・タイ両政府の共催によりバンコクにおいて開催され、大管外務省南部アジア部審議官及びカンラヤーナ・ウィパッティプーミプラテート・タイ外務省付大使が共同議長を務めた。このフォーラムでは、日本及びメコン諸国（カンボジア、ラオス、ミャンマー、タイ、ベトナム）の関係省庁、並びに国際協力機構（JICA）、地方自治体（福岡県）、メコン河委員会等からそれぞれ関係者が出席し、「質の高いインフラ」及び「水資源管理」に関する意見交換を行った。今回のフォーラムには、米国、オーストラリア及び韓国からも参加した。

出席者及び参加機関は、地域の環境・気候変動に関連した諸問題及び地域の連結性の強化に取り組むため、「『グリーン・メコンに向けた10年』イニシアティブに関する行動計画」の下、環境の持続可能性と経済成長の両立に重点を置きながら、日・メコン協力を強化していく決意を共有した。

27・28年度目標の達成状況：B（27年度：b，28年度：a）

測定指標5-4 要人往来数(政務官レベル以上)

	中期目標値	27年度		28年度		27・28年度目標の達成状況
	一年度	年度目標値	実績値	年度目標値	実績値	
	—	36	44	36	59	

測定指標5-5 日・ベトナム経済連携協定に基づく看護師・介護福祉士候補者の受入れの推進

日本語能力試験N3 (日常的な場面で使われる日本語をある程度理解することができるレベル)以上の合格率 (注：本測定指標は28年度から新たに設定した指標)	中期目標値	27年度(参考)		28年度		28年度目標の達成状況
	一年度	年度目標値	実績値	年度目標値	実績値	
	—	—	86.0%	研修人数の8割以上	92.8%	

評価結果(個別分野5)

施策の分析

【測定指標5-1 要人往来等を通じた二国間関係の強化】

27年度

- (1) 7月に東京で日メコン首脳会議を開催し、全てのメコン地域諸国との間で首脳会談が行われたことをはじめ、おおむねの目標が達成されたことから、相当程度進展ありと判定した。
- (2) 特に、東京で日メコン首脳会議に際し、全てのメコン地域諸国との間で首脳会談が行われ、署名・交換式、共同記者発表及び夕食会の場での意見交換等が行われたことは、首脳・外相をはじめとする高いレベルでの緊密な意見交換を継続する上で効果が高かった。また、多くの関係国がメコン地域を支援する中で、日本の取組を効果的に発信することができた。メコン地域諸国から、「新東京戦略2015」に基づく取組による質の高い成長への期待が示され、3年間で7500億円のODA支援の表明が高く評価された。官民連携フォーラムの開催について、日メコン首脳会議の日程調整との兼ね合いもあり調整がつかなくなったため、一部目標を達成できなかった。(27年度：メコン地域諸国との友好関係の強化(達成手段①))

28年度

- (1) 7月に日メコン外相会議、9月に日メコン首脳会議を開催したほか、5月に岸田外務大臣、29年1月に安倍総理大臣の東南アジア訪問を実現し、高いレベルの意見交換の実施などから、相当程度進展ありと判定した。
- (2) 特に、5月に岸田外務大臣が、タイ及びラオスを訪問したことでメコン地域諸国全5か国・ASEAN

全 10 か国の訪問を達成したことは、日本の外務大臣として実際の行動を通して日本のメコン地域を含む ASEAN 重視の姿勢を示した象徴的な出来事であり、また、各国との間で外相会談、共同記者発表及び夕食会の場での意見交換等を行ったことは、首脳・外相をはじめとする高いレベルでの緊密な意見交換を継続する上で効果が高かった。ただし、28 年度は日タイ間で首脳会議が行われなかったため、一部目標を達成できなかった。(28 年度：メコン地域諸国との友好関係の強化(達成手段①))

【測定指標 5-2 経済協議の実施と貿易投資環境の整備】

27 年度

- (1) 日タイ・日越経済連携協定下での各種小委員会の開催や7月の第7回日メコン首脳会議における「新東京戦略 2015」の採択をはじめ、目標がおおむね達成されたことから、相当程度進展ありと判定した。
- (2) 特に、日タイ経済連携協定の下、(ア) 農業、林業及び漁業に関する小委員会、食品安全に関する特別小委員会、地域間連携に関する特別小委員会、(イ) 物品の貿易に関する小委員会、及び(ウ) ビジネス環境の向上に関する小委員会を開催し、(ア) タイからの協力要請案件である世界農業遺産 (GIAHS) に関して、我が国が GIAHS 及び地理的表示に関するタイの取り組みを歓迎するとともに、今後も両国で協力していくことを確認できた、(イ) 日タイ間で問題となっている両国の貿易統計データの不一致についてタイ側の見解を聴取することができた、(ウ) 日タイ EPA に基づく「教育及び人材養成に関する小委員会」開催、人材育成に係る提案の一部、イニシアティブの一部を推進するため、資金を割り当てるための基金設立、教育分野についての覚書の締結についてタイ側から提案があったことは、今後の具体的な取り組みにつながるものであり、非常に有益だった。

また、7月の第7回日メコン首脳会議において、「新東京戦略 2015」を採択し、官民パートナーシップの活用も含め、民間投資のさらなる促進と、地方及び民間の活力も取り込んだ重層的な協力関係の構築に努めつつ取組を進めていく旨表明し、8月の第8回日メコン外相会議において、城内外務副大臣から、近年飛躍的に増加しているメコン地域への日本企業の進出をさらに後押しすべく、今後とも、日本が、官民連携の強化、日本企業の展開推進に積極的に取り組んでいくことを表明したことは、メコン地域全体での具体的な貿易投資環境に係る議論を進めるとの目標を達成する上で効果が高かった。一方で、官民連携フォーラムが、日メコン首脳会議の日程調整との兼ね合いもあり調整がつかなくなったため一部目標を達成できなかった。(27 年度：メコン地域諸国との友好関係の強化(達成手段①))

28 年度

- (1) 日タイ・日越経済連携協定下での各種小委員会の開催や「日メコン連結性イニシアティブ」の立ち上げをはじめ、全ての目標が達成されたことから、目標達成と判定した。
- (2) 特に、日タイ経済連携協定の下、(ア) 農業、林業及び漁業に関する小委員会、食品安全に関する特別小委員会、地域間連携に関する特別小委員会、(イ) 物品の貿易に関する小委員会、及び(ウ) ビジネス環境の向上に関する小委員会を開催し、(ア) 灌漑分野の日本人専門家をタイに派遣することが協議され、日タイ間の協力において主要分野である治水及び灌漑分野の協力の促進につながった、(イ) 両国間で関心の高い品目の輸出枠の拡大等について、関税分類の問題も絡んだ技術的な問題も含めて議論を行った、(ウ) タイが中進国としてその主要な政策をスマート・シティ、スマート・インダストリー等に変更し、また、製造業においては自動車産業から医療機器産業へ製品のトレンドが変わってくると認識から、我が国のビジネス投資を促進すべく具体的な事例に基づき関係者による意見交換を行い、非常に有益だった。また、第4回合同委員会を開催し、協定上規定されている発効後 10 年目の一般的見直しの開始等について両国で合意でき有意義であった。

また、7月、第9回日メコン外相会議において、岸田外務大臣から、「質の高いインフラ投資」の理念に基づくハード面での日本の取組が特に加速しており、ソフト面でも着実な成果をあげている、グリーン・メコンの実現に積極的に貢献したい旨説明があり、これに対し、メコン諸国からは、日メコン関係が、インフラ、人材開発、投資促進等、様々な分野で進捗していることを高く評価しており、日本政府からの継続的な支援に謝意が示されたこと、さらに、9月、第8回日本・メコン地域諸国首脳会議において、安倍総理大臣から、「新東京戦略 2015」の一番目の柱であるハード連結性に対する日本の取組は加速化する、メコン諸国と共に策定した「行動計画」、「メコン産業開発ビジョン」及び「ワークプログラム」を踏まえ、「日メコン連結性イニシアティブ」を通じ、メコ

ン各国とともに優先的に実施すべき ODA プロジェクトリストを作成できたことを歓迎する、同イニシアティブの下「生きた連結性」の実現を支援していく、さらに企業が安心して継続的な投資を行えるようにメコン地域における法制度整備支援を実施する旨説明し、これに対し、メコン諸国から、「新東京戦略 2015」の 3 本柱に基づく支援は持続的な開発に貢献している、日メコン協力は、メコン各国及び地域全体の社会・経済の発展や、メコン域内の格差是正を通じ、円滑な統合を進めることを可能にしている等の声が聞かれたことは、メコン地域全体での具体的な貿易投資環境に係る議論を進めるとの目標を達成する上で効果が高かった。(28 年度：メコン地域諸国との友好関係の強化(達成手段①))

【測定指標 5-3 メコン地域開発支援の強化及びメコン地域との交流の促進】

27 年度

- (1) 各国参加者のスケジュール調整が難航したためグリーン・メコン・フォーラムを実施できなかったこと以外は、全ての目標が達成でき、第 7 回日メコン首脳会議で「新東京戦略 2015」を、第 8 回日メコン外相会議で「行動計画」を採択したことや、首脳・外相をはじめとした高いレベルでの緊密な意見交換を継続でき、相当程度の進展があったと判定した。
- (2) 特に、第 7 回日メコン首脳会議で、「ハード面での取組」、「ソフト面での取組」、「グリーン・メコンの実現」、「多様なプレーヤーとの連携」を 4 本柱とする、今後 3 年間の日メコン協力の方針「新東京戦略 2015」が採択され、メコン地域に対して今後 3 年間でハード・ソフト両面におけるインフラ整備や人材育成等の分野における 7,500 億円の ODA 支援を実施することを表明し、第 8 回日メコン外相会議では、首脳会議で採択された「新東京戦略 2015」を実現するための具体的な行動及び措置を定めた「日メコン行動計画」を策定でき、各国から、日本が「新東京戦略 2015」に基づき「行動計画」を作成し日メコン協力を着実に実施していることを高く評価する旨発言があったことは、日メコン協力の着実な実施を目指すとの目標を達成する上で効果が高かった。(27 年度：メコン地域諸国との友好関係の強化(達成手段①))

28 年度

- (1) 第 9 回日メコン外相会議における「日メコン連結性イニシアティブ」の立ち上げの発表や、第 8 回日メコン首脳会議における優先的に取り組むプロジェクトをとりまとめた文書の発出をはじめ、全ての目標が達成されたことから、目標達成と判定した。
- (2) 特に、第 9 回日メコン外相会議において、「日メコン連結性イニシアティブ」の立ち上げが発表され、さらに、第 8 回日メコン首脳会議において、「日メコン連結性イニシアティブ」のもとで優先的に取り組むプロジェクトをとりまとめた文書を発出し、メコン諸国から、「日メコン協力の進捗を歓迎。日本からのメコン地域への支援はメコンの社会・経済発展に貢献しており、日本国民及び日本政府に対し、心から御礼申し上げる。」との発言があったことは、日メコン協力の着実な実施を目指すとの目標を達成する上で効果が高かった。日メコンの枠組みでは、日本で首脳会議を行うとき以外は、国際社会での課題を取り上げないことも過去にはあったが、28 年度からは、現状の東南アジア情勢を踏まえ、地域情勢についても議論した。(28 年度：メコン地域諸国との友好関係の強化(達成手段①))

【測定指標 5-4 要人往来数(政務官レベル以上)】

27 年度

- (1) 年度目標値を実績値が上回り、各国との二国間関係強化に向け相当程度の進展があったと判定した。
- (2) 特に、7 月に東京で日メコン首脳会談を開催したことで、各国から首脳級の要人が訪日したことは、実績値を 26 年度に比べ大きく増加させることになった。(27 年度：メコン地域諸国との友好関係の強化(達成手段①))

28 年度

- (1) 年度目標値を実績値が上回り、総理大臣及び外務大臣の東南アジア訪問における意見交換の実施等を踏まえ、目標達成と判定した。
- (2) 特に、5 月に岸田外務大臣がメコン地域諸国全 5 か国・ASEAN 全 10 か国の訪問を達成し、また総理もラオス、ベトナムを 28 年度内に訪問し、メコン地域諸国との友好関係を強化した。(28 年度：メコン地域諸国との友好関係の強化(達成手段①))

【測定指標 5-5 日・ベトナム経済連携協定に基づく看護師・介護福祉士候補者の受入れの推進】

(注：本測定指標は、28年度から新たに設定した指標)

28年度

- (1) 28年度は、実績値が年度目標値を12.8ポイント上回り、受入れ推進に相当程度の進展があったと判定した。
- (2) ベトナム人看護師・介護福祉士候補者の募集・選考において、語学適性試験を実施し、語学の習得能力が高い者を選抜したこと、かつ日本政府が研修実施団体を公募し、入札により企画・実施能力の高い団体を選定したことに加え、研修施設の都心部（ハノイ市内）への変更及び外出等の研修ルールの見直しにより、候補者のストレスマネジメントが向上したことが、研修の効率的かつ有効な実施につながった。(28年度：日ベトナム経済連携に基づく外国人看護師・介護福祉士候補者に対する日本語研修(達成手段②))

次期目標等への反映の方向性

【施策(施策の必要性に関する分析を含む)】

- 1 メコン地域が安定と均衡のとれた発展を遂げることは、我が国を含むアジア全体の安定と繁栄にとって必要不可欠であり、我が国外交にとって最も重要な基軸の1つである。この観点から、90年代にはアジア地域で最も不安定な地域の一つであった上、未だ他のASEAN地域との格差の残るメコン地域に対して、官民連携して開発に資する取組を行うとともに我が国との貿易投資促進を通じて、格差を是正していくことが不可欠である。
- 2 また、メコン地域の発展に伴い、他のドナー国の同地域への関与が強まる国際情勢の中、伝統的な親日国であるメコン諸国における我が国のプレゼンスを改めて強化し、友好関係を更に強化することを通じて、我が国の政策や立場に対する支持・協力を得ることは、国際社会において我が国の外交を推進していく上で非常に重要である。

【測定指標】

5-1 要人往来等を通じた二国間関係の強化

中期目標、及びその達成に向け、首脳・外相を始めとする高いレベルでの緊密な意見交換の継続や日メコン首脳会議および外相会議の開催と「新東京戦略2015」および「行動計画」のフォローアップ、議会間、議員間交流の支援、日メコン官民協力・連携促進フォーラムの開催を通じた民間の人的・知的交流を推進等の27・28年度目標はそれぞれ適切な目標であったと考える。

29年度の中期及び年度目標も、これらの取組を基本的に継続するが、5カ国すべての国との首脳会談、外相会談の実現を重視するほか、主要国と当該メコン各国との間の往来数も参考にしていく。

5-2 経済協議の実施と貿易投資環境の整備

中期目標、及びその達成に向け、「新東京戦略2015」及び「行動計画」に基づき、中長期的な視点から日本とメコン諸国間との協力をより進展させ、各国との二国間の経済協議の枠組み等により同地域への日本企業の進出促進のため、貿易投資環境を整備するとの27・28年度目標は適切な目標であったと考える。

29年度の中期及び年度目標も、これらの取組を基本的に継続する。加えて、個別の大型投資案件で、日本企業とメコン各国が相互に資するような例を作ることができたかも確認していくこととする。

5-3 メコン地域開発支援の強化及びメコン地域との交流の促進

中期目標、及びその達成に向け、「東京戦略2015」及び「行動計画」を策定及びフォローアップし、環境分野に焦点をあてたグリーン・メコン・フォーラムを開催し、質の高いインフラ等について議論する等の27・28年度目標は適切な目標であったと考える。

29年度の中期及び年度目標も、これらの取組を基本的に継続する。

5-4 要人往来数(政務官レベル以上)

実績としては上記施策の分析のとおり27・28年度とも増加となったが、往来数36回との27・28年度目標は、メコン地域5カ国との間で平均して1ヶ月3案件の往来があるという想定であった。一方で、メコン地域との往来は更に増加させることが有意義であることから、今後も取り組んでいく必

要がある。

5-5 日・ベトナム経済連携協定に基づく看護師・介護福祉士候補者の受入れの推進

12ヶ月間の訪日前集中研修によりベトナム人日本語初学者がN3（（注）日常的な場面で使われる日本語をある程度理解することができるレベル）以上に合格する確率は、複数の日本語教育専門家によれば、6割～8割程度であり、引き続き、ベトナムとの経済連携協定で定められた自然人の移動分野の協力の深化のため、29年度の中期及び年度目標も、これらの取組を基本的に継続する。

作成にあたって使用した資料その他の情報

- ・ 外務省ホームページ
 - 日メコン協力
(http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/j_mekong_k/index.html)
 - カンボジア
(<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/cambodia/index.html>)
 - ラオス
(<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/laos/index.html>)
 - ミャンマー
(<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/myanmar/index.html>)
 - ベトナム
(<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/vietnam/index.html>)
 - タイ
(<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/thailand/index.html>)

個別分野 6 インドネシア、シンガポール、東ティモール、フィリピン、ブルネイ、マレーシアとの友好関係の強化

施策の概要

以下の事業を通じ、インドネシア、シンガポール、東ティモール、フィリピン、ブルネイ及びマレーシアとの関係を強化する。

- 1 要人往来を始めとする様々なレベルでの対話・交流・協力の継続・推進
- 2 EPAの着実な実施を含む経済関係緊密化の促進
- 3 平和構築等、地域及び国際的課題に関する協力

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

・第193回国会施政方針演説(平成29年1月20日)

「ASEAN、豪州、インドといった諸国と手を携え、アジア、環太平洋地域から、インド洋に及ぶ、この地域の平和と繁栄を確固たるものとしてまいります。」

・第193回国会外交演説(平成29年1月20日)

「ASEANは本年設立50周年を迎えます。ASEANの更なる統合、繁栄及び安定は、地域の平和と安定にとり極めて重要です。ASEANの中心性及び一体性を支持しつつ、ASEAN及びASEAN各国との関係を一層強化します。」

・日本再興戦略(平成25年6月14日)

「経済連携協定に基づく看護師・介護福祉士候補者受入れについて、インドネシア及びフィリピンからの受入れに加えて、来年度からベトナムからの受入れを開始するとともに、今後の受入れ拡大に関して検討を続ける。」

測定指標 6-1 要人往来を始めとする様々なレベルでの対話・交流・協力の継続・促進

中期目標（一年度）

要人往来、各種協議、会談、招へい等を実現し、インドネシア、シンガポール、東ティモール、フィリピン、ブルネイ及びマレーシアとの対話・交流・協力を強化する。

27年度

年度目標

要人往来を始めとする様々なレベルでの対話・交流・協力の継続・推進については、次の取組の実施に努める。

- 1 首脳級を含む要人往来による二国間関係の強化
例：ナジブ・マレーシア首相来日、アキノ・フィリピン大統領来日、及び岸田外務大臣のマレーシア訪問等
- 2 次官級協議等事務レベル協議の実施による政策対話の強化
- 3 各種招へいスキーム等を活用した層の厚い人物交流の実現

施策の進捗状況・実績

- 1 安倍総理大臣のインドネシア（4月）、フィリピン・マレーシア（11月）訪問をはじめ、5月ナジブ・マレーシア首相の訪日、6月のアキノ・フィリピン大統領の訪日（国賓）、12月のインドネシアのルトノ外相及びリヤミザルド国防相の訪日、28年3月のルアク東ティモール大統領の訪日（実務訪問賓客）など活発な要人往来が実現し、それぞれの訪問の際には、共同声明を発出した。その他、APEC首脳会議及び同閣僚会議、ASEAN関連首脳会議及び同外相会議等の機会にも、多くの二国間首脳会談及び外相会談を実施し、二国間関係の強化に努めた。また、28年1月には天皇皇后両陛下のフィリピン御訪問が行われた。
- 2 政策対話の強化については、マレーシア及びシンガポールとの間での次官級協議の実施を始め、各国との間で二国間の重要課題について精力的に事務レベル協議を実施した。
- 3 人物交流については、政府高官、マスメディアから学生などの青少年交流に至るまで、幅広いレ

ベルで招へい事業を実施した。閣僚級招へいを通じて1名の閣僚、戦略的招へいを通じて12名の政府要人、青年交流においては、JENESYS2015を通じて約1,000人の招へいを行った。

また、日シンガポール外交関係樹立50周年(28年)事業として、日・シンガポール友好50周年ロゴの作成を実施し、記念事業の認定のための募集を開始した。

28年度

年度目標

要人往来を始めとする様々なレベルでの対話・交流・協力の継続・推進については、次の取組の実施に努める。

- 1 首脳級を含む要人往来による二国間関係の強化
例：シンガポール首脳の来日、フィリピン新政府との関係構築等
- 2 次官級協議等事務レベル協議の実施による政策対話の強化
- 3 各種招へいスキーム等を活用した層の厚い人物交流の実現。日・シンガポール外交関係樹立50周年、日フィリピン国交正常化60周年(共に28年)の実施により交流を強化する。

施策の進捗状況・実績

- 1 安倍総理大臣が8月にナザン前大統領の弔問のためシンガポールを訪問したほか、岸田外務大臣が8月にフィリピンを訪問した。また直近では、安倍総理大臣が29年1月にフィリピン及びインドネシアを訪問し、ドゥテルテ・フィリピン大統領及びジョコ・インドネシア大統領との間で両国の信頼関係の促進や地域での協力関係の向上について、意見交換を行った。

特に、フィリピンとは、短期間の内に両首脳が往来を行い、より緊密な信頼関係が醸成された。

- 2 政策対話の強化については、フィリピンとの次官級戦略対話を始め、各国との間で二国間の重要課題について、事務レベル協議を実施した。
- 3 人物交流については、政府高官及びマスメディアや学生など、記者招へいや多層的ネットワーク招へい等各種招へいスキームを活用し、交流が行われた。また、閣僚級招へいでは1名、及び戦略的実務者招へいでは2名の招へいを行った。さらに、JENESYS2016を通じて、約2000人の青少年を含む交流を行った。

さらに、人的・文化交流の強化のため、日・シンガポール外交関係樹立50周年及び日・フィリピン国交正常化60周年の節目を捉えた友好親善の促進に努めた。

日本・シンガポール外交関係樹立50周年(SJ50)の要人往来として、安倍総理大臣のシンガポール訪問(8月)、並びに、リー・シェンロン首相及びトニー・タン大統領(国賓)の訪日など活発なハイレベル訪問が行われ、またシンガポール中心街のオーチャード・ロードで約11万人を動員したSJ50Matsuriを始めとした合計260を超える事業が実施されるなど、日シンガポール関係の節目に相応しい一年となった。

また、日・フィリピン国交正常化60周年の要人往来として、ドゥテルテ大統領の訪日など活発なハイレベル訪問が行われた。

27・28年度目標の達成状況：B(27年度：b, 28年度：b)

測定指標6-2 各国とのEPAの協議・実施等経済分野での関係緊密化

中期目標(一年度)

個別案件での支援等によりインフラ輸出支援を強化するとともに、EPAの着実な実施を通じて各国との経済関係を緊密化する。

27年度

年度目標

- 1 インフラ輸出支援を念頭に、日系企業支援と個別案件での支援を継続する(MPA戦略プランの推進等)。
- 2 各国との経済連携協定(EPA)を確実に実施し、特に日・インドネシアEPA、日・フィリピンEPAに基づく看護師・介護福祉士候補者の受入れについては、国家試験の合格率向上、及び候補者の受

入れ拡大を目指し、効果的な日本語研修の実施に努める。

施策の進捗状況・実績

- 1 インドネシアについては、高速鉄道や首都圏東部新港湾等の事業につき累次の働きかけを行ったが、高速鉄道では、我が国との協力による事業実施には至らなかった。
マレーシア・シンガポール間的高速鉄道建設については、新幹線の導入に向け、マレーシア及びシンガポールに対し、ハイレベルによる累次の働きかけを実施した。
- 2 日・インドネシア EPA 及び日・フィリピン EPA に基づく看護師・介護福祉士候補者受入れにおいては、日本語研修の拡充、滞在期間の延長等の各種取組を継続し、27年度に受入れた候補者数は、前年度の370名から571名へ増加した。また、27年度为国家試験では、33名の看護師候補者と82名の介護福祉士候補者が合格した。その結果、合格率は、看護師国家試験においては、26年度の7%から27年度には8%に向上した。介護福祉士国家試験においては、26年度の45%から27年度には51%に向上した。

28年度

年度目標

- 1 マレーシア、シンガポール間的高速鉄道建設等、インフラ輸出支援を念頭に、日系企業支援を継続する。
- 2 各国との経済連携協定(EPA)を確実に実施し、特に日・インドネシア EPA、日・フィリピン EPA に基づく看護師・介護福祉士候補者の受入れについては、国家試験の合格率向上、及び候補者の受入れ拡大を目指し、効果的な日本語研修の実施に努める。

施策の進捗状況・実績

- 1 マレーシア・シンガポール間的高速鉄道建設については、新幹線の導入に向け、マレーシア及びシンガポールに対し、首脳級の要人の往来の機会をとらえる等ハイレベルによる累次の働きかけを引き続き積極的に実施した。
インドネシアについては、パティンバン新港等の事業につき、首脳会談や外相会談の機会等を利用し、ハイレベルを含む様々なレベルで累次の働きかけを行った。
- 2 インドネシア EPA 及び日・フィリピン EPA に基づく看護師・介護福祉士候補者受入れにおいては、日本語研修の拡充、滞在期間の延長等の各種取組を継続し、28年度に受入れた候補者数は、前年度の571名から615名へ増加した。また、28年度为国家試験における合格率は、27年度の約8%から約12%に向上した。介護福祉士国家試験においては、27年度と同レベルの約5割程度を維持している。

27・28年度目標の達成状況：B（27年度：b，28年度：b）

測定指標6-3 平和構築等、地域及び国際的課題に対する協力

中期目標（一年度）

平和構築に関する支援や関与、民主主義の普及・定着への貢献、防災分野における協力等を実施することにより、地域及び国際的課題に共に対応する。

27年度

年度目標

- 1 東ティモールのインフラ整備、人材育成等のニーズを的確に把握しつつ、無償資金協力、技術協力等を活用して東ティモールの国づくり支援を継続する。
- 2 フィリピン・ミンダナオ和平プロセス支援については、自治政府発足のための支援を含め支援を継続する。
- 3 バリ民主主義フォーラムへの積極的関与を継続する。

施策の進捗状況・実績

- 1 東ティモールの国づくりの一環として、無償資金協力「東ティモール国立大学工学部新校舎建設

計画」等の E/N 署名を実施するとともに、3 件の草の根・人間の安全保障無償資金協力、及び 4 件の日本 NGO 連携無償資金協力の実施を決定した。さらに、海洋、法整備、農業、教育機関等への能力構築支援を実施するとともに、ASEAN 加盟に向けた JICA 調査等も実施した。

- 2 フィリピン・ミンダナオ和平については、自治政府発足のための着実な進展を支援すべく、引き続き国際監視団への開発専門家の派遣、国際コンタクトグループを通じた和平交渉へのオブザーバー参加、コミュニティ開発等の分野において ODA による開発援助を実施した。アキノ大統領の訪日時には、首脳間で発出した共同宣言において、自治政府発足を見据え、地域の経済的自律の確保により一層焦点を当てつつ支援を実施する方針を打ち出した。
- 3 12 月にインドネシアで開催されたバリ民主主義フォーラムには、大使館次席公使が出席し、民主主義定着に向けた我が国の取組等についてスピーチを行った。
- 4 南シナ海を巡る問題に関しては、法の支配に基づく開かれ安定した海洋の実現に向けて、首脳会談等において関係各国と連携を確認するとともに、フィリピン、マレーシア、インドネシア等において、海洋安保能力構築支援を行った。

28 年度

年度目標

- 1 東ティモールのインフラ整備、人材育成等のニーズを的確に把握しつつ、無償資金協力、技術協力等を活用して東ティモールの国づくり支援を継続する。
- 2 フィリピン・ミンダナオ和平プロセス支援については、自治政府発足のための支援を含め支援を継続する。
- 3 インドネシア政府のバリ民主主義フォーラムへの取り組み方向性を踏まえつつ、関与を継続する。
- 4 南シナ海を巡る問題に関しては、法の支配に基づく開かれ安定した海洋の実現に向けて、各国に平和的解決を求める。

施策の進捗状況・実績

- 1 東ティモールの国づくりの一環として、無償資金協力「東ティモール国立大学工学部新校舎建設計画」等の E/N 署名を実施するとともに、6 件の草の根・人間の安全保障無償資金協力、及び 5 件の日本 NGO 連携無償資金協力の実施を決定した。さらに、海洋、法整備、農業、教育機関等への能力構築支援を実施するとともに、ASEAN 加盟に向けた JICA 調査等も実施した。
- 2 フィリピン・ミンダナオ和平については、自治政府発足のための着実な進展を支援すべく、引き続き国際監視団への開発専門家の派遣、国際コンタクトグループを通じた和平交渉へのオブザーバー参加、コミュニティ開発等の分野において ODA による開発援助を施した。ドゥテルテ大統領の訪日時には、ミンダナオ地域における雇用創出及び生計向上に資する活動の促進を図る「アグリビジネス振興・平和構築・経済成長促進計画」について交換公文に署名した。また、29 年 1 月の安倍総理大臣のフィリピン訪問の際には、ダバオ市の都市開発や洪水対策も支援調査の開始を決定し、29 年 3 月には「バンサモロ地域配電網機材整備計画」及び「紛争の影響を受けたミンダナオの子供のための平和構築及び教育支援計画」について交換公文に署名した。
- 3 12 月にインドネシアで開催されたバリ民主主義フォーラムには、小田原外務大臣政務官が出席し、アジアを始め、国際社会における民主主義定着に向けた我が国の取組等についてスピーチを行った。
- 4 南シナ海を巡る問題に関しては、法の支配に基づく開かれ安定した海洋の実現に向けて、首脳会談等において関係各国と連携を確認するとともに、フィリピン、マレーシア、インドネシア等において、海洋安保能力構築支援を行った。

27・28 年度目標の達成状況：B（27 年度：b，28 年度：b）

測定指標 6-4 要人の往来数（日本側は外務省政務三役、相手国は元首、首脳、外務大臣）

	中期目標値	27 年度		28 年度		27・28 年度目標の達成状況
	一年度	年度目標値	実績値	年度目標値	実績値	
—	—	18	17	17	11	C (27 年度：b)

						28年度：c)
--	--	--	--	--	--	---------

測定指標 6-5 日・インドネシア経済連携協定に基づく看護師・介護福祉士の受け入れの推進						
日本語能力試験 N 3 (日常的な場面で使われる日本語をある程度理解することができるレベル) 程度の達成率 (注：本測定指標は、28年度から新たに設定した指標)	中期目標値	27年度(参考)		28年度		28年度目標の達成状況
	一年度	年度目標値	実績値	年度目標値	実績値	
	—	—	83.3%	研修人数の90%	89.2%	B (28年度：b)

評価結果(個別分野6)
<p>施策の分析</p> <p>【測定指標 6-1 要人往来を始めとする様々なレベルでの対話・交流・協力の継続・促進】</p> <p><u>27年度</u></p> <p>(1) 岸田外務大臣のマレーシア訪問等多くの要人往来が実施され、相当程度の進展があった。</p> <p>(2) 外国要人訪日では、ナジブ・マレーシア首相来日及びアキノ・フィリピン大統領来日等で各種招へいスキーム等を活用した層の厚い人物交流の実現をし、南シナ海問題をはじめとする海洋安全保障分野における連携や、インフラ整備をはじめとする各種経済分野における協力に有効であった。(27年度：東南アジア島嶼国との友好関係の強化(達成手段①))</p> <p><u>28年度</u></p> <p>(1) 6月に就任したドゥテルテ・フィリピン大統領やシンガポールの大統領及び首相の来日を始め、交流が行われるなど、相当程度の進展があった。</p> <p>(2) 28年度は、日フィリピン国交正常化60周年であり、南シナ海情勢のキープレイヤーであるドゥテルテ・フィリピン大統領の来日による二国間関係の強化や、日・シンガポール外交関係樹立50周年を迎えたシンガポール首脳の内閣の来日等、各種招へいスキーム等を活用した層の厚い人物交流の実現ができた。(28年度：東南アジア島嶼国との友好関係の強化(達成手段①))</p> <p>【測定指標 6-2 各国とのEPAの協議・実施等経済分野での関係緊密化】</p> <p><u>27年度</u></p> <p>(1) 各国への働きかけ等日本企業支援に取り組んだ他、看護師・介護福祉士候補者の国家試験合格率向上を図ったが、一部の目標を達成できなかったことから、相当程度の進展があったと判定した。</p> <p>(2) 各国とのEPAを通じた経済連携関係強化のために、特に26年度行政事業レビュー公開プロセスでの指摘も踏まえ、関係省庁会議を開催する等して関係省庁間の連携強化や制度面での改善を一層行いつつ、看護師・介護福祉士候補者の国家試験合格率の向上を図ってきた。こうした取組によって候補者の受け入れ拡大や日本語能力の向上につながりつつあることから、国家試験合格率向上に向けて取り組み、インドネシア及びフィリピンとの経済連携の強化、ひいては各国との二国間強化を図る上で効果が高かった。(27年度：東南アジア島嶼国との友好関係の強化(達成手段①)、日・インドネシア経済連携に基づく外国人看護師・介護福祉士候補者に対する日本語研修事業(達成手段②))</p> <p><u>28年度</u></p> <p>(1) マレーシアやシンガポールを含め、各国への働きかけを積極的に実施し、日本企業支援に取り組んだ他、看護師・介護福祉士候補者の国家試験合格率向上に向けて制度面での改善を一層行い相当程度の進展があったと判定した。</p> <p>(2) 各国とのEPAを通じた経済連携関係強化のために、特に26年度行政事業レビュー公開プロセスでの指摘も踏まえ、関係省庁間の連携強化や制度面での改善を一層行いつつ、看護師・介護福祉士候補者の国家試験合格率の向上を図ってきた。こうした取組によって候補者の日本語能力の向上につながりつつあり、国家試験合格率向上に向けて取り組み、インドネシア及びフィリピンとの経</p>

濟連携の強化，ひいては各国との二国間強化を図ることができた。(28年度：東南アジア島嶼国との友好関係の強化(達成手段①)，日・インドネシア経済連携に基づく外国人看護師・介護福祉士候補者に対する日本語研修事業(達成手段②))

【測定指標 6-3 平和構築等，地域及び国際的課題に対する協力】

27年度

- (1) バリ民主主義フォーラムへの取組をはじめ，相当程度の進展があったと判定した。
- (2) 特に，東ティモールのインフラ整備，人材育成等のニーズを的確に把握しつつ，無償資金協力，技術協力等を活用して東ティモールの国づくり支援を継続したことは効果はあった。フィリピン・ミンダナオ和平プロセス支援については，人材育成や開発計画の策定など自治政府発足のための支援を含め支援を継続し，ドゥテルテ大統領から感謝の意が表された。また，バリ民主主義フォーラムについては，在インドネシア日本大使館次席公使が出席し，スピーチで日本の経験や取組を共有する等積極的関与を継続した。(27年度：東南アジア島嶼国との友好関係の強化(達成手段①))

28年度

- (1) フィリピン・ミンダナオ和平プロセス支援をはじめ相当程度の進展があったと判定した。
- (2) 特に，フィリピンにおいて初のミンダナオ出身の大統領が就任し，ミンダナオ和平を重点課題政策の一つとして掲げることとなり，我が国として同地域を重点的に支援していくことができ，効果はあった。フィリピンと中国との間の仲裁判断を含め南シナ海を巡る問題に関しては，法の支配に基づく開かれ安定した海洋の実現に向けて，各国に平和的解決を求めるよう働きかけた。(28年度：東南アジア島嶼国との友好関係の強化(達成手段①))

また，インドネシア政府のバリ民主主義フォーラムへの取組や方向性を踏まえつつ，12月に開催されたフォーラムには小田原外務大臣政務官が出席し，スピーチや参加国との二国間会談を行うことで，積極的な関与を継続した。(28年度：東南アジア島嶼国との友好関係の強化(達成手段①))

【測定指標 6-4 要人の往来数(日本側は外務省政務三役，相手国は元首，首脳，外務大臣)】

27年度

- (1) 目標 18 件の内の 1 件については，国内，関係国とのスケジュールを含む各種調整の結果，達成には至らなかった。
- (2) ナジブ・マレーシア首相来日及びアキノ・フィリピン大統領来日等は測定指標 6-1 のとおり，各国との二国間関係の強化に有益だった。(27年度：東南アジア島嶼国との友好関係の強化(達成手段①))

28年度

- (1) 11 件の要人往来があったが，国内，関係国とのスケジュールを含む各種調整の結果，目標達成には至らなかった。
- (2) 日フィリピン国交正常化 60 周年であり，南シナ海情勢のキープレイヤーであるドゥテルテ・フィリピン新大統領の来日や日・シンガポール外交関係樹立 50 周年を迎えたシンガポール首脳の来日等は測定指標 6-1 のとおり，各国との二国間関係の強化に有益だった。(28年度：東南アジア島嶼国との友好関係の強化(達成手段①))

【測定指標 6-5 日・インドネシア経済連携協定に基づく看護師・介護福祉士の受け入れの推進】

(注：28年度事前分析表にて新たに測定指標として設定)

28年度

- (1) 受け入れ人数の増加に対応しつつ，取組を行った結果，日本語能力の向上を示す本指標の達成率は 27 年度の 83.3% から 28 年度は 89.2% に上昇し，おおむね達成されたものの，目標水準に 0.8 ポイント及ばなかった。
- (2) 26 年度行政事業レビュー公開プロセスでの指摘も踏まえ，28 年 7 月に関係省庁関連会議を開催して，効果的な日本語研修の実施，コスト削減への取組，合格率の向上に向けた取組につき議論する等して関係省庁間の連携協定強化や制度面での改善を一層行いつつ，インドネシア人候補者の国家試験合格率の向上を図ったことで，相当程度の進展があった。

次期目標等への反映の方向性

【施策(施策の必要性に関する分析を含む)】

東南アジア島嶼部各国(インドネシア、シンガポール、東ティモール、フィリピン、ブルネイ及びマレーシア)との間で、政治・経済・安全保障面など様々な面で、緊密な外交関係を築くことは我が国の国際社会におけるプレゼンス強化の観点から重要であり、今後も引き続き良好な外交関係の維持や発展させる必要がある。

また、経済面で成長著しい東南アジア島嶼部各国は、世界各国から重要な市場と認識されており、貿易・投資面においても我が国にとっての重要性が増しており、特にインフラ整備などにおいて、我が国として官民が積極的に関与し、成長を取り込んでいく必要がある。さらに、インドネシア、ブルネイ及びマレーシアは主要なエネルギー資源供給国でもある上、当該地域はマラッカ海峡を始め我が国にとって重要なシーレーンを有し、エネルギー安全保障上も極めて重要である。こうした各国とのEPAの協議・実施等経済分野での関係緊密化により、我が国企業及び国民が経済的に裨益する。

また、南シナ海をめぐる問題は、地域の平和と安定に直結し、我が国を含む国際社会の関心事項であり、引き続き法の支配に基づく開かれ安定した海洋の実現に向けて、平和的解決を求める必要がある。

以上を踏まえ、現在の施策目標は妥当であり、各国の特性により注意を払いつつ今後も同目標の達成に向けた施策を実施していく。

【測定指標】

6-1 要人往来を始めとする様々なレベルでの対話・交流・協力の継続・促進

「要人往来を始めとする様々なレベルでの対話・交流・協力の継続・推進については、次の取組の実施に努める」等の28年度目標は、周年事業に合わせた要人往来を進める等、メリハリのついた目標となっており、適切なものであったと考える。東南アジア島嶼部各国との信頼関係・協力関係の向上に向け、今後とも要人訪問を効果的に実現していくとともに、招聘スキーム等を活用し、要人のみならず、事務レベルや学識経験者、企業関係者、青少年の交流の活性化に取り組み、また、周年事業も積極的に推進し、対話・協力を継続・促進する。

6-2 各国とのEPAの協議・実施等経済分野での関係緊密化

「個別案件を含めたインフラ輸出支援、日・インドネシアEPA、日・フィリピンEPAに基づく、看護師・介護福祉士候補者の受入れについての研修の着実な実施」等の28年度目標は、日本と緊密な経済関係を有する東南アジア諸国とのより一層の関係強化を目標とするものであり、適切なものであったと考える。今後とも中期目標の達成に向け、インフラ需要が多いこの地域において、日系企業を支援する仕組みの強化と個別案件での支援に引き続き取り組む。また、EPAに基づく看護師・介護福祉士候補者の受入れについては、行政事業レビューにおける指摘等も踏まえつつ、日本語研修の効果があがるように引き続き取り組む。

6-3 平和構築等、地域及び国際的課題に対する協力

「東ティモールのインフラ整備、フィリピン・ミンダナオ和平プロセス支援、インドネシア政府のバリ民主主義フォーラムへの関与及び南シナ海を巡る問題に関する働きかけ」等の28年度目標は、テロの脅威が増している東南アジア諸国との政治・安全保障分野における協力を推進する目標であり、適切なものであったと考える。今後とも中期目標の達成に向け、いまだ不安定な諸国・地域への支援を維持・強化していくとともに、法の支配に基づく行動を行うよう各国に働きかけを行っていく。

6-4 要人の往来数(日本側は外務省政務三役、相手国は元首、首脳、外務大臣)

28年度は11件となり、目標には至らなかったが、要人往来は、各国との関係強化における重要な要素であり、その実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益であるため、今後も取り組んでいく必要がある。

6-5 日・インドネシア経済連携協定に基づく看護師・介護福祉士の受け入れの推進

日・インドネシアEPAに基づく看護師・介護福祉士候補者の受入れについて、国家試験の合格率向上、及び候補者の受入れ拡大を目指し、効果的な日本語研修の実施に務めることは、日本再興戦略の工程表等にも記載されている候補者受入れ拡大を推進するものであり、27度実績値を踏まえた「日本語能力試験N3(注)日常的な場面で使われる日本語をある程度理解することができるレベル)程

度の達成率が研修人数の90%」という28年度目標は適切な目標であったと考える。今後とも、制度改善を進めつつ、効率的な日本語研修の実施に努める。

作成にあたって使用した資料その他の情報

- ・外務省ホームページ

- アジア

- (<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/asia.html>)

- 小田原外務大臣政務官の第9回バリ民主主義フォーラム出席（結果）（平成28年12月9日）

- (http://www.mofa.go.jp/mofaj/s_sa/sea2/id/page23_001799.html)

- リー・シェンロン・シンガポール共和国首相の訪日（平成28年9月26日）

- (http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press4_003737.html)

- 日・シンガポール首脳会談（平成28年9月28日）

- (http://www.mofa.go.jp/mofaj/s_sa/sea2/sg/page4_002404.html)

- ナザン・シンガポール前大統領の逝去を受けた安倍総理大臣による弔問（平成28年度8月25日）

- (http://www.mofa.go.jp/mofaj/s_sa/sea2/sg/page4_002253.html)

- バラクリシュナン・シンガポール外務大臣による安倍総理大臣表敬（平成28年4月25日）

- (http://www.mofa.go.jp/mofaj/s_sa/sea2/sg/page4_001976.html)

- 安倍総理大臣の東南アジア（フィリピン、インドネシア、ベトナム）及び豪州訪問（平成29年1月12日～17日）（平成29年1月17日）

- (http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/page3_001945.html)

- 日・フィリピン首脳会談（平成28年10月26日）

- (http://www.mofa.go.jp/mofaj/s_sa/sea2/ph/page3_001861.html)

- 日・マレーシア首脳会談（平成28年11月16日）

- (http://www.mofa.go.jp/mofaj/s_sa/sea2/my/page4_002496.html)

- ・首相官邸ホームページ

- 日・シンガポール首脳会談等（平成28年9月28日）

- (http://www.kantei.go.jp/jp/97_abe/actions/201609/28singapore.html)

- 日・マレーシア首脳会談等（平成28年11月16日）

- (http://www.kantei.go.jp/jp/97_abe/actions/201611/16malaysia.html)

- 日・シンガポール首脳会談等（平成28年12月1日）

- (http://www.kantei.go.jp/jp/97_abe/actions/201612/01singapore.html)

- 日・フィリピン首脳会談等（平成28年10月26日）

- (http://www.kantei.go.jp/jp/97_abe/actions/201610/26philippines.html)

- フィリピン訪問 - 1日目（平成29年1月12日）

- (http://www.kantei.go.jp/jp/97_abe/actions/201701/12philippines.html)

- フィリピン訪問 - 2日目（平成29年1月13日）

- (http://www.kantei.go.jp/jp/97_abe/actions/201701/13philippines.html)

- ・国際協力機構ホームページ

- アジア

- (<http://www.jica.go.jp/regions/asia/index.html>)

個別分野 7 南西アジア諸国との友好関係の強化

施策の概要

- 1 インドとの特別戦略的グローバル・パートナーシップの拡大・深化
- 2 要人往来や首脳・外相会談を含む様々なレベルでの対話・交流の継続・促進
- 3 南西アジア地域の平和と繁栄に向けた様々な支援・協力の実施

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

・第193回国会施政方針演説(平成29年1月20日)

「ASEAN, 豪州, インドといった諸国と手を携え, アジア, 環太平洋地域から, インド洋に及ぶ, この地域の平和と繁栄を確固たるものとしてまいります。」

・日印ヴィジョン2025 特別戦略的グローバル・パートナーシップ インド太平洋地域と世界の平和と繁栄のための協働(平成27年12月12日)

安倍総理大臣は27(2015)年12月11日から13日にかけてインドを公式訪問。日印「両首脳は, 二国間の関与の方向性に満足の意を表明し, 成長のための最大の可能性を持つ重要な関係である日印特別戦略的グローバル・パートナーシップを, 両国の長きに亘る政治的, 経済的, 戦略的目標の広範な収束を反映した深淵かつ広範な行動指向のパートナーシップに, 移行させることを決意した。」

・第193回国会外交演説(平成29年1月20日)

「インドとは, 「日印新時代」を更に大きく飛躍させるべく, モディ首相訪日の成果に基づき関係を深化させます。」

測定指標7-1 インドとの特別戦略的グローバル・パートナーシップの拡大・深化

中期目標(一年度)

各種会談・協議等を通じてインドとの特別戦略的グローバル・パートナーシップを強化する。

27年度

年度目標

- 1 特別な戦略的グローバル・パートナーシップに格上げされた日印関係を更に発展させるべく政権交代を果たしたインドの新政権と良好な関係を構築するため, モディ首相や安倍総理大臣を始めとした要人往来を着実に実施することで, 日インド特別戦略的グローバル・パートナーシップの一層の強化を図る。
- 2 日印外相間戦略対話, 及び個別の分野に対応した各種事務レベルでの協議などを通じて, 幅広い分野において日印間の協力関係を強化させる。
- 3 新幹線システムの導入やデリー・ムンバイ間産業大動脈構想(DMIC)等の経済案件の一層の進展などを通じて, 日印経済関係を更に強化させる。
- 4 留学生交流数を増加させるなど, 潜在的な成長の素地が大きい日印間の人的交流分野での協力強化を図る。

施策の進捗状況・実績

- 1 11月にクアラルンプール, パリでそれぞれ日印首脳会談を実施。12月の安倍総理大臣訪印の際に行われた首脳会談では, 特別戦略的グローバル・パートナーシップを拡大・深化させていくことを確認し, 安倍総理大臣から, 日印新時代の幕開けを迎えたことが表明された。また同首脳会談では, 我が国の平和安全法制への支持, 日印原子力協定の原則合意に加え, 防衛装備品・技術移転協定及び秘密軍事情報保護協定等の署名等, 政治・安全保障, 経済・経済協力, 人的交流といった幅広い分野での二国間の協力関係の強化について議論が行われた。その結果を共同声明「日印ヴィジョン2025 特別戦略的グローバル・パートナーシップ インド太平洋地域と世界の平和と繁栄のための協働」の形にまとめた。
- 2 9月, 米国・ニューヨークにおいて初の日米印外相会合を開催し, 海洋安全保障や日米印の枠組

みでの関係強化について議論した。また、事務レベルでは、日印外務次官対話を6月、10月、28年1月、2月に開催した。また、日印次官級2+2対話、日印外務次官級政務協議を4月に開催した。

- 3 日印間での経済・経済協力については、12月の日印首脳会談で、ムンバイ・アーメダバード間高速鉄道への新幹線システムの導入を確認し、「日印投資促進パートナーシップ」の着実な進展を歓迎した。28年2月には第1回目となるインド高速鉄道に関する第1回合同委員会を開催した。また、12月の日印首脳会談ではデリー・ムンバイ間産業大動脈構想(DMIC)を加速させることを確認した。
- 4 人的交流の強化についても、12月の日印首脳会談にて、インド若手人材1万人(今後5年間)の訪日受け入れ(留学生、短期招へい等)が安倍総理大臣から表明されるとともに、日印両首脳は両国でのビザ緩和の重要性を確認した。
アジア大洋州諸国・地域との青少年交流事業である「JENESYS2015」招へいプログラムでインドから118名の高校生・大学生・大学院生の招へいを実施した。

28年度

年度目標

- 1 特別戦略的グローバル・パートナーシップにあり、新時代を迎えた日印関係を更に拡大・深化させるべく、トップレベルの要人往来を着実に実施する。
- 2 日印外相間戦略対話、及び個別の分野に対応した各種事務レベルでの協議、日印を含めた多国間協議などを通じて、幅広い分野において日印間の協力関係に加え、両国を含む多国間の協力関係を強化させる。
- 3 インド高速鉄道に関する合同委員会を開催し、資金、技術及び人材育成面での協力について議論するなど、これまで進めてきた経済案件の一層の進展に加え、地域連結性の強化や、インド進出日本企業数(1,229社、4,417拠点:27年10月現在)を増加させるなど、日印経済関係を更に強化させる。
- 4 日印両国におけるビザの手続きの簡素化、都市間、教育機関間における交流の促進、留学生交流数の増加(在日インド人留学生数727人:26年現在)など、文化・人的交流分野での協力強化を進める。

施策の進捗状況・実績

- 1 4月にワシントン、9月にラオスでそれぞれ日印首脳会談を実施。11月のモディ首相訪日の際に行われた首脳会談では、日印間での特別戦略的グローバル・パートナーシップを包括的にレビューし、「日印新時代」を大きく飛躍させる会談とすることができた。また同首脳会談では、安倍総理大臣が掲げる、自由や法の支配等の国際的な共通の価値観に基づいたインド洋地域と太平洋地域の一体的な発展を目指した外交戦略である「自由で開かれたインド太平洋戦略」とモディ首相がアジア太平洋における具体的協力を推進すべく提唱する「アクト・イースト政策」の連携により、日印がインド太平洋地域の安定と繁栄を主導することの重要性を確認するとともに、安全保障、高速鉄道等、政治・安全保障、経済・経済協力、人的交流といった幅広い分野での二国間の協力関係の強化について議論が行われ、その結果を共同声明の形にまとめたほか、日印原子力協定の署名が実現した。
- 2 外相間での年次相互訪問を行う日印外相間戦略対話に関しては、28年度はインド側が訪日する順番であったが、インド外相の入院により次年度以降へと延期となった。6月、東京において日米印局長級協議第8回会合を開催し、海上安全保障や地域情勢につき意見交換を行うとともに、人道支援・復興救済(HA/DR)や地域の連結性の向上に関する協力の推進など、日米印三か国による具体的協力等についても議論した。また、第12回日印外務次官対話を10月にインドで実施し、二国間関係、地域情勢、国際情勢について議論した。
- 3 日印間での経済・経済協力については、11月の日印首脳会談で、ムンバイ・アーメダバード間高速鉄道への新幹線システムの導入を改めて確認し、「日印投資促進パートナーシップ」の着実な進展を歓迎した。29年2月には第4回目となるインド高速鉄道に関する合同委員会を開催し、今後の事業の進め方や高速鉄道の人材育成計画について議論した。また、インド進出日本企業数については1,305社、4,590拠点(28年10月現在)に増加した。
- 4 人的交流の強化についても、11月の日印首脳会談にて、安倍総理大臣から、更なる文化と観光分野の交流の促進に加え、インド人学生に対するビザ緩和を発表し、インド国民に対する在インドの我が国在外公館等におけるビザ申請窓口の数を7(2016年11月現在)から20に拡大する意図を表

明した。アジア大洋州諸国・地域との青少年交流事業である「JENESYS2016」招へいプログラムで、インドから167名の高校生・大学生・大学院生・若手社会人の招へいを実施した。また在日インド人留学生数については1,015人（前年度：879人）に増加している（28年5月1日現在、出典：独立行政法人日本学生支援機構（JASSO）「平成28年度外国人留学生在籍状況調査結果」）。

27・28年度目標の達成状況：A（27年度：a，28年度：a）

測定指標7-2 要人往来や首脳・外相会談を含む様々なレベルでの対話・交流の継続・促進（インドを除く）

中期目標（一年度）

要人往来や首脳・外相会談及び事務レベルの協議を含む様々なレベルで対話・交流を継続し促進する。

27年度

年度目標

- 1 南西アジア地域各国との関係を維持強化するために、時宜をとらえた各国ハイレベルとの対話を実施するよう努める。
- 2 事務レベルでの協議を通じた二国間関係の継続的強化を図る。
- 3 各種プログラムなどによる人的交流を契機とした友好関係の強化を図る。

施策の進捗状況・実績

- 1 日・バングラデシュ首脳会談（4月、9月）、日・スリランカ外相会談（6月）、日・モルディブ外相会談（8月）、日・スリランカ首脳会談（10月）、日・パキスタン外相会談（11月）といった首脳級、閣僚級での会談を活発に行った。
また、6月の城内外務副大臣のネパール訪問、7月の中根外務大臣政務官、28年2月の濱地外務大臣政務官のモルディブ訪問など日本の政府要人による南西アジア地域への往訪も活発に行われた。
これらハイレベル対話では、各国首脳から我が国の平和安全法制への支持を得たことに加え、スリランカとの円借款「全国送配電網整備・効率化計画」に関する書簡の交換等の成果があった。
- 2 事務レベルでは、二国間関係の継続的強化のため、バングラデシュとの原子力協議（4月）、パキスタンとの官民合同経済対話（11月）、スリランカとの政策対話、海洋協議（28年1月）、を実施するなど、協議の場を設けた。
- 3 「JENESYS2015」により、南西アジア6か国から164名を招へいした。

28年度

年度目標

- 1 南西アジア地域各国との関係を維持・強化するために、国際会議などの場を利用するなどして、時宜をとらえた各国ハイレベルとの対話を実施する。
- 2 事務レベルでの協議を通じた二国間関係の継続的強化を図る。また、各国の実情に応じた適切な支援・協力を進め、関係を強化する。
- 3 各種プログラムなどを通じ、人的・文化交流をさらに推し進め、友好関係の強化を図る。

施策の進捗状況・実績

- 1 日・パキスタン首脳会談（9月）、日・バングラデシュ首脳会談（5月、7月）、日・スリランカ首脳会談（5月）、といった首脳会談や閣僚級での会談を活発に行った。
特に日・スリランカ首脳会談の際には同国の経済発展における「質の高いインフラパートナーシップ」の実施のための協力や巡視艇2隻の供与を含めた海洋協力、国民和解・平和構築の分野での協力などの重要性を確認し、メディア・ステートメントを発出した。
- 2 事務レベルでは、二国間関係の継続的強化のため、両国間のビジネス関係強化を促進するバングラデシュとの官民合同経済対話の第2回会合（4月）、28年に外交関係樹立60周年を迎えたネパー

ルとの間で両国政府の取組、ネパール震災復興に向けた日本の支援等について意見交換を行う第2回日・ネパール外務省間政務協議（6月）を実施するなど、協議の場を設け、二国間協力、関係強化を促進の具体的方途につき確認した。

- 3 「JENESYS2016」により、南西アジア6か国から167人を招へいた。特に29年2月に招へいた南アジア地域協力連合（SAARC）加盟8か国からの高校生及び社会人110人に関しては、東京を訪問した後、複数のグループに分かれて各地方へ移動し、エネルギー関連企業及び施設への訪問等を行い、テーマ「エネルギー」に沿って日本の歴史から最先端の技術・文化を学ぶとともに地方との交流を深めることができた。

27・28年度目標の達成状況：B（27年度：b，28年度：b）

測定指標7-3 南西アジア地域の平和と繁栄に向けた様々な支援・協力の実施

中期目標（一年度）

災害への人道・復旧支援、並びに開発及び民主化支援等を通じて、域内各国との関係強化を図るとともに地域の平和と繁栄に貢献する。

27年度

年度目標

- 1 域内で発生した災害に対し、迅速かつ適切な支援・協力を実施する。特にネパールで発生した震災に対しては、同国の主要支援国として同国の復旧・復興に重要な役割を果たすよう努める。
- 2 南西アジア諸国が抱える課題解決に貢献し、同地域の平和と繁栄に資する開発及び民主化支援を時々の各国の政治情勢の変化に左右されにくい形で実施する。

施策の進捗状況・実績

- 1 南西アジア地域の平和と繁栄のため、域内で災害が発生した際には迅速な支援を行うとともに、その後の継続的な支援を実施した。また、各国が抱える問題に適切な支援を行うとともに、民主化支援等も行った。

4月、ネパール中西部で発生した大地震に際し、緊急人道支援として、国際緊急援助隊（救助チーム、医療チーム及び自衛隊部隊（医療救助隊））の派遣、緊急援助物資の供与及び1,400万米ドル（約16.8億円）の緊急無償資金協力を実施。また、復旧・復興支援として、6月に開催されたネパール復興に関する国際会議において、総額2.6億米ドル（320億円超）規模の住宅、学校及び公共インフラの再建を中心とした支援を実施することを表明。ネパールのより良い復興の実現に向けて、これら支援を実施したほか、文化遺産の復旧・復興支援等も並行して実施。こうした日本側の支援に対し、6月の城内外務副大臣のネパール訪問の際に、ネパール政府要人（コイララ首相、パンディ外相、マハト財相等）から謝意が述べられ、日本の協力継続への期待が示された。

- 2 防災や教育といった南西アジア諸国が抱える課題解決に貢献し、同地域の平和と繁栄に資する開発及び民主化支援を実施した。

7月、パキスタンのカラチに導入していた気象観測レーダーシステムの老朽化を受け、パキスタンの南部におけるサイクロンや洪水等の自然災害による被害の軽減及び同国における人間の安全保障と社会基盤の改善、既存のシステムの更新、パキスタン気象庁の気象観測能力向上を図る無償資金協力「カラチ気象観測用レーダー設置計画」に関する書簡の交換を実施した。

28年2月、初等教育修了率が未だ7割程度にとどまっているバングラデシュに対して、質の高い初等教育の完全普及という同国の政策目標を支援することを目的として、無償資金協力「第三次初等教育開発計画」に関する書簡の交換を実施した。

28年度

年度目標

- 1 域内で発生した災害に対し、迅速かつ適切な支援・協力を実施する。また、予防の観点からも日本の知見を生かした災害対策支援を実施し、ネパール等、復旧・復興に取り組む国に積極的な支援・協力を実施する。

2 南西アジア各国が抱える諸課題に対し、政治情勢に左右されにくい形で、なおかつ各国の実情に応じた適切な開発支援等を同地域の平和と繁栄の実現のため、着実に実施していく。

施策の進捗状況・実績

1 南西アジア地域で発生した災害への支援として、5月、スリランカにおいて発生した豪雨による洪水及び土砂崩れ等の被害に対し、JICAを通じ、緊急支援物資（プラスチックシート、発電機等）を供与した。予防の観点からは、4月にモルディブに対し我が国で生産される防災分野の機材・製品等を供与するための無償資金協力に関する書簡を交換した。また6月には、災害の多発するバングラデシュに対し、日本の知見を生かし、総合的な災害リスク管理能力の強化を図るプロジェクトへの円借款の供与を決定した。

2 南西アジア諸国の平和と繁栄に資するための以下の様々な支援を行った。
 パキスタンにおいては、ポリオ撲滅計画を支援するため、ビル&メリンダ・ゲイツ財団との連携による円借款の供与や、国連児童基金（UNICEF）を通じた無償資金協力を行った。さらに、アフガニスタン難民及びその受入れコミュニティを対象とした食料配布や教育・職業訓練等を行うことにより、アフガニスタン難民の安全な帰還を確保するため、国連世界食糧計画（WFP）及び国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）を通じて、緊急無償資金協力を実施した。

スリランカにおいては、海上安全能力向上等に向け、2隻の巡視艇供与を行う無償資金協力を行った。また、5月に行われた首脳会談で、アヌラダプラ県での上水道整備等の円借款供与の意図を表明した。

ブータンにおいては、12月、主要道路ネットワークの一つである国道四号線にかかる橋梁のうち、損傷状況により改修の緊急性が高く、技術的難易度の高い4橋梁の掛け替えを行い、ブータンの安定的な運輸・交通の確保を図る無償資金協力「国道四号線橋梁架け替え計画」に関する書簡の交換を実施した。

モルディブにおいては、日本方式の地上デジタルテレビ放送網の整備を目的とした無償資金協力の書簡の交換を実施した。

ネパールにおいては、空路の安全性向上と質の高い教育の普及を支援するため、主要空港航空安全設備整備及び学校セクター開発に関する無償資金協力を実施したことに加え、ネパールの食糧安全保障の改善や教育保健サービスの向上を支援のための食糧援助及びトリブバン大学教育病院医療機材西部に関する無償資金協力の実施や復旧・復興のためのトンネル建設のための円借款を決定した。

3 9月にシンガポールで開催された「インド洋会議2016」（インドの主要シンクタンクであるインド財団主催）及び29年3月にインドネシアで開催された「環インド洋連合（IORA）首脳会合」に岸外務副大臣が出席し、「自由で開かれたインド太平洋戦略」について説明した。

27・28年度目標の達成状況：B（27年度：b、28年度：b）

測定指標7-4 要人往来数

（日本側は皇室、総理大臣、衆参両議院議長、閣僚、外務副大臣、外務大臣政務官の外国訪問。相手国は国家元首、王族、首相、国会議長、外相、外相より上位の閣僚、国際機関の長で、日本の外務大臣、外務大臣より上位の閣僚と会談のあったもの、もしくは日本で開催された国際会議出席が目的であったもの。） （外交青書資料編と同じ）	中期目標値	27年度		28年度		27・28年度目標の達成状況
	一年度	年度目標値	実績値	年度目標値	実績値	
	—	14	17	16	13	B (27年度：a 28年度：b)

参考指標：日本と南西アジア諸国間の年間貿易額（億円）

(出典：財務省貿易統計)	実績値		
	26年度	27年度	28年度
	22,348	22,875	20,534

評価結果(個別分野7)

施策の分析

【測定指標7-1 インドとの特別戦略的グローバル・パートナーシップの拡大・深化】

27年度

- (1) 首脳レベルの交流，政治・安全保障，経済・経済協力等幅広い分野での協力強化について議論し，鉄道協力等をはじめ，全ての目標が達成されたことから，目標達成と判定した。
- (2) 特に，ムンバイ・アーメダバード間高速鉄道への新幹線システムの導入について，日印新時代を大きく飛躍させることとなり特別戦略的パートナーシップを強固にするとの目標を達成する上で極めて効果が高かった。また，平和安全法制の成立へのインドの支持が表明されるとともに，12月の総理大臣のインド訪問の際の米印海洋合同演習「マラバール」への日本の恒常的参加の確認及び防衛装備品及び技術移転協定への署名など，安全保障面での両国の関係強化を大きく進展させることができたことは指標に照らして，高い効果を有した。(27年度：南西アジア諸国との友好関係の強化(達成手段①))

28年度

- (1) 首脳レベルの交流，政治・安全保障，経済，人的交流等幅広い分野での協力強化について議論し，鉄道協力等をはじめ，全ての目標が達成されたことから，目標達成と判定した。外相間戦略対話については，やむを得ない事情により本年度は実施できなかったものの，日米印局長級協議や日印外務次官対話を通じて十分に補うことができた。
- (2) 特に日印原子力協定の署名は両国間の原子力の平和的利用分野における協力を実現する上で必要となる法的枠組みを定めるものであり，長期的な両国関係の拡大・深化に果たす効果が高いものであった。また，11月の日印首脳会談において，インドの製造業基盤の底上げを図るための日本式ものづくり学校の設立，ODAを活用した人材育成事業“Innovative Asia”の開始などが確認され，インドの将来の発展における我が国の協力が確認されたことは両国関係にとって長期的な意義を有するものであり，二国間関係の拡大・進化にとり極めて有効性の高いものであった。また，その際に我が国の民間企業の知見や実績などが十分活用されるような形とすることができたことも，施策の実施における効率性及び有効性の観点から有意義であったと考える。(28年度：南西アジア諸国との友好関係の強化(達成手段①))

【測定指標7-2 要人往来や首脳・外相会談を含む様々なレベルでの対話・交流の継続・促進(インドを除く)】

27年度

- (1) バングラデシュ，スリランカとの首脳会談，パキスタン，スリランカ，モルディブとの外相会談の他，外務副大臣，外務大臣政務官の会談を含め多くの会談を行い，相当程度の進展があったと判定した。
- (2) 特に11月には，アジア欧州会合(ASEM)外相会合(於：ルクセンブルク)の機会に，岸田外務大臣とアジズ・パキスタン外務担当首相顧問との間で，シャリフ政権とは初めてとなる外相会談を開催し，テロ対策の重要性や二国間経済の活性化について協議を行ったことは，同国との対話・交流の促進を図る上で，効果が高かった。(27年度：南西アジア諸国との友好関係の強化(達成手段①))

28年度

- (1) バングラデシュ，パキスタン，スリランカとの首脳会談，パキスタンとの外相会談の他，外務副大臣，外務大臣政務官の会談を含め多くの会談を行い，相当程度進展があったと判定した。
- (2) 特に，バングラデシュ，ネパール，ブータンとの対話・交流にあたっては大きな効果があった。バングラデシュについては，7月1日のダッカ襲撃テロ事件を受け，15日に行われたハシナ・バングラデシュ首相と安倍総理大臣との首脳会談においては，同事件の真相究明と再発防止，テロ対策

や邦人の安全確保の徹底等への協力を確認し、日本として支援を継続する方針を表明した。その後10月の岸外務副大臣とカーン・バングラデシュ内務省上級次官との会談、12月の藺浦外務副大臣とムヒト財務相との会談、29年1月の武井外務大臣政務官とアラム外務担当相との会談においても、繰り返し首脳会談のメッセージを相手国政府に伝えた。このようにダッカ襲撃テロ事件という痛ましい事件の発生に際して、その直後から首脳間をはじめ様々なレベルで我が国としての要求と方針を伝達できたことは極めて効果が高かった。

ネパールに関しては、28(2016)年の日・ネパール外交関係樹立60周年記念式典(於:カトマンズ)に岸外務副大臣が日本側代表として出席した。バンダリ大統領、ダハール首相及びマハト外相への表敬では様々な分野における両国交流の強化拡大を確認するとともに、日本は今後もネパールの経済成長の促進や震災からの「より良い復興」の実現に向けて必要な支援を行い積極的に取り組んでいくことを表明したことは、両国関係の強化を図る上で有益だった。

また、ブータンとの外交関係樹立30周年にあたっては、首脳・外相の往来こそ無かったものの、ブータン国王家の要人の訪日の機会などに合わせ各種の文化行事などを実施することで、交流の促進を効果的に行うことができた。(28年度:南西アジア諸国との友好関係の強化(達成手段①))

【測定指標7-3 南西アジア地域の平和と繁栄に向けた様々な支援・協力の実施】

27年度

- (1) 南アジア地域は経済が発展する一方インフラの未整備や貧困などの課題を抱えているが、27年度はODAを通じて様々な支援を行うことができたため、相当程度の進展があったと判定した。
- (2) 4月にネパールで発生した大地震に際して、日本は国際緊急援助隊の派遣を始めとする緊急人道支援を実施したほか、6月に首都カトマンズで開催されたネパール復興に関する国際会議において、同国の「より良い復興」に向けて、学校・住宅・公共施設の再建等の分野で総額320億円超規模の支援を行うことを表明したことは、有益だった。また、世界最大の民主主義国家で成長の著しいインドに対しては、12月に行われた首脳会談で、ムンバイ・アーメダバード間高速鉄道への日本の新幹線システムの導入を確認するなど、日本のODAがインドの経済社会開発や日・インド間の経済協力関係の一層の推進に寄与することが期待されている。一方で、バランスのとれた成長が南アジア地域の安定に繋がることから貧困緩和や格差解消に向けて保健、医療、教育、農業開発等基礎生活分野への支援も行った。(27年度:南西アジア諸国との友好関係の強化(達成手段①))

28年度

- (1) 南アジアは27年度に引き続き、経済発展の一方で依然インフラの未整備や貧困などの課題を抱えているが、日本企業の投資環境整備や人間の安全保障も念頭に、ODAを通じて様々な支援を行うことができ、相当程度の進展があったと判定した。その際、技術面での協力や中長期的な効果を持つインフラ整備計画などを中心に置き、政治情勢の影響を受けにくい形での支援を行うことができた。
 - (2) スリランカに対しては、5月に行われた首脳会談で、アヌラダプラ県での上水道整備等の円借款供与の意図を表明し、安倍総理大臣から「質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ」の下、スリランカと共に協力を強化していくこと、コロンボ港及びその周辺開発等に官民一体となって取り組んでいくことを表明したことは、我が国の技術や知見を活用した「質の高いインフラパートナーシップ」の具体例を対外的に表明する上で、効果が高かった。ネパールに対しては、同国第1号のトンネル建設となる「ナグドゥンガ・トンネル建設計画」に関する円借款の供与を決定し、引き続き同国の復旧・復興を支援していく我が国の明確な意思を示すことができた。なお、インドに対しては、11月に行われた首脳会談で、ムンバイ・アーメダバード間高速鉄道建設事業の着実な進捗が示されたほか、日本のODAがインドにおけるインフラの開発と近代化において重要な貢献を果たしてきたことが確認された。
- また、9月にシンガポールで開催されたインド洋会議2016及び29年3月にインドネシア(ジャカルタ)で開催された環インド洋連合(IORA)首脳会合に岸外務副大臣が出席し、我が国の「自由で開かれたインド太平洋戦略」を発信したことは、南西アジア地域はもとより、周辺地域との連携を通じた同戦略の具体化に大きく資するものとなった。(28年度:南西アジア諸国との友好関係の強化(達成手段①))

【測定指標7-4 要人往来数】

27年度

- (1) 27年度の要人往来数は17人であり、年度目標の14人を達成できたことから、目標達成と判定した。
- (2) 首脳、閣僚、外務副大臣、外務大臣政務官の活発な外遊、各種招へい制度を活用した外国要人の訪日、及び国際会議（国連総会、ASEAN 関連首脳会合、アジア欧州会合（ASEM）等）の機会を積極的に利用した会談が、目標を達成する上で効果があった。（27年度：南西アジア諸国との友好関係の強化（達成手段①））

28年度

- (1) 28年度の要人往来数は13人であり、年度目標の16人を達成できなかったことから、目標達成には至らなかった。会談や要人往来は多数行ったものの、本要件に該当する要人の往来自体は必ずしも多くなかったため、結果として目標達成には至らなかった。
- (2) 首脳、閣僚、外務副大臣、外務大臣政務官の活発な外遊、各種招へい制度を活用した外国要人の訪日、及び国際会議（国連総会、ASEAN 関連首脳会合、アジア欧州会合（ASEM）等）の機会を積極的に利用した会談は高い効果があった。特にG7伊勢志摩サミットの機会にスリランカ、バングラデシュの首脳を我が国に迎えることができたのは非常に有効であったと考える。（28年度：南西アジア諸国との友好関係の強化（達成手段①））

次期目標等への反映の方向性

【施策（施策の必要性に関する分析を含む）】

- 1 南西アジア地域各国は、世界最大の民主主義国であるインドをはじめ、概ね高い経済成長を実現し、新興国として国際社会での存在感を高めつつあり、また、我が国にとってはシーレーン（海上交通路）上の要衝に位置し地政学的な重要性を有するほか、約16億人の域内人口を擁する潜在的な市場として、経済面でも関係を強化していく必要がある。加えて、地域各国は伝統的に親日国が多く、日本が同地域の平和と繁栄に貢献することに対して各国からの理解と支持を得て、国際社会における協力関係を継続して強化させる観点からも、各国との間の友好関係の強化が不可欠である。
- 2 特に近年経済成長の著しいインドは、12億を超える人口を擁する大国であり、民主主義や市場経済、法の支配といった我が国と共通の価値を有し、アジア地域ひいては国際社会の平和と繁栄のために協力すべきパートナーとして、安全保障や経済等幅広い分野で関係強化が求められる。
- 3 一方で、南西アジア地域各国は依然として貧困、民主化の定着、テロ等の課題を抱え、また、洪水や地震等の自然災害にも脆弱な地域であり、我が国が同地域の経済・社会開発や、民主化・民主主義の定着や平和構築、自然災害に対する人道・復旧に向けた支援を行うことが、同地域の安定と繁栄や我が国との関係強化のために極めて重要である。
 以上のとおり、現在の施策目標は妥当であり、今後も同目標を維持し、その達成に向けた施策を実施していく。

【測定指標】

7-1 インドとの特別戦略的グローバル・パートナーシップの拡大・深化

各種会談・協議等を通じてインドとの特別戦略的グローバル・パートナーシップを強化するとの中期目標の達成に向けた28年度目標は適切な目標であったと考える。

今後とも中期目標の達成に向け、これらの取組を基本的には継続するが、上記の施策の分析のとおり、インドとの協力の分野は幅広く拡大しつつあり、インドとの関係強化が我が国の安全保障及び経済の活性化にとっても重要となってきている。次の年次首脳会談を見据え、各種事務レベル協議の実施などを通じて、同取組を拡充していく。

7-2 要人往来や首脳・外相会談を含む様々なレベルでの対話・交流の継続・促進（インドを除く）

要人往来や首脳・外相会談を含む様々なレベルでの対話の推進、各種プログラムによる交流の継続及び促進を図るとの中期目標の達成に向けた28年度目標は適切な目標であったと考える。

インド以外の国々との関係では、引き続き様々な国際会議等における機会を活用して対話を行っていくとともに、特に首脳・外相間で確認された経済・経済協力面における二国間関係の深化を進めていくことが重要と考えられる。事務レベルでの協議により更なる具体化を図っていく。

7-3 南西アジア地域の平和と繁栄に向けた様々な支援・協力の実施

中期目標としている災害への人道・復旧支援や開発及び民主化支援等の重要性は依然として変わらないが、南西アジア地域の平和と繁栄に向けた支援・取組は、必ずしも災害対策や民主化といった分野に限られず、より広範な分野における能力構築支援や、災害に強く長期的な経済効率性も備えた質の高いインフラの整備を通じ、総合的な支援を行っていくことが必要である。

また、南西アジア地域はアジアとアフリカをつなぐ「自由で開かれたインド太平洋戦略」における重要な結節点にあたり、より広域における地域協力枠組みとの連携を推進していく必要性が高まっている。これらを踏まえ、29年度においては測定指標、中期目標及び年度目標を見直すこととする。

7-4 要人往来数

要人往来は、各国との二国間関係の発展の契機として大きな役割を果たすことが多いことから、南西アジア諸国との二国間関係を更に強化し、同地域全体の安定と繁栄に寄与するという政策目標の達成度を測るために、要人往来数を指標として設定したことは適切であったと考える。今後も継続的に活発な要人往来が実現するよう二国間関係の強化に向けて取り組む。

作成にあたって使用した資料その他の情報

- ・ 第193回国会施政方針演説（平成29年1月20日）
（http://www.kantei.go.jp/jp/97_abe/statement2/20170120siseihousin.html）
- ・ 第193回国会外交演説（平成29年1月20日）
（http://www.mofa.go.jp/mofaj/fp/pp/page3_001969.html）
- ・ 平成28年版外交青書（外交青書2016）
（<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/bluebook/2016/html/index.html>）
- ・ 外務省ホームページ

【インド】

日印ヴィジョン2025 特別戦略的グローバル・パートナーシップ インド太平洋地域と世界の平和と繁栄のための協働（平成27年12月12日）

（http://www.mofa.go.jp/mofaj/s_sa/sw/in/page3_001508.html）

日印首脳会談（平成28年4月2日）

（http://www.mofa.go.jp/mofaj/s_sa/sw/in/page3_001640.html）

インド洋会議2016 岸外務副大臣スピーチ概要（平成28年9月5日）

（<http://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000185852.pdf>）

日印首脳会談（平成28年9月7日）

（http://www.mofa.go.jp/mofaj/s_sa/sw/in/page3_001805.html）

モディ・インド首相の訪日（平成28年11月10日～12日）

（http://www.mofa.go.jp/mofaj/s_sa/sw/in/page3_001869.html）

武井外務大臣政務官のバングラデシュ及びインド訪問（結果）（平成29年1月17日）

（http://www.mofa.go.jp/mofaj/s_sa/sw/page3_001972.html）

岸外務副大臣の環インド洋連合（IORA）首脳会合におけるスピーチ（概要）（平成29年3月8日）

（<http://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000234812.pdf>）

【ブータン】

ブータンに対する無償資金協力「国道四号線橋梁架け替え計画」に関する書簡の交換（平成28年12月16日）

（http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press4_004070.html）

【スリランカ】

スリランカにおける豪雨被害に対するお見舞いメッセージの発出及び緊急援助（平成28年5月19日）

（http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press4_003316.html）

日・スリランカ首脳会談（平成28年5月28日）

（http://www.mofa.go.jp/mofaj/s_sa/sw/lk/page1_000201.html）

【パキスタン】

パキスタンに対する円借款に関する書簡の交換（平成 28 年 5 月 19 日）

（http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press4_003314.html）

日・パキスタン首脳会談（平成 28 年 9 月 20 日）

（http://www.mofa.go.jp/mofaj/s_sa/sw/pk/page4_002371.html）

日・パキスタン外相会談（平成 28 年 9 月 20 日）

（http://www.mofa.go.jp/mofaj/s_sa/sw/pk/page4_002372.html）

パキスタンに対する無償資金協力「ポリオ感染拡大防止・撲滅計画」に関する書簡の交換（平成 28 年 11 月 29 日）

（http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press4_003977.html）

パキスタンにおけるアフガニスタン難民及び受入れコミュニティに対する緊急無償資金協力（平成 29 年 2 月 24 日）

（http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press4_004307.html）

【バングラデシュ】

日・バングラデシュ首脳会談（平成 28 年 5 月 28 日）

（http://www.mofa.go.jp/mofaj/s_sa/sw/bd/page1_000200.html）

バングラデシュに対する円借款に関する書簡の交換（平成 28 年 6 月 29 日）

（http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press4_003439.html）

木原外務副大臣とバングラデシュ政府要人との会談（平成 28 年 7 月 3 日）

（http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press3_000210.html）

日・バングラデシュ首脳会談（平成 28 年 7 月 15 日）

（http://www.mofa.go.jp/mofaj/s_sa/sw/bd/page3_001724.html）

小田原外務大臣政務官の第 53 回ミュンヘン安全保障会議出席（結果）（平成 29 年 2 月 21 日）

3 二国間会談の実施

（1）アリ・バングラディシュ外相

（http://www.mofa.go.jp/mofaj/fp/nsp/page3_002002.html）

岸外務副大臣の環インド洋連合（IORA）首脳会合出席（結果）（平成 29 年 3 月 8 日）

4 ハシナ・バングラディシュ首相

（http://www.mofa.go.jp/mofaj/s_sa/sea2/id/page3_002025.html）

【ネパール】

ネパールに対する無償資金協力「学校セクター開発計画」に関する書簡の交換（平成 28 年 8 月 31 日）

（http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press4_003645.html）

ネパールに対する無償資金協力「主要空港航空安全設備整備計画」に関する書簡の交換（平成 28 年 8 月 31 日）

（http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press4_003646.html）

岸外務副大臣のネパール訪問（平成 28 年 9 月 2 日）

（http://www.mofa.go.jp/mofaj/s_sa/sw/np/page3_001791.html）

ネパールに対する円借款に関する書簡の交換（平成 28 年 12 月 22 日）

（http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press4_004106.html）

ネパールに対する無償資金協力（食糧援助）に関する書簡の交換（平成 28 年 12 月 28 日）

（http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press4_004117.html）

ネパールに対する無償資金協力「トリブバン大学教育病院医療機材整備計画」に関する書簡の交換（平成 28 年 12 月 28 日）

（http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press4_004118.html）

【モルディブ】

モルディブに対する無償資金協力に関する書簡の交換（平成 28 年 4 月 6 日）

（http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press4_003191.html）

モルディブに対する無償資金協力「地上デジタルテレビ放送網整備計画」に関する書簡の交換（平成 28 年 10 月 27 日）

（http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press4_003861.html）

・独立行政法人 日本学生支援機構ホームページ

【留学生数】

平成 28 年度外国人留学生在籍状況調査結果（平成 29 年 3 月）

（http://www.jasso.go.jp/about/statistics/intl_student_e/2016/index.html）

個別分野 8 大洋州地域諸国との友好関係の強化

施策の概要

大洋州地域諸国とのハイレベルな対話の強化により、友好関係を強化する。

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

・国家安全保障戦略(平成 25 年 12 月 17 日 閣議決定)

「地域の重要なパートナーであるオーストラリアとは、普遍的価値のみならず、戦略的利益や関心も共有する。二国間の相互補完的な経済関係の強化に加えて、戦略認識の共有、安全保障協力を着実に進め、戦略的パートナーシップを強化する。また、アジア太平洋地域の秩序の形成や国際社会の平和と安定の維持・強化のための取組において幅広い協力を推進する。その際、日米豪の三か国協力の枠組みも適切に活用する。」

「モンゴル、中央アジア諸国、南西アジア諸国、太平洋島嶼国、ニュージーランド、カナダ、メキシコ、コロンビア、ペルー、チリといったアジア太平洋地域の友好諸国とアジア太平洋地域の安定の確保に向けて協力する。太平洋に広大な排他的経済水域と豊富な海洋資源を有する太平洋島嶼国とは、太平洋・島サミット等を通じ海洋協力を含む様々な分野で協力を強化する。」

・第 193 回国会外交演説(平成 29 年 1 月 20 日)

「先般の総理訪豪の成果に基づき、豪州との「特別な戦略的パートナーシップ」を一層深化します。(中略) 太平洋・島サミット・プロセスを通じ、太平洋島嶼国との関係を一層強化します。」

測定指標 8-1 豪州及び NZ との関係強化

中期目標（一年度）

日豪・日 NZ の「パートナーシップ」を推進・強化する。

27 年度

年度目標

1 日豪関係

- (1) 首脳・外相を始めとする高いレベルでの緊密な意見交換の実施を維持する。
- (2) 日豪 2+2 を実施し、装備品・技術協力を含む安全保障・防衛協力についての具体的成果を得る。
- (3) 共同運用と訓練を円滑化すべく行政的、政策的及び法的手続きを相互に改善する協定の作成に向けて交渉を進める。
- (4) 発効した日豪 EPA に基づく、緊密化小委員会の開催を含む日豪 EPA の積極的運用、日豪間の経済交流の促進を図る。

2 日 NZ 関係

- (1) 首脳・外相を始めとする高いレベルでの緊密な意見交換の実施を維持する。
- (2) TPP 交渉の早期妥結に向けて協力する。
- (3) 太平洋地域における援助・政策連携を推進する。

施策の進捗状況・実績

1 日豪関係

- (1) 11 月及び 12 月、それぞれアンタルヤ（トルコ）及び東京において日豪首脳会談、5 月、9 月、11 月及び 28 年 2 月にそれぞれ東京、ニューヨーク、シドニー及び東京において日豪外相会談を実施し、基本的価値と戦略的利益を共有する日豪の特別な戦略的パートナーシップを一層強化することに合意した。
- (2) 11 月、シドニーにおいて日豪 2+2 を実施し、安全保障・防衛協力の一層の促進を確認した。
- (3) 共同運用と訓練を円滑化すべく行政的、政策的及び法的手続きを相互に改善する協定の作成に向けた交渉の実質的な進展を達成し、11 月の日豪 2+2 共同コミュニケ及び 12 月の首脳共同声明に

において、これを歓迎する旨が述べられた。

- (4) 10月に緊密化小委員会を開催するなど、日豪EPAの運用を促進した。また、12月には、各省庁局長級以上を集めた日豪交流促進会議が開催され、日豪間の経済交流の促進の具体策をオールジャパンで議論した。さらに、8月にはメルボルンに経済ミッションを派遣した。
- (5) 5月、日本は豪の要請を踏まえ、将来潜水艦の競争的評価プロセス(CEP)への参加を正式に表明し、11月には、豪側に対し最終提案を提出した。

2 日NZ関係

- (1) 第7回太平洋・島サミット(5月)の際に来日したケイ防災相と中根外務大臣政務官との会談を始め、高いレベルの緊密な意見交換を実施した。
- (2) 27年3月、安倍総理大臣とキー首相は、TPP交渉の妥結に向けて互いに努力を続けていくことで一致した。10月、交渉は大筋合意に至り、28年2月には署名が行われた。
- (3) 第7回太平洋・島サミットの際に発出され、NZも参加した「福島・いわき宣言ー共に創る豊かな未来ー」において、「島サミット・プロセスに基づき、連携及び協力への力強いコミットメントを新たに」する旨を宣言した。また、同サミットに出席したケイ防災相と中根外務大臣政務官は、太平洋島嶼国の防災への取組に協力していくことで一致した。

28年度

年度目標

1 日豪関係

- (1) 首脳・外相を始めとする高いレベルでの緊密な意見交換を実施し、日豪間の揺るぎない戦略的関係を一層盤石にする。
- (2) 日豪2+2を通じて、装備品・技術協力を含む安全保障・防衛協力についての具体的成果を得る。
- (3) 共同運用と訓練を円滑化すべく行政的、政策的及び法的手続きを相互に改善する協定の作成に向けて可能な限り早期の交渉妥結を目指し交渉を進める。
- (4) 日豪EPAに基づく合同委員会や第2回緊密化小委員会の開催等を含む日豪EPAの積極的運用を進める。また、日豪交流促進会議の開催や経済ミッション派遣等、日豪間の交流の促進を図る。

2 日NZ関係

- (1) 首脳・外相を始めとする高いレベルでの緊密な意見交換を実施する。
- (2) TPP署名を受け、早期発効を目指し連携する。
- (3) 太平洋地域における援助・政策連携に向けた意見交換を実施し、協力を推進する。

施策の進捗状況・実績

1 日豪関係

- (1) 9月及び29年1月、それぞれビエンチャン(ラオス)及びシドニーにおいて日豪首脳会談、9月にニューヨークにおいて日豪外相会談、7月にはビエンチャンにおいて日米豪閣僚級戦略対話を実施し、基本的価値と戦略的価値を共有する日豪の「特別な戦略的パートナーシップ」の深化を確認した。
- (2) 東京において開催が予定されていた日豪2+2は、豪側の都合により延期となり、29年度に実施予定。29年1月の安倍総理大臣訪豪時に、新たな日豪物品役務相互提供協定(ACSA)が署名された。
- (3) 29年1月の日豪首脳共同プレス発表において、共同運用と訓練を円滑化すべく行政的、政策的及び法的手続きを相互に改善する協定の交渉を可能な限り早期に、望ましくは29年に妥結することへの期待を表明した。
- (4) 10月に日豪経済合同委員会、12月に各省庁局長級以上を集めた日豪交流促進会議が開催され、日豪EPAの積極的運用を推進するとともに、日豪間の経済交流の促進の具体策をオールジャパンで議論した。さらに、29年1月には安倍総理大臣の訪豪に際し、シドニーに経済ミッションを派遣した。

2 日NZ関係

- (1) 29年2月に、クライストチャーチ震災6周年式典出席のため岸外務副大臣がNZを訪問した際に、イングリッシュ首相と立ち話、マカリー外相へ表敬を行うなど高いレベルでの緊密な意見交換を実施した。
- (2) 日本はTPP協定発効に向けた国内手続を完了した。NZは内閣が承認を行うプロセスが残ってい

る。29年2月には石原伸晃経済再生大臣とマックレイ貿易相が会談を行い、TPPの経済的・戦略的意義を再確認した。

(3) 第3回太平洋・島サミット中間閣僚会合議長総括(29年1月)において、「島サミット・プロセスに基づく対話と協力を通じてパートナーシップを一層強化する固い決意を再確認」した。

27・28年度目標の達成状況：A (27年度：a, 28年度：a)

測定指標8-2 太平洋・島サミットプロセス等を通じた太平洋島嶼国との関係強化

中期目標(一年度)

太平洋島嶼国との友好協力関係を強化する。

27年度

年度目標

第7回太平洋・島サミット(27年5月)を開催し、関係国・地域とのハイレベルの対話を通じて、関係を強化する。

施策の進捗状況・実績

第7回太平洋・島サミット(5月)を開催し、関係国から各国首脳を中心とするハイレベルの参加を得て、「福島・いわき宣言―共に創る豊かな未来―」を採択し、今後3年間、(1)防災、(2)気候変動、(3)環境、(4)人的交流、(5)持続可能な開発、(6)海洋・漁業、(7)貿易・投資・観光の7つの分野に焦点を当てつつ、協力を進めることを決定するなど協力関係の強化の方向性を示した。

5月、我が国はニウエを国家承認し、8月、日・ニウエ間の外交関係開設のための書簡を交わした。

9月、ニューヨークにおいて日本・太平洋島嶼国首脳会合を開催した。

10月、オニール・パプアニューギニア首相を、我が国との外交関係樹立40周年という節目の年に公式実務訪問賓客として招へいし、首脳共同メッセージを発出し、将来に向けた双方向のパートナーシップを推進することとした。

28年度

年度目標

第3回太平洋・島サミット中間閣僚会合を開催し、第7回太平洋・島サミットの主な成果の実施状況を評価するとともに第8回太平洋・島サミットの準備プロセスを開始する。

施策の進捗状況・実績

29年1月に第3回太平洋・島サミット中間閣僚会合を東京で開催し、16ヶ国と太平洋諸島フォーラム(PIF)から外相を中心とするハイレベルの参加を得た。第7回太平洋・島サミットのフォローアップを行い、実施状況を説明するとともに、太平洋島嶼国の閣僚からは、日本による円滑かつ迅速な支援の実施に対し謝意が述べられ、日本の長年の実績につき歓迎の意が表された。また、第8回サミットを30年5月18日及び19日に福島県いわき市で開催することとした旨表明し、太平洋島嶼国との間でサミットに向けた緊密な協議を継続する意図を共有した。

5月には、オニール・パプアニューギニア首相がPIF代表としてG7伊勢志摩サミット・アウトリーチ会合に出席し、安倍総理大臣と会談を行った。

9月には、ニューヨークにおいて第3回日本・太平洋島嶼国首脳会合を開催した。また、小田原外務大臣政務官がマイクロネシアを訪問し、PIF域外国対話に出席した。

また、7月には、濱地外務大臣政務官が経済ミッションの団長としてサモアを訪問し、29年1月には、小田原外務大臣政務官が総理特使としてパラオ共和国大統領就任式に出席し、レメンゲサウ大統領などと会談を行った。

27・28年度目標の達成状況：B (27年度：a, 28年度：b)

測定指標 8-3 要人の往来数						
(我が国要人は外務省政務三役及びその他閣僚級以上の往訪数。他国要人は、それに準ずる地位の者の来訪数とする。)	中期目標値	27 年度		28 年度		27・28 年度目標の達成状況
	一年度	年度目標値	実績値	年度目標値	実績値	
	—	34 (太平洋・島サミットの年)	54	各国から1名以上の来訪又は往訪(太平洋・島サミット中間閣僚会合の年)	各国(16カ国)から1名以上の来訪又は往訪を達成。合計値は38	

評価結果(個別分野 8)

施策の分析

【測定指標 8-1 豪州及び NZ との関係強化】

27 年度

- (1) 活発な要人往来を行うことにより、二国間の意思疎通を緊密化し、さらに、安全保障面では日豪 2+2 の開催、円滑化協定交渉の開始、経済面では日豪 EPA 緊密化小委員会開催、経済ミッション派遣を行うことで連携・協力関係の強化を行ったことから、目標達成と判定した。
- (2) 豪州のターンブル新政権が発足して間もなく、安倍総理大臣は 9 月に電話会談、11 月にトルコの G20 の際に首脳会談を行ったことに加え、12 月のターンブル首相訪日を通じて、新政権との関係を速やかに構築した。特に 12 月には、両首脳間で共同声明「特別な戦略的パートナーシップの次なる歩み：アジア、太平洋、そしてその先へ」を発表し、内外に日豪の強い連帯を発信することができたことは、目標達成を図る上で効果が高かった。(27 年度：太平洋地域諸国との友好関係の強化(達成手段①))

28 年度

- (1) 活発な要人往来が行われ、特に 29 年 1 月の安倍総理大臣訪豪時の日豪首脳会談等の成果は極めて高く、平和安全法制に対応した日豪物品役務相互提供協定(ACSA)の署名も行われた。加えて、総理訪豪の際の経済ミッション派遣を通じて両国経済のつながりを一層強化したこと等を踏まえ、目標達成と判定した。
- (2) 29 年 1 月の日豪首脳会談では、「特別な戦略的パートナーシップ」の深化の確認、「両首脳間の個人的関係の構築」を行い、特に後者については、訪豪のわずか 10 日後に豪首相から電話会談が申し込まれるなど、両国首脳間の信頼関係が目に見える形で構築された。また、同訪問は日豪双方のメディアでも大きく、かつ、好意的に取り上げられたことから、日豪の強固な連携が内外にアピールされる結果となり、目標達成を図る上で効果が高かった。
- 平和安全法制に対応した新たな日豪 ACSA は、それ自体が日豪の安全保障関係を強化するものであることに加え、今後我が国の締結する ACSA のひな形となることから、我が国全体の安全保障強化にも貢献した。(28 年度：太平洋地域諸国との友好関係の強化(達成手段①))

【測定指標 8-2 太平洋・島サミットプロセス等を通じた太平洋島嶼国との関係強化】

27 年度

- (1) 第 7 回太平洋・島サミットの開催に加え、ニウエの国家承認・外交関係開設、ニューヨークにおける太平洋島嶼国首脳会合開催、パプアニューギニアとの共同メッセージの発出等を行ったことから、目標達成と判定した。
- (2) 第 7 回太平洋・島サミットでは、太平洋島嶼国から各国首脳級が訪日し、数日にわたるハイレベルの交流を通じて関係を強化することができた。特に第 8 回太平洋・島サミットまでの 3 年間で、①防災、②気候変動、③環境④人的交流、⑤持続可能な開発、⑥海洋・漁業、⑦貿易・投資・観光の 7 つの分野に焦点を当て協力を推進することに一致した。(27 年度：第 7 回太平洋・島サミット

開催（達成手段②）

28年度

（1）第3回太平洋・島サミット中間閣僚会合の開催に加え、ニューヨークにおける日本・太平洋島嶼国首脳会合開催、サモアへの経済ミッション派遣、パラオへの総理特使派遣等を行い、相当程度の進展と判定した。

（2）特に、第3回太平洋・島サミット中間閣僚会合では、第7回太平洋・島サミットのフォローアップを行い、当時の目標に対する順調な協力を確認した他、第8回太平洋・島サミットを見据え、自立的かつ持続的な発展及び自由で開かれた海洋秩序及び国際社会での協力について活発な議論を行うことができ、日・太平洋島嶼国関係の強化を図る上で有益であった。（28年度：太平洋地域諸国との友好関係の強化（達成手段①）

しかしながら、太平洋島嶼国において他のドナー国の存在感も目立つ中で、我が国として、太平洋島嶼国との関係強化策（要人往来の強化等）を更に進めていく必要がある。

【測定指標 8-3 要人の往来数】

27年度

（1）年度目標値 34 人を超える 54 人の要人往来が行われたが、より効果的な会合を目指す観点から、相当程度の進展があったと判定した。

（2）第7回太平洋・島サミット開催により、太平洋島嶼国各国首脳が訪日したことも寄与し、各国から相当数の要人が訪日した。これらの訪日及び日本側要人の各国訪問に際しては、首脳会談等ハイレベルの対話を実施し、二国間関係の強化に有益であった。第7回太平洋・島サミットについては、非常にタイトな日程で、時間の制約がある中での開催となったことから、より長い滞在日程とできれば二国間会談の時間を更に確保できる等より効果的であったと考えられる。

28年度

（1）各国（16カ国）からの1名以上の来訪又は往訪を達成し、合計38人の要人往来が行われたが、より効果的な会合を目指す観点から、相当程度の進展があったと判定した。

（2）第3回太平洋・島サミット中間閣僚会合のため、各国から多くの閣僚級の要人が訪日した。これらの訪日及び日本側要人の各国訪問に際しては、閣僚級だけではなく首脳級の要人の参加も得られ、首脳会談等ハイレベルの対話を実施し、二国間関係の強化に有益であった。しかし、第3回太平洋・島サミット中間閣僚会合においては、当初想定していた太平洋島嶼国14か国全ての外務大臣の出席が実現せず（14か国中9か国が外務大臣出席）、また日程が非常にタイトであったため、外相会談を全ての国と実施することができず、また実現したとしても非常に短時間のものとなった。全体として日程に余裕を持たせることで、より効果的な会合を行えると考えられる。

次期目標等への反映の方向性

【施策（施策の必要性に関する分析を含む）】

- 1 豪州はインド太平洋地域において中核となる国であり、同国と協力関係を深めることは、インド太平洋地域の平和と安定のみならず、資源・食料の安定供給面でも重要な意味を有する。さらに、日豪においては、日豪米、日豪印といった多国間協力関係の強化にも取り組んでおり、こうした協力はインド太平洋地域の安定と繁栄に資するものであり、ますます重要となっていることから、現在の施策目標に多国間協力の強化を加える。
- 2 NZは太平洋地域において重要なパートナー国であり、同国と協力関係を深めることは太平洋地域の平和と繁栄に資するため、引き続きパートナーシップの推進・強化との施策を維持する。
- 3 太平洋島嶼国との関係強化に関しては、我が国が国際社会における影響力を保つために、親日国の多いこの地域からの協力を引き続き確保する必要性は高い。この観点から、太平洋・島サミット開催の必要性は高く、引き続き太平洋島嶼国・地域との友好協力関係を深化し、国際社会等における我が国の取組への支援を確保するとの施策を維持する。

【測定指標】

8-1 豪州及びNZとの関係強化

上記の施策の分析のとおり、日豪・日NZの関係を維持・発展させるため、引き続き首相・外相で

の緊密な意見交換を行う。日豪関係では、安全保障面では日豪2+2の開催とともに、共同運用と訓練を円滑化すべく行政的、政策的及び法的手続を相互に改善する協定の作成に向けて可能な限り早期の交渉妥結を目指し、交渉を加速化させる。経済面では日豪交流促進会議の開催、国際社会での協力では太平洋地域における援助・政策連携等をそれぞれ実施することで、二国間の連携を引き続き強化する。また、日豪米、日豪印など日豪を含む多国間協力を推進する。

8-2 太平洋・島サミットプロセス等を通じた太平洋島嶼国との関係強化

我が国が国際社会における影響力を保つために、親日国の多いこの地域からの協力を確保する必要性は高いことから、太平洋島嶼国との友好協力関係を強化するとの目標を維持する。そのために、招へい事業等を通して、ハイレベルから草の根レベルに至るまで交流を活発化させる。また、30年に開催予定の第8回太平洋・島サミットに向けた準備を進める。

8-3 要人の往来数

二国間の関係の維持・強化のためには緊密な意見交換の場を持つことが重要であり、豪州、NZ、太平洋島嶼国について、要人往来の人数を目標として維持する。

28年度は第3回太平洋・島サミット中間閣僚会合が開催されたが、29年度はそのような行事の予定はない。しかし、今後も継続的に活発な要人往来が実現するよう関係強化に向けて取り組む。

作成にあたって使用した資料その他の情報

・外務省ホームページ

【オーストラリア】

安倍総理大臣のオーストラリア訪問（平成29年1月15日）

（http://www.mofa.go.jp/mofaj/a_o/ocn/au/page16_000012.html）

【太平洋島嶼国】

第7回太平洋・島サミット（PALM7）

（http://www.mofa.go.jp/mofaj/a_o/ocn/page22_001669.html）

太平洋・島サミット 第3回中間閣僚会合（結果）

（http://www.mofa.go.jp/mofaj/a_o/ocn/page4_002690.html）

施策 I - 2 北米地域外交

平成 29 年度政策評価書

(外務省 28- I - 2)

施策名(※)	北米地域外交					
施策目標	<p>1 我が国外交の基軸である日米同盟関係の更なる強化のため、以下を実施する。</p> <p>(1) 日米が直面する政治面での共通の諸課題についての両国政府間の緊密な連携を一層強化する。</p> <p>(2) 日米の持続可能な経済成長に資する各種の政策分野での協調を推進する。</p> <p>(3) 日米安保体制の信頼性を向上するとともに、在日米軍の安定的な駐留を確保し、もって我が国の安全を確保する。</p> <p>2 日加関係の更なる強化のため、以下を実施する。</p> <p>(1) 日加が直面する政治面での共通の諸課題についての両国政府間の緊密な連携を一層強化する。</p> <p>(2) 日加の持続可能な経済成長に資する各種の政策分野での協調を推進する。</p>					
施策の予算額・執行額等	区分	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	276	513	506	370
		補正予算(b)	0	0	0	
		繰越し等(c)	0	0	0	
		合計(a+b+c)	276	513	506	
執行額(百万円)	262	463	475			

(※)本施策は、個別分野を設定しており、「施策の概要」、「関連する内閣の重要政策」、「測定指標」、「評価結果」、「施策の分析」及び「次期目標等への反映の方向性」及び「作成にあたって使用した資料その他の情報」については、関連個別分野の該当欄に記入した。

評価結果 (注1)	目標達成度の測定結果	(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり	(判断根拠) 主要な測定指標が概ね目標に近い実績を示したことから、左記のとおり判定した。
	測定指標の27・28年度目標の達成状況(注2)	個別分野1 北米諸国との政治分野での協力推進	
		* 1-1 共通の諸課題における日米・日加両政府間の協力関係の進展	S
		1-2 日米・日加間の相互理解の進展	B
		1-3 日米二国間会談数(首脳・外相レベル)(電話会談含む)	A
		1-4 日加二国間会談数(首脳・外相レベル)(電話会談含む)	B
		1-5 米国における対日世論調査の結果(日本を友邦として信頼できると肯定的に回答した割合)	B
		個別分野2 北米諸国との経済分野での協力推進	
		* 2-1 米国との経済分野での協調の深化	B
		2-2 カナダとの経済分野での協調の深化	B
		個別分野3 米国との安全保障分野での協力推進	
		* 3-1 日米安保体制の信頼性の向上のための施策の推進	A
		* 3-2 在日米軍の安定的な駐留のための施策の進展	B

(注1)評価結果については、各個別分野の「評価結果」-「施策の分析」及び「次期目標等への反映の方向性」欄の記載を併せて参照願いたい。

(注2)「測定指標の27・28年度目標の達成状況」欄には、各個別分野の測定指標の名称及び27・28年度目標の達成状況を列挙した。「*」印は、該当する測定指標が主要な測定指標であることを示している。

学識経験を有する者の知見の活用	<p>(外務省政策評価アドバイザー・グループ・メンバーの所見)</p> <p>・日米同盟関係は27-28年度を通じて堅調な発展を遂げた。とりわけ安倍総理の米国公式訪問(2015年4月)で米上下両院合同会議で演説、オバマ大統領の広島訪問(2016年5月)、安倍総理の真珠湾訪問(同年12月)は、日米関係を和解と共通の価値を基盤とした発展へと位置付ける重要な施策だった。日米防衛協力の新ガイドラインの策定は、東アジアの厳しい安全保障環境を踏まえ日米がシームレスな防衛協力体制を整える重要な</p>
-----------------	--

	<p>基盤となった。また米大統領選挙に際しては多くの予想を覆しドナルド・トランプ共和党候補が勝利を収めたが、官邸・外務省は素早くトランプ陣営とのチャンネルを形成し、安倍・トランプ会談(2017年2月)を各国に先駆けて実施し、米政権発足直後の日米同盟の再確認と米外交の透明化に寄与した。また TPP 協定からの離脱を表明したトランプ政権に対し、日米及びアジア太平洋経済への建設的関与を促すため、新たに日米経済対話を立ち上げたことも重要な成果である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大統領交代期にあつて振幅の激しい米政治に対し、安全保障・経済外交の両面で、日本外交は比較的冷静に対処したといえる。 ・振幅の大きい時期であるからこそ、ローカルな政治家、実務家、活動家などを含め、日米の人的交流の地道な取り組みは、将来への投資として続けていくべきである。 ・前政権末期に広島や真珠湾といった歴史的な課題に取り組んだのは評価に値する。新政権もそれを問題視しようとはしておらず、日米共同の取り組みへの評価も定着していくと考えられる。
--	--

担当部局名	北米局	政策評価 実施時期	平成 29 年 10 月
-------	-----	--------------	--------------

個別分野 1 北米諸国との政治分野での協力推進

施策の概要

- 1 日米・日加政府間(首脳・外相レベルを含む)での共通の諸課題に関する協議・政策調整を実施する。
- 2 日米・日加両国間における重層的な交流・対話を実施する。

関連する内閣の重要政策(施策方針演説等のうち主なもの)

- ・第193回国会施政方針演説(平成29年1月20日)

「かつて敵として熾烈に戦った日本と米国は、和解の力により、強い絆(きずな)で結ばれた同盟国となりました。

世界では今なお争いが絶えません。憎しみの連鎖に多くの人々が苦しんでいます。その中で、日米両国には、寛容の大切さと和解の力を示し、世界の平和と繁栄のため共に力を尽くす責任があります。

これまで、今も、そしてこれからも、日米同盟こそが我が国の外交・安全保障政策の基軸である。これは不変の原則です。できる限り早期に訪米し、トランプ新大統領と同盟の絆(きずな)を更に強化する考えであります。

先月、北部訓練場、四千ヘクタールの返還が、二十年越しで実現しました。沖縄県内の米軍施設の約二割、本土復帰後、最大の返還であります。地位協定についても、半世紀の時を経て初めて、軍属の扱いを見直す補足協定が実現しました。

更に、学校や住宅に囲まれ、市街地の真ん中にあり、世界で最も危険と言われる普天間飛行場の全面返還を何としても成し遂げる。最高裁判所の判決に従い、名護市辺野古沖への移設工事を進めてまいります。

かつて、「最低でも」と言ったことすら実現せず、失望だけが残りました。威勢のよい言葉だけを並べても、現実は一ミリも変わりません。必要なことは、実行です。結果を出すことであります。

安倍内閣は、米国との信頼関係の下、抑止力を維持しながら、沖縄の基地負担軽減に、一つひとつ結果を出していく決意であります。」

- ・第193回国会外交演説(平成29年1月20日)

「第一の柱は日米同盟の強化です。

日米同盟が日本外交の基軸という方針は不変です。世界経済の原動力であるアジア太平洋地域の安定は日米両国の共通の利益です。昨年末、安倍総理の真珠湾訪問において日米の和解の価値を国際社会に示しました。戦後71年の日米協力の積み重ねに基づく日米同盟の強化こそが地域の平和と繁栄の鍵であるとの認識の下、トランプ新政権とも緊密な関係を構築しつつ、日米同盟を一層強化するとともに、地域及び世界の平和と繁栄に貢献します。」

測定指標 1-1 共通の諸課題における日米・日加両政府間の協力関係の進展

中期目標(一年度)

我が国の外交・安全保障の基軸である日米同盟を引き続き強化する。
カナダとの緊密な連携をより一層強化する。

27年度

年度目標

- 1 日米間で、安全保障、経済等の二国間関係のみならず、アジア太平洋地域情勢への対応を始め、幅広い分野で協力関係を強化していく。
- 2 日米間の首脳・外相を始めとする高いレベルでの意見交換の頻繁な実施を維持する。特に、新たに発生した重要案件への対応を始め、電話会談により日米の高いレベルでの緊密な意思疎通を維持する。
- 3 日加間の首脳・外相を始めとする高いレベルでの意見交換の頻繁な実施を維持する。

- 4 日加次官級「2+2」対話を実施する。
- 5 日加物品役務相互提供協定(ACSA)の締結に向けた手続を進める。

施策の進捗状況・実績

1及び2 日米関係

4月の安倍総理大臣の米国公式訪問を始めとして、日米間で首脳・外相を含む様々なレベルでの会談や協議を累次の機会に実施し(首脳会談3回、首脳電話会談3回、外相会談2回、外相電話会談7回を実施)、安全保障や経済といった二国間の課題のみならず、北朝鮮、中国、ウクライナ、シリア、イラン核問題等の地域情勢や、世界経済、気候変動、ISIL対策を含むテロ対策、宇宙、サイバー等のグローバルな課題への対応についても、両政府間で緊密な連携を図った。

4月の安倍総理大臣の米国公式訪問では、日米首脳会談に加え、日本の総理大臣として史上初の上下両院合同会議における演説を行うなど、まさに、ここから日米の新しい時代がスタートしたといえる、大変意義深い訪問になった。

また、日米同盟の強化に資する新たな日米防衛協力のための指針(新ガイドライン)の発表及び先の国会での平和安全法制の成立、日米が主導するTPP交渉の大筋合意等も実現した。沖縄の一部基地の早期返還の合意等、沖縄負担軽減のための取組も前進した。

11月のAPECにおける日米首脳会談では、日本の「積極的平和主義」と米国の「リバランス政策」を連携させ、日米同盟を地域と国際社会の平和と安定、繁栄のために有効活用していくことを確認した。

3～5 日加関係

11月に新たに発足したトルドー政権と、11月のAPEC、28年3月の核セキュリティ・サミットの際に日加首脳会談を行ったほか、11月のAPEC、28年2月の岸田外務大臣の訪加の際に日加外相会談を行った。また、11月に関係省庁と協力し、第13回日加安保シンポジウムを実施した。経済についても、TPP交渉の大筋合意等が実現するなど、政治、安全保障、経済等幅広い分野における緊密な協議を行った。日加次官級「2+2」対話の実施及び日加物品役務相互提供協定(ACSA)の締結については引き続き必要な調整を実施した。

28年度

年度目標

1 日米間の協力関係の進展

(1) 日米ハイレベルでの対話の実施

日米首脳会談や日米外相会談、日米次官協議等を始めとする高いレベルでの意見交換の頻繁な実施を維持する。特に、28年は我が国がG7サミット議長国であることも念頭に国際的な課題への対応を含め、日米の高いレベルでの緊密な意思疎通を維持する。

(2) 日米間の具体的な協力関係の推進

安全保障、経済等の二国間関係に加え、アジア太平洋地域や中東地域を始めとした各地域情勢やグローバル課題に関しても、日米間の協力関係を強化していく。また、日米同盟を基軸として平和と繁栄のネットワークを構築し、より幅広い課題で連携していく。なお、28年には米大統領選挙が予定されており、オバマ政権の最後の年になることも念頭に協力強化に取り組む。

2 日加間の協力関係の進展

(1) 日加ハイレベルでの対話の実施

日加首脳会談や日加外相会談、日加次官級「2+2」対話等を始めとする高いレベルでの意見交換の頻繁な実施を維持する。28年は我が国がG7サミット議長国であることも念頭に国際的な課題への対応も含め、緊密な意思疎通を維持する。

(2) 日加間の具体的な協力関係の推進

二国間の文脈では、日加物品役務相互提供協定(ACSA)及び日加情報保護協定の締結に向けた手続を進め、安全保障協力を強化していくとともに、経済関係、交流関係を強化すべく政策調整を進めていく。国際社会の文脈では、海洋安全保障及びテロ、グローバルな課題、軍縮・不拡散等、より幅広い地域及びグローバルな分野での協力を進めていく。

施策の進捗状況・実績

1 日米間の協力関係の進展

28年度はオバマ大統領による広島訪問、安倍総理大臣によるハワイ訪問に加え、G7伊勢志摩サ

ミットにおける日米首脳会談，G7広島外相会合における日米外相会談など，日米要人間で緊密な意思疎通が行われた。こうした機会を通じ，日米両国は，日米同盟を一層強化させ，アジア太平洋地域での協力を始めとして，気候変動，テロ対策といった地球規模課題への対応にも緊密な連携を図った。具体的には，7月に日米サイバー対話を開き，サイバーに関する日米協力について議論した。また，8月の第6回アフリカ開発会議（TICADVI）の際に，クリーン・エネルギーに関するサイドイベントを実施し，「アフリカにおける日米クリーン・エネルギー協力に関する覚書」に署名した。

5月のオバマ大統領による広島訪問は，戦没者を追悼し，「核兵器のない世界」を目指す国際的機運を再び盛り上げる上で，極めて重要な歴史的機会となり，同時に，戦後70余年の間築き上げられてきた日米同盟，「希望の同盟」の強さを象徴するものとなった。読売新聞が行った電話全国世論調査では，国民の95%がこの訪問を「評価する」とした。

12月の安倍総理大臣によるハワイ訪問では，二度と戦争の戦禍を繰り返してはならないとの未来に向けた決意を新たにするとともに，かつて敵国として戦った日米両国を，戦後，価値を共有する同盟国へと変容させた日米の和解の力を世界に示した。読売新聞が行った電話全国世論調査では，国民の85%がこの訪問を「評価する」とした。

29年1月にトランプ政権が誕生し，翌2月に安倍総理大臣は訪米し，日米首脳会談を行った。両首脳は，日米同盟の絆を一層強固にするとともに，アジア太平洋地域と世界の平和と繁栄のために，日米両国で主導的役割を果たすことを確認し，会談後，日米同盟及び経済関係を一層強化するための強い決意を確認する共同声明を発出した。

2 日加間の協力関係の進展

28年度は，核セキュリティ・サミット（4月）及びトルドー首相の訪日（公式実務訪問賓客及びG7伊勢志摩サミット，5月）の際の日加首脳会談に加え，2回の首脳電話会談，2回の外相会談（4月，11月）など，日加要人間で緊密な意思疎通が行われた。

5月の首脳会談で両首脳により合意された「日加協力新時代」の名の下，政治（首相・外相レベルでの頻繁な接触），経済（日加次官級経済協議の開催（10月）），安全保障（政務・防衛当局間（PM）／防衛当局間（MM）協議開催（12月）），日加安保シンポジウム開催，日加ACSA交渉の実質合意，情報保護協定に関する協議の進展），人物交流等の幅広い分野で二国間協力が進展（各種招聘・派遣プログラムの実施等）した。特に，ACSAは数回の協議を経て，7月に実質合意に達した。情報保護協定については，4月に協議を行い，協定の形式，協定に含まれるべき基本的な要素や原則に関し，認識の一致を見た。また，北朝鮮の核・ミサイル開発や，南シナ海等の地域の課題や，核・不拡散，気候変動，平和維持活動等の国際社会の課題について，協力して対応した。

さらに，29年1月のトランプ政権の誕生後も，互いに米国を最重要の同盟国とするG7の有志国として，日加電話首脳会談を行うなど（29年2月），緊密な意思疎通を維持した。

27・28年度目標の達成状況：S（27年度：s，28年度：s）

測定指標 1－2 日米・日加間の相互理解の進展

中期目標（一年度）

重層的な日米・日加の交流・対話を推進し，幅広い層における日米・日加間の相互理解をより一層高いレベルに引き上げる。

27年度

年度目標

- 1 在米・在加日系人同士及び在米日系人と日本人とのネットワークを拡充させるため，在米・在加日系人との交流プログラムを実施する。
- 2 日本人学生のインターンシップ支援・日本人研究者育成支援事業を実施する。
- 3 各界にて活躍が期待される優秀な人材を招聘へい・派遣する「対日理解促進交流プログラム」（北米地域名称「カケハシ・プロジェクト」）を実施する。
- 4 米国行政官が日本の官公庁や民間で勤務するマンズフィールド研修計画を実施する。
- 5 米国から元戦争捕虜（POW）を招へいする。
- 6 実施済の交流事業のフォローアップを実施する。

- 7 若手日本人教員を米国に派遣し、米国への理解を深め、これら教員を通じ、若年層の米国理解を促進する。
- 8 米日コーカス（米国連邦議会における議員連盟）を始めとする日本と関わりを深めつつある米国議員等の活動を、在外公館を通じ支援するとともに、在日米軍関係者・経験者との視野の広い関係強化を図る。

施策の進捗状況・実績

- 1 在米・在加日系人との交流

在米・在加日系人同士及び在米日系人と日本人とのネットワークを拡充させるため、在米日系人リーダー10名及び在加日系人リーダー5名を12月に招へいした。被招へい者一行は、帰国後、在米日系人や日本の関係者と協力しつつ、政治、経済等の様々な分野で長期的な日米関係の強化のために、具体的な活動を推進していくことが期待されている。

また、10月に開催した在米・在加公館長会議において、公館長と在米・在加日系人リーダーとの会合を催し、日系人コミュニティとの連携を強化していくことで一致した。
- 2 日本人学生のインターンシップ支援・日本人研究者育成支援事業日米双方において発信力の高い有識者を育成するため、学生48名、研究者10名を米国に派遣した。
- 3 カケハシ・プロジェクト(対日理解促進交流プログラム：北米地域)

日本と北米地域との間で、対外発信力を有し将来を担う人材を招へい・派遣し、対日理解の促進を図るとともに、親日派・知日派を発掘し、対外発信を強化し、我が国の外交基盤を拡充することを目的に、27年度は米国及びカナダを合わせて招へい1,281名、派遣333名を実施した。
- 4 マンスフィールド研修計画

米国行政官が継続して日本の複数の官公庁や民間で勤務する本研修計画により、27年度は第20期生10名が研修を開始した(研修期間は1年間)。米国務省職員1名が9月から外務省での勤務を開始した(日米外交官交流)。
- 5 米国人元戦争捕虜(POW)招へい

米国からPOW等28名を10月(18名)及び12月(10名)に分けて招へいし、それぞれ武藤外務副大臣、黄川田外務大臣政務官(10月)及び岸田外務大臣、濱地大臣政務官(12月)への表敬をはじめ、政府関係者や各地方都市での国民との交流機会等を設け、「心の和解」を促すことを通じて、日米間の相互理解の促進を図った。
- 6 交流事業のフォローアップ

カケハシ・プロジェクト参加者に対しアンケートを実施し、事業改善に取り組んだ。また、在米公館において各種交流事業参加者にコンタクトし、事業の効果が継続し、対日理解が高まるように取り組んだ。
- 7 若手英語教員米国派遣交流事業

7月末～8月中旬の約20日間、90名を対象にコロンビア大学、ユタ大学及びポートランド州立大学の3校に派遣し、若手英語教員の米国理解を深め、そのような経験を有する教員を通じ、広く若年層の米国理解を促進し、将来の同盟関係を更に進展させることが期待される。
- 8 8月に訪日した、米日コーカス一行による安倍総理大臣への表敬や中山外務副大臣主催夕食会等の交流機会を設けた。

28年度

年度目標

- 1 在米・在加日系人同士及び在米日系人と日本人とのネットワークを拡充させるため、在米・在加日系人との交流プログラムを実施する。
- 2 日本人学生のインターンシップ支援・日本人研究者育成支援事業を実施する。
- 3 各界にて活躍が期待される優秀な人材を招へい・派遣する「対日理解促進交流プログラム」(北米地域名称「カケハシ・プロジェクト」)を実施する。
- 4 米国行政官が日本の官公庁や民間で勤務するマンスフィールド研修計画を実施する。
- 5 米国から元戦争捕虜(POW)を招へいする。
- 6 若手日本人教員を米国に派遣し、米国への理解を深め、これら教員を通じ、若年層の米国理解を促進する。
- 7 米日コーカスを始めとする日本と関わりを深めつつある米国議員等の活動を支援するとともに、在日米軍関係者・経験者との視野の広い関係強化を図る。

施策の進捗状況・実績

1 在米・在加日系人との交流

在米・在加日系人リーダー招へいプログラムを実施し、それぞれ 11 名、5 名の日系人を招へいし、政財界の関係者と幅広く交流した。在加日系人分については、被招へい者が自身のルーツをたどることのできるよう、親族訪問や墓参を新たにプログラム中に取り入れた。被招へい者からは、日本との絆を再確認できたと極めて高い評価が得られた。

2 日本人学生のインターンシップ支援・日本人研究者育成支援事業

日米双方において発信力の高い有識者を育成するため、学生 58 名、研究者 2 名を米国に派遣した。

3 カケハシ・プロジェクト(対日理解促進交流プログラム：北米地域)

日本と北米地域との間で、対外発信力を有し将来を担う人材を招へい・派遣し、対日理解の促進を図るとともに、親日派・知日派を発掘し、対外発信を強化し、我が国の外交基盤を拡充することを目的に、28 年度は米国及びカナダを合わせて招へい 1,372 名（米国 1,264 名、カナダ 108 名）、派遣 1,077 名（米国 978 名、カナダ 99 名）を実施した。

4 マンスフィールド研修計画

米国行政官が継続して日本の複数の官公庁や民間で勤務する本研修計画により、28 年度は第 21 期生 10 名が研修を開始した(研修期間は 1 年間)。米國務省職員 2 名が外務省での勤務を開始した(日米外交官交流)。

5 米国人元戦争捕虜(POW)招へい

米国から POW の家族及びその介護者計 9 名を 12 月に招へいし、滝沢外務大臣政務官への表敬をはじめ、政府関係者や各地方都市での国民との交流機会等を設け、「心の和解」を促すことを通じて、日米間の相互理解の促進を図った。

6 若手教員米国派遣交流事業

7 月末～8 月中旬の約 20 日間、英語を解する若手教員 91 名を対象にコロンビア大学、ユタ大学及びポートランド州立大学の 3 校に派遣した。若手教員の米国理解を深め、そのような経験を有する教員を通じ、広く若年層の米国理解を促進し、将来の同盟関係の更なる進展を図った。

7 米日コーカスや議会日本研究グループの共同議長を含め、29 年 2 月に 10 名の連邦議会議員が訪日。総理大臣表敬や外務大臣表敬をアレンジした。また、新政権発足を受けて、多くの国会議員が訪米し、議員交流を実施し、両国の議員交流の側面支援を通じて、日米協力のあり方や地域情勢など、基本的認識の共有を重層的に促進した。

27・28 年度目標の達成状況：B（27 年度：b，28 年度：a）

測定指標 1－3 日米二国間会談数(首脳・外相レベル)(電話会談含む)

(注) 副大統領を含む。	中期目標値	27 年度		28 年度		27・28 年度目標の達成状況
	一年度	年度目標値	実績値	年度目標値	実績値	
—	15	15	16	22	A (27 年度：a 28 年度：s)	

測定指標 1－4 日加二国間会談数(首脳・外相レベル)(電話会談含む)

	中期目標値	27 年度		28 年度		27・28 年度目標の達成状況
	一年度	年度目標値	実績値	年度目標値	実績値	
—	4	6	4	6	B (27 年度：b 28 年度：b)	

測定指標 1－5 米国における対日世論調査の結果(日本を友邦として信頼できると肯定的に回答した割合)

(出典：「米国における対日	中期目標値	27 年度	28 年度	27・28 年度目標
---------------	-------	-------	-------	------------

世論調査（ニールセン社）	一年度	年度目標値	実績値	年度目標値	実績値	の達成状況
①一般の部 ②有識者の部 （注）「一般」とは、米国に在住の18歳以上の市民から無作為に選ばれた約1,000人のサンプルを指し、「有識者」とは、米国連邦政府、ビジネス界、学界、報道界、宗教界から選ばれた200人のサンプルを指す。	—	①79% ②90%	①73% ②83%	①74.5% ②91.5%	①82% ②86%	B (27年度：b 28年度：b)

評価結果（個別分野1）

施策の分析

【測定指標1-1 共通の諸課題における日米・日加両政府間の協力関係の進展】

27年度

(1) 27年度は、日米間において、首脳・外相を含む様々なレベルでの累次の機会にわたる会談や協議を通じて、日米防衛協力のための指針の発表等を行い、安全保障分野を始めとした日米間の協力関係を一層強化することができた。また、日加間においては、カナダにおける約10年振りの政権交代の結果、新たに発足したトルドー自由党政権との間でも、首脳・外相共に早期に接触の機会を設けるなど、機動的に対応し、日加首相・外相間の個人的信頼関係と、頻繁な接触を可能にするハイレベルでのパイプを新たに構築することに成功した。以上により目標を大幅に上回って達成したと判定した。

(2) 特に、日米関係に関して、安倍総理大臣の米国公式訪問を実施できたことは、日米間の高いレベルでの意見交換を一層活発化させることとなり、日米間の首脳・外相を始めとする高いレベルでの意見交換の頻繁な実施を維持するとの目標を達成する上で効果があった。また、新たな日米防衛協力のための指針を発表できたことは、地域と世界の平和と安定に貢献する日米間の協力を一層拡大させることとなり、日米間で、安全保障、経済等の二国間関係のみならず、アジア太平洋地域情勢への対応を始め、幅広い分野で協力関係を強化していくとの目標を達成する上で極めて効果があった。

さらに、日加関係に関しては、トルドー政権発足後約2週間の内に首脳・外相会談の双方を実施し、また、28年2月には岸田外務大臣の訪加を実現させ、G7広島外相会合、G7伊勢志摩サミットに向けた協力要請を行うとともに、会談の成果として日加共同声明を発出したことで、強固な日加関係の基盤の構築に成功し、かつ将来の日加協力関係の指針を内外に向けて示すことができたことは大きな成果であった。(27年度：北米諸国との政治分野での協力推進(達成手段①))

28年度

(1) 28年度は、日米間では、オバマ政権下での、G7伊勢志摩サミットにおける日米首脳会談やG7広島外相会合における日米外相会談、トランプ政権発足後早い段階での日米首脳会談や日米外相会談を通じて、高いレベルでの緊密な意思疎通を維持し、アジア太平洋地域やグローバルな課題に対しての日米間の協力関係を一層強化することができた。また、日加間では、トルドー自由党政権との間で、首脳・外相共に会談、電話会談、立ち話など、頻繁な接触の機会を設けるなど、機動的に対応し、日加首相・外相間の個人的信頼関係強化と、ハイレベルでのパイプを一層強化することに成功した。そのため、目標を大幅に上回って達成したと判定した。

(2) 特に、日米関係に関して、現職の米国大統領として初となるオバマ大統領の広島訪問、安倍総理大臣のハワイ訪問は、かつて敵国として戦った日米両国を、戦後、価値を共有する同盟国へと変容させた日米の和解の力を世界に示した歴史的な機会となった。また、両訪問を実現できたことで日米同盟を一層強化することとなり、幅広い分野において日米間の協力を強化していく上で

極めて高い効果があった。また、トランプ政権発足後早い段階で日米首脳会談を実施できたことは、オバマ前政権に引き続き日米間の高いレベルでの意見交換を維持することとなり、日米間の首脳・外相を始めとする高いレベルでの意見交換の頻繁な実施を維持するとの目標を達成する上で極めて高い効果があった。(28年度：北米諸国との政治分野での協力推進(達成手段①))

日加関係に関しては、約10年ぶりの政権交代の結果成立した自由党政権(27年11月成立)との強固なパイプを構築するという明確な政策目標の下、頻繁な首脳会談及び電話首脳会談を行ったことにより、首脳間の個人的な信頼関係が構築できた他、価値を共有するG7のメンバーにしてアジア太平洋の一員たるカナダと国際情勢に関する認識を共有し、地域や国際の課題に共に取り組むことを確認することに成功した。それらの取り組みは、9月の北朝鮮の核実験直後に日加首脳電話会談を行い、北朝鮮非難の声明を発するなど足並みをそろえた対応を行ったこと、トランプ政権成立後にそれぞれ行われた日米・加米首脳会談の成果について、両首相が電話会談で率直な意見交換・情報交換を行い、米国の同盟国としての連携を一層強化することで一致したこと、NAFTA再交渉などの情報を首脳間で共有したことなどの外交的成果に直結した。また、両首相が上記の頻繁な接触を通じて築いた信頼関係により、首相・閣僚を含む高いレベルでの意見交換の頻繁な実施を維持するとの目標を達成する上で極めて高い効果があった。(28年度：北米諸国との政治分野での協力推進(達成手段①))

【測定指標1-2 日米・日加間の相互理解の進展】

27年度

- (1) カケハシ・プロジェクト(対日理解促進交流プログラム：北米地域)や米国人元戦争捕虜(POW)招へいをはじめ、目標としていた事業を着実に実施できた。ただし、測定目標1-5にあるとおり対日世論調査の結果は横ばい又は低下しており、実施した事業の効果が、事業の枠を超えて、日米・日加間の全般的な相互理解の促進には必ずしもつながっていない状況が見られる。よって、目標の一部を達成していないと判定した。
- (2) このうちPOW招へいについては、10月と12月に2度実施し、それぞれの機会に、政務への敬意や地方都市での国民との交流機会等を設けたことは、日米間の相互理解の促進を図る上で一定の効果があったと考えられる。(27年度：北米諸国との政治分野での協力推進(達成手段①))

28年度

- (1) カケハシ・プロジェクト(対日理解促進交流プログラム：北米地域)や米国人元戦争捕虜(POW)招へいをはじめ、目標としていた事業を着実に実施できた。また、測定目標1-5の結果にも見られるとおり、27年度と比較して対日世論調査の結果好転しており、目標達成と判定した。
- (2) 特に、カケハシ・プロジェクトでは、27年度に続き28年度も1,000名以上を米国及びカナダから招へいしており、対日理解の促進、親日派・知日派の発掘、対外発信力の強化の観点からも極めて効果的であったと考えられる。(28年度：北米諸国との政治分野での協力推進(達成手段①))

【測定指標1-3 日米二国間会談数(首脳・外相レベル)(電話会談含む)】

27年度

- (1) 日米首脳会談を2回、日米外相会談を2回行い、電話会談を含め日米二国間の会談数が合計15回となり、目標回数であった15回を達成した。
- (2) 首脳会談及び外相会談に加え、北朝鮮によるミサイル発射等の緊急の事態に日米間の緊密な連携を確認すべく、電話会談を頻繁に行ったことが、目標の達成につながった。(27年度：北米諸国との政治分野での協力推進(達成手段①))

28年度

- (1) 日米首脳会談を4回、日米外相会談を3回行い、電話会談を含め日米二国間の会談数が合計22回となり、目標回数であった16回を大幅に上回って達成した。
- (2) 首脳会談及び外相会談に加え、首脳及び外相間の信頼関係が一層強化されたことにより、電話会談を27年度に比べ頻繁に行えたことが、目標を大幅に上回る成果につながった。(28年度：北米諸国との政治分野での協力推進(達成手段①))

【測定指標1-4 日加二国間会談数(首脳・外相レベル)(電話会談含む)】

27年度

- (1) 日加首脳会談を3回(うち1回は電話会談)、日加外相会談を3回(うち1回は電話会談)行い、日加二国間の会談数が6回となり、目標値を達成し、相当程度進展した。
- (2) 首脳会談及び外相会談に加え、然るべきタイミングで効果的に電話会談を行ったことが成果につながった。(27年度:北米諸国との政治分野での協力推進(達成手段①))

28年度

- (1) 日加首脳会談を4回(うち2回は電話会談)、日加外相会談を2回行い、日加二国間の会談数が6回となり、目標値を達成し、相当程度進展した。
- (2) 首脳会談及び外相会談に加え、首脳間の電話会談をより一層行ったことが成果につながった。(28年度:北米諸国との政治分野での協力推進(達成手段①))

【測定指標1-5 米国における対日世論調査の結果(日本を友邦として信頼できると肯定的に回答した割合)】

27年度

- (1) 27年度は、対日信頼度については、26年度の結果と比較すると一般の部で横ばい、かつ有識者の部で若干の低下が見られ、目標数値の達成には至らなかった。
- (2) 調査時期(28年2月18日から3月14日)及びその直前の時期において、日米間の首脳や外相級の要人往来等がなく、米国民の日本に対する意識の高まりが特段なかったことが一因と考えられる。

28年度

- (1) 28年度は、対日信頼度については、27年度の結果と比較すると一般の部では大きく上昇し、目標数値を達成した。一方で、有識者の部では、目標数値の達成には至らなかったものの、27年度の結果と比較して、対日信頼度は上昇した。
- (2) 28年度は、オバマ大統領の広島訪問や安倍総理大臣のハワイ訪問など、日米関係を一層深化させる出来事に関する報道が米国内でもなされ、米国民の日本に対する信頼の高まりにつながったと考えられる。

次期目標等への反映の方向性

【施策(施策の必要性に関する分析を含む)】

日米両国は基本的価値及び戦略的利益を共有する同盟国である。日米同盟は、我が国の外交・安全保障の基軸であり、アジア太平洋地域のみならず、世界の平和と繁栄にも大きな役割を果たしている。29年2月に安倍総理大臣が訪米した際、首脳会談で、両首脳は、アジア太平洋地域と世界の平和と繁栄のために、日米両国で主導的役割を果たしていくことを確認した。これらの点も踏まえ、日米両国間の緊密な連携を一層強化することは、我が国外交全体の推進という観点からも必要不可欠である。特に、トランプ政権との間では、安全保障上の連携に加え、29年2月の共同宣言で合意した日米経済対話を基軸として経済関係の強化を一層進めていく。

我が国とカナダは、基本的人権の尊重、民主主義、自由及び市場経済の推進といった共通の価値観に基づく良好な二国間関係を有しているが、更なる発展の潜在力があり、二国間関係を一層強化する必要がある。世界が直面する諸課題について、ともにG7・太平洋国家である日加両国がより効果的に対処することができるよう、二国間のパートナーシップを更に拡大及び強化することは重要である。また、国際社会が直面する課題の解決に向け、国連を始めとする国際機関等において積極的に活動するカナダとの関係を維持・強化することは重要である。

このように、日米及び日加間の緊密な連携を一層強化するとの施策目標は妥当であり、今後とも同目標を維持し、その達成に向けた施策を実施していく。

【測定指標】

1-1 共通の諸課題における日米・日加両政府間の協力関係の進展

「我が国の外交・安全保障の基軸である日米同盟を引き続き強化する。」との中期目標の達成に向けた28年度の目標は適切であったと考える。日米首脳間・外相間で累次にわたり一致してきているとおり、世界の平和と安定のため、日米が手を携えて協力していくとともに、日米間で幅広い分野で

の協力を進め、日米同盟の強化に努める。特に、アジア太平洋地域における安全保障環境が厳しさを増す中、日米間の連携を一層強化していく。

また、「カナダとの緊密な連携をより一層強化する」との中期目標の達成に向けた日加間の首脳・外相を始めとする高いレベルでの意見交換の頻繁な実施を維持する等の28年度目標は適切であったと考える。普遍的価値を共有するアジア太平洋地域のパートナー及びG7のメンバーであるカナダとの協力を推進することは重要であり、今後とも中期目標の達成に向け、高いレベルでの対話を基礎に、日加次官級「2+2」対話の実施、日加物品役務相互提供協定(ACSA)の締結に向けた手続きの推進等の取組を継続する。

1-2 日米・日加間の相互理解の進展

上記の施策の分析のとおり、27・28年度において目標に向け着実に進展してきており、今後も米国及びカナダとの間で様々な層を対象に交流事業を継続していく。

1-3 日米二国間会談数(首脳・外相レベル)(電話会談含む)

28年度目標は過去の実績を目安とした適切な目標であったと考える。中期目標の達成に向け、日米間の首脳・外相を始めとする高いレベルで頻繁な意見交換を継続する。

1-4 日加二国間会談数(首脳・外相レベル)(電話会談含む)

中期目標の達成に向け、日加間の首脳・外相を始めとする高いレベルで頻繁な意見交換を継続する。

1-5 米国における対日世論調査の結果(日本を友邦として信頼できると肯定的に回答した割合)

重層的な日米・日加の交流・対話を推進し、幅広い層における日米・日加間の相互理解をより一層高いレベルに引き上げるための28年度目標は過去の実績に基づいた適切な目標であったと考える。上記「施策の分析」とおり、目標達成には至らなかったが、本指標の結果は、幅広い層における日米間の相互理解の程度を一定程度反映したものであり、今後とも過去の実績に基づいた適切な目標を設定し、同目標達成に向けた取組を継続する。

作成にあたって使用した資料その他の情報

- ・首相官邸 ホームページ
第193回国会施政方針演説(平成29年1月20日)
(http://www.kantei.go.jp/jp/97_abe/statement2/20170120siseihousin.html)
- ・外務省 ホームページ
第193回国会外交演説(平成29年1月20日)
(http://www.mofa.go.jp/mofaj/fp/pp/page3_001969.html)
- ・読売新聞 ホームページ
電話全国世論調査(オバマ大統領の広島訪問)(平成28年6月)
(<http://www.yomiuri.co.jp/feature/opinion/koumoku/20160606-0YT8T50074.html>)
安倍総理真珠湾訪問 電話全国世論調査(平成28年12月)
(<http://www.yomiuri.co.jp/feature/opinion/koumoku/20170105-0YT8T50016.html>)
- ・「平成29年版外交青書」

個別分野 2 北米諸国との経済分野での協力推進

施策の概要

1 米国

- (1) 日米首脳会談・外相会談等を通じて日米経済関係を強化する。
- (2) 日米間の各種経済対話を通じて貿易・投資の促進に向け取り組む。
- (3) 個別経済問題に対処する。

2 カナダ

- (1) 日加首脳会談・外相会談等を通じて日加経済関係を強化する。
- (2) 日カナダ次官級経済協議、各種対話、民間対話等を通じて、貿易投資関係一般及び地球規模課題を含む主要分野における関係強化を図る。

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

- ・ 第 193 回国会外交演説（平成 29 年 1 月 20 日）

「第一の柱は日米同盟の強化です。

日米同盟が日本外交の基軸という方針は不変です。世界経済の原動力であるアジア太平洋地域の安定は日米両国の共通の利益です。昨年末、安倍総理の真珠湾訪問において日米の和解の価値を国際社会に示しました。戦後 71 年の日米協力の積み重ねに基づく日米同盟の強化こそが地域の平和と繁栄の鍵であるとの認識の下、トランプ新政権とも緊密な関係を構築しつつ、日米同盟を一層強化するとともに、地域及び世界の平和と繁栄に貢献します。」

「第三の柱は日本経済の成長を後押しする経済外交の推進です。

自由貿易は世界経済成長の源泉であり、TPP を含め、日本が先頭に立ってこれを牽引していきます。」

- ・ 第 193 回国会施政方針演説（平成 29 年 1 月 20 日）

「自由貿易の旗手として、公正なルールに基づいた、二十一世紀型の経済体制を構築する。

TPP 協定の合意は、そのスタンダードであり、今後の経済連携の礎となるものであります。」

測定指標 2-1 米国との経済分野での協調の深化

中期目標（一年度）

- 1 日米首脳会談・外相会談や日米間の各種経済対話を通じて、貿易・投資関係の深化やインフラ、インターネットエコノミー、エネルギー等の様々な分野における協力関係を強化・発展させる。
- 2 日米が主導して、アジア太平洋における新たなルールを作り上げる。

27 年度

年度目標

- 1 貿易・投資関係の深化やエネルギー等の分野における協力関係を強化・発展させるため、以下を実施する。
 - (1) 高速鉄道プロジェクトを始めとするインフラ開発についての協力を拡大する。
 - (2) インターネットエコノミーに関する日米政策協力対話の実施等を通じた同分野における協力を拡大する。
 - (3) 日米エネルギー戦略対話等の実施を通じた、エネルギー分野における協力を拡大する。
- 2 TPP 交渉と並行して行う日米交渉（自動車貿易及び非関税措置に関する日米並行交渉）の早期妥結及びその成果を着実に実施していく。

施策の進捗状況・実績

- 1 貿易・投資関係、エネルギー分野等における協力関係

(1) インフラ開発

ア カリフォルニア高速鉄道計画：4月に訪米した安倍総理大臣が、ブラウン・カリフォルニア州

知事に対し、新幹線技術のトップセールスを実施した。また、参議院自民党日本カリフォルニア友好議員連盟の訪米等の機会を活用して新幹線技術の優位性及び親和性をアピールした。

イ 北東回廊における超電導リニア技術の導入構想：6月に訪日したホーガン・メリーランド州知事及び11月に訪日したフォックス運輸長官に対し、超電導リニア（マグレブ）への試乗や安倍総理大臣らからのトップセールスを通じ、同技術導入の意義をアピールした。メリーランド州との連携を強化し、米連邦運輸省への働きかけを強めた結果、11月にフォックス運輸長官の訪日及びマグレブ試乗を実現し、ワシントンDC—ボルティモア間における超電導リニア技術導入に関する連邦補助金2,780万米ドルの交付が決定された。28年3月、黄川田外務大臣政務官は、訪日した米国ブラックコーカス所属議員一行のマグレブ試乗に同行し、米議会に対する導入働きかけを実施した。

ウ テキサス高速鉄道計画：11月に（株）海外交通・都市開発事業支援機構（JOIN）が約49億円の出資及び事業参画を表明した。外務省としては、フォックス運輸長官を始めとする米政府・議会関係者に対するブリーフィングや新幹線試乗を継続的に行った結果、バイデン副大統領による本計画に対する支持表明に結びつけることができた。

エ その他：11月、フォックス運輸長官の訪日時に、鉄道分野における意見交換や情報共有を通じた両国の協力拡大を目的とする日米鉄道協力会議の立上げに合意した。

（2）インターネットエコノミー

28年2月、インターネットエコノミーに関する日米政策協力対話（第7回局長級会合）を開催し、主要な日米間の関心事項について取り上げ、現状・課題認識及び将来像を共有し、諸課題に協調して取組むことを確認した。G7伊勢志摩サミット及び情報通信大臣会合等に向けて、日米両国が協調していくことを確認した。

（3）エネルギー

9月、第2回日米エネルギー戦略対話を東京で開催し、現下のエネルギー情勢を踏まえ、エネルギー安全保障、日米エネルギー協力等のテーマについて、日米の関係省庁（経済産業省、防衛省、米國務省、米エネルギー省）を交え議論を行った。

また、12月、日本を始めとする各国からの働きかけもあり、米国で原則禁止となっていた米国産原油の輸出を40年ぶりに解禁する内容を含む法案が成立した。

2 TPP交渉と並行して行う日米並行交渉

アジア太平洋地域の経済的繁栄のみならず安全保障にも資するなど、戦略的意義を持つTPP協定について、同協定交渉並びに自動車貿易及び非関税措置に関する日米並行交渉は、10月に妥結に至り、日米が主導したTPP協定の署名時期と同じ28年2月に関連文書への署名が行われた。

28年度

年度目標

1 貿易・投資関係の深化やエネルギー等の分野における協力関係を強化・発展させるため、以下を実施する。

（1）高速鉄道プロジェクトを始めとするインフラ開発についての協力を拡大する。鉄道当局及び外交当局による第1回日米鉄道協力会議を開催し、鉄道・インフラ分野における意見交換や情報共有を通じて両国の協力関係を強化する。

（2）インターネットエコノミーに関する日米政策協力対話の実施等を通じた同分野における協力を拡大する。

（3）日米エネルギー戦略対話等の実施を通じた、エネルギー分野における協力を拡大する。

（4）州政府との関係を強化する。

2 TPP交渉と並行して行われた日米交渉（自動車貿易及び非関税措置に関する日米並行交渉）の成果を着実に実施していく。

施策の進捗状況・実績

1 貿易・投資関係、インフラ、エネルギー分野等における協力関係

（1）インフラ開発

ア カリフォルニア高速鉄道計画：カリフォルニア州で作成された「ビジネスプラン2016」に対して、駅の周辺開発や地震対策等日本が培ってきた技術・ノウハウが最大限生かせるよう日本政府からの公式コメントを提出し、日本の技術の採用に向けて積極的な働きかけを実施した。

イ 北東回廊における超電導リニア技術の導入構想：9月に実施された米国金融関係者との対話、

また 29 年 2 月に行われた日米首脳会談において、本計画で導入を目指す超電導リニア技術に言及する等トップセールスを通じ、同技術導入の意義をアピールした。また、日米両国で協調して調査を実施し、具体的な計画策定に向けて検討を行うとともに、本計画の初期区間ワシントン DC—ボルティモアを擁するメリーランド州とは、8 月に高速鉄道分野を含む協力覚書を締結し、関係を強化した。

ウ テキサス高速鉄道計画：5 月に、JR 東海が現地子会社 HTeC を設立し、10 月には HTeC とテキサス・セントラル・パートナーズ社 (TCP) が技術支援契約を締結するなど計画の着実な進展が見られた。また、11 月には、武井外務大臣政務官が、来日したローリングス・テキサス州ダラス市長及びブライス・テキサス州フォートワース市長との間でテキサス高速鉄道計画に関し意見交換を行う等、連邦政府・州政府関係者に対し、同計画の実現に向けて継続的かつ積極的な働きかけを行った。

エ その他：27 年 11 月のフォックス運輸長官訪日時に立上げに合意した日米鉄道協力会議の第 1 回会合を 6 月に開催し、鉄道分野における意見交換や情報共有を行い日米両国の関係を強化した。

(2) インターネットエコノミー

ア 国際社会における協力：5 月に開催された G 7 伊勢志摩サミットでは、日米が主導し「情報の自由な流通」や「マルチステークホルダー・アプローチ」といったサイバー空間における基本原則について G 7 間で一致した。同旨を G 7 首脳宣言及び附属文書（「サイバーに関する G 7 の原則と行動」）に盛り込み、国際社会に力強いメッセージを発信した。

イ 二国間対話の継続：29 年 1 月に、インターネットエコノミーに関する日米政策協力対話の準備会合として課長級会合を開催した。米国の政権交代を踏まえつつ、引き続き本分野で民間を交えた形で日米の対話が継続することにつき両国の認識を確認した。また、次回対話の開催を、米側ヘッド（国務省担当大使）が就任後、早期に東京で行うことで一致した。

(3) エネルギー

ア 日米エネルギー戦略対話：8 月の開催を目指して調整するも、日本側の国会日程や内閣改造時期と重なったことにより延期された。

イ ハイレベル対話：6 月、黄川田外務大臣政務官は、米国下院エネルギー・商業委員会委員長一行との間で、エネルギー輸出や高効率石炭火力発電、原子力発電に関する議論を実施した。盤石な日米関係を確認するとともに、エネルギー分野における日米連携の重要性を確認した。

ウ 原油及び LNG の輸入：5 月に米国産原油、29 年 1 月に米国産 LNG の輸入が実現した。

エ パワー・アフリカ：過去の日米エネルギー戦略対話で議論されたアフリカにおけるクリーン・エネルギー協力に関し、8 月に TICAD VI のサイドイベントにて米国が主導するパワー・アフリカ・イニシアティブとの協調に関する覚書を作成するなど、協力が進展した。

(4) 州政府との関係強化

ア 経済・貿易関係等に関する協力覚書：6 月にワシントン州、8 月にはメリーランド州との間で、経済及び貿易関係に関する協力覚書への署名を行った。また、9 月にはカリフォルニア州との間で、26 年に署名された気候変動等の協力覚書を更新した。

イ 運転免許試験の一部相互免除に関する協力覚書：11 月にワシントン州との間で運転免許試験の一部相互免除に関する協力覚書への署名を行い、29 年 1 月から運用が開始された。（27 年に同覚書署名に至ったメリーランド州については、28 年 1 月から、運転免許証の相互承認が開始されている。）

2 TPP 交渉と並行して行う日米並行交渉

日米が主導した TPP 協定の署名時期と同じ 28 年 2 月に日米並行交渉を含む関連文書への署名が行われ、12 月に、TPP 協定の承認案及び関連法案が国会で可決された。

3 米新政権との経済対話の立ち上げ

29 年 2 月の日米首脳会談において、今後、日米経済関係を更に大きく飛躍させ、日米両国、アジア太平洋地域、ひいては世界の力強い経済成長をリードしていくために対話と協力を更に深めていくことで一致し、また日米がウィン・ウィンの経済関係を一層深めるため、麻生副総理・ペンス副大統領の下での経済対話の立ち上げが合意された。同経済対話においては、今後、①経済政策、②インフラ、エネルギー、サイバー、宇宙などの分野での協力、③貿易・投資に関するルールについて議論を行い、日米経済関係の深化・発展に取り組む。

27・28 年度目標の達成状況：B（27 年度：b、28 年度：b）

測定指標 2-2 カナダとの経済分野での協調の深化

中期目標（一年度）

貿易投資の促進，ビジネス・観光を含む交流の促進，地球規模課題での連携を通じて二国間経済関係を更に深化させる。

27年度

年度目標

- 1 カナダにおける日本企業の経済活動の障害となっている査証問題の改善に向けた働きかけを実施する。
- 2 シェールガス産出国であるカナダからの低廉かつ安定的な LNG 輸入の実現に向けたカナダ側（連邦政府／州政府）への働きかけを実施する。
- 3 TPP 交渉や日加 EPA 交渉を通じ，日加経済関係を強化する。

施策の進捗状況・実績

- 1 及び 2 11 月の日加首脳会談にて，安倍総理大臣からトルドー首相に対し，カナダから日本への LNG 輸出の早期実現に向けた協力，日本企業駐在員に対する査証の早期発給，更新を含むビジネス環境の改善に向けた協力を要請した。また，28 年 2 月の日加外相会談にて，岸田外務大臣からディオン外相に対し，カナダから日本への LNG 輸出の早期実現に向けた協力，ビジネス環境の改善に向けた協力を要請し，これらを織り込んだ日加共同声明を発出した。
- 3 11 月の日加首脳会談において，両首脳は TPP 協定が地域の貿易，投資及び経済成長を促進するものであるとの認識で一致した。また，28 年 2 月の外相会談において，両大臣は，両国が持続可能な経済発展を促進する戦略的手段として自由貿易を強固に支持すること，28 年 2 月 4 日のオークランドでの，貿易及び投資の全ての側面を包含する TPP 協定の署名を認識し，両国の国内の議論を進めることを確認する共同声明を発出した。

28年度

年度目標

- 1 査証問題を含めたビジネス環境の改善，LNG を含むエネルギー分野，科学技術分野等での協力を進める。
- 2 日加首脳会談・外相会談，次官級経済協議，各種対話を通じて経済関係を強化する。
- 3 州政府との関係を強化する。

施策の進捗状況・実績

- 1 5 月の日加首脳会談等のハイレベル会談の機会に，査証問題の改善，カナダ産 LNG の我が国への早期輸出の実現に関して働きかけを実施した。
- 2 5 月の日加首脳会談において重点 5 分野（インフラ，エネルギー，科学技術，ビジネス環境・投資，観光・学生交流）での協力強化に合意し，10 月の日加次官級経済協議でこれら 5 分野に関する協議を実施した。また，G 7 各大臣会合の機会に閣僚級二国間会談を実施した。科学技術協力については，6 月に開催した日カナダ科学技術協力合同委員会で今後の協力の方向性を決定した。このように，各経済分野での協力強化が進んでいる。
- 3 5 月のブリティッシュ・コロンビア州首相訪日，11 月のオンタリオ州首相訪日等のハイレベル訪問の機会に，我が国要人又は経済界等との会談を通じて，州レベルでの関係強化を進めた。

27・28 年度目標の達成状況：B（27 年度：b，28 年度：b）

評価結果（個別分野 2）

施策の分析

【測定指標 2-1 米国との経済分野での協調の深化】

27 年度

(1) 27 年度は、インフラ分野においては主に米国要人への積極的働きかけを通じて、また、インターネットエコノミー分野及びエネルギー分野では二国間及び多国間の会合における議論の深化を通じて、各分野の日米間協力が目標の達成に向け相当程度の進展を示したと判定した。日米並行交渉については、TPP 協定への署名と同時に同関連文書にも署名がなされたことは、成果の着実な進展となった。

(2)

ア インフラ開発：安倍総理大臣からの累次のトップセールスに加え、フォックス運輸長官を始め連邦議員等の訪日に合わせて超電導リニア（マグレブ）への試乗を行ったことで、高速鉄道計画に対する米国内での支持が広がった点が特に有効だった。（27 年度：北米諸国との経済分野での協力推進（達成手段①））

イ インターネットエコノミー：28 年 2 月に開催された第 7 回インターネットエコノミーに関する日米政策協力対話（局長級会合）において、日米二国間協力の深化及び国際社会における日米の主導について有意義な議論を実施したことは、28 年度の G 7 伊勢志摩サミット及び情報大臣会合の場で、日米主導の下、成果文書として国際社会に力強いメッセージを発信することに繋がったという点で、有効な取組であった。（27 年度：北米諸国との経済分野での協力推進（達成手段①））

ウ エネルギー：9 月に実施した日米エネルギー戦略対話（局長級会合）においてエネルギー安全保障、日米エネルギー協力等のテーマについて有意義な議論を実施し、クリーンエネルギーや第三国におけるエネルギー協力の重要性についても議論を深められたことは有効な取組であった。（27 年度：北米諸国との経済分野での協力推進（達成手段①））

28 年度

(1) 28 年度は、インフラ、エネルギー、インターネットエコノミーの各分野において、要人への働きかけや二国間対話・交渉を通じ、日米間協力推進の具体的な目標の達成に向け相当程度の進展を示したと判定した。加えて、29 年 2 月の日米首脳会談で立ち上げが合意された麻生副総理・ペンス副大統領下での経済対話において、インフラ、エネルギー、サイバー、宇宙等の個別分野のほか、経済政策、貿易・投資に関するルールについての議論を行っていくことになったことは、今後の日米経済関係の更なる発展を方向付けた。一方、日米経済関係を一段と強固なものとするためには、連邦レベルのみならず、地方レベルにおける両国関係についての理解を深める多様な取組を一層実施していく必要がある。

(2)

ア インフラ開発：安倍総理大臣からの累次のトップセールスに加え、連邦議員のみならず、メリーランド州との協力覚書署名等地方との関係強化に努めたことは、高速鉄道及びリニア技術に係る計画を着実に進展させ、有効な取組であった。（28 年度：北米諸国との経済分野での協力推進（達成手段①））

イ インターネットエコノミー：5 月の G 7 伊勢志摩サミット及び情報大臣会合において共に日米が主導し、成果文書として首脳宣言や「サイバーに関する G 7 の原則と行動」を発出するなど、国際社会に力強いメッセージを発信できた。また、29 年 1 月にインターネットエコノミーに関する日米政策協力対話（局長級）の準備会合として、課長級会合を実施。米側の政権交代を踏まえつつ、これまでの本分野における日米協力の方向性が変わらないことを事務レベルで確認するとともに、次期政権下での米側政策の方向性について情報収集及び議論ができたことは有効な取組であった。（28 年度：北米諸国との経済分野での協力推進（達成手段①））

ウ エネルギー：従来日本が様々なレベルで行ってきた米国からのエネルギー輸出への働きかけは、40 年以上途絶えていた米国産原油輸入再開及び 29 年 1 月の米国産 LNG 輸入を実現する上で有効であった。米国からの原油及び LNG の輸入は、日本のエネルギー安全保障及びエネルギーの安定供給に大きく貢献することが期待される。ただし、8 月の開催を目指し調整していた日米エネルギー戦略対話は、諸般の事情により実施が見送られたため、次年度の開催に向け、引き続き調整が必要である。（28 年度：北米諸国との経済分野での協力推進（達成手段①））

エ TPP 交渉と並行して行う日米並行交渉：12 月に TPP 協定が国会で承認された。29 年 1 月にトランプ大統領が TPP 協定離脱に関する大統領覚書に署名したが、29 年 2 月の日米首脳会談ではアジア太平洋地域における貿易、経済成長及び高い基準の促進に向けた両国の継続的努力の重要性

を確認し、また、同会談で日米間の経済対話の立ち上げが合意されたことで、日米経済関係に関する建設的な議論を着実に継続していくことが確保されたことは、米国との経済関係の深化に有効であった。（28年度：北米諸国との経済分野での協力推進（達成手段①））

【測定指標 2-2 カナダとの経済分野での協調の深化】

27年度

- (1) 27年度は、10月に大筋合意に至ったTPP協定を始めとし、マルチ及びバイ双方において、我が国の継続的な働きかけにより、カナダとの経済関係の目標は進展し、査証問題やエネルギー分野での協力には未だ改善の余地があるため、相当程度進展があったと判定した。
- (2)
- ア ハーパー前政権及びトルドー新政権の双方との首脳会談の機会に、安倍総理大臣から、我が国へのLNG輸出の早期実現及び日系企業駐在員の査証発給問題に関するハイレベルな働きかけを実施したことで、カナダ側から一定の前向きな対応を引き出すことに成功したことは、カナダとの経済分野での深化に有効であった。
- イ 11月の政権交代以降、カナダに対し我が国からTPPの重要性に関する働きかけを行い、28年2月のカナダの協定署名参加を後押ししたことは、カナダとの経済分野での深化に有効であった。

28年度

- (1) 28年度は、ハイレベルでの働きかけにより経済関係は進展し、査証問題等も一定の改善が見られたが、未だ改善の余地があることから相当程度進展ありと判定した。また、カナダ側はG7等の多国間枠組み及びアジア太平洋地域における日本のイニシアチブを重視しており、28年度はG7等の場で日加連携を進めることができた。
- (2)
- ア 日本企業の海外進出支援は我が国の経済外交の重点事項であり、日系企業査証問題に関し我が国からハイレベルの働きかけを継続したことで、カナダ政府要人等に対し本件の重要性を認識させる前向きな対応を促す効果があったことは、目標に向けた取組として有効であった。
- イ 共に先進技術分野での国際競争力を有する日加両国が科学技術協力分野で協力を強化することは重要であり、6月に日加合同委員会を成功裏に開催したことは、同分野での協力深化に有効であった。
- ウ 5月の首脳会談及び10月の日加次官級経済協議及び各大臣間の会談等のハイレベルな協議を行ったことは、インフラ、科学技術協力、青少年交流等を含めた幅広い分野での二国間協力関係の深化に有効であった。
- エ 更に、NAFTA再交渉に関する進出日本企業の声をとりまとめ、外務副大臣等のハイレベルからカナダ側大臣に働きかけ、先方から前向きな対応を引き出したことは、日本企業の海外進出支援にとり有効であった。

次期目標等への反映の方向性

【施策(施策の必要性に関する分析を含む)】

世界第3位と第1位の経済大国である日米両国が経済分野においても緊密に協力していくことは、日米両国の経済活性化のみならず、日米同盟の更なる強化や世界経済全体の発展のために不可欠である。こうした観点から、日米両国は、麻生副総理とペンス副大統領の下で立ち上げられた日米経済対話において、貿易及び投資のルールと課題に関する共通戦略、経済及び構造政策分野での協力並びに分野別協力の3本柱に沿って具体的な議論を進め、二国間の貿易・投資関係を強化させるとともに、高いレベルの貿易投資ルールのアジア太平洋地域における実現、インフラ、エネルギー、経済分野での女性のエンパワーメントを始めとする様々な分野における協力関係を、一層高いレベルに引き上げるべく取組を実施する必要がある。また、「グラスツールにおける日米関係強化に関する政府タスクフォース」で取りまとめられた行動計画に基づき、米国の草の根レベルにおける日米経済関係及び我が国の文化・伝統についての理解を更に広げるための取組を進めることが必要。

日本とカナダは、基本的価値を共有するアジア太平洋地域におけるパートナーであると同時に、共にG7のメンバーであり、政治、経済、安全保障、文化など幅広い分野で密接に協力している。両国の持続可能な経済成長を実現しつつ、世界及びアジア太平洋地域が直面する諸課題に協力して対処す

るため、両国の経済関係を更に拡大及び深化させることが不可欠である。また、カナダは、我が国にとって資源の安定的な輸入先でもあり、エネルギー安全保障の観点からも、一層の協力関係を促進する必要がある。

上記のとおり、日米及び日加の持続可能な経済成長に資する各種の政策分野での協調を推進するとその施策目標は妥当であり、今後とも同目標を維持し、その達成に向けた施策を実施していく。

【測定指標】

2-1 米国との経済分野での協調の深化

インフラ、インターネットエコノミー、エネルギーを始めとする各分野における日米間の貿易・投資関係の深化、各州との協力関係の強化、また、日米並行交渉の成果の着実な実行等の28年度目標は、適切であった。

トランプ政権下での経済政策を注視しつつ、29年2月の日米首脳会談で立ち上げが合意された麻生副総理・ベンス副大統領下での経済対話において建設的な議論をしていく中で、今後とも日米経済関係を更に大きく飛躍させるとともに、アジア太平洋地域ひいては世界の経済成長を力強くリードしていくため、以下の施策を実施していく。

- (1) 日米二国間で高い貿易及び投資に関する基準を構築し、アジア太平洋地域に自由で公正な貿易ルールを広げるため、様々なレベルでの議論を重ねる。
- (2) G7で合意した「3本の矢のアプローチ」を日米で積極的に活用し、世界経済の力強い成長を主導していくための議論を行う。
- (3) インフラ、エネルギー分野の他、女性の経済分野でのエンパワーメント等の分野における協力を促進する。
- (4) 通商分野に関しては、トランプ大統領によるTPP協定からの離脱表明を踏まえつつ、どのような経済の枠組みが日米経済にとって最善であるかについて議論していく。
- (5) 米国の草の根レベルでの日米関係についての理解を深めるため、全米各地でモデルプロジェクトを実施する。

2-2 カナダとの経済分野での協調の深化

共に高度な先進経済国である日加が幅広い分野での協力・連帯を深化することが重要であり、その観点から、ビジネス分野、エネルギー分野及び科学技術分野といった個別分野での協力促進に加え、ハイレベルでの二国間対話の実施や州政府との関係強化を通じて二国間経済関係を強化するとその28年度目標は適切であった。

今後とも日加経済関係の強化に向け、以下の政策を実施していく。

- (1) 29年にカナダがG7議長国を務める機会を捉えて、首脳・閣僚等のハイレベルな協力深化を促進する。
- (2) 日加次官級経済協議等の枠組みを通じ、重点5分野（インフラ、エネルギー、科学技術協力、ビジネス環境改善・投資促進、観光・青少年交流）を中心に幅広い協力を強化する。
- (3) 官が民の取組を積極的に支援するとその観点から、日加商工会議所協議会等の民間交流協力を通じ、官民連携を含む経済関係強化を進める。

作成にあたって使用した資料その他の情報

- ・総務省 ホームページ
情報通信白書
(<http://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/whitepaper/h28.html>)
インターネットエコノミーに関する日米政策協力対話（第7回局長級会合）の結果（平成28年3月2日）
(http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01tsushin08_02000065.html)
- ・外務省 ホームページ
G7伊勢志摩サミット
(http://www.mofa.go.jp/mofaj/ecm/ec/page4_001562.html)
アフリカにおける日米クリーン・エネルギー協力に関する覚書（平成28年8月26日）
(http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press4_003634.html)
黄川田外務大臣政務官と米国下院エネルギー・商業委員会委員長一行との意見交換（平成28年6

月 28 日)

(http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press4_003428.html)

カナダ経済と日加経済関係 (平成 29 年 6 月)

(<http://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000052834.pdf>)

日米首脳会談 共同声明 (平成 29 年 2 月 10 日)

(<http://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000227766.pdf>)

・ 東京商工会議所 ホームページ

「日本・カナダ商工会議所協議会」

(<http://www.tokyo-cci.or.jp/about/international/canada/>)

個別分野 3 米国との安全保障分野での協力推進

施策の概要

- 1 安全保障分野に関する日米間の緊密な協議を実施する。
- 2 在日米軍再編等の着実な実施を推進する。
- 3 日米地位協定についての取組を行う。

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

- ・ 第 193 回国会施政方針演説（平成 29 年 1 月 20 日）

「日米同盟こそが我が国の外交・安全保障政策の基軸である。これは不変の原則です。できる限り早期に訪米し、トランプ新大統領と同盟の絆（きずな）を更に強化する考えであります。

先月、北部訓練場、四千ヘクタールの返還が、二十年越しで実現しました。沖縄県内の米軍施設の約二割、本土復帰後、最大の返還であります。地位協定についても、半世紀の時を経て初めて、軍属の扱いを見直す補足協定が実現しました。

更に、学校や住宅に囲まれ、市街地の真ん中にあり、世界で最も危険と言われる普天間飛行場の全面返還を何としても成し遂げる。最高裁判所の判決に従い、名護市辺野古沖への移設工事を進めてまいります。

かつて、「最低でも」と言ったことすら実現せず、失望だけが残りました。威勢のよい言葉だけを並べても、現実は一ミリも変わりません。必要なことは、実行です。結果を出すことであります。

安倍内閣は、米国との信頼関係の下、抑止力を維持しながら、沖縄の基地負担軽減に、一つひとつ結果を出していく決意であります。」

- ・ 第 193 回国会外交演説（平成 29 年 1 月 20 日）

「日米同盟の抑止力を一層強化すべく、新たな日米物品役務相互提供協定（日米 ACSA）について国会で御承認いただけるよう丁寧に説明するとともに、新ガイドライン及び平和安全法制の下での具体的な協力を更に進めていきます。在日米軍の安定的駐留には地元の御理解が不可欠です。北部訓練場の過半の返還が実現し、日米地位協定の軍属に関する補足協定を署名しました。普天間飛行場の一日も早い辺野古への移設を始め、引き続き、沖縄の負担軽減に全力で取り組みます。

また、米国を中心とした同盟ネットワークの強化に向け、日米豪、日米印、日豪印の協力も強化していきます。」

測定指標 3-1 日米安保体制の信頼性の向上のための施策の推進

中期目標（一年度）

日米間で緊密に協議し、日米安保体制の信頼性をより一層向上させる。

27 年度

年度目標

- 1 ガイドラインについては、我が国の法制作業の進展を考慮しつつ、27 年前半におけるガイドラインの見直しの完了に向けて取り組む。
- 2 弾道ミサイル防衛、サイバー、宇宙等幅広い分野で日米安全保障協力を強化し、日米安保体制の信頼性をより一層向上させる。

施策の進捗状況・実績

日米両国は、4 月の日米首脳会談などを通じて確認された強固な日米関係の上に立ち、新ガイドライン及び平和安全法制の下で、日米同盟の抑止力・対処力を一層強化している。こうした取組の中で日米両国は、弾道ミサイル防衛、サイバー、宇宙、海洋安全保障などの幅広い分野における協力を拡大・強化している。

- 1 ガイドラインの見直しについては、25 年 10 月の日米安全保障協議委員会（「2+2」）において、ガイドラインの見直し作業を開始することが合意され、27 年 4 月の「2+2」において、新ガ

イドラインが公表された。さらに日米両国は11月、防衛協力小委員会（SDC）において、新ガイドラインの実効性を高めるものとして同盟調整メカニズム（ACM）及び共同計画策定メカニズム（BPM）の設置に合意した。

- 2（1）弾道ミサイル防衛（BMD）については、日本は、18年以降実施している能力向上型迎撃ミサイル（SM-3 ブロック II A）の日米共同開発を27年度も着実に実施したことを始め、米国との協力を継続的に行いつつ、BMDシステムの着実な整備に努めた。7月、イージス・システムの製造等に係る日本国内企業の参画が米国との安全保障・防衛協力の強化に資することなども踏まえ、イージス艦用ディスプレイシステムのソフトウェア及び部品の米国への移転が、海外移転を認め得る案件に該当することを確認した。
 - （2）サイバーについては、7月に第3回日米サイバー対話を東京にて開催した。日米間における政府横断的な取組の必要性を踏まえ、26年4月に開催された第2回対話のフォローアップを行うとともに、日米双方の関係者が、情勢認識、重要インフラ防護、国際社会における協力など、サイバーに関する幅広い日米協力について議論を行った。
 - （3）宇宙については、27年2月の安全保障分野における日米宇宙協議（審議官級会合）や9月の宇宙に関する包括的日米対話などにおいて、安全保障分野を含め、宇宙に関する幅広い協力の在り方について議論を行った。日米両国は、宇宙状況監視（SSA）情報などの相互提供、宇宙アセットの抗たん性（攻撃を受けても設備や機材がその機能を維持する能力）の確保のための取組等、宇宙の安全保障分野での更なる協力を進めている。
 - （4）3か国協力については、アジア太平洋地域における同盟国やパートナーとの安全保障・防衛協力を重視している。特に、日米両国は、オーストラリア、韓国及びインドとの3か国間協力を着実に推進してきている。11月の日韓及び日米首脳会談、また12月の日豪首脳会談においても、これらの3か国間の協力は、共有する安全保障上の利益を増進し、アジア太平洋地域の安全保障環境の改善に資するものであることを確認した。また、28年1月及び2月の北朝鮮による核実験及び弾道ミサイル発射を受けた対応の中で、日米・日韓の首脳・外相間において、日米韓3か国協力の重要性を再確認した。
 - （5）情報保全については、同盟関係における協力を進める上で決定的に重要な役割を果たすものである。日米両国は、政府横断的なセキュリティ・クリアランスの導入や、カウンター・インテリジェンス（諜報による情報の漏洩防止）に関する措置の向上を含む情報保全制度の更なる改善に向け協議を行った。
 - （6）海洋安全保障については、ASEAN 地域フォーラム（ARF）や東アジア首脳会議（EAS）などの場で、海洋をめぐる問題を国際法にのっとり解決することの重要性を訴えた。4月に発表した新ガイドラインにおいても、日米両国は、航行の自由を含む国際法に基づく海洋秩序を維持するための措置に関し、相互に緊密に協力するとした。
- 3 日米両政府は、23年4月に発効した在日米軍駐留経費負担特別協定の失効を控え、28年4月以降の在日米軍駐留経費負担（HNS）について協議を行い、12月、主に次の点について意見の一致をみた。①労務費については、福利厚生施設で働く労働者のうち、日本側が負担する上限数を4,408人から3,893人に削減する一方、装備品の維持・整備や各種事務等に従事する労働者のうち、日本側が負担する上限数を18,217人から19,285人に増加させる。②光熱水料等については、各年度の光熱水料等の日本側負担割合を72%から61%に引き下げ、日本側負担の上限額を約249億円とする。③FIPの額については、各年度206億円を下回らないこととする。④その結果、32年度のHNSの負担額は、約1,899億円となる。
- 28年1月、同協定に署名した。

28年度

年度目標

- 1 27年4月の日米首脳会談などを通じて確認された強固な日米関係の上に立ち、新ガイドライン及び平和安全法制の下で、日米同盟の抑止力・対処力を一層強化させる。
- 2 弾道ミサイル防衛、サイバー、宇宙、海洋安全保障等幅広い分野で日米安全保障協力を強化し、日米安保体制の信頼性をより一層向上させる。

施策の進捗状況・実績

日米両国は、5月、12月及び29年2月の日米首脳会談などを通じて確認された強固な日米関係の上に立ち、新ガイドライン及び平和安全法制の下で、日米同盟の抑止力・対処力を一層強化している。

このような取組の中で日米両国は、弾道ミサイル防衛、サイバー、宇宙、海洋安全保障などの幅広い分野における協力を拡大・強化している。また、29年2月の日米首脳会談において、両首脳は、日米同盟を一層強化するための強い決意を確認する共同声明を発出した。特に同声明で、①米国の拡大抑止へのコミットメントへの具体的な言及を行うとともに、②日米安全保障条約第5条の尖閣諸島への適用、③普天間飛行場の移設については辺野古への移設が唯一の解決策であることを首脳レベルでの文書で確認した。②と③については首脳レベルの文書で確認したのは史上初、①については1975年以来的のことであり、地域の安全保障環境が一層厳しさを増す中、米の政権交代においても日米同盟は揺るぎないことを対外的に示すものとなっている。

1 新ガイドライン及び平和安全法制の下での取組については、27年11月に設立された同盟調整メカニズム（ACM）を通じて実効的な調整を確保しており、4月に発生した熊本地震において、迅速な自衛隊と米軍との共同運用実施を可能とした。また、9月に自衛隊と米軍との間において、物品・役務を相互に提供する際の決済手続等の枠組みを定める日米ACSAに署名した。

2 (1) 弾道ミサイル防衛（BMD）については、日本は、18年以降実施している能力向上型迎撃ミサイル（SM-3 ブロック II A）の日米共同開発を28年も着実に実施したことを始め、米国との協力を継続的に行いつつ、BMDシステムの着実な整備に努めている。

(2) サイバーについては、7月に第4回日米サイバー対話を米国（ワシントンDC）にて開催した。日米間における政府横断的な取組の必要性を踏まえ、27年7月に開催された第3回対話のフォローアップを行うとともに、日米双方の関係者が、情勢認識、重要インフラ情報防護対策室、能力構築を含む国際社会における協力など、サイバーに関する幅広い日米協力について議論を行った。

(3) 宇宙については、28年3月の安全保障分野における日米宇宙協議や10月の安全保障分野における日米豪宇宙協議などにおいて、安全保障分野を含め、宇宙に関する幅広い協力の在り方について議論を行った。日米両国は、宇宙状況監視（SSA）情報などの相互提供、宇宙アセット（衛星等）の抗たん性（攻撃を受けても設備や機材がその機能を維持する能力）の確保のための取組等、宇宙の安全保障分野での協力を引き続き進めている。

(4) 3か国協力については、アジア太平洋地域における同盟国やパートナーとの安全保障・防衛協力を推進してきている。5月及び12月の日米首脳会談等においても、これらの3か国間の協力は、共有する安全保障上の利益を増進し、アジア太平洋地域の安全保障環境の改善に資するものであることを確認した。また、28年1月及び9月の北朝鮮による核実験、度重なる弾道ミサイル発射を受けた対応の中で、日米・日韓の首脳・外相間において、日米韓3か国協力の重要性を再確認した。

(5) これら(2)～(4)については、米国における政権交代の直後に開催された29年2月の日米首脳会談に際し、共同声明の形で宇宙及びサイバー空間の分野における日米間の安全保障協力の拡大、3か国協力の重要性を確認し、トランプ政権下でのこれら分野における日米協力の礎とした。

(6) 情報保全については、同盟関係における協力を進める上で決定的に重要な役割を果たすものである。日米両国は、政府横断的なセキュリティ・クリアランスの導入や、カウンター・インテリジェンス（諜報による情報の漏えい防止）に関する措置の向上を含む情報保全制度の一層の改善に向け、引き続き協議を行った。

(7) 日米両国は、ASEAN 地域フォーラム（ARF）関連会合や第11回東アジア首脳会議（EAS）（9月）などの場で、海洋をめぐる問題を国際法にのっとって解決することの重要性を訴えた。27年4月に公表した新ガイドラインにおいても、日米両国は、航行の自由を含む国際法に基づく海洋秩序を維持するための措置に関し、相互に緊密に協力するとした。

27・28年度目標の達成状況：A（27年度：a，28年度：a）

測定指標3-2 在日米軍の安定的な駐留のための施策の進展

中期目標（一年度）

在日米軍の再編に関する合意を着実に実施する。

27年度

年度目標

- 1 沖縄の負担軽減のための措置を含む在日米軍の再編に関する合意の着実な実施に向け、普天間飛行場のキャンプ・シュワブへの早期移設や沖縄の施設・区域の返還等を着実に実施する。
- 2 日米地位協定の環境補足協定の署名に向けた取組や日米地位協定の運用改善の取組を推進する。

施策の進捗状況・実績

1 4月の「2+2」共同発表において、日米両国は、在日米軍の再編の過程を通じて訓練能力を含む運用能力を確保しつつ、在日米軍の再編に係る既存の取決めを可能な限り速やかに実施することに対する日米両政府の継続的なコミットメントを再確認した。また、この共同発表において、日米両国は、普天間飛行場の代替施設をキャンプ・シュワブ辺野古崎地区及びこれに隣接する水域に建設する計画が、普天間飛行場の継続的な使用を回避する唯一の解決策であることを再確認した。同月及び11月の日米首脳会談においても、普天間飛行場移設は辺野古が唯一の解決策であることが確認され、また、オバマ大統領から沖縄の負担軽減に引き続き協力していくとの発言があった。

また、12月には、菅官房長官とケネディ駐日米国大使が発表した「沖縄における在日米軍施設・区域の統合のための日米両国の計画の実施」において、日米両政府は、地元への米軍の影響を軽減しつつ、地域全体の将来の課題及び運用に関わる緊急事態に効果的に対応することができる兵力態勢の維持を目的とした、沖縄における米軍の統合のプロセスを前進させるため、沖縄における在日米軍施設・区域の返還又は共同使用に関する以下の措置について一致した。

- ①普天間飛行場：2年6月の日米合同委員会で確認された、同飛行場の東側沿いの土地（約4ヘクタール）の返還に向けた作業を加速することを確認した。
- ②キャンプ瑞慶覧（キャンプ・フォスター）のインダストリアル・コリドー：宜野湾市が、国道58号と西普天間住宅地区跡地を接続するためにキャンプ瑞慶覧（キャンプ・フォスター）の一部区域の上に高架式道路を設置する工事を28年度中に開始できるように、速やかに共同使用の合意を行うことで一致。日米両政府は、28年に開始される調査を含む必要な作業のための宜野湾市による当該区域への立入りを支援する。
- ③牧港補給地区（キャンプ・キンザー）：国道58号を拡幅し、交通渋滞を緩和するため、同国道に隣接する土地（約3ヘクタール）の28年度中の返還の実現に向けて、速やかに必要な作業を開始することで一致した。

また、北部訓練場について、8年の沖縄に関する特別行動委員会（SACO）最終報告で確認された同訓練場の過半（約3,987ヘクタール）の返還の意義及び緊急性を再確認し、その上で、同訓練場の迅速な返還を促進するために必要な、二国間で合意された条件を満たすとのコミットメントを再確認した。

- 2 9月、日米地位協定の環境補足協定に署名し、発効した。同協定は、①日米両国の又は国際的な環境基準のうち、より厳しいものを採用する米国側の基準の発出・維持、②文化財調査を含む返還予定地の現地調査や環境事故の際の調査のための立入手続の作成・維持、といった規定を明確な形で含んでいる。同協定は、法的拘束力を有する国際約束であり、これまでの日米地位協定の運用改善とは異なる、歴史的意義を有するものである。

28年度

年度目標

- 1 沖縄の負担軽減のための措置を含む在日米軍の再編に関する合意の着実な実施に向け、普天間飛行場のキャンプ・シュワブへの早期移設や27年12月に発表された「沖縄における在日米軍施設・区域の統合のための日米両国の計画の実施」に基づき、沖縄の施設・区域の返還等に向けた作業を着実に実施する。
- 2 日米地位協定の環境補足協定に基づき、米軍施設・区域における環境対策や日米地位協定の運用改善の取組を推進する。

施策の進捗状況・実績

1 在日米軍の施設・区域が集中する沖縄の負担軽減を進める重要性については、日米首脳会談、日米外相会談など累次の機会に日米双方が確認している。12月には、8（1996）年の沖縄に関する特別行動委員会（SACO）最終報告から20年越しの課題であった北部訓練場の過半（約4,000ヘクタール）の返還が実現した。さらに、29年2月の日米共同声明において、日米両政府は、普天間飛行場の代替施設をキャンプ・シュワブ辺野古崎地区及びこれに隣接する水域に建設することが、米軍

の抑止力を維持しながら、同時に、普天間飛行場の危険性を一刻も早く除去し、20年来の懸案である普天間飛行場の全面返還を解決するための唯一の解決策であることを確認した。唯一の解決策を首脳レベルの文書で確認したのは今回が初めてである。2020年代前半にグアム等の国外に在沖繩海兵隊約9,000人の移転を開始するグアム移転事業や、27(2015)年12月の「沖繩における在日米軍施設・区域の統合のための日米両国の計画の実施」において発表された案件を含む、25(2013)年4月の「沖繩における在日米軍施設・区域に関する統合計画」に基づく嘉手納以南の土地返還等についても、着実に計画を実施すべく、日米間で引き続き緊密に連携した。

- 2 4月に沖繩で発生した在日米軍の軍属による殺人被疑事件を受け、日米両政府は、実効的な再発防止策を策定すべく協議を行った。そして7月に、「軍属を含む日米地位協定上の地位を有する米国の人員に係る日米地位協定上の扱いの見直しに関する日米共同発表」を発出した。この共同発表において、日米両政府は、軍属の範囲の明確化等の分野において、個別の措置の詳細を発表することを目指し、努力することを決定した。その後、日米両政府は共同発表に基づき、集中的に協議を続け、12月、日米地位協定の軍属に関する補足協定の実質合意に達し、同協定は翌29(2017)年1月の署名により発効した。この補足協定は、日米地位協定が規定する軍属の内容を国際約束の形で補足し、明確化するものであり、このような日米地位協定の補足協定の作成は、27(2015)年に締結された環境補足協定に続き、2件目となる。

27・28年度目標の達成状況：B(27年度：b, 28年度：a)

参考指標：米国における対日世論調査の結果(日米安保条約を維持すべきとの回答の割合)

(出典：「米国における対日世論調査」(ニールセン社))	実績値		
	26年度	27年度	28年度
①一般の部			
②有識者の部			
(注)「一般」とは、米国に在住の18歳以上の市民から無作為に選ばれた約1,000人のサンプルを指し、「有識者」とは、米国連邦政府、ビジネス界、学界、報道界、宗教界から選ばれた200人のサンプルを指す。	①81% ②85%	①81% ②84%	①82% ②86%

評価結果(個別分野3)

施策の分析

【測定指標3-1 日米安保体制の信頼性の向上のための施策の推進】

27年度

- (1) 27年度は、4月の「2+2」における新ガイドラインの公表を始め、全ての目標が達成されたことから、目標達成と判定した。
- (2) 特に、「2+2」において新ガイドラインを公表できたことは、日米両国の役割及び任務を更新し、21世紀において新たに発生している安全保障上の課題に対処するための、よりバランスの取れた、より実効的な同盟を促進することとなり、ガイドラインの見直しの完了に向けて取り組み、日米安保体制の信頼性をより一層向上させるという目標を達成する上で効果があった。また、新ガイドラインの実効性を高めるものとして同盟調整メカニズム(ACM)及び共同計画策定メカニズム(BPM)を設置することができたことも、平時から緊急事態まで「切れ目のない」対応を可能とする上で効果があった。(27年度：米国との安全保障分野での協力推進(達成手段①))

28年度

- (1) 28年度は、9月の日米ACSAの署名や29年2月の日米共同声明の発出を始め、全ての目標が達成されたことから、目標達成と判定した。
- (2) 特に、日米ACSAに署名したことは、平和安全法制により実施可能となった物品・役務の提供

について、自衛隊と米軍との間で円滑かつ迅速な実施を可能とし、自衛隊と米軍との間の緊密な協力を促進するとともに、国際の平和と安全に積極的に寄与していくという目標を達成する上で効果があった。また、29年2月に発出した日米共同声明は、米新政権における初めての外国との首脳レベルでの二国間文書であり、その意味において米新政権として日本を重視していることを示しているものとなり、日米同盟の抑止力・対処力を一層強化させるという目標を達成する上で効果があった。特に、29年2月の共同声明に盛り込まれた米国の核戦力に言及する形での拡大抑止へのコミットメント、尖閣諸島への日米安保条約第5条の適用、及び普天間飛行場の移設について辺野古移設が唯一の解決策であることの確認は、いずれも首脳レベルの文書としては事実上初めてのものであった。(28年度：米国との安全保障分野での協力推進(達成手段①))

【測定指標3-2 在日米軍の安定的な駐留のための施策の進展】

27年度

- (1) 日米地位協定の環境補足協定への署名を始め、おおむめ目標に近い進展を示した。
- (2) 特に、日米地位協定の環境補足協定への署名は、法的拘束力を有する国際約束であり、これまでの日米地位協定の運用改善とは異なる、歴史的意義を有することから、日米地位協定の運用改善の取組を促進するという目的を達成する上で効果があった。沖縄の施設・区域の返還等に関して、「沖縄における在日米軍施設・区域の統合のための日米両国の計画の実施」において、元来想定されていた期限を一部前倒しする形で米軍施設・区域の返還等のプロセスを前進させる方途を示すことができた。(27年度：米国との安全保障分野での協力推進(達成手段①))

28年度

- (1) 北部訓練場の過半の返還や日米地位協定の軍属に関する補足協定の署名・発効を始め、全ての目標が達成されたことから、目標達成と判定した。
- (2) 特に、北部訓練場の過半の返還は、SACO最終報告から20年越しの課題であり、今回返還された土地は沖縄県内の米軍施設・区域の約2割に相当する面積となり、沖縄の負担軽減のための措置を含む在日米軍の再編に関する合意の着実な実施をするとの目標を達成する上で効果があった。また、日米地位協定の軍属に関する補足協定の署名・発効は、日米地位協定が規定する軍属の範囲を国際約束の形で補足し、明確化するものであり、補足協定の着実な実施を通じて、日米間の協力が一層促進され、在日米軍の軍属に対する管理が一層強化されることによって、軍属による事件・事故の再発防止が図られることが期待されることとなる。これらの成果は、沖縄の負担軽減及び日米地位協定の運用改善の取組を推進するという目標を達成する上で効果があった。(28年度：米国との安全保障分野での協力推進(達成手段①))

次期目標等への反映の方向性

【施策(施策の必要性に関する分析を含む)】

日本を取り巻く安全保障環境が厳しさを増す中、日本の安全を確保するためには、日本自身の防衛力の強化はもとより、日米安保体制の抑止力を不断に向上させていくことが不可欠である。そのために、新ガイドライン及び平和安全法制の下で、幅広い分野における日米安保・防衛協力、現行の日米合意に沿った在日米軍再編の実施を進めるとともに、在日米軍の活動が地元住民に与える負担の軽減にも努め、確実に成果を出していくことが必要である。

このとおり日米安保体制の信頼性を向上させるとともに、在日米軍の円滑な駐留を確保し、もって我が国の安全を確保するとの施策目標は妥当であり、今後とも同目標を維持し、その達成に向けた施策を実施していく。

【測定指標】

3-1 日米安保体制の信頼性の向上のための施策の推進

日米間で緊密に協議し、日米安保体制の信頼性をより一層向上させるとの中期目標の達成に向けた新ガイドライン及び平和安全法制の下での日米同盟の抑止力・対処力の強化等の28年度目標は適切な目標であったと考える。

日米安保・防衛協力については、上記施策における評価結果のとおりに進展しているが、引き続き協力の進展に向け、日米で緊密な連携を加速し、具体的な成果を出していく必要がある。厳しさを増す安全保障環境を踏まえ、我が国自身の防衛力の強化に取り組むとともに、日米安保体制の抑止力向上

のため、新ガイドライン及び平和安全法制の下で幅広い分野での協力を進めていく。

3-2 在日米軍の安定的な駐留のための施策の進展

在日米軍再編に関する合意を着実に実施するとの中期目標の達成に向けて、沖縄の負担軽減のための措置を含む在日米軍の再編に関する合意の着実な実施、日米地位協定の環境補足協定の取組の推進等の28年度目標は、適切な目標であったと考える。

在日米軍再編については、現行の日米合意に従って作業を進め、抑止力を維持しつつ、沖縄を始めとする地元の負担軽減を実現し、地元の理解を高めていく。この観点から、引き続き、在日米軍施設・区域の返還等に向けた作業の着実な実施、日米地位協定の適切な運用などに取り組んでいく。

作成にあたって使用した資料その他の情報

- ・「平成29年版外交青書」（第3章第1節）
- ・外務省 ホームページ
第193回国会における岸田外務大臣の外交演説
(http://www.mofa.go.jp/mofaj/fp/pp/page3_001969.html)
日米安全保障体制
(<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/usa/hosho/index.html>)
- ・首相官邸 ホームページ
第193回国会における安倍内閣総理大臣施政方針演説
(http://www.kantei.go.jp/jp/97_abe/statement2/20170120siseihousin.html)

施策 I-3 中南米地域外交

平成 29 年度政策評価書

(外務省 28-I-3)

施策名(※)	中南米地域外交					
施策目標	<p>中南米諸国及び地域枠組みとの政治・経済関係をはじめとする多面的で裾野の広い交流の増進を通じた協力関係を構築するため、以下を実施する。</p> <p>1 中南米全体との関係強化に加え、中米カリブ諸国との経済関係強化、国際社会の諸課題に関する協力関係強化及び相互理解を促進する。</p> <p>2 南米諸国との経済関係及び幅広い分野における二国間関係や、国際社会における協力関係を強化し、また相互理解を促進する。</p>					
施策の予算額・執行額等	区分	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	74	95	89	89
		補正予算(b)	0	0	0	
		繰越し等(c)	0	0	0	
		合計(a+b+c)	74	95	89	
執行額(百万円)	65	72	82			

(※) 本施策は、個別分野を設定しており、「施策の概要」、「関連する内閣の重要政策」、「測定指標」、「評価結果」（「施策の分析」及び「次期目標等への反映の方向性」）及び「作成にあたって使用した資料その他の情報」については、関連個別分野の該当欄に記入した。

評価結果 (注 1)	目標達成度の測定結果	(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり	(判断根拠) 主要な測定指標は概ね目標に近い実績を示したことから、左記のとおり判定した。
	測定指標の 27・28 年度目標の達成状況 (注 2)	個別分野 1 中南米地域・中米・カリブ諸国との協力及び交流強化	
		* 1-1 貿易・投資の増大等を通じた経済関係の強化	A
		* 1-2 国際社会の諸課題に関する協力関係の強化	B
		1-3 要人往来及び様々なレベルでの交渉及び対外発信の強化	B
		* 1-4 多国間フォーラムを活用した中米カリブ諸国との関係強化	B
		1-5 中米・カリブ諸国との首脳・外相会談の実施数	C
		個別分野 2 南米諸国との協力及び交流強化	
		* 2-1 南米諸国との経済関係強化の進展	B
		* 2-2 南米諸国との二国間関係及び国際社会における協力の強化	B
* 2-3 南米諸国出身の在日外国人を巡る諸問題への取組の進展		B	
2-4 南米諸国との首脳会談と外相会談の実施数	B		

(注 1) 評価結果については、各個別分野の「評価結果」-「施策の分析」及び「次期目標等への反映の方向性」欄の記載を併せて参照願いたい。

(注 2) 「測定指標の 27・28 年度目標の達成状況」欄には、各個別分野の測定指標の名称及び 27・28 年度目標の達成状況を列挙した。「*」印は、該当する測定指標が主要な測定指標であることを示している。

学識経験を有する者の知見の活用	<p>(外務省政策評価アドバイザー・グループ・メンバーの所見)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本と中南米地域との貿易・投資の増大等を通じた経済関係は順調に強化されている。種々の二国間 EPA 及び投資協定の締結に向けた努力とともに、日・メルコスール対話、日・カリコム外相会談、日・中米ビジネスフォーラム、日・太平洋同盟 SOM、日米・ラ米協議、アジア中南米協力フォーラム (FEALAC) など多くの多国間協議の場を通じた対話が進展していることは大きく評価できる。中南米地域と「国際社会の諸課題に関する協力関係の強化」で何を優先順位に置くかは、戦略的な検討を要する。とりわけ米トランプ政権が自由貿易を修正する立場をとる中で、中南米地域における自由貿易及び日本企業の投資のあり方について積極的に取り組むことが望ましい。 ・地味だが日・ブラジル受刑者移送条約などの成果を挙げたのは評価できる。 ・日本の政治家等の対中南米訪問が増えた一方、ブラジル大統領等を除くと、そう多くの首脳が来日しているわけではない点が課題として意識できるのではないだろうか。
-----------------	---

	<ul style="list-style-type: none"> ・その努力をする一方、目標に掲げられているように、多国間フォーラムなどの機会を捕まえて、ハイレベルな接触を維持するのが大事。 ・経済交流、投資促進、民間交流を維持拡充する必要がある一方、少しメリハリをつけて重点的なてこ入れを中枢国にかけていく必要はあるまいか。たとえば、日系企業のプレゼンスや NAFTA の見直しなどとも絡んで、メキシコを中南米における外交の重点対象とするなど。 ・同時に、細やかで地道な交流を束ね、統合的なコンセプトのもとに中長期で推進するような構図を追求すべきではなかろうか。
--	---

担当部局名	中南米局	政策評価 実施時期	平成 29 年 10 月
-------	------	--------------	--------------

個別分野 1 中南米地域・中米・カリブ諸国との協力及び交流強化

施策の概要

中南米全体との関係強化に加え、中米カリブ諸国との経済関係強化、国際社会の諸課題に関する協力関係強化及び相互理解を促進する。また、中米地域及びメキシコにおける日系人との連携を強化するための取組を進める。

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

- ・ 第 193 回国会衆議院外務委員会における岸田外務大臣からの国際情勢報告及び外交政策所信（平成 29 年 2 月 15 日）

「ASEAN、豪州、インド、欧州、太平洋島嶼国、中南米等との関係を一層強化します。」

- ・ 日・パナマ首脳会談（平成 28 年 4 月 20 日）

「安倍総理大臣から、バレーラ大統領の初の訪日を歓迎するとともに、海事分野をはじめとして緊密な二国間関係を更に促進したいと述べました。また、安倍総理大臣から、「共に発展、主導、啓発」するパートナーとして様々な分野で関係を強化したい旨伝えました。」

- ・ 日・エルサルバドル外相会談（平成 28 年 5 月 23 日）

「岸田外務大臣から、エルサルバドルが中米統合の推進及び日本と中米諸国の協力関係において中心的な役割を果たしてきたことを評価する旨述べました。日本も地域統合を後押しすべく、防災、算数教育、保健等の分野での技術協力を通じて、中米地域全体に裨益する広域協力を実施している旨述べました。」

- ・ 第 5 回日・カリコム外相会合（平成 28 年 9 月 21 日）

「岸田外務大臣から、カリコムと日本は、法の支配、民主主義といった基本的価値を共有し、長年、友好・協力関係を築いてきた。2014 年に総理が表明した「日本の対カリコム政策」の三本の柱に基づき、日本は対カリコム支援を着実に実施、また、日カリコム双方の交流は拡大し、国際場裡での協力も深化してきており、今後も関係を一層強化していきたい旨述べました。」

- ・ 日・キューバ首脳会談（平成 28 年 9 月 23 日）

「安倍総理大臣は、非同盟運動諸国の雄として国際社会においても影響力を有するキューバとの幅広い分野での二国間及び国際場裡での更なる関係強化と協力を加速するため、今後機会を捉えて外相間で協議させたい旨述べました。」

測定指標 1-1 貿易・投資の増大等を通じた経済関係の強化

中期目標（一年度）

メキシコ、中米、カリブ諸国との間で各種政策対話、ビジネス関連フォーラム等を通じ、経済関係の強化に努める。

27 年度

年度目標

- 1 首脳・外相を始めとする高いレベルでの緊密な意見交換の実施を維持し、経済関係の強化を図る。
- 2 中米カリブ諸国との政策協議を通じ、経済関係の強化を図る。
- 3 日・中米ビジネスフォーラムや、日・メキシコ EPA ビジネス環境整備委員会等の開催を通じて民間の人的交流促進、日本企業進出の促進を図ると共に、進出日本企業の側面支援をする。

施策の進捗状況・実績

- 1 9 月～10 月に安倍総理大臣はジャマイカを訪問し、日・ジャマイカ首脳会談において、友好・協力関係の強化、国際社会での更なる連携強化等を確認する「日・ジャマイカ・パートナーシップ（J-J パートナーシップ）強化に関する共同声明」に署名した。また、5 月に岸田外務大臣がキューバを訪問し、日キューバ外相会合を行い、本格的な無償資金協力の開始、官民合同会議の立ち上げ等に合意するなど、日キューバ関係の強化に向けて大きな成果をあげた。

議会交流として、7 月にメキシコからバルボサ上院議長一行が訪日し、一行は安倍総理大臣を表

敬した。10月に山崎参議院議長がメキシコ及びパナマを訪問した。

- 2 (1) 5月に日本とスペインの高級実務者による日西ラ米協議を実施し、両国における経済関係強化及び対ラ米協力の可能性等について意見交換を行った。
 - (2) 7月に「第1回日・太平洋同盟高級事務レベル会合」がペルーで開催され、今後の太平洋同盟諸国と日本の経済連携強化の方策につき議論を行った。
 - (3) 28年3月には日米ラ米協議を実施し、最近の中南米経済情勢に関する分析について意見交換を行った。
- 3 5月にグアテマラで第2回日・中米ビジネスフォーラムが開催され、宇都外務大臣政務官が出席し、日・中米諸国間の経済関係を一層強化し、相互の交流を促進することを表明した。
8月にメキシコで日・メキシコ経済連携協定(EPA)発効10周年記念セミナー開会式及び第8回日・メキシコEPAビジネス環境整備委員会が開催され、宇都外務大臣政務官が出席し、両国間の貿易・投資が過去10年間で飛躍的に拡大・深化した旨表明すると共に、両国民間団体と人的交流促進の観点から、進出日本企業にとっても関心事項である治安、知的財産・基準認証、税務・通関、労務等)について討議を行った。

28年度

年度目標

- 1 首脳・外相等の高いレベルから実務レベルに至るまで幅広い層における緊密な意見交換及び政策協議の実施を維持し、経済関係の強化を図る。
- 2 日・中米ビジネスフォーラムや、日・メキシコEPAビジネス環境整備委員会等の開催を通じて民間の人的交流促進、日本企業進出の促進を図ると共に、進出日本企業の側面支援をする。

施策の進捗状況・実績

- 1 4月のバレーラ・パナマ大統領による訪日、9月の安倍総理大臣のキューバ訪問といった首脳間の交流が大きく進展した。特に、安倍総理のキューバ訪問は、現職の総理大臣として初めてのキューバ訪問であり、官民合同会議の政務レベルへの格上げ等を通じて経済関係の進展を後押しすること、更なる無償資金協力の実施等により本格的な経済協力を推進すること等が確認されたことから、国際社会において影響力を有するキューバとの関係を強化する上で有意義であった。5月のエルサルバドル外相訪日や、9月に約2年ぶりに開催された日・カリコム外相会合といった交流以外にも、藪浦外務副大臣及び武井外務大臣政務官がメキシコやベリーズ、ハイチなど中米・カリブ地域を訪問し、また中米・カリブ地域から招へい者がある際には、藪浦外務副大臣及び武井外務大臣政務官への表敬等が行われた。経済関係の強化の観点からは、バレーラ・パナマ大統領訪日の際に、対中南米地域としては最大規模となる、約2,822億円を限度とする円借款「パナマ首都圏都市交通3号線整備計画」に関する書簡の交換が行われ、また、安倍総理大臣のキューバ訪問に先立ち、対キューバ債務救済措置の文書署名が行われたほか、首脳会談において、今後の更なる経済関係の進展を後押しするため、対キューバ海外投資保険の引受の一部再開、第2回官民合同会議の開催及び同会議の政務レベルへの格上げ、「質の高いインフラ投資」への理解促進と日本のインフラ関連企業のキューバ進出を支援するための官民インフラ会議の開催を発表した。この他にも各種会談では、安倍総理大臣が26年に中南米を訪問した際に打ち出した我が国の対中南米政策・3つの「共に」のひとつである「共に発展」を実現すべく、実り多い意見交換を行った。
- 2 9月の安倍総理大臣のキューバ訪問の際に出席者を政務レベルに引き上げることに合意した日本・キューバ官民合同会議は、11月に第2回会合が開催され、日本から藪浦外務副大臣のほか、5省庁・4政府機関から35名、近藤日・キューバ経済懇話会(JCEC)会長を含め、民間企業23社から58名が出席し、キューバ側からマルミエルカ外国貿易・外国投資相のほか、2省庁・3政府機関から9名が出席した。会議では、日本側民間企業から、日本企業の活動促進のための具体的な提案が行われ、両国は経済関係強化に向けた具体的な提案として、中長期的な経済アジェンダを作成することで一致したほか、日本側からは、キューバのビジネス環境改善に向けた働きかけと提案を行った。29年1月には日・メキシコEPAビジネス環境整備委員会第9回会合が開催され、武井外務大臣政務官が出席した。このような様々な取組を通じ、中南米地域との経済関係をより深化することができた。とりわけ、メキシコにおける日系企業の進出数は飛躍的に伸び、1,000社を超えた。なお、当初年度目標としていた「日・中米ビジネスフォーラム」については、他の外交案件との兼ね合いもあり、開催しなかった。

測定指標 1－2 国際社会の諸課題に関する協力関係の強化

中期目標（--年度）

各種政策対話，フォーラム，要人往来等を通じ，中南米各国との国際社会における連携を強化する。

27 年度

年度目標

要人往来や各種政策対話を通じ，中南米各国との間で，国連改革，気候変動，軍縮・不拡散といった国際的な課題について，国際社会における連携を強化する。

- 1 カリコム外相会合 (COFCOR) に政務レベルが出席し，国連改革等につき連携強化を図る。
- 2 戦略的実務者招へいのスキームを活用し，カリコム若手外交官を招へいし，国連改革や気候変動といった国際的な課題についての連携強化のための情報共有・意見交換を行う。

施策の進捗状況・実績

首脳レベルでは，ホンジュラス（7 月），ジャマイカ（10 月），外相レベルでは，キューバ（5 月），ドミニカ国（10 月）と会談を実施し，国連安保理改革，気候変動，防災，軍縮・不拡散等の国際的な課題について，我が国の立場への理解・支持を求め，連携強化を図った。

- 1 5 月にセントルシアでカリコム（カリブ共同体）外交・共同体関係理事会会議（COFCOR，カリコム外相会合）が開催され，中山外務副大臣がオブザーバーとして出席し，国連改革等，国際社会の多くの分野で連携強化を図ることを確認した。
- 2 戦略的実務者招へいのスキームを活用し，12 月にカリコム若手外交官 6 名及び 28 年 3 月にアジア中南米協力フォーラム（FEALAC）若手リーダー 10 名を招へいし，各々国連改革，気候変動，防災と持続可能な成長のための科学技術の活用等について，意見交換・情報共有を行った。

28 年度

年度目標

要人往来や各種政策対話を通じ，中米カリブ諸国との間で，国連改革，気候変動，軍縮・不拡散といった国際的な課題について，国際社会における連携を強化する。

- 1 カリコム（カリブ共同体，CARICOM）外相会合 (COFCOR) 等の域内のハイレベルが集う会合に政務レベルが出席し，国連改革等につき連携強化を図る。
- 2 カリコムから若手外交官・行政官等，今後地域において影響力，発信力を持つことが期待される者を招へいし，国連改革や気候変動といった国際的な課題についての連携強化のための意見交換・情報共有を行う。

施策の進捗状況・実績

活発な要人往来を通じ，二国間関係のみならず，民主主義や市場経済など基本的価値を共有する中南米諸国との間で，国際社会における協力強化についても確認できた。

- 1 9 月には国連総会の機会をとらえ，第 5 回日・カリコム外相会合が開催され，岸田外務大臣から法の支配，民主主義といった基本的価値を共有するカリコム諸国との間で，双方の交流は拡大し，国連改革等国際社会での協力も深化してきており，今後も関係を一層強化していきたい旨述べたのに対し，カリコム側からは，日本とカリコム諸国は長年にわたり，強固かつ友好的な関係を維持してきているパートナーであり，今後とも日・カリコム関係を発展させていきたい旨の発言があり，両国の関係深化を確認した。
- 2 日本政府は，12 月にカリコム諸国から，14 名の若手外交官・行政官を招へいし，一行は京都・広島を訪問し，それぞれにおいて気候変動問題への取組や日本の歴史・文化，平和の尊さと核兵器の恐ろしさを学んだ。一行は，滞在中に滝沢外務大臣政務官を表敬し，将来の日・カリコム関係を担う若い世代との交流を大切にしながら，日・カリコム関係を一層緊密に協力していくことを確認した。

27・28 年度目標の達成状況： B (27 年度： a, 28 年度： b)

測定指標 1-3 要人往来及び様々なレベルでの交流及び対外発信の強化

中期目標 (一年度)

様々なレベルでの人的交流及び対外発信を強化する。

27 年度

年度目標

- 1 政府要人の往来を引き続き強化する。
- 2 戦略的実務者招へいスキームを活用し、アジア中南米協力フォーラム (FEALAC) 若手行政官、カリコム若手外交官の招へいを実現する。こうした招へい事業については、在外公館を通じ、招へいスキーム参加者に対するフォローアップを行う。
- 3 戦略的対外発信のスキームを活用し、「Juntos!! 中南米対日理解促進交流プログラム」を通じて中南米諸国から 100 名を招へいし、日本の姿勢や魅力について積極的に発信する。
- 4 27 (2015) 年日・中米交流年の周年事業として政務レベルを始めとした様々なレベルでの往来を実施する。

施策の進捗状況・実績

- 1 我が国から 9～10 月に安倍総理大臣のジャマイカ訪問、5 月に岸田外務大臣のキューバ訪問を行い、国連安保理改革などについて意見交換を行い、国際社会の諸課題の解決に向け引き続き協力していくことで一致した。4 月にはロイ・パナマ運河担当相兼メトロ公社総裁、キハーノ・パナマ運河庁長官、バカラット・パナマ海事長官、グティエレス・コスタリカ環境エネルギー相が訪日、5 月には中山外務副大臣がジャマイカ及びセントルシアを訪問、宇都外務大臣政務官がグアテマラを訪問、6 月には宇都外務大臣政務官がバハマ及びアンティグア・バーブーダを訪問、7 月には宇都外務大臣政務官がエルサルバドルを訪問、8 月には中山外務副大臣がコスタリカを訪問、10 月にはフィデル・カストロ・キューバ国家評議会科学顧問が訪日、バロン・ドミニカ国外相訪日、12 月に眞子内親王殿下が、外交関係樹立 80 周年及び日・中米交流年という節目で、エルサルバドル政府及びホンジュラス政府から招待を受けて両国をご訪問された。
- 2 戦略的実務者招へいのスキームを活用し、12 月にカリコム若手外交官招へい、28 年 3 月にアジア中南米協力フォーラム (FEALAC) 若手リーダー招へいを行った。招へい後、各在外公館が被招へい者と個別に意見交換し、招へいプログラムへの評価を聴取すると共に、その後の職務への反映の仕方や、被招へい者による対外発信についてのフォローアップを実施した。
- 3 戦略的対外発信のスキームで、28 年 3 月に中南米諸国から 101 名 (国会議員、政府関係者、地方公共団体関係者、ジャーナリスト等) を招へいし、細野 JICA 研究所シニアリサーチアドバイザーによる、日本の対中南米経済協力のモデルである「ジャパン・モデル」の説明や、トヨタ等の日本を代表する企業の視察、シンクタンクとのディスカッション等日本の政治経済に関する姿勢や日本の魅力等について発信を行った。
- 4 本年は、我が国と中米 5 か国 (グアテマラ、エルサルバドル、ホンジュラス、ニカラグア、コスタリカ) との間で外交関係樹立 80 周年を迎え、「日・中米交流年」として、政治、経済、文化等様々な分野で交流事業を実施することで合意し、7 月にエルナンデス・ホンジュラス大統領が訪日したほか、11 月にカブリサス・キューバ閣僚評議会副議長、10 月にバロン・ドミニカ国外相が訪日した。4 月に岸田外務大臣が日本の外務大臣として初めてキューバを訪問した。外務副大臣、外務大臣政務官等も中南米諸国を訪問した。

28 年度

年度目標

- 1 戦略的実務者招へいスキームを活用し、アジア中南米協力フォーラム (FEALAC) 外交官・若手行政官の招へいを実現する。また、在外公館を通じて被招へい者に対し、本スキームのフォローアップを行う。
- 2 戦略的対外発信のスキームを活用し、「Juntos!! 中南米対日理解促進交流プログラム」を通じて

中南米諸国から125名を招へいし、日本の姿勢や魅力について積極的に発信する。

- 3 招へい事業等を通じ、中米地域及びメキシコにおける日系人との連携を強化するための取組を進める。

施策の進捗状況・実績

- 1 29年3月にアジア中南米協力フォーラム (FEALAC) 加盟国のうち12か国から若手行政官を招へいた。今回の招へいでは、テーマを「防災（マネージメント及びインフラの輸出）・持続可能な成長及び科学技術の活用」とし、被招へい者は、被災地である宮城県を訪問し、被災地の復興を実感すると共に、日本の防災に関する取組について理解を深めた。被招へい者からは、日本の取組を各国の参考としたいとの声が寄せられるなど、各国における災害対策の向上に寄与しうる取組となった。
- 2 「Juntos!! 中南米対日理解促進交流プログラム」を通じて、日本から中南米諸国への25名の派遣、中南米諸国から日本への125名の招へいにより、計150名の人的交流を実施した。招へい者には滞在中、日本政府の外交政策について理解を深めてもらうのみならず、科学技術や防災など日本の強みについても発信できた。被招へい者は帰国後、プログラムを通じて学んだことをSNSやメディアを通じて、各々の国で広く発信した。これらにより、地理的に離れた中南米地域における、我が国の取組や政策に係る戦略的な発信につながった。
- 3 招へい事業等を通じた日系人との連携強化については、「次世代日系人指導者会議」のスキームによりメキシコから1名（中南米全体からは計8名）、「対外発信強化のための中南米日系人招へい事業」で1名（中南米全体からは計20名）の日系人を招へいし、有識者講演や様々な視察等を通して対日理解を促進し、連携を強化することができた。また、日墨協会創立60周年に当たり、国際交流基金「日本祭り」開催支援事業「アート・ミックス・ジャパン・イン・メキシコ（日本祭り2016）」が行われ、2日間で延べ5万472人が入場し、大変な好評を博した。

27・28年度目標の達成状況：B（27年度：a，28年度：b）

測定指標1-4 多国間フォーラムを活用した中米カリブ諸国との関係強化

中期目標（一年度）

日・中米フォーラム、日・カリコム協議、アジア中南米協力フォーラム (FEALAC)、イベロアメリカ・サミット、国連ラテンアメリカ・カリブ経済委員会 (ECLAC)、米州機構 (OAS)、太平洋同盟等、多国間のフォーラムに引き続き積極的に関与するとともに、活用し、中南米・中米カリブ諸国との関係を強化する。

27年度

年度目標

太平洋同盟、アジア中南米協力フォーラム (FEALAC)、イベロアメリカ・サミット、国連ラテンアメリカ・カリブ経済委員会 (ECLAC)、米州機構 (OAS)、日・中米フォーラム、日・カリコム協議等、多国間のフォーラムに引き続き積極的に関与するとともに、中南米・中米カリブ諸国との関係を強化する。

- 1 第1回日・太平洋同盟高級事務レベル会合を開催し、日・太平洋同盟間での今後の具体的協力の方策等について協議し、他のオブザーバー国との差別化を図る。
- 2 第7回 FEALAC 外相会合において、日本が24(2012)年より提言しているロボット・コンテストについての成果を示し、FEALAC の枠組みにおけるアジアと中南米との協力強化の基盤を提供する。また、戦略的実務者招へいのスキームを活用し、FEALAC から若手行政官を招へいし、協力の基盤を強化する。
- 3 日・中米フォーラムを実施し、日・中米交流年にあたり、政務レベルの要人往来及び周年事業の積極的な実施を目指す。
- 4 「Juntos!! 中南米対日理解促進交流プログラム」の拠出先である OAS と、同プロジェクトを通じて関係を強化する。
- 5 日・カリコム事務レベル協議を実施し、首脳会合及び外相会合のフォローアップを行い、引き続

きカリコム諸国との連携強化をはかる。

施策の進捗状況・実績

- 1 太平洋同盟については、7月に第1回日・太平洋同盟高級事務レベル会合を実施し、今後の太平洋同盟諸国と日本の経済連携強化の方策につき議論を行った。また、太平洋同盟諸国との幅広い分野での協力関係深化のための人的交流等についても議論を行った。在京中南米諸国大使グループ（GRULAC）とも、2か月に1度の頻度で中南米局長との対話を設けており、中南米諸国大使からの意見や要望をきめ細かく聴取し、対応を図っている。米州機構（OAS）との間でも、OASからの求めに応じて、9月に実施されたグアテマラ総選挙へ1名の選挙監視要員の派遣を行った。
- 2 アジア中南米協力フォーラム（FEALAC）の間では、24年より日本が提言しているロボット・コンテストの実施が決定された。8月にコスタリカで開催された第7回 FEALAC 外相会合に中山外務副大臣が出席し、ロボット・コンテストを含む日本のプロジェクト2件を紹介し、これらプロジェクトが外相会合成果文書であるサンホセ宣言で歓迎された。ロボット・コンテストは10月～11月にブラジルで開催され、史上初のアジアと中南米の学生が対決するロボット・コンテストとなり、仙台高専が優勝、熊本高専が準優勝した。さらに、同コンテストで FEALAC 賞を受賞した中南米チームを28年3月に日本に招へいし、仙台高専との交流を行った。また、28年3月には FEALAC 若手リーダー招へいを実施し、防災と持続可能な成長のための科学技術の活用についてのアジアと中南米の知見の共有及び今後の協力について議論を行った。
- 3 27年2月にグアテマラで実施された第17回日本・中米「対話と協力」フォーラムに続き、5月には第2回日・中米ビジネスフォーラムが同国で開催され、宇都外務大臣政務官が出席した。また、日・中米交流年事業として、12月の眞子内親王殿下のエルサルバドル、ホンジュラス御訪問の他、首脳メッセージ交換（中米各国）、交流年記念式典（中米各国）、交流年記念切手発行（ホンジュラス、エルサルバドル）、27年3月のコスタリカ、ホンジュラス、ニカラグアにおけるロボット講演（石黒浩大阪大学大学院教授）、5月～6月のグアテマラ、コスタリカ、ホンジュラス、エルサルバドルにおける石見神楽公演といった海外における事業の他、国内において、3月の日・中米外交関係樹立80周年レセプション及び6月の中米映画祭、7月の日・コスタリカのU22サッカー交流及び日・中米交流年レセプション、9月の中米展示会、コスタリカ国立交響楽団カルテット公演、12月の中米5か国報道関係者招へい等を行った。
- 4 「Juntos!! 中南米対日理解促進交流プログラム」の拠出先候補であった OAS との調整が付かなかったが、ラテンアメリカ社会科学研究所（FLACSO）を拠出先とすることで調整が付き、28年3月に中南米諸国から101名を招へいした。
- 5 日・カリコム事務レベル協議については、安倍総理大臣のジャマイカ訪問やカリコム外相会合（COFCOR）への中山外務副大臣出席を通じてカリコム諸国との連携を図ることに主眼を置いたため、27年度は実施しなかった。

28年度

年度目標

太平洋同盟、アジア中南米協力フォーラム（FEALAC）、イペロアメリカ・サミット、国連ラテンアメリカ・カリブ経済委員会（ECLAC）、米州機構（OAS）、日・中米フォーラム、日・カリコム協議等、多国間のフォーラムに引き続き積極的に関与するとともに、中南米・中米カリブ諸国との関係を強化する。

- 1 日・太平洋同盟高級事務レベル会合を開催し、日・太平洋同盟間での今後の具体的協力の方策等について協議し、他のオブザーバー国との差別化を図る。
- 2 第17回 FEALAC 高級実務者会合において、昨年実現に至った日本のプロジェクトである、米国電子協会（IEEE）中南米ロボット・コンテストへ設置した FEALAC 賞についての成果を示し、FEALAC の枠組みにおけるアジアと中南米との協力強化の基盤を提供する。また、戦略的実務者招へいのスキームを活用し、FEALAC から若手行政官を招へいし、協力の基盤を強化する。
- 3 「Juntos!! 中南米対日理解促進交流プログラム」の拠出先であるラテンアメリカ社会科学研究所（FLACSO）と、同プロジェクトを通じて関係を強化する。
- 4 日・カリコム事務レベル協議を実施し、引き続きカリコム諸国との連携強化をはかる。

施策の進捗状況・実績

- 1 太平洋同盟諸国との高級事務レベル会合は開催しなかったが、11月のペルーAPECの機会を利用

して行われた非公式対話や、29年3月に行われたハイレベル対話を通じ、自由貿易政策など我が国の重要政策について、有益な議論を行うことができ、協力関係について確認した。また、太平洋同盟側と調整の上、「Juntos!!中南米対日理解促進交流プログラム」を活用し、太平洋同盟がオブザーバー国との協力で重視する分野のひとつである科学技術・イノベーションをテーマに16名の若手行政官及び企業関係者を招へいするなど、他のオブザーバー国との差別化を図るための具体的な取組を実施した。

- 2 FEALAC については、IEEE 中南米ロボット・コンテストに出場すべく、日本から東京工業大学、及び東京電機大学、仙台高等専門学校（広瀬キャンパス・名取キャンパス）、それぞれの学生からなる4チームを派遣し、さらに日本の提案で設置したFEALAC賞の選考委員として東京工業大学名誉教授を現地に派遣し、FEALAC賞の授与を行った。その後、FEALAC賞を受賞したチーム所属の6名を日本に招へいした。このような一連の関連性のあるプロジェクトを行うことで、FEALACにおける日本のプレゼンスを示すとともに、我が国の強みである科学技術について内外に発信した。また、戦略的実務者招へいの枠組みにより、FEALAC加盟諸国から12名の若手外交官を招へいし、アジア・中南米の共通課題に対する理解を深め、FEALAC加盟国間の関係を強化に努めた。
- 3 ラテンアメリカ社会科学研究所（FLACSO）とは外務省幹部のコスタリカ出張などをとらえ、事務レベル協議を重ねた。その中で、今後の協力関係、とりわけ「Juntos!!中南米対日理解促進交流プログラム」実施後、参加者がプログラムで学んだことをどのように活かしているかを確認する作業への協力などについて協議した。
- 4 29年3月、ガイアナにおいて日・カリコム事務レベル協議を行った。協議では、安保理改革をはじめとする国際社会での連携などが確認されたほか、先方からは日本の支援に対して感謝の意が述べられた。本協議は20年以上続けられており、日本とカリコム諸国の協力関係の深さを象徴するものとなった。

27・28年度目標の達成状況：B（27年度：a，28年度：b）

測定指標 1-5 中米・カリブ諸国との首脳・外相会談の実施数

	中期目標値	27年度		28年度		27・28年度目標の達成状況
	一年度	年度目標値	実績値	年度目標値	実績値	
	—	7	4	7	5	C (27年度：c 28年度：b)

参考指標：日・中米カリブ間貿易額（単位：億円）

(出典：28年度は財務省統計)	実績値		
	26年度	27年度	28年度
	27, 198	31, 694	28, 731

評価結果(個別分野1)

施策の分析

【測定指標 1-1 貿易・投資の増大等を通じた経済関係の強化】

27年度

- (1) 5月の岸田外務大臣のキューバ訪問や9月の日・ジャマイカ首脳会談に始まる要人往来、太平洋同盟諸国との高級事務レベル会合や日・中米ビジネスフォーラムの開催など中米・カリブ諸国との経済関係強化に向けた取組の成果をはじめ、全ての目標が達成されたことから、目標達成と判定した。
- (2) 5月には岸田外務大臣がキューバを訪問し、今後大きな経済成長が見込まれるキューバとの間で官民合同会議の立ち上げを合意した。
9月に日・ジャマイカ首脳会談を開催し、3年連続の首脳会談の実現となった。
7月には太平洋同盟諸国との高級事務レベル会合を開催したほか、11月には日・中米ビジネス

フォーラムを開催し、多国間のフォーラムを通じた経済関係の強化に努めた。(27年度：中米カリブ諸国との協力強化(達成手段①))

28年度

(1) 日・中米ビジネスフォーラムについては他の外交案件との兼ね合いもあり開催しなかったが、日・パナマ首脳会談、安倍総理大臣のキューバ訪問、日キューバ官民合同会議の開催、日メキシコ経済関係の強化に関する取組等の成果は極めて高く、年度目標の目標水準を全体として上回る成果が得られたと考えられることから、目標達成と判定した。

(2) 日・パナマ首脳会談においてパナマに対する円借款「パナマ首都圏都市交通3号線整備計画」に関する書簡の交換をし、本件事業に向けて双方が一層協力していくことで一致した。

現職の総理大臣として初めて実現したキューバ訪問において、インフラ需要にあふれるキューバでの官民合同会議を政務レベルに引き上げることに合意した。

発効10周年を経た日メキシコEPAを基礎として、日メキシコ経済関係は飛躍的に発展し、メキシコにおいては進出日系企業が1,000社を超えるに至った(28(2016)年現在1,111社、24(2012)年の546社の2倍以上)。また、多層的なレベルの協議の機会については、距離的に離れており、他地域と比べてハイレベルの協議の機会が少なくならざるをえない中南米地域においては、関係強化に向けた定期的な協議の場を確保するという観点から非常に重要となる。(28年度：中米カリブ諸国との協力強化(達成手段①))

【測定指標1-2 国際社会の諸課題に関する協力関係の強化】

27年度

(1) 2度にわたる首脳会談、及び外相会談で国連安保理改革、気候変動、防災、軍縮・不拡散等などの国際社会の諸課題に関する問題を取り上げられたこと等は、多くの国が一体となって動く多国間の枠組における我が国の立場について理解を求められた点などに着目すると、その成果は極めて高く、全ての目標が達成されたことから、目標達成と判定した。

(2) 日ホンジュラス首脳会談において、エルナンデス・ホンジュラス大統領は国連安保理改革について、日本を含むG4の立場への支持を表明した。

日ジャマイカ首脳会談において、国連安保理改革の重要性につき認識が一致し、環境・気候変動、防災、北朝鮮問題等についても幅広く議論を行い、両国が今後も国際社会において緊密に連携していくことを確認した。

日キューバ外相会談において、二国間関係のみならず、国際社会における重要課題の安保理改革、軍縮・不拡散等、地域・国際情勢について、幅広く意見交換をした。

日ドミニカ国外相会談において、軍縮・不拡散、国連安保理改革、気候変動問題等について意見交換を行い、国際社会の諸課題の解決に向けて引き続き協力していくことで一致した。(27年度：中米カリブとの関係強化(達成手段①))

28年度

(1) 日キューバ首脳会談の実現、日カリコム外相会談やカリコム行政官招へい等の効果は特に高かったが、他方で、23か国と国の数も多い中米・カリブ諸国において、国連改革や軍縮・各不拡散など更なる協力・相互理解の余地もある分野もあると考えるため、目標達成に至らなかったと判定した。

(2) 加盟国数が多く(14か国)、かつ一体性のある地域統合体であるカリコムに対して、国際社会における国連安保理改革、気候変動等分野での協力を確認できたことは大きい。さらに、そのように、地域統合体に対して訴えかけるという地域全体へのアプローチのみならず、カリコム諸国からの若手外交官・行政官招へいプログラムで、京都・広島に訪問し、日本の気候変動問題対策、核兵器の脅威などについて個別に訴えかける、いわば「点」へのアプローチも併せてできたことは非常に有益だった。

また、全世界で100か国以上が参加する非同盟運動諸国の中で、途上国のリーダー的存在として、その立場を代弁して存在感を示すキューバと首脳レベルの信頼関係を構築し、国際社会の諸課題についての日本の貢献や立場をカスタロ議長に直接伝えることができた。(28年度：中南米地域・中米・カリブ諸国との協力強化(達成手段①))

【測定指標1-3 要人往来及び様々なレベルでの交流及び対外発信の強化】

27年度

- (1) 中米5か国との間の外交関係樹立80周年及び日・中米交流年という節目で、ほぼ毎月政務レベル等が行き来するなど、非常に多くの要人往来が実現したこと、FEALAC諸国からの若手リーダーを招へいたこと等の効果は特に高く、目標達成と判定した。
- (2) 3年連続の両国間の首脳級往来となった安倍総理大臣のジャマイカ訪問(9月)のほか、岸田外務大臣がキューバを訪問(5月)するなど、ハイレベルの中南米訪問が目立った。また、政務二役による中南米訪問がきわめて活発な1年でもあった。中山外務副大臣によるジャマイカ及びセントルシア訪問(5月)、宇都外務大臣政務官によるグアテマラ訪問(5月)、宇都外務大臣政務官によるバハマ及びアンティグア・バーブダ訪問(6月)、宇都外務大臣政務官によるエルサルバドル訪問(7月)、中山外務副大臣によるコスタリカ訪問(8月)などが挙げられる。これら政務による訪問のみならず、眞子内親王殿下のエルサルバドル及びホンジュラス御訪問(12月)という皇族の御訪問も、我が国と中米諸国の関係強化に大きく貢献した。
中南米諸国からも、多くの要人が来訪した。例を挙げると、ロイ・パナマ運河担当相兼メトロ公社総裁、キハーノ・パナマ運河庁長官、バカラット・パナマ海事長官、グティエレス・コスタリカ環境エネルギー相の訪日(4月)、フィデル・カストロ・キューバ国家評議会科学顧問の訪日(10月)、パロン・ドミニカ国外相の訪日(10月)など要人の訪問から、FEALAC若手リーダー招へい(28年3月)や戦略的対外発信スキームを活用した知識人など計101名の招へいも、民間レベルの交流促進として重要であった。(27年度：中米カリブ諸国との協力強化(達成手段①))

28年度

- (1) 「Juntos!!中南米対日理解促進交流プログラム」等、各種交流事業による両国間での活発な人的往来、要人往来に伴う交流の拡大、メキシコにおける日本祭りの開催などの実施により相当程度の進展と判定した。
- (2) バレーラ・パナマ大統領の訪日に際して、日本側はパナマの若手リーダーの日本への招へいを拡大することを表明するとともに、パナマの外交・公用旅券所持者に対する査証免除措置の導入を決定。安倍総理大臣のキューバ訪問は、現職の総理大臣として初の訪問となり、内外に日キューバの友好関係を発信したほか、現地の日系人との面会や日系人慰霊堂献花を通じて現地の日系人社会との交流も深化した。日墨協会創立60周年の節目にあたり、日本祭り2016を開催した。(28年度：中米カリブ諸国との協力強化(達成手段①))

【測定指標1-4 多国間フォーラムを活用した中米カリブ諸国との関係強化】

27年度

- (1) CELACやECLAC、OASなど我が国のプレゼンスを十分に示せなかった国際会議もあるものの、太平洋同盟、アジア・中南米協力フォーラム(FEALAC)等の多国間の枠組みとの関係強化、我が国の貢献、協議への政務レベルの派遣等により、年度目標の目標水準を全体として上回る成果が得られたと考えられることから、目標達成と判定した。
- (2) 自由貿易を推し進める太平洋同盟加盟国と、高級事務レベル会合を実施し、太平洋同盟とのさらなる連携強化を確認した。(27年度：太平洋同盟との対話強化経費(達成手段②))
また、OASからの要請によって、グアテマラ選挙監視要員へ人員を派遣したことは、OASにおいて我が国のプレゼンスを高めることになった。さらに、米国電子協会(IEEE)が主催するロボット・コンテストにおいて、我が国のイニシアティブでFEALAC賞を設置し、我が国の科学技術について世界に広めるとともに、アジアと中南米をつなぐ唯一のフォーラムあるFEALACの発展に貢献した。また、日・中米ビジネスフォーラムの実施を通じて、経済成長めざましい中米との間で経済関係を強めると共に、日・カリコム外相会合の開催によりカリブ諸国との関係も強化した。(27年度：中米カリブ諸国との協力強化(達成手段①))

28年度

- (1) CELACやECLAC、OASなど我が国のプレゼンスを十分に示せなかった国際会議もあるものの、アジア・中南米協力フォーラム(FEALAC)などの南米地域における多国間の枠組みとの対話・協議の実施、多国間フォーラムを通じた人的交流の拡大、相互理解の深化、多国間の枠組みを利用した我が国の外交政策に対する立場の発信、理解などに取り組んだが、他方で、中南米地域には、カリコム以外にも、太平洋同盟やラテンアメリカ・カリブ諸国共同体(CELAC)など様々な地域フォーラムが存在するところ、今まで以上に多様なチャンネルを活用することも課題と考えるた

め目標達成に至らなかったと判定した。

- (2) 自由貿易を推し進める太平洋同盟諸国との間で、11月に非公式対話を開催した。また、29年3月には太平洋同盟諸国とアジア諸国のハイレベル対話に参加、藺浦外務副大臣も派遣し、自由貿易政策を含む幅広い政策について協議した。さらに、米国電子協会(IEEE)が主催するロボット・コンテストにおいて、我が国から専門家を派遣の上、優秀チームにFEALAC賞を授与、我が国の科学技術について世界に広めるとともに、アジアと中南米をつなぐ唯一のフォーラムであるFEALACの発展に貢献した。また、日・カリコム事務レベル協議も開催し、カリブ諸国との関係も強化した。(28年度:中米カリブ諸国との協力強化(達成手段①))

【測定指標1-5 中米カリブ諸国との首脳・外相会談の実施数】

27年度

首脳・外相会談の実施数については、日・ジャマイカ首脳会談や日・キューバ外相会談等の個別の内容に着目するときわめて有益な会談となったが、回数は目標値に達しなかった。(27年度:中米カリブ諸国との協力強化(達成手段①))

28年度

- (1) 首脳・外相会談の実施数については、27年度よりも増えていること、個別の内容に着目するときわめて有益な会談となっているが、他方で、回数は目標値に達しなかった。
- (2) 特に首脳会談については、4月の日・パナマ首脳会談、9月の日・キューバ首脳会談と2回の首脳会談を開催した。日・パナマ首脳会談では、約2,800億円規模の円借款「パナマ首都圏都市交通3号線整備計画」に関する書簡の交換を行った。9月の日・キューバ首脳会談では、大きな経済成長が見込まれるキューバとの間で、経済・貿易関係の更なる発展を確認した。首脳級のみならず、国連総会の機会を利用して、日・カリコム外相会合も開催し、カリブ諸国との協力関係も確認するなど、有益だった。(28年度:中米カリブ諸国との協力強化(達成手段①))

次期目標等への反映の方向性

【施策(施策の必要性に関する分析を含む)】

中南米地域は、メキシコ・ブラジル等の新興国を中心に6億人の人口、5.1兆ドルの市場、豊富な鉱物資源・エネルギー・食料を背景に、高い経済的潜在力を有する新興市場として注目されており、地域全体のGDPは過去10年で約2.6倍になっている。また、同地域は、我が国にとり重要な鉱物資源・エネルギー・食料の供給源である。そのため、我が国にとって、EPA・投資協定の締結、官民連携による市場開拓等を通じて同地域との経済関係の強化を図ることは、世界経済とのさらなる統合を通じて日本の成長戦略を実現する上で重要である。したがって、経済関係強化を通じた協力関係の構築という施策目標は妥当であり、引き続きこの目標の達成を目指す。

また、中南米地域は、33か国と国数も多く、我が国と基本的価値を共有する国際社会の一大勢力であることから、高い発信力を有していることから、国連安保理改革、持続可能な開発、防災、軍縮・核の平和利用、人権、女性のエンパワーメントなど国際社会共通の課題についてパートナーとして引き続き取り組んでいく。

また、中南米では現在様々な地域統合の動きがあり、二国間のみならず、地域・準地域機構との関係を強化することが、我が国の国際社会における影響力拡大や中南米との経済関係強化にとって重要となっている。したがって、地域枠組みとの協力関係を構築するとの目標は妥当であり引き続きこの目標の達成を目指す。

【測定指標】

1-1 貿易・投資の増大等を通じた経済関係の強化

上記の施策の分析のとおり、27・28年度において目標に向け進展してきているが、今後も着実な成長が見込まれるこの地域において、更なる日系企業の進出支援や経済関係の強化は我が国の国益にかなうと考えられるところ、今後とも中期目標の達成に向け、官民双方をあげた経済関係の強化、貿易・投資の拡大に向けた取組を継続する。

1-2 国際社会の諸課題に関する協力関係の強化

上記の施策の分析のとおり、27・28年度において目標に向け進展しているが、我が国と基本的価値を共有する国際社会の一大勢力である中南米諸国と、国際社会の諸問題に関する関係強化を維持することは不可欠であることから、今後とも中期目標の達成に向け、各種ハイレベル会談の機会を捉え、地球規模課題、経済外交、途上国間の協力である南南協力を先進国も参加する形の「三角協力」の推進などについて、さらに協力関係を深化させるべく各種取組を継続する。

1-3 要人往来及び様々なレベルでの交流及び対外発信の強化

上記の施策の分析のとおり、27・28年度において目標に向け進展しているが、日本との距離的な制約が存在する中で、各種国際会議等の機会をとらえ、ハイレベルの交流を追求していく、また、政務レベルのみならず、様々なレベルの要人往来スキームを活用し、中南米諸国との間でさらに協力関係を深化させる。

1-4 多国間フォーラムを活用した中米カリブ諸国との関係強化

上記の施策の分析のとおり、27・28年度において目標に向け進展しているが、中南米地域に存在する多国間フォーラム会議等の機会を十分に活用できていない面もあることから、今後は可能な限り、安倍総理大臣の掲げる対中南米政策の第2の柱、価値観を共有する中南米諸国と「共に主導」の理念に基づき、地域全体へのアプローチを図り、中南米諸国との間でさらに協力関係を深化させる。

1-5 中米カリブ諸国との首脳・外相会談の実施数

中米カリブ諸国との首脳・外相会談の実施数については、27・28年度の目標は、過去の実績に基づいて高めの設定したものであるが、種々の外交日程との兼ね合いもあり、目標に達しなかった。次期目標については、他の測定指標に係る目標の達成に寄与しつつ、対中米カリブ諸国外交を効果的に実施するとの観点を踏まえて設定する。今後とも各種国際会議等の機会を捉え、できる限り多くの首脳級・外相級などの要人会談の実現を図る。

作成にあたって使用した資料その他の情報

- ・ 外務省ホームページ
 - 第193回国会外交演説（平成29年1月20日）
「日本外交の三本柱」
(http://www.mofa.go.jp/mofaj/fp/pp/page3_001969.html)
 - 日・パナマ首脳会談（平成28年4月20日）
(http://www.mofa.go.jp/mofaj/la_c/m_ca_c/pa/page4_001965.html)
 - 日・エルサルバドル外相会談（平成28年5月23日）
(http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press4_003330.html)
 - 日・キューバ首脳会談（平成28年9月23日）
(http://www.mofa.go.jp/mofaj/la_c/m_ca_c/cu/page4_002397.html)
 - 第5回日・カリコム外相会合（平成28年9月21日）
(http://www.mofa.go.jp/mofaj/la_c/m_ca_c/page4_002390.html)
 - Juntos!! 中南米対日理解促進交流プログラム（カリコム若手外交官・行政官）被招へい者による滝沢外務大臣政務官表敬（平成28年12月5日）
(http://www.mofa.go.jp/mofaj/la_c/crb/page3_001908.html)
 - IEEE 中南米ロボット・コンテストへの日本チームの参加と FEALAC 賞受賞者決定（平成28年10月18日）
(http://www.mofa.go.jp/mofaj/la_c/m_ca_c/page4_002448.html)

個別分野 2 南米諸国との協力及び交流

施策の概要

- 1 経済連携協定(EPA)、投資協定等の法的枠組みを構築・運用するとともに、政府間等の対話を通じた経済関係を強化する。
- 2 南米諸国との幅広い分野における二国間関係を強化する。国連改革、気候変動等国際社会の課題に係る取組、国際機関の選挙等における南米諸国の支持を獲得するとともに、我が国の重要改革への理解と支持を獲得する。また、南米における日系人との連携を強化するための取組を進める。
- 3 南米諸国出身の在日外国人の逃亡犯罪人問題に対する取組を推進する。

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

- ・ 第193回国会外交演説（平成29年1月20日）
「第二の柱は近隣諸国との関係強化です。(略)また、中南米諸国等との協力関係を拡大します。」
- ・ 安倍総理大臣のアルゼンチンにおける中南米日系人スピーチ(平成28年11月21日)
「日本を大切に思う皆様が、日系の若い世代を国境を越えて文化やスポーツでつなげることに意を注いでおられます。私は大いに励まされる思いであります。そうした皆さまの活動に役立つことであれば何でもやるように、私は各国の日本大使館や領事館やJICAに指示をいたしました。うんと働いてもらいたいと思います。働きが悪かったら是非私に連絡していただきたいと思います。」
「2年前、私はブラジルで、日本と中南米は何事も「Juntos（フントス）」の精神で行くと申しました。皆様方のように、アルゼンチンで、中南米のいたるところで、現地の人々から不動の信頼を集める方々がいてくださる。そんな皆様が「架け橋」になってくださるからこそ、日本と中南米は「Juntos」でやっていけるのです。そのことを今日は改めて感じさせられました。日本とアルゼンチンはちょうど地球の反対側。しかし、心は地球をまっすぐ貫いてつながっています。」
- ・ 安倍総理大臣の中南米政策スピーチ(平成26年8月2日)
7月25日～8月2日、中南米諸国を歴訪した安倍総理大臣は、ブラジル、サンパウロにおいて、中南米政策スピーチを実施。「発展を共に」(経済関係の強化)、「主導力を共に」(国際社会における協力)、「啓発を共に」(交流の活発化等)の3つの指導理念に沿って、日・中南米関係を強化することを発表。

測定指標 2-1 南米諸国との経済関係強化の進展

中期目標（一年度）

南米諸国との間で経済関係強化のための枠組みの構築及びその円滑な運用、並びに対話を引き続き促進していく。

27年度

年度目標

- 1 日・コロンビア EPA 交渉の実質合意を目指す。
- 2 日・コロンビア投資協定の早期発効を目指す。
- 3 日・ウルグアイ投資協定の早期発効を目指す。
- 4 発効済みの協定(日・チリ EPA, 日・ペルーEPA)の円滑な運用を行う。

施策の進捗状況・実績

- 1 日・コロンビア EPA 交渉を3回(5月, 7月, 9月)開催し、物品貿易、原産地規則等の分野について協議し、合意に向けて進展した。
- 2 8月に日・コロンビア投資協定のコロンビアでの国内手続きを完了したとの通告を受領し、9月に右協定の効力が発生した。
- 3 「日・ウルグアイ投資協定」について、9月に我が国国会承認手続きを終えるとともに、11月の日・ウルグアイ首脳会議等を通じてハイレベルで先方に早期発効を働きかけた。
- 4 発効済みの日・チリ EPA 及び日・ペルーEPA に関し、先方政府及び日本進出企業関係者との意見

交換等を実施するなど円滑な運用を行った。

- 5 9月に交渉を開始した日・チリ租税条約は10月に実質合意し、28年1月にチリで署名した。
- 6 日ブラジル税関相互支援協定の実質合意及び早期署名に向け、税務当局間の交渉が円滑に進むべく、ブラジル政府との調整や働きかけを行った。

28年度

年度目標

- 1 日・コロンビア EPA 交渉の実質合意を目指す。
- 2 日・ウルグアイ投資協定の早期発効を目指し、ウルグアイ政府への働きかけを行う。
- 3 日・チリ租税条約の早期発効を目指し、我が国における国会承認手続きを迅速に進めるとともに、チリ政府への働きかけを行う。
- 4 メルコスール諸国や南米の太平洋同盟諸国と経済関係強化のための取組を進める。特に、日・メルコスール対話、日アルゼンチン・ビジネス環境整備委員会、日アルゼンチン貿易投資促進委員会を開催するとともにアルゼンチン及びペルーとの法的枠組みの構築に向けた取組を進める。

施策の進捗状況・実績

- 1 日・コロンビア EPA 交渉については、非公式に様々なやりとりを随時行い、物品貿易、原産地規則等の分野について協議し、合意に向けて進展した。また9月及び11月の日・コロンビア首脳会談において首脳間で交渉の早期妥結を目指す旨確認した。
- 2 日・ウルグアイ投資協定については、29年1月23日にウルグアイの国内手続きが完了した旨同国官報に掲載された(29年4月に発効)。
- 3 日・チリ租税条約については、日チリ双方における国内手続きを完了し、12月に発効した。
- 4 5月に第3回日・メルコスール対話を実施し、同11月の日アルゼンチン首脳会談において、29年前半に次回対話を実施することで一致した。アルゼンチンに関しては、11月の安倍総理大臣訪問時に租税条約の締結に向けた協議の開始を決定した。日アルゼンチン・ビジネス環境整備委員会を5月と10月に、日アルゼンチン貿易投資委員会を8月に開催。また9月には日アルゼンチン投資協定の交渉を開始し、29年3月までに5回の交渉を実施した。ペルーに関しては、11月の安倍総理大臣訪問時に発表された共同声明に租税条約の締結に向けた協議の開始を決定するとともに、関係当局に指示すると明記されるなど法的枠組みの構築に向けた取組が進んだ。

27・28年度目標の達成状況：B（27年度：b，28年度：b）

測定指標2-2 南米諸国との二国間関係及び国際社会における協力の強化

中期目標（一年度）

二国間、多国間の双方の機会を活用した、我が国の立場の説明、支持の拡大を引き続き進めていく。

27年度

年度目標

- 1 各国との間で、様々なレベルの要人往来を通して政治・経済・文化等あらゆる面での関係緊密化を図る。
- 2 環境・気候変動、北朝鮮の人権問題、安保理改革、軍縮・不拡散問題等の国際的な問題について、我が国の立場に対する支持を働きかけるとともに、これら問題に対して協働して取り組むべく国際社会での協力関係を強化する。

施策の進捗状況・実績

- 1 南米諸国からガルシア・リネラ・ボリビア副大統領（4月）、ヴィエイラ・ブラジル外相（7月）、パスケス・ウルグアイ大統領（11月）、ロイサガ・パラグアイ外相（28年3月）が訪日し、日本からは西村国土交通副大臣がアルゼンチン・ウルグアイ・チリ（5月）、西銘総務副大臣がチリ（5月）等をそれぞれ訪問した。これらの機会をとらえ、政治・経済等の幅広い分野で緊密な連携強化を図った。また、日本進出企業の海外展開支援について、各国における企業活動の支援を要請した。

- 文化面では、南米各国における日本紹介文化事業等を通じ、対日理解の向上をはかった。
- 2 国連安保理改革、核軍縮・不拡散問題、環境・気候変動問題、アジア地域の安全保障、北朝鮮の人権問題等の国際的な課題について、我が国の立場に対する支持を要請し、一定の成果を得た。

28年度

年度目標

- 1 南米各国との間で、様々なレベルの要人往来を通して、政治・文化等の幅広い分野での関係緊密化を図る。
- 2 環境・気候変動、北朝鮮問題、安保理改革、軍縮・不拡散問題等の国際的な問題及び我が国をとりまく東アジア地域の安全保障環境等について、我が国の立場に対する支持を働きかけるとともに、これら問題に対して協働して取り組むべく国際社会での協力関係を強化する。
- 3 招へい事業等を通じ、南米各国の日系人との連携を強化するための取組を進める。

施策の進捗状況・実績

- 1 南米諸国からミケティ・アルゼンチン副大統領（5月）、マルコーラ・アルゼンチン外相（7月）、テメル・ブラジル大統領（10月）、レイテ・パラグアイ商工相（10～11月）、ビスカラ・ペルー第一副大統領兼運輸通信相（29年2月）、ロバージョ・ウルグアイ大統領府副長官（29年2月）が訪日し、日本からは二階自民党総務会長がペルー・チリ（7月）、安倍総理大臣がブラジル（8月）、ペルー・アルゼンチン（11月）、藺浦外務副大臣がチリ・ペルー（29年1月）、藺浦外務副大臣がチリ（3月）をそれぞれ訪問した。これらの機会をとらえ、政治・経済・文化等の幅広い分野で緊密な連携強化を図った。また、日本進出企業の海外展開支援について、各国における企業活動の支援を要請した。文化面では、要人往来の際に文化、スポーツ、教育等を通じた交流強化に向けた協力を確認した。
- 2 国連安保理改革、核軍縮・不拡散問題、環境・気候変動問題、アジア地域の安全保障、北朝鮮の人権問題等の国際的な課題について、ペルーやアルゼンチンとの首脳会談等において我が国の立場に対する理解を促し、共同声明において支持を引き出す等、一定の成果を得た。
- 3 「次世代日系人指導者会議」招へいでは8名、「対外発信強化のための中南米日系人招へい事業」では20名の中南米日系人を招へいし、各界有識者による講演や様々な視察等を通して対日理解を促進し、連携を強化することができた。また日本側において中南米地域との友好関係強化に貢献できるような若手人材の育成のため28年度から新たに「JUNTOS!!中南米対日理解促進交流プログラム」のスキームで招へい事業のみならずペルー、アルゼンチンへの派遣事業も開始し、日本の社会人及び大学院生計8名ずつ現地に派遣し、日系社会との交流等を行った。さらに中南米日系社会との連携に関する有識者懇談会の立ち上げを行い、藺浦外務副大臣の出席のもとで自治体、経済界、関連団体からの有識者委員の出席を得て、29年3月に第一回会合及び第二回会合を実施し、世代交代が進む中南米日系社会との連携について検討、討議を行った。また、官房副長官の下で行われる中南米経済・文化交流促進会議（6月、10月、29年2月、3月に実施）において、中南米日系社会との連携強化策について取り上げ、各省と協力しながら連携強化の取組を進めた。

27・28年度目標の達成状況：B（27年度：b，28年度：a）

測定指標2-3 南米諸国出身の在日外国人を巡る諸問題への取組の進展

中期目標（一年度）

南米諸国出身の在日外国人をめぐる諸問題に関し、様々な対話の機会を通じて、両国間の連携を深めていく。

27年度

年度目標

- 1 署名済みの日・ブラジル受刑者移送条約のブラジル側国内手続完了に向け、ブラジル側に働きかけを行い、条約の早期発効を目指す。
- 2 引き続き国外犯処罰案件の適切なフォローを行い、逃亡犯罪人に対する適切な処罰が確保され、

また関係者が迅速に状況を把握できることを確保する。

施策の進捗状況・実績

- 1 署名済みの日・ブラジル受刑者移送条約について、ブラジル側に早期発効の要請を行った結果、28年1月に締結（外交上の公文の交換）、28年2月には右条約が発効した。
- 2 従来から、我が国がブラジル政府に国外犯処罰規定適用を要請していた案件のうち、現在も係争中の4件について、在ブラジル日本国大使館・総領事館を通じブラジル国内での裁判進捗状況の把握、担当判事等からの情報収集を行った。また新規要請案件についての手続も開始した。

28年度

年度目標

- 1 発効済みの日・ブラジル受刑者移送条約について、要請のある個別案件につき、法務省との連携の下、円滑な運用を行う。
- 2 引き続き国外犯処罰案件の適切なフォローを行い、逃亡犯罪人に対する適切な処罰が確保され、また関係者が迅速に状況を把握できることを確保する。

施策の進捗状況・実績

- 1 日・ブラジル受刑者移送条約について、ブラジル人受刑者からブラジルへの移送の関心が表明された案件については在ブラジル日本国大使館を通じてブラジル法務省に情報を転達し、同条約に基づく移送手続きが進められている。
- 2 在ブラジル公館等において、連邦警察、連邦検察等と円滑な関係を維持し、迅速な情報収集体制の維持、強化に努めている。その結果、これまでの事案において迅速な情報共有がなされ、適切な対応を取ることが可能となった。

27・28年度目標の達成状況：B（27年度：a， 28年度：b）

測定指標 2-4 南米諸国との首脳会談と外相会談の実施数						
	中期目標値	27年度		28年度		27・28年度目標の達成状況
	一年度	年度目標値	実績値	年度目標値	実績値	
	—	5	4	7	8	B (27年度：b 28年度：a)

参考指標：日・南米諸国間貿易額（単位：億円）			
（出典：財務省貿易統計速報値）	実績値		
	26年度	27年度	28年度
	33,412	33,440	25,419

評価結果（個別分野 2）
<p>施策の分析</p> <p>【測定指標 2-1 南米諸国との経済関係強化の進展】</p> <p>27年度</p> <p>(1) 日・コロンビア EPA 交渉については、実質合意は達成できなかったが、日・コロンビア投資協定の発効をはじめ、日・コロンビア EPA 交渉を3回開催し合意に向けて前進が見られたことから、相当程度進展したと判定した。</p> <p>(2) 特に、日・コロンビア投資協定の発効、日・ウルグアイ投資協定の日本側国内手続きの完了、日・チリ租税条約の署名等、南米諸国との経済枠組みの構築を大きく前進させることができた。（27年度：南米諸国との協力強化（達成手段①））</p>

28年度

- (1) 日・コロンビア EPA 交渉については、実質合意は達成できなかったが、非公式会合等を通じた実質的な進展や首脳レベル、政務レベルでの累次にわたるコロンビア政府への働きかけ等を行い、実質合意に向けて着実に進展したこと、及び日・チリ租税条約の発効、日・ウルグアイ投資協定の先方の国内手続きの完了、日・アルゼンチン投資協定の開始、アルゼンチン及びペルーとの租税条約締結に向けた協議の開始決定等、年度目標の目標水準に近い成果が得られたと考えられることから、目標に向けて相当程度進展したと判定した。
- (2) 特に、日・チリ租税条約の発効及び、日・ウルグアイ投資協定の先方の国内手続きの完了を達成できたことは、両国間におけるビジネス環境の整備に役立ち、南米諸国との経済関係を強化する上で効果があった。経済関係強化については、当省の取組に加え、総理のアルゼンチン訪問の際に企業セミナーを開催するなど官民連携して南米地域との経済関係強化に向けた取組を行ったことが大きかったと考える。(28年度：南米諸国との協力強化(達成手段①))

【測定指標 2-2 南米諸国との二国間関係及び国際社会における協力の強化】

27年度

- (1) 様々なレベルの要人往来の機会を活用して首脳会談、外相会談を実施し、南米諸国と政治・経済・文化等あらゆる面での関係緊密化をすることができたことから、概ね目標達成と判定した。
- (2) 特にバスケス・ウルグアイ大統領訪日では、28-29(2016-17)年に共に非常任理事国を務める同国と国連安保理での協力や日本の安保理常任理事国入りへの支持、及び北朝鮮における人権問題への理解を得るとともに、首脳間でウルグアイ産鮮牛肉輸入手続きの加速化をすることで一致する等、大きな成果が得られた。また、日パラグアイ外相会談では、両国間で28年の日本人移住80周年に向けて友好関係を深めることで一致するなど周年の機運を盛り上げていく大きなきっかけとなった。中南米地域は距離的に離れており、他地域と比べてハイレベルの協議の機会が限られているため、多層的なレベルの協議やマルチの場を活用した協議の機会確保が課題。(27年度：南米諸国との協力強化(達成手段①))

28年度

- (1) 全ての目標が達成され、特に安倍総理大臣のリオデジャネイロ五輪閉会式出席、ペルー、アルゼンチン公式訪問などを通じて、例年と比べても特筆すべき首脳外交を展開することができ、日本国内でも中南米が大きく注目を浴びる1年であった。総理大臣の訪問は日本と南米諸国の関係緊密化に大きく寄与することができ、目標を達成したと判定した。
- (2) 特に11月の安倍総理大臣のペルー、アルゼンチン訪問の際に現地日系社会との交流の機会を設けたことや、「次世代日系人指導者会議」や「対外発信強化のための中南米日系人招へい事業」等を通じて定期的に中南米日系人を日本に招へいしたことは、中南米における日系社会との連携をより強化させ目標を達成する上で効果があった。ペルーAPECの機会に行われた日・ペルー首脳会談においては、二国間関係の戦略的パートナーシップへの格上げ、租税条約締結に向けた協議開始での一致、我が国の国連安保理理事国入りへの支持の再確認等大きな成果をあげることができた。現職総理大臣として57年ぶりの公式訪問となったアルゼンチンでの首脳会談では、首脳レベルでの信頼関係を構築するとともに投資協定の早期妥結や租税条約等の法的枠組みの一層の促進で一致するなど、両国間の更なる関係強化に繋がった。日・コロンビア首脳会談では、我が国のコロンビア政府とFARCの和平プロセスへの支持表明、日・コロンビアEPA交渉の早期妥結を目指すことを確認するなど、高い潜在力を有する同国との関係強化に大きく寄与する会談となった。28年度はペルーでAPECが行われたこともあり、総理訪問を始めとするハイレベルの訪問が実現したが、引き続き多層的なレベルの協議やマルチの場を活用した協議の機会確保が課題。(28年度：南米諸国との協力強化(達成手段①)、中南米日系人を通じた対外発信強化(達成手段②))

【測定指標 2-3 南米諸国出身の在日外国人を巡る諸問題への取組の進展】

27年度

- (1) 全ての目標が達成され、特に日・ブラジル受刑者移送条約に関して、両国での効力発生という大きな進捗があったことから、目標達成と判定した。
- (2) 署名済みの日・ブラジル受刑者移送条約について、ブラジル側に早期発効の要請を行った結果、28年1月に締結(外交上の公文の交換)、28年2月に発効することができた。日本国内で犯罪

を犯したブラジル人の代理処罰規定の適用要請については、27年度中に同要請を行った一件は29年2月にブラジル国内で逮捕、起訴された。これらは、日ブラジル間の司法協力の更なる推進に貢献し、二国間の連携強化に繋がっていくことが期待され、大きな成果と言える。こうした成果を得る上では、ブラジル政府との対話の機会を持ちながら、法務省等の関係機関と密に連絡を取り合い調整したことが大きかったと考える。(27年度：南米諸国との協力強化(達成手段①))

28年度

- (1) 発効した日・ブラジル受刑者移送条約について、移送の関心表明のブラジル側への転達など、実際の移送プロセスが開始され、代理処罰規定の適用要請についても、27年度に要請した事案の被疑者の逮捕という進展が見られたことから、概ね目標達成と判定した。
- (2) 27年度に発効した日・ブラジル受刑者移送条約について、実際に日本国内で服役中のブラジル人による移送の関心表明が開始され、これをブラジル政府に遅滞なく転達した。日本国内で犯罪を犯したブラジル人の代理処罰規定の適用要請については27年度に行った同適用要請について、ブラジル国内で被疑者が逮捕された。これらは、これまで強化に取り組んできた二国間司法協力の成果であり、我が国政府、ブラジル司法当局との緊密な連携の結果実現したものと言える。在日ブラジル人の処遇についてはブラジル側の関心も高く、受刑者移送条約の手続き加速化等が課題。(28年度：南米諸国との協力強化(達成手段①))

【測定指標2-4 南米諸国との首脳会談と外相会談の実施数】

27年度

- (1) 日ウルグアイ首脳会談(11月)を行った他、日ブラジル外相会談(7月)、日ウルグアイ外相会談(11月)、日パラグアイ外相会談(28年3月)の3回の外相会談を行うことができ、全体の回数自体は多くないものの、いずれも中身のある会談となったが、回数は目標値に達しなかった。
- (2) これらの会談においては、上記の測定指標2-2の分析のとおり成果が得られた。また日ブラジル外相会談は、26年の総理大臣ブラジル訪問の際に外相会談の定例化を合意して以降初の外相会談であり、総理訪問のフォローアップを着実に実施することができた。(27年度：南米諸国との協力強化(達成手段①))

28年度

- (1) 日アルゼンチン首脳会談(4, 11月)、日コロンビア首脳会談(9月, 11月)、日ブラジル首脳会談(10月)、日ペルー首脳会談(11月)の6回の首脳会談と、日アルゼンチン外相会談(7月)、日ペルー外相会談(11月)の2回の外相会談を含め、計8回実施することができ、個別の内容に着目しても極めて有益な会談となったことから、目標達成と判定した。
- (2) 特に、上記の測定指標2-2の分析のとおり、11月の総理大臣のペルーAPEC出席の機会に行われたペルー、アルゼンチン、コロンビアとの首脳会談の成果が大きかった。(28年度：南米諸国との協力強化(達成手段①))

次期目標等への反映の方向性

【施策(施策の必要性に関する分析を含む)】

南米諸国は、我が国と民主主義、人権尊重、法の支配といった基本的価値観を共有しており、また、世界最大の日系人社会を有する地域でもあることから、我が国と二国間及び国際社会両面で伝統的に友好協力関係を維持してきている。このような南米諸国との関係強化・理解促進は我が国の国益にも合致するものであり、26年に中南米を訪問した安倍総理大臣がブラジルで行った中南米政策スピーチにもあるとおり、経済関係の強化、国際社会での協力、交流の活発化を通じて、関係強化を図ることが必要である。よって、南米諸国との経済関係・国際社会における協力関係を強化し、相互理解を促進するとして施策目標は妥当であり、今後とも同目標を維持し、その達成に向けた施策を実施していく。

【測定指標】

2-1 南米諸国との経済関係強化の進展

上記の施策の分析のとおり、27・28年度において目標に向け進展してきているが、日・コロンビア

EPAについては、日・コロンビア EPA は中南米第3位の市場であるコロンビアとの経済関係を強化するツールとしてきわめて有益であり、早期妥結は引き続き重要な課題であり、今後とも中期目標の達成に向け同交渉実質合意に向けた政務レベルを含む累次にわたるコロンビア側への働きかけを継続する。また、日・アルゼンチン投資協定交渉も進展させるなど、法的枠組み構築等を通じて南米諸国と更なる経済関係強化を図る。

2-2 南米諸国との二国間関係及び国際社会における協力の強化

上記の施策の分析のとおり、27・28年度においては多くの要人往来が実現する等の成果を上げた。29年度は我が国と基本的価値を共有し、約213万人の日系人が存在する南米諸国と、政治・経済・文化面で関係強化を図るため、中期目標の達成に向け、各種ハイレベル会談の機会を捉え、環境・気候変動、北朝鮮の人権問題、安保理改革、軍縮・不拡散問題等の国際的な問題などについて働きかけを継続するとともに、招へい事業等を通じ日系人との連携強化を図る。

2-3 南米諸国出身の在日外国人を巡る諸問題への取組の進展

上記の施策の分析のとおり、27・28年度において目標に向け進展してきており、日・ブラジル受刑者移送条約については、在外公館を含む外務省では迅速に書類の転達等対応している。今後とも法務省との連携を更に強化し、滞りなく実際の移送までつなげていく。内定しているブラジルの「刑を言い渡された者の輸送に関する条約(CE条約)」加盟確定後は、二国間条約優先の方向性が予想されていることを踏まえ、日ブラジル政府間の確実な連携、調整を継続し、速やかな移送実現を目指す。国外犯処罰規定の適用事案では、引き続き関係者間の連携の維持、強化を目指す。

2-4 南米諸国との首脳会談と外相会談の実施数

上記の施策の分析のとおり、27・28年度において目標と同数又はそれ以上の成果を上げた。中南米諸国との関係においては、首脳・外相といったハイレベルによる働きかけが関係強化にとりわけ重要であるところ、各種国際会議等の機会等もとらえ、できる限り多くの首脳・外相会談が実現するよう、引き続き追求していく。

作成にあたって使用した資料その他の情報

・外務省ホームページ

安倍総理大臣のリオデジャネイロ・オリンピック閉会式出席（平成28年8月21日）

(http://www.mofa.go.jp/mofaj/la_c/sa/br/page3_001765.html)

日・ブラジル首脳会談（平成28年9月5日）

(http://www.mofa.go.jp/mofaj/la_c/sa/br/page3_001794.html)

日・コロンビア首脳会談（平成28年11月19日）

(http://www.mofa.go.jp/mofaj/la_c/sa/co/paage4_002508.html)

日・ペルー外相会談（平成28年11月18日）

(http://www.mofa.go.jp/mofaj/la_c/sa/pe/page4_002502.html)

安倍総理大臣のアルゼンチン共和国訪問（平成28年11月21日）

(http://www.mofa.go.jp/mofaj/la_c/sa/ar/page4_002517.html)

日・チリ租税条約の発効（平成28年12月28日）

(http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press4_004115.html)

日・アルゼンチン投資協定交渉第1回会合の開催（平成28年9月14日）

(http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press4_003702.html)

日・アルゼンチン投資協定交渉第2回会合の開催（平成28年10月25日）

(http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press4_003852.html)

日・アルゼンチン投資協定交渉第3回会合の開催（平成28年11月16日）

(http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press4_003935.html)

施策 I - 4 欧州地域外交

平成 29 年度政策評価書

(外務省 28-I-4)

施策名(※)	欧州地域外交					
施策目標	<p>平和で安全な国際社会の維持に寄与し、良好な国際環境の整備を図るため、以下を達成する。</p> <p>1 基本的価値を共有する欧州との共通の認識を醸成し、協力関係、法的枠組み、人的ネットワークを構築し、欧州地域との関係を総合的に強化する。</p> <p>2 西欧及び中・東欧諸国との間での対話、政策調整、人的・知的交流を通じて、政治・経済をはじめとする関係を維持・強化するとともに、共通の課題に関する協力関係を継続・促進する。</p> <p>3 領土問題を解決して平和条約を締結し、日露関係の完全な正常化を図ることを目指すとともに、幅広い分野における日露関係を進展させる。G7の連帯を重視しつつ、ウクライナ、北朝鮮、テロ、シリア等、国際社会が直面する様々な問題について、ロシアの建設的関与を促す。</p> <p>4 中央アジア・コーカサス諸国との二国間関係を更に強化するとともに、中央アジア地域内協力を促進する。</p>					
施策の予算額・執行額等	区分	26年度	27年度	28年度	29年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	1,084	1,056	1,044	1,207
		補正予算(b)	0	0	110	
		繰越し等(c)	0	0	0	
		合計(a+b+c)	1,084	1,056	1,154	
執行額(百万円)	1,031	1,005	1,118			

(※)本施策は、個別分野を設定しており、「施策の概要」、「関連する内閣の重要政策」、「測定指標」、「評価結果」（「施策の分析」及び「次期目標等への反映の方向性」）及び「作成にあたって使用した資料その他の情報」については、関連個別分野の該当欄に記入した。

評価結果 (注1)	目標達成度の測定結果	(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり	(判断根拠) 主要な測定指標は概ね目標に近い実績を示したことから、左記のとおり判定した。
	測定指標の27・28年度目標の達成状況 (注2)	個別分野1 欧州地域との総合的な関係強化	
		* 1-1 欧州地域との政治的な対話・協力の進展	B
		1-2 安全保障に関連する欧州国際機関との連携強化	B
		* 1-3 欧州各国との法的枠組み構築に関する協議の進展	B
		1-4 欧州への対外発信を通じた日欧相互理解の促進	B
		1-5 欧州地域との協議、対話等の進展	B
		個別分野2 西欧及び中・東欧諸国との間での二国間及び国際社会における協力の推進	
		* 2-1 政府間対話の進展	B
		* 2-2 二国間及び国際社会の共通の諸課題に関する政策調整・協力の進展	B
		2-3 民間の人的・知的交流の進展	B
		2-4 欧州諸国の要人往来数（首脳・外相・外務省政務レベル以上）	B
		個別分野3 ロシアとの平和条約締結交渉の推進及び幅広い分野における日露関係の進展	
		* 3-1 政治対話の深化	A
		* 3-2 平和条約交渉	B
* 3-3 貿易経済分野における協力	B		
3-4 国際社会における協力	B		
3-5 防衛・治安分野における関係の発展	B		
3-6 文化・国民間交流の進展	B		

個別分野4 中央アジア・コーカサス諸国との関係の強化		
* 4-1	各国との対話・交流等の進展	B
* 4-2	「中央アジア+日本」対話の進展	B
4-3	中央アジア・コーカサス諸国との間での首脳会談数・外相会談数	C

(注1) 評価結果については、各個別分野の「評価結果」-「施策の分析」及び「次期目標等への反映の方向性」欄の記載を併せて参照願いたい。

(注2) 「測定指標の27・28年度目標の達成状況」欄には、各個別分野の測定指標の名称及び27・28年度目標の達成状況を列挙した。「*」印は、該当する測定指標が主要な測定指標であることを示している。

学識経験を有する者の知見の活用	<p>(外務省政策評価アドバイザー・グループ・メンバーの所見)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 欧州俯瞰的な外交の工夫のあとが見られ、高評価に値する。 ・ 知的・学術的に充実し、その影響力はある地域であるので、日欧有識者の知的交流などへの目配りが効いている点も評価できる。その延長上で、EU外交戦略の形成にインプットを試みた点は良かった。 ・ 英米の政治情勢が不透明であることもあり、大陸欧州、とりわけ独仏に力点を置き、政産官民の政策資源・ネットワークをフルに使った、メリハリのある外交(工作)を展開すべきと考える。 ・ 欧州は10年前と比較してもより複雑な政治・安全保障環境を抱えている。政治環境としては各国におけるポピュリズムや右派(反EU)勢力の台頭、シリア内戦等に伴う難民の流入があり、安全保障環境としてはロシアの再台頭及び都市型テロリズムへの脅威の高まりがある。ともすれば内向きになりがちな欧州諸国やEUとの関係を、ハイレベル対話・知的交流の継続によって繋ぎ止め、さらに防衛装備品の共同開発等を含む新たな領域に引き上げたことは重要な成果である。対露外交ではプーチン大統領の訪日(2016年12月)を実現させ、北方四島における共同経済活動に向けた交渉開始に合意し、平和条約締結に向けた努力も継続している。 ・ 測定指標の多くが政治分野に関するものであり、経済分野に関するものはロシアに関する一つのみである(測定指標3-3「貿易経済分野における協力」)。無論、各個別分野においては経済分野の施策も行われているのではあろうが、指標化されていないことは当該施策に対する優先度を示唆するものでもあり、場合によっては誤解を招きかねないことに留意されたい。
-----------------	--

担当部局名	欧州局	政策評価実施時期	平成29年10月
-------	-----	----------	----------

個別分野 1 欧州地域との総合的な関係強化

施策の概要

- 1 欧州地域との政治的対話及びアジア・欧州間の対話・協力を継続・促進する。
- 2 安全保障に関連する国際機関との連携を継続・強化する。
- 3 欧州各国との社会保障協定、租税条約及び税関相互支援協定等の締結・改正協議を継続する。
- 4 招へい、派遣及びシンポジウムの開催等、欧州への対外発信を通じ、多様なチャネルの人的関係を強化し、欧州との相互理解を促進する。

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

- ・ 第 193 回国会外交演説（平成 29 年 1 月 20 日）
「EU や NATO といった地域的枠組みも活用しつつ、欧州との関係を重層的に強化します。特に、英国、フランス、ドイツ、イタリアとの間で、安全保障・防衛分野における協力も推進していきます。」

測定指標 1-1 欧州地域との政治的な対話・協力の進展

中期目標（--年度）

基本的価値を共有する欧州との共通の認識を醸成し、良好な国際環境の整備に資するため、EU 及びその関連国際機関との協力関係を強化する。

27 年度

年度目標

- 1 EU との関係では、関連省庁と連携し、以下を実施する。
 - (1) 日 EU 定期首脳協議の実施をはじめとした政治対話を成功裏に実施する。
 - (2) 27 年中の大筋合意を目指す EPA 交渉と並行し、戦略的パートナーシップ協定 (SPA) 交渉を加速させる。
- 2 アジアで唯一のオブザーバー国として CoE の各種会合への参加や財政支援により日 CoE 関係を一層推進する。
- 3 アジア・欧州間の対話・協力においては、ASEM 第 12 回外相会合やその他の ASEM 関連会合への参加、アジア欧州財団 (ASEF) との継続した協力等を通じ、両地域間の協力と理解の増進のために積極的に関与していく。

施策の進捗状況・実績

- 1 EU との関係では、第 23 回日 EU 定期首脳協議（5 月）を含め、首脳会談を 2 回、外相会談を 3 回実施し、この他にも様々なレベルにおいて広範な分野に関して着実に政治対話を実施した。このうち、28 年 1 月には北朝鮮の核実験を受け、日 EU 外相電話会談を行った。11 月の G20 アンタルヤ・サミットの際に行われた日 EU 首脳会談においては、経済連携協定 (EPA) の 28 (2016) 年のできる限り早い時期の大筋合意および戦略的パートナーシップ協定 (SPA) の早期妥結で一致するとともに、テロ対策、人道支援、科学技術、海洋、宇宙、サイバー等についても率直な意見交換を行い、多岐にわたる分野での協力を深めることで一致した。EPA については、交渉会合が過去最多の 6 回実施され、特に規律の分野で進展があった。また、SPA の交渉は 5 回実施し（うち 1 回は中間会合）、いくつかの協力の分野について、一層の前進がみられ、その他の条文についても双方の立場の収れんに向けて理解を深めた。交渉は着実に前進している。
- 2 欧州評議会 (CoE) との関係では、アジアで唯一のオブザーバー国として、閣僚会合やサイバー犯罪条约会合などの各種専門家会合に積極的に参加した。6 月にフランスで開催されたサイバー犯罪対策に関する CoE による会議に対する財政支援を行った。
- 3 アジア・欧州間の対話・協力においては、11 月にルクセンブルクで開催されたアジア欧州会合 (ASEM) 第 12 回外相会合に岸田外務大臣が出席し、気候変動、持続可能な開発のための 2030 アジェンダ、防災／災害リスク管理、連結性及び ASEM の将来、国際・地域情勢のテーマの下、有意義な

意見交換が行われた。その成果として採択された議長声明においては、各分野の課題等に対するアジア・欧州間の共通認識の形成が図られるとともに、海洋安全保障に関するメッセージが記載され、また北朝鮮による核・ミサイル計画及び拉致問題に関して明示的な言及がなされた。同外相会合時に開催され、我が国の任意拠出金事業でもあるアジア欧州財団 (ASEF) によるヤング・リーダーズ・サミットには、我が国から財界人が出席しスピーチするなど、ASEF との緊密な協力を引き続き実施し、アジア・欧州間の協力と理解の増進に寄与した。また、我が国が 11 か国の共催を得て 9 月に東京で開催した ASEM 観光促進シンポジウムでは、アジア欧州間の観光客の更なる増大のための取組促進に貢献した。

28 年度

年度目標

1 EU との関係では、関連省庁・部局と連携し、以下を実施する。

(1) 日 EU 定期首脳協議の実施をはじめとした政治対話を成功裏に実施する。

(2) EPA の 28 年のできる限り早い時期の大筋合意、及び戦略的パートナーシップ協定 (SPA) 交渉の早期妥結に向け努力する。

(3) EU グローバル戦略

28 年上半期中にモゲリーニ外交・安全保障政策担当上級代表のイニシアティブにより、欧州理事会において「外交安全保障政策に関するグローバル戦略」を策定する見込みであるため、右戦略を東アジア情勢に対する我が国の立場を踏まえたものとすべく、実務者から首脳級まで、あらゆる機会を捉えて働きかけを行う。

2 アジアで唯一のオブザーバー国として欧州評議会 (CoE) の各種会合への参加や財政支援により日 CoE 関係を一層推進する。

3 アジア・欧州間の対話・協力においては、ASEM 第 11 回首脳会合やその他の ASEM 関連会合への参加、アジア欧州財団 (ASEF) との継続した協力等を通じ、両地域間の協力と理解の増進のために積極的に関与していく。

施策の進捗状況・実績

1 (1) 日 EU 首脳会談を 3 回にわたり実施 (5 月 3 日、7 月 15 日、29 年 3 月 21 日) した。また、6 月 23 日の英国の EU 残留／離脱に係る国民投票の結果を受け、日 EU 電話外相会談を実施するとともに、杉山外務事務次官がブリュッセルを訪問し、EU に対し、引き続き EU がグローバル・パワーとして国際社会に貢献し、また、英国の離脱交渉による世界経済への悪影響を最小化するべきとの我が国の立場を伝達すると共に、11 月には日 EU 間で局長級協議を実施し、重ねて我が国の立場を伝達した。

(2) 3 回にわたる日 EU 首脳会談において日 EU・EPA 及び SPA の早期大枠合意に向け努力することにつき首脳間で一致するとともに、日 EU・SPA については事務レベルにて中断なく交渉を行い、多くの分野について意見が収れんし、残る論点についても前進が見られた。

(3) 6 月 28 日、EU は「外交安全保障政策に関するグローバル戦略」を対外公表した。アジアとの関係では、欧州の繁栄とアジアの安全保障の間には直接的な繋がりとし、法の支配を尊重しつつ、経済及び安全保障の両面で日本等アジアに対するあらゆる協力・支援を行う旨言及し、日本が進める外交政策と方向性を同じくするものとなった。

2 欧州評議会 (CoE) との関係では、11 月に開催された「第 5 回世界民主主義フォーラム」(於：ストラスブール (フランス)) 及び同月に開催されたサイバー犯罪に対処するための国際協力促進を目的とした「オクトパス会合 2016」(於：同上) に、専門家を派遣するとともに、財政支援を行い、例年に続いて日本の支援を表明することができた。また、28 年はオブザーバー国就任 20 周年であったため、記念として東大寺に収蔵されている仏像・仮面の写真展を欧州評議会にて開催した。

3 アジア・欧州間の対話・協力においては、7 月にウランバートル (モンゴル) において開催されたアジア欧州会合 (ASEM) 第 11 回首脳会合に安倍総理大臣が出席し、「20 年のパートナーシップ：これまでの総括と ASEM の将来」、「ASEM の 3 本柱 (政治、経済、社会・文化その他) の強化」をテーマに、有意義な意見交換が行われた。その成果として採択された議長声明では、各分野の課題等に対するアジア・欧州間の共通認識の形成が図られるとともに、海洋安全保障や北朝鮮による核・ミサイル計画及び拉致問題等に関して日本の立場を反映した内容の言及がなされるなど、日本の立場をアジア・欧州の首脳間で共有した。また、首脳会合前日にニース (フランス) で発生したテロ事件や日本人犠牲者を出したダッカ (バングラデシュ) でのテロを断固非難するテロに関する

独立した個別の声明が日本の主導により発出され、同分野での日本の存在感を示した。アジア欧州財団（ASEF）との関係では、我が国 ASEF 理事が ASEF 活動に深く関与できる執行委員会のメンバーとなり、アジア・欧州間の協力と理解の促進に貢献した。また、日本が、ASEM 第 13 回外相会合（29 年 11 月開催予定）の議長国であるミャンマーとの共催で、日本から観光専門家を派遣し、29 年 2 月にヤンゴンで開催した ASEM 観光促進講演会には、ミャンマー政府関係者や同地の外交団等 100 名超が出席し、アジア・欧州間の観光客の更なる増大のための取組促進に貢献した。

27・28 年度目標の達成状況 B（27 年度：a，28 年度：b）

測定指標 1－2 安全保障に関連する欧州国際機関との連携強化

注：本測定指標は 28 年度から新たに設定した指標。以下の 27 年度分については、同年度までの関連する測定指標「1 欧州地域との政治的な対話・協力の進展」から転記。

中期目標（一年度）

自由・人権・民主主義等の共通の基本的価値を共有する諸国との関係を強化し、グローバルに法の支配を促進するため、NATO 及び OSCE との関係を強化する。

27 年度

年度目標

- 1 日 NATO 国別パートナーシップ協力計画（IPCP）に基づき、防衛省等と連携し、以下のとおり具体的な日 NATO 協力を推進する。
 - （1）女性の分野における協力
 - （2）平和・安全保障の分野における協力
 - （3）海洋安全保障分野における協力
 - （4）NATO の各種演習への参加
- 2 OSCE 特別監視団（SMM）への貢献等により日 OSCE 関係を一層推進する。

施策の進捗状況・実績

- 1 NATO との関係では、IPCP に基づき海洋安全保障等の各分野における日 NATO 協力を更に強化するため、9 月にバーシュボウ NATO 事務次長が訪日し、日 NATO セミナーを開催した。28 年 2 月にはブリュッセルにおいて第 14 回日 NATO 高級事務レベル協議を開催し、NATO と協議を行った。また、日本は、6 月に NATO 本部で行われた NATO ジェンダー視点委員会年次会合に参加し、日本のジェンダー分野における取組（女性活躍推進策等）を発信した。NATO の各種演習への参加として、9 月にウクライナで実施された人道支援・災害救援の演習及び 11 月にエストニアで実施されたサイバー演習にオブザーバー参加を行った。
- 2 OSCE との関係では、8 月から OSCE 特別監視団（於：ウクライナ）に専門家を派遣した。10 月のベラルーシ大統領選挙及びキルギス議会選挙において OSCE 選挙監視団の要員を派遣した。12 月には、セルビアで開催された第 22 回 OSCE 外相理事会に武藤外務副大臣が参加し、欧州・アジアの安全保障環境の不可分性、ウクライナ及び東シナ海・南シナ海情勢等について発言し、国際協調主義に基づく「積極的平和主義」の下、OSCE 及び加盟国とともに国際社会の平和と安定に向け取り組む強い決意を表明した。

28 年度

年度目標

- 1 NATO
 - （1）日 NATO 国別パートナーシップ協力計画（IPCP）に基づき、防衛省等と連携し、以下のとおり具体的な日 NATO 協力を推進する。
 - ア ジェンダーの分野における協力
 - イ 新規安全保障課題の分野における協力
 - ウ 海洋安全保障分野における協力
 - エ NATO の各種演習への参加

(2) NATO 幹部の招へい等を行い、知見の共有等を目的に日 NATO 間の人的交流をより深化させる。

2 OSCE

OSCE 特別監視団 (SMM) への貢献等により日 OSCE 関係を一層推進する。

施策の進捗状況・実績

- 12月にNATO本部で行われた「アジア・太平洋地域における重要安全保障会合」に在ベルギー日本大使館及び防衛省から参加し、日本の防衛能力構築支援の取組を発信した。また、女性自衛官のNATOへの派遣を継続するとともに、12月にスクールマン NATO 女性・平和・安全保障問題担当特別代表の国際女性会議 WAW! への参加のための訪日を実現し、NATO のジェンダーに関する取組を日本国内及び海外に対して発信する機会を設けるとともに、同分野にかかる意見交換を実施した。NATO の各種演習への参加として、11月にモンテネグロで実施された人道支援・災害救援の演習及び11月にエストニアで実施されたサイバー演習に、日本からもオブザーバー参加し、同分野での協力を進めた。海洋安全保障についても、協力の進展につき事務レベルの議論を継続した。
- 27年8月から引き続き、パートナー国の中で唯一 OSCE 特別監視団 (SMM) (於:ウクライナ) への専門家派遣を継続するとともに、9月のベラルーシ議会選挙及び10月のジョージア議会選挙に OSCE 選挙監視団の要員をそれぞれ派遣し、OSCE の活動に対する日本の貢献を示した。12月にはハンブルク (ドイツ) で開催された第23回 OSCE 外相理事会に岸外務副大臣が出席し、日本としての OSCE との協力推進の意思を示すとともに、欧米各国の外相級が集まる中、テロ、難民・移民問題、ウクライナ情勢、北朝鮮の核実験・ミサイル発射問題、東シナ海・南シナ海情勢の現状と対応及び法の支配の貫徹等について発言し、OSCE 及び加盟国とともに国際社会の平和と安定に向け取り組む強い決意を表明し、日本としての存在感を示した。また、特に SMM への派遣について、この第23回 OSCE 外相理事会の機会にザニエル事務総長より岸外務副大臣に対し感謝の意が示された。

27・28年度目標の達成状況：B (27年度：a, 28年度：b)

測定指標 1-3 欧州各国との法的枠組み構築に関する協議の進展

中期目標 (一年度)

欧州各国との法的枠組みの整備を通じ、欧州各国との関係を強化する。

27年度

年度目標

- 1 ルクセンブルクとの社会保障協定の早期発効に向け、締結手続きを進める。
- 2 イタリアによる社会保障協定締結の働きかけを継続する。
- 3 ドイツとの租税協定の改正交渉を妥結する。
- 4 スロベニアとの租税協定の交渉を開始する。
- 5 スペイン及びノルウェーとの税関相互支援協定の発効を目指す。

施策の進捗状況・実績

- 1 社会保障協定については、ルクセンブルクとの協定につき、国会における承認 (9月) を得た。また、チェコとの協定改定に係る政府間交渉を行った (11月) 他、スロバキアとの政府間交渉を行った (11月)。イタリアとの協定については、イタリア議会での承認が得られ (6月) 早期の発効に向けて作業を進めることとした。
- 2 租税条約 (協定) については、ドイツとの間で条約改正のための政府間交渉を行い実質合意に達し (6月)、その後、署名を行った (12月)。また、スロベニア及びベルギー (改正) との政府間交渉をそれぞれ28年1月及び3月に行い、スロベニアの間では実質合意に至った。
- 3 税関相互支援協定に関し、スペインについては発効 (27年5月)、ノルウェーについては実質合意した (28年1月)。

28年度

年度目標

- 1 社会保障協定については、ルクセンブルク及びイタリアと早期発効に向け、締結手続きを進める。また、チェコとの協定の改正交渉は、早期の妥結を目指し、協議を進める。さらに、スウェーデン及びスロバキアとの早期妥結を目指す。
- 2 租税協定については、スロベニアとの租税条約の署名を実施する。またベルギーとの租税条約（改正）の早期妥結を目指す。さらにノルウェーとの税関相互支援協定の発効を目指す。

施策の進捗状況・実績

- 1 社会保障協定については、スロバキア（新規協定）及びチェコとの改正議定書について、それぞれ 29 年 1 月及び 2 月に署名し、3 月に国会へ提出した。特に、チェコについては、29 年 1 月に岸田外務大臣のチェコ訪問の際に両外相間で社会保障協定の改正に合意したことを歓迎するなど、二国間関係の進展につながった。スウェーデンについては、6 月に第 2 回政府間交渉を実施した。ルクセンブルク及びイタリアについては、発効に向けて当局間協議等を実施した。
- 2 租税条約（協定）については、ドイツとの協定は 10 月に発効し、スロベニア、ベルギー（改正）、ラトビア及びオーストリア（改正）との条約について妥結・署名し、29 年 3 月に国会提出した。また、リトアニアとの租税条約については、12 月に実質合意に至った。ノルウェーとの税関相互支援協定については、6 月に署名し、9 月に発効した。
- 3 旅客予約記録（PNR）協定については、4 月に EU とスイスとの間で、また 11 月には EU との間で非公式協議を行い、PNR に関する法的枠組みの構築に向けて議論を進めた。
- 4 刑事共助協定（MLAT）については、EU との間で附属書に関し、行政改変に伴う関係機関名の変更等、実態に即した修正を行った。
- 5 航空協定については、9 月に日・オランダ航空協定の付表の修正を行った。今回の修正は、我が国が進めているオープンスカイ政策や関係航空会社等の要望を踏まえつつ、両国の指定航空企業が運営できる路線を可能な限り拡大・自由化することを目的とするものであり、具体的には、日本側及びオランダ側指定航空企業による運輸権の自由化、オランダ側指定航空企業による運輸権の拡大等を実現するものである。また、日・ルクセンブルク間では、27 年 12 月の日・ルクセンブルク首脳会談において安倍総理大臣より協定締結の可能性を事務レベルで議論させたいと述べ、ベッテル首相から高い評価が示されたことを踏まえ、6 月、第 1 回目の非公式協議を開催し、協議の継続を確認した。

27・28 年度目標の達成状況：B（27 年度：b，28 年度：a）

測定指標 1－4 欧州への対外発信を通じた日欧相互理解の促進

中期目標（一年度）

基本的価値を共有する欧州との共通の認識を醸成し、多様なチャンネルでの協力関係を強化する。

27 年度（27 年度の測定指標名は「人的ネットワーク構築の進展」）

年度目標

- 1 日 EU 関係に関する理解促進等のため、以下を実施する。
 - (1) 日 EU 協力をテーマに、オランダまたはルクセンブルクに有識者を派遣し、日 EU 共同シンポジウムを開催する。
 - (2) 日本の専門家の派遣等による知的交流を促進する。
 - (3) 招へいプログラムを実施する。
- 2 NATO 幹部の招へい等を行い、知見の共有等を目的に日 NATO 間の人的交流をより深化させる。

施策の進捗状況・実績

- 1 (1) ブリュッセル等で行われた複数の日 EU 関係や東アジア情勢を取り上げたシンポジウムに日本人有識者を派遣し、現地の EU 関係者及び有識者と国際情勢に関し、有意義な意見交換が行われた。また、28 年 3 月に欧州対外活動庁及び日本人有識者の参加も得て、28 年前半の EU の議長国であるオランダでサイバーセキュリティーをテーマとする日 EU 共同シンポジウムを共催し、企業関係者、学生等 60 名の参加があった。
- (2) 12 月に欧州対外活動庁及び国内関係省庁の参加も得て「日 EU・人道支援と緊急救援に関する専

「専門家会合」を東京で開催した。また11月にCoE主催「世界民主主義フォーラム」に有識者1名を派遣した。

(3) 欧州の有識者を招へいし、日本側有識者及び政府関係者との意見交換を行った。

2 9月に戦略的実務者招へいの枠組みにおいて、バーシュボウ NATO 事務次長の招へいを実施し、知見の共有等を目的に日 NATO セミナーを東京財団において開催する等人的交流をより深化させた。

28 年度

年度目標

1 招へい

(1) 政府関係者、有識者及びメディア関係者等の招へいを通じ、対日理解を促進させる。

(2) MIRAI プログラム(注)を通じ、欧州等各国から将来有望な優秀な学生を招へいし、日本人学生との知的交流事業を実施する。

(注) 外務省が推進する対日理解促進交流プログラムの一環として欧州各国から訪日招へいするもの。27年12月が初めての実施となり、被招へい者は訪日中及び訪日後に本プログラムでの経験について SNS 等を通じ対外発信することが期待されている。

2 派遣

日本人有識者の欧州派遣を通じ、派遣国現地の対日理解を促進するとともに、被派遣者の欧州に対する見識を深める。

3 シンポジウム等の開催

欧州現地及び我が国でのシンポジウム等の開催を通じ、相互理解の基盤を構築するとともに、我が国の対欧州政策に資する機会とする。

施策の進捗状況・実績

1 (1) 有識者、メディア関係者、議会関係者等、計 68 名を招へいし、政府関係者や日本人有識者等との意見交換を通じた対日理解の促進を後押しした。

(2) 9月及び12月に欧州各国の大学から計 150 名の大学生・大学院生を MIRAI プログラムで招へいし、有識者による講義及び日本人学生との討論の場を設けるとともに、外務省の職員との意見交換を実施した。また、参加者は都内視察の他、広島や京都において歴史的・文化的施設を訪問した。参加者によるアンケートの結果では、90%以上が本プログラムに満足するとともに日本に対する理解が深まった旨回答した。また、参加者により、日本の魅力や本プログラムの感想について、SNS を通じ 340 件を超える発信がなされた。

2 8名の有識者を講師として欧州諸国に派遣し、国際秩序、中国社会・経済、アフリカ開発協力等のテーマに基づいて日本のこれまでの国際社会に対する貢献や政策・立場について発信を行い、対日理解の促進に資するものとなった。

3 欧州の主要シンクタンク等を支援する形で 22 件の日本関連シンポジウム等を実施し、政府関係者及び第三者(我が国及び各国有識者)から我が国の立場や問題意識に関する発信を行った。また、日本国内においては、欧州有識者が参加する日欧安全保障をテーマとした講演会の開催や、また、米大統領選の結果を踏まえた日米欧協力をテーマとする日欧有識者によるシンポジウム等の実施を通じて、日欧の情勢認識の共有と今後の連携のあり方について議論を行った。

27・28 年度目標の達成状況：B (27 年度：b, 28 年度：a)

測定指標 1-5 欧州地域との協議、対話等の進展

①政治・安保分野における協議・対話の実施回数(日本側・欧州側共に政務官レベル以上)	中期目標値	27 年度		28 年度		27・28 年度目標の達成状況
	一年度	年度目標値	実績値	年度目標値	実績値	
②シンポジウム、セミナー等の開催回数(日本外務省主催・拠出事業)	—	①12 ②3 ③50 ④63	①7 ②5 ③14 ④62	①5 ②3 ③50 ④50	①7 ②23 ③0 ④0	B (27 年度：b 28 年度：a)
③日 EU 政策策定者セミナー参加者数(日本外務省共催)						

④日 EU シンポジウム参加者数（日本外務省共催）						
---------------------------	--	--	--	--	--	--

評価結果（個別分野 1）

施策の分析

【測定指標 1－1 欧州地域との政治的な対話・協力の進展】

27 年度

- (1) EU, CoE, ASEM 全ての枠組みを通じた政治的な対話、協力が実現し、目標達成と判定した。
- (2) 第 23 回日 EU 定期首脳協議を成功裏に開催すると共に、G20 首脳会合の機会に首脳会談を、また、外相会談を 3 回それぞれ成功裏に実施した。さらに、外相電話会談や、その他事務レベルの対話を実施することで日 EU 関係を進展させた。上記首脳会談、外相会談において、日 EU・EPA 及び SPA 交渉の早期妥結の重要性につき確認することにより交渉を加速化させ、EPA については 2 回の交渉を、SPA については 5 回の交渉を実施した（うち、1 回は中間会合）。これにより、SPA に関してはいくつかの協力の分野について交渉に前進が見られ、その他の条文についても双方の立場の収れんに向けて理解を深める等、着実に交渉を前進させた。CoE における各種会合への我が国代表の参加や財政支援は CoE との協力に貢献した。ASEM 第 12 回外相会合への岸田外務大臣出席と、米国不在のフォーラムでの海洋安全保障や北朝鮮の核・ミサイル開発及び拉致問題に言及のある議長声明の発出、更には、ASEM 観光促進シンポジウムの開催主導は、ASEM での我が国のプレゼンス向上に貢献した。また、ASEF 事業への資金面での支援や我が国代表の参加は ASEF との協力関係の継続に貢献した。（27 年度：欧州地域との総合的な関係強化（達成手段①））

28 年度

- (1) EU, CoE, ASEM 全ての枠組みを通じた政治的な対話・協力が進展し、概ね目標を達成した判定した。
- (2) 3 回にわたり日 EU 首脳会談を実施するとともに、外相電話会談を 3 回実施することができた。また、6 月 23 日の英国の EU 残留・離脱を問う国民投票直後の杉山外務事務次官のブリュッセル訪問を含め、高級実務者レベルの対話により我が国の立場に係る理解促進と今後の協力継続に貢献した。上記首脳会談の機会を含め、日 EU・EPA の早期大枠合意及び SPA 交渉の早期妥結の重要性につきハイレベルで確認し、両交渉の進展に弾みをつけた。EPA については 2 回の交渉と事務レベルの交渉を間断なく実施するとともに、SPA については 1 回の交渉と事務レベルの交渉を行った。SPA について多くの分野において意見が収斂し、残る論点についても前進が見られた。EU が発出したグローバル戦略は、我が国が進める外交政策と方向を同じくするものとなり、今後の日 EU 関係の進展に資するものとなった。これは、様々な機会を活用し我が国の立場を EU 側に伝達してきたことが功を奏したものと言える。
- 各種会合への我が国代表の参加や財政支援並びにオブザーバー国就任 20 周年の機会の東大寺仏像・仮面写真展の開催は CoE との協力推進に貢献した。
- ASEM 第 11 回首脳会合への安倍総理大臣出席と、米国不在のフォーラムでの海洋安全保障や北朝鮮の核・ミサイル開発及び拉致問題に言及のある議長声明並びに我が国主導でのテロに関する独立した声明の発出は、ASEM での我が国のプレゼンス向上に貢献した。また、我が国の ASEF 理事の執行委員会メンバー就任と、ASEM 観光促進講演会のミャンマーとの共催、事業への資金面での支援や我が国代表の参加は ASEF との協力関係の進展に貢献した。（28 年度：欧州地域との総合的な関係強化（達成手段①））

【測定指標 1－2 安全保障に関連する欧州国際機関との連携強化】

27 年度

- (1) NATO 及び OSCE の枠組みを通じた対話・協力による安全保障分野での連携強化が実現し、目標達成と判定した。
- (2) バーシュボウ NATO 事務次長の訪日及びその機会に実施した日 NATO セミナー、日 NATO 高級事務レベル協議の開催は、女性・平和・安全保障（WPS）、海洋安全保障に関して、我が国の取組及び立場に関する NATO 側の理解の向上及び IPCP に基づく各分野における日 NATO 協力の推進につながった。特に、WPS に関しては、26 年度からの女性自衛官の NATO への派遣を継続するとと

もに、NATO ジェンダー視点委員会年次会合に我が国代表が参加し、NATOにおける同分野の議論に貢献した。また、NATOの各種演習へのオブザーバー参加も、IPCPに基づく今後の日 NATO 協力の一層の推進の端緒となるものとなった。

閣僚理事会への外務副大臣の出席、OSCE・SMMへの専門家派遣（パートナー国の中で唯一）及び選挙監視団への要員派遣は、日 OSCE 関係の推進及び OSCE を通じた欧州等における我が国のプレゼンス向上に寄与した。（27 年度：欧州地域との総合的な関係強化（達成手段①））

28 年度

（1）NATO 及び OSCE の枠組みを通じた対話、協力による安全保障分野での連携強化が進展し、概ね目標を達成したと判定した。

（2）ジェンダー（女性自衛官の NATO への派遣継続、スクールマン NATO 女性・平和・安全保障問題担当特別代表の国際女性会議 WAW! への参加のための訪日）、新規安全保障課題（アジア・太平洋地域における重要安全保障会合への在ベルギー大使館及び防衛省からの参加）、海洋安全保障（事務レベルの議論継続）の各分野での取組と、NATO の各種演習への参加（11 月にモンテネグロで実施された人道支援・災害救援の演習及び 11 月にエストニアで実施されたサイバー演習へのオブザーバー参加）を通じ、IPCP に基づく日 NATO 協力を推進した。他方、NATO 幹部招へいについては、年度内の実施に向け調整を進めたが、NATO 側の日程の都合により実現には至らなかったところ、29 年度の招へいに向け調整を継続する。

OSCE・SMM への専門家派遣継続（パートナー国の中で唯一）、選挙監視団への要員派遣及び閣僚理事会への外務副大臣の出席は、日 OSCE 関係の推進及び OSCE を通じた欧州等における我が国のプレゼンス向上に寄与した。（28 年度：欧州地域との総合的な関係強化（達成手段①））

【測定指標 1-3 欧州各国との法的枠組み構築に関する協議の進展】

27 年度

（1）ノルウェーとの税関相互支援協定については、仮合意後の条文に関して先方政府との調整に時間を要したため署名に至らなかったが、その他の租税協定及び社会保障協定等についてはすべての目標を達成したことから、概ね目標を達成したと判定した。

（2）予定されていた案件以外にも、社会保障協定については 11 月にチェコとの間で改正交渉、スロバキアとの間で新規協定の交渉を行った。また 28 年 3 月にベルギーとの間で租税条約の交渉を行い、実質合意に至った。（27 年度：欧州地域との総合的な関係強化（達成手段①））

28 年度

（1）スロバキア及びチェコ（改正）との社会保障協定の署名、スロベニア、ラトビア、ベルギー（改正）及びオーストリア（改正）との租税条約の署名、リトアニアとの租税条約に係る実質合意、ノルウェーとの税関相互支援協定の署名・発効など、総じて大きな進展があった。ルクセンブルク及びイタリアとの社会保障協定は発効に至らなかったが、上記のとおり大きな進展があったことから、全体として目標達成と判定した。

（2）スロバキア及びチェコ（改正）との社会保障協定の署名、並びにベルギーとの租税条約の署名などは、交渉の早期妥結との目標を上回る成果であった。また、29 年 1 月に岸田外務大臣のチェコ訪問の際に、チェコとの社会保障協定の改正に合意し、その後署名したことは、二国間関係を進展させる上で有意義であった。航空協定に関しては、オランダとの協定附属書の修正完了、ルクセンブルクとの非公式協議の開催など、二国間関係を強化するとの観点から取組を進めた。（28 年度：欧州地域との総合的な関係強化（達成手段①））

【測定指標 1-4 欧州への対外発信を通じた日欧相互理解の促進】

27 年度

（1）日 EU 共同シンポジウムや NATO 幹部の招へい、日本人有識者の派遣により概ね目標を達成したと判定した。

（2）日 EU 共同シンポジウムにおいて、日欧双方の新たな課題であるサイバーセキュリティーをテーマとして取り上げ、日 EU の有識者間で関連な意見交換がなされた。また、NATO 側との粘り強い調整によりバーシュボウ事務次長の招へいを実現し、日 NATO 協力を前進させた。（27 年度：日欧知的交流強化に向けた有識者懇談会（達成手段②））

28年度

- (1) 例年と比較し、多くの招へい事業、派遣事業、シンポジウム等の開催等を実施し、欧州の政策決定に関わる層（含、次世代を担う若者）に議論を通して日本の立場・考え方やアジア情勢についての理解を促進し、日本の外交政策推進の基盤を強化することができたことから、目標達成と判定した。
- (2) 欧州各国でのシンポジウム等の開催については、近年の発信予算の大幅な増額を背景として、実施件数の増加のみならず、連携するシンクタンク等の幅を広げ、かつ、より継続的な連携が可能となり、今後の日欧関係強化に大きく貢献するものとなった。
- MIRAI プログラムについては、欧州の中小国も含めた各国から将来有望な学生を招へいし、日本の政府関係者、有識者、学生等との知的交流を含む2回のプログラムを成功裏に実施することができた。これは、各在外公館と大学等との新たなつながりを作るものともなり、今後同プログラムを欧州各国において定着させていくための端緒とすることができた。（28年度：日欧知的交流強化に向けた有識者懇談会（達成手段②））

【測定指標1-5 欧州地域との協議、対話等の進展】

27年度

- (1) 政治・安保分野における協議・対話の実施回数（①）及び日 EU 政策策定者セミナー参加者数（③）については、それぞれ目標を下回ったが、シンポジウム、セミナー等の開催回数（②）については目標を達成し、日 EU シンポジウム参加者数（④）についても目標達成に近い結果を得られたことから、概ね目標を達成したと判定した。
- (2) ①については、EU や NATO 等との日程調整の関係で、協議・対話の実施回数が目標を下回ったが、計7回の協議・対話を活用し、協力関係強化につなげることができた。③については、26年度実施時には一般聴衆にも参加を呼びかけ、好評を博したことを踏まえ、27年度の目標人数設定の際、26年度実施時の出席人数実績（50名）を基に算出した。しかし、27年度に開催したセミナーは、サイバーセキュリティーを扱うものとしたことを踏まえ、共催者であるオランダ側との調整の結果、関係者（欧州委員会関係者及び在京 EU 大使館員）のみの非公開セミナーとすべきとの判断に至り、一般聴衆の参加を見送ったため、目標人数の達成には至らなかったが、専門的な分野について密度の高い議論を行うことにより参加者の理解促進に貢献した。その他の取組のうち、特に、②については、我が国の外交政策推進に際しての欧州の重要性を強調し、内閣官房との協力によるシンポジウム開催を実現したこともあり、目標を上回る回数を実施できた。（27年度：欧州地域との総合的な連携強化（達成手段①）、日欧知的交流強化に向けた有識者懇談会（達成手段②））

28年度

- (1) 政治・安保分野における協議・対話（①）につき目標を達成し、また、外務省における新しい対欧州発信の新たな体制の下、日 EU 政策策定者セミナー（③）及び日 EU シンポジウム（④）を取りやめ、欧州各国の主要シンクタンクとの連携を通して、③及び④を効果的に補完する形で、欧州地域との対話を大幅に進展させることができたため、目標達成と判定した。
- (2) 協議、対話（①）については、日 EU 首脳会談が3回、岸外務副大臣とザニエル OSCE 事務総長の会談が1回の計4回に加え、日 EU 電話外相会談も3回実施した。また、対欧州発信事業にかかる重要性の高まりを受け、対欧州発信の新たな体制の下、EU のみとの協力による日 EU 政策策定者セミナー（③）及び日 EU シンポジウム（④）を取りやめ、欧州全体への影響力を有する各国の主要シンクタンクとの連携を通して、欧州全体への我が国の政策・立場を発信することを狙いとしたセミナー、シンポジウムの開催を、当初の想定と比較し、質・量ともに大幅に向上する形で実施したことにより、取りやめることとしたセミナー、シンポジウム等を効果的に補完し、欧州地域との対話等を進展させた。（28年度：欧州地域との総合的な連携強化（達成手段①）、日欧知的交流強化に向けた有識者懇談会（達成手段②））

次期目標等への反映の方向性

【施策（施策の必要性に関する分析を含む）】

欧州は、我が国と自由、人権、民主主義、法の支配といった基本的価値を共有しており、欧州諸国及び EU、NATO、OSCE、CoE 等の諸機関と我が国は、国際社会の安定と繁栄に向けて主導的な役割を果

たすパートナーである。

我が国と欧州は、これまで幅広い分野において相互の政治対話を発展させ、定期首脳協議、閣僚レベル及び実務者レベルの協議の定期的な開催を通じ、広範な問題を話し合ってきた。また、経済分野においては、結びつきを拡大させ、多角的貿易システムを強化するとともに、投資及び貿易に関する建設的な対話を追求するために緊密に協力してきた。更に、地球規模の問題に対処するために協力しており、相互に相手方の地域に積極的に関与してきた。こうした相互の連携は、政治協力、貿易・投資交流、ビジネス上の協力、更に日・EU加盟国間の交流や往来の顕著な増加等、あらゆる分野において発展してきた。

欧州との連携・協力を強化していくことは、我が国の国益に合致するものであり、政治対話の実施、各種法的枠組みの構築、知的交流等を通じた、総合的な関係強化のための施策を継続していくことが必要不可欠である。英国のEU離脱交渉が進む中で、引き続きEUがグローバル・パワーとして国際社会に貢献し、また、世界経済への悪影響を最小化するべきとの立場を伝達していくことも重要である。

上述のとおり、基本的価値を共有する欧州との共通の認識を醸成し、協力関係、法的枠組み、人的ネットワークを構築し、欧州地域との関係を総合的に強化するとの施策目標は妥当であり、今後とも同目標を維持し、その達成に向けた施策を実施していく。

【測定指標】

1-1 欧州地域との政治的な対話・協力の進展

地域的な対話・協力においては、27・28年度を通じ、日EU関係またはASEMの枠組みを通じた両地域間の協力と理解の増進のために積極的に関与し、目標の達成に向け着実に進展してきている。一方、日EU・EPAの大筋合意に向けた進捗と並行して、日EU戦略的パートナーシップ協定（SPA）の交渉は早期妥結に向け、引き続き努力する必要がある。また、英国のEU離脱を踏まえた我が国の立場や要望事項の欧州各国への働きかけを行っていく必要がある。

アジア・欧州から様々な立場を有する51か国2機関が参加するASEMにおいては、成果文書に日本の関心事項を反映させることは容易ではない。したがって、複数の分野において価値観を共有する欧州諸国と協力しつつ、日本の立場にこれまで以上に支持が得られるよう、今後とも目標の達成に向けた取組を継続する。

1-2 安全保障に関連する欧州国際機関との連携強化

NATOに関しては、27・28年度は目標に向け進展してきているが、NATOの各種演習の参加にはこれまでのオブザーバー参加から、本参加をするべく防衛省と調整を行い、NATOの演習への本参加を通じて日NATO関係を一層推進する。ジェンダーやサイバーなど新規安全保障分野の協力もさらに具体化していく必要がある。

OSCEとの協力においては、OSCE外相理事会やOSCEアジア共催会議、また、政務並びに事務方ハイレベルによるOSCEや同加盟国等との二国間会談等を通じて、目標達成に向け進展してきている。今後とも目標の達成に向け、外相理事会等を通じ我が国の貢献の積極的なアピールに努める。

1-3 欧州各国との法的枠組み構築に関する協議の進展

欧州各国との法的枠組みの構築については、27・28年度を通じ、複数の条約の締結及び改正を達成し、進展してきている。条約は常に実態を忠実に反映させ、両国の需要に即し、可能な限り迅速に締結するため、今後も新規の社会保障協定及び租税条約を中心に、発効に向けた協議を各国との間で継続していく。

1-4 欧州への対外発信を通じた日欧相互理解の促進

対外発信を通じた日欧相互理解の促進は、27・28年度を通じて、目標に向けて進展している。発信・交流事業の効果を維持・発展するためには、欧州諸国の政策決定者や社会一般に影響力を有する者、また、次世代を担う若者への継続的訴求が重要であるため、今後とも、目標の達成に向けて、積極的な案件形成及び事業遂行に努める。各在外公館においては、MIRAIプログラム参加者との関係を継続し、二国間関係ひいては日欧関係強化の基盤としていく。

1-5 欧州地域との協議、対話等の進展

欧州地域との協議、対話等の進展においては、政治・安保分野の対話やセミナー・シンポジウム等の開催が不可欠であり、これら取組の実施は欧州との関係を強化する上で引き続き重要。日EUの枠

組だけにとられず、広く欧州各国との対話の場面を設定する。対欧州発信政策の見直しに伴い、測定指標を見直し、更なる活発な日欧の交流に貢献するよう努める。

作成にあたって使用した資料その他の情報

- ・平成 29 年度版外交青書（第 2 章第 4 節 欧州 各論 1 地域情勢）
- ・外務省ホームページ（EU, CoE, NATO, OSCE の項）

EU

(<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/eu/>)

CoE

(<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/ce/>)

NATO

(<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/nato/>)

OSCE

(<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/osce/>)

個別分野 2 西欧及び中・東欧諸国との間での二国間及び国際社会における協力の推進

施策の概要

- 1 西欧及び中・東欧諸国との対話を継続・促進する。
- 2 二国間及び国際社会の共通の諸課題に関する政策調整・協力を強化する。
- 3 人的・知的交流，民間交流を維持・促進する。

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

- ・ 第 192 回国会所信表明演説（平成 28 年 9 月 26 日）
「英国の EU 離脱の判断に際し，G 7 が緊密な協議を行い，速やかに行動しました。」
- ・ 第 193 回国会外交演説（平成 29 年 1 月 20 日）
「フランス，イラン，韓国では大統領選挙が行われ，ドイツ，オランダでは議会選挙が行われます。（中略）さらに，英国の EU 離脱交渉も開始される予定です。国際社会において不透明感が増大しています。」
「EU や NATO といった地域的枠組みも活用しつつ，欧州との関係を重層的に強化します。特に，英国，フランス，ドイツ，イタリアとの間で，安全保障・防衛分野における協力も推進していきます。」
「ウクライナ情勢の平和的解決に向け，G 7 等との連帯を重視しつつ，引き続き，建設的な役割を果たしていきます。」
「英国の EU 離脱については，世界経済や日系企業の活動に対する離脱による影響を最小限にすべく，引き続き，英国及び EU に対し，働きかけを行っていきます。」

測定指標 2-1 政府間対話の進展

中期目標（一年度）

二国間の懸案事項を解決し，また国際社会の共通の諸課題に関する協力・連携を強化するため，可能な限り多くの政府ハイレベルとの対話を実施する。

27 年度

年度目標

- 1 政府ハイレベル間の頻繁な会談を維持するとともに，こうした会談を通じ関係国との間の多岐にわたる協力関係を促進させる。特に以下を実施する。
 - (1) 英国
安全保障，防衛分野において，ハイレベルを含む対話の機会を強化するとともに，次期 G 7 議長国として，積極的に国際的課題に対処するため協力を推進する。
 - (2) フランス
安全保障，防衛分野の具体的協力を強化するとともに，次期 G 7 議長国として，積極的に気候変動等，国際的課題に対処するため協力を推進する。
 - (3) イタリア
27(2015)年に開催されるミラノ万博や 28(2016)年の外交関係樹立 150 周年記念行事を通じ，二国間協力を強化するとともに，次期 G 7 議長国として，積極的に国際的課題に対処するため協力を推進する。
 - (4) ドイツ
26 年 7 月に 6 か月前倒しで G 7 議長国に就任し，ウクライナ情勢をめぐる G 7 の対応や中東情勢などに関する議論を主導したドイツの知見を踏まえ，引き続き緊密に連携しつつ，次期 G 7 議長国として，積極的に国際的課題に対処するため協力を推進する。
 - (5) ウクライナ
ウクライナ情勢をめぐる問題は，一地域の問題ではなく，国際社会全体の問題である。日本は，G 7 次期議長国として，G 7 の連帯を重視し，露に対しては建設的な役割を果たすよう働きかけつつ，情勢の平和的・外交的解決に向けて一層積極的に関与していく。同時にウクライナの改革努力

を後押ししていく。

(6) 西バルカン諸国

西バルカン外交の裾野を広げる、価値を共にする諸国との関係強化の方策として、西バルカン地域協力の枠組みを活用しつつ、同地域諸国との対話を促進する。

- 2 未訪問国及び久しく政務訪問が行われていない国への我が国政府ハイレベルの訪問を可能な限り実現する。
- 3 新たに発生した重要案件につき、電話会談等により高いレベルで対応方針を迅速に確認する。
- 4 政府ハイレベルの訪問の機会を捉え、多岐にわたる二国間の協力の進捗状況を確認する文書を作成するとともに、高いレベルでこれら協力の一層の推進について一致する。
- 5 議会間、議員間交流の活発な実施の継続を支援する。
- 6 招へいスキームを活用し、カスリーディス・キプロス外相等の招へいを実現するとともに、在外公館を通じ、招へいスキーム参加者に対するフォローアップを行う。

施策の進捗状況・実績

- 1 要人往来や各種国際会議の機会に、多数の首脳・外相会談を実施し、政府ハイレベルの対話が進展した。具体的な実績は以下のとおり。

(1) 英国については、6月のG7エルマウ・サミットや11月のG20アンタルヤ・サミットの機会に安倍総理大臣とキャメロン首相の首脳会談を実施した。外相レベルでは、8月に東京で岸田外務大臣とハモンド英外務・英連邦相の間で第4回日英外相戦略対話を開催し、また、28年1月には、東京で第2回外務・防衛閣僚会合及び第5回外相戦略対話を開催した。一連の会談・会合における緊密な対話の成果もあり、11月に発表された英国「国家安全保障戦略」及び「戦略国防・安全保障見直し」において、日本は「同盟国」、「アジアにおける最も緊密な安全保障のパートナー」と位置づけられた。外務・防衛閣僚会合では、両国は、安保・防衛協力の具体的な進展について確認するとともに、南シナ海等における一方的な現状変更の試みに反対を表明した。

(2) フランスについては、12月にCOP21出席のために訪仏した安倍総理大臣がオランド大統領と首脳会談を行い、11月のパリ同時多発テロも踏まえテロ対策や気候変動問題で緊密に協力していくことを確認した。また、10月にヴァルス首相が訪日し、安倍総理大臣との会談において、イノベーション分野で国際社会共通の課題に協力して取り組んでいくこと、原子力分野及びアフリカでの日仏協力を推進していくことで一致した。28年3月には岸田外務大臣が訪仏してエロー外務・国際開発相と会談を行い、テロ対策を始めとして4月に開催されるG7広島外相会合に向けて協力していくことを確認した。

(3) イタリアについては、8月にレンツィ首相が訪日して安倍総理大臣と会談を行い、日伊情報保護協定の実質合意に至った。28年3月には、岸田外務大臣が訪伊してジェンティローニ外務・国際協力相と会談を行い、G7広島外相会合に向けて協力していくことを確認すると同時に、日伊情報保護協定に署名した。また、5月から10月までミラノで開催されたミラノ万博において、日本館が展示デザイン部門で「金賞」を受賞したように、ミラノ万博の成功に大きく貢献しつつ、日本食文化の効果的な発信を行った。外交関係樹立150周年(28年)関連については、28年2月からイタリアで開催された「マンガ・北斎・漫画展」や3月の桐竹勘十郎氏らによる文楽公演等を通じて日伊文化交流が促進された。

(4) 我が国がG7議長国を引き継いだドイツとの間では、28年3月にメルケル首相が訪日し、安倍総理大臣との会談においてウクライナ情勢をはじめとする地域情勢、国連安保理改革、軍縮・不拡散等の国際社会における協力を強化することで一致した。また、G7サミットの現・次期議長国として、エルマウ・サミットにおける首脳会談では、様々な国際社会の課題への対処のため緊密に協力することを確認した。さらに、エルマウ・サミット後もG20等の国際会議等の機会に首脳・外相会談を実施し、さらなる信頼関係の醸成と協力の緊密化が図られた。

(5) ウクライナとの間では、6月の安倍総理大臣のウクライナ訪問、9月の日・ウクライナ首脳会談等、ハイレベルでの交流が加速したほか、11月には日・ウクライナ投資協定発効や第3回日・ウクライナ原発事故後協力合同委員会の開催等、二国間関係も着実に発展した。対ウクライナ支援では、日本は、8月にキエフで活動する欧州安全保障協力機構(OSCE)の特別監視団(SMM)に人員1名(外務省職員)を、28年1月には金融専門家1名をウクライナ財務相アドバイザーとして派遣し、東部復興のために約15億円の追加支援を表明するなど、財政支援及び人的貢献の両面でウクライナを支援した。28年2月にはホプコー外務委員長が訪日し、国会関係者と意見交換を行った。

(6) 西バルカン諸国との間では、4月のブシャティ・アルバニア外相、6月のミラノビッチ・クロ

アチア首相、10月のポポスキー・マケドニア外相の訪日が行われた一方で、日本からは、7月の藪浦外務大臣政務官によるクロアチアとボスニア・ヘルツェゴビナの訪問、そして武藤外務副大臣による11月のスロベニア、12月のセルビア訪問等、要人往来が活発に行われた。

- 2 未訪問国及び久しく政務訪問が行われていない国については、4月に藪浦外務大臣政務官がラトビア、リトアニアを、5月に城内外務副大臣がベラルーシを、9月には藪浦外務大臣政務官がフィンランド、アンドラを、11月には山田外務大臣政務官がエストニア、マルタをそれぞれ訪問した。12月には安倍総理大臣が我が国総理大臣として二国間の文脈で初めてルクセンブルクを訪問し、安保理改革の実現に向けた協力等を確認した。同月には藪浦前外務大臣政務官がブルガリアを訪問し、クネヴァ副首相やトドロヴァ外務副大臣との間で会談を実施し、政務レベルの往来の更なる促進の重要性を確認した。
- 3 8月には戦後70周年に際する総理大臣談話の発表を受け、岸田外務大臣とハモンド英外務・英連邦相及びファビウス仏外務・国際開発相との間で電話会談を実施し、我が国の平和国家としての取組に理解を促した。28年1月及び2月には、北朝鮮による核実験・弾道ミサイル発射を受け、岸田外務大臣とハモンド英外務・英連邦相、ファビウス仏外務・国際開発相及びジェンティローニ伊外務・国際協力相との間で電話会談を実施し、緊密な連携と対応方針を迅速に確認した。加えて、5月には英国においてキャメロン首相率いる保守党が総選挙で勝利したことを受けて安倍総理大臣と同首相との間で電話会談を実施、11月にはフランス・パリでの同時多発テロ事件を受けて岸田外務大臣とファビウス仏外務・国際開発相との間で電話会談を実施、28年2月にはエロー仏外務・国際開発相就任を受けて岸田外務大臣と電話会談を実施した等、迅速な電話会談を実施することでパートナー国との関係を強化した。
- 4 7月に訪日したベッテル・ルクセンブルク首相と安倍総理大臣の間で「経済関係に関する共同発表」を作成して経済面での協力強化を確認した。10月に訪日したヴァルス仏首相と安倍総理大臣の間で「イノベーションに関する日仏共同声明」及び「日仏アフリカ協力計画」を発出し、それぞれの分野における日仏協力の深化を確認した。11月に訪日したルッテ・オランダ首相と安倍総理大臣の間で、「持続的な平和と繁栄のための戦略的パートナーシップの設立に関する共同声明」を発出し、多岐に亘る二国間関係の進展を確認した。28年1月の第2回日英外務・防衛閣僚会合においては、「共同声明」を発出し、安全保障・防衛分野における日英関係の進展を確認した。3月に訪日したニーニスト・フィンランド大統領と安倍総理大臣の間で「アジアと欧州におけるゲートウェイとしての戦略的パートナーシップに関する共同声明」を発出し、戦略的な協力を推進していくことを確認した。
- 5 議会間・議員間においては、5月の自民党政調会長がアイルランド、ドイツ、ベルギーを、自民党幹事長がポルトガルを訪問したことを始めとして、数多くの国会議員・衆参公式派遣団が西欧・中東欧各国を訪問し、その円滑な実施を全面的に支援した。また、8月には英国下院議長が、9月にはスウェーデン国会議長が、28年3月にはリトアニア、ノルウェー及びデンマーク国会議長、並びにアイスランド国会外務委員長が訪日し、安倍総理大臣表敬や衆・参議院議長等との面会の実現を通じて、議会間の交流の促進を支援した。
- 6 キプロスとの間では、7月にカスリーディス外相の訪日を実現し、岸田外務大臣との間で外相会談を実施した。英国との間では、28年2月に戦略的実務者招へいスキームでランズリー上院議員(日英21世紀委員会英側座長)が訪日し、安倍総理大臣表敬を始めとする有意義な訪日を実現した。
- 7 その他、我が国への訪問については、3月、ブルカルテール・スイス外相が来日し、岸田外務大臣と会談し、26(2014)年の同外相(当時は大統領兼務)訪日のフォローアップを行った他、10月、リンケービッチ・ラトビア外相が訪日し、外相会談を行った。11月、ライチャーク・スロバキア副首相兼外務・欧州問題相が訪日し、岸田外務大臣と外相会談を実施、両国間のワーキング・ホリデー制度の導入に大筋で一致した。

28年度

年度目標

- 1 政府ハイレベル間の頻繁な会談、並びに新たに発生した重要案件について対応方針を迅速に確認するための電話会談を維持するとともに、こうした会談等を通じ関係国との間の多岐にわたる協力関係を促進させる。特に以下を実施する。
 - (1) 英国
安全保障・防衛分野において、ハイレベルを含む対話の機会及び具体的協力を強化するとともに、G7議長国として、積極的に国際的課題に対処するための協力を推進する。

(2) フランス

安全保障・防衛分野において、ハイレベルを含む対話の機会及び具体的協力を強化するとともに、G7議長国として、積極的に気候変動等、国際的課題に対処するため協力を推進する。

(3) イタリア

28(2016)年の外交関係樹立150周年記念行事等を通じ、二国間協力を強化するとともに、G7議長国として、明年G7議長国を引き継ぐイタリアと緊密に連携しつつ、国際的課題に対処するための協力を推進する。

(4) ドイツ

ドイツは27年のG7サミット議長国であり、本年は日本が引き継ぐ関係にあることから、引き続き緊密に連携しつつ、ウクライナ情勢や東アジア情勢をはじめとした地域情勢や軍縮・不拡散等の国際社会の課題に対処するため、積極的に協力を推進する。

(5) ウクライナ

大統領訪日を実現し、幅広い分野での両国関係の深化を目指す。また、G7議長国として、4月のG7外相会合及び5月のG7サミットにおいてウクライナ情勢に関する議論をリードし、情勢の平和的解決に向け積極的な役割を果たす。

(6) 西バルカン諸国（アルバニア、クロアチア、コソボ、セルビア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、マケドニア、モンテネグロ）

西バルカン地域の安定は欧州及び国際社会の安定にとり重要であり、同地域諸国の安定と発展に向けた取組を支援しつつ、対話を進めていく。また、西バルカン諸国は、欧州難民問題の拡大以降、難民の流入ルート上に位置しながらEUのセーフティーネット外にあって脆弱な状況であるところ、同諸国に対する効果的な難民対応支援を行っていく。

(7) V4（ヴィシェグラード4）諸国（チェコ、スロバキア、ハンガリー、ポーランド）

EU内で一定の存在感を有するV4諸国は、我が国にとり、基本的価値を共有し、共通の課題に取り組む重要なパートナー。引き続き、V4+日本の枠組みでの政府ハイレベルにおける対話の促進をはかり、協力関係の拡大を目指す。

(8) 北欧・バルト8か国（NB8）諸国

北欧・バルト8か国（NB8）との間で、「NB8+日本」の枠組みの下、政府間・専門家間の対話を通じて協力の推進に努めるとともに、各国との二国間関係の強化にも努める。

2 議会間、議員間交流の活発な実施の継続を支援する。

3 招へいスキームを活用し、要人等の招へいを実現するとともに、在外公館を通じ、招へいスキーム参加者に対するフォローアップを行う。

4 政府ハイレベルの訪問の機会を捉え、二国間の協力の進捗状況を確認する文書を作成するとともに、高いレベルでこれら協力の一層の推進について一致する。

5 未訪問国及び久しく政務訪問が行われていない国のハイレベルとの対話を可能な限り実現する。

施策の進捗状況・実績

1 要人往来や各種国際会議の機会に、多数の首脳・外相会談を実施し、政府ハイレベルの対話が進展した。具体的な実績は以下のとおり。

(1) 英国については、5月の安倍総理大臣の英国訪問に際してキャメロン首相と首脳会談を行い、G7伊勢志摩サミットに向けた緊密な連携を確認した。また、同月、伊勢志摩サミット出席のため訪日したキャメロン首相と再度首脳会談を行い、日EU・EPAの早期締結に向けた緊密な連携等を確認した。6月、英国のEU離脱の是非を問う国民投票において離脱支持が過半数を占めたことを受け、首脳電話会談及び外相電話会談を実施し、日系企業へ悪影響が出ないよう適切な対応を要請した。7月のメイ新政権の成立後には、同月に首脳電話会談及び外相電話会談を実施し、英国のEU離脱問題に対して我が国としても重大な関心を持っていることを改めて伝達するとともに、日英関係の重要性について再確認した。9月には、中国・杭州でのG20サミットに際して、安倍総理大臣とメイ首相の初の対面での立ち話をに行ったのに続いて、同月の国連総会の機会には、メイ首相との初の日英首脳会談を行い、安保・防衛協力を推進していくことで一致し、翌10月の英戦闘機タイフーン部隊の来日に際する日英共同訓練の実施に歓迎の意を表明した。さらに、9月の北朝鮮による核実験を受け、日英豪外相電話会談を実施して緊密な連携を確認し、国連総会の機会には、日英外相会談を実施し、チュニジアにおける国境管理能力向上のための支援を連携して実施していくことで一致した。29年2月には、ドイツ・ボンでのG20外相会合の機会に日英外相会談を実施し、インドネシアの法執行機関に対する暴力的過激主義対策に係る研

修を共同で実施する等、日英間で安保・防衛協力を進めることで一致した。

(2) フランスについては、4月にG7広島外相会合出席のため訪日したエロー外相と東京で外相会談を行い、安保・防衛、経済、民生原子力、アフリカ等の分野や気候変動等の地球規模課題への対処に協力していくことを確認した。5月には安倍総理大臣がフランスを訪問し、オランダ大統領との首脳会談を実施し、G7伊勢志摩サミットに向けた緊密な協力を確認した。7月、ニース（フランス）で発生したテロ事件を受け、岸田外務大臣は在京フランス大使館を訪問して弔問記帳を行い、駐日フランス大使に哀悼の意を表明するとともに、日本はフランスと連帯してテロに対峙するとの立場を伝達した。9月の北朝鮮による核実験を受け、外相電話会談を実施し、安保理を含む国際社会において北朝鮮の核開発を巡る諸問題について緊密に協力していくことを確認した。29年1月、フランスにおいて日仏外務・防衛閣僚会合（「2+2」）を実施し、AGSAの交渉開始、防衛装備品・技術協力に関する具体的な協力案件を推進すること等で一致した。同年3月、安倍総理大臣がパリを訪問して日仏首脳会談を実施し、オランダ大統領との間で飛躍的に発展した日仏関係を総括した。

(3) イタリアについては、4月、G7広島外相会合出席のために訪日したジェンティローニ外相と外相会談を実施し、テロ対策や安保・防衛分野における協力を強化していくことで一致した。5月には安倍総理大臣がレンツィ首相の地元フィレンツェを訪問して首脳会談を実施し、28年が日伊国交150周年に当たることも踏まえ、政治、安保、経済、文化等の様々な分野で二国間関係を一層発展させていくことで一致し、G7伊勢志摩サミットに向けた緊密な連携を確認した。7月、ダッカでのテロ事件で日伊両国国民が犠牲となったことを受け、首脳電話会談及び外相電話会談を実施し、国際社会のテロ対策の取組を協力して主導していくことを確認した。9月の北朝鮮による核実験を受け、外相電話会談を実施し、28年及び29年それぞれのG7議長国として、また共に安保理非常任理事国として、緊密に協力していくことで一致した。12月末のジェンティローニ政権の成立後、29年1月、首脳電話会談を実施し、新旧G7議長間で連携して、北朝鮮への対応を含め国際社会の取組をリードしていくことを確認した。29年3月、安倍総理大臣がローマを訪問して首脳会談を実施し、同年のG7タオルミーナ・サミットに向け、ジェンティローニ首相との間で新旧議長間の緊密な連携を確認した。

(4) 我が国がG7議長国を引き継いだドイツについては、シュタインマイヤー外相の訪日（4月、G7広島外相会合）、安倍総理大臣の訪独（5月及び29年3月）、メルケル首相の訪日（5月、G7伊勢志摩サミット）、ガウク大統領の訪日（11月）等、ハイレベルの要人往来が数多く実現した。4月の外相会談では、G7外相会談の成功に向けて協力していくこと及び国連安保理改革等の諸課題について協力していくことを確認し、欧州・アジア等の地域情勢について意見交換を行った。5月の首脳会談では、G7伊勢志摩サミットにおいて世界の平和と安定に向け一層緊密に連携していくことで一致した。

29年3月、安倍総理大臣はハノーバー市で開催されたCeBIT（情報通信機器に関する世界最大級の展示会）出席のため訪独した。安倍総理大臣はメルケル首相との間で日独首脳会談を行い、自由で開かれた国際秩序の維持のため、G7タオルミーナ・サミット、G20ハンブルク・サミットに向け、日欧米が連携を深めることの重要性を確認した。また、同首脳会談に先立ち、安倍総理大臣は、メルケル首相とともに、約120社の日系企業が集結するCeBITのジャパン・パビリオンを訪れ、中堅・中小企業やベンチャー企業を含む我が国企業が提供する質の高い技術や製品、サービス等につき視察した。これらを通じて日本が世界をリードする情報通信分野の技術を発信した。

(5) ウクライナについては、ポロシェンコ大統領（4月）、クリムキン外相（4月）、クリチコ・キエフ市長（9月）、アヴァコフ内務相（10月）、クービウ第一副首相兼経済発展・貿易相（11月）が訪日する等、非常に活発な要人往来が実現した。加えて、9月の国連総会出席の機会を活用して首脳会談を実施したほか、12月にも首脳電話会談を実施する等活発な首脳間対話が行われた。

また、G7議長国として、4月のG7広島外相会合や5月のG7伊勢志摩サミットではウクライナ情勢に関する議論を主導した。

ウクライナで開催されたチェルノブイリ原発事故後発生30年追悼式典（4月）に出席した山田外務大臣政務官は、ポロシェンコ大統領を表敬し、原発事故の経験を踏まえた知見の共有等を通じて協力していくことを確認した。また、第4回日・ウクライナ原発事故後協力合同委員会（12月）や、第6回日ウクライナ経済合同会議（11月）等を実施し、各専門分野における対話も加速させた。

- (6) 西バルカン諸国は、多くの民族により構成され、近隣国との関係や、国内の少数民族問題等依然として多くの不安定要因を抱えている。難民情勢については、28年3月のEU・トルコ合意以降、マケドニアやセルビアへの難民流入の波は途絶え、一応の落ち着きを見せたが、この合意の遵守次第では情勢が急変しうるため、引き続き注視が必要である。西バルカン諸国との間でも活発な要人往来が行われた。10月に岸外務副大臣がボスニア・ヘルツェゴビナを外交関係樹立20周年の機会を捉えて訪問した。岸副大臣はイゼトベゴビッチ大統領評議会議長（元首）を表敬し、経済関係をはじめとする様々な分野において二国間関係を発展させていくことを確認した。また、9月に滝沢外務大臣政務官がモンテネグロを外交関係樹立10周年の機会を捉えて訪問し、ジュカノビッチ首相を表敬した際、経済・観光分野等で更なる協力関係を深化させることで一致した。10月にはツェラル・スロベニア首相が訪日し、安倍総理大臣との間で政治、経済、安全保障等の分野において更に協力関係を強化させることで一致した。さらに、12月のOSCE外相理事会の際に、岸外務副大臣とシュティール・クロアチア副首相兼外務・欧州問題相が会談し、経済分野での関係強化や、法の支配に関する立場の一致を確認した。
- (7) V4諸国については、ライチャーク・スロバキア外務・欧州問題相が5月に訪日し、岸田外務大臣との間で地域情勢や国際社会の諸課題について意見交換を行ったほか、29年1月には岸田外務大臣がチェコを訪問し、ソボトカ首相表敬やザオラーレク外相との会談を行い、原子力を含む幅広い分野で協力関係を拡大させることで一致したほか、ワーキング・ホリデー協定交渉の大枠合意を達成した。また、29年2月にシーヤールト・ハンガリー外務貿易相が訪日し、岸田外務大臣及び岸外務副大臣との間で法の支配に基づく国際秩序の維持・強化の重要性につき完全に一致した。
- (8) NB8諸国については、4月、安倍総理大臣は訪日したロイヴァス・エストニア首相との間で首脳会談を行い、NB8+日本の枠組みでの協力を推進していくことで一致し、日エストニア間のサイバーセキュリティ等の分野における協力の推進を確認した。10月、ブレンデ・ノルウェー外相が訪日して岸田外務大臣と外相会談を実施し、捕鯨や北極等の分野での緊密な連携を確認した。
- 2 議会間・議員間においては、以下のとおり活発な議員交流が行われ、外務省はその円滑な実施を支援した。
- 9月、G7下院議長会議出席のため英仏独伊各国から下院議長が訪日したほか、7月には衆議院議院運営委員会がポーランド、ハンガリー、ポルトガルを訪問するなど、数多くの国会議員・衆参公式派遣団の往来が実現した。また、招へいも活発に行われ、5月にクヴェール・ハンガリー国会議長が参議院議長招待により、29年3月にはブラック・ベルギー下院議長が衆議院議長招へいにより訪日し、それぞれ安倍総理大臣表敬等を行った。
- 3 招へいスキームについては、閣僚級招へいで、29年1月、ギャラガー・バチカン外務長官、同2月から3月にかけてパルビー・ウクライナ最高会議議長が相次いで訪日した。前者については、外相会談を実施し、岸田外務大臣から改めてフランシスコ法王の訪日を招請するとともに、平和や「核兵器のない世界」の実現等の人類共通の課題について協力を確認した。また、後者については安倍総理大臣表敬や岸外務副大臣との意見交換等を行い、外交関係樹立25周年を機として二国間関係を更に発展させていくことを確認したほか、ウクライナの国内改革等につき意見を交わした。
- 29年1月、ソーシャルメディア招へいでデイリー・テレグラフ紙（英国）副編集長を招へいし、外務省からのブリーフィングに基づいた記事が執筆される等の成果があった。
- 4 29年1月、日仏外務防衛閣僚会合「2+2」に際し、両国外務・防衛閣僚間で「共同発表」を作成し、安保・防衛分野における協力を推進していくことで一致した。また、29年2月に岸外務副大臣とシーヤールト外務貿易相との間で、日ハンガリー・ワーキング・ホリデー協定が署名された。
- 5 未訪問国及び久しく政務訪問が行われていない国については、29年1月、岸田外務大臣が外務大臣としては26年ぶり2回目となるアイルランドを訪問し、英国のEU離脱に関する緊密な連携、日EU・EPAの早期妥結に向けた協力、「核兵器のない世界」に向けた緊密な協力等を確認した。同月には、滝沢外務大臣政務官が大臣政務官レベル以上のものとしては10年ぶり2回目となるモナコを訪問し、安保理改革の実現に向けた協力等について意見交換を行った。また、23年以来岸外務副大臣として5年ぶりにスロバキアを武藤外務副大臣が訪問し、28年6月から導入されるワーキング・ホリデー制度を通じて人的往来を活発化させていくことで一致したほか、28年後半にスロバキアがEU議長国となることを踏まえて、5月にライチャーク外務・欧州問題相が訪日し、日EU・EPAの早期大枠合意や、国連安保理改革について意見交換を行った。一方で、未訪問国については、28年度の訪問は実現しなかった。

27・28 年度目標の達成状況：B（27 年度：b，28 年度：b）

測定指標 2-2 二国間及び国際社会の共通の諸課題に関する政策調整・協力の進展

中期目標（一年度）

二国間の懸案事項を解決し、また国際社会の共通の諸課題に関して協力・連携するため、できる限り多くの次官級・局長級協議を実施する。

27 年度

年度目標

- 1 次官級・局長級協議の実施を通じた二国間及び国際社会の共通の諸課題に関する政策調整・協力を進展させる。特に以下を実施する。
 - (1) 英国
首脳・外相レベルの緊密な連携を基礎に、次官級・局長級協議において、安全保障分野での協力、東京オリンピック・パラリンピックに向けた協力等両国の首脳間で合意した事項の具体化に努める。
 - (2) フランス
首脳・外相レベルの緊密な連携を基礎に、次官級・局長級協議において、「特別なパートナーシップ」を促進するための具体的協力のフォローアップ等両国の首脳間で合意した事項の具体化に努める。
 - (3) ドイツ
ハイレベル対話の礎として、実務レベルでウクライナ等の諸課題に関する調整を実施する。
 - (4) ウクライナ
ハイレベルでの交流を維持しつつ、実務レベルでも協議を実施し、ウクライナ問題の平和的解決に積極的に関与する。
 - (5) V4
「V4+日本」外相会合の実現を追求する、「V4+日本」セミナーの実施を追求する。
 - (6) GUAM
外相級会合及び次官級会合（ナショナル・コーディネーター会合）を本年度内に実施する。
- 2 リヒテンシュタイン等我が国政府ハイレベルの未訪問国及び久しく政務訪問が行われていない国との関係強化に向けた事務レベルの協議を推進する。

施策の進捗状況・実績

- 1 NB8、民主主義と経済発展のための機構（GUAM）等の地域的枠組みとの対話や、西欧及び中・東欧諸国との次官級・局長級協議を実施し、二国間及び国際社会の共通の諸課題に関する政策調整・協力が進展した。具体的な実績の例は次のとおり。
 - (1) 英国との関係では、次官協議、政策企画協議、政務・防衛当局間（PM）協議、アフリカ政策協議、テロ対策協議等を実施し、安全保障分野や東京オリンピック・パラリンピックに向けた協力等を始めとして、幅広い分野における政策調整・協力が進展した。
 - (2) フランスとの関係では、次官協議、政務局長協議、PM 協議、サイバー協議等を実施し、「特別なパートナーシップ」促進のための具体的協力のフォローアップに努めた。
 - (3) ドイツとの関係では、次官級、局長級の間協議を通じて、二国間協力、安全保障分野、東アジア、ウクライナ、中東を始めとした地域情勢、また国連安保理改革や軍縮・不拡散等の国際社会における連携に関する政策調整・協力を推進した。
 - (4) ウクライナとの関係では、ウクライナにおける G7 大使による「ウクライナ・サポート・グループ」での協議等を通じて、ウクライナ問題の平和的解決に積極的に関与した。
 - (5) V4 との間では、11 月、第 6 回「V4+日本」外相会合をルクセンブルクにおいて実施し、東アジア情勢、中東情勢及びウクライナ情勢について意見交換を行った。
 - (6) GUAM との関係では、7 月に、東京において GUAM ナショナル・コーディネータ（外務次官級）会合を、12 月には OSCE 外相理事会の機会に日 GUAM 外相級会談を実施し、同外相級会談においては、日 GUAM 間の中長期的な協力を規定する「協力プログラム」への署名が行われた。また、

28年2月に GUAM 各国と同事務局の政府関係者を日本に招へいし、環境/廃棄物処理ワークショップを開催した。

- (7) スペインとの関係では、次官級政務協議を実施し、首脳間の共同声明「平和、成長とイノベーションのためのパートナーシップ」(25年10月)のフォローアップに努めた。
 - (8) NB8との関係では、8月の「WAW!2015」開催に合わせて、白石女性・人権人道担当大使と各国参加者及び在京大使館関係者との間で、「女性の活躍」に関する「NB8+日本会合」を開催した。
- 2 ハイレベルの訪問が実現していないリヒテンシュタイン等の国について、実務レベルの協議を通じて、関係強化・促進のための検討を行った。

28年度

年度目標

次官級・局長級協議の実施を通じた二国間及び国際社会の共通の諸課題に関する政策調整・協力を進展させる。特に以下を実施する。

(1) 英国

首脳・外相レベルの緊密な連携を基礎に、次官級・局長級協議において、安全保障分野を始めとする両国の首脳間で合意した事項の具体化に努める。

(2) フランス

首脳・外相レベルの緊密な連携を基礎に、次官級・局長級協議において、「特別なパートナーシップ」を促進するための具体的協力のフォローアップ等両国の首脳間で合意した事項の具体化に努める。

(3) イタリア

首脳・外相レベルの緊密な連携を基礎に、次官級・局長級において、政治、経済、文化面での協力等首脳間で合意した事項の具体化に努める。

(4) ドイツ

ハイレベルの対話の礎として、次官級協議等の実施を通じ、国際社会の諸課題に関する調整を実施する。

(5) ウクライナ

ハイレベルでの交流を維持しつつ、実務レベルでも協議を実施する。ウクライナにおけるG7大使「ウクライナ・サポート・グループ」の議長国として、ウクライナの国内改革の加速に向けた議論を主導するとともに、G7サミット後、G7サミットでのウクライナ情勢に関するやりとりをウクライナ側に伝達し、日本が引き続きウクライナ問題を重視している姿勢を示す。

(6) V4

「V4+日本」政策対話を実施する。

(7) GUAM

次官級会合(ナショナル・コーディネータ会合)及びワークショップを実施する。

(8) NB8

NB8諸国との間で、「NB8+日本」の枠組みを通じた対話・協力を促進するとともに、各国との二国間関係の強化にも努める。

施策の進捗状況・実績

- (1) 英国との関係では、政務局長協議、PM協議、サイバー協議等を実施し、10月の台風戦闘機部隊の訪日に際する自衛隊との共同訓練の実施や途上国の能力構築支援における連携等の安保・防衛分野を始めとして、幅広い分野においてハイレベルの合意事項が具体化された。また、様々な機会を捉え、英国のEU離脱に関する日本政府タスクフォースが策定した英国及びEUに対する我が国のメッセージを英国及びEU各国に伝達した。
- (2) フランスとの関係では、政務局長協議、国際法局長協議、PM協議、サイバー協議、科学技術合同委員会、包括的宇宙対話等を実施し、「特別なパートナーシップ」促進のための具体的協力のフォローアップが行われた。
- (3) イタリアとの関係では、政務局長協議等を実施したほか、日本・イタリア国交150周年の枠組みで首脳間で合意した「日本仏像展」等を実施した。安保・防衛協力分野においては、防衛装備品・技術協力に向けた予備的な協議を実施し、防衛装備品・技術移転協定締結に向けた交渉を開始した。
- (4) ドイツとは、6月に開催された日独外務・防衛当局者間協議等を通じ、地域情勢に関する意見

交換を行うとともに、輸出管理及びサイバー等の諸分野において連携を推進していくことを確認した。

- (5) ウクライナに関しては、駐ウクライナG7大使からなる「ウクライナ・サポート・グループ」の議長国として、ウクライナの国内改革の加速に向けた議論を主導した。そのほかにも、大統領や首相を含めた政府要人への直接の働きかけ等を通じ、ウクライナの国内改革の加速を促した。
- (6) V4に関しては、6月にプラハにて「V4+日本」外務省局長級政策対話を実施し、今後の日・V4協力の進め方や、国際社会の抱える諸課題について議論を行った。
- (7) GUAMに関しては、29年1月末から2月初めにかけて、「GUAM+日本」観光振興ワークショップを開催した。GUAM諸国の観光振興に携わる政府・民間関係者を招き、観光産業の振興に向け具体的な議論を行った。
- (8) NB8諸国とは、29年3月、東京においてイノベーションに関する「NB8+日本」会合を開催し、各国の科学技術政策やNB8と日本の間での研究者間の人材交流・共同研究をテーマに意見交換を実施した。

27・28年度目標の達成状況：B（27年度：b，28年度：b）

測定指標2-3 民間の人的・知的交流の進展

中期目標（一年度）

シンポジウム等を通じて、民間の人的・知的交流を推進し、二国間及び地域間の課題等に対する知見の共有を図る。

27年度

年度目標

以下のシンポジウム等を通じて民間の人的・知的交流を推進する。

- 1 日英21世紀委員会
- 2 日・スペイン・シンポジウム
- 3 日・バルトセミナー
- 4 日独フォーラム
- 5 将来の課題のための日・オーストリア委員会

施策の進捗状況・実績

民間の有識者や経済界、政治家、政府関係者等の参加を得て、有識者会合等を実施し、民間の人的・知的交流の促進に積極的に取り組んだ。具体的な実績の例は次のとおり。

- 1 9月に英国において開催された日英21世紀委員会では、最近の日本及び英国の政治経済情勢、欧州及びユーロ圏の将来、気候変動とエネルギー政策、防衛及び安全保障、科学技術のイノベーションにおける日英協力、社会福祉等について具体的な提言を行った。
- 2 第18回日・スペイン・シンポジウムは28年4月に開催するべく調整が進められた。高齢化、観光等の両国が直面する共通の課題について、各界を代表する有識者、学者等から有意義なインプットが得られる予定。
- 3 28年1月に開催された第8回日バルトセミナーでは、バルト3国の有識者・政策決定者が来日し、バルト3国が重視する外交政策や欧州が抱える課題に対する日・バルトの見方等について、我が国に有識者等との活発な意見交換を通じて人的・知的交流を実施した。
- 4 ドイツとの関係では、10月、第24回日独フォーラム及び第2回日独1.5トラック安全保障対話を実施した。日独フォーラムでは、有識者に加え有力な政治家が参加。少子高齢化への対策、中小企業間協力、欧州及び東アジア地域における安全保障面での協力強化等、具体的な提言を得た。日独1.5トラック安全保障対話においては、日独両国の有識者を交えた官民合同の安全保障対話の場として、国際社会の平和と安定について議論し、同対話の継続を確認しあった。
- 5 10月、第19回将来の課題のための日・オーストリア委員会では、有識者に加え、城内外務副大臣の参加を得てこれを実施。国際安全保障環境、経済連携、少子高齢化・女性の社会進出等の分野における、二国間関係の更なる強化のための具体的な提言を得た。

他にも、日仏クラブ、日伊ビジネスグループ等の経済・財界人による会合を通じて、日仏・日伊間の交流が推進された。また、28（2016）年の日本・ベルギー友好150周年及び日本イタリア国交150周年の枠組における各種記念事業を通じて、民間の人的交流を推進した。

また、「V4+日本」安全保障セミナーでは、城西大学と共催する形で、駐日V4大使及び有識者が参加し、安全保障に関するシンポジウムを実施した。

28年度

年度目標

以下のシンポジウム等を通じて民間の人的・知的交流を推進する。

- 1 日英21世紀委員会
- 2 日・スペイン・シンポジウム
- 3 日・バルトセミナー/NB8+日本セミナー
- 4 日独フォーラム
- 5 将来の課題のための日・オーストリア委員会
- 6 「V4+日本」セミナー
- 7 日本ベルギー友好150周年及び日本イタリア国交150周年を成功裏に実施する。

施策の進捗状況・実績

民間の有識者や経済界、政治家、政府関係者等の参加を得て、有識者会合等を実施し、民間の人的・知的交流の促進に積極的に取り組んだ。具体的な実績の例は次のとおり。

- 1 10月に開催された日英21世紀委員会では、最近の日本及び英国の政治経済情勢、英国のEU離脱、東アジア情勢と日英安保・防衛協力等について、日英両国の有識者等による活発な意見交換がなされ、両国間経済関係強化の方途等について、具体的な提言を行った。
- 2 4月に静岡で開催された第18回日・スペイン・シンポジウムでは、高齢化、観光等の両国が直面する共通の課題について、日スペイン両国を代表する各界の有識者・学者等から観光振興等についての確かなインプットが得られた。
- 3 29年1月に開催された第9回日・バルトセミナーでは、バルト三国の有識者・政策決定者が来日し、「今後の日・バルト三国関係の展望—政治、経済、人的交流の観点から」のテーマの下、我が国政府関係者・有識者等との活発な意見交換を通じて人的・知的交流を実施した。
- 4 10月に日独の著名な有識者や有力な政治家の参加を得て第25回日独フォーラムを開催した。同フォーラムでは日独の政治経済情勢、グローバルセキュリティ強化やデジタル革命等のテーマにつき議論が行われた。日EU・EPAの早期締結に向けた日独の協力、サイバーセキュリティに関する緊密な協力や、学校内でのIT教育、さらには起業家精神の啓発等二国間協力強化のための具体的な提言を得た。
- 5 オーストリアとの関係でも、10月に著名な有識者や有力な政治家の参加を得て「将来の課題のための日・オーストリア委員会」第20回会合を実施した。低炭素社会、安全保障、女性の社会進出等につき議論が行われ、知見の共有を通じた相互理解の促進がなされた。
- 6 29年2月、外務省、在京V4各国大使館と城西大学との共催で「V4+日本」セミナーを実施した。今回は移民問題をテーマとして取り上げ、今後の移民政策の展望等について有益な議論が行われた。
- 7 28（2016）年の日本・ベルギー友好150周年及び日本イタリア国交150周年の枠組みにおいて、「日本仏像展」（イタリア）や「ブリュッセル・フラワーカーペット」（ベルギー）等を始めとする各種記念事業や、秋篠宮同妃両殿下のイタリア公式御訪問、フィリップ・ベルギー国王王妃両陛下の国賓訪日を始めとする要人往来を通じて、両国間の人的交流が大きく推進された。

27・28年度目標の達成状況：B（27年度：b，28年度：a）

測定指標2-4 欧州諸国の要人往来数（首脳・外相・外務省政務レベル以上）						
①往訪数	中期目標値	27年度		28年度		27・28年度目標の達成状況
	一年度	年度目標値	実績値	年度目標値	実績値	
	—	①20	①26	①23	①24	

②来訪数		②15	②19	②15	②20	(27年度：b 28年度：b)
------	--	-----	-----	-----	-----	--------------------

評価結果（個別分野 2）

施策の分析

【測定指標 2-1 政府間対話の進展】

27年度

- (1) 英国、フランス、ドイツ、イタリア及びウクライナとは活発な要人往来を実現し、ハイレベルの政府間対話により各国との信頼関係を深めるとともに、国際社会における連携をより緊密化できたことから概ね目標を達成したと判定した。
- (2) 英国との一連の会談・会合における緊密な対話の成果もあり、11月に発表された英国「国家安全保障戦略」及び「戦略国防・安全保障見直し」において、日本は「同盟国」、「アジアにおける最も緊密な安全保障のパートナー」と位置づけられた。

フランスとは、ヴァルス首相の訪日に際し、イノベーション、原子力、アフリカ分野における協力を推進していくという今後の日仏協力の道筋が立てられた。

G7サミット直前の5月に日独首脳会談を実施したことは、サミットの場で日独が世界の平和と安定に向け一層緊密に連携していくことを確認できた点において、非常に効果的だった。

イタリアについては、一連の会談を通じて、更なる安保・防衛協力の強化に資する日伊情報保護協定の実質合意・署名に至った。

ウクライナとは、ハイレベル交流等を通じて、二国間の協力関係を幅広い分野で発展させた。また、28年1月には、東部復旧を目的とした約15億円の追加支援（国際機関経由）を表明し、我が国が引き続きウクライナの改革努力及び安定化を支援していく強い姿勢を国内外に示すことができたことは有意義だった。

久しく政務の訪問が行われていなかったベラルーシ、バルト諸国、アンドラ、マルタ等を外務省政務が訪問したことは、二国間協力を大きく発展させる絶好の機会となった。多くの議員交流が行われたことは、政府間協力でカバーできない政治的な関係の拡大に大きく寄与し、更なる二国間関係強化を促す重要な機会となった。

また、様々な外務省招へいスキームの活用も、キプロス外相の訪日に代表されるように活発な要人往来を促進し、二国間関係強化に大いに寄与した。（27年度：西欧及び中・東欧諸国との二国間関係の強化（達成手段①））

28年度

- (1) 英国、フランス、ドイツ、イタリア及びウクライナとは活発な要人往来を実現し、ハイレベルの政府間対話により各国との信頼関係を深めるとともに、国際社会における連携を発展させたことから、概ね目標を達成したと判定した。
- (2) G7サミット直前の4月から5月にかけて前議長国であるドイツ及び英国、フランス、イタリアと首脳会談を実施したことは、サミットにおいて日欧が緊密に協力することを確認する機会となり、特筆すべき意義がある。

また、29年3月には、安倍総理大臣がドイツ、フランス及びG7議長国イタリアを訪問して首脳会談を実施し、同年5月のG7タオルミーナ・サミットに向けた連携を確認するとともに、共通の価値に基づいたG7の結束や、強く結束した欧州の重要性を確認できたことは極めて有意義であった。

特に、英国との関係では、6月の英国のEU離脱国民投票以降、活発な要人間の接触を通じて、我が国の関心事項を適時的確に伝達するとともに、日英関係の重要性が不変であること、欧州進出企業への悪影響を最小限とするべく最大限の配慮を行うこと等をハイレベルで確認できた。

ドイツとの関係では、また、29年3月、ドイツ・ハノーバー市で開催されたCeBIT（情報通信機器に関する世界最大級の展示会）において、日独両首脳が日本企業ブースを訪問し、日本が世界をリードする同分野の技術を発信できたことは大きな意義があった。

ウクライナと緊密なハイレベル対話を維持したことは、信頼関係を更に発展させることとなり、非常に重要であった。また、経済合同会議等の専門的な対話を緊密に実施することで、相互理解が促進された。

ブラッケ・ベルギー下院議長、クヴェール・ハンガリー国会議長及びバルビー・ウクライナ最高会議議長と安倍総理大臣との間で良好な二国間の議会交流を確認し、今後も関係を発展させていくことで一致したことは、政府間協力でカバーできない幅広い協力関係の構築を大きく進める契機となった。

また、ハンガリー外務貿易相訪日時にワーキング・ホリデー協定に署名したことは、裾野の広い人的交流を活発化させていくという新たな意義があった。

長年政務訪問が行われていなかったアイルランドに外務大臣が、スロバキアに外務副大臣が訪問したことは、幅広い協力関係の構築を大きく進める契機となった。特に、29年1月の岸田外務大臣のアイルランド訪問は日アイルランド外交関係樹立60周年の盛大な幕開けとなり、同年3月のフラナガン・アイルランド外相の訪日にもつながった。(28年度：西欧及び中・東欧諸国との二国間関係の強化(達成手段①))

【測定指標2-2 二国間及び国際社会の共通の諸課題に関する政策調整・協力の進展】

27年度

(1) 英国、フランス、ドイツ、スペイン等との間で次官級、局長級会合を実施し、地域情勢、国連安保理改革、軍縮・不拡散等のテーマについて、更なる協力関係構築のための政策調整を実施したことから、概ね目標を達成したと判定した。

(2) ドイツとの関係では、次官級、局長級間の協議を通じて、国連安保理改革や軍縮・不拡散等に関する連携に関する政策調整・協力を推進したことは、国際社会において両国が更に協調していくことに大きく寄与した。

ウクライナとの関係では、4月、藪浦外務大臣政務官がキエフで開催された「ウクライナのための国際支援会議」に出席し、ウクライナの国内改革の加速の必要性について指摘した。また、G7エルマウ・サミットにおいて、ウクライナの国内改革を後押しするために、駐ウクライナG7大使で構成される「ウクライナ・サポート・グループ」が創設された。同グループはウクライナ政府幹部とG7大使との協議やG7大使声明の発出を通じて、同国の国内改革に力強く貢献した。

GUAM との間で外相級会合を通じ、今後の具体的な協力の道筋を示すことができたことは、二国間関係を大きく進展させる意義があった。また、「V4+日本」政策対話を通じて、EUの中で影響力を増しつつあるV4との協力関係を強化したことは、同地域における日本のプレゼンスを強化することとなった。

スペインとの関係では、次官級政務協議を実施し、首脳間の共同声明のフォローアップを実施した。

NB8 との関係では、8月の「WAW!2015」開催に合わせて、「女性の活躍」に関する「NB8+日本会合」を開催し、同分野における協力強化を確認した。(27年度：西欧及び中・東欧諸国との二国間関係の強化(達成手段①))

28年度

(1) 英国、フランス、イタリアとの関係で、各種協議等を通じて、安保・防衛協力分野を始めとする各種の具体的な協力が進展したことから、概ね目標を達成したと判定した。

(2) 英国との関係では、10月のタイフーン戦闘機部隊の訪日や途上国の能力構築支援における連携等の安保・防衛の進展を始めとして、幅広い分野においてハイレベルの合意事項が具体化された。また、英国のEU離脱に関する日本政府タスクフォースが策定した我が国のメッセージを、英国及び独、仏、伊等の主要国を始めとするEUに様々な機会を捉えて伝達した。

フランスとの関係では、ハイレベルで合意された防衛装備品・技術協力案件の具体化が進捗している。

イタリアとの関係では、安保・防衛協力分野においては、防衛装備品・技術協力に向けた予備的な協議を実施し、防衛装備品・技術移転協定締結に向けた交渉を開始した。

ドイツとは、日独外相・防衛当局者間協議を通じて輸出管理及びサイバー等の諸分野等の国際社会の諸課題について緊密に連携していくことを確認した。

「ウクライナ・サポート・グループ」の議長国として日本は、ウクライナ情勢の平和的解決に向けた国内改革を後押しし、ウクライナの安定化に大きく寄与するという重要な役割を果たした。

「GUAM+日本」観光振興ワークショップを通じて、人的交流、社会発展に向けた連携の緊密化

を促進したことは、裾野の広い協力関係を深化させた。

「V4+日本」政策対話を通じ、EUの中で影響力を増しつつあるV4諸国との緊密な政策調整を実施したことは、今後の日・V4間の協力関係を深化させるのみならず、国際社会の抱える諸課題に協調して取り組むことを可能とした。

NB8諸国とは、イノベーションに関する「NB8+日本」会合を通じ、各国の科学技術政策やNB8と日本の間での研究者間の人材交流・共同研究をテーマに意見交換を実施した。(28年度：西欧及び中・東欧諸国との二国間関係の強化(達成手段①))

【測定指標2-3 民間の人的・知的交流の進展】

27年度

(1) 日英21世紀委員会、日・バルトセミナー、日独フォーラム等を実施し、概ね目標を達成したと判定した。

(2) 日英21世紀委員会では、気候変動・エネルギー、安保・防衛、社会福祉等の分野を始めとする日英間の様々な協力分野において極めて有意義な具体的提言が行われた。

第8回日・バルトセミナーでは、バルト3国及び我が国有識者の間で活発な意見交換が行われ、人的・知的交流が促進された。

ドイツと第24回日独フォーラム及び第2回1.5トラック安全保障対話を実施した。また、オーストリアと第19回将来の課題のための日・オーストリア委員会を実施した。これらフォーラムでは欧州及び東アジア地域における安全保障面での協力強化について、両国間で緊密な対話を継続することや、法の支配の強化を通じて同地域の平和と安定の維持を積極的に促進すべき等の具体的な提言を得ることができた。

以上のフォーラム等を有識者に加え有力な政治家の参加を得て開催したことは、民間の知的交流を促進し、裾野の広い二国間協力を推進させる効果があった。(27年度：西欧及び中・東欧諸国との二国間関係の強化(達成手段①))

28年度

(1) 日英21世紀委員会、日・スペイン・シンポジウム、日・バルトセミナー等に加え、大規模な記念事業も実施したことから、目標達成と判定した。

(2) 日英21世紀委員会では、日英間の様々な協力分野について、極めて有意義な高齢化社会への対応、エネルギー政策、アフリカ開発協力等の分野において具体的提言が行われた。

第18回日・スペイン・シンポジウムは、観光政策や高齢化社会等の両国が直面する共通の課題について、両国の有識者・学者等からの確かなインプットが得られた。

第9回日・バルトセミナーでは、今後の日・バルト三国関係について、我が国有識者等との活発な意見交換を通じて人的・知的交流が促進された。

ドイツとの間で日独フォーラムを実施し、グローバルセキュリティやデジタル革命について議論し、両国の抱える課題に対して提言を得ることができた。オーストリアとの間で「将来の課題のための日・オーストリア委員会」第20回会合を実施し、二国間の政治分野での協力強化や、様々な分野におけるベスト・プラクティスの共有等につき提言を得た。

また、V4との関係では移民をテーマとしたセミナーを実施し、我が国及びV4諸国から参加した実務担当者及び有識者から、欧州における移民・難民危機の起源、V4各国の移民政策の現状、そして、難民問題対応に当たっての日本と欧州を含む国際社会の協力の可能性につき、見解が述べられ、その後一般来場者も交えて活発な意見交換が行われた。

以上のフォーラム等を有識者に加え有力な政治家の参加を得て開催したことや、28年7月から9月にかけて、首脳間での合意を受けてローマで開催された「日本仏像展」を始めとする日イタリア国交150周年及び日ベルギー友好150周年に際する各種記念事業は、民間の知的交流を促進し、裾野の広い二国間協力を推進させる効果があった。(28年度：西欧及び中・東欧諸国との二国間関係の強化(達成手段①))

【測定指標2-4 欧州諸国の要人往来数】

27年度

(1) 要人往訪数、来訪数ともに目標値を達成し、相当程度進展した。

(2) 活発な要人往来を通じ、各国と緊密に対話を行うことで協力関係をより緊密化させた。(27年度：西欧及び中・東欧諸国との二国間関係の強化(達成手段①))

28年度

- (1) 要人往訪数、来訪数ともに目標値を達成し、相当程度進展した。
- (2) 活発な要人往来を通じ、各国と緊密に対話を行うことで協力関係をより緊密化させた。(28年度：西欧及び中・東欧諸国との二国間関係の強化(達成手段①))

次期目標等への反映の方向性

【施策(施策の必要性に関する分析を含む)】

国際社会で大きな影響力を有する欧州諸国は、我が国と自由、民主主義、法の支配といった基本的価値を共有するパートナーである。我が国が、不透明感を増す国際社会の中で、平和、繁栄といったグローバルな課題の解決に貢献するには、これらの諸国と緊密な二国間関係を維持・発展させ、政策協調と相互協力を促進させることが不可欠である。

従って、西欧及び中・東欧諸国との間で対話、政策調整、人的・知的交流を通じて、政治・経済をはじめとする関係を維持・強化することは非常に重要である。また、共通の課題に関する協力関係を継続・促進することも必要不可欠であり、今後ともこれらの達成に向けた施策を実施していく。

一方で、各国の歴史や文化の違い、我が国との二国間関係とその近年の深化・拡大の方向性・傾向等に鑑み、引き続き西欧諸国と中・東欧諸国を同様の目標でもって評価することはもはや適切ではなく、29年度からは、西欧諸国及び中・東欧諸国それぞれとの二国間関係の現状を十分踏まえた上で評価・分析を行っていくべく、それぞれについて個別の目標を設定することとする。

【測定指標】

2-1 政府間対話の進展

28年度目標について、上記の施策の分析のとおり、特に首脳間等ハイレベルの対話の効果が非常に高かったことから、今後も引き続き重点を置いて取り組み、二国間関係のみならず、英国のEU離脱等を受けて不透明感を増す国際社会の諸課題に協力して対応していくことを確認する。特に、英国離脱後のEUに対する日本の継続的な支持を表明しつつ、基本的価値の共有及び安定的な日EU連携推進につき、ハイレベルの政府間対話を通じて直接働きかける。

また、政府ハイレベルが未訪問である国や、政務レベルの訪問が頻繁に行われていない国との対話についても、日本の立場や問題意識をインプットし、支持を得る機会とすべく、一層積極的に取り組む。

2-2 二国間及び国際社会の共通の諸課題に関する政策調整・協力の進展

28年度目標について、上記の施策の分析のとおり、次官・局長級会合首脳・政務レベル等で合意された事項や西欧及び中・東欧各国との協力を具体化する観点から効果が高かったことから、今後も引き続き重点を置いて取り組む。今後とも、中期目標の実現に向け、政務レベルとの更なる緊密な協力関係を構築すべく、政策調整・協力を進展させる。

2-3 民間の人的・知的交流の進展

28年度目標について、上記の施策の分析のとおり、シンポジウム等を通じた人的交流の深化の効果が高かったことから、今後も引き続き重点を置いて取り組む。今後とも中期目標の達成に向け、民間の人的・知的交流を推進する。政策効果の観点から有意義と思われる場合は、新たなシンポジウムの開催も含めて積極的に検討し、周年事業においては、機を逃さず民間の人的・知的交流を進展させられるよう、積極的に文化事業等の実現に努める。

2-4 欧州諸国の要人往来数

28年度目標について、上記の施策の分析のとおり、より緊密な二国間関係構築のためには要人往来の増加は重要である。

特に、近年の国際社会の諸課題に対する日本の立場や問題意識を伝え、政務レベルでの連携強化につなげる機会として要人往来を積極的に活用する。については、過去の平均値に依拠せず、最近の欧州情勢を受けた積極的な働きかけの機会増加に向けて可能な限り高い目標を設定し、その実現に努める。

作成にあたって使用した資料その他の情報

- ・平成 29 年版外交青書（第 2 章第 4 節欧州 各論 1 地域情勢）
- ・外務省 HP（欧州の項目）
（<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/europe.html>）

個別分野 3 ロシアとの平和条約締結交渉の推進及び幅広い分野における日露関係の進展

施策の概要

- 1 首脳会談、外相会談等のハイレベルな政治対話を積極的に推進する。
- 2 平和条約締結交渉を推進し、四島交流、四島住民支援事業等を実施する。
- 3 日露間の貿易経済関係の拡大・深化に向けた取組を実施する。特に、28年5月の日露首脳会談で具体化に一致している8項目の協力プラン等の互恵的な協力を着実に進展させる。
- 4 地球規模の問題及び主要な地域問題に関する協力・対話を実施する。アジア太平洋地域における日露協力の可能性を含めた両国外務省間の協議を実施する。
- 5 防衛当局間のハイレベル交流、部隊間交流、外交・防衛当局間での協議の実施に向け、必要な支援及び調整を行う。治安当局間による交流の実施に向け、必要な支援及び調整を行う。
- 6 各種招へい事業、交流事業等を実施する。

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

・第193回国会施政方針演説（平成29年1月20日）

「ロシアとの関係改善は、北東アジアの安全保障上も極めて重要です。しかし、戦後七十年以上経っても平和条約が締結されていない、異常な状況にあります。

先月、訪日したプーチン大統領と、問題解決への真摯な決意を共有しました。元島民の皆さんの故郷（ふるさと）への自由な訪問やお墓参り、北方四島全てにおける「特別な制度」の下での共同経済活動について、交渉開始で合意し、新たなアプローチの下、平和条約の締結に向けて重要な一歩を踏み出しました。

この機運に弾みをつけるため、本年の早い時期にロシアを訪問します。七十年以上動かなかった領土問題の解決は容易なことではありませんが、高齢である島民の皆さんの切実な思いを胸に刻み、平和条約締結に向け、一歩でも、二歩でも、着実に前進していきます。」

・第193回国会外交演説（平成29年1月20日）

「昨年12月のプーチン大統領の訪日は平和条約の締結に向けた重要な一歩となりました。今後も、政治対話を積み重ねながら、日本の国益に資するよう、日露関係を更に発展させていきたいと考えています。最大の懸案である北方領土問題について、先般の首脳会談では、北方四島における特別な制度の下での共同経済活動に関する協議を開始し、また、元島民の方々がより自由に故郷を訪問するために手続を改善することでも一致したところです。引き続き、北方四島の帰属問題を解決して平和条約を締結すべく、「新しいアプローチ」に基づき粘り強く交渉を続けます。また、ウクライナ情勢の平和的解決に向け、G7等との連帯を重視しつつ、引き続き、建設的な役割を果たしていきます。」

測定指標 3-1 政治対話の深化

中期目標（一年度）

首脳会談を始めとするハイレベル対話の実施、議会・議員間交流等を通じ、隣国同士である日本とロシアが、アジア太平洋地域のパートナーとしてふさわしい関係を構築し、あらゆる分野の連携を促進させる。

27年度

年度目標

- 1 領土問題・経済分野等における両国の戦略的利益の合致に向け、首脳・外相会談を含むハイレベル政治対話を維持する。ウクライナ問題では、平和的解決に向け建設的な役割を果たすよう、働きかける。
- 2 26年11月の日露首脳会談を受け、27年中のプーチン大統領の訪日の実現に向けた準備を進める。
- 3 活発な議員・議会対話の継続を支援する。

施策の進捗状況・実績

- 1 日露両政府間において、2回の首脳会談及び1回の外相会談を実施した。事務レベルにおいても、北方領土問題、安全保障、経済、国際舞台における協力等、幅広い分野において活発な議論が行われた。
また、ウクライナ情勢について、首脳レベルを始め様々なレベルで、平和的解決に向けロシアが建設的な役割を果たすよう、累次にわたり働きかけを行った。
- 2 プーチン大統領の訪日について、準備状況などを踏まえ、最も適切な時期の実現を目指して準備を進めることをG20首脳会合の際の日露首脳会談（11月）において確認した。
28年2月には日露外務省ハイレベル協議を行い、適切な時期に安倍総理大臣の訪露やプーチン大統領の訪日を実現するための準備の一環として、二国間関係全般について幅広く意見交換を行った。
- 3 ナリシユキン国家院議長の訪日（5月）や高村自民党副総裁の訪露（28年1月）等を始めとして、議員間での交流・意見交換も行われた。

28年度

年度目標

- 1 領土問題・経済分野等における両国の戦略的利益の合致に向け、首脳・外相会談を含むハイレベル政治対話を維持する。ウクライナ問題を含む国際社会が直面する様々な問題についてロシアが建設的な役割を果たすよう、働きかける。
- 2 首脳間を含む様々なレベルでの対話を継続し、最も適切な時期のプーチン大統領の訪日実現に向けた準備を進める。
- 3 活発な議員や議会对話の継続を支援する。

施策の進捗状況・実績

- 1 日露両政府間において、安倍総理大臣の2回の訪露及びプーチン大統領訪日を含め、首脳会談及び外相会談をそれぞれ4回実施するなど、かつてないほど活発な政治対話が行われた。事務レベルにおいても、第12回日露戦略対話（10月）を始めとして、北方領土問題、安全保障、経済、国際社会における協力等、幅広い分野において活発な議論を行った。
また国際社会における協力については、北朝鮮、シリア、ウクライナ情勢について、ロシアが建設的な役割を果たすよう、首脳レベル・外相レベルを含む様々なレベルで累次にわたり働きかけを行った。
- 2 9月のウラジオストクでの日露首脳会談で、12月にプーチン大統領を安倍総理大臣の地元山口県に招待することで一致した。その後、9月の外相会談、11月の首脳会談、12月の岸田外務大臣訪露等を経て準備が進められた結果、12月15～16日にプーチン大統領の訪日を実現した。
- 3 ナリシユキン国家院議長の訪日（6月）やマトヴィエンコ連邦院議長の訪日（10-11月）、参議院自由民主党・日露議員懇話会の訪露（29年1月）等を始めとして、議員間での交流・意見交換が活発に行われた。

27・28年度目標の達成状況：A（27年度：a，28年度：s）

測定指標3-2 平和条約交渉

中期目標（一年度）

北方領土問題を解決し、平和条約を締結する。

27年度

年度目標

- 1 領土問題の解決に向けた協議を継続する。
- 2 関連省庁・自治体・団体等との密接な連携を基盤とした四島住民支援事業等関連事業を円滑に実施する。

施策の進捗状況・実績

- 1 メドヴェージェフ首相の択捉島訪問（8月）を始め、ロシア側の一方的な行動や発言が繰り返されたことから、政府として様々なレベルで強く抗議を行った。
9月にモスクワで行われた日露外相会談では、北方領土問題に関する日本の立場を明確に説明し、ロシア側の一連の言動に対し改めて抗議を行うとともに、外相間で突っ込んだ議論を行い、事実上一時中断していた平和条約締結交渉を再開した。同月の国連総会の際の日露首脳会談では、交渉の前進を図ることで一致した。これらを受け、10月にはモスクワで約1年9か月ぶりに次官級の平和条約締結交渉を実施し、歴史的・法的な側面を含め、様々な論点につき率直かつ詳細な意見交換を行った。
さらに、11月のG20の際の日露首脳会談では、25年4月の安倍総理大臣訪露の際の合意に基づき、双方に受入れ可能な解決策の作成に向けた率直な意見交換を行った。
- 2 北方領土問題の解決のための環境整備に資する事業に関係団体と連携して取り組み、四島交流（24回）、自由訪問（5回）及び墓参（1回）を実施した。また、北方四島を含む日露両国の隣接地域において、防災や生態系保全などの分野での協力を進めた。

28年度

年度目標

- 1 領土問題の解決に向けた協議を継続する。
- 2 関連省庁・自治体・団体等との密接な連携を基盤とした四島住民支援事業等関連事業を円滑に実施する。

施策の進捗状況・実績

- 1 4月の日露外相会談で、双方の歴史的な解釈や法的な立場に違いはあるも、その上にたって双方に受入れ可能な解決策を作成していくことを確認した。この外相会談の結果を踏まえ、5月のソチでの日露首脳会談で、これまでの交渉の停滞を打破して突破口を開くため、今までの発想にとらわれない「新しいアプローチ」で交渉を精力的に進めていくとの認識を両首脳で共有した。これに基づき、6月及び8月には外務当局間での平和条約締結交渉が行われた。
- 2 12月のプーチン大統領訪日時の日露首脳会談では、両首脳二人だけで1時間35分にわたり、平和条約問題について率直かつ非常に突っ込んだ議論が行われた結果、この問題を解決するとの両首脳自身の真摯な決意が示された。その上で、北方四島において特別な制度の下で共同経済活動を行うための協議の開始に合意するとともに、元島民の方々による墓参などのための手続を改善することで一致した。これを受け、29年3月に共同経済活動等に関する次官級公式協議を行った。
- 3 北方領土問題解決のための環境整備に資する事業にも関係団体と連携して取り組み、四島交流（24回）、自由訪問（7回）及び墓参（2回）を実施した。また、北方四島を含む日露両国の隣接地域において、防災や生態系保全などの分野での協力を進めた。

27・28年度目標の達成状況：B（27年度：b，28年度：a）

測定指標3-3 貿易経済分野における協力

中期目標（一年度）

エネルギー、極東・東シベリア開発やロシア経済近代化における互恵的協力を含めた日露貿易経済関係拡大に向けた取組を実施する。

27年度

年度目標

- 1 貿易経済日露政府間委員会、日露経済諮問会議等各種会議・会合の実施を通じ、ロシアの貿易投資環境の透明性、安定性等につき、ロシア側に対応を求める。
- 2 ロシア経済近代化に資する医療、都市環境、農業、省エネ等の分野での両国間の協力の拡大に向けて、日本企業のロシア進出支援を推進する。
- 3 日本センターを通じ、ロシアにおける人材育成、両国企業のビジネス支援活動、地域経済交流を継続する。

施策の進捗状況・実績

- 1 「貿易経済に関する日露政府間委員会」第11回会合（9月、於：モスクワ）が行われ、日本企業も出席し、対露ビジネスで直面する問題の解決等をロシア政府に働きかけた。また、第19回サンクトペテルブルク国際経済フォーラム（6月、於：サンクトペテルブルク）及び第1回東方経済フォーラム（9月、於：ウラジオストク）では、両国企業関係者による日露円卓会議で日露経済関係の発展に向けた活発な意見交換が行われた。
- 2 「ロシア経済近代化に関する日露経済諮問会議」第5回会合（10月、於：東京）が行われ、省エネ・エネルギー効率、医療、農業、都市環境といった分野において日露間で現在進められている個別のプロジェクトが取り上げられ、これらの案件が円滑に進むよう、日露両国政府が必要な支援をしていくことで一致した。
- 3 日本センターを通じ、ロシアにおける人材育成、両国企業のビジネス支援活動、地域経済交流に貢献した。また、日露交流分野で活躍する人材の発掘・育成のため各種講座や研修を実施し、27年度末までに約78,000人のロシア人が受講し、そのうち約4,900人が訪日研修に参加した。

28年度

年度目標

- 1 貿易経済日露政府間委員会、日露経済諮問会議等各種会議・会合等の実施を通じ、5月の日露首脳会談で具体化に一致している8項目の協力プランの具体化を進めつつ、ロシアの貿易投資環境改善につき、ロシア側に対応を求める。
- 2 ロシア経済近代化に資するエネルギー、医療、農業、都市環境等の分野での両国間の協力の拡大に向けて、日本企業のロシア進出支援を推進する。
- 3 日本センターを通じ、ロシアにおける人材育成、両国企業のビジネス支援活動、地域経済交流を継続する。

施策の進捗状況・実績

- 1 5月のソチでの日露首脳会談で、プーチン大統領から経済分野をはじめ幅広い分野での協力への関心が示され、安倍総理大臣から、我が国として日露経済交流の促進に向け作業を行っていることを紹介するとともに、8項目の「協力プラン」を提示し、プーチン大統領から高い評価と賛意が表明された。
- 2 9月の第2回東方経済フォーラム（於：ウラジオストク）の際の日露首脳会談で、8項目の「協力プラン」の具体化の進捗状況を確認した。11月、翌月のプーチン大統領訪日時の成果作りを念頭に、両国は「『協力プラン』の具体化に関する日露ハイレベル作業部会」を設立、開催（於：モスクワ）し、優先的なプロジェクトを特定するとともに、同月の「貿易経済に関する日露政府間委員会」第12回会合（於：東京）では、当局間文書の調整加速でも一致した。
- 3 ロシア経済の減速、欧米等による対露制裁措置の維持等、引き続き難しい環境が続いたが、12月のプーチン大統領訪日時には、医療、都市環境、エネルギー、産業多様化、人的交流、知財等の幅広い分野で、12件の政府・当局間文書、68件の民間文書が署名された他、租税条約改正交渉の正式交渉入りにつき両国で一致する等、官民の協力が大きく進展した。
- 4 ロシア国内6都市に在る日本センターの活動を通じ、ロシアにおける人材育成、両国企業のビジネス支援活動、地域間の経済交流に貢献した。また、日露交流分野で活躍する人材の発掘・育成も念頭に各種講座や研修を実施し、28年度末までに約82,000人のロシア人が受講し、そのうち約5,100人が訪日研修に参加した。

27・28年度目標の達成状況：B（27年度：b，28年度：a）

測定指標3-4 国際社会における協力

中期目標（--年度）

地球規模の課題及び主要地域問題に関する協力・対話といった国際社会における協力を推進する。

27年度

年度目標

- 1 北朝鮮情勢、イラン情勢、シリア情勢等の主要な地域問題及び地球規模の問題に関する協力・対話を実施する。
- 2 アジア太平洋地域における日露協力の可能性を含めた両国外務省間の協議を実施する。

施策の進捗状況・実績

- 1 首脳・外相会談等の機会を通して、北朝鮮、イラン、シリアなど国際社会が直面する様々な問題について建設的な役割を果たすようロシアに働きかけた。
- 2 サイバー、テロ、領事、中東、軍縮・不拡散、国連といった分野で外交当局間の協議を行った。また、9月の日露外相会談での議論を踏まえ、日露専門家によるアフガニスタン及び中央アジア麻薬対策官に対する研修を実施した（28年3月）。

28年度

年度目標

- 1 ウクライナ、北朝鮮、テロ、シリア等国際社会が直面する主要な地域問題及び地球規模の問題に関する協力・対話を実施する。
- 2 アジア地域における日露協力の可能性を含めた両国外務省間の協議を実施する。

施策の進捗状況・実績

- 1 首脳・外相会談等の機会を通して、北朝鮮、シリア、ウクライナ情勢など国際社会が直面する様々な問題について建設的な役割を果たすようロシアに働きかけた。北朝鮮情勢に関しては、北朝鮮による28年1月の核実験、28年2月の弾道ミサイル発射及び9月の再度の核実験実施を受けて、日露首脳電話会談及び日露外相電話会談を迅速に実施し、この問題について引き続き日露で連携していくことを確認した。また、29年3月に日露外交・防衛当局間協議「2+2」を実施し、北朝鮮情勢、ミサイル防衛、南シナ海及び東シナ海等のアジア太平洋地域の安全保障情勢について議論した。ただし、首脳レベルを始め様々なレベルで、ロシアが建設的な役割を果たすよう、累次にわたり働きかけを行ったが、国際社会におけるロシアの行動にどの程度影響を与えたかについては、明確な結果を残すことはできなかった。
- 2 サイバー、テロ、中東、軍縮・不拡散といった分野で外交当局間の協議を行った。

27・28年度目標の達成状況：B（27年度：b，28年度：b）

測定指標3-5 防衛・治安分野における関係の発展

中期目標（一年度）

防衛当局間・部隊間交流、外交・防衛当局間協議、治安当局間交流等の防衛・治安分野における関係を発展させることにより、これら分野における両国の信頼関係を構築する。

27年度

年度目標

- 1 安全保障分野
 - （1）我が国自衛隊及びロシア軍による共同訓練及び相互訪問の実施のための、必要な調整、支援等を行う。
 - （2）安全保障政策を担当する両国の組織間での協議・対話の実施のための、必要な調整、支援等を行う。
- 2 治安分野
治安分野を担当する両国の組織間での協議・対話の実施のための、必要な調整、支援等を行う。

施策の進捗状況・実績

- 1 安全保障分野

- (1) 海上自衛隊とロシア海軍による日露捜索・救難共同訓練の実施にむけて、当省として支援・調整等を行った。
- (2) 7月に谷内国家安全保障局長が訪露し、カウンターパートであるパトルシェフ安全保障会議書記と意見交換を行った。また、9月にはパトルシェフ安全保障会議書記が訪日した。当省は、これらの意見交換や訪日の実施のために支援・調整を行った。
- 2 治安分野
 - モスクワで海上保安庁長官とロシア連邦保安庁国境警備局長官との会合(12月)が行われた。また、サハリンで海上保安庁巡視船によるロシア海難救助機関との合同訓練(7月)が行われた。当省として、これらの会合及び訓練の実施のために必要な支援・調整等を行った。

28年度

年度目標

1 安全保障分野

- (1) 我が国自衛隊及びロシア軍による共同訓練及び相互訪問の実施のための、必要な調整、支援等を行う。
- (2) 安全保障政策を担当する両国の組織間での協議・対話の実施のための、必要な調整、支援等を行う。

2 治安分野

治安分野を担当する両国の組織間での協議・対話の実施のための、必要な調整、支援等を行う。

施策の進捗状況・実績

1 安全保障分野

- (1) 防衛交流については、実務レベルの各種協議を継続的に実施することで相互理解を促進し、偶発事故の防止に努めた。京都・舞鶴で日露捜索・救難共同訓練(29年1月)を実施した。また、29年3月に、25年以来2回目となる閣僚級の日露外交・防衛当局間協議「2+2」(於：東京)を実施し、両国は今後も継続することで一致した。「2+2」では、防衛当局間の事務レベル協議、部隊間交流、捜索・救難共同訓練を継続していくことで一致し、29年度中の海上自衛隊練習艦隊によるロシア寄港を調整していくことで一致した。前年度と比較し、防衛交流の進展のために必要な支援・調整が円滑に行われた。
- (2) 11月に谷内国家安全保障局長が訪露し、カウンターパートであるパトルシェフ安全保障会議書記と会談した。当省は、これらの意見交換や訪露の実施のために支援・調整を行った。

2 治安分野

ロシア国境警備局の警備艇が来日し、海上保安庁との合同訓練(6月)が行われた。当省として必要な支援・調整等を行った。

27・28年度目標の達成状況：B(27年度：b, 28年度：a)

測定指標3-6 文化・国民間交流の進展

中期目標(一年度)

各種スキームによる招へい、文化交流事業、日露青年交流事業、草の根交流事業等の実施を通じ、相互理解を促進する。

27年度

年度目標

- 以下を実施する。
- 閣僚級・戦略的実務者招へい等の各種スキームによる招へい、
- 文化交流事業、
- 日露青年交流事業、
- 草の根交流事業

施策の進捗状況・実績

- 1 各種スキームにより、6名の招へいが実施され、ロシア情勢、日露関係等について有益な意見交換を行った。
- 2 日露青年交流事業の枠組みの下では、伝統文化、ポップカルチャー、スポーツ等をテーマとした幅広い交流が実施され、9月に累計参加者が延べ5,000名を突破した。
- 3 文化面では、28年3月にモスクワで開催された「J-FEST 現代日本文化フェスティバル」に2日間で延べ2万人が来場し好評を博した。また、9月には裏千家家元の千宗室氏によるデモンストレーションが行われたのを始め、日本の伝統・現代文化紹介行事がロシア各地で多数開催され、活発な交流が図られた。

28年度

年度目標

閣僚級・戦略的実務者招へい等の各種スキームによる招へい、文化交流事業、日露青年交流事業、草の根交流事業の実施を通じて、さらなる人的交流・文化交流の活性化を図る。

施策の進捗状況・実績

- 1 各種スキームにより、6名の招へいが実施され、ロシア情勢、日露関係等について有益な意見交換を行った。
- 2 日露青年交流事業の枠組みで、571名が参加し、「日露青年フォーラム」をはじめとする様々なテーマの青年交流や、ロシア各地での日本文化紹介事業が活発に実施された。
- 3 文化面では、28年9月～12月にモスクワで開催された「日本の秋」フェスティバルに累計5万人弱が来場し好評を博した。また、12月のプーチン大統領訪日の際に、日露間における人的交流の拡大策の一つとして、「ロシアにおける日本年」及び「日本におけるロシア年」を30(2018)年に開催すること、また、青年交流の大幅な拡大等について一致した。

27・28年度目標の達成状況：B(27年度：b, 28年度：a)

評価結果(個別分野3)

施策の分析

【測定指標3-1 政治対話の深化】

27年度

- (1) 27年度は、ウクライナ問題によりロシアの国際的な立場が悪化し、米国を始めとするG7各国との連帯を重視する日本として、対露外交の進め方は困難を伴うものであった。そのような中で、プーチン大統領の訪日については、G20首脳会合の際の日露首脳会談(11月)において、最も適切な時期の大統領訪日の実現を目指して準備を進めることを確認したほか、事務レベルでも北方領土問題、安全保障、経済、国際舞台における協力等、幅広い分野において活発な議論を行ったことから、目標達成と判定した。
- (2) 28年2月に日露外務省ハイレベル協議を実施できたことなど、様々なレベル・分野で活発な政治対話が行われ、プーチン大統領の訪日を実現するための準備を進めるうえで効果があったが、ウクライナ問題がある中で、政治対話を更に活発化する必要があるとの課題を残した。(27年度：ロシアとの平和条約締結交渉促進を含む二国間関係の強化(達成手段②))

28年度

- (1) 28年度は、かねてより準備を進めてきたプーチン大統領の訪日を実現したことに加え、2回の総理訪露、外務大臣の相互訪問及び国際会議のマージンでの首脳・外相会談の実施等、成果は極めて高く、目標を大幅に上回って達成したと判定した。
- (2) 特に、12月の山口における首脳会談において、平和条約問題を解決するとの両首脳自身の真摯な決意が示された。また、北方四島において特別な制度の下で共同経済活動を行うための協議の開始に合意するとともに、元島民の方々による墓参などのための手続を改善することで一致し、平和条約の締結に向けた重要な一歩となった。(28年度：ロシアとの平和条約締結交渉促進を含

む二国間関係の強化(達成手段②)

【測定指標 3-2 平和条約交渉】

27年度

- (1) 27年度は、厳しい国際環境の中で、平和条約締結交渉の頻度は高くなかった。しかし、9月の岸田外務大臣訪露により、それまで行われていなかった平和条約締結交渉を再開することで一致し、10月に約1年9か月ぶりに次官級の平和条約締結交渉を実施することができたことから、概ね目標を達成したと判定した。
- (2) 特に、10月に久々に行われた次官級の平和条約締結交渉では、歴史的・法的な側面を含め、様々な論点につき率直かつ詳細な意見交換を行うことができ、その後の首脳間での議論を前進させるための準備として効果があった。(27年度:「北方領土復帰期成同盟」補助金(達成手段①)、ロシアとの平和条約締結交渉促進を含む二国間関係の強化(達成手段②)、北方四島住民との交流(達成手段④))

28年度

- (1) 28年度は、プーチン大統領の訪日を実現し、平和条約問題を解決するとの両首脳自身の真摯な決意声明に書き込むことができたことをはじめ、全ての目標が達成されたことから、目標達成と判定した。
- (2) 特に、4月の外相会談でのやりとりを踏まえ、5月のソチでの首脳会談で、「新しいアプローチ」で交渉を精力的に進めていくとの認識を両首脳で共有できた。そして12月初めの外相会談を経て、12月の山口における首脳会談において、平和条約問題を解決するとの両首脳自身の真摯な決意が示された。また、北方四島において特別な制度の下で共同経済活動を行うための協議の開始に合意するとともに、元島民の方々による墓参などのための手続を改善することで一致し、平和条約の締結に向けた重要な一歩となり、大きな成果と認められる。(28年度:「北方領土復帰期成同盟」補助金(達成手段①)、ロシアとの平和条約締結交渉促進を含む二国間関係の強化(達成手段②)、北方四島住民との交流(達成手段④))

【測定指標 3-3 貿易経済分野における協力】

27年度

- (1) 27年度は、「貿易経済に関する日露政府間委員会」第11回会合の実施をはじめ、概ね目標を達成したと判定した。
- (2) 特に、10月の「ロシア経済近代化に関する日露経済諮問会議」第5回会合では、省エネ・エネルギー効率、医療、農業、都市環境といった分野において日露間で現在進められている個別のプロジェクトが取り上げられ、これらの案件が円滑に進むよう、日露両国政府が必要な支援をしていくことで一致したことは、日本企業のロシア進出支援を推進する上で効果があった。(27年度:在ロシア日本センター事業を含む日露経済関係の強化(達成手段③))

28年度

- (1) 28年度は、5月の日露首脳会談で提示された8項目の「協力プラン」の具体化をはじめ、全ての目標が達成されたことから、目標達成と判定した。
- (2) 特に、5月の日露首脳会談で8項目の「協力プラン」を安倍総理大臣が提示し、11月には「『協力プラン』の具体化に関する日露ハイレベル作業部会」及び「貿易経済に関する日露政府間委員会」第12回会合の開催等を通して、日本企業のロシア進出支援、ロシアの貿易投資環境の改善を求めた。12月のプーチン大統領訪日時には、「協力プラン」の更なる具体化を進めることで一致するとともに医療、都市環境、エネルギー、産業多様化、人的交流、知財等の幅広い分野で、12件の政府・当局間文書、68件の民間文書が署名されたことは、日本企業のロシア進出支援を推進する上で効果があった。(28年度:在ロシア日本センター事業を含む日露経済関係の強化(達成手段③))

【測定指標 3-4 国際社会における協力】

27年度

- (1) 27年度は、首脳・外相会談等の機会を通して、あらゆるレベルで、北朝鮮、イラン、シリアなど国際社会が直面する様々な問題について建設的な役割を果たすようロシアに働きかけたが、国

際社会におけるロシアの行動にどの程度影響を与えたかについては、明確な結果を残すことができなかつたため、具体的な目標を一部達成できなかつたと判定した。

- (2) 特に、28年3月に日露専門家によるアフガニスタン及び中央アジア麻薬対策官に対する研修を実施したことは、麻薬対策分野での日露協力の具体的プロジェクトとして、大きな成果となった。(27年度：ロシアとの平和条約締結交渉促進を含む二国間関係の強化(達成手段②))

28年度

- (1) 28年度は、首脳・外相会談等の機会を通して、北朝鮮、シリア、ウクライナなど国際社会が直面する様々な問題について建設的な役割を果たすようロシアに働きかけたが、国際社会におけるロシアの行動にどの程度影響を与えたかについては、明確な結果を残すことができなかつたため、具体的な目標を一部達成できなかつたと判定した。
- (2) 特に、北朝鮮情勢に関して、北朝鮮による28年1月の核実験、28年2月の弾道ミサイル発射及び9月の再度の核実験実施を受けて迅速に日露首脳電話会談及び日露外相電話会談を実施し、また、首脳会談や29年3月の日露「2+2」でも北朝鮮情勢を取り上げ、この問題について引き続き国連の場を含め日露で連携していくことを確認した。北朝鮮問題に関して、継続的に様々な場で、ロシアの建設的な対応を促した。(28年度：ロシアとの平和条約締結交渉促進を含む二国間関係の強化(達成手段②))

【測定指標3-5 防衛・治安分野における関係の発展】

27年度

- (1) 27年度は、谷内国家安全保障局長の訪露や海上保安庁長官とロシア連邦保安庁国境警備局長官を始め、安全保障分野・治安分野の様々な日露間の対話が実現したが、全体として見て、防衛交流進展のための必要な調整、支援等は十分ではなかつたことから、具体的な目標の一部を達成できなかつたと判定した。
- (2) 27年度は、「2+2」は行われなかつたが、7月に谷内国家安全保障局長が訪露し、カウンターパートであるパトルシェフ安全保障会議書記と意見交換を行った。その後、9月にはパトルシェフ安全保障会議書記が訪日した。日露のNSC当局のトップの間で、日露関係全般や、アジア・太平洋地域を含む各種地域情勢について意見交換が行われたことは、安全保障分野における日露関係の発展に寄与した。(27年度：ロシアとの平和条約締結交渉促進を含む二国間関係の強化(達成手段②))

28年度

- (1) 28年度は、第1回を開催してから時間が経過していた閣僚級の日露外交・防衛当局間協議「2+2」を29年3月に東京で実施したことを始め、安全保障分野・治安分野の様々な日露間の対話を実現し、全ての目標が達成されたことから、目標達成と判定した。
- (2) 特に、日露「2+2」では、安全保障分野における日露間の信頼醸成に向けた様々な議論が行われ、日露防衛当局間で実施してきた実務レベル協議、部隊間交流、捜索・救難共同訓練を継続していくことで一致した。また、次回「2+2」をロシアで開催することで一致した。(28年度：ロシアとの平和条約締結交渉促進を含む二国間関係の強化(達成手段②))

【測定指標3-6 文化・国民間交流の進展】

27年度

- (1) 各種スキームにより、6名の招へいが実施され、ロシア情勢、日露関係等について有益な意見交換を行ったが、日露青年交流事業については年間500名の交流を達成出来なかつたことから、具体的な目標の一部を達成出来なかつたと判定した。
- (2) 特に、28年3月にモスクワで開催された「J-FEST 現代日本文化フェスティバル」に2日間で延べ2万人が来場し好評を博したことは、日露の文化交流の促進に大きく寄与した。(27年度：在ロシア日本センター事業を含む日露経済関係の強化(達成手段③))

28年度

- (1) 各種スキームにより、6名の招へいが実施され、ロシア情勢、日露関係等について有益な意見交換を行ったことを始め、全ての目標が達成されたことから、目標達成と判定した。
- (2) 28年9月～12月にモスクワで開催された「日本の秋」フェスティバルに累計5万人弱が来場

し好評を博したことは、日露の文化交流の促進に大きく寄与した。

また、12月のプーチン大統領訪日の際に、「ロシアにおける日本年」及び「日本におけるロシア年」を30年に開催することで一致した。この開催に向けて日露で準備される様々な企画を通じて、日露間における人的交流が拡大している。(28年度：在ロシア日本センター事業を含む日露経済関係の強化(達成手段③))

次期目標等への反映の方向性

【施策(施策の必要性に関する分析を含む)】

極東・東シベリア地域の開発を重視し、世界経済の成長センターであるアジア太平洋地域との関係強化を積極的に推進しているロシアとの間で、アジア太平洋地域のパートナーとしての関係を発展させることは、日本の国益のみならず、地域の平和と繁栄にも資するものである。また、アジア太平洋地域の戦略環境が変化する中で、ロシアとの対話を重ね、北朝鮮情勢等へのロシアの建設的な関与を促していくことは、我が国の安全保障の観点からも重要。また、戦後70年を迎えてもなお未解決のままとなっている北方領土問題を解決して平和条約を締結することは、日露両国の戦略的利益に合致するのみならず、アジア太平洋地域の安定と繁栄にとって極めて重要である。

このとおり領土問題を解決して平和条約を締結し、日露関係の完全な正常化を図ることを目指すとともに、幅広い分野における日露関係を進展させるとの施策目標は妥当であり、今後とも同目標を維持し、その達成に向けた施策を実施していく。

【測定指標】

3-1 政治対話の深化

首脳・外相会談を含むハイレベル政治対話、議員や議会対話の成功裏の実施等の28年度目標は適切な目標であったと考える。

平和条約交渉をはじめとする各分野の両国関係を進展させる上で、首脳間等ハイレベルの信頼関係の維持が重要であり、今後とも政治対話等の深化に注力していく。また、北朝鮮情勢、シリア情勢及びウクライナ情勢について、平和的解決に向けロシアが建設的な役割を果たすよう、政府のハイレベルより引き続き働きかけを行っていく。

3-2 平和条約交渉

領土問題の解決に向けた協議の継続、関連省庁・自治体・団体等との密接な連携を基盤とした関連事業の円滑な実施等は重要であり、28年度目標は適切な目標であったと考える。

本交渉の進展には、政治対話が不可欠であり、また、プーチン大統領の訪日の際に協議を開始することで一致した共同経済活動の実現を含め、今後とも中期目標の達成に向け、政治対話の深化とともにこれら取組を基本的には継続する。

3-3 貿易経済分野における協力

28年度は、8項目の「協力プラン」の具体化を中心に、貿易経済日露政府間委員会等各種会議・会合が積極的実施された。日本企業のロシア進出支援の推進等は重要であり、28年度目標は適切な目標であったと考える。

今後とも中期目標の達成に向け、これら取組を基本的には継続する。透明性、安定性等の点で貿易投資環境を改善すべく、貿易経済日露政府間委員会等の場でロシア側の対応を求めていく。

3-4 国際社会における協力

地球規模の問題及び主要な地域問題に関する協力・対話の実施、アジア太平洋地域における日露協力の可能性を含めた両国外務省間の協議の実施等の28年度目標は適切な目標であったと考える。

今後とも中期目標の達成に向け、これら取組を基本的には継続する。ロシアがその解決に大きな役割を果たす北朝鮮、シリア、ウクライナ等の地域問題では、ロシアに対し引き続き建設的な役割を果たすよう求めていくが、困難を伴うものの、その時々国際情勢を見つつ、国際社会におけるロシアの行動にどの程度影響を与えることができるかについて、慎重に検討していくことが必要。

3-5 防衛・治安分野における関係の発展

防衛当局間交流、安全保障政策を担当する両国の組織間での協議・対話を通じた信頼関係の構築、

安全保障分野での日露協力の進展等は重要であり、28年度の目標は適切な目標であったと考える。今後とも中期目標の達成に向け、次回の日露「2+2」の実施も含め、これら取組を継続する。

3-6 文化・国民間交流の進展

各種スキームによる招へい、文化交流事業、日露青年交流事業及び草の根交流事業の実施等の28年度目標は適切な目標であったと考える。

28年度に実施したロシアにおける対日世論調査では、78%が日露関係は友好的又はどちらかと言えば友好的と回答しており、ロシアの対日感情が高水準であることが確認された。今後とも中期目標の達成に向け、これら取組を基本的には継続し、良好な対日感情の維持に努める。

作成にあたって使用した資料その他の情報

- ・平成29年度外交青書第2章第5節
- ・外務省ホームページ
 - 日露外相会談（平成28年4月）
(http://www.mofa.go.jp/mofaj/erp/rss/hoppo/page4_001960.html)
 - 日露首脳会談（平成28年5月）
(http://www.mofa.go.jp/mofaj/erp/rss/page3_001680.html)
 - 第2回東方経済フォーラムの際の日露首脳会談（平成28年9月）
(http://www.mofa.go.jp/mofaj/erp/rss/hoppo/page1_000242.html)
 - プーチン・ロシア大統領の訪日（平成28年12月）
(http://www.mofa.go.jp/mofaj/erp/rss/hoppo/page4_002600.html)
 - 日露外務・防衛閣僚会議（「2+2」）（平成29年3月）
(http://www.mofa.go.jp/mofaj/erp/rss/hoppo/page1_000316.html)
 - ロシアにおける対日世論調査結果（平成28年9月）
(http://mofa.go.jp/mofaj/press/release/press4_003648.html)

個別分野 4 中央アジア・コーカサス諸国との関係の強化

施策の概要

- 1 中央アジア・コーカサス各国との政治対話等を継続・促進する。
- 2 「中央アジア+日本」対話の枠組みにおける種々のレベルでの対話等を着実に実施する。
- 3 様々なスキームの活用等による人的交流を維持・促進する。

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

・第193回国会外交演説（平成28年1月20日）

「中央アジア・コーカサス諸国は、ユーラシアの安定に重要な戦略的要衝であり、様々な分野での協力関係の拡大を推進します。」

測定指標 4-1 各国との対話・交流等の進展

中期目標（一年度）

要人往来、政務協議及び招へいを実施し、各国との間で、政治・経済・文化などあらゆる分野での関係強化を図る。

27年度

年度目標

- 1 中央アジア・コーカサス各国との緊密な政治対話の継続に努める。
- 2 友好議員連盟等による議会間、議員間交流の活発な実施の継続を支援する。
- 3 外務次官級の政務協議を通じて、政治・経済・文化を含む幅広い分野での二国間協力の在り方につき議論し、合意を図る。
- 4 招へいスキームを活用し、交流の促進と相互理解を深める。また、被招へい者となる各国の実務者への日本の政策への理解を深める。
- 5 経済産業省、JICA、中央アジア・コーカサス地域への進出に関心を持つ日本企業等と連携し、代替エネルギー分野やエネルギー以外の分野における協力に向けた協議を実施する。

施策の進捗状況・実績

1 ハイレベルの相互訪問

（1）安倍総理大臣の中央アジア訪問

10月、安倍総理大臣が日本の総理大臣として初めて中央アジア5カ国を歴訪し、各国大統領と首脳会談を実施、それぞれの国で共同声明を発表した。これにより、首脳外交が特に重視される中央アジア諸国との関係を緊密化することに成功した。また歴訪には民間企業等合計50団体が同行し、トルクメニスタン、ウズベキスタン、カザフスタンでビジネス・フォーラムを開催し、今後の上記3カ国への日本企業の進出、大学等学術関係者同士の連携の大きなきっかけとなった。また、訪問全体で官民あわせて合計87件の文書に署名し、結びつきを深めた。最後の訪問国であるカザフスタンでは、安倍総理大臣による政策スピーチを実施し、我が国の対中央アジア外交の3本柱である、（ア）二国間関係の抜本的強化、（イ）地域共通の課題への関与、（ウ）グローバルな舞台での協力を対外的にアピールすることに成功した。

（2）その他のハイレベルによる相互訪問

安倍総理大臣の中央アジア訪問に前後し、中央アジア・日本双方の政府関係者の往来が実施された。特に藺浦外務大臣政務官のキルギス、カザフスタン（5月）、ウズベキスタン（7月）、トルクメニスタン（8月）への訪問は、安倍総理大臣の訪問に先だって行われ、成果を確実なものにするための先方政府との事前協議として有意義だった。

また、トルクメニスタンからは7月にホジャムハメドフ副首相、また12月にアンナメレドフ鉄道運輸相が訪日した。特にアンナメレドフ鉄道運輸相は訪日期间中、新幹線やゆりかもめを視察・試乗した。最先端交通インフラの輸入に関心を持つトルクメニスタンに対し、日本の技術をアピールする機会となった。

我が国からは12月に世耕内閣官房副長官がトルクメニスタンを訪問し、同国の永世中立20周年記念国際会議に出席、ベルディムハメドフ大統領と会談した。大統領との会談の結果同国との繋がりがいっそう強化された。

(3) コーカサス諸国との相互訪問

コーカサス諸国の中では特にアゼルバイジャンとの要人往来が頻繁に行われた。我が国からは、麻生副総理兼財務大臣が5月にアゼルバイジャンで開催されたADB総会に出席のため訪問し、アリエフ大統領、シャリホフ副首相等と会談した。また、10月に甘利経済再生担当大臣が同国を訪問した際もアリエフ大統領の他、ムスタファエフ経済産業相等と会談した。エネルギー資源が豊富なアゼルバイジャンの首脳レベルと会談を実施したことにより、地域の安定の鍵を握る同国と緊密な関係が強化された。

その他、11月にヒダシェリ・ジョージア国防相が訪日し、中谷防衛大臣との間で防衛交流覚書に署名し、両国の防衛分野における協力関係を確認した。

2 議会間・議員間交流

アサドフ・アゼルバイジャン国会議長及びウスパシヴィリ・ジョージア国会議長が4月に訪日し、それぞれ衆参両議院議長と会談した。また、5月にアルメニアからシャルマザノフ国民議会副議長が訪日し、日本側議連メンバーと交流を持った。議会間交流を深めることにより、議会・議員レベルにおける友好関係を強化することにつながった。

3 政務協議

28年2月、相木コーカサス担当外務省特別代表とジョージア、アルメニアの外務次官との間で政務協議を実施し、今後の二国間協力の在り方及びコーカサス地域情勢について協議した。

11月、相木中央アジア担当外務省特別代表とトルクメニスタン外務次官との間で政務協議を実施し、安倍総理大臣の訪問以降の二国間協力及び「中央アジア+日本」対話の進め方につき協議した。トルクメニスタンは「中央アジア+日本」議長国であり、今後同国で外相会議を実施予定。政務協議以降に予定された同枠組みにおける新たな協力分野である「運輸・物流」について、進め方に関する積極的な意見交換を行った。

4 招へいスキームを活用し、「中央アジア実務者招へい」(テーマ:運輸・物流)(28年2月)及び「若手外交官(中央アジア・コーカサス・欧州部)等招へい」(平成28年1月)を実施した。「中央アジア実務者招へい」では「中央アジア+日本」対話のテーマである「運輸・物流」に関する専門家を中央アジア各国1名ずつ5名を招へいし、国交省、JICA等日本側専門家との意見交換を実施した。中央アジアの運輸・物流における問題点や日本が貢献できる分野について相互理解が図られた。「若手外交官招へい」では、ウズベキスタン、カザフスタン、キルギス、タジキスタン、トルクメニスタン、アゼルバイジャン、アルメニア、ジョージア、ウクライナ、ベラルーシ、モルドバから合計11名の外交官を招へいし、エネルギー安全保障をテーマに我が国のエネルギー政策への理解を深めるとともに、エネルギー関連の先端技術施設を訪問し、日本の技術に関する知識を深めた。

5 9月にウズベキスタンにおいて、11月にはカザフスタンにおいて、国土交通省との協力の下、官民インフラ会議を実施した。我が国と相手国の政府関係者、企業関係者が約180名参加し、日本企業が「質の高いインフラ」を紹介、日本企業とカザフスタン、ウズベキスタン両国の企業の間で意見交換をする機会となった。

また、28年3月には農林水産省と協力し、JICA、JETRO及び日本企業の参加を得て、第1回日・ウズベキスタン共同作業部会がウズベキスタンで開催された。日本の民間企業が有する技術を活用した貢献の可能性についてウズベキスタン側に説明した。日本企業による現地企業、研究機関等の視察も行われ、今後の農業分野における日本企業の進出に向けた情報収集ができた。

28年度

年度目標

- 1 中央アジア・コーカサス各国との緊密な政治対話の継続に努める。特に中央アジア諸国との間では、安倍総理大臣の中央アジア訪問の際に相手国と署名した共同声明で言及された案件につき、政治対話の機会にフォローアップを行う。
- 2 議員の訪問等を通じた議会間、議員間交流の活発な実施の継続を支援する。
- 3 外務次官級の政務協議を通じて、政治・経済・文化を含む幅広い分野での二国間協力の在り方につき議論し、合意を図る。
- 4 招へいスキームを活用し、交流の促進と相互理解を深める。また、被招へい者となる各国の実務者への日本の政策への理解を深める。

- 5 経済産業省、国土交通省、JETRO、JICA、中央アジア・コーカサス地域への進出に関心を持つ日本企業等と連携し、「中央アジア+日本」対話の協力重点分野である「運輸・物流」分野をテーマに中央アジア地域内外との連結性の向上に向けた協議を実施する。

施策の進捗状況・実績

1 緊密な政治対話の継続と安倍総理大臣中央アジア歴訪フォローアップ

(1) ナザルバエフ・カザフスタン大統領の訪日

27年10月の安倍総理大臣によるカザフスタン訪問時に合意されたナザルバエフ大統領の訪日が、28年11月に実現し、安倍総理大臣との首脳会談はもとより、滞日プログラムとして、旧ソ連諸国の国家元首として初めての国会演説、現職の国家元首としてはオバマ米国大統領に次いで2人目となる被爆地広島への訪問が実現するなど両国関係の画期をなす重要な訪日となった。

首脳会談においては、安倍総理大臣から、両国関係を大きく発展させていきたいとの意向を表明し、ナザルバエフ大統領から、産業、教育、医療等様々な分野での両国関係の発展に対する期待が表明されるとともに、両国の貿易投資関係発展に向けて、カザフスタンにおける投資環境整備のための協議枠組み設置が合意された。また、カザフスタン側からは我が国の国連安保理常任理事国入りに対する変わらぬ支持も確認された。

この成果として、総理訪問時同様、「アジアの繁栄の世紀における拡大された戦略的パートナーシップに関する日本国とカザフスタン共和国の共同声明」が発表され、単なる二国間関係の強化・発展に留まらず、地域の如何にかかわらずいかなる一方的な現状変更の試みにも反対し、国際法に基づく航行の自由遵守の重要性を確認し、核実験実施等の北朝鮮による挑発行為の自制を求めるなど、特に我が国を取り巻く安全保障環境に関連する国際的な諸課題においても協力して取り組むことが再確認された。

安倍総理大臣との首脳会談は、4月の核セキュリティ・サミット（於ワシントン）時に続き6回目となり、首脳レベルの政治対話は緊密の度を着実に増してきている。なお、4月の首脳会談時には包括的核実験禁止条約の早期発効の達成に向けた日本・カザフスタン共同声明が発表され、核兵器なき世界の実現に向けた両国のコミットメントが再確認された。

(2) 中央アジア諸国との相互訪問

安倍総理大臣の中央アジア歴訪のフォローアップとして、以下の相互訪問及び文化行事が実現し、活発な交流が行われた。

・ウズベキスタン

往 山田外務大臣政務官（4月）、文化使節団「中央アジア文化交流ミッション」の派遣及び国際交流基金主催「ウズベキスタン和太鼓公演」実施（8月）、滝沢外務大臣政務官（9月、カリモフ・ウズベキスタン大統領逝去を受けた弔問）

来 アブドゥハキモフ労働相、ガニエフ対外経済関係投資貿易相（いずれも5月）

・カザフスタン

往 滝沢外務大臣政務官（8月、セミパラチンスク核実験場閉鎖25周年国際会議出席）

来 ナザルバエフ大統領（11月、公式実務訪問（詳細は上記のとおり））

・キルギス

往 山田外務大臣政務官（4月）

来 アブディルダエフ外相（29年3月、日・キルギス外相会談、無償資金協力2件に署名）

・タジキスタン

往来ともになし

・トルクメニスタン

往 滝沢外務大臣政務官（8月）

来 なし

(3) コーカサス諸国との相互訪問

コーカサス諸国との関係でも、以下の相互訪問等が実現した。

・アゼルバイジャン

往 滝沢外務大臣政務官（8月）、松村経済産業副大臣（29年2月）

来 ラヒモフ青年スポーツ相（10月）

・アルメニア

往来ともになし

・ジョージア

往 なし

来 サニキゼ教育科学相（5月）、ハドゥリ財務相（7月）、エロシヴィリ・エネルギー相（11月）

（4）安倍総理大臣中央アジア歴訪のフォローアップ

27年の安倍総理大臣による中央アジア5カ国歴訪のフォローアップとしては、上記のハイレベルの政治対話や様々な要人往来のみならず、国内の政策協調を図ることを目的に、5、10月に官房副長官を議長とする日・中央アジア交流促進会議を開催した。同会議では、フォローアップが必要な個別案件リストに基づき、各省庁が行っている諸案件の進捗状況の確認が行われた。

キルギスとの間では、安倍総理大臣訪問時の共同声明に盛り込まれた防災及び運輸インフラの発展分野における協力に関連し、2件の無償資金協力（「ビシュケクオシュ道路雪崩対策計画」及び「道路維持管理機材整備場改善計画」）の形で具体的に実現した（29年3月）。

2 議会間・議員間交流の支援

外務省は、二国間関係強化の観点から、議会間・議員間交流支援を行い、以下の交流が実現した。

・アルメニア

往 衛藤征士郎・日アルメニア友好議員連盟会長一行（8月、サルグシャン大統領等と会談）

来 サハキャン・アルメニア国民議会議長（29年1月、安倍総理大臣及び衆参両議長へ表敬）
を行った。

・カザフスタン

往 なし

来 イシムバエヴァ下院副議長（4月）

・トルクメニスタン

往 遠藤利明・日トルクメニスタン友好議連会長（9月、ベルディムハメドフ大統領等と会談）

来 ヌルベルディエヴァ国会議長（4月、世界人口開発議員会議出席）

3 政務協議

相木コーカサス担当外務省特別代表がアゼルバイジャン（5月）、アルメニア（平成29年2月）、ジョージア（29年3月）の各外務次官との間で政務協議を実施し、今後の二国間協力の在り方及びコーカサス地域情勢について協議した。

4 招へいスキームによる交流の促進と相互理解の深化

（1）「若手外交官（中央アジア・コーカサス・欧州部）等招へい」（29年1月）を実施した。ウズベキスタン、カザフスタン、キルギス、タジキスタン、トルクメニスタン、アゼルバイジャン、アルメニア、ジョージア、ウクライナ、ベラルーシ、モルドバから合計11名の外交官を招へいし、産業発展をテーマに中小企業を含む民間企業や技術系教育機関へ視察を行い日本のユニークな産業モデルへの理解を深めるとともに、被招へい者が自ら視察結果と自国経済の課題について発表を行い、当招へいの成果が示された。

（2）多層的ネットワーク構築事業として、アゼルバイジャンからカリモフ大統領付属戦略研究所主任研究員（平成29年2-3月）、タジキスタンからハキーム国家戦略研究所外交政策部長（平成29年3月）を招へいし、日本の重要政策について理解を深め、帰国後に積極的な発信を行ってもらうよう、日本側有識者、政府関係者、シンクタンク関係者らとの懇談、日本文化施設等の視察など充実したプログラムを行った。

5 10月にウズベキスタン及びキルギスにおいて、国土交通省との協力の下、官民インフラ会議を実施した。我が国と相手国の政府関係者、企業関係者が参加し、日本企業が「質の高いインフラ」を紹介、日本企業とウズベキスタン、キルギス両国の企業の間で意見交換をする機会となった。

27・28年度目標の達成状況：B（27年度：s，28年度：b）

測定指標4-2 「中央アジア+日本」対話の進展

中期目標（一年度）

「中央アジア+日本」対話の枠組みで各種会合を実施し、地域共通の課題に関する中央アジア諸国との対話を深化させつつ、そのような課題への対策となる中央アジアにおける地域協力を進展させる。

27年度

年度目標

- 1 高級実務者会合(SOM)において以下を実施する。
 - (1) 外相会合での共同声明及びロードマップに基づく協力関係の進捗状況を確認する。
 - (2) 中央アジア諸国と我が国の今後の協力の方向性を議論する。
- 2 専門家会合を実施する。
- 3 知的対話(東京対話)を実施する。

施策の進捗状況・実績

- 1 11月にトルクメニスタンで第10回高級実務者会合(SOM)、平成28年3月に東京で第11回SOMが開催され、次回外相会合に向けて準備が進められた。これらの会合では、今後の新しい協力重点分野である「運輸・物流」における地域協力推進につき議論し、下記2に記載の専門家会合及び東京対話の結果を踏まえた具体的協力の方向性に関する提案を中央アジア各国より受け、今後関係機関とともに検討することで一致した。また、第6回外相会合の各議題に関する意見交換では、外相会合において議論すべき事項の絞り込みや、目指すべき成果のイメージについて議論した。
- 2 東京で平成28年2月に第3回専門家会合「運輸・物流」、3月に「中央アジア+日本」対話・第8回知的対話(東京対話)を開催し、地域発展の重要分野である「運輸・物流」分野に関して具体的プロジェクトを形成することを目指した議論が行われた。

28年度

年度目標

- 1 「中央アジア+日本」対話・第6回外相会合を実施する。共同声明に合意し、今後2年間の協力量針を明確化することを目指す。
- 2 高級実務者会合(SOM)において以下を実施する。
 - (1) 外相会合での共同声明及びロードマップに基づく協力関係の進捗状況を確認する。
 - (2) 引き続き重点分野となる「運輸・物流」分野について、中央アジア諸国と我が国の今後の協力の方向性を議論する。
- 3 専門家会合を実施する。
- 4 知的対話(東京対話)を実施する。

施策の進捗状況・実績

- 1 「中央アジア+日本」対話・第6回外相会合は、累次の日程調整を試みるも各国外相の日程が合わず、28年度中には開催されず、29年度中に可及的速やかに開催すべく引き続き調整することとなった。なお、29年3月、キルギスのアブディルダエフ外相が訪日し、岸田外務大臣との間で日・キルギス外相会談が行われ、「中央アジア+日本」対話を通じた地域協力、国際社会での協力等についても意見を交わしており、すべての関係国外相が一堂に会しての会合早期開催に対するモメンタムは維持された。
- 2 および3 外相会合でテーマとなる論点の事前協議を目的とする高級実務者会合(SOM)、専門家会合は、予定されていた第6回外相会合のための議論を27年度中に終えていることもあり、外相会合の延期に伴い、今年度の開催を見送ることとした。

今までにない新しい試みとして、29年2月に「中央アジア+日本」ビジネス対話を開催した。日本のビジネス関係者に対し、中央アジア5か国とのビジネスの可能性を紹介することを通じ、日本と各国との経済関係発展を後押しすることを目的とし、120名を超える日本企業・経済団体の関係者が参加し、活発な意見交換が行われた。

中央アジア各国の産業界の要人がメインスピーカーとして訪日し、ビジネス環境、投資誘致に向けた取組、有望な投資機会やあり得べき協力の可能性等について報告がなされたほか、各国参加者と日本企業関係者等とのネットワーキングも行われ、今後の日本と中央アジア各国との経済関係発展に資する機会となり、出席者からはこれまでにない有益な取組であるとの高い評価を得た。
- 4 9月に第9回知的対話(東京対話)を行い、「知られざる中央アジア：その魅力と日本との絆」と題して、日本における中央アジアの知名度の抜本的拡大を目指すため、従来の公開シンポジウムに加えて、音楽祭、映画祭、大使館オープンイベントを開催し、総勢約1,200名が本イベントに参加した。

公開シンポジウムでは、外務省を代表して岸信夫外務副大臣が基調スピーチを行うとともに、中央アジア側参加者5名から、各国の魅力についてプレゼンテーションが行われ、午後の部では、日本側参加者から中央アジアと日本との関連を中心とした発表が行われた。これに先立ち、9月24日から10月17日まで延べ12日間にわたり、中央アジア5か国の映画を紹介する東京外国語大学、東京大学、筑波大学、独立行政法人国際交流基金共催の中央アジア・ミニ映画祭には、延べ約750名が参加した。

9月27日に開催した音楽祭では、シンガーソングライターの嘉門達夫氏を招き、今回のイベントのために作詞した中央アジアの国々を紹介する新曲「ゆけ！ゆけ！中央アジア！！」を披露した。また、キルギス出身の盲目の歌姫グルムさんのミニコンサートのほか、JICAの青年海外協力隊として中央アジアに滞在したOB、OGや学生等による各国のダンスや歌が披露された。

同月30日の大使館オープンイベントでは、ウズベキスタン、カザフスタン、キルギス、タジキスタン、トルクメニスタンの各在日大使館が初めて一斉に一般公開され、延べ256名の方々が各大使館を訪問した。各大使館では、中央アジアの食べ物が提供されたり、ビデオ上映や伝統的の衣服展示、楽器の演奏などが行われたりした。メディア取材も多く、在京キー局による全国放送のニュース番組に取り上げられた。

以上のように、28年度は今までにない幅広い分野で日本国内での中央アジアの知名度向上に成功した。

27・28年度目標の達成状況：B（27年度：a，28年度：b）

測定指標4-3 中央アジア・コーカサス諸国との間での首脳会談数・外相会談数						
	中期目標値	27年度		28年度		27・28年度目標の達成状況
	一年度	年度目標値	実績値	年度目標値	実績値	
	—	8	6	8	3	

参考指標：中央アジア・コーカサス諸国との貿易額(単位：億円)			
(出典：財務省貿易統計)	実績値		
	26年度	27年度	28年度
	2,222	1,976	1,823

評価結果(個別分野4)
<p>施策の分析</p> <p>【測定指標4-1 各国との対話・交流等の進展】</p> <p><u>27年度</u></p> <p>(1) 全ての目標が達成され、更に日本の総理大臣として初めて行った安倍総理大臣の中央アジア5カ国への歴訪の成果は極めて高く、目標を大幅に上回って達成したと判定した。</p> <p>(2) 安倍総理大臣の中央アジア5カ国歴訪では、伝統的にロシアの影響が強い一方で、近年は中国の経済面での影響力が増大する中央アジア5カ国全てから「中央アジアの開かれ、安定し、自立的な発展を支え、地域・国際の平和と安定に寄与する」という日本外交への歓迎が示され、同地域での日本のプレゼンスを大きく向上させた。(27年度：中央アジア・コーカサス諸国との関係強化(達成手段①))</p> <p><u>28年度</u></p> <p>(1) 27年度の総理訪問のフォローアップを含め首脳・閣僚、議員・議会関係、政府関係者、民間・文化人といった全てのレベルにおいて対話・交流が実現し、概ね目標は達成したと判定した。</p> <p>(2) 特に、ナザルバエフ・カザフスタン大統領訪日は、上記実績欄で詳述のとおり、中央アジア国家元首初の国会演説、国家元首として2人目の被爆地広島訪問が実現するなど、公式実務訪問の</p>

域を超えた高い成果が達成されたといえる。また、サブスタンスの面でも、カザフスタンにおける投資環境改善に向けた協議枠組み設置に合意し日系企業の現地進出の加速化に道筋をつけるなど、安倍総理大臣の中央アジア歴訪フォローアップの面でも一定の成果を上げるとともに、カザフスタンの有する地政学的重要性、カザフスタンが旧ソ連時代に核実験場を有していたことなども踏まえ、安全保障、核廃絶等の面で我が国と利害を共有する部分が多いことから、単に二国間、地域間の枠を超えて国際的な諸課題にも協力して取り組んでいくことが共同声明の形で公表されたことの意義は極めて大きいと評価される。なお、4月の核セキュリティ・サミットにおいても安倍総理大臣とナザルバエフ大統領との間で首脳会談が行われ、核兵器なき世界に向けた両国のコミットメントが再確認されたが、同サミットには日本以外からは34カ国の首脳（大統領・首相）が出席したのに対し、2日間のサミット期間中、安倍総理大臣が首脳会談を実施したのはカザフスタンを含め7カ国に留まっており、この点からも本件首脳会談の重要性が確認される。

ナザルバエフ大統領訪日以外の各種政治対話、議員・議会間交流の実績は上述のとおりであるが、ジョージアからの閣僚3名の訪日をはじめ、関係8カ国のうちタジキスタンを除く7カ国との間で何らかの往来が実現し、政治対話継続の着実な進展が見られた。

安倍総理大臣の中央アジア歴訪のフォローアップを日本政府一丸となって確実に進めるため、日・中央アジア交流促進会議を2回実施し、今後の方向性に関する関係省庁間の意見集約が図られたことの意義は大きく、本件フォローアップという面でも成果が大きかった。（28年度：中央アジア・コーカサス諸国との関係強化（達成手段①））

【測定指標4-2 「中央アジア+日本」対話の進展】

27年度

- (1) 高級実務者会合(SOM)、専門家会合や知的対話(東京対話)を全て成功裏に開催し、全ての目標が達成されたことから、目標達成と判定した。
- (2) 28年3月の第11回高級実務者会合(SOM)では、運輸・物流分野に関する実践的協力の推進、安全保障・貿易投資・開発・人的文化的協力といった第6回外相会合の各議題に関する意見交換、「中央アジア+日本」対話の今後の進め方について意見交換を行った。その上で、運輸・物流分野に関する実践的協力の推進については、専門家会合及び東京対話の結果を踏まえた具体的協力の方向性に関する提案を中央アジア各国より受け、今後関係機関とともに検討することで一致した。

28年2月の第3回専門家会合では、中央アジア5か国（ウズベキスタン、カザフスタン、キルギス、タジキスタン、トルクメニスタン）の実務担当者と日本政府関係機関（外務省、国土交通省、経済産業省、日本貿易振興機構（JETRO）、国際協力機構（JICA））が意見交換を行った。我が国からは、運輸・物流分野における日本の政策やビジネス、経済協力面での基本方針や考え方を説明し、中央アジアにおける運輸・物流分野の問題点等を指摘した。これに対し、参加者からは、運輸・物流分野における各国の取組や課題について説明があった。また、参加者からは、日本の中央アジア地域に対する積極的な協力や支援に対する感謝の表明があり、今後の具体的な協力の可能性に関しても意見が出された。（27年度：中央アジア・コーカサス諸国との関係強化（達成手段①））

28年度

- (1) 外相会合、高級実務者会合は日程調整の結果として年度内に開催されなかったが、29年度の早期開催に向けてのモメンタムが維持されたこと、及び「中央アジア+日本」ビジネス対話の開催や従来の公開シンポジウムに加えて、音楽祭、映画祭、大使館オープンイベントを開催するなど、新たな対話の枠組発足等、対話の進展があり、全体としては目標達成に向け相当程度進展ありと判定した。
- (2) 新しい試みとして、「中央アジア+日本」対話の枠組みの下、日本と中央アジア各国との経済・通商関係発展を後押しすることを目的に、29年2月に120名を超える日本企業・経済団体の関係者が参加する「中央アジア+日本」ビジネス対話を開催できたことは、彼我の企業関係者との間のネットワーク構築として結実し、今後の地域共通の課題に関する中央アジア諸国との対話の深化につながり、中央アジアにおける地域協力を進展させるとの中期目標も踏まえれば、延期のやむなきに至った外相会合を補完するものとして、中央アジアと日本との対話に一定程度の進展が見られた。第9回知的対話(東京対話)としては、「知られざる中央アジア：その魅力と日本との絆」と題して、日本における中央アジアの知名度の抜本的拡大を目指すため、従来の公開シン

ポジウムに加えて、新たな試みとして、音楽祭、映画祭、大使館オープンイベントを開催したところ、総勢約1,200名が本イベントに参加し、メディアにも多く取り上げられ、中央アジアの知名度向上や日本の対中央アジア外交への理解促進を図ることができた。(28年度：中央アジア・コーカサス諸国との関係強化(達成手段①))

【測定指標4-3 中央アジア・コーカサス諸国との間での首脳会談数・外相会談数】

27年度

日本の総理大臣による初めての中央アジア5か国歴訪に集中したため、例年の会談数には至らなかった。ただし、日本の総理大臣による歴史的な中央アジア歴訪の際に、中央アジア5か国との間で二国間関係をさらなる高みに引き上げるような内容の濃い充実した首脳会談を実施することができたため、二国間関係強化のために実質的な成果を得ることができた。

28年度

28年度は首脳・外相会談数は目標に至らなかった。ただし、27年度の安倍総理大臣による中央アジア歴訪を経て、ナザルバエフ・カザフスタン大統領訪日の成功や、副大臣・大臣政務官の現地訪問時などに相手国首脳・外相等との会談を行っており、それらの会談数を併せれば目標数を達成しており、内容の充実したハイレベル会談を多く行うことができた。

次期目標等への反映の方向性

【施策(施策の必要性に関する分析を含む)】

ユーラシア大陸の中心にある中央アジアは、アジアと欧州を繋ぐ交通の要衝を占め、ロシア、中国、イラン、アフガニスタンなどの重要諸国に隣接する。また、コーカサス地域も、ロシアと中東、欧州とアジアを結ぶ位置におかれ、カスピ海から欧州へと向かうエネルギー資源の輸送回廊として重要な機能を果たしている。地政学的に重要なこれらの地域の安定・発展は、国際社会にとっても極めて重要であり、我が国としては、これら中央アジア・コーカサス諸国の安定し、かつ自立した発展に向けた努力を引き続き支援していく必要がある。

特に、中央アジアの安定は、隣接するアフガニスタンの安定と密接に関連しており、麻薬・テロ・過激主義といった国際社会が直面する喫緊の課題を解決する上でも無視できない要素である。このため、同地域が全体として安定し、経済・社会発展を遂げていくためには域内諸国間の地域協力が不可欠であり、我が国がこれら各国との良好な関係を維持し、地域協力の発展を促していくことは重要である。

また、中央アジア・コーカサス地域は、石油・ガス、レアメタル、レアアースなど豊富な資源を埋蔵しており、同地域諸国との関係強化のための施策を進めることは、我が国がエネルギー供給源の多角化を目指す上でも有益である。

このとおり中央アジア・コーカサス諸国との二国間関係を更に強化するとともに、中央アジア地域内協力を促進するとの施策目標は妥当であり、基本的に今後とも同目標を維持し、その達成に向けた施策を実施していく。

29年は中央アジア・コーカサス各国との間で外交関係樹立25周年の節目の年であり、このようなモメンタムを通じて、更なる関係強化を図る。

【測定指標】

4-1 各国との対話・交流等の進展

要人往来の機会を活用した二国間関係の強化、政務協議の実施等の28年度目標は、適切な目標であった。石油・ガス、レアメタル、レアアースなど豊富な資源を埋蔵する中央アジア・コーカサス地域諸国との関係強化は、引き続き我が国にとって重要である。ハイレベル協議及び要人往来は、各国との関係を強化する上で有効性が高く、これまで同様頻繁な実施を継続し、特に経済分野での協力等、官邸における日・中央アジア交流促進会議なども活用して、27年度の安倍総理大臣歴訪のフォローアップを引き続き行う。また、近年エネルギー資源の豊富な中央アジア・コーカサス諸国においても代替エネルギーへの関心やエネルギー以外の分野における日本企業の進出、ロシア、中国への過度の依存を緩和する第三国として日本への期待が高まっており、経済関係の強化を目指していく。

4-2 「中央アジア+日本」対話の進展

日本と中央アジア諸国の協力のあり方についての方向性を確認することを目指す 28 年度目標は、適切な目標であった。外相会合や中央アジア諸国からも累次にわたり同対話枠組みの重要性につき強調されており、同枠組みにおいて、農業や運輸・物流分野における実践的協力等への期待が示されている。29 年度に延期となった「中央アジア+日本」対話・第 6 回外相会合を着実に実施するとともに、次期外相会合に向けた準備を進めるため新たなテーマの下 SOM、専門家会合を通じて、「中央アジア+日本」対話の枠組みによる協力を引き続き拡大・進展させていく。

4-3 中央アジア・コーカサス諸国との間での首脳会談数・外相会談数

27 年度・28 年度共に首脳及び外相レベルの会談数は、目標達成には至らなかったが、副大臣や大臣政務官の現地訪問時などに相手国首脳・外相等との会談を行っており、従来より幅広い層でハイレベルでの会談の機会を多く持つことができた。相手国首脳及び外相との会談は非常に重要であり、日本側としては外相に限らず副大臣・大臣政務官も活発に要人往来を行っており、これらの会談でも実質的な議論がなされるなど非常に有益であることから、「首脳会談・外相会談の数」という目標ではなく、「政務レベル以上」の会談数を目標とすることとする。それと同時に、引き続き、「首脳会談・外相会談」の機会は逃さず追求していく。

作成にあたって使用した資料その他の情報

・平成 29 年版外交青書 第 2 章地球儀を俯瞰する外交 第 5 節ロシア、中央アジアとコーカサス 2
中央アジア諸国とコーカサス諸国
(http://www.mofa.go.jp/mofaj/fp/pp/page25_000776.html)

施策 I - 5 中東地域外交

平成 29 年度政策評価書

(外務省 28- I - 5)

施策名(※)	中東地域外交					
施策目標	<p>過激主義の脅威や難民の大量流出等多くの課題を抱える中東・北アフリカ地域の平和、安定及び経済的發展に要人往来や人道支援の拡充等を通じて貢献し、かつ中東・北アフリカ地域における我が国の国際的な立場及び発言力を強化するため、以下を実施する。</p> <p>1 シリア及びイラクの安定、中東の難民支援、中東和平交渉、アフガニスタンの復興をはじめとした地域の諸課題及び過激主義を生み出さない寛容な社会の構築に積極的に貢献する。</p> <p>2 中東諸国との人的交流・対話を通じた相互理解を促進するとともに、中東地域産油国(特に、イラン、湾岸協力理事会(GCC)諸国)との間で経済・エネルギー分野にとどまらない重層的な関係を構築する。</p>					
施策の予算額・執行額等	区分	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	120	127	128	125
		補正予算(b)	0	0	0	
		繰越し等(c)	0	0	0	
		合計(a+b+c)	120	127	128	
執行額(百万円)	93	95	93			

(※)本施策は、個別分野を設定しており、「施策の概要」、「関連する内閣の重要政策」、「測定指標」、「評価結果」(「施策の分析」及び「次期目標等への反映の方向性」)及び「作成にあたって使用した資料その他の情報」については、関連個別分野の該当欄に記入した。

評価結果 (注1)	目標達成度の測定結果	(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり	(判断根拠) 主要な測定指標は概ね目標に近い実績を示したことから、左記のとおり判定した。
	測定指標の27・28年度目標の達成状況 (注2)	個別分野1 中東地域の安定化に向けた働きかけ	
		* 1-1 中東和平の実現に向けた我が国の具体的取組と成果	B
		* 1-2 イラク・アフガニスタンの復興の進展	B
		* 1-3 イランの核問題に関する最終合意を受けた二国間関係の強化、及びイランと地域・国際社会との信頼構築の後押し	B
		* 1-4 中東・北アフリカ諸国の諸改革及び安定的な移行に向けた自助努力への支援	B
		1-5 中東和平実現の取組に係る我が国及び中東和平関係諸国の要人往来数	B
		1-6 対パレスチナ支援指標：パレスチナ支援に係るパレスチナ及び我が国を含む関係国との会議数(回廊、東アジア協力、ハイレベル会合等)	B
		個別分野2 中東諸国との関係の強化	
		* 2-1 中東・イスラム諸国との交流・対話の深化	B
		* 2-2 自由貿易協定、投資協定等を通じた物品・サービス貿易の推進、投資・エネルギー分野における経済関係強化	B
		2-3 中東地域産油国(特にGCC諸国)との経済関係強化に向けての各種協議・事業の実施	B
		2-4 中東諸国との関係強化に係る事業実施数(中東和平青年招へい、イスラム世界との未来対話会合、日本・アラブ経済フォーラム等)	B
		2-5 中東諸国との関係強化に係る要人往来数	B
		2-6 経済条約の締結数	B

(注1)評価結果については、各個別分野の「評価結果」-「施策の分析」及び「次期目標等への反映の方向性」欄の記載を併せて参照願いたい。

(注2)「測定指標の27・28年度目標の達成状況」欄には、各個別分野の測定指標の名称及び27・28年度目標

の達成状況を列挙した。「*」印は、該当する測定指標が主要な測定指標であることを示している。

<p>学識経験を有する者の知見の活用</p>	<p>(外務省政策評価アドバイザー・グループ・メンバーの所見)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中東地域に向けた外交が、要人往来から経済交流・投資、紛争後の人道支援など、幅広く粘り強く追求されている。これを続行すべきである。 ・他方、それらがパッチワークにならないよう、概念理念的なアーキテクチャを同時に考案してアピールすることが大事なのではなかろうか。その点、「平和と繁栄の回廊」構想の提示は正しい方向への一歩である。逆に、難民移民についての安倍総理の演説以外、長らく日本政府が使ってきた「人間の安全保障」概念の影が薄いような印象を持つ。こうした政策パッケージ化についての独自の検討を進めたらどうか。 ・「アラブの春」以降の北アフリカのガバナンスの混乱、シリアの内戦、イラクやアフガニスタンにおける治安回復の遅延は、日本の中東地域外交を極めて複雑化させている。焦点となったシリア内戦と難民流出に対してシリア及び周辺国に対する人道支援や、5年間で150人のシリア人留学生を受け入れる施策は評価できる。他方でG7の一員としてシリア難民支援の規模をさらに拡大することは検討されてよい。中東地域産油国(GCC諸国)との経済関係拡大は着実に進んでおり、石油・天然ガスを軸とするエネルギー安全保障とともに、大型インフラ輸出促進にスコープが拡大していることは評価できる。 ・測定指標の多くが、意図が明確に示された指標となっている。厳格に定義される定量指標に比べ、一般的に定性指標においては定義の曖昧さを免れることはできないが、そうした中で指標表現において該当する施策の意図が明示されていることは、説明責任の観点からも高く評価したい。
------------------------	--

<p>担当部局名</p>	<p>中東アフリカ局</p>	<p>政策評価 実施時期</p>	<p>平成 29 年 10 月</p>
--------------	----------------	----------------------	---------------------

個別分野 1 中東地域の安定化に向けた働きかけ

施策の概要

- 1 中東和平実現に向けた当事者同士の交渉再開に向け、関係者への政治的な働きかけ、対パレスチナ支援及び信頼醸成措置を推進する。
- 2 イラクの安定・復興に貢献する。
- 3 アフガニスタンの安定・復興に貢献する。
- 4 イランが地域・国際社会との信頼構築を進め、地域の平和と安定のために建設的な役割を果たすよう働きかけを行う。
- 5 暴力的過激主義の脅威や難民問題等に直面している中東・北アフリカ諸国の安定化に向けた諸改革などの自助努力を支援する。
- 6 シリア情勢の安定化に向けた働きかけと支援を行う。

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

- ・ 第 193 回国会外交演説（平成 29 年 1 月 20 日）

「中東地域の安定に向け問題の根本的な原因に対処するとともに、地域各国に安定の実現に向けた建設的役割を働きかけていきます。

拡大するテロ・暴力的過激主義の脅威に対し、特にアジアにおける水際対策や穏健な社会の構築等、国際連携を強化し、国際テロ情報収集ユニットを通じた情報収集を含め、総合的なテロ及び暴力的過激主義対策に取り組んでいきます。」
- ・ 「オバマ米国大統領主催難民サミット」における安倍総理大臣スピーチ（平成 28 年 9 月 20 日）

「第三に、難民等の受入れです。本年 5 月、日本は、将来のシリア復興を担う人材育成の観点から、今後 5 年間で最大 150 名のシリア人留学生を受け入れる旨を発表し、来年受入れを始めます。この留学生達が家族の同伴や呼寄せを希望すれば、我が国の制度の枠組みで温かく迎えます。」
- ・ 「難民及び移民に関する国連サミット」全体会合における安倍総理大臣スピーチ（平成 28 年 9 月 19 日）

「我が国は、G7 の議長国として、又「人間の安全保障」の提唱国として、難民問題に積極的に貢献して参りました。JICA は、日本の援助機関として、トルコやヨルダンをはじめ世界各地でシリア難民や受入れコミュニティへの支援を行っています。日本の NGO も現地の人々と協力しながら汗を流しています。さらに日本は、国連機関とも緊密に連携しており、多くの日本人職員が活躍しています。

日本の支援の特徴は、緊急的な「人道支援」に加え、難民の自立や受入れ国の経済発展を支える「開発支援」を並行して進めることです。一例を挙げると、レバノン中部では、人道支援に加えて、UNHCR と協力し、シリア難民やレバノン人の若者に職業訓練を提供しています。また、UNDP と連携し、農業灌漑水路を敷設しました。これら支援は、3 万人以上を助けています。

このようなアプローチを、我々は「人道支援と開発支援の連携」と呼びます。一言で申せば、難民と受入れコミュニティ双方を、緊急支援から経済発展までシームレスに支援するという事です。このアプローチが、難民・移民の安全と尊厳を守るとともに、難民・移民と受入れコミュニティの共存を可能にし、「ニューヨーク宣言」の目的を達成する上で、大きな力となることを期待します。

締めくくりに、私は新たなお約束をします。日本は、2016 年から 3 年間で総額 28 億ドル規模の難民・移民への人道支援、自立支援および受入れ国・コミュニティ支援を行うことを表明します。今後も日本は、国際社会との緊密な連携の下、難民・移民問題の解決のために主導的役割を果たして参ります。」
- ・ 第 1 回「持続可能な開発目標（SDGs）推進本部会合」における安倍総理大臣発言（平成 28 年 5 月 20 日）

「持続可能な開発目標 SDGs は、前身である MDGs（ミレニアム開発目標）と異なり、先進国を含む全ての国が取り組む世界共通の目標です。この観点から、日本においても、私自身を本部長とする SDGs 推進本部を立ち上げ、日本政府としての実施指針を作成することを指示しました。

持続可能な開発は、伊勢志摩サミットでも大きな議題となります。議長として G7 各国のリーダーにも SDGs への積極的な取組を呼びかけるため、我が国として以下の貢献策を決定しました。

（中略）難民を始め、深刻な人道危機に直面する中東地域の社会安定と包摂的成長のため、本年

からの3年間で、約2万人の人材育成を含む約60億ドルの支援を行います。同時に、シリアの若者に日本への留学機会を増やし、また、難民支援の現場にJICA専門家等を派遣したいと思います。」

測定指標 1-1 中東和平の実現に向けた我が国の具体的取組と成果

中期目標（一年度）

イスラエル・パレスチナ間の対話と交渉の促進のための両者及び関係諸国への政治的働きかけ、対パレスチナ支援及び信頼醸成措置を実施する。

27年度

年度目標

イスラエル・パレスチナ両当事者間の対話と信頼醸成の促進、要人往来等による双方ハイレベルへの働きかけ、パレスチナの経済的自立のための支援として、以下の取組を実施する。

- 1 イスラエル・パレスチナへの政治的働きかけ
- 2 パレスチナの経済的自立のための支援
- 3 当事者間の信頼醸成のための支援

施策の進捗状況・実績

我が国は、イスラエル、アラブ双方から信頼される立場を活かし、イスラエルとパレスチナが共存共栄する二国家解決の実現に向け、以下の取組を実施した。

- 1 イスラエル・パレスチナへの政治的働きかけ

6月の中山外務副大臣のイスラエル・パレスチナ訪問では、5月に新政権を発足させたネタニヤフ・イスラエル首相をはじめとするイスラエル政府要人に対して入植活動凍結など前向きな対応を働きかけ、またパレスチナではアッバース・パレスチナ大統領等に対し、交渉再開に資さない動きは控えるよう求めた。11月の安倍総理大臣とネタニヤフ首相との会談でも、イスラエル側に対して改めて入植活動の凍結を呼びかけた。28年2月の安倍総理大臣とアッバース大統領との会談後に発出された共同声明の中で、アッバース大統領は、これまでの日本の中東和平に関する貢献を評価した上で、日本独自の役割に期待を表明した。このほか、河野政府代表の現地訪問や、入植活動を非難する外務報道官談話の発出等を通じて、交渉再開に向けた環境を醸成すべく、様々な取組を実施した。

- 2 パレスチナの経済的自立のための支援

日本、パレスチナ、イスラエル及びヨルダンが協力し、パレスチナの民間セクターを発展させ経済的自立を目指す「平和と繁栄の回廊」構想の旗艦事業であるジェリコ農産加工団地(JAIP)建設プロジェクトでは、28年2月までに33社が入居契約を終え、うち2社が操業を開始した。

6月には、ベツレヘムで開催された世界観光機関主催のパレスチナ観光促進会合に中山外務副大臣が出席し、パレスチナの観光促進への支援と日本が提唱する域内「観光回廊」をアピールした。

また、28年2月に箱根において、東アジア諸国との連携により対パレスチナ支援や今後の協力のあり方を協議するための「パレスチナ開発のための東アジア協力促進会合」(CEAPAD)高級実務者会合を我が国及びパレスチナ自治政府の共催の下に開催した。同会合には、ビシャーラ・パレスチナ自治政府財務庁長官等の関係者が参加し、イスラム開発銀行、JICA及びパレスチナによる人材育成支援メカニズムによる第一号案件の採択及び実施を歓迎し、次回CEAPAD閣僚会合までに具体的な成果を挙げることを確認した。

28年2月には補正予算による新規対パレスチナ支援7800万ドルを表明し、5(1993)年以降17億ドルに上る支援を着実に実施した。

- 3 当事者間の信頼醸成支援

12月に、イスラエルとパレスチナの将来を担う各界青年を我が国に招へいし、意見交換や様々な行事を行い、一定期間共に過ごすことを通じて相互の信頼関係を構築するイスラエル・パレスチナ合同青年招へいを実施した。また、28年2月のCEAPAD高級実務者会合にはイスラエル政府関係者も参加し、人材育成をはじめとする対パレスチナ支援のみならず、当事者間の信頼醸成にも資するものとなった。

28年度

年度目標

イスラエル・パレスチナ両者間の対話及び信頼醸成を促進するための取組、要人往来等によるイスラエル・パレスチナ両者のハイレベルへの働きかけ、パレスチナの経済的自立のための支援として、以下の取組を実施する。

- 1 イスラエル・パレスチナへの政治的働きかけ
イスラエル・パレスチナの要人に対し、我が方要人から対話の再開等に向けた働きかけを行う。
- 2 パレスチナの経済的自立のための支援
将来のパレスチナ国家建設を後押しするため、アジア諸国と連携した取組であるパレスチナ開発のための東アジア協力促進会合（CEAPAD）第三回閣僚会合の開催や、「平和と繁栄の回廊」構想などの対パレスチナ支援を行う。
- 3 当事者間の信頼醸成のための支援
信頼醸成を促すための招へい事業等を実施する。

施策の進捗状況・実績

我が国は、イスラエル、アラブ双方から信頼される立場を活かし、イスラエルとパレスチナが共存共栄する二国家解決の実現に向け、以下の取組を実施した。

- 1 イスラエル・パレスチナへの政治的働きかけ
9月の藪浦外務副大臣のイスラエル及びパレスチナ訪問では、イスラエルのハネグビ首相府担当相に対して、和平交渉再開の障害を取り除くためのイスラエル側の努力を期待する旨申し入れた。また、パレスチナ自治政府のハムダッラー首相に対しては、中東和平に関する国際社会のイニシアティブへの日本の支持を表明し、ハムダッラー首相からも日本の取組への謝意が表明された。
このほか、来日・招へいしたイスラエル政府高官やパレスチナ自治政府高官と外務省高官の会談の機会を捉え、入植地政策の見直しを含めた両者の対話再開のための働きかけを行ったほか、河野政府代表の現地訪問や外務報道官談話の発出等を通じて、交渉再開に向けた環境を醸成すべく、働きかけを実施した。
また12月、イスラエルによる入植活動の即時かつ完全な停止を要求する安保理決議が採択された際、日本は非常任理事国として賛成票を投じた。
- 2 パレスチナの経済的自立のための支援
日本、パレスチナ、イスラエル及びヨルダンが協力し、パレスチナの民間セクターを発展させ経済的自立を目指す「平和と繁栄の回廊」構想の旗艦事業であるジェリコ農産加工団地（JAIP）建設プロジェクトでは、29年3月現在、39社（前年比6社増）が入居契約を終え、うち6社（同4社増）が操業を開始し、160人以上の雇用を生み出している。
9月には、「平和と繁栄の回廊」構想4者（イスラエル、パレスチナ、ヨルダン、日本）閣僚級会合をジェリコで開催し、藪浦外務副大臣が議長を務め、パレスチナを含めた地域の経済発展のために、四者が協力してJAIPプロジェクトを進めていくことを確認した。
CEAPAD 第三回閣僚会合については、関係国閣僚の日程が合わなかったことから28年度内の開催を見送ることとし、引き続き29年度中の開催に向けて調整を進めている。
また29年2月には補正予算による新規対パレスチナ支援3411万ドルを表明し、5（1993）年以降の支援総額は、17億3千万ドル強に上る。
- 3 当事者間の信頼醸成
9月に藪浦外務副大臣が主催した「平和と繁栄の回廊構想」閣僚級会合は、当事者間の直接交渉が26（2014）年4月に中断されて以降、イスラエル及びパレスチナの閣僚級が公の場で約2年ぶりに顔を合わせる貴重な機会となり、当事者間の信頼醸成に大きく寄与した。
また12月には、イスラエルとパレスチナの将来を担う各界青年を同時に我が国に招き、直接の意見交換や様々な行事への参加など一定期間を共に過ごすことを通じて相互の信頼関係構築につなげるためのイスラエル・パレスチナ合同青年招へいを実施した。
- 4 国際社会との協調
ISILへの対応などの影響で、国際社会におけるイスラエル・パレスチナ問題への関心が相対的に薄れ、イスラエル・パレスチナ両当事者間の直接交渉も中断する中、同問題解決の機運を維持するため、6月及び29年1月に仏で開催された中東和平に関する閣僚級会合に、日本からもそれぞれ河野政府代表及び藪浦外務副大臣が出席し、和平に向けた日本の取組とメッセージを発信した。

測定指標 1-2 イラク・アフガニスタンの復興の進展

中期目標（一年度）

- 1 イラク
イラク政府の求心力確保，国民融和の推進，民生の安定化等のイラクの安定化に資する事業を推進する。
- 2 アフガニスタン
東京会合（24年），ロンドン会合（26年）に続くプロセスとして，28年10月にブリュッセル閣僚会合が開催される予定。同会合に向けアフガニスタン支援方針策定に参画するとともに，同方針に沿って，着実に支援を実施する。

27年度

年度目標

- 1 イラク
(1) イラクの経済・社会的な開発課題の解決に資する案件には，引き続き円借款を用いていくこととし，他の経済協力も合わせ実施していく。
(2) 政策協議や経済合同委員会等の各種枠組みの下での会合を実施するとともに，日本企業進出支援を行う。
- 2 アフガニスタン
(1) 26年末に治安権限の移譲完了とともに開始された「変革の10年」の成功に向け，治安維持，経済社会開発に資する支援を中心に引き続き着実な支援実施に努める。その際に，東京会合の成果である「東京フレームワーク(TMAF)」におけるアフガニスタンと国際社会の相互のコミットメントが一層確実に実施されるよう達成指標を更新すべく，調整に努める。
(2) 26年に開催されたロンドン会合のフォローアップ会合となる閣僚級会合(28年開催予定)に向け，適時・適切なフォローアップと準備を行っていく。

施策の進捗状況・実績

- 1 イラク
(1) 5月，経済・社会的発展の基礎となるインフラ整備に関する2つの円借款案件についてE/Nを署名した。
①電力セクター復興計画（フェーズ2）
②クルド地域下水道整備計画（第一期）
(2) 7月，ISILとの闘いにより発生した難民・国内避難民に対し，食料，シェルター，保健・医療等の必要物資等を提供するため，UNDP等の国際機関を通じた約1千万ドルの支援を決定した。
(3) 11月にバグダッドで開催された国際見本市に，在イラク日本大使館は準備・調整等で協力し，日本企業22社が出展した。貿易相等の要人が日本ブースを来訪。現地紙アザマン紙は「日本が最大のパビリオンとして出展した」旨報じた。
(4) 11月，イラクの異なる宗派・民族（シーア派，スンニー派，クルド）に属する国民議会議員6名が，JICAの研修事業である第6回知見共有セミナー参加のため訪日した。訪日中，日本の民主主義に関するセミナーへの参加，日イラク友好議連メンバーとの会談等，日本の民主化及び復興等に係る知見と経験を共有した。
(5) 11月にジャアファリー・イラク外相は外務省賓客として訪日した。外相会談，岸田外務大臣主催昼食会，武藤外務副大臣主催夕食会，日・イラク友好議連（小池百合子会長）との懇談等，要人との会談を実施した。これらの会談等を通じ，日本側からは，テロとの闘いの最前線に立ち国内融和や国内改革に向けた取組を着実に進めようとしているイラク政府への支持を表明した。イラク側からは，我が国支援への感謝と，経済分野等においての一層の関係強化を望む旨等が表明された。
(6) 28年1月，①主にスンニー派が多く居住する北部・西部地域から流出した難民・国内避難民等を含む約340万人に対する人道支援と，②これら避難民等の帰還のための安定化支援等のため，約1億ドルのUNDP等の国際機関を通じた支援を決定した。

2月、ロンドンで開催された「シリア危機に関する支援会合」に参加した武藤外務副大臣は、ジャアファリー外相と会談を行った。その際、武藤外務副大臣から、我が国が1月に決定した約1億ドルの支援につき伝達・説明したのに対し、ジャアファリー外相からは感謝の意が表明された。

- (7) 2月にアブドゥル・マフディー・イラク石油相が外務省の招へいで訪日し、林経済産業大臣、武藤外務副大臣、日・イラク友好議連等との会談を実施した。また、日本企業関係者との懇談、石油関連サイトの視察等を精力的にこなし、日本企業の優れた技術に高い関心を示す等、経済分野を中心とした両国関係の強化に資する訪問となった。

2 アフガニスタン

- (1) 26年9月末にガーニ大統領・アブドゥラー行政長官による新政権(国家統一政府：NUG)が発足し、また、アフガニスタンの自立に向けた「変革の10年」が27年1月に始まり、アフガニスタンは新しい一歩を踏み出した。24年7月の「アフガニスタンに関する東京会合」の成果である「東京相互責任フレームワーク(TMAF)」は、同国と国際社会の関係において重要な位置を占めてきたが、NUGの優先順位に沿って、27年9月「相互責任を通じた自立のための枠組み(SMAF)」として改訂された。この改訂に向けた議論において、第2のドナーとして日本は、アフガニスタンの主幹産業である農業分野開発を重視することを盛り込むよう働きかける等、積極的に議論に参加した。
- (2) 24年の東京会合においては、国際社会全体累計の支援プレッジが160億ドルを越える中、我が国は「2012年より概ね5年間で開発分野及び治安維持能力の向上に対し、最大約30億ドル規模の支援」を行うことを表明した。28年2月末までに総額約25.45億ドル(約2,210億円)を実施済みであり、支援コミットメントを着実に履行している。日本は、米国に次ぐ第2のドナー国として、国際社会全体の取組であるアフガニスタン復興支援に貢献している。
- (3) 周辺地域との連結性の向上がアフガニスタンの復興に大きな役割を果たすとの考え方から、地域協力の進展についての国際的な議論に参加するとともに、災害管理分野においてアフガニスタンと周辺国との信頼醸成措置に協力する等の貢献を行った(9月の第6回アフガニスタン地域経済協力会議(RECCA-VI)、12月のイスタンブール・プロセス「アジアの中核」第5回閣僚級会合他)。
- (4) アフガニスタンの改革努力の嚆矢、治安情勢や民主化プロセスについての意見調整の上で、各国のアフガニスタン・パキスタン特別代表(特使)が重要な役割を占めてきた。各国特使が集まる国際コンタクト・グループ(ICG)会合が、5月(於：カブール)と28年2月(於：ベルリン)に開催され、我が国は同国を再びテロの温床にしないとの強い決意の下、国際社会と共に、同国の自立と安定へ向けた現政権の努力を支えていくとの考えを表明した。

28年度

年度目標

1 イラク

- (1) 円借款によるインフラ整備等を通じ、イラクの国づくりを支援する。
- (2) 難民・国内避難民への人道支援や、帰還のための安定化支援を実施する。

2 アフガニスタン

- (1) 26年末の治安権限の移譲完了とともに開始された「変革の10年」が2年目に入り、その成功に向け、治安維持、農業復興やインフラ整備をはじめとする経済社会開発、人づくりの分野を中心に、引き続き着実な支援を実施する。27年9月に策定された「相互責任を通じた自立のための枠組み(SMAF)」に基づきアフガニスタンと国際社会の相互のコミットメントが一層確実に実施されるよう調整に努める。
- (2) 26年に開催されたロンドン会合のフォローアップ会合となる閣僚級会合が、28年10月にブリュッセルにて開催予定であり、今後のアフガニスタン支援の規模・方向性を議論する重要な会議となること、適時・適切な準備を行っていく。

施策の進捗状況・実績

1 イラク

- (1) 4月、日本が議長を務めたG7広島外相会合共同コミュニケにて、イラクへの人道支援及びISIL解放地域における安定化支援に取り組むことを呼びかけた。
- (2) 5月、日本が議長を務めたG7伊勢志摩首脳宣言にて、G7はイラクの統一、主権及び領土的

一体性にコミットすると共に、国際金融機関からの支援を補完するため、二国間支援及び他の金融支援により 36 億米ドル以上を動員することを発表した。

- (3) 7月、ワシントンで行われた「イラク支援のためのプレッジ会合」において、武藤外務副大臣よりイラクでの深刻な人道危機に対処すべく、UNDP が主導する緊急安定化支援 (FFIS) や国連人道問題調整事務所 (OCHA) が取り纏めたイラクへの人道対応計画 (HRP) への追加支援として計 1000 万ドルの新規拠出を行うことを発表した。また、29 年 1 月、イラク・エルビルの日本国領事館開所式に合わせて同地を訪問した藺浦外務副大臣臨席のもと、草の根・人間の安全保障無償資金協力として「クルディスタン地域における爆発物除去計画」に関する贈与計画 (G/C) が締結された。
- (4) 10 月、ISIL の拠点となっているイラク・モースルでの解放作戦が開始されたことに伴い、仏政府主催でモースル安定化外相級会合が開催された。我が国からは、在仏日本大使館次席が出席の上、我が国の対イラク支援につき発表すると共に国民融和の重要性を強調した。
- (5) 11 月、バグダッドで開催された国際見本市にイラク国営企業及び民間企業に加え、計 12 カ国が参加、約 400 企業が出展した。我が国からは、在イラク日本大使館が準備・調整等で協力し、約 300 平米の日本パビリオンに計 15 社の日本企業が出展した（昨年に引き続き、我が国は「ベストパビリオン賞」を受賞）。
- (6) 29 年 1 月、藺浦外務副大臣がイラクを訪問、バグダッドではアバーディー首相、ジュブリー国民議会議長、ハイラッター外務次官、エルビルでは、バルザーニ・クルド地域大統領、ネチルヴァン・クルド地域政府 (KRG) 首相、マスルール KRG 安全保障評議会議長官、ムスタファ KRG 外務庁長官と会談を行った。バグダッドでは、「電力セクター復興計画 (フェーズ 3) (約 272 億円)」への円借款供与に係る交換公文署名に、アバーディー首相と共に立ち会うと共に、バスラ県にある火力発電所改修事業に約 215 億円の円借款を供与する方針を表明し、31 (2019) 年の日・イラク外交関係樹立 80 周年を見据え、日・イラク協力関係の強化に関する共同プレスリリースを発売した。エルビルでは、在エルビル領事事務所の開所式を執り行うとともに、草の根・人間の安全保障無償資金協力案件である「クルディスタン地域における爆発物除去計画」に関する贈与計画 (G/C) の署名式に立ち会った。
- (7) 29 年 1 月、イラクの経済・社会的発展の基礎となるインフラ整備の一環として、27 年のフェーズ 2 に続き、29 年 1 月、イラク国内での国民和解及び復興促進を支援すべく、JICA 事業である第 7 回知見共有セミナーの下、イラク国民議会教育委員会委員長含む 7 名のイラク国会議員が来日し、滝沢外務大臣政務官への表敬及び日イラク友好議連等との会談を行うとともに、日本の戦後復興における教育に係るセミナー受講や現場視察 (広島・京都含む) を行った。
- (8) 29 年 1 月、我が国は、ISIL との戦闘等に起因する避難民が基本的な生活を維持するための食料・水・生活必要物資の供与、シェルターの供与・仮設住宅の設置といった人道支援に加え、避難民の帰還・定着を促進するための解放地域における社会・安定化支援として、基礎インフラの復旧、雇用機会の創出、職業訓練等の安定化支援を実施するため、約 1 億ドルの UNDP 等の国際機関を通じた支援を決定した。
- (9) 29 年 2 月、ISIL の侵攻や油価の下落等により、財政的危機に直面しているイラクに対し、円借款を通じた財政支援を行うため、約 300 億円の財政改革開発政策借款 (Fiscal Reform Development Policy Loan: DPL) のプレッジを行った (G 7 伊勢志摩サミットで結集した 36 億ドルの財政支援の一部)。

2 アフガニスタン

- (1) 28 年は今後の国際社会による対アフガニスタン支援の方向性を決める重要な年になった。治安分野での今後の支援について議論した 7 月の NATO ワルシャワ首脳会合に引き続き、10 月にブリュッセルにおいて、開発分野での支援について議論する「アフガニスタンに関するブリュッセル会合」が開催された。アフガニスタンに関するブリュッセル会合では、日本を含む各ドナー国・機関は、29 (2017) 年から 32 (2020) 年末までの開発支援の方針を表明し、総額 152 億ドルの支援プレッジの表明があり、開発面からのアフガニスタンの支援の方向性を決定できた。
- (2) ブリュッセル会合には日本代表団長として藺浦外務副大臣が出席し、東京会合以降の対アフガニスタン支援として、相互責任の原則に基づき、直近の支援規模を維持するため、年間最大 400 億円の支援を、29 (2017) 年から 32 (2020) 年の 4 年間維持するよう努めることとし、このうち、治安支援については、年 1 億 3,000 万ドルを同じ 4 年間確保する旨表明した。また、同時に、アフガニスタン政府に対し、汚職対策、選挙改革、人権改善等の分野における改革努力を強く求めた。また、この会合の機会に、アフガニスタンへの帰還を余儀なくされた帰還民を対象とし、500 万ドルの緊急無償資金協力を実施することも発表した。

(3) 29年1月、藺浦外務副大臣がアフガニスタンの首都カブールを訪問し、ガーニ大統領、アブドゥラー行政長官及びヘクマト・ハリル・カルザイ外務副大臣と意見交換した際、「アフガニスタンに関するブリュッセル会合」で表明したプレッジの第一弾として、同政府の治安維持能力の維持・向上や難民・国内避難民支援等のため、190億円を拠出する方向性である旨伝達した。

27・28年度目標の達成状況：B（27年度：b，28年度：b）

測定指標1-3 イランの核問題に関する最終合意を受けた二国間関係の強化、及びイランと地域・国際社会との信頼構築の後押し

中期目標（一年度）

イランの核問題の最終合意の着実な履行を支援し、伝統的な二国間関係を一層強化するとともに、イランの地域・国際社会との信頼構築を支援する。

27年度（27年度の測定指標名は「イランの核問題への対処」）

年度目標

6月末にイランの核問題の最終合意の交渉期限が設定されているという状況を踏まえ、我が国は、引き続きイランの核問題の外交的解決に向け、国際社会と協調しつつ、イランとEU3+3の合意である「共同作業計画」の実施に協力するとともに、最終合意の形成・履行に積極的に協力する。

施策の進捗状況・実績

4月のバンドン会議の際の首脳会談や同月のニューヨークにおけるNPT運用検討会議の際の外相会談といったハイレベルの接触を通じて、日・イラン関係の強化を図るとともに核問題の最終合意（「包括的共同作業計画」）の達成に向けた働きかけを実施し、最終合意の形成・履行に協力した。

7月の最終合意達成後には、9月の国連総会の際の首脳会談及び藺浦外務大臣政務官のイラン訪問や、10月の岸田外務大臣のイラン訪問の際の外相会談等を通じ、最終合意の着実な履行を働きかけた。

また、10月の岸田外務大臣のイラン訪問の際に発出した日・イラン外相の共同ステートメントにおいて、最終合意の着実な履行のために原子力安全、IAEA保障措置及び透明性措置の分野で協力することで一致した。11月に訪日したサーレヒ副大統領兼原子力庁長官の安倍総理大臣表敬時には、原子力分野での協力を進めることで一致した。また、我が国において製造された医療機材をイランに整備するための12億円を供与額とする無償資金協力に関する書簡を交換した（28年3月）。

28年度

年度目標

- 1 国際社会と協調しつつ、イランへの働きかけや原子力安全分野等における協力等を通じて最終合意の着実な履行に協力する。
- 2 「日・イラン協力協議会」や既存の二国間対話を活用し、イランとの伝統的友好関係を一層強化する。
- 3 円借款や無償資金協力などODAの活用を通じた日本企業の対イラン進出を支援する。
- 4 イランが地域・国際社会との信頼構築を進め、地域の平和と安定のために役割を果たすよう、二国間会談や国際会議の場を利用して働きかける。

施策の進捗状況・実績

1 9月の藺浦外務副大臣のイラン訪問、同月の日イラン首脳会談、12月のザリーフ外相訪日といった要人往来を通じ、イラン側に対して核合意の着実な履行をハイレベルで累次働きかけた。また、12月のザリーフ外相訪日の際には、27年10月の岸田外務大臣イラン訪問時の日イラン外相間合意に基づき、核合意の継続的遵守のための支援を目的とし、IAEAを通じた原子力安全分野への協力に55万ユーロ、保障措置分野への協力に150万ユーロの支援を決定した旨発表した。さらに、日イラン二国間の枠組におけるJICAを通じた原子力安全等分野での研修案件に向けて、イラン側との調整を進めた。

2 27年10月の岸田外務大臣イラン訪問時の日イラン外相間合意に基づき、6月、イランにおいて

第一回目となる「日・イラン協力協議会」を実施し、二国間関係の一層の強化に向け、広範な分野に亘る包括的な協議を行った他、「日・イラン協力協議会」を構成する各作業部会を実施した（第1回及び第2回経済協力作業部会（それぞれ3月及び11月）、第1回文化・スポーツ作業部会（6月）、第1回知的交流作業部会、第2回及び、第3回環境作業部会（環境政策対話）（いずれも29年2月））。

- 3 イラン側との間で、実現すれば約20年振りの円借款となる既存の発電所のリハビリ案件形成に向けた調整を進め、イラン政府から本件円借款に係る要請書が提出された。また、イランに対し税関機材を供与する8億円を供与額とする無償資金協力に関する書簡の交換（29年3月）を実施。さらに、29年3月27日に、28年2月に署名された日イラン投資協定のイラン側国内手続きの完了の通告を受領し、29年4月26日に同協定が発効することとなるなど、日本企業の対イラン進出に向けた環境整備を行った。
- 4 9月の藪浦外務副大臣のイラン訪問、同月の日イラン首脳会談、12月のザリーフ外相訪日といった要人往来を通じ、イラン側に対して累次、中東の大国であるイランとサウジアラビアとの間の信頼醸成を含め、中東地域の平和と安定に向けた一層建設的な役割を働きかけた。また、中東の平和と安定に影響力を有するイランの安定的発展を支援する観点から、28年度第三次補正予算（中東・北アフリカ・欧州）において、イラン向けの案件として環境、人材育成等の分野での支援を進めるためUNDP、UNHCR、UNODC、ICRC、UNIDO向けに総額690万ドルの支援を決定した。

27・28年度目標の達成状況：B（27年度：b、28年度：b）

測定指標 1－4 中東・北アフリカ諸国の諸改革及び安定的な移行に向けた自助努力への支援

中期目標（--年度）

中東・北アフリカ諸国の社会面・経済面等の諸改革及び安定化に向けた自助努力を支援する。

27年度

年度目標

- 1 シリアについては、24(2012)年6月の「ジュネーブ・コミュニケ」を通じた政治的解決が基本であり、シリアの将来に責任を有する当事者間の対話が実現する環境を醸成することが必要である。シリア危機発生以降、総額約9.35億ドルのシリア及び周辺国への支援にコミットしている我が国としては、引き続き、人道支援と政治対話への貢献を、車の両輪として取り組んでいく。
- 2 北アフリカについては、地域の安定化のため、治安対策強化に資する支援や人材育成、各国の社会経済改革への支援、暴力的過激主義を生み出さない社会の構築の観点から各国のニーズに添った国内改革に資する支援を実施する。
- 3 シリアにおける邦人殺害テロ事件やチュニジアにおける銃撃殺害テロ事件に代表される過激主義の台頭や、リビアの不安定化が周辺国の治安に大きな影響を及ぼしていることを踏まえ、情報収集を強化するとともに駐在日本企業の安全確保に注力する。

施策の進捗状況・実績

1 シリア

我が国は、シリア難民等に対する切れ目のない支援が重要との考えの下、27(2015)年3月の第3回シリア人道支援会合（「クウェート3」会合）で総額約5.09億ドルの支援を表明した。具体的には、主にシリア及び周辺国（レバノン、ヨルダン、トルコ、イラク）における難民・国内避難民や難民受入れコミュニティに対する保健・衛生、教育、食料分野等の約1.16億ドル支援、寒波により影響を受けたシリア国内避難民及び周辺国（レバノン、ヨルダン、トルコ）のシリア難民等に対する防寒対策物資、追加食料等の500万ドルの緊急人道支援、ヨルダンに対し医療機材等を調達するための資金を供与するための約1,670万ドルの無償資金協力、及び、シリア難民の影響を受けたトルコの地方自治体のインフラサービス改善のための約3.7億ドルの円借款であり、5月までに全て実施した。これに続いて、5月にはシリア難民流入の影響を受けているヨルダンの経済・財政安定化のために約2億ドルの円借款を実施し、更に、9月までにシリア・イラクの難民・国内避難民等向け支援として、約2,600万ドルの追加支援を決定した。

さらに、28年2月にロンドンで開催されたシリア危機に関する支援会合において、我が国は、

特にシリアやイラクを中心に中東地域で暴力的過激主義が拡大する中、同地域の中長期的な安定のためには、暴力的過激主義の更なる伸長を阻止し、紛争発生国の復興・開発を視野に入れた取組が重要であるとの考えの下、新たに約3.5億ドルの支援を実施する旨表明した。これにより、我が国のシリア・イラク及び周辺国に対する支援総額は、約16.1億ドルとなった（28年3月現在）。

2 エジプト

28年2月にエルシーシ大統領が初来日し、安倍総理大臣と首脳会談を行い、我が国は、社会の安定の基盤である電力インフラへの支援のため、「電力セクター復旧改善計画」に対し新規円借款を供与する方針を表明するとともに、暴力的過激主義が蔓延しない社会の構築を目指した日本式教育のエジプトへの導入に向けた教育パートナーシップを立ち上げた。

3 北アフリカ

リビアについて、我が国は、国内の全政治勢力を広く結集した国連主導による政治対話プロセスを一貫して支持してきており、各国要人との会談等の場でもその旨の発言を行ってきた。

チュニジアにおいては、27年3月の邦人を含む多数の外国人が犠牲になったテロ事件以降も、6月及び11月に大規模なテロが発生するなど、治安情勢は引き続き不安定な状況が続いた。このため、日本としても、同国の民主化・経済発展促進、治安対策強化の取り組みへの支援を通じて、暴力的過激主義を生み出さない社会を構築するために、27年度補正予算の枠組みで、国連薬物・犯罪事務所（UNODC）や国連テロ対策センター（UNCCT）等の国際機関を通じた複数の支援（総額約300万ドル）を実施した。また、27年のG7エルマウ・サミットのアウトリーチ（エセブシ大統領が出席）における首脳間のやり取りを踏まえて、現地で治安・テロ分野（後に経済分野を含む）における対チュニジアのG7フォローアップ・プロセスを開始した（28年は日本が議長国）。また、チュニジア政府主催の安全対策専門家会合への参加（8月、9月）や、相手国政府に在留日本企業の安全確保を要請することを通じて、現地で情報収集や安全対策を行った。

モロッコの政治・社会情勢は比較的安定しているが、中東・北アフリカ地域情勢の不安定化や暴力的過激主義の拡散が当国に影響を与える可能性は否定できない。このため、社会の不安定要因となりうる地域的・社会的格差の是正を図りつつ、安定的なマクロ経済運営に基づいた持続的な成長を実現することにより、モロッコのバランスのとれた発展と中東・北アフリカ地域の安定化に貢献するとの観点から、28年3月にはモロッコの農村セクター開発を支援するための借款事業実施を決定した。

28年度

年度目標

- 1 28年3月までに総額約16.1億ドルのシリア・イラク及び周辺国支援を実施してきている我が国としては、引き続き、その強みである人道支援を中心に、安保理、国際シリア支援グループ（ISSG）等の場において、国際社会と緊密に連携しながら、シリア情勢の改善及び安定のために取り組んでいく。具体的には、特定の集団が疎外され過激化することを防ぎ、かつ、シリア周辺国の負担を緩和しつつ、シリア人に将来の復興への希望を与えることができるよう、28年2月に開催されたシリア危機に関する支援会合で表明した約3.5億ドルの支援を始めとする支援を着実に実施する。
- 2 北アフリカについては、地域の安定化のため、治安対策強化に資する支援や人材育成、各国の社会経済改革への支援等、暴力的過激主義を生み出さない社会の構築の観点から各国のニーズに添った国内改革に資する支援を実施する。特にチュニジアにおけるG7フォローアップ・プロセスについては、日本がG7議長国であることも踏まえ、チュニジア及びマグレブ地域の治安の安定に向けて同取組をリードし、同国及び同地域の政治・経済発展の下支えを行っていく。
- 3 シリアにおける邦人殺害テロ事件やチュニジアにおける銃撃殺害テロ事件に代表される暴力的過激主義の台頭や、リビアの不安定化が周辺国の治安に大きな影響を及ぼしていることを踏まえ、情報収集を強化するとともに駐在日本企業の安全確保に注力し、経済関係の維持を図る。

施策の進捗状況・実績

1 シリア

日本は、一貫してシリア危機の軍事的解決はあり得ず、政治的解決が不可欠であるとの立場をとると同時に、継続的な支援を通じて人道状況の悪化に歯止めをかけることも重要であるとの考えの下、以下の取組を実施した。

政治面については、5月にウィーンで開催された「国際シリア支援グループ（ISSG）閣僚会合」に日本は初めて参加し、鈴木シリア問題担当大使を派遣した。また9月に国連総会ハイレベルウィ

ークに際して開催された同会合には、岸田外務大臣が参加し、国際社会における我が国のプレゼンスを示した。

シリアに対する人道支援としては、4月に国連開発計画（UNDP）を通じた無償資金協力「危機の影響を受けたシリアのコミュニティにおける緊急の人的必要性に対応するための電力安定供給計画」、8月に国連児童基金（UNICEF）及び世界保健機関（WHO）を通じた「シリア国内におけるワクチン接種キャンペーン支援のための緊急無償資金協力」、9月に UNICEF 等の3機関を通じた「シリア危機における人道状況改善のための緊急無償資金協力」、及び29年3月に UNDP を通じた無償資金協力「シリアにおける人的必要性に対応するためのジャンダール火力発電所ローター改修計画」につきそれぞれ実施を決定した。また、シリア及び周辺国に対する人道支援として、28年補正予算で約2.4億ドルの支援を実施した。これにより、29年3月までに、我が国のシリア・イラク及び周辺国支援の総額は約19億ドルに達した。

2 エジプト

28年2月のエルシーシ大統領訪日の際に合意された、エジプトの就学前・基礎・高等・技術教育に対し、日本の教育の特徴を生かした包括的な支援を行うエジプト・日本教育パートナーシップや電力分野における協力に基づき、無償資金協力として7月に「エジプト日本科学技術大学教育・研究機材調達計画」、円借款として「電力セクター復旧改善計画」の実施を決定した。また、9月のG20 杭州首脳会合で安倍総理大臣より経済・社会発展のための支援として、大エジプト博物館建設計画に対する追加支援を表明し、円借款供与（10月）の実施を決定した他、博物館に隣接する保存修復センターに対し、専門家派遣や本邦研修実施等の技術協力を実施した。

3 北アフリカ

リビアについては、国内の全政治勢力を結集した国連主導による政治対話プロセスへの支持を表明しつつ、リビア国内の安定化のため、28年度補正予算の枠組みで、インフラ復興、避難民への人道支援等に資する総額400万ドルの支援を決定した。

チュニジアについては、4月に日・チュニジア・治安・テロ対話を実施し、チュニジアを始めとする地域情勢にかかる情報収集、治安分野における二国間協力のあり方につき広く議論を行った他、G7議長国として、27年度に立ち上げた、治安分野におけるG7フォローアップ・プロセス大使会合（参加国は、G7+6（EU、ベルギー、スペイン、オランダ、スイス、トルコ）。チュニジア側の参加者はアクルート大統領府治安顧問を筆頭に首相府、内務省、国防省、外務省代表が参加）では議長を務め、チュニジアにおける治安分野での援助協調を主導した。また、経済分野に関する大使会合のメカニズムを構築し、治安安定の下支えとなる経済分野でのマルチの支援体制を立ち上げた。その他、28年度補正予算の枠組みで、国連薬物・犯罪事務所（UNODC）を通じた高度な犯罪分析能力強化のための案件実施を決定した。

アルジェリアについては、28年度補正予算の枠組みで、UNODC を通じた国境管理能力強化案件の実施を決定した。

モロッコについては、社会の不安定要因となりうる地域的・社会的格差是正を目的として、海洋・文化・環境分野における円借款及び無償資金協力案件の実施を決定した。また、28年補正予算の枠組みで、青少年の過激派への傾倒防止を目的としたユニセフを通じた案件を実施することを決定した。

駐在日本企業の安定確保に関しては、北アフリカ地域の在外公館が、在留邦人・企業に対する安全連絡協議会を開催するなど、治安情勢に関する情報の提供に努めた。

北アフリカ地域の治安情勢は、モロッコ、アルジェリア及びチュニジアで大きなテロ事件は発生しておらず、一部の地域では改善傾向が見られるが、依然として不安定な状況にあり、注視が必要である。

27・28年度目標の達成状況：B（27年度：b，28年度：b）

測定指標 1－5 中東和平実現の取組に係る我が国及び中東和平関係諸国の要人往来数						
(我が国及び相手国とも「政務レベル」以上(我が国政府代表は含まず))	中期目標値	27年度		28年度		27・28年度目標の達成状況
	一年度	年度目標値	実績値	年度目標値	実績値	
	—	5	7	6	6	

測定指標 1-6 対パレスチナ支援指標：パレスチナ支援に係るパレスチナ及び我が国を含む関係国との会議数(回廊，東アジア協力，ハイレベル会合等)

中期目標値 --年度	27 年度		28 年度		27・28 年度目標 の達成状況
	年度目標値	実績値	年度目標値	実績値	
—	4	5	4	3	B (27 年度： a 28 年度： b)

参考指標：対パレスチナ支援指標：年度毎対パレスチナ支援総額(単位：万ドル)

(国際機関への拠出，無償資金協力，技術協力等の 合計)	実績値		
	26 年度	27 年度	28 年度
	13,616	9,236	5,299

評価結果(個別分野 1)

施策の分析

【測定指標 1-1 中東和平の実現に向けた我が国の具体的取組と成果】

27 年度

- (1) イスラエル，パレスチナ両当事者への首脳会談を含むハイレベルの働きかけ，政府代表の現地訪問，切れ目のない対パレスチナ経済支援，当事者間の信頼醸成を目的としたイスラエル・パレスチナ合同青年招聘等，概ね目標を達成したと判定した。
- (2) イスラエル・パレスチナ問題は，歴史，宗教，民族等といった様々な要素が複雑に絡み合ったもので，もとより一朝一夕に解決され得るものではなく，特に，この数年はいわゆる「アラブの春」以降の周辺地域も含めた情勢不安定化や，ISILをはじめとする過激派，国際テロ組織への対応が迫られるなど，当事者のみならず，国際社会の本問題への関心の相対的低下を余儀なくされてきている現状に鑑み，両当事者に対し平等かつ公平な立場に立つ我が国が，本問題への関心を高いレベルで維持し，適時適切に様々な働きかけや支援を継続していることは，両当事者はもとより国際社会からも高い評価を得た。

特に，実績欄で記述したように，6月に中山外務副大臣が現地を訪問し，5月に新政権を発足させたばかりのネタニヤフ・イスラエル首相をはじめとするイスラエル政府要人，アッバース・パレスチナ自治政府大統領等と会談の上，イスラエルの入植活動停止やパレスチナ側の節度ある行動を求め，11月にはCOP21の機会を捉えて安倍総理大臣とネタニヤフ首相との会談を行い，改めて入植活動の凍結を呼びかけたことに対し，28年2月の安倍総理大臣とアッバース大統領（実務訪問賓客として訪日）との会談後に発出された共同声明の中では，同大統領より，これまでの日本の中東和平に関する貢献を評価した上で，日本独自の役割に対する期待が改めて表明されるなど，我が国独自の取組に対する期待は極めて高いものがあると評価される。

イスラエル・パレスチナ問題の解決と密接不可分の関係にあるパレスチナの経済的自立のための支援についても，実績欄記載のとおり，周辺地域情勢の不安定化やISIL等による不透明な治安情勢下にあっても着実な実施を継続しており，「平和と繁栄の回廊」構想の旗艦事業であるジェリコ農産加工団地(JAIP)建設プロジェクトでは，新規に2社が操業を開始するなどしている。また，28年2月の「パレスチナ開発のための東アジア協力促進会合」(CEAPAD)高級実務者会合では，我が国のみならず東アジア諸国も巻き込んで本問題の解決を目指し，対パレスチナ支援を展開することの意義が改めて確認され，次回CEAPAD閣僚会合に繋げることができた。

当事者間の信頼醸成を図ることを目的に9年度から20年近く実施されているイスラエル・パレスチナ合同青年招へいを27年度も実施し，将来へのいわば種まきを着実に継続できたことの意義は大きい。(27年度：中東和平に向けた働きかけ(達成手段①))

28 年度

- (1) イスラエル，パレスチナ両当事者への首脳会談を含むハイレベルの働きかけ，政府代表の現地訪問，切れ目のない対パレスチナ経済支援，当事者間の信頼醸成を目的としたイスラエル・パレスチナ合同青年招聘等，概ね目標を達成したと判定した。

(2) 特に、中東和平に関しては、26年度から27年度に実施した首脳レベルでの会談における働きかけをもとに、河野政府代表(7月及び11月)、藺浦外務副大臣(9月)によるイスラエル・パレスチナ訪問、イスラエル及びパレスチナの閣僚級の訪日の機会に外務省の政務レベルとの会談を行い、双方に対して対話の再開を働きかけるとともに、二国家解決を堅持する日本の姿勢を伝えたことに対しては、双方から、日本の中東和平に関する立場と役割につき高い期待感が示された。

また「平和と繁栄の回廊」構想の旗艦事業であるジェリコ農産加工団地(JAIP)建設プロジェクトでは、29年3月現在、6社が稼働をはじめ、建設ラッシュが続いている。停滞する政治プロセスの中、パレスチナ人に雇用と希望を提供するものとして、また実務を通じて関係者間の信頼醸成に寄与するプロジェクトとして、国際社会における認知度と評価が高まっている。特に、9月の「平和と繁栄の回廊」構想四者閣僚級会合の成功は、中東和平の政治トラックに進展が見られず、両当事者間の直接交渉中断後に発生した暴力の連鎖によって当事者間の信頼が著しく損なわれている中、我が国の主導により当事者の閣僚級が一堂に会する機会を創出したものとして大きな注目を浴び、単に同プロジェクトの促進に留まることなく、両当事者間の高いレベルの信頼醸成に大きく貢献するものとなった。

27年度同様、イスラエル・パレスチナ合同青年招へいも着実に実施され、隣人であるにもかかわらず普段接する機会のないお互いに対するイメージを変え、新しいネットワークの構築を図ることができた。

これらの取組は、中東和平に貢献するという施策目標の達成に向け極めて有効であった。(28年度：中東和平に向けた働きかけ(達成手段①))

【測定指標1-2 イラク・アフガニスタンの復興の進展】

27年度

(1) イラクについては、効果的な経済協力案件の実施ができ目標が達成された一方で、経済関係の強化については、治安状況が改善せずその成果は限定的であったが、バグダッド国際見本市での出展、石油大臣の訪日も実施した。

また、アフガニスタンについては、アフガニスタンと国際社会の相互のコミットメントが一層効果的に実施されるべく「東京フレームワーク(TMAF)」を更新し「相互責任を通じた自立のための枠組み(SMAF)」を策定(27年9月)するにあたり、日本は他の主要ドナー国と共に調整に参加し、それに加え、26年12月に開催された「アフガニスタンに関するロンドン会合」のフォローアップを行い、また、28年10月に開催された「アフガニスタンに関するブリュッセル会合」の準備を適切に行うことができた。

以上を踏まえ、概ね目標を達成したと判定した。

(2) 特に成果の大きかった取組は以下のとおり。

イラクについては、5月にE/Nを署名した円借款案件2件(「電力セクター復興計画(フェーズ2)」及び「クルド地域下水道整備計画(第一期)」)が着実に実行されることにより民生安定に大いに寄与することが期待されるほか、7月には、ISILとの闘いにより発生した難民・国内避難民に対する国際機関を通じた約1千万ドルの支援を決定し、テロには怯まないという我が国の確固とした姿勢を示すことにもつながった。

また、11月にJICAの研修事業である第6回知見共有セミナーにイラクの異なる宗派・民族(シーア派、スンニー派、クルド)に属する国民議会議員6名の参加を得たことは、国内融和に資するものとしてイラク国民議会及びイラク政府から高い評価を得ており、我が国の復興支援が物心両面に渡る質の高いものであることをアピールするものとなった。

要人往来の一環で外務省賓客として11月に訪日したジャアファリー外相からは改めて、我が国支援への感謝と、経済分野等における一層の関係強化への期待が表明されたほか、28年2月のアブドゥル・マフディー石油相訪日(外務省招へい)に当たっては、日本企業関係者との懇談、石油関連サイトの視察等も行われるなど、日本企業のイラク進出に弾みをつけ、経済分野を中心とした両国関係の強化に資するものとなった。

アフガニスタンについては、26年9月末の新政権(国家統一政府:NUG)を受けてアフガニスタンの自立に向けた「変革の10年」が27年1月に始まっており、我が国としてもこの新たな国造りに向けた取組を積極的に支援していくとの方針のもと、TMAFからSMAFへの更新にあたり調整段階から関与したことにより、アフガニスタンと国際社会が相互にコミットメントを履行するという相互責任の原則を確実に引き継ぐことができた。これにより、アフガニスタンのコミットメント履行

を前提に国際社会が対アフガニスタン支援を行うという支援枠組みの存続が可能になった点において、効果が高かったと言える。

24年のアフガニスタンに関する東京会合において我が国が表明した方針（2012年より概ね5年間で開発分野及び治安維持能力の向上に対し、最大約30億ドル規模の支援を行う）に基づき、28年2月末までに総額約25.45億ドル（約2,210億円）の支援を実施済みで、コミットメントの80%強を履行するなど、日本は、米国に次ぐ第2のドナー国として、アフガニスタン復興支援に着実に貢献した。

また、アフガニスタン復興支援は、国際社会が結束して取り組むべき課題であることから、9月の第6回アフガニスタン地域経済協力会議（RECCA-VI）、12月のイスタンブール・プロセス「アジアの中核」第5回閣僚級会合、更には、各国のアフガニスタン・パキスタン特別代表（特使）が集まる国際コンタクト・グループ（ICG）会合（5月のカブール、平成28年2月のベルリン）に積極的に参加し、アフガニスタン復興に向けた我が国の強い決意を示した。（27年度：アフガニスタン復興支援会合（達成手段②））

28年度

（1）イラクについては、イラクの国づくりに資する経済協力案件を実施し、さらに、難民・国内避難民への人道支援及び安定化支援を適切な形で実施した。

アフガニスタンについては、26年12月に行われた「アフガニスタンに関するロンドン会合」に続く閣僚級会合である「アフガニスタンに関するブリュッセル会合」が28年10月に開催され、SMAFの基本原則である相互責任原則に基づいて、日本として29年からの4年間にわたる対アフガニスタン支援プレッジを成功裏に表明した。

以上を踏まえ、概ね目標を達成したと判定した。

（2）特に成果の大きかった取組は以下のとおり。

イラクについては、G7伊勢志摩サミットにおいて我が国が主導し、財政危機に直面するイラクに対する財政支援をとりまとめた。また電力分野における円借款案件を新たに決定し、喫緊の課題となっている300万人を越える国内避難民に対する約1億ドルの人道・安定化支援を実施した。また、政務レベル等からイラク側に国民融和の働きかけを実施した。さらにエルビル領事事務所を設置し、クルディスタン地域との関係強化を図った。これらは、国民融和の推進やイラクの安定化等の中期目標の達成に資するものとなった。

アフガニスタンについては、「アフガニスタンに関するブリュッセル会合」において、アフガニスタンと国際社会が相互にコミットメントを履行するという相互責任の原則に基づき日本の支援プレッジを表明できたことは、日本が今後対アフガニスタン支援を効果的に実施していく上で重要な基盤となったため、効果が高かったと言える。（28年度：アフガニスタン復興支援会合（達成手段②））

【測定指標1-3 イランの核問題に関する最終合意を受けた二国間関係の強化、及びイランと地域・国際社会との信頼構築の後押し】

27年度

（1）核合意成立後のイランに対し、首脳、外相レベルを始め、累次、核合意の着実な履行及び中東の平和と安定に向けたイランの建設的役割について有効な働きかけを行い、原子力安全分野、保障措置分野についても実質的な協力を推し進めることができた。また、経済を含む二国間関係の強化についても、無償資金協力を活用した医療機材支援、日・イラン投資協定の署名といった実質的な取組を進めることができたことから、概ね目標を達成したと判定した。

（2）核合意の着実な履行に向けた首脳、外相をはじめとするハイレベルの働きかけは、核合意の履行に責任を有するローハニ大統領、ザリーフ外相への直接の働きかけであったため、有効且つ効率性が高い取組であった。また、無償資金協力を活用した医療機材支援や投資協定の署名は、我が国の企業が制裁解除のイランへの進出を進めるなど、経済関係の発展を支える環境整備の一環として有効であった。

28年度

（1）核合意成立後のイランに対し、首脳、外相レベルを始め、累次、核合意の着実な履行及び中東の平和と安定に向けたイランの建設的役割について有効な働きかけを行い、原子力安全分野、保障措置分野についても実質的な協力を推し進めることができた。また、経済を含む二国間関係の

強化についても、「日・イラン協力協議会」の枠組での協議実施や、無償資金協力の活用、日・イラン投資協定の発効といった実質的な取組を進めることができたため、概ね目標を達成したと判定した。

- (2) 核合意の着実な履行に向けた首脳、外相をはじめとするハイレベルの働きかけは、核合意の履行に責任を有するローハニ大統領、ザリーフ外相への直接の働きかけであり、イランと伝統的友好関係を有する我が国ならではの有効かつ効率性が高い取組であった。核合意については、日本はイランによる合意の着実な遵守に向けた協力を進めており、12月のザリーフ外相訪日の際、日本はIAEAを通じた原子力安全分野の協力のために55万ユーロ、また、保障措置分野の協力のために150万ユーロの対イラン支援を決定した旨を発表したが、右支援について、イラン政府及び他の包括的作業計画の当事者やIAEAから高く評価を受けるとともに、イラン国内でも好意的に報じられ、イランによる包括的作業計画の継続的履行の気運を高めた。また、「日・イラン協力協議会」は経済協力、経済、環境、厚生、文化・スポーツ、知的交流を包摂する枠組みであり、各省庁との連携の下での各作業部会の着実な実施により、核合意後のイランとの一層の関係強化を有効且つ効率的に進めることができた。さらに、無償資金協力や投資協定は、我が国の企業が制裁解除のイランへの進出を進めるなど、経済関係の発展を支える環境整備の一環として有効であった。

【測定指標1-4 中東・北アフリカ諸国の諸改革及び安定的な移行に向けた自助努力への支援】

27年度

- (1) いわゆる「アラブの春」以降、不安定な状況が続いている中東・北アフリカ地域の安定化に向けた支援は、単にこの地域の安定化に留まらず、国際的な対処が必要なテロ事件の未然防止にもつながり得るものであるとの観点から、特定の国に偏ることなく、域内諸国にバランスのとれた支援を実施し、概ね目標を達成したと判定した。

- (2) 特に成果の大きかった取組は以下のとおり。

内戦状態にあるシリアについては、人道面で切れ目のない支援が重要との考えの下、3月の第3回シリア人道支援会合(「クウェート3」会合)で表明した総額約5.09億ドルの支援を、5月までという短期間に全て実施したほか、同じ5月にはシリア難民流入の影響を受けているヨルダンの経済・財政安定化のために約2億ドルの円借款を実施し、更に、9月までにシリア・イラクの難民・国内避難民等向け支援として、約2,600万ドルの追加支援を決定するなど、深刻さを増すシリアの人道状況に十分な配慮をするとともに、28年2月にロンドンで開催されたシリア危機に関する支援会合において、新たに約3.5億ドルの支援を表明、実施するなど、暴力的過激主義の伸長阻止に確固たる姿勢を鮮明にした。

エジプト、チュニジア等、アラブの春を経験した国々に対しても、民政の安定や治安状況の改善に向けた支援を継続しており、これらの国の自立に向けた確かな礎となっている。(27年度:中東・北アフリカへの地域における親日派・知日派発掘のための交流事業(達成手段④)、中東・北アフリカ諸国の状況の的確な把握(達成手段⑤))

28年度

- (1) 28年度も、27年度と同様、地域の安定のみならず国際テロには屈しないという我が国の強い意思を表明するものとして、バランスのとれた適時適切な支援を継続し、概ね目標を達成したと判定した。

- (2) シリア及び周辺国に対する人道支援を、適時適切に実施し、特に28年補正予算で拠出した国連機関等を通じたシリア及び周辺国に対する約2.4億ドルの支援(食糧支援、水・衛生状況の改善、国境管理能力の強化、法制度整備、生活環境改善、職業訓練等)については、29年4月にブリュッセルで開催されるシリア支援会合において、効果的に広報する予定である。

また、28年から安保理非常任理事国となったことから、日本は安保理における議論に積極的に貢献したほか、5月にはG7伊勢志摩サミットにおいて、議長国としてシリアを含む中東情勢に関する議論をリードした。そして、5月にウィーンで開催された「国際シリア支援グループ(ISSG)閣僚会合」に日本から初めて参加し、9月に国連総会ハイレベルウィークに合わせて開催された同会合に岸田外務大臣が参加し、深刻な人道危機が続くシリア情勢の改善及び安定のために積極的に貢献していく姿勢を国際社会において示すことができた。

アラブの春以降の治安情勢悪化等のため直接の支援が滞っていたリビアについては、国内の全政治勢力を結集した国連主導による政治対話プロセスが始まったことを受け、安定化のため、28年度補正予算で、総額400万ドルの支援を決定したことの意義は極めて大きく、今後の更なる支援

実施につながるものである。

また、アルジェリアについても、同様に28年度補正予算で、UNODCを通じた国境管理能力強化案件の実施を決定したことは、今後の同国の安定に寄与するものである。(28年度：中東・北アフリカへの地域における親日派・知日派発掘のための交流事業(達成手段④)、中東・北アフリカ諸国の状況の的確な把握(達成手段⑤))

【測定指標1-5 中東和平実現の取組に係る我が国及び中東和平関係諸国の要人往来数】

27年度

- (1) 27年度は、招へいや会合出席のための往来等を通じ、特にCEAPAD高級実務者会合の開催やアッバース大統領が訪日など、目標値を達成し、相当程度の進展と判定した。
- (2) 11月に安倍総理大臣とネタニヤフ・イスラエル首相の日イスラエル首脳会談が実施された後に、28年2月にアッバース・パレスチナ大統領の訪日が実現したことは、我が国のイスラエル・パレスチナの要人への対話再開への働きかけという観点で、極めて意義深いものであった。

28年度

- (1) 28年度は、招へいや「平和と繁栄の回廊」構想閣僚級会合の開催を通じ、目標どおりの要人往来を様々なレベルで実施し、目標値を達成し、相当程度の進展と判定した。
- (2) 特に、9月の「平和と繁栄の回廊」構想閣僚級会合のジェリコ開催(藺浦副大臣出席)は、中東和平プロセスの行き詰まりなど直前まで閣僚級の出席が危ぶまれたが、結果的に四者閣僚級が一堂に会したことは、政治プロセスが進まない中で当事者ハイレベルが公に顔を合わせる久々の機会となった。

【測定指標1-6 対パレスチナ支援指標：パレスチナ支援に係るパレスチナ及び我が国を含む関係国との会議数(回廊、東アジア協力、ハイレベル会合等)】

27年度

- (1) 27年度は「パレスチナ開発のための東アジア協力促進会合」(CEAPAD)高級実務者会合開催等により目標を上回る会議を開催・参加数を達成した。
- (2) 特に、「パレスチナ開発のための東アジア協力促進会合」(CEAPAD)高級実務者会合(ビシャーラ・パレスチナ自治政府財務庁長官等が参加)では、イスラム開発銀行、JICA及びパレスチナによる人材育成支援メカニズムによる第一号案件が実施されたことにつき、これを歓迎する旨の成果文書が採択され、大きな意義が認められた。

28年度

- (1) 28年度は、関係各国との調整等が整わず、パレスチナ支援に係るパレスチナ及び東アジア諸国との会合を開催できなかったため目標達成に至らなかったが、引き続き29年度の開催に向けて調整を進めることになっており、必要なモメンタムは維持されている。
- (2) 特に、「平和と繁栄の回廊」構想閣僚級会合が予定どおり実施できたことは、関係する四者でJAIP事業を推進していくことを改めて確認することができ、今後の事業拡大に向け大いに有益であった。

次期目標等への反映の方向性

【施策(施策の必要性に関する分析を含む)】

- 1 中東地域の平和と安定は、国際社会全体の平和と繁栄にも大きな影響を及ぼす問題である。とりわけ、原油輸入の9割を中東地域に依存する我が国にとって、同地域の平和と安定は経済的重要性が高いほか、世界全体の平和と安定の鍵ともいうべき問題でもあり、我が国として平和と安定実現に向け積極的な役割を果たす必要がある。
- 2 イラクの安定は中東地域全体の安定にとって重要であり、我が国はテロとの戦いの最前線で戦うイラクに対する人道支援、復興支援等を通じ、安定化に貢献していくことが必要である。また、日・イラク両国関係者の往来や交流等を通じた両国関係の全般的な強化は、我が国の経済利益をはじめとした国益の増進を図ることにつながる。
- 3 アフガニスタンの安定は、国際社会にとっての最重要課題の一つであり、我が国の安全保障にも深く関わる問題である。我が国としては、「アフガニスタンに関するブリュッセル会合」において表

明したコミットメントに従って、アフガニスタンへの支援を国際社会と協調して引き続き行う必要がある。

4 イランは、我が国の第5位の原油供給先であるとともに、我が国企業にとっても市場としての大きな潜在性を有しており、引き続き二国間関係を深めていく必要がある。また、中東の安定及び国際不拡散体制の強化に資する包括的共同作業計画の継続的履行が重要であり、我が国としてもイランへの履行支援の面で引き続き役割を果たしていく必要があるほか、伝統的友好国として、イランが地域において建設的な役割を果たすよう働きかけていく必要がある。

5 いわゆる「アラブの春」以降、シリアでは政府及び穏健な反体制派に ISIL 等の過激主義組織等が加わって衝突が継続しており、シリア危機発生以降の死者は推計 32~47 万人とも言われ、国内避難民は 630 万人以上、周辺国に流出した難民数は 500 万人以上にのぼる。他方、国際社会は、シリア問題の根本的な解決には「ジュネーブ・コミュニケ」を通じた政治的解決が必要であるとの認識で一致しており、我が国も、引き続き、人道支援と政治対話への貢献を、車の両輪として取り組んでいく必要がある。

また、リビアでのカダフィ政権の崩壊や ISIL 等の過激主義組織の伸張により、北アフリカ情勢は依然として不安定である。エジプトやチュニジア等、政権交代を経た今も民主化や国内の安定に課題を抱えている国もあり、こうした国々に対し、安定化支援や対話・人的交流の促進を通じて我が国として貢献していくことがこれまで以上に重要となる。

【測定指標】

1-1 中東和平の実現に向けた我が国の具体的取組と成果

イスラエル・パレスチナ間では、3年以上交渉再開に向けた機運が低下したままであり、まずは「二国家解決」にむけた双方による対話努力を促すことが課題である。我が国としては、国際社会と共に両当事者の対話再開に向けた環境作りに貢献するとともに、引き続き政治的働きかけを行う。また、「平和と繁栄の回廊」構想等の独自の取組を通じ、域内の信頼醸成と、パレスチナ自治政府の国家建設に向けた努力を支えるための経済協力を継続する。

1-2 イラク・アフガニスタンの復興の進展

イラクの復興、安定化を図るためにも、300万人以上にのぼる国内避難民への人道・安定化支援を実施し、また破壊等されたインフラを整備するための円借款支援や、国民融和進展のための各種協力を実施していく。

アフガニスタンでは、26年9月の現政権成立から丸2年が経過したが、27年から36年の「変革の10年」を成功させるため、我が国によるアフガニスタン支援を引き続き着実に実行することとする。その際に、「東京相互責任フレームワーク (TMAF)」の後継である「相互責任を通じた自立のための枠組み (SWAF)」におけるアフガニスタンと国際社会の相互のコミットメントが確実に実施されるよう、適時・適切なフォローアップを行っていくこととする。

本測定指標の28年度目標は適切な目標であり、以上のとおり、今後とも中期目標の達成に向け、これらの取組を継続する。

1-3 イランの核問題に関する最終合意を受けた二国間関係の強化、及びイランと地域・国際社会との信頼構築の後押し

イランについては、上記の施策の分析のとおり、27・28年度において目標に向け着実に進展しているが、米新政権の発足等の国際情勢の変動も踏まえつつ、今後とも中期目標の達成に向け核合意の着実な履行への働きかけ、二国間関係の強化、及び、イランと地域・国際社会との信頼醸成の後押しに向けた取組を継続する。

1-4 中東・北アフリカ諸国の諸改革及び安定的な移行に向けた自助努力への支援

シリア問題に関しては、我が国は、28年5月の国際シリア支援グループ (ISSG) 閣僚会合 (於：ウィーン) に初参加 (鈴木シリア問題担当大使) し、9月の ISSG 閣僚会合 (於：ニューヨーク) には、岸田外務大臣が参加した。我が国は、シリア情勢の安定化には、24年6月の「ジュネーブ・コミュニケ」を通じた政治的解決が基本であるとの立場であり、引き続き、こうした政治プロセスの会合に積極的に参加しつつ、従来我が国が力を入れてきた人道支援の分野での支援も継続し、人道支援と政治対話への貢献を、車の両輪として取り組んでいく。28年度には、シリア及び周辺国に対する人道支援は、28年度補正予算で拠出した約2.4億ドルを含め、シリア危機が始まって以来累積で約19億ドル

に上った。

北アフリカにおいては、各国の置かれた状況は異なるが、各々国内改革を進めるためにも、治安・安全面が重要であることから、引き続き国際テロ対策に資する取組を行っていく。また各国の取り組む国内改革については、それぞれのニーズに即した支援（経済社会改革支援、人材育成等）を実施していく。

本件測定指標の28年度目標は適切な目標であり、今後とも中期目標の達成に向け、これらの取組を継続する。

1-5 中東和平実現の取組に係る我が国及び中東和平関係諸国の要人往来数

中東和平交渉に対する我が国の取組として、28年度目標は適切な目標であったと考える。引き続き往来の成果、国際情勢、他の主要国との比較等を踏まえ、中東和平関係各国との協力関係強化の観点から適切な水準の要人往来の実施を目指すことを目標とする往来の成果、国際情勢、他の主要国との比較等を踏まえた中東諸国との関係強化の観点から適切な水準の要人往来の実施を目指す。

1-6 対パレスチナ支援指標：パレスチナ支援に係るパレスチナ及び我が国を含む関係国との会議数(回廊、東アジア協力、ハイレベル会合等)

28年度はパレスチナ支援に係る東アジア諸国との会議（CEAPAD）を開催できなかったが、29年度の開催実現を目指すとともに、引き続き関連会議への出席を通じ積極的な関与を継続する。

作成にあたって使用した資料その他の情報

- ・ 外務省ホームページ
中東
(<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/middleeast.html>)
- 平成28年版外交青書（第2章第6節）
(<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/bluebook/2016/html/index.html>)
- 第193回国会外交演説
(http://www.mofa.go.jp/mofaj/fp/pp/page3_001969.html)
- 「オバマ米国大統領主催難民サミット」における安倍総理大臣スピーチ
(<http://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000189801.pdf>)
- 「難民及び移民に関する国連サミット」全体会合における安倍総理大臣
(http://www.mofa.go.jp/mofaj/ic/ha_er/page4_002360.html)
- ・ 官邸ホームページ
持続可能な開発目標（SDGs）推進本部
(http://www.kantei.go.jp/jp/97_abe/actions/201605/20sdgs.html)
- ・ 衆議院・参議院ホームページ
(<http://www.shugiin.go.jp/internet/index.nsf/html/index.htm>, <http://www.sangiin.go.jp/>)

個別分野 2 中東諸国との関係の強化

施策の概要

- 1 中東諸国・イスラム世界との交流・対話を深化させる。
- 2 自由貿易協定、投資協定等を通じた物品・サービス貿易を推進する。閣僚級の経済合同委員会等の枠組みを活用した投資・エネルギー分野における経済関係強化を支援する。
- 3 湾岸協力理事会(GCC)諸国側の要望に応える形での人造りに協力する。

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

- ・ 第 193 回国会外交演説（平成 29 年 1 月 20 日）

「中東地域の安定に向け問題の根本的な原因に対処するとともに、地域各国に安定の実現に向けた建設的役割を働きかけていきます。

拡大するテロ・暴力的過激主義の脅威に対し、特にアジアにおける水際対策や穏健な社会の構築等、国際連携を強化し、国際テロ情報収集ユニットを通じた情報収集を含め、総合的なテロ及び暴力的過激主義対策に取り組んでいきます。」

- ・ 「オバマ米国大統領主催難民サミット」における安倍総理大臣スピーチ（平成 28 年 9 月 20 日）

「第三に、難民等の受入れです。本年 5 月、日本は、将来のシリア復興を担う人材育成の観点から、今後 5 年間で最大 150 名のシリア人留学生を受け入れる旨を発表し、来年受入れを始めます。この留学生達が家族の同伴や呼寄せを希望すれば、我が国の制度の枠組みで温かく迎えます。」

- ・ 「難民及び移民に関する国連サミット」全体会合における安倍総理大臣スピーチ（平成 28 年 9 月 19 日）

「我が国は、G7 の議長国として、又「人間の安全保障」の提唱国として、難民問題に積極的に貢献して参りました。JICA は、日本の援助機関として、トルコやヨルダンをはじめ世界各地でシリア難民や受入れコミュニティへの支援を行っています。日本の NGO も現地の人々と協力しながら汗を流しています。さらに日本は、国連機関とも緊密に連携しており、多くの日本人職員が活躍しています。

日本の支援の特徴は、緊急的な「人道支援」に加え、難民の自立や受入れ国の経済発展を支える「開発支援」を並行して進めることです。一例を挙げると、レバノン中部では、人道支援に加えて、UNHCR と協力し、シリア難民やレバノン人の若者に職業訓練を提供しています。また、UNDP と連携し、農業灌漑水路を敷設しました。これら支援は、3 万人以上を助けています。

このようなアプローチを、我々は「人道支援と開発支援の連携」と呼びます。一言で申せば、難民と受入れコミュニティ双方を、緊急支援から経済発展までシームレスに支援するという事です。このアプローチが、難民・移民の安全と尊厳を守るとともに、難民・移民と受入れコミュニティの共存を可能にし、「ニューヨーク宣言」の目的を達成する上で、大きな力となることを期待します。

締めくくりに、私は新たなお約束をします。日本は、2016 年から 3 年間で総額 28 億ドル規模の難民・移民への人道支援、自立支援および受入れ国・コミュニティ支援を行うことを表明します。今後も日本は、国際社会との緊密な連携の下、難民・移民問題の解決のために主導的役割を果たして参ります。」

- ・ 第 1 回「持続可能な開発目標（SDGs）推進本部会合」における安倍総理大臣発言（平成 28 年 5 月 20 日）

「持続可能な開発目標 SDGs は、前身である MDGs（ミレニアム開発目標）と異なり、先進国を含む全ての国が取り組む世界共通の目標です。この観点から、日本においても、私自身を本部長とする SDGs 推進本部を立ち上げ、日本政府としての実施指針を作成することを指示しました。

持続可能な開発は、伊勢志摩サミットでも大きな議題となります。議長として G7 各国のリーダーにも SDGs への積極的な取組を呼びかけるため、我が国として以下の貢献策を決定しました。

（中略）難民を始め、深刻な人道危機に直面する中東地域の社会安定と包摂的成長のため、本年からの 3 年間で、約 2 万人の人材育成を含む約 60 億ドルの支援を行います。同時に、シリアの若者に日本への留学機会を増やし、また、難民支援の現場に JICA 専門家等を派遣したいと思います。」

測定指標 2-1 中東・イスラム諸国との交流・対話の深化

中期目標（--年度）

我が国と中東・イスラム諸国との交流・対話を深化させる。

27年度

年度目標

- 1 首脳・外相等の要人往来によりハイレベルでの対話の深化を図る。
- 2 イスラエル・パレスチナ合同青年招へいを実施し、信頼醸成を図る。
- 3 第4回日・アラブ経済フォーラムを実施し、経済分野での交流を促進する。
- 4 湾岸地域の安全保障セミナーを実施し、安全保障分野での対話の深化を図る。
- 5 日・サウジアラビア外交関係樹立60周年記念事業を進め、二国間関係を強化する。

施策の進捗状況・実績

1 首脳・外相等の要人往来

我が国と中東諸国の間では活発な要人往来が行われており、これはハイレベル間での意思疎通や、開発支援や経済連携などの政策を推し進める契機となっている。

・トルコ

10月にエルドアン・トルコ大統領が訪日、11月には安倍総理大臣がトルコを訪問し、それぞれの機会に首脳会談を実施した。地域情勢や二国間強化について意見交換を行った。

・エジプト

4月にはバンドン会議の機会に、安倍総理大臣とマハラブ・エジプト首相が首脳会談を実施した。11月にはシュクリ・エジプト外相が訪日し、外相会談及び安倍総理大臣への表敬を行った。また、28年2月にはエルシーシ・エジプト大統領が訪日し、首脳会談を行うとともに天皇陛下御会見を実施した。

・ヨルダン

4月のバンドン会議及び9月の国連総会の機会に、安倍総理大臣がアブドゥラー2世ヨルダン国王とワーキング・ランチを実施し、また、11月には気候変動枠組み条約第21回締約国会議（COP21）の機会に首脳会談を実施した。また、12月にはジュデ・ヨルダン副首相兼外相が訪日し、外相会談及び安倍総理大臣への表敬を行った。

・イスラエル・パレスチナ

安倍総理大臣は、11月にはCOP21の機会にネタニヤフ・イスラエル首相と、28年2月には訪日したアッバース・パレスチナ大統領とそれぞれ首脳会談を実施した。

・イラク

(1) 11月、ジャアファリー・イラク外相が外務省賓客として訪日し、外相会談、日・イラク友好議連との懇談等、要人との会談を実施した。テロとの闘いの最前線に立つイラクへの支持と支援、両国の経済関係の強化等について意見交換が行われた。

(2) 28年2月、アブドゥル・マフディー・イラク石油相が外務省の招へいで訪日し、林経済産業大臣、武藤外務副大臣、日・イラク友好議連等との会談を実施した。日本企業の優れた技術に高い関心が示される等、経済分野を中心とした両国関係の強化に資する訪問となった。

・アフガニスタン

ムラド国軍副参謀長（6-7月）、ガーニ大統領夫人（8月）、ジア・マスード行革ガバナンス担当大統領特別代表（副大統領級）（12月）とハイレベルの訪日が続いた。

・湾岸諸国

28年3月には、シェイク諮問評議会議長が訪日し、安倍総理大臣、衆参両院議長と会談した。一連の会談を通じて、署名済の投資協定の早期発効に向けて、サウジアラビア側で必要な措置を講じていくこと等が確認された。

2 イスラエル・パレスチナ合同青年招へい

12月にイスラエル・パレスチナ合同青年招へいを実施。双方から5名ずつ計10名を招へいし、信頼醸成を図った。同事業はイスラエルとパレスチナの将来を担う各界青年を我が国に招へいし、意見交換や様々な行事をこなし、一定期間共に過ごすことを通じて相互の信頼関係を構築することを目的としており、27年度で18回目となった。今回のプログラムでは、同部屋での宿泊や大学生との意見交換などを通じ、相互理解を深めることができた。

3 第4回日・アラブ経済フォーラム

閣僚レベルの都合が合わず、27年度は延期のやむなきに至った。

4 安全保障対話

27年度中に、UAE、バーレーン、クウェートとの間で、双方の外務・防衛当局が参加して安全保障対話を実施した。双方の安全保障環境の認識共有及び安全保障政策の相互理解を図った。

5 日サウジアラビア外交関係樹立60周年

外交関係樹立60周年を迎えたサウジアラビアとの二国間関係については、27年3月にトルキー外務副大臣一行が訪日し、両国間の第4回次官級協議及び第1回安保対話を実施した。5月には、サウジアラビアからジャーセル経済企画相が訪日し、約1週間の日程で60周年記念行事「Saudi Days in Japan」が行われた。11月には、高村自民党副総裁を団長とする日本武道団がサウジアラビアを訪問し、警察学校及び初等学校で演武等を行った。従来、親日的ではあるが、必ずしも対日理解が深いとは言えなかったサウジアラビアにおいて、一連の行事を通じて、特に若年層における対日理解の促進を図った。

28年度

年度目標

- 1 首脳・外相等の要人往来によりハイレベルでの対話の深化を図る。
- 2 イスラエル・パレスチナ合同青年招へいを実施し、信頼醸成を図る。
- 3 湾岸地域の信頼醸成・協力促進をテーマに有識者も参加するワークショップを開催し、政策提言を得る。

施策の進捗状況・実績

1 首脳・外相等の要人往来

我が国と中東諸国との間では活発な要人往来が行われており、ハイレベル間の意思疎通の機会として開発支援や経済連携など多様な分野の政策を推し進める契機となっている。

・トルコ

9月の国連総会の機会に、安倍総理大臣とエルドアン・トルコ大統領が首脳会談を実施した。また、29年1月には藺浦外務副大臣がトルコを訪問し、ユルドゥズ同外務副大臣等と会談し、二国間の協力関係の促進及び地域情勢等につき意見交換を行った。

・エジプト

9月のG20首脳会合の機会に、安倍総理大臣はエルシーシ・エジプト大統領と首脳会談を実施した。また、8月に滝沢外務大臣政務官が、9月には藺浦外務副大臣がエジプトを訪問してイスマイル同首相を表敬した他、9月にエルエナーニー同考古大臣が訪日し、藺浦副大臣と二国間関係等につき意見交換を行った。

・ヨルダン

4月、米・ワシントンでの核セキュリティサミットの機会をとらえて日・ヨルダン首脳会談を実施し、9月には藺浦外務副大臣がヨルダンを訪問しタラーウネ・ヨルダン王宮府長官他と会談した。10月にはアブドゥラー2世国王が公式実務訪問賓客として訪日し、年度内2度目となる首脳会談を実施したほか、岸田外務大臣が同国王を表敬訪問し、難民支援、暴力的過激主義対策、中東和平等の中東地域情勢及び二国間協力に関して意見交換したほか、防衛協力及び交流に関する覚書の署名を行い、多様な分野において両国が更に協力を進めていくことで一致した。

・イラク

29年1月に藺浦外務副大臣が日本の政務レベルでは約2年ぶりにイラクを訪問し、バグダッドにおいてアバーディー・イラク首相及びマアスム同大統領等への表敬を行った他、エルビルにてエルビル日本国領事事務所開所記念行事に出席するとともに、バルザーニ・クルディスタン地域政府（KRG）首相等と会談を行い、国民融和を働きかけるとともに、クルディスタン地域を含めた日・イラク関係を幅広い分野で強化していくことで一致した。

・アフガニスタン

29年1月に藺浦外務副大臣が日本の政務レベルでは3年ぶりにアフガニスタンを訪問し、ガーニ・アフガニスタン大統領及びアブドゥラー同行政長官への表敬を行った他、カルザイ同外務副大臣との間で約5年ぶりとなる第3回日・アフガニスタン政策協議を実施した。アフガニスタンにおける改革及び治安改善への努力を強く求めたところ、アフガニスタン側からは真摯に取り組む旨の強い意志が示された。

・湾岸諸国

5月、クウェートのジャービル首相が公式実務訪問賓客として訪日の際に日・クウェート首脳会談を実施し、政治、経済、文化等の幅広い分野で「包括的パートナーシップ」を強化していく意思を確認する「日・クウェート共同声明」を発表した。

9月、国連総会出席の機会をとらえてカタールのタミーム首長との間で日・カタール首脳会談を実施したほか、10月には同国のムハンマド外相との間で外相会談を実施し、経済関係に加えて、政治・文化等幅広い分野で協力関係を強化していくことを確認した。

29年3月、オマーンのアマワリ諮問議会議長が衆院議長招待により訪日した際、安倍総理大臣との会談を実施し、政治分野に留まらず経済や文化等の分野にも協力関係を広げていくことで一致しました。

サウジアラビアとの間では、29年3月、サルマン国王が同国国王としては昭和46（1971）年のファイサル国王訪日（国賓）以来、46年振りとなる訪日（公式実務訪問賓客）を果たし、日・サウジアラビア首脳会談を実施したほか岸田外務大臣による同国王表敬なども行われた。9月にはムハンマド副皇太が訪日（公式実務訪問賓客）し、安倍総理大臣と会談した。外相レベルでは9月の国連総会出席の機会をとらえて日・サウジアラビア外相会談を実施した。また、10月には、世耕経済産業大臣が日・サウジ・ビジョン2030共同グループ閣僚会合及び第12回日・サウジ合同委員会出席のため同国を訪問した（藺浦外務副大臣同行）。一連の会談を経て、両国は戦略的パートナーとして協力関係を深めた。

2 イスラエル・パレスチナ合同青年招へい

12月にイスラエル・パレスチナ合同青年招へいを実施した。双方から5名ずつ計10名が訪日し、相互の信頼醸成を図った。同事業はイスラエルとパレスチナの将来を担う各界青年を我が国に招へいし、意見交換や様々な行事をこなし、一定期間共に過ごすことを通じて相互の信頼関係を構築することを目的としており、28年度で19回目となった。今回のプログラムでは、同部屋での宿泊や日本人大学生との意見交換などを通じ、相互理解を深めることができた。

3 湾岸地域：ワークショップ

湾岸諸国との間での要人往来が盛んに行われ二国間の交流の機会が多く実現したこともあり、ワークショップとしては湾岸諸国のみを対象とした形で開催せず、緊張が続く湾岸・イラン間の信頼醸成に向け、29年2月に双方の有識者を呼んで、東京にて中東の諸問題に関する地域フォーラムを開催した。個人の資格で出席した有識者が地域情勢についての分析等を披露しつつ、信頼醸成に向けて克服すべき課題等について意見交換を行った。湾岸諸国との関係強化に向けたワークショップ以外の施策としては、二国間の要人往来に加え以下を実施、乃至参加し、湾岸地域の信頼醸成や協力促進に向けた意見交換を深めるとともに、湾岸諸国間での対話の実施を働きかけた。

5月、第4回日本・アラブ経済フォーラム（武藤外務副大臣出席）

10月、第3回日・オマーン政策対話（藺浦外務副大臣出席）

11月、第2回日・カタール外務省間政策対話、及び第2回日・カタール安全保障対話（いずれも事務レベル）

11月、第1回日・サウジアラビア安全保障対話（事務レベル）

12月、第3回日・バーレーン安全保障対話、第4回日・バーレーン政策協議（事務レベル）

29年2月、ドバイの第5回ワールド・ガバメント・サミットに主賓国として藺浦外務副大臣出席（安倍総理ビデオメッセージ）

27・28年度目標の達成状況：B（27年度：b、28年度：b）

測定指標2-2 自由貿易協定、投資協定等を通じた物品・サービス貿易の推進、投資・エネルギー分野における経済関係強化

中期目標（一年度）

各種経済条約の締結に向け交渉を促進する。

27年度

年度目標

1 日・トルコEPA、日・イスラエル投資協定、日・トルコ社会保障協定等、各種経済条約の締結に

向け交渉を促進する。

- 2 日・GCC・FTA の交渉再開に向け GCC 側との協議を行う。

施策の進捗状況・実績

1 各種経済条約の締結促進

(1) 日・トルコ EPA

4月に第2回、9月に第3回、28年1月に第4回交渉会合を実施し、物品貿易や投資等の各分野について議論を行った。

(2) 日・トルコ社会保障協定

5月に第3回、8月に第4回交渉会合を実施し、複数の項目において日トルコ間で合意に達した。

2 日・GCC・FTA

交渉再開に向け GCC 各国及び GCC 事務局に対し、累次働きかけを行ったが、交渉再開には至っていない。

3 二国間投資協定

(1) サウジアラビアとの投資協定は、サウジアラビア側の国内手続が完了すれば発効に向けた要件が整うため、早期の手続完了に向けた働きかけを累次行った。

(2) オマーンとの投資協定は6月に中山外務副大臣とムスラヒ駐日大使との間で署名を行った。

(3) イスラエルとの投資協定は公式・非公式含め5月から12月の間に計6回の協議を実施し、協定本文は12月に実質合意を達成した。

(4) カタールとの投資協定は、早期の交渉再開に向け累次の働きかけを行った。

(5) アラブ首長国連邦(UAE)との投資協定は、早期の交渉再開に向け累次の働きかけを行った。

(6) イランとの投資協定は、8月に双方にて交渉を開始することで合意に至り、9月に第1回交渉を開始し、10月に実質合意に達し、28年2月に岸田外務大臣とタイエブニア・イラン経済財務相との間で署名を行った。

4 二国間租税条約

カタールとの租税協定は双方の国内手続を経て12月に発効した。

28年度

年度目標

1 日・トルコ EPA、日・トルコ社会保障協定は実質合意に向け交渉を継続する。その他各種経済条約の締結に向け交渉を促進する。27年12月に実質合意を迎えた日・イスラエル投資協定については、早期署名及び締結に向けて、留保表（各締約国の一定の措置又は分野について協定の義務の適用を留保するもの）の作成を含め必要な作業を進めていく。

2 日・GCC・FTA の交渉再開に向け、要人往来の機会等を捉え、引き続き GCC 側への働きかけを行う。

施策の進捗状況・実績

1 各種経済条約の締結促進

(1) 日・トルコ EPA

28年6月に第5回、29年1月に第6回交渉会合を実施し、物品貿易や投資等の各分野について議論を行った。

(2) 日・トルコ社会保障協定

4月に第5回政府間交渉を開催した後、外交ルートを通じた書面交渉を累次にわたり実現した。

(3) イスラエルとの投資協定

留保表の作成及び法制局審査を集中的に行い、2月、先方財務相を日本に迎えて署名式を実施。我が方においては締結に向けた国会プロセスも終え、3月、国会提出の閣議決定を行った。

2 日・GCC・FTA

交渉の再開に向け GCC 各国及び GCC 事務局に対し、累次働きかけを行ったが、今後の交渉の進め方について GCC 内部で引き続き調整中であり、再開には至らなかった。

3 二国間投資協定

(1) サウジアラビア

29年3月、効力発生のための公文を交換し、同4月7日付けで発効することとなった。

(2) アラブ首長国連邦、カタール

いずれも 28 年度中に、双方の立場を明らかにし論点を明らかにするための非公式の調整を重ね 29 年 4 月に予定されている交渉会合に向けて準備を進めた。

(3) バーレーン

政策協議において双方の前向きな意思が確認されたことから、バーレーンとの間で投資協定交渉を開始することとなり、29 年 2 月、第 1 回目の投資協定交渉を開催した。

(4) イラン

28 年 2 月の署名から約 1 年後の 29 年 3 月、イラン側の国内手続が完了し、効力発生のための国内手続完了通知をイラン側から受領し、同 4 月 26 日付けで発効することとなった。

(5) モロッコ

5 月にモロッコで開催された日・アラブ経済フォーラムの機会に、両国閣僚の間で、両国間の投資を促進するために法的インフラを整備する必要があることで一致したこともあり 5 月、及び 10 月に第 2 回、及び第 3 回交渉をそれぞれ開催した。

(6) オマーン

29 年 3 月にマアワリー諮問議会議長が訪日した際に、27 年 6 月に署名された投資協定の早期発効に向け、オマーン国内で迅速に手続を進めるよう首脳レベルで働きかけた。

27・28 年度目標の達成状況：B (27 年度：b, 28 年度：b)

測定指標 2-3 中東地域産油国(特に GCC 諸国)との経済関係強化に向けての各種協議・事業の実施

中期目標 (一年度)

1 湾岸諸国(GCC 諸国)

エネルギー分野を超えた経済の幅広い分野で、互恵関係を強化する。

2 イラク

イラクとの経済関係の強化を図る。

27 年度

年度目標

1 湾岸諸国(GCC 諸国)

(1) 各国との各種協議の開催、日・GCC 戦略対話行動計画に基づく経済分野での各種専門家会合開催やミッションの相互派遣等を年度内に着実に実施していく。

(2) 同地域において、コストシェア技術協力等の人材育成分野の協力を拡充する。

(3) 東日本大震災を受けた日本産食品の輸入に対する規制の緩和・撤廃に向けた協議実施、大型インフラの輸出促進等を実施していく。

2 イラク

閣僚級経済合同委員会の開催の追求、官民合同経済ミッションの派遣、第 41 回バグダッド国際見本市への参加等を通じて、両国経済関係の強化を図る。また、日本企業の進出に向けた各種支援を実施していく。

施策の進捗状況・実績

1 湾岸諸国

(1) 4 月に、遠藤・GCC 及び湾岸地域担当大使が出席して、「GCC Days in Japan」として東京にて 3 日間にわたり、経済、学術、メディア等を含む幅広いテーマについてセミナーが開催された。

(2) 8 月には GCC 事務局軍事局による原子力災害に関する視察ミッション、10 月には GCC による危機管理センター視察のための訪日ミッションが訪日し、日本国内の関連施設にて視察及びレクチャーが行われた。コストシェア技術協力については、先方国内制度との整理等につき、調整を行った結果、他の枠組みの活用を含め人材育成分野の協力を相手国の事情に合わせてより柔軟に検討していくこととした。

(3) 日本産食品の輸出及び大型インフラの輸出促進に向けた働きかけを継続した。具体的には、また、在外公館を通じた調整により、UAE、カタールに対する牛肉輸出が可能な日本国内の施設が新

たに追加された。

2 イラク

- (1) 11月にバグダッドで開催された国際見本市に、日本企業22社が出展した。治安情勢が悪化する中で、日本が大きなプレゼンスを示したことはイラク側からも高く評価され、今後の経済関係強化に向けた弾みとなった。
- (2) 28年2月に、アブドゥル・マフディー・イラク石油相が外務省の招へいで訪日し、林経済産業大臣、武藤外務副大臣、日・イラク友好議連等との会談を実施した。また、日本企業関係者との懇談、石油関連サイトの視察等を精力的にこなし、日本企業の優れた技術に高い関心が示される等、経済分野を中心とした両国関係の強化に資する訪問となった。

28年度

年度目標

1 湾岸諸国(GCC 諸国)

- (1) 各国との各種協議の開催、日・GCC 戦略対話行動計画に基づく経済分野での各種専門家会合開催やミッションの相互派遣等を年度内に着実に実施していく。
- (2) 同地域において、人材育成分野の協力を拡充する。
- (3) 要人往来の機会等をとらえ、東日本大震災を受けた日本産食品の輸入に対する規制の緩和・撤廃に向けた協議、大型インフラの輸出促進等の働きかけを継続していく。

2 イラク

日本企業の進出に支障となっている各種規制の撤廃、行政手続きの円滑化等をイラク政府に申し入れる等、日本企業のイラク進出を側面支援する。また、毎年在イラク大が調整・準備等で協力しているバグダッド国際見本市への日本企業参加等を通じて、両国経済関係の強化を図る。

施策の進捗状況・実績

1 湾岸諸国

- (1) 9月のムハンマド・サウジアラビア副皇太子の訪日に際して、サウジアラビアが国内で進める社会経済改革を後押しするため、「日・サウジ・ビジョン共同グループ」を立ち上げ、事務レベルの作業部会等を通じて、貿易投資、ファイナンス、エネルギー・産業、中小企業・能力向上、文化・スポーツ・教育を含む幅広い分野で、協力の方向性と具体的な協力事業の特定が進められた。その成果は、29年3月のサルマン・サウジアラビア国王の訪日の機会に「日・サウジ・ビジョン」として発表され、今後の二国間協力の指針に位置付けられている。同国王の訪日の機会を捉えて、サウジアラビアとの間で数次査証発給の円滑化及び査証料の適正化を内容とする覚書に署名し、ビジネス関係者を含む人的交流の活発化に資することが期待される。
- (2) さらに、中東地域との経済交流の活発化を目的として、官邸に「日・中東経済交流等促進会議」が立ち上がり、幅広い分野での協力促進に向けて省庁横断的に取り組む体制が整備された。
- (3) 29年2月には、日・GCC 戦略対話行動計画に基づく環境専門家会合を東京で開催し、廃棄物政策、水質保全、気候変動対策等についての我が国の取組を紹介し、意見交換を行った。
- (4) 人材育成分野での協力については、クウェートとの間で技術協力協定の交渉を進める一方、サウジアラビアとの間では、「日・サウジ・ビジョン共同グループ」の枠組みで各分野におけるサウジ側のニーズを聴取し、専門家の短期派遣や訪日ミッションの受入等を実施した。
- (5) 日本産食品の輸出及び大型インフラの輸出促進に向けた働きかけを継続した。28年度中に、カタールにおける放射線検査にかかる輸入規制の撤廃に向けて大きな進展が見られた。

2 イラク

- (1) 11月1～10日に開催された第43回バグダッド国際見本市において、我が国は、約300平米のパビリオンを設置し、15社の我が国企業の出展を行った。実質的にイラク政府側のトップであるジュマイリー貿易大臣代行が開催初日に最初の視察先としたのが日本パビリオンであり、日本企業が誇る技術や製品に対するイラク側の関心の高さが伺えた。本見本市では、昨年引き続き、日本がベストパビリオン賞を受賞する等、我が国企業の活動を効果的にイラク側へ発信することが出来た。
- (2) 我が国企業が抱えるイラク側からの代金等未払い問題への対処、行政手続きの簡素化、査証発給の迅速化等については、我が国ハイレベルからも累次に亘ってイラク側に働きかけた結果、イラク側から前向きな対応が取られたことで、状況が一定程度改善された。29年1月には、藪浦外務副大臣がイラク（バグダッド及びエルビル）を訪問し、エルビル領事事務所の開所式に参列し

てクルディスタン地域及びイラクとの更なる関係強化を図る旨表明するとともに、アバーディー首相含むイラク政府関係者と会談を行い、経済分野を含む重層的な両国関係の構築に合意した。また、イラク政府との間で、外交関係樹立 80 周年を見据えたさらなる協力関係強化のための共同プレスリリースを発出した。

27・28 年度目標の達成状況：B（27 年度：b，28 年度：a）

測定指標 2-4 中東諸国との関係強化に係る事業実施数(中東和平青年招へい、イスラム世界との未来対話会合、日本・アラブ経済フォーラム等)

	中期目標値	27 年度		28 年度		27・28 年度目標の達成状況
	一年度	年度目標値	実績値	年度目標値	実績値	
	—	4	5	5	5	B (27 年度：a 28 年度：b)

測定指標 2-5 中東諸国との関係強化に係る要人往来数

(我が国及び相手国とも「政務」レベル以上(我が国政府代表は含まず))	中期目標値	27 年度		28 年度		27・28 年度目標の達成状況
	一年度	年度目標値	実績値	年度目標値	実績値	
	—	20	30	30	32	B (27 年度：a 28 年度：b)

測定指標 2-6 経済条約の締結数

	中期目標値	27 年度		28 年度		27・28 年度目標の達成状況
	一年度	年度目標値	実績値	年度目標値	実績値	
	—	2	3	2	3	B (27 年度：b 28 年度：b)

評価結果(個別分野 2)

施策の分析

【測定指標 2-1 中東・イスラム諸国との交流・対話の深化】

27 年度

(1) 我が国と中東諸国との間では従来から活発な要人往来が行われており、ハイレベルでの意思疎通を通して、テロ対策を含む安全保障、開発支援、経済連携などを円滑に進める重要な鍵となっているところ、27 年度については、関係閣僚の都合がつかず延期のやむなきに至った第 4 回日・アラブ経済フォーラムを除き、国連総会等の機会をとらえたものも含め、関係国要人との充実した対話を実施し、概ね目標を達成したと判定した。

(2) 実績欄に記載の各種対話のうち、特筆すべき成果が得られた取組は以下のとおり。

要人往来・対話に関しては、11 月にイラクのジャアファリー外相が訪日し、日・イラク外相会談等を通じ、テロとの戦いの最前線に立つイラクへの支持と支援ができたことは、1 月の隣国シリアにおける ISIL による邦人殺害テロ事件の悲劇を克服し、この地域の安定化を進める上で大きな意義が認められる。更に、深刻化する国際テロ情勢の陰で埋没がちだった中東和平の進展を促すため、イスラエル、パレスチナ双方の首脳との間で直接会談する機会を得たことは、困難な中であっても我が国が中東和平問題に大きな関心を寄せ続けているという確固とした姿勢を両当事者にアピールする絶好の機会となった。

イスラエル・パレスチナ合同青年招へいについては、何かと反目しがちなイスラエル、パレスチナ双方から、将来を担うと期待される青年が一堂に会する機会を提供し、将来的な民族間・宗教間融和に繋げようという事業実施目的に鑑みれば、不断に継続できたこと自体が大きな意義を持つも

のである。

タミーム・カタール首長をはじめとする要人往来は、我が国と中東諸国との間のハイレベルの信頼関係を強化する上で有効であった。

UAE等3ヶ国との間の安全保障対話実施については、ホルムズ海峡を擁するUAE、米国中央海軍の基地を擁するバーレーン、イラク復興の前線基地たるクウェートといった地政学上、我が国の安全保障にも密接な関わりをもつこれら諸国との間で、かかる対話継続の端緒が開かれたことの意義は大きいと評価される。

外交関係樹立60周年を迎えたサウジアラビアとの関係については、実績欄記載のとおり重要な対話の実現し、28年度の副皇太子（8月）、国王（29年3月）の公式訪日につながり、極めて高い成果を上げることができた。（27年度：中東地域諸国との関係強化（達成手段②））

28年度

（1）我が国と中東諸国との間では従来から活発な要人往来が行われており、ハイレベルでの意思疎通を通して、テロ対策を含む安全保障、開発支援、経済連携などを円滑に進める重要な鍵となっているところ、28年度についても、27年度同様、国連総会等の機会をとらえたものも含め、関係国要人との充実した対話を実施し、概ね目標を達成したと判定した。

（2）特筆すべきものとして、実績欄に記載の各種対話のうち、以下の成果が得られた。

要人往来・対話に関しては、テロとの戦いの最前線にあり、また、隣国シリアから流入する難民・避難民への対応に苦しむトルコとの間で、27年度に続き首脳会談を行ったほか、中東和平の重要なパートナーであり、この地域で邦人がテロ事件に巻き込まれた場合などに情報収集、解放交渉などで重要な足場を提供し続けてきているヨルダンとの間でも2度の首脳会談を実施しており、今後ともテロ対応、中東和平等で緊密かつ良好な関係を維持することが不可欠である両国とかかるハイレベルの対話が維持、継続されていることは、大きな意義を持つ。また、28年度は湾岸諸国との間で重要な往来、対話の実現した年であった。サウジアラビアとの間では、9月のムハンマド副皇太子兼国防相の訪日と同訪日に際する外相会談、10月の国連総会に際する外相会談、29年3月にはサルマン国王の訪日の実現したほか、クウェート首相の訪日（5月、公式実務訪問賓客）、カタール首長との首脳会談（9月の国連総会）及び10月の日・カタール外相会談の実施、更には、29年3月のオマーン諮問議会議長訪日（衆院議長招待）などが行われた。中でも、サウジアラビアのサルマン国王訪日は、単に46年振りとなる国王訪日という話題性だけではなく、繰り返し内外のメディアにも取り上げられたように大規模な経済ミッションを帯同したものであり、両国関係の深化、発展に資するエポック・メイキングな訪日となった。

イスラエル・パレスチナ合同青年招へいについては、27年度分で分析のとおり、不断の継続が不可欠であり、28年度も19回目の実施を無事終えることができ、今後への確かな種まきとなった。

湾岸地域とのワークショップについては、湾岸諸国との間での要人往来が盛んに行われ二国間の交流の機会が多く実現したこともあり、ワークショップとしては湾岸諸国のみを対象とした形で開催しなかったが、右を補完するものとして、実績欄に記載の複数の行事に積極的に関わることにより、我が国と中東諸国との間の重層的な関係の深化につながった。（28年度：中東地域諸国との関係強化（達成手段①））

【測定指標2-2 自由貿易協定、投資協定等を通じた物品・サービス貿易の推進、投資・エネルギー分野における経済関係強化】

27年度

（1）イランとの投資協定署名、カタールとの租税協定発効、オマーンとの投資協定署名という具体的な成果はあったが、日・GCC・FTAは進展がなく、目標の達成には至らなかった。

（2）日・GCC・FTAは、交渉の再開に向けGCC各国及びGCC事務局に対し、累次働きかけを行ったが、交渉の進め方についてGCC内部で引き続き調整中であり、再開には至らなかった。要人往来の機会を捉え、GCCを主導するサウジアラビアや他の加盟国への働きかけを行っており、交渉再開に向けたモメンタム形成に引き続き取り組んでいる。（27年度：中東地域諸国との関係強化（達成手段①））

28年度

（1）イスラエルとの投資協定については発効の目処がつき、サウジアラビア、イランとの投資協定は発効手続きが全て整い29年4月に発効することとなるなど、具体的な成果はあったが、日・GCC・

FTAは進展がなく目標の達成には至らなかった。

- (2) これ以外にも日・トルコEPAでは6月に第5回、29年1月に第6回交渉会合を実施し、物品貿易や投資等の各分野について議論を行うなど着実な進展が見られ、UAE、カタールなど投資協定関連の交渉に目立った進展がなかったものについても、協定締結に向けた機運が盛り上がりつつある。(28年度：中東地域諸国との関係強化(達成手段①))

【測定指標2-3 中東地域産油国(特にGCC諸国)との経済関係強化に向けての各種協議・事業の実施】

27年度

- (1) エネルギー関連分野以外ではとかく見過ごされがちな中東地域産油国への我が国国内各層の関心を喚起し、相互の理解を高め合うことにより、物心両面に渡っていわゆるウィン・ウィンの関係に持って行くことが我が国のエネルギー安全保障上も重要な意義をもっており、地味ではあるがかかる対話・事業を実施したが、イラクとの間では閣僚級経済合同委員会や官民合同経済ミッションは双方関係者の日程上の都合がつかず実施しなかったため、目標達成には至らなかった。
- (2) 特に、UAE、カタールに対する牛肉輸出が可能な日本国内の施設が新たに追加されたことは我が国輸出産業の市場拡大の観点で大きな効果が見込まれ特筆される。また、GCC派遣の原子力安全に関するミッション受入は、関連施設の視察等を通じて我が国の関連施設の安全性維持にかかる取組をアピールする上で効果的であった。(27年度：中東地域諸国との関係強化(達成手段①))

28年度

- (1) 28年8～9月のムハンマド・サウジアラビア副皇太子の訪日及びその成果である日・サウジ・ビジョン2030共同グループの創設、また29年3月のサルマン・サウジアラビア国王の訪日を受け、日・サウジ経済関係強化に向けた議論は飛躍的に進展した。現在、サウジ・ビジョン2030に基づくサウジアラビアの国内経済改革に関する具体的な協力案件の特定に向け調整が進んでいる。また、カタールとの間で放射性物質に関する日本産食品輸入規制の撤廃、クウェートとの間での技術協力協定交渉、サウジとの間査証円滑化に関する覚書の署名等、経済関係強化に向けた取組を進めた。これらのことから、目標達成と判定した。
- (2) GCCを主導するサウジアラビアとの関係では、28年8～9月のムハンマド・サウジアラビア副皇太子の訪日における日・サウジ・ビジョン2030共同グループの創設に続き、サウジアラビアをはじめとした中東諸国との経済関係強化に向け、10月以降、これまで4回に日・中東経済交流等促進会議が開催され、特に日サウジ経済関係強化に向けた具体的策につき省庁横断的に策定することに大いに貢献した。また、29年3月のサルマン・サウジアラビア国王の訪日の機会にハイレベルから日・GCC・FTAの交渉再開を含む経済関係強化を働きかけた。(28年度：中東地域諸国との関係強化(達成手段①))

【測定指標2-4 中東諸国との関係強化に係る事業実施数(中東和平青年招へい、イスラム世界との未来対話会合、日本・アラブ経済フォーラム等)】

27年度

- (1) 4件の目標に対し、イスラエル・パレスチナ合同青年招へい等、5件を実施し、目標を達成した。
- (2) 12月、イスラエル・パレスチナ合同招へいとして、イスラエルと将来の「パレスチナ国家」の樹立による二国家解決の実現に向け、イスラエル・パレスチナ双方から5名ずつ実務者を招へいた。意見交換や様々な行事を通して、相互の信頼関係を構築した。(27年度：中東地域諸国との関係強化(達成手段①))

28年度

- (1) 5件の目標に対し、日本・アラブ経済フォーラム等、5件を実施し、相当程度進展した。
- (2) 日本・アラブ経済フォーラムでは、日本側及びアラブ側双方の政府機関及び民間企業等から多くの閣僚や代表が参加し、両者の現在の関係を発展させるための幅広い経済的課題について意見交換を実施した。(28年度：中東地域諸国との関係強化(達成手段①))

【測定指標2-5 中東諸国との関係強化に係る要人往来数】

27年度

- (1) 20 件の目標に対し、安倍総理大臣の中東訪問等を含め、30 件の往来があり、目標を達成した。
(2) 安倍総理大臣の中東訪問、エジプト、トルコ等の首脳訪日などハイレベルの要人往来が活発に行われた。(27 年度：中東地域諸国との関係強化 (達成手段①))

28 年度

- (1) 30 件の目標に対し、サルマン・サウジアラビア国王の訪日等、32 件の往来があり、相当程度進展した。
(2) 政務レベルの要人往来が 27 件実現し、目標に向けた進展に貢献した。(28 年度：中東地域諸国との関係強化 (達成手段①))

【測定指標 2-6 経済条約の締結数】

27 年度

- (1) 2 件の目標に対し、3 件が発効、署名に至り、相当程度進展した。
(2) カタールとの租税条約が 12 月に発効し、オマーンとの投資協定が 6 月に、イランとの投資協定が 28 年 2 月にそれぞれ署名された。(27 年度：中東地域諸国との関係強化 (達成手段①))

28 年度

- (1) 2 件の目標に対し、3 件が発効、署名に至り、相当程度進展した。
(2) サウジアラビア及びイランとの投資協定が発効に至った。イスラエルとの投資協定は 29 年 2 月に署名し、第 193 回国会に提出した。(28 年度：中東地域諸国との関係強化 (達成手段①))

次期目標等への反映の方向性

【施策(施策の必要性に関する分析を含む)】

中東和平問題やアフガニスタン復興など中東諸国における諸課題に我が国が一層効果的に関与していくためには、中東諸国からの理解と支持を得ることが不可欠であり、各国との積極的な対話・交流を行うことが必要である。

また、エネルギー確保の観点からもこの地域は我が国にとって非常に重要であり、中長期的に安定した関係を維持する必要がある。

以上のとおり、現在の施策目標は妥当であり、今後も同目標を維持し、その達成に向けた施策を実施していく。

【測定指標】

2-1 中東・イスラム諸国との交流・対話の深化

対話を通じた相互理解については、重層的関係の構築に資するという中長期的観点から、引き続き重要であり、28 年度目標は適切な目標であった。今後とも、中東・イスラム諸国との相互理解の深化のためこれらの取組を継続していく。

2-2 自由貿易協定、投資協定等を通じた物品・サービス貿易の推進、投資・エネルギー分野における経済関係強化

各種経済条約の締結に向け交渉を促進するという 28 年度目標は、サウジアラビア、イラン、イスラエル等の投資協定等各種経済条約の進展からも分かるように、適切な目標であった。今後とも、中東諸国との経済関係強化のため、これらの取り組みを継続していく。

また、日 GCC・FTA に対しては交渉の再開に向けた関連情報の収集、関係国との意見交換・調整を行っていく。

2-3 中東地域産油国(特に GCC 諸国)との経済関係強化に向けての各種協議・事業の実施

我が国の中東に対するエネルギー依存度が 8 割を超える中、中東地域産油国との経済関係強化等、重層的な関係の構築は我が国にとり死活的重要性を有するエネルギー確保の観点からも極めて重要であるとともに、日本企業の各種プロジェクト受注、中東地域への進出にも資するものである。現在の目標は妥当であり、29 年度も同目標を維持し、引き続き取組を継続していく。

2-4 中東諸国との関係強化に係る事業実施数(中東和平青年招へい、イスラム世界との未来対話

会合、日本・アラブ経済フォーラム等)

中東和平問題やシリア危機等により効果的に関与していくためには、中東諸国からの理解と支持を得ることが不可欠であり、中東諸国との積極的な対話・交流を行うことが必要である。したがって、現在の施策目標は妥当であり、今後も同目標を維持し、その達成に向けた施策を実施していく。

2-5 中東諸国との関係強化に係る要人往来数

中東諸国との関係強化をはかるべく、目標値を上回る要人往来を様々なレベルで実施できたため、28年度目標は適切であったと考える。29年度は往来の成果、国際情勢、他の主要国との比較等を踏まえた中東諸国との関係強化の観点から適切な水準の要人往来の実施を目指す。

2-6 経済条約の締結数

エネルギーの確保や中東の市場における日本企業の活躍は我が国にとって重要な課題であり、その後押しとなる経済条約の締結は引き続き求められるため、今後も必要な水準の締結数を目指す。

作成にあたって使用した資料その他の情報

- ・ 外務省ホームページ
中東
(<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/middleeast.html>)
平成28年版外交青書(第2章第6節)
(<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/bluebook/2016/html/index.html>)
第193回国会外交演説
(http://www.mofa.go.jp/mofaj/fp/pp/page3_001969.html)
「オバマ米国大統領主催難民サミット」における安倍総理大臣スピーチ
(<http://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000189801.pdf>)
「難民及び移民に関する国連サミット」全体会合における安倍総理大臣
(http://www.mofa.go.jp/mofaj/ic/ha_er/page4_002360.html)
- ・ 官邸ホームページ
持続可能な開発目標(SDGs)推進本部
(http://www.kantei.go.jp/jp/97_abe/actions/201605/20sdgs.html)
- ・ 衆議院・参議院ホームページ
(<http://www.shugiin.go.jp/internet/index.nsf/html/index.htm>, <http://www.sangiin.go.jp/>)

施策 I-6 アフリカ地域外交

平成29年度政策評価書

(外務省28-I-6)

施策名(※)	アフリカ地域外交					
施策目標	アフリカ開発の促進、アフリカ地域外交を通じた国際社会での我が国のリーダーシップの強化、及びアフリカとの二国間・多国間での協力関係の強化を推進する。このため、以下を達成する。 1 アフリカの成長・開発に関する TICAD プロセス等を推進する。 2 アフリカとの対話・交流及び我が国の対アフリカ政策に関する広報を推進する。					
施策の予算額・執行額等	区分	26年度	27年度	28年度	29年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算 (a)	56	140	331	56
		補正予算 (b)	0	△54	0	/
		繰越し等 (c)	0	0	0	/
		合計 (a + b + c)	56	85	331	/
執行額 (百万円)	48	43	202	/		

(※) 本施策は、個別分野を設定しており、「施策の概要」、「関連する内閣の重要政策」、「測定指標」、「評価結果」、「施策の分析」及び「次期目標等への反映の方向性」及び「作成にあたって使用した資料その他の情報」については、関連個別分野の該当欄に記入した。

評価結果 (注1)	目標達成度の測定結果	(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり	(判断根拠) 主要な測定指標は概ね目標に近い実績を示したことから、左記のとおり判定した。
	測定指標の27・28年度目標の達成状況(注2)	個別分野1 TICADプロセス、多国間枠組み等を通じたアフリカ開発の推進	
		*1-1 TICADプロセスの推進	B
		*1-2 対アフリカ協力における関連諸国との協調の推進	B
		*1-3 アフリカの緊急ニーズへの対応	B
		個別分野2 アフリカとの対話・交流及び我が国の対アフリカ政策に関する広報の推進	
		*2-1 アフリカとの対話・交流の推進	B
2-2 我が国の対アフリカ政策に関する広報の推進	B		

(注1) 評価結果については、各個別分野の「評価結果」－「施策の分析」及び「次期目標等への反映の方向性」欄の記載を併せて参照願いたい。

(注2) 「測定指標の27・28年度目標の達成状況」欄には、各個別分野の測定指標の名称及び27・28年度目標の達成状況を列挙した。「*」印は、該当する測定指標が主要な測定指標であることを示している。

学識経験を有する者の知見の活用	<p>(外務省政策評価アドバイザー・グループ・メンバーの所見)</p> <p>・20年超の歴史がある TICAD プロセスが日本とアフリカの関係を発展する基盤として継続・発展していることは日本外交の大きな資産である。日・アフリカ関係を繋ぐアクターは政府関係者や資源開発関係者にとどまらず、インフラ事業者、ソフト・サービス産業や、市民社会など広範に拡大している。TICAD プロセスがこうした複合的アクターの活動を支援する形で常に発展を遂げることが重要である。</p> <p>他方で、アフリカの各国・地域の事情は多様であり、AU のような広域的組織とともに、準地域組織の役割も高まっている。日本外交がきめ細かく各レベルの地域枠組みに関与する体制を築くことはきわめて重要である。</p> <p>またアフリカ部の評価としては個別分野1・2のみならず、サブ・サハラアフリカのガバナンス支援のために、平和構築や開発支援が果たす役割について、総政局国際平和協力室や国際協力局の施策と連動した評価のありかたを考えてほしい。</p>
-----------------	--

担当部局名	アフリカ部	政策評価実施時期	平成29年10月
-------	-------	----------	----------

個別分野 1 TICAD プロセス、多国間枠組み等を通じたアフリカ開発の推進

施策の概要

- 1 TICADV「横浜行動計画 2013-2017」を引き続き実施する。また、TICADVIを成功裏に開催する。
- 2 G7及びアジア諸国等と連携し、アフリカ開発に向けた取組を進める。
- 3 アフリカ諸国の状況に応じた支援を実施する。

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

- ・ 第 193 回国会外交演説（平成 29 年 1 月 20 日）
「TICADVIの成果を踏まえ、官民が連携した取組を通じてアフリカ諸国を支援していきます。」
- ・ 第 71 回国連総会における安倍総理大臣一般討論演説（平成 28 年 9 月 21 日）
「先ごろ日本がアフリカ諸国と開いた会議「TICADVI」で、わたくしは、安保理にアフリカの代表がない状況を「歴史的不正義」と彼らが呼ぶのを聞き、深く頷きました。アフリカはその長期ビジョンにおいて、2023 年までに、アフリカから常任理事国を出すことを目標に掲げています。大いに支持したいと思っています。」
- ・ 第 71 回国連総会 保健サイドイベント「国際的な健康危機：教訓の実施」における安倍総理大臣スピーチ（平成 28 年 9 月 19 日）
「先月、日本政府がアフリカで史上初めて開催した TICADVIは、ケニア・ナイロビの地で行われ、私は、UHC に向けた先駆的な国の取組が各国のモデルとなりアフリカ大陸全体に広がるよう、重点国への取組に関するコミットメントを表明しました。また、アフリカのオーナーシップの下、UHC 達成の参考となる道筋や行動を提示する「UHC in Africa」を世銀等と共に提示しました。世銀では、日本の主張を受け、途上国による危機への予防・備えの取組の支援につき検討を進めています。」
- ・ 「TICADVI開会に当たって」安倍総理大臣基調演説（全文）（平成 28 年 8 月 27 日）

測定指標 1-1 TICAD プロセスの推進

中期目標（一年度）

TICAD プロセスを通じ、アフリカの成長及び開発を効果的に後押しするとともに、アフリカ各国との協力関係を強化し、ひいては国際社会での我が国のリーダーシップを強化する。

27 年度

年度目標

- 1 TICADVの成果文書に基づき、経済成長の促進、インフラ整備・能力強化の促進等の各分野で、我が国支援策を関係部局及び関係機関と協力し確実に実施する。
- 2 TICADV 閣僚会合等の関連会合の開催により TICADV フォローアップを行う。

施策の進捗状況・実績

1 及び 2 我が国の支援の実施状況としては、TICADVで表明したアフリカ支援策（25 年-29 年（暦年）で ODA1.4 兆円を含む最大約 3.2 兆円の官民の取組）のうち、27 年 1 年間で ODA 総額約 3,400 億円（注：5 年間で ODA1.4 兆円との目標の 1 年間分（2,800 億円）に相当する金額を上回る進捗）、その他の支援約 2,000 億円を実施した。また、25（2013）年の TICADV 後にアフリカで新たに発生した国際資源価格の下落やエボラ出血熱の流行等の諸問題への対応もすべく、28 年の TICADVI 開催も念頭に置きつつ取組を進めた。

8 月の TICAD プロセス・モニタリング合同委員会において、TICADVI で配布予定の TICADV 進捗報告書（TICADV で発出された「横浜行動計画 2013-2017」で示されているアフリカ側の取組や日本を含む国際社会の取組の進捗状況ととりまとめた報告書）の素案を参加者の間で共有し、各国・機関による行動計画の着実な実施を再確認した。

9 月に開催した第 3 回日・アフリカ地域経済共同体（RECs）議長国首脳会合では、TICADVI が初めてアフリカで開催されることを踏まえ、期待される成果や RECs との連携のあり方等について意

見交換を行い、TICADVIに向け、地域レベルでも協力していくことで一致した。また、同会合にて、エチオピアを始めとする REGs 議長国から、これまでの TICAD プロセスを通じた着実な日本の支援に対する評価と感謝の意が表された。

10 月には、岸田外務大臣及び民間企業の代表を共同議長とし、TICADVIに向けアフリカにおける日本企業の進出促進のため、TICADVI官民円卓会議を立ち上げた。その後、28 年 1 月及び 3 月にも同会議を開催し、TICADVIでの提言書提出のために意見交換を重ねた。

28 年 3 月には、ジブチで TICADVI高級実務者会合を開催し、TICADVIで期待される成果について議論を行ったほか、TICADVI閣僚級準備会合を同年 6 月にガンビアで開催することを決定する等、TICADVIに向けて着実にプロセスを進めた。

7 月、11 月、28 年 1 月及び同年 3 月に総理官邸にて、内閣官房副長官を議長とするアフリカ経済戦略会議を外務省のとりまとめにより実施した。外務省を含む関係省庁事務次官・局長級が出席し、TICADVIにおいて打ち出すべき日本の貢献案について意見交換を行った。

28 年度

年度目標

- 1 TICADV の成果文書に基づき、経済成長の促進、インフラ整備・能力強化の促進等の各分野で、TICADV で表明したアフリカ支援策（25 年－29 年（暦年）で ODA1.4 兆円を含む最大約 3.2 兆円の官民の取組）を関係機関と協力し確実に実施する。
- 2 TICAD 閣僚会合等の関連会合の開催及び進捗報告書の作成により TICADV フォローアップを行う。
- 3 TICADVIにおいて、共催者、他ドナー諸国、国際機関及び NGO 等を含む国際社会の具体的な対アフリカ政策をとりまとめた成果文書の策定及び成果文書に基づく支援策の着実な履行を目指す。

施策の進捗状況・実績

- 1 及び 2 8 月の TICADVI開催に先立ち、TICADV 進捗報告書（2013－2015 年）を日・英・仏の 3 言語で作成した。同報告書には、25 年から 27 年までの 3 年間に、TICADV で採択された横浜行動計画（2013－2017）に沿って、日本、アフリカ及びパートナー（国際機関、アフリカ以外の諸外国等）が行った取組を記載した。日本の取組については、TICADV で表明したアフリカ支援策（25 年－29 年（暦年）で ODA1.4 兆円を含む最大約 3.2 兆円の官民の取組）に関して、5 年間の TICADV コミットメントのうち 27 年までの 3 年間で進捗率が約 68%に達していることを示した（具体的には ODA 総額約 9,500 億円、非 ODA 1 兆 2,180 億円を実施（29 年 8 月の TICAD 閣僚会合の場で公表することも念頭に 28 年の進捗を集計中。）。同報告書は、6 月にガンビア・バンジュールにおいて開催された TICADVI閣僚級準備会合において会合出席者に共有されるとともに、外務省ホームページ上で公表された。

6 月の TICADVI閣僚級準備会合においては、TICADV フォローアップのためのセッションを開催した。同セッションでは、TICAD 共催者（日本政府、世界銀行、国連開発計画（UNDP）、国連、アフリカ連合委員会（AUC））から、TICADV の 6 つの重点事項（Ⅰ. 民間セクター主導の成長促進、Ⅱ. インフラ整備の促進、Ⅲ. 農業従事者を成長の主人公に、Ⅳ. 持続可能かつ強靱な成長、Ⅴ. 万人が成長の恩恵を受ける社会の構築、Ⅵ. 平和と安定、グッドガバナンス）のそれぞれにおける進捗状況につき報告を行い、続いて会合参加者（アフリカ諸国、国際機関・地域機関等）との間で意見交換を行った。

- 3 6 月の TICADVI閣僚級準備会合において、TICADVIの成果文書である「ナイロビ宣言」及び「ナイロビ実施計画」の内容について、閣僚級で概ね意見の集約を図ることができた。これらの成果文書は、8 月の TICADVI直前に開催した TICADVI閣僚級事前会合において、閣僚級での意見の集約を見た後、共催者、アフリカ各国、援助諸国、国際機関及び NGO 等の市民社会の出席を得た TICADVI首脳会合（於：ケニア・ナイロビ）において採択された。

ナイロビ宣言では、国際資源価格の下落、エボラ出血熱の流行及び暴力的過激主義の頻発という 25（2013）年以降に顕在化したアフリカの開発を巡る環境変化を踏まえ、経済の多角化・産業化、強靱な保健システム促進及び社会安定化促進を優先分野とし、今後 3 年間で国際社会が取り組むべき施策を打ち出した。

また、TICADVIにおいては、安倍総理大臣から、我が国による取組として、28－30（2016－2018）年の 3 年間で、ナイロビ宣言の 3 つの優先分野に則し、我が国の強みである質の高さを活かした約 1,000 万人の人材育成をはじめ、官民総額 300 億ドル規模の質の高いインフラ整備や保健システム構築、平和と安定の基礎作り等のアフリカの未来への投資を行う旨発表した。サイドイベン

トを含めた会議参加者はこれまでの TICAD で最大の 11,000 名以上を動員し、前回 (TICADV) の約 4,500 名を大きく上回った。また、安倍総理大臣に同行する経済ミッションとして、経団連会長を始めとする 77 の企業・団体が会議に出席し、同時開催されたビジネスカンファレンスの場で合計 73 本の覚書に署名した。参加人数及び官民のコミットメントの規模において、これまでの実績を上回る成果を上げ、初のアフリカ開催を歴史的成功に導くことができた。会議自体は歴史的成功であったが、日本がコミットした官民総額 300 万ドルは、他のドナー国との比較では必ずしも量的優位に立つものではなく、実施に際して、質的拡充の努力を要している。

27・28 年度目標の達成状況：B (27 年度：c, 28 年度：a)

測定指標 1-2 対アフリカ協力における関連諸国との協調の推進

中期目標 (一年度)

新興国を含む他の援助国との政策協議を積極的に行い、また、G7 関連会合等の国際的フォーラムに積極的に参加することで、我が国の対アフリカ外交と国際社会のアフリカへの取組の連携を図り、アフリカ開発を効果的に促進する。また、国際社会のアフリカ開発及びアフリカの平和・安定に向けた議論を主導することで、国際社会での我が国のリーダーシップを強化する。

27 年度

年度目標

- 1 G7 サミット等のフォーラムに積極的に参加し、国際社会のアフリカ開発及びアフリカの平和と安定に向けた議論を主導し、我が国の対アフリカ外交と国際社会のアフリカへの取組の連携を図る。
- 2 仏、中、韓、印及びポルトガル等の他の援助国との政策協議や意見交換を積極的に実施することにより、各国と協力してアフリカ開発を効果的に推進する。

施策の進捗状況・実績

- 1 6月にG7サミット(エルマウ)に参加し、アフリカの安全、統治及び安定にとっての挑戦に対処する上でアフリカのパートナーを支援するとの継続的な関与を他のG7諸国とともに確認した。その他、11月にアフリカ・グローバル・パートナーシップ・プラットフォーム(AGPP)や、12月にアフリカ・クリアリング・ハウス会合等、アフリカ開発及びアフリカの平和と安定に関する国際的な協議に積極的に参加した。
- 2 10月、ヴァルス・フランス首相が訪日した際、安倍総理大臣との会談の機会に「アフリカにおける持続可能な開発、保健及び安全のための日仏計画」を採択し、アフリカにおける日仏協力の強化を打ち出した。加えて、日中韓(9月)、日EU(28年2月)、日仏(7月)、日英(10月)、日伊(28年1月)の枠組みにおいてアフリカ政策協議(局長級)を実施する等、他国・機関との協議を実施し、地域情勢についての情報収集を強化するとともに、開発政策をはじめとする対アフリカ政策における協力の可能性を検討した。

28 年度

年度目標

- 1 伊勢志摩サミットをはじめとするG7関連会合では議長国として、またその他のフォーラムにも積極的に参加し、国際社会のアフリカ開発及びアフリカの平和と安定に向けた議論を主導し、我が国の対アフリカ外交と国際社会のアフリカへの取組の連携を図る。
- 2 仏、英、米、アジア諸国等の関連諸国との政策協議や意見交換を積極的に実施することにより、各国と協力してアフリカ開発を効果的に推進する。

施策の進捗状況・実績

- 1 5月に開催したG7伊勢志摩サミットにおいては、アフリカ連合(AU)議長のデビー・イトゥノ・チャド大統領をアフリカ代表として招待してアウトリーチ・セッションを実施し、議長国としてアフリカ開発に関する議論を主導した。同セッションでは、アフリカにおいて、保健や女性に加え、

安全保障や気候変動にもしっかりと取り組み、一体性のある、豊かで平和なアフリカの実現のために G7 が後押ししていくことで一致した。同セッションでの議論を受けて採択された G7 伊勢志摩首脳宣言には、「我々は、アジェンダ 2063 及びその最初の 10 年間の実施計画に記載されたようなアフリカの開発願望の促進を、アフリカ連合及びそのメンバーと協力して支援する用意がある」と明記されるとともに、TICADVI に対する期待も示された。

また、12 月には、G7 アフリカ・クリアリングハウス会合を東京で開催した。同会合はアフリカの開発の前提となる平和と安定に関して専門家レベルで議論を行うものであり、我が国からはアフリカ PKO 訓練センター支援を紹介し、G7 各国との効果的な連携のあり方について議論した。

29 年 2 月にドイツで行われた G20 外相会合においては、アフリカ諸国とのワーキングランチが実施され、我が国も出席した。また、同月イタリアで実施された G7 アフリカ局長会議にも出席し、アフリカにおける平和と安定に向けた取組、AU を始めとする地域機関との連携強化等について議論を行い、G7 外相会合の成果文書に盛り込むべき要素をまとめた文書の作成に積極的に参加した。

2 仏との協力に関しては、8 月の TICADVI において、仏から閣僚級の参加を得て、TICAD 史上初となる日仏共催サイドイベント「アフリカのための日仏パートナーシップ」を実施した。同イベントでは、27 年 10 月にヴァルス首相と安倍総理大臣により発出された「アフリカにおける持続可能な開発、保健及び安全のための日仏計画」の実施の進展が確認された。（主に持続可能な開発についての日仏協力の進展を確認した。具体的には、コートジボワール政府、JICA 及び仏開発庁（AFD）との間で、アビジャンにおける持続可能な都市についての業務協力協定（MOC）が署名され、関係機関間の協力の枠組みが具体化された。また、三菱商事と仏トタル社の両子会社間でケニアにおける太陽光エネルギーの開発を目的とする覚書（MOU）が、さらに、三菱商事と仏エジス社の間でコートジボワールにおける水分野の開発を目的とする覚書（MOU）を含む 2 件、計 3 件の覚書が署名された。）

米との間では、TICADVI のサイドイベント（JICA 主催）の機会に、「アフリカにおける日米クリーン・エネルギー協力に関する覚書」への署名を行った。同覚書においては、日本の TICAD プロセスにおけるエネルギー関連政策を、米主導のパワー・アフリカ・イニシアティブと協調させ、クリーン・エネルギーへの投資促進や東アフリカにおける地熱発電の促進等の分野で協力を強化することとした。

英との間でも、TICADVI の機会に、JICA・英国政府・赤十字国際委員会（ICRC）の共催で、サイドイベント「ジェンダー平等と女性のエンパワーメントが平和な社会を創る」が開催されるなど、アフリカに関する日英協力に進展が見られた。

インドとの間では、11 月、アフリカに関する日印政策協議（局長級）を実施し、開発政策をはじめとする対アフリカ政策における連携強化につき協議した。

他方、実施が予定されていた日中韓アフリカ政策協議は日程調整がつかず、開催されなかった。

27・28 年度目標の達成状況：B（27 年度：a，28 年度：b）

測定指標 1－3 アフリカの緊急ニーズへの対応

中期目標（一年度）

アフリカからの支援ニーズに対する迅速な対応の実績を重ねることにより、人道的危機の軽減や不安定要因の削減という形でアフリカ開発及び平和と安定に貢献し、ひいては我が国の国際社会でのリーダーシップを強化する。

27 年度

年度目標

アフリカにおける以下をはじめとする支援ニーズに、関係部局と協力し、迅速に対応する。

- 1 エボラ出血熱に代表される感染症の流行、自然災害の発生等に対する緊急の支援ニーズ
- 2 政情不安、大統領選挙の実施等に対する平和と安定等に向けた支援ニーズ

施策の進捗状況・実績

- 1 エボラ出血熱の流行に対しては、7 月の潘国連事務総長主催による国際エボラ出血熱復興会議に中根外務大臣政務官が出席してステートメントを行い、流行国が策定した復興計画に沿って、27

(2015) 年中に 8 千万ドル規模の支援を実施する旨表明したほか、TICAD V で約束した 5 億ドルの保健分野での支援に関し、今後西アフリカ地域の保健システムの強化・構築に向けた支援を重点的に実施する旨表明した。

- 2 アフリカの平和と安定に対する貢献については、PKO（国連平和維持活動）訓練センターへの支援を実施することにより平和構築に携わるアフリカの人材育成に貢献した。また、サヘル地域、ソマリア、スーダン、南スーダンでは、国際機関を通じた拠出金により、紛争やテロ防止、国内避難民や難民に対する支援等の緊急支援を行った。さらにアフリカ連合（AU）への拠出を通じ、平和・安全保障分野における国連と AU の連携強化及びアフリカの保健、女性分野における緊急の支援ニーズに対応することを決定した。

28 年度

年度目標

TICAD プロセスを通じた支援を継続するとともに、アフリカにおける以下をはじめとする緊急支援ニーズに迅速に対応する。

- 1 感染症の流行、自然災害の発生等に起因する緊急の支援ニーズ
- 2 政情不安、大統領選挙の実施等に関する平和と安定等に向けた緊急の支援ニーズ

施策の進捗状況・実績

- 1 8 月には、南部アフリカ地域における食料不足に対応するため、国連世界食糧計画（WFP）経由で総額 500 万ドルの緊急無償資金協力を決定した。また、同月、TICAD VI において、公衆衛生危機への対応能力及び予防・備えの強化及びアフリカにおけるユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）推進のため、G7 伊勢志摩サミットでの約 11 億ドルの拠出表明に関し、グローバルファンド、ワクチンアライアンス（Gavi）等を通じて、約 5 億ドル以上の支援をアフリカで実施することを表明した。更に、29 年 3 月には、アフリカ地域における飢饉に対する緊急無償資金協力として、WFP を始めとする 6 機関を通じて、ナイジェリア・南スーダン・ソマリア・エチオピア・ケニアに対し、総額 2,600 万ドルの支援を行うことを決定した。

また、エボラ出血熱の流行を受けてアフリカ連合（AU）が設立を決定したアフリカ疾病対策予防センター（CDC）に対し、27 年度に引き続き、28 年度も支援を行うことを決定した。

- 2 アフリカの平和と安定に対する貢献として、PKO（国連平和維持活動）訓練センターへの支援を引き続き実施し、平和構築に携わるアフリカの人材育成に貢献した。また、サヘル地域、ソマリア、スーダン・南スーダン等においては、国際機関を通じた拠出金により、紛争やテロ防止、国内避難民や難民に対する支援等の緊急支援を行った。さらに、AU への拠出を通じ、アフリカの平和と安定に貢献した。AU への拠出を通じ、AU リエゾン・オフィスのほか、疾病予防管理センター（CDC）の設立及びその活動、更には女性のエンパワーメント支援を実施し、アフリカの平和と安定に貢献した。

27・28 年度目標の達成状況：B（27 年度：b，28 年度：a）

参考指標：対アフリカ民間直接投資残高（5 年平均値，単位：億ドル）

(出典:ジェトロ(日本貿易振興機構) 日本の直接投資(残高)) ※28 年分については未公表	実績値		
	22-26 年	23-27 年	24-28 年
	86	95	—

評価結果（個別分野 1）

施策の分析

【測定指標 1-1 TICAD プロセスの推進】

27 年度

- (1) TICAD V のフォローアップについては、特に 5 年間の TICAD V コミットメントのうち 3 年間で進捗率が約 68% に達し（具体的には ODA 総額約 9,500 億円，非 ODA 1 兆 2,180 億円を実施），年次想定進捗率の 60% を大きく超過するなど高い成果を得ることができた。しかし、本来毎年開催

することとなっている閣僚会合が実施されなかったため、TICAD プロセスにおいて重要な継続性を欠くこととなったことから、27 年度は目標の達成に向け、一定の進展を示すにとどまったと判定した。

- (2) 日本は TICAD V で表明したアフリカ支援策（25 年－29 年（暦年）で、ODA 1.4 兆円を含む最大約 3.2 兆円の官民の取組）のうち、27 年 1 年間で ODA 総額約 3,400 億円、その他の支援約 2,000 億円を実施した。また、8 月に東京にて実施した TICAD プロセス・モニタリング合同委員会及び 28 年 3 月にジブチにて実施した TICAD VI 高級実務者会合（SOM）において、TICAD V の際に採択された横浜行動計画について、アフリカ諸国及び日本を始めとする各国・機関により着実なフォローアップが実施されていることが確認された。一方で閣僚会合は、開催地を巡ってアフリカ側との調整がつかず、27 年度中に実施することができなかった。（27 年度:TICAD プロセス（達成手段①））

28 年度

- (1) 全ての目標が達成され、特に TICAD V のフォローアップ及び TICAD VI について顕著な成果を得ることができたことから、目標達成と判定した。
- (2) TICAD V で表明したアフリカ支援策に関し、25 年から 27 年までの進捗報告書を提出した。同報告書において、日本は 5 年間の TICAD V コミットメントのうち 3 年間で進捗率が約 68%に達していることを示した（具体的には ODA 総額約 9,500 億円、非 ODA 1 兆 2,180 億円を実施）。また、同報告書においては日本の取組のみならず、アフリカ及びパートナー（国際機関、アフリカ以外の諸外国等）が行った取組も詳しく記載することにより、包括的に TICAD V フォローアップを行うことができた。

TICAD VI は、TICAD 史上初のアフリカ開催となったが、我が国は同会議の共同議長として、開催準備及び成果文書の作成プロセスを積極的に主導する等リーダーシップを発揮し、円滑に実施することができた。同会議の成果文書として「ナイロビ宣言」を成功裏に採択することができた。同会議は、共催者、53 のアフリカ諸国、ドナー諸国、国際機関及び NGO 等の市民社会の代表等、約 11,000 人の参加を得て、前回（TICAD V）の約 4,500 名を大きく上回り、20 年以上の歴史を有する TICAD プロセスの中で最大規模の会議となった。安倍総理大臣が基調演説で発表した官民総額 300 億ドル規模の質の高いインフラ整備や保健システム構築、平和と安定の基礎作り等のアフリカの未来への投資など、我が国の取組に対しては、アフリカ各国首脳から高い評価が表明された。また、総理同行経済ミッションとして、77 団体の企業・大学等が参加し、22 の民間企業・団体が 26 のアフリカ諸国・国際機関等との間で計 73 本の覚書に署名するとともに、「日アフリカ官民経済フォーラム」の立ち上げも表明されるなど、官民連携の面でも顕著な前進が見られ、アフリカ首脳及びアフリカ経済界代表からは、日本企業の取組に対する評価と更なる投資促進への期待が述べられた。参加人数及び官民のコミットメントの規模において、これまでの実績を上回る成果を上げ、初のアフリカ開催を歴史的成功に導くことができた。一方で、日本がコミットした官民総額 300 億ドルは、他のドナー国との量的比較では必ずしも優位に立つものではなく、アフリカ諸国の中では他のドナー国の存在感も目立つ。この事実から、28 年度の年度目標は達成しつつも、「TICAD プロセスを通じてアフリカ各国との協力関係を強化し、ひいては国際社会での我が国のリーダーシップを強化する」という中期目標に照らし、目標を大幅に上回って達成したとは言えないと判定した。（28 年度:TICAD プロセス（達成手段①））

【測定指標 1－2 対アフリカ協力における関連諸国との協調の推進】

27 年度

- (1) 特に日仏のアフリカ協力に関して高い成果を得ることができたことから、目標達成と判定した。
- (2) ヴァルス仏首相の訪日の機会を捉え、首脳間の文書である「アフリカにおける持続可能な開発、保健及び安全のための日仏計画」を採択し、日仏間のアフリカに関する協力が大きく前進した。同計画は、我が国のアフリカ協力において、開発協力に関する他の援助国との協調は、援助効果を高め、効率的な支援を実施するために重要である。中でも、アフリカ 50 か国に大使館を有し、とりわけ仏語圏アフリカにおいて圧倒的なプレゼンスのある仏との協調は、昨今の中国のアフリカ進出にも留意しつつ、アフリカの持続可能な開発に貢献していく上で極めて重要である。仏は当初、日仏企業間協力を念頭に、都市開発分野にのみ焦点を当てた協力を強く望んだが、我が国がイニシアティブを発揮し、保健及び安全という我が国にとって重要な 2 つの柱を計画に盛り込むべく、日仏アフリカ局長協議等を通じ働きかけを行い、最終的に都市開発、保健、安全を日仏

計画の優先3分野と位置づけることができた。この3分野は TICADVIにおける優先3分野との親和性が高く、日仏アフリカ計画は、今後も、我が国のアフリカ協力のより効果的・効率的な推進に資することが期待される。二国間で協力方針についてこうした文書に署名したことは、具体的な連携を進めるための大きな一助であり、重要な成果であった。(27年度:アフリカ諸国との関係強化(達成手段②))

28年度

- (1) 我が国が議長国として主催したG7関連会合や、日米及び日仏のアフリカ協力に関して高い成果を得ることができたが、アジア諸国との協力という観点から重要な要素である日中韓アフリカ政策協議は実施できなかったことから、おおむね目標に近い進展を示したと判定した。
- (2) 議長国としてアフリカ開発の議論を主導し、我が国が重視するアジェンダをG7の成果文書に盛り込むことができた。また、その成果を実践する第一歩として、G7伊勢志摩サミットでの議論の結果を踏まえてTICADVIで具体的な貢献策を発出し、G7議長国として着実に伊勢志摩サミットの成果を実現する旨を発表した。こうしてG7議長国として実施の面でも、国際社会を主導することができた。また、東京においてクリアリング・ハウス会合(アフリカにおける平和支援活動(Peace Support Operation: 所謂PKO活動を包含した平和構築)の能力強化支援について議論するG7及び関心国による専門家会合)を実施し、アフリカの平和と安定にむけたG7の連携強化のための議論を主導した。また、関連諸国との協調の推進にあたっては、TICADVIの機会を活用し、米との間では「アフリカにおける日米クリーン・エネルギー協力に関する覚書」に署名し、仏との間では閣僚級の参加を得てTICAD史上初の日仏共催イベントを成功裏に開催する等の具体的成果を得た。このようにTICADVIを活用して関連諸国との協力関係強化を図ったことにより、TICADそのものについても、開かれた国際フォーラムであるとの特長を強化することができた。一方で、予定されていた日中韓アフリカ政策協議は日程の調整がつかず実施ができなかった。(28年度:アフリカ諸国との関係強化(達成手段②))

【測定指標1-3 アフリカの緊急ニーズへの対応】

27年度

- (1) 西アフリカ地域におけるエボラ出血熱流行に対応するための支援やPKO訓練センターへの支援の実施等を通じ、多くの目標が達成されたものの、全ての目標達成には至らなかった。
- (2) エボラ出血熱の流行を受け、27年中に8千万ドル規模の支援を表明し、西アフリカ地域の保健システムの強化・再構築に向けた支援を重点的に実施する旨を発表した。こうした我が国の支援は、エボラ出血熱の流行終息及びその後の復興に寄与した。また、PKO訓練センターへの支援を通じ、アフリカの平和構築、人材の育成に貢献し、25年から27年末までに3,000名以上を訓練した。27年度にも、特に、サヘル地域を始めとする西アフリカでは、テロ事案が度々発生するなど不安定な情勢が続いており、テロや難民・国内避難民への対応が引き続き課題となっているが、アフリカ諸国や国際社会が求める現地の緊急支援ニーズに対して、予算上の制約等により日本に期待される役割を十分に果たせなかった部分もあると評価し得る。(27年度:その時々のアフリカの状況の的確な把握(達成手段③))

28年度

- (1) G7伊勢志摩サミットでの約11億ドルの拠出表明のうち約半分をアフリカにて実施したこと、国連からの要請に応じたタイミングで緊急無償資金協力を実施したことから、目標達成と判定した。
- (2) 前年までのエボラ出血熱の流行により、アフリカにおける保健システムの脆弱性に対応する必要性が改めて浮き彫りになったことを受け、TICADVIにおいて、「強靱な保健システムの促進」を優先分野の一つに位置付けた。TICADVIの機会には、我が国の取組として、約5億ドル以上の保健分野の支援をアフリカで実施することを表明することができた。また、アフリカにおける自然災害の発生に起因する緊急の支援ニーズに対して、無償資金協力を活用した食料援助等により迅速に対応した。(28年度:その時々のアフリカの状況の的確な把握(達成手段③))

次期目標等への反映の方向性

【施策(施策の必要性に関する分析を含む)】

アフリカは、豊富な資源と増大する人口を背景に、輸入先、市場及び製造拠点として高い潜在性を有することから、経済面における重要性を増している。また、アフリカ 54 か国との友好関係は、国際社会における支持獲得という政治的側面からも重要である。一方で、アフリカは、政治的混乱、テロといった安全保障上の脅威、貧困や感染症といった開発課題を抱える。これらの不安定要因は、近年欧州においてアフリカからの移民・難民が社会問題となっていることなどにも見られるように、アフリカの安定のみならず国際社会全体の安定の観点からも重要である。

こうした背景の下、国際社会のアフリカに対する関心は一層高まっており、近年、中、韓、印、米、仏、EU 等の多くの国・地域が、対アフリカ協力を目的としたフォーラムを開催している。

我が国が 5（1993）年に開始し、20 年超の歴史を誇る TICAD プロセスは、こうした国際パートナーによる対アフリカ協力フォーラムのさきがけであり、アフリカのオーナーシップと国際社会のパートナーシップを重視する、アフリカの開発に関する開かれたフォーラムとして国際社会からも高く評価されている。日本とアフリカの首脳のみならず、共催者を始めとする国際・地域機関、パートナー諸国、民間企業、市民社会等、アフリカ開発に関わる幅広い関係者が参加するプロセスへと大きな発展を遂げ、閣僚級、高級実務者級等様々なレベルでのフォローアップ体制も確立した。アフリカ開発の促進及びアフリカ地域外交を通じた国際社会での我が国のリーダーシップの強化にあたり、不可欠の取組となっている。28 年 8 月の TICAD VI でも、米、仏、英等第三国との協力が進展した。他国・地域が類似の取組を通じてアフリカとの関係強化を図る中、TICAD プロセスを今後とも継続・強化していく意義は極めて大きい。次回の TICAD 7 は、31（2019）年に日本で実施を予定している。

また、G 7 では例年アフリカが主要議題として取り上げられているほか、29 年は議長国ドイツの意向により G 20 においてもアフリカが主要議題となるなど、多国間枠組みにおいてもアフリカに関する議論が活発に行われてきている。我が国として、これらの会議における議論に積極的に参加するとともに、G 7・G 20 メンバーを始めとする関連諸国との政策協議や意見交換を積極的に実施することにより、アフリカ開発を効果的に推進していくことが引き続き重要である。

以上から、TICAD プロセス、多国間枠組み等を通じてアフリカの成長・開発を推進するとの施策目標は引き続き妥当であると考えられ、今後とも同目標を維持し、その達成に向けた施策を実施していく。

【測定指標】

1-1 TICAD プロセスの推進

上記の施策の分析のとおり、27・28 年度において目標に向け進展してきている。今後は、中期目標を念頭に、TICAD V の横浜行動計画（実施期間：2013～2017 年）及び TICAD VI のナイロビ実施計画（実施期間：2016 年～2018 年）で表明した施策の実施及び進捗フォローアップを他ドナー国との質的差異化も念頭に着実に進めるとともに、31（2019）年に日本で開催予定の TICAD 7 に向けた準備を進めていく。

1-2 対アフリカ協力における関連諸国との協調の推進

上記の施策の分析のとおり、27・28 年度において目標に向け進展してきている。特に仏及び米との間では、アフリカでの協力に関する文書が作成されたことを受け、今後は同文書に挙げられた分野を中心に、具体的な協力を一層進展させるべく取り組んでいく。また、印との間では、TICAD VI の機会に我が国が発表した「自由で開かれたインド太平洋戦略」も念頭に、アフリカにおける連携強化に引き続き取り組んでいく。

1-3 アフリカの緊急ニーズへの対応

上記の施策の分析のとおり、27・28 年度において目標に向け進展してきている。特に TICAD VI においては、暴力的過激主義の高まりや保健システムの脆弱性への対応などといった、アフリカにおける喫緊の課題に対応することを主眼に優先分野を設定し、我が国としての取組を発表した。一方で、テロ事案が依然として頻発する等、アフリカ各地で不安定な情勢が続いている現状に鑑み、より一層の取組の余地があると考えられる。今後とも、TICAD VI のフォローアップに資する取組に特に注力しつつ、アフリカにおける緊急の支援ニーズに迅速に対応できるよう取り組んでいく。

作成にあたって使用した資料その他の情報

・外務省ホームページ

第71回国連総会における安倍総理大臣一般討論演説（平成28年9月21日）

(http://www.mofa.go.jp/mofaj/fp/unp_a/page4_002385.html)

第71回国連総会 保健サイドイベント「国際的な健康危機：教訓の実施」における安倍総理大臣 冒頭挨拶（平成28年9月19日）

(<http://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000189686.pdf>)

ナイロビ宣言（平成28年8月28日）

(http://www.mofa.go.jp/mofaj/af/af1/page3_001784.html)

「TICADVI開会に当たって」安倍総理大臣基調演説（平成28年8月27日）

(http://www.mofa.go.jp/mofaj/afr/af2/page4_002268.html)

TICADV進捗報告2013-2015年（ダイジェスト版）（平成28年7月4日）

(http://www.mofa.go.jp/mofaj/afr/af2/page24_000669.html)

G7伊勢志摩首脳宣言（仮訳）（平成28年5月27日）

(<http://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000160267.pdf>)

アフリカにおける持続可能な開発，保健及び安全のための日仏計画（平成27年10月5日）

(<http://www.mofa.go.jp/mofaj/000103050.pdf>)

外交青書（2016）第2章 地球儀を俯瞰する外交 第7節 サブサハラ・アフリカ 各論 1 アフリカ開発会議（TICAD）プロセスを中心とした日・アフリカ関係の強化

(http://www.mofa.go.jp/mofaj/fp/pp/page22_002579.html)

TICADV横浜行動計画2013-2017（平成25年6月3日）

(http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/page3_00210.html)

・ジェトロ（日本貿易振興機構）ホームページ

日本の直接投資（残高）

(<https://www.jetro.go.jp/world/japan/stats/fdi.html>)

個別分野 2 アフリカとの対話・交流及び我が国の対アフリカ政策に関する広報の推進

施策の概要

- 1 招へいスキーム及び交流事業等を通じた広範な分野・レベルでの対話・交流により、アフリカとの友好関係を促進する。
- 2 アフリカ連合（AU）総会、TICAD 関連会合等の多国間会合や大統領就任式等の行事の機会を捉えた政務の積極的なアフリカ訪問、貿易投資促進官民合同ミッションの実施等を通じ、我が国政治レベルや民間企業関係者等のアフリカ訪問を積極的に実施する。
- 3 TICADVIに向け、メディア等を通じた広報活動を展開する。

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

- ・ 第 193 回国会外交演説（平成 29 年 1 月 20 日）
「TICADVIの成果を踏まえ、官民が連携した取組を通じてアフリカ諸国を支援していきます。」
- ・ 第 71 回国連総会における安倍総理大臣一般討論演説（平成 28 年 9 月 21 日）
「先ごろ日本がアフリカ諸国と開いた会議「TICADVI」で、わたくしは、安保理にアフリカの代表がない状況を「歴史的不正義」と彼らが呼ぶのを聞き、深く領きました。アフリカはその長期ビジョンにおいて、2023 年までに、アフリカから常任理事国を出すことを目標に掲げています。大いに支持したいと思っています。」
- ・ 第 71 回国連総会 保健サイドイベント「国際的な健康危機：教訓の実施」における安倍総理大臣スピーチ（平成 28 年 9 月 19 日）
「先月、日本政府がアフリカで史上初めて開催した TICADVIは、ケニア・ナイロビの地で行われ、私は、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）に向けた先駆的な国の取組が各国のモデルとなりアフリカ大陸全体に広がるよう、重点国への取組に関するコミットメントを表明しました。また、アフリカのオーナーシップの下、UHC 達成の参考となる道筋や行動を提示する「UHC in Africa」を世銀等と共に提示しました。世銀では、日本の主張を受け、途上国による危機への予防・備えの取組の支援につき検討を進めています。」
- ・ 「TICADVI開会に当たって」安倍総理大臣基調演説（全文）（平成 28 年 8 月 27 日）

測定指標 2-1 アフリカとの対話・交流の推進

中期目標（一年度）

アフリカとの対話・交流を、幅広い分野・レベルにおいて活発化することで、我が国に対する理解と信頼を高め、アフリカとの二国間・多国間での協力関係を維持・深化させる。

27 年度

年度目標

- 1 アフリカ諸国との二国間・多国間での協力関係を推進するため以下を実施する。
 - (1) アフリカ諸国の元首や外相等の招へい及び我が国要人との会談を実現する。
 - (2) TICAD 関連会合等の多国間会合や記念行事等の機会を捉えた政務の積極的なアフリカ訪問により各国要人との会談を実現する。
- 2 貿易投資促進官民合同ミッションの実施等を通じ、民間企業によるアフリカとの貿易・投資分野の関係促進を積極的に支援する。
- 3 産業人材育成の一環として、関係部局と連携し、アフリカ諸国からの若者の受入れを実施する。

施策の進捗状況・実績

- 1 (1) アフリカ諸国の元首や外相等の招へい及び我が国要人との会談を以下のとおり実施した。
実務訪問賓客としてイスフ・ニジェル大統領（6 月）が、公式実務訪問賓客としてムセベニ・ウガンダ大統領（9 月）、ムガベ・ジンバブエ大統領（28 年 3 月）が、また女性が輝く社会に向けた国際シンポジウム（WAW! 2015）の機会にサーリーフ・リベリア大統領（8 月）が訪

日し、安倍総理大臣との会談を行った。このほか、実務訪問賓客としてラマポーザ・南アフリカ共和国副大統領（8月）が訪日し、安倍総理大臣を表敬したほか、安倍総理大臣が過去に訪問したエチオピアやコートジボワールを始めとし、多くの国から外相や閣僚級の要人が訪日し、我が方政務との意見交換を実施し、アフリカの平和と安定や国連安保理改革等の国際社会の課題に関する議論を深めるとともに、TICADVIに向けた協力を確認した。

（2）我が方からは、政務レベルの要人が以下のとおり積極的にアフリカを訪問し、各国要人との会談を実現した。

平和と安定分野では、5月に宇都外務大臣政務官がジブチ及び南スーダンを訪問し、要人への表敬及び会談を行ったほか、11月には、第2回アフリカの平和と安全に関するダカール国際フォーラムに出席するため、濱地外務大臣政務官がセネガルを訪問し、ガボン及びトーゴの首脳を含む要人と二国間会談を行った。

また、8月に城内外務副大臣のベナン及びセーシェル訪問、8月末から9月初頭に中根外務大臣政務官のエチオピア及びジンバブエ訪問、12月に黄川田外務大臣政務官のザンビア、ボツワナ、ジブチ、コンゴ共和国及びエチオピア訪問及び木原外務副大臣のタンザニア訪問、28年3月に木原外務副大臣のナイジェリア訪問を行った。各訪問国での会談の場では、TICADVIや安保理改革での連携強化を進める等、アフリカ各国との二国間関係の強化のみならず国際社会における連携強化も一層進められた。

このほか、6月、宇都外務大臣政務官の南アフリカ共和国訪問（第25回AU総会）、7月、城内外務副大臣のエチオピア訪問（第3回開発資金国際会議）、28年1月、木原外務副大臣のエチオピア訪問（第28回AU閣僚執行理事会）、河井総理大臣補佐官のエチオピア訪問（第26回AU総会）等、多国間会合の機会を捉えて様々な要人との意見交換を実現した。

2 アフリカとの経済関係強化を主な目的として、28年3月、木原外務副大臣を団長としたアフリカ貿易・投資促進官民合同ミッションがコートジボワールを訪問し、ウワタラ大統領を始めとする要人との会談を実施したほか、日本企業の関心に沿った視察等を実施した。参加日本企業からは西アフリカ仏語圏随一の大国であるコートジボワールへの貿易・投資を後押しする取組であるとして高い評価を得た。

3 ABEイニシアティブによる研修生の受入れ（317名）や、JICAによる研修生の受入れ（2,545名）、またアフリカ各国への青年海外協力隊の派遣（408名）も引き続き実施し、草の根レベルでの人的交流を進めた。

28年度

年度目標

1 アフリカ諸国との二国間・多国間での協力関係を推進するため以下を実施する。

（1）アフリカ諸国の元首や外相、その他閣僚や事務方ハイレベル等の招へい及び我が国要人との会談を実現する。

（2）アフリカ連合（AU）総会、TICAD関連会合等の国際会議や大統領就任式等の行事等の機会を捉えた政務レベルの積極的なアフリカ訪問により各国要人との会談を実現する。

2 アフリカ貿易・投資促進官民合同ミッションの実施等を通じ、民間企業によるアフリカとの貿易・投資分野の関係促進を積極的に支援する。

3 文化・人的交流の一環として、在外公館主催の一般参加型イベント等、特定分野、レベルに限定しない交流機会を設ける。

施策の進捗状況・実績

1（1）国家元首に関しては、公式実務訪問賓客としてマハマ・ガーナ大統領（5月）、実務訪問賓客としてニュシ・モザンビーク大統領（29年3月）が、またG7伊勢志摩サミットの機会にAU議長であったデビー・イトゥノ・チャド大統領がそれぞれ訪日し、安倍総理大臣との首脳会談を実施し、共同会談を実施し、共同声明を発出した。また、レツィエ三世・レソト国王が初めて日本を訪問（11月）し、天皇皇后両陛下が御所でお会いになった。

さらに、外務省賓客としてンジャイ・セネガル外相（8月）を招へいし、岸田外務大臣との会談を行うなど、22カ国以上から閣僚レベルや事務方ハイレベルが訪日し、政務と会談を行った。

（2）6月にガンビアで実施したTICADVI閣僚級準備会合の際に、共同議長を務めた濱地外務大臣政務官が、アフリカ9か国の閣僚と二国間会談を行った。また、8月にケニアで実施したTICADVI

の機会に、安倍総理大臣が 26 名のアフリカ首脳級参加者との間で個別又はグループの会談を行い、岸田外務大臣が 10 名のアフリカの閣僚級参加者及び 7 名の国際機関の長との間で個別又はグループの会談を行うなど、アフリカ諸国との二国間関係の強化に努めた。なお、TICADVI の際、安倍総理大臣はケニアに国賓として迎えられ、訪問中にはケニヤッタ・ケニア大統領と首脳会談を実施し、共同声明を発出するとともに、両国の閣僚間で日・ケニア投資協定への署名を行った。

その他、タロン・ベナン大統領の就任式（5 月）に奥野信亮衆議院議員（日・AU 友好議員連盟副幹事長）を、ムセベニ・ウガンダ大統領の就任式（5 月）に田中和徳衆議院議員（日・AU 議連副会長）を、アクフォ・アド・ガーナ大統領の就任式（29 年 1 月）に坂井学衆議院議員（日・ガーナ友好議員連盟会長）をそれぞれ総理特使として派遣し、各国新政権との関係強化に努めた。さらに、平和と安定分野では、第 3 回「アフリカの平和と安全に関するダカールフォーラム」に出席するため、武井外務大臣政務官がセネガルを訪問（12 月）し、開会式でスピーチを行ったほか、サル・セネガル大統領を表敬し、セネガルを始めとするアフリカ諸国の要人と二国間会談を行った。

- 2 TICADVI に向けて、TICADVI 官民円卓会議を 27 年度及び 28 年度（それぞれ 4 月、7 月）に計 4 回開催し、対アフリカビジネスの現状を分析し、TICAD を通じてアフリカへの日本企業の進出促進をいかに図っていくか等について議論を重ね、「TICADVI 官民円卓会議提言」として（1）今後の対アフリカ戦略に対する考え方、（2）TICADVI を機に強化・追加すべき具体的分野・事項・施策、（3）官民連携強化アプローチ、（4）TICADVI への期待と決意等がまとめられ、TICADVI に先立つ 7 月に、本会議の共同議長（経団連サブサハラ地域委員長及び経済同友会アフリカ委員長）から岸田外務大臣に提出された。

TICAD 史上初のアフリカ開催となった TICADVI においては、総理大臣同行経済ミッションとして、77 団体の企業・大学等が参加し、22 の民間企業・団体が 26 のアフリカ諸国・国際機関等との間で計 73 本の覚書（MOU）に署名するとともに、「日アフリカ官民経済フォーラム」の立ち上げも表明されるなど、官民連携の面でも顕著な前進が見られた。TICADVI 後も、内閣官房副長官の下に設置されたアフリカ経済戦略会議を実施し、政府一丸となって TICADVI のフォローアップに取り組んだ。

- 3 アフリカ各国における日本外交への幅広い理解の増進を図るため、我が国有識者の見解のアフリカ各国における発信を目的として、在外公館主催の一般参加型イベントである講師派遣事業を実施した。具体的には、ガーナ、ケニア及びザンビアへ、国際保健分野で功績のある杉下智彦東京女子医科大学教授を派遣し、各国の在外公館主催による主にカイゼン方式に関する講演会（100 名程度の参加者）を実施した。

27・28 年度目標の達成状況：B（27 年度：b，28 年度：b）

測定指標 2-2 我が国の対アフリカ政策に関する広報の推進

中期目標（--年度）

活発な広報活動を通じ、我が国の対アフリカ政策に関する国内での支持基盤の強化を行うとともに、我が国及びアフリカ諸国国民、並びに国際社会の理解・関心を一層増進し、アフリカとの協力関係の強化につなげる。

27 年度

年度目標

- 1 TICAD 関連会合及び経済関連フォーラムの開催並びにパンフレットの配布及びインターネット上の広報の活発化など、我が国国民のアフリカへの理解及び関心の増進に向けた広報活動を実施する。
- 2 我が国要人のアフリカ訪問、アフリカにおける TICAD 関連会合の開催、経済協力案件の実施等の機会を捉え、我が国の対アフリカ政策に関する広報活動を実施する。

施策の進捗状況・実績

- 1 26 年度に引き続き、官民連携の「アフリカビジネス振興サポートネットワーク」において在アフリカ公館の月報を掲載する取組を行ったほか、アフリカ地域の現状や日本とアフリカの関係、TICAD 等について分かりやすく紹介したパンフレット「日本とアフリカ」を各種関係機関や教育機関等に

広く配布した。

- 2 TICADVIに向け、経済協力プレスツアーをアフリカ各国で実施した。また、アフリカ各国の新聞にTICADを紹介する記事を掲載したほか、EuronewsやTV5 Mondeといった欧州やアフリカでの広域放送で我が国の対アフリカ外交を広報した。また、TICADへの関心を高めるために対外発信の場を随時設けた。さらに、講師派遣事業の実施や外務省幹部の出張の機会を捉え、主としてアフリカビジネス関係者を対象に、TICADVIに向けた講演会を4回実施した。

28年度

年度目標

- 1 アフリカ地域の現状や日本とアフリカの関係、TICAD等について分かりやすく紹介したパンフレット「日本とアフリカ」のアフリカ開発関係者及び関係機関へ配布及びインターネット上の広報の活発化などを通じて、我が国国民のアフリカへの理解及び関心の増進に向けた広報活動を実施する。
- 2 外国メディアへの広告掲載やメディア関係者の招へい、及び、我が国要人のアフリカ訪問、アフリカにおけるTICADVI関連会合の開催、経済協力案件の実施等の機会を捉え、アフリカ各国の政府関係者を含むアフリカ開発関係者に対し、我が国の対アフリカ政策に関する広報活動を実施する。

施策の進捗状況・実績

- 1 (1) 「日本とアフリカ」のパンフレットに関しては、28年度に5,000部を増刷し、JICAや地方自治体等関係機関や公共図書館等教育機関に広く配布した。また、28年度末に同パンフレットの改訂を行い、外務省ホームページ上にも掲載した（前回改訂は26年度）。
改訂にあたっては、人口、経済状況等のアフリカ全体の基本的情報及び日本との経済的つながりについて更新するとともに、持続可能な開発のための2030アジェンダなどの国際社会における動きやTICADプロセスについても最新の情報を記載した。
(2) また、我が国の対アフリカ外交について、国内のメディアへの出演、各種講演会等の機会を積極的に活用して発信した。主な案件は以下のとおり。
 - ・岡田アフリカ部参事官が、日本アフリカ友好横浜市議員連盟の総会で講演を実施（5月）した。また、在京アフリカ外交団やアフリカでのビジネスに取り組む民間企業関係者等と共に、ジャパンタイムズのTICADVI特集座談会に参加（6月）した。
 - ・藤田TICAD担当大使が、上智大学（7月）、東京大学（10月）にて講演したほか、日本テレビ・フジテレビ等の番組に出演した。また、国内最大級の国際協カイベント「グローバルフェスタ2016」（10月）の機会に、在京ケニア大使館のステージに出演した。
- 2 我が国の対アフリカ外交について、経済協力案件実施の機会や、国外メディアへの出演、オピニオンリーダーやメディア関係者の招へい等を通じて、アフリカ及び第三国に対する戦略的対外発信を行った。
 - ・各国ハイレベルが参加する経済協力案件の引き渡し式等の機会に、在外公館大使やその代理がアフリカハイレベルとともに出席し、その様子は現地メディアによって報道された。
 - ・仏放送局TV5 Mondeが、日本のアフリカ支援に関する特集番組を制作し、丸山アフリカ部長が出演し、3月末に世界8地域で放映された。
 - ・安倍総理大臣が、TICADVIの機会を捉え、ハフィントン・ポスト（米国のオンラインメディア）に「アフリカの人々のために、クオリティ・アンド・エンパワーメント」というテーマで寄稿（8月）した。
 - ・米ワシントン・ポスト紙、仏ル・モンド紙、レゼコー紙、独FAZ紙でTICADの政策広告を実施した。
 - ・外務省の招へいスキームを活用して、アフリカ8カ国の記者を日本に招へいし、日本の取組を紹介した。また、G7伊勢志摩サミットの際にはアフリカ3カ国の記者・テレビチームを招へいした。結果、11カ国で約60件の我が国の対アフリカ外交に好意的な記事が書かれ、テレビ番組を400万人が視聴した。
 - ・上記の取組の結果、TICADVIの際にはアフリカ・メディアに加え、国際通信社、FT紙、ル・モンド紙等世界で広く報道され、その件数は300件以上に上った。

27・28年度目標の達成状況：B（27年度：b，28年度：a）

参考指標：内閣府世論調査（アフリカに親しみを感じる人の割合）			
（出典：内閣府）	実績値		
	26年度	27年度	28年度
	26.2%	－（注）	25.6%

（注）27年度は、本測定指標に関連する内閣府世論調査は実施されなかった。

評価結果（個別分野2）
<p>施策の分析</p> <p>【測定指標2-1 アフリカとの対話・交流の推進】</p> <p><u>27年度</u></p> <p>（1）ニジェール（イスフ大統領）、ウガンダ（ムセベニ大統領）、リベリア（サーリーフ大統領）、ジンバブエ（ムガベ大統領）の4か国から大統領が訪日し、いずれの機会にも首脳会談を実施して共同声明を発出し、またアフリカ貿易・投資促進官民合同ミッションのコートジボワール訪問を成功裏に実施したが、日本側から外相のアフリカ訪問は実現せず、他のドナー国との比較の視点では、ハイレベルの要人往来の絶対数は少なかったことから、アフリカ諸国における日本のプレゼンス確保のために更なる拡充努力が必要であり、相当程度の進展と判定した。</p> <p>（2）アフリカ貿易・投資促進官民合同ミッションをコートジボワールに派遣し、ウワタラ大統領をはじめとする要人との会談を実施したほか、日本企業の関心に沿った視察を実施した結果、同ミッション参加企業への事後アンケートでは、コートジボワール政府閣僚及びアフリカ開発銀行総裁等の要人と直接意見交換する機会を持つことができ、極めて有益であったとの意見が大半を占めた。（27年度：アフリカ諸国との関係強化（達成手段①））</p> <p><u>28年度</u></p> <p>（1）ガーナ（マハマ大統領）、チャド（デビー・イトウノ大統領）、モザンビーク（ニュシ大統領）の大統領訪日の機会に首脳会談の実施及び共同声明の発出を行うなど、全ての目標が達成された。更に、TICADVIに際しては、日本政府を代表して安倍総理大臣が出席し、当省からは岸田外務大臣及び武井外務大臣政務官が、また関係省庁からも閣僚級が複数名出席し、アフリカ側出席者との間で対話・交流を大変活発に行うことができた。一方、27年度に引き続き、他のドナー国との比較の視点では、ハイレベルの要人往来の絶対数は少なかったことから、アフリカ諸国における日本のプレゼンス確保のために更なる拡充努力が必要であり、相当程度の進展と判定した。</p> <p>（2）TICADVIにおいて安倍総理大臣が26カ国のアフリカ首脳との間で個別又はグループでの会談を行い、各国との二国間関係強化、国際社会における協力等を進める上で有意義であった。また、これらの会談は、TICADVIにおける今後のアフリカの開発と成長に向けた明確な方向性を示す「ナイロビ宣言」及び「実施計画」の採択にもつながった。日・ケニア首脳会談の際に発出した共同声明は、モンバサ港の経済特区（SEZ）の開発を日本とケニアが協力して行う旨に合意し、東アフリカ最大の港湾として潜在能力が高い同地域への日本企業進出の足場を築いた。首脳会談のフォローアップとして、日ケニア両政府間の合同委員会が立ち上げられ、29年4月には、官民ビジネスミッションを現地ナイロビに派遣予定）。さらに、共同声明では、安保理改革や北朝鮮、海洋をめぐる問題といった日本の重要外交課題についても日本の立場に対するケニア側の理解を得て、首脳間の共通認識として発信することができた。これらの取組は、日本のアフリカに対する高い関心を示し、アフリカ各国との関係を強化するとともに、アフリカ各国から日本の外交政策への理解と支持を得る上で大変効果的であった。（28年度：アフリカ諸国との関係強化（達成手段①））</p> <p>【測定指標2-2 我が国の対アフリカ政策に関する広報の推進】</p> <p><u>27年度</u></p> <p>（1）官民連携の「アフリカビジネス振興サポートネットワーク」の活用、パンフレットの配布、経済協力プレスツアーの実施、アフリカ各国新聞へのTICAD広報記事掲載、欧州・アフリカの広域放送における我が国の対アフリカ外交の広報の実施、外務省幹部の出張の機会等を活用したTICADVIについての講演会実施等を通じて広報活動を行った。他方、我が国の一般国民のアフリカ</p>

への理解及び関心という点で、達成が不十分な結果となったことも事実であり、おおむね目標に近い達成を示したと判定した。

- (2) アフリカ各国の新聞に TICAD を紹介する記事を掲載したほか、Euronews や TV5 Monde といった欧州やアフリカでの広域放送における我が国の対アフリカ外交の広報に取り組んだ。こうした取組は、TICADVIにおいて、企業関係者を含む約 11,000 人の参加者を得ることにつながったものと考えられる。他方、上記のとおり、企業関係者等に対する広報は重点的に行って結果が出たものの、28 年 3 月末に実施した第 2 回外交に関する国内世論調査によると、TICAD について「知っている」と回答した人が 11.5%、「聞いたことがある」と回答した人が 32.8%、「知らない」と回答した人が 55.7%と半数を超えた。(27 年度:我が国政治レベルや民間企業関係者等のアフリカ訪問の積極的な実施(達成手段②))

28 年度

- (1) TICADVIの開催年であったことから、外務省幹部による国内外のメディアへの出演や各種講演会、メディア関係者等の招へいなどを多数実施し、我が国の対アフリカ政策について幅広い聴衆を対象に説明を行い、我が国の対アフリカ政策に関する広報を積極的に推進した。また、8月のTICADVIの開催や、27年9月の持続可能な開発目標の採択等の最近の動向を踏まえ、パンフレットの改訂を迅速に行った。こうした取組を通じ、全ての目標が達成されたことから、目標達成と判定した。
- (2) TICADVIの開催を契機に国内外において日本の対アフリカ政策への関心が高まっていることを受け、様々な機会を活用して我が国の対アフリカ外交の広報に取り組んだ結果、300件以上のTICAD関連報道が出るなど、世界で日本の対アフリカ外交が広く報道された。(28年度:我が国政治レベルや民間企業関係者等のアフリカ訪問の積極的な実施(達成手段②))

次期目標等への反映の方向性

【施策(施策の必要性に関する分析を含む)】

要人往来等を通じたアフリカとの対話・交流を通じて信頼関係を醸成することは、二国間関係を強化し、国際社会における我が国の立場を強化することにつながるという点で重要である。また、アフリカ政策に関する国内外での広報の推進は、国内ではアフリカに対する正しい理解を促進し、国外では良好な対日イメージ・親近感を醸成するなど、対アフリカ政策を円滑かつ効果的に行うことにつながるという点で必要である。

【測定指標】

2-1 アフリカとの対話・交流の推進

アフリカとの対話・交流は、招へいや国際会議の機会での首脳会談・外相会談等を通じて推進されたが、アフリカ諸国における日本のプレゼンス確保のため更なる拡充を図る。また、二国間投資協定の締結等、経済的な関係強化の更なる推進にも取り組んでいく。

2-2 我が国の対アフリカ政策に関する広報の推進

27・28年度には、28年度のTICADVIの開催を踏まえ、我が国の対アフリカ政策について積極的に広報を展開した。しかし、内閣府世論調査における「アフリカに親しみを感じる人の割合」が26年度と28年度でほとんど変わらなかったことに見られるとおり、日本国内においてアフリカに対する親近感や理解を醸成し、我が国とアフリカとの友好・協力関係を発展させる上での基盤を築くには、より一層の取組が必要である。また、28年3月末に実施した世論調査結果で、TICADについて「知らない」と回答した人が半数を超えた結果から分かるように、我が国のアフリカ政策に関する理解促進の取組も必要である。今後とも、元々アフリカや開発に関心のある層のみならず、幅広い層に情報を届けることを意識して、積極的な広報活動の推進に努める。具体的には、アフリカ地域の現状や日本とアフリカの関係、TICAD等について分かりやすく紹介したパンフレット「日本とアフリカ」の、アフリカ開発関係者及び関係機関への配布並びにインターネット上での広報の活発化などを通じて、我が国国民のアフリカへの理解及び関心の増進に向けた広報活動を実施する。29年度に日本で実施予定のTICAD閣僚会合の機会を捉えて、テレビやインターネット等各種メディアでアフリカやTICADについて取り上げてもらえるよう、積極的に広報活動を行う。また、対外広報に関しても、我が国政府として積極的に発信するとともに、招へいスキーム等を積極的に活用し、アフリカ・欧米諸国等の有識者

及びメディア関係者等に我が国の政策についての理解を深めてもらい、欧米・アフリカメディア、欧米・アフリカ政府関係者等第三者から発信してもらう機会も拡大するよう努める。

作成にあたって使用した資料その他の情報

・外務省ホームページ

要人訪日

- 日・モザンビーク首脳会談（平成 29 年 3 月 15 日）
(http://www.mofa.go.jp/mofaj/page4_002867.html)
- レツィエ 3 世・レト国王王妃両陛下の訪日（平成 28 年 12 月 2 日）
(http://www.mofa.go.jp/mofaj/afr/af2/lis/page22_002750.html)
- 日・セネガル外相会談及びワーキング・ランチ（平成 28 年 8 月 5 日）
(http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press4_003570.html)
- 日・チャド首脳会談（平成 28 年 5 月 28 日）
(http://www.mofa.go.jp/mofaj/af/af1/td/page1_000199.html)
- マハマ・ガーナ共和国大統領の訪日（平成 28 年 5 月 18 日）
(http://www.mofa.go.jp/mofaj/af/af1/gh/page3_001683.html)

要人訪問

- 安倍総理大臣のケニア訪問（結果）（平成 28 年 8 月 28 日）
(http://www.mofa.go.jp/mofaj/afr/af2/ke/page4_002285.html)
- 奥野総理特使のベナン訪問（平成 28 年 4 月 11 日）
(http://www.mofa.go.jp/mofaj/af/af1/bj/page24_000588.html)
- 田中総理特使のウガンダ訪問（平成 28 年 5 月 25 日）
(http://www.mofa.go.jp/mofaj/afr/af2/ug/page24_000623.html)
- 坂井総理特使のガーナ訪問（平成 29 年 1 月 10 日）
(http://www.mofa.go.jp/mofaj/af/af1/gh/page3_001943.html)
- 武井外務大臣政務官のセネガル訪問（結果）（平成 28 年 12 月 16 日）
(http://www.mofa.go.jp/mofaj/af/af1/sn/page3_001929.html)

TICAD 関連

- 第 6 回アフリカ開発会議（TICADVI）（平成 28 年 8 月 28 日）
(http://www.mofa.go.jp/mofaj/af/af1/page3_001785.html)
- TICADVI 官民円卓会議の提言の岸田外務大臣への提出（平成 28 年 7 月 20 日）
(http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press4_003512.html)
- TICADVI 閣僚級準備会合（平成 28 年 6 月 23 日）
(http://www.mofa.go.jp/mofaj/af/af1/page24_000656.html)

パンフレット

- 「日本とアフリカ」パンフレット
(http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/pr/pub/pamph/japan_africa.html)
- 平成 27 年度 第 2 回外交に関する国内世論調査（結果）
(http://www.mofa.go.jp/mofaj/p_pd/pds/page22_002568.html)

・ジャパントイムズホームページ

- TICADVI 特集座談会（岡田アフリカ部参事官参加）（平成 28 年 6 月 3 日）
(<http://www.japantimes.co.jp/news/2016/06/30/national/africa-outlook-seeing-shift-assistance-investment>)

・横浜市ホームページ

- 日本アフリカ友好横浜市会議員連盟の総会における岡田アフリカ部参事官の講演（平成 28 年 5 月 17 日）
(<http://www.city.yokohama.lg.jp/shikai/koho/gest/20160518141553.html>)

・内閣府ホームページ

- 世論調査（外交に関する世論調査）
(http://survey.gov-online.go.jp/index_gai.html)

基本目標Ⅱ 分野別外交（モニタリング）

施策Ⅱ-1 国際の平和と安定に対する取組（モニタリング）

平成 29 年度政策評価書（モニタリング）

（外務省 28-Ⅱ-1）

施策名(※)	国際の平和と安定に対する取組					
施策目標	<p>国際の平和と安定に寄与し、我が国の安全と繁栄の確保に資するため、以下を達成する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 有識者との意見交換及び研究の成果を取り込みつつ、中長期的な外交政策を立案・発信する。 2 アジア太平洋地域の平和と安定を確保するとともに、海上の安全を確保する。 3 国際社会の平和と安定に向けて我が国の国際平和協力を推進・拡充するとともに、国際社会の取組・議論に積極的な貢献を行う。また、それを実現するため、法制度も含めた国内基盤を整備・強化する。 4 国際テロ対策に貢献するとともに、国境を越える組織犯罪への対処のための国際的な連携・協力を強化する。 5 宇宙空間の安全と宇宙活動の長期的持続可能性を確保する。また、各国政府との国際宇宙協力を推進する。 6 国連を始めとする国際機関において我が国の地位を向上させるとともに、我が国の国益と国際社会共通の利益に資する望ましい国連の実現に貢献する。 7 国際社会における人権・民主主義を保護し、促進する。 8 女性の権利の保護・促進に向けた国際的な連携・協力を推進する。 9 大量破壊兵器、ミサイル及び通常兵器に関する軍縮・不拡散への取組を通じ、我が国及び国際社会全体の平和と安全を確保する。 10 IAEA 等の国際機関及び関係国との共同取組を通じ、原子力安全・核セキュリティを強化するとともに原子力の平和的利用を確保し推進する。 11 我が国の国際社会での科学技術の取組を強化し、また、我が国の優れた科学技術を二国間及び多国間関係の増進に活用する。 					
施策の予算額・執行額等	区分	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	2,075	2,091	2,294	2,742
		補正予算(b)	0	0	49	
		繰越し等(c)	0	76	0	
		合計(a+b+c)	2,075	2,167	2,343	
執行額(百万円)	1,883	1,957	2,174			

(※)本施策は、個別分野を設定しており、「施策の概要」、「関連する内閣の重要政策」、「測定指標」、「評価結果」（「施策の分析」及び「次期目標等への反映の方向性」）及び「作成にあたって使用した資料その他の情報」については、関連個別分野の該当欄に記入した。

担当部局名	総合外交政策局	政策評価（モニタリング）実施時期	平成 29 年 10 月
-------	---------	------------------	--------------

個別分野 1 中長期的かつ総合的な外交政策の企画立案と対外発信

施策の概要

- 1 補助金事業，研究会の実施等を通じて外部有識者及びシンクタンクと連携を強化する。
- 2 外務大臣の政策スピーチや外交青書を通じて中長期的・戦略的外交政策の対外発信を行う。

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

・国家安全保障戦略(平成 25 年 12 月 17 日 閣議決定)

IV我が国がとるべき国家安全保障上の戦略的アプローチ

6 国家安全保障を支える国内基盤の強化と内外における理解促進

(2) 情報発信の強化

「また，政府全体として，教育機関や有識者，シンクタンク等との連携を図りつつ，世界における日本語の普及，戦略的広報に資する人材の育成等を図る。」

(4) 知的基盤の強化

「国家安全保障に関する国民的な議論の充実や質の高い政策立案に寄与するため，関係省庁職員の派遣等による高等教育機関における安全保障教育の拡充・高度化，実践的な研究の実施等を図るとともに，これら機関やシンクタンク等と政府の交流を深め，知見の共有を促進する。

こうした取組を通じて，現実的かつ建設的に国家安全保障政策を吟味することができる民間の専門家や行政官の育成を促進するとともに，国家安全保障に知見を有する人材の層を厚くする。」

・経済財政運営と改革の基本方針 2016 ～600 兆円経済への道筋～(平成 28 年 6 月 2 日 閣議決定)

第 2 章 成長と分配の好循環の実現

5. 安全・安心な暮らしと持続可能な経済社会の基盤確保

(1) 外交，安全保障・防衛等

①外交

「我が国の安全保障やテロ対策等に係る情報収集・分析機能の強化，ジャパン・ハウスなどの広報文化拠点の効果的活用を含めた戦略的対外発信を通じた日本の「正しい姿」や多様な魅力の発信及び親日派・知日派の育成…の実施に積極的に取り組む。」

測定指標 1-1 補助金事業，研究会の実施等を通じた外部有識者及びシンクタンクとの連携強化

中期目標（一年度）

中長期的・戦略的外交政策の企画立案を強化する。

27 年度

年度目標

- 1 「国際秩序動揺期における米中の動勢と米中関係」，「安全保障政策のリアリティ・チェック」，「インド太平洋における法の支配の課題と海洋安全保障」，「ポスト TPP におけるアジア太平洋の経済秩序の新展開」等の調査研究・政策提言事業への補助等を通じて有益な情報を収集し，外交政策の企画立案に役立てる。
- 2 日本の外交政策の在り方等について，有益な知見を得るため，シンクタンクの育成・強化を加速する。
- 3 各国首脳経験者による政策提言等の作成に貢献する。

施策の進捗状況・実績

- 1 重要な国際的課題に関する調査研究・政策提言事業への補助や委託は，中長期的な外交政策を立案する上で重要なテーマ（「国際秩序動揺期における米中の動勢と米中関係」，「安全保障政策のリアリティ・チェック」，「インド太平洋における法の支配の課題と海洋安全保障」，「ポスト TPP におけるアジア太平洋の経済秩序の新展開」等）について実施した。さらに，研究会の実施などを通じて，

報告書・政策提言を得、省内での政策立案や、他国との政策企画に係る意見交換に役立てた。

- 2 上記補助金制度による取組を通じ、国内の外交・安全保障シンクタンクの研究体制の整備、若手研究者の育成や、同補助金を利用したプロジェクトの海外調査研究、海外シンクタンクとの意見交換、協議等を通じたネットワークの強化が図られ、調査研究能力や対外発信力の強化につながった。具体的には、例えば、「発展型総合事業：国際秩序同様期における米中の動勢と米中関係」においては、事業者は、1年間で4回の海外出張調査、21回の海外シンクタンクとの協議、4回の国内でのフォーラム等の開催を行っている。また、2名の若手訪問研究者が同事業の推進のために従事した。
- 3 インターアクション・カOUNシル（OB サミット）は、故福田赳夫元総理大臣の提唱により設立された非政府組織で、年一回の総会で国際的課題等について議論を行い、提言等を採択してきた。27年度については、新たに政策提言は作成しなかったが、26年に開催された宗教間対話（意思決定における倫理）の政策提言書（英語版）を日本語及び他の言語（インドネシア語、タイ語、中国語及びヒンドゥ語）に翻訳することで、各言語での提言の普及を図った。

28年度

年度目標

- 1 外交政策の企画立案に役立てるため、27年度からの継続事業として、国内シンクタンクの育成強化の観点も含め、「国際秩序動揺期における米中の動勢と米中関係」、「安全保障政策のリアリティ・チェック」、「インド太平洋における法の支配の課題と海洋安全保障」、「ポスト TPP におけるアジア太平洋の経済秩序の新展開」等の調査研究・政策提言事業への補助等を通じて有益な情報を収集する。
- 2 28年度は、政策企画室長主催による、外部有識者8名をコアメンバーとする研究会を立ち上げ、「新国際秩序形成に向けた日本の外交的関与のあり方」について総論の議論を行うほか、同研究会に付随する形で、個別の地域・テーマに焦点を当てた複数の分科会を開催し、その結果を総論の議論へと集約させていく計画である。なお、分科会には、地域・テーマに応じたゲストスピーカーを招いた上で報告を依頼することにより、外部有識者ともより広範な連携をはかっていく。

施策の進捗状況・実績

- 1 28年度には、外交・安全保障調査研究事業費補助金制度（注）の下、27年度において2カ年事業として採択された継続事業11件に加え、27年度で終了した1カ年事業の後継としての28年度の新規募集案件1件を実施した。これを通じて、引き続き、国内の外交・安全保障シンクタンクの研究体制の整備、若手研究者の育成や、同補助金を利用したプロジェクトの海外調査研究、海外シンクタンクとの意見交換、協議等を通じたネットワークの強化が図られ、同補助金制度の目的である国内シンクタンクの調査研究能力や対外発信力の強化につながった。具体的には、例えば、「発展型総合事業：国際秩序動揺期における米中の動勢と米中関係」においては、事業者は、累次にわたる海外シンクタンクとの意見交換に加え、計25回の研究会、国内・海外の有識者を招へいた計5回の公開フォーラム、2回の大規模公開シンポジウムを行い、同フォーラム及びシンポジウムについてはシンクタンクのHPにて日本語及び英語で発信を行った。また、補助事業者が行う研究会への政府関係者のオブザーバー出席、公開フォーラム、公開シンポジウムの傍聴を通じて、外交政策立案にあたって有益な情報を随時得た。

（注）外交・安全保障調査研究事業費補助金制度：政府・民間シンクタンクの連携によるオールジャパンでの外交を目指し、国内シンクタンクの育成・強化を図る観点から25年度に立ち上げた補助金制度で、現在の国際情勢を踏まえ我が国として重要な調査研究分野を設定しつつ、外部有識者からなる審査・評価委員会による審査を経て公平性・競争性を確保した形で採択案件を決定している。

- 2 年度を通じて政策企画室長主催により、有識者をメンバーとする有識者研究会を8回実施し、国際情勢が変化する中、「新国際秩序形成に向けた日本の外交的関与のあり方」について議論を進めた。

また、夏以降は、地域・テーマを絞った分科会として、ロシア分科会（7月）、中国分科会（10月及び29年1月）、国際政治経済分科会（29年1月）、米国分科会（29年2月）、中東・イスラム分科会（29年3月）、東南アジア分科会（29年3月）を開催し、毎回中心メンバー以外の有識者2名をゲストスピーカーとして招き、よりミクロな視点から個別の情勢についての議論を進めた。また、こうした分科会を活用し、より広範な外部有識者との連携を図り、中堅及び若手有識者を中心とする新たな人脈構築、また、多様な意見の議論への取り込みを推進した。

測定指標 1-2 中長期的・戦略的外交政策の対外発信の強化

中期目標（一年度）

中長期的・戦略的外交政策の対外発信を強化する。

27年度

年度目標

- 1 国会での外務大臣の外交演説等を通じ、中長期的な視点に立った戦略的な発信を行い、外交政策の効果的な推進を図る。
- 2 外交青書については、以下により対外発信を強化する。
 - (1)効果的な図表や写真の活用、特集・コラムの掲載増を通じてより分かりやすい内容となるよう配慮した編集に重点を置く。
 - (2)英語全訳版を作成・公表することにより、対外発信を更に強化する。

施策の進捗状況・実績

- 1 外務大臣の政策スピーチについては、中長期的かつ大局的視点からの外交政策の戦略的発信に重点を置いた（「日本女性エグゼクティブ協会」におけるスピーチ（9月17日。岸田外務大臣は国会のため齋木外務事務次官が登壇）、「日本アカデミア」における講演（12月9日）、「日本国際問題研究所」におけるスピーチ（28年1月19日）、第190回国会外交演説（28年1月22日）等）。それぞれ、経済界や学術界のリーダー、女性管理職、在京大使館、メディア関係者等を対象とし、我が国の外交政策や課題等について理解を得た。また、一部の講演は複数の主要メディアでも報道され、国民に対する幅広い発信につながった。
- 2 26年の国際情勢と日本外交に関する取組について記述した27年版外交青書を刊行した。効果的な図表や写真の活用、特集・コラムの掲載増を通じてより分かりやすい内容となるよう配慮し、日本の外交政策に対する国民の一層の理解促進に努めた。英語全訳版の作成・公表を通じた対外発信の更なる強化や、外務省ホームページ上にリンクを付すことによる利用者の利便性の向上を図った。

28年度

年度目標

- 1 国会での外務大臣の外交演説等を通じ、中長期的な視点に立った戦略的な発信を行い、外交政策の効果的な推進を図る。
- 2 外交青書については、以下により対外発信を強化する。
 - (1)効果的な図表や写真の活用、特集・コラムの掲載増を通じてより分かりやすい内容となるよう配慮した編集に重点を置く。
 - (2)英語全訳版を作成・公表することにより、対外発信を更に強化する。
 - (3)ホームページ上にリンクを付すなどし、利用者の利便性を向上させる。

施策の進捗状況・実績

- 1 外務大臣の政策スピーチについては、国際情勢が変化する中、中長期的かつ大局的視点から外交政策を政策的に対外発信することに重点を置いた（第193回国会外交演説（29年1月20日）、「言論NPO主催国際シンポジウム」における岸田外務大臣講演（29年3月4日）等）。特に、第193回国会外交演説については外務省ホームページにおいて日本語・英語版を公開し、日本の外交政策について対外発信を行った。
- 2 27年の国際情勢と日本外交に関する取組について記述した28年版外交青書を刊行した。効果的な図表や写真の活用、特集・コラムの掲載増を通じてより分かりやすい内容となるよう配慮し、日本の外交政策に対する国民の一層の理解促進に努めた。英語全訳版の作成・公表を通じた対外発信の更なる強化や、外務省ホームページ上にリンクを付すことによる利用者の利便性の向上を図った。

参考指標：調査研究委託，補助金事業及び研究会等の成果として作成・配布された報告書・提言書等の件数

	実績値		
	26年度	27年度	28年度
	60	32	41

参考指標：民間研究者との研究会の開催回数

	実績値		
	26年度	27年度	28年度
	15	9	9

参考指標：外交青書の発行部数及びインターネットによるアクセス数

(出典③：外務省 IT 広報室作成データ)	実績値		
	26年度	27年度	28年度
①日本語版	7,000	7,000	7,000
②英語版	4,500	2,500	4,000
③アクセス数	203	122 *	163 *

*暦年でカウント

参考指標：米ペンシルバニア大学の「世界のシンクタンク調査」において上位にランクされる日本の研究所の数

(出典：米国ペンシルバニア大学「世界のシンクタンク調査 2017年」)	実績値		
	26年	27年	28年
	4	4	3

参考指標：補助金競争率(応募企画数/採択企画数)

(28年度は、1件を除いて27年度からの継続事業となるため、新規に募集したのは1事業のみ) (応募企画数2件、採択企画数1件)	実績値		
	26年度	27年度	28年度
	2.3	2.3	1

作成にあたって使用した資料その他の情報

・外務省ホームページ
28年版外交青書(第4章 第3節 3 外交における有識者等の役割)
(http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/bluebook/2016/html/chapter4_03_03.html)

個別分野 2 日本の安全保障に係る基本的な外交政策

施策の概要

- 1 アジア太平洋地域及び国社社会の平和と安定を確保するため、ASEAN 地域フォーラム (ARF) 及びミューンヘン安全保障会議等の機会を活用する。また、二国間対話の実施や民間レベル(トラック2)の枠組みへの参加など、安全保障分野における協力関係を進展させるよう努める。さらに、これらを含む様々な機会を通じて、国際協調主義に基づく「積極的平和主義」及び「平和安全法制」を含む我が国の安全保障政策を積極的に発信し、理解促進とともに信頼醸成を図る。
- 2 日本国民の生命及び財産の保護、海上輸送の安全確保のために、ソマリア沖・アデン湾海賊問題及びアジア海賊・武装強盗問題に対する取組を行う。
- 3 北極への国際的関心が高まる中、我が国が持つ北極に係る科学的知見を発信しつつ、二国間・多国間での協力関係強化を通じ、我が国として北極を巡る国際的秩序形成に積極的に参画する。

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

- ・ 第 193 回国会施政方針演説（平成 29 年 1 月 20 日）

「自由、民主主義、人権、法の支配といった基本的価値を共有する国々と連携する。ASEAN、豪州、インドといった諸国と手を携え、アジア、環太平洋地域から、インド洋に及ぶ、この地域の平和と繁栄を確固たるものとしてまいります。」

「灼熱（しゃくねつ）のアデン湾では、今この時も、海賊対処に当たる隊員諸君がいます。三千八百隻を上回る世界の船舶を護衛してきました。

テロ、難民、貧困、感染症。世界的な課題は深刻さを増しています。こうした現実から、我が国だけが目を背けるようなことは、あってはなりません。今こそ、「積極的平和主義」の旗を高く掲げ、世界の平和と繁栄のため、皆さん、能（あた）う限りの貢献をしていこうではありませんか。」
- ・ 第 193 回国会外交演説（平成 29 年 1 月 20 日）

「アジア太平洋地域の安全保障環境は一層厳しさを増しています。国際協調主義に基づく「積極的平和主義」の立場から、平和安全法制の下で、地域と国際社会の平和と安定及び繁栄にこれまで以上に積極的に貢献していくとともに、いかなる事態に際しても、国民の命と平和な暮らしを守り抜きます。

南シナ海における一方的な現状変更は国際社会共通の懸念事項です。引き続き、関係国と連携し、南シナ海をめぐる問題の全ての当事国が国際法に基づく紛争の平和的解決に向け努力することの重要性を訴えてまいります。「海における法の支配の三原則」に基づき、「開かれ安定した海洋」の維持・発展に取り組みます。

宇宙空間及びサイバー空間における法の支配の強化のための国際的なルール作りや北極をめぐる国際社会の努力に積極的に参加するとともに、各国との協力をより一層強化します。」

Ⅲ 我が国を取り巻く安全保障環境と国家安全保障上の課題

1 グローバルな安全保障環境と課題

(4) 国際公共財（グローバル・コモンズ）に関するリスク

「近年、海洋、宇宙空間、サイバー空間といった国際公共財（グローバル・コモンズ）に対する自由なアクセス及びその活用を妨げるリスクが拡散し、深刻化している。

海洋は、国連海洋法条約に代表される海洋に関する国際法によって規律されているものの、既存の国際法を尊重せず、力を背景とした一方的な現状変更を図る動きが増加しつつある。また、宇宙空間やサイバー空間においては、各国間の立場の違いにより、適用されるべき規範の確立が発展途上にある。

こうしたリスクに効果的に対処するため、適切な国際的ルール作りを進め、当該ルールを尊重しつつ国際社会が協力して取り組むことが、経済の発展のみならず安全保障の観点からも一層重要な課題となっている。

「開かれ安定した海洋」は、世界の平和と繁栄の基盤であり、各国は、自ら又は協力して、海賊、不審船、不法投棄、密輸・密入国、海上災害への対処や危険物の除去といった様々な課題に取り組む、シーレーンの安定を図っている。

しかし、近年、資源の確保や自国の安全保障の観点から、各国の利害が衝突する事例が増えており、海洋における衝突の危険性や、それが更なる不測の事態に発展する危険性も高まっている。

特に南シナ海においては、領有権をめぐる沿岸国と中国との間で争いが発生しており、海洋における法の支配、航行の自由や東南アジア地域の安定に懸念をもたらしている。また、我が国が資源・エネルギーの多くを依存している中東地域から我が国近海に至るシーレーンは、その沿岸国における地域紛争及び国際テロ、加えて海賊問題等の諸問題が存在するため、その脆弱性が高まっている。こうした問題への取組を進めることが、シーレーンの安全を維持する上でも重要な課題となっている。

さらに、北極海では、航路の開通、資源開発等の様々な可能性の広がりが見込まれている。このため、国際的なルールの下に各国が協力して取り組むことが期待されているが、同時に、このことが国家間の新たな摩擦の原因となるおそれもある。」

「また、情報システムや情報通信ネットワーク等により構成されたグローバルな空間であるサイバー空間は、社会活動、経済活動、軍事活動等のあらゆる活動が依拠する場となっている。

一方、国家の秘密情報の窃取、基幹的な社会インフラシステムの破壊、軍事システムの妨害を意図したサイバー攻撃等によるリスクが深刻化しつつある。

我が国においても、社会システムを始め、あらゆるものがネットワーク化されつつある。このため、情報の自由な流通による経済成長やイノベーションを推進するために必要な場であるサイバー空間の防護は、我が国の安全保障を万全とするとの観点から、不可欠である。」

2 アジア太平洋地域における安全保障環境と課題

(1) アジア太平洋地域の戦略環境の特性

「アジア太平洋地域においては、域内諸国の二国間交流と協力の機会の増加がみられるほか、ASEAN 地域フォーラム (ARF) 等の多国間の安全保障対話や二国間・多国間の共同訓練等も行われ、相互理解の深化と共同対処能力の向上につながっている。地域の安定を確保するためには、こうした重層的な取組を一層促進・発展させていくことが重要である。」

IV 我が国がとるべき国家安全保障上の戦略的アプローチ

1 我が国の能力・役割の強化・拡大

(4) 海洋安全保障の確保

「海洋国家として、各国と緊密に連携しつつ、力ではなく、航行・飛行の自由や安全の確保、国際法にのっとった紛争の平和的解決を含む法の支配といった基本ルールに基づく秩序に支えられた「開かれ安定した海洋」の維持・発展に向け、主導的な役割を發揮する。具体的には、シーレーンにおける様々な脅威に対して海賊対処等の必要な措置をとり、海上交通の安全を確保するとともに、各国との海上安全保障協力を推進する。」

「特にペルシャ湾及びホルムズ海峡、紅海及びアデン湾からインド洋、マラッカ海峡、南シナ海を経て我が国近海に至るシーレーンは、資源・エネルギーの多くを中東地域からの海上輸送に依存している我が国にとって重要であることから、これらのシーレーン沿岸国等の海上保安能力の向上を支援するとともに、我が国と戦略的利害を共有するパートナーとの協力関係を強化する。」

3 国際社会の平和と安定のためのパートナーとの外交・安全保障協力の強化

「我が国を取り巻く安全保障環境の改善には、上述したように政治・経済・安全保障の全ての面での日米同盟の強化が不可欠であるが、これに加え、そのために重要な役割を果たすアジア太平洋地域内外のパートナーとの信頼・協力関係を以下のように強化する。」

(5) 「APEC から始まり、EAS, ASEAN+3, ARF, 拡大 ASEAN 国防相会議 (ADMM プラス), 環太平洋パートナーシップ (TPP) といった機能的かつ重層的に構築された地域協力の枠組み、あるいは日米韓、日米豪、日米印といった三か国間の枠組みや、地理的に近接する経済大国である日中韓の枠組みを積極的に活用する。また、我が国としてこれらの枠組みの発展に積極的に寄与していく。さらに、将来的には東アジアにおいてより制度的な安全保障の枠組みができるよう、我が国としても適切に寄与していく。」

4 国際社会の平和と安定のための国際的努力への積極的寄与

(2) 法の支配の強化

「サイバー空間については、情報の自由な流通の確保を基本とする考え方の下、その考えを共有する国と連携し、既存の国際法の適用を前提とした国際的なルール作りに積極的に参画するとともに、開発途上国への能力構築支援を積極的に行う。」

・「我が国の北極政策」(平成 27 年 10 月 16 日 総合海洋政策本部決定)

3 北極問題に対する取組の必要性

○安全保障

「北極における、航路の開通、資源開発等の様々な可能性の広がりが、国家間の新たな摩擦の原因となるおそれもあり、同地域での軍事的なプレゼンスを強化する動きを、北極における緊張や対立に転化させないことが重要である。同時に、こうした動きが北極にとどまらず我が国周辺を含む国際的な安全保障環境の変動要因となる可能性も念頭に、関係国の動向に十分な注意を払うとともに、北極圏国等との協力を推進していく必要がある。」

測定指標 2-1 ARF や各国との安保対話を通じた地域安全保障の促進

中期目標（一年度）

27年に成立した「平和安全法制」も踏まえた取組の下、アジア太平洋地域及び国際社会の平和と安全を確保し、国民の生命・財産を守る。

27年度

年度目標

- 1 ARF 閣僚会合を始めとする ARF 関連会合等に積極的に参加し、地域の信頼醸成及び各国間の理解・協力の促進に貢献すべくイニシアティブを発揮していく。
 - (1) ARF 海上安全保障 ISM の共同議長国 (26 年 8 月～29 年夏) として、同 ISM のワークプラン改定及び実施を主導し、関連会合の開催等を通じ、海上安全保障分野での地域の信頼醸成や予防外交を促進する。
 - (2) 災害救援 ISM の共同議長国 (25 年 7 月～28 年夏) として、引き続き、災害救援ワークプラン改定を始め、災害救援に関する地域協力の議論をリードし、更に実効的な取組を促進していく。
 - (3) サイバーや宇宙といった新たな分野においてもイニシアティブを発揮していく。
- 2 米国や韓国を始めとする各国との二国間の安全保障対話を通じて、活発に意見交換を行い、信頼醸成を促進するとともに、協力を強化する。
- 3 ミュンヘン安全保障会議、アジア安全保障会議(シャングリラ・ダイアログ)、アジア太平洋安全保障協力会議(CSCAP)等の安全保障や防衛分野の国際会議への参加を積極的に行う。
- 4 関係国と連携しつつ、法の支配の尊重など我が国の立場を主張していくとともに、平和安全法制を含む我が国の安全保障政策を、透明性をもって説明し、我が国の立場の理解確保に努め、もって信頼醸成をはかる。
- 5 防衛装備移転三原則に基づき、具体的案件の特定等、各国との防衛装備協力を促進する。
- 6 六者会合のトラック 1.5 である北東アジア協力対話(NEACD)に参加し、六者会合に係る情報・意見交換、実務者レベルの意思疎通及び情勢の安定化や我が国の考え方についての理解促進を図る。

施策の進捗状況・実績

- 1 8月に開催された閣僚会合を始め、各分野の会期間会合(ISM)、ワークショップ等を含む大部分の ARF 関連関係会合(全 29 件中 24 件)に出席した。一連の会合を通じた地域の信頼醸成の促進に向けた主要な活動は以下のとおり。
 - (1) 12 月、地域信頼醸成と海洋法に関する ARF セミナーを東京で開催し、日越印が共同議長を務めるなど、議論をリードした。
 - (2) 5 月、第 4 回 ARF 災害救援実働演習(ARF-DiREx2015)に参加し、28 年 3 月には、ネピドー(ミャンマー)にて行われた第 15 回 ARF 災害救援会期間会合で共同議長国を務めるなど、積極的に取り組んだ。
 - (3) サイバー分野では、ARF の枠組みの下で行われたワークショップに積極的に出席した。また、宇宙分野では、11 月に ARF 宇宙セキュリティ・ワークショップを開催し、4 つの会期間会合以外の枠組みにおいても宇宙活動の長期的持続可能性(LTS)を確保するための国際的なルール策定や、サイバー分野におけるキャパシティ・ビルディングといった点において、積極的にイニシアティブを取った。
- 2 12 月、日インドネシア 2+2 を初めて開催し、28 年 1 月には日英 2+2 を開催した。また、9 月の日仏及び日英外務・防衛当局間協議(PM 協議)をはじめ、多くの事務レベルの安全保障分野での二国間対話を開催し、活発な意見交換を通じて協力を強化した。
- 3 5 月のアジア安全保障会議(シャングリラ・ダイアログ)に代表団を派遣し、日本の安全保障

政策等を発信した。また、28年2月のミュンヘン安全保障会議に黄川田外務大臣政務官が出席し、海における法の支配の強化等についての日本の立場を主張した。

ARFのトラック2(アジア太平洋安全保障協力会議(GSCAP))及びトラック1.5(アセアン地域フォーラム・専門家/著名人会合(ARF・EEP))の枠組みにおいても、有識者の参加を通じて我が国の安全保障政策について積極的に対外発信を行うとともに、トラック1の枠組みとの連携強化にも積極的に取り組んだ。

- 4 9月19日に成立した「平和安全法制」を含む我が国の安全保障政策について、首脳会談・外相会談をはじめとする様々な機会を通じ、関係各国に対し透明性をもって丁寧に説明した結果、米国、オーストラリア、ASEAN諸国、ヨーロッパ諸国を始め多くの国が、共同声明や記者会見等を通じ支持・理解・歓迎を表明した。
- 5 12月にインド、28年2月にフィリピンとの間で防衛装備・技術移転協定を締結するとともに、5月にマレーシア、12月にインドネシアとも交渉の開始で一致した。
- 6 5月、第25回北東アジア協力対話(NEACD)の東京開催に協力し、六者会合参加国の外交当局者や有識者らと、東アジアの安全保障情勢を中心に、政治、経済を含め幅広く意見交換を行う機会とすることが出来た。

28年度

年度目標

- 1 ARF閣僚会合を始めとするARF関連会合等に積極的に参加し、地域の信頼醸成及び各国間の理解・協力の促進に貢献すべくイニシアティブを発揮する。
 - (1) ARF海上安全保障ISM(会期間会合)の共同議長国(26年8月～29年夏)として、引き続き同ISMのワークプラン改定及び実施を主導し、関連会合の開催等を通じ、海上安全保障分野での地域の信頼醸成や予防外交を促進する。
 - (2) 災害救援ISMの共同議長国(25年7月～28年夏)として、災害救援に関する地域協力の議論を議長サマリーとしてまとめ、28年夏以降の共同議長国に引き継ぐ。
 - (3) サイバーや宇宙といった新たな分野においてもイニシアティブを発揮していく。
- 2 ミュンヘン安全保障会議、アジア安全保障会議(シャングリラ・ダイアログ)、アジア太平洋安全保障協力会議(CSCAP)等の安全保障や防衛分野の国際会議への参加を積極的に行う。
- 3 各国との二国間の安全保障対話を通じて、活発に意見交換を行い、信頼醸成を促進するとともに、「平和安全法制」施行も踏まえつつ、協力を強化する。
- 4 防衛装備移転三原則に基づき、具体的案件の特定等、各国との防衛装備協力を促進する。
- 5 上記を含む様々な機会を捉え、アジア・太平洋地域の各国をはじめとする関係国と連携しつつ、法の支配の尊重など我が国の立場を主張していくとともに、国際協調主義に基づく「積極的平和主義」及び「平和安全法制」を含む我が国の安全保障政策を、透明性をもって説明し、我が国の立場の理解確保に努め、信頼醸成をはかる。また、安全保障分野における具体的な協力を推進する。
- 6 六者会合のトラック1.5である北東アジア協力対話(NEACD)に参加し、六者会合に係る情報・意見交換、実務者レベルの意思疎通及び情勢の安定化や我が国の考え方についての理解促進を図る。
- 7 サイバー安全保障に関する国際会議への対応・二国間協議の実施等を通じ、サイバー空間における法の支配の強化、信頼醸成及び能力構築支援に取り組む。

施策の進捗状況・実績

- 1 7月に開催された閣僚会合を始め、各分野の会期間会合(ISM)、ワークショップ等を含む多くのARF関連関係会合(全18件中13件)に出席した。また、テロ対策分野では、日本のイニシアティブにより「最近の悲惨なテロに関するARF閣僚声明」を提案し、全閣僚一致で採択された。一連の会合を通じた、地域の信頼醸成の促進に向けた主要な活動は以下のとおり。
 - (1) ARF海上安全保障ISM(会期間会合)の共同議長国(26(2014)年8月～29(2017)年夏)として、29年2月、東京にて第9回ARF海上安全保障会期間会合を開催し、ARFメンバーが直面する課題や脅威について、各国の最新の取組を踏まえた意見交換を行い、具体的協力や平和的紛争解決について協議することにより、ARFメンバー、国際機関及び各地域枠組み間の連携が強化され、海上安全保障面における協力の更なる向上につながった他、同ISMのワークプランの着実な実施及び加盟国による予防外交の強化に資する議論を行うことができた。10月、シンガポールにおいて、第6回日・シンガポール海上安全保障対話を実施し、「海における法の支配」の重要性等、多岐に渡る海洋安全保障問題における現状認識の共有を図ることにより、9月に行われた日・シンガポ

ル首脳会談のフォローアップを行うとともに、同分野における具体的な二国間協力について議論を行った。

(2) 災害救援 ISM の共同議長国(25 年 7 月～28 年夏)として、第 15 回 ARF 災害救援 ISM (28 年 3 月にネピドー(ミャンマー)にて開催)の議長サマリーをまとめた。また、次期議長国(28 年夏～30 年夏)であるタイ・韓国に対して、共同議長サマリーの作成、会議運営及び検討を要する事項について直接説明を行う等、適切に議長国の業務を引き継いだ。なお、第 16 回 ARF 災害救援 ISM は 29 年 4 月の開催となり、28 年度中の開催はなかった。

(3) ARF において、アジア太平洋地域におけるサイバー空間の信頼醸成の深化を目的として、我が国主導により新たにサイバーに関する ISM を立ち上げることで、関係各国に働きかけた結果、各国の理解を得られ、29 年 5 月に開催される ISG (課長級会合)において、我が国から正式にサイバーに関する ISM の立ち上げを提案する運びとなった。

2 6 月のアジア安全保障会議(シャングリラ・ダイアログ)に杉山外務審議官を団長とする代表団を派遣し、日本の安全保障政策等を発信した。29 年 2 月のミュンヘン安全保障会議に小田原外務大臣政務官が出席し、アジア太平洋の安全保障環境や日米同盟の重要性等についての日本の立場を説明した。ARF のトラック 2 (アジア太平洋安全保障協力会議(CSCAP))及びトラック 1.5 (アセアン地域フォーラム・専門家/著名人会合(ARF・EEP))の枠組みにおいても、有識者の派遣を通じて我が国の安全保障政策について積極的に対外発信を行うとともに、トラック 1 の枠組みとの連携強化にも取り組んだ。このほか、政府として豪 IFRS (地域安全保障協会)主催戦略対話(10 月)、ミュンヘン安全保障会議コアグループミーティング(11 月)、ハリファックス安全保障フォーラム(11 月)、豪日対話フォーラム(12 月)に出席した。

3 「平和安全法制」施行を踏まえつつ、6 月にドイツ、7 月にフランス、10 月に英国との間で外務・防衛当局間協議を開催するなど、事務レベルでも多くの二国間対話を開催し、協力の強化に向け活発な意見交換を行う等、各国との間で協力を強化した。

4 各国との防衛装備協力に関して、関係省庁と意見交換を重ねた結果、4 月にフィリピン、12 月にフランスとの間の防衛装備・技術移転協定が発効した。

5 28 年 3 月に施行された「平和安全法制」を含む我が国の安全保障政策について、首脳会談・外相会談をはじめとする様々な機会を通じ、関係各国に対し透明性をもって丁寧に説明した結果、27 年度中に支持を表明していた国々に加え、新たに中南米諸国や国連等が、共同声明や記者会見等を通じ支持・理解・歓迎を表明した。G7 の議長国として、4 月の G7 広島外相会合において「海洋安全保障に関する G7 外相声明」を発出し、航行・上空飛行の自由、国際法の遵守、紛争の平和的解決といった原則が G7 共通の利益であることを再確認した他、5 月の G7 伊勢志摩サミットでは、G7 が一体となって「海における法の支配の三原則」の重要性を国際社会に発信した。4 月の G7 広島外相会合において発出された「海洋安全保障に関する G7 外相声明」のフォローアップとして、12 月、東京において、第 2 回「海洋安全保障に関する G7 ハイレベル会合」を開催し、海洋安全保障の諸課題に向けて、G7 として一層取り組んでいくことを確認した。

6 6 月に北京にて開催された北東アジア協力対話(NEACD)には、外務省から、石兼総合外交政策局長及び金杉アジア大洋州局長が出席し、北朝鮮含む 6 か国・地域の官民関係者とともに、対北朝鮮政策を始めとする東アジア情勢について意見交換を行った。会議当日に北朝鮮が弾道ミサイルを発射したことを受け、現地にて、我が方から北朝鮮に対し直接厳重な抗議を実施するとともに、ストックホルム合意に基づき、一日も早く全ての拉致被害者を帰国させるよう強く求めた。

7 多国間の枠組みでは、国連における政府専門家会合(国連サイバー-GGE)に参加したほか、5 月の G7 伊勢志摩サミットにおいて、サイバーに関するワーキンググループ(G7 伊勢志摩サイバーグループ(ISCG))を新たに立ち上げ、10 月に東京において第 1 回会合を開催した。二国間協議については、米国、英国、フランス、オーストラリア等をはじめとする多くの国との間で協議・対話を実施した。

測定指標 2-2 ソマリア沖・アデン湾及びアジア海域における民間船舶の安全な航行の確保

中期目標（一年度）

ソマリア沖・アデン湾及びアジア海域における民間船舶の安全な航行を確保する。

27年度

年度目標

- 1 ソマリア沖・アデン湾の海賊対策については、以下のとおり海賊対処法に基づく海賊対処行動を含む多層的な海賊対策の取組を継続する。
 - (1) 我が国自衛隊による海賊対処活動の継続に必要な支援、諸外国との協力体制の構築、周辺国への海上保安能力向上支援のさらなる強化等を実施する。
 - (2) ソマリア沖海賊対策コンタクトグループ及びその作業部会会合に参加し、我が国の立場が国際社会における議論に反映されるよう努めるとともに、作業部会共同議長としての役割を果たしながら、ソマリア海賊問題への貢献姿勢をアピールする。
- 2 アジア海賊対策地域協力協定(ReCAAP)情報共有センターによる迅速で効果的な情報共有の強化、関係国・機関との連携強化を通じてアジア海域における民間船舶の安全な航行を確保する。

施策の進捗状況・実績

1 ソマリア沖・アデン湾の海賊対策

- (1) 21(2009)年からソマリア沖・アデン湾に海上自衛隊の護衛艦2隻とP-3C哨戒機2機を展開し、海賊対処行動を行っている。護衛艦2隻は、5月末までに、累計728回の護衛活動で3,818隻の商船を護衛した。P-3C哨戒機2機は、1,568回任務飛行を行い、警戒監視や他国艦艇への情報提供を行った。こうした取組もあり、27年度のソマリア沖・アデン湾における海賊被害は0件となった。

さらに、ソマリア及び周辺国の海上保安機関職員の本邦研修(5月～6月)や、ジブチ沿岸警備隊への巡視艇供与(12月)を通じ、長期的視野での同海域の安定に向けた取組も行った。

- (2) 7月の第18回ソマリア沖海賊対策コンタクト・グループ全体会合及び関連会合に出席し、ソマリア沖海賊による脅威は依然として存在しているところ、地域諸国への能力構築支援も含め、引き続き国際社会がソマリア海賊対策に取り組むことの重要性への国際社会の注意を喚起すべく努めるとともに、諸外国との連携を強化した。

また、同コンタクト・グループ傘下の作業部会では、共同議長国として議論をリードした。

2 アジア海賊対策地域協力協定(ReCAAP)

- (1) アジア海域の航行の安全に資するよう、ReCAAP情報共有センターによる締約国海上保安機関の能力構築事業を支援した。
- (2) アジア海賊対策地域協力協定(ReCAAP)に未加入のインドネシア、マレーシア両国に対し、同協定への加入を強く働きかけた。(4月、中根外務大臣政務官とインドネシアのファヒル外務副大臣との会談など)
- (3) また、28年3月にシンガポールで開催された10周年記念会合には、黄川田外務大臣政務官が日本政府を代表して参加し、引き続きアジアの沿岸国を積極的に支援していく姿勢を示すとともに、安倍総理大臣からのお祝いのメッセージを紹介した。こうした取組を通じ、関係国との連携を強化した。

28年度

年度目標

- 1 ソマリア沖・アデン湾の海賊対策については、以下のとおり海賊対処法に基づく海賊対処行動を含む多層的な海賊対策の取組を継続する。
 - (1) 我が国自衛隊による海賊対処行動の継続に必要な支援、諸外国との協力体制の構築、周辺国への海上保安能力向上支援のさらなる強化等を実施する。
 - (2) ソマリア沖海賊対策コンタクト・グループ及びその作業部会会合に参加し、我が国の立場が国際社会における議論に反映されるよう努めるとともに、作業部会共同議長としての役割を果たしながら、ソマリア海賊対策に貢献する。
- 2 アジア海賊対策地域協力協定(ReCAAP)情報共有センターによる迅速で効果的な情報共有の強化、関係国・機関との連携強化を通じてアジア海域における民間船舶の安全な航行を確保する。

施策の進捗状況・実績

1 ソマリア沖・アデン湾の海賊対策

(1) 21 (2009) 年からソマリア沖・アデン湾に海上自衛隊の護衛艦と P3-C 哨戒機を展開し、海賊対処行動を行っている。護衛艦は、28 年 12 月末までに、累計 769 回の護衛活動で 3,754 隻の商船を護衛した。P3-C 哨戒機は、1,708 回任務飛行を行い、警戒監視や他国艦艇への情報提供を行った。こうした取組もあり、ソマリア沖・アデン湾における海賊事案発生件数は、28 年には 2 件と低い水準で推移した。

さらに、ソマリア及び周辺国の海上保安機関職員の日本での研修（5～6 月）を通じた長期的視野での同海域の安定に向けた取組も行った。

(2) 5 月の第 19 回ソマリア沖海賊対策コンタクト・グループ全体会合及び関連会合に出席し、ソマリア沖海賊による脅威は依然として存在しているところ、地域諸国への能力構築支援も含め、引き続き国際社会がソマリア海賊対策に取り組むことの重要性への国際社会の注意を喚起すべく努めるとともに、海賊事案発生件数を踏まえた本会合の合理化の必要性、地域諸国のオーナーシップ強化の方向性について議論した。

また、同コンタクト・グループ傘下の作業部会「海上海賊対策・緩和活動 WG」では、UAE 及びセーシェルと共に共同議長国を務め、成果文書としての「西インド洋における海洋状況把握に関する報告書」のとりまとめや、作業部会での議論において主導的な役割を果たした。

2 アジア海賊対策地域協力協定 (ReCAAP)

(1) アジア海域の航行の安全に資するよう、ReCAAP 情報共有センター (ISC) 財政面及び人的支援に加え、ReCAAP・ISC による締約国海上保安機関の能力構築セミナーや研修の開催を支援した。

(2) 11 月、ReCAAP・ISC による情報共有を受け、外務省海外安全ホームページにスルー海域の広域情報を発信し、海賊・海上武装強盗被害に遭遇する危険性についての注意喚起を行った。迅速な注意喚起により、同海域を航行する日本船舶の安全航行に資する情報を提供することができた。

測定指標 2-3 北極を巡る国際秩序形成への参画

注：本指標は 28 年度から新たに設定。以下の 27 年度分については、同年度までの関連する測定指標「2 ソマリア沖・アデン湾及びアジア海域における民間船舶の安全な走行の確保」から転記。

中期目標（一年度）

二国間及び多国間での国際協力強化を通じ、近年国際的な関心が高まっている北極を巡る国際秩序形成への関与を拡大する。

27 年度

年度目標

米や加等の北極圏諸国及び北極圏への関心国の政策立案者、研究者等を集め、北極に関するセミナーを開催し、北極にかかる諸課題（安保、環境、北極海航路等）についての各国の対策等の情報共有を図るとともに、協力の在り方等につき議論する。

施策の進捗状況・実績

10 月、我が国初の包括的な北極政策である「我が国の北極政策」が第 14 回総合海洋政策本部会合において決定されたことを受け、同月にアイスランドにて開催された北極サークル（グリムリン・アイスランド大統領等が「北極版ダボス会合」を目指し設立した、産官学から参加者が集う北極関連会合）において、白石北極担当大使が約 400 名の参加者に向けて同政策を紹介したほか、日本の北極政策に関する分科会を設け、各国の参加者との意見交換を行い、北極問題での我が国のプレゼンスを示した。また、米国、アイスランド、シンガポールといった北極評議会関係国と高級実務者レベルで北極に関する意見交換を実施し、北極を巡る諸課題に対する協力関係を強化した。

28 年度

年度目標

1 我が国として北極に関する国際的な意思決定やルール策定に適切に関与していく必要があることから、北極評議会の活動に対して一層貢献するとともに、その他の北極関連会合の場（北極サー

クル、北極フロンティア等)における国際的な議論に積極的に参画していく。
 2 これと並行して、北極圏諸国を含む関係国との二国間での協力を引き続き強化し、北極をめぐる議論においてプレゼンスを高めることを目指す。

施策の進捗状況・実績

27年10月に策定された我が国初の北極政策である「我が国の北極政策」に基づき、我が国の北極への取組を積極的に発信する観点から、ロシア、米国、アイスランド等で開催された北極に関する国際会議（北極評議会（AC）高級北極実務者（SAO）会合、第12回北極地域議員会議、北極サークル、北極科技大臣会合、北極フロンティア等）に積極的に参加し、我が国の北極に関する考え方や取組について発信したほか、北極圏国を含む関係諸国（米国、フィンランド、ノルウェー、アイスランド等）との間で北極に関する意見交換を行った。

4月には、第1回北極に関する日中韓ハイレベル対話（大使級）を開催し、3か国の政府及び関連研究機関関係者も交え、北極に関する今後の3か国間の協力の可能性等について意見交換を行った。また、11月には、29（2017）年から2年間ACの議長国に就任するフィンランドの北極担当大使を招へいし、我が国の北極関連研究施設等の視察のほか、武井外務大臣政務官、「北極のフロンティアについて考える議員連盟」等との意見交換を含め、産官学の関係者との幅広い意見交換の場を設けた。本件招へいを通じて、我が国の北極に係る取組や強みへの理解を促すとともに、次期AC議長国であるフィンランドに対して、我が国がACのオブザーバーの立場から更なる貢献が可能であることを示した。

測定指標 2-4 ARF 関連会合への我が国の出席率

中期目標値	27年度		28年度		
	一年度	年度目標値	実績値	年度目標値	実績値
—		80%	83%	80%	72%

作成にあたって使用した資料その他の情報

- ・ 内閣府ホームページ
 国家安全保障戦略
 (<http://www.cas.go.jp/jp/siryou/131217anzenhoshou/nss-j.pdf>)
 (ARF 関連)
- ・ 外務省ホームページ
 (<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/asean/arf/>)
- ・ ARF ホームページ
 (<http://aseanregionalforum.asean.org/>)

個別分野 3 国際平和協力の拡充、体制の整備

施策の概要

- 1 国際社会の平和と安定に向け、自衛隊、警察等と連携しつつ、国連 PKO 等への派遣を始めとする国際平和協力の推進・拡充を図る。
- 2 国際平和協力分野における国連を始めとする国際社会の取組・議論に積極的に貢献を行う。
- 3 国際平和協力分野の人材の裾野を拡充するため、国内基盤の整備・強化を実施する。

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

- ・国家安全保障戦略（平成 25 年 12 月 17 日 閣議決定）
 - IV 我が国がとるべき国家安全保障上の戦略的アプローチ
 - 4 国際社会の平和と安定のための国際的努力への積極的寄与
 - （4）国際平和協力の推進
- ・「平和安全法制の成立を踏まえた政府の取組について」（平成 27 年 9 月 19 日 閣議決定）
 - 「1 また、我が国は、国際連合憲章を遵守しながら、国際社会や国際連合を始めとする国際機関と連携し、それらの活動に積極的に寄与している。こうした我が国の平和国家としての歩みは、これをより確固たるものにしなければならない。」
- ・第 70 回国連総会における安倍総理大臣一般討論演説（平成 27 年 9 月 29 日）
 - 「第一に、日本には、戦後 70 年、平和を愛する国として自らを持し、世界の平和と繁栄のため努力を積んだ実績があります。
カンボジアや東ティモールで、日本は外交努力、PKO 派遣、その後長年にわたる支援に力を尽くしてまいりました。
PKO には、実施に 3 つのレイヤー（層）があります。まず、どこで何をするか決める意思決定の層があり、次いで、要員や資金の手当てが必要となり、さらに、現場での実働が続きます。
その間に、得てして生じる格差に対し、日本は、“ギャップ・ブリッジャー（Gap Bridger）”になることができます。そして日本には、どのレイヤーでも言動に責任をもつ主体として、プラスの貢献をすることができます。
今しも南スーダンで、自衛隊施設部隊の諸君が日夜努力を続けている。ケニアでは、陸上自衛隊の専門家たちが、ケニア、ウガンダ、タンザニア、ルワンダ各国軍隊を対象に、重機の扱い方を伝えています。道がなく、橋が壊れた環境では、PKO は随所で滞るからです。
そして日本自身がこの先 PKO にもっと幅広く貢献することができるよう、最近、法制度を整えました。」
 - ・「第 2 回 PKO サミット」安倍総理大臣スピーチ（平成 27 年 9 月 28 日）
 - 「私はこの 1 年、昨年表明した貢献策を着実に具体化するとともに、「積極的平和主義」に基づき、国際社会の平和と安定に更なる貢献を行うための態勢整備に全力を注いできました。
第一に、平和安全法制の整備です。国連 PKO の多様化する業務に対応できるよう、国際平和協力法を改正し、従事可能な業務が広がり、更なる貢献が可能となりました。今後、新たな法制の下、国連 PKO への貢献を更に拡充していきます。
具体的には、自衛隊が高い技術を持つ施設活動や、ミッション司令部・国連本部等への要員派遣等の質の高い貢献を着実に進めるとともに、早期展開のための航空輸送など、更なる貢献を追求してまいります。
第二に、日本は多様なパートナー間の協力を拡大します。日本は、三角パートナーシップ・モデルの先駆けであるアフリカ施設部隊早期展開プロジェクトへの支援を昨年表明しました。
本年、約 4 千万ドルを国連事務局に拠出し、まさに現在、ナイロビの地で日本の陸上自衛官と東アフリカ諸国の工兵がともに汗を流して重機の操作及び整備の訓練を行っています。明年からの本格的訓練にも継続的に貢献します。この場を借りて、今回の訓練のホスト国であるケニアに謝意を申し上げます。
三角パートナーシップ・モデルを施設分野以外へ拡大するため、より多くの国の協力を期待します。また、米国の迅速展開パートナーシップ構想を支持し、一層の連携を図っていきます。
日本としては、新規に要員を派遣するアジアの国への支援も積極的に進めていきます。
また、日本が安保理非常任理事国に選ばれた暁には、安保理と要員派遣国間の対話の強化に努めます。」

第三に、日本は各種訓練を通じた PKO 要員の能力向上を更に支援していきます。来月、初めて東京において国連 PKO 教官養成訓練のコースを国連と共催します。

また、平和構築の現場で活躍できる文民の人材を育成する事業を拡充し、PKO に貢献できる人材を一層輩出していきます。さらに、より多くの女性が PKO に参加できるよう、日本自身も努力します。

平和を維持するはずの国連 PKO 要員によって女性や子供が傷つけられるようなことは決してあってはなりません。日本は、性的搾取・虐待の被害者救済支援の重要性を再確認し、具体的に貢献していきます。」

・第 71 回国連総会における安倍総理大臣一般討論演説（平成 28 年 9 月 21 日）

「これが日本の「国連精神」」

・南スーダン国際平和協力業務実施計画の変更等について（平成 28 年 11 月 15 日 閣議決定）

・第 193 回国会外交演説（平成 29 年 1 月 20 日）

「南スーダン PKO への要員派遣を含め、国際社会の平和と安定のため、一層貢献してまいります。」

・第 193 回国会施政方針演説（平成 29 年 1 月 20 日）

「自衛隊の活動一つひとつが、間違いなく、南スーダンの自立と平和な国創りにつながっている。」

測定指標 3-1 国際平和協力法に基づく要員派遣・物資協力の推進、国際社会の取組・議論への積極的な貢献

中期目標（一年度）

国際社会の平和と安定に向けて我が国の国際平和協力を推進・拡充するとともに、国際社会の取組・議論に積極的な貢献を行う。

27 年度

年度目標

- 1 国連南スーダン共和国ミッション (UNMISS) への要員派遣を通じて南スーダンの安定と国づくりへの貢献を継続・拡充する。
- 2 国連 PKO 等に対する協力の在り方について検討する。
- 3 国連のアフリカ早期展開支援プロジェクトにつき、国連 PKO における施設建設のための重機供与とその操作訓練等において、我が国が提供可能なアセットも考慮しつつ、企画・実施に協力する。
- 4 9月に予定されている第2回国連 PKO ハイレベル会合において、議論への参加や平成 26 年の前回会合の際表明した貢献策のフォローアップを通じて、G7 議長国として、国際平和協力に関する議論をリードすることで、積極的に貢献する。
- 5 国内においては、法的基盤の強化に向け法制度改正の検討等に積極的に取り組む。

施策の進捗状況・実績

- 1 国連南スーダン共和国ミッション (UNMISS) に対し、年度を通じ約 350 人規模の施設部隊及び司令部要員を派遣し、南スーダンの安定と国づくりに貢献した。
- 2 平和活動に関するハイレベル・パネル報告書及び同報告書を踏まえた国連事務総長報告書が提出され、我が国は関連会合への出席、国連関係者との意見交換等により、積極的に議論に参加した。
- 3 前年に引き続き、アフリカにおける国連 PKO 施設部隊の早期展開支援のため、国連と協力して、アフリカ施設部隊早期展開プロジェクト (ARDEC) を支援した。9月から6週間にわたり、ナイロビ (ケニア) において試行訓練を実施した。
- 4 平和安全法制の一部として国際平和協力法を改正し、PKO への更なる貢献を可能とした。
- 5 9月の第2回 PKO サミットにおいて、昨年同様共催国として参加し具体的貢献策を表明した (①法整備等を通じた体制整備等による我が国の国連 PKO への貢献の拡充、②多様なパートナー間の協力による拡大、③国連 PKO 要員等の能力向上等の幅広い取組を支援)。その結果、主催国である米国を始めとする各国及び国連から高い評価を得た。また、平成 28 年 3 月に G7 平和維持・平和構築専門家会合を主催し、G7 による議論を議長国としてリードした。

28 年度

年度目標

- 1 国連南スーダン共和国ミッション (UNMISS) への要員派遣を通じて南スーダンの安定と国づくりへの貢献を継続・拡充する。
- 2 国連 PKO 等に対する協力の在り方について、新規派遣も含めて検討する。
- 3 国連のアフリカ早期展開支援プロジェクトにつき、国連 PKO における施設建設のための重機供与とその操作訓練等において、我が国が提供可能なアセットも考慮しつつ、企画・実施に協力する。
- 4 国連 PKO 通信学校・訓練センタープロジェクトにつき、早期具体化並びに訓練に必要な機材の整備を行うべく、企画・実施に協力する。

施策の進捗状況・実績

- 1 国連南スーダン共和国ミッション (UNMISS) に対し、年度を通じ約 350 人規模の施設部隊及び司令部要員を派遣し、7 月には大規模な衝突が発生するなど、独立から 5 年を経てなお多くの問題を抱える南スーダンの安定と国づくりに貢献した。また、11 月にいわゆる駆け付け警護の任務を付与する実施計画の変更を閣議決定した。29 年 3 月に、南スーダン PKO (UNMISS) に派遣している自衛隊の施設隊の活動を同年 5 月末を目処に終了することを決定した (司令部要員 4 名は派遣を継続)。
- 2 28 年 5 月にニューヨークで開催されたチャレンジ・フォーラム (注) の会合に我が国から参加し、国連及び各国による平和維持の取組及び問題意識に関する情報収集を行うとともに、国連日本政府代表部常駐代表がモデレーターを務め、我が国の政策の発信を行った。
(注) 国連 PKO 等が抱える課題について、各国政府や国際機関、学術機関等に所属する関係者が、年に数回定期的に自由闊達な意見交換をするフォーラム。
- 3 27 年度に引き続き、国連 PKO が抱える課題の一つであるアフリカにおける国連 PKO 施設部隊の早期展開支援のため、国連フィールド支援局と協力して、アフリカ施設部隊早期展開プロジェクト (ARDEC) を財政面及び人的に支援した。具体的には、必要な重機等のリース、施設整備、訓練を実施した。6 月から 10 月にかけて、ケニア国際平和支援訓練センターにおいて、自衛官等計 36 名を同プロジェクトの教官として派遣し、ケニア国軍の施設課要員 60 名を対象に国連 PKO の展開に必要な道路整備などを行うための重機操作訓練を 2 回 (各 8 週間) 実施した。
- 4 PKO で活動する各国通信要員の育成を行う「国連 PKO 通信学校」の機材の整備、国連側の体制強化、訓練の実施を支援した。また、女性の PKO 参加の推進の一環として、11 月には各国の女性通信要員を対象とするアウトリーチ・セミナーを実施し、27 か国から約 40 名の女性軍人・警察官が参加した。

測定指標 3-2 平和構築分野における人材育成

中期目標 (一年度)

国際平和協力分野の人材の裾野を拡大するため、平和構築の現場で活躍できる人材を育成する。

27 年度

年度目標

「平和構築・開発におけるグローバル人材育成事業」を新規に開始し、同事業において、以下を実施する。

- 1 今後平和構築分野で活躍することを希望する人材向けのコース
- 2 既に一定の実務経験を有する人材向けのコース
- 3 平和構築分野の国際機関等への就職支援

施策の進捗状況・実績

- 1 及び 2 27 年度に開始した 3 カ年事業「平和構築・開発におけるグローバル人材育成事業」の 1 年目として、若手人材の育成に加えて、マネジメントレベルの人材の育成を行った。(修了者数：1：25 名，2：27 名)
- 3 平和構築分野の国際機関等への就職支援を目的としたセミナーを実施した。25 年度の日本人修了生 (15 名) は、27 年度の国内研修終了後 (28 年 2 月末)、国際機関 (11 名)、政府機関・JICA (2 名)、民間企業 (1 名) へ就職又は進学 (1 名) した。
本事業による全日本人修了生の約 9 割は、国連 PKO ミッション (国連コンゴ民主共和国安定化ミ

ッション(MONUSCO)), 国連特別政治ミッション(国連ソマリア支援ミッション(UNSOM))や平和構築に関連する国際機関等(国連難民高等弁務官事務所 (UNHCR), 国連開発計画 (UNDP) 等)に就職した(19年から25年までの累計修了者数:103名, うち平和構築分野の国際機関・政府機関・民間企業等への就職者数:92名)。

28年度

年度目標

27年度から3カ年で実施される「平和構築・開発におけるグローバル人材育成事業」の1年目の成果・評価を踏まえ、2年目は以下を実施する。

- 1 今後平和構築分野で活躍することを希望する人材向けのコース
- 2 既に一定の実務経験を有する人材向けのコース
- 3 平和構築分野の国際機関等への就職支援

施策の進捗状況・実績

1及び2 27年度に開始した3カ年事業「平和構築・開発におけるグローバル人材育成事業」の2年目として、若手人材の育成及びマネジメントレベルの人材育成を行った。(修了者数:1:25名, 2:16名)

3 平和構築分野の国際機関等への就職支援を目的としたセミナーを実施した。また28年度の国内研修終了(29年2月末)時点において、26年度の日本人修了生(15名)は、国際機関(12名)、政府機関・JICA(1名)、大学院(1名)等へ就職又は進学した(1名不明)。

本事業による全日本人修了生の半数以上が、国連PKOミッション(国連コンゴ民主共和国安定化ミッション(MONUSCO)), 国連政治・平和構築ミッション(国連ソマリア支援ミッション(UNSOM)), 国連コロンビア支援ミッション(UNMC))や平和構築に関連する国際機関(国連難民高等弁務官事務所(UNHCR), 国連開発計画(UNDP)等)に就職した(19年から26年までの累計修了者数:119名, うち平和構築分野の国際機関・政府機関・民間企業等への就職者数:104名)。

測定指標3-3 世論調査における国連平和維持活動(PKO)等への参加に肯定的な回答の割合

(出典:内閣府実施 「外交に関する世論調査」)	中期目標値	27年度		28年度	
	一年度	年度目標値	実績値	年度目標値	実績値
	80.0%	80.0%	81.0%	80.0%	73.5%

測定指標3-4 セミナー等の開催回数及び国際平和協力調査員を含む職員のPKOに関する国際会議やセミナー等出席回数

	中期目標値	27年度		28年度	
	一年度	年度目標値	実績値	年度目標値	実績値
	16	18	19	16	18

作成にあたって使用した資料その他の情報

- ・外務省ホームページ
「平和構築」現場における取組
(http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/peace_b/genba/index.html)
- ・内閣府国際平和協力本部事務局ホームページ
(<http://www.pko.go.jp/index.html>)
- ・防衛省ホームページ「国際平和協力活動への取組」
(http://www.mod.go.jp/j/approach/kokusai_heiwa/index.html)

個別分野 4 国際テロ対策協力及び国際組織犯罪対策協力の推進

施策の概要

多様化・複雑化する国際テロ及び国際組織犯罪の防止のために、国際社会の一致した継続的取組が重要であることから、我が国は、①国内対策の強化、②幅広い国際協力の推進、③途上国の対処能力向上支援を基本方針に掲げ、本件に取り組んでいる。具体的には、二国間に加え、グローバル・テロ対策フォーラム(GCTF)やG7、国連等の多国間枠組みも利用し、国際テロ及び国際組織犯罪に対処するための国際的な法的枠組みの強化や、途上国の国際テロ及び国際組織犯罪分野への対処能力向上支援等に取り組む。

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

・国家安全保障戦略(平成25年12月17日 閣議決定)

Ⅲ 我が国を取り巻く安全保障環境と国家安全保障上の課題

1 グローバルな安全保障環境と課題

(3) 国際テロの脅威

「我が国及び国民は、国内外において、国際テロの脅威に直面している。

こうした国際テロについては、実行犯及び被害者の多国籍化が見られ、国際協力による対処がますます重要になっている。」

Ⅳ 我が国がとるべき国家安全保障上の戦略的アプローチ

4 国際社会の平和と安定のための国際的努力への積極的寄与

(5) 国際テロ対策における国際協力の推進

「国際テロ情勢や国際テロ対策協力に関する各国との協議や意見交換、テロリストを厳正に処罰するための国際的な法的枠組みの強化、テロ対処能力が不十分な開発途上国に対する支援等に積極的に取り組み、国家安全保障の観点から国際社会と共に国際テロ対策を推進していく。

また、不法な武器、薬物の取引や誘拐等、組織犯罪の収益がテロリストの重要な資金源になっており、テロと国際組織犯罪は密接な関係を有している。こうした認識を踏まえ、国際組織犯罪を防止し、これと闘うための国際協力・途上国支援を強化していく。

・人身取引対策行動計画2014の採択(平成26年12月16日 犯罪対策閣僚会議)

「人身取引対策に係る情勢に適切に対処し、政府一体となってより強力に、総合的かつ包括的な人身取引対策に取り組んでいくため、「人身取引対策行動計画2014」を策定し、人身取引の根絶を目指すこととする。」

・第193回国会外交演説(平成29年1月20日)

「拡大するテロ・暴力的過激主義の脅威に対し、特にアジアにおける水際対策や穏健な社会の構築等、国際連携を強化し、国際テロ情報収集ユニットを通じた情報収集を含め、総合的なテロ及び暴力的過激主義対策に取り組んでいきます。

昨年7月のダッカ襲撃テロ事件を受けて作成した報告書に沿って、国際協力事業関係者の安全対策の強化を進めるとともに、中堅・中小企業を含む海外進出企業、留学生など在外邦人の安全対策を更に強化していきます。」

測定指標 4-1 国際的なテロ対策協力の強化

中期目標（一年度）

国際テロに対処するため、国際社会との連携・協力を強化する。

27年度

年度目標

1 国際的な法的枠組みにより求められる措置を次のとおり実施する。

(1) テロ関連安保理制裁決議(第1267号、1333号、1373号、1988号、1989号、2253号等)を関係省庁と緊密に連携し着実に実施する。

- (2) 安保理決議や国際テロリストの資産凍結法(26年11月に新たに制定)等に基づく迅速な資産凍結措置を関係省庁と緊密に連携し着実に実施する。
- (3) 厳格な入国審査及び通関審査の実施のため関係国及び関係省庁との調整(旅客予約記録(PNR)入手に係る調整を含む)を進める。
- 2 多国間・二国間の枠組みを通じたテロ対策協力を次のとおり推進する。
 - (1) 首脳・外相を始めとする高いレベルでのテロ対策に関する緊密な意見交換の実施を維持する。
 - (2) グローバル・テロ対策フォーラム(GCTF)に積極的に参画する。
 - (3) G7ローマ・リヨン・グループに積極的に参画し、我が国が議長国となる28年に向けた協議・調整を進める。
 - (4) 国連との協力強化(国連テロ対策実施タスクフォース(CTITF)、国連テロ対策委員会(CTC)等)を図る。
 - (5) 二国間のテロ対策対話(G7各国、露、ASEAN諸国、日中韓等)を実施する。

施策の進捗状況・実績

- 1 (1) 安保理決議第2199号(注)に基づき、関係省庁と連携してシリア文化財の輸入規制措置を講じた。また、同決議の要請に応じて、我が国のテロ対策の取組、安保理決議の履行状況を国連に報告した。
- (2) 厳格な資産凍結措置履行のため、10月の財産凍結法施行以降、関係省庁と調整・連携し、告示の同時発出、制裁リストの整理、金融機関への通知を実施した。
- (3) 二国間・多国間の各種国際会議において、関係省庁と調整の上、旅客予約記録(PNR)入手に向けた関係国への働きかけを国連テロ対策委員会閣僚級特別会合(7月)やG7ローマ・リヨン・グループ会合(11月、28年3月)等を通じて、ハイレベルで積極的に実施した。
- 2 多国間・二国間のテロ対策枠組みにおいては、以下の会合等に参加し、テロに対する国際的意思形成及び取組に貢献した。
 - (1) 日本人が海外でテロの犠牲となったシリアやチュニジアでの事件等を受け、G7エルマウ・サミット(6月)等で首脳、外相を始めとする高いレベルでのテロ対策に関する緊密な意見交換を実施した。
 - (2) GCTFの第7回調整委員会(5月)、第6回閣僚級会合(9月)、第8回調整委員会(9月)等の各種会議に積極的に参加したほか、GCTF事務局からの照会依頼に積極的に対応し、GCTFが公表する外国人テロ戦闘員対策等に関するベストプラクティス集の作成に貢献した。
 - (3) ベルリンでのG7ローマ・リヨン・グループ会合(11月)においては、我が国の優先事項等を積極的にインプットするとともに、28年2月には、我が国はG7議長国として本邦において同会合を主催。特に、東南アジア諸国を招いて、同地域における暴力的過激主義や市民社会の役割をG7関係者に共有しつつ、アジアにおけるテロ対策の議論を主導した結果、G7唯一のアジア国としての我が国のプレゼンスを示すとともに、アジアにおける連携の重要性をG7内で共有した。
 - (4) 7月、マドリッドで開催された国連テロ対策委員会(CTC)主催「外国人テロ戦闘員対策に関する特別会合(閣僚級)」に出席し、我が国の取組を紹介するとともに、国連テロ対策部局との連携強化を表明した。
 - (5) 日米豪テロ協議(4月)、日中韓テロ対策協議(5月)、日露テロ対策協議(5月)、日英テロ対策協議(10月)、日印テロ対策協議(11月)を実施し、積極的に情報共有や、二国間及び多国間における政策協調等を図るとともに、一部の国とは第三国における支援の連携を確認する等を行った。
 - (6) アフリカの市民社会による暴力的過激主義対策を後押しするため、グローバル基金(GCERF)に初の拠出を行った。
 - (7) 6月、シドニーにて、暴力的過激主義対策サミット地域別閣僚会合が開催され、中根外務大臣政務官が出席。また、9月の同首脳級会合では国連代表部大使が総理スピーチを代読し、我が国の暴力的過激主義対策における新規案件を含む多角的な取組を発表した。
- (注) 安保理決議第1267号、1333号、1373号はテロリストの資産凍結、2178号は外国人テロ戦闘員問題、2199号はテロリストによる石油や文化財等の取引による資産獲得の防止について規定。

28年度

年度目標

- 1 国際的な法的枠組みにより求められる措置を次のとおり実施する。

- (1) テロ関連安保理制裁決議(第1267号, 1333号, 1373号, 第1988号, 第1989号, 第2253号等)を関係省庁と緊密に連携し着実に実施する。
- (2) 安保理決議に基づき, 外為法及び国際テロリスト財産凍結法(27年10月施行)等に基づく迅速な資産凍結措置を関係省庁と緊密に連携し着実に実施する。
- 2 多国間・二国間の枠組みを通じたテロ対策協力を次のとおり推進する。
 - (1) 首脳・外相を始めとする高いレベルでのテロ対策に関する緊密な意見交換の実施を維持する。
 - (2) グローバル・テロ対策フォーラム(GCTF)に積極的に参画する。
 - (3) G7議長国として, テロ及び組織犯罪対策を協議するG7ローマ・リヨン・グループ会合をリードするとともに, その議論の結果をG7サミットプロセスと結びつけ, 成果に反映させていく。また, G7サミットの成果のフォローを行う。
 - (4) 国連との協力強化(国連テロ対策実施タスクフォース(CTITF), 国連テロ対策委員会(CTC)等)を図る。
 - (5) 二国間のテロ対策対話(G7各国, 露, ASEAN諸国, 日中韓等)を実施する。

施策の進捗状況・実績

- 1 (1) 安保理決議第1267号, 第1988号, 第1989号及び第2253号に基づく, テロリスト制裁対象者の追加・修正・削除の決定について, 安保理非常任理事国として議論に積極的に参加し, 適切な制裁措置の実施の促進に寄与した。また安保理決議第2253号の要請に応じて, 我が国における同決議の履行状況を国連に報告した。
- (2) 厳格な資産凍結措置履行のため, 関係省庁と調整・連絡し, 外為法及び国際テロリスト財産凍結法に基づく告示の同時発出, 制裁リストの整理, 金融機関への通知を実施した。
- 2 (1) 日本人が海外でテロの犠牲となったバングラデシュでの事件等を受け, G7伊勢志摩サミット(5月)等で首脳, 外相を始めとする高いレベルでのテロ対策に関する緊密な意見交換を実施した。G7首脳会合では, 「テロ及び暴力的過激主義対策に関するG7行動計画」を発出した。
- (2) GCTFの第9回調整委員会(4月), 第7回閣僚級会合(9月), 第10回調整委員会(9月)等の各種会議に積極的に参加したほか, GCTFの改革や各種文書等に関する議論に積極的に貢献した。
- (3) G7ローマ・リヨン・グループ(RLG)について, 我が国は議長国として議論をリードした。右議論の結果をサミットプロセスにインプットし, 28年4月のG7外相会合における議論を経て, 翌5月のG7首脳会合において上記(1)の「テロ及び暴力的過激主義対策に関するG7行動計画」発表に至った。また, G7の関連では, 民間の協力を得つつ, テロリストによる文化財の破壊・違法取引に関する首脳レベルのサイド・イベントを開催し, カウンターメッセージを発信した。

その後も, 我が国はG7RLGにおいて上記行動計画のフォローアップに努めると共に, 29年1月に成立した第3次補正予算にて, 上記行動計画を踏まえ, アジアに対するテロ・暴力的過激主義対策支援を新たに実施することとなった。
- (4) 4月, ジュネーブにおいて国連とスイス政府が主催した「暴力的過激主義防止に関するジュネーブ会合」に出席し, 我が国の取組を紹介するとともに, 「暴力的過激主義防止のための国連事務総長行動計画」への支持を表明した。

また, 国連テロ対策委員会(CTC)の事務局(CTED)と連携し, 東南アジア地域における暴力的過激主義対策におけるコミュニティーベースアプローチの推進を目的としたガイドライン作成プロジェクト, 及び同地域における司法共助・犯罪人引き渡しに関する中央当局の効果的ネットワーク形成プロジェクトに拠出を行った。

さらに, 国連テロ対策実施タスクフォース(CTITF)に設置されている国連テロ対策センター(UNCCT)と連携し, 東南アジア地域での外国人テロ戦闘員のソーシャル・メディア利用に対する加盟国の能力向上プロジェクト, 及び同地域でのテロリストによる, サイバーを用いた攻撃の防止と影響緩和のための国家の能力強化プロジェクトに拠出を行った。
- (5) 日・チュニジア・テロ・治安対策対話(4月), 日露テロ対策協議(6月), 日韓テロ対策協議(7月), 日中テロ対策協議(9月), 日米豪テロ協議(10月), 日中韓テロ対策協議(11月), 日ベルギー・テロ対策協議(同), 日・ASEANテロ対策対話(29年2月)を実施し, 積極的に情報共有, 政策協調等を図るとともに, 一部の国とは第三国における支援の連携を確認する等行った。また, 過去に実施したテロ対策対話等のフォローアップとして, 英国との間で, 国連薬物・犯罪事務所(UNODC)の「チュニジア国境警備改善」事業への共同資金拠出等のテロ・暴力的過激主義対策協力を実施した。

測定指標 4-2 国際組織犯罪対策における国際協力の進展

中期目標（一年度）

国際組織犯罪に対処するため、国際社会との連携・協力を強化する。

27年度

年度目標

- 1 国連犯罪防止刑事司法委員会や麻薬委員会、G7及びG20腐敗対策関連会合、金融活動作業部会（FATF）関連会合、サイバー犯罪条約関連会議等に参加し、犯罪防止刑事司法、麻薬対策、腐敗対策、マネーロンダリング対策、サイバー犯罪対策に関する議論を深め、取組を強化し、決議や行動計画を策定する等国際的な連携を強化する。
- 2 国際移住機関（IOM）への拠出等を通じて、人身取引被害者への支援等に貢献する。
- 3 UNODCの国連薬物統制計画基金への拠出等により、国際的な薬物対策を支援する。
- 4 サイバー犯罪に関する諸外国との協議を実施し、サイバー犯罪に係る法制度整備や能力向上支援に貢献する。
- 5 国際組織犯罪防止条約、同補足議定書及び国連腐敗防止条約の締結について検討を進める。

施策の進捗状況・実績

- 1 国連犯罪防止刑事司法委員会（5月）、麻薬委員会（28年3月）、G7ローマ・リヨン・グループ（11月）、財産回復アラブフォーラム（12月）、国連腐敗防止条約締約国会議（11月）、G20腐敗対策作業部会（6月、10月、28年1月）、金融活動作業部会（FATF）会合（6月、10月、28年2月）、サイバー犯罪条約関連会議（6月、9月、12月）等に積極的に参加し、犯罪防止刑事司法分野や麻薬対策分野における多数の国連決議の成立、各国のマネーロンダリング防止やサイバー犯罪対策の取組強化等に貢献した。特に、国連犯罪防止刑事司法委員会においては、我が国がテロ関連条約実施のための技術援助に関する決議案の主提案国となった。また、第13回国連犯罪防止刑事司法会議（4月）において、32（2020）年の次回会議を我が国で開催することが決定された。
- 2 国際移住機関（IOM）への拠出を通じて、人身取引被害者の安全な帰国及び帰国後の支援（社会復帰支援（就業支援、医療費の提供等））のための「人身取引被害者帰国支援事業」への支援を行った。また、密入国・人身取引及び関連する国境を越える犯罪に関する地域協力の枠組みである「バリ・プロセス」のウェブサイトの維持運営支援を行うとともに、28年3月に開催された第6回バリ・プロセス閣僚会合に、我が国から濱地外務大臣政務官が出席し、我が国の人身取引対策における国際協力につき発表した。
- 3 UNODCの国連薬物統制計画基金に25万米ドルを拠出した。例えば、ミャンマーでは、不法ケシ栽培のモニタリングを実施し、同国のケシ栽培の状況を細かく把握することで、ミャンマー政府による2019年までのケシ撲滅を目指した取組を支援している。また、近年合成薬物の急速な蔓延が深刻化している東南アジア地域においては、合成薬物対策等を実施し、合成薬物の動向分析や研究、合成薬物に係る情報収集・交換を地域の専門家間で行うことを通じて、地域全体における合成薬物への対処能力の底上げに貢献している。
- 4 サイバー犯罪対策においては、日EUサイバー協議や日仏サイバー協議等の機会を通じ、諸外国とサイバー犯罪を含むサイバーセキュリティ対策が十分でない途上国に対する能力構築支援の重要性等について議論を行った。
- 5 国際組織犯罪防止条約、同補足議定書及び国連腐敗防止条約の締結に必要な国内担保法のあり方について、引き続き関係省庁と検討を行った。

28年度

年度目標

- 1 国連犯罪防止刑事司法委員会や麻薬委員会、G7及びG20腐敗対策関連会合、金融活動作業部会（FATF）関連会合、サイバー犯罪条約関連会議等に参加し、犯罪防止刑事司法、麻薬対策、腐敗対策、マネーロンダリング対策、サイバー犯罪対策に関する議論を深め、取組を強化し、決議や行動計画を策定する等国際的な連携を強化する。
- 2 国際移住機関（IOM）への拠出等を通じて、人身取引被害者への支援等に貢献する。

3 国際組織犯罪防止条約，同補足議定書及び国連腐敗防止条約の締結について検討を進める。

施策の進捗状況・実績

1 国連犯罪防止刑事司法委員会（5月），国際組織犯罪防止条約締約国会議（10月）等に積極的に参加し，犯罪防止刑事司法分野における多数の国連決議の成立等に貢献した。特に5月に行われた第25回国連犯罪防止刑事司法委員会においては，32（2020）年に我が国において開催予定の第14回国連犯罪防止刑事司法会議（通称コングレス）の準備のための決議案を提案し，多くの共同提案国の支援を得て採択された。

また，G7議長国として，「腐敗と戦うためのG7の行動」の作成を主導し，G7伊勢志摩サミットにおいて公表した。さらに，5月に行われた英国主催腐敗対策サミットにおいて，柴山総理補佐官が出席し，スポーツにおける腐敗対策についてステートメントを行った。

加えて，G20腐敗対策作業部会合（6月，10月），金融活動作業部会（FATF）会合（6月，10月，29年2月），サイバー犯罪条約関連会議等（5月，11月，29年1～2月）に積極的に参加し，各国のマネーロンダリング防止やサイバー犯罪対策の取組強化等に貢献した。11月に欧州評議会（ストラスブル）で開催された，サイバー犯罪条約の締約国以外の国や民間企業及び研究機関等が参加するオクトパス会合では，サイバー犯罪条約委員会との共催で「アジア太平洋地域におけるサイバー犯罪に関する法整備及び能力構築」と題するワークショップを実施した。

2 12月に人身取引対策の政府協議調査団をイタリアに派遣し，イタリア政府当局，国際機関，現地NGO等と昨今の移民・難民危機における人身取引対策について情報共有するとともに，両国の連携強化につき意見交換を行った。国際移住機関（IOM）への拠出を通じて，人身取引被害者の安全な帰国及び帰国後の支援（社会復帰支援（就業支援，医療費の提供等））のための「人身取引被害者帰国支援事業」への支援を行うとともに，密入国・人身取引及び関連する国境を越える犯罪に関する地域協力の枠組みである「バリ・プロセス」のウェブサイトの維持運営支援を行った。

3 国際組織犯罪防止条約，同補足議定書及び国連腐敗防止条約の締結に必要な国内担保法のあり方について，引き続き関係省庁と検討を行った。29年3月，国際組織犯罪防止条約の国内担保法として組織犯罪処罰法改正案が閣議決定され，国会に提出された。同月に官邸において開催されたセキュリティ幹事会においては，東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けたセキュリティ基本戦略が決定されたが，この中においても，国際組織犯罪防止条約締結のための国内担保法を整備して，この条約を締結することをはじめ，国際的な枠組みへの参画を更に充実させ，国際社会と連携してテロ，組織犯罪等を未然に防止する旨が盛り込まれた。

測定指標4-3 途上国等に対する能力向上支援の強化

中期目標（一年度）

国際テロ及び国際組織犯罪に対処するための途上国の能力を強化する。

27年度

年度目標

1 国連薬物犯罪事務所（UNODC）が管理する犯罪防止刑事司法基金への拠出，第3回日 UNODC 戦略政策対話等を通じ，UNODCによるテロ対策，人身取引対策及び腐敗対策プロジェクトを支援し，途上国の能力開発向上に貢献する。

2 東南アジア，中東，アフリカ地域を始めとするテロ対処能力向上支援を強化する。

（1）27年1月に外務大臣，同2月に外務副大臣が発表した「3本柱」の支援を含め，中東・アフリカでのテロ対処能力向上支援として，テロリストが戦闘・訓練活動を行う地域の国境管理や捜査・訴追能力の強化，対テロ法整備支援を着実に実施する。

（2）東南アジアでは，麻薬対策，腐敗対策，サイバー犯罪対策分野における法執行機関職員への研修等を通じ，テロの資金源となる組織犯罪への捜査・訴追能力強化に向けた支援を行う。

3 東南アジア諸国を対象にサイバー犯罪対策に関するワークショップを実施する。

4 暴力的過激主義対策をテーマとし，中東アフリカ諸国を対象にテロ対策地域協力会合を実施する。

施策の進捗状況・実績

- 1 国連薬物犯罪事務所 (UNODC) 関連プロジェクトに拠出し、中東・北アフリカ地域及びサブサハラアフリカ地域におけるテロ対処能力の向上支援を行った他、東南アジア地域では、人身取引対策や腐敗対策、のプロジェクトに拠出し、各国の能力向上支援を幅広く実施した。
- 2 北アフリカ地域におけるテロ資金対策を強化するため、国連テロ対策実施タスクフォース (CTITF) のプロジェクトに初の拠出を行った。
G7のローマ・リヨン・グループ開催の機を捉え、東南アジア市民社会による暴力的過激化対策についての公開パネルディスカッション及び非公開脱過激化対策ワークショップ (いずれも 28 年 2 月) を開催した。
また、東南アジアでは、テロの資金源となる麻薬取引等への対策支援を行った。
- 3 東南アジア諸国を対象とし、サイバー犯罪と密接に関わるテロ対策を主テーマとして、国際テロ・組織犯罪関連条約に関するワークショップ (28 年 3 月) を実施した。同ワークショップでは、我が国のテロ対策を東南アジア各国に紹介し、且つ東南アジア各国のテロ対策の現状について情報収集した。
- 4 アフリカにおけるテロ対策セミナー (28 年 2 月) を実施し、我が国のテロ対策をアフリカ各国に紹介し、アフリカ各国からのテロ対策の現状についての情報収集を行った。

28 年度

年度目標

- 1 国連薬物犯罪事務所 (UNODC) に拠出し、各国のテロ対処能力向上支援を行うとともに、薬物密輸や人身取引、サイバー犯罪等の組織犯罪対策に必要な刑事司法能力の向上支援、更には、これら組織犯罪がテロの資金源となることを防ぐための国際的な不正資金対策も実施する。
- 2 暴力的過激主義対策をテーマとし、東南アジア諸国、中東アフリカ諸国を対象にテロ対策地域協力会合を実施する。
- 3 ASEAN のテロ・組織犯罪対策における能力向上のため、日・ASEAN 統合基金 (JAIF) (注) を活用したワークショップ等を実施する。
(注) ASEAN 統合を支援するため、我が国の拠出により 18 (2006) 年に設置された基金。

施策の進捗状況・実績

- 1 中東アフリカ諸国に加え、28 年度はアジア諸国に対しても、国連薬物犯罪事務所 (UNODC) 関連のプロジェクトに総額 2,300 万ドル強拠出し、テロ対策をはじめとする能力向上支援や機材供与を実施した。
- 2 暴力的過激主義対策をテーマとした地域協力会合を以下のとおり実施した。
12 月に中東アフリカ諸国 6 カ国を対象として、テロ対策関係省庁の局長級及び国際機関職員計 11 名を招へいし、各国のテロ及び暴力的過激主義に関する取組について議論及び意見交換を行った。また、29 年 1 月に東南アジア地域諸国 5 カ国を対象として、テロ対策関係省庁の局長級及び国際機関職員等計 14 名を招へいし、各国のテロ及び暴力的過激主義に関する取組について議論及び意見交換を行った。
- 3 11 月、ジャカルタにおいて、暴力的過激主義対策にも資する交流事業として、インドネシア人元被招聘者を中心に ASEAN 各国から教育関係者を招き、「ASEAN における異文化・教育交流の促進に関するジャカルタ・ワークショップ」を実施した。また、JAIF を活用し、第 10 回日 ASEAN テロ対策対話 (29 年 2 月) 及び第 2 回日 ASEAN サイバー犯罪対策対話 (29 年 3 月) を実施した。我が国及び ASEAN 各国におけるテロ及び暴力的過激主義対策、サイバー犯罪対策につき、それぞれの対話で情報交換を行った。また、同サイバー犯罪対策対話では、我が国が締約国拡大を推し進めるブダペスト条約につきプレゼンを行い、具体的な能力向上支援案件形成に向け、ASEAN 各国の同分野における支援ニーズにつき聴取した。

測定指標 4-4 国際テロ・組織犯罪対策に関するワークショップ等参加国数 (国際機関は除く)

	中期目標値	27 年度		28 年度	
	一年度	年度目標値	実績値	年度目標値	実績値

①国際テロ・組織犯罪関連条約に関するワークショップ (東南アジア)	— —	① 4 ② 7	① 4 ② 6 (及び1 国際機関)	① 4 ② 7	① 6 ② 5
②テロ対策アフリカ地域協力会合					

作成にあたって使用した資料その他の情報

- ・ 外務省ホームページ
日本の国際テロ対策協力
(<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/terro/>)
国際組織犯罪に対する国際社会と日本の取組み
(<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/hanzai.html>)
- ・ 平成 28 年版外交青書
第 3 章国益と世界全体の利益を増進する外交 第 1 節日本と国際社会の平和と安定に向けた取組
3 グローバルな安全保障 (3) 治安上の脅威に対する取組
(http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/bluebook/2016/pdf./pdfs/3_1.pdf)

個別分野 5 宇宙に関する取組の強化

施策の概要

安定的かつ持続可能な宇宙環境を確保するため、規範づくりを始めとする国際的な議論に積極的に参画・貢献する。また、宇宙先進国等各国政府との対話の開催を通じ、各国政府との国際宇宙協力を推進する。これらを通じて、我が国及び国際社会の平和と安定に貢献する。

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

- ・「宇宙基本計画」（平成 28 年 4 月 1 日閣議決定）
 2. (1)③宇宙協力を通じた日米同盟等の強化
 2. (3)①宇宙産業関連基盤の維持・強化
 4. (1)①(i)宇宙空間の安定的利用の確保
 4. (1)①(iii)宇宙協力を通じた日米同盟等の強化
 4. (2)③(ii)調査分析・戦略立案機能の強化
 4. (2)③(iv)法制度等整備
 4. (2)④宇宙外交の推進及び宇宙分野に関連する海外展開戦略の強化
 - (i)宇宙空間における法の支配の実現・強化
 - (ii)国際宇宙協力の強化
- ・第 193 回国会外交演説(平成 29 年 1 月 20 日)

「宇宙空間及びサイバー空間における法の支配の強化のための国際的なルール作りや北極をめぐる国際社会の努力に積極的に参加するとともに、各国との協力をより一層強化します。」
- ・「国家安全保障戦略」(平成 25 年 12 月 17 日)
 - Ⅲ 1(4)国際公共財(グローバル・コモンズ)に関するリスク
 - Ⅳ 1(9)宇宙空間の安定的利用の確保及び安全保障分野での活用の推進
 - Ⅳ 4(2)法の支配の強化

測定指標 5-1 宇宙空間における法の支配の実現・強化

注：本測定指標は 28 年度から新たに設定した指標。以下の 27 年度分については、同年度までの関連する測定指標「宇宙に関する法的枠組み等を通じた協力の推進」から転記。

中期目標（一年度）

宇宙空間における法の支配の実現および強化に向けて、宇宙利用に関する国際ルールづくりを推進するため一層大きな役割を果たし、宇宙空間の安定的な利用を確保する。

27 年度

年度目標

- 1 宇宙活動に関する国際行動規範(ICOC)の策定に向けた、関連会合の議論において主導的な役割を果たし、安全かつ持続可能な宇宙環境を確保するための新たなルール作り、すべての国に開かれた多国間プロセス、民生と軍事の両面をカバーする重要性等の我が国の関心事項の反映を図る。
- 2 宇宙環境の保全及び宇宙活動の安全性を確保するため、国際連合宇宙空間平和利用委員会(COPUOS)を始めとした国際会議等の協議に積極的に参画・貢献する。

施策の進捗状況・実績

- 1 「宇宙活動に関する国際行動規範(ICOC)」に関しては、7月、ニューヨークではじめて多国間交渉会合が開催された。我が国は同規範の意義を確認し、交渉を加速化させるため、同交渉会合に先立ち、アジア諸国に対して積極的なアウトリーチを行い、その結果同規範が「宇宙活動の安全、セキュリティ、持続可能性を促進」するものであること、「国連の承認を得た特別な外交プロセス」を通じて交渉を行っていくことなどについて、議長サマリーに盛り込むことができた。

また、10月には宇宙を議論するはじめての国連総会第1・第4合同委員会が開催された。我が国は、ICOCが、民生・安全保障両面の宇宙活動における透明性・信頼醸成措置(TCBM)として、更なる

宇宙ゴミ(スペースデブリ)の創出を防止するものである旨のステートメントを行い、参加国の理解を得るべく努めた。

さらに、11月には北京(中国)において第3回 ARF 宇宙セキュリティワークショップが米、中、露、ラオスの共催により開催された。我が国は米国、欧州、豪州等と緊密に連携しつつ、参加国に対し ICOC の意義について改めて理解を求めた。

これら取組を通じて、国際社会の ICOC に対する理解が促進され、国際ルール作りにおいて我が国の関心事項の反映に向けて一定の前進が見られた。

- 2 国際連合宇宙空間平和利用委員会(COPUOS)については、ウィーン(オーストリア)にて、4月のCOPUOS 法律小委員会、6月のCOPUOS 本委員会、28年2月のCOPUOS 科学技術小委員会に参加した。とりわけ、COPUOS 本委員会及びCOPUOS 科学技術小委員会では、宇宙環境の保全及び宇宙活動の安全性の確保の観点から重要な意義を持つ「宇宙活動の長期的持続可能性」に関するガイドラインの策定に関する議論において、早期に一定の成果を出すべく、米国や欧州等と緊密に連携した結果、全加盟国が合意可能なガイドラインにつき先行的に合意するアプローチについて関係国に支持を広げることに成功した。

28年度

年度目標

- 1 国際連合宇宙空間平和利用委員会(COPUOS)等における国際的な議論に参加し、「宇宙活動に関する国際行動規範(ICOC)」や「宇宙活動の長期的持続性」に関するガイドラインを含む国際社会におけるルールづくりに貢献する。具体的には、6月のCOPUOS 本委員会で合意された12のガイドライン以外のガイドラインに関する合意の形成を目指す。また29年からCOPUOS 科学技術小委員会議長に就任する向井 JAXA 技術参与をサポートし、こうした合意の形成に積極的に寄与する。
- 2 二国間・多国間の対話・協議の機会を活用したルール作りを積極的に推進する。具体的には、28年度に予定されている各国との対話や国連総会第一委員会、ARF 宇宙セキュリティワークショップの場等を活用し、「宇宙活動に関する国際行動規範(ICOC)」に関する今後の進め方や合意すべき要素に関する合意形成を目指し、議論を再活性化する。

施策の進捗状況・実績

- 1 (1) 4月のG7広島外相会合では、G7議長国として、衛星破壊(ASAT)能力の開発への懸念や宇宙活動に関する規範の強化へのコミットメントを含む共同コミュニケを取りまとめた。
(2) 宇宙活動に関する国際的な規範づくりへの関与については、6月のCOPUOS 本委員会にて、「宇宙活動の長期的持続可能性」に関するガイドライン策定の議論に積極的に参加し、一部のガイドラインについて合意に達した。
(3) 29年2月のCOPUOS 科学技術小委員会において、「宇宙活動の長期的持続可能性」に関する残余のガイドライン策定の議論に積極的に参加し、引き続き6月の本委員会にて継続して議論することになった。また、向井千秋 JAXA 技術参与がCOPUOS 科学技術小委員会議長を務めたところ、各国代表団への働きかけや議事に関する情報収集等を行い、同氏の議長職の円滑な遂行、ひいては我が国のプレゼンス向上に寄与した。
- 2 (1) 二国間・多国間の対話・協議の機会を活用したルール作りの推進については、11月、マニラ(フィリピン)にて開催された第23回アジア・太平洋地域宇宙機関会議(APRSAF-23)において、「宇宙活動に関する国際行動規範」策定の重要性について、我が国の取組を紹介し、参加国・機関から高い関心を得た。その他、宇宙法に関する様々な国際会議に出席し、宇宙資源開発、宇宙交通管理(STM)等、新たな課題を含む国際ルールづくりについて情報収集を行うとともに、各国へ議論参加にかかる働きかけを行った。
(2) 国内においては、民間事業者による宇宙活動の活発化に対応するため、「人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律」及び「衛星リモートセンシング記録の適正な取扱いの確保に関する法律」(いわゆる宇宙2法)について、「宇宙基本計画」で宇宙2法の主管と定められる内閣府と連携し、これらが宇宙諸条約に定める我が国の義務と整合し、また国際社会の平和や安全を確保するものとなるよう法案作成作業を行い、11月の同法の制定に貢献した。
- 3 宇宙空間における「法の支配」の実現・強化、宇宙空間の持続的かつ安定的な利用につながり、ひいては我が国の安全保障環境の改善に資する開発途上国の宇宙分野での能力構築支援を効率的に実施するため、12月に関係各省で合意された「宇宙分野における開発途上国に対する能力構築支援(基本方針)」の取りまとめにおいて中心的に貢献した。

測定指標 5-2 諸外国との重層的な協力関係の構築

注：本測定指標は 28 年度から新たに設定した指標。以下の 27 年度分については、同年度までの関連する測定指標「二国間宇宙対話の推進」から転記。

中期目標（一年度）

日米宇宙協力を強化する。また、既に対話等を実施している国との間で更に協力を深化させるとともに、諸外国との宇宙政策に関する政府間・宇宙機関間の対話を促進していく。

27 年度

年度目標

宇宙先進国等との政府間会合等の開催を通じ、二国間宇宙協力を次のとおり推進する。

- 1 日米、日米豪、日 EU などの対話を定期的実施していく。
- 2 上記 1 以外の諸外国との宇宙政策に関する政府間・宇宙機関間の対話を促進していく。

施策の進捗状況・実績

- 1 日米当局間の緊密な連携の結果、日米両国政府は、4 月の首脳会談において、首脳レベルで広範で包摂的かつ戦略的な視点から強化された宇宙に関する協力を再確認するとともに同月の日米安全保障協議委員会において、宇宙に関する協力の強化を明記した新たな「日米防衛協力のための指針」を了承し、その共同発表において、宇宙安全保障における協力の強化を強調するなど、両国の宇宙協力は大きく前進した。

9 月、東京において宇宙に関する包括的日米対話第 3 回会合及び第 6 回日米宇宙政策協議（民生・商業利用）を開催し、上記「指針」のフォローアップとして民生・安全保障の双方にわたる広範な議論を行った。また、同月、キャンベラ（オーストラリア）において第 5 回安全保障に関する日米豪宇宙協議等を実施し、アジア太平洋地域における 3 ヶ国の宇宙協力について議論を深めた。

10 月、日米間の対話で合意された宇宙協力の具体化の一環として、米宇宙状況監視机上演習 2（SSA-TTX-II）に参加し、宇宙状況把握（SSA）分野における協力を前進させた。

12 月、東京において日米間で国際宇宙ステーション（ISS）に関する新たな日米協力に係る文書の署名を行い、36（2024）年までの ISS 運用延長に参加することを決定し、政治的・外交的・戦略的観点から有人宇宙探査分野における日米宇宙協力を継続・深化させていくことで合意した。

さらには、28 年 3 月、東京での安全保障分野における日米宇宙協議審議官級会合の開催や、内閣府が主催した「宇宙空間の安定的利用の確保に関する国際シンポジウム」への参加など、安全保障分野での日米間の宇宙協力について意見交換を実施し、SSA や海洋状況把握（MDA）、国際ルール作り等様々な分野における協力の可能性について議論を実施した。

同月、ブリュッセル（ベルギー）において第 2 回日 EU 宇宙政策対話を開催し、日欧双方の宇宙政策への取組に関する情報交換や両者間での協力の可能性等について意見交換を実施し、民生分野（測位、地球観測、宇宙科学探査等）及び国際ルール作り等に関する情報交換や両者間での協力可能性等に関する議論を実施した。

- 2 高い宇宙能力を有するフランスとの間で、双方の関心事項等に関して意見交換を重ねた結果、新たに日仏包括的宇宙対話を開催することで一致し、28 年 3 月、パリにおいて同会合を開催、日仏の多くの関係省庁・機関が参加し、安全保障及び民生の両分野において、情報交換及び協力可能性等に関する議論を実施し、両国の宇宙協力を大きく前進させた。

28 年度

年度目標

- 1 米、EU、仏等、既に対話・協議を実施している国との間で対話を継続して行い、協力分野の具体化を通じた国際的な宇宙協力の強化、重層的な協力関係の構築に結び付けていく。
- 2 現在協議・対話を実施していないが、高い宇宙能力を有し、又は戦略的な重要性が高い諸外国との間で、宇宙政策等に関する政府間・宇宙機関間の対話を促進していく。

施策の進捗状況・実績

- 1（1）10 月、東京において「第 6 回安全保障分野における日米豪宇宙協議」および「安全保障分野

における日豪宇宙協議」を実施し、安全保障分野における協力の現状や可能性について議論した。
 (2) 29年3月、東京において第2回日仏包括的宇宙対話を開催し、安全保障及び民生の両分野において、情報交換及び協力可能性等に関する議論を実施し、日仏間にて対話の成果文書として「日本国の権限のある当局とフランス共和国首相府国防国家安全保障事務総局との間の包括的宇宙パートナーシップ意図表明文書」及び「日本国の権限のある当局とフランス共和国国防大臣との間の宇宙状況把握に係る情報共有に関する技術取決め」に署名した。
 2 その他の宇宙主要国との間においても、対話・協議の設立の可能性も含めて、様々な機会を捉えて積極的な情報収集・意見交換を行った。

測定指標 5-3 宇宙に関する法的枠組み等を通じた協力のための国際会議への出席回数(回)

	中期目標値	27年度		28年度	
	一年度	年度目標値	実績値	年度目標値	実績値
	—	6	7	7	7

測定指標 5-4 各国政府との宇宙対話の実施回数(回)

	中期目標値	27年度		28年度	
	一年度	年度目標値	実績値	年度目標値	実績値
	—	5	8	8	8

作成にあたって使用した資料その他の情報

- ・ 外務省ホームページ
日本の安全保障と国際社会の平和と安定 宇宙
(<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/space/>)
- ・ 内閣府ホームページ
宇宙政策 (宇宙開発戦略本部・内閣府宇宙開発戦略推進事務局・宇宙政策委員会)
(<http://www8.cao.go.jp/space/index.html>)
- ・ 国連宇宙部
(<http://www.un-oosa.org/>)
- ・ 国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構 (JAXA)
国際協力
(<http://www.jaxa.jp/projects/int/>)
- ・ アジア・太平洋地域宇宙機関会議 (APRSF)
(<http://www.aprsaf.org/>)

個別分野 6 国連を始めとする国際機関における我が国の地位向上、望ましい国連の実現

施策の概要

11 回目となる日本の安保理非常任理事国就任（28-29 年）を契機に、安保理改革及びその他の国連改革の議論を推進する。また、28 年は日本の国連加盟 60 周年という節目の年を捉え、国連の活動の重要性及び日本の国連を通じた国際貢献について積極的な情報発信や広報活動を行うことで、国内外において、日本の国連外交に対する理解の促進と支持の拡大を図る。同時に、国連等国際機関における日本人職員の増強を目指し、国内体制を強化するとともに、人材育成のために必要な措置をとる。

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

- ・ 第 71 回国連総会における安倍総理大臣一般討論演説（平成 28 年 9 月 21 日）
「日本は、既往の 60 年と同様、この先 60 年においても、国連強化のため努力を惜しみません。わたくしは、日本国民への信頼にかけて、お約束したいと思えます。」
「安保理の改革は、いま実行するのでなければ、容易に 10 年、20 年と先送りされてしまいます。国連の価値を損ねる立場に立つのか。それともわれわれは、国連の強化を念じるのか。後者に立つ限り、安保理改革が急務であることは多言を要しません。」
- ・ 第 193 回国会外交演説（平成 29 年 1 月 20 日）
「包括的な安保理改革を推進するため、G4 の一員として、改革推進派諸国と緊密に連携し、早期改革に向けた努力を続けます。」
- ・ 「日本再興戦略 2016 工程表」（平成 28 年 6 月 2 日 閣議決定、147 頁）や、女性活躍加速のための重点方針 2016（平成 28 年 5 月 20 日 すべての女性が輝く社会づくり本部決定）において、国連関係機関の日本人職員数を 2025 年までに 1,000 人とするよう目標設定。

測定指標 6-1 安保理改革及びその他の国連改革の進展

中期目標（一年度）

安保理改革及びその他の国連改革の実現に向けた環境を整備する。

27 年度

年度目標

- 1 安保理改革等の国連改革については以下の達成を図る。
 - (1) 政府間交渉等の国際会議や、二国間の首脳・外相会談の機会をとらえ、安保理改革等についての我が国の立場に対する加盟国の理解を促進し、支持を拡大する。
 - (2) 安保理の常任・非常任議席の双方拡大等を内容とする安保理改革に関する提案を G4 各国と作成し、各国に働きかけ、27 年中に具体的進展を得るべく加盟国と協力を強化する。
 - (3) 安保理改革に関する率直かつ実質的な非公式の意見交換を行うための会合を主催する。
- 2 10 月に予定されている安保理非常任理事国選挙において当選できるよう、二国間の首脳・外相会談等の機会をとらえ、支持要請を行い、同選挙での我が国に対する支持を拡大する。
- 3 行財政改革については、以下を達成する。
 - (1) ジュネーブ・グループの枠組みや、二国間国連協議の場を活用して、主要財政貢献国との連携を強化する。
 - (2) 国連総会第 5 委員会における 2016-2017 二カ年国連通常予算審議で合理化を伴う予算削減に取り組む。
 - (3) 2016-18 年国連分担率の交渉においては、「支払い能力」の原則に基づき、経済力に見合った応分の負担となる算定方式を追求する。

施策の進捗状況・実績

- 1 安保理改革

(1) 5月の中山外務副大臣のカリコム外交・共同体関係理事会会議（COFCOR）出席，6月の宇都外務大臣政務官のアフリカ連合（AU）総会出席，9月の安倍総理大臣のジャマイカ訪問，28年1月の木原外務副大臣のAU閣僚執行理事会出張等の機会を捉え，二国間会談や立ち話等を行い，安保理改革についての我が国の立場を説明するとともに，我が国の立場に対する加盟国の理解を促進し，支持を拡大するために働き掛けを実施。

(2) G4各国との間では，年度内に3度の局長級会合を開催した。5月の会合（於：ベルリン）においてはクテサ前国連総会議長及びラトレイ前政府間交渉議長が作成した交渉の基になる文書を次期国連総会会期に引き継ぐべく積極的に取り組むこと，7月（於：ブラジル）の会合においては更なる安保理改革推進及び政府間交渉の推進，28年3月（於：デリー）の会合においては政府間交渉への積極的関与と改革推進派との協力強化につきそれぞれ合意した。

9月には，第70回国連総会の機会を捉え，11年ぶりとなるG4首脳会合を開催した。同会合では，第70回国連総会会期中に具体的成果を実現する為に一層努力し，特にG4各国の国連常駐代表が定期的に会合し調整することを指示し，改革実現のためにアフリカ等の改革推進派との連携強化に取り組むことで合意した。

(3) 安保理改革における我が国の立場及び早期の常任理事国入りへの支持要請のため，安保理改革推進に前向きな各国の政府要人を日本へ招へいし，立場収れんや今後の方針に関し，政務・幹部レベルでの率直な意見交換及び働きかけを実施した。

加えて，28年から2年間，我が国が安保理理事国を務めることに鑑み，非常任理事国としての対応及び安保理改革の進め方について全省的に議論を行うため，28年1月に，安保理戦略本部会合（本部長：岸田外務大臣，副本部長：木原外務副大臣）を立ち上げ，安保理改革についても議論を行った。

2 我が国が立候補をしていた安保理非常任理事国選挙の当選を果たすため，支持拡大のための働きかけを行うとともに，各国国連常駐代表を我が国に招へいし，日本への支持を働きかけた。その結果，10月の選挙では，有効投票総数190票のうち，184票の圧倒的多数の得票を得て当選を果たした。

3 行財政改革

(1) 行財政分野においては，主要財政貢献国との緊密な連携を維持・強化するため，春と秋に国連局長級で議論を行うジュネーブ・グループ会合に参加するとともに，二国間協議を行った。

(2) 国連総会第5委員会においては，主要財政貢献国と連携して対応した結果，2016-2017年二ヵ年国連通常予算において，前年度予算から131ポストの削減を実現するとともに，前年度比約4億ドル減を実現した。

(3) 第5委員会での主要争点となった2016-2018年国連予算分担率については，我が国は「支払い能力」の原則に基づき各国にとって衡平なものとなるべきであり，各国がその経済力に見合った応分の負担をすべきとの主張を行い，積極的に交渉に参加した。その結果，現行算定方式の維持での合意が実現し，我が国の分担率は10.833%から9.680%へ低下した。

(4) 我が国が従来より主張してきた国際公務員給与の見直しについて，主要財政貢献国と連携し，国際人事委員会の給与・手当制度の包括的見直しに関する報告に基づく給与水準の見直しを承認する決議を成立させた。

28年度

年度目標

1 安保理改革等の国連改革については以下の取組を行う。

(1) 政府間交渉等の国際会議や，二国間の首脳・外相会談の機会をとらえ，安保理改革等についての我が国の立場に対する加盟国の理解を促進し，支持を拡大する。

(2) 28年中に具体的進展を得るべく，安保理の常任・非常任議席の双方拡大等を内容とする安保理改革に関する提案をG4各国と共に，特にアフリカ諸国との連携強化を目指して，改革推進派を含む，各国に働きかける。

(3) 安保理改革に関する率直かつ実質的な非公式の意見交換を行うための会合を主催する。

2 行財政改革については，以下を達成する。

行財政改革については，ジュネーブ・グループの枠組みや，二国間国連協議の場を活用し，主要財政貢献国との連携しつつ，国連通常予算及びPKO予算の増加抑制を図る。

施策の進捗状況・実績

1-1 安保理改革

- (1) 4月の木原外務副大臣の国連麻薬特別総会出席，6月の濱地外務大臣政務官のOECD閣僚理事会出席，8月のTICADVI，12月の武井外務大臣政務官のダカール・フォーラム出席，29年2月の岸田外務大臣のG20ボン外相会合出席等の機会をとらえ，二国間会談や立ち話等を行い，その中で安保理改革についての我が国の立場の説明及び支持拡大のための働きかけを行った。
- (2) G4の一員としては，9月にニューヨーク（NY）においてG4外相会談を開催し，包括的な改革の実現に向け，NYでの公式な交渉の枠組みである安保理改革に関する政府間交渉で，現実的な交渉文書に基づく交渉の開始に至るための努力を強化することで合意し，引き続き，他の加盟国，特にアフリカ諸国と柔軟性の精神をもって緊密に協力するコミットメントを表明した。また，二度の局長級会合を行い，我が国が主催した6月の会合（於：東京）においては，安保理改革推進派との協議を加速すること，及び29年2月の会合（於：デリー）においては，安保理改革フレンズ・グループ（下記参照）の更なる拡大に向けて取り組むこと等で一致した。
- (3) 7月には，G4の他，アフリカ，カリブ諸国，英仏，北欧といった改革を推進する幅広いグループによって安保理改革フレンズ・グループが発足した。9月及び11月にはハイレベル会合（於：NY）が開催され，①早期の安保理改革実現，②テキストベース交渉の開始，③常任・非常任議席双方の拡大，の三点を基に今後メンバー国を拡大することを確認するなど，安保理改革に関する率直な意見交換を行った。
- (4) 前年度に引き続き，国内においても，第3回（4月）及び第4回（6月）国連安保理に関する戦略本部（本部長：岸田外務大臣，副本部長：木原外務副大臣）を開催し，安保理理事国としての活動等に加え，安保理改革に関する今後の戦略等について議論した。

1-2 安保理非常任理事国としての取組

- (1) 北朝鮮による核実験及び累次の弾道ミサイル発射を受け，日本は非常任理事国として，米国，韓国などの関係国と緊密に連携し，北朝鮮に対する制裁措置を強化するとともに，拉致問題を含む人権・人道問題に関する言及を強めた安保理決議第2270号及び同第2321号の採択に貢献した。また，安倍総理大臣がシリアに関する安保理ハイレベル会合へ出席するなど，国際社会の平和及び安全の維持のために安保理のあらゆる課題において積極的な役割を果たしている。
- (2) 7月，日本は安保理の議長国を務め，岸田外務大臣が議長となって「アフリカにおける平和構築」に関する安保理公開討論を主催した。同会合には潘基文国連事務総長ほか，アミナ・ケニア外務長官，ンジャイ・セネガル外務・在外セネガル人大臣などの閣僚が参加して各国の経験や知見に基づく発言が行われ，包括的な議論が行われた。また同月，安保理作業方法に関する公開討論を主催し，「安保理の作業方法改善に積極的な日本」を各国に印象付けるとともに，効率的な議事進行によって，3時間40分という公開討論としては異例の早さで終了することで，「効率的・効果的な作業方法を実践する日本」を印象付けた。さらに，同月から本格的に始動した次期国連事務総長の選出プロセスにも積極的に関与した。

2 行財政改革

- (1) 主要財政貢献国との連携強化を通じて国連通常予算及びPKO予算の増加抑制と行財政マネジメント改革をより効果的に働きかけるため，4月と9月のジュネーブ・グループの国連局長級会合に参加するとともに，二国間協議を行った。4月のジュネーブ・グループ会合では特定の国際機関の長，9月の会合では国連事務局幹部の参加を得て，国連及び主要国際機関の予算，監査，人的資源管理，庁舎建設・補修の財源問題等について協議した。
- (2) 国連総会第5委員会においては，主要財政貢献国と連携して通常予算及びPKO予算の増加抑制に努め，2016-2017年度PKO予算の前年度比約4億ドル減を実現した。さらに，2018-2019年二カ年通常予算アウトラインの交渉において，前年度アウトライン総額より約1.63億ドル減での合意を実現した。
- (3) マネジメント改革においては，人事管理改革（職員雇用形態，人員配置計画，選考と採用，業績評価，異動（モビリティ）等の見直し）を含む人的資源管理に係る決議について，主要財政貢献国と協力しながら交渉にあたり，第68回国連総会以来3年振りの採択へと繋げた。

測定指標6-2 国連の活動及び我が国の国連外交に対する国民の理解と支持の更なる増進

中期目標（一年度）

広報・啓発活動を積極的に推進することで、若者を始めとする国民の国連の活動や国連を通じた日本の取組に対する理解を促進する。また、こうした取組を通じ、より多くの日本人に国際機関勤務への関心を喚起する。

27年度

年度目標

27年の国連創設70周年、28年の我が国の国連加盟60周年の節目の年であるとの機会を最大限活用しつつ、以下を達成する。

- 1 国連の活動に対する国民の理解と支持を一層増進すべく、若者を主たる対象とする参加型のイベントや広報事業を実施する。
- 2 学生を始め国際機関勤務を希望する方々、また、国連外交に関心のある方々等を対象に国連に関する講演会等を実施する。
- 3 国連加盟以来、日本が国連を通じて行ってきた国際貢献を紹介する動画映像を作成し、各種媒体を通じて発信する。
- 4 国連の活動の重要性及び日本の国連への貢献をまとめた「日本と国連」パンフレットを諸外国の国連政策関係者や国際機関に関心のある国内の若者等を中心に配布する。
- 5 外務省ホームページにおける国連関連情報をより一層充実させるとともに、分かりやすいものとする。
- 6 気候変動、ジェンダー、安保理改革、PKO等につき、国連・マルチ外交研究会（4回以上）及び安保理学界ネットワーク会合（1回）を開催する。
- 7 日本の国連加盟60周年を記念するロゴを公募し、関連行事の際等に活用することにより、日本の国連を通じた取り組みを国民に広く知らしめる。

施策の進捗状況・実績

- 1 国連に関する中学生作文コンテスト、高校生の主張コンクールを実施するとともに、その成績優秀者のニューヨーク派遣（国連本部等訪問）を実施した。また、国連創設70周年記念イベントにおける黄川田外務大臣政務官のスピーチの実施や、模擬国連を行うシカゴの高校生の受入れ（日本の国連外交に関するブリーフの実施）等、国内外の若者を対象とする事業、業務を実施した。
- 2 28年2月23日には、岸田外務大臣による日本の国連外交に関する政策スピーチを実施し、多くの聴衆（約180名、会場はほぼ満席）を得、その概要がテレビ、新聞等で報道された。また、黄川田外務大臣政務官による国連創設70周年に際してのスピーチ、外務省職員による国際情勢講演会、同志社大学での講演、外交講義、カリコム若手外交官へのブリーフ、「学生と語る」の実施等により、国民に対し広く国連を通じた日本の取組を周知することができた。
- 3 日本の国連加盟60周年を機に動画「日本と国連の歩み」を作成し、外務省ホームページの他、Youtube等で発信し、これまでの国連を通じた日本の国際貢献について周知することができた。
- 4 パンフレット「日本と国連」については、様々なイベントの機会に配布する等、効果的な形で活用した。また、国連における新しい動きを踏まえ改訂を行った上で、更に増刷・配布を実施する等、アップデートされた情報の発信に努めた（日本語版約2,000部、英語版約150部を配布。また、日本語版を改訂し、年度末に1,000部増刷）。
- 5 日本の国連加盟60周年のページを新設し、関連情報の発信に努めた他、日本の国連外交について平易に説明した「わかる！ 国際情勢」のページを作成。また、中学生程度を念頭に置いた学習用資料「日本と国連」を作成し、ホームページに掲載する等、ホームページの内容を充実させるとともに、分かりやすい情報の発信に努めた。
また、外務省ホームページの安保理改革部分を再構成し、対外広報用資料についても大幅改訂を行った。
- 6 「持続可能な開発のための2030アジェンダ」等をテーマに国連・マルチ外交研究会（3回）及び安保理学界ネットワーク会合（1回）を開催し、国連に関する主要な研究者に対して我が国の安保理政策を説明しつつ、関連な意見交換を行う等、有識者との連携を深めた。
- 7 日本の国連加盟60周年を記念するロゴマークの公募を行い、選定作業を実施、これを決定した。また、日本の国連加盟60周年記念事業認定を行い、認定事業の主催者に右ロゴマークの使用を認めることで、関連事業をプレーアップすることができた。

28年度

年度目標

日本の国連加盟 60 周年、11 回目となる日本の安保理非常任理事国入りを最大限活用しつつ、以下の取組を行う。

- 1 国連の活動に対する国民の理解と支持を一層増進すべく、若者を主たる対象とする参加型のイベントや広報事業を実施する。
- 2 学生を始め国際機関勤務を希望する方々、また、国連外交に関心のある方々等を対象に国連に関する講演会等を実施する。
- 3 27 年度作成した、日本と国連の歩みを紹介する動画や写真パネルを活用し、日本の国連を通じた国際貢献について広報を行う。
- 4 国連の活動の重要性及び日本の国連への貢献をまとめた「日本と国連」パンフレットを、グローバル人材として将来国際社会で活躍することが期待される若者を中心に配布し、広報を行う。
- 5 外務省ホームページにおける国連関連情報をより一層充実させるとともに、分かりやすいものとする。
- 6 2030 アジェンダ、安保理改革等をテーマに国連・マルチ外交研究会及び安保理学界ネットワーク会合を開催し、有識者との連携を深める。
- 7 日本の国連加盟 60 周年を記念するロゴを活用することにより、日本の国連を通じた取り組みを国民に広報する。
- 8 有識者、プレス関係者、教育機関、国連関連民間団体等と協力し、国連の取組や日本の貢献を広く知らしめる事業を展開していく。

施策の進捗状況・実績

- 1 国連加盟 60 周年に際し、12 月 19 日には、皇太子同妃両殿下御臨席のもと、国連加盟 60 周年記念行事を国連大学において開催した。安倍総理大臣を始めとする政府関係者や、国連関係の有識者、親善大使等の出席を得て、日本の国連政策について広く周知した。同記念行事には、約 300 名近い聴衆に加えて報道関係者 60 名以上が出席した。また、同記念行事では、参加型のイベントとして、高校生／大学生模擬国連優秀者による政策提言プレゼンテーション大会を行い、持続可能な開発目標（SDGs）をテーマにこれからの国連外交のあるべき姿について意見発表の場を設け、若い世代を含め、国連の取組や日本の国連を通じた貢献のあり方等に対する理解増進を図った。

また、例年実施している国連に関する中学生作文コンテスト、高校生の主張コンクールを開催し、その成績優秀者のニューヨーク派遣（国連本部等訪問）を実施した。加えて、国連加盟 60 周年の機会を捉え、小学生／中学生「国連壁新聞」全国大会、「日本と国連の将来」に向けた動画メッセージ・コンクール（35 歳以下が対象）を実施した。特に「国連壁新聞」には、約 300 名の小中学生からの応募があり、若年層に、自発的に国連の取組や日本の国連を通じた国際貢献等について、調べ、考え、発表することを通じて理解を促進する機会となったことから、次年度においても継続して実施することとした。

- 2 国連外交に関する講演会を計 10 回開催（計約 2,600 名出席）。うち 8 回は当省省員が、2 回は外部の有識者が講演を行った。講演会については、高校生や大学生を対象としたもの、あるいは、特に国連に関心のある模擬国連に参加する学生を対象としたものを行う等、若年層を対象としたものを多く実施した。
- 3 日本と国連の歩みを紹介する写真パネルについては、国内外において 19 回展覧会を実施（うち国内では 15 回、海外では 4 回）。前述の国連加盟 60 周年記念行事に併せて国連大学において開催したものを含め、他の国連関連の行事の際に実施することで、国連に関心のある来場者を得ることができた。

日本と国連の歩みを紹介する動画についても、外務省ホームページや Youtube 上で視聴できるようにし、積極的に発信した。また、国連加盟 60 周年の広報用として、15 秒間の動画を作成し、首都圏各線のトレインビジョンで放映し、周年事業の広報に努めた。

- 4 パンフレット「日本と国連」については、国連における新たな動きを踏まえ、年 1 回改訂を行いつつ、各種イベント等の機会に配布を行った。特に、今年度は国連加盟 60 周年関連のイベントが数多く開催されたことから、それらの機会を捉えて配布を行った（約、600 部配布）。
- 5 外務省ホームページについては、国連加盟 60 周年関連の広報を中心に、内容を充実させた。また、国連政策について紹介するパンフレットや動画、学生向けの学習用資料等についてもホームページに掲載した。更に、国連加盟 60 周年関連事業については、外務省のツイッターやフェイスブ

ックでも紹介する等、SNSも積極的に活用した。

- 6 国際平和安全活動等をテーマに国連・マルチ外交研究会(2回)、及び安保理が取り組む諸課題や我が国の安保理政策等をテーマに安保理学界ネットワーク会合(1回)を開催し、国連に関する主要な研究者に対して我が国の安保理政策等を説明しつつ、闊達な意見交換を行う等、有識者との連携を深めた。
- 7 27年度に公募を行って決定した国連加盟60周年のロゴマークについては、周年事業に認定された事業(認定事業数は62件)の実施に際して、パンフレットやチラシ、看板等に印刷して活用した。また、広報グッズとして、ロゴマークをあしらったピンバッジ(約500個配布)、キーホルダー(約300個配布)、エコバッグ(約300個配布)、シール(約560枚配布)を作成し、周年事業関係者に配布する等、国連加盟60周年の認知度向上のために活用した。
- 8 国連を専門とする研究者や元国連職員を始めとする有識者、教育関連報道関係者、国連アカデミック・インパクトに加盟する大学を始めとする国際化に熱心な教育機関、また、日本国連協会や日本模擬国連等の国連関連民間団体とも協力しつつ、国連加盟60周年関連事業(上記小学生/中学生「国連壁新聞」全国大会、「日本と国連の将来」に向けた動画メッセージ・コンクール)を始めとする広報事業を実施した。

測定指標6-3 国際機関における日本人職員増強に向けた取組の推進

中期目標(37年度)

国際機関に対する人的貢献を通じた国際協力や国際社会における日本のプレゼンスの強化のため、国連関係機関で勤務する日本人職員数を1,000人とする。

27年度

年度目標

国際社会における日本のプレゼンスを強化するべく国際機関に対する人的貢献を推進するため、以下の取組を実施する。

- 1 優秀な日本人JPOを国際機関に派遣する。
- 2 潜在的な国際機関に相応しい優秀な候補者の発掘のため、国内外の大学等、弁護士等の専門家団体を含めた民間セクターに対するガイダンスを積極的に実施する。
- 3 人材供給源となり得る関係府省庁との連携を強化するため、関係府省庁で連絡会議を実施する。
- 4 日本人職員増強に向けた国際機関との対話・調整を強化する。

施策の進捗状況・実績

- 1 優秀な日本人JPOを選抜し新たに63名を国際機関に派遣した。
- 2 弁護士会や公認会計士会と連携し実施した専門家団体に対するガイダンスなど、国内外77箇所約7200人に対しガイダンスを実施した。アンケートでは概ね国際機関就職への理解が深まったという評価を得た。
- 3 関係府省庁間の連携を深めるため、課長級での連絡会議を開催し、国際機関採用プロセスや採用に向けて必須となる能力(書類の書き方や面接対策等)についての情報共有を図った。
- 4 国際機関との対話については、JPOドナー国及びJPO受入れ国際機関が集う会議や各機関の人事担当を集めた会議の機会、ハイレベルでの対話の機会などを活用し、日本人増強に向けた働きかけを実施し、日本人増強に向けた協力関係を深めることができた。

28年度

年度目標

国際機関に対する人的貢献を通じた国際協力を進め、また国際社会における日本のプレゼンスを強化するため、以下の取組を実施する。

- 1 優秀な日本人JPOを国際機関に派遣する。
- 2 国際機関に相応しい優秀な候補者の発掘のため、国内外の大学等、弁護士等の専門家団体を含めた民間セクター、NGO等に対するガイダンスを積極的に実施する。
- 3 日本人職員増強に向けた国際機関との対話・調整を強化する。

施策の進捗状況・実績

- 1 優秀な日本人 JPO を選抜し、新たに 54 名を国際機関に派遣することを決定した。
- 2 弁護士会や公認会計士会と連携し実施した専門家団体に対するガイダンスなど、国内外において 110 回、約 8,000 人に対しガイダンスを実施した。アンケートでは概ね国際機関就職への理解が深まったという評価を得るとともに、将来の JPO 派遣制度への応募意思の向上が見られた。
- 3 関係府省庁間の連携を深めるため、課長級での連絡会議を開催し、国際機関採用プロセスの情報共有や、獲得を目指すべきポストや人材発掘等に関する情報共有を図った。
- 4 国際機関との対話については、各国際機関の人事担当が集う会議の機会、ハイレベルでの対話の機会などを活用し、日本人増強に向けた働きかけを実施し、日本人増強に向けた協力関係を深めることができた。

参考指標：JPO 派遣者の派遣後の国際機関への採用率（％）

(出典：外務省) (注) 3年度前に派遣手続きをとった者の採用率	実績値		
	26 年度	27 年度	28 年度
	84.0	70.0	82.5

参考指標：国連関係機関で勤務する日本人職員数（12月現在）

(出典：外務省)	実績値		
	26 年度	27 年度	28 年度
	766	793	820

作成にあたって使用した資料その他の情報

- ・ 外務省国際機関人事センターホームページ
(<http://www.mofa-irc.go.jp>)
- ・ 外務省ホームページ
「日本と国連」
(http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jp_un/index.html)

個別分野 7 国際社会における人権・民主主義の保護・促進のための国際協力の推進

施策の概要

- 1 国連の各種人権フォーラム(国連総会第3委員会, 人権理事会等)における議論への積極的参加や関係機関への抛出, 人権対話等を通じた人権・民主主義の保護・促進に向けた取組を行う。
- 2 主要人権条約を履行する。
- 3 第三国定住による難民の受入れ, 難民認定申請者及び難民に対する支援の実施及び右に係る関係省庁, 国連難民高等弁務官 (UNHCR), 国際移住機関 (IOM), NGO 等との連携を進める。

関連する内閣の重要政策 (施策方針演説等のうち主なもの)

・ 第 190 回国会施政方針演説 (平成 28 年 1 月 22 日)

「自由, 民主主義, 基本的人権, 法の支配といった基本的価値を共有する国々との連携を, 一層深めます。」

「先般, 北朝鮮が核実験を強行したことは, 断じて容認できません。強く非難します。安保理決議への明確な違反であり, 国際社会と連携して, 断固たる対応を取ってまいります。「対話と圧力」, 「行動対行動」の原則を貫きながら, 拉致問題の解決に全力を尽くします。拉致, 核, ミサイルの諸懸案の包括的な解決に向けて具体的な行動を取るよう, 北朝鮮に強く求めます。」

・ 第 190 回国会外交演説 (平成 28 年 1 月 22 日)

「本年は, 日本の外交にとり, 大変重要で責任の大きい一年です。特に, G7 議長国として, 4 月には広島で外相会合, 5 月には伊勢志摩サミットを主催します。自由, 民主主義, 法の支配, 人権といった基本的価値を共有する G7 として, 相応しい課題を取り上げ, 国際社会にしっかりとしたメッセージを発信していきます。」

「同時に, 拉致問題については, 政権の最重要課題として全力を傾けるとの方針にゆらぎはありません。拉致問題を解決するための対話の窓口を日本から閉ざすことはしません。一日も早く全ての拉致被害者の帰国を実現し, 御家族の皆様との再会という積年の想いを遂げるため, あらゆる努力を傾注する決意です。」

測定指標 7-1 国際社会の人権の保護促進

中期目標 (一年度)

人権・民主主義の保護・促進に向けて, 多国間及び二国間の議論・対話へ積極的に参加し, また主要人権条約を着実に履行する。

27 年度

年度目標

1 国際社会

- (1) 人権理事国として, 国連人権理事会における議論に積極的に参加する。
- (2) 国連人権高等弁務官事務所 (OHCHR) の活動や社会的弱者の権利の保護・促進を目的とした各種取組の活動を支援していく。
- (3) 国連総会及び人権理事会における北朝鮮人権状況決議の内容の強化を図るとともに, 同決議へのより多くの国の賛成を確保する。

2 二国間関係

- (1) 人権状況に深刻な問題がある国については, 国際社会と協調しつつ, 改善を求めるとともに, 二国間外交においても, 積極的に各国の人権の保護・促進に向けた働きかけを行う。
- (2) 人権・民主主義の保護・促進に向け, 二国間人権対話をはじめとした二国間の議論・対話を積極的に実施する。

3 主要人権条約の履行

- (1) 政府報告審査への参加や条約委員会の最終見解に基づくフォローアップ等を着実に実施する。
- (2) 未締結条約についての検討を進める。

(3) 個人通報制度の受入れの是非の検討等を行う。

施策の進捗状況・実績

1 国際社会

(1) 我が国は人権理事会理事国を務め(27年12月で3年間の任期終了)、北朝鮮、カンボジア、ハンセン病差別撤廃に関する決議の採択や議論を通じた、国際社会の意思や規範の形成に積極的に貢献した。

(2) 国連人権高等弁務官事務所(OHCHR)の活動に関しては、任意拠出金を通じ、カンボジア事務所のキャパシティ・ビルディング等の事業に対する支援等、主にアジアのフィールド事務所に対する支援を行った。

(3) 拉致問題を含む北朝鮮の人権状況について、国連総会及び人権理事会において北朝鮮人権状況決議案をEUと共同で提出し、国連総会決議は前年を上回る119票の賛成票を得て賛成多数で、人権理事会決議は無投票で採択された。前者の決議は、「北朝鮮における人権に関する国連調査委員会(COI)」の報告書の内容を反映させた前年の同旨決議を踏まえ、強い内容となっている。具体的には、前年同様、北朝鮮の組織的かつ広範で深刻な人権侵害を非難するとともに、国連安全保障理事会(国連安保理)に対し、北朝鮮の事態の国際刑事裁判所(ICC)への付託の検討や制裁の範囲に関する検討などを通じ、適切な行動をとることを促している。後者の決議は、これまでの関連決議の内容、及び、第31会期に提出された、マルズキ・ダルスマン国連北朝鮮人権状況特別報告者の報告書の勧告も踏まえた、強い内容となっている。具体的には、国連安保理が北朝鮮の人権状況等を議論したことを歓迎し、安保理の継続的かつ積極的な関与を期待するとしている。さらに、人権高等弁務官に対し、北朝鮮における人権侵害に係る説明責任の問題に重点的に取り組む独立した専門家を指名するとともに、当該専門家のグループに対し、北朝鮮における人道に対する犯罪の被害者のために、正義と真実を確保するための実用的な説明責任メカニズムを勧告することを求めている。

2 二国間関係

(1) カンボジア、イランとの二国間人権対話において、各国における人権の保護促進に向けた働きかけを実施した。

(2) 日EU人権対話を実施し、その他アメリカ、イギリス等の西側諸国とも人権分野に関する意見交換を実施した。

3 主要人権条約の履行

各条約体の政府報告に関しては、27年8月及び28年3月に、市民的及び政治的権利に関する国際規約(自由権規約)の第6回政府報告に関し、26(2014)年に公表された自由権規約委員会の最終見解の中で1年以内のフォローアップを求められていた事項について、同委員会に対して日本の取組状況についての追加情報を提出した。また、日本が提出した追加情報について、外務省ホームページに掲載し広報するなど、フォローアップにも努めた。

また、関係省庁とともに、未締結条約についての検討を行ったほか、個人通報制度の受入れの是非について、我が国の司法制度や立法政策との関連での問題の有無及び個人通報制度を受け入れる場合の実施体制等の検討課題に関し、検討を行った。

28年度

年度目標

1 国際社会

(1) 国際社会における人権問題の解決に貢献するため、国連人権理事会及び国連総会第3委員会等において、北朝鮮人権状況決議の採択や議論を通じた、国際社会の意思形成や規範の構築に積極的に参加する。

(2) 国連人権高等弁務官事務所(OHCHR)の活動や社会的弱者の権利の保護・促進を目的とした各種取組の活動を支援していく。

(3) 国連総会及び人権理事会における北朝鮮人権状況決議の内容の強化を図るとともに、同決議へのより多くの国の賛成を確保する。

2 二国間関係

(1) 人権状況に深刻な問題がある国については、国際社会と協調しつつ、改善を求めるとともに、二国間外交においても、積極的に各国の人権の保護・促進に向けた働きかけを行う。

(2) 世界における人権状況の改善及び民主主義の促進に向け、両者の人権分野における取組につい

てそれぞれ紹介するとともに、国連などの多国間の場合における協力について意見交換を行うため、二国間人権対話をはじめとした二国間の議論・対話を積極的に実施する。

3 主要人権条約の履行

- (1) 政府報告審査への参加や条約委員会の最終見解に基づくフォローアップ等を着実に実施する。
- (2) 関係省庁とともに、個人通報制度の受入れの是非について、我が国の司法制度や立法政策との関連での問題の有無及び個人通報制度を受け入れる場合の実施体制等検討課題に関し、検討等を行う。

施策の進捗状況・実績

1 国際社会

- (1) 我が国は、国際社会における人権問題の解決に貢献するため、北朝鮮、カンボジア、ミャンマーに関する決議の採択や議論を通じた、国際社会の意思や規範の形成に積極的に貢献した。
- (2) 国連人権高等弁務官事務所(OHCHR)の活動に関しては、任意拠出金を通じ、ソウル事務所及びカンボジア事務所のキャパシティ・ビルディング等の事業に対する支援等、主にアジアのフィールド事務所に対する支援を行った。
- (3) 拉致問題を含む北朝鮮の人権状況について、国連総会及び人権理事会において北朝鮮人権状況決議案をEUと共同で提出し、国連総会決議及び人権理事会決議とともに、無投票で採択された。前者の国連総会決議は、「北朝鮮における人権に関する国連調査委員会(COI)」の報告書の内容を反映させた前年の同旨決議を基に、28年3月の人権理事会決議の内容も踏まえた、強い内容となっている。具体的には、前年同様、北朝鮮の組織的かつ広範で深刻な人権侵害を非難するとともに、北朝鮮に対し、拉致被害者の即時帰国等により、全ての人権侵害を終わらせるための措置を早急にとることを要求している。また、北朝鮮による核・ミサイル開発への資源投入が北朝鮮の人権・人道状況に与える影響への深刻な懸念についても表明している。さらに、国連安全保障理事会(国連安保理)に対し、北朝鮮の事態の国際刑事裁判所(ICC)への付託の検討や人権侵害に対する制裁の更なる検討等を通じ、適切な行動をとることを促している。後者の人権理事会決議は、北朝鮮の組織的、広範かつ深刻な人権侵害を最も強い表現で非難し、国連安保理で北朝鮮の人権状況が議論されたことを歓迎し、安保理の継続的かつ積極的な関与を期待するとしている。さらに、人権理事会は、28年3月の人権理事会決議に基づき設置された、北朝鮮における人権侵害にかかる説明責任の問題に重点的に取り組む専門家グループの報告書の勧告を実施するため、ソウルにある現地事務所を含む国連人権高等弁務官事務所(OHCHR)の能力を強化することを決定した。

2 二国間関係

- (1) ミャンマーとの二国間人権対話において、各国における人権の保護促進に向けた働きかけを実施した。
- (2) 日EU人権対話を実施し、その他アメリカ、イギリス等の西側諸国とも人権分野に関する意見交換を実施した。

3 主要人権条約の履行

6月、国連本部で開催された第16回児童の権利条約締約国会合において、児童の権利委員会委員選挙が行われ、日本が擁立した候補者の大谷美紀子氏(弁護士)が日本の候補として初めて当選した。さらに6月、国連本部で開催された第9回障害者権利条約締約国会合において、障害者権利委員会委員選挙が行われ、日本が擁立した候補者の石川准氏(静岡県立大学教授)が日本の候補として初めて当選した。

各条約体の政府報告に関しては、6月には、障害者の権利に関する条約に関する第1回政府報告を障害者権利委員会に提出した。7月には、強制失踪からの全ての者の保護に関する国際条約に関する第1回政府報告を国連強制失踪からの全ての者の保護に関する委員会に提出した。さらに28年3月、6月及び12月には、自由権規約に関する第6回政府報告に関し、自由権規約委員会による最終見解の中で勧告されていた事項について、同委員会に日本の取組状況についての追加的情報を提出した。また、8月及び12月には、人種差別撤廃条約に関する第7回・第8回・第9回政府報告に関し、人種差別撤廃委員会の最終見解の中で勧告されていた事項について、同委員会に日本の取組状況に係る追加情報を提出した。また、個人通報制度の受入れの是非について、引き続き検討を行った。

測定指標 7-2 人道分野での取組(難民等への支援)

中期目標（一年度）

国内の難民への支援，第三国定住による難民の受入れ等人道分野で国際貢献を行うとともに，我が国の社会的安定を維持する。

27年度

年度目標

- 1 第三国定住によるミャンマー難民の受入れを行う。
- 2 国内の難民に対する支援を行う。

施策の進捗状況・実績

- 1 国際貢献等の観点から，第三国定住によるミャンマー難民の受入れ（6家族19名）を行い，更に受入れ難民に対する定住支援を行った。
- 2 条約難民に対する定住促進支援に加え，生活に困窮する難民認定申請者の生活保護等の支援（月平均164人）を実施した。

28年度

年度目標

- 1 第三国定住によるミャンマー難民の受入れを行う。
- 2 国内の難民等に対する支援を行う。
- 3 UNHCR, IOM, NGO との連携を強化し，また，受け入れた難民が自立した生活を営めるよう協力関係を構築する。

施策の進捗状況・実績

- 1 国際貢献等の観点から，第三国定住によるミャンマー難民の受入れ（7家族18名）を行い，更に受入れ難民に対する定住支援を行った。
- 2 条約難民に対する定住促進支援に加え，生活に困窮する難民認定申請者の生活保護等の支援（月平均178人）を実施した。
- 3 難民定住円卓会議や国際機関幹部の訪日，及び NGO との協議の機会を活用して UNHCR, IOM, NGO との連携を強化した。

測定指標 7-3 国連総会に我が国が提出する北朝鮮人権状況決議への賛成国数

	中期目標値	27年度		28年度	
	一年度	年度目標値	実績値	年度目標値	実績値
前年度より多くの賛成国を確保する		コンセンサス	119	前年度より多くの賛成国を確保する	コンセンサス

作成にあたって使用した資料その他の情報

- ・平成29年版外交青書 第3章第1節 日本と国際社会の平和と安定に向けた取組

個別分野 8 女性の権利の保護・促進に向けた国際協力の推進

施策の概要

女性・ジェンダーに関する外交課題の情報や知見の集約、及び女性関連施策の企画・調整を通じた、女性の権利の保護・促進に向けた取組を行う。

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

- ・ 第 192 回国会施政方針演説（平成 28 年 9 月 26 日）「四 一億総活躍」
- ・ 第 193 回国会施政方針演説（平成 29 年 1 月 20 日）「五 一億総活躍の国創り」
- ・ 第 193 回国会外交演説（平成 29 年 1 月 20 日）
「女性の活躍推進に向けた日本の積極的取組の発信、難民・避難民問題への取組、科学技術の外交への一層の活用を引き続き推進します。」
「軍縮、防災、女性の活躍推進などのグローバルな課題への積極的な取組を続ける」
- ・ 国際女性会議 WAW!2016 公開フォーラムにおける安倍総理大臣スピーチ（平成 28 年 12 月 13 日）

測定指標 8-1 女性の権利の保護・促進

中期目標（一年度）

女性の権利の保護・促進にかかる国際的な連携・協力を推進する。

27 年度

年度目標

- 1 女性の活躍の促進及び国際協力の強化のため、各国・国際機関と連携し、女性の地位委員会等の多国間及び二国間の議論・対話に積極的に参加する。
- 2 女性が輝く社会に向けた国際シンポジウム（WAW!）の開催を中心に日本政府が女性分野において国際社会をリードする積極的な発信・取組を実施する。
- 3 我が国の女性・ジェンダー関連施策や女性の社会進出に関する前向きな動きを世界の各地域においてアピールするため、複数の在外公館等において女性関連セミナーを実施する。
- 4 ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関（UN Women）への拠出等を通じ、女性の社会進出とエンパワーメント、平和と安全保障における女性の参画と保護等我国が重視する取組の実施を確保する。
- 5 国連安保理決議第 1325 号に関する「行動計画」策定については、市民社会と意見交換を実施しつつ、その策定に取り組む。

施策の進捗状況・実績

- 1 28 年 3 月 14 日から 24 日、国連本部において第 60 回国連女性の地位委員会（CSW）が開催され、我が国から武藤外務副大臣、橋本ヒロ子日本代表（十文字学園女子大学名誉教授）の下、外務省、内閣府、文部科学省、厚生労働省、JICA 及び独立行政法人国立女性教育会館（NVEC）の政府関係者並びに NGO 代表が出席。この CSW の成果として合意結論及び決議が 4 本採択された。
- 2 8 月に第 2 回目となる女性が輝く社会に向けた国際シンポジウム「WAW!2015」（World Assembly for Women）を東京で開催。昨年を上回る 42 か国、8 国際機関から 145 名の女性分野で活躍するトップリーダーが参加し、延べ約 2 千名が傍聴した。本年は、「ワークライフ・マネジメント」や「平和構築と女性」等、経済から国際協力分野まで包括的に議論したほか、6 つのスペシャル・セッション（「ユース・テーブル」、「自然科学分野と女性」等）を設け、幅広い視点で女性の活躍推進について議論した。参加者のアイデアや提案は「WAW! To Do 2015」として取りまとめ、国連文書として発出した（A/C.3/70/3）。その他、第 4 回世界女性会議（1995 年、於：北京）から 20 年を記念し、9 月に「ジェンダー平等と女性のエンパワーメントに関するグローバル・リーダーズ会合」がニューヨークの国連本部で開催され、安倍総理大臣が出席、ステートメントを実施した。
- 3 WAW!2015 の公式サイドイベント「シャイン・ウィークス」として、在フランス、在インド、在ブルネイの日本大使館では、女性のエンパワーメントに関するセミナーを開催した。これらの取組に

加え、在インド大使館では、兼轄国のブータンにおいて映画上映会を開催したほか、その他の在外公館においても複数回セミナー等を開催・共催した。これらのイベントを通じ、日本国内だけではなく、世界の各地域において我が国のジェンダー関連施策をアピールできた。

- 4 ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関 (UN Women) に対して中東・アフリカ地域で、主に紛争の影響を受けた難民女性・女児に対して約2千2百万ドルの支援を決定し、「女性・平和・安全保障」分野での取組を強化した。さらに、同機関との共催イベント等を通じて、我が国の女性分野でのイニシアティブを発信すると共に、国際社会において幅広く同分野での啓発を進めるため、約百万ドルの戦略的対外発信予算の拠出を決定した。その他、27年4月にUN Women 日本事務所が東京都文京区に開設。同年8月の開所式には、安倍総理大臣とムランボ＝ヌカ UN Women 事務局長が出席したことで、協力関係をハイレベルで確認し、アピールすることができた。
- 5 12(2000)年に採択された女性と平和・安全保障を関連づけた初の安保理決議第1325号及び関連決議履行のため、各国特有の状況やこれまでの取組等を反映した形で各加盟国が策定をもとめられている「行動計画」を27年9月に策定した。我が国はこれまでも女性・平和・安全保障分野で積極的な取組を行ってきたが、行動計画策定し、実施することにより、我が国の取組を一層アピールすることができる。
- 6 その他、28年2月にジュネーブで行われた女子差別撤廃条約第7回及び第8回政府報告審査（政府代表団長：杉山外務審議官）において、我が国の女性の権利保護の取組等について国連と建設的対話を行った。

28年度

年度目標

- 1 各国・国際機関との多国間及び二国間の議論・対話に積極的に参加するとともに、女性の地位委員会等の場での情報発信を通じ、我が国の女性分野におけるプレゼンスを向上させる。
- 2 国際女性会議「WAW!2016」の開催を中心に日本政府が女性分野において国際社会をリードする積極的な発信・取組を実施する。27年に発出した「WAW! To Do 2015」のフォローアップをより体系的に行い、毎年開催する意義を高める。
- 3 我が国の女性・ジェンダー関連施策や女性の社会進出に関する前向きな動きを世界の各地域においてアピールするため、複数の在外公館等において女性関連セミナーを実施する。
- 4 ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関 (UN Women) への拠出等を通じ、女性の社会進出とエンパワーメント、平和と安全保障における女性の参画と保護等我が国が重視する取組の実施を確保する。
- 5 国連安保理決議1325号に関する「行動計画」を実施段階へと進める。
- 6 女子差別撤廃条約の理念を実現すべく、国内省庁と連携しつつ取組を進める。

施策の進捗状況・実績

- 1 6月、我が国が議長国を務めたG7伊勢志摩サミットにおいて、女性分野を優先アジェンダの一つとして取り上げた。G7サミットでは、教育・訓練を含む女性のエンパワーメントや、自然科学・技術分野における女性の活躍推進等に焦点をあて、「女性の能力開花のためのG7行動指針」及び「女性の理系キャリア促進のためのG7イニシアティブ (WINDS)」に合意した。11月には、黒田玲子東京理科大学教授、山崎直子宇宙飛行士、玉城絵美 H2L 株式会社共同創業者を WINDS 大使に任命し、12月にはG7特別イベント「STEM (科学、技術、工学、数学) 分野で輝く女性の未来」を実施した。

29年3月、国連本部において第61回国連女性の地位委員会 (CSW) が開催され、我が国から滝沢外務大臣政務官、橋本ヒロ子日本代表 (十文字学園女子大学名誉教授、十文字中学・高等学校校長) の下、外務省、内閣府、厚生労働省、JICA 及び独立行政法人国立女性教育会館 (NVEC) の政府関係者並びに NGO 代表及びユース代表が出席した。この CSW の成果として合意結論及び決議が2本採択された。

- 2 12月13日及び14日に第3回目の国際女性会議 WAW! を東京において開催した。93人の女性分野で活躍するリーダー等が議論に参加し、約800人が傍聴した。「WAW! for Action」を本年のテーマとし、「女性活躍推進法」の完全施行やSDGsの策定等国内外における女性のエンパワーメント及びジェンダー平等に向けた動きを踏まえた議論を行った。13日には公開フォーラムを開催し、14日にはSTEM分野における女性の人材育成・活躍促進、女性のリーダーシップの推進、ワークライフ・マネジメント、女性の健康、平和・安全保障における女性の参画とエンパワーメントについて、5

つのラウンドテーブルと同時に、若者や地方における女性活躍に関するスペシャル・セッションも行った。また、WAW!2015の成果文書「WAW! To Do 2015」のフォローアップとして好事例集を作成し、会場において配布した。参加者のアイデアや提案は「WAW! To Do 2016」として取りまとめ、国連文書(A/71/829)として発出した。

- 3 9月に米国で女性の政治参画及び経済的エンパワーメント等に関し、日米韓3ヶ国の各国の取組を紹介し、意見交換を行う日米韓女性フォーラムを開催した。日米韓の政府関係者、ビジネス関係者、市民社会、地方議員及び若手女性リーダー50名以上が参加、今後3ヶ国間での協力の可能性につき検討することとなった。11月には、在ウクライナ日本大使館が女性の活躍に関するセミナーを開催し、また、在ブルネイ日本大使館が在ブルネイ・カナダ高等弁務官事務所との共催により、12月にICT分野での女性の企業に焦点を当てた会議を開催し、在外公館においても女性の活躍についての我が国取組をアピールすることができた(いずれもWAW!2016の公式サイドイベント「シャイン・ウィークス」として実施)。
- 4 ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関(UN Women)に対してコア拠出約5.2百万ドル、ノンコア拠出16.3百万ドルを拠出し、ノンコア拠出は、中東地域における難民女性の支援やアフリカにおける暴力的過激主義からの女性の保護、紛争等の解決への女性の参画等のプロジェクト等に活用された。
また、9月には国連総会の際にUN Womenとフィンランド政府が共催した「HeForShe レセプション」に安倍総理大臣が出席し、我が国の「女性が輝く社会」に向けた取組を国際社会に発信した。
- 5 4月に、日本政府は、女性・平和・安全保障に関する行動計画の評価委員会及びモニタリング作業部会を設置し、モニタリング・評価を開始した。モニタリング作業部会は、案件に関する実施状況報告書を評価委員会へ提出した他、評価委員会からの求めに応じて適宜情報提供を行った。評価委員会は3回開催され、実施状況報告書に基づいた評価を検討した。29年に評価委員会が作成した報告書を公表予定。
- 6 女子差別撤廃条約に関しては、28年3月に発出された政府報告審査の最終見解を、我が国として必要な取組を行うため国内省庁や関係機関と共有した。

測定指標8-2 UN Womenに対するコア拠出額の順位

(出典: UN Women ホームページ)	中期目標値		27年度		28年度	
	32年度	年度目標値	実績値	年度目標値	実績値	
	10位以内	10位	10位	10位	10位	

作成にあたって使用した資料その他の情報

- ・外務省ホームページ
WAW! 2016
(http://www.mofa.go.jp/mofaj/fp/hr_ha/page22_002678.html)
- 伊勢志摩サミット 成果文書
(<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/summit/ise-shima16/documents/summit.html>)
- 女性の理系キャリア促進のためのイニシアティブ(WINDS)」
(http://www.mofa.go.jp/mofaj/fp/hr_ha/page25_000598.html)
- 女子差別撤廃条約
(<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/josi/index.html>)
- ・UN Women ホームページ
(<http://www.unwomen.org/en/partnerships/donor-countries/top-contributions>)

個別分野 9 軍備管理・軍縮・不拡散への取組

施策の概要

我が国を取り巻く安全保障環境に鑑みると、我が国及び国際社会の平和と安全を確保していくためには、軍縮・不拡散体制の維持・強化が重要であることから、我が国は、以下の取組を実施する。

- 1 核軍縮については、NPT を基礎とする国際的な核軍縮・不拡散体制の維持・強化のため、G7での核軍縮分野における取組主導、軍縮・不拡散イニシアティブ(NPDI)の取組主導、国連総会への核兵器廃絶決議案の提出・採択、包括的核実験禁止条約(CTBT)の早期発効、核兵器用核分裂性物質生産禁止条約(FMCT)の早期交渉開始に向けた取組、その他国際的枠組みにおける取組、軍縮・不拡散教育等の取組を積極的に行う。
- 2 大量破壊兵器(WMD)等の不拡散については、関連国連安保理決議を着実に履行するとともに、保障措置強化のため、IAEAとの各種の協力や、IAEA保障措置協定の追加議定書発効促進に向けた取組等を行う。また、国際輸出管理レジームの強化に向けた取組、拡散に対する安全保障構想(PSI)への貢献、セミナー等の開催によるアジア地域を中心とした働きかけ等を実施する。
- 3 生物・化学兵器については、生物兵器禁止条約(BWC)及び化学兵器禁止条約(CWC)の普遍化、国内実施の強化等を含む国際レジームのための取組に貢献する。また、28(2016)年のBWC運用検討会議に向け具体的貢献ができるよう取組を進めていく。
- 4 通常兵器については、国連軍備登録制度・国連軍事支出報告制度等の信頼醸成措置の履行確保のほか、通常兵器の不正な取引等を防止するための武器貿易条約の体制の確立・普遍化、対人地雷・クラスター弾に関する条約及び国連小型武器決議行動計画の枠組みを通じて、地雷・不発弾・小型武器等に関する被害国への支援を国際的な枠組みと協調しつつ行う。特定通常兵器使用禁止制限条約における新たな兵器への対応についても、積極的に議論に参加し、作業文書の提出等、具体的な貢献が出来るように取組を進めていく。

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

- ・ 第190回国会外交演説（平成28年1月22日）

「4月に広島で開催するG7外相会合等を通じ、唯一の戦争被爆国として「核兵器のない世界」の実現に向けて核兵器国と非核兵器国の協力を促し、軍縮・不拡散の取組をリードします。」

- ・ 第193回国会外交演説（平成29年1月20日）

「昨年5月のオバマ大統領の被爆地広島訪問は、「核兵器のない世界」に向けた国際的機運を再び盛り上げることにつながりましたが、引き続き、「核兵器のない世界」の実現に向け、唯一の戦争被爆国として、核兵器国と非核兵器国との間の協力を促し、現実的かつ実践的な取組を重ねることで、NPTを始めとする軍縮・不拡散の国際的な取組をリードしていきます。」

測定指標 9-1 国際的な核軍縮を追求するための取組

中期目標（一年度）

核兵器のない世界の実現に向け、国際的な核軍縮を追求するための現実的かつ実践的な取組を強化する。

27年度

年度目標

- 1 我が国は唯一の戦争被爆国として、軍縮・不拡散イニシアティブ(NPDI)の取組を主導し、2015年核兵器不拡散条約(NPT)運用検討会議において、現実的かつ実践的な取組を積極的に行い、議論を主導する。特に、NPDIが提出した合意文書案が2015年NPT運用検討会議の合意文書に反映されるよう他のNPDI参加国とともに、関係各国に働きかけを行う。
- 2 2015年核兵器不拡散条約(NPT)運用検討会議の結果を踏まえ、「核兵器のない世界」に向けた取組をさらに前進させるべく、以下の取組を積極的に行う。
(1) 軍縮・不拡散外交に対する市民社会の理解の深化に貢献するため、国連軍縮会議の開催に協力する。

- (2) CTBT 賢人グループ会合の開催を支援する。
 - (3) 国連総会への新たな核軍縮決議を提出し、共同提案国及び賛成国の増加を図る。
- 3 核使用の惨禍の実相を世代と国境を越えて世界に伝えていくため、委嘱する「非核特使」及び「ユース非核特使」を国際会議等に派遣するとともに、その活動を支援する。

施策の進捗状況・実績

下記を含む様々な取組を通じ、核兵器のない世界を実現するためには、核兵器国と非核兵器国が協力し、現実的かつ実践的な取組を積み重ねることが重要であることを訴えた。

- 1 我が国は、NPT 運用検討プロセスに積極的に貢献するべく、NPTDI を主導して 18 本の作業文書を国連に提出した。また、2015 年 NPT 運用検討会議における合意文書の基礎とするべく、これら作業文書を取り纏めた作業文書を国連に提出し、191 の国と地域から成る NPT 締約国全てに右文書への支持を働きかけた。最終的に NPT 運用検討会議で合意文書を採択することはできなかったが、NPTDI として提出した作業文書のうち、日本が重視する 5 項目（核戦力の透明性、核兵器削減交渉の多国間化、核兵器の非人道性、政治指導者及び若者の被爆地訪問、地域の不拡散問題）が議長の合意文書案に盛り込まれた。
- 2 (1) 8 月、国連及び広島県・市と協力し、第 25 回国連軍縮会議を開催した。国内外から政府関係者及び有識者を招待するとともに、議論に積極的に貢献し、核軍縮に関する市民社会の理解促進に貢献した。
- (2) 8 月、CTBT 発効促進共同調整国としてのイニシアティブの一環で広島市において開催された CTBT 賢人グループ会合を支援した。元閣僚等を含む賢人を招待し、CTBT の発効促進に向けた国際的な機運を醸成した。また、10 月及び 28 年 3 月には、同じく CTBT 発効促進共同調整国のカザフスタンと共に、CTBT に関する首脳共同声明を発出した。
- (3) 国連総会に提出した核兵器廃絶決議案は、今後の核軍縮の進め方、核兵器の非人道性、核軍縮に関する効果的措置等についての核兵器国と非核兵器国の対立の余波を受け、核兵器国では米国、英国及びフランスが棄権し、ロシア及び中国が反対した。決議は 107 か国の共同提案国、166 か国の賛成を得て採択された(棄権 16 か国、反対 3 か国)。
- 3 12 件 112 名に対して「非核特使」、5 件 49 名に「ユース非核特使」を委嘱し、国際会議等に派遣した。また、28 年 3 月には G7 広島外相会合イベントとして「ユース非核特使 OB・OG 広島フォーラム」を開催し、ユース非核特使の国際ネットワーク構想と 1,000 人以上の広島・長崎招致計画を発表した。

28 年度

年度目標

- 1 G7 議長国（28 年）として、核兵器のない世界の実現に向けた G7 の合意形成に努める。
- 2 軍縮・不拡散イニシアティブ（NPTDI）を主導し、地域・国際的な核問題に対処する機運を醸成する。
- 3 核兵器廃絶決議案を国連総会に提出し、核兵器国と非核兵器国が協力できる基礎作りを行う。
- 4 CTBT 発効促進共同調整国として、条約の早期発効に向けた取組を主導する。
- 5 ジュネーブ軍縮会議（CD）や二国間協議等の枠組みにおいて核兵器用核分裂性物質生産禁止条約（FMCT）の早期交渉開始に向けた議論の進展に取り組む。
- 6 多国間核軍縮交渉の前進に関するオープン・エンド作業部会（OEWG）、核軍縮検証のための国際パートナーシップ（IPNDV）等の国際的枠組みにおいて、核軍縮の進展に向け議論に積極的に貢献する。
- 7 核兵器使用の惨禍の実相を世代と国境を越えて世界に伝えるため「非核特使」及び「ユース非核特使」を国際会議等に派遣するとともに、我が国の核軍縮政策に対する理解促進のため国際会議を活用する。

施策の進捗状況・実績

- 1 4 月、核兵器国と非核兵器国の主要国から成る G7 広島外相会合の成果として「核軍縮及び不拡散に関する G7 外相広島宣言」を発出した。同宣言は 5 月の G7 伊勢志摩首脳宣言でエンドースされ、オバマ米大統領の広島訪問ともあいまって、核兵器のない世界に向けた力強いメッセージとなった。
- 2 9 月の北朝鮮の核実験の際に、ジュネーブ軍縮会議や国連総会第一委員会においてこれを非難す

る NPDI の共同ステートメントを行った。また、29 年 5 月には 2020 年 NPT 運用検討会議準備委員会が始まるころ、同会議の成功に向けた NPDI の活性化及び NPDI としての貢献について高級事務レベルで議論した。

- 3 12 月に開催された第 71 回国連総会において、我が国が提出した核兵器廃絶決議案は、米国を含む 109 カ国の共同提案国を得て、賛成 167、反対 4、棄権 16 の圧倒的多数で採択された。今回の決議には人道グループのアイランドやオーストリアも共同提案国になっており、立場の異なる核兵器国と非核兵器国が協力可能な基礎作りにつながる橋渡しの決議となった。
- 4 9 月の第 8 回 CTBT フレンド外相会合において、岸田外務大臣が CTBT 発効促進共同調整国として、ビショップ豪外相と共同議長を務め、共同閣僚声明を採択し、CTBT の早期発効が必要であるとの強いメッセージを本フレンド会合として発信し、また同会合でスワジランド及びミャンマーが CTBT 批准を表明し、これにより批准国は 166 となった。また、同月、国連安全保障理事会において、日本を含む 42 カ国が共同提案国となった CTBT に関する決議（第 2310 号）が賛成多数で採択された。
- 5 核兵器用核分裂性物質生産禁止条約（FMCT）については、早期交渉開始に向け、我が国と立場を同じくする国と連携し、第 71 回国連総会では、国連事務総長の下にハイレベル専門家準備グループの設置及び非公式協議の開催を決定する決議の採択に向けて働きかけた。また、非公式協議に出席し、交渉開始に向けた機運を盛り上げるとともに、条約の実質的な要素等について議論に貢献した。加えて、我が国はハイレベル専門家準備グループの 25 カ国に選ばれた。
- 6 6 月、東京において核軍縮検証のための国際パートナーシップ（IPNDV）第 3 回全体会合及び作業部会会合を開催し、核弾頭を解体するプロセスに焦点を当てつつ、検証技術や方途、課題及びその解決法について議論した。5 月及び 8 月の多国間核軍縮交渉の前進に関するオープン・エンド作業部会（OEWG）においては、核軍縮の進展のためには、核兵器国と非核兵器国が協力し、現実的かつ実践的な取組を着実に積み重ねていくことが必要との立場から議論に貢献した。29 年 3 月の核兵器禁止条約交渉会議においては、こうした日本の立場を主張するステートメントを実施した。
- 7 28 年度は、3 件 9 名に「非核特使」、5 件 67 名に「ユース非核特使」を委嘱した。12 月には、長崎において、国連と共催で「核兵器のない世界へ 長崎国際会議」を開催し、その中で第 26 回国連軍縮会議とともにユース非核特使フォーラムを実施した。また、28 年 3 月の「ユース非核特使 OB・OG 広島フォーラム」で発表した 1,000 人以上の広島・長崎招致計画を達成した。

測定指標 9-2 大量破壊兵器等の拡散防止のための取組

中期目標（--年度）

大量破壊兵器等の拡散防止のための取組を強化する。

27 年度

年度目標

- 1 大量破壊兵器等の不拡散に向けた取組として以下を実施する。
 - (1) 北朝鮮やイラン等に係る一連の国連安保理決議を誠実に履行する。
 - (2) 各種輸出管理レジーム等の場で、国際不拡散体制の強化・発展のため積極的に議論に貢献する。特に、原子力供給国グループ（NSG）においては、在ウィーン国際機関日本政府代表部が連絡事務局としての役割を継続する。
- 2 国際的な核不拡散体制強化の重要な要素である保障措置体制の強化のため、IAEA との技術的な協力に加え、IAEA 追加議定書の非締結国に締約を働きかけ、締約国の増加を図る。
- 3 アジア地域諸国の輸出管理体制強化のため、以下を実施する。
 - (1) タイ、ベトナム等に二国間レベルで輸出管理体制強化を働きかける。
 - (2) 地域レベルでは、アジア不拡散協議（ASTOP）、アジア輸出管理セミナー等を主催する。
- 4 大量破壊兵器等の拡散を阻止するため、以下を含む国際的な枠組みに積極的に参加する。
 - (1) 拡散に対する安全保障構想（PSI）のオペレーション専門家（OEG）会合
 - (2) ニュージーランド主催訓練「Maru 15」の計画会合

施策の進捗状況・実績

- 1 (1) 大量破壊兵器等の不拡散の観点から、我が国は、北朝鮮やイラン等に係る一連の国連安保理決議を誠実に履行した。

- (2) 保障措置強化のため、IAEA との各種の協力や、IAEA 保障措置協定の追加議定書発効促進に向けてアジア諸国への働きかけ等の取組等を行った。また、在ウィーン国際機関日本政府代表部が原子力供給国グループ(NSG)の連絡事務局を務める他、各種輸出管理レジーム等の場で、国際不拡散体制の強化・発展のため、各国の輸出管理のあり方について議論するなど様々な国際的取組を行った。
- 2 国際的な核不拡散体制強化の重要な要素である保障措置体制の強化に関しては、関係国と協力しつつ様々な機会を捉えて IAEA 追加議定書締結に向けた働きかけを行ったところ、締約国数は平成 26 年末の 124 か国から 127 か国へと 3 か国増加した(カンボジア、ジブチ、リヒテンシュタイン)。
- 3 (1) タイ政府関係者の能力構築支援(9月)や関係国との輸出管理政策対話などの二国間レベルの働きかけや情報交換を行った。
(2) 第 12 回アジア不拡散協議(ASTOP)(28年1月)や第 23 回アジア輸出管理セミナー(2月)を主催すること等により、アジア地域諸国の輸出管理体制の強化を図った。
- 4 拡散に対する安全保障構想(PSI)のオペレーション専門家(OEG)会合や高級事務レベル会合、ニュージーランド主催訓練「Maru 15」への参加など、大量破壊兵器等の拡散を阻止するための国際的な枠組みに積極的に参加した。

28 年度

年度目標

- 1 大量破壊兵器等の不拡散に向けた取組として以下を実施する。
(1) 北朝鮮やイラン等に係る一連の国連安保理決議の履行のため、関係国と緊密に協議を行う。また、アジアを中心とした途上国によるこれら決議の履行のための能力の向上を支援する。
(2) 各種輸出管理レジーム等の場で、国際不拡散体制の強化・発展のための連携を強化する。特に、原子力供給国グループ(NSG)においては、在ウィーン国際機関日本政府代表部が連絡事務局としての役割を継続する。
- 2 国際的な核不拡散体制強化の重要な要素である保障措置体制の強化のため、IAEA との技術的な協力に加え、IAEA 追加議定書の非締結国に対する能力構築支援を通じて同議定書の締結を促進し、締約国の増加を図る。
- 3 アジア地域諸国の輸出管理体制強化のため、以下を実施する。
(1) 二国間レベルで輸出管理体制強化を働きかける。
(2) 地域レベルでは、アジア不拡散協議(ASTOP)、アジア輸出管理セミナー等を主催する。
- 4 大量破壊兵器等の拡散を阻止するため、以下を含む国際的な枠組みに積極的に参加する。
(1) 拡散に対する安全保障構想(PSI)のオペレーション専門家(OEG)会合
(2) シンガポール主催訓練「Deep Sabre 16」

施策の進捗状況・実績

- 1 (1) 大量破壊兵器等の不拡散の観点から、北朝鮮やイラン等に係る一連の国連安保理決議の履行のため、米・露・インドを始めとする関係国と局長級で緊密に協議を行った。また、第 13 回アジア不拡散協議(ASTOP)(29年1月)や第 24 回アジア輸出管理セミナー(2月)等を通じて、決議履行のための各国の取組の共有等により、アジアを中心とした途上国によるこれら決議の履行のための能力の向上を支援した。
(2) 原子力供給国グループ(NSG)総会(6月)、オーストラリア・グループ(AG)総会(6月)、ミサイル技術管理レジーム(MTCR)総会(10月)、ワッセナー・アレンジメント(WA)総会(12月)を始めとする各種輸出管理レジーム等の場で、国際不拡散体制の強化・発展のため、各国の輸出管理のあり方について議論するなど様々な国際的取組を行った。また、在ウィーン国際機関日本政府代表部が NSG の連絡事務局を務め、その円滑な運営に貢献した。
- 2 国際的な核不拡散体制強化の重要な要素である保障措置体制の強化に関しては、関係国と協力しつつ様々な機会を捉えて IAEA 追加議定書締結に向けた働きかけを行ったところ、締約国数は 27 年末の 127 か国から 129 か国へと 2 か国増加した(コートジボワール、カメルーン)。
- 3 (1) ベトナム政府関係者の能力構築支援(7月)や米国、ドイツ、豪州等の関係国との計 3 回の輸出管理政策対話などの二国間レベルの働きかけや情報交換を行った。
(2) 第 13 回アジア不拡散協議(ASTOP)や第 24 回アジア輸出管理セミナーを開催すること等により、アジア各国・地域の輸出管理担当者の輸出管理に関する共通認識の醸成等を通じたアジア地域諸国の輸出管理体制の強化を図った。

- 4 拡散に対する安全保障構想(PSI)のオペレーション専門家(OEG)会合(4月)や、シンガポール主催訓練「Deep Sabre 16」(9月)に積極的に参加し、他国と連携して大量破壊兵器等の拡散を阻止するための措置の検討等を実施した。

測定指標 9-3 生物兵器禁止条約(BWC)及び化学兵器条約(CWC)の実施強化のための取組

中期目標(一年度)

生物兵器禁止条約(BWC)及び化学兵器条約(CWC)の実施強化のための取組を強化する。

27年度

年度目標

- 1 生物兵器禁止条約(BWC)に関し以下を実施する。
 - (1) 非締約国に対して加入を呼びかける。
 - (2) BWCの会期間活動等、条約の実施強化のための議論に積極的に参画する。
 - (3) 条約の実施強化のため、専門家のセミナー派遣等を実施する。
- 2 化学兵器禁止条約(CWC)に関し以下を実施する。
 - (1) 非締約国に対して加入を呼びかける。
 - (2) 化学兵器禁止機関(OPCW)締約国会議、執行理事会(年3回開催)及び締約国会議間に開催される条約実施のための各種協議へ積極的に参画する。
 - (3) 専門家派遣、研修員受入等締約国の国内実施措置の強化のための国際協力を実施する。
 - (4) 化学兵器禁止機関(OPCW)による査察を受入れ、我が国のCWC履行に対する一層の透明性確保及び信頼醸成を図る。

施策の進捗状況・実績

- 1 生物兵器禁止条約(BWC)
 - (1) 非締約国に対して加入を呼びかけ、コートジボワールが新たに締約国となった。我が国はG7のデマルシェ(共同提案)を通して、加入を働きかけた。
 - (2) 12月の生物兵器禁止条約締約国会合で、条約国内実施にかかる作業文書や現代のバイオ脅威にかかる作業文書を他国と共同で提出した。
 - (3) 条約の実施強化が不可欠との観点から、8月に開催されたBWC専門家会合に、知見を有する専門家を派遣した。
- 2 化学兵器禁止条約(CWC)
 - (1) 非締約国に対して加入を呼びかけ、ミャンマー、アンゴラが新たに締約国となった。ミャンマーについては、加入促進活動の一環である模擬査察実施を行った。
 - (2) 化学兵器禁止機関(OPCW)締約国会議、執行理事会(年3回開催)及び締約国会議に参画し、開催される条約実施のための協議に積極的に貢献した。
 - (3) スリランカ、フィリピンからの研修生各1名を国内の化学事業所に受け入れた。
 - (4) OPCWによる査察を滞りなく受入れ(産業査察21件・ACW査察7件)、我が国のCWC履行に対する透明性確保、信頼醸成に努めた。

28年度

年度目標

- 1 生物兵器禁止条約(BWC)に関し以下を実施する。
 - (1) 非締約国に対して加入を呼びかけ、年に1ヶ国の増加を目指す。
 - (2) 第8回運用検討会議等、条約の実施強化のための議論に積極的に参画し、作業文書を提出し関係国の合意形成を図る。
 - (3) 条約の実施強化のため、専門家のセミナー派遣等を実施する。
- 2 化学兵器禁止条約(CWC)に関し以下を実施する。
 - (1) 非締約国に対して加入を呼びかけ、年に1ヶ国の増加を目指す。
 - (2) 化学兵器禁止機関(OPCW)締約国会議、執行理事会(年3回開催)及び締約国会議間に開催される条約実施のための各種協議へ積極的に参画する。
 - (3) 専門家派遣、研修員受入等締約国の国内実施措置の強化のための国際協力を実施する。

- (4) 化学兵器禁止機関(OPCW)による査察を受入れ、我が国のCWC履行に対する一層の透明性確保及び信頼醸成を図る。

施策の進捗状況・実績

1 生物兵器禁止条約(BWC)

- (1) 非締約国に対して加入を呼びかけ、アンゴラ、リベリア、ギニア、ネパールが新たに締約国となった。我が国はG7不拡散局長級会合(NPDG)におけるデマルシェ等を通して、加入を働きかけた。
- (2) 11月に開催された第8回運用検討会議にて我が国は国際機関との連携強化、信頼醸成措置の段階的アプローチ、第4条(教育と啓蒙)の提案を作業文書の形で提出し、我が国の案は最終文書案に記載されるなど、積極的に議論に貢献した。
- (3) 条約の運用方針を決定する5年に1度の重要な機会である第8回運用検討会議への対応に重点を置いて取り組んだため、個別分野への対応となる専門家派遣は結果として実施しなかった。

2 化学兵器禁止条約(CWC)

- (1) イスラエル、エジプト、北朝鮮及び南スーダンの4ヶ国の非締約国に対する加入の呼びかけを化学兵器禁止機関(OPCW)と共に行った。(現在192ヶ国が、CWC締約国となっている。)
- (2) OPCW締約国会議、執行理事会(年3回開催)に参画し、条約実施のための協議(遺棄化学兵器の廃棄、シリアの化学兵器廃棄、クアラルンプール国際空港における化学兵器使用事案に対する非難声明の発出など)に積極的に貢献し、化学兵器のない世界の実現に向けて取り組んだ。
- (3) フィリピン、インドネシアからの研修生各1名を国内の化学事業所に受け入れ、化学プラントの保安体制、事故の被害拡大防止策などのノウハウを提供し、締約国の国内実施措置の強化のための国際協力を実施した。
- (4) OPCWによる査察を滞りなく受入れ(産業査察17件・ACW査察11件)、我が国のCWC履行に対する透明性確保、信頼醸成に努めた。

測定指標9-4 通常兵器の軍備管理・軍縮及び軍事関連情報の透明性向上に関する取組

中期目標(一年度)

通常兵器の軍備管理・軍縮及び軍事関連情報の透明性向上に関する取組を強化する。

27年度

年度目標

- 1 26年12月に発効した武器貿易条約(ATT)については、以下を実施する。
- (1) アジア太平洋地域の締約国が増えるよう、様々な機会を通じて同条約の締結を働きかける。
- (2) 第1回締約国会合において条約の効率的実施が確保されるように議論に積極的に参加する。
- 2 対人地雷禁止条約については、締約国会議への積極的に参加すると共に、12月まで地雷対策支援グループ(MASG)の議長を務めるところ、緊急案件等に対応した会合を主催してドナー国間で情報共有を行う機会を提供するなど、能動的な役割を務める。
- 3 クラスター弾に関する条約の第1回目となる検討会議(5年に1度の会議)では、同条約の普遍化促進に向け取り組むと共に、会議における議論に積極的に参加する。
- 4 国連小型武器プロセスの主導的役割を果たしてきた我が国としては、国連小型武器行動計画(PoA)第2回専門家会合においても専門家の意見を踏まえ、積極的・建設的に関与し、会議の成功に向けて貢献していく。

施策の進捗状況・実績

1 武器貿易条約

- (1) 武器貿易条約の関連の会合及び二国間会談等の機会を捉えて、関係国に早期の締結の働きかけを行ったところ、アジア太平洋地域で我が国を含め5か国が締約国となった。
- (2) 8月にメキシコで第1回締約国会合が開催され、条約実施のための手続規則等の採択、条約事務局所在地及び事務局長が決定した。また、我が国は事務局の行財政を監視するための管理委員会の委員長に就任し、事務局の設立にかかる予算、手続等について議論するための管理委員会を複数回主催した。

2 対人地雷禁止条約

12月にスイスにて第14回締約国会議が開催され、ハイレベル・セッションにおけるステートメントでは、我が国から被害者支援に関し、締約国会議での情報共有等を通じて得られる良き慣行や教訓を踏まえ、関係する各締約国が、効率的かつ効果的な被害者支援を実施するために積極的な姿勢を取るようアピールした。その他、26年1月から27年12月まで地雷対策支援グループ(MASG)の議長国を務め、春と秋に定例会合を開催した他、国際地雷対策デーの枠組みでパネルディスカッションを開催してコロンビアの地雷原視察の結果をフィードバックするなど、地雷問題についての議論に積極的な参加を果たした。

3 クラスター弾に関する条約

9月にクロアチアにおいて第1回検討会議が開催され、我が国は、クラスター弾を含む不発弾対策における我が国の協力について、不発弾除去、被害者支援、危険回避教育等の具体的な例を挙げて、我が国の取組を積極的にアピールした。我が国の不発弾対策支援に関して、被援助国を始めとする各国政府、国連等から高い評価の声が寄せられた。普遍化促進については、前年に開催された第5回締約国会議後第1回検討会議開催時(9月)までに、同検討会議期間中に締結したコロンビアを含め、12か国・地域が新規締約国となり、締約国数は96か国・地域となった。我が国は、第1回検討会議において、二国間会談等を通じて条約締結を働きかけていく旨表明した。

4 国連小型武器プロセス

6月の国連小型武器行動計画(PoA)の第2回専門家会合においては、我が国の考えを纏めた作業文書を提出したほか、我が国の3Dプリンターの専門家が参加し、3Dプリンターの技術について、我が国がこれまでリードしてきた技術開発の経験及び我が国における3Dプリンターを使った拳銃に関する取締りの事例についてプレゼンを行う等、大きく貢献した。

28年度

年度目標

- 1 武器貿易条約(ATT)については、アジア太平洋地域の関係国に対して、同条約の締結を働きかける。
- 2 対人地雷禁止条約については、今後もアジア太平洋諸国を中心に、二国間会談や国際機関やNGOが主催する関連シンポジウムの機会を利用して、普遍化の働きかけを行う。我が国が積極的に取り組む地雷除去及び被害者支援等の国際協力について、会議の場を通じて発信し、地雷対策における世界有数のドナー国としての我が国のプレゼンスを示す。
- 3 クラスター弾に関する条約については、アジア太平洋諸国を中心に、二国間会談や国際機関やNGOが主催する関連シンポジウムの機会を利用して、普遍化の働きかけを行う。関連会議においては、将来のクラスター弾の全面禁止を目標に、締約国及び国際社会が受け入れ可能な目標を提示すべく、建設的なインプットを行う。世界第2位のドナー国である我が国の国際協力について会議を通じて発信する。
- 4 国連小型武器プロセスの主導的役割を果たしてきた我が国としては、国連小型武器行動計画(PoA)第6回隔年会合において事前に作業文書を提出するなど、積極的・建設的に関与し、会議の成功に向けて貢献する。
- 5 特定通常兵器使用禁止制限条約におけるロボット兵器及び爆発性戦争残存物(ERW)等の議論において、作業プロセスにも積極的・建設的に関与し、我が国に不利な議論とならないように、会合に参加して、議論に積極的に参加する。

施策の進捗状況・実績

1 武器貿易条約

武器貿易条約に関する会合や二国間の軍縮関連の協議の機会を捉え、締結に向けた働きかけを個別に実施した。28年度中に韓国を含む10か国が締結した。8月の第2回締約国会議では、タイ、シンガポール、フィリピン、マレーシアといった東南アジア諸国から、締結に向けた前向きな発言が相次いだ。

また、第2回締約国会議では、締約国の条約履行を支援する任意信託基金の設置や、条約普遍化等について集中的に議論を行う作業部会の設置が決定され、我が国は任意信託基金の選定委員メンバーに選出された他、各作業部会へも参加し、条約の効果的履行や普遍化へ向けて積極的に関与を続けた。

2 対人地雷禁止条約

条約普遍化のため、アジア太平洋諸国を中心に、対人地雷禁止条約関連会合や二国間の軍縮関連協議の機会を捉え、締結に向けた働きかけを実施したほか、在外公館等から任国の外務省等に対して働きかけを行うといった努力を継続しているが、26(2014)年8月にオマーンが締結して以来、新規締結国はない。

12月にチリにおいて第15回締約国会議が開催され、ポーランドが条約上の義務に基づき貯蔵弾を廃棄した旨宣言し、これで対人地雷貯蔵弾を所持しない国の数は全162締約国中158か国となった。これまでに、締約国により約4,900万個以上の貯蔵弾が廃棄された。

同会議において、我が国は対人地雷・不発弾除去、被害者支援、危機回避教育等の分野における国際協力・支援の積極的な実施をアピールした。

3 クラスター弾に関する条約

9月にジュネーブにおいて第5回締約国会議が開催され、我が国は、クラスター弾を含む不発弾対策における我が国の協力について、不発弾除去、被害者支援、危険回避教育等の具体的な例を挙げて、我が国の取組を積極的にアピールした。我が国の不発弾対策支援に関して、被援助国を始めとする各国政府、国連等から高い評価の声が寄せられた。普遍化促進については、アジア太平洋諸国を中心に、クラスター弾に関する条約関連会合や二国間の軍縮関連協議の機会を捉え、締結に向けた働きかけを実施したほか、在外公館等から任国の外務省等に対してデマルシュ（働きかけ）を行うといった取組を実施した。27年に開催された第1回検討会議後、第6回締約国会議開催時までの1年間に、ソマリア、モーリシャス、キューバ、パラオの4か国が新規締約国となり、締約国数は100か国・地域となった。

その他、条約の進捗状況として、フランス、ドイツ、イタリアが条約上の義務である貯蔵クラスター弾の廃棄を完了した旨発表された。

4 国連小型武器プロセス

6月にニューヨークで開催された第6回隔年会合において、我が国は地域／グローバル・レベルでの国連小型武器行動計画の実施の検討及び持続可能な開発のための2030年アジェンダの検討、国際トレーニング文書の実施の検討、国際協力と支援の各議題に関する議論に積極的に参加した。また、小型武器の適切な安全管理及びストックパイル（備蓄）管理、女性の参画、地域機関が果たす役割及び情報の共有を重視する旨主張し、これが成果文書に反映された。

5 特定通常兵器使用禁止制限条約（CCW）

過去5年間の活動をレビューし、今後5年間の活動方針を策定する運用検討会議が12月に開催され、我が国も参加して議論に積極的に参加した。

国際的に関心が高い自律型致死兵器システム（LAWS）に関しては、26(2014)年から3年にわたって開催された非公式専門家会合の議論を受け、右運用検討会議において政府専門家会合を設置し、29年中の会議開催が決定された。

また、同運用検討会議は、29年以降の枠組条約締約国会議において、従来の議題に加え、新たに①対人地雷以外の地雷兵器、②付属議定書III、③科学技術の発展がCCWへ与える影響、④CCWの運営にかかる財政上の課題、に関する議論を行うことが決定された。

測定指標 9-5 国連総会に我が国が提出する核兵器廃絶決議への支持取付け

	中期目標値	27年度		28年度	
	一年度	年度目標値	実績値	年度目標値	実績値
①共同提案国数	—	103	107	前年以上	109
②賛成国数	—	171	166	前年以上	167

作成にあたって使用した資料その他の情報

- ・ 外務省ホームページ（トップページ＞外交政策＞軍縮・不拡散・原子力の平和的利用）
（<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/hosho.html>）
- ・ 平成28年版外交青書（外交青書2016）
（<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/bluebook/2016/html/index.html>）
- ・ 対人地雷禁止条約ホームページ
（<https://www.apminebanconvention.org>）
- ・ クラスター弾に関する条約ホームページ

(<http://www.clusterconvention.org/>)

個別分野 10 原子力の平和的利用のための国際協力の推進

施策の概要

- 1 国際的な原子力安全及び核セキュリティ強化のための各国及び国際機関との協力を推進する。
- 2 福島第一原発事故対応に係る国際的な情報発信及び国際協力を行う。
- 3 二国間原子力協定の締結交渉・運用等を行う。

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

- ・ 第 186 回国会施政方針演説(平成 26 年 1 月 24 日)

「海洋や宇宙、加速器技術への挑戦は、未来を切り拓(ひら)きます。イノベーションによって、日本に新たな「可能性」を創りだす気概が必要です。(中略)日本を「世界で最もイノベーションに適した国」としてまいります。」

- ・ 2015 年 NPT 運用検討会議一般討論演説(平成 27 年 4 月 28 日)

「福島第一原発事故を踏まえ、国際的な原子力安全の強化に貢献していく考えです。」

- ・ エネルギー基本計画(平成 26 年 4 月 11 日 閣議決定)

第 3 章エネルギーの需給に関する長期的、総合的かつ計画的に講ずべき施策

第 4 節 原子力政策の再構築

3. 原子力利用における不断の安全性向上と安定的な事業環境の確立

「我が国は、事故の経験も含め、原子力利用先進国として、安全や核不拡散及び核セキュリティ分野での貢献が期待されており、また、周辺国の原子力安全を向上すること自体が我が国の安全を確保することとなるため、それに貢献できる高いレベルの原子力技術・人材を維持・発展することが必要である。」

5. 国民、自治体、国際社会との信頼関係の構築

(3) 世界の原子力平和利用と核不拡散への貢献

「東京電力福島第一原子力発電所の事故の経験から得られた教訓を国際社会と共有することで、世界の原子力安全の向上や原子力の平和利用に貢献していくとともに、核不拡散及び核セキュリティ分野において積極的な貢献を行うことは我が国の責務であり、世界からの期待でもある。我が国としては IAEA 基準等の原子力安全の国際標準の策定に積極的に貢献することが重要である。加えて、原発輸出を含む原子力技術を提供するに際し、公的金融を付与する場合には、原子力安全条約及び IAEA 基準を参照した安全確保等に関する配慮の確認を行いつつ、事故の経験と教訓に基づき、安全性を高めた原子力技術と安全文化を共有していくことで、世界の原子力安全の向上に貢献する。」

第 10 節 総合的なエネルギー国際協力の展開

1. エネルギー国際協力体制の拡大・深化

(2) 二国間エネルギー協力体制の高度化

② アジア各国とのエネルギー協力関係の強化

「原子力発電所の安全性確保は各国の共通の課題となっており、東京電力福島第一原子力発電所の事故の経験から得られた教訓を共有することで、世界の原子力安全の向上や原子力の平和利用に貢献していく。」

測定指標 10-1 国際協力を通じた原子力安全及び核セキュリティの強化

中期目標（--年度）

- 1 IAEA や G 7 各国との関連会合への積極的な参加、国際協力等を通じ、より安全でセキュリティの確保された原子力の平和目的利用を促進する。
- 2 我が国の核セキュリティの更なる向上を図りつつ、他国にも同様の取組を促し、結果として世界全体の核セキュリティが強化されるよう努める。

27 年度

年度目標

- 1 IAEA やG 7 各国との関連会合への積極的な参加，国際協力等を通じ，より安全でセキュリティの確保された原子力の平和利用を促進する。
- 2 26 年 3 月に実施された核セキュリティ・サミットのフォローアップ，特に同サミットで我が国が発出した「世界的な核物質の最小化への貢献に関する日米首脳による共同声明」及び「輸送セキュリティに関する共同声明」の着実な履行を推進する。

施策の進捗状況・実績

- 1 IAEA 総会／理事会やG 7 各国等との関連会合に積極的に参加し，原子力安全に関する IAEA 総会決議（Measures to strengthen international cooperation in nuclear, radiation, transport and waste safety）やG 7 原子力安全セキュリティ・グループ（NSSG）会合等の成果文書に我が国の立場を反映させ，これらの合意や採択に努める等国際協力を推進した。原子力安全の分野においては，福島県に指定した IAEA の緊急時対応能力研修センターにおいて，海外からの参加者向け，国内外自治体向け，及び IAEA 緊急時対応援助ネットワーク（RANET）参加国向けに，原子力又は放射線緊急事態時への準備及び対応能力強化を目的とした研修を実施し，国際的な原子力安全の強化に貢献した。

国際的な原子力損害賠償制度の構築への貢献については，我が国の締結により，原子力損害の補完的な補償に関する条約（CSC）が 27 年 4 月に発効した。同条約の締約国数拡大に向け，同条約に関する各種セミナーの開催・積極的な参加を通じ，CSC 締結の意義や我が国の取組を各国に紹介し，締結を奨励した。

- 2 第 4 回核セキュリティ・サミットに向けた準備会合（シェルパ会合）（6-7 月，28 年 2 月）や 28 年 1 月に米国で開催された閣僚級シナリオベース政策議論「Apex Gold」に出席し，積極的に議論に参加した。28 年 3 月 31 日-4 月 1 日に米国で開催された第 4 回核セキュリティ・サミットには，安倍総理大臣が出席し，我が国の核セキュリティ向上への姿勢を表明した。また，第 3 回核セキュリティ・サミットで我が国が発出した「世界的な核物質の最小化への貢献に関する日米首脳による共同声明」及び「輸送セキュリティに関する共同声明」を踏まえて関係省庁と協議の結果，第 4 回核セキュリティ・サミットにおいて，日本原子力研究開発機構の高速炉臨界実験装置（FCA）の高濃縮ウラン燃料及びプルトニウム燃料の全量撤去を，日米で緊密に連携し，予定を大幅に前倒しして完了したこと，京都大学臨界集合体実験装置（KUCA）を低濃縮化し，高濃縮ウラン燃料の全量撤去を行うことを決定したことを発表した。また，日米核セキュリティ作業グループにおいて，核セキュリティ強化に取り組んだ。具体的には，核セキュリティ作業グループは，核セキュリティに関する訓練，核物質の物理的防護，保障措置や輸送セキュリティを含む様々な課題について二国間の協力を推進した。

27 年 4 月及び 10 月には第 2 回 IAEA 核セキュリティ国際会議に向けた準備会合に積極的に参加した。

また，6 月にフィンランドで開催された「核テロリズムに対抗するためのグローバル・イニシアティブ（GICNT）」総会（次官級会合）に出席し，我が国の核セキュリティ強化に向けた国際協力等を紹介した。

28 年度

年度目標

- 1 IAEA やG 7 各国との関連会合への積極的な参加，国際協力等を通じ，より安全でセキュリティの確保された原子力の平和的利用を促進する。
- 2 28 年 3 月に実施された核セキュリティ・サミットのフォローアップを推進し，12 月に開催予定の IAEA 核セキュリティ国際会議への参加を通じ国内外の核セキュリティ強化に努める。

施策の進捗状況・実績

- 1 IAEA 総会／理事会やG 7 各国等との関連会合に積極的に参加し，原子力安全に関する IAEA 総会決議（Measures to strengthen international cooperation in nuclear, radiation, transport and waste safety）やG 7 原子力安全セキュリティ・グループ（NSSG）会合等の成果文書において福島第一原発における廃炉・汚染水対策の着実な進展を確認する等，我が国の立場を反映させ，これらの合意や採択に努める等，国際協力を推進した。原子力安全の分野においては，福島県に指定した IAEA の緊急時対応能力研修センターにおいて，海外からの参加者向け，国内外自治体向け，及び IAEA

緊急時対応援助ネットワーク (RANET) 参加国向けに、原子力又は放射線緊急事態時への準備及び対応能力強化を目的とした研修(約 30 カ国, 80 人)を実施し、国際的な原子力安全の強化に貢献した。

また、G7 主導で支援してきたチェルノブイリ原発支援事業(チェルノブイリ 4 号炉の石棺を覆う新シェルター (NSC) の建設及び 1～3 号炉の使用済燃料の中間貯蔵施設 (ISF-2) の建設)の効率的・効果的な実施のため、G7 議長国として、G7 間の意見調整や抛出国総会での共同ステートメント等を行った。

国際的な原子力損害賠償制度の構築への貢献については、我が国の締結により 27 年 4 月に発効した原子力損害の補完的な補償に関する条約 (GSC) の締約国数拡大に向け、9 月には IAEA 総会のサイドイベントとして、未締結国に対する同条約に関するセミナーを他の締約国とともに開催した。

2 28 年 3 月のワシントン (米国) での核セキュリティ・サミットで、今後 IAEA が国際的な核セキュリティの取組で中心的役割を果たすことが確認されたことを受け、IAEA の主催により 12 月にウィーン (オーストリア) で開催された「核セキュリティに関する国際会議」に藺浦外務副大臣が出席し、核物質の最小化や適正管理の取組の継続、核セキュリティ分野の人材育成の継続を表明するとともに、天野 IAEA 事務局長との間で、2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向け、日本と IAEA が核テロ対策において協力することで一致したことを発表した。

また、6 月にハーグ (オランダ) で開催された「核テロリズムに対抗するためのグローバル・イニシアティブ (GICNT)」の 10 周年会合に出席し、29 年 6 月に 86 か国が参加する、GICNT の全体会合 (政府高官レベル) を我が国が東京で主催する旨を表明した。

測定指標 10-2 福島第一原発事故後の対応

中期目標 (一年度)

事故や廃炉等の取組を通じて得られた経験と教訓を国際社会と共有し、国際的な原子力安全の強化に貢献する。

27 年度

年度目標

- 1 福島第一原発の状況及び我が国の取組について、積極的な情報発信を行う。
- 2 廃炉・汚染水対策に関し、海洋モニタリング等 IAEA をはじめとする国際社会との協力を進める。

施策の進捗状況・実績

- 1 福島第一原発における廃炉・汚染水対策の進捗状況や我が国の取組について、在京外交団等を対象とした説明会 (1 回実施) や FAX 送付による情報提供 (計 26 回実施) 等、積極的な情報発信を継続するとともに、IAEA への包括的な情報提供 (計 4 回実施) についても継続して実施した。
- 2 海洋モニタリングにおける IAEA の専門家を 5 月及び 11 月に受け入れ、IAEA と日本側で福島第一原発近傍にて海水等を共同採取し、それぞれ分析した結果を相互比較し、IAEA が、日本の分析機関の試料採取方法は適切であり、高い正確性と能力を有している旨を評価する等、国際社会との協力を進めた。

28 年度

年度目標

- 1 福島第一原発における廃炉・汚染水対策の進捗状況や我が国の取組について、積極的な情報発信を行う。
- 2 廃炉・汚染水対策に関し、海洋モニタリング等 IAEA をはじめとする国際社会との協力を進める。

施策の進捗状況・実績

- 1 福島第一原発における廃炉・汚染水対策の進捗状況や我が国の取組について、在京外交団等への FAX 送付等による情報提供 (計 19 回実施) 等、積極的な情報発信を継続するとともに、IAEA への包括的な情報提供 (計 4 回実施) についても継続して実施した。
- 2 海洋モニタリングにおける IAEA の専門家を 5 月及び 11 月に受け入れ、IAEA と日本側で福島第一原発近傍にて海水等を共同採取した。26 年及び 27 年に実施した、海水試料等に関する IAEA、日本及び欧州等の機関による分析結果の相互比較について、5 月に IAEA は、日本の分析機関の試料採

取方法は適切であり、高い正確性と能力を有している旨の我が国の取組を評価する内容を含む報告書を公表する等、国際社会との協力を進めた。また、「IAEA-環境省環境回復専門家会合」（第1回会合（28年2月）に続き第2回会合を11月に開催）の実施を支援し、除染を担当した市町村や民間業者らの知見・経験などの記録・共有状況などについての意見交換、汚染土の減容化や再生利用についても、海外での事例の共有及び日本の方策についての議論等、福島における環境回復活動に関して、国際社会との協力を進めた。

測定指標 10-3 原子力の平和的利用や原子力安全向上に関する国際協力の実施

中期目標（一年度）

開発途上国における原子力の平和的利用の促進や、国際社会における原子力安全の向上に努める。

27年度

年度目標

開発途上国等の支援のため、以下の効果的かつ効率的な実施を確保する。

- 1 IAEA 技術協力基金(TCF)を通じた技術協力
- 2 IAEA 平和利用イニシアティブ(PUI)を通じた技術協力
- 3 「原子力科学技術に関する研究、開発及び訓練のための地域協力協定(RCA)」の枠組みを通じた技術協力

施策の進捗状況・実績

- 1 IAEA 技術協力基金(TCF)に対し約728万ユーロを拠出し、開発途上国を中心とした保健・医療、原子力安全、食糧・農業等の分野における技術協力を実施した。
- 2 平和利用イニシアティブ(PUI)に対し850万米ドルを拠出し、開発途上国を中心とした非発電分野（保健・医療、食糧・農業、環境等）における技術協力を実施した。
- 3 原子力科学技術に関する研究、開発及び訓練のための地域協力協定(RCA)に基づく活動推進のため、日本政府としてRCA政府代表者会合、各種WG等に出席し、RCAの戦略的なプロジェクト形成及び実施等に貢献した。また、医療、農業、工業、環境等の幅広い分野のプロジェクトに我が国の国内専門家延べ20名程度を派遣し、アジア・太平洋地域の開発途上国の技術力向上及び人材育成に貢献した（具体例として、11月にタイにおいて開催された「工業応用と環境保全のための高度グラフト材料開発における放射線加工に係るプロジェクトの最終検討会議」に、日本原子力研究開発機構（現：量子科学技術研究開発機構）の専門家1名を派遣）。

28年度

年度目標

開発途上国等の支援のため、以下の効果的かつ効率的な実施を確保する。

- 1 IAEA 技術協力基金(TCF)を通じた技術協力
- 2 IAEA 平和的利用イニシアティブ(PUI)を通じた技術協力
- 3 「原子力科学技術に関する研究、開発及び訓練のための地域協力協定(RCA)」の枠組みを通じた技術協力

施策の進捗状況・実績

- 1 IAEA 技術協力基金(TCF)に対し約881万ユーロを拠出し、開発途上国を中心とした保健・医療、原子力安全、食糧・農業等の分野における技術協力を実施した。
- 2 平和的利用イニシアティブ(PUI)に対し483万米ドルを拠出し、開発途上国を中心とした非発電分野（保健・医療、食糧・農業、環境等）における技術協力を実施した。
- 3 原子力科学技術に関する研究、開発及び訓練のための地域協力協定(RCA)に基づく活動推進のため、日本政府としてRCA政府代表者会合、各種WG等に出席し、RCAの戦略的なプロジェクト形成及び実施等に貢献した。また、新たに大気モニタリング及び地下水分析のプロジェクトに日本人専門家を派遣して、プロジェクトの専門家会合を日本の研究機関でホストする等、アジア・太平洋地域の開発途上国の技術力向上及び人材育成に貢献した。具体例として、11月に開催された「工業応用と環境保全に向けた高度グラフト材料の開発のための放射線加工への協力」に関するプロジェクト

の最終会合は、量子科学技術研究開発機構高崎量子応用研究所がホスト機関となった。

測定指標 10-4 核物質・原子力関連品目の適切な移転の実施

中期目標（一年度）

核物質・原子力関連の移転品目の平和的利用を確保する。

27年度

年度目標

二国間原子力協定等に基づく外交手続の実施により、適切な核物質・原子力関連品目の移転を実施する。

施策の進捗状況・実績

既存の二国間原子力協定等に基づく原子力関連品目等の輸出入を実施した。具体的には、まず、我が国への核物質等の移転に先立ち、二国間原子力協定等に基づく外交手続を行った。また、原子力関連品目及び技術を我が国から移転する際にも、二国間原子力協定等に基づいた外交手続を実施することにより、移転された品目の平和的利用等を確保することとしている。これらの外交手続を約 60 件実施した。

28年度

年度目標

二国間原子力協定等に基づく外交手続の実施により、適切な核物質・原子力関連品目の移転を実施する。

施策の進捗状況・実績

原子力関連品目等の輸出入に際し、既存の二国間原子力協定等に基づく外交手続を実施した。具体的には、まず、我が国への核物質等の移転に先立ち、二国間原子力協定等に基づく外交手続を行った。また、原子力関連品目及び技術を我が国から移転する際にも、二国間原子力協定等に基づいた外交手続を実施することにより、移転された品目の平和的利用等を確保することとしている。これらの外交手続を約 90 件実施した。

測定指標 10-5 放射性物質の安全で円滑な輸送の実施

中期目標（一年度）

放射性物質輸送の安全で円滑な輸送の実施を確保する。

27年度

年度目標

放射性物質輸送の安全で円滑な輸送の実施を確保するため、沿岸国及び輸送関係国との協力を一層緊密化する。

施策の進捗状況・実績

沿岸国政府との対話を行い、放射性物質の輸送についての我が国の立場や取組を伝え、放射性物質の輸送に対する沿岸国の理解を深めることによって、7～9月に円滑な放射性物質輸送を実施した。円滑な輸送のために輸送国である日英仏3国間での会合を6月及び9月に実施し、また国内関係省庁及び事業者と連携することで、関係省庁及び事業者における核物質防護及び安全の確保を行った。

28年度

年度目標

放射性物質輸送の安全で円滑な輸送の実施を確保するため、沿岸国及び輸送関係国との協力を一層

緊密化する。

施策の進捗状況・実績

沿岸国政府との対話を行い、放射性物質の輸送についての我が国の立場や取組を伝え、放射性物質の輸送に対する沿岸国の理解を深めることによって、9～10月に円滑な放射性物質輸送を実施した。

円滑な輸送のために輸送国である日英仏3国間での会合を6月及び9月に実施し、また国内関係省庁及び事業者と連携することで、関係省庁及び事業者における核物質防護及び安全の確保を行った。

測定指標 10-6 二国間協定の交渉・協議

中期目標（一年度）

二国間原子力協定の適切な交渉・協議を通じ、原子力の平和的利用を推進する。

27年度

年度目標

- 1 メキシコ、南アフリカとの二国間原子力協定等、交渉中の協定交渉を推進する。
- 2 新たな協定の整備については、核不拡散の観点や、相手国の原子力政策、相手国の日本への信頼と期待、二国間関係等を総合的に勘案し、個別具体的に検討していく。

施策の進捗状況・実績

- 1 交渉中であるメキシコ、南アフリカ等との間で、対面交渉やテレビ会議等を通じ、引き続き交渉・協議を行った。
- 2 新たな協定の整備については、個別具体的に検討したが、現時点で新たに交渉を開始したものは無い。

28年度

年度目標

協定の枠組みを整備するかどうかについては、核不拡散の観点や、相手国の原子力政策、相手国の日本への信頼と期待、二国間関係等を総合的に勘案し、個別具体的に検討していくというのが、原子力協定締結に関する我が国の考え方。この考え方に沿って、メキシコとの二国間原子力協定等、交渉中の二国間原子力協定交渉を行う。

施策の進捗状況・実績

交渉中であるメキシコ等との間で、テレビ会議等を通じ、引き続き交渉・協議を行った。

作成にあたって使用した資料その他の情報

・ 外務省ホームページ

Recovery from Great East Japan Earthquake

(http://www.mofa.go.jp/dns/inec/page22e_000751.html)

Atomic Energy

(http://www.mofa.go.jp/dns/inec/page18e_000038.html)

原子力科学技術に関する研究、開発及び訓練のための地域協定（RCA）

(http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/atom/rca_gai.html)

・ IAEA ホームページ

Fukushima Daiichi Status Updates

(<https://www.iaea.org/newscenter/focus/fukushima/status-update>)

What is the Peaceful Uses Initiative

(<https://www.iaea.org/about/pui>)

Technical Cooperation: Funding the programme

(<https://www.iaea.org/technicalcooperation/programme/Funding/index.html>)

- ・首相官邸ホームページ（第百八十六回国会における安倍内閣総理大臣施政方針演説）（平成 26 年 1 月 24 日）

(http://www.kantei.go.jp/jp/96_abe/statement2/20140124siseihousin.html)

個別分野 11 科学技術に係る国際協力の推進

施策の概要

我が国の優れた科学技術を外交資源として活用し、世界の平和と繁栄に貢献する「科学技術外交」を推進する。具体的には、科学技術協力協定下の二国間対話等を通じた二国間科学技術協力や、核融合、大量破壊兵器の不拡散、地球規模課題への対応などの分野における二国間・多国間科学技術協力を積極的に実施するとともに、外務大臣科学技術顧問を通じた科学的知見の外交への活用を促進する。

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

- ・ 第5期科学技術基本計画（平成28年1月22日 閣議決定）
第7章（3）科学技術イノベーション政策の戦略的国際展開
- ・ 第193回国会施策方針演説（平成29年1月20日）
「イノベーションを次々と生み出すための、研究開発投資、そして規制改革。安倍内閣は、三本目の矢を、次々と打ち続けます。」
- ・ 第193回国会外交演説（平成29年1月20日）
「科学技術の外交への一層の活用を引き続き推進します。」

測定指標 11-1 二国間科学技術協力の各種枠組みの維持・発展・拡大

中期目標（一年度）

科学技術協力を通じた二国間関係の緊密化によって、国際社会の平和と安定確保に貢献する。

27年度

年度目標

- 1 科学技術外交を推進するため、二国間科学技術合同委員会の活性化が重要であり、5か国・機関以上との政府間会合等を開催する。
- 2 二国間科学技術外交強化のため、新興国等との間で新規に科学技術協力協定締結の可能性を検討する。
- 3 限られた予算・人員の中で戦略的・効果的に合同委員会を実施するためにも、引き続き、国内関係府省・機関及び在外公館との情報交換の促進に努める。

施策の進捗状況・実績

- 1 中国、EU、ハンガリー、オーストラリア、ロシア、ブラジル、米国、南ア、スウェーデン、フィンランド、オランダとの間で政府間合同委員会を実施し、各種分野の協力について議論した。これら政府間会合を実施することで、各国・機関との科学技術政策等に関する共通認識を醸成するとともに、個別の協力分野についてさらなる協力を推進することを確認した。例えば、EUとの合同委員会においては、双方の主要な相互関心分野である情報通信技術（ICT）、航空、及び希少原料を含む材料科学に関し、前回（第2回）合同委員会以降の成果を確認し、また、健康・医療研究、環境、エネルギー、高エネルギー物理学等の今後の協力の潜在的な可能性を有する重要分野について協力活動の進捗状況を確認し、研究者交流の促進などの双方の協力の枠組の改善方策について議論を行い、日本国政府と欧州委員会との間の研究・イノベーションにおける新たな戦略的パートナーシップに関する共同ビジョンを採択した。
- 2 新興国との新規の科学技術協力協定の締結については、事務レベルでの検討は進めているものの、いまだ具体的な動きには至っていない。
- 3 科学技術外交ネットワーク（STDN）を通じた国内関係府省・機関との連絡会や、国内関係府省との科学技術合同委員会戦略会議を通じ、科学技術外交上の重要性を考慮して戦略的に二国間合同委員会を進めていくための方策について協議し、直近の二国間合同委員会の優先開催国及び開催日程の方向性を政府内で確認した。

28年度

年度目標

- 1 科学技術外交を推進するため、6か国・機関以上との政府間合同委員会を開催する。
- 2 二国間科学技術外交強化のため、EPA協定等を含むあらゆる協力枠組みを活用し、新興国等との間でも積極的に科学技術関係を強化する。
- 3 限られた予算・人員の中で戦略的・効果的に合同委員会を実施するためにも、引き続き、国内関係府省・機関及び在外公館との情報交換の促進に努めるため、対象国の拡大も視野に入れ、科学技術外交ネットワーク（STDN）のあり方の改善を図る。

施策の進捗状況・実績

- 1 カナダ、米国、インドネシア、英国、ドイツ、インド、フランスとの間で政府間合同委員会を実施し、各種分野の協力について議論した。またEUとの間では29年に予定されている合同委員会をより一層効果的な議論にすべく、課長級のタスクフォース会合を実施した。これら政府間会合を実施することで、各国・機関との間で双方の科学技術政策等に関する相互理解を深めるとともに、個別の協力分野についてさらなる協力を推進することを確認した。とりわけ、フランスとの合同委員会においては、従来の議題に加えて、産学官連携のシンボルとして二国間共同ラボについて意見する機会を設け、二国間関係強化のための重要なツールとして参加者間で認識を共有することができた。
- 2 新興国との科学技術協力については、インドとの科学技術協力合同委員会を開催し、また、34年ぶりにインドネシアとの科学技術合同委員会を実施した。EPA協定に基づく政府間会合の開催は、関係国の間で調整を試みたものの、日程が合わず28年度は未実施となった。
- 3 科学技術外交ネットワーク（STDN）を通じた国内関係府省・機関との連絡会や、国内関係府省との科学技術合同委員会戦略会議を通じ、科学技術外交上の重要性を考慮して戦略的に二国間合同委員会を進めていくための方策について協議し、直近の二国間合同委員会の優先開催国及び開催日程の方向性を政府内で確認した。また、STDNメールマガジンを通じた情報発信・共有にも力を入れた。

測定指標 11-2 イーター計画及び日欧ブローダー・アプローチ活動の実施に向けた協力の推進

中期目標（一年度）

国際熱核融合実験炉（ITER（イーター））計画及び日欧ブローダー・アプローチ活動（核融合エネルギーの早期実現を目指す広範な取組を通じた活動）への参加を通じ、多国間の科学技術協力に貢献するとともに、参加国との関係を増進する。

27年度

年度目標

イーター計画への参加等を通じ、多国間の科学技術協力に貢献する。

- 1 イーター計画
 - (1) 今後本格的な建設期に移行することを踏まえ、引き続き円滑な進展を目指し、関係者との調整を行う。
 - (2) 27年3月に承認された組織運営改革方針をまとめた行動計画に基づき、組織改編、機構長の権限強化等の事務局運営の効率化・合理化に取り組む。
- 2 ブローダー・アプローチ活動
EUと協力し、核融合エネルギーの研究開発に向けた活動の効果的かつ効率的な実施を確保する。

施策の進捗状況・実績

- 1 (1) イーター計画の本格的な建設をスムーズに進展させるにあたり、EUをはじめとするイーター計画に参加する各極との連携は不可欠であることから、理事会等の機会には、EUや米国等主要な参加極と個別に会談を行い、機関間のコミュニケーションを密にし、スケジュール管理等について参加極間の認識を一つにした。他方、11月の理事会において、プロジェクトが当初予定から遅延することが明らかになり、プロジェクト実施の立て直しを図るため、ITER機構が策定した新長

期スケジュールの原案に対し外部評価を行い、プロジェクト完了までの信頼できる作業工程及び必要経費・人員の見積もりを算出していくことを決定した。このような決定に至るにあたり、我が国としては新長期スケジュールを作成することが却ってプロジェクト本体の遅延につながるというような本末転倒にならぬよう働きかけを行った。

- (2) 組織改編、機構長の権限強化を通じた事務局運営の効率化、合理化については、6月の理事会において幹部人事、予算・人事等に係る運営方針等が了承され、新体制が構築され、我が国としてもこれを評価し、賛成の姿勢を示した。また、プロジェクト実施の立て直しを図るため、上記(1)のとおり、外部評価による作業工程及びそれに基づく必要経費・人員等の見積りの算出を決定し、効率化・合理化を図った。
- 2 ブローダー・アプローチ計画については、引き続き、EUとの連携のもと、国際核融合材料照射施設工学実証・工学設計活動事業について、入射器の円滑な運転と試験の実施がなされた。

28年度

年度目標

イーター計画への参加等を通じ、多国間の科学技術協力を貢献する。

1 イーター計画

- (1) 今後本格的な建設期に移行することを踏まえ、イーター計画参加国として実験炉の建設計画に沿った炉の建設進捗を確保する。
- (2) 28年3月に承認された組織運営改革方針をまとめた行動計画に基づき、イーター機構の効率化・合理化に取り組む。

2 ブローダー・アプローチ活動

EUと協力し、青森県六ヶ所村における国際核融合エネルギー研究センター事業において、原型加速器の統合試験を行う等、核融合エネルギーの研究開発に向けた活動の効果的かつ効率的な実施を確保する。

施策の進捗状況・実績

- 1 (1) これまでと同様、イーター計画のスムーズな進展に向け、加盟極との信頼構築に尽力した。理事会等の機会には、全体会合のほかに、EUや米国等主要な参加極と個別の二国間会談を行い、機関間のコミュニケーションを密にした。10月、ビゴ・イーター機構長が訪日した際は、武井外務大臣政務官と面談し、計画の円滑な進捗を確保するため連携することを確認した。11月の理事会では、妥当性を確保するために加盟極の同意の下で行われた外部専門家レビューを踏まえ、新たなスケジュール・コストがイーター機構から示され、スケジュールについては、核融合運転開始を47(2035)年12月を目指すことが決定された。また、同理事会においては、イーター建設費用の増額について暫定合意がなされた。我が国としては、更なるスケジュール遅延を抑止するため、イーター機構長による適切なリスクマネジメント等、厳格な進捗管理を求めた。
- (2) 組織改編、機構長の権限強化を通じた事務局運営の効率化、合理化については、27(2015)年の理事会において、外部評価による作業工程及びそれに基づく必要経費・人員等の見積りの算出が決定されていたが、28年はこれを着実に遂行し、上記(1)のとおり、新たなスケジュール及びコストについては、透明性確保のため、各極が合意する国際的な外部専門家レビューを経た上で提示された。
- 2 ブローダー・アプローチ計画については、EUとの連携のもとで協力が進展した。ブローダー・アプローチ活動の国内サイト地は、青森県六ヶ所村と茨城県那珂市であるが、茨城県那珂市のサイト地において建設が進められているJT-60SA(サテライト・トカマク(核融合実験装置))には、29年1月、フランスとイタリアが製作した超伝導トロイダル磁場コイルが搬入された。同月の本披露式典は、日本側から文部科学副大臣、茨城県副知事、那珂市長、欧州側から欧州委員会副総局長、フランス原子力代替エネルギー庁長官を始め、幅広い日欧の政府関係者、民間関係者が約100名出席して行われ、本プロジェクトの広報といった観点からも有意義であった。

測定指標 11-3 ISTC への支援を通じた協力の推進

中期目標 (---年度)

国際科学技術センター（ISTC）への支援を通じ、多国間の科学技術協力関係を増進するとともに、大量破壊兵器の拡散防止に向けた取組を推進する。

27年度

年度目標

- 1 ISTC を通じ、中央アジア等より広範な地域での科学技術協力関係の強化を行う。
- 2 ISTC の事務局運営の効率化・合理化に取り組む。
- 3 ISTC を通じて大量破壊兵器の拡散防止に向けたより効果的な取組に向けた議論に積極的に貢献する。

施策の進捗状況・実績

- 1 我が国（外務省及び文部科学省）は 27 年度においても ISTC に対し拠出金を拠出しているほか、事務局職員 1 名を文部科学省から派遣し、財政的にも人的にも支援を実施して、これらの取組を通じて、中央アジア等、より広範な地域での科学技術協力強化を図った。27 年度には新規に 7 件のプロジェクトを開始した。
- 2 12 月の運営理事会では、7 月に ISTC 事務局がアスタナに完全に移転したことに伴う行財政上の問題に対応すべく、我が国も理事国として積極的に理事会に参加し、運営の効率化について参加国に働きかけを行った結果、運営の一層の効率化を図ることが理事会として決定された。また、同理事会終了後、「国際科学技術センターを継続する協定」の署名式がカザフスタン外務省にて行われ、我が国のほか、欧州連合及び欧州原子力共同体、ジョージア、ノルウェー、キルギス、アルメニア、カザフスタン、韓国、タジキスタン及び米国が署名した。この継続協定は、7 月のロシア脱退後においても、ISTC の活動を継続しつつ、国際テロリストの活動の拡大等 ISTC 設立以後の状況の変化を踏まえ、大量破壊兵器等の開発能力を有する科学者・技術者を平和目的の活動により効果的に従事させる枠組みを構築する意義を持つ。
- 3 旧ソ連諸国において大量破壊兵器の研究開発に従事した科学者・技術者を平和目的の研究開発プロジェクトに従事させる事業を実施している ISTC を上述のとおり人的及び財政的に支援することを通じ、潜在的な危険国及びテロ組織への大量破壊兵器の拡散防止に取り組んだ。

28年度

年度目標

- 1 ISTC の事務局運営の効率化・合理化に取り組む。
- 2 引き続き、我が国から人的及び財政的支援を行い、ISTC を通じた大量破壊兵器の拡散防止に向けた効果的な取組に積極的に貢献する。

施策の進捗状況・実績

- 1 6 月及び 12 月の運営理事会では、理事国として積極的に議論に参加し、運営の効率化について参加国に働きかけを行った。こうした働きかけのほか、ロシア脱退に伴う ISTC 本部のカザフスタンへの移転と事務局規模縮小もあり、事務局運営費は 28（2016）年度は前年比 21% 減となった。
- 2 我が国（外務省及び文部科学省）は旧ソ連諸国において大量破壊兵器の研究開発に従事した科学者・技術者を平和目的の研究開発プロジェクトに従事させる事業を実施する ISTC に対して、拠出金を拠出したほか、事務局職員 1 名を文部科学省所管の国立研究開発法人日本原子力研究開発機構から派遣し、人的・財政的支援を行うことを通じて、潜在的な危険国及びテロ組織への大量破壊兵器の拡散防止に取り組んだ。ISTC は、28 年度には新規に 5 件のプロジェクトを開始した。

測定指標 11-4 科学的知見の外交への活用促進

注：本測定指標は 28 年度から新たに設定。以下の 27 年度分については、同年度までの関連する測定指標「ソフトパワーとしての科学技術の活用」から転記した。

中期目標（一年度）

科学技術分野の専門的知見を外交に活用することにより、我が国の繁栄と安定に貢献する。

27年度

年度目標

我が国の優れた科学者・専門家を海外に派遣し、5回を目標に講演会等を開催し、我が国の優れた科学技術力を印象づけ、経済外交にも貢献する。

施策の進捗状況・実績

天野浩名古屋大学教授をロシア及びフランスの4都市に派遣し、6回にわたり、様々なテーマの講演会を開催した。ロシアでは、サンクトペテルブルク、モスクワにおける「青色発光ダイオードの発展の歴史とその展望」というテーマでの大学関係者や専門家、一般に向けた講演、モスクワでの「人類のための夢を求めて」と題した高校生向けの講演、ノヴォシビルスクでのロシア連邦レベルの国際フォーラム及び展示会である「テクノプロム」にて、政府関係者やロシア科学アカデミー、日露の企業関係者等に向けた講演を行った。また、ロゴジン副首相やフルセンコ大統領補佐官、州知事とともに同展示会の総括セッションでプレゼンをした。フランス（パリ）では、国連教育科学文化機関（ユネスコ）において「開発の原動力としてのイノベーション」をテーマに各国代表部大使等に向けた講演会を、パリ日本文化会館で「LEDの発明と未来」をテーマにフランス政府関係者、研究・高等教育機関、一般向けの講演会を行い、天野教授からのプレゼンテーションに続いて、活発な質疑応答と意見交換が行われた。天野教授の講演の様子は、現地のメディアでは、ロシアのフォンタカ通信社、インターファクス通信社等により取り上げられた。国内のメディアでは時事通信、共同通信、NHK、朝日新聞、東京新聞、毎日新聞等により報じられた。

また、岸田外務大臣から9月に任命された外務省参与（外務大臣科学技術顧問）による対外発信・ネットワーク構築も行っている。具体的には、10月に東京で開催した第3回日米オープンフォーラムや28年2月に米国ワシントンDCでカーネギー財団が主催したシンポジウム「科学技術外交と日米同盟」にパネリストとして参加するとともに、米英を始めとする各国外交当局の科学技術顧問とのネットワーク確立を図った。

28年度

年度目標

外務大臣科学技術顧問を通じて得られた科学技術分野の専門的知見を安全保障、グローバル課題、国際協力等の様々な外交課題に活用する。このため、G7サミットやTICADVI等の外交機会に向けた科学技術顧問による助言活動を行うとともに、国内外でシンポジウム等対外発信及びネットワーク強化に取り組む。

施策の進捗状況・実績

外務大臣科学技術顧問の助言活動については、我が国がG7サミット議長国としての役割を果たす上で、科学技術を通じた保健や海洋分野での取組について外務大臣科学技術顧問から科学的知見を提供し、首脳宣言及び関連文書に反映された。また、8月のTICADVIに向けて、科学技術外交推進会議での議論を経て、提言「科学技術・イノベーションの力でアフリカを豊かに」を外務大臣科学技術顧問から外務大臣に提出した。提言の要素は、TICADVIに向けた我が国の取組や成果文書（ナイロビ宣言）及び安倍総理大臣の基調演説の一部に反映された。

また、対外発信面について、5月に国内で科学技術外交シンポジウムを開催し、海外では、欧州、ケニア、東南アジア等に科学技術顧問が出張し、日本の科学技術外交の対外発信を行った。特に欧州出張においては、6月にベルリン、10月にウィーン、パリ及びロンドンにおいて、内閣府との連携により、将来の国際協力や我が国の研究開発成果の国際展開の布石とするため、「戦略的イノベーション創出プログラム（SIP）」に代表される我が国の科学技術イノベーションの取組について、在外公館等を通じた発信・ネットワーキング事業を実施した。

参考指標：ISTC事務局の職員数

（出典：ISTC理事会文書）

	実績値		
	26年度	27年度	28年度
	37	39	34

参考指標：専門家交流事業の実施回数			
科学技術外交専門家交流事業で派遣された講師が行った講演の実施回数。	実績値		
	26年度	27年度	28年度
	12	6	-

参考指標：専門家交流事業の参加人数			
科学技術外交専門家交流事業で派遣された講師が行った講演の参加人数。	実績値		
	26年度	27年度	28年度
	1,197	1,198	-

作成にあたって使用した資料その他の情報
<ul style="list-style-type: none"> ・ 外務省ホームページ 科学技術 (http://www.mofa.go.jp/mofaj/dns/isc/) 外務省参与（外務大臣科学技術顧問）の任命（平成27年9月） (http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press4_002474.html) 「科学技術外交推進会議」第2回会合の開催（結果）（平成28年7月） (http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press4_003487.html) 「科学技術外交推進会議」第3回会合の開催（結果）（平成28年12月） (http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press4_004095.html) TICAD VIに向けた岸外務大臣科学技術顧問による提言の提出（平成28年8月） (http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press4_003600.html) 岸田外務大臣の科学技術外交シンポジウムへの出席（平成28年5月） (http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press1_000110.html) ・ 内閣府ホームページ 科学技術政策 (http://www8.cao.go.jp/cstp/stmain.html) 科学技術外交の強化に向けて（案）（平成20年5月19日，総合科学技術会議） (http://www8.cao.go.jp/cstp/siryu/haihu75/siryu5-2.pdf) 科学・技術外交戦略タスクフォース 報告書の概要（平成22年3月，総合科学技術会議） (http://www8.cao.go.jp/cstp/siryu/haihu89/siryu3-1.pdf) 総合科学技術・イノベーション会議 (http://www8.cao.go.jp/cstp/) ・ 文部科学省ホームページ ITER計画・幅広いアプローチ活動 (http://www.mext.go.jp/a_menu/shinkou/iter/021.htm) ISTC（国際科学技術センター） (http://www.mext.go.jp/a_menu/kagaku/kokusai/sesaku/1322078.htm)

施策Ⅱ-2 国際経済に関する取組（モニタリング）

平成 29 年度政策評価書（モニタリング）

（外務省 28-Ⅱ-2）

施策名(※)	国際経済に関する取組					
施策目標	日本経済の再生に資する、力強い経済外交を推進するため、以下に取り組む。 1 多角的貿易体制の維持・強化に取り組むと同時に、アジア太平洋地域、東アジア地域、欧州などとの経済連携を推進する。 2 インフラ輸出や日本製品の輸出促進を含む日本企業の海外展開支援を強化する。 3 資源・エネルギーの安定的かつ安価な供給の確保に取り組む。 4 国際経済秩序の形成に積極的に参画する。					
施策の予算額・執行額等	区分	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	289	491	14,496	477
		補正予算(b)	0	969	△2,279	/
		繰越し等(c)	0	5,635	2,704	/
		合計(a+b+c)	289	7,095	14,920	/
執行額(百万円)		256	5,828	13,969	/	

(※)本施策は、個別分野を設定しており、「施策の概要」、「関連する内閣の重要政策」、「測定指標」、「評価結果」（「施策の分析」及び「次期目標等への反映の方向性」）及び「作成にあたって使用した資料その他の情報」については、関連個別分野の該当欄に記入した。

担当部局名	経済局	政策評価（モニタリング）実施時期	平成 29 年 10 月
-------	-----	------------------	--------------

個別分野 1 多角的貿易体制の維持・強化と経済連携の推進

施策の概要

- 1 多角的貿易体制の維持・強化等を通じ、グローバルな国際経済の枠組みを強化すること。
- 2 経済連携強化に向けた取組として、アジア太平洋地域、東アジア地域、欧州などとの経済連携を、同時並行的に戦略的かつスピード感をもって推進する。

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

- ・ 日本再興戦略 2016（平成 28 年 6 月 2 日）
「日 EU・EPA, RCEP, 日中韓 FTA などの経済連携交渉を戦略的かつスピード感を持って推進する。」
- ・ 第 193 回国会施政演説方針演説（平成 29 年 1 月 20 日）
「日 EU・EPA のできる限り早期の合意を目指すとともに、（中略）自由で公正な経済圏を世界へと広げます。」
- ・ 第 193 回国会外交演説（平成 29 年 1 月 20 日）
「日 EU・EPA 交渉は、可能な限り早期に大枠合意が実現できるよう最大限努力します。」
- ・ 第 193 回国会衆議院外務委員会における国際情勢に関する報告（平成 29 年 2 月 15 日）
「自由貿易は世界経済成長の源泉であり、TPP を含め、日本が先頭に立って牽引していきます。日・EU・EPA, RCEP, 日中韓 FTA 等の経済連携協定の交渉も推進します。」
- ・ 第 193 回国会参議院外交防衛委員会における岸田外務大臣所信（平成 29 年 3 月 7 日）
「自由貿易は世界経済成長の源泉であり、TPP を含め、日本が先頭に立って牽引していきます。日 EU・EPA, RCEP, 日中韓 FTA 等の経済連携協定の交渉も推進します。」

測定指標 1-1 国際貿易ルールの強化及び既存ルールの実効的運用

中期目標（一年度）

多角的貿易体制の安定を図るとともに、国際貿易ルールを維持・強化する。
WTO 紛争処理、EPA 紛争処理、投資仲裁を国際経済紛争処理室が中心となって、国際経済紛争処理についての専門的知見を蓄積し、政府全体の訴訟対応を指揮する司令塔として機能する体制を整備することにより、個別紛争や制度の運用に積極的に関与し、国際経済体制の安定性・法の支配の向上に貢献していく。

27 年度

年度目標

- 1 ドーハ・ラウンド交渉に積極的に参画し、多角的貿易体制の維持・強化に取り組む。また、有志国による交渉(情報技術協定(ITA)品目拡大交渉、環境物品協定(EGA)、新サービス貿易協定(TiSA))にも引き続き積極的に参加する。
- 2 保護主義的な貿易政策の抑止・是正のために、WTO 各種委員会等の枠組み及び紛争解決手続を積極的に活用する。

施策の進捗状況・実績

- 1 WTO ドーハ・ラウンド (DDA) 交渉については、12 月に行われた第 10 回 WTO 閣僚会議において、途上国を中心とした多くのメンバーは DDA を従来どおりの枠組みで継続することへの、全メンバーによる再確認を要求した。我が国を含む先進国は、多角的交渉から意義ある成果を得るためには新しいアプローチが必要として、ドーハ・ラウンド交渉の継続を再確認しなかった。一方、DDA の枠組みにおいて、長きにわたり何らの合意を得られなかった輸出補助金を含む農業分野の輸出競争等に合意できた。また、我が国が議長国として主導してきた情報技術協定 (ITA) 品目拡大交渉が妥結した。この拡大 ITA は複数国間とはいえ、53 の WTO 加盟国による 201 品目の関税撤廃を実現し、WTO 加盟国全体に利益をもたらした大きな成果であった。
新サービス貿易協定 (TiSA) 交渉については、6 月及び 28 年 1 月の二度にわたって非公式閣僚

会合が開催され、我が国から在ジュネーブ日本政府代表部大使が出席し、28（2016）年中の交渉妥結を目指して交渉をさらに加速させることで一致した。また、交渉会合も27年度は5回開催され、我が国としても議論の進展に積極的に貢献した。

- 2 各国がとる保護主義的措置について、我が国はWTOの各種通常委員会の議題として取り上げ、各国による説明を求めた他、かかる措置の是正・撤回を求めた。G20アンタルヤ・サミットやAPECマニラ首脳会議において、保護主義抑止の政治的メッセージを発出した。また、WTO紛争解決制度は、個別の貿易紛争を解決すると共に、それを通じWTO協定を明確化することで、WTO体制に安定性と予見性を与える柱として有益に機能している。27年度、日本は係争中であった（1）ウクライナ-自動車セーフガード、（2）中国-日本産高性能ステンレス継目無鋼管に対するアンチ・ダンピング税措置のいずれの事案でも最終的な違反認定を確保し、（1）については措置が撤回され、（2）については実施状況を監視している。26年度に違反認定を得た（3）アルゼンチン-輸入制限措置については、アルゼンチンが履行期間満了までに措置を改正した。現在同改正措置の運用を監視中。また新たに（4）ブラジル-税制恩典措置、（5）韓国-水産物等輸入規制措置につき新たに紛争処理手続きを開始し、訴訟手続進行中。

28年度

年度目標

- 1 多角的貿易体制の維持・強化に向け、時代に即した新たな課題を扱うための新しい交渉アプローチを検討し、WTO交渉を活性化すべく、積極的に取り組む。また、有志国による交渉（環境物品協定（EGA）、新サービス貿易協定（TiSA））についても、年内早期の妥結に向けて積極的に議論に貢献する。
- 2 進行中の紛争について適切に問題が解決されるよう万全を期す。また他国の紛争手続きや紛争処理制度の運用に積極的に関与する。

施策の進捗状況・実績

- 1 29年12月に予定されている第11回WTO閣僚会議（MC11）で着実な成果を達成すべく、様々な場を通じて議論に貢献してきた。29年1月にスイス・ダボスで開催されたWTO非公式閣僚会合では、各国が多角的貿易体制の重要性を述べると共に、MC11に向けて、具体的で的を絞った議論を進めるべきとして、電子商取引等の課題があがった。我が国からも藺浦外務副大臣、中川経済産業大臣政務官、矢倉農林水産大臣政務官が出席し、藺浦外務副大臣からは漸進的かつ着実な成果をあげることの重要性等を発信した。また、第9回WTO閣僚会議（MC9）で合意した貿易円滑化協定（TFA）について、我が国は様々なマルチのフォーラムで早期発効への働きかけを行ってきたが、29年2月に全加盟国の3分の2である110加盟国が受諾したことで発効に至った。

TiSA交渉については、6月及び10月の二度にわたって非公式閣僚会合が開催され、6月会合には在ジュネーブ日本政府代表部大使、10月会合には藺浦外務副大臣が我が国から出席した。また、28年度は計7回の交渉会合に加え、中間会合や首席交渉官会合等も開催されるなど、年内（28年中）の交渉妥結を目指し頻りに交渉等が行われ、我が国も積極的に貢献した。年内の実質合意は実現しなかったものの、各国は早期妥結に向けて引き続き連携していくことで一致した。

EGA交渉については、28年9月のG20杭州サミット首脳宣言で合意した年内の妥結に向けて交渉を重ねた。28年12月にジュネーブ（スイス）において開催された閣僚会合では交渉妥結には至らなかったものの、交渉参加加盟国は早期妥結に向けて引き続き連携していくことで一致した。

また、協定の履行監視の関連では、29年3月に、2年に一度実施されているWTO対日貿易政策検討会合が開催され、我が国は、各国から提出された670問の書面質問に回答するとともに、会合では、ステートメントを行い、各国の我が国の貿易政策・慣行への理解を深めた。

- 2 各国がとる保護主義的措置について、我が国はWTOの各種通常委員会の議題として取り上げ、各国による説明を求めたほか、貿易政策検討制度や地域貿易協定での議論に参画し、このような措置の是正・撤回を求めた。また、G20杭州サミット（9月）やAPECリマ首脳会議（11月）において、首脳宣言により保護主義抑止の政治的メッセージを発出した。また、WTO紛争解決制度は、個別の貿易紛争を解決するとともに、それを通じWTO協定を明確化することで、WTO体制に安定性と予見性を与える柱であり、当事国及び第三国案件や制度の運用に関する議論への参加等を通じて同制度に積極的に関与・参画を行った。27年度に違反認定を得た（1）中国-日本産高性能ステンレス継目無鋼管に対するアンチ・ダンピング措置では、8月、中国はアンチ・ダンピング税を撤廃した。26年度までに違反認定を得た（2）アルゼンチン-輸入制限措置については、アルゼンチンが履行期間満了までに措置を改正し、我が国として現在同改正措置の運用を監視中。また（3）ブラジル

-税制恩典措置, (4) 韓国-日本産水産物等輸入規制措置, (5) 28年7月に新たに WTO 紛争解決手続に基づくパネルが設置された韓国-日本産空気圧伝送用バルブに対するアンチ・ダンピング措置につき, パネル会合への出席や意見書の提出を行う等, 紛争解決手続が進行中である。さらに, 新たに (6) 28年12月, インドによる鉄鋼製品に対するセーフガード措置等についてインドに対し WTO 協定に基づく協議の要請を行い, 29年2月に日本はインドとの間で, WTO 紛争解決手続に基づく二国間協議を実施し, 29年3月には, WTO 紛争解決期間において, パネル設置を要請した。

測定指標 1-2 経済連携協定の締結数の増加, 交渉の進展

中期目標 (一年度)

アジア太平洋地域, 東アジア地域, 欧州などとの経済連携を, 戦略的に推進する。我が国の外交力を駆使して, 守るべきものは守り, 国益にかなう経済連携を進める。

27年度

年度目標

TPP 交渉については, 早期妥結に向け, 守るべきものは守り, 攻めるべきものは攻めることにより, 国益にかなう最善の道を目指す。

日 EU・EPA については, 26(2014)年11月の G20 ブリスベン・サミットの際に行われた日 EU 首脳会談における合意を踏まえ, 27(2015)年中の大筋合意を目指し, 交渉を加速化させる。

その他, RCEP, 日中韓 FTA などの6つの EPA 交渉も戦略的かつスピード感をもって推進する。

既存の協定については, 円滑な実施・運用を確保するとともに, 協定の更なる深化を目指す。

施策の進捗状況・実績

- (1) 環太平洋パートナーシップ(TPP)協定については, 10月の閣僚会合で大筋合意に達し, 28年2月の閣僚会合にて署名に至った。
 - (2) 日 EU・EPA については, 交渉会合を6回(4月, 7月, 9月, 10月, 11月, 28年2月)開催した。
 - (3) 東アジア地域包括的経済連携(RCEP)については, 閣僚会合を1回(8月), 交渉会合を4回(6月, 8月, 10月, 28年2月)開催した。
 - (4) 日中韓 FTA については, 交渉会合を6回(4月, 5月, 7月, 9月, 12月, 28年1月)開催した。
 - (5) カナダとの間では, 交渉会合を開催しなかった。
 - (6) コロンビアとの間では交渉会合を3回(5月, 7月, 8月)開催した。
 - (7) トルコとの間では交渉会合を3回(4月, 9月, 28年1月)開催した。
- 2 既存の協定の関連では, 日シンガポール EPA, 日メキシコ EPA, 日タイ EPA, 日インドネシア EPA, 日 ASEAN 包括的経済連携(AJCEP), 日フィリピン EPA, 日豪 EPA について, 委員会等を計40回(4月, 5月, 6月, 7月, 8月, 10月, 11月, 12月, 28年1月, 2月, 3月)開催した。

28年度

年度目標

- 1 TPP については, 早期発効及び参加国・地域の拡大を目指す。
- 2 日 EU・EPA については, 27(2015)年11月の G20 アンタルヤ・サミットの際に行われた日 EU 首脳会談でも一致したように, 28(2016)年のできる限り早期の大筋合意を目指し, 交渉を加速化させる。
- 3 東アジア地域包括的経済連携(RCEP)については, 参加国首脳で28(2016)年内の交渉妥結を期待する旨表明したことを踏まえ, 交渉を加速化させる。
- 4 その他, 日中韓 FTA などの4つの EPA 交渉も戦略的かつスピード感をもって推進する。
- 5 既存の協定については, 円滑な実施・運用を確保するとともに, 協定の更なる深化を目指す。

施策の進捗状況・実績

- 1 TPP については, 12月に TPP 協定及び整備法案が国会で承認・可決され, 29年1月には国内手続が完了した旨を寄託国である NZ に通報した。米国の TPP 離脱後も, 米国に TPP 協定の経済的・戦

略的意義を粘り強く説明するとともに、他の署名国とも議論を続け、TPPの推進に尽力した。

- 2 日EU・EPAについては、交渉会合を2回（4月、9月）開催した。11月には、交渉の早期妥結に向け、日EU経済連携協定交渉に関する主要閣僚会議を立ち上げ、外務省を含む関係省庁で構成する日EU経済連携協定交渉推進タスクフォースが設置された。
- 3 東アジア地域包括的経済連携（RCEP）については、閣僚会合を1回（8月）、中間閣僚会合を1回（11月）、交渉会合を6回（4月、6月、8月、10月、12月、29年2月）開催した。
- 4 日中韓FTAについては、交渉会合を3回（4月、6月、29年1月）開催した。トルコとの間では2回（6月、29年1月）開催した。カナダ及びコロンビアとの間では交渉会合を開催しなかった。
- 5 既存の協定の関連では、日シンガポールEPA、日メキシコEPA、日マレーシアEPA、日タイEPA、日ASEAN包括的経済連携（AJCEP）、日フィリピンEPA、日インドEPA、日スイスEPA、日豪EPA、日モンゴルEPAについて、委員会等を計41回（4月、5月、6月、7月、9月、10月、11月、29年1月、3月）開催した。

測定指標 1－3 経済連携協定（EPA）が締結に至るまでの重要段階

	中期目標値	27年度		28年度	
	一年度	年度目標値	実績値	年度目標値	実績値
①共同研究が終了した数		①：0	①0	①：0	①：0
②交渉会合開催数		②：20	②28	②：25	②：15
③交渉が妥結した数	—	③：2	③1	③：1	③：0
④署名した数		④：0	④1	④：1	④：0
⑤発効した数		⑤：1	⑤0	⑤：1	⑤：1
⑥委員会等開催回数		⑥：20	⑥40	⑥：20	⑥：41

参考指標：我が国の輸出入額（単位：千億円）

	実績値		
	26年度	27年度	28年度
①輸出額、②輸入額 （財務省貿易統計HPより引用）	①73.1 ②85.9	①75.6 ②78.4	①70.0 ②66.0

作成にあたって使用した資料その他の情報

- ・外務省ホームページ
経済連携協定（EPA）/自由貿易協定（FTA）
（<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/index.html>）
日EU経済連携協定交渉第16回会合（結果）（平成28年4月19日）
（http://www.mofa.go.jp/mofaj/ecm/ie/page22_002583.html）
日EU経済連携協定交渉第17回会合（結果）（平成28年11月16日）
（http://www.mofa.go.jp/mofaj/ecm/ie/page25_000578.html）
日EU経済連携協定に関する主要閣僚会議及び交渉推進タスクフォース（平成28年11月18日）
（http://www.mofa.go.jp/mofaj/ecm/ie/page23_001758.html）
岸田外務大臣とマルムストローム欧州委員（貿易担当）との昼食会（平成29年2月17日）
（http://www.mofa.go.jp/mofaj/ecm/ie/page4_002804.html）
世界貿易機関（WTO）
（http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/page2_000003.html）
- ・財務省貿易統計
（<http://www.customs.go.jp/toukei/info/>）
- ・「我が国の経済外交2017」（外務省経済局著（2017年）日本経済評論社）

個別分野 2 日本企業の海外展開支援

施策の概要

日本経済の足腰と競争力強化のために、海外で活動する日本企業を支援し、その活力を最大限に引き出す以下の取組を実施する。

1 日本企業支援

「日本企業支援推進本部」の指示の下、関係省庁と在外公館・関係出先機関等での情報共有及び意思疎通を図り、ビジネス環境の改善、現地情報の提供や在外公館施設の活用、インフラ輸出促進等の支援を行う。また、各国の輸入規制や風評被害への対策及び日本が着実に復興に向かっていることの情報発信を強化することで、日本企業の海外展開を支援する。

2 対外・対内投資の戦略的な支援

投資協定について、ニーズに応えるべく交渉を推進する。交渉にあたっては、産業界等との意見交換で出された要望等も参考にしつつ、相手国・地域を戦略的に検討する。

3 海外における知的財産権保護強化に向けた取組

国際的な取組を通じた知的財産権保護の促進、知的財産に関する二国間対話、在外公館における知的財産担当官の対応力強化等、海外における知的財産権保護強化に向けて取り組む。

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

・第190回国会外交演説（平成28年1月22日）

「私自身、これまでキューバやイランなどでトップセールスを行い、また、飯倉公館にて地方の魅力を海外に発信するレセプションを開催して参りました。成長する海外市場の需要を取り込むべく、ODAや投資協定の整備を通じた企業の海外展開支援、インフラシステムや日本製品の輸出などを、官民一体となって精力的に進めます。特に、アジアを中心に「質の高いインフラパートナーシップ」を通じたインフラ投資を一層推進してまいります。」

・「日本再興戦略2016」（平成28年6月2日 閣議決定）

第2 具体的施策

IV 海外の成長市場の取り込み

（2）新たに講ずべき具体的施策

i) 経済連携交渉、投資協定・租税条約の締結・改正の推進

「また、我が国企業の海外展開に向けたビジネス環境整備のため、「投資関連協定の締結促進等投資環境整備に向けたアクションプラン」（平成28年5月公表）の下、2020年までに100の国・地域を対象とする投資関連協定（投資協定及び投資章を含む経済連携協定）の署名・発効を目指す。」

iv) インフラシステム輸出の拡大

「新興国を中心に拡大する世界のインフラ需要を巡り、受注獲得競争が一層激化する中、世界の幅広いニーズに応えつつ受注目標を達成するため、「インフラシステム輸出戦略」（平成28年度改訂版）（平成28年5月23日 経協インフラ戦略会議決定）や「質の高いインフラパートナーシップ」（平成27年5月公表）とその具体策（昨年11月公表）に盛り込まれた施策を着実かつ効果的に実施・活用するとともに、「質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ」（本年5月公表）に基づき、世界全体の資源を含むインフラ案件に対する今後5年間2,000億円を目標とするリスクマネー供給拡大及び更なる制度改善、並びにそれらに資するJICA, JBIC, NEXI, JOGMECその他の関係機関の体制・機能強化及び十分な財務基盤確保を行う。」

・「未来への投資を実現する経済対策」（平成28年8月2日 閣議決定）

第2章 取り組む施策

II. 21世紀型のインフラ整備

（2）農林水産物の輸出促進と農林水産物の競争力強化

①農林水産物の輸出促進

「農林水産物・食品輸出額の平成31年（2019年）1兆円達成」

（4）インフラなどの海外展開支援

①インフラの海外展開支援

「「質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ」において、今後5年間でインフラ分野に約2,000億ドルの資金を供給することを目標としていることを踏まえ、国際協力銀行(JBIC)、国際協力機構(JICA)、石油天然ガス・金属鉱物資源機構(JOGMEC)、日本貿易保険(NEXI)、その他の関係機関等の積極的な活用や財務基盤の強化を通じて、日本企業の海外インフラ展開を支援する。あわせて、対外広報等を強化する。」

- ・「知的財産推進計画2016」(平成28年5月9日閣議決定)
第4. 知財システムの基盤整備(通商関連協定等を活用した知財保護と執行強化)

測定指標2-1 日本企業支援強化に向けた取組

中期目標(一年度)

日本経済の成長を後押しするべく、日本企業支援を効果的に推進する。

27年度

年度目標

- 1 「日本企業支援推進本部」の指示の下、引き続き、日本企業支援の推進のため、日本企業支援担当官会議の開催など、本省・関係省庁と在外公館・関係出先機関等での情報共有及び意思疎通を一層強化する。グッド・プラクティス等の事例を蓄積し、関連情報を整備する。
- 2 また、インフラ輸出促進のため、インフラアドバイザーの配置を進め、在外公館の支援体制を強化する。
- 3 各国の輸入規制や風評被害への対策を強化することで、日本企業の海外展開を支援する。
- 4 法曹有資格者等の外部専門家を活用し、日本企業に対し、現地の法令、法制度について情報提供やアドバイスを行うことで、法的側面から支援体制を強化する。

施策の進捗状況・実績

- 1 在外公館において、ビジネス環境の整備のための協議、人脈形成や情報提供、官民共催での在外公館施設を活用した日本製品のPRなどの日本企業支援を積極的に実施した。また、グッド・プラクティスや日本企業支援統計等を取りまとめ企業等に広く情報提供するため、HP等で公表/配布した。
岸田外務大臣を本部長とする「日本企業支援推進本部」については、5月に両外務副大臣及び全外務大臣政務官を本部長代理として本部の体制を強化すると共に、全省を挙げて官民連携への取組を十分に進めるべく、外務審議官(経済)をヘッドとする「官民連携タスクフォース」を立ち上げた。9月には、日本企業の海外展開に向けた官民連携業務を総合的に担う「官民連携推進室」を経済局内に設置した。
- 2 インフラ輸出促進のために、インフラプロジェクト専門官(27年度末で51か国、129名)及びそれをサポートする現地のインフラアドバイザー(27年度で9公館)の配置を進め、引き続き情報収集体制・インフラシステムの海外展開推進体制を強化した。また、安倍総理大臣、岸田外務大臣によるインフラシステム輸出を推進するためのトップセールスをも精力的に行い、総理は外国訪問だけで32件のトップセールスを実施した。安倍政権発足以降のこれらの働きかけの結果、2010年に約10兆円であったインフラ受注実績は2013年に約16兆円、2014年には約19兆円となるなど2020年に約30兆円を達成するとの成長戦略の成果目標に向け順調に推移している。
- 3 各国の輸入規制や風評被害への対策については、要人往来等の機会を利用したハイレベルによる緩和・撤廃の申し入れや在外公館による働きかけを行った結果、27年度末までに17か国が規制を撤廃した。また、天皇誕生日祝賀レセプションなどの在外公館における行事の機会を活用し、日本の農林水産物・食品の輸出促進や食産業の海外展開支援を進めた。12月には、上記の取組を更に推進するため、日本企業支援担当官(食産業担当)を54か国・地域、58在外公館等に設置した。
- 4 6公館において、法曹有資格者を活用し(各公館につき1法律事務所)、日本企業に対し、セミナーやレポートを通じた現地の法令、法制度についての情報提供や無料法律相談会等を通じた個別案件についてのアドバイスを行うことで、法的側面からの支援体制を強化した。

28年度

年度目標

- 1 32年に在外公館の日本企業支援件数10万件/年、また、中堅・中小企業等の輸出額22(2010)年(3.7兆円)比2倍の政府目標を進捗させるため、28年度は、在外公館の日本企業支援件数6.1万件、中小企業の輸出額の増加を目指す。そのため、企業のきめ細やかなニーズに対応した日本企業支援を推進すべく、本省・関係省庁と在外公館・関係出先機関等での情報共有及び意思疎通を一層強化するとともに、個別企業からの相談への対応のワン・ストップ化・効率化を図る。グッド・プラクティスや、在外公館に寄せられる相談等の事例・データを蓄積し、今後の企業支援業務に資するよう、関連情報を整備する。
- 2 政府は32年インフラ受注30兆円を目標としている。その実現のため、在外公館の情報収集能力の向上のため、インフラアドバイザーをより活用する。同アドバイザー経由で得られた情報をインフラプロジェクト専門官や関係省庁、民間企業とも共有しプロジェクト受注に有効活用する。
- 3 政府による、32年の農林水産物・食品の1兆円輸出目標の前倒し目標達成に寄与すべく、28年度は、各国の輸入規制・風評被害への対策を強化し、新たに設置された日本企業支援担当官(食産業担当)や、農林水産省を始めとする他省庁との連携により、日本の農林水産物・食品の輸出促進を図る。
- 4 本測定指標の年度目標1に関連し、日本企業への法的側面からの支援体制を更に強化するため、法曹有資格者等の外部専門家を活用する公館及び体制を増強し、特に今まで必ずしも法的支援を受けられてこなかった中小・零細の企業にも、現地の法令、法制度について情報提供やアドバイスが行き届くよう、法的支援の充実を図る。

施策の進捗状況・実績

- 1 在外公館において、ビジネス環境の整備のための協議、人脈形成や情報提供、官民共催での在外公館施設を活用した日本製品のPRを積極的に実施した結果、28年度は一部集計フォーマットを修正したため、単純比較はできないものの、前年度より支援件数が増加することとなった。グッド・プラクティスや日本企業支援統計等を取りまとめ企業等に広く情報提供するため、HP等で公表/配布した。さらに、12月に日本企業支援担当官会議(中東地域)、29年3月に日本企業支援担当官会議(アフリカ地域)を実施し、日本企業支援に係る本省の政策・方針、在外公館の活動例・課題等の共有および意見交換を行った。これらの取組と共に、個別企業からの相談対応のワン・ストップ化・効率化を図るべく、外務省ホームページ上の日本企業支援に関するページを刷新し、必要な情報へのアクセスしやすくした。
- 2 インフラ輸出促進のために、インフラプロジェクト専門官(28年度末で63か国、132名)及びそれをサポートする現地のインフラアドバイザー(28年度で15公館)を配置し、収集する情報を関係省庁と共有、インフラシステム輸出戦略の策定や、安倍総理大臣、岸田外務大臣によるトップセールスに活用した。
安倍総理大臣は外国訪問で28(2016)年に33件のトップセールスを実施するなど、安倍政権発足以降のこれらの働きかけの結果、22(2010)年に約10兆円であったインフラ受注実績は25(2013)年に約16兆円、26(2014)年には約19兆円、27(2015)年には20兆円となるなど32(2020)年に約30兆円を達成するとの成長戦略の成果目標に向け順調に推移している。
- 3 各国の輸入規制や風評被害への対策については、要人往来等の機会を利用したハイレベルによる緩和・撤廃の申し入れや在外公館による働きかけを行った結果、28年度末までに21か国が規制を撤廃した。29年1月にはブルネイ、モロッコ、レバノンから食品輸入規制当局関係者の招へいを実施し、当該国における日本産食品に対する輸入規制撤廃・緩和に結びつくよう、農林水産省を始めとする他省庁とも連携の下、働きかけを行い、29年3月には、レバノンで一定の輸入規制緩和が実現した。また、天皇誕生日祝賀レセプションなどの在外公館における行事の機会を活用し、日本の農林水産物・食品の輸出促進や食産業の海外展開支援を進めた。
- 4 15公館において、法曹有資格者を活用し(各公館につき1法律事務所)、中小・零細企業を含む日本企業に対し、セミナーやレポートを通じた現地の法令、法制度について情報提供や無料法律相談会等を通じた個別案件についてのアドバイスを行うことで、法的側面からの支援体制を強化した。

測定指標 2-2 対外・対内投資の戦略的な支援

中期目標 (32年度)

28年5月に策定された「投資関連協定の締結促進等投資環境整備に向けたアクションプラン」を踏まえ、投資関連協定について、32(2020)年までに、100の国・地域を対象に署名・発効することを目指す。投資協定を通じ、海外における投資環境の整備を促進し、また、日本市場に海外投資を呼び込むことにより、日本経済の成長に貢献する。

27年度

年度目標

戦略的な優先順位をもって、投資協定等の交渉相手国を検討するとともに、現在交渉中の9つの協定(オマーン、アンゴラ、アルジェリア、カタール、アラブ首長国連邦、ケニア、ガーナ、モロッコ、タンザニア)については、相手国の交渉能力や産業界の要望を踏まえながら、早期妥結を目指す。

施策の進捗状況・実績

コロンビア、カザフスタン及びウクライナとの間で投資協定が発効した。また、イラン及びオマーンとの間で投資協定に署名したほか、イスラエルとの間で投資協定の実質合意に達した。現在アンゴラ、アルジェリア、カタール、アラブ首長国連邦、ケニア、ガーナ、モロッコ及びタンザニアとの間で引き続き投資協定交渉を進めている。

28年度

年度目標

戦略的な優先順位をもって、投資協定等の交渉相手国を検討するとともに、現在交渉中の8件の協定(アンゴラ、アルジェリア、カタール、アラブ首長国連邦、ケニア、ガーナ、モロッコ、タンザニア)については、相手国の交渉能力や産業界の要望を踏まえながら、早期妥結を目指す。

施策の進捗状況・実績

1 28年5月、「投資関連協定の締結促進等投資環境整備に向けたアクションプラン」を関係省庁で決定し、2020年までに100の国・地域との署名・発効を目指すという目標を掲げ、それに向けて交渉相手国の選定基準や交渉官数の増加等を含む具体的指針を策定した。上記指針に基づき、体制面においては、投資環境整備のための投資協定交渉官及び担当官の実員を増加させた。28年度はモンゴルとの間で投資協定が発効、ケニア及びイスラエルとの間で投資協定に署名したほか、アンゴラ、アルジェリア、カタール、アラブ首長国連邦、ガーナ、モロッコ及びタンザニアとの間で投資協定交渉を引き続き進めた。また、新たにアルゼンチン、コートジボワール、バーレーンとの交渉を開始した。29年4月現在、発効済の投資協定35本と署名済・未発効の7本を合わせると44の国・地域をカバーし、交渉中の16本も発効すると82の国・地域をカバーすることとなった。

さらに、新たに投資協定の交渉開始に向けて3か国との間で投資協定の交渉開始に向け予備協議を実施した。

2 5月に開催された第4回対日直接投資推進会議(外務大臣を含む関連府省大臣で構成)では、日本が国際的な貿易・投資の中核地点(グローバル・ハブ)となることを目指した「グローバル・ハブを目指した対日直接投資促進のための政策パッケージ」を決定した。

3 27年3月に第2回対日直接投資推進会議で取りまとめられた「外国企業の日本への誘致に向けた5つの約束」のうちの一つである「企業担当制」が4月に運用され、対象となる全ての外国企業が本制度を活用し当該企業の業種を所管する省の担当副大臣と面会した際、外務副大臣が同席した(28年9月に藺浦外務副大臣が同席、その他年度内に計6回、外務大臣政務官が同席)。対日直接投資案件の発掘に係る情報収集体制の強化を図るとともに、案件成立に向けた支援体制の構築を図るため、5月に126の在外公館に「対日直接投資推進担当窓口」を設置した。

4 9月、国連総会出席のために安倍総理大臣がニューヨークを訪問した機会を捉えて、対日投資セミナーを開催した。また、7月にジェトロ主催(在ベトナム日本大使館後援)でベトナム初の対日投資セミナーが開催され、10月には東京で、日本経済新聞社主催(経済産業省、内閣府、外務省、ジェトロ共催)の対日直接投資フォーラム(INVESTMENT JAPAN Forum 2016)が開催された。更に、29年3月には、外務省主催(内閣府、経産省、日本国際問題研究所、JETRO共催)の日米欧ビジネス・セミナーを開催した。

測定指標 2-3 海外における知的財産権保護強化に向けた取組

中期目標（一年度）

- 1 模倣品・海賊版の取引防止に関する国際的な取組を通じ、知的財産権保護の促進を図る。
- 2 二国間対話等を通じて、知的財産権の保護強化及び模倣品・海賊版対策のための協力を促進する。
- 3 日本企業の知的財産権侵害被害の大きな地域において取組を進め、日本企業の海外展開支援を行う。

27年度

年度目標

- 1 模倣品・海賊版の取引防止に関する国際的な取組を通じ、知的財産権保護を促進する。
- 2 二国間対話等を通じた知的財産権問題の対策・協力を強化する。
- 3 在外公館知的財産担当官の対応力を強化する。

施策の進捗状況・実績

- 1 二国間協議、経済連携協定交渉の場を通じて、また APEC や WTO・TRIPS 理事会や世界知的所有権機関(WIPO)等における議論への参画を通じて、模倣品・海賊版の取引防止強化も含め、知的財産権保護の促進に努めた。
- 2 アジア各国、欧米諸国との二国間協議の場で、知的財産保護に関連する議題を取り扱い、問題意識を共有するとともに、協力して対策を講じる旨協議した。
- 3 ドバイ（中東・北アフリカ地域の担当官対象）及びサンパウロ（南米地域）において在外公館知的財産担当官会議を開催し、日系企業も交えて官民合同の意見交換を行った他、被害状況及びその対応ぶりに関するベストプラクティスを共有した。

28年度

年度目標

- 1 模倣品・海賊版の取引防止に関する国際的な取組を通じ、知的財産権保護を促進する。
- 2 二国間対話等を通じた知的財産権問題の対策・協力を強化する。
- 3 日本企業の知的財産権侵害被害の大きな地域において知的財産担当官会議を開催し、本省、在外公館、関係機関との情報交換、連携を促進し、在外公館の知的財産担当官の機能強化を図る。

施策の進捗状況・実績

- 1 二国間協議や RCEP, 日 EU・EPA 等の経済連携協定交渉の場を通じて、また APEC の知的財産専門家会合への出席や WTO・TRIPS 理事会や世界知的所有権機関(WIPO)の各種会合等における議論への参画を通じて、模倣品・海賊版の取引防止強化も含め、国際的な知的財産権保護環境整備に努めた。
- 2 特に利害関係の大きい中国等のアジア各国との二国間協議の場で、知的財産保護に関連する議題を取り扱い、問題意識を共有するとともに、協力して対策を講じる旨協議した。
- 3 インド（南西・東南アジア地域の担当官対象, 29年2月）及び南アフリカ（サブサハラ地域を中心としたアフリカ諸国の担当官対象, 29年3月）において在外公館知的財産担当官会議を開催し、現地日系企業も交えて官民合同の意見交換を行った他、知的財産権保護及び被害の状況、その対応ぶりに関するベストプラクティスを共有した。

参考指標：在外公館における日本企業支援実績件数

	実績値		
	26年度	27年度	28年度
	41,084	46,762	52,886

参考指標：知的財産権保護に関する在外公館の相談対応件数

	実績値		
	26 年度	27 年度	28 年度
	234	180	180

参考指標：対外直接投資総額（百万ドル）			
（JETRO ホームページ「日本の国・地域別対外直接投資（国際収支ベース，ネット，フロー）」より引用）	実績値		
	26（2014）年	27（2015）年	28（2016）年
	138,017	136,423	169,582

作成にあたって使用した資料その他の情報
<ul style="list-style-type: none"> ・ 外務省ホームページ 日本企業支援 （http://www.mofa.go.jp/mofaj/annai/zaigai/kigyo/ichiran_i.html） 知的財産権 （http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/ipr/index.html） 在外公館の仕事（知的財産保護支援） （http://www.mofa.go.jp/mofaj/annai/zaigai/chiteki/index.html） 日米欧ビジネス・セミナー 双方向の投資拡大が切り拓く日米欧経済関係の新時代（結果）（平成29年3月） （http://www.mofa.go.jp/mofaj/ecm/oecd/page22_002792.html） ・ 「我が国の経済外交 2017」（外務省経済局著（2017年）日本経済評論社）

個別分野 3 経済安全保障の強化

施策の概要

資源エネルギーの安定的かつ安価な供給を確保するため、他国との良好かつ安定的な関係を維持する。また、政治・外交・経済・国際法的側面を含む包括的な視点から、エネルギー・鉱物、食料、漁業分野での国際協力を推進する。

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

- ・ 第 193 回国会外交演説（平成 29 年 1 月 20 日）
「鯨類を含む海洋生物資源の持続可能な利用については、日本の政策に対する国際社会の理解と支持を得るべく一層努力します。」
- ・ 第 189 回国会外交演説（平成 27 年 2 月 12 日）
「エネルギー・鉱物資源・食料等の安定確保のため、資源外交を強化します。鯨類を含む海洋生物資源の持続可能な利用について、国際社会の理解と支持を得るべく一層努力します。」
- ・ 経済財政運営と改革の基本方針 2016（平成 28 年 6 月 2 日 閣議決定）
「福島新エネ社会構想の実現に向けた取組を推進する。さらに、エネルギー産業の国際展開を推進する。
資源価格が低迷し世界的に資源開発投資が停滞する中、リスクマネー供給などの支援を積極的に展開し、資源開発投資を促進する。また、国内外の LNG・天然ガス取引環境の整備（中略）を進める。」
「国際再生可能エネルギー機関（IRENA）などの国際機関との連携等を進めるとともに、「気候変動の影響への適応計画」を推進する。」
- ・ 日本再興戦略改訂 2016（平成 28 年 6 月 2 日 閣議決定）
「資源価格の低迷を背景に世界的な資源開発投資が停滞し、世界経済が減速する中、世界経済の持続的な成長を支えるとともに、資源の大宗を輸入に依存する我が国が再び資源価格高騰に直面するリスクを緩和するため、資源開発投資の促進策を積極的に展開するとともに、国内外をつなぐ LNG・天然ガス取引市場の育成・発展を通じた低廉な資源調達環境の整備に取り組む。」
「再生可能エネルギーの最大限の導入を図り、未来の新エネ社会を先取りするモデルを創出するため、（中略）「福島新エネ社会構想」を推進する。」
- ・ 国家安全保障戦略（平成 25 年 12 月 17 日 国家安全保障会議決定、閣議決定）
「エネルギー問題、（中略）食料問題といった国際社会の平和と安定の阻害要因となりかねない開発課題や地球規模課題の解決に向け、（中略）以下の取組を進める。（中略）エネルギーを含む資源の安定供給は活力ある我が国の経済にとって不可欠であり、国家安全保障上の課題である。資源の安定的かつ安価な供給を確保するため必要な外交的手段を積極的に活用し、各国の理解を得つつ、供給源の多角化等の取組を行っていく。」

測定指標 3-1 我が国への資源・エネルギーの安定供給の確保

中期目標（一年度）

関係する国際機関や多国間の枠組みでの議論に積極的かつ主導的に参加・貢献するとともに、重点国・地域や市場・リスク動向に関する情報収集・分析を強化し、我が国への資源・エネルギーの安定的供給の確保を図る。また、我が国の優れた省エネルギーや再生可能エネルギー技術の普及を図る。

27 年度

年度目標

- 1 国際エネルギー機関（IEA）、国際エネルギー・フォーラム（IEF）、国際再生可能エネルギー機関（IRENA）等の関係国際機関や多国間の枠組み等における議論に積極的にかつ主導的に参加・貢献する。
（1）IEA においては、石油・ガス供給途絶等の緊急時への準備・対応策の分析評価・合同訓練事業、

市場分析、非加盟国との協力事業を支援する。

(2) IEFにおいては、産出国と消費国の対話フォーラムとして、産消国間のエネルギー政策に係る情報・意見交換等を通じて両者の関係強化を促進する。

(3) IRENAにおいては、再生可能エネルギーに特化した唯一の国際機関として、再生可能エネルギーの普及促進・政策助言・途上国へのキャパビルなどを中心とした活動を支援する。

こうした活動を通じて、我が国を含む国際的なエネルギー安全保障の向上に貢献するとともに、我が国のエネルギー政策への反映に役立て、ひいてはエネルギー資源安定供給をはかる。

2 専門官制度や在外公館戦略会議等を通じて、二国間の取組をより総合的にとらえた政策立案につなげることにより、我が国の資源・エネルギーの安定供給の確保を図る。27年度は本年後半に在外公館戦略会議を開催予定。

施策の進捗状況・実績

1 資源をめぐる内外の厳しい情勢を踏まえて、国際エネルギー機関(IEA)、国際エネルギー・フォーラム(IEF)、エネルギー憲章条約(ECT)、G7、G20、採取産業透明性イニシアティブ(EITI)等への参加・貢献を通じて、国際的なエネルギー市場の透明性の向上や価格の安定化、非加盟国との協力強化等に積極的に貢献した。また、省エネや再生可能エネルギーの普及促進に関し、国際再生可能エネルギー機関(IRENA)の活動に積極的に貢献した。

(1) IEAにおいては、11月に第25回閣僚理事会が開催され、我が国から武藤外務副大臣及び鈴木経済産業副大臣が出席した。気候変動対策や非加盟国との協力などについて議論され、非加盟国のうち、主要パートナー国である中国、インドネシア及びタイとアソシエーション(非加盟国との協力)を始動することで一致し、成果文書として「アソシエーションの始動を表明する共同宣言」が発出された。また、ファティ・ビロル IEA 事務局長が9月及び12月に訪日し、安倍総理大臣への表敬、中山外務副大臣との意見交換(以上9月)、武藤外務副大臣との会談(12月)を行い、同事務局長から、日本のIEAに対する支援に関して、高い評価を受けた。さらに、IEAによる加盟国及び非加盟国を対象とした、第8回首都緊急時対応訓練(ERE8)が28年2月に実施され、我が国も参加した。

(2) IEFにおいては、財政問題、新事務局長選出に係る協議、産消国間のエネルギー政策に係る意見交換、28(2016)年閣僚理事会に向けた協議等を実施し、我が国は常任理事国として、また財政問題に関する下部委員会メンバーとして、行動計画案と予算案をはじめとする各種議論に貢献するとともに、各国のエネルギー政策について情報収集を行った。

(3) IRENAにおいては、我が国が27(2015)年総会議長を務め、我が国の再生可能エネルギー分野における国際協力の一環として、6月に「国際セミナー：太平洋島嶼国におけるエネルギー安全保障」を外務省主催で開催し、菌浦外務大臣政務官から冒頭挨拶をし、我が国の経験・知見・技術による貢献について紹介した。また、28(2016)年1月のIRENA総会にて、前回議長国代表として山田外務大臣政務官が冒頭の議事運営及び挨拶を行うとともに、アブダビ開発基金(ADFD)の次期プロジェクト・サイクル諮問委員に我が国が選出され、本分野における国際協力のリーダーシップを発揮するなど、積極的な貢献を行った。

これらの活動を通じて得た情報や知見を、我が国のエネルギー政策や緊急時対応の強化に活用した。

2 更に、我が国の情報収集・分析体制や関係省庁・機関間の連携等を強化すべく、12月に在外公館戦略会議を開催し、関連在外公館からエネルギー・鉱物資源専門官を召集して、エネルギー・鉱物資源を取り巻く国際情勢及びそれに応じた我が国のあるべき方向性や、エネルギーの安定確保に係る官民連携のあり方につき議論した。

28年度

年度目標

1 国際エネルギー機関(IEA)、国際エネルギー・フォーラム(IEF)、エネルギー憲章条約(ECT)、国際再生可能エネルギー機関(IRENA)等の関係国際機関や多国間の枠組み等における議論に積極的かつ主導的に参加・貢献する。

(1) IEAにおいては、石油・ガス供給途絶等の緊急時への準備・対応策の分析評価・合同訓練事業、市場分析、非加盟国との協力事業を支援する。

(2) IEFにおいては、産出国と消費国の対話フォーラムとして、9月末の閣僚会議の機会も活用し、産消国間のエネルギー政策に係る情報・意見交換等を通じて両者の関係強化を促進する。

- (3) ECTにおいては、日本がアジア初の議長国として、エネルギー憲章会議第27回会合を11月に東京で開催し、アジア諸国へのアウトリーチ活動を強化する。これを通じ、エネルギー分野での投資促進に係る法的枠組みの基盤強化と裾野拡大を図る。
- (4) IRENAにおいては、再生可能エネルギーの普及促進・政策助言・途上国のキャパシティ・ビルディング（能力構築）などを中心とした活動を支援する。
- 2 エネルギー・鉱物資源専門官制度の拡充を図るとともに、専門官の配置がないアフリカの一部地域公館を対象にした地域戦略会議を開催する。その成果を28年度の在外公館戦略会議に共有すること等を通じて、重点国・地域や市場・リスク動向に関する情報収集・分析を強化し、資源国との二国間での取組を推進する。28年度は29年初めに在外公館戦略会議を開催予定。
- 3 G7サミット議長国として我が国が主催するエネルギー大臣会合に外交的視点からインプットを行うとともに、G20エネルギー大臣会合等その他のフォーラムとの相乗効果の向上を図る。
- 4 採取産業に焦点を当てた複雑な契約交渉の支援強化（CONNEX）イニシアティブに関して、途上国における持続可能な開発に資するよう同イニシアティブの今後の取組の方向性を定め、既存の採取産業の透明性強化の取組等の相乗効果の向上を図る。

施策の進捗状況・実績

- 1 28年には、G7サミット議長国として、G7におけるエネルギー・鉱物資源をめぐる議論を主導するとともに、資源をめぐる内外の厳しい情勢を踏まえて、国際エネルギー機関（IEA）、国際エネルギー・フォーラム（IEF）、エネルギー憲章条約（ECT）、G7、G20、採取産業透明性イニシアティブ（EITI）等への参加・貢献を通じて、国際的なエネルギー市場の透明性の向上や、エネルギー投資の促進、非加盟国との協力強化等に積極的に貢献した。また、省エネや再生可能エネルギーの普及促進に関し、国際再生可能エネルギー機関（IRENA）の活動に積極的に貢献した。
 - (1) IEAにおいては、28年度に開催された全ての理事会に参加し、非加盟国との協力（アソシエーション）の在り方などについての議論に積極的に関与し、我が国が支持した国々のアソシエーション参加が実現した。また、G7での議論の成果も踏まえ、7月に我が国でガス強靱性（災害等に対するガス供給インフラの耐久性、及び災害等に伴う供給停止後の迅速な供給再開能力）評価に関するワークショップが実施された。さらに、長期財政健全性を含む、IEAの将来について議論する作業部会が設立され、我が国としてもこれに参加し、合意形成を目指して建設的な議論を行った。
 - (2) IEFにおいては、9月に閣僚級会合が開催され、我が国から高木経済産業副大臣が出席するとともに、我が国がエネルギー分野における国際協力の推進に積極的な役割を果たし、エネルギー対話の活性化に一層貢献していくとの岸田外務大臣のメッセージを発出した。本会合において我が国からは、G7における関連会合の成果も踏まえ、LNG市場の発展と流動性のあるLNG市場の必要性につき発言するとともに、グローバル・エネルギー・アーキテクチャー（エネルギーに関する世界規模のガバナンスのあり方）の強化に向けた我が国の貢献を紹介した。
 - (3) ECTにおいては、11月、同条約の最高意思決定機関であるエネルギー憲章会議を、我が国が東アジア初の議長国を務めて東京で開催した（参加者数延べ約400人）。議長である岸田外務大臣の立ち会いの下、エネルギー憲章プロセスの近代化を支持する政治宣言である国際エネルギー憲章（IEC）に、イラン、イラク等6者が署名した。また、閣僚会合では藺浦外務副大臣が議長代理として議事進行を務めた。エネルギー憲章プロセスが気候変動対策や持続可能な開発といったグローバルなエネルギーの主要課題にいかなる貢献ができるかなどについて活発な議論が行われ、成果文書として「エネルギー憲章に関する東京宣言」を発出した。また、アジア・エネルギー安全保障セミナーは、エネルギー憲章会議のアウトリーチ・サイドイベントと位置づけて、「グローバル・エネルギー・アーキテクチャーとアジアへの影響」をテーマに議論した。
 - (4) IRENAにおいては、29年1月に第7回総会が開催され、我が国からはG7伊勢志摩サミット、G7北九州エネルギー大臣会合及びTICADVIの成果や「福島新エネ社会構想」の紹介を通じ、再生可能エネルギーの普及拡大に向けた貢献を示した。また、我が国はIRENA創設以来4期連続となる理事国として選出された。

これらの活動を通じて、我が国として国際的なエネルギー安全保障の強化に資する議論にリーダーシップを発揮するとともに、得た情報や知見を我が国のエネルギー政策の検討に活用した。
- 2 更に、我が国の情報収集・分析体制や関係省庁・機関間の連携等を強化すべく、29年2月に藺浦外務副大臣出席の下、在外公館戦略会議を開催し、関連在外公館からエネルギー・鉱物資源専門官を招集して、エネルギー・鉱物資源を取り巻く国際情勢及びそれに応じた我が国のあるべき方向性

や、エネルギーの安定確保に係る官民連携のあり方、及び専門官の配置拡充の方向性につき議論した。また、同会議に先立ち、29年1月には特定の地域を対象とした初の地域戦略会議として、南アフリカのプレトリアにて、アフリカ地域公館エネルギー・鉱物資源担当官会議を開催した。これらの会議において、在外公館の横のつながりを強化し、資源国である任国との関係強化のグッド・プラクティスを共有するとともに、上記戦略会議及び地域担当官会議における議論の概要は戦略報告書及び提言書の形で公表し、対外発信を行った。

- 3 我が国は、サミット議長国として、G7におけるエネルギー・資源をめぐる議論を主導した。5月には、G7北九州エネルギー大臣会合が林経済産業大臣を議長として開催され、濱地外務大臣政務官が出席した。同大臣会合では、エネルギー投資の促進、エネルギー安全保障の強化及び持続可能なエネルギーについて議論し、具体的なメッセージやアクションをまとめた「グローバル成長を支えるエネルギー安全保障のための北九州イニシアティブ」を発出した。また、その後開催したG7伊勢志摩サミットにおいても、エネルギー分野における議論を議長国として主導し、エネルギー安全保障の確保は、国際社会にとって引き続き喫緊の課題であるとの認識の下、①上流開発、質の高いインフラ、クリーンエネルギー技術への投資の促進、②天然ガス市場の安全保障強化のための行動、③エネルギー技術の革新とエネルギー効率の拡充の推進等について一致した。なお、6月のG20エネルギー大臣会合においても、5月のG7北九州エネルギー大臣会合や伊勢志摩サミットにおいて各国と合意した、継続的なエネルギー投資の重要性等の点について、G20各国とも認識を一致させることができた。
- 4 採取産業に焦点を当てた、G7複雑な契約交渉の支援強化（コネックス）イニシアティブに関しては、G7議長国として「コネックス持続可能な開発に向けた基本指針」の策定を主導した。また、9月には、G7伊勢志摩サミットのフォローアップとして、外務省主催により「G7コネックス・イニシアティブ能力構築・透明性向上国際会議」を東京で開催し、G7関係者や、国際機関、在京大使館、援助関係者等、2日間で延べ200名以上の参加を得て、持続可能な開発の実現に向けた今後の中長期的な支援の在り方や採取産業の透明性向上について議論を行った。また、TICADVIにおける議論のフォローアップとしても位置づけられたことで、アフリカからの被招聘者やアフリカ諸国大使等多くの参加があり、また採取産業透明性イニシアティブ（EITI）とG7コネックス・イニシアティブの連携についても議論でき、我が国の関連分野での様々な取組との相乗効果も得られた。

測定指標3-2 我が国及び世界の食料安全保障の強化

中期目標（一年度）

関連する国際機関や多国間の枠組みでの議論に積極的かつ主導的に参加・貢献するとともに、重点国・地域や市場・リスク動向に関する情報収集・分析を強化し、我が国及び世界の食料安全保障の維持・強化を図る。

27年度

年度目標

- 1 食料の安定供給に向け、国連食糧農業機関（FAO）や国際穀物理事会（IGC）等の関連する国際機関や多数国間の枠組みでの議論に積極的かつ主導的に参加・貢献する。
- 2 特に、世界食料安全保障委員会（CFS）において採択された「農業及びフードシステムにおける責任ある投資のための原則」の実施に関する議論に積極的に参画し、責任ある農業投資の促進を図る。

施策の進捗状況・実績

- 1 世界の食料安全保障の確保が我が国の食料安全保障に資することを踏まえ、世界の食料増産への取組や「責任ある農業投資」の促進を、FAO等の国際機関や関連国際会議の場で引き続き主導した。また、FAOが実施する世界農業遺産（GIAHS）については、事前に具体的な目標とはしていなかったものの、我が国から新たに3地域（計8地域）が認定されるとともに、我が国がその重要性を主張してきた結果、GIAHSがFAOの通常予算事業に組み込まれることとなった。さらに、世界第4位のコーヒー消費・輸入国である我が国は、我が国民間団体の国際コーヒー機関への参加を継続的に確保し、コーヒーの安定供給に影響を与える政府間協議へ関与するという目的で、7月に国際コーヒ

一機関へ、迅速に国会承認を得て再加盟することができた。加えて、28(2016)年にG7議長国となった後は、G7伊勢志摩サミットに向け、食料安全保障作業部会における議論を主導した。

- 2 我が国が主導する「責任ある農業投資」の原則に関しては、世界食料安全保障委員会(CFS)における議論等に積極的に貢献し、10月の第42回CFS総会では、これらの推進を含む2016-2017年事業計画が採択された。

28年度

年度目標

- 1 食料の安定供給に向け、国連食糧農業機関(FAO)、国際穀物理事会(IGC)、国際コーヒー機関(ICO)等の関連する国際機関や多数国間の枠組みでの議論に積極的かつ主導的に参加・貢献する。
- 2 特に、世界食料安全保障委員会(CFS)において採択された「農業及びフードシステムにおける責任ある投資のための原則」の適用・実施を普及させるための議論に積極的に参画し、責任ある農業投資の促進を図る。
- 3 重点国・地域や市場・リスク動向に関する情報収集・分析を強化し、資源国との二国間での取組に関して外務省内地域局課への助言・提案等の働きかけを強化する。
- 4 G7サミット議長国として我が国が主催する農業大臣会合に外交的視点からインプットを行うとともに、G7食料安全保障作業部会で食料安全保障及び栄養に関する取組強化を主導する。

施策の進捗状況・実績

- 1 世界の食料安全保障の確保が我が国の食料安全保障に資することを踏まえ、世界の食料増産への取組や「責任ある農業投資」の促進を、FAO等の国際機関や関連国際会議の場で引き続き主導した。FAOについては、28年度行政事業レビュー・公開プロセスの指摘も踏まえ、29年1月には、日・FAO関係の抜本的強化のため、第1回となる日・FAO戦略協議をFAO本部(ローマ)で開催し、我が国からは外務省と農水省の両省が参加した。我が国の重視するアジェンダをインプットするとともに、我が国の積極的関与の1つの形としての日本人職員数の増加と望ましい水準の達成に向けて具体的な行動を取ることを確認した。さらに、IGCやICOについても、全ての理事会に参加し、我が国にとってより有益な統計資料や情報分析レポートが得られるようIGCに働きかけ、また我が国の意向を反映したICOの戦略見直しが進むよう、議論に積極的に貢献した。
- 2 CFSにおいて採択された「農業及びフードシステムにおける責任ある投資のための原則」の適用・実施を普及すべく、5月に我が国がG7議長国として主導して策定した「食料安全保障と栄養に関するG7行動ビジョン」において、G7が協働して取り組む具体的行動の一つとして盛り込んだ。
- 3 月例の穀物価格レポートを関係在外公館向けに送付したほか、穀物メジャーの動向に関する調査、米国における食料供給の行方及びFAOを始めとする国際機関が発出した報告書の概要資料等をまとめ、外務省内関係課室や在外公館に共有した。
- 4 我が国は、28年のG7議長国として、食料安全保障・栄養をめぐる議論を主導した。5月に開催されたG7伊勢志摩サミットにおいては、持続可能な開発目標(SDGs)や気候変動に関するパリ協定等を踏まえ、世界の食料安全保障の強化と栄養の改善のため、3つの重点分野においてG7が協働して進める具体的行動を列記した「食料安全保障と栄養に関するG7行動ビジョン」の策定を主導した。また、G7伊勢志摩サミットのフォローアップとして、10月には外務省の主催により「食料安全保障・栄養に関するG7国際シンポジウム」を開催。安倍昭恵内閣総理大臣夫人及び藺浦外務副大臣も出席した同シンポジウムでは、G7関係者や、国際機関、市民社会、民間企業等から2日間で延べ200名以上が参加し、サミットで策定された行動ビジョンが示した重点分野についての議論を深め、多様な関係者による貢献や、実施強化のためのデータ向上、資金動員や説明責任の強化等についても活発に議論した。

測定指標3-3 海洋生物資源の持続可能な利用のための適切な保存管理及び我が国権益の確保

中期目標(一年度)

各地域漁業管理機関における漁業交渉を主導し、海洋生物資源の適切な保存管理と我が国権益の確保を図る。また、将来的な商業捕鯨の再開を目指し、IWCにおける海洋生物資源の持続可能な利用支持国の拡大を目指す。

27年度

年度目標

- 1 漁業交渉を主導し、協議を継続する。特に、我が国が主導して立ち上げた北太平洋漁業管理委員会の第1回会合が日本で開催予定のところ、右会合の開催を成功裏に導くとともに、その他の地域漁業管理機関の年次総会等での協議において、我が国の立場に対する理解と支持を確保しつつ、漁業交渉を主導し、我が国の利益に沿った保存・管理措置が採択されるようにする。特にマグロ関連地域漁業管理機関において、我が国の意見を反映させることを通じて我が国マグロ漁業の発展及びマグロ類の安定的な供給を確保することを目指す。
- 2 二国間のみならず、各種多国間会合の機会など、首脳レベルを含め、要人往来の機会を利用し、鯨類の持続可能な利用に関する我が国の立場につき、IWC加盟国の理解を求める。

施策の進捗状況・実績

- 1 「北太平洋公海漁業資源保存条約」が発効し、9月に北太平洋漁業委員会の第1回会合が開催された。第1回会合では、我が国は漁船登録やサンマの保存管理措置等の議論を主導した。また、北太平洋漁業委員会事務局の東京での立ち上げに向けて協力を行った。
- 2 マグロ類の違法・無報告・無規制(IUU)漁業対策のため、我が国はみなみまぐろ保存委員会(CCSBT)における寄港国検査のミニマムスタンダードに関する決議及び大西洋まぐろ類保存国際委員会(ICCAT)におけるクロマグロ漁獲証明制度の電子化の取組を推進した。
- 3 ニホンウナギについては、我が国はニホンウナギを産出、輸出する中国、韓国、台湾等に対し、資源の保存及び管理の枠組み設立並びに養鰻生産量の制限等に関する働きかけを行った。
- 4 捕鯨については、26年11月に策定した新南極海鯨類科学調査計画(NEWREP-A)について、5～6月の国際捕鯨委員会(IWC)科学委員会(SC)でレビューされた。SCが指摘した事項について、我が国の科学者による作業の結果、調査実施前に対応すべき事項については必要な作業が完了したことから、調査計画を最終化し、12月から調査を実施した。また、二国間及び多国間会合の機会を捉え、鯨類の持続可能な利用及びNEWREP-Aへの理解・支持を得るべく、様々なレベルで働きかけを行った。

28年度

年度目標

- 1 漁業交渉を主導し、協議を継続する。27年に我が国に設置された北太平洋漁業委員会事務局が円滑に機能するよう、事務局設置国として必要な支援を行う。その他の地域漁業管理機関の年次総会等での協議において、我が国の立場に対する理解と支持を確保しつつ、漁業交渉を主導し、我が国の利益に沿った保存・管理措置が採択されるよう努める。特にマグロ関連地域漁業管理機関において、我が国の意見を反映させることを通じて我が国マグロ漁業の発展及びマグロ類の安定的な供給を確保することを目指す。
- 2 二国間のみならず、各種多国間会合の機会など、様々な機会を利用し、鯨類の持続可能な利用に関する我が国の立場につき、国際捕鯨委員会(IWC)加盟国の理解を求める。また、IWC以外のフォーラムにおいても、鯨類を含む海洋生物資源の持続可能な利用への理解を促進すべく、関係国等への働きかけを行う。
また、ニホンウナギについては、中国・韓国・台湾等に対し、資源の保存管理の枠組み設立や、ウナギの違法な輸出を排除するためのあり得べき枠組み及び養鰻生産量の制限等に関する働きかけを行う。

施策の進捗状況・実績

- 1 北太平洋漁業委員会(NPFC)の第2回委員会会合において、①IUU漁船リスト作成手続、及び②マサバを漁獲する許可漁船の隻数を増加させないことを推奨すること等を内容とする保存管理措置を我が国が提案し、採択された。また、第193回通常国会において、同委員会の事務局設置国として、北太平洋漁業委員会特権・免除協定の締結に向けた審議が開始された。
- 2 大西洋まぐろ類保存国際委員会(ICCAT)では、外部有識者によるパフォーマンスレビューにおいて、我が国をはじめとする加盟国による保存管理措置の継続的な実施による大西洋クロマグロの回復が外部有識者から高い評価を得たほか、年次会合において大西洋クロマグロの漁獲可能量(TAC)を29年以降3年連続で増加させることを確認できた。みなみまぐろ保存委員会(CCSBT)

では、年次会合において我が国の提案に基づく公海大型流し網漁業に対する禁止決議を決定したほか、30年以降3年間のTACを現行から3,000トン増加させることができた。

- 3 違法・無報告・無規制(IUU)漁業については、我が国は、責任ある漁業国として、海洋生物資源の持続可能な利用のため、4月のG7外相声明を始めとする様々な場面で、その重要性を強調した。現在は、同対策の一環として、寄港国がIUU漁船に措置を講ずることを内容とした「違法な漁業、報告されていない漁業及び規制されていない漁業を防止し、抑止し、及び排除するための寄港国の措置に関する協定」を締結すべく、第193回通常国会で審議が開始された。
- 4 ニホンウナギについては、我が国はニホンウナギを産出、輸出する中国、韓国、台湾等と、引き続き、国際的な管理体制構築並びに養鰻生産量の制限等に関する協議を行うとともに、二国間協議やワシントン条約(CITES)関連会議の機会等国際社会において右取組への理解を呼びかけた。
- 5 捕鯨問題については、二国間及び多国間会合(5月に我が国主催で開催した水棲生物資源の持続可能な利用に関する会合や9月の東カリブ漁業大臣会合等)の様々な機会を捉え、鯨類を含む海洋生物資源の持続可能な利用及び鯨類科学調査に対するIWC加盟国の理解・支持を得るべく、様々なレベルで働きかけを行った。また、商業捕鯨再開のために必要な科学的情報を収集すべく、27年度に続き「新南極海鯨類科学調査計画(NEWREP-A)」を28年12月から実施し、北西太平洋においても、11月、26(2014)年のICJ判決を踏まえた新たな「新北西太平洋鯨類科学調査計画(NEWREP-NP)」案をIWC科学委員会に提出した。さらに、IWCにおいては、我が国は、捕鯨国と反捕鯨国の間に鯨類資源の持続可能な利用に関する根本的な立場の違いが存在し、IWCが機能不全に陥っている状況を打開すべく、締約国がこの根本的な立場の違いを認識した上で、IWCの将来につき建設的な議論を行うよう、IWC総会の場などで率先して働きかけを行った。

測定指標3-4 資源・エネルギーに関連する国際機関や多国間の枠組み等における国際会議・協議への出席件数

	中期目標値	27年度		28年度	
	一年度	年度目標値	実績値	年度目標値	実績値
	—	40	57	45	62

測定指標3-5 地域漁業管理機関の年次会合等への出席件数

	中期目標値	27年度		28年度	
	一年度	年度目標値	実績値	年度目標値	実績値
	—	16	18	16	18

作成にあたって使用した資料その他の情報

- ・外務省ホームページ
平成28年版外交青書
(<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/bluebook/2016/html/index.html>)
- エネルギー安全保障
(<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/energy/>)
- わかる！国際情勢 Vol.103
エネルギー安全保障～安定的かつクリーンなエネルギー供給を目指して
(<http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/pr/wakaru/topics/vol103/index.html>)
- わかる！国際情勢 Vol.149
自由で活発なエネルギー市場のために -エネルギー憲章会議 東京宣言-
(<http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/pr/wakaru/topics/vol149/index.html>)
- 食料安全保障
(http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/food_security/)
- 鉱物資源
(<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/commodity/>)
- 漁業(捕鯨を含む)
(<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fishery/>)

・「我が国の経済外交 2017」（外務省経済局著（2017年）日本経済評論社）

個別分野 4 国際経済秩序形成への積極的参画

施策の概要

- 1 G7サミットは、国際社会の直面する重要課題を首脳間で議論し、有効な政策協調を行っていく場として、G20サミットは、経済問題を中心に新興国を含む政策調整の場として、重要な役割を果たしている。我が国は両サミットの議論及び両サミットを通じた政策協調に積極的に参加し、貢献する。同時に、地球規模課題の解決に向けた取組を強化し、我が国にとって好ましい国際経済秩序を作る。特に28年は、G7議長国として、議題設定や議論の進行において、我が国にとって好ましい選定を行う。
- 2 日EU・EPA交渉会合及び日EU経済関係強化に関する各種協議等を実施し、日EU・EPAの早期締結を含む包括的な経済関係の強化・拡大に努める。
- 3 OECDの諸活動に積極的に参加し、経済・社会分野の取組や東南アジア地域を始めとするOECD非加盟国との関係強化等の分野において我が国の考えを反映させていく。
- 4 APEC首脳会議、閣僚会議等を通じ、域内の貿易・投資の自由化・円滑化、成長戦略、経済技術協力等の分野における具体的な協力の推進に積極的に貢献し、重層的な経済関係の強化に努める。

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

- ・第190回国会施政方針演説（平成28年1月22日）
「伊勢神宮、美しい入江。日本の長い伝統や文化、豊かな自然を感じられる、伊勢志摩の地で開く五月のサミットは、その大きな舞台であります。基本的価値を共有する主要国のリーダーたちと、世界経済の未来を論じ、新しい「挑戦」を始める。そのようなサミットにする決意であります。」
- ・日本再興戦略2016（平成28年6月2日）
「日EU・EPA、東アジア地域包括的経済連携（RCEP）、日中韓FTAなどの経済連携交渉を、戦略的に、かつスピード感を持って推進する。」
- ・第193回国会施政方針演説（平成29年1月20日）
「日EU・EPAのできる限り早期の合意を目指すとともに、（中略）自由で公正な経済圏を世界へと広げます。」
- ・第193回国会外交演説（平成29年1月20日）
「日EU・EPA交渉は、可能な限り早期に大枠合意が実現できるよう最大限努力します。」
- ・第193回国会衆議院外務委員会における国際情勢に関する報告及び外交政策に関する所信（平成29年2月15日）
「自由貿易は世界経済成長の源泉であり、TPPを含め、日本が先頭に立って牽引していきます。日・EU・EPA、RCEP、日中韓FTA等の経済連携協定の交渉も推進します。」
- ・第193回国会参議院外交防衛委員会における岸田外務大臣所信（平成29年3月7日）
「自由貿易は世界経済成長の源泉であり、TPPを含め、日本が先頭に立って牽引していきます。日EU・EPA、RCEP、日中韓FTA等の経済連携協定の交渉も推進します。」

測定指標4-1 G7・G20サミットにおける我が国の貢献

中期目標（一年度）

G7及びG20サミットの我が国の考え方を反映した形での成功裏実施、及び我が国の施策に対する理解の深まりを通じた信頼関係醸成を図る。

27年度

年度目標

- 1 G7サミット(含：G7外相会合)においては、我が国が議長国となる28年に向けて、参加国と緊密な連携を取りながら信頼関係を構築し、我が国の目指す具体的成果の実現に取り組む。
- 2 G20サミットにおいては、成長戦略の策定等により、我が国の施策に対する理解を深めると同時に世界経済の成長への貢献を表明し、新興国を含む参加国と積極的な意見交換を行う。また、成果文書において我が国の考え方を最大限反映する。

施策の進捗状況・実績

1 G7外相会合（4月）がドイツ・リュベックにおいて開催された。

岸田外務大臣は、東アジア情勢について議論をリードし、特に北朝鮮については、核・ミサイル開発の継続は国際社会全体の重大な脅威である旨説明し、また拉致問題は基本的人権の侵害という国際社会の普遍的な問題であると説明した。

シリア、イラク、ISILに関する議論では、G7は、ISILによって行われている無差別の攻撃、残虐行為、殺害及び人権侵害を強く非難することで一致した。岸田外務大臣からは、各国が強みを活かした貢献で連携しつつ、多面的・長期的な取組を行っていくべきであることを強調した。

ウクライナ・ロシア情勢については、岸田外務大臣からミンスク合意の着実な履行が重要であることを指摘し、G7次期議長国としてウクライナ問題の解決についても積極的に取り組んでいく旨述べた。

テロ対策については、G7は最近のテロ事件を強く非難し、暴力的過激主義等と連帯して闘い、穏健な考えや寛容が大事であることで一致した。岸田外務大臣からは、日本は①国際・国内テロ対策の強化、②中東の安定と繁栄に向けた取組の強化、③過激主義を生み出さない社会の構築支援を3本柱に据えて、包括的な取組を進めている旨説明した。

軍縮・核不拡散については、岸田外務大臣から、被爆70年の本年、2015年NPT運用検討会議において、「核兵器のない世界」に向けた道筋を示すことを重視し、実質的進展を得るための協力を呼びかけた。そして、G7として、核兵器のない世界へのコミットについて連携を確認した。

海洋安全保障については、岸田外務大臣から、海洋安全保障の文脈で法の支配や紛争の平和的解決といった原則が尊重されるべきであることを指摘した。その上で、G7は、航行・上空飛行の自由へのコミット、一方的な現状変更の試みへの懸念、国際法に従って紛争を平和的に解決すべきこと等につき一致した。

2 G7エルマウ・サミット（6月）においては、27（2015）年が戦後70年、第1回会議であるランブイエ・サミットから40年に当たる年であることも踏まえ、G7として、自由、主権及び領土の一体性を堅持することで一致した。安倍総理大臣から、G7は自由、民主主義、人権、法の支配といった基本的価値に立脚し、国際社会の秩序を支えてきた旨指摘した上で、グローバルな視点から対応できるのはG7であり、G7の責任は大きく、G7の連携が益々重要になっている旨発言した。また、安倍総理大臣からは、アベノミクスの成果が着実に現れていることに言及し、日本の今後の経済・財政面での取組について説明した。さらに、5月に安倍総理大臣から発表した「質の高いインフラパートナーシップ」に言及しつつ、グローバルに「質の高いインフラ投資」を推進していくための日本の貢献を紹介した。

東アジア情勢については、安倍総理大臣から大規模な埋立てを含め東シナ海・南シナ海において緊張を高める動きがあることについて、海洋における一方的な現状変更の試みを放置してはならない旨指摘した。また、安倍総理大臣から、北朝鮮による核・ミサイル開発の継続は地域及び国際社会の重大な脅威であること、また拉致は基本的人権の侵害という普遍的な問題であるとして、各国の協力を求めた。

3 G20アンタルヤ・サミット（11月）においては、強固で持続可能かつ均衡ある経済成長の実現に向けた具体的な取組につき首脳間で率直な意見交換を行った。各国の個別のマクロ経済政策や成長戦略の現状と今後の計画を記載した「アンタルヤ行動計画」を発表した。気候変動については、COP21での「全ての国が参加する」新たな枠組みの採択を後押しすることで一致した。安倍総理大臣から、G20各国には包括的な成長戦略の実施や構造改革の取組強化が求められていることに言及しつつ、女性の活躍推進を含むアベノミクスの進捗、特に新たに発表した「第2ステージ」の取組を紹介し、世界経済の成長へ貢献していく決意を述べた。さらに、大筋合意に至ったTPPは成長戦略の核であり、生産性向上や産業活性化などを通じて、日本の成長につながることを期待する旨述べた。さらに、安倍総理大臣から、「質の高いインフラパートナーシップ」の進捗状況を簡単に紹介し、日本として、引き続き質の高いインフラ投資を推進していく旨説明した。

4 G7外相会合及び両サミットにおいて、成果文書にも上述のような我が国の考え方を反映させた。

5 28年になって独からG7サミット議長国を引き継いだ後は、28年のG7伊勢志摩サミットに向けて国際的な課題について首脳補佐同士で率直な意見交換を行い、我が国の考えをG7各国にインプットし、G7各国の考えを聴取しつつ、G7議長国として準備を行った。

28年度

年度目標

- 1 我が国は議長国としてG7伊勢志摩サミットおよびG7広島外相会合を開催し、参加国と緊密な連携を取りながら信頼関係を構築し、我が国の目指す具体的成果の実現に取り組む。
- 2 G20サミット（9月、中国にて開催予定）においては、成長戦略の策定等の我が国の施策に対する理解を深めると同時に世界経済の成長への貢献を表明し、新興国を含む参加国と積極的な意見交換を行う。また、成果文書において我が国の考え方を最大限反映する。

施策の進捗状況・実績

1 G7伊勢志摩サミット（5月）

5月26日及び27日に、日本がG7議長国として開催した伊勢志摩サミットにおいては、世界経済の下方リスク、国際秩序に対する一方的な行動による挑戦という喫緊の課題に対し、自由、民主主義、人権、法の支配といった普遍的価値に立脚したG7として、連携して国際社会を主導していくことで一致し、G7伊勢志摩首脳宣言を採択した。

世界経済については、現下の世界経済の状況について議論を行い、新たな危機に陥ることを回避するため、現在の経済状況に対応するための努力を強化することで一致した。また、G7として、金融・財政政策及び構造改革の3本の矢のアプローチの重要な役割を再確認しつつ、①経済政策による対応を協力して強化すること、②世界的な需要を強化し、供給上の制約に対処するため、金融・財政政策及び構造改革の3つの政策手段を総動員すること、特に、機動的な財政戦略の実施と構造政策を果敢に進めることについて協力して取組を強化することの重要性に合意した。

また、日本の議長下における優先議題として、「質の高いインフラ投資」、「保健」及び「女性」を掲げ、これらの分野においてG7として国際社会を主導し、具体的な行動を取っていくことで一致した。

政治・外交分野については、8年振りにアジアで開催されるサミットであることを踏まえ海洋安全保障や北朝鮮問題といったアジアの議題につき重点的に議論を行い、海洋安全保障について「法の支配三原則」の重要性を再確認したほか、拉致問題・核・ミサイルといった北朝鮮をめぐる諸懸案の包括的解決に向けた緊密な連携を確認した。また、テロ・暴力的過激主義、難民問題等国際社会が直面する課題に関し議論を行い、国際的取組を主導していく必要性につき一致した。

2 G7広島外相会合（4月）

G7広島外相会合では、テロ・暴力的過激主義や、その結果生じた難民問題について議論し、テロリストによる無差別の攻撃、あるいは残虐行為などを非難すること、そして国際社会の取組をG7が主導していくことで一致した。

テロあるいは難民問題に対処していくためには、水際対策や緊急人道支援のような短期的な取組に加え、その背景にある根本原因に中長期的に取り組む、中東地域のみならず、世界全体で、暴力的過激主義を生み出さない寛容で安定した社会の構築に向けた支援を積極的に進めていく必要があるとの考えの下、G7各国がそれぞれの強みを活かし、それぞれ相互補完的に、かつ相乗効果を生む形で取組を進めていくことについて一致した。こうした観点から、テロ・暴力的過激主義対策については、伊勢志摩サミットに向けて「G7テロ対策行動計画」を策定することで一致した。

次に地域情勢では、中東情勢、そしてウクライナ情勢についてG7として連携を強化することを確認した。また、8年ぶりにアジアで開催されるG7会合ということもあり、北朝鮮による核実験、弾道ミサイル発射、拉致問題、海洋での緊張を高める一方的な現状変更など、国際秩序の安定を損なう行動が見られるアジアの情勢についても議論した。

また、軍縮・不拡散をめぐる現状は大変厳しく、今こそ核兵器国と非核兵器国との協力が必要であり、その双方が含まれるG7が一体となって、国際社会にメッセージを発出し、双方の協力の具体的な在り方を国際社会に示すことは、しばんでいる「核兵器のない世界」に向けた機運を再び盛り上げる上で、重要との考えの下、核軍縮に関する力強いメッセージ「広島宣言」を発出した。

さらに、G7外相による史上初の広島平和記念資料館訪問及び原爆死没者慰霊碑への献花、さらには原爆ドームへの訪問を行い、岸田外務大臣からG7外相に被爆の実相について説明した。

今般の会合の成果として、外相共同コミュニケと「広島宣言」に加え、コミュニケの付属文書として、「不拡散及び軍縮に関する声明」、「海洋安全保障に関する声明」を発出した。

3 G20杭州サミット（11月）

11月のG20杭州サミット（於：中国）では、世界経済が様々な下方リスクに直面している中、Innovative（創造的）、Invigorated（活力のある）、Interconnected（連結された）、Inclusive

(包摂的)な世界経済を構築すべく、G20がいかに政策協調を強化するかについて首脳間で意見交換を行い、首脳声明が採択された。

G20として、金融・財政政策及び構造改革の全ての政策手段を個別にまた総合的に用いることへの決意を表明し、最新のマクロ経済政策・構造政策が盛り込まれた「杭州アクションプラン」、構造改革とともにイノベーション・新産業革命・デジタル経済等を扱った「革新的成長のためのブループリント」を策定した。また、税源浸食・利益移転(BEPS)プロジェクトをはじめ国際課税や腐敗対策などにおける協力に加え、保護主義への反対を再確認、貿易・投資の自由化に向けて取り組むことで一致した他、環境物品協定(EGA)交渉の年内完了や鉄鋼等の過剰生産能力問題に対する一層の取組についても合意した。

G20杭州サミットでは、G7伊勢志摩サミットに続き、世界経済が最大のテーマとなったが、日本は、G7議長国として、G7伊勢志摩サミットにおける議論をベースに、様々なリスクに直面する世界経済に対し、国際協調を強化していく重要性を強調し、金融・財政政策及び構造改革の全ての政策対応を行っていく必要性を訴え、G20としてもこの点に一致した。中国をはじめとする新興国も含め、過剰生産能力などの構造的な問題にもしっかりと取り組んでいくことに合意できた。

5 29年になってイタリアへG7サミット議長国を引きついで後は、29年のG7タオルミーナサミットに向けて国際的な課題について首脳補佐同士で率直な意見交換を行い、我が国の考えをG7各国にインプットすると共に、G7各国の考えを聴取しつつ、準備を進めている。

測定指標4-2 EUとの対話を通じた関係強化

中期目標(一年度)

日EU双方の経済成長、ひいては、世界経済全体の発展に資する包括的かつ高いレベルの日EU・EPAの早期締結を実現する。

27年度

年度目標

日EU双方の経済成長、ひいては、世界経済全体の発展に資する包括的かつ高いレベルの経済連携の実現のため、27(2015)年中の大筋合意を目指し、日EU・EPA交渉を積極的に推進する。

施策の進捗状況・実績

27年度は、日EU・EPA交渉につき、計6回(4月、7月、9月、10月、11月、28年2月)の交渉会合を実施し、特に規律の分野で進展があった。5月の日EU定期首脳協議において、スピードと質の両方を重視しつつ、交渉を更に加速化させていくことで一致し、11月のG20アンタルヤ・サミットの際に行われた日EU首脳会談においては、2016年のできる限り早い時期の大筋合意を目指すことで一致した。

28年度

年度目標

日EU双方の経済成長、ひいては、世界経済全体の発展に資する包括的かつ高いレベルの経済連携の実現のため、28(2016)年のできる限り早い時期の大筋合意を目指し、日EU・EPA交渉を積極的に推進する。

施策の進捗状況・実績

日EU・EPA交渉につき、計2回(4月、9月)の交渉会合を実施したほか、首席交渉官以下様々なレベルで、電話会議等も活用しつつ、間断なく交渉を行った。11月には、交渉の早期妥結に向け、日EU・EPAに関する主要閣僚会議が開催されるとともに、外務省を含む関係省庁で構成する日EU経済連携協定交渉推進タスクフォースが立ち上げられた。また、29年2月には岸田外務大臣とマルムストローム欧州委員(貿易担当)との会談が行われ、可能な限り早期の大枠合意を目指して交渉を継続していくことで一致した。また、5月のG7伊勢志摩サミット、同7月及び29年3月の日EU首脳会談の際に首脳間で可能な限り早期の大枠合意について強いコミットメントを確認した。

測定指標 4-3 OECDにおける我が国の貢献

中期目標（--年度）

OECDの各分野の委員会や事業に積極的に参加し、経済・社会分野の取組や東南アジアを始めとする非加盟国との関係強化などの分野において我が国の考えを反映させ、国際経済・社会分野でのルール策定を主導する。

27年度

年度目標

26(2014)年の我が国 OECD 閣僚理事会議長国の成果である東南アジア地域プログラムに関し、同プログラムの共同議長国として、現在の機運を活かし、東南アジアと OECD との関係強化に向けて日本が架け橋としての役割を果たすとともに、同プログラムを通じ、日本の対東南アジア外交の進展を継続する。

施策の進捗状況・実績

- 4月、グリア OECD 事務総長が来日し、安倍総理大臣の他、関係府省庁の閣僚等と有意義な政策対話を行った。
また、「OECD 対日経済審査報告書」を公表し、アベノミクスへの評価と支持及び「第三の矢」である成長戦略の推進を提言した。
- 同来日中、日 OECD 協力の具体的な取組の一環として、「コーポレートガバナンスと日本の成長戦略に関するシンポジウム」、OECD・日本経済団体連合会共催の「貿易投資セミナー」などが開催され、こうした個別分野における OECD の具体的な取組の日本の産学官にとっての有用性が広く認識・周知された。
- 6月の OECD 閣僚理事会は、「持続可能な成長と雇用のための投資の解放」をテーマとし、議長国オランダのもと開催された。日本は、COP21 や「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」策定に関する国連サミットも念頭に、気候変動に係る日本の貢献策を改めてアピールしつつ、開発にあたっての「質の高いインフラ投資」の重要性を指摘した。
- 26年の我が国 OECD 閣僚理事会議長国の成果である「東南アジア地域プログラム」の推進に関しては、OECD 閣僚理事会でも多くの国から支持が表明され、その機運をさらに高めていくことが合意された。これを踏まえ、12月、東南アジア地域プログラムの第1回運営グループ中間会合が兒玉 OECD 代表部大使とパンジャイタン駐仏インドネシア大使の共同議長のもとパリで開催され、東南アジア地域統合における OECD の役割につき期待が表明されるなど、より具体的な協力の進展に向け、成果があった。

28年度

年度目標

- 成熟した経済大国として我が国も直面する「生産性」について議論される 28年 OECD 閣僚理事会にて副議長国を務める機会を最大限に利用し、その成果文書において我が国にとって有効な提言・結論が出るよう議論を積極的に主導する。
- 我が国が強い結びつきを有するアジアの経済成長を後押しすることも同様に望ましい国際経済社会の形成に大きく寄与するところ、引き続き、東南アジア地域プログラムを推進していく。具体的には、28年6月、ベトナム・ハノイにて第2回運営グループ会合及び第3回東南アジア地域フォーラムが開催予定であり、我が国の支持する OECD と東南アジアとの関係強化を進めるべく、本機会を活用する。

施策の進捗状況・実績

- 6月の OECD 閣僚理事会に際しては、「包摂的な成長に向けた生産性向上」をテーマとし、日本は、フィンランド、ハンガリーとともに副議長国として、議長国チリの下、27年秋以降の準備段階から、テーマの設定や成果文書の作成・交渉などをリードした。特に、今回が初の議長国となるチリを、過去2度にわたる議長国としての経験を踏まえ支えた。5月に行われた G7 伊勢志摩サミットの議長国としてのリーダーシップも最大限発揮し、伊勢志摩サミットで確認された財政政策と金融政策による経済成長の強化の必要性や過剰生産能力問題（注）の重要性を OECD の場でも確認すべき旨積極的にインプットすることで、OECD 閣僚理事会「閣僚声明」にこれらの要素を盛り込むこ

とができた。過剰生産能力問題への言及は今回初めて「閣僚声明」に盛り込まれ、その後の G20 杭州サミットコミュニケによる本件問題への言及に向けて足がかりとなった。また、アベノミクスのキーワードでもある「成長と機会及び所得増加の好循環」についての言及も「閣僚声明」に盛り込まれた。

(注) 鉄鋼等の分野で、産品の実需要を生産能力が大きく上回る状況が続いている問題。

- 2 6月にベトナムで開催された第3回 OECD 東南アジア地域フォーラムにおいては、G7 伊勢志摩サミットや OECD 閣僚理事会における議論を東南アジア諸国の出席者に紹介するとともに、OECD と東南アジアの橋渡し役として両者の協力を全面的に支援していく日本の立場を強調した。

測定指標 4-4 APEC における諸活動への貢献

中期目標 (一年度)

域内での経済協力関係を維持・発展させる。

27 年度

年度目標

「横浜ビジョン」に基づき、地域経済統合、成長戦略、経済技術協力等の取組を推進する。27年の APEC 議長国であるフィリピンに協力し、優先課題である「地域経済統合アジェンダの進展」、「中小企業の地域・世界市場への参画促進」「人材開発への投資」及び「持続可能かつ強靱な地域社会の構築」の下での議論や取組に積極的に貢献する。

施策の進捗状況・実績

11月にマニラで開催された APEC 首脳会議においては、「包摂的な経済の構築、よりよい世界を目指して」という全体テーマの下、①「経済統合を通じた包摂的な成長」、②「持続可能で強靱なコミュニティを通じた包摂的な成長」の2つのセッションが設けられ、それぞれのセッションにおいて、安倍総理大臣から概要以下のとおり発言し、これらを含む内容を首脳間で合意した。

- 1 「経済統合を通じた包摂的な成長」(優先課題:「地域経済統合アジェンダの進展」、「中小企業の地域・世界市場への参画促進」関係)

(1) 安倍総理大臣の発言(要旨)

質の高い成長と繁栄にとって「経済面での法の支配の強化」が重要であることを強調しつつ、保護主義抑止の強い決意を示すべき、TPPにより作られる新たな経済秩序はアジア太平洋自由貿易圏(FTAAP)においてルールづくりのたたき台となる等を発言。

(2) 主な合意事項

第10回 WTO 閣僚会議(MC10)の成功に向けた政治的メッセージ(独立文書)を発出したほか、首脳宣言において、①TPPの大筋合意に触れつつ、FTAAPは包括的で質の高い自由貿易協定として追求されるべきこと、②質の高いインフラ投資の重要性等について再確認した。また、「質の高い成長を強化するための APEC 戦略」、「APEC サービス協力枠組」、零細・中小企業のグローバル化のためのボラカイ行動アジェンダを採択した。

- 2 「持続可能で強靱なコミュニティを通じた包摂的な成長」(優先課題:「人材開発への投資」及び「持続可能かつ強靱な地域社会の構築」関係)

(1) 安倍総理大臣の発言(要旨)

アベノミクス第2ステージにおける「一億総活躍社会」の実現、女性の活躍推進等経済成長や質の高い成長を図るうえで重視する取組や、防災対策、質の高い電力インフラ、テロ対策などに積極的に貢献する旨発言。

(2) 主な合意事項

女性の経済への完全な参画を推進することへのコミット、テロリストの資金調達、乗客のリスク分析等のテロ対策を歓迎した。また、APEC 初の包括的な防災枠組みである「APEC 防災リスク削減枠組」を採択。

28 年度

年度目標

28年の APEC 議長(ペルー)が「成長の質」に焦点を当てていることに留意しつつ、同国の優先課

題である「地域経済統合の推進と成長」、「地域フードマーケットの促進」、「アジア太平洋地域の零細・中小企業の近代化」及び「人材開発促進」の下での議論や取組に積極的に貢献し、APECにおける議論を我が国成長と繁栄に結びつける。

施策の進捗状況・実績

- 11月にリマで開催されたAPEC首脳会議においては、「質の高い成長と人間開発」という全体テーマの下、①「現在のグローバルな文脈における自由な貿易・投資のための挑戦」（優先課題：「地域経済統合の推進と成長」、「零細・中小企業の近代化」、「人材開発」関係）、②「食料安全保障～気候変動への対応・水資源の確保～」／「アジア太平洋地域の統合～現実的で機能的な連結性の強化に向けて～」（優先課題：「地域フードマーケットの促進」及び「地域経済統合と質の高い成長」関係）を議題に掲げ、議論が交わされた。
- 安倍総理大臣からは、G7伊勢志摩サミットの成果も踏まえ、世界経済の見通しに対する下方リスクの高まりに対して、あらゆる政策を総動員して対処すべき旨、保護主義に対して、「包摂的な成長」をもたらす経済政策を進めて自由貿易を推進する旨、アジア太平洋自由貿易圏（FTAAP）等は「包摂的な成長」の基礎となる旨表明するとともに、「成長と分配の好循環」による成長戦略である「一億総活躍社会」実現への取組を紹介したほか、サービス分野、デジタル貿易等の新たなビジネスに対応した自由で公正なビジネス環境を整備する必要性を強調した。
- こうした発言を踏まえ、「グローバルな需給の制約に対処すべく、全ての政策手段を用いること」、「あらゆる形態の保護主義に対抗すること」、「FTAAPの最終的な実現に向けて積極的に取り組むこと」等が首脳宣言に盛り込まれ、保護主義や反グローバリズムが台頭する中、APECとしてアジア太平洋地域で自由貿易や経済統合を推進していくことを改めて確認、そのための具体的な取組として、アジア太平洋地域の経済統合を推進するための「FTAAPに関するリマ宣言」及びサービス貿易の自由化を一層推進することを目的とした「APECサービス競争力ロードマップ」を附属書として採択したほか、29（2017）年以降、これら取組を進めていくことで合意した。

測定指標 4-5 様々な活動や政策提言、成果文書への我が国の考え方の反映のため、月1回ペースで開催されるOECD理事会（最高意思決定機関）への参加回数（年1回開催される閣僚理事会を含む）

	中期目標値	27年度		28年度	
	一年度	年度目標値	実績値	年度目標値	実績値
	—	13	16	13	17

参考指標：APECにおける域内貿易依存度

(出典：IMF, Direction of Trade Statistics)	実績値 (暦年)		
	26年	27年	28年
	66.8%	66.9%	66.3%

参考指標：日EU間の貿易額（単位：百万円）

(出典：財務省貿易統計ホームページ)	実績値		
	26年度	27年度	28年度
	15,784,630	16,836,850	16,094,659

作成にあたって使用した資料その他の情報

・外務省ホームページ

2016年OECD閣僚理事会（結果概要）（平成28年6月3日）

(http://www.mofa.go.jp/mofaj/ecm/oecd/page4_002117.html)

濱地外務大臣政務官のベトナム訪問およびOECD東南アジア地域フォーラムへの出席（平成28年6月15日）

(http://www.mofa.go.jp/mofaj/ecm/oecd/page1_000206.html)

日EU経済連携協定交渉第16回会合（結果）（平成28年4月19日）

(http://www.mofa.go.jp/mofaj/ecm/ie/page22_002583.html)

日 EU 経済連携協定交渉第 17 回会合（結果）（平成 28 年 11 月 16 日）

（http://www.mofa.go.jp/mofaj/ecm/ie/page25_000578.html）

日 EU 経済連携協定に関する主要閣僚会議及び交渉推進タスクフォース（平成 28 年 11 月 18 日）

（http://www.mofa.go.jp/mofaj/ecm/ie/page23_001758.html）

岸田外務大臣とマルムストローム欧州委員（貿易担当）との昼食会（平成 29 年 2 月 17 日）

（http://www.mofa.go.jp/mofaj/ecm/ie/page4_002804.html）

ペルー-APEC 首脳会議（平成 28 年 11 月 20 日）

（http://www.mofa.go.jp/mofaj/page4_002514.html）

・ APEC 事務局ホームページ APEC 首脳会議（リマ）

（http://www.apec.org/Press/News-Releases/2016/1120_Declaration）

・ 「我が国の経済外交 2017」（外務省経済局著（2017 年）日本経済評論社）

施策Ⅱ-3 国際法の形成・発展に向けた取組（モニタリング）

平成 29 年度政策評価書（モニタリング）

（外務省 28-Ⅱ-3）

施策名(※)	国際法の形成・発展に向けた取組					
施策目標	<p>新たな国際ルール作りに積極的に貢献するため、以下を推進する。</p> <p>1 国際法規の形成に際し、我が国の主張を反映させる。国際法に関する知見を外交実務における国際法解釈及び法的な助言のために活用する。</p> <p>2 安全保障、領土・海洋等我が国の外交・安全保障に関する枠組み作りを推進・強化するとともに、諸外国・国際機関との間で領事・刑事、原子力等の政治分野に関する枠組み作りを推進・強化する。</p> <p>3 多角的貿易体制の強化と自由貿易・経済連携を推進する。また、日本国民・日本企業の海外における利益を保護・促進すること及び国民生活に影響を与える様々な経済及び社会分野での国際ルール作りへ参画する。</p>					
施策の予算額・執行額等	区分	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	91	114	105	104
		補正予算(b)	0	0	0	/
		繰越し等(c)	0	0	0	/
		合計(a+b+c)	91	114	105	/
執行額(百万円)		70	97	87	/	

(※)本施策は、個別分野を設定しており、「施策の概要」、「関連する内閣の重要政策」、「測定指標」、「評価結果」（「施策の分析」及び「次期目標等への反映の方向性」）及び「作成にあたって使用した資料その他の情報」については、関連個別分野の該当欄に記入した。

担当部局名	国際法局	政策評価（モニタリング）実施時期	平成 29 年 10 月
--------------	------	-------------------------	--------------

個別分野 1 国際法規の形成への寄与と外交実務への活用

施策の概要

- 1 国際法に関連する各種会合に出席し、我が国の立場を主張すること等を通じて、新たな国際法規の形成及び発展に積極的に貢献する。
- 2 研究会等を通じて国際法に関する最新の知見を収集・蓄積する。
- 3 国際法の普及活動を推進する。

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

- ・ 第 193 回国会施政方針演説（平成 29 年 1 月 20 日）
「自由、民主主義、人権、法の支配といった基本的価値を共有する国々と連携する。」
- ・ 第 193 回国会外交演説（平成 29 年 1 月 20 日）
「南シナ海における一方的な現状変更は国際社会共通の懸念事項です。引き続き、関係国と連携し、南シナ海をめぐる問題の全ての当事国が国際法に基づく紛争の平和的解決に向け努力することの重要性を訴えてまいります。「海における法の支配の三原則」に基づき、「開かれ安定した海洋」の維持・発展に取り組みます。」
- ・ 第 193 回国会衆議院安全保障委員会における岸田外務大臣所信（平成 29 年 2 月 28 日）
「航行及び上空飛行の自由を始め、国際法の原則に基づく海洋秩序とシーレーンの安全は、我が国の海洋権益と、地域の平和と繁栄にとり死活的に重要です。他方、東シナ海及び南シナ海において一方的な現状変更の試みが続いており、国際社会共通の懸念事項となっています。」
「法の支配こそ、国際社会において貫徹されなければならない普遍的な原則です。全ての当事国が、地域の緊張を高めるような行動を自制し、国連海洋法条約を含む国際法に基づき、平和的解決を追求すべきです。」

測定指標 1-1 国際法に関連する各種会合への参加を始めとする国際法規形成及び発展に対する我が国の貢献

中期目標（一年度）

国内外における法の支配を推進する。

27 年度

年度目標

領土や海洋等に関する問題を念頭に、国際法秩序の形成・発展に貢献するとともに、国際法に基づく紛争の平和的解決の側面を支えるべく、以下の取組により、「法の支配」を一層推進する。

- 1 国際司法機関及び国際的な関連フォーラムへの人的貢献
 - ・ 国際刑事裁判所 (ICC) ローマ規程締約国会議、国連国際法委員会 (ILC) 及び国連総会第六委員会、アジア・アフリカ法律諮問委員会 (AALCO)、ヘーグ国際私法会議 (HCCH)、私法統一国際協会 (UNIDROIT) 会合、国連国際商取引法委員会 (UNCITRAL) 等の国際フォーラムに参加し、日本政府としての意見表明を行う。
 - ・ 国連海洋法条約 (UNCLOS) 締約国会議 (SPLOS)、国際海底機構 (ISA) 総会・理事会等に参加し、日本政府としての意見表明を行う。
- 2 国際法に関する体制強化を目的として、国際裁判対策室を新設する。

施策の進捗状況・実績

- 1 国際司法機関及び国際的な関連フォーラムへの人的貢献
国際刑事裁判所 (ICC) に関しては、ICC ローマ規程締約国会議 (11 月) において積極的に議論に貢献した。また、ICC では平成 27 年 3 月に我が国出身の尾崎久仁子裁判官が裁判所第二次長に選出されるとともに、ICC 被害者信託基金においても、11 月に我が国の野口元郎理事が再選され、司法活動及び被害者賠償制度の運用にそれぞれ重要な任務を遂行した。また、1 月には、ICC とのジュニア・プロフェッショナル・オフィサー (JPO) 派遣取決めに署名した。

国際法委員会(ILC)に関しては、我が国の村瀬信也委員が「大気の保護」に関する法典化プロジェクト特別報告者として報告書を提出し審議に参加し、国際的な法規形成に貢献した。

国連総会第6委員会(10~11月)に関しては、ILC報告等に関する審議が行われ、我が国は、ステートメントの実施等を通じて審議に貢献し、国際的な法規形成に貢献した。

アジア・アフリカ法律諮問委員会(AALCO)に関しては、我が国として審議に積極的に参加し、8月に開催されたAALCO海洋法専門家会合には我が国から有識者がパネリストとして参加するなど、同地域における法の支配の推進に貢献した。また、我が国の分担金(AALCO加盟国中最大)の拠出を通じて、AALCOが実施する加盟国の国際法実務家の能力構築等を目的としたワークショップ等の活動を支援した。

ハーグ国際私法会議(HCCH)における作業部会等へ政府代表として研究者らを派遣して積極的に議論に参加し、私法分野における条約作成等に貢献した。

国連国際商取引法委員会(UNCITRAL)における議論への積極的参加等により、国際法秩序の構築に貢献した。

私法統一国際協会(UNIDROIT)においては神田秀樹東京大学教授(当時)が理事を務めており、私法分野における統一法条約やモデル法の作成に貢献した。

国際海洋法裁判所(ITLOS)では、柳井俊二裁判官が17年から任務に就いている(現在2期目、23年10月から26年9月までは裁判所所長)。

大陸棚限界委員会(CLCS)においては、23年から浦辺徹郎委員が委員を務め、締約国が提出した大陸棚延長申請の審査に多大な貢献をしている。

国際海底機構(ISA)では、法律・技術委員会補欠選挙(27年7月)において、岡本信行(独)石油天然ガス・金属鉱物資源機構(JOGMEC)職員の後任に神谷夏実JOGMEC職員が選出され、探査業務計画の延長規則や開発規則作成の議論に参画した。また財政委員会において山中真一在リトアニア大使館参事官が平成19年から委員を2期務めており、ISAの適切な運営に財政面から貢献している。

SPLOSに参加し、我が国として海における法の支配への支持を表明し、国際法秩序の形成・発展に貢献した。

途上国出身委員の会議参加支援のため、CLCSの信託基金に任意拠出を行い、ITLOS及びISAに対しても分担金(いずれもUNCLOS締約国中最大)を拠出している。

2 国際裁判対策室の新設

国際司法裁判所(ICJ)等における裁判手続に関する知見を蓄え、外務省として国際裁判に臨む体制を一層強化するとの観点から、4月に外務省国際法局に国際裁判対策室を設置した。

28年度

年度目標

領土や海洋等に関する問題を念頭に、国際法秩序の形成・発展に貢献するとともに、国際法に基づく紛争の平和的解決の側面を支えるべく、以下の国際司法機関及び国際的な関連フォーラムへの人的貢献により、法の支配を一層推進する。

- 1 ICCローマ規程締約国会議、ILC及び国連総会第六委員会、アジア・アフリカ法律諮問委員会(AALCO)、ハーグ国際私法会議(HCCH)、私法統一国際協会(UNIDROIT)会合、UNCITRAL等の国際フォーラムに参加し、日本政府としての意見表明を行う。
- 2 国連海洋法条約(UNCLOS)締約国会議(SPLOS)、ISA総会・理事会等に参加し、日本政府としての意見表明を行う。
- 3 上記の一環として、ILC委員選挙(10月)での我が国指名候補の当選を実現する。また、29年に予定されているICC裁判官選挙において当選を実現するため、積極的な支持要請を行う。

施策の進捗状況・実績

1 国際司法機関及び国際的な関連フォーラムへの人的貢献

国際刑事裁判所(ICC)に関しては、ICCローマ規程締約国会議(11月)において積極的に議論に貢献した。また、ICC被害者信託基金(TFV)においては、4月に我が国の野口元郎理事長が再選され、ICCにおける被害者賠償制度の運用に重要な任務を遂行した。

国連国際法委員会(ILC)に関しては、我が国の村瀬信也委員が「大気の保護」に関する法典化プロジェクトの特別報告者として、前年に引き続き報告書を提出。ILCの審議をリードし、法典化作業に貢献した。国連総会第6委員会(10~11月)に関しては、ILC報告等に関する審議において、ステ

ートメントの実施等を通じて各議題に対する立場を表明した。また、第71回国連総会において採択された「越境地下水の法」決議について、我が国が第6委員会における調整役を務め、決議の採択に大きく貢献した。

アジア・アフリカ法律諮問委員会（AALCO）に関しては、我が国として審議に積極的に参加し、5月に開催された第55回AALCO総会の際には、暴力的過激主義とテロリズムに関するサイドイベントを主催し、刑事司法分野の人材育成に関する我が国の取組を紹介し、AALCO加盟国と意見交換を行うなど、同地域における法の支配の推進に貢献した。また、29年1月から2月にかけて、ケネディ・ガストーンAALCO事務局長を招へいし、国際法または法制度整備支援分野における様々な国内関係者と今後の協力に向けた協議を行った。

ハーグ国際私法会議（HCCH）における作業部会及び特別委員会へ政府代表として研究者及び政府担当官を派遣して積極的に議論に参加し、私法分野における条約作成等に貢献した。

国連国際商取引法委員会（UNCITRAL）における作業部会等へ政府代表として研究者及び政府担当官を派遣して積極的に議論に参加し、国際法秩序の構築に貢献した。

私法統一国際協会（UNIDROIT）においては神田秀樹学習院大学教授が理事を務めているほか、専門家会合等へ研究者及び政府担当官を派遣して積極的に議論に参加し、私法分野における統一法条約やモデル法の作成に貢献した。

2 国際海洋法裁判所（ITLOS）では、柳井俊二裁判官が17年から任務に就いており（現在2期目、23年10月から26年9月までは裁判所所長）、海洋に関する紛争の平和的解決に多大な貢献をした。

大陸棚限界委員会（CLCS）においては、23年から浦辺徹郎委員が委員を務め、締約国が提出した大陸棚延長申請の審査に多大な貢献をした。

国際海底機構（ISA）では、法律・技術委員会選挙（7月）において、神谷夏実（独）石油天然ガス・金属鉱物資源機構（JOGMEC）職員の後任に岡本信行 JOGMEC 職員が再び選出され、開発規則作成の議論に参画した。また財政委員会選挙（7月）において山中真一委員（在リトアニア大使館参事官）の後任に大沼寛在メキシコ大使館書記官が選出され、ISAの適切な運営に財政面から貢献した。

SPLOSでは、我が国として海における法の支配への支持を表明し、国際法秩序の形成・発展に貢献した。

途上国出身委員の会議参加支援のため、CLCSの信託基金に任意拠出を行い、ITLOS及びISAに対しても分担金（いずれもUNCLOS締約国中最大）を拠出した。

国家管轄権外区域の海洋生物多様性（BBNJ）の保全及び持続可能性に関する新協定の作成に向けた準備委員会では、新協定に盛り込むべき要素に関し積極的に発言を行い、国際法秩序の形成・発展に貢献した。

3 28年11月、国連総会において行われたILC委員選挙の結果、我が国の村瀬信也委員が再選された。また、29年に予定されているICC裁判官選挙において当選を実現するため、積極的な支持要請を行った。

測定指標 1-2 国際法についての知見の蓄積・検討と外交実務への活用状況

中期目標（一年度）

国際法に関する研究会等を活用し、学術的知見と実務的観点の双方を踏まえて施策を進める。

27年度

年度目標

- 1 国際法研究会等国内外の国際法の諸分野に関する各種会合に積極的に参加することを通じて、領土や海洋を始めとする様々な重要テーマでの継続的な知見の蓄積を図る。
 - ・国際法研究会を開催し、国際公法分野の昨今の事例等を紹介することにより、省外有識者と知見を共有する。
 - ・二国間国際法局長協議を実施し、各国国際法実務者と意見交換を行う。
 - ・海洋法に関する国際シンポジウムを開催し、関係者との意見交換・協議等を通じて専門的な知見の継続的な蓄積を図る。
- 2 学術的知見と実務的観点の双方を踏まえて施策を進める。

施策の進捗状況・実績

1 領土や海洋を始めとする様々な重要テーマでの継続的な知見の蓄積

国内の研究者との間で、国際公法上の論点に関する研究会を開催し、学術的観点から国際法に関する見識を深めた。

英、仏、独等との国際法局長協議等を通じて武力の行使及び海洋分野を含む国際法に関して我が国が抱える課題や我が国の関心事項について、実務的な知見の蓄積を進めた。

28年2月には、外務省主催で海洋法に関する国際シンポジウムを開催し、国内外有識者による報告・議論を通じ学術的知見の蓄積を行った。

英・米・仏・蘭から国際法学者や国際法専門家を計8名招へいし、我が国が抱える課題や我が国の関心事項について専門的知見を聴取し、意見交換を行い、多くの知見が得られた。

我が国を含めた各国が様々な課題に直面する海洋分野に関しては、有識者を交えた海洋政策に関する研究会を5回開催し、海洋分野における学術的観点からの議論の把握に努めた。

2 学術的知見と実務的観点の双方を踏まえた施策の推進

1の取組により得られた国際法上の知見を活用し、武力の行使に関する国際法上の論点の検討、領土・海洋に関し我が国が抱える国際法上の課題への対処に関する取組を進めることができた。

28年度

年度目標

1 国際法に関する研究会等国内外の国際法の諸分野に関する各種会合に積極的に参加することを

通じて、領土や海洋を始めとする様々な重要テーマでの継続的な知見の蓄積を図り、外務省員の国際法実務能力の向上に貢献する。

国際法に関する研究会を開催し、国際公法分野の昨今の事例等を紹介することにより、省外有識者と知見を共有する。

二国間国際法局長協議を実施し、各国国際法実務者と意見交換を行う。

海洋法に関する国際シンポジウムを開催し、関係者との意見交換・協議等を通じて専門的な知見の継続的な蓄積を図る。

2 学術的知見と実務的観点の双方を踏まえて施策を進める。

施策の進捗状況・実績

1 領土や海洋を始めとする様々な重要テーマでの継続的な知見の蓄積

国内外の研究者との間で、国際公法上の論点に関する研究会・シンポジウム等を開催し、学術的観点から国際法に関する見識を深めた。

英・米・蘭・仏・ベトナム・シンガポール・スウェーデン等各国外務省との国際法局長協議を通じて領土、武力の行使及び海洋法を含む国際法の様々な分野を議題とし、我が国が抱える課題や関心事項に即して、最近の判例や議論についての意見交換を含め、実務的な知見の蓄積を行った。なお、同協議開催後も、在外公館を通じてフォローアップを行う等、議論を継続している。

29年2月には、外務省主催で海洋法に関する国際シンポジウムを開催し、国内外有識者による報告・議論を通じ学術的知見の蓄積を行った。ITLOS 所長の基調講演をはじめ、国内及び国外の国際法学者や国際法専門家13名のパネリスト及びコーディネーター（このうち、外国人は6名。）による講演及び質疑応答を通じ、我が国が抱える課題や我が国の関心事項について専門的知識を聴取し、意見交換を行い、多くの知見が得られた。

2 学術的知見と実務的観点の双方を踏まえた施策の推進

上記1の取組により得られた国際法上の知見を活用し、武力の行使に関する国際法上の論点の検討、領土・海洋に関し我が国が抱える国際法上の課題への対処に関する取組を進めることができた。

測定指標 1-3 国際法の普及活動の推進

中期目標（一年度）

国際法に関する知識を普及するとともに、国際法に携わる人材を育成する。

27年度

年度目標

国際法に関する知識普及・理解促進及び国際法に携わる人材育成のため以下を実施する。

- 1 大学における講義等を平均して週に1回程度の頻度で実施する。
- 2 インターネット上の国際法関連の情報提供の充実に取り組む。
- 3 日弁連等とも協力し、国際法に関する各種講義を実施する。
- 4 アジア・カップ等の国際法模擬裁判を実施する。

施策の進捗状況・実績

国際法に関する知識普及・理解促進及び国際法に携わる人材育成のために以下の施策を実施した。

- 1 大学における国際法の講義を積極的に引き受け、国際法に関する知識の普及に努めた。また、外務省内においても国際法に関する研修を実施し、人材育成に努めた。
- 2 ICC, ICJについては、概要情報及び両国際機関との我が国の関係等についての情報を外務省ホームページに更新の上掲載した。また、「東シナ海における資源開発に関する我が国の法的立場」(外務省ホームページ)の作成に法的観点から貢献した。外務省主催の海洋法に関する国際シンポジウムの各報告資料及び内容の概要を外務省ホームページに掲載し、更なる国際法の情報発信の一助とした。なお、同シンポジウムには、権威ある海洋法研究者及び実務家13名がコーディネーター及びパネリストとして出席し、在京外交団、政府関係者、研究者、学生ら延べ300人余が参加し、同シンポジウムについては海洋安全保障に関するG7外相声明において言及された。
- 3 国際機関や途上国における我が国の法制度整備支援事業等における日本の法律家のプレゼンスを高めることを目的に日本弁護士連合会主催、法務省及び外務省共催で、若手弁護士、法科大学院生・修了生、大学生等を対象とした「国際分野で活躍する法律家を目指すためのキャリアセミナー」を実施し(9月)、2日間で延べ65名が参加した。
- 4 国際法学会と共催で国際法模擬裁判「アジア・カップ2015年」を開催(8月)し、日本を含むアジア11か国から学生の代表が参加して、当省において「海洋における資源探査」をテーマに討論を実施し、参加国の学生の国際法に対する理解の促進に努め、国際社会及び紛争解決における法の支配の重要性について共通の認識を涵養することに努めた。

28年度

年度目標

国際法に関する知識普及・理解促進及び国際法に携わる人材育成のため以下を実施する。

- 1 大学における講義等を積極的に引き受ける。
- 2 インターネット上の国際法関連の情報提供の充実に取り組む。
- 3 日弁連等とも協力し、国際法に関する各種普及活動を実施する。
- 4 アジア・カップ等の国際法模擬裁判を実施又は支援する。

施策の進捗状況・実績

国際法に関する知識普及・理解促進及び国際法に携わる人材育成のために以下の施策を実施した。

- 1 大学における国際法の講義を積極的に引き受け、講義の実施等を通して国際法に関する知識の普及に努めた。また、外務省内においても様々なレベルの職員に対して国際法に関連する研修を延べ約30時間実施し、人材育成に努めた。
- 2 ICC, ICJ及びUNCLOSについては、概要情報及び我が国の関係等についての情報を外務省ホームページに更新の上掲載した。このほか、外務省主催の海洋法に関する国際シンポジウムの概要を外務省ホームページに掲載し、更なる国際法の情報発信の一助とした。
- 3 国際機関や途上国における我が国の法制度整備支援事業等における日本の法律家のプレゼンスを高めることを目的に日本弁護士連合会主催、法務省及び外務省共催で、若手弁護士、法科大学院生・修了生、大学生等を対象とした「国際分野で活躍するための法律家キャリアセミナー」を実施し(9月)、2日間で延べ65名が参加した。また、「海洋法の20年の発展と新たな課題」をテーマに海洋法に関する国際シンポジウムを開催し、ITLOS所長を基調講演者として迎えたほか、権威ある海洋法研究者及び実務家13名がコーディネーター及びパネリストとして出席し、在京外交団、政府関係者、研究者、学生ら延べ約300人が参加した。
- 4 国際法学会と国際法模擬裁判「2016年アジア・カップ」を共催(8月)し、日本を含むアジア11か国の学生代表が参加して、「海洋保護区の設置の合法性」をテーマに模擬裁判を実施した。参加国の学生に対する国際法の理解促進に努め、アジアにおいて国際法を専門とする若手法律家の育成、同法律家間のネットワーク構築、及び、国際社会及び紛争解決における法の支配の重要性につ

いて共通認識の涵養に努めた。

作成にあたって使用した資料その他の情報

・ 外務省ホームページ

国際社会における法の支配（平成 29 年 3 月 31 日）

（<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/shihai/index.html>）

ガストーン・アジア・アフリカ法律諮問委員会事務局長の訪日（平成 29 年 1 月 30 日）

（http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press4_004221.html）

国際刑事裁判所に対する「平和と正義の鐘」の寄贈（平成 29 年 1 月 24 日）

（http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press4_004199.html）

国際刑事裁判所被害者信託基金に対する我が国の拠出（平成 28 年 11 月 17 日）

（http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press4_003938.html）

アフリカ諸国による国際刑事裁判所（ICC）からの脱退発表について（平成 28 年 10 月 26 日）

（http://www.mofa.go.jp/mofaj/ila/ila/page3_001860.html）

国際刑事裁判所裁判官選挙への赤根智子法務省法務総合研究所長兼国際司法協力担当大使の候補者指名（平成 28 年 4 月 22 日）

（http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press4_003241.html）

野口元郎国際刑事裁判所被害者信託基金理事長の再選（平成 28 年 4 月 18 日）

（http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press4_003225.html）

村瀬信也上智大学名誉教授の国連国際法委員会委員再選（平成 28 年 11 月 4 日）

（http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press4_003891.html）

国際法模擬裁判 2016 年アジア・カップの開催（平成 28 年 8 月 22 日）

（http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press4_003613.html）

個別分野 2 政治・安全保障分野における国際約束の締結・実施

施策の概要

- 1 我が国の外交・安全保障に関する枠組み作りを推進・強化する。
- 2 諸外国・国際機関との間での政治分野に関する枠組み作りを推進・強化する。

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

- ・ 第 193 回国会施政方針演説及び外交演説(平成 29 年 1 月 20 日)
日米同盟の一層の強化，法の支配，北方領土問題の解決等に言及あり。

測定指標 2-1 我が国の外交・安全保障に関する枠組み作りの推進・強化

中期目標（一年度）

我が国の外交・安全保障に関する枠組み作りを推進・強化する。

27 年度

年度目標

- 1 米国との間で，日米防衛協力のための指針の見直し及び，日米地位協定の環境補足協定の締結に向けた交渉等を促進する。
- 2 米国を含む諸外国との間で，物品役務相互提供協定(ACSA)や防衛装備品・技術移転協定等の締結・改正に向けた交渉等を推進する。
- 3 ロシアとの間で，北方領土問題の双方にとり受入れ可能な解決策の作成に向けた交渉等を推進する。

施策の進捗状況・実績

- 1 日米安保体制の信頼性向上に向けて，4月に新「日米防衛協力のための指針」が公表された。また，9月には，日米地位協定の環境補足協定を締結した。
- 2 防衛装備品・技術移転協定については，12月にインドとの間で，28年2月にフィリピンとの間で協定に署名した（インドとの2協定は28年3月に発効。）。
情報保護に関する協定について，12月にインドとの間で，28年3月にイタリアとの間で締結した。
- 3 日露関係については，11月に日露首脳会談を行い，北方領土問題について双方に受入れ可能な解決策の作成に向けた率直な意見交換を行った。

28 年度

年度目標

- 1 米国を含む諸外国との間で，物品役務相互提供協定(ACSA)や防衛装備品・技術移転協定，情報保護協定等の締結・改正に向けた交渉等を推進する。
- 2 ロシアとの間で，北方領土問題の双方にとり受入れ可能な解決策の作成に向けた交渉等を加速化する。

施策の進捗状況・実績

- 1 日米安保体制の信頼性向上に向けて，29年1月に日米地位協定の軍属補足協定を締結した。物品役務相互提供協定(ACSA)については，9月に米国との間で，29年1月に豪州及び英国との間で協定に署名した。防衛装備品・技術移転協定については，マレーシア及びインドネシアとの間で交渉の過程にあり，フランスとの間の協定が12月1日に発効した。また，11月23日に日韓軍事秘密情報保護協定を締結した。
- 2 日露間の平和条約締結問題に関し，6月及び8月には外務当局間での平和条約締結交渉が行われた。また，累次の首脳・外相会談を含む様々なレベルでのやり取りを踏まえ，12月のプーチン大統領訪日時の首脳会談では，平和条約問題を解決するとの両首脳自身の真摯な決意が示された。

測定指標 2-2 諸外国・国際機関との間での政治分野に関する枠組み作りの推進・強化

中期目標（--年度）

諸外国・国際機関との間での政治分野に関する枠組み作りを推進・強化する。

27年度

年度目標

- 1 メキシコ、ブラジル及びインド等との間で、原子力協定等の締結に向けた交渉を進展させる。
- 2 イラン、中国等との間で、犯罪人引渡条約及び受刑者移送条約等の締結に向けた交渉等を推進する。
- 3 EUとの間で、日EU戦略的パートナーシップ協定の締結に向けた交渉等を推進する。

施策の進捗状況・実績

- 1 交渉中の二国間原子力協定のうち、インドとの間の協定について12月に原則合意に達し、この旨を確認する覚書が署名された。また、メキシコとの間で、議論を継続し、交渉の進展が見られた。さらに、原子力損害の補完的な補償に関する条約については、我が国の締結により、28年4月に発効するに至った。
- 2 犯罪人引渡条約については、中国との間で、5年ぶりに締結に向けた第2回会合（6月）、第3回会合（28年1月）を行った。受刑者移送条約については、ブラジルとの間の協定が発効するに至った（28年2月）ほか、中国との間で、3年8か月ぶりに締結に向けた第3回会合（7月）を行った。また、27年1月に署名を行ったイランとの受刑者移送条約が、第190回国会で承認された。
- 3 EUとの間で、日EU戦略的パートナーシップ協定の交渉会合を4度行い、複数の協力の分野について双方の立場の収れんに向けて一層の前進が見られた。

28年度

年度目標

- 1 メキシコ、ブラジル等との間で、原子力協定等の締結に向けた交渉を進展させる。インドとの間で、原子力協定の署名・締結に必要な技術的な検討やインド側との調整を行う。
- 2 中国との間で、犯罪人引渡条約、受刑者移送条約の締結に向けた交渉等を推進する。
- 3 EUとの間で、日EU戦略的パートナーシップ協定の締結に向けた交渉等を推進する。

施策の進捗状況・実績

- 1 二国間原子力協定のうち、インドとの間の協定について11月に署名した。また、メキシコとの間で、協議を行い、交渉の進展が見られた。ブラジルとの間では交渉中の論点についての検討作業を進めた。
- 2 中国との間では、犯罪人引渡条約、受刑者移送条約の次回締結交渉の早期開催に向け鋭意働きかけを行った。
- 3 EUとの間で、日EU戦略的パートナーシップ協定の交渉会合を1回行い、双方の立場の合意に向けて一層の前進が見られた。

作成にあたって使用した資料その他の情報

- ・ 第193回国会における施政方針演説及び外交演説（平成29年1月20日）
総理大臣施政方針演説
(http://www.kantei.go.jp/jp/97_abe/statement2/20170120siseihousin.html)
外務大臣外交演説
(http://www.mofa.go.jp/mofaj/fp/pp/page3_001969.html)
- ・ 外務省ホームページ
日米地位協定の軍属に関する補足協定の署名（平成29年1月16日）
(http://www.mofa.go.jp/mofaj/na/fa/page3_001957.html)
日・米物品役務相互提供協定の署名（平成28年9月26日）
(http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press4_003738.html)

安倍総理大臣のオーストラリア訪問（平成29年1月15日）

（http://www.mofa.go.jp/mofaj/a_o/ocn/au/page16_000012.html）

日・英物品役務相互提供協定の署名（平成29年1月26日）

（http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press4_004207.html）

防衛装備品及び技術の移転に関する日本国政府とフランス共和国政府との間の協定の発効（平成28年12月2日）

（http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press4_003989.html）

日韓秘密軍事情報保護協定の署名（平成28年11月23日）

（http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press4_003950.html）

プーチン・ロシア連邦大統領の訪日（平成28年12月18日）

（http://www.mofa.go.jp/mofaj/erp/rss/hoppo/page4_002578.html）

日印首脳会談（平成28年11月11日）

（http://www.mofa.go.jp/mofaj/s_sa/sw/in/page3_001879.html）

日EU戦略的パートナーシップ協定交渉 第12回会合（結果）（平成28年12月16日）

（http://www.mofa.go.jp/mofaj/erp/ep/page25_000614.html）

個別分野 3 経済・社会分野における国際約束の締結・実施

施策の概要

- 1 多角的貿易体制の強化と自由貿易・経済連携の推進
- 2 日本国民・日本企業の海外における利益を保護・促進すること及び国民生活に影響を与える様々な経済及び社会分野での国際的ルール作りへの参画

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

- ・ 第 190 回国会施政方針演説（平成 28 年 1 月 22 日）
TPP 協定に関連した発言多数あり（「二 地方創生への挑戦」）。
- ・ 投資関連協定の締結促進等投資環境整備に向けたアクションプラン（平成 28 年 5 月 11 日）
全体的に投資に関連した発言あり。
- ・ 「日本再興戦略 2016」（平成 28 年 6 月 2 日）
TPP 協定，日 EU・EPA，RCEP，日中韓 FTA，投資協定，租税条約等に関連した言及あり。
「Ⅱ 4. 海外の成長市場の取り込み」以下の部分。
- ・ 「経団連定時総会における岸田外務大臣挨拶」（平成 28 年 6 月 3 日）
TPP 協定，日 EU・EPA，RCEP，日中韓 EPA 等に関連した発言あり。
「日本にとって好ましい国際的な経済環境を作っていくため」以下の部分。
- ・ 「パリ協定」の受諾に関する内閣総理大臣の談話（平成 28 年 11 月 8 日）
パリ協定の受諾に関連し，地球温暖化対策について我が国の立場を表明。
- ・ 「気候変動と脆弱性の国際安全保障への影響」に関する円卓セミナーにおける滝沢外務大臣政務官による開会スピーチ（平成 29 年 1 月 19 日）
気候変動に関する我が国の立場について発言。
- ・ 第 193 回国会施政方針演説（平成 29 年 1 月 20 日）
TPP 協定，日 EU・EPA，RCEP 等に関連した言及あり。
「自由貿易の旗手として、公正なルールに基づいた、二十一世紀型の経済体制を構築する。
TPP 協定の合意は、そのスタンダードであり、今後の経済連携の礎となるものであります。
日 EU・EPA のできる限り早期の合意を目指すとともに、RCEP などの枠組みが野心的な協定となるよう交渉をリードし、自由で公正な経済圏を世界へと広げます。」
- ・ 第 193 回国会外交演説（平成 29 年 1 月 20 日）
TPP 協定，日 EU・EPA，RCEP，パリ協定等に関連した言及あり。
「自由貿易は世界経済成長の源泉であり，TPP を含め，日本が先頭に立ってこれを牽引していきます。日 EU・EPA 交渉は，可能な限り早期に大枠合意が実現できるよう最大限努力します。また，東アジア地域包括的経済連携（RCEP），日中韓 FTA 等，他の経済連携協定の交渉も質の高い協定を目指して推進していきます。」
「気候変動に関するパリ協定については，すべての国による実効的な排出削減が達成されるよう，各国の排出削減の透明性がより高まるルール作りにも貢献していきます。」

測定指標 3-1 多角的貿易体制の強化と自由貿易・経済連携の推進

中期目標（一年度）

経済連携（FTA/EPA）について新規案件の検討，既存案件の交渉及び締結の促進並びに環太平洋パートナーシップ（TPP）協定の早期締結を図るとともに，多角的貿易体制の強化と自由貿易・経済連携の推進に積極的に関与・貢献する。

27 年度

年度目標

- 1 WTO における多角的貿易体制の強化に向けた様々な取組が行われているところ，WTO 協定改正議定書（貿易円滑化協定）の締結に向けた手続を進めるとともに，情報技術協定（ITA）の品目拡大交渉等の交渉に積極的に参加する。

2 FTA/EPA につき、国益にかなった、包括的かつ高いレベルで迅速に推進するため、以下を実施する。

最終局面にある TPP 交渉についても、交渉を主導し、早期の交渉妥結を目指す。

日・カナダ、日・コロンビア、日中韓、日・EU、東アジア地域包括的経済連携（RCEP）、日・トルコの EPA 交渉を進展させる。日 ASEAN 包括的経済連携（AJCEP）協定のうち投資章及びサービス貿易章の交渉を進展させる。

日・モンゴル EPA 締結に向けた手続を進める。

発効済みの EPA（計 14 件）につき、協定の実施及び運用について適切な法的助言を行う。

領土や海洋等に関する問題を念頭に、国際法秩序の形成・発展に貢献するとともに、国際法に基づく紛争の平和的解決の側面を支えるべく、以下の取組により、「法の支配」を一層推進する。

2 国際法に関する体制強化を目的として、国際裁判対策室を新設する。

施策の進捗状況・実績

1 WTO

WTO 協定改正議定書（貿易円滑化協定）については、5 月、第 189 回国会においてその締結について承認を得て、6 月に受諾書を寄託した。情報技術協定 ITA（9 年（1997 年）発効）については、対象品目を拡大すべく、我が国は主要参加国として交渉を主導した結果、7 月に新たに関税撤廃の対象となる 201 品目を確定させるに至った。対象品目確定以降、我が国が議長として各品目の関税撤廃期間について交渉を主導した結果、12 月に交渉が最終的に妥結した。

2 FTA/EPA

大きな戦略的意義を有する TPP 協定については、精力的に交渉を重ねた結果、10 月に大筋合意に至り、28 年 2 月に署名を行った。同年 3 月、第 190 回国会に同協定を提出し、締結につき承認を得るべく取り進めた。

日・コロンビア EPA については 3 回（非公式会合は除く。以下同。）、日中韓 FTA については 6 回、日 EU・EPA については 6 回、RCEP については 5 回、日・トルコ EPA については 3 回、AJCEP については 1 回、それぞれ交渉会合を開催し、交渉を進展させた。また、日・カナダ EPA については、交渉の進め方に関して検討を行った。

日・モンゴル EPA については、5 月、第 189 回国会においてその締結について承認を得るに至った。国会承認後、モンゴル側と調整し、同協定の締結手続を進めた。

発効済みの EPA については、都度、法的観点から、協定に基づいて設置されている各種委員会の運営、条文の解釈等につき助言を行った。また、日・フィリピン EPA については、見直し交渉を開始するべく準備を開始した。

28 年度

年度目標

1 WTO：多角的貿易体制の強化に向けた様々な取組が行われているところ、以下を実施する。

・対象品目の拡大及び関税撤廃期間について交渉が妥結した情報技術協定（ITA）の締結手続を迅速かつ円滑に取り進める。

・サービスの貿易に関する一般協定（GATS）以上の自由化を実現すべく開始された新サービス貿易協定（TiSA）の交渉に我が国の国内事情を勘案しつつ積極的に関与し、交渉を加速化させる。

2 FTA/EPA：包括的かつ高いレベルで迅速に推進するため、以下を実施する。

・大きな戦略的意義を有する TPP 協定につき、早期発効に向けた機運を高めるべく、同協定の締結手続を迅速かつ円滑に取り進める。

・日・コロンビア EPA、日中韓 FTA、日 EU・EPA、東アジア地域包括的経済連携（RCEP）、日・トルコ EPA につき引き続き交渉を進展させる。

・発効済みの EPA（計 15 件）につき、その実施及び運用について適切な法的助言を行う。

施策の進捗状況・実績

1 WTO

・WTO 協定改正議定書（貿易円滑化協定）が 29 年 2 月に発効し、公布手続を行った。また、情報技術協定（ITA）について、締結につき承認を求めべく 29 年 2 月に第 193 回国会に提出し、国会承認に向けて各種業務を行った。TiSA 交渉については、28 年内の実質合意に向けて交渉に積極的に関与してきたが、29 年の早期妥結に向けて引き続き連携していくこととなった。

2 FTA/EPA

- ・ TPP 協定については、29年1月に、協定の寄託国であるニュージーランドに対し、我が国の国内手続完了に関し通報を行った。
- ・ 日・コロンビア EPA 交渉の非公式会合等を開催し、物品貿易、原産地規則等の分野について協議し、合意に向けて進展した。また9月及び11月の日・コロンビア首脳会談において首脳間で交渉の早期妥結を目指す旨確認した。
- ・ 日中韓 FTA については、3回の交渉会合を開催した。
- ・ 日 EU・EPA については、3回の交渉会合を開催し、12月には岸田外務大臣が、マルムストローム欧州委員（貿易担当）との電話会談を実施した。また、29年2月には岸田外務大臣とマルムストローム欧州委員（貿易担当）との間で昼食会を実施し、日 EU・EPA は日 EU 間の最優先課題であること及び保護主義的な動きに対抗するために日 EU・EPA の可能な限り早期の大枠合意が極めて重要であることを再確認した。
- ・ 東アジア地域包括的経済連携（RCEP）については、6回の交渉会合を開催し、2度の閣僚中間会合を開催した。また、ラオスのビエンチャンにおいて9月に開催された ASEAN 関連首脳会議では RCEP 首脳による共同声明文が発出された。
- ・ 日・トルコ EPA については、3回の交渉会合を行った。
- ・ 発効済みの EPA については、都度、法的観点から、協定に基づいて設置されている各種委員会の運営、条文の解釈等につき助言を行った。また、日・ASEAN 包括的経済連携（AJCEP）協定については、投資章・サービス貿易章の早期発効等を目指し、2回の合同委員会を開催する等の取組を進めた。

測定指標 3-2 日本国民・日系企業の海外における利益を保護・促進すること及び国民生活に影響を与える様々な経済及び社会分野での国際的ルール作りへの参画

中期目標（一年度）

日本国民及び日本企業の国内外における利益を保護及び促進するとともに、国民生活に影響を与える様々な経済及び社会分野での国際的なルール作りへ積極的に参画する。

27年度

年度目標

日本国民・日本企業等の利益や関心を十分に反映させつつ、経済及び社会分野の各種条約（投資協定、租税条約、社会保障協定等）交渉・締結に向けた手続を進める。また、環境関連条約等国民生活に大きな影響を与え得る国際ルール作りへの積極的な参画を通じ、地球規模の課題の解決及びその発生の予防に貢献するとともに、日本国民の利益を増進する。そのため以下を実施する。

1 二国間条約

- ・ 現在交渉中の投資協定（オマーン、アンゴラ、アルジェリア、カタール、アラブ首長国連邦、ケニア、ガーナ、モロッコ及びタンザニア）、租税条約（ドイツ）、社会保障協定（中国、フィリピン及びトルコ）につき交渉を進展させる。
- ・ カザフスタン、ウクライナ、ウルグアイとの投資協定、カタールとの租税協定、ルクセンブルクとの社会保障協定、カンボジア、ラオスとの航空協定の計7件の締結に向けた手続を進める。

2 多数国間条約

- ・ 水銀に関する水俣条約、二〇〇七年国際コーヒー協定、特許法条約、商標法シンガポール条約、ASEAN+3 マクロ経済調査事務局設立協定の計5本の締結に向けた手続を進める。

施策の進捗状況・実績

1 二国間条約

投資協定：①日・カザフスタン投資協定、②日・ウクライナ投資協定、③日・ウルグアイ投資協定については、9月、第189回国会においてその締結につき承認を得、①については9月に、②については10月に締結した。③については、ウルグアイ側に締結行為の実施に向け働きかけを行った。④日・オマーン投資協定、⑤日・イラン投資協定については、それぞれ6月、28年2月に署名を行い、ともに2月に締結につき承認を求めべく第190回国会に提出し、国会承認に向けて各種業務を行った。⑥日・ケニア投資協定については2回（非公式会合は除く。以下同。）、⑦日・イスラエル投資協定については4回、⑧日・タンザニア投資協定及び⑨日・ガーナ投資協定については1回

交渉会合を開催し、交渉を進展させた。その結果、⑥については28年3月に、⑦については12月に実質合意に至った。その他の国（アンゴラ、アルジェリア、カタール、アラブ首長国連邦、モロッコ）との投資協定交渉についても、進展させるべく検討を行った。

租税条約：①日・カタール租税協定については、9月、第189回国会においてその締結につき承認を得、12月に発効した。②日・ドイツ租税協定、③日・チリ租税条約、④日・インド租税条約改正議定書については、交渉の結果、それぞれ12月、28年1月、12月に署名に至り、いずれも28年2月に締結につき承認を求めるべく第190回国会に提出し、国会承認に向けて各種業務を行った。また、⑤日・スロベニア租税条約については、交渉を行った結果、28年1月に実質合意に至った。⑥加えて、全面改正となる日・ベルギー租税条約については、28年3月に交渉会合を開催した。

社会保障協定：①日・ルクセンブルク社会保障協定については、9月、第189回国会においてその締結につき承認を得、同協定の締結手続を進めた。②日・フィリピン社会保障協定については、交渉を行った結果、11月に署名を行い、28年2月に締結につき承認を求めるべく第190回国会に提出し、国会承認に向けて各種業務を行った。③日中社会保障協定、④日・トルコ社会保障協定、⑤日・スロバキア社会保障協定、⑥日・チェコ社会保障協定の改正についてはそれぞれ1回交渉会合を開催し、交渉を進展させた。

航空協定：①日・カンボジア航空協定及び②日・ラオス航空協定については、ともに平成28年2月に締結につき承認を求めるべく第190回国会に提出（再提出）し、国会承認に向けて各種業務を行った。

さらに、日米航空当局間協議に積極的に関与し、28年2月合意に至った。

2 多数国間条約

水銀に関する水俣条約については、5月、第189回国会においてその締結について承認を得、28年2月に受諾書を寄託した。二〇〇七年国際コーヒー協定については、5月、第189回国会においてその締結について承認を得、7月に加入書を寄託し、同月我が国との関係において効力を生じた。特許法条約及び商標法シンガポール条約については、6月、第189回国会においてその締結について承認を得、28年3月に加入書を寄託し、28年6月に我が国との関係において効力を生じた。ASEAN+3マクロ経済調査事務局設立協定については、5月、第189回国会においてその締結について承認を得、6月に受諾書を寄託し、28年2月に発効した。

さらに、気候変動に関するパリ協定については、締結の国会承認に向けた準備を進めた。

28年度

年度目標

日本国民や日本企業等の利益及び関心を調整の上、十分に反映させつつ、現在交渉中の各種経済・社会条約（投資協定、租税条約、社会保障協定等）についての交渉を進展させ、交渉が妥結した条約については、その締結手続を取り進める。

環境関連条約等、国民生活に大きな影響を与え得る、経済及び社会分野での国際的なルール作りへの積極的な参画を通じ、地球規模の課題の解決に貢献するとともに、日本国民や日本企業等の利益を増進する。

環境分野では、気候変動に関するパリ協定について締結手続を取り進め、経済分野では投資協定、租税条約の締結手続を取り進め、社会分野では社会保障協定、航空協定等の締結手続を取り進める。

施策の進捗状況・実績

1 二国間条約

投資協定：日・イラン投資協定及び日・オマーン投資協定については、28年5月に第190回国会においてその締結につき承認を得、イラン及びオマーン側に締結行為の実施に向け働きかけを行った。日・ケニア投資協定及び日・イスラエル投資協定については、それぞれ28年8月、29年2月に署名を行い、ともに締結につき承認を求めるべく29年3月に第193回国会に提出し、国会承認に向けて各種業務を行った。日・アルゼンチン投資協定については4回、日・コートジボワール投資協定及び日・モロッコ投資協定については2回、日・タンザニア投資協定及び日・バーレーン投資協定については1回交渉会合を開催し、交渉を進展させた。

租税条約：日・ドイツ租税協定、日・インド租税条約改正議定書及び日・チリ租税条約については、28年5月に第190回国会においてその締結につき承認を得た。その後、日・ドイツ租税協定及び日・インド租税条約改正議定書については、9月に締結手続を行い、10月に効力が発生した。また、日・チリ租税条約については、12月に締結手続を行い、同月に効力が発生した。

日・スロベニア租税条約、日・ベルギー租税条約については、それぞれ9月及び10月に署名を行った。

日・ラトビア租税条約の新規締結に向け、6月に交渉を行い実質合意に至り、29年1月に署名を行った。

日・オーストリア租税条約の全面改正に向け、10月に交渉を行い実質合意に至り、29年1月に署名を行った。

日・エストニア租税条約及び日・リトアニア租税条約の新規締結に向け、それぞれ8月及び10月に交渉を行い、後者については実質合意に至った。

日・バハマ租税情報交換協定の一部改正に向け、12月に交渉を開始し、その後実質合意に至り、29年2月に署名を行った。

なお、日・スロベニア租税条約、日・ベルギー租税条約、日・ラトビア租税条約、日・オーストリア租税条約、日・バハマ租税情報交換協定改正議定書については、その締結につき承認を求めるべく29年3月に第193回国会に提出し、国会承認に向けて各種業務を行った。

社会保障協定：日・フィリピン社会保障協定の締結については、28年4月に第190回国会において承認を得た。日・スロバキア社会保障協定及び日・チェコ社会保障協定改正議定書については、それぞれ29年1月及び同2月に署名し、その締結につき承認を求めるべく第193回国会に提出している。また、日・中国社会保障協定については2回、日・トルコ社会保障協定及び日・スウェーデン社会保障協定については1回の交渉会合を開催し、協議を進展させた。

航空協定：日・カンボジア航空協定及び日・ラオス航空協定については、28年4月にその締結につき国会承認を得、5月に外交上の公文の交換を行い効力が発生した。

2 多国間条約

パリ協定については、28年11月に第192回国会においてその締結につき国会承認を得て、受諾書の寄託を行った。翌12月、我が国との関係において効力を生じた。

作成にあたって使用した資料その他の情報

・外務省ホームページ

平成28年版外交青書（外交青書2016）

第3章第1節6 国際社会における法の支配（4）経済・社会分野における取組

(http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/bluebook/2016/html/chapter3_01_06.html#s31604)

・官邸ホームページ

第百九十回国会における安倍内閣総理大臣施政方針演説（平成28年1月22日）

(http://www.kantei.go.jp/jp/97_abe/statement2/20160122siseihousin.html)

これまでの「日本再興戦略」について

(<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisei/kettei.html>)

第百九十三回国会における安倍内閣総理大臣施政方針演説（平成29年1月20日）

(http://www.kantei.go.jp/jp/97_abe/statement2/20170120siseihousin.html)

・外務省ホームページ

第193回国会における岸田外務大臣の外交演説（平成29年1月20日）

(http://www.mofa.go.jp/mofaj/fp/pp/page3_001969.html)

「サービス貿易に関する新たな協定」に関する12月会合の開催（平成28年12月19日）

(http://www.mofa.go.jp/mofaj/ecm/st/page23_001815.html)

「貿易の円滑化に関する協定」の発効（平成29年2月22日）

(http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press4_004299.html)

日・コロンビアEPA交渉（平成27年9月4日）

(http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/j_colombia/index.html)

中韓FTA（平成29年4月13日）

(<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/j-jck/>)

日・トルコ経済連携協定（平成29年1月18日）

(http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/j_turkey/index.html)

日EU経済連携協定（EPA）交渉（平成29年4月7日）

(http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/page6_000042.html)

東アジア地域包括的経済連携（RCEP）（平成29年4月28日）

(<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/j-eacepia/>)
環太平洋パートナーシップ (TPP) 協定交渉 (平成 29 年 3 月 9 日)
(<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/tpp/>)
環太平洋パートナーシップ協定 (略称: TPP 協定) (平成 29 年 3 月 10 日)
(http://www.mofa.go.jp/mofaj/ila/et/page24_000580.html)
日・モロッコ投資協定交渉第 2 回会合の開催 (平成 28 年 6 月 7 日)
(http://www.mofa.go.jp/mofaj/me_a/me1/ma/page23_001511.html)
日・ケニア投資協定の署名式の実施 (結果) (平成 28 年 8 月 29 日)
(http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press1_000115.html)
投資の相互促進及び相互保護に関する日本国とオマーン国との間の協定 (略称: 日・オマーン投資協定) (平成 29 年 1 月 27 日)
(http://www.mofa.go.jp/mofaj/ila/et/page22_002522.html)
投資の相互促進及び相互保護に関する日本国とイラン・イスラム共和国との間の協定 (略称: 日・イラン投資協定) (平成 29 年 4 月 26 日)
(http://www.mofa.go.jp/mofaj/ila/et/page22_002523.html)
日・コートジボワール投資協定交渉第 1 回会合の開催 (平成 29 年 1 月 27 日)
(http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press4_004210.html)
日・タンザニア投資協定交渉第 3 回会合の開催 (結果) (平成 29 年 1 月 27 日)
(http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press4_004211.html)
日・イスラエル投資協定の署名 (平成 29 年 2 月 1 日)
(http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press3_000258.html)
日・アルゼンチン投資協定交渉第 4 回会合の開催 (平成 29 年 2 月 6 日)
(http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press4_004235.html)
日・バーレーン投資協定交渉第 1 回会合の開催 (平成 29 年 2 月 15 日)
(http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press4_004266.html)
投資 (平成 29 年 5 月 15 日)
(<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/investment/index.html>)
日・エストニア租税条約交渉の開始 (平成 28 年 8 月 8 日)
(http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press4_003577.html)
日・スロベニア租税条約の署名 (平成 28 年 9 月 30 日)
(http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press4_003759.html)
新日・ベルギー租税条約の署名 (平成 28 年 10 月 12 日)
(http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press4_003806.html)
所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とインド共和国政府との間の条約を改正する議定書 (略称: 日・インド租税条約改正議定書) (平成 28 年 10 月 29 日)
(http://www.mofa.go.jp/mofaj/ila/et/page22_002526.html)
所得に対する租税及びある種の他の租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とドイツ連邦共和国との間の協定 (略称: 日・ドイツ租税協定) (平成 28 年 11 月 28 日)
(http://www.mofa.go.jp/mofaj/ila/et/page22_002524.html)
日・リトアニア租税条約の実質合意 (平成 28 年 12 月 28 日)
(http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press4_004116.html)
日・ラトビア租税条約の署名 (平成 29 年 1 月 18 日)
(http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press4_004179.html)
所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とチリ共和国との間の条約 (略称: 日・チリ租税条約) (平成 29 年 1 月 31 日)
(http://www.mofa.go.jp/mofaj/ila/et/page22_002525.html)
新日・オーストリア租税条約の署名 (平成 29 年 1 月 31 日)
(http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press3_000253.html)
バハマ国との租税情報交換協定改正議定書の署名 (平成 29 年 2 月 10 日)
(http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press4_004248.html)
日・トルコ社会保障協定第 5 回政府間交渉の開催 (平成 28 年 3 月 30 日)
(http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press4_003154.html)

日中社会保障協定（仮称）第5回政府間交渉（結果）（平成28年6月8日）
（http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press4_003376.html）

日スウェーデン社会保障協定（仮称）第2回政府間交渉の開催（平成28年6月13日）
（http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press4_003386.html）

社会保障に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定（略称：日・フィリピン社会保障協定）
（平成28年8月1日）
（http://www.mofa.go.jp/mofaj/ila/et/page22_002527.html）

日中社会保障協定（仮称）第6回政府間交渉（結果）（平成28年11月25日）
（http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press4_003961.html）

日・スロバキア社会保障協定の署名（平成29年1月31日）
（http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press3_000254.html）

日・チェコ社会保障協定改正議定書の署名（平成29年2月2日）
（http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press4_004226.html）

航空業務に関する日本国とカンボジア王国との間の協定（略称：日・カンボジア航空協定）（平成28年11月10日）
（http://www.mofa.go.jp/mofaj/ila/et/page22_001886.html）

航空業務に関する日本国とラオス人民民主共和国との間の協定（略称：日・ラオス航空協定）（平成28年11月10日）
（http://www.mofa.go.jp/mofaj/ila/et/page22_001887.html）

国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）、京都議定書第11回締約国会合（CMP11）等（平成27年12月28日）
（http://www.mofa.go.jp/mofaj/ic/ch/page18_000435.html）

「パリ協定」の受諾に関する内閣総理大臣の談話（平成28年11月8日）
（http://www.mofa.go.jp/mofaj/ic/ch/page4_002477.html）

**施策Ⅱ-4 的確な情報収集及び分析，並びに
情報及び分析の政策決定ラインへの提供
(モニタリング)**

平成 29 年度政策評価書（モニタリング）

（外務省 28-Ⅱ-4）

施策名	的確な情報収集及び分析，並びに情報及び分析の政策決定ラインへの提供					
施策目標	<p>情報収集能力の強化，情報コミュニティ省庁及び諸外国との連携・協力や外部専門家の知見の活用等による情報分析の能力の強化，政策立案に資する情報及び情報分析の政策決定ラインへの適時の提供を行うことにより，外交施策の立案・実施に寄与する。</p>					
施策の概要	<p>1 在外公館における情報収集・分析機能強化 在外公館における情報収集担当官が，新たな情報源の開拓を含め，情報収集を強化するため，任国の内外に定期的に出張する。</p> <p>2 先端技術による情報収集 先端技術を活用して，情報の収集・分析を行う。</p> <p>3 公開情報収集 多様な国際情勢に迅速・的確に対応するため，公開情報の中の基礎的な情報を入手する。</p> <p>4 情報分析機能の推進(有識者知見の活用，関係者とのネットワーク拡大) 国際情勢を的確に見極めていくためには，様々な要因・観点から考慮することが必要であり，省内のみならず省外の専門家の知見を積極的に活用していくなどして，多角的な観点から分析を推し進め，また，外国政府機関や専門家とのネットワーク拡大を通じた情報収集・分析機能の強化を図っていく。</p> <p>5 職員のための研修及び情報収集・分析会議 我が国関心地域に関する対外情報分析機能を一層強化するため，分析要員の研修及び本省と在外公館の担当者間の情報共有・意見交換のための会議等を実施する。</p> <p>6 政策決定ラインへの適時の情報及び情報分析の提供 適時・適切な政策決定ラインへの情報・情報分析の提供を行う。</p>					
施策の予算額・執行額等	区分	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	
	予算の 状況 (百万 円)	当初予算(a)	489	500	578	634
		補正予算(b)	0	0	0	0
		繰越し等(c)	0	0	0	0
		合計(a+b+c)	489	500	578	634
執行額(百万円)		462	486	568	634	
関連する内閣の重要政策	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第193回国会外交演説（平成29年1月20日） 「拡大するテロ・暴力的過激主義の脅威に対し，特にアジアにおける水際対策や穏健な社会の構築等，国際連携を強化し，国際テロ情報収集ユニットを通じた情報収集を含め，総合的なテロ及び暴力的過激主義対策に取り組んでいきます。」 ・ 「『在外邦人の安全対策強化に係る検討チーム』の提言」点検報告書（平成28年8月2日 外務省「提言」点検チーム） ・ 「経済財政運営と改革の基本方針2016について」（平成28年6月2日 閣議決定） ・ 国際協力事業安全対策会議最終報告（平成28年8月30日） 					

担当部局名	国際情報統括官組織	政策評価（モニタリング）実施時期	平成 29 年 10 月
--------------	-----------	-------------------------	--------------

測定指標 1 情報収集能力の強化

中期目標（一年度）

的確な情報収集を実施する。

27年度

年度目標

以下の達成手段等により、的確な情報収集を行う。

- ・情報収集指示の明確化のため、省内政策部門と調整の上、重点事項を設定するとともに、会議の開催等を通じ、本省・在外公館間のコミュニケーションの強化を図る。
- ・必要な公開情報の収集。特に、テロ対策及び在外邦人安全確保のための公開情報の活用を強化する。
- ・先端技術を活用する。
- ・研修を実施する。
- ・「情報専門官」の育成を図る。
- ・国際テロに関する情報収集機能の強化を目的として、在外公館における情報収集体制を強化する。

施策の進捗状況・実績

本省及び在外公館における情報収集体制強化のため、以下の取組を行った。

- ・北朝鮮の核開発・ミサイル発射、中国の東・南シナ海における海洋進出及び軍事力の増強、シリア情勢の激化やロシアの軍事行動の活発化、国際テロの脅威の増大等我が国を取り巻く安全保障環境や国際情勢の不安定化も勘案しつつ、情報収集の重点事項を省内政策部門と調整した上で設定し、在外公館と情報関心を共有した。
- ・在外公館の情報収集活動の指針を明確化するため、特定重要テーマに関する会議・研修等を開催し、本省側の関心事項・問題意識を在外公館に対して提示した。
- ・時宜に応じた機動的な情報収集のため、在外公館職員の任国内外への出張を指示し、情報収集活動を強化した。
- ・購入した刊行物・データベース等の数：203
- ・先端技術関連データ購入枚数：46
- ・本省出張者延べ人数：109
- ・在外公館職員による出張回数：36

28年度

年度目標

以下の達成手段等により、的確な情報収集を行う。

- ・情報収集指示の明確化のため、省内政策部門と調整の上、重点事項を設定するとともに、会議の開催等を通じ、本省・在外公館間のコミュニケーションの強化を図る。
- ・必要な公開情報を収集する。
- ・先端技術を活用する。
- ・研修を実施する。

施策の進捗状況・実績

本省及び在外公館における情報収集体制強化のため、以下の取組を行った。

- ・北朝鮮の核開発・ミサイル発射及び中露との関係を含む対外政策、中国の東シナ海、南シナ海等を巡る動きを含む海洋戦略、軍事力の動向及び国内政策、国際テロ情勢、イラク及びシリア情勢の不安定化やロシアの軍事的関与等々我が国を取り巻く厳しい安全保障環境の変化及び国際情勢の不安定化を勘案しつつ、情報収集の重点事項を省内政策部門と調整した上で設定し、在外公館と情報収集に係る関心事項を共有した。
- ・在外公館の情報収集活動の指針を明確化するため、特定重要テーマに関する会議・研修等を開催し、本省側の関心事項・問題意識を在外公館に対して提示し、情報収集体制の強化を図った。
- ・国際情勢の変化に応じた機動的な情報収集のため、在外公館においては職員を随時任国内外へ出張させ、迅速かつ的確な情報収集活動を行うよう、適切な対応をとった。
- ・購入した刊行物・データベース等の数：262
- ・先端技術関連データ購入枚数：109

- ・本省出張者延べ人数：91
- ・在外公館職員による出張回数：36

測定指標2 情報分析の質の向上

中期目標（一年度）

質の高い情報分析を実施する。

27年度

年度目標

以下の達成手段等により、質の高い情報分析を行う。

- ・先端技術を活用する。
- ・国内情報コミュニティ省庁間における情報共有を促進する。
- ・外国政府機関や専門家との意見交換を一層充実する。
- ・研修を実施する。

施策の進捗状況・実績

- ・国内情報コミュニティ省庁間における情報共有の促進を通じて、分析の質の向上を図った。
- ・外国政府・機関や内外の専門家との意見交換(含む訪日招へい)を通じて、分析の質の向上を図った。
- ・本省における専門分析員の採用等を通じて、情報分析に関する外部の知見の活用等を推進した。
- ・我が国周辺地域の安全保障情勢や国際テロ情勢分析等に関する体制を強化(定員増の実現等)した。
- ・先端技術関連データ購入枚数：46
- ・専門分析員数：22
- ・委託調査報告書数：14
- ・招へい延べ人数：10
- ・研修/会議参加のための出張者数：34

28年度

年度目標

以下の達成手段等により、質の高い情報分析を行う。

- ・国内情報コミュニティ省庁間における情報共有を促進する。
- ・外国政府機関や専門家との意見交換を、一層充実する。
- ・先端技術を活用する。
- ・情報分析に関する研修・会議に参加し、能力向上を図る。

施策の進捗状況・実績

- ・国内情報コミュニティ省庁間における情報共有の促進を通じて、分析の質の向上を図った。
- ・外国政府・機関や内外の専門家との意見交換(含む訪日招へい)を通じて、分析の質の向上を図った。
- ・本省における専門分析員の採用等を通じて、国際情勢に係る情報分析に関する知見の活用等を推進した。
- ・我が国周辺地域の安全保障情勢や国際テロ情勢分析等について、適切に対応するため人的基盤整備等の強化(定員増の実現等)を図った。
- ・先端技術関連データ購入枚数：109
- ・専門分析員数：22
- ・委託調査報告書数：11
- ・招へい延べ人数：7
- ・研修/会議参加のための出張者数：30

測定指標3 政策決定ラインへの適時の情報及び情報分析の提供

中期目標（一年度）

適時・適切な政策決定ラインへの情報・情報分析を提供する。

27年度

年度目標

- 以下の達成手段等により、適時・適切な政策決定ラインへの情報・情報分析の提供を行う。
- ・省内政策部門との意見交換等により、政策部門が必要とする情報を把握する。在外邦人の安全対策強化の観点から、領事局等関係部局との連携を強化する。
 - ・政策部門に対する時宜を得た報告の機会を、確保・拡充する。

施策の進捗状況・実績

総理大臣官邸を含む政策決定ラインへの定期的な報告を実施し、また収集すべき情報に関する政策部局との意見交換を推進する等、省内政策部局との連携を強化した。（特に、北朝鮮による挑発事象等で情勢が緊迫した際には、臨時的報告も頻繁に実施した。）

在外邦人の安全対策強化の観点から、領事局等関係部局との連携を強化したほか、省内外の各種治安・危機管理情報集約関連の会議に出席し、関連情報を提供した。

分析ペーパーに添付した評価シート（同評価シートでは、概して高い評価を得た）を通じ政策部局等の意見の聴取等を行うことにより、政策部局のニーズを把握し、適時性のある的確な収集・分析課題を設定した。

- ・分析資料の作成数（22年度を100として）：113
- ・幹部ブリーフの回数（22年度を100として）：160

28年度

年度目標

- 以下の達成手段等により、適時・適切な政策決定ラインへの情報・情報分析の提供を行う。
- ・省内政策部門との意見交換等により、政策部門が必要とする情報を把握する。在外邦人の安全対策強化の観点から、領事局等関係部局との連携を強化する。
 - ・政策部門に対する時宜を得た報告の機会を、確保・拡充する。

施策の進捗状況・実績

総理大臣官邸、国家安全保障会議（NSC）等を含む政策決定ラインへの政策判断に資する情報提供を確保するため、省内政策部局との定期的な意見交換を行い、収集すべき情報や情報の集約・分析・共有等について連携強化を図った。（特に、北朝鮮による挑発事象等で情勢が緊迫した場合には臨時的報告を頻繁に実施した。）

在外邦人の安全対策強化の観点から、領事局等関係部局との連携を強化したほか、省内外の各種治安・危機管理情報集約関連の会議に出席し、関連情報を共有した。

分析ペーパーに添付した評価シート（同評価シートでは、概して高い評価を得た）を通じ政策部局等の意見の集約等を行うことにより、政策部局のニーズを把握し、時宜を得た的確な収集・分析課題を設定した。

- ・分析資料の作成数（22年度を100として）：108
- ・幹部ブリーフの回数（22年度を100として）：173

作成にあたって使用した資料その他の情報

- ・第193回国会外交演説（平成29年1月20日）
- ・「『在外邦人の安全対策強化に係る検討チーム』の提言」点検報告書（平成28年8月2日 外務省「提言」点検チーム）
（<http://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000178529.pdf>）
- ・「経済財政運営と改革の基本方針2016について」（平成28年6月2日 閣議決定）
（http://www5.cao.go.jp/keizai-shimon/kaigi/cabinet/2016/2016_basicpolicies_ja.pdf）
- ・国際協力事業安全対策会議最終報告（平成28年8月30日）
（http://www.jica.go.jp/information/info/2016/ku57pq00001ugcxc-att/20160830_01.pdf）

基本目標Ⅲ 広報，文化交流及び報道対策（モニタリング）

施策Ⅲ-1 国内広報・海外広報・IT 広報・文化交流・報道対策 (モニタリング)

平成 29 年度政策評価書（モニタリング）

（外務省 28-III-1）

施策名(※)	国内広報・海外広報・IT 広報・文化交流・報道対策					
施策目標	<p>諸外国国民の対日理解及び親日感の醸成を図るとともに、我が国外交政策に対する国内外での理解を増進し、日本外交を展開する上での環境を整備するため、以下を戦略的、有機的かつ統一的に推進する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 外交政策に関する多様な情報提供を通じて、日本国民の我が国外交政策に対する理解と信頼を増進する。 2 海外における対日理解の増進、親日感の醸成及び我が国の政策への理解を促進する。 3 インターネットを通じ、我が国の外交政策に対する国の内外の理解を促進する。 4 文化・人物交流事業を通じて、各国国民の対日理解を促進し、親日感の醸成を図る。 5 文化、スポーツ、教育、知的交流の振興のための国際協力、文化の分野における国際規範の整備促進等の文化の分野における国際貢献を通じ、各国の国民が経済社会開発を進める上で必要な活力を与え自尊心を支えることにより、親日感の醸成を図る。 6 国内報道機関による報道を通じ、日本国民の我が国外交政策に対する理解と信頼を増進する。 7 外国報道機関による報道を通じ、海外における対日理解・対日親近感の醸成及び我が国の政策への理解を増進する。 					
施策の予算額・執行額等	区分	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算 (a)	15,403	21,928	21,612	20,227
		補正予算 (b)	3,200	2,503	4,064	/
		繰越し等 (c)	34	△1,815	△34	/
		合計 (a+b+c)	18,637	22,617	25,642	/
執行額(百万円)		18,265	21,862	25,363	/	

(※)本施策は、個別分野を設定しており、「施策の概要」、「関連する内閣の重要政策」、「測定指標」、「評価結果」（「施策の分析」及び「次期目標等への反映の方向性」）及び「作成にあたって使用した資料その他の情報」については、関連個別分野の該当欄に記入した。

担当部局名	大臣官房(外務報道官・広報文化組織)	政策評価(モニタリング)実施時期	平成 29 年 10 月
--------------	--------------------	------------------	--------------

個別分野 1 国内広報の実施

施策の概要

外交政策の遂行に当たって、国民の理解と信頼を得ることが不可欠であることにかんがみ、政策の具体的内容や外務省の役割等について、国内広報の実施により、地方を含む様々な国民層に対して、的確で、タイミング良く、かつ分かりやすい情報発信を行う。

また、外交のあり方についての世論の動向を様々な方途を通じて的確に把握し、外交政策の企画、立案、実施の参考とする。

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

・第193回国会外交演説（平成29年1月20日）

「主要国並みの外交実施体制の実現を含む総合的な外交力を引き続き強化します。日本の「正しい姿」や多様な魅力を、本年世界3カ所に開設するジャパンハウスも活用しつつ、戦略的に対外発信するとともに、親日派・知日派の育成を引き続き強力に推進していきます。日本の魅力は、地方にこそ溢れています。「地方から世界へ」地方の魅力を発信し、「世界から地方へ」多くの外国人観光客、対内投資などを誘致できるよう私自身が先頭に立って取り組んでいきます。」

測定指標 1-1 国民に対する直接発信，ホームページを通じた情報発信

中期目標（一年度）

我が国の外交政策及び外務省の活動につき、国民の理解を増進する。

27年度

年度目標

我が国の外交政策を円滑に推進していくためには、国民の理解と信頼が不可欠である。このため、我が国の外交政策への国民の理解と信頼を一層得られるよう以下の取組を推進する。

- ・我が国の外交政策を直接国民に紹介し、意見交換を行う「外務大臣と語る」の実施。
- ・我が国の外交政策や外務省の活動を紹介する各種講演会、プレゼンテーション・コンテスト、小中高生の外務省訪問事業等の実施。
- ・パンフレットやインターネットコンテンツ等を通じた、我が国の外交政策や外務省の活動等に関する時宜を捉えた情報発信。
- ・外交専門誌『外交』の発行(年6回)。

施策の進捗状況・実績

- 1 「外務大臣と語る」については、諸般の事情により27年度中の開催は見送りとなった。
- 2 外交課題についてプレゼンテーションを通して理解を深める「国際問題プレゼンテーション・コンテスト」(1回)や、現下の国際情勢について外務省職員やOBが講演する「国際情勢講演会」(19回)、外務省職員が高校や大学で講演・講義する「高校講座」(119件)や「外交講座」(74件)、「小中高生の外務省訪問」(79件)等各種事業において、幅広い層の国民に外交課題や外務省の活動について紹介した。「高校講座」については、開催高校の担当教諭の87%が「非常に良い催し」と回答、同じく99%の担当教諭から「今後の実施を希望する」との回答があった。「外交講座」については参加学生の93%から日本の外交政策についての認識が深まったとの回答が寄せられると共に、「国際情勢講演会」については93%の参加者から国際情勢についての理解が深まったとの意見があり、全体として肯定的な意見が多かった。
- 3 外務省組織や重要外交政策を紹介するパンフレットや外務省ホームページ「わかる！国際情勢」等のインターネットコンテンツを通じ、海外事情や国際情勢、我が国の外交政策や外交課題について時宜をとらえた情報発信を行ったところ、「わかる！国際情勢」では、月平均約6万1千件のアクセスがあり、特に「ASEAN共同体」に関する解説記事は、同共同体発足時期(12月)に合わせて掲載したところ、月平均約1,700件のアクセス数があった。

4 戦後 70 年，開発協力大綱や安全保障を巡る様々な外交課題を特集した外交専門誌『外交』を年間 6 回発行し，朝日新聞，読売新聞の書評等で紹介された。

28 年度

年度目標

我が国の外交政策を円滑に推進していくためには，国民の理解と信頼が不可欠である。このため，我が国の外交政策への国民の理解と信頼を一層得られるよう訴求対象に応じて以下の取組を推進する。

- ・我が国の外交政策を直接国民に紹介し，意見交換を行う「外務大臣と語る」の実施。
- ・我が国の外交政策や外務省の活動を紹介する各種講演会，プレゼンテーション・コンテスト（年 1 回），小中高生の外務省訪問事業（年 50 件程度）等の実施。
- ・パンフレットやインターネットコンテンツ等を通じた，我が国の外交政策や外務省の活動等に関する時宜を捉えた情報発信。
- ・様々な角度から外交の実像を発信し，活発な議論の場を提供することをねらいとした，外交専門誌『外交』の発行（年 6 回，発行 3,000 部/年）。

施策の進捗状況・実績

- 1 「外務大臣と語る」は，岸田外務大臣が 11 月に宮城県，及び 29 年 3 月に福岡県を訪問して実施した「地方を世界へ」プロジェクトの一環のシンポジウムとして開催し，岸田外務大臣による基調講演とパネル・ディスカッションを行った（参加者：宮城県 168 名，福岡県 148 名（共に主催者，プレスを除く））。
- 2 現下の国際情勢について外務省職員や OB が講演する「国際情勢講演会」（18 回），外務省職員が高校や大学で講演・講義する「高校講座」（122 件）や「外交講座」（57 件）等各種講演事業，外交課題についてプレゼンテーションを通して理解を深める「国際問題プレゼンテーション・コンテスト」（1 回）や「小中高生の外務省訪問」（125 件）において，幅広い層の国民に外交課題や外務省の活動について紹介した。「国際情勢講演会」については 92%の参加者から国際情勢についての理解が深まったとの意見があり，「高校講座」については，開催高校の担当教諭の 84%が「非常に良い催し」と回答，同じく 72%の担当教諭から「今後の実施を希望する」との回答があった。「外交講座」については参加学生の 94%から日本の外交政策についての認識が深まったとの回答が寄せられ，全体として肯定的な意見が多かった。
- 3 外務省組織や重要外交政策を紹介するパンフレットや外務省ホームページ「わかる！国際情勢」等のインターネットコンテンツを通じ，海外事情や国際情勢，我が国の外交政策や外交課題について時宜をとらえた情報発信を行ったところ，「わかる！国際情勢」では，月平均約 6 万 8 千件のアクセスがあり，特にサミットに関する解説記事は，5 月に G 7 伊勢志摩サミットが開催されたことから，同月に約 1 万 7 千件のアクセス数となった。
- 4 アメリカ大統領選挙やアフリカ開発等様々な外交課題を特集した外交専門誌『外交』を年間 6 回発行し，読売新聞，朝日新聞の書評等で紹介された。

測定指標 1-2 広聴活動

中期目標（一年度）

我が国の外交政策につき，国民の理解を増進する。

27 年度

年度目標

メール，電話，FAX，書簡等で寄せられた国民の意見や関心を的確に把握，共有することを通じて，国民の我が国外交政策に対する理解と信頼を増進する。

メール及び電話での意見については，日報を作成し，関係課室にフィードバックする。

施策の進捗状況・実績

外務省ホームページに寄せられたメールの意見，及び電話，FAX，書簡で寄せられた意見は約 25,300 件に上った。意見を取りまとめた報告書を省内関係部局に配布するとともに，関係会議で週間報告を

行うことで、外交等に関する国民の意見や関心を的確に把握、共有した。

28 年度

年度目標

メール、電話、FAX、書簡等で寄せられた国民の意見や関心を的確に把握、共有することを通じて、国民の我が国外交政策に対する理解と信頼を増進する。

メール及び電話での意見については、日報を作成し、関係課室に毎日フィードバックする。

施策の進捗状況・実績

外務省ホームページに寄せられたメールの意見、及び電話、FAX、書簡で寄せられた意見は約 17,300 件となった。意見を取りまとめた報告書を省内関係部局に配布するとともに、関係会議で週間報告を行うことで、外交等に関する国民の意見や関心を的確に把握、共有した。

参考指標：「外務大臣と語る」事業実施後アンケート結果

①「外交政策に対する理解が深まった」との回答比率	実績値		
	26 年度	27 年度	28 年度
②「今後も継続実施すべき」との回答比率	①－ ②－	①－ ②－	①88% ②84%

作成にあたって使用した資料その他の情報

- ・ 外務省ホームページ
 外務大臣と語る
 (<http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/event/gaikoforum/index.html>)
 国際情勢講演会
 (<http://www.mofa.go.jp/mofaj/annai/shiritai/kouenkai/ichiran.html>)
 高校講座
 (http://www.mofa.go.jp/mofaj/annai/page22_100005.html)
 外交講座
 (http://www.mofa.go.jp/mofaj/annai/page3_000190.html)
 国際問題プレゼンテーション・コンテスト
 (<http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/event/toron/index.html>)
 小中高生の外務省訪問
 (<http://www.mofa.go.jp/mofaj/annai/shiritai/homon/index.html>)
 パンフレット・リーフレット
 (<http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/pr/pub/pamph/index.html>)
 わかる！国際情勢
 (<http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/pr/wakaru/index.html>)
 外交専門誌『外交』
 (<http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/pr/gaikou/index.html>)
- ・ 平成 29 年版外交青書（外交青書 2017）
 第 4 章第 3 節各論 1 国民への積極的な情報発信 「国民から寄せられた意見」

個別分野 2 海外広報の実施

施策の概要

海外広報事業として、(1) 我が国の政策についての理解促進を目的とする政策広報、(2) 我が国の一般事情についての理解促進、親日感の醸成及び日本ブランドの発信強化を目的とする一般広報の実施を行うとともに、(3) 海外における広報文化外交の拠点となる「ジャパン・ハウス」の創設及び認知度向上に努める。

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

・ 第 193 回国会外交演説（平成 29 年 1 月 20 日）

「日本の「正しい姿」や多様な魅力を、本年世界 3 カ所に開設するジャパンハウスも活用しつつ、戦略的に対外発信するとともに、親日派・知日派の育成を引き続き強力に推進していきます。日本の魅力は、地方にこそ溢れています。「地方から世界へ」地方の魅力を発信し、「世界から地方へ」多くの外国人観光客、対内投資などを誘致できるよう私自身が先頭に立って取り組んでいきます。」

測定指標 2-1 海外広報の推進

中期目標（一年度）

海外における対日理解の増進、親日感の醸成及び我が国の政策への理解を促進する。

27 年度

年度目標

- 1 講師派遣事業を実施し、効果的な実施を念頭に、派遣国のメディアでの報道が前年度程度維持されるように努める。
- 2 印刷物資料、視聴覚資料を効果的に活用する。
- 3 Web Japan による対日理解を促進し、年間 1,200 万ページビューを超えるアクセス数を維持する。
- 4 日本ブランドの発信強化のための事業を実施する。
- 5 領土保全に関する効果的な対外広報を実施する。
- 6 広報文化外交の拠点となる「ジャパン・ハウス」(仮称)の創設を推進する。

施策の進捗状況・実績

- 1 我が国から海外に有識者を派遣して、日本の政策や日本の政治、経済、社会情勢等に関する講演会を実施する「講師派遣事業」により、50 公館において 90 件以上の講演会等を実施し、うち講演者の約 8 割について、派遣国のメディアで報道がなされた。その他にも、在外公館においては、講演会約 1,098 件や、教育広報約 956 件を含む広報活動を行った。また、アフリカ等 28 か国において、現地紙面の買い上げにより、TICADVI の広告を掲載した。
- 2 印刷物資料は、一般広報用から政策広報用のものまで、目的別に使い分けている。写真を効果的に用いた日本事情発信誌「にぽにか」を年 3 号(各号 20 万部)発行。定期的に日本事情等を発信するインフォメーション・ブレティンは 20 公館、単発で発行する不定期広報資料は 21 公館にて作成され、ニーズに合わせた日本の対外発信が実施された。また、視聴覚資料であるジャパン・ビデオ・トピックスは世界約 100 か国、200 を超えるテレビ局に提供され、数多くの海外一般市民に視聴されるとともに、在外公館による上映会、教育広報活動、あるいは学校、日本紹介事業等への貸し出しを通じ幅広く活用されている。
- 3 諸外国における正しい対日理解の促進、親日感情の醸成を図るために質の高い日本事情を発信するウェブサイト「Web Japan」は、海外一般市民の間に日本事情に関するウェブサイトとして定着しており、27 年度は 1,460 万ページビューとなった。小中学生向けの Kids Web Japan や日本紹介動画の Japan Video Topics 等、子どもから成年まで幅広い層に対応する 6 つのサブサイトを運営している。
- 4 日本ブランド発信事業として、19 名の専門家を 28 カ国・40 都市に派遣し、講演会及びワークショップ又はデモンストレーションを通じて、日本の強みや日本的な価値観、伝統、現代日本を形作

る文化的背景等、日本の多様な魅力を「日本ブランド」として発信した。例えば、スペインで現代デザインを融合した伝統工芸、スロベニア・クロアチア・オーストリア・ルーマニアで能面、アラブ首長国連邦・サウジアラビアで西陣織を発信し、精巧さ、繊細さ、美意識等の日本ならではの価値観を伝えた。

- 5 領土保全に関する効果的な対外発信を実施するため、内閣府から支出委任を受けて、領土保全につながる我が国への正しい認識や理解の浸透を図る広報動画(海における法の支配・防災・平和安全法制等)を計6本、各10言語で作成し、ユーチューブ及び外務省ホームページへ掲載した。再生回数総計は約9.3万回(28年6月現在)。CNNでは、北米、欧州、アジア及び中東アフリカにおいて、「法の支配」及び「防災」についての放映を行い、28年3月7日から3月20日の1日3回程度、合計160回放映した。また、拡散については、YouTube及びUNRULYを通じて広告を掲載しており、「海における法の支配」「防災」「中東支援」を英語、ドイツ語、フランス語、中国語において発信している。その他、ソーシャルメディア(SNS)で発信力・影響力のある海外の有力ブロガー等13名を日本へ招へいた。米国・英国など海外からの被招へい者が、SNSを通じて「領土保全」を中心とした日本関連の発信を多数実施した(計528回)。
- 6 新たな広報文化外交の拠点となる「ジャパン・ハウス」の創設・運営等業務については、ロンドン、ロサンゼルス、サンパウロの3都市において、それぞれ本事業を受託する企業と契約を締結した。各都市にジャパン・ハウス運営委員会を設置するとともに日本国内に有識者諮問会議を設置し、運営体制の整備を進めた。また、ティザーサイトを立ち上げ情報発信を行うと共に、東京でフォーラムを開催し、ジャパン・ハウスにおける発信のあり方等についてパネルディスカッションを行った。さらに、ロサンゼルス及びサンパウロにおいてプレイベント(28年2、3月)を実施し、事前広報に努めた。
- 7 対外発信の拠点となる主要国に所在する在外公館において、調査研究機関を通じ、主要な他国の動向を調査・分析し、日本に関連する報道やイベント等に関するモニタリングとともに、対日世論調査を実施した。これらの調査結果をも考慮しつつ、効果的な発信を行った。

28年度

年度目標

1 政策広報の実施

- (1) 我が国の対外発信を強化すべく各種事業を実施し、我が国の基本的な立場や考えが海外において定着、浸透するよう努める。具体的に、以下の数値目標達成を目指す。
 - ① 各種事業におけるセミナー・イベント等の実施件数200件以上を目指す。
 - ② 各種事業実施を通じて実現した我が国関連の第三者発信(各種メディアを通じた発信等)が400件以上となるように努める。
- (2) 各種調査事業や在外公館における外部専門家の活用等、戦略的な対外発信強化のための環境整備を行う。

2 一般広報の実施

- (1) 海外において日本ブランドの発信強化のための事業を実施し、参加者アンケートでの高評価が8割以上となるよう努める。
- (2) 印刷物資料、視聴覚資料を効果的に活用する。特にジャパン・ビデオ・トピックのWeb配信再生回数150万回以上を目指す。
- (3) Web Japanによる対日理解を促進し、年間1,400万ページビューを超えるアクセス数を維持する。
- (4) 海外において一般広報の観点から実施する講演会及び特に青少年や学校教員を対象として実施する教育広報の実施回数につき年間2,000回以上を目指す。

3 広報文化外交の拠点となる「ジャパン・ハウス」の創設に向けた準備を推進する。

- (1) 29年の開館を目指し、3都市(ロンドン、ロサンゼルス、サンパウロ)及び日本国内において、体制や施設の整備を進める。
- (2) 各拠点のローカルサイトを立ち上げるとともに、27年度に立ち上げたティザーサイトをポータルサイトに切り替え、ウェブサイトによる情報発信を充実させる。
- (3) プレイベント等の実施を通じ、ジャパン・ハウスの認知度向上に努める。

施策の進捗状況・実績

1 政策広報の実施

(1) 我が国の対外発信を強化すべく各種事業を実施し、我が国の基本的な立場や考えが海外において定着、浸透するよう努めた。具体的な実績は以下のとおり。

①講演会、セミナー等合計 316 件を実施

我が国から海外に有識者を派遣して、日本の政策や日本の政治、経済、社会情勢等に関する発信を行う「講師派遣事業」による講演会等 124 件、日本や日本の政策に好意的な世論形成を目指し、シンクタンク等と連携して実施するセミナー等 126 件、現地の研究機関が主催する日本関連のセミナー・講演会等の支援や、日系・親日団体が主催する日本関連行事の支援を行う海外研究機関等支援事業におけるセミナー・講演会等 32 件及び現地対日友好団体の活動活性化のため、在外公館の事業を現地対日友好団体に委託して実施する人的交流等支援事業によるイベント・セミナー等 34 件を実施した。

また、その他印刷物・視聴覚資料を用いた政策広報も行った。

②第三者発信合計 756 件を実現

上記①の講演会、セミナー等 316 件に加え、領土保全等に関する内外発信を強化するために、海外において影響力のある人物（有識者、報道関係者、各国の政策スタッフ等）を招へいし、我が国有識者との会談等を通じてきめ細かく日本の政策や価値観等をインプットし、帰国後は、メディア等を通じた対外発信やプラットフォーム（ウェブサイト）を活用した有識者の多層的なネットワークを形成し、継続的な第三者発信に繋げていくことを目的として実施している多層的ネットワーク構築事業を 138 件実施し、340 件の第三者発信が実現した。

内閣府からの支出委任を受けて、ソーシャルメディア（ブログ、フェイスブック、ツイッター等）で発信力・影響力のある者を我が国に招へいし、昨今の我が国の領土・領海を含む日本の基本的立場や事実関係についての正しい認識の浸透を図り、被招へい者からソーシャルメディアを用いた日本の発信を行う「ソーシャルメディア発信者招へい事業」を 10 件（16 名）実施し、同事業を通じた第三者発信が 100 件となった。

(2) 戦略的な対外発信強化のための環境整備として、在外公館の発信力強化のために外部専門家を活用する（在外公館 29 公館で PR コンサルタントと契約、33 公館で業務補助員への業務委嘱を実施）とともに各種調査（主要国における他国の影響力調査・分析や主要なテレビ国際放送に関する評価調査を 5 か国で実施等）を実施した。

外部専門家の活用の結果、従来接点がなかったメディアとのコネクション形成や、在外公館のウェブサイト及び SNS の発信力拡大が実現し、在外公館の発信力が強化された。また、対外発信の拠点となる主要国に所在する在外公館において、調査研究機関を通じて実施した主要な他国の動向調査・分析や、日本に関連する報道やイベント等に関するモニタリング及び対日世論調査等の結果を活用することで、効果的な発信を行うことができた。

2 一般広報の実施

(1) 日本ブランド発信事業として、16 名の専門家を 30 か国・36 都市に派遣し、講演会及びワークショップ又はデモンストレーションを通じて、日本の強みや日本的な価値観、伝統、現代日本を形成する文化的背景等、日本の多様な魅力を「日本ブランド」として発信した。同事業の参加者に対して実施したアンケートの結果、高評価が 8 割以上（85%以上）となった。

(2) 印刷物資料として、写真を効果的に用いた日本事情発信誌「にぽにか」を年 3 号（各号 20 万部）発行、定期的に日本事情等を発信する在外公館発行インフォメーション・ブレティンは 24 公館、単発で発行する不定期広報資料は 24 公館にて作成され、ニーズに合わせた日本の対外発信が実施された。また、視聴覚資料であるジャパン・ビデオ・トピックスは世界約 100 か国、200 を超えるテレビ局に提供され、数多くの海外一般市民に視聴される（Web 配信再生回数 220 万回）とともに、在外公館による上映会、教育広報活動、あるいは学校、日本紹介事業等への貸出しを通じ幅広く活用された。

(3) 諸外国における正しい対日理解の促進、親日感情の醸成を図るために質の高い日本事情を発信するウェブサイト「Web Japan」は、海外一般市民の間に日本事情に関するウェブサイトとして定着しており、28 年度は 1,700 万ページビューとなった。小中学生向けの Kids Web Japan や日本紹介動画のジャパン・ビデオ・トピックス等、子どもから成年まで幅広い層に対応する 6 つのサブサイトを運営している。

(4) 在外公館においては、一般広報の観点から講演会約 819 件、青少年や学校教員を対象として実施する教育広報約 1,181 件を含む広報活動を行った（29 年 8 月報告時点）。

(5) 我が国の地方の魅力を世界に発信することを目的に、28年度から「地方を世界へ」プロジェクトを開始した。外務大臣が自ら駐日外交団と共に我が国の地方を訪れてその素晴らしさを共有し、地元の方々と対話を行い、地方の魅力を世界に発信することにより、世界と地方をつなぎ、地域の更なる活性化を目指している。これまでに、本プロジェクトの一環として、宮城(11月)、沖縄(29年2月)及び熊本・福岡(29年3月)を岸田外務大臣が各国の在京大使等と訪問し、現地自治体及び企業関係者との懇談やシンポジウムの開催を通じて、地方の魅力を世界に向けて発信した。

3 広報文化外交の拠点となる「ジャパン・ハウス」の創設に向けた準備。

(1) 29年の開館を目指し、3都市(ロンドン、ロサンゼルス、サンパウロ)及び日本国内において、事務局体制や施設確保・工事実施等の整備を進めた。

(2) ティザーサイトにおいて定期的に情報発信(日本語、英語、ポルトガル語)を行うとともに、ニュースレターも発信し情報発信を充実させた。ニュースレター登録者数は500名を超えた。サンパウロについては、29年2月にローカルサイトが立ち上がり運用を開始し、他の2拠点のローカルサイト立ち上げ時期と同時にティザーサイトをポータルサイトへ切り替えることを予定している。この他、サンパウロのジャパン・ハウスは、28年2月に開設されたFacebookの本格運用も開始した。

(3) 現地において、ジャパン・ハウスの周知と協力者の開拓を目的としてサンパウロにおける日本祭りやロサンゼルスにおけるジャパン・ナイト等、複数のイベントを開催した。

参考指標：BBCの国際世論調査における肯定的評価が占める日本の順位

	実績値		
	26年度	27年度	28年度
	5位	(調査の実施なし)	(調査の実施なし)

作成にあたって使用した資料その他の情報

- ・ Web Japan ホームページ
(<http://web-japan.org/>)
- ・ 外務省ホームページ
日本ブランド発信事業
(http://www.mofa.go.jp/mofaj/p_pd/pds/page22_001100.html)
- ・ ジャパン・ハウス ティザーサイト
(<http://www.japanhouse.jp>)

個別分野 3 IT 広報の実施

施策の概要

IT 広報手段の強化・多様化，IT 広報システム及びコンテンツの充実・強化，時宜をとらえた迅速な情報発信の取組を通じ，我が国外交政策に対する国の内外の理解を促進する。

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

・ 第 193 回国会外交演説（平成 29 年 1 月 20 日）

「日本の「正しい姿」や多様な魅力を，本年世界 3 カ所に開設するジャパンハウスも活用しつつ，戦略的に対外発信するとともに，親日派・知日派の育成を引き続き強力に推進していきます。日本の魅力は，地方にこそ溢れています。「地方から世界へ」地方の魅力を発信し，「世界から地方へ」多くの外国人観光客，対内投資などを誘致できるよう私自身が先頭に立って取り組んでいきます。」

測定指標 3-1 IT 広報手段の強化，多様化

中期目標（一年度）

我が国外交政策に対する国の内外の理解を促進するため，IT 広報手段を強化，多様化する。

27 年度

年度目標

- 1 我が国外交政策を様々な方法で効果的に発信するため，本省においてはウェブサイト及びソーシャルメディアの連携ならびに各アカウント間の連携強化を図るとともに，発信手段の多様化に努める。
- 2 対外発信を特に強化すべき重点国・地域の公館においては，相手国の国民等の共感を得ることができる発信を行うため，ソーシャルメディアによる情報発信のため専門家による助言・提言を受け，必要な改善を行う。

施策の進捗状況・実績

- 1 外交青書や ODA 白書のコラム等，外務省ホームページに掲載された有用な発信コンテンツ等への誘導のためフェイスブックやツイッター等ソーシャルメディアを活用するなど，ウェブサイトとソーシャルメディアの連携強化・発信手段の多様化を図った。
- 2 28 年 3 月末までに 122 公館でソーシャルメディアによる情報発信を実施し，特に専門家の助言・提言を受け，発信手法についての改善等を行った重点国・地域の公館においては，フォロワー数等が大幅に増加した。

28 年度

年度目標

- 1 本省においては，動画コンテンツのソーシャルメディア発信について，これまでのユーチューブへのリンクではなく，フェイスブックとツイッターに動画をアップロードして自動再生する手法を確立する。
- 2 在外公館においては，引き続きソーシャルメディア発信を行う在外公館の数を増やすとともに，専門家の助言・提言を踏まえて改善を行い，フォロワー数などを増大させる。

施策の進捗状況・実績

- 1 動画コンテンツのソーシャルメディア発信について，本省のフェイスブック及びツイッターにおいては，動画データをアップロードして自動再生する方法を確立した。その結果，従来のユーチューブのリンク掲載に比べ，閲覧数が倍増し，拡散力の強化につながった。
- 2 29 年 3 月末までに 137 公館（28 年 3 月末比 15 公館増）でソーシャルメディアによる情報発信を実施。特に米国や中国等の重点国・地域の公館においては，28 年度に引き続き専門家からの助言・

提言を受けて発信方法の改善を行い、在ブラジル大使館及び在メキシコ大使館では、フェイスブックのファン数が10万人を突破した。

3 外務本省では、29年1月、インスタグラムによる情報発信を開始し、発信媒体の多様化を図った。

測定指標3-2 IT広報システム及びコンテンツの充実・強化

中期目標（一年度）

我が国外交政策に対する国の内外の理解を促進するため、IT広報システム及びコンテンツを充実・強化する。

27年度

年度目標

- 1 在外公館ホームページのトップページのリニューアルを行い、情報の理解の促進を図るとともに、本省で登録した情報を一斉に各在外公館のホームページ上に表示させる仕組み等の活用により、本省及び各在外公館が連携して、タイムリーに必要な情報を発信することを可能とする。
- 2 主要な情報発信手段となっているウェブサイト及び関連システムの安定的な稼働を維持するため、情報セキュリティに対する脅威への対応を行う。

施策の進捗状況・実績

- 1 全在外公館にトップページの新テンプレートを設置した。また、本省の操作による全在外公館ホームページへの一斉情報表示機能の追加等、本省・在外公館の連携による迅速な情報発信を可能とした。
- 2 引き続き、官公庁を含むウェブサイトに対する大規模なサイバー攻撃が多発している状況の中で、当省ウェブサイトの安定的かつ継続的稼働のための一層のセキュリティ強化に努めた。

28年度

年度目標

- 1 外務省ホームページの中で、国内外の関心が高い重要なページについて、発信力を高めるためのリニューアルを行うとともに、英語翻訳コンテンツの充実及び重要な外交政策に関するコンテンツの更なる多言語化に努める。
- 2 本年は伊勢志摩サミットが開催されることもあり、外務省ホームページ及びサミット公式ホームページに対するサイバー攻撃の増加が予測されること、主要な情報発信手段となっているウェブサイト及び関連システムの安定的な稼働を維持するため、情報セキュリティに対する脅威への対策強化を行う。
- 3 「みんなの公共サイト運用ガイドライン（2016年版）」（総務省作成）を踏まえ、外務省ホームページのウェブアクセシビリティ改善に向けた取組を行う。

施策の進捗状況・実績

- 1 重要な外交活動（首脳会談、外相会談）については、迅速に英訳を作成の上、ホームページに掲載した。また、「女性が輝く社会」など重要外交政策ページの発信力強化のため、同ページのリニューアルを行うとともに、英語に加え、中国語、フランス語等8言語に多言語化した。コンテンツ強化の一環として、TICAD VI や APEC の機会をとらえ、国際社会に対する日本の貢献をアピールする動画を掲載し、ソーシャルメディア上では対象国国民から日本に対する謝意が寄せられ、中にはフェイスブックの閲覧数が約7万件に達するなど、反響を得ることができた。
- 2 外務省ホームページ及びサミット公式ホームページに対するサイバー攻撃に適切に対処するため、セキュリティ監視人員体制を大幅に増強し、ソフトウェア等の脆弱性を取り除く修正プログラムの適用頻度を上げる等の対策をとり、安定的に情報発信を行った。
- 3 外務省ホームページのウェブアクセシビリティ改善対応として、ウェブアクセシビリティの JIS 規格（JIS X 8341-3:2016）に基づく外務省ホームページ（計40ページ）の試験、同試験で指摘を受けた箇所の修正、外務省ホームページ関連サイト主管課室を対象としたウェブアクセシビリティ研修の実施（外部から講師を招き、ウェブアクセシビリティの背景、概要、公的機関に求められる役割、コンテンツ作業上の注意点などに関する講義を実施）などを行った。

測定指標 3-3 時宜をとらえた迅速な情報発信への取組

中期目標（一年度）

我が国外交政策に対する国の内外の理解を促進するため、時宜をとらえた迅速な情報発信に取り組む。

27年度

年度目標

- 1 国内外の関心が高い重要課題に関するページの多言語化を行うとともに、英語コンテンツの充実を図るために翻訳作業を行う。
- 2 直接国民に語る形になっている外務大臣によるフェイスブック投稿を引き続き実施していく。

施策の進捗状況・実績

- 1 拉致問題など重要な外交政策に関するコンテンツの中国語、フランス語等8言語の多言語化に努めるとともに、英語翻訳の迅速化に努めることで、時宜をとらえた英語発信に取り組んだ。
- 2 岸田外務大臣によるフェイスブック投稿は年間約30件実施し、12月の日韓外相会談に関する投稿など注目を集めた。

28年度

年度目標

- 1 外務省ホームページにおいては、引き続き迅速な情報発信に取り組むとともに、時宜をとらえたトップページとするように努める。
- 2 ソーシャルメディアの特性を最大限に活用し、よりタイムリーな発信を行う方策を検討する。

施策の進捗状況・実績

- 1 28年度においては、G7伊勢志摩サミット、TICAD VI等我が国が主催する大規模会議やハイレベル（総理大臣・外務大臣）の外国訪問等が多かったが、これらの会議や外国訪問の際には、前日までに特設ページを作成し、会議直後に概要等を同ページに掲載する等、迅速な情報発信を行った。英訳コンテンツについても同様に迅速な発信に努めた。
- 2 G7広島外相会合、G7伊勢志摩サミット、TICAD VI等我が国が主催する大規模会議の期間中は、G7外相による原爆死没者慰霊碑の献花や、G7首脳による伊勢神宮訪問等について会議の現場からもソーシャルメディアで発信することで、タイムリーな情報発信を行った。会議の現場から発信する新しい取組により、慰霊碑献花のツイッター投稿は通常の30倍を超える閲覧数を記録した。

測定指標 3-4 外務省ホームページ等（注）へのアクセス件数の合計

(注：外務省ホームページ (日本語・英語、在外公館 ホームページ、Web Japan))	中期目標値	27年度		28年度	
	一年度	年度目標値	実績値	年度目標値	実績値
	—	1.6億件	2.0億件	2.1億件	2.4億件

作成にあたって使用した資料その他の情報

- ・ 外務省ホームページ(日本語) (<http://www.mofa.go.jp/mofaj>)
- ・ 外務省ホームページ(英語) (<http://www.mofa.go.jp>)
- ・ 外務省ホームページ(携帯版・日本語) (<http://www.mofa.go.jp/mofaj/m>)
- ・ 外務省ホームページ(携帯版・英語) (<http://www3.mofa.go.jp/mobile>)
- ・ 在外公館ホームページ一覧 (<http://www.mofa.go.jp/mofaj/link/zaigai/index.html>)
- ・ 外務省フェイスブック(日本語・英語)
- ・ 外務省ツイッター(日本語・英語)

個別分野 4 国際文化交流の促進

施策の概要

各国国民の対日理解を促進し、親日感の醸成を図るため、(1)文化事業の実施、日本語の普及、海外日本研究の促進、(2)大型文化事業の実施(周年事業)、(3)人物交流事業の実施を行う。

関連する内閣の重要政策(施策方針演説等のうち主なもの)

- ・第193回国会外交演説(平成29年1月20日)

「日本の「正しい姿」や多様な魅力を、本年世界3カ所に開設するジャパンハウスも活用しつつ、戦略的に対外発信するとともに、親日派・知日派の育成を引き続き強力で推進していきます。」

- ・経済財政運営と改革の基本方針2016(平成28年6月2日 閣議決定)

「文化プログラムやジャポニスム2018等の機会を捉えた魅力ある日本文化の発信(中略)を進める。」

「戦略的対外発信を通じた日本の「正しい姿」や多様な魅力の発信及び親日派・知日派の育成(中略)に積極的に取り組む。」

- ・2020年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会の準備及び運営に関する施策の推進を図るための基本方針(平成27年11月27日 閣議決定)

「日本文化の魅力を世界に発信するとともに、地方創生、地域活性化につなげる。」

測定指標 4-1 文化事業の実施、日本語の普及、海外日本研究の促進

中期目標(一年度)

文化事業等の実施により、各国国民の対日理解を促進し、親日感の醸成を図る。

国際交流基金を通じて「文化のWAプロジェクト」を32年度まで着実に実施することで、2020年東京オリンピック・パラリンピックに向け、日本とアジア諸国との双方向の文化交流を強化・促進する。

27年度

年度目標

在外公館や国際交流基金を通じて日本の多様な魅力を発信することで、各国国民の対日理解の促進や親日感の醸成を目的とする。

- 1 在外公館文化事業については、特に以下の事業を優先して実施する。

- ・スポーツ関連事業
- ・日本語関連事業
- ・日本研究拠点・日本語教育拠点との連携・強化関連事業
- ・日本食文化紹介関連事業
- ・大規模イベント活用事業
- ・地方の魅力発信事業
- ・日本の祭り関連事業
- ・周年事業に準じる外交上の節目等の機会に実施する事業
- ・和食を通じた日本の魅力紹介事業

- 2 国際交流基金については、「文化のWAプロジェクト」を、32年度まで、着実に実施する。

施策の進捗状況・実績

在外公館や国際交流基金による文化事業等を通じて日本の多様な魅力を発信することで、各国国民の対日理解の促進や親日感の醸成を促進した。

- 1 在外公館文化事業

スポーツ関連事業、日本の祭り関連事業、日本食紹介関連事業等を優先的に実施した。具体的には、サウジアラビアにおける空手大会、中国における日中交流集中月間の中での祭り関連事業、英国における和食紹介事業(Umami Forum)等、各国国民の対日理解の促進や親日感の醸成に資する

事業を実施した。

2 「文化の WA プロジェクト」及び放送コンテンツ事業を含む国際交流基金事業の実施

(1) 文化の WA プロジェクト

日本語教育支援事業と双方向の芸術文化交流事業の2本柱からなる本プロジェクトを着実に実施。日本語パートナーズ派遣事業では、27年度までに8カ国、270人を派遣した(27年度は170人派遣)。双方向の芸術文化交流事業においては、東京国際映画祭をプラットフォームとした映画交流事業やJリーグ・日本サッカー協会と連携したサッカー交流事業等を展開し、2020年東京オリンピック・パラリンピックに向け、日ASEANの絆を強化することができた。

(2) 放送コンテンツ事業

地域活性化、日本ブランドの発信等、わが国産業の紹介等に資する影響力の大きい放送コンテンツを選定し、商業ベースでは販売が困難な途上国や商業展開が難しい番組が必要とされる国に無償提供する事業を27年度から実施。32カ国、41テレビ局に対して106番組を提供済みであり、今後随時各国での放送が開始される。

3 国際漫画賞の実施

28年2月、海外で漫画文化の普及に貢献する漫画家を顕彰することを目的に第9回国際漫画賞を実施し、世界46の国と地域から259作品の応募があった。今回はカメルーン、コートジボワール等アフリカ4カ国から初めて作品の応募があり、イスラエルの作品が最優秀賞を受賞するなど、漫画を通じた文化外交の裾野が広がっていることを確認できた。

4 日本研究中核的拠点形成プログラム

米大学(コロンビア大学、ジョージタウン大学及びマサチューセッツ工科大学)における日本政治・外交を専門とする教授職の恒久的設置とそれに付随する研究・教育活動の経費を拠出。各大学が本件拠出金を用いて、現代日本政治・外交を専門とする教授ポストの設置等を行うことで、海外の日本研究拠点を強化した。

28年度

年度目標

1 在外公館や国際交流基金等を通じて文化事業実施、日本語の普及、海外日本研究の促進を行い各国国民の対日理解の促進や親日感の醸成を図る。

(1) 在外公館文化事業

特に以下の事業を優先して実施する。

- ・スポーツ関連事業
- ・日本語関連事業
- ・日本研究拠点・日本語教育拠点との連携強化関連事業
- ・大規模イベント活用事業
- ・地方の魅力発信事業
- ・日本の祭り関連事業
- ・周年事業に準じる外交上の節目等の機会に実施する事業
- ・和食を通じた日本の魅力紹介事業

(2) 国際交流基金事業

国際情勢の変化に対応した、外交政策に基づき、特に以下の事業を優先して実施する。

- ・「文化の WA」プロジェクト
- ・放送コンテンツ事業

2 第10回国際漫画賞を実施する。

施策の進捗状況・実績

1 在外公館や国際交流基金による文化事業等を通じて、各国国民の対日理解の促進や親日感の醸成を促進した。

(1) 在外公館文化事業

スポーツ関連事業、日本の祭り関連事業、日本食紹介関連事業等を優先的に実施した。具体的には、ザンビアにおける空手大会(6月、スポーツ関連事業)、第28回全カナダ日本語弁論大会(29年3月、日本語関連事業)、第6回長春日中大学生文化祭(6月、日本研究拠点・日本語教育拠点との連携強化関連事業)、アテネでのポップカルチャーイベントにおける日本マンガ展(4月、大規模イベント活用事業)、サンフランシスコにおける琉球伝統芸能パフォーマンス(7月、地方の

魅力発信事業)、スペインにおけるバルセロナ夏祭り(6月、日本の祭り関連事業)、日ボツワナ外交関係樹立50周年記念事業として実施したボツワナでの和太鼓公演(8月、周年事業に準じる外交上の節目等の機会に実施する事業)、ブラジルにおける和食器を通じた和食レクデモ(10月、和食を通じた日本の魅力紹介事業)等、各国国民の対日理解の促進や親日感の醸成に資する事業を実施した。

なお、自民党行政改革推進本部行政事業レビューチームによる提言(平成28年12月14日)において、定量的目標を厳格に定めるべきとされたことを受けて、在外公館文化事業についての事業評価(測定指標4-4)の評価要素に成果指標の追加を検討し、29年度から対日理解度(80%以上)、初参加率の平均(30%以上)の2指標を含めることを決定した。

(2) 国際交流基金事業

ア 日本語教育支援事業と双方向の芸術文化交流事業の2本柱からなる「文化のWA」プロジェクトを27年度に引き続き着実に実施した。日本語パートナーズ派遣事業では、28年度までに12の国・地域、634人を派遣した(28年度は364人派遣)。双方向の芸術文化交流事業においては、東京国際映画祭との連携によるアジア映画交流事業や防災教育を通じた若者リーダー交流事業等を展開し、2020年東京オリンピック・パラリンピックに向け、日ASEANの絆を強化することができた。

イ 27年度に引き続き、放送コンテンツ事業にて、商業ベースでは販売が困難な途上国や商業展開が難しい番組が必要とされる国を中心に、対日理解促進、親日感醸成を目的として日本のテレビ番組の無償提供事業を実施した。120の国・地域、155テレビ局に対して1,734番組を提供済み(28年度は新たに117の国・地域、141テレビ局に対して1,601番組を提供)であり、今後随時各国での放送が開始される。

ウ 27年度行政事業レビュー公開プロセスにおいて、日本語教育事業について、評価システムを検討すべきとされたこと、また、自民党行政改革推進本部行政事業レビューチームによる提言において、定量的目標を厳格に定めるべきとされたこと等を受けて、より客観的かつ定量的な成果の測定のため、達成すべき業務運営の目標として外務大臣が定めた、29年度から始まる国際交流基金の第4期中期目標において、従来から実施しているアンケート調査に加え、文化芸術交流事業において、公演・展覧会・映画上映の来場者数の目標を設定すること、日本語関連事業において主要国の日本語教師数、日本語教育実施機関数等の目標を設定すること、及び日本研究・知的交流事業において、日本研究フェローシップ受給後の博士論文フェローの博士学位取得率の目標を設定することを検討し、29年度からの多面的な成果指標の導入を決定した。

2 日本国際漫画賞の実施

海外への漫画文化の普及と漫画を通じた国際文化交流に貢献した漫画家を顕彰することを目的に第10回日本国際漫画賞を実施し、世界55の国と地域から296作品の応募があった。また、28年は第10回の節目の年であるため、授賞式に先立ち、記念シンポジウムを開催し、基調講演とパネルディスカッションを実施した。基調講演では、里中満智子審査委員長(漫画家)から「日本国際漫画賞の歩み」と題して日本の漫画の歴史や日本国際漫画賞の歴代の最優秀賞作品を紹介した。パネルディスカッションでは、藤本由香里明治大学国際日本学部教授をコーディネーターとして、「日本国際漫画賞が目指すもの～世界の中でMANGAとは?～」をテーマに、フレデリック・L・ショット氏(作家・翻訳家)、吉田さをり氏(有識者)、倉田よしみ氏(漫画家)が、海外での漫画をめぐる状況について活発に議論した。

測定指標4-2 大型文化事業(周年事業関連)の実施

中期目標(一年度)

大型文化事業の実施により、各国国民の対日理解を促進し、親日感の醸成を図る。

27年度

年度目標

ブラジル、韓国、中米、サウジアラビアにおける大型文化事業の実施を通じ、日本の多様な魅力を発信し、対日理解の促進、親日感の醸成、相互の信頼関係の構築を図る。

施策の進捗状況・実績

韓国、ブラジル、中米、サウジアラビアにおいて、大型文化事業の企画実施に際し、より現地ニーズに応じたプログラムとすることで、対日理解の促進と良好な親日感の形成につなげることができた。

- 1 日韓国交正常化 50 周年記念事業においては、韓国最大の草の根行事である「日韓交流おまつり 2015 in Seoul」において太鼓公演等を実施し、韓国外交部長官他政府要人、一般市民合わせて約 9 万人が参加し、行事全体で約 150 件の報道がなされた。その他 2015 大田 JAPAN WEEK における小柳ゆき J-POP コンサート、済州アニメフェスタ等一連の事業を実施し、日韓友好を現地で強く印象づけた。
- 2 日ブラジル外交関係樹立 120 周年記念音楽祭においては、音楽グループ KAO=S 及びオレスカバンドによる音楽公演をブラジル最大都市サンパウロで開催し、連邦及び州政府関係者、一般市民等約 1 万人の参加を得て、対日理解促進に資する事業となった。
- 3 日・中米交流年記念事業としてコスタリカ、グアテマラ、エルサルバドル、ホンジュラスで実施した「石見神楽公演」は、現地閣僚、一般市民に日本の伝統文化の魅力を強く印象づけ、多くの報道がなされる等、文化外交上高い成果を上げた。また、ニカラグア、パナマ、ドミニカ共和国等で実施した「オカリナ公演」にも現地閣僚等が参加し、対日理解促進に寄与した。
- 4 日・サウジアラビア外交関係樹立 60 周年においては、日本人音楽家による記念音楽公演を実施し、外国文化に直接触れる機会が少ない現地で日本文化を高く評価する声があがった。

28 年度

年度目標

イタリア、シンガポール、ベルギー、ネパール、フィリピン及び国連における大型文化事業の実施を通し、日本の多様な魅力を発信し、対日理解の促進、親日感の醸成を図る。

施策の進捗状況・実績

(1) イタリア

日・イタリア国交 150 周年を記念して、ローマ及びフィレンツェのそれぞれを代表する劇場において能楽公演を実施した（9 月）。イタリアでは日本の伝統芸能は根強い人気を誇るものの、本格的な能楽公演は 1990 年代以降実施されておらず、いずれの公演もほぼ満席の大盛況となった。また、公演にはローマ市長やトスカーナ州副知事の他、国会議員や閣僚経験者も多数来場し、両国民の相互理解の増進に大きく寄与した。

(2) シンガポール

日シンガポール外交関係樹立 50 周年記念事業の中核事業である祭り「SJ50 まつり」の中心イベントとして 10 月に「阿波おどり公演」を実施した。阿波おどりの本場である徳島のほか高円寺（東京）のプロの踊り手を派遣し、祭り特設会場及び商業施設における公演に加え、公道におけるパレードも行った。本祭りには、シンガポールの閣僚であるテオ上級国務相を始めとする約 11 万人の参加を得た。シンガポール国民も参加する形で日本の祭り文化の紹介を行い、現地の主要メディア等 6 社で大きく報道され、またテオ上級国務相が自らのフェイスブックで発信したほか、インスタグラムで 600 件を越える投稿がなされる等、親密な二国間関係を周知されるとともに、日本文化の多様な魅力への理解を促進できた。

(3) ベルギー

日本・ベルギー友好 150 周年の記念事業として、4 月に「ゲント・フローラリアにおけるいけばな公演」と 12 月に「吉田兄弟による津軽三味線公演」を実施した。4 月の「ゲント・フローラリア」は、同国で 200 年以上続く 5 年に 1 度の同国を代表するイベントであり、また、28 年は日本・ベルギー友好 150 周年を記念し、日本が名誉招待国となっていたこともあり、いけばな公演は当地主要紙や日本の新聞（6 紙）でも取り上げられるなど、大きな注目を集めた。「吉田兄弟による津軽三味線公演」はテロの影響で当初予定から時期を変更して 12 月に実施することになったが、伝統的な津軽三味線の力強い演奏は周年事業の最後を飾る素晴らしい公演となった。国王・王妃両陛下も臨席されたいけばな公演に対しては、ベルギー国民に対する日本の友情の深さの証であり大変感謝しているとの感想と謝意が寄せられた。

(4) ネパール

ネパールでは、近年、「ジャズマンドウ」という国際ジャズフェスティバルの開催に見られるように、若者を中心にジャズへの関心が高まっており、27（2015）年のネパール大地震発生後に、ジャズ演奏家の渡辺貞夫氏が被災地を訪問したことがきっかけで、日・ネパール外交関係樹立 60 周

年記念行事として、渡辺氏によるジャズ公演を実施した（10月）。当日は、ネパール要人をはじめ、ネパールのジャズ学校の生徒、一般市民が2,000名以上参加した。現地報道では、国営ネパール放送がコンサートの様子を放映した他、10社のネパール主要紙がコンサートについて掲載し、大きな反響があった。また、国内報道機関では、テレビ朝日が日本から渡辺氏に同行取材を行い、看板番組「ニュースステーション」で、本件公演の特集を組んだ他、BS朝日の「熱中世代」で、2週にわたり計100分以上の放映があり、反響は非常に大きかった。

（5）フィリピン

フィリピンでは、日フィリピン国交正常化60周年記念事業として「J-POP公演」を実施した（12月）。日本のアイドルグループAKB48チーム8及び日本のダンスボーカルグループSTARMARIEを派遣し、商業施設における公演及びファン・ミーティングを実施した。事業にはマニラ首都圏のタギグ市長代理や青少年交流機関代表が出席した他、現地の若者を中心に約4,000人の参加を得た。また、視聴者約1,000万人を誇る現地のテレビ番組にも出演し、広くフィリピン国民に日本のポップカルチャーの魅力を紹介した。事業の様子は現地の主要メディア等で計10社で大きく報道され、日本文化への理解を促進することができた。

（6）国連

国連においては、日本の国連加盟60周年記念行事として、12月、「左官レクチャーデモンストラーション：土の共感」を実施した。日本から若手有名左官師を派遣し、国連本部内の土を混ぜて日本の伝統的な技法で作られた土壁に参加者が平和へのメッセージを刻むとともに、事前準備から当日までの様子をyou tubeやSNSで発信した。当日は、潘基文国連事務総長をはじめとする国連幹部（事務次長レベル以上が8名）や10ヶ国の国連大使が参加した。潘基文事務総長が「平和」という字を刻印する様子や別所国連大使の挨拶内容等について、日本国内地上波放映を含む10件の報道がなされるとともに、国連の公式ツイッターアカウント（フォロワー820万人）や韓国、オランダ、アフガニスタンの大使によるツイッター（オランダ大使ツイッターのフォロワー数は3万人）などで二次発信が実現した。

測定指標4-3 人物交流事業の実施

中期目標（一年度）

人物交流を通じて、各国に親日層・知日層を形成し、ネットワークを外交活動に活用する。

27年度

年度目標

人物交流の促進により各国の親日層・知日層の形成・発展を図り、相手国との関係強化の基盤を作るため、以下を実施する。

- 1 留学生交流の推進
- 2 招へい事業
- 3 JETプログラム
- 4 スポーツ交流事業

施策の進捗状況・実績

- 1 在外公館を通じ日本への留学に関する広報に努めるとともに、帰国留学生と連携した日本留学魅力発信事業（15公館、15事業）を強化した。なお、帰国留学生会が新たに5か国で発足し、帰国留学生所属者数は約8万3千人となった。
- 2 戦略的実務者招へいの枠組みで221人、閣僚級招へいの枠組みで16人を招へいし、相手国との関係強化に努めた。
- 3 JETプログラムは在外公館を通じ募集・選考等を着実に実施し質の高い招致者を27年度は新規に1,958人選考した。事業開始以来の招致者数は6万2千人を超えた（27年末現在）。
- 4 スポーツ交流事業の一環としてスポーツ外交推進事業を実施した。スポーツ指導者及び選手の招へい（14件・11カ国）・派遣（8件・8カ国）や途上国へのスポーツ器材の輸送支援（25件・24カ国）等を通じて、32（2020）年東京オリンピック・パラリンピック競技大会へ向けたオリンピック・パラリンピック・ムーブメントの拡大及び国際スポーツ界における我が国のプレゼンス向上に努めた。また、スポーツ外交を推進していくため、スポーツ・武道担当大使を任命した。

28年度

年度目標

人物交流を促進し、中・長期的な視点から各国の親日派・知日派層を形成・発展させていき、相手国との関係強化の基盤を構築するため、以下を実施する。

1 留学生交流の推進

外国人留学生在籍者数が21万人に、また、帰国留学生会の会員総数が84,000人に増加することを目標に、各種留学広報活動、帰国留学生会支援に努める。

2 招へい事業

招へい実施後の事後調査において、各々の招へいの目的の達成度を、有効回答数のうち「◎、○」とする回答の割合を100%に可能な限り近づける。(注)◎：達成度が特に高い、○：相当の達成度あり、△：達成度が低い、×：達成度なし

3 JETプログラム

行政事業レビュー公開プロセスの提言も踏まえ、拡充に向けた取組を実施する。

4 スポーツ交流事業

スポーツ選手・指導者の派遣・招へい、器材輸送支援を通じて、国内競技連盟(NF)同士の関係構築を促すとともに、Sport for Tomorrow (SFT)の一層の促進を図る。また、招へい及び派遣実施後のフォローアップにおいて、効果が認められる割合を100%に可能な限り近づける。

施策の進捗状況・実績

1 留学生交流の推進

全地域の在外公館所在地及び地方都市において日本留学説明会・フェア等を実施し、日本留学に関する広報に努めた。また、活発な帰国留学生会のある国の在外公館(16公館)が帰国留学生と連携し、SNS発信や母国語による留学広報冊子の作成・配布等(16事業)を行った。これらの効果もあり、外国人留学生在籍者数が23万9,000人に達し、帰国留学生会が新たに6カ国で発足し、帰国留学生会所属者数は84,000人を超えた。

2 招へい事業

27年度から開始した招へい実施後の事後調査においては、戦略的招へい及び閣僚級招へいどちらも「◎、○」の割合が27年度(100%)と同様に100%となった。(注)◎：達成度が特に高い、○：相当の達成度あり

3 JETプログラム

28年度は1,946名を新規参加者として日本に招致し、全体としては27年度に比し166名増の4,952名がJETプログラムに参加した。11月にはJETプログラム30周年記念式典等を皇太子・同妃両殿下の御臨席を得て関係省庁・自治体国際化協会と共に開催し、30年の歴史と成果を振り返り、今後プログラムを一層推進するための節目の機会とした。昭和62(1987)年の事業開始以降の参加国は65カ国、参加人数は約65,000人(28年末現在)となった。

4 スポーツ交流事業

スポーツ外交推進事業にて、外国人選手、指導者及びスポーツ関係者等の招へい(10件・11ヶ国)と、日本人指導者の派遣(9件・8ヶ国)を実施し、スポーツを通じた国際貢献・国際交流の促進に貢献した。派遣・招へいの各事業においては参加者に対するフォローアップを実施して達成度を測っており、高い評価を得た。外務省のスポーツ・武道担当大使は、国内競技団体からの求めに応じて、各種スポーツ関連国際団体等の選挙における日本人候補者支援のため、来日した海外スポーツ関係者に対する働きかけを行ったり、国際競技連盟役員選挙支援における在外公館レセプションの開催要請、国際競技大会における各種対応を行った。

測定指標4-4 在外公館文化事業についての事業評価

在外公館文化事業評価におけるA及びB評価の事業の割合(注) (注)A:効果が特に大、B:相当の効果あり、C:効果が少ない、D:効果がなく今回限りとする ①在外公館文化事業の件数。②在	中期目標値	27年度		28年度	
	一年度	年度目標値	実績値	年度目標値	実績値
	—	A評価・B評価併せて95%以上	①2,300件 ②99%	A評価・B評価併せて95%以上	①2,300件 ②98%

外公館による事業評価における A 評価, B 評価の割合					
------------------------------	--	--	--	--	--

作成にあたって使用した資料その他の情報

- ・平成 29 年版外交青書
- ・外務省ホームページ
各種招へいプログラム
(<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/culture/hito/shoutai/index.html>)
- 留学生交流
(<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/culture/hito/ryu/index.html>)
- JET プログラム
(<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/culture/hito/sei/jet/index.html>)
- スポーツ・フォー・トゥモロー
(http://www.mofa.go.jp/mofaj/p_pd/ep/page24_000800.html)
- ・国際交流基金ホームページ
<http://www.jpfa.go.jp/j/>
- ・国際交流基金アジアセンターホームページ
<http://jfac.jp/>

個別分野 5 文化の分野における国際協力の実施

施策の概要

文化、スポーツ、教育、知的交流の振興のための国際協力や文化の分野での国際貢献を行うことによって、人類共通の貴重な遺産の保護、新たな文化の発展への貢献、各国の持続的開発への寄与を図るとともに、親日感を醸成するため、(1)ユネスコや国連大学を通じた協力、(2)文化無償資金協力を実施する。

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

・第193回国会外交演説（平成29年1月20日）

「日本の「正しい姿」や多様な魅力を、本年世界3カ所に開設するジャパンハウスも活用しつつ、戦略的に対外発信するとともに、親日派・知日派の育成を引き続き強力に推進していきます。日本の魅力は、地方にこそ溢れています。「地方から世界へ」地方の魅力を発信し、「世界から地方へ」多くの外国人観光客、対内投資などを誘致できるよう私自身が先頭に立って取り組んでいきます。」

測定指標 5-1 文化、教育、知的交流の分野における国際協力・貢献

中期目標（--年度）

ユネスコの各種会議への積極的な関与・貢献、途上国の文化遺産の保存・修復や人材育成事業の発掘と円滑な実施を図るとともに、国連大学との連携強化を通じ地球規模課題等についての我が国の政策発信の推進と、途上国を中心とした能力育成事業への協力を図る。

27年度

年度目標

- 1 ユネスコについては、総会、執行委員会、世界遺産委員会、無形文化遺産保護条約政府間委員会等の国際会議に参加し、各種議論や交渉に積極的に関与・貢献するとともに、ユネスコを通じ我が国の知見が活用されるよう協力をを行う。
- 2 世界遺産について、我が国の推薦案件（「明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼・造船・石炭産業」）の一覧表への記載を目指す。
- 3 3つの日本信託基金（文化遺産保存日本信託基金、無形文化遺産保護日本信託基金、人的資源開発日本信託基金）を通じ、途上国の有形・無形の文化遺産の保存・修復や振興の推進、人材育成事業の実施に貢献する。
- 4 国連大学については、我が国政府との協議や、地球規模課題や文化の分野における国際協力に係るイベントの開催等により緊密な意思疎通を図るとともに、親日派・知日派の裾野拡大を目指す。

施策の進捗状況・実績

- 1 ユネスコについては、実質的トップドナーとして、第38回総会、第196回、第197回並びに第198回執行委員会といった意思決定機関や、第39回世界遺産委員会、第10回無形文化遺産保護条約政府間委員会、第3回文化財不法輸出入等禁止条約補助委員会等の国際会議に参加し、予算策定を含む各種議論や交渉に積極的に関与・貢献した。例えば、後述の日本信託基金の事業においては、国際的にも高い水準にある我が国の文化遺産保護の優れた技術や手法を活用し、相手国への技術移転を図った。
- 2 (1) 世界遺産について
「明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業」が世界遺産一覧表に記載された。
(2) 「世界の記憶」について
ア 日本ユネスコ国内委員会が申請していた「東寺百合文書」及び京都府舞鶴市が申請していた「舞鶴への生還」が10月に「世界の記憶」として登録された。
イ 中国が申請した「南京事件」関連資料は同申請資料の完全性や真正性などの技術的な問題点を

指摘したものの、「世界の記憶」に登録されることとなった。

ウ 我が国としては、同事業が加盟国間の友好と相互理解の促進というユネスコ設立の本来の趣旨と目的を推進するものとなるよう、ユネスコ事務局等に対し、制度改善に向けた働きかけを行った。

- 3 3つの日本信託基金を通じ計33件（うち、有形10件、無形7件、人的16件）の事業を実施中であり、途上国の有形・無形の文化遺産の保存・修復や振興の推進、教育分野などの人材育成事業の実施に貢献した。実施主体となるユネスコに対しては、事業の有効性や我が国のレジリエンス向上のための各種申し入れを行った。例えば、有形の文化遺産保存事業において、中央アジア5か国（ウズベキスタン、カザフスタン、キルギス、タジキスタン、トルクメニスタン）に対し、世界遺産ドキュメンテーション支援事業を実施し、その結果、26年に「シルクロード：長安・天山回廊の道路網」が世界遺産登録された。また、小島嶼開発途上国（SIDS）諸国において、アフリカ・大洋州・カリブ地域における人材育成プログラム事業等を通じた支援を行い、世界遺産委員会の諮問機関である国際記念物遺跡会議（ICOMOS）による登録勧告の評価結果を踏まえ、28年の第40回世界遺産委員会において「ナン・マドール遺跡」の世界遺産登録が実現される予定である。
- 4 国連大学については、我が国政府との間でハイレベルから事務レベルまでのさまざまな協議を行い、緊密な意見交換を行った。我が国の推進する施策等について政府と連携した研究活動やシンポジウム等の行事が開催され、同大学を通じ、国連経済社会理事会等に対して情報発信を行った。（27年度には平和関連1件、持続可能な開発のための2030アジェンダ2件、環境3件、震災関連1件等8件）。また、22年に開設された日本のサステナビリティ高等研究所の大学院プログラムは、我が国の認証評価機関の認定を取得し、東京大学とのジョイント・ディプロマ及びその他日本の大学との単位互換を進めるなど質的な向上にも取り組んでいる。27年の修士、博士課程への出願は266名であり、うち11名が入学した。

28年度

年度目標

- 1 ユネスコについては、総会、執行委員会、世界遺産委員会、無形文化遺産保護条約政府間委員会等の国際会議に参加し、各種議論や交渉に積極的に関与・貢献するとともに、ユネスコを通じ我が国の知見が活用されるよう協力を行う。
- 2 ユネスコの「世界の記憶」事業について、事業の透明性が確保されるよう、専門家や加盟国への働きかけを通じ、制度改善に積極的に取り組む。
- 3 ユネスコに設置されている3つの日本信託基金（文化遺産保存日本信託基金、無形文化遺産保護日本信託基金、人的資源開発日本信託基金）を通じ、途上国の有形・無形の文化遺産の保存・修復や保護の推進、人材育成事業の実施に貢献する。また、モニタリングの強化に努める。
- 4 国連大学については、我が国政府との協議や、地球規模課題等分野における国際協力に係るイベントの開催等により緊密な意思疎通を図る。

施策の進捗状況・実績

- 1 ユネスコについては、我が国は実質的トップドナーとして、第199回及び第200回執行委員会といった意思決定機関や、第40回世界遺産委員会、第11回無形文化遺産保護条約政府間委員会等の国際会議に参加し、予算策定を含む各種議論や交渉に積極的に関与・貢献した。
- 2 我が国としては、「世界の記憶」事業が加盟国間の友好と相互理解の促進というユネスコ設立の本来の趣旨と目的を推進するものとなるよう、ユネスコ事務局に対し、制度改善に向けた働きかけを行った。また、我が国を含むユネスコ国内委員会等が制度改善を求めるコメントを提出し、右を踏まえ、国際諮問委員会は制度改善案を進捗報告書に取りまとめ、29（2017）年3月にユネスコ事務局に提出した。4月に開催されるユネスコ執行委員会では、右報告書を歓迎する決定案が協議される予定。
- 3 3つの日本信託基金を通じ計24件（うち、有形12件、無形5件、人的7件）の事業を実施中で国際的にも高い水準にある我が国の文化遺産保護の優れた技術や手法を活用し、相手国への技術移転を図りつつ、途上国の有形・無形の文化遺産の保存・修復や振興の推進、教育分野などの人材育成事業の実施に貢献した。実施主体となるユネスコに対しては、事業の有効性や我が国のプレゼンス向上のための各種申し入れを行った。例えば、こうした事業実施を通じ、小島嶼開発途上国（SIDS）諸国において、アフリカ・大洋州・カリブ地域における世界遺産登録申請に必要な管理計画や遺産保存・管理に関する人材育成を行い、その結果、ミクロネシアの「ナン・マドール遺跡」（第40

回世界遺産委員会)の世界遺産登録という成果を得た。信託基金事業の状況のモニタリングとして、実施期間や予算配分に変更が生じる際にはその都度我が国の承認を得るようにしている他、レビュー会合を開催したり、定期的の実施状況や財務報告書を提出させ、モニタリングを強化した。

- 4 国連大学については、我が国政府との間でハイレベルから事務レベルまでのさまざまな協議を行い、共同行事・事業等について緊密な意見交換を行った。国連大学により我が国の推進する施策等について政府と連携した研究活動が行われ、同大学を通じて、G7伊勢志摩サミット、TICAD VI及び我が国の国連加盟60周年等の機会に行事等(28年度には、TICAD関連3件、G7関連2件、SDGs関連1件、生物多様性関連1件、我が国の国連加盟60周年記念関連2件)を通じて広く国内外に情報発信を行った。また、22年に開設された日本のサステナビリティ高等研究所の大学院プログラムは、東京大学とのジョイント・ディプロマ及び同大学を含む日本の大学との単位互換を進めるなど質的な向上にも取り組んでおり、28年の修士、博士課程への出願は402名、うち10名が入学した。
- 5 第40回世界遺産委員会において、我が国がフランスを含む6カ国と共同で世界遺産に推薦していた「ル・コルビュジエの建築作品―近代建築運動への顕著な貢献―」(我が国の「国立西洋美術館」が構成資産の一つ)が世界遺産に登録された。

測定指標5-2 文化無償資金協力を通じた対日理解の向上及び親日感の醸成

中期目標(一年度)

被供与国の文化・高等教育振興、文化遺産保全に資することにより、日本の顔が見える援助を通じて対日理解・親日感の醸成に寄与する。

27年度

年度目標

ODAの方針等を踏まえた対日理解・親日感醸成に資する案件、我が国との文化面での協力関係強化に資する案件を実施する。特に、2020年東京オリンピック・パラリンピックを見据え、スポーツ案件を積極的に実施する。

施策の進捗状況・実績

27年度はODAの方針等を踏まえつつ、対日理解・親日感醸成や我が国との文化面での協力関係強化に資する案件の実施に取り組んだ結果、一般文化無償資金協力は7件、草の根文化無償資金協力は28件を実施した。特に32(2020)年の東京オリンピック・パラリンピックを見据え、例えばパラグアイのスポーツ庁訓練センターにおける柔道、体操、ウエイトリフティング等のスポーツ器材の整備支援等(スポーツ案件)を積極的に実施した。これらの案件実施に係る交換公文や贈与契約署名式の際には、写真や映像を伴う形で現地主要メディアにより幅広く報じられた。また被供与国政府や関係団体の様々な関係者から謝意が述べられた。

28年度

年度目標

ODAの方針等を踏まえた対日理解・親日感醸成に資する案件、我が国との文化面での協力関係強化に資する案件を実施する。特に、32(2020)年東京オリンピック・パラリンピックを見据え、スポーツ案件を積極的に実施する。

施策の進捗状況・実績

28年度も、引き続きODAの方針等を踏まえつつ、対日理解・親日感の醸成や我が国との文化面での協力関係の強化に資する案件の実施に取り組んだ結果、一般文化無償資金協力は7件、草の根文化無償資金協力は25件を実施した。特に32(2020)年東京オリンピック・パラリンピックを見据え、ウクライナ体操連盟に対する体操器材をはじめとしたスポーツ器材や施設の整備(スポーツ案件)のほか、文化遺産保全や放送分野への支援を積極的に実施した。これらの案件実施に係る交換公文や贈与契約署名式の様子は、写真や映像を伴う形で現地主要メディアにより幅広く報じられ、また被供与国政府や関係団体の様々な関係者から謝意が寄せられた。

作成にあたって使用した資料その他の情報

・ 外務省ホームページ：

ODA（政府開発援助） 一般文化無償資金協力 平成 28 年度 約束日別
(http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/region/page18_000208.html)

ODA（政府開発援助） 草の根文化無償資金協力 平成 28 年度
(http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/region/page22_000370.html)

個別分野 6 国内報道機関対策の実施

施策の概要

外交政策の遂行に当たっては、国民の理解と信頼を得ることが不可欠であることにかんがみ、政策の具体的内容や外務省の役割等について、報道対策の実施により、地方を含む様々な国民層に対して、的確で、タイミング良く、かつ分かりやすい情報発信を行う。

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

・ 第 193 回国会外交演説（平成 29 年 1 月 20 日）

「日本の「正しい姿」や多様な魅力を、本年世界 3 カ所に開設するジャパンハウスも活用しつつ、戦略的に対外発信するとともに、親日派・知日派の育成を引き続き強力で推進していきます。」

測定指標 6-1 国内報道機関等を通じた情報発信

中期目標（一年度）

国内報道機関を通じ、我が国の外交政策等につき、国民の理解を増進する。

27 年度

年度目標

外交政策に関する多様な情報提供を通じて、国民の我が国外交政策に対する理解と信頼を増進するため、報道関係者に対する政務レベル及び事務レベルによるブリーフ及び外務報道官によるオープンルームの実施回数の増加に努める。また、有識者や地方メディアに対して、定期的に情報を提供する。

施策の進捗状況・実績

- 27 年度においては外務大臣記者会見を 88 回（うち英語同時通訳が実施されたのは 12 回）、外務副大臣会見を 4 回、外務報道官会見を 21 回実施した。また、定例会見以外に、北朝鮮による核実験やミサイル発射等、緊急の事案が発生した際や、報道機関の要請のある際に外務大臣による臨時記者会見を 30 回実施し、国民の関心に応えるべくタイムリーな情報発信に努めた。報道関係者に対する事務レベルでのブリーフは、計 64 回、外務報道官によるオープンルームを 8 回実施したほか、文書による情報発信として「外務大臣談話」を 22 回、「外務報道官談話」を 58 回、「外務省報道発表」を 1,318 回発出した。大臣をはじめとする政務三役によるテレビ・ラジオインタビューは 11 回、新聞インタビューは 8 回、雑誌インタビューは 1 回、講演会は 3 回実施した。
- 有識者に対しても、郵送、メール（含む週 1 回のメルマガ計 50 件）等を通じて、我が国外交政策に対する国民の理解増進に努めた。

28 年度

年度目標

- 外交政策に関する多様な情報提供を通じて、国民の我が国外交政策に対する理解と信頼を増進するため、報道関係者に対する、政務レベル及び事務レベルによる会見、事務レベルによるブリーフ及び外務報道官によるオープンルームの適切な実施等、口頭での情報発信の強化に努めるとともに、報道発表の適時・適切な発出に努める。
- 有識者や地方メディアに対して、定期的に情報を提供する。

施策の進捗状況・実績

- 28 年度においては外務大臣定例記者会見を 78 回（うち英語同時通訳が実施されたのは 14 回）、外務報道官会見を 23 回実施した。また、定例会見以外に、オバマ米国大統領による広島訪問やダッカにおける人質事案等、国民の関心が高いと考えられる外交事案や緊急事態が発生した場合や、報道機関からの要請がある場合等にタイムリーな情報発信を行うべく、外務大臣や外務副大臣による臨時記者会見を 48 回実施した。また、これらの会見の実施後は、国民に対する迅速な情報提供

に資するべく、迅速に外務省 HP への会見記録の掲載を行った。

報道関係者に対する事務レベルのブリーフを、計 79 回、外務報道官によるオープンルームを 2 回実施。

文書による情報発信として、「外務大臣談話」を 14 回、「外務報道官談話」を 49 回、「外務省報道発表」を 1,334 回発出した。

外務大臣をはじめとする政務三役によるテレビ・ラジオインタビューを 26 回（うち、地方テレビ 11 回）、新聞インタビューを 3 回（うち、地方紙 2 回）、雑誌インタビューを 2 回、ウェブインタビューを 1 回実施した。

2 有識者や地方メディアに対しても、郵送、メール（含む週 1 回のメルマガ計 52 件等による情報提供を実施。

測定指標 6-2 外務大臣，外務副大臣，外務報道官による記者会見実施回数

	中期目標値	27 年度		28 年度	
	--年度	年度目標値	実績値	年度目標値	実績値
	—	130 回	143 回	130 回	150 回

測定指標 6-3 外務省報道発表の発出件数

	中期目標値	27 年度		28 年度	
	--年度	年度目標値	実績値	年度目標値	実績値
	—	1,300 回	1,318 回	1,300 回	1,334 回

作成にあたって使用した資料その他の情報

- ・外務省ホームページ
会見・発表・広報
(<http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/index.html>)

個別分野 7 外国報道機関対策の実施

施策の概要

以下を通じて、外国報道機関の日本関連報道を適切に把握するとともに、我が国の政策・立場について、迅速、正確かつ効果的に対外発信する。

- 1 日本関連報道に関する情報収集・分析
- 2 外国報道機関に対する情報発信・取材協力
- 3 報道関係者招へい

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

・第193回国会外交演説(平成29年1月20日)

「日本の「正しい姿」や多様な魅力を、本年世界3か所に解説するジャパンハウスも活用しつつ、戦略的に対外発信するとともに、親日派・知日派の育成を引き続き強力で推進していきます」

測定指標 7-1 日本関連報道に関する情報収集・分析

中期目標（一年度）

外国報道機関の日本関連報道に関する情報収集・分析を行い、外国報道機関を通じた我が国の政策・立場についての対外発信の強化及び我が国外交政策の形成に資するものとする。

27年度

年度目標

外国報道機関を通じ我が国の政策・立場について迅速、正確かつ効果的に対外発信することを目的に、外国報道機関の日本関連報道を適切に把握し、日本関連報道に関する迅速な情報収集及び的確な分析を行い、分析結果を迅速かつ適時に省内、総理大臣官邸、関係省庁に提供することにより、我が国外交政策の形成に資する。

施策の進捗状況・実績

戦後70年、原爆投下70年、内閣総理大臣談話（いわゆる戦後70年談話）の発表、平和安全法制の成立、TPP合意、慰安婦問題に関する日韓合意等、日本外交の様々な展開や安倍政権の動向に関する日本関連報道の増加に対応し、海外メディアの動向について迅速な把握と分析を行い、省内、総理大臣官邸、関係省庁に提供した。

- ・主要英字紙の日本関連報道の要約作成及び配布・提供(月～金、毎日)
- ・海外論調とりまとめ(週別・テーマ別)の作成及び配布(計137件)

28年度

年度目標

以下により、外国報道機関による日本関連報道に関する迅速な情報収集及び的確な分析を行い、分析結果を迅速かつ頻繁に省内、総理大臣官邸、関係省庁に提供する。

- 1 主要英字紙の日本関連報道の要約作成及び配布・提供(月～金、毎日)
- 2 海外論調とりまとめ(週別・テーマ別)の作成及び配布

施策の進捗状況・実績

日本が議長を務めたG7伊勢志摩サミット、G7広島外相会合、TICADVI、天皇皇后両陛下のベトナム御訪問及びタイお立ち寄り、総理大臣や外務大臣の外国訪問(米国や東南アジア等)、プーチン・ロシア大統領等海外要人の訪日等安倍政権の積極的な外交に伴う日本関連報道やテロ事案、北朝鮮による核実験やミサイル発射への対応に関する報道等につき、迅速な情報収集及び的確な分析を行い、分析結果を迅速かつ頻繁に省内、総理大臣官邸、関係省庁に提供した。

- 1 主要英字紙の日本関連報道の要約作成及び配布・提供(月～金、毎日)

2 海外論調とりまとめ(週別・テーマ別)の作成及び配布(計143件)

測定指標7-2 外国メディアに対する情報発信・取材協力

中期目標(一年度)

外国報道機関による報道を通じ、海外における対日理解・対日親近感の醸成及び我が国の政策への理解を増進する。

27年度

年度目標

以下の手段を通じ、外部専門家の知見も活用しながら、我が国の政策・立場について、迅速・正確かつ効果的に対外発信する。

- 1 総理大臣の外国訪問時における内外記者会見
- 2 外務大臣記者会見等
- 3 総理大臣・外務大臣・外務副大臣・外務大臣政務官等に対するインタビュー等
- 4 外国プレス向け英文資料の発信
- 5 日本関連報道への対応(反論投稿・申し入れ)

施策の進捗状況・実績

外国メディアに対する正確な対日理解を促進するため、必要に応じて外部専門家の知見も効果的に活用して、以下の各事業を実施することにより、迅速かつ効果的な対外発信に寄与した。

- 1 総理大臣の外国訪問・国際会議出席の際に訪問先において、計3回の内外記者会見を実施した。
- 2 外務大臣による本省での記者会見を実施する際に、外国報道関係者のために英語同時通訳を提供した他、外務副大臣会見において、外務大臣会見同様に英語同時通訳を提供した。
- 3 外国報道関係者からの依頼に応じて、国内外において総理大臣、外務大臣、外務副大臣、外務大臣政務官によるインタビューを実施した。

27年度のインタビュー件数は、総理大臣15回、外務大臣7回、外務大臣政務官1回の計23回であった。

また、ブルームバーグ・ビュー、CNNオンラインへの総理大臣寄稿、ル・フィガロ紙への外務大臣寄稿等も実施した。

- 4 当省が発出するプレスリリースや談話のうち、外国メディアの関心が高い事案について、その英文版を作成し、在京外国報道機関に対し迅速に発信し、また、外務省ホームページ英語版への掲載を行った。

27年度は、外務省報道発表の英文版を349件、外務大臣及び外務報道官談話の英文版を72件発出した。

- 5 海外メディアの報道の中で、明らかな事実誤認や誤解に基づく記事について、掲載メディアの編集部に対して、反論投稿の掲載や訂正の申し入れ等を迅速に行い、我が国の政策や立場についての正しい理解の促進に努めた。

27年度は、計28件の反論投稿や申し入れによる対応を行った。

- 6 フォーリン・プレスセンターによる外国メディアに対する情報発信・取材協力を実施。

27年度は、記者ブリーフィングを58件実施し、1,680名が参加した。また、プレスツアーを6件実施し、71名が参加した。

28年度

年度目標

以下の手段を通じ、外部専門家の知見も活用しながら、我が国の政策・立場について、迅速・正確かつ効果的に対外発信する。

- 1 総理大臣の外国訪問時における内外記者会見
- 2 外務大臣記者会見等
- 3 総理大臣・外務大臣・外務副大臣・外務大臣政務官等に対するインタビュー等
- 4 外国プレス向け英文資料の発信
- 5 日本関連報道への対応(反論投稿・申し入れ)

6 フォーリン・プレスセンターを通じた情報発信・取材協力

施策の進捗状況・実績

外国メディアに対する正確な対日理解を促進するため、必要に応じて外部専門家の知見も効果的に活用して、以下の各事業を実施することにより、迅速かつ効果的な対外発信に寄与した。

- 1 総理大臣の外国訪問・国際会議出席の際に訪問先において、計5回の内外記者会見を実施した。また、G7伊勢志摩サミット及びTICADVIにおいては総理大臣が、G7広島外相会合においては外務大臣が、議長国会見を実施した。
- 2 外務大臣による本省での記者会見の実施に際し、外国報道関係者のために英語同時通訳を毎回提供した。
- 3 外国報道関係者からの依頼に応じて、国内外において総理大臣、外務大臣、外務副大臣、外務大臣政務官によるインタビューを実施し、総理大臣9回、外務大臣7回、外務副大臣又は外務大臣政務官6回の計22回行った。外務省関係者による記者ブリーフィングは96回実施した。また、G7伊勢志摩サミットやTICADVI、国連総会の開催にあわせ、米ウォール・ストリート・ジャーナル紙、ハフィントン・ポスト、CNNオンラインへの総理大臣寄稿、独ライニッシュ・ポスト紙、仏ル・フィガロ紙への外務大臣寄稿等も9件実施した。
- 4 当省が発出するプレスリリースや談話のうち、外相会談や国際会議等の結果、テロ事件等重大事件に際する日本のメッセージ等外国メディアの関心が高い事案について、その英語版を作成し、在京外国報道機関に対し迅速に発信し、また、外務省ホームページ英語版への掲載を行った。外務省報道発表の英語版を365件、外務大臣及び外務報道官談話の英語版を60件、その他英文の文書122件を発出した。
- 5 海外メディアの報道の中で、明らかな事実誤認や誤解に基づく記事について、掲載メディアの編集部に対して、反論投稿の掲載や訂正の申し入れ等を迅速に行い、我が国の政策や立場についての正しい理解の促進に努めた。28年度は、計21件の反論投稿や申し入れによる対応を行った。
- 6 フォーリン・プレスセンターによる外国メディアに対する情報発信・取材協力を実施。記者ブリーフィングを44件実施し、1,565名が参加した。また、プレスツアーを4件実施し、35名が参加した。

測定指標7-3 外国記者招へいの戦略的实施

中期目標（--年度）

外国報道機関による報道を通じ、海外における対日理解・対日親近感の醸成及び我が国の政策への理解を増進する。

27年度

年度目標

戦略的な計画に基づき、外国メディア（テレビチームを含む）を日本に招へいし、主要外交課題等に関する取材機会を提供し、正しい対日理解に基づいた発信を増進する。

施策の進捗状況・実績

影響力の高いメディア、記者、複数国で放送されるメディアを選定することなどにより、限られた予算の範囲で最大限の効果が出せるよう努めた。具体的には、5月に開催された第7回太平洋・島サミットの際には、太平洋の国々から9人の記者を招へいし、太平洋島嶼国に対する日本の支援の成果や東日本大震災からの復興の姿につき好意的な報道を得た。そのほかASEAN10か国からの招へい記者に対し、28年のG7伊勢志摩サミットの開催地である三重県及び外相会合の開催地である広島県での取材機会を提供するなど地方を含む日本の魅力の発信にも取り組んだ。

招へい記者数は53カ国83名、掲載記事は275件（28年4月1日時点）、招へいテレビチームは5カ国5チーム、放映時間は計約18時間（28年4月1日時点）であった。

28年度

年度目標

発信力の高いメディアや記者の選定・より充実した日程の作成等、より効果的な計画に基づき、外国メディア(テレビチームを含む)を日本に招へいし、主要外交課題等に関する取材機会を提供し、正確な取材と対日理解に基づいた発信を増進する。

施策の進捗状況・実績

影響力の高いメディア、記者、広域で放送されるメディアを選定することなどにより、限られた予算の範囲で招へい実施の効果を最大限出せるよう努めた。具体的には、G7伊勢志摩サミットの当日に、インド、フィリピン、マレーシア、バングラデシュ、パプアニューギニア等11か国から記者11名とテレビチーム2チームを招へいし、取材機会を提供し、サミットの主要課題でもある質の高いインフラ、保健や女性の活躍等をテーマとしたサミット開催地を含む日本の魅力の発信にも取り組んだ。また、ケニアでのTICADVI開催に先立ち、事前広報としてアフリカから8人の記者を訪日招へいした他、現地ケニアでアフリカ各国メディアによるプレスツアーを実施し、現地における日本の対アフリカ支援の成果や日本とアフリカのパートナーシップの強化につき好意的な報道を得た。

28年度の招へい記者数は62カ国131名、同招へい者による掲載記事は318件(29年4月1日時点)、招へいテレビチームは9カ国9チーム、同チームによる現地放映時間は計約300時間(29年4月1日時点)であった。

参考指標：日本関連報道件数(単位：万件)

(記事データベースに基づくもの)	実績値		
	26年度	27年度	28年度
	128	124	119

作成にあたって使用した資料その他の情報

- ・ 外務省ホームページ
 会見、報道、広報
 (<http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/index.html>) (日本語)
 (<http://www.mofa.go.jp/policy/culture/index.html>) (英語)
- ・ 世界が報じた日本日本関連報道
 (<http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/sekai/index.html>)
- ・ (公財)フォーリン・プレスセンター ホームページ
 (<http://fpcj.jp>) (日本語)
 (<http://fpcj.jp/en>) (英語)

基本目標Ⅳ 領事政策

施策Ⅳ-1 領事業務の充実

平成 29 年度政策評価書

(外務省 28-IV-1)

施策名(※)	領事業務の充実					
施策目標	<p>在外邦人の生命・身体その他の利益の保護・増進及び国内外における人的交流の拡大・深化のため、以下を推進する。</p> <p>1 領事サービス・邦人支援策を向上・強化する。領事業務実施体制を整備する。また、国民の円滑な海外渡航の確保のために、日本旅券に対する国際的信頼性を確保するとともに、IC旅券の円滑な発給を行う。</p> <p>2 広報及び啓発により、在外邦人の安全対策を強化する。また、在外邦人の援護体制を強化する。</p> <p>3 日本への入国を希望する外国人への対応の強化により、出入国管理等の厳格化への要請に応える。人的交流促進のため、アジア諸国を始め、ビザ発給要件の緩和を実施する。また、在日外国人支援に係る取組を積極的に進める。</p>					
施策の予算額・執行額等	区分	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	14,662	14,848	15,687	17,299
		補正予算(b)	0	170	391	/
		繰越し等(c)	281	0	0	/
		合計(a+b+c)	14,943	15,018	16,078	/
執行額(百万円)	14,593	14,847	15,801	/		

(※)本施策は、個別分野を設定しており、「施策の概要」、「関連する内閣の重要政策」、「測定指標」、「評価結果」（「施策の分析」及び「次期目標等への反映の方向性」）及び「作成にあたって使用した資料その他の情報」については、関連個別分野の該当欄に記入した。

評価結果 (注1)	目標達成度の測定結果	(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり	(判断根拠) 主要な測定指標は概ね目標に近い実績を示したことから、左記のとおり判定した。	
	測定指標の27・28年度目標の達成状況(注2)	個別分野1 領事サービスの充実		
		* 1-1	利用者の評価等サービスの向上	B
		* 1-2	領事研修の実施	B
		* 1-3	日本人学校・補習授業校への援助	A
		* 1-4	IC旅券の発給及び不正取得等の防止	A
		1-5	在外選挙人登録手続き及び制度の周知並びに登録申請の適正な処理	B
		1-6	国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約(ハーグ条約)の締結を受けた条約上の中央当局の任務の適切な実施	B
		1-7	在留届の電子届出率(利用率)及び外務省海外旅行登録「たびレジ」登録者数	B
		1-8	メールマガジン配信システム利用可能公館数	A
		1-9	領事業務の業務・システムの最適化の事業の進展	B
		個別分野2 在外邦人の安全確保に向けた取組		
		* 2-1	在外邦人の安全・危機管理に関する体制整備	B
		* 2-2	在外邦人保護のための緊急事態対応	B
		* 2-3	在外邦人の安全に関する情報収集と官民連携	B
		2-4	困窮邦人等の援護	B
		個別分野3 外国人問題への取組		
		* 3-1	出入国管理上問題がないと見られる外国人へのビザ発給要件緩和	B
		* 3-2	在日外国人問題への取組	B

- (注1) 評価結果については、各個別分野の「評価結果」-「施策の分析」及び「次期目標等への反映の方向性」欄の記載を併せて参照願いたい。
- (注2) 「測定指標の27・28年度目標の達成状況」欄には、各個別分野の測定指標の名称及び27・28年度目標の達成状況を列挙した。「*」印は、該当する測定指標が主要な測定指標であることを示している。

<p>学識経験を有する者の知見の活用</p>	<p>(外務省政策評価アドバイザー・グループ・メンバーの所見)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・欧州各国や中東・北アフリカ地域などでテロが多発する中、在外邦人の安全・危機管理に対する体制整備の重要性は一層増している。これまで利便性や普及が十分ではなかった、外務省の海外安全ホームページも、危険情報の配信を多くのデバイス対応で配信し、またキャンペーンを実施したことは極めて重要である。「たびレジ」への登録も徐々に普及しているが、まだ利便性には改善の余地がある。日本から渡航、もしくは海外に滞在する邦人が、より負担なく登録できるシステムの改善が求められる。LINE や FACEBOOK といった SNS をさらに積極的に用いて（例えば外務省アプリの開発など）安全情報が身近に手に入る仕組みを工夫してほしい。 さらに海外に進出する企業の危機管理の周知・訓練や、危機時の大使館との連絡体制・マニュアルについては、さらに態勢を拡充することが望ましい。 ・アンケート調査結果で「丁寧な対応ではない」との回答が10%以上（かつ2桁の回答数）あった3公館の館長に対し領事局長から個別に注意喚起」という類の施策は、領事業務における緊張感を維持し、ひいてはサービス向上に資すると考えられる。 ・入館時のサービス満足度など、改善の余地があるところは、一時的な低評価を怖れず、どしどし改善策を工夫して実施していくべきと考える。関連して、80%で満足せず、目標切り下げは避けるべきと考える。 ・国民目線に立って丁寧に記述されている。また個別の評価に基づいた対応やフィードバックが行われるなど、評価を踏まえた改善の意図が明確であり、係る点からも高く評価したい。 ・28年度行政事業レビューへの対応状況を説明している点は評価できる。 ・外務省政策評価アドバイザー・グループ会合に対する対応状況を説明している点は評価できる。
------------------------	--

<p>担当部局名</p>	<p>領事局</p>	<p>政策評価 実施時期</p>	<p>平成29年10月</p>
--------------	------------	----------------------	-----------------

個別分野 1 領事サービスの充実

施策の概要

- 1 邦人の利便性及び福利向上並びに権利確保のための取組
海外での邦人による申請・届出等手続の利便性及び福利向上並びに必要な権利の確保のため、IT化を推進するとともに、領事窓口サービスの向上等の取組を進める。
- 2 領事担当官の能力向上
国民に対し質の高い領事サービスを提供するため、領事担当官の能力向上のための対策を講じるとともに領事担当官の知識・経験を共有できるような取組を行う。
- 3 円滑な旅券の発給及び国際標準に準拠した日本旅券の発給・管理
日本旅券の信頼性を確保し、国民の海外渡航の円滑化を確保するため、国際民間航空機関(ICA0)の国際標準に準拠し、高度な偽変造防止対策を講じたIC旅券の確実な発給・管理に努める。
- 4 国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約(ハーグ条約)の適切な実施
ハーグ条約に基づき、国境を越えた子の不法な連れ去り等の問題の解決・予防及び国境を越えた親子間の面会交流に関する支援を行う。また、国際的な条約の運用の拡充に努める。

関連する内閣の重要政策(施策方針演説等のうち主なもの)

- ・骨太の方針2016(「経済財政運営と改革の基本方針2016 ～600兆円経済への道筋～」)(平成28年6月2日 閣議決定)
 - 第2章5.(1)外交、安全保障・防衛等①外交
「在外邦人・日本企業・日本人学校・在外公館等の安全対策と水際対策の強化(略)に取り組む。」
- ・世界最先端IT国家創造宣言(平成25年6月14日 閣議決定 平成28年5月20日改定)
 - I. 1. (2)マイナンバー制度を活用した国民生活の利便性の向上
「特にマイナンバーの利用範囲の拡大については、戸籍事務、旅券事務、在外邦人の情報管理業務等を中心に取組を推進中。」
- ・世界最先端IT国家創造宣言 工程表(平成28年5月20日改定 高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部決定)
 - 3.(3)③マイナンバー制度を活用した国民生活の利便性の向上
「旅券事務での利活用については、戸籍事務での検討状況を踏まえ検討を進め、平成31年通常国会を目途に必要な法制上の措置等を講ずる。」
- ・第193回国会外交演説(平成29年1月20日)
「昨年7月のダッカ襲撃テロ事件を受けて作成した報告書に沿って、国際協力事業関係者の安全対策の強化を進めるとともに、中堅・中小企業を含む海外進出企業、留学生など在外邦人の安全対策を更に強化していきます。」
- ・IT新改革戦略(平成18年1月19日 IT戦略本部決定)
 - II 1. (3)21世紀型社会経済活動
世界一便利で効率的な電子行政
「国・地方公共団体に対する申請・届出等手続におけるオンライン利用率を2010年度までに50%以上とする。」

測定指標1-1 利用者の評価等サービスの向上

中期目標(一年度)

在外公館の領事サービスの維持・向上
邦人に対する利便性・福利向上及び権利確保のために努める。

27年度

年度目標

在外公館の領事サービスの維持・向上

領事窓口等の対応に係るアンケート調査結果において、引き続き「丁寧な対応」の回答割合が、80%になることを目指しつつ、少なくとも現状を下回る結果（「普通」、「丁寧でない」）につながらないように可能な限り利用者の視点に留意しつつ、利用者本位のサービス提供に努める。

施策の進捗状況・実績

領事業務の IT 化の推進、領事窓口案内員による領事窓口サービスの向上、領事業務実施体制の着実な整備、在外選挙人名簿登録の促進等を図ったほか、28年1月から、在外公館において、申請者が自宅等のパソコンにより外務省 HP からダウンロードし入力印刷した「一般旅券発給申請書」等の様式による申請受付を開始し一層の国民視点に立った領事サービスの向上に努めた。

10、11月に、管轄区域内に300名以上の在留邦人が居住する149公館の在留邦人等を対象に、「領事サービス向上・改善のためのアンケート調査」を実施したところ、在外公館の領事窓口対応について、80%の人が「丁寧」であると回答しており、年度目標値（80%）を達成し、「どちらかといえば丁寧ではない」「まったく丁寧ではない」は計3%にとどまった。入館時の受付対応については、66%の人が「丁寧」であると回答、「丁寧でない」の回答は3%にとどまった。電話対応については、76%の人が「丁寧」であると回答、「丁寧でない」の回答は5%にとどまった。

28年度

年度目標

在外公館の領事サービスの維持・向上

領事窓口の対応に係るアンケート調査結果において、引き続き「丁寧な対応」の回答割合が、80%になることを目指しつつ、少なくとも現状を下回る結果（「普通」、「丁寧でない」）につながらないように可能な限り利用者の視点に留意しつつ、利用者本位のサービス提供に努める。

施策の進捗状況・実績

- 28年11月に管轄区域内に300名以上の在留邦人が居住する148公館の在留邦人等を対象に、「領事サービス向上・改善のためのアンケート調査」を実施したところ、結果は以下のとおりであった。
 - 在外公館の領事窓口対応について、80%の人が「丁寧である」と回答し、年度目標値（80%）を達成した。他方、「丁寧ではない」でないと回答した人は、4%にとどまった。
 - 入館時（セキュリティチェック）の受付対応については、68%の人が「丁寧である」と回答し、「丁寧でない」と回答した人は3%にとどまった。
 - 電話対応については、76%の人が「丁寧である」と回答し、「丁寧でない」と回答した人は6%にとどまった。
- アンケート調査結果で「丁寧な対応ではない」との回答が10%以上（かつ2桁の回答数）あった3公館の館長に対し領事局長から個別に注意喚起を行い、サービスの底上げを図った。また、在外公館及び本省関係部署とアンケート調査結果を共有し、各項目の内容分析を行った上で、入館時のセキュリティチェックにおいて無機質な対応とならないよう警備員に適切な指導を行う、電話での対応においては、言葉による伝達のみであるということを念頭に言葉遣いや言い回しに気をつけ、相手が何を求めているのかを把握し、相手の理解度に合わせた説明や対応を心がけるよう、対応する現地職員への継続的な指導を励行する等、サービス向上に繋げる具体的な改善策を在外公館に対し伝え、指導した。
- 28年1月から導入したダウンロード方式の一般旅券発給申請書を利用した申請が、国外における発給申請の25%（29年3月）に達した。また、国民に対する利便性の向上のため、動作環境の改善（利用可能なオペレーティング・システム（OS）の拡大等）のための開発を行った。

27・28年度目標の達成状況：B（27年度：b，28年度：b）

測定指標 1-2 領事研修の実施

中期目標（一年度）

領事サービスの向上のため、充実した研修の継続、マニュアルの整備や地域ごとの広域担当官による指導などの支援体制の強化により、領事担当官を育成強化する。

受講者アンケートを通じて、研修内容、時間等の不断の見直しを行い、研修効果および効率を向上

させる。

27年度

年度目標

26年度の初任者、中堅研修終了後のアンケート結果(回答を寄せた約9割)から満足と同水準の高い評価を受けるよう、研修内容について不断の検討を行っていく。

施策の進捗状況・実績

1 領事事務関係研修を以下のとおり実施した。

(1) 領事初任者研修(年2回実施(6月及び1月))

若手の領事担当一般職職員、領事業務未経験者を対象。他省庁から出向し、在外公館で領事担当となる者を含む。70名が受講。領事業務全般について、基礎知識の習得を目的とした研修。

(2) 領事中堅研修(11月実施)

中堅職員を対象。12名が受講。領事業務について、個別分野(緊急事態への対応、旅券事務、査証事務/人身取引問題等)を深く掘り下げた研修。

(3) 在外公館警備対策官研修(警備対策室主管、平成28年1~2月実施、年1回)

警備対策官は、領事業務も兼務する機会が多いため、警備研修に加えて領事業務研修(領事初任研修とほぼ同内容。78名が受講)を実施。在外公館で兼務体制においても適切な対応を可能とするための実務的な研修。

(4) 官房要員事務研修(人事課主管、10月実施、年1回)

入省4年目の一般職職員を対象に、領事業務の概要・基礎等について行う研修。36名が受講。

(5) 現地職員本邦研修(在外公館課主管、10月実施、年1回)

在外公館の現地職員20名が受講。領事窓口で対応する職員の窓口サービス、業務知識の向上等を目的とした研修。

(6) 在外領事中間研修(年1回、領事業務における新しい動きや、地域特有の問題等について討論・意見交換するため、毎年在外拠点公館に地域の領事担当官を集め研修会議を実施。)

27年度は在英国日本大使館で、西欧地域15公館の領事担当官15名を対象に喫緊の課題であるテロ対策、緊急事態の対応等を主題とした研修を実施。在留邦人の安全確保、パリにおける同時多発テロ事件への対応に関する情報共有、領事担当として援護者自身のメンタルヘルスケア等について研修した。

2 主な研修のアンケート結果

領事初任者研修、領事中堅研修については、9割以上の受講者が非常に有意義であったと回答しており、基本的に既存の研修内容で満足していることがうかがえる。

3 過去のアンケート結果や新たな要請等に応えた研修内容の検討実績

領事初任者研修(年2回実施)では、1回目実施後のアンケートに「領事関連IT機器研修が不足」といった意見が見られたため、第2回目の実施の際には、3時間以上の時間を増やし実施した。

中堅研修では、中堅領事として見聞を広めるため、赤十字国際委員会、厚生労働省等からの講師を招へいし、また、刑務所見学等を取り入れた。

4 領事研修の充実を領事サービスの向上に結びつけた実績

研修の充実により領事担当官の能力が向上し、広範囲にわたる領事業務の正確・迅速な領事サービス提供につながり、在外邦人からの苦情・クレーム等の減少に繋がっていると思われる。

5 領事研修内容(領事業務の範囲;初任者研修の例)

研修内容については、領事業務上必要な基本的な内容に加え、新たな業務、要請や研修受講者へのアンケート結果等を通じて得られた意見等を踏まえ、見直し、改善を図った。

以下は領事初任者研修の講義内容の例。以下の各講義のうち、領事業務のIT化、旅券事務、査証事務については、受講者のアンケート結果において、実際の機器を操作して実習を行う「機器実地研修」に対する要望が高かったため、28年度第2回目において導入した。

(1) 個別領事業務に関する講義(18講義)

領事総論、在留届/管海事務、海外教育、在外選挙、司法共助、領事業務のIT化、領事手数料、領事業務チェックポイント、領事サービス、戸籍・国籍事務、証明事務一般、警察証明、緊急事態への対応、一般援護、テロ・誘拐、旅券事務、査証事務/人身取引問題、ハーグ条約(概要及び在外公館での対応)

(2) 領事業務と国際法・国内法との関係に係る講義(2講義)

特権・免除，個人情報保護

(3) 外部等専門家による講義（4講義）

メンタルヘルス，遺体鑑識，マナー／クレーム対応講習，DV被害者対応

(4) その他

他府省（法務省入国管理局及び国土交通省）職員による講義

6 以上のような領事業務研修の実施と研修内容の充実により，在外公館職員の専門知識の向上と迅速かつ正確な事務処理を通じた海外在留邦人への行政サービスの維持・向上を図った。

28年度

年度目標

27年度の初任者，中堅研修のアンケート結果（9割以上が非常に有意義と回答）を踏まえ，満足と同等水準の高い評価を得るべく，引き続き受講者が実務に必要な講義等の要望も取り入れ，また在外公館のニーズも踏まえ，研修内容について不断の検討を行っていく。

施策の進捗状況・実績

1 領事事務関係研修を以下のとおり実施した。

(1) 領事初任者研修（年2回，9月及び29年1月に実施）

若手の領事担当一般職職員，領事業務未経験者を対象。他省庁から出向し，在外公館で領事担当となる者を含む58名が受講。領事業務全般についての基礎知識の習得とともに，実際の援護事案を元にしたケーススタディー，その中でも精神障害事案，死亡事案への対処ぶりを外部講師専門家との対話形式を取りながら理解を深めることを目的とした研修。

(2) 領事中堅研修（年1回，11月に実施）

本省及び在外公館の中堅職員を対象に実施し15名が受講。領事分野における専門性の確立や更なる能力向上を促すことを目的として，個別分野を深く掘り下げるとともに，特に世界各地でテロの危険性が高まる中，実際に発生した緊急事案を使用した机上訓練，さらに，緊急事態において援護活動を行う上で必要とされる心理的応急措置をロールプレイで実施するなど実践形式の研修を実施。

(3) 在外公館警備対策官研修（警備対策室主管，年1回，29年1～2月に実施）

警備対策官は，領事業務を兼務することが多いため，警備研修に加えて領事業務研修（領事初任研修とほぼ同内容。）を実施（81名が受講）。在外公館によって，領事業務と兼務体制を取ることもあり，適切な対応を可能とするための実務的な研修。

(4) 官房要員事務研修（人事課主管，年1回，29年3月に実施）

入省4年目の一般職職員を対象に，領事業務の概要・基礎等について行う研修。29名が受講。

(5) 現地職員本邦研修（在外公館課主管，年1回，10月に実施）

在外公館の現地職員20名が受講。領事窓口で応対する職員の窓口サービス，業務知識の向上等を目的とした研修。

(6) 在外領事中堅研修（年1回，領事業務における新しい動きや，地域特有の問題等について討論・意見交換するため，毎年在外拠点公館に地域の領事担当官を集め研修会議を実施。）

28年度は在タイ日本大使館で，東南アジア，西アジア地域15公館の領事担当官を対象に喫緊の課題であるテロ対策，緊急事態の対応（含む机上演習）等を主題とした研修を実施。ダッカ襲撃テロ事件を中心として，アジア地域において最近発生した災害，爆弾テロ事件等への対応に関する情報共有，領事担当として援護者自身のメンタルヘルスケア等について研修した。

2 主な研修のアンケート結果

領事初任者研修，領事中堅研修については，9割以上の受講者が非常に有意義であったと回答している。特に，外部講師による「在外邦人と領事担当官のメンタルヘルス」「個体識別事例と日本人の文化」「緊急事態対応」等の研修が有意義であったとの意見があり，領事サービス向上や緊急事態を含む邦人援護対応能力の強化に役立ったと考えられる。

3 過去のアンケート結果や新たな要請等に応えた研修内容の検討実績

領事初任者研修（年2回実施）では，領事の基礎知識の習得とともに，最近のイスラム過激派によるテロ事件の発生等を踏まえ，実際の事例を参考として参加型の演習（机上訓練）を取り入れた。

中堅研修では，中堅領事として専門的な知識を習得し，広がりを見せる領事業務に対応していけるよう，国立精神・神経医療研究センターの研究員による緊急事態を想定したワークショップ（災害時における心理的応急措置）の実施，厚生労働省等からの講師を招へいし，日本における社会保

障制度についての講義の他、外国人受刑者の処遇、領事面会の現状を把握するための刑務所見学等を取り入れた。

4 領事研修の充実を領事サービスの向上に結びつけた実績

特に領事窓口では、在外邦人からの苦情・クレーム等に対応する機会も多いため、領事研修では礼法、マナーの外部専門家によるマナー/クレーム対応講習を取り入れた。こうした研修を通じ、領事担当官は窓口対応を現地職員任せにせず、率先して丁寧で親身な窓口対応を行うことにより、利用者の在外公館への信頼につながっていることは、アンケートで窓口サービスを肯定的に受け止める割合が増えていることに表れている。

5 領事研修内容（領事業務の範囲；初任者研修の例）

領事業務上必要な基本的な内容に加え、領事業務に対する新たなニーズに対応するため、領事業務に実際に携わっている領事担当官から現場のニーズや、行政サービスとしての窓口サービス改善に向けた本省の考え方を踏まえた研修とした。具体的には、研修受講者へのアンケート結果等を通じて得られた意見等を踏まえ、座学中心となることなく、参加者自らが考え、実行する力を養成すべく、個別講義に演習を取り入れ、積極性を促すよう見直し、改善を図った。特に領事窓口では、在外邦人からの苦情・クレーム等に対応する機会も多いため、接遇面での対応向上をはかる目的で領事研修の中に外部専門家によるマナー/クレーム対応講習を取り入れた。

以下は領事初任者研修の講義内容の例。

(1) 個別領事業務に関する講義（18講義）

領事総論、在留届、海外教育、在外選挙、司法共助、領事業務のIT化、領事手数料、領事サービス、戸籍・国籍事務、証明事務一般、警察証明、緊急事態への対応、一般援護、テロ・誘拐、旅券事務、査証事務/人身取引問題、ハーグ条約

(2) 領事業務と国際法・国内法との関係に係る講義（2講義）

特権・免除、個人情報保護・文書管理

(3) 外部等専門家による講義（3講義）

メンタルヘルス、遺体鑑識、マナー/クレーム対応講習

(4) その他

他府省（法務省及び国土交通省）職員による講義

6 以上のような領事業務研修の実施と研修内容の充実により、在外公館職員の専門知識の向上と迅速かつ正確な事務処理を通じた海外在留邦人への行政サービスの維持・向上を図った。

27・28年度目標の達成状況 B（27年度：a，28年度：b）

測定指標 1－3 日本人学校・補習授業校への援助

中期目標（一年度）

海外で義務教育相当年齢の子女に対して、日本と同程度の教育を可能な限り負担の少ない形でかつ安全な環境で受けることができるようにする。

27年度

年度目標

1 在外教育施設である日本人学校、補習授業校及び学校法人が設置した学校は、世界各国・地域で各々89校、205校、そして2校が政府援助の対象となっている。

これら教育施設に対して政府が実施している財政援助は、海外に在住する学齢児童・生徒のうち、日本人学校にも補習授業校にも通学していない児童・生徒を差し引いた約55%（27年4月現在）を対象としており、学校運営・維持に必要不可欠である。

2 安全対策強化

シリアにおける邦人殺害テロ事件を受け、日本人学校89校及び私立在外教育施設2校に対する警備員謝金援助を拡充し一層の安全対策の強化に向けて取り組む。

施策の進捗状況・実績

1 政府援助対象となる在外教育施設は、日本人学校89校、補習授業校205校、学校法人が設置した学校2校である。海外に在住する学齢児童・生徒のうち、これらの在外教育施設に通学する約52%

を政府援助の対象とした。在外教育施設に対する校舎借料、校舎特別修繕費等の支援を行った他、現地採用教員・講師に対する謝金援助を合計で 1,764 人に対して実施した。これにより、これら在外教育施設の円滑な運営・維持を図った。

- シリアにおける邦人殺害テロ事件を受けて、日本人学校等における安全対策支援について、26 年度までは、危険地域に所在する日本人学校のみ支援対象としていたが、27 年度は全ての日本人学校及び学校法人等が設置した学校を対象とし、そのうち要望があった 75 校に対して警備員雇用費及び警備機器維持管理費の援助を実施した。これら支援の拡充により、警備強化が図られることで、児童生徒が安全にかつ安心して授業を受けられることができ、本人及び保護者の不安軽減の一助になった。

28 年度

年度目標

- 補習授業校への支援拡充

厳しい予算事情の中、新たに支援要望のあった政府援助要件を満たす補習授業校に対し、予算の範囲内で政府援助を行い、政府援助対象校の更なる拡充を図る。

- 安全対策強化

シリアにおける邦人殺害テロ事件を受け、27 年度に全ての日本人学校等（日本人学校 89 校及び学校法人等が設置した学校 2 校）を、警備員雇用費、警備機器維持管理費の援助対象としたところ、28 年度は補習授業校についても、一層の安全対策の強化に向けて、全ての要望校に対して財政援助を実施する。

施策の進捗状況・実績

- 28 年度において新たに補習授業校の政府援助対象となった学校は 7 校であり、その結果政府援助対象補習授業校は合計 212 校となった。
- 28 年度において、安全対策強化として安全対策費（警備員雇用費、警備機器維持管理費）支援の要望のあった補習授業校全てに対し、財政援助を行った。
- また、28 年 7 月のダッカ襲撃テロ事件を受けた「『在外邦人の安全対策強化に係る検討チーム』の提言」点検報告書で、より安全対策を強化すべき対象のひとつに在外教育施設が挙げられたことを踏まえ、日本人学校等在外教育施設の安全対策をさらに強化することとした。具体的には、各施設の安全対策を検証する必要性から、28 年度補正予算に日本人学校への危機管理専門家による安全評価等について経費を計上し、スピード感を持って、危機管理専門家による安全評価を実施し、一部の公館に対し、施設の強化を行った。

27・28 年度目標の達成状況：A（27 年度：a，28 年度：a）

測定指標 1－4 IC 旅券の発給及び不正取得等の防止

中期目標（一年度）

偽変造対策技術の向上に努めるとともに、IC 旅券の円滑な発給及び不正取得等の防止を図る。また、法定受託事務として旅券事務を実施している各都道府県に対する研修及び定例会議等を通じ、より質の高い旅券行政を目指す。

27 年度

年度目標

IC 旅券の円滑な発給及び不正取得等の防止のため、法定受託事務として旅券事務を実施している各都道府県に対する研修、定例会議及び旅券不正取得防止審査強化期間の実施等を通じ、より質の高い旅券行政を目指すと共に、なりすまし等による旅券の不正取得の防止に努める。

施策の進捗状況・実績

日本国内において、3,361,987 冊の一般旅券を発行し、国民の海外渡航の円滑化に寄与した。

旅券法に規定する都道府県が処理する一般旅券に関する事務の一部の市町村への再委託が更に進

んだことも踏まえ、旅券事務担当新任者研修を2回、中堅職員研修を1回開催したほか、主管課長会議、主管課長会議幹事会及び都道府県を6地域に分けたブロック会議を実施するなどにより、IC旅券の円滑な発給を維持するとともに、旅券法令の規定に基づいた統一的かつ適正な処理を確保した（再委託市町村数（28年3月末現在）：803市町村）。

21年から毎年実施している「なりすましによる旅券不正取得防止のための審査強化期間」を7月～10月及び28年2月～3月の年2回、各都道府県の旅券事務所において各2週間設け、旅券発給審査を強化すると共にホームページへの掲載やポスター等の掲示等も含めた幅広い広報活動等を実施し旅券の不正取得の防止に努め、旅券の不正取得件数の減少傾向を維持した。（下記※参照）

26年行政事業レビューの指摘も踏まえ実施した外部の専門的な知見を有するコンサルタントによる「旅券冊子の適正在庫数に係る調査」の結果を反映し、旅券冊子購入必要数の見直しを行ったところ、28年度予算の減額要求にも繋がり、旅券行政の適正な管理に努めた。

※（参考）なりすましによる一般旅券の不正取得事案の認知件数（暦年）

23年：43冊、24年：26冊、25年：13冊、26年：12冊、27年：10冊

28年度

年度目標

より質の高い旅券行政を目指すと共に、旅券の不正取得の防止に努め、IC旅券の円滑な発給及び日本旅券の国際的信頼性の維持を図るため以下を実施する。

法定受託事務として旅券事務を行っている各都道府県に対する研修、定例会議、「なりすましによる旅券不正取得防止のための審査強化期間」の実施。

施策の進捗状況・実績

日本国内において、3,869,816冊（暫定値）の一般旅券を発行し、国民の海外渡航の円滑化に寄与した。

旅券法の規定により都道府県が処理することとされている一般旅券に関する法定受託事務の一部が、地方自治法に基づく条例による事務処理の特例等により、市町村に再委託され、国内の旅券申請窓口が一層増加するとともに身近になり、申請者の利便性が向上している（再委託市町村数（12月末現在）：818市町村）ことも踏まえ、旅券法令に基づいた統一的かつ適正な処理を確保し、円滑な一般旅券の発給を維持するため、旅券事務担当新任者研修を2回、中堅職員研修を1回開催するとともに、都道府県旅券事務主管課長会議、主管課長会議幹事会及び都道府県を6地域に分けたブロック会議等を実施した。

28年度においても、旅券の不正取得の未然防止及び撲滅を図るため21年から毎年実施している「なりすましによる旅券不正取得防止のための審査強化期間」を年2回（7月から10月までの間に各都道府県が定める2週間及び29年2月20日から3月5日までの2週間）実施し、本人確認の審査を厳重に行うとともに、警察等関係機関との連携を密にし、旅券の不正取得の防止に努めた（下記※参照）。

さらに、28年は、慶応2（1866）年に我が国で初めて海外渡航文書が発給されてから150周年を迎える節目の年であったため、旅券に関する広報を重点的に実施した。国民の旅券に対する関心を高めるとともに、旅券の不正取得防止等の重要性につき改めて啓発した。

東京オリンピック・パラリンピック開催を見据えたテロリスト等の入国阻止の水際対策の一環として、旅券の偽変造対策の更なる向上のため、31年度に次期旅券冊子を導入することを発表した。次期旅券冊子のデザインについては、査証ページ毎に異なる図柄とすることが偽変造対策上も極めて有効であって、国際的に主流化しつつあること等を踏まえ、日本の旅券にふさわしいデザインのあり方につき有識者からなる「次期旅券冊子デザイン選定準備会合」（領事局長主催）を設置して、日本らしさ、品格、親しみやすさ等の観点から選考を重ね、世界的にも知られる富士山をメインモチーフとし、日本を代表する浮世絵である葛飾北斎の「富嶽三十六景」を採用した。次期旅券冊子の導入により、日本の美しい伝統文化をアピールするとともに、ICチップの不正アクセス防止機能が更に強化される。

また、行政改革推進会議の下で実施された28年度行政事業レビュー秋の年次公開検証「秋のレビュー」において、旅券関連業務に係るフルコスト分析がテーマとなり、①旅券関連業務については、邦人援護等に係るコストと旅券発給に係るコスト双方に関して、予算と実績それぞれの内訳を、国民に対して分かりやすく説明すべきである、②旅券の発給業務については、コスト削減に努めるとともに、マイナンバー制度等を活用して、行政コストの削減を図るべきである、との指摘がなされた。これを踏まえ、①については、指摘のあった内訳を外務省ホームページに掲載するための作業を行い、②に

については、29年度予算において、旅券冊子の単価を見直す等して、10年及び5年旅券冊子の要求額を当初要求額から約0.5億円削減するとともに、旅券発給業務におけるマイナンバー制度等の利活用の可能性（戸籍情報とマイナンバーとの連携が旅券発給業務にとって十分なものとなるか等）につき関係省庁と協議、検討を進めた。

※（参考）なりすましによる一般旅券の不正取得事案の認知件数（暦年）

24年：26冊、25年：13冊、26年：12冊、27年：10冊、28年：8冊

27・28年度目標の達成状況：A（27年度：a，28年度：a）

測定指標 1－5 在外選挙人登録手続き及び制度の周知並びに登録申請の適正な処理

中期目標（--年度）

海外に居住する日本国民に対して、憲法第15条により保障されている選挙権の行使の機会を確保する。

27年度

年度目標

在外選挙制度の周知及び登録申請の適正な処理を行うため以下に取り組む。

- 1 28年夏に予定されている参議院選挙に向け、世界各国・各地域における事情に応じて、あらゆる有効な手段を講じて広報（現地新聞・情報誌等への掲載や日系企業等の協力を得て個別説明会の活用等）に努め、在外選挙制度導入時の国会附帯決議にて求められている制度の周知を図る。
- 2 国民にとって重要な選挙権行使の機会を逸さないよう公職選挙法第30条にもとづき適正かつ迅速な登録申請の処理を行う。

施策の進捗状況・実績

- 1 在外選挙制度の在留邦人向け周知については、外務本省で、統一的な広報原文を作成し、それに基づいて各在外公館のホームページや現地紙、メールマガジン等を通じた広報活動を効率的かつ積極的に展開した。また、日本企業の駐在員やその家族、留学生等については、定期的に帰国・交替することがあり、切れ目なく継続的な広報が必要であるとの観点から、更に個人に限らず所属企業・団体等に対しても、在外選挙制度の広報を実施するとともに登録について、理解と促進を図った。
- 2 28年夏に予定されている参議院選挙に向け、在外公館で受理した本選挙の在外選挙人登録申請書は、当該選挙人の選挙権行使の機会を保障すべく、適正かつ迅速な処理を行った（在外選挙人登録関係事務の処理件数は27,155件）。

28年度

年度目標

在外選挙制度の周知及び登録申請の適正な処理を行うため以下に取り組む。

- 1 28年夏に予定されている参議院選挙に向け、世界各国・各地域における事情に応じて、重層的な手段を講じて広報（現地新聞・情報誌等への掲載や日系企業等の協力を得て個別説明会の活用等）に努め、在外選挙制度導入時の国会附帯決議にて求められている制度の周知を図る。
- 2 国民にとって重要な選挙権行使の機会を逸さないよう公職選挙法第30条にもとづき適正かつ迅速な登録申請の処理を行う。

施策の進捗状況・実績

- 1 投票のために必要な在外選挙人名簿への登録手続や在外投票の方法等の在外選挙制度の周知を図るため、窓口来館者への呼び掛け、ホームページへの掲載、領事メールの発出、領事出張サービスの際の案内、現地日本人会、日本商工会及び在外教育施設等を通じた広報・啓発を重層的に行った。また、28年度に実施された第24回参議院選挙は、選挙権年齢の満18歳以上への引下げ後、初の国政選挙でもあったことから、事前に在外公館員が高等部を併設している在外教育施設を訪問し、選挙制度の説明会や模擬投票の実施を行った。同選挙における在外公館等投票の実施公館は計

222 公館・事務所に上った。

2 28 年度における在外選挙人名簿登録申請書の受付及び在外選挙人証の交付等の取扱いは、29 年 1 月末現在で約 3 万 1 千件に上り、適正かつ迅速に処理している。

在外選挙制度については、海外在留邦人からの、手続が煩雑であるという指摘を受け、外務省として在外選挙人名簿の登録手続の改善について総務省と協議を行ったところ、総務省有識者会議の議論等を経て、28 年は、公職選挙法の改正が実現し、現行の在外公館での登録申請に加え、今後は国外転出時の市町村の窓口で出国時申請が行えることとなった（28 年 12 月 2 日公布）。

27・28 年度目標の達成状況：B（27 年度：b，28 年度：a）

測定指標 1－6 国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約（ハーグ条約）の締結を受けた条約上の中央当局の任務の適切な実施

中期目標（一年度）

条約上の中央当局の任務を適切に実施する。また、中でも日本と関係の深いアジア地域を中心に国際的な条約の運用の拡充を図る。

27 年度

年度目標

- 1 条約上の中央当局の任務を適切に実施する。
- 2 子の連れ去りを未然に防止するため、本条約についての広報に積極的に取り組む。

施策の進捗状況・実績

- 1 27 年度は、69 件の援助申請を受け付けた（返還援助申請が 40 件、面会交流援助申請が 29 件）。そのうち、法に定められた要件を満たさず却下した事案及び審査中の事案を除き 66 件について援助決定を行い、外国当局との調整、子の所在特定、友好的な解決に向けた協議のあっせん、裁判所に提出する資料の翻訳等の支援を行った。その結果、27 年度中には、条約に基づき、外国から日本への子の返還が 5 件、日本から外国への子の返還が 7 件実現した。
- 2 連れ去り等を予防するため、ハーグ条約広報用リーフレットの日本語版及び外国語版を作成し、在外公館等で配付を開始、地方自治体、在本邦各国大使館等での配付のために提供した。

28 年度

年度目標

- 1 条約に基づいて中央当局の任務を適切に実施する。
- 2 特にアジア地域を中心に、国際的な条約の運用をする。

施策の進捗状況・実績

- 1 28 年度は、55 件の援助申請を受け付けた（返還援助申請が 40 件、面会交流援助申請が 15 件）。法に定められた要件を満たさず却下した事案及び審査中の事案を除き 40 件について援助決定を行い、外国当局との調整、子の所在特定、友好的な解決に向けた協議のあっせん、裁判所に提出する資料の翻訳等の支援を行った。その結果、28 年度中には、条約に基づき、外国から日本への子の返還が 9 件、日本から外国への子の返還が 7 件実現した。
- 2 6 月にハーグ国際私法会議（HCCH）及び早稲田大学との共催で「ハーグ条約に係るアジア太平洋シンポジウム」を開催し、アジア太平洋地域を中心に 21 の国と地域から 64 名の専門家が参加した。

27・28 年度目標の達成状況：B（27 年度：b，28 年度：b）

測定指標 1－7 在留届の電子届出率（利用率）及び外務省海外旅行登録「たびレジ」登録者数（注）「たびレジ」登録者数は、27 年度から新たに設定した指標。

	中期目標値	27 年度	28 年度	27・28 年度目標の
--	-------	-------	-------	-------------

	一年度	年度目標値	実績値	年度目標値	実績値	達成状況
①在留届	—	①75%	①79.8%	①75%	①82.9%	B (27年度：b, 28年度：a)
②「たびレジ」	—	②前年以上の登録者数	②549,583人	②前年以上の登録者数	②960,196人	

測定指標 1-8 メールマガジン配信システム利用可能公館数						
	中期目標値	27年度		28年度		27・28年度目標の達成状況
	一年度	年度目標値	実績値	年度目標値	実績値	
	—	200 公館	200 公館	全在外公館	全在外公館	A (27年度：a, 28年度：a)

測定指標 1-9 領事業務の業務・システムの最適化の事業の進展						
	中期目標値	27年度		28年度		27・28年度目標の達成状況
	一年度	年度目標値	実績値	年度目標値	実績値	
①年間運用経費削減(17年度比)	—	①6.97億円	①7.71億円	①6.97億円	①8.05億円	B (27年度：b, 28年度：b)
②年間業務処理時間削減(17年度比)	—	②10,740時間	②10,502時間	②10,740時間	②10,598時間	

参考指標：国外における一般旅券の不正使用把握件数(暦年)			
(出典：旅券統計) (括弧内は関連した旅券の冊数)	実績値		
	26年	27年	28年
	25(46)	29(57)	34(37)

評価結果(個別分野1)
施策の分析 【測定指標 1-1 利用者の評価等サービスの向上】 27年度 (1) 在外公館の入館時の受付対応については「丁寧である」との評価割合は66%、電話対応については「丁寧である」が76%にとどまったが、領事窓口対応については80%から「丁寧である」との回答を得た結果を踏まえ、目標の一部を達成したと判定した。 (2) アンケートへの回答において電話対応が高圧的である等のご意見があった。「丁寧な対応ではない」との回答が10%以上(かつ2桁の回答数)あった1公館については、館長に対し領事局長から個別に注意喚起を行い、サービスの底上げを図った。また、在外公館及び本省関係部署とアンケート調査結果を共有し、各項目の内容分析を行った結果を踏まえて、入館時のセキュリティチェックにおいて無機質な対応とならないよう警備員に適切な指導を行う、電話での対応においては、言葉による伝達のみであるということを念頭に言葉遣いや言い回しに気をつけ、相手が何を求めているのかを把握し、相手の理解度に合わせた説明や対応を心がけ、継続的な現地職員への指導を励行する等、サービス向上に繋げる具体的な改善策を在外公館に対し伝え、指導した。 また、申請者が自宅等のパソコンにより外務省HPからダウンロードし入力・作成することができる「一般旅券発給申請書」等の様式を日本国外において導入し、旅券行政サービスの向上を図った。(27年度：領事サービスの充実(達成手段④)) 28年度 (1) 在外公館の領事窓口対応について、27年度に引き続き80%から「丁寧である」との回答を得た。

他方、入館時の受付対応については、27年度と比し2ポイントアップしたものの「丁寧である」が68%、電話対応については、「丁寧である」が76%にとどまった結果を踏まえ、目標の一部を達成したと判定した。

- (2) アンケート調査結果で電話対応や窓口対応に関し対応が冷たい等「丁寧な対応ではない」との回答が10%以上(かつ2桁の回答数)あった3公館(注:27年度とは異なる公館)の館長に対し領事局長から個別に注意喚起を行い、サービスの底上げを図った。また、在外公館及び本省関係部署とアンケート調査結果を共有し、各項目の内容分析を行った上で、窓口や電話対応においては利用者の立場に立った対応を心がけるとともに、来館者は待合室の環境や対応に当たる館員の身なり、表情、言葉遣い及び態度等、窓口を通じてつぶさに観察しており、窓口の対応ぶりが公館に対するイメージを形成しているとの認識を窓口業務に従事する館員全員で共有することが重要である等サービス向上に繋げる具体的な改善策を在外公館に対し伝え、指導した。29年度以降も同アンケートを実施し、サービスの向上、改善状況を確認する。また、日本国外において、27年度に導入したダウンロード方式の一般旅券発給申請書の利用が国外における発給申請の25%(29年3月度)に達した他、国民から要望が多く寄せられたダウンロード方式の一般旅券発給申請書等の動作環境の改善のための開発を行った。これらは、旅券業務を取り巻く環境の変化や技術動向を踏まえ、業務の効率化を一層進める、国民に対する更なる旅券行政サービスの向上につながる。(27年度:領事サービスの充実(達成手段④))

【測定指標1-2 領事研修の実施】

27年度

- (1) 領事として備えておくべき知識等を身につけるために予定した研修を全て実施するとともに、研修受講者の9割以上から研修(講義)内容を評価する回答を得たことは、領事担当官が、領事として必要な知識等を効果的に習得したことを意味し、結果として正確・迅速な領事サービスの提供に繋がったと考えられることから目標達成と判定した。
- (2) 外務省政策評価アドバイザー・グループ会合における有識者からの指摘も踏まえ、初任者・中堅研修とも、受講者のレベルに応じて外部講師(専門家)による講義を研修全体の2割~4割に組み入れた。領事担当官が国民に対して直接領事サービスを提供することに鑑み、特に中堅職員が若年職員に対し、領事サービスの指導に当たることを想定とした中堅研修では、国民に対する情報伝達力を向上させるべく、プレゼンテーション研修を組み入れた。(27年度:領事サービスの充実(達成手段④))

28年度

- (1) 27年度に続き、外部講師(専門家)による講義を組み入れながら、予定していた4件の研修(初任者研修2回、中堅研修、中間研修各1回)を実施した。研修内容については、在外公館からのニーズを踏まえ、日本における社会保障制度等の内容を盛り込むなど研修(講義)内容を工夫した。また、近年のイスラム過激派によるテロ事件の頻発を踏まえ、テロ事件への対応能力の向上を図るため、初任者研修及び中堅研修において緊急事態(テロ)の机上訓練を取り入れると共に、在外公館においても、緊急事態対応を主目的とした中間研修を実施したが、さらに内容を拡充していく必要がある。これら実務のニーズに沿った研修を実施できたことから、おおむね目標を達成したと判定した。
- (2) 本省及び在外公館で実施した研修(初任者、中堅研修及び中間研修)の緊急事態の講義において、受講者が自律的に行動することを主眼とした複数の緊急事態シナリオに基づく机上訓練を通じ、特に、初動における在留邦人、邦人旅行者への速やかな情報提供(領事メールの発出)や安否確認の手段を中心とした研修としたが、テロ発生の蓋然性が高い国に赴任する受講者と比較的蓋然性の低い国に赴任する受講者との間で危機意識の相違が見受けられた。昨今の状況を踏まえ、テロ事件は世界各地で発生する可能性があることから、領事担当官の意識向上を促し、初動時の適切な対応が出来る担当官の育成を図る必要がある。また、緊急事態に平常心を失った邦人の心理的ケアを行うことを想定したワークショップ(PFA(サイコロジカルファーストエイド/災害時における心理的応急措置))では同ワークショップ参加経験のある領事局職員が外部講師とともに研修を進行するなど、主体的に参画して、受講者の模範となるべき姿勢を示すことにより、従来の受け身的な研修に終始しないよう工夫した。(28年度:領事サービスの充実(達成手段④))

【測定指標 1-3 日本人学校・補習授業校への援助】

27年度

- (1) 在外教育施設である日本人学校、補習授業校及び学校法人が設置した学校は、世界各国・地域で各々89校、205校、及び2校が政府援助の対象となっており、支援の要望のあった施設に対し適切に政府援助を実施したことから、目標達成と判定した。
- (2) 特に安全対策については、シリアにおける邦人殺害テロ事件を受け、安全対策支援対象を、従来の危険地域の日本人学校から日本人学校(89校)及び私立在外教育施設2校に拡充し、警備員雇用費、警備機器維持管理費の援助対象としたことにより、在外教育施設の安全対策を大幅に強化した。(27年度:海外子女教育体制の強化(達成手段②))

28年度

- (1) 厳しい予算事情の中、新たに補習授業校7校に対し、政府援助を開始し、在外教育施設への支援を従来にも増して拡充した。また、ダッカ襲撃テロ事件を受け、在外教育施設の安全対策強化の必要性がますます高まっているという状況を踏まえ、全ての補習授業校のうち、要望校に対し財政援助を実施したことから、目標達成と判定した。
- (2) さらに、緊急に対応すべき一部の日本人学校及び補習授業校について、民間危機管理専門家による安全評価((注)危機管理専門家が各教育施設を訪問し、物的・人的警備対策を確認し、問題点と改善点を明示した報告書を作成)等を実施した。(28年度:海外子女教育体制の強化(達成手段②))

【測定指標 1-4 IC 旅券の発給及び不正取得等の防止】

27年度

- (1) 27年度は、日本国旅券の発行数が前年度に比べて約14万冊(日本国内)増加した上、旅券申請窓口業務の市町村への再委託が進展する中で、円滑な旅券の発給を行うとともに、不正取得事案の認知件数の減少傾向を維持したことから、目標達成と判定した。
- (2) 不正取得を防止するための具体的な着眼点や申請者に対する質問内容を示す等の実務的な研修を行うとともに、実際の窓口審査を強化することによって、その対策に取り組んだ結果、不正取得事案の認知件数の減少傾向を維持したことは、日本国旅券に対する国際的信頼性を高める上で効果があったといえる。(27年度:旅券関連業務(達成手段①))

28年度

- (1) 28年度は、更に旅券発行数が増加した(対前年度約50万冊増)にもかかわらず、円滑な旅券の発給を確保し、不正取得事案の認知件数も引き続き減少傾向を維持したことから、目標達成と判定した。
- (2) 我が国において海外渡航文書の発給事務が開始されて150周年を迎えた機会を捉え、政府インターネットテレビや外務省ホームページ等を通じ、旅券の歴史、偽造防止技術の紹介や次期旅券冊子を導入することを発表し、旅券の管理について注意喚起を行ったことは、旅券の国際的信頼性を維持することの重要性についての認識を高める上で効果があったといえる。(28年度:旅券関連業務(達成手段①))

【測定指標 1-5 在外選挙人登録手続き及び制度の周知並びに登録申請の適正な処理】

27年度

- (1) 海外在留邦人に対する在外選挙制度の周知・啓発に努めたが、今後も継続的な努力が必要と認められる。また、在外選挙人名簿登録手続きの簡素化のため、関係省庁と協議を継続している。一方で、在外選挙人名簿登録申請書の受付及び在外選挙人証の交付等の業務において、これら申請者の選挙権行使の機会を逸することのないよう適正かつ迅速な処理を行ったことから、目標をおおむね達成したと判定した。
- (2) 在外選挙制度の海外在留邦人に向けた広報について、窓口来訪者への呼び掛け、公館ホームページでの案内、領事メールの発信、領事出張サービスや日系団体での説明会の実施等、重層的な取組を行った。また、それぞれの在外公館の管轄地域における現地邦人向け情報誌への広告掲載にあたっては、効果的かつ効率的な広報の観点から、外務本省にて視覚に訴える統一的な原案を作成し、在外公館へ配布した。在外選挙人名簿登録申請の新規受付及びそれに伴う在外選挙人証の交付については、適正な執行を行ったことにより、一定の効果があった。在外選挙人名簿登録

手続きの簡素化のため、公職選挙法の改正について引き続き関係省庁と協議を継続している。(27年度：在外選挙制度に必要な経費(在外選挙実施経費)(達成手段⑤))

28年度

- (1) 海外在留邦人に対する在外選挙制度の周知・啓発に努めるとともに、在外選挙人名簿登録申請書の受付及び在外選挙人証の交付等の業務において、これら申請者の選挙権行使の機会を逸すことがないように適正かつ迅速な処理を行った。また、在外選挙人名簿登録手続きの簡素化(出国時申請制度の創設)が実現したことから、目標達成と判定した。
- (2) 在外選挙制度の海外在留邦人向け広報に関しては、第24回参議院選挙が予定されていたことから、窓口来訪者への呼び掛け、公館ホームページでの案内、領事メールの発信、領事出張サービスや日系団体での説明会の実施のほか、現地邦人向け情報誌や邦字新聞衛星版へ広告を掲載するなど、在外選挙人名簿への登録の推進と投票の呼び掛けを重層的に実施した。また、それぞれの在外公館の管轄地域における現地邦人向け情報誌及び邦字紙衛星版への広告文掲載にあたっては、効果的・効率的な広報の観点から外務本省にて視覚に訴える統一的な原案を作成し、在外公館へ配布した。在外選挙人名簿登録申請の新規受付及びそれに伴う在外選挙人証の交付については、適正な執行を行った。更に、関係省庁との継続的な協議を実施し、公職選挙法の一部改正による在外選挙人名簿登録手続きの簡素化が実現し、年度目標を達成することが出来た。(28年度：在外選挙制度に必要な経費(在外選挙実施経費)(達成手段⑤))

【測定指標1-6 国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約(ハーグ条約)の締結を受けた条約上の中央当局の任務の適切な実施】

27年度

- (1) 69件の援助申請を受け付け(返還援助申請40件、面会交流援助申請29件)、法に定められた要件を満たさず却下した事案を除き66件につき援助決定を行い、外国中央当局との調整や子の所在特定、友好的解決に向けた協議のあっせんや裁判所に提出する資料の翻訳等の支援を行った。その結果として、返還援助決定23件について、子の返還が実現又は子を返還しないと結論に至るなど、中央当局としての任務を着実に実施し、一定の成果が得られ、相当程度進展があったと判定した。
- (2) ハーグ条約の認知度をあげ、子の連れ去りを事前に防止するため、日本語版の広報用リーフレットの配布を開始するとともに、新たに英語を含む11言語版を作成し、在留外国人に対する広報もあわせて行い、ハーグ条約についての広報を積極的に行った。さらに、海外の事例を含むハーグ条約に関する情報を関係者に周知するため専門家を招へいしてセミナーを開催したり、地方自治体、弁護士会やDV関係機関等でセミナーを実施し、ハーグ条約にかかわる関係者に対しての広報も充実させることができた。一方で、潜在的当事者を含む、一般に対しての広報は十分とは言えず、来次年度以降においては、引き続き専門家等の関係者への周知を行うとともに、一般に対しての広報にも力を入れ、より広く知ってもらうための効果的な広報を行う必要がある。(27年度：ハーグ条約の実施(達成手段⑥))

28年度

- (1) 55件の援助申請を受け付け(返還援助申請40件、面会交流援助申請15件)、法に定められた要件を満たさず却下した事案及び審査中の事案を除き40件につき援助決定を行い、外国中央当局との調整や子の所在特定、友好的解決に向けた協議のあっせんや裁判所に提出する資料の翻訳等の支援を行った。その結果として、返還援助決定27件について、子の返還が実現又は子を返還しないと結論に至るなど、条約の適切な実施のため、中央当局としての任務を着実に実施することができた。また在京外交団を対象としたハーグ条約セミナーを行い、ハーグ条約の適切な実施のために一定の役割を果たすことができ、相当程度進展があったと判定した。
- (2) 潜在的当事者を含む、一般への周知・広報に関しては、潜在的申請者を対象とする中央当局の支援内容に係るリーフレットを新たに作成し、配布を開始するなどして推進しているが、一般への周知はなお一層進めるべきものである。専門家等の関係者に対する周知に関しては、ハーグ国際私法会議(HCCH)及び早稲田大学と共催で「ハーグ条約に係るアジア太平洋シンポジウム」を開催し、アジア太平洋地域を中心に21の国と地域から64名の専門家を迎え、各国の条約の実施状況や、ハーグ条約の主要な論点について議論したことは、条約実施に関わる関係者の知見を深め、実施体制の強化を図るとともに、ハーグ条約非締約国に締約国の知見を共有し、アジア地域

の締約国拡大について大きな役割を果たすことができた。

我が国について条約が発効してから3年を迎えるにあたり、領事局長主催の研究会を実施し、これまでの我が国でのハーグ条約の実施状況及び課題等について、ハーグ条約の実施に精通した外部有識者6名を交え2回にわたり議論を行った。今後あり得べき改善点等について、同研究会で指摘いただいた事項を踏まえ、今後ともハーグ条約の実施に着実に取り組んでいくとともに、条約の実施状況を踏まえた必要な措置を検討し改善していく必要がある。(28年度：ハーグ条約の実施(達成手段⑥))

【測定指標1-7 在留届の電子届出率(利用率)及び外務省海外旅行登録「たびレジ」登録者数】

27年度

- (1) 27年度は、電子届出率及び外務省海外旅行登録「たびレジ」について、年度目標の目標水準は達成したが、国際社会におけるテロ発生状況の変化を踏まえれば、「たびレジ」登録者数については、更なる増加を目指す必要があることから、おおむね目標を達成したと判定した。
- (2) 在留届の電子届出については、海外安全ホームページの発出する各国の安全対策基礎情報に案内を掲載するとともに、危険情報・スポット情報が発出される際にもその都度、電子届出の案内を掲載し、周知徹底・利用促進に努めた。外務省海外旅行登録「たびレジ」についても上記と同様の方法とともに、リーフレットの配布、講演での案内等機会を捉えて広報を行い、周知徹底・利用促進に努めた。(27年度：領事システム(達成手段③))

28年度

- (1) 28年度は、電子届出率及び外務省海外旅行登録「たびレジ」について、年度目標の目標水準を達成したことはもとより、「たびレジ」の年間登録者数を前年度から倍増させることができたことから、目標達成と判定した。
- (2) 在留届の電子届出については、海外安全ホームページで発出する各国の安全対策基礎情報に在留届の電子届出の案内を掲載するとともに、危険情報・スポット情報が発出される際に、その都度電子届出の案内を掲載し、周知を行った。また、案内文の抜本的な見直しを行い、更にわかりやすく周知し、利用促進に努めた。外務省海外旅行登録「たびレジ」についても上記同様の方法で、訴求対象に応じた効果的な媒体・メッセージを検討し、旅行ガイドブックへの広告掲載や各種機関誌への寄稿文等を通じた案内に努めた。また、国内大手通信キャリアの協力により、海外到着時の携帯電話への登録呼びかけメッセージの送信を開始した。29年3月の春休みシーズンに「春の海外安全強化月間」キャンペーンを実施し、その一環として、空港での大規模プロモーション、旅行ガイドブック、雑誌等の誌面を用いたプロモーション、各種セミナー、そしてインターネットやSNSでの広告も含め多層的に「たびレジ」登録促進を行い、認知度の向上及び利用促進に努めた。(28年度：領事システム(達成手段③))

【測定指標1-8 メールマガジン配信システム利用可能公館数】

27年度

- (1) 27年度の利用可能公館数について、年度目標の200公館で利用が可能となったことから、目標を達成した。
- (2) 27年度は、25年度に利用可能公館数の制限をなくしたことで、引き続き新たに利用希望する在外公館への対応を可能とした。(27年度：領事システム(達成手段③))

28年度

- (1) 28年度の利用可能公館数について、年度目標の全在外公館で利用が可能となったことから、目標を達成した。
- (2) 28年度は、25年度に利用可能公館数の制限をなくしたことで、引き続き新たに利用希望する在外公館への対応を可能とした。(28年度：領事システム(達成手段③))

【測定指標1-9 領事業務の業務・システムの最適化の事業の進展】

27年度

- (1) 27年度は、①年間運用経費削減について、年度目標の目標水準を上回る成果が得られたことから、目標を達成したが、②年間業務処理時間削減については、28年1月から、在外公館でのダウ

ンロード方式の一般旅券発給申請書等による申請の受付を開始しているが、運用を開始してからの期間が短く、利用率が低かったため、目標の達成には至らなかった。

(2) 27年度は、25年度に統合した旅券発給管理システムの運用の安定化を図り、効率的に運用を実施したことで、年間運用経費削減が実現した。(27年度：領事システム(達成手段③))

28年度

(1) 28年度は、①年間運用経費削減について、年度目標の目標水準を上回る成果が得られたことから、目標を達成したが、②年間業務処理時間削減については、在外公館に対するダウンロード方式の一般旅券発給申請書等による申請が、28年1月からの累計で22.6%にとどまったことから、目標達成には至らなかった。

(2) 28年度は、25年度に統合した旅券発給管理システムの運用の安定化を図り、効率的に運用を実施したことで、年間運用経費削減が実現した。(28年度：領事システム(達成手段③))

次期目標等への反映の方向性

【施策(施策の必要性に関する分析を含む)】

現在、年間延べ1,600万人(28年)の日本人が海外渡航し、約132万人(27年10月現在)の日本人が海外に住んでいる。世界で活躍する日本人の生命・身体を保護し、利益を増進することは、外務省の最も重要な任務の1つである。日々増加する領事業務を適切に実行するためには、今後一層の合理化を行い、かつシステム等の支援を得て効率的に対応していくことが喫緊の課題となっている。このため、申請・届出等に係る手続の一層の簡素化に努める等の取組を進めるとともに、領事窓口は国民と外務省の数少ない直接的な接点であることも鑑み、常に国民の立場に立って、丁寧な対応を行うことが引き続き重要である。

また、国民の海外渡航の自由は、憲法で保障された国民の権利であることに鑑み、円滑な旅券発給体制を維持するとともに、日本国旅券の国際的信頼性を確保し、国民の円滑な海外渡航の確保に努めることが引き続き重要である。

加えて、ハーグ条約を適切に実施することは、国際的な義務であり、また条約の対象となる子の利益を保護するためにも重要性が高いものである。

【測定指標】

1-1 利用者の評価等サービスの向上

27・28年度において目標に向け進展してきているが、入館時及び電話対応等に対する利用者の評価は目標に達していないところ、今後とも在外公館の領事窓口(電話を含む)を利用される在外邦人からの声を取り入れながら、サービス向上に繋げる具体的な改善策を在外公館に対し伝えて指導を行い、更なるサービスの向上・改善を図って利用者の満足度の底上げに努め、目標の達成に向けた取組を行う。

1-2 領事研修の実施

在外邦人がより円滑に、より質の高い領事サービスを楽しむことができるよう、在外邦人に対して直接領事サービスを提供する領事担当官の能力向上を図る上で、実際にサービスを利用する在外邦人からの評価が研修の成果であるとの視点を念頭に、引き続き日々在外邦人と接し、現地のニーズを理解している在外公館と連携して多様化する在外邦人のニーズや意見・評価等を聴取し、充実したサービス提供に向けた研修内容の充実化を図っていく。

27・28年度に新たに導入あるいは強化した外部講師による講義や実践的な危機管理能力向上を目的とした机上訓練に主眼を置いた実践形式の研修は受講者本人の危機管理能力の向上に繋がるばかりか、所属公館の緊急事態対応体制を整備していく上で中心的な役割を担うことを所属公館から大きな期待を寄せられているため、引き続き継続する。

さらに、在外公館における、緊急事態対応を主目的とした中間研修も継続して実施する。近年のイスラム過激派によるテロ事件の頻発を踏まえ、特に緊急事態発生時の初動対応に速やかに対処できる担当官の育成に力を入れる。

1-3 日本人学校・補習授業校への援助

上述の施策の分析のとおり、27・28年度において目標に向け着実に進展しているが、安全対策強

化については、警備員強化や設備耐震化対策等の課題がある。在外邦人を取り巻く安全環境は引き続き厳しく、補習校も含めた在外教育施設の安全対策強化は最重要課題のひとつであるため今後とも中期目標の達成に向け、安全強化についての取組を継続する。さらに、29年度予算では、日本人学校等安全対策費として、危機管理専門家による安全評価経費に加え、新たに認められた施設の設備強化費を活用することにより、さらなる安全対策の強化を図る。

1-4 IC 旅券の発給及び不正取得等の防止

28年度行政事業レビュー秋の年次公開検証「秋のレビュー」において、「旅券の発給業務については、コスト削減に努めるとともに、マイナンバー制度等を活用して、行政コストの削減を図るべきである」との指摘があったことも踏まえ、国民の利便性・行政サービスの向上と事務の効率化・行政コストの削減を図りつつ、引き続き国際標準を満たす国際的信頼性が高い日本国旅券の発給に努めるとともに、31年度に発給開始予定の次期旅券の開発を推進する。

旅券発給業務におけるマイナンバーの利活用については、引き続き、戸籍事務でのマイナンバーの利活用に係る検討状況を踏まえつつ、行政コスト削減の可能性を検討する。

1-5 在外選挙人登録手続き及び制度の周知並びに登録申請の適正な処理

在外選挙人名簿登録申請書の受付及び在外選挙人証の交付等一連の業務に当たっては、国民にとって重要な選挙権行使の機会を逸することがないように、公職選挙法の規定に基づき引き続き適正かつ迅速な処理に努める。

在外選挙人名簿の登録手続きについては、海外在留邦人から手続きが煩雑かつ在外公館から遠隔地に居住する者にとって不便であるとする声を受け、外務省としては公職選挙法の所管官庁たる総務省に対し、制度の改善を要請してきたところ、同省に設置された有識者会議「投票環境の向上方策等に関する研究会」における議論等を経て、従来の在外公館における登録申請に加え、国内選挙人名簿の登録地から国外に転出する場合、市町村窓口で登録の移転申請（出国時申請）が行えるよう制度の見直しが行われた。一方、外務省では、市町村選挙管理委員会からの申請者の国外住所に関する意見照会に対し意見を述べるといった新たな業務が発生することとなる。今後、改正法の施行日（公布日から1年6か月を超えない範囲で定める日）までの間、外務省と市町村選管との意見照会・回答のやり取りにかかるシステムの構築を図っていく予定である。

在外選挙制度の周知・啓発については、引き続き海外在留邦人向けに積極的かつ重層的に広報を行っていくこととし、併せ制度改正による国外転出時の市町村窓口における出国時申請の運用開始に向け、具体的取扱いが固まった段階で総務省とも協力・分担の上、然るべき広報を実施する。

在外選挙人名簿登録申請書の受付及び在外選挙人証の交付等の一連の業務に当たっては、国民にとって重要な選挙権行使の機会を逸することがないように、公職選挙法の規定に基づき引き続き適正かつ迅速な処理に努める。

1-6 国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約（ハーグ条約）の締結を受けた条約上の中央当局の任務の適切な実施

ハーグ条約を適切に実施することは、国際的な義務であり、また条約の対象となる子の利益を保護するためにも重要性が高いものである。このため、「条約上の中央当局の任務を適切に実施する。」という目標を引き続き継続する。これに加え、日本について同条約が発効してから4年目となる29年度は、これまでの実績や当事者等の関係者からの要望を踏まえ、支援の拡大等の制度的改善を検討する。また子の利益を保護する観点からは、ハーグ条約が広く周知され、子の連れ去りが未然に防止されることがより望ましい。29年度行政事業レビュー公開プロセスにおいても、広報の一層の強化及び在京大使館や自治体等との連携が望まれるとの御指摘をいただいたことから、関連機関と連携してハーグ条約についての広報をより一層積極的に行う旨を中期目標に追加する。

1-7 在留届の電子届出率（利用率）及び外務省海外旅行登録「たびレジ」登録者数

1 在留届の電子届出率（利用率）については、28年度で80%を超える高い利用率になっているところ、今後も本サービスを継続し、この水準を維持する。

2 外務省海外旅行登録「たびレジ」については、今後も各種広報媒体を活用して登録を推進していく。民間企業とのデータ連携を推進する等、更なる登録者数の増加を図る。

1-8 メールマガジン配信システム利用可能公館数

メールマガジン配信システム利用可能公館数については、28年度の目標である全在外公館での利用可能を達成した。今後は新設公館を含む全在外公館で利用可能となるようサービスを提供する。なお、本指標は28年度の目標達成をもって終了とする。

1-9 領事業務の業務・システムの最適化の事業の進展

最適化による経費削減は、27年度で目標を達成したので、28年度で終了とする。今後については、新たに策定した投資計画（在留届・戸籍国籍等の統合）を推進し、更なるコスト削減や業務の効率化を図る。年間業務処理時間削減については、ダウンロード方式の一般旅券発給申請書等の在外公館での利用率を高めるよう広報等を継続していく。

作成にあたって使用した資料その他の情報

- ・ 外務省ホームページ
領事サービス向上・改善のためのアンケート調査
(<http://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/tokei/questionnaire/index.html>)
- アンケート調査結果(グラフ)(PDF)
(<http://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000137633.pdf>.)
- 統計・お知らせ「旅券統計」
(<http://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/tokei/passport/index.html>)
旅券統計（27年1月～12月）
旅券統計（28年1月～12月）

個別分野2 在外邦人の安全確保に向けた取組

施策の概要

1 在外邦人の安全対策の強化

海外に渡航・滞在する邦人の安全対策を強化するとともに、各自が危機管理意識を持ち行動するべく、意識改革を効果的に推進する。また、的確な情報収集・発信力の強化や在外公館の危機管理・緊急事態対応等についても、一層強化する。

2 在外邦人の援護体制の強化

国民目線の丁寧かつ円滑・確実な対応を確保するための、国内外の各種機関・団体との連携・協力関係、ネットワーク化の形成を推進し、邦人援護体制・基盤の強化を図る。

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

・第190回国会施政方針演説（平成28年1月22日）

「国際社会と共にテロとの闘いを進めます。水際対策の強化など国内のテロ対策、危機管理を強化し、安全の確保に万全を期してまいります。」

・第193回国会外交演説（平成29年1月20日）

平和と安全／法の支配の強化

「拡大するテロ・暴力的過激主義の脅威に対し、特にアジアにおける水際対策や穏健な社会の構築等、国際連携を強化し、国際テロ情報収集ユニットを通じた情報収集を含め、総合的なテロ及び暴力的過激主義対策に取り組んでいきます。」

昨年7月のダッカ襲撃テロ事件を受けて作成した報告書に沿って、国際協力事業関係者の安全対策の強化を進めるとともに、中堅・中小企業を含む海外進出企業、留学生など在外邦人の安全対策を更に強化していきます。」

・経済財政運営と改革の基本方針2016（平成28年6月2日 閣議決定）

第2章 成長と分配の好循環の実現

5. 安全・安心な暮らしと持続可能な経済社会の基盤確保

（1）外交、安全保障・防衛等 ① 外交

「日米同盟の強化、近隣諸国との関係強化、経済外交の強化という三本柱を軸として、地球儀を俯瞰する視点から戦略的な外交を強力に展開する。特に、（中略）在外邦人・日本企業・日本人学校・在外公館等の安全対策と水際対策の強化、我が国の安全保障やテロ対策等に係る情報収集・分析機能の強化、（中略）に積極的に取り組む。」

・バングラデシュにおけるテロ事案を受けた取組（平成28年7月11日 国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部決定）

2 海外における邦人の安全確保

・パリにおける連続テロ事件等を受けたテロ対策の強化・加速化に向けた主な取組（平成28年7月11日 国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部決定）

5 海外における邦人の安全の確保

測定指標2-1 在外邦人の安全・危機管理に関する体制整備

中期目標（一年度）

海外安全情報を適時適切に提供し周知する。また、在外公館邦人援護体制を強化する。

27年度

年度目標

- 1 閉館時の緊急電話対応業務については、上半期中に10公館程度新規導入を図る。多くの在外公館においては、不要不急の案件等については委嘱業者に対応を依頼することで、邦人保護業務に集中的に対応可能となる体制を整備する。
- 2 海外安全ホームページについては、26年度に導入したスマートフォン対応を含め、危険情報等の

海外安全情報をより正確かつ分かり易い形で発信できるよう、引き続きシステムの改修・掲載内容の改善を図る。

- 3 海外安全促進キャンペーンを実施して、国民の海外における安全意識の向上に寄与する。
- 4 在外邦人保護の観点から、危険地域への邦人の渡航抑制のあり方、渡航者への危険情報の周知のための取組等を検討する。

施策の進捗状況・実績

- 1 在外公館の閉館時における外部委託による緊急電話対応業務について、年度当初の159 公館から新たに欧州、中南米、中東、アフリカ地域の9 公館を加えて、合計168公館へと拡大した。これにより、領事担当官が緊急性の高い邦人保護業務に専念できる体制を整備した。
- 2 海外安全ホームページについては、シリアにおける邦人殺害テロ事件を受けて立ち上がった「在外邦人の安全対策強化に係る検討チーム」がとりまとめた提言で、同HPの「見やすさ・わかりやすさ・使いやすさ」に向けた改善・強化を踏まえて、「渡航情報」を「海外安全情報」に名称変更するとともに「危険情報」の表現の見直しを行い、また、同HP・トップページに世界各国の危険情報をわかりやすく色分けした世界地図を掲載した。その他、危険情報を発出していない国・地域に対してもテロや感染症関連などの最新情報を個別に発信できるよう、危険情報掲載枠に任意の文字を入力できるようシステム改修を行うなど、情報発信の強化に努めた。
7月、新たに「外務省海外安全アプリ」の運用を開始した。同アプリは、スマートフォンの位置情報検索（GPS）機能を利用した現在地や、周辺国・地域の危険情報の表示、海外安全情報のプッシュ通知、インターネット環境のないオフライン時の緊急連絡先閲覧等の機能を付帯しており、海外安全情報をより簡易に入手できるようにした。
- 3 7月（1ヶ月間）、女性タレントをイメージキャラクターに起用し、国内主要国際空港、各都道府県の旅券事務所等において海外安全PR イベント活動を行った他、公共交通機関、旅行会社等へのポスター掲示、リーフレットの配布及びインターネットでの広告等を通じた「海外安全キャンペーン」を実施した。これらはテレビ、新聞、インターネット等で取り上げられ、海外渡航者等に周知された。同キャンペーンでは、シリアやチュニジアでのテロ事件を踏まえ、海外で緊急時に在外公館等から情報提供が受けられる外務省海外旅行登録「たびレジ」及び国や地域の危険度、安全対策などの情報を掲載している「海外安全ホームページ」の一層の浸透・定着と利用促進を図った。11月のパリ同時多発テロ事件、28年1月のジャカルタ中心部でのテロ事件、同年3月のブリュッセルでのテロ事件等で、「海外安全ホームページ」上に「スポット情報」及び「広域情報」を発出するとともに、在留邦人や「たびレジ」に登録した短期渡航者に対し最新の情報を提供の上、注意喚起を行った。また、28年1月以降、ジカウイルス感染症対策として「感染症広域情報」を随時発出し最新情報の提供及び注意喚起に努めた。
- 4 シリアにおける邦人殺害テロ事件を受けて立ち上がった「在外邦人の安全対策強化に係る検討チーム」がとりまとめた提言で、危険地域への邦人渡航の抑制策として、危険情報の積極的広報・効果的アナウンスによる周知徹底について検討を行った結果、レベル4「退避勧告」発出の際は、閣議または記者会見において外務大臣が発表することとした。また、「危険情報」の表現の見直しを行い、よりわかりやすい情報発信に努めた。

28年度

年度目標

- 1 閉館時の緊急電話対応業務について、不要不急の案件等については外部委嘱により専門業者に対応を依頼することで、領事担当官が真に支援が必要な邦人保護業務に集中的に対応が可能となる体制を整備するため、上半期中に10公館程度新規導入を図る。
- 2 海外安全ホームページについては、今後も不断の見直しを行い、「見やすさ・わかりやすさ・使いやすさ」に向けた改善・強化のため、引き続きシステム改修・掲載内容の改善を図る。
- 3 海外安全対策啓発活動（旧：海外安全キャンペーン）については、在外邦人の安全対策強化を目的とし、引き続き海外安全ホームページや外務省海外旅行登録「たびレジ」、「海外安全アプリ」の一層の認知度向上・利用促進等を、民間からの協力を得つつ各種広報に取り組む。

施策の進捗状況・実績

- 1 在外公館の閉館時における外部委託による緊急電話対応業務について、年度当初の168公館から新たにアジア、欧州、アフリカ地域の3公館（ミャンマー、ボスニア・ヘルツェゴビナ及びカメル

ーン)を加えて、合計171公館へと拡大した。これにより、領事担当官が緊急性の高い邦人保護業務に専念できる体制を整備した。

- 2 海外安全ホームページ(HP)については、ダッカにおける邦人殺害テロ事件を受けて立ち上がった「在外邦人の安全対策強化に係る検討チーム」の提言の点検報告書において重点事項とされた「国民への適時適切かつ効果的な情報伝達」の中で触れられているとおり、「国民の安全対策に役立つ、精度の高い情報を、適時にわかりやすく伝える」ために、同HP上に掲載している「危険情報」、「スポット情報」、「広域情報」(「感染症スポット情報」、「感染症広域情報」含む)にわかりやすい発信のポイントを付す、スマートフォン対応のための改修を実施する等の「見やすさ・わかりやすさ・使いやすさ」に向けた改善・強化に努めた。また、安全対策に係る基本認識を国民にわかりやすく伝達するために「ゴルゴ13の中堅・中小企業向け安全対策マニュアル」を制作し、外務省HPを通じて幅広く提供した。
- 3 海外安全対策啓発については、上記点検報告書に盛り込まれた「たびレジ」登録推進のために、航空会社機内広報誌や旅行ガイドブックへの「たびレジ」広告掲載を実施し、29年3月に著名タレントを起用した「たびレジ」登録促進キャンペーンを成田空港で実施した他、同月を「春の海外安全強化月間」として各都道府県の旅券事務所、公共交通機関、旅行会社等へのポスター掲示、リーフレットの配布及びSNSやインターネットでの広告等を通じた「海外安全キャンペーン」を実施した。

27・28年度目標の達成状況：B (27年度：b, 28年度：b)

測定指標 2-2 在外邦人保護のための緊急事態対応

中期目標(一年度)

大規模緊急事態における迅速な対応のため体制等を整備・強化する。

27年度

年度目標

26年度に引き続き、大規模緊急事態発生時における邦人援護に対する迅速な対応について体制等を更に整備・強化するため以下を実施する。

- 1 無線機については、現地通信インフラの整備状況、治安状況を勘案し、邦人援護活動に必要な台数、機種の適正配備を実施する。
- 2 邦人短期渡航者用緊急備蓄品については、引き続き、テロの脅威を含め緊急事態発生時の蓋然性が高い途上国・地域に対し、邦人の年間渡航者数等も考慮した上で、効率的な配備に努める。
- 3 26年7月に運用開始した邦人短期渡航者(海外旅行者・出張者等)向け情報提供システム、外務省海外旅行登録「たびレジ」の利便性向上・広報強化を図る。
- 4 大規模自然災害や政府勢力による騒擾など緊急事態発生時に、在留邦人・邦人渡航者に対して、迅速な情報提供及び安否確認を行う手段の一つとして、SMS(ショートメッセージサービス)システムを導入し、27年度は導入地域の拡充を目指す。

施策の進捗状況・実績

- 1 大規模緊急事態に備えた無線機の整備として、アジア地域の在外公館を中心に約270台の機器の買い替え・配備等を行った。
- 2 邦人短期渡航者用緊急備蓄品については、テロの脅威や大規模自然災害発生等の蓋然性の高い途上国・地域に対し、新規配備の14公館を含む計91公館への配備を行った(備蓄品配備公館数は79)。
- 3 邦人短期渡航者(海外旅行者・出張者等)に対して、外務省海外旅行登録システム「たびレジ」及び「外務省海外安全アプリ」の、一層の浸透・定着及び利用促進を目的に、国内主要拠点において各種媒体を利用した積極広報「海外安全キャンペーン」を展開し、緊急時における有用な情報の入手方法を広報した。11月のパリ同時多発テロ事件、28年1月のジャカルタ中心部でのテロ事件、同年3月のブリュッセルでのテロ事件等で、「海外安全ホームページ」上に「スポット情報」及び「広域情報」を発出するとともに、在留邦人や「たびレジ」に登録した短期渡航者に対し最新の情報を提供するとともに、注意喚起を行った。また、28年1月以降、ジカウイルス感染症対策とし

て「感染症広域情報」を随時発出し最新情報の提供及び注意喚起に努めた。

- 4 SMSシステムを利用した在留邦人や邦人渡航者に対する情報提供及び安否確認等については、4月に10か国1地域で運用を開始し、情報提供・安否確認に使用した。特に平成28年2月に発生した台湾地震の際には、在留邦人の安否確認の一助となった。

緊急事態対応費（研修対応経費）海外の緊急事態発生時における速やかな邦人退避の実施に向け、予め担当者として指名した海外緊急展開チーム（ERT）の一部を自衛隊在外邦人等輸送訓練へ参加させた。

28年度

年度目標

引き続き、大規模緊急事態発生時における邦人援護に対する迅速な対応について体制等を更に整備・強化するため以下を実施する。

- 1 無線機については、現地通信インフラの整備状況、治安状況を勘案し、邦人援護活動に必要な台数、機種の適正配備を実施する。
- 2 邦人短期渡航者用緊急備蓄品については、引き続き、緊急事態発生時の蓋然性が高い途上国・地域に対し、邦人の年間渡航者数等も考慮した上で、効率的な配備に努める。
- 3 大規模自然災害や反政府勢力による騒擾など緊急事態発生時に、在留邦人・邦人渡航者に対して、迅速な情報提供及び安否確認ができるショートメッセージサービス（SMS）システムを英国及びフランスに追加導入すると共に、安定的運用を目指す。
- 4 引き続き、海外緊急展開チーム（ERT）指名者の一部を自衛隊在外邦人等輸送訓練へ参加させる等、海外での緊急事態発生時における速やかな対応に向けた体制を強化する。
- 5 官民合同実地訓練については、シリアにおける邦人殺害テロ事件等も踏まえ、緊急事態発生時における対処方法を習得するとともに官民の連携の強化を促進する。
- 6 テロ・誘拐事件体制強化については、テロ・誘拐事件対応に実績を有する危機管理会社から、緊急事態対応に係る専門的な助言・情報や各国の誘拐情勢に関する情報を得て、各国情勢の把握に一層努めるとともに、緊急事態への対応力を強化する。

施策の進捗状況・実績

- 1 大規模緊急事態に備えた無線機の整備として、アフリカ地域の在外公館を中心に約150台の機器の買い替え・配備等を行った。
- 2 邦人短期渡航者用緊急備蓄品については、テロの脅威や大規模自然災害発生等の蓋然性の高い途上国・地域に対し、新規配備の8公館を含む計93公館への配備を行った。
- 3 SMSシステムを利用した在留邦人や邦人渡航者に対する情報提供及び安否確認等については、7月に英国、ドイツ、米国、ミャンマー、ラオス、9月にフランスで運用を開始し、情報提供・安否確認に使用した。
- 4 緊急事態対応費（研修対応経費）については、点検報告書に盛り込まれた海外緊急展開チーム（ERT）強化の一環として、海外の緊急事態発生時における速やかな邦人退避の実施に向け、予め担当者として指名したERTの一部を国内及びタイにおける自衛隊在外邦人等輸送訓練へ参加させた。
- 5 緊急事態対応時の官民連携の強化を図るため、テロ誘拐事件等の重大事件への対応に実績を有する危機管理会社が実施するフィールド型の実地訓練（官民合同テロ・誘拐対策実地訓練）（於：英国）に、官・民が合同で参加した（計20名参加）。開催後のアンケートでは民間側から「緊急事態発生時の対処方法を具体的に学ぶことができ、非常に有意義であった」、「官と民の連携が深まった」などとする評価が見られた。
- 6 危機管理会社から提供される海外のテロ及び誘拐の脅威情報は、最新の情勢を即座に把握する上で貴重な情報源の一つとなった。この情報は今後の邦人の安全対策を効果的に取る上でも極めて重要となってきている。

27・28年度目標の達成状況：B（27年度：b，28年度：a）

測定指標2-3 在外邦人の安全に関する情報収集と官民連携

中期目標（一年度）

海外安全情報の収集・発信を強化する。危機管理意識を向上させる。海外安全に係る官民協力を強化する。

27年度

年度目標

- 1 海外安全情報収集のための委嘱契約については、引き続き中東・アフリカ等、危険度が高まった国や地域における情報提供者の積極的な発掘を進める他、治安コンサルタント等への調査委託により、邦人の安全確保に資する情報の収集に努める。
- 2 引き続き海外安全官民協力会議を定期的開催し、民間側メンバーの関心の高い国や地域に関する治安情勢などを中心にタイムリーな情報発信に努めるとともに、今後の政策に反映できるよう、参加企業から意見や要望を聴取するなど、一層有意義な会議となるよう努める。
- 3 国際ニュースモニタリングサービスについては、引き続き主要海外通信社の外電や欧米主要国の渡航情報を24時間365日体制でモニタリングし、邦人援護関連事案における初動体制の構築と邦人保護の的確かつ迅速な対応に努める。

- 4 国内安全対策セミナーについては、シリアにおける邦人殺害テロ事件も踏まえ、内容を拡充するとともに、引き続き民間団体等と連携して、継続的に実施することにより、海外進出企業の危機管理意識を向上させ、安全対策の強化を図る。

在外安全対策セミナーについては、最近の世界の治安情勢を踏まえ、中東・北アフリカ地域や欧米諸国の主要都市を中心に安全対策セミナーを実施し、在留邦人の安全対策の強化を図る。また、日本人学校の安全評価も併せて実施する。

また、官民合同実地訓練に関しては、シリアにおける邦人殺害テロ事件も踏まえ、参加人数を増やすなど緊急事態発生時における官民の連携の強化を促進する。

施策の進捗状況・実績

- 1 邦人の安全確保対策のため海外における治安・安全情報の収集につき、既存の情報提供者に加え、新たに精度の高い情報を提供可能な人材を発掘するべく鋭意取り組み、5件の新規契約に至った。また、危機管理コンサルタントを通じて中東・アフリカ地域や欧州地域の安全に係る情報について調査委託を行い、邦人の安全確保のため有益な情報を適時的確に海外安全情報や領事メール等を通じて発出した。

- 2 「海外安全官民協力会議」（本邦で開催）は、海外で活動する官民双方が相互の情報交換や意見交換を通じて、より安全な海外渡航・滞在が可能となる環境作りを図るため定期的実施しており、27年度は本会合を1回、幹事会を3回それぞれ実施し、この中で最近のテロ情勢や感染症問題等が議論された。また、11月に発生したパリにおける同時多発テロ事件を受けて、急遽臨時の本会合等を開催し、安全対策強化のためより緊密な官民連携強化を図った。

- 3 主要海外通信社（AP、ロイター等）の外電や欧米主要国の渡航情報を24時間365日体制でモニタリングを行い、緊急事態発生時における迅速な初動体制の構築と邦人保護の的確かつ迅速な実施に努めた。11月のパリ同時多発テロ事件、28年3月のブリュッセルにおけるテロ事件の際には、事件後、直ちにモニタリング先による速報により事件を認知し、大使館、官邸及び外務省の関係者に情報共有し、現地公館には現地対策本部、外務省には対策室を設置した。また、被害の拡大を防ぐために、在留邦人等に対して注意喚起を行うとともに、邦人の安否確認を実施した。

- 4 国内では、海外進出企業の安全管理者等を対象に、テロ、誘拐等に対する危機管理意識・能力の向上を目的に、最新のテロ情勢、危機管理・安全対策等を内容とする「国内安全対策セミナー」（旧：官民安全対策セミナー）を地方自治体や経済団体等の協力を得て、東京、名古屋、大阪、札幌の4都市で実施した。開催後のアンケートでは「外務省の取組の最新情報や現在の国際環境の変化、危機管理の対策についてよくわかった」、「危機管理を考え直すきっかけとなった」などとする評価が見られた。その他に、外務省職員が、業界団体等が主催するセミナーへ参加し、安全対策に関する講演を行い、企業の安全管理者等の危機管理の意識・能力の向上に努めた。

海外では、在留邦人等に対して「在外安全対策セミナー」を欧州・中東・北アフリカ、東南アジアの13カ国計15都市で開催した。また、同セミナーの一環として、遠隔地（2都市）での開催、現地治安当局者による講演（4都市）も行った。開催後のアンケートでは「事例検討（演習）が気づきにつながった。危機意識が高まったので早速会社で対応したい」、「最新の治安情勢分析が聞けた」などとする評価が見られた。

バンコク、ダッカ及びジャカルタにおいては、現地でのテロ事件や爆発事件等の発生を受けて、在留邦人の安全対策強化の観点から、事件発生後速やかに、在外安全対策セミナーを開催した。加えて、セミナー開催地において日本人学校の安全対策評価を10回実施した。

また、緊急事態対応時の官民連携の強化を図るため、テロ誘拐事件等の重大事件への対応に実績を有する危機管理会社が実施するフィールド型の実地訓練(官民合同実地訓練)(於：フィリピン)に、官・民が合同で参加した(2回実施：延べ19名参加)。開催後のアンケートでは民間側から「緊急事態発生時の対処方法を具体的に学ぶことができ、非常に有意義であった」、「官と民の連携が深まった」などとする評価が見られた。

28年度

年度目標

- 1 海外安全情報収集のための委嘱契約については、引き続き中東・アフリカ等、危険度が高まった国や地域における情報提供者の積極的な発掘を進める他、治安コンサルタント等への調査委託により、邦人の安全確保に資する情報を収集する。
- 2 引き続き海外安全官民協力会議など官民協力の会合を本省及び在外公館において定期的に開催し、海外安全対策に関する民間企業のニーズを聴取する場として大いに活用するとともに、官民間の危機管理意識等の共有を図る。
- 3 国際ニュースモニタリングサービスについては、24時間365日体制でモニタリングし、邦人に限り得る事件の迅速な把握、また、緊急事態発生時における迅速な初動体制の構築と邦人保護の的確かつ迅速な対応に努める。
- 4 国内安全対策セミナーについては、その内容を拡充するとともに、引き続き民間団体等と連携して、継続的に実施することにより、海外に渡航・滞在する邦人の危機管理意識を効果的に向上させ、安全対策の強化を図る。
- 5 在外安全対策セミナーについては、中東・北アフリカ地域のみならず欧米諸国の主要都市などでも実施し、在留邦人の危機管理意識の向上や安全対策の強化を図る。また、日本人学校の安全評価も併せて実施する。

施策の進捗状況・実績

- 1 邦人の安全確保対策のため海外における治安・安全情報の収集につき、既存の情報提供者に加え、新たに精度の高い情報を提供可能な人材を発掘するべく鋭意取り組み、4件の新規契約に至った。また、収集した情報を活用し、邦人の安全確保のため有益な情報を適時的確に海外安全情報や領事メール等を通じて発出した。
- 2 「海外安全官民協力会議」(国内で開催)は、海外で活動する官民双方が相互の情報交換や意見交換を通じて、より安全な海外渡航・滞在が可能となる環境作りを図るため定期的に実施しており、28年度は本会合を1回、幹事会を3回それぞれ実施し、この中で最近のテロ情勢を含む各国治安情勢や感染症問題等が議論された。8月2日に発表した「『在外邦人の安全対策強化に係る検討チーム』の提言」点検報告書を受け、外務省と日本商工会議所(日商)の間で立ち上げた「海外安全対策タスクフォース」の議論を踏まえ、外務省、経済産業省、日商、JETRO、経団連等企業の海外進出に関係を有する機関等が参加する「中堅・中小企業海外安全対策ネットワーク」を創設した。9月27日に局長級の第1回本会合 12月1日に課長級の幹事会会合を開催するなど、中堅・中小企業を含む幅広い企業関係者に対して安全対策に関するノウハウ、危険情報及び企業側のグッドプラクティス等の情報を共有するとともに、企業側が抱える懸念や問題点が迅速に把握・解決されることを目指している。
- 3 主要海外通信社(AP, ロイター等)の外電や欧米主要国の渡航情報を24時間365日体制でモニタリングし、緊急事態発生時における迅速な初動体制の構築と邦人保護の的確かつ迅速な実施に努めた。7月のニースにおけるテロ事件の際には、事件後直ちにモニタリング委託先からの速報により事件を認知し、在マルセイユ総領事館、官邸及び外務省の関係者に情報共有し、各連絡室を設置した。また、この速報により、迅速に在留邦人等に対して注意喚起を行うとともに、邦人の安否確認を実施することができた。
- 4 国内では、海外進出企業や教育機関の安全管理者等を対象に、テロ、誘拐等に対する危機管理意識・能力の向上を目的として最新のテロ情勢、危機管理・安全対策等を内容とする「国内安全対策セミナー」(旧：官民安全対策セミナー)を、地方自治体や経済団体等の協力を得て、東京、名古屋、大阪、福岡の4都市において延べ7回実施した。開催後のアンケートでは「外務省の取組の最新情

報や現在の国際環境の変化、危機管理の対策についてよくわかった」、「危機管理を身近なものとして考え直すきっかけとなった」などとする評価が見られた。その他に、領事局職員が、業界団体等が主催するセミナーへ参加し、安全対策に関する講演を行い、企業の安全管理者等の危機管理の意識・能力の向上に努めた（28年度は全国各地で合計100回以上の安全対策セミナーを開催）。点検報告書に盛り込まれた留学生の安全対策として、大学の幹部職員や危機管理担当者を対象としたセミナーの実施や、大学生自身に対する講演を14回実施した。

- 5 海外では、在留邦人等に対して「在外安全対策セミナー」をアフリカ、南西アジア、米国、中南米、中東、東南アジアの10カ国計13都市で開催した。また、同セミナーの一環として、現地治安当局者による講演（2都市）も行った。開催後のアンケートでは「事例検討（演習）が気づきにつながった。危機意識が高まったので早速会社で対応したい」、「最新の治安情勢分析が聞けた」などとする評価が見られた。

7月のダッカ襲撃テロ事件で、8名の邦人被害が生じたダッカにおいては、在留邦人の安全対策強化の観点から、事件発生後速やかに在外安全対策セミナーを開催した。また、ダッカを含めテロ事件等が発生した国を中心に、日本人学校の安全対策評価を実施した。

- 6 ダッカ襲撃テロ事件が発生した7月1日はラマダン期間中の金曜日であった。外務省が海外安全HP、「たびレジ」及び領事メールを通じて、ラマダン期間中の特に金曜日には、イスラム過激派組織によるテロ発生の危険が高い旨の注意喚起を累次行っていたにもかかわらず、8名の邦人被害者を出したことは、国民の海外安全対策の重要性に対する認識を更に高める必要があるという課題を浮かび上がらせた。

こうした課題に取り組むべく、外務省は安全対策強化の一環として、安全対策に係る基本的な認識を中堅・中小企業をはじめ幅広く国民に持ってもらうために、人気劇画「ゴルゴ13」を活用した中堅・中小企業向け海外安全対策マニュアルを新たに作成し外務省HPに掲載した。同HPにはアクセスが殺到し、またメディアが大きく取り上げる等、国民の大きな関心を集めた。上記の各種取組が、海外安全HPへのアクセス数や「たびレジ」登録者数の増加につながったことから、国民の安全対策の意識・能力の向上に一定程度寄与したと判定した。

27・28年度目標の達成状況：B（27年度：b，28年度：a）

測定指標2-4 困窮邦人等の援護

中期目標（一年度）

年々多様化する邦人援護に対応するため体制を構築する。

27年度

年度目標

- 1 精神障害者等の困窮邦人のため、専門的知見を有する外部人材の活用を図る。
- 2 兼轄国及び遠隔地において援護を必要とする邦人への迅速な支援を行う。

施策の進捗状況・実績

- 1 邦人精神障害者に対する援護については、精神科顧問医を活用したカウンセリング等、延べ142件の援護を実施した。
- 2 兼轄国及び遠隔地においても、交通事故に巻き込まれた邦人の安否確認や病死した邦人に係る諸手続における外部の協力者の支援に対し5件の謝礼金の支払いを行った。

28年度

年度目標

- 1 精神障害者等の困窮邦人のため、専門的知見を有する外部人材の活用を図る。
- 2 兼轄国及び遠隔地等においても援護を必要とする邦人への迅速な支援を行う。

施策の進捗状況・実績

- 1 邦人精神障害者に対する援護については、精神科顧問医を活用したカウンセリング等、延べ121

件（第3四半期分まで）の援護を実施した。

- 2 兼轄国及び遠隔地においても、交通事故に巻き込まれた邦人の安否確認や病死した邦人に係る諸手続における外部の協力者による支援を予定していたが、該当事案が発生しなかった。

27・28年度目標の達成状況：B（27年度：b，28年度：b）

評価結果（個別分野2）

施策の分析

【測定指標2-1 在外邦人の安全・危機管理に関する体制整備】

27年度

- (1) 5月の「在外邦人の安全対策強化に係る検討チーム」がとりまとめた提言を受け（以下、「提言」）、海外安全ホームページ（以下「HP」）の表現や画像の変更により「見やすさ・わかりやすさ・使いやすさ」に向けた改善・強化が大幅に進み、「海外安全キャンペーン」等の取組を効果的に実施したことから、相当程度進展があったと判定した。
- (2) 年初に発生したシリアにおける邦人殺害テロ事件、27年3月のチュニジアにおけるテロ事件等を受け、国民の関心が高まっていた中で、海外安全HPの改善・強化や「海外安全キャンペーン」の実施は、国民の海外における安全対策についての意識を向上させる上で極めて効果が高かった。（27年度：海外邦人安全・危機管理に関する体制整備等（達成手段①））

28年度

- (1) 閉館時の緊急電話対応業務について、業務委嘱未導入の公館のうち10公館程度への追加導入を目標としていたものの、業者の対応可能な国に限られていたこと、また、各公館の事情により達成には至らなかったが、3公館への追加導入を行い、また、海外安全HPの「見やすさ、分かりやすさ、使いやすさ」に向けた改善・強化が更に進んだことから、相当程度進展があったと判定した。
- (2) 7月に発生したダッカにおける邦人殺害テロ事件を受けて、上記「提言」の点検報告書（8月2日）に盛り込まれた海外安全HP上に掲載している「危険情報」、「スポット情報」、「広域情報」にわかりやすい発信のポイントを付ける等の改善・強化を引き続き実施したこと、またスマートフォン対応のための改善等は、国民の安全対策に役立つ、精度の高い情報を、適時にわかりやすく伝える上で極めて効果が高かった。また、ゴルゴ13安全対策マニュアルの作成は、メディアに大きく取り上げられ、国民の海外における安全対策についての意識を向上させる上で極めて効果が高かった。（28年度：在外邦人安全・危機管理に関する体制整備等（達成手段①））

【測定指標2-2 在外邦人の保護のための緊急事態対応】

27年度

- (1) 11月のパリ同時多発テロ事件、28年1月のジャカルタ中心部でのテロ事件、28年3月のブリュッセルでのテロ事件等の発生時に、海外安全HPや「たびレジ」を通じて在留邦人や短期渡航者に対し最新情報の提供と共に注意喚起を適時適切に行ったことから、在外邦人の保護を効果的に実施することができたことから相当程度進展ありと判定した。
- (2) 「たびレジ」登録した短期渡航者に対するメールによる最新情報の提供及び注意喚起は、緊急事態発生時において情報を効率的に伝達する上で極めて効果が高かった。（27年度：海外邦人保護のための緊急事態対応（達成手段②））

28年度

- (1) 「提言」の点検報告書に盛り込まれた海外緊急展開チーム（ERT）強化のための国内外における自衛隊在外邦人等輸送訓練への参加や、危機管理会社による官民合同テロ・誘拐対策実地訓練の実施をはじめ、全ての目標が達成されたことから、目標達成と判定した。
- (2) 海外の緊急事態発生時における速やかな邦人退避に向けたERTの国内及びタイにおける自衛隊在外邦人等輸送訓練への参加は、本番に近い環境で当省と防衛省（自衛隊）の連係の確認を行う上で極めて効果が高かった。また、官民合同テロ・誘拐対策実地訓練では、民間側から「緊急事

態発生時の対処方法を具体的に学ぶことができ、非常に有意義であった」、「官と民の連携が深まった」などとする評価が見られ、一定の効果があった。(28年度：海外邦人保護のための緊急事態対応(達成手段②))

【測定指標 2-3 在外邦人の安全に関する情報収集と官民連携】

27年度

- (1) 主要海外通信社の外電のモニタリングにより、11月のパリ同時多発テロ事件、28年3月のブリュッセルにおけるテロ事件の際に、直ちに事件を認知し、迅速に在留邦人等に対して注意喚起を行うとともに、邦人の安否確認を実施することができたこと、その後の国内外における各種会議・セミナーの場で情報を共有し、安全対策のための官民連携の強化と危機管理の意識・能力の向上に努めたが、28年3月のブリュッセルにおけるテロ事件において、邦人が被害にあったことに鑑みれば、より強化を図る余地があったことから、目標の完全な達成には至らなかった。
- (2) 主要海外通信社(AP, ロイター等)の外電や欧米主要国の渡航情報を24時間365日体制でモニタリングを行うことは、テロ等の緊急事態発生時に初動体制を迅速に構築し邦人保護を的確かつ迅速に実施する上で極めて効率的であった。(27年度：海外邦人安全に関する情報収集と官民連携(達成手段③))

28年度

- (1) 主要海外通信社の外電のモニタリングにより、7月のニースにおけるテロ事件の際には、直ちに事件を認知し、迅速に在留邦人等に対して注意喚起を行うとともに、邦人の安否確認を実施することができたこと、また、「提言」の点検報告書に盛り込まれた外務省、経済産業省、日商、JETRO、経団連等企業の海外進出に係る有する機関等が参加する「中堅・中小企業海外安全対策ネットワーク」を迅速に創設し官民連携を強化したことから、目標を達成したと判定した。
- (2) 特に、主要海外通信社の外電モニタリングにより、国際テロ組織による声明や事件、未然摘発等の情報を迅速に入手したことは、邦人の安全対策における予防の観点からも、注意喚起を実施する上で極めて効果的であり、この速報を基に地域課への情報共有を28年度から強化したことから、官邸との迅速な情報共有等に大きく寄与した。「中堅・中小企業海外安全対策ネットワーク」の創設は、今後の官民連携強化の礎となった。(28年度：在外邦人の安全に関する情報収集と官民連携(達成手段③))

【測定指標 2-4 困窮邦人等の援護】

27年度

- (1) 被援護者の意思や状態によっては望ましい解決に至らなかった事例もあったが、邦人精神障害者に対し、精神科顧問医による医療支援や帰国支援等の援護を概ね適切に行った。
- (2) 邦人精神障害者に対する援護については、精神科顧問医を活用することにより領事では提供できない専門性の高い援護を実施できた点で有効性が高かった。(27年度：困窮邦人等の援護(達成手段④))

28年度

- (1) 被援護者の意思や状態によっては望ましい解決に至らなかった事例もあったが、邦人精神障害者に対し、精神科顧問医による医療支援や帰国支援等の援護を概ね適切に行った。
- (2) 邦人精神障害者に対する援護については、精神科顧問医を活用することにより領事では提供できない専門性の高い援護を実施できた点で有効性が高かった。(28年度：困窮邦人等の援護(達成手段④))

次期目標等への反映の方向性

【施策(施策の必要性に関する分析を含む)】

外務省設置法に規定されているように、海外における邦人の生命及び身体の保護その他の安全の確保に取り組むことは、外務省の最重要任務の一つであり、国会における総理大臣の施政方針演説や外務大臣の外交演説においても繰り返し言及されてきている。特に、25年1月に発生したアルジェリアにおける日本人などに対するテロ事件を教訓として、海外に在住する日本人や海外の日本企業の安全確保対策を強化してきた。

また、27年1月から2月にかけて発生したシリアにおける邦人殺害テロ事件の後も、同年11月のパリ同時多発テロ事件、28年1月のジャカルタ中心部でのテロ事件が発生し、同年7月にはバングラデシュ・ダッカのレストランが襲撃され、邦人8名が被害に遭った。テロの脅威はイスラム過激派組織の拠点のある中東・アフリカのみならず、日本人が数多く渡航・滞在する欧米やアジアにも拡大している。

ダッカ襲撃テロ事件後には「『在外邦人の安全対策強化に係る検討チーム』の提言」の点検報告書が出され、今後、国民の安全対策意識の向上と対応能力強化、国民への適時適切かつ効果的な情報伝達に取り組む必要があることが確認された。

さらに、28年度に日本人が犠牲となった殺害事件が、フィリピン、米国、カナダ、トリニダード・トバゴ、コロンビアなどで発生し、海外において邦人が被害に遭う事案に対する国民の関心も高く、在外邦人の安全を確保していくことが益々必要となっている。

以上のとおり、現在の施策目標は妥当であり、今後も同目標を維持し、その達成に向け着実に実施していく。

【測定指標】

2-1 在外邦人の安全・危機管理に関する体制整備

27年1月から2月はじめのシリアにおける邦人殺害テロ事件後も、欧州・東南アジアでテロ事件が発生したことを受けて、在外邦人の安全・危機管理に関する体制整備の更なる強化が必要となったことから、今後は従来の取組を継続すると共に「『在外邦人の安全対策強化に係る検討チーム』の提言」の点検報告書のフォローアップを実施し更なる在外邦人の安全対策の強化を目指す。

2-2 在外邦人の保護のための緊急事態対応

上記の施策の分析のとおり、「『在外邦人の安全対策強化に係る検討チーム』の提言」の点検報告書のフォローアップを実施し在外邦人の安全対策の強化に努めているが、これら取組を継続し、実効性の強化を目指す。官民合同実地訓練においては、ダッカ襲撃テロ事件等も踏まえ、緊急事態発生時における対処方法を習得すると共に官民連携の強化を促進する。官民合同実地訓練では、民側からの参加希望を募る際にその対象に「中堅・中小企業海外安全対策ネットワーク」を加えることで、更に広い範囲の企業関係者を対象とした効果的な合同訓練の実施を目指す。

2-3 在外邦人の安全に関する情報収集と官民連携

主要海外通信社のモニタリングによる情報収集強化、中堅・中小企業海外安全対策ネットワークや海外安全官民協力会議を通じた官民連携等の取組を継続し、安全対策強化を目指す。

2-4 困窮邦人等の援護

邦人精神障害者への援護についても専門知識に基づく対応が必要となる事案が発生しており、「外部人材の活用により円滑な対応を図っていく」との目標は適切であったと考える。今後も多くの邦人精神障害者が邦人精神科医の支援を受けられるよう、30年度を目標に本省においてソーシャルワーカーの嘱託を行う等により更なる強化を目指す。

作成にあたって使用した資料その他の情報

- ・ 外務省海外安全ホームページ
海外安全情報
(<http://www.anzen.mofa.go.jp>)
同スマートフォン版サイト
(<http://www.anzen.mofa.go.jp/sp/index.html>)
海外安全パンフレット・資料
(<http://www.anzen.mofa.go.jp/pamph/pamph.html>)
感染症関連情報
(http://www2.anzen.mofa.go.jp/kaiian_search/pcinfectioninfo.asp#danger)
海外安全官民協力会議
(http://www.anzen.mofa.go.jp/anzen_info/kanminkyoo.html)

個別分野 3 外国人問題への取組

施策の概要

1 ビザの審査・発給

出入国管理上問題のないと見られる外国人に対して迅速なビザ発給を行う一方、我が国の治安維持のため、厳格にビザ審査を行う。また、ビザ審査を効率的に行うため、査証(ビザ)事務支援システムの拡充を図る。

2 観光立国推進及び人的交流促進のためのビザ発給要件の緩和への取組

観光立国推進及び人的交流促進のために、アジア諸国を始め、各国の事情等を踏まえつつ、戦略的にビザ緩和に取り組む。

3 在日外国人に係る問題への取組

外国人の受入れと社会統合について、有識者の意見や、地方自治体、国際交流協会、NPO等の活動状況を踏まえ、外国人の受入れと社会統合に関する課題や実践例について幅広く共有することを目的とした国際ワークショップを開催し、在日外国人に関する問題の緩和・解決に積極的に取り組む。

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

・第190回国会施政方針演説（平成28年1月22日）

「次は三千万人、いや、更なる高みを目指してまいります。戦略的なビザの緩和や、いわゆる「民泊」を拡大する規制改革を進めます。」

・明日の日本を支える観光ビジョン（平成28年3月30日 明日の日本を支える観光ビジョン構想会議決定）

「訪日に当たってビザが必要な国・地域のうち、インバウンド観光の観点から潜在力の大きな市場をターゲットに以下の取組を実施。

ビジット・ジャパン事業の重点20か国・地域のうち、訪日に当たってビザが必要な5か国（中国・フィリピン・ベトナム・インド・ロシア）を対象に、政府全体で、プロモーションによる認知度向上や受入環境の整備と連携して、ビザ緩和を戦略的に実施」

・観光ビジョン実現プログラム2016—世界が訪れたい日本を目指して—（観光ビジョンの実現に向けたアクション・プログラム2016）（平成28年5月 観光立国推進閣僚会議）

「中国向けのビザ発給要件の緩和（数次ビザに係る商用目的・文化人・知識人の対象拡大、有効期間の最長10年への延長及び一定範囲の大学の学生等に対するビザ申請手続の簡素化）の決定を踏まえ、今夏までに実施に移す。（新規）

ロシア向けの数次ビザ発給要件の緩和（商用目的・文化人・知識人の対象拡大、有効期間の最長5年への延長等）を早期に実現する。（新規）

インド向けのビザ発給要件の緩和（一定範囲の大学の学生等に対するビザ申請手続の簡素化）を早期に実現する。（新規）

訪日外国人旅行者の増加に対応し、外国人旅行者が我が国へのビザ申請を円滑に行えるよう、在外公館のビザ審査に係る必要な物的・人的体制の整備に取り組む。（改善・強化）」

・日本再興戦略2016（平成28年6月2日 閣議決定）

第2 I 新たな有望成長市場の創出、ローカルアベノミクスの深化等 4. 観光立国の実現
(2) ii) ⑤ ビザの戦略的緩和

II 生産性革命を実現する規制・制度改革 3. 国家戦略特区による大胆な規制改革
(2) iii) ⑪ 地域限定数次ビザの発給要件の更なる緩和等

「東日本大震災の主たる被災地等における観光及び復興支援を推進するため、地域限定ビザの発給要件の更なる緩和について検討するなど、速やかに所要の措置を講じ、観光客数の増加を図る。」

・経済財政運営と改革の基本方針2016（平成28年6月2日 閣議決定）

「ビザの戦略的緩和と審査体制の整備」

測定指標 3-1 出入国管理上問題がないと見られる外国人へのビザ発給要件緩和

中期目標（--年度）

人的交流の促進及び出入国管理等の厳格化にかかる要請に対応する。

27年度

年度目標

ビザ発給要件の緩和及びビザ審査体制の強化を促進する。

- 1 対象国を精査した上で、各対象国に応じたビザ発給要件の緩和を実施する。
- 2 ビザ審査体制の強化のため、在外公館の関連業務の状況に応じ、職員の追加配置、次期査証事務支援システムの導入を行う。

施策の進捗状況・実績

- 1 一般旅券所持者に対する短期滞在ビザの発給緩和措置等を以下のとおり実施した。
 - 6月：ブラジル人に対する数次ビザ（30日）の導入（26年8月の総理ブラジル訪問時の決定）
 - 8月：モンゴル人に対する数次ビザ（15日）の導入（27年5月の日モンゴル首脳会談時の決定）
 - 28年1月：インド人に対する数次ビザ（30日）発給要件の大幅緩和（27年12月の日印首脳会談時の決定）
 - 同年2月：ベトナム人及びインド人に対する数次ビザ（90日）発給要件の緩和の導入（27年9月の日ベトナム首脳会談時の決定）
 - ブラジル人に対する数次ビザの最長滞在期間の延長（90日）（同月、「一般旅券所持者に対する数次入国査証の発給の円滑化に関する日本国政府とブラジル連邦共和国政府との間の覚書」に署名）
- 2（1）27年の訪日外国人数は過去最高の1,973万7千人（前年比47.1%増、推計値）を記録し、ビザ発給数は、前年比1.6倍の約476万件となった。
- （2）ビザ審査体制の強化の観点から、ビザ申請件数が急増している公館における迅速かつ適切な審査を確保するため、在中国公館を中心に職員の追加配置を行った他、次期査証事務支援システムを導入した。

28年度

年度目標

ビザ発給要件の緩和及びビザ審査体制の強化を促進する。

- 1 対象国を精査した上で、各対象国に応じたビザ発給要件の緩和を実施する。
- 2 ビザ審査体制の強化のため、在外公館の関連業務の状況に応じ、職員の追加配置、査証事務支援システムの充実化を図る他、次世代査証のあり方についての検討を開始する。

施策の進捗状況・実績

- 1 一般旅券所持者に対する短期滞在ビザの発給要件の緩和措置を以下のとおり実施した。
 - 10月
 - ・カタール人に対する数次ビザ（90日）の導入（25年8月の日カタール首脳会談で決定）
 - ・中国人に対する商用数次ビザの発給要件の緩和、中国人学生等に対する個人観光一次ビザ申請手続きの簡素化（4月の日中外相会談で決定）
 - 29年1月
 - ・ロシア人に対する数次ビザ（30日）の導入、商用数次ビザの発給要件の緩和及び身元保証書の省略（28年12月の日露首脳会談で決定）
 - 29年2月
 - ・インド人学生等に対する一次ビザ申請手続きの簡素化（28年11月の日印首脳会談で決定）
 - ・ブラジル人に対する数次ビザ（90日）の発給要件の緩和（29年2月から実施）
- 2（1）訪日外国人旅行者数は初めて2,000万人を突破して過去最高の2,404万人（28年現在、前年比21.8%増、推計値）を記録し、ビザ発給数は前年比12.4%増の約536万件となった。
- （2）ビザ審査体制の強化のため、在外公館の業務の繁忙度に応じ、査証業務に従事する職員を増員した。また、28年度に導入した新査証事務支援システムの軽微な修正等を実施し安定稼働を確保したほか、次世代査証のあり方に関し、制度設計、導入計画、システムの仕様について

検討を進めた。

27・28 年度目標の達成状況： B (27 年度： b, 28 年度： b)

測定指標 3-2 在日外国人問題への取組

中期目標 (一年度)

在日外国人が抱える問題の緩和・解決を促進する。

27 年度

年度目標

- 1 在日外国人が抱える問題の緩和・解決の一助のための国際ワークショップを開催する。
- 2 在京外交団への説明会(防災対策セミナー)を実施する。
- 3 多文化共生や外国人住民に関わる諸問題を議論する外国人集住都市会議に出席する。

施策の進捗状況・実績

1 国際ワークショップの開催

28 年 2 月、品川区、国際移住機関(IOM)及び外務省の共催により、外国人の受入れと社会統合のための国際ワークショップ「外国人と企業のダイバーシティ経営～住み心地よいですか、ニッポンの企業」を開催した。約 180 名が出席。日本人と外国人の職場における協働のあり方や外国人が職場で活躍するための環境整備について議論を行い、その成果を提言にまとめた。

2 在京外交団向け防災対策セミナー

9 月、在京外交団向けに「IT を活用した在留外国人の災害時安否確認と情報提供」をテーマとする防災対策セミナーを実施。総務省、観光庁の他、地方自治体や大学等の関係者から災害時安否確認と情報提供システムの開発・普及を進める取組の説明を行った。在京外交団からは、IT を活用した災害時の多言語情報伝達・安否確認アプリの利用について高い関心が寄せられた。

3 外国人集住都市会議へ出席

12 月、「外国人集住都市会議はままつ 2015」(外国人集住都市会議主催)に出席し、日系人を中心とする外国人住民が多数居住する地方自治体、関係府省庁、民間団体等と、外国人住民に係る課題解決や外国人住民の多様性を都市の活性化に繋げる施策等につき議論した。

28 年度

年度目標

- 1 在日外国人が抱える問題の緩和・解決の一助のための国際ワークショップを開催する。
- 2 多文化共生や外国人住民に関わる諸問題を議論する外国人集住都市会議に出席する。

施策の進捗状況・実績

1 国際ワークショップの開催

29 年 3 月、当省と国際移住機関(IOM)との共催により、「外国人の受入れと社会統合のための国際ワークショップ」を「多文化共生社会に向けて一外国人女性の生活と活躍を中心に」のテーマの下で開催。約 180 名が参加。外国人女性の生活と共生社会のあり方や、外国人女性が活躍するための環境整備について議論を行い、その成果を提言にまとめた。

2 (1) 外国人集住都市会議への出席

29 年 1 月、「外国人集住都市会議とよはし 2016」(外国人集住都市会議主催)に出席。日系人を中心とする外国人住民が多数居住する地方自治体、関係府省庁、民間団体等により、外国人住民の多国籍化、定住化による都市の状況や抱える課題が変化しつつある中、28 年度は日本語教育や外国人住民がより活躍できる社会などについて議論が行われた。

(2) 在京大使館等向け防災施策説明会

6 月、外務省は東京都と共催で、訪日外国人数上位 20 カ国・地域の外交団等の防災担当者を招き、32 (2020) 年の東京オリンピック・パラリンピック大会の開催等を視野におきつつ、外国人観光客の安全・安心をテーマとする防災施策説明会を実施。災害発生時の関係機関における体

制や役割の説明、防災アプリの紹介等が行われた。

27・28年度目標の達成状況：B（27年度：b，28年度：b）

参考指標：訪日外国人数（単位：万人）（暦年）

（出典：政府観光局 （JNTO）統計）	実績値		
	26年	27年	28年
	1,341	1,974	2,404

参考指標：外国人不法残留者数（1月1日時点の数）

（出典：法務省統計）	実績値		
	26年	27年	28年
	60,007	62,818	65,270

参考指標：来日外国人の犯罪の総検挙件数（暦年）

（出典：警察庁統計）	実績値		
	26年	27年	28年（上半期）
	15,215	14,267	6,776

評価結果（個別分野3）

施策の分析

【測定指標3-1 出入国管理上問題がないと見られる外国人へのビザ発給要件緩和】

27年度

- （1）27年度は、ビザ緩和を戦略的に実施し、訪日外国人旅行者数が過去最高を記録するなど、ビザ緩和の成果は極めて高かったが、ビザ発給数の大幅増に対応する十分な審査体制を図ることができなかった点があったため、目標達成に至らなかったと判定した。
- （2）ア 一般旅券所持者に対する短期滞在ビザの発給要件緩和等を実施したことは、訪日外国人旅行者数の増加（27年は過去最高の1,973万7千人（前年比47.1%増）を後押しする一因となり、消費税免税制度拡充のほか、円安による訪日旅行の割安感の定着などの要因と相俟って、二国間の人的交流を促進させる上で極めて効果が高かった。特に、中国からの訪日外国人旅行者数の伸び率は、前年比107.3%と大きく飛躍した。
- イ ビザ審査体制の強化については、ビザ申請増に伴ってビザ担当者の増員を行ったが、ビザ発給数が大幅に増加したため、十分な審査体制強化を図ることができなかった。他方、新査証事務支援システムを導入して領事業務情報システムに統合し、査証事務の合理化を図った。（27年度：査証関連業務（達成手段①））

28年度

- （1）28年度は、ビザ緩和を戦略的に実施し訪日外国人旅行者数が過去最高を更新するなど、ビザ緩和の成果は極めて高かったが引き続き、ビザ発給数の大幅増に対応する十分な審査体制を図ることができなかった点があるため、目標達成に至らなかったと判定した。
- （2）ア 一般旅券所持者に対する短期滞在ビザの発給要件緩和等を実施したことは、訪日外国人旅行者数の増加（28年は過去最高の2,403万9千人（前年比21.8%増、推計値））を後押しする一因となり、クルーズ船寄港数の増加、消費税免税制度拡充などの要因と相俟って、二国間の人的交流を促進させる上で極めて効果が高かった。特に、中国からの訪日外国人旅行者数は前年を130万人以上上回り（前年比27.6%増）、全ての国・地域のなかで初めて600万人を超えた。
- イ ビザ審査体制の強化については、ビザ申請増に伴ってビザ担当者の増員を行ったが、ビザ発給数が大幅に増加したため、十分な審査体制強化を図ることができなかった。27年度に導入した新査証事務支援システムについては、運用開始後に判明した軽微な不具合の修正や改修

を実施し、安定稼働を確保したことにより、より合理的で迅速な審査の実施に向けて効果があった。また、電子査証を含む次世代査証のあり方について、東京オリンピック・パラリンピック開催年である32（2020）年の導入開始目標に向け、設計・仕様など具体的に検討を開始した。（28年度：査証関連業務（達成手段①））

【測定指標3-2 在日外国人問題への取組】

27年度

- (1) 27年度は、予定されていた国際ワークショップ等はすべて開催され、在日外国人に係る問題についての日本社会の啓発や関係者間での連携・協力強化という観点で一定の効果があり、おおむね目標に近い進展を示したと判定した。他方で、即効性のある具体的成果というものが見えずらい取組であるものの、どのようなテーマや環境設定が望ましいか、さらに検討する余地がある。
- (2) ア 外国人の受入れと社会統合のための国際ワークショップ「外国人と企業のダイバーシティ経営～住み心地よいですか、ニッポンの企業」の開催は、日本人と外国人の職場における協働のあり方や外国人が職場で活躍するための環境について、相互の認識を共有する上で有益であり、多様な立場の間での議論を促進させることに一定の効果があった。
- イ 在京外交団向け防災セミナーの実施は、災害時における関係省庁・当局と在京外交団との連絡体制の構築に寄与するとともに、ITを活用した安否確認・情報提供について在京外交団の認識を高める効果があった。
- ウ 外国人集住都市会議への出席は、在留外国人に対する当省の取組についての情報発信の機会となり、また、主催自治体である静岡県浜松市周辺における在日外国人の現状及び問題点の把握や自治体との連携につながる点で有効だった。（27年度：在日外国人社会統合外交政策経費（達成手段②））

28年度

- (1) 28年度は、予定されていた国際ワークショップ等はすべて開催され、在日外国人に係る問題についての日本社会の啓発や関係者間での連携・協力強化という観点で一定の効果があり、おおむね目標に近い進展を示したと判定した。他方で、即効性のある具体的成果というものが見えずらい取組であるものの、どのようなテーマや環境設定が望ましいか、さらに検討する余地がある。
- (2) ア 外国人の受入れと社会統合のための国際ワークショップ「多文化共生社会に向けて～外国人女性の生活と活躍を中心に」の開催は、外国人女性の現状の一端や外国人女性が活躍するために必要な環境について、相互の認識を共有でき、聴衆からも活発な意見が出されるなど、多様な立場の間での議論を促進させることに一定の効果があった。
- イ 外国人集住都市会議への出席は、オブザーバー参加であったものの、主催自治体である愛知県豊橋市周辺における在日外国人の現状と課題を把握し、国への提言へとつながる自治体の問題意識を理解する点で有効だった。
- ウ 外国人観光客の安心・安全をテーマとした在京大使館等向けの防災施策説明会は、訪日外国人が2千万人を超える現状を勘案すれば時宜を得たものであり、自治体の具体的取組に関する情報共有や災害発生時の連絡体制強化に資するものとして効果があった。（28年度：在日外国人社会統合外交政策経費（達成手段②））

次期目標等への反映の方向性

【施策（施策の必要性に関する分析を含む）】

32（2020）年の東京オリンピック・パラリンピック大会が開催されるまでには訪日外国人4,000万人（28年の1.7倍）を目指す政府目標の下、訪日外国人数は増加しており、在外公館におけるビザ業務も急増しているため、在外公館のビザ担当者増員など更なるビザ審査体制の強化が喫緊の課題である。

ビザ政策においては、入国管理上問題ないと思われる外国人に対する迅速なビザ発給、数次ビザやビザ免除の拡大が求められる一方、我が国の利益を害する恐れがある外国人の入国を阻止するため、水際対策の観点から厳格なビザ審査の実施も重要。これら施策を実施しつつ、必要な体制の強化を図る。

20（2008）年のリーマンショックを契機に、日本に長期滞在する外国人数は、一時的に減少傾向にあ

ったが、24年を境に増加傾向に転じている。国内の少子高齢化や人口減少が進行しつつある中、日本経済の更なる活性化を図り、競争力を高めていくためには、日本経済を支える人材を国内外問わず確保していくことが重要である。また、成長戦略「日本再興戦略2016」では、外国人材の一層の活用が掲げられており、今後益々、日本に滞在する外国人が増えていくことが予想されることから、外国人の社会統合（多文化共生）について、関係各府省や自治体等と連携して取り組むことが一層重要となってくる。

【測定指標】

3-1 出入国管理上問題がないと見られる外国人へのビザ発給要件緩和

人的交流の促進及び出入国管理等の厳格化にかかる要請（成長戦略「日本再興戦略」）に対応するとの中期目標の達成に向けた27・28年度目標（ビザ発給要件の緩和及びビザ審査体制の強化を促進する）は、適切な目標であったと考える。

我が国の観光立国推進の実現に向け、引き続き関係府省庁と連携の上、更なる検討を進める。

上記の施策の分析のとおり、ビザ発給要件の緩和等は、訪日外国人数の増大に寄与した一因であると考えられ、今後とも中期目標の達成に向け、更なる緩和等に取り組む。同時に、我が国の利益を害するおそれのある外国人の入国を阻止し、「世界一安全な日本」を実現するため、水際対策の観点から、迅速かつ厳正なビザ審査を行う。また、査証発給数の増加に対応しつつ適正な審査を行うため、ビザ審査体制の更なる強化を図る。

3-2 在日外国人問題への取組

在日外国人が抱える問題の緩和・解決を促進するとの中期目標の達成に向けた、27・28年度の目標（在日外国人問題の緩和・解決の一助のための国際ワークショップを開催する等）は、適切な目標であったと考える。今後とも中期目標の達成に向け、時宜にかなったテーマや議論を行うワークショップやセミナー等を開催し、より具体的な成果を目指す。

作成にあたって使用した資料その他の情報

- ・ 日本政府観光局ホームページ
統計データ「訪日外客数」
(http://www.jnto.go.jp/jpn/reference/tourism_data/visitor_trends/index.html)
- ・ 法務省ホームページ
本邦における不法在留者数について
(http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri04_00058.html)
- ・ 警察庁ホームページ
来日外国人犯罪の検挙状況
(http://www.npa.go.jp/pressrelease/2016/09/201630_01.html)
- ・ 国土交通省ホームページ
観光ビジョン実現プログラム2016（平成28年5月）
(<http://www.mlit.go.jp/common/001131373.pdf>)
- ・ 官邸ホームページ
明日の日本を支える観光ビジョン（平成28年3月3日）
(http://www.kantei.go.jp/jpsingi/kanko_vision/dai2/siryuu1.pdf)
日本再興戦略2016（平成28年6月2日閣議決定）
(http://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisei/pdf/2016_zentaihombun.pdf)

基本目標Ⅴ 外交実施体制の整備・強化

施策V-1 外交実施体制の整備・強化

平成 29 年度政策評価書

(外務省 28-V-1)

施策名	外交実施体制の整備・強化
施策目標	激動する国際社会の中で我が国の平和と繁栄を確保するための外交を実施する上で必要な体制を整備・強化する。
施策の概要	<ol style="list-style-type: none"> 1 国民の安全・安心の確保や繁栄の促進等に不可欠な定員・機構を整備することにより外交実施体制を整備・強化する。 2 我が国の外交活動の基盤であり、邦人保護の最後の「砦」である在外公館等の警備体制を強化することにより、在外公館及び館員等の安全を確保し、外交実施体制の整備・強化を図る。 3 情報防護に関する省内横断的な政策立案・実施を行うため体制強化を図り、具体的対策の拡充・拡大を行い、省内の全体的な情報防護能力の強化を図るとともに、各種取組についても、現状の具体的脅威の反映や取組ごとの優先順位付け等を通じ、効果的・効率的に実施する。 4 オールジャパンでの総合的な外交力を強化するため、国際的な取組を進める地方や地域との連携を強化し積極的に支援する
施策の予算額・執行額等	本施策は、外務省全体の予算に関わっており、特定の項の下では計上されていない。
関連する内閣の重要政策	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第 193 回国会外交演説（平成 29 年 1 月 20 日） <p>「主要国並みの外交実施体制の実現を含む総合的な外交力を引き続き強化します。日本の「正しい姿」や多様な魅力を、本年世界 3 カ所に開設するジャパンハウスも活用しつつ、戦略的に対外発信するとともに、親日派・知日派の育成を引き続き強力に推進していきます。日本の魅力は、地方こそ溢れています。「地方から世界へ」地方の魅力を発信し、「世界から地方へ」多くの外国人観光客、対内投資などを誘致できるよう私自身が先頭に立って取り組んでいきます。」</p>

評価結果 (注 1)	目標達成度の測定結果	(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり	(判断根拠) 主要な測定指標は概ね目標に近い実績を示したことから、左記のとおり判定した。
	測定指標の 27・28 年度目標の達成状況 (注 2)	* 1 外務省の人員、機構の更なる整備	B
		* 2 在外公館の警備体制の強化	B
		* 3 外交を支える情報防護体制の強化	B
		* 4 地方連携の推進	A

(注 1) 評価結果については、以下の「評価結果」-「施策の分析」及び「次期目標等への反映の方向性」欄の記載を併せて参照願いたい。

(注 2) 「測定指標の 27・28 年度目標の達成状況」欄には、各個別分野の測定指標の名称及び 27・28 年度目標の達成状況を列挙した。「*」印は、該当する測定指標が主要な測定指標であることを示している。

学識経験を有する者の知見の活用	(外務省政策評価アドバイザー・グループ・メンバーの所見) ・ 地方と外国をつなげる作業は評価できる。もっとできると思う。この作業をつづけることで、外交官が対外的に代表しているのが東京ではなく、面に広がりのある日本だという意識が広がればよいと考える。外務省の勉強会にも地方大学の知識人を入れるよう進言し取り入れられた。意識すべき課題である。
-----------------	--

担当部局名	大臣官房	政策評価実施時期	平成 29 年 10 月
-------	------	----------	--------------

測定指標 1 外務省の人員、機構の更なる整備

中期目標（一年度）

外務省全体の定員及び機構面での更なる増強を推進する。
機構及び定員については、主要国並みを目指し、在外公館の新設及び人員増強に取り組む。

27年度

年度目標

定員・機構を増強する。

施策の進捗状況・実績

定員89名を純増した。8在外公館（6大使館：在モルディブ大使館、在ソロモン大使館、在バルバドス大使館、在モルドバ大使館、在タジキスタン大使館、在トルクメニスタン使館及び2総領事館：在レオン総領事館、在ハンブルク総領事館）の新設を行った。（27年度末：在外公館数215、定員数5,876名）

28年度

年度目標

定員・機構を増強する。

施策の進捗状況・実績

定員106名を純増した。5在外公館（4大使館：在サモア大使館、在アルバニア大使館、在マケドニア旧ユーゴスラビア共和国大使館、在モーリシャス大使館及び1総領事館：在ベンガルール総領事館）の新設を行った。また、在外公館の一部である事務所等については、在エルビル領事事務所を開設した。（28年度末：在外公館数220、定員数5,982名）

27・28年度目標の達成状況：B（27年度：b、28年度：b）

測定指標 2 在外公館の警備体制の強化

中期目標（一年度）

在外公館及び館員等の安全を確保する。

27年度

年度目標

- 1 昨今のシリアにおける邦人殺害テロ事件やチュニジアにおける銃撃テロ事件のほか、これまで治安情勢が比較的安定していた欧米等の先進諸国でもテロ事案が連続して発生していることを踏まえ、テロ脅威が高い中東・アフリカ地域に所在する公館の警備強化はもとより、在外公館全般を対象とした基礎的な警備体制強化を図る。
- 2 職員の赴任前研修、警備対策官研修等、各種研修内容をより実践化、インタラクティブ化することにより充実させる。
- 3 在外公館において、それぞれの情勢や脅威を踏まえた実践的な警備訓練を実施する。

施策の進捗状況・実績

- 1 我が国の在外公館及び館員並びに邦人に対するテロの脅威が拡大していることから、現地の治安情勢に応じた在外公館警備体制の整備・確立に向けた企画・立案を行い、予算の効率的な執行に努めつつ警備体制の強化を図った。特にイスラム過激派組織ISIL（イラク・レバントのイスラム国）による我が国在外公館（ボスニア・ヘルツェゴビナ、マレーシア、インドネシア）を攻撃対象とする呼びかけ（9月）、バングラデシュにおける邦人殺害事件（10月）、パリにおける同時テロ事件（11月）、ブリュッセルにおけるテロ事件（28年3月）等の事案に対応して、中東・アフリカ地域の我が国在外公館のみならず従来比較的安全とされていた欧州・アジア地域の在外公館に対しても

追加的な警備強化対策の措置を実施した。

- 2 外務省職員の赴任前研修（年間4回）及び警備対策官研修（28年1月初旬から2月末）を実施した。警備対策官研修では受講者と講師が自身の経験を双方向に対話しながら行う「対話・体験型」方式を充実させる等、研修内容の向上に努めた。各々講義回数及び受講者数は、前者が15コマ（約16時間）で309名、後者は41コマ（約54時間）で78名が研修を受講した。
- 3 全在外公館において、それぞれの地域の治安情勢を踏まえ、テロの脅威を想定した警備訓練を実施するとともに、館員の警備意識の喚起及び向上に努め、併せて在外公館における緊急事態対応のための体制整備及び強化を図った。

28年度

年度目標

- 1 イスラム過激派組織ISIL（イラク・レバントのイスラム国）を始めとする国際テロ組織及び関連組織によるテロ活動が益々活発化しつつある中、27年にISILが我が国在外公館（ボスニア・ヘルツェゴビナ、マレーシア、インドネシア）への攻撃を呼びかけたことや、バングラデシュにおける邦人殺害事件、パリにおける同時テロ事件、28年のブリュッセルにおけるテロ事件等を踏まえ、従来比較的安全とされていた欧州・アジア地域の在外公館において、テロに備えた万全な警備体制を構築する。
また、警備体制を強化してきた中東・アフリカ地域の在外公館においても、現在の警備体制の維持を図る。
- 2 従来からの外務省職員の研修（赴任前研修、警備対策官研修）に加え、在外邦人の安全対策強化に係る検討チームの提言を踏まえ、危機管理研修を実施し、安全対策の専門家としての警備対策官の知見を高め、在外邦人の安全対策支援に活用する。
- 3 在外公館において、伊勢志摩サミット開催に向けて、テロ対策に重点を置いた警備訓練を実施する。

施策の進捗状況・実績

- 1 テロの脅威が世界的に拡散する状況を踏まえ、我が国外交活動の拠点であり、在外邦人保護の「最後の砦」でもある在外公館の警備対策を強化するため、従来から脅威の高い中東・アフリカ地域の公館の警備体制の維持・強化に加え、欧州・アジア地域の在外公館のテロ対策を強化すると共に、各在外公館の想定される脅威に即した警備員の増員や警備機器の新規配備等の追加的な警備対策上の措置を実施した。
- 2 外務省職員の赴任前研修（年間12回実施、合計337名参加）及び警備対策官研修（28年度1回、29年1月初旬から2月下旬、新規に赴任する警備対策官81名参加）を実施した。警備対策官研修では、外部専門家の講義を増やし、在外邦人の安全対策支援にも寄与する知見の向上につながる講義に改善を行った。さらに在外公館に勤務する警備対策官を対象とした危機管理研修（28年度2回、合計26名参加）を実施し、在外公館の危機管理能力を高め、警備対策官が研修で得た知見を活用した在外邦人への安全指導を実施し、在外邦人の安全対策に寄与した。
- 3 在外公館へのテロ攻撃に特化した警備訓練をG7伊勢志摩サミット前に実施し、在外公館職員を意識を高めるとともに、在外公館における緊急事態対応のための体制の確立を図った。

27・28年度目標の達成状況：B（27年度：b，28年度：b）

測定指標3 外交を支える情報防護体制の強化

中期目標（--年度）

情報漏えい防止のための取組を推進する。

27年度

年度目標

- 1 政府における情報保全に関する検討委員会における決定事項のフォローアップを行う。
- 2 省内横断的な政策立案・実施を行うための体制強化を図り、具体的対策の拡充・拡大を行う。

- 3 各種情報防護対策を実施する上で、基礎的資料の改訂や、効果的・効率的な情報防護対策の検討、情報保全体制の点検計画の策定、実施等に取り組む。
- 4 対象者の特性に応じた新たな研修を創設するとともに、各々の職域・職務等を勘案し、きめの細かい実務的な研修内容を検討・実施する。
- 5 より効果的な秘密保全検査のための取組を検討・実施する。

施策の進捗状況・実績

- 1 政府による情報保全に関する検討委員会における決定事項のフォローアップを関係省庁と連携しながら推進した。
- 2 省内横断的な政策立案・実施をさらに強化するため、定員要求を通じて情報防護専門部署の体制強化を図り（本省増員1名）、情報の適切な取扱い強化等にかかる具体的対策の拡充・拡大を行った。
- 3 情報防護対策実施の基礎資料を改訂するとともに、内外の情報防護関連情報を元に効果的・効率的な情報防護対策を検討、実施し、環境整備を進めた。また、各課室の業務の中で情報漏えいに結びつく可能性の高い脅威について、引き続き注意喚起や改善策の指導を行うとともに、各部署の情報防護上の状況等を考慮した上で、情報保全体制の点検計画を策定し、同計画に基づく点検を実施した。
- 4 通常の本省、在外公館職員に対する研修に加え、対象者の特性に応じた新たな研修を創設・実施するとともに、視聴覚教材も活用の上、具体例の紹介を含むきめの細かい研修を導入し、全体の受講者数は856名から1,000名程度へと増加した。
- 5 より効果的な秘密保全検査を実施するため、関係各課室と検査内容や時期を調整の上、同検査を実施した。

28年度

年度目標

- 1 政府における情報保全に関する検討委員会における決定事項のフォローアップを行う。
- 2 省内横断的な政策立案・実施を行うための体制強化を図り、具体的対策の拡充・拡大を行う。
- 3 各種情報防護対策を実施する上で、基礎的資料の改訂や、効果的・効率的な情報防護対策の検討、情報保全体制の点検計画の策定、実施等に取り組む。
- 4 対象者の特性や最新の課題に応じた研修を実施するとともに、各々の職域・職務等を勘案し、きめの細かい実務的な研修内容を検討・実施する。
- 5 より効果的な秘密保全検査のための取組を検討・実施する。

施策の進捗状況・実績

- 1 「政府による情報保全に関する検討委員会」における決定事項のフォローアップを関係省庁と連携しながら推進した。
- 2 省内横断的な政策立案・実施をさらに強化するため、情報の適切な取扱い強化等にかかる具体的対策の拡充・拡大を行った。
- 3 情報防護対策実施の基礎資料を改訂するとともに、内外の情報防護関連情報を元に効果的・効率的な情報防護対策を検討、実施し、環境整備を進めた。また、各課室の業務の中で情報漏えいに結びつく可能性の高い脅威について、引き続き注意喚起や改善策の指導を行うとともに、各部署の情報防護上の状況等を考慮した上で、情報保全体制の点検計画を策定し、同計画に基づく点検を実施した。
- 4 本省及び在外公館職員に対する一般的な研修に加え、対象者の特性に応じた研修を実施するとともに、視聴覚教材も追加活用の上、具体例の紹介を含むきめの細かい研修を実施し、自習形式の研修方法として、eラーニングを活用した研修を導入した。
- 5 より効果的な秘密保全検査を実施するため、関係各課室と検査内容や時期を調整の上、28年度7月他に同検査を実施した。

27・28年度目標の達成状況：B（27年度：b，28年度：b）

測定指標4 地方連携の推進

中期目標（一年度）

オールジャパンでの総合的外交力の強化を目指す。

27年度

年度目標

- 1 国際的取組を進める地方や地域との連携を強化するため、以下を実施する。
 - (1) 駐日外交団等に対して日本の地方の魅力を発信する事業「地域の魅力発信セミナー」、「地方視察ツアー」を地方自治体と共催して実施。
 - (2) 在外公館施設を活用した「地方の魅力発信プロジェクト」により海外で日本の地方自治体が発信するPR事業を支援する。
- 2 東日本大震災後、外国・地域から被災地等に課されている輸入規制の撤廃・緩和を図るため、「風評被害対策海外発信支援事業」を海外の複数の都市で実施する。
- 3 国内においても、駐日外交団等に対して、風評被害を受けている自治体の正確な情報の発信や地方創生支援のため飯倉公館を活用し地方の魅力を発信する。

施策の進捗状況・実績

- 1 国際的取組を進める地方や地域との連携を強化するため、以下の取組を実施した。
 - (1) 駐日外交団等に対して、日本の地方の魅力を発信する事業「地域の魅力発信セミナー」を2件（7月（神奈川県相模原市，埼玉県さいたま市，愛知県豊田市，岐阜県御嵩町及び千葉県松戸市との共催，75名参加）。28年2月（宮城県，宮崎県，奈良県橿原市，栃木県との共催，81名参加））実施した。

「地方視察ツアー」を5件（9月（千葉県松戸市，52名参加），10月（神奈川県，25名参加），11月（埼玉県さいたま市，46名参加），11月（愛知県豊田市及び岐阜県御嵩町，19名参加），及び28年2月（栃木県，22名参加）実施した。共催自治体からは、「オリンピック事前合宿誘致の対象国の大使館員との交流が図れた。」、「各国大使館に直接PRすることは、地方自治体には困難であり、外務省の協力のもと、有効なプロモーションができ、今後の展開に非常に有意義であった。」との積極的かつ好意的な評価が得られた。

主な報道振りとしては、産経新聞，NHK 宇都宮放送局，朝日新聞，読売新聞，毎日新聞，日経新聞，下野新聞等で取り上げられた。
 - (2) タイ，米国，中国，英国等の在外公館施設を活用した「地方の魅力発信プロジェクト」を17件実施した。
- 2 東日本大震災後、外国・地域から被災地等に課されている輸入規制の撤廃・緩和を図るため、被災地等の複数の自治体と連携して「風評被害対策海外発信支援事業」を香港，上海，ソウル，台北で計4件実施した。

8月，香港で香港フードエキスポ2015 にジャパンプース「東日本美味しい魅力展」を出展し，未だ知られていない東日本の魅力を紹介したところ，会場には5日間で約47万人が来場し，現地で広く報道された（岩手県，宮城県，福島県，茨城県，栃木県，群馬県，千葉県，新潟県（計8県）が参加）。

上海では，中国人ブロガー等を東日本に招へいし情報発信を行ったほか，現地PRイベント「行ってみよう！魅力満載！東日本！」を開催したところ，3日間で約1万5,000人が来場した（青森県，宮城県，福島県，山形県，茨城県，栃木県，群馬県，新潟県（計8県）が参加）。ソウル・台北では，韓国及び台湾のブロガー等を東北地方に招へいし，情報発信を行ったほか，現地PRイベントを開催したところ，台北では2日間で約1万7,000人が来場した（韓国：青森県，宮城県，福島県，鹿児島県（計4県）が参加。台北：岩手県，宮城県，福島県，愛媛県（計4県）が参加）。
- 3 国内においても，在京外交団等に対して飯倉公館を活用し「地方創生支援 飯倉公館活用対発信事業」を外務大臣と広島県知事，広島市長，三重県知事，青森県知事及び香川県知事との共催で計4件実施した。駐日外交団や内外プレス等海外への発信力がある招待者を通じて，各自治体の伝統，食，文化，歴史，産業等をブースやステージパフォーマンス等により地方の魅力を発信した。各回，約300人が参加したほか，新聞，テレビ等でも紹介された。

28年度

年度目標

- 1 国際的取組を進める地方や地域との連携を強化するため、以下を実施する。
 - (1) 駐日外交団等に対して日本の地方の魅力を発信する事業「地域の魅力発信セミナー」、「地方視察ツアー」を地方自治体と共催して実施する。
 - (2) 在外公館施設を活用した「地方の魅力発信プロジェクト」により海外で日本の地方自治体を実施するPR事業を支援する。
- 2 東日本大震災後、外国・地域から被災地等に課されている輸入規制の撤廃・緩和の働きかけと併せ、地方創生の一環として地方の魅力を発信する「地域の魅力海外発信支援事業」を海外の複数の都市で実施する。
- 3 国内において、駐日外交団等に対して、地方創生支援のため飯倉公館を活用し、外務大臣及び自治体首長との共催レセプションを開催し、地方の魅力を発信する。

施策の進捗状況・実績

- 1 国際的取組を進める地方や地域との連携を強化するため、以下の取組を実施した。
 - (1) 駐日外交団等に対して、日本の地方の魅力を発信する事業「地域の魅力発信セミナー」を2件（6月（長野県、神奈川県横須賀市、長崎県壱岐市、三重県鈴鹿市との共催、計71名参加）及び29年2月（沖縄県、愛媛県今治市、山口県宇部市、石川県金沢市、宮城県との共催、計113名参加））実施した。

「地方視察ツアー」を3件（5月（神奈川県横須賀市、計29名参加）、7月（長野県、計18名参加）、11月（福岡県福岡市、長崎県壱岐市、計21名参加））実施した。共催自治体からは、「県が誇る食、自然、文化はもとより先端技術や多くの県民のおもてなしの心に触れていただき、非常に喜んでいただけた。今回のツアーをきっかけに国際交流をより深めていきたい。」、「各国大使に都市の魅力を伝えるとともに、直接意見交換をすることができ、非常に有意義であった。」といった肯定的な評価が多く得られた。

主な報道振りとしては、NHK、東京新聞、神奈川新聞、信濃毎日新聞、読売新聞、毎日新聞、中日新聞等で取り上げられた。これに加え、地方の魅力をグローバルに発信する新たな取組として「地方を世界へ」プロジェクトを開始した。これは、岸田外務大臣はじめ外務省のハイレベルが、自ら駐日外交団と共に日本の地方を訪れてその素晴らしさを共有するとともに、地元の方々と対話を行い、地方の魅力を世界に発信することにより、地方と世界をつなぎ、地域の更なる活性化を目指すものである。11月には宮城県、29年2月には沖縄県、29年3月には熊本県・福岡県を訪問、駐日外交団が計10人参加、新聞、テレビ等でも広く報道された。
 - (2) タイ、マレーシア、米国、中国等の在外公館施設を活用した「地方の魅力発信プロジェクト」を16件実施した。
- 2 東日本大震災後、外国・地域から被災地等に課されている輸入規制の撤廃・緩和の働きかけとあわせ、地方創生の一環として地方の魅力を発信する「地域の魅力海外発信支援事業」を複数の自治体と連携して北京及び台北で計2件実施した。

中国人ブロガー等を九州地方（熊本県、佐賀県、福岡県）、及び東北・北陸地方（山形県、福島県、新潟県、富山県）に招へいし、被招へい者がブログ等により各地方から情報発信を行ったところ、1,359万件を超える閲覧数があったほか、29年2月、現地PRイベントを開催したところ、2日間で約1万5千人が来場した（山形県、福島県等計16自治体が参加）。現地PRイベントの報道件数は計143。

また、29年3月、台北では、公益財団法人日本台湾交流協会主催で現地PRイベントを開催し、まだ知られていない東日本の魅力を紹介したところ、会場には2日間で約8,400人が来場し、現地で広く報道された（宮城県、福島県等計20自治体が参加）。現地PRイベントの報道件数は計272件。
- 3 国内においても、駐日外交団等に対して飯倉公館を活用し「地方創生支援 飯倉公館活用対外発信事業」を岸田外務大臣と茨城県知事、和歌山県知事、佐賀県知事及び山口県知事との共催で計4件実施した。駐日外交団や内外プレス等海外への発進力がある招待者を通じて、各自治体の有する伝統文化、最先端技術等をセミナー、PRブース、ステージパフォーマンス等を通じて発信した。各回、約300人が参加したほか、内外の新聞、テレビ等でも紹介された。

27・28年度目標の達成状況：A（27年度：a，28年度：a）

評価結果

施策の分析

【測定指標 1 外務省の人員，機構の更なる整備】

27年度

- (1) 多岐にわたる外交課題が山積する中，外務省の人員・機構を強化し外交の基盤となる外交実施体制を一層拡充することが必要であるが，厳しい財政事情の中でも，定員の合理化等を進めつつ，8の新たな大使館（実館）の開設及び定員の大幅増員等を実現することが出来た。海外における我が国の拠点である在外公館の複数増設や安全対策や経済外交関連を中心とした定員増により，外交政策を実施する体制を強化するにあたり成果を得ることができた。その一方で，在外公館の新設に際する業務合理化として，新設及び既存の一部公館において定員上限を定める等公館の小規模化を実施したこと，また，引き続き在外公館数及び外務省職員数は主要国と比べて格段に少ない状況にあることから，おおむね目標に近い進展を示したと判定した。
- (2) 27年度は，在外公館を8公館新設，定員は安全対策，経済外交の推進を中心に89名純増し，前年と比べても（26年は，在外公館3公館新設，定員は46名純増），外交実施体制の拡充について前進が見られた。（27年度：外務省の人員，機構の更なる整備（達成手段①））

28年度

- (1) 厳しい財政事情が続く中，定員の合理化等を進めつつ，27年に引き続き複数の新たな大使館（実館）の開設及び定員の大幅増員の双方を実現することが出来た。そのことにより，急速に変化する安全保障環境や国際情勢に対応し，日本企業支援，戦略的対外発信，安全対策，情報収集機能等を強化するための体制整備が進展し，大きな成果を得ることができた。その一方で，一部在外公館を定員4名の「ミニマム・マイナス公館」とする等を含めた公館の小規模化が行われたこと，また，引き続き在外公館数及び外務省職員数は主要国と比べて格段に少ない状況にあることから，おおむね目標に近い進展を示したと判定した。
- (2) 28年度は，在外公館を5公館新設，定員は安全対策の強化，地球儀を俯瞰する外交の展開，経済外交の推進を始めとし106名純増し，外交実施体制の拡充に前進が見られた。（28年度：外務省の人員，機構の更なる整備（達成手段①））

【測定指標 2 在外公館の警備体制の強化】

27年度

- (1) 脅威の高まっている在外公館の警備強化を実施，警備訓練を通じて警備意識の向上及び緊急事態対応のための体制整備と強化を図り，多くの目標が達成されたが，我が国在外公館を攻撃対象とする呼びかけ（9月），パリにおける同時テロ事件（11月）等が発生し，更なる在外公館の警備強化が必要となった。そのための警備資機材が十分配備されていない公館もあったことから，全ての目標達成には至らなかったと判定した。
- (2) 従来から脅威の高い中東・アフリカ地域のイラク（8月），マリ（11月），ブルキナファソ（28年1月），コートジボワール（28年3月）だけでなく，脅威の拡散が続くパリ（11月），ジャカルタ（28年1月），ブリュッセル（28年3月）でもテロが発生し，欧州・アジア地域の在外公館に対して可能な限りの追加的な警備措置を実施した。また，警備訓練を通じて館員の安全意識の向上と緊急事態対応のための体制強化を図ることができ，在外公館及び館員の安全確保に十分な効果があった。（27年度：在外公館の警備体制の強化（達成手段②））

28年度

- (1) フランスやバングラデシュ等の脅威の高い在外公館の警備強化を実施，警備対策官向け危機管理研修による警備対策官の知見の向上，その成果を在外邦人の安全対策に活用した。南スーダン（7月）で発生した衝突において，施設及び警備資機材が十分確保できていなかったことから，目標達成に至らなかったと判定した。
- (2) 邦人7名が殺害されたダッカ襲撃事件（7月），ニース（7月），これまでテロの発生していなかったドイツ（7月，12月）でイスラム過激派によるテロ事件が続発し，一部在外公館に脅威に応じた警備員の増員等を実施した。また，警備対策官を対象に新たに危機管理研修を実施し警

備対策官のテロに対する知見を高め、その知見を在外邦人の安全対策指導にも活用し、在外邦人安全対策の向上に寄与する効果があった。(28年度：在外公館の警備体制の強化(達成手段②))

【測定指標3 外交を支える情報防護体制の強化】

27年度

- (1) 情報漏えいに結びつく可能性の高い脅威に対し、集中的に注意喚起及び改善策の指導やきめ細かな研修の実施をはじめ、研修内容及び研修実施体制が拡充したことから、相当程度進展があったが、他方、研修機会の拡大のため、各自が自習形式で学べる研修方式の導入が課題であり、目標達成に至らなかったと判定した。
- (2) 特に、省内横断的な情報の取扱強化等にかかる複合機等のセキュリティ対策を実施できたことは効果があったと考える。(27年度：外交を支える情報防護体制の強化(達成手段③))

28年度

- (1) 各課室への注意喚起及び改善策の指導やきめ細かな研修の継続、自習形式のeラーニングの導入など、研修内容及び研修実施体制が拡充したことから、相当程度進展があったが、eラーニングのより効果的な実施に向けた検討を続けることが望ましく、目標達成には至らなかったと判定した。
- (2) 特に、eラーニングの活用を通じて、在外公館も含めた省内横断的な情報の取扱強化等にかかる情報防護対策の強化や指導等を実施できたことは効果があったと考える。(28年度：外交を支える情報防護体制の強化(達成手段③))

【測定指標4 地方連携の推進】

27年度

- (1) 国内外での地方の魅力の発信及び被災地産品の輸入規制撤廃・緩和の働きかけについては新たに開始した風評被害対策海外発信事業も含め、全ての目標が達成されたことから、目標達成と判定した。
- (2) 国際的取組を進める地方自治体と共催し、各地域の魅力を発信する相乗効果の高いセミナーを2件、地方の視察ツアーを5件実施し、セミナーは延べ156人、ツアーは延べ164人の駐日外交団等の参加を得た。また、在外公館が地方自治体等と共催し在外公館施設を活用して、地方の物産、観光のプロモーション等を17件実施することができた。
海外においては、新たに風評被害対策海外発信支援事業を4件実施し、延べ24自治体と連携し、延べ50万人以上の外国・地域の市民に被災地を含む地方の現状を直接PRすることができた。なお、ソウルでの事業は、一般市民を対象としたPRイベントのみ、実施会場の安全確保が困難となったため直前に中止したが、その他の駐韓国大使公邸でのレセプションは、韓国政府関係者、観光関係者、報道関係者等約100名の参加を得て成功裏に実施したことにより、被災地等の現状を直接PRし、風評払拭のための機運醸成に向け、十分な進展が得られたと考える。
国内においては、地方創生支援飯倉公館活用対外発信事業を4件実施し、延べ約1,200人の駐日外交団等に地方の魅力を発信することができ、内外にも報道された。このように、地方との連携を強化することにより、総合的な外交力に寄与することができた。(27年度：地方連携の推進(達成手段④))

28年度

- (1) 国内外での地方の魅力の発信については新たに「地方を世界へ」事業にも取り組み、また、被災地産品の輸入規制撤廃・緩和の働きかけも含め、全ての目標が達成されたことから目標達成と判定した。
- (2) 国際的取組を進める地方自治体と共催し、地域の魅力を発信する相乗効果の高いセミナーを2件、地方の視察ツアーを3件実施し、セミナーは延べ184人、ツアーは延べ68人の駐日外交団等の参加を得て、地方との連携を強化することができた。また、在外公館施設の活用は地方自治体等と共催し16件実施することができた。
海外においては、27年度の「風評被害対策海外発信支援事業」を引き継ぎ、風評被害対策に加え、地方創生の一環として地域の魅力を発信する総合的なPR事業である「地域の魅力海外発信支援事業」として2件実施し、延べ36自治体と連携し、延べ23,400万人以上の外国・地域の市民に被災地を含む地方の現状を直接PRし、また風評払拭のための機運を醸成することができた。

国内においては、地方創生支援として飯倉公館活用対外発信事業を4件実施し、延べ約1,200人の駐日外交団等に地方の魅力を発信することができ、内外にも報道された。このように、地方との連携を強化することにより、総合的な外交力に寄与することができ、全ての目標が達成されたことから、目標達成と判定した。(28年度：地方連携の推進(達成手段④))

次期目標等への反映の方向性

【施策(施策の必要性に関する分析を含む)】

1 わが国を取り巻く安全保障環境が一層厳しさを増し、テロその他の脅威から在外邦人や国内を守る安全対策も急務となっている等、多様化しつつある外交課題に対応し、わが国の国益を増進するため、外交の基盤となる外交実施体制を一層拡充する必要がある。

外務省は、定員・機構の増強に努めており、27年度・28年度において大きな成果を得ることができた。しかし、28年度末の我が国大使館、総領事館(実館)設置状況は、大使館149公館、総領事館63公館であり、中国の165大使館、85総領事館、米国の168大使館、90総領事館、フランスの162大使館、90総領事館等の主要国と比べて格段に少ない。また、人的体制についても28年度末の我が国の外務省定員数は、5,982名であり、中国の9,000名、米国の28,995名をはじめとする主要国と比べて格段に少ないのが現状である。更に、海外におけるわが国の拠点として重要な役割を担っている各在外公館については、安全保障や戦略的対外発信、日本企業支援、テロ対策及び邦人保護等をはじめ期待される役割・業務量が増加する一方で、多くの在外公館はその規模が小さいが、これら期待される役割について効果的な機能が果たせるよう、十分な人員を配置する等、今後は質・量ともに拡充することが必要である。

2 在ペルー日本大使公邸占拠事件(8年)、在瀋陽総領事館事件(14年)、イラクにおける外務省職員殺害事件(15年)、在コートジボワール日本大使公邸襲撃事件(23年)、在アフガニスタン日本大使館RPG着弾事件(24年)、イスラム過激派組織ISIL(イラク・レバントのイスラム国)による我が国在外公館(ボスニア・ヘルツェゴビナ、マレーシア、インドネシア)を攻撃対象とする呼びかけ(27年)、在南スーダン日本大使館館員の一部退避(28年)など、在外公館及び館員が標的あるいは巻き込まれる事案が発生している。在外公館に対する脅威は、凶悪化の進むテロリストの攻撃をはじめ、その形態も多様化しており、対応する適切な対策を講じることで警備体制の強化を絶えず図っていく必要がある。

在外公館は邦人保護の最後の「砦」であり、在外公館及び職員の安全の確保は邦人保護の前提となる。治安状況が悪化しても在外公館の業務が可能な限り継続できるよう、適切な在外公館の人的・物的警備体制整備が不可欠である。そのためには、幅広いネットワークを通じて得られた関連情報を生かしつつ、情勢に応じた警備対策を企画・立案して体制整備をすることが重要である。また、多様化する治安上の脅威への対応に必要な知識を、研修等を通じて警備対策官に付与し、その知見を海外邦人の安全対策にも提供していく。

3 昨今の情報漏えい事件や政府機関・企業などへのサイバー攻撃の脅威などを契機に、情報防護の重要性が改めて認識された。26年度に省内に情報防護対策の専門部署が設立され、同部署の強化をはじめ、本分野に係る省内横断的な取り組みを継続して推進することが重要である。本省、在外公館職員の研修の実施に向けた取組、本省、在外公館の情報防護態勢強化につながる措置、取組及び環境整備を推進していくことが必要である。

4 外務省は、オールジャパンでの総合的な外交力の強化を目指しており、内閣の最重要課題の一つである地方創生支援に省を挙げて取り組んでいくため、引き続き、地方と連携しつつ、省内の様々な知見を活用して、国内外での施策を推進していく必要がある。そのためにも、国内での、国際的取組を進める地方自治体と共催し、各地域の魅力を発信する相乗効果の高いセミナーや地方の視察ツアーの実施、地方創生支援として飯倉公館を活用した対外発信事業、海外での、風評被害対策に加え、地方創生の一環として地域の魅力を発信する総合的なPR事業である「地域の魅力海外発信支援事業」を引き続きそれぞれ複数回実施していく必要がある。

【測定指標】

1 外務省の人員、機構の更なる整備

上記の施策の分析のとおり、27・28年度において中期目標に向け着実に進展してきているが、在外公館数及び外務省職員数は主要国と比べて格段に少なく、また、各在外公館の人員体制も十分とは言えない点もあることから、今後も、引き続き主要国並みの外交実施体制を目指すとともに、質・量ともに充実した体制となるよう、定員・機構の増強を継続する。

2 在外公館の警備体制の強化

中期目標を達成すべく、在外公館の警備体制の強化に努めているが、テロの脅威が世界的に拡散している状況を踏まえれば、現在の警備体制を維持・強化するため施設・資機材の更新を進めると共に、新たに発生する脅威に適切に対応できる警備体制の構築を一層進めていく。

3 外交を支える情報防護体制の強化

上記の施策の分析のとおり、28年度において目標に向け着実に進展してきているが、更なる情報防護体制の強化のため29年度においても引き続き、上記の情報防護対策の専門部署の強化を含め、本分野に係る省内横断的な取組を推進・強化していく。

4 地方連携の推進

上記の施策の分析のとおり、27・28年度において目標に向け着実に進展してきているが、今後とも中期目標の達成に向け地方との連携強化の取組を継続する。

作成にあたって使用した資料その他の情報

- ・平成29年版外交青書（第4章第3節 国民の支持を得て進める外交 2 外交実施体制の強化）
- ・外務省ホームページ
「『在外邦人の安全対策強化に係る検討チーム』の提言」の点検報告書の提出
(http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press4_003562.html)
 - Ⅲ. 2. (2) 在外教育施設の安全対策強化
 - Ⅲ. 4. (2) 在外公館の領事、警備対策官の体制強化
(<http://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000182993.pdf>)
- グローバル外交ネット
(<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/local/index.html>)

**施策V-2 外交通信基盤の整備・拡充及びITを活用した
業務改革**

平成 29 年度政策評価書

(外務省 28-V-2)

施策名	外交通信基盤の整備・拡充及びITを活用した業務改革
施策目標	ITによる行政運営の簡素化・効率化・合理化を把握し、外交通信の安定運用のため一層のセキュリティ強化を図る。
施策の概要	各内部管理業務システムにITを活用することにより、体制整備・システムの強化を行いサイバーセキュリティ強化を図る。
施策の予算額・執行額等	本施策は、外務省全体の予算に関わっており、特定の項の下では計上されていない。
関連する内閣の重要政策	・内閣官房 人事給与業務効率化推進会議

評価結果 (注1)	目標達成度の測定結果	(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり	(判断根拠) 主要な測定指標は概ね目標に近い実績を示したことから、左記のとおり判定した。
	測定指標の27・28年度目標の達成状況(注2)	* 1 ホストコンピュータシステムの業務・システム最適化計画の目標達成に向けた取組	B
		* 2 業務系共通プラットフォームの構築及び情報セキュリティ向上(注3)	B
		* 3 サイバーセキュリティ強化	B

(注1) 評価結果については、以下の「評価結果」-「施策の分析」及び「次期目標等への反映の方向性」欄の記載を併せて参照願いたい。

(注2) 「測定指標の27・28年度目標の達成状況」欄には、各個別分野の測定指標の名称及び27・28年度目標の達成状況を列挙した。「*」印は、該当する測定指標が主要な測定指標であることを示している。

(注3) 本指標は27年度をもって設定を終了したため、右欄の達成状況は27年度のみを対象としたもの。

学識経験を有する者の知見の活用	(外務省政策評価アドバイザー・グループ・メンバーの所見) ・サイバーセキュリティにおける恒常的な取組みとしては概ね求められる内容を満たすものと思われるが、高度に組織化されたサイバー攻撃の増加や外交分野における情報の重要性に鑑みれば、あらゆる可能性を排除しない網羅的且つ高度な不断の対応を期待したい。
-----------------	--

担当部局名	大臣官房	政策評価実施時期	平成 29 年 10 月
-------	------	----------	--------------

測定指標 1 ホストコンピュータシステムの業務・システム最適化計画の目標達成に向けた取組

中期目標（一年度）

人給共通システム導入により、業務処理時間を1,500時間削減する。
（人給共通システム導入が完了した時点で上記効果が発現する）

27年度

年度目標

人事給与業務効率化推進会議にて作成された「人事給与業務効率化に向けた改善計画」について、内閣官房人事給与業務効率化検討室と協議を行う。

施策の進捗状況・実績

8月に開催された人事給与業務効率化推進会議（第3回）において、外務省は28年度に人給共通システムへ移行する計画から除かれた。29年度以降の人給共通システム導入に向けて、内閣官房人事給与業務効率化検討室と外務省独自機能の実装の可能性につき協議を継続している。

28年度

年度目標

人事給与業務効率化推進会議の「人事給与業務効率化に向けた改善計画」に基づき、28年度中の外務省の人給共通システムへの移行計画の検討を継続する。また、29年度以降の同システム導入に向け、内閣官房人事給与業務効率化検討室と協議を行う。

施策の進捗状況・実績

6月に開催された人事給与業務効率化推進会議（第4回）において、「人事給与業務効率化に向けた改善計画」の改善策の実施状況についてフォローアップが行われた。27年8月に開催された人事給与業務効率化推進会議（第3回）の決定のとおり、28年度の府省全体の人給共通システム移行計画において、外務省は最終的に除かれたが、29年度以降の人給共通システム導入のための移行計画について、内閣官房人事給与業務効率化検討室と協議を継続している。

27・28年度目標の達成状況：B（27年度：b， 28年度：b）

測定指標 2 業務系共通プラットフォームの構築及び情報セキュリティ向上

*注：本測定指標は、27年度をもって設定を終了した。

中期目標（一年度）

業務系共通プラットフォームへ集約した業務システムの情報セキュリティレベルを向上させる。

27年度

年度目標

業務系共通プラットフォームへ集約した業務システムの情報セキュリティレベルを向上させる。

施策の進捗状況・実績

ファイアウォール（ネットワーク間の通信を制御する機器）の導入、ウイルス対策ソフトの強化等情報セキュリティ対策の強化、業務系共通プラットフォームの情報セキュリティレベルの向上を図るための環境整備を行った。

また、27年度までに目標であった運用経費7,700万円の削減を達成した。

27年度目標の達成状況：B（27年度：b）

測定指標3 サイバーセキュリティ強化

中期目標（一年度）

- インシデント対応体制を充実する。
- 監視体制を強化する。
- 効果的な情報セキュリティ啓発活動を実施する。

27年度

年度目標

- 1 多様化かつ高度化する攻撃手法に対して柔軟に対応ができるインシデント対応体制を充実する。
- 2 情報セキュリティ監視装置の更なる設置および定期的なルールの追加を実施する。
- 3 専門家による職員への情報セキュリティ集合研修及び標的型メール攻撃に対する訓練を開催し、効果的な情報セキュリティ啓発活動を実施する。

施策の進捗状況・実績

- 1 及び 2 27年度はゼロデイ脆弱性を悪用した攻撃（システムの脆弱性が公表されてから修正プログラム提供開始までの無防備な期間を狙った攻撃）、ランサムウェア（データを暗号化して身代金を要求する不正プログラム）やマクロ型ウイルス付メール（添付文書に不正プログラムを埋め込んだメール）の増加等、多様化かつ高度化したサイバー攻撃が確認された。これらの脅威に対する的確なインシデント対策として、26年度に設立した「セキュリティインシデント対応チーム」（外務省の情報ネットワークに対する、サイバー攻撃の監視・検知・対処を一元的に行うチーム）による情報セキュリティ監視装置に対する定期的なルールの追加・見直し等を迅速に実施するとともに、不審メールに対する検疫を強化することで、サイバー攻撃の被害を防止した。
- 3 情報セキュリティ啓発資料の刷新やウイルス付不審メール等に対する注意喚起、情報セキュリティ専門家による職員への集合研修の開催（5回）等、職員への効果的な啓発活動を実施した。一方で、年度目標に掲げていた標的型メール攻撃に対する訓練は未実施となった。

28年度

年度目標

- 1 多様化かつ高度化するサイバー攻撃に対して、的確に対応ができるインシデント対応体制を充実させ、また、情報セキュリティ監視装置の更なる設置および定期的なルールの追加を継続実施する。
- 2 標的型メール攻撃への対処をはじめとした情報セキュリティに対する効果的な意識啓発活動（集合研修、メール訓練、注意喚起等）を、職員に対して定期的実施する。
- 3 人材育成計画を策定し、情報セキュリティ担当者の育成及び省員のスキルアップを図る。

施策の進捗状況・実績

- 1 28年度においては、サイバーセキュリティ・情報化参事官、CISO（最高情報セキュリティ責任者）補佐官を設置し、体制の強化を実施した。また、インシデント対応要員を各種情報セキュリティ対策に関する研修、セミナー及び事案対処演習に積極的に参加させ、情報セキュリティに対する知見、インシデント発生時の対応能力の向上を図るとともに、情報セキュリティ関係事務の強化のための定員増要求を行った。
「サイバーセキュリティ政策に係る年次報告（2015年度）」（6月13日 サイバーセキュリティ戦略本部決定）によれば、政府機関セキュリティ横断監視・即応チームが政府機関等の情報システムに設置したセンサーにおいて、27年度には約5秒に1回脅威を検知していることが報告されている。脅威の検知件数はここ数年高いレベルで推移していることから、情報セキュリティ監視装置の追加導入及び定期的な監視ルールの追加を行い、サイバーセキュリティ対策の強化を行った。
- 2 在外公館の現地採用職員を含めた全職員に対し、標的型メール攻撃への適切な対処方法を身に付けさせる目的で教育訓練を実施した。従来の形式とは異なる新たな不審メールが確認された際や大規模イベント等に伴いサイバー攻撃の増加が懸念される際には、速やかに職員宛に注意喚起を発出し対応した。また、外部専門家による職員向けの集合研修の実施に加え、情報セキュリティ責任者向け及び全省員向けの情報セキュリティ対策に係るeラーニングコンテンツを作成中である。
- 3 8月末に策定した人材育成計画に基づき、総務省の情報システム統一研修等を受講させることに

より、情報セキュリティ担当者の育成に努めている。

27・28年度目標の達成状況：B（27年度：b， 28年度：b）

評価結果

施策の分析

【測定指標1 ホストコンピュータシステムの業務・システム最適化計画の目標達成に向けた取組】 27年度

- (1) 人事給与業務効率化推進会議が作成した「人事給与業務効率化に向けた改善計画」について、内閣官房と協議を行い、28年度における人給共通システムの導入計画において、外務省は28年度は除外されることとなった結果が出たことは、一定の目標を達成したと評価できる。
しかしながら、内部管理業務用ホストコンピュータシステムの再構築において、外務省内の人給システムの再構築に進展が無かったため、目標達成に至らなかったと判定した。
- (2) 8月に開催された人事給与業務効率化推進会議において、28年度中に人給共通システムを導入する計画を検討していたが、同システムには、外務省が必要とする業務機能の実装が含まれていなかったため、本来の目標である業務・システムの最適化の実現が困難であると判断し、止むを得ず、導入計画が見送られた経緯がある。
引き続き、外務省が必要とする業務機能の実装及び同システムの導入計画について、内閣官房等との協議を継続中。(27年度：内部管理業務用ホストコンピュータシステムの再構築(達成手段①))

28年度

- (1) 28年度は、27年度に引き続き、人事給与業務効率化推進会議の「人事給与業務効率化に向けた改善計画」に基づき、外務省の人給共通システムへの移行計画の検討及び29年度以降の同システム導入に向け、内閣官房と協議を行ったが結論を得ることが出来なかった。
また、内部管理業務用ホストコンピュータシステムの再構築においても、外務省における人給システムの再構築に進展が無かったため、目標達成に至らなかったと判定した。
- (2) 外務省への29年度以降の人給共通システム導入のための移行計画について、内閣官房と協議を継続しているが、同システムに外務省が必要とする在外勤務手当計算等、業務機能の実装が含まれない限り、本来の目標である業務・システムの最適化の実現が困難であるため、引き続き、内閣官房等と協議を継続していく。(28年度：内部管理業務用ホストコンピュータシステムの再構築(達成手段①))

【測定指標2 業務系共通プラットフォームの構築及び情報セキュリティ向上】

27年度

- (1) 業務系共通プラットフォームへ集約した業務システムの情報セキュリティレベルを向上させるための環境整備を行ったところ、運用経費7,700万円の削減効果が得られたため、相当程度進展ありと判定した。
この削減効果に伴い、中期目標を達成したところ、本取組について、27年度をもって終了する。(27年度：業務系共通プラットフォームの構築及び情報セキュリティ向上(達成手段②))
- (2) ファイアウォール(ネットワーク間の通信を制御する機器)の導入、ウイルス対策ソフトの強化等情報セキュリティ対策の強化により業務系プラットフォームの情報セキュリティレベルの向上を図るための環境整備が図られた。(27年度：業務系共通プラットフォームの構築及び情報セキュリティ向上(達成手段②))

【測定指標3 サイバーセキュリティ強化】

27年度

- (1) 専門家による情報セキュリティ集合研修に加え、セキュリティ啓発資料の刷新等を実施したが、標的型メール攻撃に対する訓練の実施が出来ず、目標達成には至らなかった。実施体制や実施時期等を含めて全般的な見直しを行い、訓練を効果的かつ継続的に実施することが重要である。

(2) インシデント対応体制の充実及び定期的に行ったルールの追加により、監視範囲における情報漏えい被害は確認されなかった。特に主要な不正プログラムの感染経路の一つであるメールについて検疫システムの強化を実施したことは情報漏えい被害を未然に防ぐにあたり有効であったと考える。しかしながら、サイバー攻撃はますます巧妙化しており、完全に検知及び防御することは困難であるが、監視の強化等により組織内部へ侵入された場合の検知能力を向上させ、被害の極小化を図ることが重要である。(27年度：サイバーセキュリティ強化(達成手段③))

28年度

(1) 専門家による情報セキュリティ集合研修、標的型メール攻撃訓練、50回を超える省内掲示板による情報セキュリティ対策関連の回章発出等の啓発活動を行ったことから、相当程度進展ありと判定した。

(2) G7伊勢志摩サミット、第6回アフリカ開発会議という大規模国際会議が開催されたが、いずれにおいても情報セキュリティ上、大事に至るような事案の発生は確認されなかった。監視装置の追加導入や定期的なルールの追加を実施したことにより、サイバー攻撃による被害を未然に防ぐことができたと考える。また、31年にはG20首脳会議、32年にはオリンピック・パラリンピック競技大会が我が国において開催されること、引き続き対策の強化を図っていく必要がある。(28年度：サイバーセキュリティ強化(達成手段②))

次期目標等への反映の方向性

【施策(施策の必要性に関する分析を含む)】

ホストコンピュータシステムの業務・システム最適化計画の目標達成に向けた取組においては、業務処理時間の削減を実現するためには人給共通システムを導入する必要があるとされており、引き続き導入するか否かを含め慎重に検討する必要がある。

サイバー攻撃はますます巧妙化かつ深刻化しており、情報資産を安全に保護し、安定的な情報システムの運用を確保するためには、監視装置の更なる拡充や定期的な監視ルールの追加により、監視体制をより一層強化し、被害の影響範囲の特定や拡大防止に努める必要がある。また、新たなサイバー攻撃の手法や特徴、対処方法について、職員及び責任者向けの啓発活動を継続的に実施していくことで、人的面での情報セキュリティ対策の強化を図る。サイバー攻撃をシステム上で100%ブロックすることは困難であるため、エンドポイントである各職員の情報セキュリティに対する意識を向上させることが、情報セキュリティ対策として非常に有効である。

【測定指標】

1 ホストコンピュータシステムの業務・システム最適化計画の目標達成に向けた取組

業務処理時間の削減を実現するため、人給共通システムの導入可否を含め内閣官房及び人事院と早急に協議を実施する。

3 サイバーセキュリティ強化

情報通信基盤の情報セキュリティ対策についてはこれまでと同様、巧妙化かつ深刻化するサイバー攻撃に対し、外務省の情報通信基盤上で利用される情報資産を安全に保護するために、在外公館を含め監視装置の更なる拡充、監視ルールの強化、監視対象の拡大を行う。

28年度末から外務省情報セキュリティポリシーの改正作業を実施しているところ、政府統一基準において新しく盛り込まれた項目の周知を中心に職員向けの情報セキュリティ啓発活動を強化していく。具体的には、より実態に即した標的型メール攻撃に対する訓練の実施や教育コンテンツによるeラーニング講座での啓発活動を積極的に展開していく。

作成にあたって使用した資料その他の情報

- ・内閣官房ホームページ
人事給与業務効率化推進会議
(<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/jinjikyuyo/>)

基本目標Ⅵ 経済協力（モニタリング）

施策Ⅵ-1 経済協力（モニタリング）

平成 29 年度政策評価書（モニタリング）

（外務省 28－VI－1）

施策名	経済協力					
施策目標	<p>開発協力の推進を通じ、国際社会の平和と安定及び繁栄の確保により一層積極的に貢献する。</p> <p>また、こうした協力を通じ、我が国の平和と安全の維持、更なる繁栄の実現、安定性及び透明性が高く見通しがつきやすい国際環境の実現、普遍的価値に基づく国際秩序の維持・擁護といった国益の確保に貢献する。</p>					
施策の概要	<p>上記目標の達成に向け、①非軍事的協力による平和と繁栄への貢献、②人間の安全保障の推進、③自助努力支援と日本の経験と知見を踏まえた対話・協働による自立的発展に向けた協力を基本方針とし、民間を始めとする様々なアクターとの連携を強化しつつ、戦略的・効果的な開発協力を企画・立案し、積極的に推進していく。</p> <p>また、開発協力を持続的に実施していくためには、国民の理解と支持を得ることが不可欠であることを踏まえ、国民の理解・支持を促進する。</p> <p>なお、外務省所管の独立行政法人国際協力機構（JICA）は、外務省の政策目的の実現のため、技術協力、無償・有償の資金による協力の実施を行う。</p>					
施策の予算額・執行額等	区分		26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
	予算の 状況 (百万 円)	当初予算 (a)	319,633	309,822	314,547	316,016
		補正予算 (b)	31,878	25,091	21,233	/
		繰越し等 (c)	△2,768	△11,400	△1,884	/
		合計 (a+b+c)	348,744	323,514	333,896	/
執行額(百万円)		348,014	323,043	330,724	/	
関連する内閣の重要政策	<ul style="list-style-type: none"> ・ 開発協力大綱(平成 27 年 2 月 10 日 閣議決定) 我が国の開発協力政策の理念や重点政策等を定める基本文書。 ・ 国家安全保障戦略(平成 25 年 12 月 17 日 閣議決定) 「我が国は、(中略)国際協調主義に基づく積極的平和主義の立場から、(中略)国際社会の平和と安定及び繁栄の確保にこれまで以上に積極的に寄与していく。」 「国際社会の平和と安定及び繁栄の基盤を強化するため、普遍的価値の共有、開かれた国際経済システムの強化を図り、貧困、エネルギー問題、格差の拡大、気候変動、災害、食料問題といった国際社会の平和と安定の阻害要因となりかねない開発問題や地球規模課題の解決に向け、ODA の積極的・戦略的活用を図りつつ、以下の取組を進める。(1) 普遍的価値の共有(中略)(2) 開発課題及び地球規模課題への対応と「人間の安全保障」の実現(中略)(3) 開発途上国の人材育成に対する協力(中略)(5) エネルギー・環境問題への対応(中略)(6) 人と人の交流の強化(中略)」 ・ 第 193 回国会外交演説(平成 29 年 1 月 20 日) (日本外交の三本の柱) 「企業の海外展開支援を在外公館と一体となって支援します。質の高いインフラの輸出、訪日観光客、対日投資の拡大などを官民一体で精力的に進めます。」 (グローバルな課題への一層の貢献) 「開発協力大綱の下、国際社会の平和と安定及び繁栄と、それを通じた日本の国益確保に官民一体で取り組むべく、積極的かつ戦略的な ODA の活用に努めます。」 ・ 日本再興戦略 2016(平成 28 年 6 月 2 日 閣議決定) 「日本政府の ODA 等の公的資金を活用した、アジア各国での高度人材育成事業により輩出された人材は、我が国との親和性が高い者が多く、国内産業のイノベーションを促進するとともに、母国の発展にも貢献し、我が国と各国の紐帯を強める一助ともなることが期待される。こうした人材が日本とアジア各国との間で還流することを促すため、アジア各国の工学系トップレベル校(大学・大学院)等における、日本政府の ODA による高度人材育成事業の内容に日本の産業界のニーズを反映させ、充実を図る。また、これらの事業を既に実施している大学・大学院に加え、こ 					

- れまでかかる事業を実施していなかったアジア各国の工学系トップレベル校（大学・大学院）等についても、優秀な学生等に対して次の措置を講ずる。
- ・我が国とアジアの開発途上国双方におけるイノベーション環境の改善に、人材育成の面で貢献することを目的として、来年度から平成 33 年までの 5 年間で 1000 人を目標に優秀な学生等を日本に招へいし、長期・短期の研修（日本の大学への留学、日本企業でのインターンシップ等）を提供する。
 - ・優秀な学生等のうち日本企業への就職を希望する者に対して、ジョブフェア、マッチング事業等のサービスを各省が連携して効果的に提供する。
 - ・優秀な学生等であって、外務大臣が適格性を審査した上で認定する者については、在留資格取得上の優遇措置（「高度人材ポイント制」における特別加算を含む。）や在留資格申請のための提出書類の簡素化等の施策を講じる。」
- ・経済財政運営と改革の基本方針（骨太の方針）2016（平成 28 年 6 月 2 日 閣議決定）
- 「我が国のインフラシステム輸出を一層促進するため、「インフラシステム輸出戦略」や「質の高いインフラパートナーシップ」を着実かつ効果的に実施・活用するとともに、「質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ」に基づき、世界全体に対するインフラ案件向けリスクマネーの供給拡大や更なる制度改善、関係機関の体制強化と財務基盤確保を行う。あわせて、戦略的対外広報及び「質の高いインフラ投資」の国際的スタンダード化や現地人材の育成、積極的なトップセールス、相手国制度構築支援などの相手国のニーズを踏まえた施策を政府横断的に推進する。」
- 「日米同盟の強化、近隣諸国との関係強化、経済外交の強化という三本柱を軸として、地球儀を俯瞰する視点から戦略的な外交を強力に展開する。特に、G7伊勢志摩サミットや第6回アフリカ開発会議等の成果の着実な実施を含むグローバルな課題解決への貢献、在外邦人・日本企業・日本人学校・在外公館等の安全対策と水際対策の強化、我が国の安全保障やテロ対策等に係る情報収集・分析機能の強化、ジャパン・ハウスなどの広報文化拠点の効果的活用を含めた戦略的対外発信を通じた日本の「正しい姿」や多様な魅力の発信及び親日派・知日派の育成、青年を含む人的・文化交流の活性化、日本企業や地方自治体の海外展開支援、人間の安全保障の理念に立脚した持続可能な開発目標（SDGs）の実施に積極的に取り組む。これに当たり、国際機関の活用が有益な場合には、関係国際機関の戦略的活用を努めることとし、国際機関を通じた経済協力について、経協インフラ戦略会議等を活用して府省庁間の連携を図るとともに、拠出後の執行管理及び評価を適切に実施する。あわせて、主要国の取組等を踏まえ、人的体制や在外公館の整備等を含む外交実施体制の整備を推進し、ODAの適正・効率的かつ戦略的活用とODAを通じた開発協力の強化を図ることで、総合的外交力を高めていく。」
- ・ニッポン一億総活躍プラン（平成 28 年 6 月 2 日 閣議決定）
- 「ODAによる高度人材育成事業等で輩出された外国人材に対し、日本への留学、インターンシップ、ジョブフェア、就職マッチング等の支援を行うとともに、事業所管省庁の適切な関与の下で、在留資格取得上の優遇措置を講じる。」
- ・インフラシステム輸出戦略（平成 28 年 5 月 23 日 改訂）
- 「新興国の急速な経済発展に伴う世界のインフラ需要の拡大や、TPPによる政府調達市場の開放及び外資規制の緩和等により、海外におけるインフラ事業を我が国企業が受注するチャンスがさらに拡大している。これを踏まえ、平成 27 年 5 月に「質の高いインフラパートナーシップ」を、同年 11 月にその更なる具体策を公表してきたところである。また、今般伊勢志摩サミットを機に、「質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ」を公表した。今後は、これらに盛り込まれた施策を、速やかにかつ着実に実施する必要がある。」
- 「技術協力による研修・セミナーや無償資金協力の活用により、我が国の技術力や質の高いサービス等に対する理解を促した上で、円借款の活用やより商業ベースが確保される案件にはJBIC・NEXIによる支援につなげるなど、関係省庁の連携を強化しつつ、政策支援ツールを有効に活用する。また、多様化するインフラ案件において、案件形成初期段階から関係省庁・関係機関の知見を結集し、オールジャパンで戦略的に取り組むためのメカニズムを構築する。」

担当部局名	国際協力局	政策評価（モニタリング）実施時期	平成 29 年 10 月
-------	-------	------------------	--------------

測定指標 1 「質の高い成長」とそれを通じた貧困撲滅
【AP改革項目関連：文教・科学技術，外交，安全保障・防衛等】

中期目標（一年度）

「質の高い成長」とそれを通じた貧困撲滅を実現するための支援を行う。

27年度

年度目標

1 経済成長の基礎及び原動力の確保

開発途上国の自立的発展に向け、質の高いインフラ投資の推進等を通じたインフラ整備、金融、貿易・投資環境整備等の産業基盤整備のために必要な支援を行う。また、開発途上国の「質の高い成長」を実現するため、職業訓練、産業人材育成、雇用創出等経済成長の基礎及び原動力を確保するため必要な支援を行う。

2 人々の基礎的生活を支える人間中心の開発の推進

人間開発、社会開発の重要性に十分に留意し、保健医療、安全な水・衛生、食料・栄養、万人のための質の高い教育等の必要な支援を行う。

施策の進捗状況・実績

1 経済成長の基礎及び原動力の確保

5月に安倍総理大臣から「質の高いインフラパートナーシップ」を発表し、今後5年間で約1,100億ドルの「質の高いインフラ投資」をアジアに提供することを表明した。

ASEAN共同体構築に向けた地域の連結性強化や各国の産業基盤整備のための取組として、対フィリピン円借款「南北通勤鉄道計画（マロロスーツツバン）」（11月署名、2,419.91億円）、対ミャンマー円借款「東西経済回廊整備計画」（10月署名、338.69億円）、対ベトナム円借款「ラックフェン国際港建設計画（港湾）（第三期）」（28（2016）年1月署名、322.87億円）に関する交換公文への署名を行ったほか、各国への技術協力等を実施した。

また、特にメコン地域に対しては、7月の日・メコン首脳会議において、今後3年間で合計7,500億円規模のODAをハードとソフトの両面で行う旨表明した。

11月の日・ASEAN首脳会議において、「産業人材育成協カイニシアティブ」を発表し、国情に応じた基幹産業の確立・高度化を担う産業人材をアジア地域において今後3年間で4万人育成する方針を発表した。

5月に我が国が開催した太平洋・島サミットにおいて、防災や気候変動等を重点として今後3年間で550億円規模の支援を行う旨表明した。

南西アジア地域及び中央アジア・コーカサス地域におけるインフラ整備、貿易・投資環境整備等への貢献として、対インド円借款「アーメダバード・メトロ計画（第一期）」（824.34億円）、対バングラデシュ円借款「外国直接投資促進計画」（158.25億円）、対スリランカ円借款「バンダラナイケ国際空港改善計画（フェーズ2）（第二期）」（454.28億円）、対キルギス円借款「国際幹線道路改善計画」（119.15億円）等に係る交換公文への署名等を実施した。

アフリカ地域におけるインフラ整備や投資環境整備等に貢献する取組としては、対ケニア円借款「オルカリアV地熱発電開発計画」（456.90億円）、対モザンビーク円借款「ナカラ港開発計画2」（292.35億円）、対エジプト円借款「ボルグ・エル・アラブ国際空港拡張計画」（182億円）等に係る交換公文への署名等を実施した。

また、アフリカの産業人材育成及び雇用創出の取組として、26（2014）年から実施しているアフリカの若者のための産業人材育成イニシアティブ（ABEイニシアティブ）第二弾として317名の研修生を受け入れたほか、個別専門家の派遣等の技術協力を実施した。

2 人々の基礎的生活を支える人間中心の開発の推進

開発協力大綱の保健分野の課題別政策として策定された「平和と健康のための基本方針」に基づき、フィリピンにおけるコーディレラ地域保健システム強化プロジェクトや、ケニアに対する保健省ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）アドバイザー、ザンビアにおけるUHC達成のための基礎的保健サービスマネジメント強化プロジェクトなどの二国間支援や、グローバルファンド、Gaviワクチンアライアンス、国際家族計画連盟（IPPF）、世界保健機関（WHO）などの多国間支援を通じて、①公衆衛生危機・災害にも強い社会の実現、②生涯を通じた基本的保健サービスの切れ目のない利用の確立（UHCの達成）に向けた保健分野での支援を行った。

また、我が国は、人間の安全保障の観点から、生命の根幹となる安全な水・衛生へのアクセス確保を重視している。MDGsに続くSDGs目標達成のため、ゴール6（水・衛生）のみならず、他の分野の支援の基礎となるという文脈においても、水・衛生分野は重要である。日本は長年にわたり水・衛生分野におけるトップドナーであり、直近5年間でも、DAC諸国の水・衛生分野拠出の36.8%に当たる9,923.31百万ドル（2010～14年拠出ベース，イヤーマーク含む）を実施した。

農業分野においては、世界人口が増加する傾向にある中、食料安全保障の観点から、我が国の開発協力において重要な考え方の一つであり、食糧増産等の支援を実施した。例えば、サブサハラ・アフリカのコメの生産量を増大させることを目的に、「アフリカ稲作振興のための共同体（CARD）」等のイニシアティブにより、各国の戦略に沿って、コメ増産支援を実施した。

9月に我が国の教育協力分野の新しい政策である「平和と成長のための学びの戦略」を策定した。新戦略では、①包摂的且つ公正な質の高い学びに向けての教育協力、②産業・科学技術人材育成と持続可能な社会経済開発のための教育協力、③国際的・地域的な教育協力ネットワークの構築と拡大と構築を基本原則として明記した。

28年度

年度目標

1 インフラシステム輸出支援（「質の高いインフラ」の展開）

開発途上国の膨大なインフラ需要を踏まえ、「質の高いインフラ投資」を推進するとともに、日本の技術・経験を活かした都市インフラ開発協力や、ノウハウを持つ日本企業による施設建設から運営・維持管理を含む事業等を支援する。

2 TPPを含む経済外交上の取組と連動した開発協力（中小企業等の海外展開支援，環境整備等）

（1）中小企業や地方自治体の海外展開支援

我が国の中小企業等の優れた製品・技術等を開発途上国の開発に活用することで、開発途上国の経済社会開発に貢献し、またこれを通じて中小企業等の海外展開を支援する。また、我が国の自治体が有する技術・ノウハウ（上下水道，環境管理等）を活かし、開発途上国の開発ニーズにきめ細かく対処し、また我が国地域社会の活性化も図る。また、開発途上国の要望に応じて我が国の被災地等の水産加工品等を供与し、これを通じ、被災地を含む地方の経済復興にも貢献する。

（2）対外直接投資の環境整備

急成長する新興市場のビジネス環境改善に向けた法制度整備等を支援し、またこれを通じ、日本企業の新興国・途上国における円滑な経済活動を後押しする。

3 産業人材育成

日本型工学教育（高専型教育等）を始めとする日本の強み（「日本ブランド」）を開発途上国に普及させるとともに、これを活かしながら、開発途上国の人材育成に重層的に協力する。これにより、開発途上国の「質の高い成長」を後押しするとともに、日本企業の海外展開等に必要な開発途上国の産業人材の質・量を拡充する。アジアにおいては、「産業人材育成協カイニシアティブ」等を通じ、こうした取組を進める。

また、アフリカにおいては、ABEイニシアティブを通じてアフリカの成長の鍵となる産業人材の育成や日本企業とのネットワークの構築に結びつくよう、適切にフォローしていく。

4 日本方式の普及

医療技術・サービスの開発途上国への普及を支援するとともに、開発途上国が都市化や環境等の課題に適切に対応し、成長を実現するため、高度交通情報システム（ITS）、省エネ技術、地デジ等、我が国が有する技術・制度を活用して支援し、右を通じてこれらの「日本方式」の標準化及び日本企業の海外展開に貢献する。

また、アジア等で急拡大する保健医療市場における日本の医療技術・サービスの国際展開を視野に、我が国の優れた機材・サービスを活用した病院施設・機材整備や、その持続的活用のための人材育成等の協力を行う。

施策の進捗状況・実績

1 インフラシステム輸出支援（「質の高いインフラ」の展開）

27年5月に安倍総理大臣が発表した「質の高いインフラパートナーシップ」の実績に関して、1年目となる28年（暦年）は、アジア向けのインフラプロジェクトとして、合計24件、9,323.58億円の円借款案件の交換公文の署名を行うとともに、関連する無償資金協力や技術協力等を実施した。

そのうち、ASEAN共同体構築に向けた地域の連結性強化や各国の産業基盤整備に資する取組とし

て対ベトナム円借款「ホーチミン市水環境改善計画（第三期）」（5月署名，209.67億円）や対タイ円借款「バンコク大量輸送網整備計画（レッドライン）（第三期）」（9月署名，1,668.6億円）等にかかる交換公文の署名を実施した。

南西アジアに対しては、対スリランカ円借款「アヌラダプラ県北部上水道整備計画（フェーズ2）」（10月署名，231.37億円）や対ネパール円借款「ナグドゥンガ・トンネル建設計画」（12月署名，166.36億円）等にかかる交換公文の署名等を実施した。

5月には、安倍総理大臣が「質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ」を発表し、世界全体のインフラ案件向けに、今後5年間の目標として、約2,000億ドルの資金等を供給する旨表明した。また、日本が議長国を務めた5月のG7伊勢志摩サミットでは、質の高いインフラ投資の推進に向け、その要素をまとめた「質の高いインフラ投資の推進のためのG7伊勢志摩原則」にG7で合意した。さらに、同年のG20杭州サミット等においても同原則の重要性が確認される等、我が国は、国際社会における質の高いインフラへの理解促進とその普及を主導した。

さらに、8月にケニアで開催されたTICADVIにおいては安倍総理大臣から、G7伊勢志摩原則に沿った「質の高いインフラ投資」の推進を通じた、自由で開かれたインド太平洋地域の陸・海における連結性強化に向けた支援として、アフリカに対し今後3年間で官民あわせて約100億ドル（約1兆円）の質の高いインフラ投資を実施することを表明した。同地域における具体的な取組として、対エジプト円借款「電力セクター復旧改善計画」（10月署名，410.98億円）及び対セネガル円借款「マメル海水淡水化計画」（11月署名，274.63億円）等にかかる交換公文の署名等を実施した。

2 TPPを含む経済外交上の取組と連動した開発協力（中小企業等の海外展開支援、環境整備等）

（1）ODAを活用した中小企業の海外展開支援として、途上国の開発に資する事業を行う中小企業による情報収集や事業計画作成への支援（基礎調査）、製品・技術等を途上国の開発へ活用する可能性を検討するための調査（案件化調査）及び製品・技術に関する途上国の開発への現地適合性を高める実証活動や普及展開計画の策定（普及・実証事業）を実施した。28年度は基礎調査26件、案件化調査71件及び普及・実証事業42件を採択した。また、28年度行政事業レビュー公開プロセスにおいて、アフリカ諸国を含め、供与先を多様化すべきとの指摘があったことを踏まえ、TICAD等の機会をとらえ、応募や採択実績が限定的な国の開発課題を発信するセミナーや応募重点分野に関するホームページでの公表を拡充した結果、JICAの民間企業提案型事業に関し、従来実績のなかった6か国（タジキスタン、コートジボワール、マラウイ、パプアニューギニア、セネガル、ギニア）において新規に案件が採択された。

日本企業等の途上国の課題解決に資する海外事業の展開を促進する観点からは、途上国の政府関係者等を対象とし、研修やセミナーを通じ製品・技術等への理解を促すことを目的に、28年度は、民間技術普及促進事業22件を実施したほか、貧困層の抱える問題解決に資するビジネス（BOPビジネス）の事業化支援のための現地調査の支援（協力準備調査（BOPビジネス連携促進））7件を実施した。また、28年度行政事業レビュー公開プロセスにおいて、途上国の開発課題のより丁寧な説明、広報・採択案件に関する一層の情報公開、中小企業に対するきめ細やかなコンサルテーションに取り組むべきとの指摘があったことから、JICAにより、特に地方でのセミナー開催を強化する等した結果、企業との個別相談数は27年度比で30%増加（約2,500件）したほか、中小企業の海外展開支援事業に関して、28年度にはこれまでの累計においてすべての都道府県から採択されるに至った。

地方自治体との連携に関しては、開発ニーズへの対応を通じた自治体の海外展開支援を促すため、草の根・人間の安全保障無償資金協力において、地方自治体が現地のNGOや地方公共団体等と連携する案件を積極的に採択するための優先枠を新規に設定するなどの制度改善に取り組んだ。また、国連世界食糧計画（WFP）を通じた食糧援助として、カンボジア、スリランカ、ギニアビサウ、コンゴ共和国に対し東日本大震災の被災地加工品（魚缶詰）を供与した。

（2）法制度整備支援・経済制度支援の一環として、法・司法制度改革、地方行政、公務員能力向上、内部監査能力強化や民法、競争法、税、内部監査、公共投資の制度などの整備に関する人材育成を含めた支援を実施。28年度段階においては、ベトナム、カンボジア、ラオス、中国、インドネシア、東ティモール、ミャンマー、コートジボワールにおいて、法制度整備支援のプロジェクトが10件実施されている。たとえば、インドネシアにおいて、JICAを通じた法制度整備支援として、「ビジネス環境改善のための知的財産権保護・法的整合性向上プロジェクト」を実施中。

3 産業人材育成

アフリカの産業人材育成及び雇用創出の取組として、アフリカの若者のための産業人材育成イニシアティブ（ABEイニシアティブ）第三弾で348名が訪日した他、個別専門家の派遣等の技術協力を実施した。

ASEANを中心とするアジア地域においては、「産業人材育成協力イニシアティブ」の下、日本型工学教育（高専型教育等）の普及や、開発途上国の重層的な人材育成に向け、産業の現場に従事する人材からマネジメント層までの育成、幅広い産業分野での支援を実施した。

このうち、日本型工学教育については、国立高専機構から、タイの技術短大やベトナムの工業大学へ調査団や専門家を派遣し、カリキュラム、教員、設備等の現状改善や技術者の育成支援を実施した。

産業の現場に従事する人材の育成については、基礎教育期間が28年から「12年間（国際水準）」へと変更されるフィリピンにおいて、技術職業高校（注：6年間の初等教育修了後、6年間の教育課程）14校を指定し、新設される11年目、12年目の2年間のカリキュラム策定支援及び産業界へのインターン等を通じた就職率向上支援を実施した。マネジメント層の育成としては、ミャンマーにおいて、ミャンマー日本人材開発センターの設立、自立的な運営メカニズムの確立及び中間管理職レベルの育成研修の実施能力向上のため、専門家派遣、機材供与、本邦研修などを通じた支援を行った。加えて、高度人材育成の支援として、ベトナムにおいて日越大学の修士課程を開講した。

幅広い産業分野での支援については、メコン地域の中核大学であるベトナムのカントー大学において、農業、環境、水産・養殖分野の研究能力向上を目指した幅広い人材育成、施設建設、機材供与等の協力を実施したほか、マレーシアでは鉄道分野の人材育成を支援した。

なお、アジアの途上国を対象に、日本の大学院等への留学、日本企業でのインターンシップの機会等を提供（29年度から5年間で1,000名）する高度人材育成事業「イノベティブ・アジア」を日本再興戦略2016（28年6月2日閣議決定）に盛り込んだ。

4 日本方式の普及

我が国が有する技術・制度の導入を目指し、円借款案件や無償資金協力案件の形成に努めた。具体的には、地上デジタル放送日本方式（ISDB-T）の普及については、中南米、アジア、アフリカ各地域において普及が進み、28年度は新たに1か国で日本方式が採用された。29年3月現在、計19か国（日本を含む）で日本方式が採用されるに至っている。

また、ベトナムに対し、交通渋滞及び大気汚染の緩和を目的とした都市鉄道の建設や、災害・気候変動対策等を目的に地球観測衛星の開発・利用にかかる支援を行い、日本企業が有する技術・ノウハウの海外展開を進めた。

開発協力大綱の保健分野の課題別政策として策定された「平和と健康のための基本方針」に基づき、二国間支援や多国間支援を実施した。例えばラオスにおいては、日本政府が推進するユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）の達成に向け、これまでの協力の成果を踏まえつつ、保健医療サービスの質的向上に係る支援を実施するとともに、地域保健システムの強化及び医療従事者のライセンス制度整備に係る支援の実施を決定した。ベトナムにおいては、看護サービスの質の向上を目的とし、看護師の看護学校卒後の臨床研修のカリキュラム策定と実施及び指導者研修の実施並びに同取組の全国展開に向けたロードマップ策定を支援し、日本のノウハウの海外展開を進めた。

また、母親の妊娠期・出産期・産褥期と子どもの新生児期・乳児期・幼児期を通じて、必要な健康情報を提供するとともに、母親の健康と子どもの成長の過程を記録することで、継続的なケアを可能とし、日本の母子の健康を守ってきた母子手帳を普及させるため、28年の主要な国際会議であったG7伊勢志摩サミットやTICADVIにおいて、日本が母子手帳の重要性を発信した結果、その重要性が認識され、会議の成果文書において言及された。また、11月には「第10回母子手帳国際会議」をJICAが大阪大学と共催、外務省他が後援し、母子手帳が広く国際的に認知されることに貢献した。

さらに、開発途上国・新興国で栄養状態の改善に関わる日本の食品関連企業等がビジネスを実施する際の環境を整備し、官民連携による栄養改善事業の推進を目的とする「栄養改善事業推進プラットフォーム」の立ち上げ（28年9月）に貢献した。

測定指標2 普遍的価値の共有、平和で安全な社会の実現

【AP改革項目関連：文教・科学技術、外交、安全保障・防衛等】

中期目標（一年度）

自由、民主主義、基本的人権の尊重、法の支配といった普遍的価値の共有や平和で安定し、安全な社会の実現のための支援を行う。

27年度

年度目標

1 法の支配の確立，グッドガバナンスの実現，民主化の促進・定着，女性の権利を含む基本的人権の尊重等，普遍的価値を共有するASEAN諸国等の国々における安定的成長や健全な社会形成のため，司法制度や法制度整備支援，メディア能力強化，不正腐敗防止のための支援，サイバーセキュリティ支援等を行う。

また，開発途上国におけるジェンダーに基づく偏見や不平等を解消し，女性が安心して暮らせる社会をつくるため，能力強化支援や女性の医療アクセスの改善，紛争の影響下における女性に配慮した支援等を行う。

2 平和と安定，安全の確保

国際社会が直面する紛争やテロ，組織犯罪や我が国にとっても現実のものとなっているテロ等の脅威に対処するとともに，紛争等被害者の生命，尊厳及び安全を確保し，自立を支援していく。

また，公海の実地及び安全を確保し，「開かれ安定した海洋」を維持・発展させるため，シーレーン沿岸国等に対し，海上保安機関の能力向上支援や資機材の供与等を行う。

施策の進捗状況・実績

1 法の支配の確立，グッドガバナンスの実現，民主化の促進・定着，女性の権利を含む基本的人権の尊重等

ASEAN 諸国の中でも，法制度整備支援の重点支援国であるベトナム，ミャンマー，カンボジア及びラオスを中心に，民法や競争法のような基本法・経済法を含む法制度の起草・運用のための関連機関や人材の強化を継続的に支援した。特に，ベトナムにおいては「2020年を目標とする法・司法改革支援プロジェクト」を4月から開始し，各種法令の施行状況調査や裁判官を対象としたセミナーの開催等を実施した。

サイバー分野に関しては，7月に外務省を団長として内閣サイバーセキュリティセンター（NISC），国際協力機構（JICA）から成るサイバーセキュリティに関する政府調査団をベトナムに派遣し，今後の同分野の能力構築支援検討のための調査を実施したほか，ミャンマーやインドネシアへの情報通信分野の技術協力を実施した。

また，女性・女子の能力強化に向けた教育分野において27年から3年間で約3.5億ドル以上のODAを実施する旨表明した。女子トイレの設置など女兒に配慮した学習環境の整備や生涯教育支援といった取り組みを通じて，その実施に取り組んだ。

女性のニーズに配慮したリプロダクティブヘルスサービス，家族計画等の支援活動を世界約160か国で行う国連人口基金（UNFPA）に対して，3,579万ドルの支援，世界180か国のコミュニティや地域クリニックで家族計画，HIV/AIDS 予防等の保健サービスを提供する国際家族計画連盟（IPPF）に対して846万ドルの支援を実施した。

ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関（UN Women）への拠出として，中東・アフリカ地域で，主に紛争の影響を受けた難民女性・女兒に対して約2,200万ドルの支援を決定，また，バングラदेश紛争下の性的暴力担当国連事務総長特別代表（SRSG）の事務所に対しても270万ドルの拠出を決定するなど，「女性・平和・安全保障」分野での取組を強化した。

2 平和と安定，安全の確保

フィリピンのミンダナオの恒久的な平和を支援するため，6月のアキノ大統領訪日時に，貧困率がフィリピン国内で最も高いバンサモロ地域の経済的自律の確保により一層焦点を当てる日本バンサモロ復興開発イニシアティブの新フェーズ（J-BIRD2）を進めることを表明した。

アフガニスタンにおいては，貧困削減や雇用促進を通じて平和と安定を後押しするとの観点から，同国の人口の8割が従事し，GDPの約31%を占める農業分野の支援として，無償資金協力「灌漑システム改善及び組織能力強化を通じた農業生産性向上計画」（14.87億円）を，国際連合食糧農業機関（FAO）との連携で実施した。

また，アフガニスタン周辺地域において，パキスタンの対アフガニスタン国境地域を対象にした無償資金協力「連邦直轄部族地域における農業経済復興・開発支援計画」（5.99億円）及び「不正薬物取引及び関連する国際的な組織犯罪に対する国境安全強化計画」（7.68億円），タジキスタンの対アフガニスタン国境地域を対象にした無償資金協力「ハトロン州国境安全強化計画」（2.67億円）及び中央アジア4か国を対象にした無償資金協力「中央アジアにおける薬物・犯罪に対する国境連絡事務所設置及び越境協力強化計画」（2.96億円）を，それぞれ関連国際機関との連携により実施し，地域の平和と安定，安全の確保に貢献した。

中東・北アフリカ地域においては，国内の治安対策に取り組むモロッコに対し，「治安対策機能

強化機材整備計画」(3.88億円)を実施した。

26(2014)年度に交換公文の署名を行ったベトナム海上法執行機関(海上警察、漁業監視機関)に対する6隻の中古船舶及び海上保安関連機材を供与する総額5億円の無償資金協力に関し、11月までに全ての中古船舶の供与を完了した。さらに、9月には追加供与のための交換公文の署名も行った。

また、毎年行っている海上保安庁と連携した課題別研修「海上犯罪取締り」を5月から6月に実施する等、技術協力による海上保安分野での支援も前年度に続けて行った。また、シーレーン沿岸国等に対する海上保安機関の能力構築支援として、ジブチ沿岸警備隊に対して、JICAの技術協力での能力拡充を支援するとともに、12月、巡視艇2隻を供与した。

28年度

年度目標

1 法の支配の確立、グッドガバナンスの実現、民主化の促進・定着、女性の権利を含む基本的人権の尊重等

ASEAN諸国等が自由、民主主義、法の支配といった普遍的価値を共有するパートナーとして安定的に成長し、健全な社会を形成するため、司法制度や法制度整備支援、公共放送局のメディア能力強化支援を行うとともに、不正・腐敗防止のための支援を行う。また、日本にも影響が及ぶ可能性のあるサイバー空間における法の支配の実現のためのサイバーセキュリティ支援や宇宙分野での能力向上支援を行う。また、「女性が輝く社会」の実現に向け、開発途上国におけるジェンダーに基づく偏見や不平等を解消し、女性が安心して暮らせる社会をつくるため、女性の活躍・社会進出のための能力強化支援、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ(UHC)の促進を通じた女性の医療アクセスの改善支援、紛争や自然災害の影響下にある女性に配慮したコミュニティ開発協力等を行う。また、新たに策定するジェンダー分野の新政策に基づき、開発途上国におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメントを推進する。

2 平和と安定、安全の確保

国際社会が紛争やテロ・組織犯罪に直面し、日本に対するテロ等の脅威も現実のものとなっている中、過激主義を生み出さない社会の構築も含めた紛争被災者や難民・国内避難民への人道支援や治安対策を含めた経済・社会安定化支援、テロ対処能力向上支援、紛争終結後の平和の定着や国づくりのための支援を国際機関や国連平和維持活動(PKO)とも協力・連携しつつ実施していく。アジアにおいてはミンダナオ和平支援やミャンマーの少数民族支援を行う。また、世界各地の地雷・不発弾対策支援を継続する。

また、航行の自由及び安全を確保し、「開かれ安定した海洋」を維持・発展させるため、また、我が国にとって重要な海上交通の安全確保のため、シーレーン沿岸国等に対し、海上保安機関の能力向上のための協力や資機材の供与等を行う。

施策の進捗状況・実績

1 法の支配の確立、グッドガバナンスの実現、民主化の促進・定着、女性の権利を含む基本的人権の尊重等

法の支配の確立、グッドガバナンスの実現、民主化の促進・定着等については、ASEAN諸国の中でも法制度整備支援の重点支援国であるベトナム、ミャンマー、カンボジア及びラオスを中心に、民法や競争法のような基本法・経済法を含む法制度の起草・運用のための関連機関や人材の強化を継続的に支援した。加えて、新たにベトナム、ミャンマー、カンボジア及びラオスに対し、コミュニティの中での生活を通じて再犯防止に取り組んでいく社会内処遇の各国での活用を目指し、社会内処遇に取り組んでいるタイを拠点として、タイ政府及び国連アジア極東犯罪防止研修所(UNAFEI)と連携した支援を開始した。また大洋州では、フィジーにおいてUNDPと連携し、村落部等における司法及び社会保障等の公共サービスへのアクセス改善など、ジェンダーや地域間の格差是正への取組を支援した。

サイバーセキュリティ分野の能力構築支援に関しては、ミャンマーやインドネシアへの情報通信分野の技術協力を継続して実施した。宇宙分野の能力構築支援としては、ベトナムに対して、地球観測衛星2機の製造・打上等を通じて災害・気候変動対策技術の高度化と体制整備を支援するための円借款事業約300億円の供与を決定した。また、これらの分野の能力構築支援を日本政府一丸となって戦略的・効率的に実施していくための「サイバーセキュリティ分野における開発途上国に対する能力構築支援(基本方針)」、「宇宙分野における開発途上国に対する能力構築支援の基本方

針」(10月、12月に決定)の策定に当省として貢献した。

5月、日本政府は、国際協力分野における女性活躍推進のための新たな戦略である「女性の活躍推進のための開発戦略」を発表した。さらに、G7伊勢志摩サミットの機会に、同戦略に基づき、28から30(2016から2018)年の3年間で、約5万人の女子の学習環境の改善及び約5千人の女性行政官等の人材育成を支援することを表明した。また、第3回国際女性会議WAW!(12月)においては、途上国の女性たちの活躍を推進するため、30(2018)年までの3年間で総額約30億ドル以上の支援を行う旨表明し、これを着実に実施した。

女性のニーズに配慮したリプロダクティブヘルスサービス、家族計画等の支援活動を世界約160か国で行う国連人口基金(UNFPA)に対して3,146万ドルの支援、世界約170か国のコミュニティや地域クリニックでリプロダクティブヘルス、家族計画、HIV/AIDS予防等に関する保健サービスを提供する国際家族計画連盟(IPPF)に対して889万ドルの支援を実施した。さらに、G7伊勢志摩サミットにおいて、女性の健康課題解決に向けた取組を含む「国際保健のためのG7伊勢志摩ビジョン」を取りまとめた。

2 平和と安定、安全の確保

経済・社会安定化支援について、ASEAN諸国においては、フィリピンにてミンダナオ和平支援として、農村から市場等へのアクセス道路の整備や農業協同組合等に対する施設投資・運転資金等の提供を実施した。また、ミャンマーの少数民族支援として、ミャンマー政府と少数民族との和平プロセスを促進するため、日本のNGOと連携した少数民族武装勢力が実効支配を行っている地域を中心とした支援、27年の洪水・地崩れ被害が甚大であった少数民族地域を中心とした国際機関を通じた支援、非イスラム系住民とイスラム系住民との対立問題を抱えるラカイン州への旅客船供与などを行うとともに、少数民族地域に対して28年度から5年間で400億円を支援することを表明した。

中東・北アフリカ地域においては、5月のG7伊勢志摩サミットの機会に「中東地域安定化のための包括的支援」として、暴力的過激主義の拡大を阻止し、「寛容で安定した社会」を中東に構築するため、28から30(2016から2018)年の3年間で、約2万人の人材育成を含む総額約60億ドルの支援を表明した。

サブサハラ・アフリカ地域においては、7月に日本が議長国を務めた国連安保理公開討論の場において、岸田外務大臣から、アフリカのテロ対策のため、3年間で3万人の人材育成を含む約1.2億ドル(約140億円)の支援実施を表明した。テロ対策としては、ケニア、コートジボワール及びルワンダ等に対し、国境管理及び治安維持能力強化を目的とした生体認証システム機材等の供与を実施した。

また、8月のTICADVにおいて、安倍総理大臣は、成果文書として採択されたナイロビ宣言の3つの優先分野の一つである「優先分野3：繁栄の共有のための社会安定化の促進」に向け、アフリカの若者への教育・職業訓練等をはじめとする平和と安定の実現に向けた基礎作りに貢献すべく、5万人への職業訓練を含む約960万人の人材育成及び約5億ドル(約520億円)の支援を実施していくことを表明した。これに関連した事業として、ギニアに対し、教育人材不足の解決及び能力強化を目的とした小学校教員養成校建設支援を実施した。

地雷・不発弾対策支援としては、地雷除去において中心的な役割を果たしているカンボジア地雷対策センターに対して、地雷除去機の提供、同機材を用いた除去活動の推進、地雷除去後の土地の農業インフラ整備及び農業トレーニングに必要な資金約18億円を無償にて供与したほか、反政府ゲリラとの和平合意に至ったコロンビア政府に対し、地雷除去能力強化のため車両等の供与を行った。

日本にとって重要な海上交通の安全確保のため、海上法執行能力向上のための支援を重点的に実施した。ASEAN諸国においては、円借款事業(25年12月に交換公文を締結)としてフィリピンに対し、29年6月に新造巡視船の4隻目を供与予定である。また、新造巡視船の供与を行うために、ベトナムに対して約385億円(6隻)、フィリピンに対して約165億円(2隻)の円借款事業をそれぞれ決定した。スリランカに対しては、巡視艇2隻の供与のため18.3億円を供与限度額とする無償資金協力の交換公文を締結した。加えて、マレーシアに対しては海上保安関連機材等の購入のために必要な資金約7億円を無償資金協力を実施した。また、同分野における人材育成支援も、研修、専門家派遣等を通じてベトナム、フィリピン、マレーシア、インドネシアを中心に継続的に実施した。

【AP 改革項目関連：文教・科学技術，外交，安全保障・防衛等】

中期目標（一年度）

国際社会全体として持続可能かつ強靱な社会の構築を目指し，地球規模課題に率先して取り組む。

27 年度

年度目標

- 1 防災の主流化，防災・災害復旧対応
制度構築，人づくり，経済社会基盤整備等を通じて，開発途上国における「災害に強い社会づくり」への自助努力を支援する。
- 2 感染症対策，ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ(UHC)の推進
感染症の予防・対策を支援するとともに，UHCの実現のため，人材育成や制度整備支援を通じた基礎的保健システムの強化につき，支援を行う。
- 3 気候変動対策，環境分野での取組等
気候変動による影響を含む地球規模の環境問題等に対応するため，環境管理等に関する支援，地球温暖化や生物多様性保全等への対応に取り組む。
その他，ミレニアム開発目標(MDGs)・ポスト2015年開発アジェンダといった国際開発目標の達成に積極的に取り組む。

施策の進捗状況・実績

- 1 防災の主流化，防災・災害復旧対応「持続可能な開発のための2030アジェンダ」等の国際的なアジェンダにおいて防災の視点が取り入れられるなど，防災の主流化が大きく進み，仙台防災枠組みの推進が図られた。
第3回国連防災世界会議のフォローアップとして，我が国が主導して，世界津波の日（11月5日）の制定を提案し，我が国はじめ142カ国が共同提案国となり，12月の国連総会で全会一致で制定された。これにより，国連国際防災戦略事務局（UNISDR）による防災の普及啓発を効果的に実施することに貢献した。
- 2 感染症対策，ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ(UHC)の推進
感染症対策として，二国間支援を通じ，感染症予防・早期発見・対応の各段階における能力の強化の支援を行った。また，グローバルファンドやGavi ワクチンアライアンスへの拠出を通じ，ワクチン接種，治療薬・ワクチン・診断薬などの研究開発，マラリア予防用の蚊帳の配布などを行った。さらに，西アフリカで蔓延したエボラ出血熱や中南米で流行しているジカウイルス感染症への対応も行った。エボラ出血熱流行の教訓を踏まえ，アフリカ地域を含め，人材育成や制度整備支援を通じた基礎的保健システムの強化等につき，国際機関等と連携し既存の取組も活用しつつ，感染症の予防・対策支援を行った。
9月，内閣総理大臣が主宰する国際的に脅威となる感染症対策に関する関係閣僚会議が設置され，その下に新興・再興感染症に関する国際協力・国内対策を検討する省庁横断検討チームが立ち上がった。国際協力の観点から外務省もメンバーとなっており，韓国におけるMERSや中南米で発生したジカウイルス感染症等の対策につき検討した。
UHCの推進については，8月，保健分野で初の政策借款として，40億円を限度とする円借款「ユニバーサル・ヘルス・カバレッジの達成のための保健セクター政策借款」をケニア政府に対して供与する旨の書簡の交換を行った。
9月，「平和と健康のための基本方針」（健康・医療戦略推進本部決定）が策定され，UHCの達成が日本政府の政策目標の一つとして掲げられた。本政策は，外務省が作成した従前の国際保健政策を対象とした評価「平成26年度ODA評価保健関連ミレニアム開発目標(MDGs)達成に向けた日本の取組の評価」の結果を踏まえ起案し，国際機関や専門家，市民社会と意見交換を行いながら策定した。
また，同月にNYにおいて国連総会サイドイベント「UHCへの道筋」をリベリア，セネガル，タイ，フランス，グローバルファンド，WHO，世界銀行と共催，12月には東京において国際会議「新たな開発目標の時代とユニバーサル・ヘルス・カバレッジ：強靱で持続可能な保健システムの構築を目指して」（UHC会議）を財務省，厚生労働省，JICA，日本国際交流センターと共催した。
- 3 気候変動対策，環境分野での取組等
11月から12月に開催された国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）に先立って，安

倍総理大臣から、32（2020）年における1兆3,000億円の途上国支援を含む「美しい星への行動2.0(ACE2.0)」を発表したことにより、先進国による途上国への年間1,000億ドル供与との既存のコミットメント実現に道筋がつき、歴史上初めて全ての国が参加する公平かつ実効的な国際枠組みである「パリ協定」の合意を大きく後押しした。

5月に「緑の気候基金（GCF）への拠出及びこれに伴う措置に関する法律」が成立したことを受け、日本はGCFに15億米ドルを拠出するための取り決めを取り交わした。これにより、GCFは途上国に対する支援を開始できるようになり、11月のGCFの理事会では、8件の案件が初めて承認された。

GCFへの15億ドルの拠出は、2020年以降の温暖化対策の新たな枠組み合意を目指すCOP21を前にして、気候変動問題への対応をめぐる先進国と途上国の信頼関係の構築に寄与した。

化学物質管理分野において、25年10月に熊本市・水俣市で開催された「水銀に関する水俣条約外交会議」の際に「3年間で20億ドルを環境汚染対策として貢献する」と表明した支援策については、27年に1,465億円を実施し、26年と合わせて合計約2,979億円を実施した。

生物多様性保全分野への対応として、ラムサール条約第12回締約国会議、砂漠化対処条約第12回締約国会議、国際熱帯林機関（ITTO）第51回理事会、ワシントン条約第66回常設委員会、生物多様性条約第19回科学技術助言補助機関会合等の各種国際会議に参加し、議論に貢献した。

9月の国連サミットで、MDGsの後継として、2030年までに国際社会が達成すべき国際開発目標（「持続可能な開発のための2030アジェンダ（2030アジェンダ）」）が採択された。我が国は、国際社会の議論が本格化する前から2030アジェンダの議論や交渉に一貫して積極的に貢献してきた。2030アジェンダには、我が国が国際的に主導してきた人間の安全保障の理念を反映した「人間中心」「誰一人取り残されない」などの基本理念及び女性、保健、教育、防災、質の高い成長等の我が国が重視する開発課題が盛り込まれた。同サミットでは、安倍総理大臣から、我が国が2030アジェンダの実施に最大限取り組む旨を表明した。

28年度

年度目標

持続可能な開発のための2030アジェンダについては、国内実施と国際協力の両面で率先して取り組むべく内閣に持続可能な開発目標（SDGs）推進本部を立ち上げ、それを通じた取組を強化していくことを目指す。具体的に取り組む事項は以下4点のとおり。

1 防災（「仙台防災協カイニシアティブ」のフォローアップ、「世界津波の日」の普及啓発）

「仙台防災枠組」（平成27年3月第3回国連防災世界会議採択）及び我が国が表明した「仙台防災協カイニシアティブ」を踏まえ、我が国のイニシアティブで新たに国連総会で採択された「世界津波の日」（11月5日）の普及啓発を通じた防災の主流化を推進するとともに、我が国が有する知見・教訓・技術を活用し、ハード・ソフト両面を効果的に組み合わせ協力を行う。

自然災害による被害がアジア・太平洋地域に集中する中、人的、物的、資金的貢献を適切に組み合わせ、効果的、効率的な災害対応、緊急人道支援を実施していく。

2 保健（感染症対策、UHCの推進）

「平和と健康のための基本方針」（平成27年9月健康・医療戦略推進本部決定）を踏まえ、エイズ、結核、マラリア等の感染症及びエボラ出血熱等新興・再興感染症の予防・対策に協力するとともに、一人ひとりの人生に寄り添ったUHC（全ての人々が基礎的保健医療サービスを負担可能な費用で受けられること）の実現のため、人材育成や制度整備支援等を通じた基礎的保健システムの強化等の協力を行う。

3 教育（質の高い教育の提供）

「平和と成長のための学びの戦略」（平成27年9月政府策定）を踏まえ、「万人のための質の高い教育」を実現し、持続可能な開発を推進するとともに、国づくりと成長の礎である人材育成に協力する。

4 環境・気候変動（「パリ協定」の着実な実施に向けた貢献）

経済発展に伴う開発途上国におけるエネルギー問題や気候変動への脆弱性等に対応するため、我が国の技術・制度を活用した省エネ・再生可能エネルギー等や気候変動に対する強靱性の強化に関する協力を行う。また、環境管理（リサイクル、廃棄物処理等）に対する協力を行うとともに、地球温暖化や生物多様性保全等の地球規模課題への対応に取り組む。

施策の進捗状況・実績

1 防災（「仙台防災協カイニシアティブ」のフォローアップ、「世界津波の日」の普及啓発）

「世界津波の日」（11月5日）の制定を受け、津波被害が多いアジア・太平洋地域を中心に、世界各地で、防災訓練や「世界津波の日高校生サミット in 黒潮」等、国際機関等と連携し、津波の脅威と津波防災に対する意識向上のための啓発活動を実施した。また、27（2015）年のネパール地震後には、学校や住宅の耐震建築ガイドラインの策定や耐震強化した学校等の建設をサポートするなど、ネパールにおいて「より良い復興(Build Back Better)」を推進した。

2 保健（感染症対策、UHCの推進）

5月に開催されたG7伊勢志摩サミットにおいては、議長国として議論を主導し、①公衆衛生危機対応の強化、②危機管理対応に資するUHCの促進、③薬剤耐性（AMR）への対応強化の3分野で合意し、「国際保健のためのG7伊勢志摩ビジョン」を取りまとめた。安倍総理大臣からは、日本の具体的貢献として、公衆衛生危機対応、感染症対策やUHC実現に向けた保健システム強化等のため、国際保健機関に対する約11億ドルの支援方針を表明した。

8月に開催されたTICADVIの成果文書であるナイロビ宣言の優先分野の一つである「質の高い生活のための強靱な保健システムの促進」について、我が国は、特に人材育成を通じて「公衆衛生危機への対応能力及び予防・備えの強化」及び「アフリカにおけるユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）推進」の実現に貢献していくことを表明した。

感染症対策のため、二国間支援としては、ミャンマー・ラオスにおいてマラリア対策を、ベトナムにおいては風疹麻疹混合ワクチン製造の支援を実施したほか、ガーナやガボンにおいて地球規模課題対応国際科学技術協力（SATREPS）等を開始した。また、三大感染症（HIV/エイズ、結核、マラリア）対策として、各疾病に対する治療やマラリア予防用の蚊帳の配布を行うグローバルファンドに対して2.71億ドルの支援、開発途上国において既存のワクチンや新しく導入されたワクチンの普及と使用の促進のための取組を実施するGaviワクチンアライアンスに対して19.2百万ドルの支援を実施した。また、これら機関を通じて、途上国の人材育成や制度整備支援等を通じた保健システム強化に貢献した。

UHCの実現のため、ラオスにおいては、保健医療施設における基本的保健医療サービスの質の向上に加え、保健医療サービスへのアクセスの障壁を取り除くための支援を実施した。タイにおいては、日本の経験を活用し、タイ国内のUHCの持続性の確保や高齢化に対応する介護サービスの開発と政策提言、これらに係る人材の能力強化を通じ、社会保障制度や医療保障制度の改善に向けた支援を行った。また、ミャンマーではバゴー地域を中心とした重点地域において、マラリア排除に向けた活動モデルを構築し、その有効性を実証することにより、国家マラリア対策プログラムの機能強化、実証されたモデルの全国的な導入に寄与するための支援を開始した。また、UHCを2030年までに達成することを目指す援助協調枠組み「International Health Partnership for UHC2030」（略称：UHC2030）の設立のために日本は主導的な役割を果たし、同枠組に対し約2.1億円（約175万ドル）の支援を行うとともに、日本の経験・知見の共有等、積極的な貢献を行っている。

3 教育（質の高い教育の提供）

「平和と成長のための学びの戦略」が目指す①包摂的かつ公正な質の高い学びに向けた教育協力、②産業・科学技術人材育成と持続可能な社会経済開発の基盤づくりのための教育協力、③国際的・地域的な教育協力ネットワークの構築と拡大に資する様々な支援や取組を行った。具体的には、国連児童基金（UNICEF）を通じたマリにおける平和教育や紛争下のシリアにおける教育支援、また、国際協力機構（JICA）を通じたウガンダやコンゴ民主共和国等における職業訓練支援を実施した他、日本国内においても教育協力の官民ステークホルダーを集めた連絡協議会を開催するなど、教育協力ネットワークの強化に努めた。

4 環境・気候変動（「パリ協定」の着実な実施に向けた貢献）

日本が議長国を務めたG7伊勢志摩サミット（5月）において発表された声明では、G7は同協定の28（2016）年中の発効を目標に、できるだけ早期の締結に向けて取り組むことで一致。我が国は議長国としてその議論を主導した。また、10月の国連気候変動枠組条約第22回締約国会議閣僚級非公式準備会合（プレCOP）において、我が国を含む先進国は、32（2020）年まで年間1,000億ドルの途上国支援を行うという目標の達成に向けた具体的な筋道を示した「Roadmap to \$100 billion」を発表し、途上国から大いに歓迎された。11月にはパリ協定が発効し、その直後にマラケシュ（モロッコ）で開催されたCOP22においては、我が国は、30（2018）年までに実施指針を策定すること等の決定に向け、積極的に交渉に関与し、同決定の採択に貢献した。我が国自身は、4月に国連本部で行われたパリ協定の署名式において同協定に署名し、11月に締結した。

測定指標 4 連携の強化

【AP 改革項目関連：文教・科学技術，外交，安全保障・防衛等】

中期目標（一年度）

ODA が、開発に資する様々な活動の中核として、多様な力を動員・結集するための触媒としての役割を果たせるよう、様々な主体との互恵的な連携を強化する。

27 年度

年度目標

1 官民連携，自治体連携

民間部門主導の成長を促進することで、開発途上国の経済発展を一層力強くかつ効果的に推進し、またそのことが日本経済の力強い成長にもつながるよう、我が国の中小企業を含む民間企業との連携を強化する。

また、開発途上国の抱える課題の解決にとって重要な役割を果たすことができる我が国の地方自治体が有する独自の経験や知見を有効に活用するため、地方自治体との連携を強化する。

2 緊急人道支援，国際平和協力における連携

災害救援等の緊急人道支援の効果的実施のため、国際機関やNGOを含め、様々な主体との連携を強化する。また、国際平和協力においても効果を最大化するため、PKO等の国際平和協力活動との連携推進に引き続き取り組む。

3 他ドナー・新興国等との連携

他ドナーとの開発協力における協調を推進し、開発協力の効果の一層の向上を目指す。また、新興国をはじめとする諸国と連携した三角協力を、ノウハウや人的資源・ネットワークを有効に活用する協力として継続していく。

4 国際機関，地域機関等との連携

独自の専門性，中立性，幅広いネットワークを有する国際機関と積極的に連携する。また，広域取組の重要性を踏まえ地域機関等との連携を強化する。

5 市民社会との連携

政府と NGO の既存の対話枠組みを引き続き積極的に活用し，情報共有に努めるとともに，NGO のこれまで以上に積極的な開発協力への参画を推進する。

施策の進捗状況・実績

1 官民連携，自治体連携

中小企業等の海外展開支援のため，案件化調査，普及・実証事業，民間技術普及促進事業等の実施や無償資金協力の案件形成に努めるとともに，地方自治体の海外展開支援のため，水の浄化，廃棄物処理等の分野で知見を蓄積している日本の地方自治体と連携した途上国支援等を 176 件採択・実施し，連携を強化した。

企業連携については 116 回以上，自治体連携については 8 回，合計 124 回以上に亘る海外展開支援セミナーを JICA と協力して実施したほか，日本企業の海外展開支援のパンフレットを製作し，連携を強化した。

2 緊急人道支援，国際平和協力における連携

27 年 4 月に発生したネパール地震において，発災後の様々な人道支援ニーズに対し，被災国政府及び様々な機関と素早く連携し，発災翌日には，国際緊急援助隊の派遣及び緊急援助物資の供与を決定し，発災後 17 日後に 8 つの国際機関等を通じた緊急無償資金協力を決定するなど迅速な支援を行った。また，政府の援助が届きにくい分野で様々な被災者支援活動を行う日本の NGO の活動に政府資金を活用し，官民が連携した被災者支援を行った。

27 年度においては，イラク・シリア及び周辺国，南スーダン，ネパールなどにおいてジャパン・プラットフォーム（JPF）加盟の日本の NGO 団体による緊急人道支援事業が実施され，政府資金助成による JPF の緊急人道支援事業実績は約 66 億円（26 年度は 39 億円）に及ぶなど，官民の連携が強化された。

3 他ドナー・新興国等との連携

26 年度に続き EU（7 月）・英国（12 月）・米国（28 年 3 月）と開発対話を行ったのに加え，イスラエル（11 月）とも局長級の二国間対話を実施した。

日米間では、ファクトシート「世界における女子教育を推進するための日本と米国の協力」を発売した（4月）他、アフガニスタンの女性のエンパワーメントに関する協力文書に署名した（8月）。また、ザンビアにおいて日米連携で、同国のビジネスウーマンのエンパワーメントに向けてパートナーシップを立ち上げ、28年2月に共催でイベントを実施した。

日仏間では10月に「アフリカにおける持続可能な開発、保健及び安全のための日仏計画」が安倍総理大臣とヴァルス仏首相との間で採択され、アビジャン（コートジボワール）において持続可能な都市開発のための協力を行っていくこと等を確認した。

日EU間では、コンゴ民主共和国において、警察研修実施能力強化プロジェクトを日EUで連携して実施したほか、ニジェールにおいても、EUが実施する人材能力研修先に機材の供与を行った。またジブチではEUと連携して海上保安能力向上のために巡視艇の供与・専門家の派遣などを行い、アフリカ地域における連携を強化した。

英国との間では、フィリピンにおけるASEAN諸国向け人道支援／災害救援セミナーを共催した（28年1月）他、チュニジアをはじめテロ対策・国境警備能力構築支援の分野での協力を進めた。

その他、新興ドナーについては、農業や医療分野を中心にタイのドナー国としての能力向上を支援したほか、インドネシアとは27年4月の首脳会談において、アフリカにおける教育・農業・産業人材育成などの分野における連携の推進を確認し、アジア・アフリカ地域における三角協力を進めた。

4 国際機関、地域機関等との連携

アフリカ、中東、アジア等の紛争や自然災害に際して、被災者、難民、国内避難民等の支援を専門とする国連世界食糧計画（WFP）等の国際機関と連携し、食料、水、衛生、保健、住居等の支援を実施した。

効率的・効果的な支援実施の観点から、中央アジア地域やパキスタンにおける麻薬対策・国境管理強化に向けて、国連薬物・犯罪事務所（UNODC）を実施機関とする無償資金協力案件3件を新たに実施した。同様に、中央アジア、アフガニスタンにおける農業生産性向上に向けて、国連食糧農業機関（FAO）との連携の下で無償資金協力案件2件を新たに実施した。また、ハイチ、タジキスタン等における感染症対策強化に向けて、国連児童基金（UNICEF）との連携の下で無償資金協力案件3件を新たに実施した。

5月に安倍総理大臣が表明した「質の高いインフラパートナーシップ」のフォローアップ策を11月に発表し、アジア開発銀行（ADB）との間で、質の高いインフラ案件への投融資に係る新たな連携パッケージに合意するなど、アジアのインフラ投資を促進するため、専門的知見とネットワークを有するADBとの連携を進めた。

アジア生産性機構（APO）には、加盟各国の生産性本部との連携を通じてアジア太平洋地域の生産性向上に資する研修などのプロジェクトを実施するための資金拠出を行った。

5 市民社会との連携

開発協力大綱にある「市民社会/NGOとの連携強化」を具体化するため、6月、NGO・外務省定期協議会全体会議において、今後5年間（27～31年度）のNGOとの連携の方向性について定めた「NGOとODAに関する中期計画」をNGOと共同で発表した。

28年度

年度目標

1 国民参加機会の拡大

開発協力の重要なパートナーであるNGOとの連携・協働をさらに促進する。政府とNGOの既存の対話枠組みを引き続き積極的に活用し、情報共有に努めるとともに、NGOのこれまで以上に積極的な開発協力への参画を推進する。また、NGOの活動に対する資金的支援、NGOの組織的基盤強化に向けた能力向上支援を行う。さらに、青年海外協力隊等のボランティア事業を引き続き推進するとともに、企業・自治体・大学等の国際化を後押しするとの観点からグローバル人材育成支援を行う。

2 国際機関、地域機関等との連携

二国間協力の効率的・効果的な実施に加え、専門的な知見や幅広いネットワークを有する国際機関を最大限活用し、支援の相乗効果を実現するため、国際機関等との政策調整を行うとともに、国際機関等を通じた支援を実施する。その際には、国際機関日本人職員の参画、二国間協力との連携及び日本のNGO・企業等の参加の可能性を追求する等、我が国の「顔の見える援助」となるように努める。

3 戦略的なパートナーシップの強化

一人当たり国民所得は比較的高いものの、特別な脆弱性を有するカリブ諸国等の小島嶼開発途上国等に対し、外交政策上の意義も勘案しつつ、防災・環境・気候変動対策分野における支援を行う。また、中南米地域においては、日系社会の存在が我が国との強い絆の基盤になっていることに留意する。さらに、日本企業にとって重要な投資先である新興国等への「日本方式」普及支援、地域機関を通じた広域協力等を行う。

4 主要ドナー国との連携

我が国と同様、他ドナーには長年の開発協力で培われた経験と知見が蓄積されており、開発効果をより向上させるためには、主要ドナー間の連携を強化し、協調・協働することが必要。この観点から、引き続き様々な機会を捉えた援助政策協議等を活用しながら他ドナーとの開発協力における協調を推進し、開発協力の効果の一層の向上を目指していくこととする。

施策の進捗状況・実績

1 国民参加機会の拡大

日本NGO連携無償資金協力事業102件、ジャパン・プラットフォーム事業（緊急人道支援事業）71件への資金協力を行った。また、JICAの草の根技術協力事業では、104件が採択された。

28年度中、NGO・外務省定期協議会を7回開催し、NGOとの間で開発協力政策やNGO支援、連携の具体策について意見交換した。JICA・NGO協議会も4回開催された。

5月のG7伊勢志摩サミットに向けて、NGOとの対話を累次実施し、保健・栄養分野を中心にNGOによる積極的な政策提言が行われ、政策決定にあたって有効活用した。また、TICADVI及び世界人道サミットの準備プロセス等において、NGOと意見交換を行った。

日本のNGOが今後更に活動の場を広げていくには、欧米NGOに較べて脆弱な組織力や財政基盤の強化が不可欠なため、NGOが実施する日本NGO連携無償資金協力事業等において、NGOの維持・運営に必要な経費である一般管理費の拡充を行った。

また、NGOの組織体制・事業実施能力強化等を目的とした活動環境整備支援事業（NGO相談員制度（16団体に業務委託））、NGOインターン・プログラム（10名）、海外スタディプログラム（13名）、NGO研究会（3件）を実施した。

28年度はこれまで青年海外協力隊を派遣してきた国に加え、ミャンマーと新たに青年海外協力隊派遣取極を、レソトとは新たに青年海外協力隊派遣を含む技術協力協定を締結し、派遣国の拡大に努めた。なお、28年度に青年海外協力隊はアジアのノーベル賞とも呼ばれるフィリピンの「ラモン・マグサイサイ賞」を受賞した。本賞はアジア地域での突出した功績を持つ個人・団体に与えられる賞であり、これまでのアジア地域の経済と社会の発展への貢献が認められた。

JICAボランティアへの参加者拡大に向け、企業、地方自治体、大学との連携制度の周知と実施促進を行った。また、企業、自治体等からの現職派遣の拡大に努めた。

企業との連携として「民間連携ボランティア」については、28年度行政事業レビュー公開プロセスでの指摘も踏まえ、実績が伸びない原因を詳細に分析するため、合意書締結企業のうち未派遣企業及び帰国後1年経過した企業に対し、ヒアリング及びアンケートを実施し、原因究明や課題の把握に努めた。それらを踏まえ、事業の推進、さらなる普及に向け、企業向け広報活動の強化、資格対象法人の拡大、派遣先政府へのボランティア受入に係る働きかけの強化、企業側ニーズと先方政府側のニーズのマッチングのための国内外拠点を通じたコンサルテーションの強化等に取り組んだ。28年度にはJICAにおいて説明会（グローバル人材セミナー）を6回開催し、102社が参加した。派遣実績として、27年度は38名（新規20名、継続18名）であったのに対し、28年度は43名（新規17名、継続26名）となった。

地方自治体の国際化推進については、海外展開経験を有する地方自治体等の経験・ネットワーク等を他の自治体や地元企業等と共有するための「自治体間連携セミナー」を15件実施した。

大学の国際化に資する人材育成としては、草の根技術協力等での協力を得るとともに、人材育成奨学計画（JDS）において、累計36大学と連携しながら途上国の若手行政官等を留学生として受け入れた。28年度はJDSにおいて新規に266人を受け入れた。

2 国際機関、地域機関等との連携

国連開発計画（UNDP）が有する開発分野における高い専門的知見と経験やグローバルなネットワークを活用し、SDGsの推進、人間の安全保障の推進、防災等、日本とUNDP共通の開発重点分野における事業を実施した。また、UNDPは130以上の国・地域事務所を通じて177カ国・地域で活動を行っていることから、治安上の理由から邦人の派遣が限定的である中東・北アフリカ、アフリカ、アフガニスタン等において、日本の二国間援助に対して補完的かつ相乗効果のある案件を実施した。

国連児童基金（UNICEF）を通じ、中東やアフリカ等における紛争やテロの影響を受けて発生した難民や国内避難民の中でも、特に子どもや女性を中心に、保健（ワクチン接種等）、栄養（重度栄養失調の児童への治療食、薬品の供与等）、教育（学校での教育資機材供与、教室の修復等）、水・衛生（安全な水へのアクセス改善、トイレ整備、衛生指導等）、暴力からの保護（武装組織からの解放、被害者のメンタルケア等）等にかかる支援を行い、人道状況の改善を図った。

人間の安全保障基金を通じ、我が国外交の重要な柱である人間の安全保障の実践と理念普及を促進する事業を実施した。実践部分については、人間の安全保障アプローチの特徴である包括的・分野横断的なアプローチを確保するため、複数の国連機関が連携して、貧困・環境破壊・紛争・難民問題・感染症等の地球規模の諸課題に効果的に取り組む事業を支援した。同基金の運営に方針と助言を与える人間の安全保障諮問委員会に日本から3名が委員として積極的に議論をリードするなど、我が国のビジビリティ及び影響力を確保した。

国際機関との連携におけるビジビリティの確保については、日本人職員や日本企業が関与するプロジェクトを積極的に採用するとともに、調達物品や建設物への日章旗の貼付や、プレスリリース、ウェブサイト、ソーシャルメディア、現地プレスイベント等により我が国支援のビジビリティを確保した。また、国際機関の幹部職員や関係者が訪日した際に、日本との関係強化及び日本人職員の参画等について協議を行い、日本の「顔の見える援助」となるように働きかけを行った。

3 戦略的なパートナーシップの強化

ハリケーン等の自然災害に脆弱なセントビンセント、セントクリストファー・ネイビス及びアンティグア・バーブダといったカリブ諸国の小島嶼国に対し、防災・減災対策に必要な機材の供与や研修員の受入れ等を行った。また、ブラジル、ペルー及びアルゼンチンの中南米の日系人に対する支援として医療・福祉施設の整備等を行った。

途上国の経済社会開発を支援するのみならず、日本企業の海外展開への貢献が期待される取組として、無償資金協力を通じた日本企業の製品や機材等の供与を行った。一例として、28年度は、ケニアに対する道路機材の供与やモロッコに対する日本製次世代自動車の供与等を行った。

また、28年度の行政事業レビュー公開プロセスにおいて、事業化に結びつかなかった事例の分析・フォローアップを強化すべきとの指摘があったことを踏まえ、企業アンケートや個別インタビューを実施したところ、中小企業は海外事業を継続するための事業戦略及び資金確保の制約に困難を抱えていることが明らかとなった。そのため、海外展開のワンストップ支援サービスである新輸出大国コンソーシアムにJICAが加盟することや、JETROや中小企業基盤整備機構等の他団体との連携を通じて、中小企業へアドバイスする体制を強化した。また、海外展開を計画・実施する中小企業の主たる資金調達先である地域金融機関とJICAとの連携を強化するとの観点から、両者の情報の共有、海外展開セミナーの共同開催などを柱とする業務提携に関する覚書を、28年度末時点で、JICAと24の地域金融機関との間で締結するに至った。

4 主要ドナー国との連携

韓国（4月）、豪州（10月）と開発政策対話を行った他、日米韓でも開発に関する対話（7月）を実施した。

英国との間では、チュニジアにおける国境警備改善事業及び空港の国境管理能力向上支援での連携、アンゴラにおける地雷除去での連携、TICADVIに際するアフリカのジェンダー・平和構築に係るセミナーの共催、ベトナムでの海洋における法の支配に関するワークショップの共催といった協力を進めた。9月の国連総会において、英国ほかと共に、サイドイベント「栄養に関する行動の10年」を共催し、栄養改善に取り組む重要性を確認した。

仏との間では、TICADVIのサイドイベント「アフリカのための日仏パートナーシップ」を開催し、その中で、JICA、仏開発庁、コートジボワール政府との間でアビジャンにおける持続可能な都市についての協力覚書に署名した。

独やノルウェー他と、国連総会サイドイベント「国際的な健康危機：教訓の実施」を共催し、エボラ出血熱の流行を教訓とし、国際社会による公衆衛生危機への予防、備え、対応能力の強化について議論を行った。インドネシアやタイといった新興国とも国連総会サイドイベント「野心を持って行動する～UHC（ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ）を2030年までに達成するために進展を加速」を共催し、2030年までのUHC達成のための取組を議論した。

人道支援・災害救援において、日米韓や日米印の枠組みで3か国の連携の可能性について議論を行った。

新興ドナー他と連携した三角協力については、チリと中南米地域を対象に2,000人の人材育成を目標とする防災人材育成拠点化支援を実施した。また、タイと協力し、ミャンマーに対して、防災

マネジメント、口蹄疫対策、観光振興の分野において、タイにおける研修やタイからの専門家派遣を実施した。また、フィリピンとの協力の下、TICADIVを機に立ち上げられた「アフリカ稲作振興のための共同体（CARD）」イニシアティブに資するべく、CARD 対象国を対象とした稲作分野の能力強化研修を実施した。

測定指標5 国民の理解促進、開発教育の推進

中期目標（一年度）

開発協力への国民の理解と支持を得る。

27年度

年度目標

- 1 開発協力に関する講座を60回以上実施し、学校教育を始めとする様々な場を通じて、開発教育を推進する。
- 2 動画を活用した広報を実施し、視聴者による開発協力に関する理解・関心を促進させる。
- 3 「外交に関する世論調査」（内閣府実施）の今後の開発協力のあり方に関する調査結果について、「積極的に進めるべき」の割合の増加を目指す。

施策の進捗状況・実績

- 1 国民各層の理解を促進するため、開発協力に関する講座を以下のとおり計64回実施した。

（1）ODA 出前講座

高校、大学等において37回実施し、参加者数は約4,100人だった。出前講座開催後のアンケート（計27回実施）では、「非常によかった」「よかった」との回答が80%を超えた。

（2）国際協力局幹部による講演

大学・大学院、経済団体、企業等において27回（審議官級13回、課長級14回）実施した。

- 2 動画を活用した広報

（1）特別特集番組

9月から11月にかけて、3回シリーズでテレビ東京系列6局ネットにて開発協力特集番組「林修の『世界をひらく僕らの一歩』」を放送。番組視聴後のアンケート結果によれば、「開発協力」に対する「認知」は19.6%、「関心度」が30.7%、「自分の生活との関係性」が26.4%上昇し、視聴者の理解・関心の促進に効果があった。なお、3回の放送を通じて約330万世帯が番組を視聴した（電通リサーチ）。

（2）その他

ア 4月から毎月1回、フジテレビのネットチャンネル「ホウドウキョク」にて、国際協力局から職員を派遣し、開発協力をテーマに11回放送を実施した。

イ 「人づくり」をテーマとして、開発途上国における我が国の教育分野の支援を特集した政策広報動画を作成し、ホンジュラスの教材とパキスタンのノンフォーマル教育を取り上げた。この動画は28年3月から外務省HPやYoutubeで配信しており、1ヶ月で700回以上再生された。

- 3 「外交に関する世論調査」

内閣府が実施した「外交に関する世論調査」において、「日本のこれからの開発協力についてどのようにお考えですか」という問いに対して、「積極的に進めるべき」と回答した割合は、26年度に比べて2.5ポイント増加し、33.2%となった。

28年度

年度目標

- 1 開発協力に関する講座を60回以上実施し、学校教育を始めとする様々な場を通じて、開発教育を推進する。
- 2 動画を活用した広報を実施し、視聴者による開発教育に関する理解・関心を促進させる。
- 3 「外交に関する世論調査」（内閣府実施）の今後の開発協力のあり方に関する調査結果において、「積極的に進めるべき」の割合の増加を目指す。

施策の進捗状況・実績

1 開発協力に関する講座等を以下のとおり計 63 回実施した。

(1) ODA 出前講座

高校、大学等において 31 回実施し、参加者数は約 3,200 人だった。

(2) 国際協力局職員による講演

大学・大学院、経済団体、企業などにおいて 20 回（審議官級 9 回）実施した。

(3) 高校生向け情報発信サイト「スタディサプリ 放課後版！」にて開発協力に関するコラムを全 12 回配信した。

2 動画を活用した広報

(1) 特別特集番組

9 月から 10 月にかけて、ミニ・テレビ番組（4 分）「日本のいいところ再発見！世界が認めたニッポンのお宝」をテレビ東京で 4 回、特別番組（75 分）「私が変わればミライが変わる『海を渡ったニッポンのお宝を探せ！』」をテレビ東京系列 6 局ネットにて放送した。ミニ番組 4 回の放送を通じて、平均視聴率は 3.7%、瞬間最高視聴率 4.5%の結果となり、約 400 万世帯が番組を視聴した（電通リサーチ）。

(2) その他

ア フジテレビのネットチャンネル「ホウドウキョク」にて、国際協力局から職員を派遣し、開発協力をテーマとした放送を 8 回実施した。

イ アフリカにおける「人材育成」「感染症」、ASEAN への「インフラ支援」をテーマに 5 本の政策広報動画を作成し、外務省 HP や Youtube にて配信した。

3 外交に関する世論調査

内閣府が実施した「外交に関する世論調査」において、「日本のこれからの開発協力についてどのようにお考えですか」という問いに対して、「積極的に進めるべき」は 30.2%（前年比 3 ポイント減）となったが、「現在程度でよい」（50.3%）と合わせ肯定的な回答は 80%を超える結果だった。

測定指標 6 国際協力事業関係者の安全対策の強化

注：本指標は、28 年 7 月のダッカ襲撃テロ事件を受け、早急に在外邦人の安全対策の強化を図る必要性が生じたことから、28 年度事前分析表作成後に新たに設定。

中期目標（一年度）

28 年 7 月のダッカ襲撃テロ事件を受けて発足させた「国際協力事業安全対策会議」においてとりまとめられた「最終報告」（平成 28 年 8 月 30 日外務省・独立行政法人国際協力機構）に記載された新たな安全対策を着実に実施する。

28 年度

年度目標

「最終報告」では、①脅威情報の収集・分析・共有の強化、②事業関係者及び NGO の行動規範、③ハード・ソフト両面の防護措置、研修・訓練の強化、④危機発生後の対応、⑤外務省及び国際協力機構（JICA）の危機管理意識の向上・態勢の在り方の 5 つの柱に沿って、具体的な安全対策措置をできるものから実施していく。

施策の進捗状況・実績

1 脅威情報の収集・分析・共有の強化

(1) 外務省と JICA との間の脅威情報や危機意識の共有を含む国際協力事業の安全対策に関する事項全般を取り扱うとともに、関係省庁、JICA 以外の政府関係機関、事業関係者、NGO の参加を得て、安全対策に係る情報交換、啓発等を行うため、「国際協力事業安全対策会議」を常設化し、常設化後は 2 回（9 月、12 月）開催した。バングラデシュ等脅威度が高い国・地域では脅威情報等を関係者に共有する場として在外公館及び JICA 事務所と国際協力事業関係者との「意見交換会」や「安全対策連絡協議会」を開催した。

(2) 関係省庁とも協力しつつ事業関係者・NGO 等に対し在留届提出・「たびレジ」登録を徹底するよう要請した。

事業関係者・NGO が脅威情報等有益な情報を得た場合の通報窓口を外務省及び JICA に設置し、情報共有の迅速化のための集約を行った。

2 事業関係者及び NGO の行動規範

ODA 事業関係者の緊急連絡先が外務省または JICA 等に登録されるよう、関係省庁、業界団体等を通じ周知を行った。在外公館・JICA 事務所において緊急連絡訓練（29 年 2 月）を実施した。

3 ハード・ソフト両面の防護措置、研修・訓練の強化

安全対策およびテロ対策に関する研修対象（本邦）を JICA と直接契約関係にない関係者（資金協力関係者・NGO 等）にも拡大し、安全対策研修は 11 回実施、安全対策研修（WEB 版）は随時実施、テロ対策実技訓練は 6 回実施し、延べ 8,300 人が研修・訓練に参加した。

4 危機発生後の対応

国際協力事業者に対するメンタルヘルスケアの支援態勢の充実や資金協力本体事業関係者を含む JICA 事業関係者が加入できる海外旅行保険を用意した。

5 危機管理意識の向上・態勢の在り方

外務省では、国際協力局参事官を国際協力事業安全対策統括担当に指名し、「国際協力事業安全対策室」を立ち上げた。JICA では、安全対策担当の理事を指名し、総務部安全管理室を安全管理部に格上げした。安全対策の抜本的改革のための態勢の強化を図った。

測定指標 7 主要個別事業の事後評価結果(注)

評価が A：非常に高い， B：高い， C：一部課題がある， D：低いのうち， A～C の評価が占める割合（%）	中期目標値	27 年度		28 年度	
	一年度	年度目標値	実績値	年度目標値	実績値
	—	85%	90%	85%	97%

(注) 10 億円以上、またはその他有効な教訓が得られる可能性が高い事業を対象に、事業終了後に外部の第三者が現地調査等をもとに評価を行ったもののうち、当該年度の事業評価年次報告書(JICA)に掲載された事後評価結果。

(注) 但し、本内容はあくまで 28 年度に事後評価結果を公開した過去の案件の評価結果であり、当該年度に実施された事業とは直接的に関係するものではないことに留意が必要である。

参考指標：主要分野・課題別実績（注：暦年データを記載）

(約束額ベース，単位：百万ドル) (注) 東欧の ODA 卒業国を含む	実績値	
	27 年	28 年
I 社会インフラおよびサービス	3,524.70	(集計中)
II 経済インフラおよびサービス	10,321.67	〃
III 生産セクター	1,435.73	〃
IV マルチセクター援助	1,734.31	〃
V 商品援助/一般プログラム援助	738.25	〃
VI 債務救済	38.90	〃
VII 人道支援(緊急食料援助，復興，防災等)	1,099.04	〃
VIII 行政経費等	634.19	〃

作成にあたって使用した資料その他の情報

- ・外務省 ODA ホームページ
(<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/ODA/index.html>)
- ・独立行政法人国際協力機構(JICA) ホームページ「ODA 見える化サイト」
(<http://www.jica.go.jp/oda/index.html>)

施策VI-2 地球規模の諸問題への取組（モニタリング）

平成 29 年度政策評価書（モニタリング）

（外務省 28－VI－2）

施策名(※)	地球規模の諸問題への取組					
施策目標	<p>グローバル化に即応したルール作りと地球規模の問題解決に向けたリーダーシップを発揮するため、以下を推進する。</p> <p>1 人間の安全保障の概念を普及させるとともに、国際社会に存在する人間の生存、生活、尊厳に対する脅威となっているグローバルな問題の解決に貢献する。</p> <p>2 国際機関を通じた支援や条約の策定、締結、実施及び国際会議の開催を通じて地球環境問題への国際的取組に貢献する。また、防災の主流化を推進し、持続可能な開発を支援する。</p>					
施策の予算額・執行額等	区分	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	60	52	51	66
		補正予算(b)	0	0	0	/
		繰越し等(c)	57	0	0	/
		合計(a+b+c)	117	52	51	/
執行額(百万円)		113	40	36	/	

(※)本施策は、個別分野を設定しており、「施策の概要」、「関連する内閣の重要政策」、「測定指標」及び「作成にあたって使用した資料その他の情報」については、関連個別分野の該当欄に記入した。

担当部局名	国際協力局地球規模課題審議官組織	政策評価（モニタリング）実施時期	平成 29 年 10 月
--------------	------------------	-------------------------	--------------

個別分野 1 人間の安全保障の推進と我が国の貢献

施策の概要

- 1 「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」(2030 アジェンダ)の推進を通じて、人間の安全保障の推進に貢献するとともに、国連を始めとする多数国間会合や二国間会合等の場を活用しつつ、人間の安全保障の概念普及を進める。
- 2 我が国が国連に設置した人間の安全保障基金や、無償資金協力の一環である草の根・人間の安全保障無償資金協力を通じたプロジェクトの実施、国際機関を通じた人道支援等により、人間の安全保障の更なる実践に努める。
- 3 人材育成や制度整備支援を通じた基礎的保健システムの強化等により、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ(UHC)の実現に努める。感染症対策については、世界エイズ・結核・マラリア対策基金(グローバルファンド)等を通じた効率的・効果的支援に向け積極的に関与する。

関連する内閣の重要政策(施策方針演説等のうち主なもの)

- 1 第1回持続可能な開発目標(SDGs)推進本部会合における安倍総理発言(平成28年5月20日)
「日本においても、私自身を本部長とするSDGs推進本部を立ち上げ、日本政府としての実施指針を作成することを指示しました。」
- 2 第71回国連総会における安倍内閣総理大臣一般討論演説(平成28年9月21日)
「私は、日本政府の中枢に、持続可能な開発目標(SDGs)の実施に向けた特別のチームを作り、自ら率いています。」
- 3 第2回持続可能な開発目標(SDGs)推進本部会合における安倍総理発言(平成28年12月22日)
「持続可能な開発目標、SDGsの実実施指針を本日決定しました。日本は、これまで、持続可能な経済・社会づくりのため、国際社会のモデルとなるような優れた実績を積み重ねてきています。今回決定した指針には、経済、社会、環境の分野における8つの優先課題と140の施策を盛り込みました。この指針で、世界に範を示し、持続可能な世界に向けて、国内実施と国際協力の両面で国際社会をリードしていきます。」

測定指標 1-1 持続可能な開発のための 2030 アジェンダ推進に向けた実施体制の整備及び人間の安全保障への具体的貢献

中期目標(一年度)

持続可能な開発のための 2030 アジェンダについて、国連を中心にフォローアップ等を実施していくことで、人間の安全保障の推進に貢献する。

27年度

年度目標

- 1 ポスト 2015 年開発アジェンダ(9月採択予定)の策定に向けた議論への貢献及び採択された同アジェンダのフォローアップを通じて、人間の安全保障の推進に貢献する。
- 2 二国間共同宣言等の主要外交文書において人間の安全保障やその理念への言及を確保する。

施策の進捗状況・実績

- 1 保健・教育など MDGs の残された課題や地域格差など新たな問題に取り組むべく、9月、国連本部において「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が採択された。同アジェンダには、「人間中心」及び「誰一人取り残さない」といった人間の安全保障の理念が盛り込まれた。
- 2 日 EU 定期首脳協議、日フィリピン首脳会合等の成果文書の文言交渉において、当方から人間の安全保障に言及することを提案し、人間の安全保障への言及を確保した。
- 3 日 UNDP 戦略対話等の国際機関との対話プラットフォームを通じて、人間の安全保障の推進につ

いて協力を要請し、理解を得た。また、27年度補正予算ではUNDPに267百万ドル、UNICEFに115百万ドル拠出するなど、国際機関を通じて、国際開発プロジェクトを多数実施し、人間の安全保障の推進に貢献した。

28年度

年度目標

- 1 2030アジェンダの実施体制を整備し、省庁横断的な実施指針を策定する。
- 2 2030アジェンダのフォローアップ、国連の枠組、二国間・多国間外交の成果文書等を通じて、人間の安全保障の推進に貢献する。

施策の進捗状況・実績

- 1 5月に内閣総理大臣を本部長とし、全閣僚を構成員とするSDGs推進本部が設置された。これを受け、同推進本部の下、持続可能な開発目標（SDGs）実施のための指針策定に向けて、関係省庁が連携し、さらには、広範なステークホルダーと意見交換を行い、12月のSDGs推進本部第2回会合において指針本文と付表の二つからなるSDGs実施指針が決定された。実施指針本文には、ビジョンとして「持続可能で強靱、そして誰一人取り残さない、経済、社会、環境の統合的向上が実現された未来への先駆者を目指す」ことを掲げたほか、5つの実施原則とフォローアップの内容を定めた。また、SDGsのうち、日本として特に注力すべき取組の柱を示すべく、SDGsの内容を日本の文脈に即して再構成し、「あらゆる人々の活躍の推進」や「健康・長寿の達成」といった8つの優先課題を掲げた。付表には、これら8つの優先課題のそれぞれについて推進される具体的な施策として、関係省庁から提出された140の国内及び国外施策を記載した。
- 2 G7伊勢志摩サミット首脳宣言、TICADVIナイロビ宣言、日カザフスタン首脳会談における共同声明等の成果文書において、人間の安全保障への言及が確保された。また、国連システムにおける人間の安全保障の主流化の一環として、補正予算を通じて、シリアやマダガスカル等において複数の国際機関による分野横断型のプロジェクト（国連人間の安全保障基金等が「人間の安全保障アプローチ」と呼ぶアプローチによるもの）を実施した。

測定指標 1-2 人間の安全保障基金によるプロジェクトの推進

中期目標（一年度）

国際機関内での人間の安全保障の概念の主流化を図る。

27年度

年度目標

国際機関内での人間の安全保障の概念の主流化に向けて以下を実施する。

- 1 人間の安全保障基金に対し、40プロジェクト以上の申請が得られるよう人間の安全保障ユニットとともに国際機関に働きかけを行う。
- 2 人間の安全保障の推進に資するプロジェクトの8件以上の実施を確保する。うち半数以上は、3つ以上の国連機関による共同実施を確保する。

施策の進捗状況・実績

- 1 27年度中、人間の安全保障基金に対して、前年比21件増の84件の申請があった。我が国は同基金を管理運営する国連人間の安全保障ユニットに活動の指針を与える諮問委員会における議論を通じて、人間の安全保障の概念及び同基金の国連機関における認知度の向上に積極的に取り組んだ。
- 2 27年度中に承認された途上国の人間の安全保障に資するプロジェクト3件について、国連機関を含む3つ以上の機関による共同実施を確保した。（中米およびドミニカ共和国の「国家保健計画における人間の安全保障の主流化」は汎米保健機構（PAHO）、世界保健機関（WHO）、中米保健大臣審議会（COMISCA）および、一中米統合機構（SICA）による共同実施、「人間の安全保障基金を通じたマリ共和国における事業に対する支援」は、国連開発計画（UNDP）、国連食糧農業機関（FAO）、国連人道基金（UNFPA）及び世界保健機関（WHO）による共同実施、「国連人間の安全保障基金を通じたハイチにおける防災に関する支援」は、UNDP、国連教育科学文化機関（UNESCO）、ジェンダー

平等と女性のエンパワーメントのための国連機関（UN Women）および、一 国連人道高等弁務官（OHCHR）による共同実施。）人間の安全保障基金を運営する国連人間の安全保障ユニットが作成したガイドラインでは、同基金による支援案件の実施に対象国政府および現地の非政府機関（NGO）や市民社会組織（CSO）が積極的に関与することが推進されている。このようにして、これら途上国におけるプロジェクトは、実施を通じた裨益コミュニティのみならず、実施機関および対象国政府・市民社会に対しても人間の安全保障の概念を普及する上で重要な役割を担っている。26年の広報案件として作成された人間の安全保障基金による事業およびその成果を紹介する5本のショートビデオは、27年度中、国連広報センター東京事務所のホームページにおいて公開されたほか、国連広報局によるイニシアティブの一環としてモロッコの空港や全日空の機内で国連事業の一つとして紹介されるなどした。また、人間の安全保障の推進については、我が国が重視し且つ国際社会に対して貢献していることについての理解を深めるため、外務省ホームページを活用して、人間の安全保障基金が支援した案件の広報活動を継続した。

28年度

年度目標

国際機関内での人間の安全保障の概念の主流化に向けて以下を実施する。

- 1 人間の安全保障基金に対し、60プロジェクト以上の申請が得られるよう人間の安全保障ユニットとともに国際機関に働きかけを行う。
- 2 人間の安全保障の推進に資するプロジェクトの5件以上の実施を確保する。うち半数以上は、3つ以上の国連機関をはじめとする国際機関による共同実施を確保する。
- 3 人間の安全保障基金のドナーベース拡大のため、拠出に関する訴えを強化する。

施策の進捗状況・実績

- 1 28年度中、人間の安全保障基金に対して、前年比17件増の101件の申請があった。我が国は同基金を管理運営する国連人間の安全保障ユニットに活動の指針を与える諮問委員会における議論を通じて、人間の安全保障の概念及び同基金の国連機関における認知度の向上に取り組んだほか、基金のより効果的な活用に関する議論をリードした。
- 2 28年度中に承認された途上国の人間の安全保障に資するプロジェクトは7件に上った。そのうち4件について、国連機関を含む3つ以上の機関による共同実施を確保した。（「チュニジアとモリタニアにおける仙台防災枠組み2015-2030の実施を通じた都市部における脆弱なコミュニティの強靱化と人間の安全保障の推進」は国連国際防災戦略事務局（UNISDR）、国連人間居住計画（UN-Habitat）、国連開発計画（UNDP）による共同実施、「レバノンにおける住居環境と経済的エンパワーメントによる脆弱な難民と受入コミュニティの人間の安全保障の改善」は、UN-Habitat、国連児童基金（UNICEF）及びジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関（UN-Women）による共同実施、「持続可能な開発目標達成のためのカメルーン極北部における人間の安全保障の推進」は、UNDP、UNICEF、国連食糧農業機関（FAO）による共同実施。「中央アフリカ共和国の若者を支援するための社会的結束、紛争予防、暴力低減及び人間の安全保障の推進に関する国連パイロットプロジェクト」は、UNDP、国連食糧農業機関（FAO）、UN Women、国際移住機関（IOM）、国連人口基金（UNFPA）及びUNICEFによる共同実施。）人間の安全保障基金を運営する国連人間の安全保障ユニットが作成したガイドラインでは、同基金による支援案件の実施に対象国政府および現地の非政府機関（NGO）や市民社会組織（CSO）が積極的に関与することが推進されている。このようにして、これら途上国におけるプロジェクトは、実施を通じた裨益コミュニティのみならず、実施機関および対象国政府・市民社会に対しても人間の安全保障の概念を普及する上で重要な役割を担っている。
- 3 複数の潜在的ドナー国に対し、わが国からニューヨークの国連代表部や本国における大使館を通じて働きかけを強化した。また、5月にタイで開催されたアジア太平洋人間の安全保障カンファレンスにおけるパネルディスカッションにおいては、登壇した日本政府代表のスピーカーからも、各国に拠出についての必要性を訴え、更には、11月のエジプトで開催された一連の国連人間の安全保障基金関連イベントにおいても、日本政府からの基調講演等において、ドナーベース拡大に向けたスピーチを実施した。

測定指標 1-3 ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）及び感染症対策の推進

中期目標（一年度）

人間の安全保障の理念を具現化し、保健課題解決に向け、以下を達成する。

- 1 強固な保健システム及び緊急事態への準備を備えたユニバーサル・ヘルス・カバレッジ(UHC)の達成を促進する。
- 2 結核、エイズ、マラリア、エボラ出血熱等の感染症の予防・対策を支援する。
- 3 グローバルファンドの活動を通じ三大感染症対策を推進(具体的には、2012-16年の5年間に、1,000万人の命を救うとする、同基金の5カ年戦略目標の達成)する。

27年度

年度目標

- 1 UHC(全ての人が必要な時に基礎的保健医療サービスを負担可能な費用で受けられること)の実現のため、人材育成や制度整備支援を通じた基礎的保健システムの強化等につき、国際機関等とも連携しつつ、支援を行う。
- 2 結核、エイズ、マラリア、エボラ出血熱等の感染症の予防・対策を支援するため、人材育成や制度整備支援を通じた基礎的保健システムの強化等につき、国際機関等と連携しつつ、支援を行う。
- 3 グローバルファンドを通じた三大感染症対策の推進については、関係国と協力し、同ファンドへの拠出及び理事会・委員会における意思決定への参加により、効果的な資金供与メカニズムの実施、事業実施体制の効率化等を確保する。

施策の進捗状況・実績

- 1 (1) UHCの達成に向け、国際機関への協力や二国間援助を通じて、アジア・アフリカ地域を中心に、人材育成や制度整備支援などの保健システム強化といった支援を実施した。
(2) 9月、「平和と健康のための基本方針」(健康・医療戦略推進本部決定)が開発協力大綱の保健分野の課題別政策として策定され、UHCの達成が日本政府の政策目標の一つとして掲げられた。UHCの達成に向けた具体的施策には、途上国の保健システム強化支援及び保健システム強化による感染症対策への対応が含まれている。本方針は、外務省が作成した従前の国際保健政策を対象とした外務省による平成26年度ODA評価「保健関連ミレニアム開発目標(MDGs)達成に向けた日本の取組の評価」の結果を踏まえ起案し、国際機関や専門家、市民社会との意見交換を行いながら策定した。
(3) 9月、NYにおいて第70回国連総会サイドイベント「UHCへの道筋」をリベリア、セネガル、タイ、フランス、グローバルファンド、WHO、世界銀行と共催した。本イベントでは、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」における保健システム強化及びUHC達成の重要性が強調され、一同が保健の重要性を共有した。安倍総理大臣は冒頭セッションで「平和と健康の基本方針」に基づいて公衆衛生危機対応とUHC推進に取り組んでいくと述べた。
- 2 西アフリカにおけるエボラ出血熱流行に際して、我が国は二国間及び国際機関を通じた財政的支援に加え、専門家の派遣や機材供与等の貢献を行った(総額約1億8400万ドル)。エボラ出血熱流行の教訓を踏まえ、アフリカ地域を含め、人材育成や制度整備支援を通じた基礎的保健システムの強化等につき、国際機関と連携し既存の取組も活用しつつ、感染症の予防・対策支援を行った。9月に内閣総理大臣が主宰する「国際的に脅威となる感染症対策に関する関係閣僚会議」が設置され、その下に新興・再興感染症に関する国際協力・国内対策を検討する省庁横断検討チームが立ち上がった。特に、韓国におけるMERSや中南米から発生したジカウイルス感染症の対策につき、検討した。
- 3 グローバルファンドを通じた支援事業に対しては、27年度末までに累積で約25.3億ドルを拠出した。グローバルファンドの感染症対策の実績は、27年末までに、抗レトロウイルス療法(HIV感染者・エイズ患者への治療)受療者数860万人、WHO推奨の直接服薬確認療法(DOTS)を受けた結核患者数1,500万人、マラリア予防用の長期残効型蚊帳の配布数6億張(いずれも基金設立(14年)からの累積)となった。これらの事業によりグローバルファンドの事業効果が上がるよう、また、資金供与メカニズムが効果的に機能するよう、理事会及び委員会における協議に積極的に参加した。
- 4 12月、東京において国際会議「新たな開発目標の時代とユニバーサル・ヘルス・カバレッジ：強靱で持続可能な保健システムの構築を目指して」(UHC会議)(外務省、財務省、厚生労働省、国際協力機構(JICA)、日本国際交流センター共催)及びグローバルファンド第5次増資準備会合を開催した。UHC会議においては、各国政府、国際機関、有識者、市民団体が一堂に会しUHCの実現と

その継続について議論した。安倍総理大臣は冒頭セッションで、G7議長国として公衆衛生危機への対応及びUHCを推進し、保健システム強化へ積極的に貢献していくことを表明した。

28年度

年度目標

- 1 UHC(全ての人が必要な時に基礎的保健医療サービスを負担可能な費用で受けられること)の実現のため、人材育成や制度整備支援を通じた基礎的保健システムの強化等につき、国際機関等とも連携しつつ、支援を行う。
- 2 結核、エイズ、マラリアの三大感染症や、エボラ出血熱等の新興・再興感染症、薬剤耐性菌等の感染症の予防・対策を支援するため、人材育成や制度整備支援を通じた基礎的保健システムの強化等につき、国際機関等と連携しつつ、支援を行いG7伊勢志摩サミットなどを通じて国際的な議論を主導する。
- 3 グローバルファンドを通じた三大感染症対策の推進については、関係国と協力し、同ファンドへの拠出及び理事会・委員会における意思決定への参加により、効果的な資金供与メカニズムの実施、事業実施体制の効率化等を確保する。

施策の進捗状況・実績

- 1 保健システム強化等に資する二国間支援として、プライマリヘルスケア拡大支援プロジェクト（スーダン）や保健政策アドバイザー（ラオス）、セラヤセントラル保健管区二次機能病院建設計画（ニカラグア）などを28年度に開始し、専門家派遣を含む技術協力、無償資金協力などスキームを組み合わせ、開発途上国の保健システム強化に貢献した。

また、三大感染症（HIV/エイズ、結核、マラリア）対策として、各疾病に対する治療やマラリア予防用の蚊帳の配布を行うグローバルファンドに対して2.7億ドルの支援、開発途上国において既存のワクチンや新しく導入されたワクチンの普及と使用の促進のための取組を実施するGaviワクチンアライアンスに対して19.2百万ドルの支援を実施した。これら機関は、人材育成や制度整備支援を通じた保健システム強化も実施している。

さらに、これまでの国際保健に関する多国間の援助協調枠組みだった「国際保健パートナーシップ・プラス」（International Health Partnership (IHP) +）が、UHCを2030年までに達成することを目指す「International Health Partnership for UHC2030」（UHC2030）として拡大・強化されることを受け、日本からはUHC2030の事務局に対し、1.7百万ドルの支援を実施した。

- 2 G7伊勢志摩サミットでは議長国として議論を主導し、「G7伊勢志摩首脳宣言」において、保健を大きく取り上げ、感染症等の公衆衛生危機への対応能力強化、危機管理対応にも資するUHCの推進、AMR（薬剤耐性）への対応強化の3分野が重要との点で合意し、これら分野での取組の方針をまとめた「国際保健のためのG7伊勢志摩ビジョン」を発出した。また、安倍総理大臣は、日本の具体的な貢献として、公衆衛生危機対応、感染症対策やUHCの実現に向けた保健システム強化等のため、国際保健機関等に対する約11億ドルの支援方針を新たに表明した。

TICADVIにおいては、保健を優先課題の一つとして掲げ、ナイロビ宣言では「質の高い生活のための強靱な保健システム促進」として、公衆衛生危機への対応強化、危機への予防・備えにも資するUHCの推進に向けた取組について合意した。また、安倍総理は、G7伊勢志摩サミットでの約11億ドルの拠出表明に関し、グローバルファンドやGaviワクチンアライアンス等を通じて、約5億ドル以上の支援をアフリカで実施し、約30万人以上の命を救うこと、約2万人の感染症対策のための専門家・政策人材育成や基礎的保健サービスにアクセスできる人数を約200万人増加させることを表明した。

さらに、9月には第71回国連総会のサイドイベントとして、「国際的な健康危機：教訓の実施」をドイツ、ノルウェー、WHOと共催し、安倍総理大臣のスピーチ（塩崎厚生労働大臣代読）において、公衆衛生危機の備え・対応においてWHO改革、国際機関間の連携、迅速な資金動員を可能とする資金メカニズムの構築が重要であり、また、UHCの達成に向けた各国の保健システムの強化は、将来の公衆衛生危機への予防にもつながると主張した。加えて、同国連総会のサイドイベントとして、「野心を持って行動する～UHCを2030年までに達成するために進展を加速」をチリ、インドネシア、ケニア、南アフリカ、タイと共催した。

その上、大規模な感染症の流行や公衆衛生上の緊急事態において、保健と人道支援を分野横断的に連携して対応できるように、WHOと国連人道問題調整事務所（OCHA）が協力して、危機に備えるための手順（Standard Operating Procedure）の策定を「国際保健のためのG7伊勢志摩ビジョン」

において招請し，その策定を後押しした。

3 グローバルファンドを通じた支援事業に対しては，我が国は28年度末までに累積で約28億ドルを拠出した。グローバルファンドの感染症対策の実績は，28年末までに，抗レトロウイルス療法(HIV感染者・エイズ患者への治療)受療者数920万人，WHO推奨の直接服薬確認療法(DOTS)を受けた結核患者数1,500万人，マラリア予防用の長期残効型蚊帳の配布数6.5億張(いずれも14年の基金設立からの累積)となった。グローバルファンドは，2012-16年の5年間に1,000万人の命を救うとする5カ年戦略目標も達成し，2017-2022年の5カ年で更に2,900万人の命を救うとする目標を設定した。我が国は，これらの事業によりグローバルファンドの事業効果が上がるよう，また，資金供与メカニズムが効果的に機能するよう，理事会及び委員会における協議に積極的に参加した。

参考指標：人間の安全保障基金プロジェクトによる裨益者数（万人）

(出典： 国連作成文書)	実績値		
	26年度	27年度	28年度
	86	51	47

作成にあたって使用した資料その他の情報

- ・ 外務省ホームページ
人間の安全保障実績
(<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/bunya/security/statistic.html>)

個別分野 2 環境問題を含む地球規模問題への取組

施策の概要

地球環境問題に効果的に対処し、持続可能な開発を世界的に実現するために、我が国としてリーダーシップを発揮しつつ、多数国間環境条約や国際機関を通じた取組を推進する。

気候変動問題においては、「パリ協定」の着実な実施に向け、二国間の協議や地域間の枠組み等を利用して、国際交渉に積極的に取り組む。

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

環境・気候変動：

- ・地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案（平成 28 年 3 月 8 日 閣議決定）
- ・パリ協定の締結（平成 28 年 11 月 8 日）
- ・開発協力大綱（平成 27 年 2 月 10 日 閣議決定）

Ⅱ 重点施策（1）重点課題、ウ 地球規模課題への取組を通じた持続可能で強靱な国際社会の構築

- ・第 190 回国会外交演説（平成 28 年 1 月 22 日）

「グローバルな課題への一層の貢献 気候変動分野では、COP21 で合意された、史上初めて全ての国が参加する枠組みである「パリ協定」を歓迎します。この歴史的合意を世界全体の気候変動対策に関する取組の前進につなげるよう貢献してまいります。」

- ・G7 伊勢志摩サミット首脳宣言（気候変動部分抜粋）（平成 28 年 5 月 27 日）

「我々は、パリでの歴史的な業績を歓迎し、気候変動に対する我々の世界的な取組における継続的なコミットメントのみならず、COP21 のモメンタムを維持し、緩和、適応及び資金に関する長期目標を含め、パリ協定の速やかな、かつ、成功裏の実施を確保するとの我々の決意もまた再確認する。この文脈において、我々は、全ての G7 諸国を含む、国連気候変動枠組条約（UNFCCC）のほぼ全ての締約国がパリ協定に署名した事実を歓迎する。G7 は、引き続き指導的な役割を担い、パリ協定の 2016 年中の発効という目標に向けて取り組みつつ、同協定の可能な限り早期の批准、受諾又は承認を得るよう必要な措置をとることにコミットするとともに、全ての締約国に対し、同様の対応を求める。」

- ・「パリ協定」の受諾に関する内閣総理大臣の談話（平成 28 年 11 月 8 日）

「気候変動は、国際社会全体で取り組まなければならない長期的な課題です。世界は、この困難な問題の解決に向け、新たなスタートを切りましたが、今後、全ての国が「パリ協定」に基づき、着実に温室効果ガスの削減等に努めていくことが必要です。これから「パリ協定」の実施のための指針を策定する交渉が本格的に始まりますが、我が国は、全ての国による排出削減というパリ協定の精神が貫徹されるよう、各国による排出削減の透明性がより高まるようなルールの構築に向け、主導的な役割を果たしていく決意です。」

我が国は、地球温暖化対策に、内閣の最重要課題として、引き続き全力を挙げて取り組みます。本年 5 月には、「地球温暖化対策計画」を策定し、パリ協定の長期目標を見据えた戦略的な取組を明確にするとともに、2030 年度に温室効果ガスを 26%削減するという我が国の目標達成に向けた道筋を付けました。今後とも、国民運動を広く展開しながら、国内での排出削減に計画的に取り組むとともに、経済成長を犠牲にせず、これと両立する形で排出削減を実現するために、環境・エネルギー分野での革新的な技術開発を積極的に推進します。また、日本の優れた環境技術や経験を活かしつつ、COP21 で表明した 2020 年における約 1.3 兆円の気候変動対策事業が途上国で着実に実施されるよう取り組むとともに、世界全体での排出削減に貢献していきます。」

防災：

- ・第 3 回国連防災世界会議における安倍総理発言（平成 27 年 3 月 14 日）

「（前略）多くの自然災害を経験しながら、防災の知見と技術を積み重ねてきた我が国は、国際社会でも災害の犠牲者を少しでも減らすため、協力を進めてまいりました。この貢献をさらに力強く進めるため、ここに「仙台防災協カイニシアティブ」を発表します。

このイニシアティブでは、

- （1） 人材育成や制度の整備などのソフト面での支援
- （2） 質の高いインフラ整備を中心とするハード面での支援
- （3） そして、グローバルな協力と広域協力の推進

の3つのアプローチを効果的に組み合わせ、日本ならではの防災協力を実施します。(後略)」

「日本の新しい防災協カイニシアティブ、そしてこの会議で採択される仙台宣言とポスト兵庫行動枠組に基づき、防災協力を一層推進していくことをお約束して、私の発言を締めくくりたいと思います。」

※仙台防災協カイニシアティブ本文抜粋

「世界の防災活動の普及や関係国際機関の協調を図る役割を担う国連国際防災戦略事務局 (UNISDR) への支援を強化する。」

測定指標 2-1 地球環境問題の解決に向けた取組の推進

中期目標 (一年度)

我が国主導による地球環境問題の解決に向けた取組を促進する。

27年度

年度目標

1 UNEP

- (1) 日 UNEP 政策対話開催等により、UNEP との連携を強化する。
- (2) UNEP/IETC への拠出等を通じ、廃棄物管理分野での取組を推進する。

2 生物多様性条約

- (1) 生物多様性条約 COP12 を踏まえ、愛知目標の達成に向けた取組を進める。
- (2) 名古屋議定書の締結に向けた国内調整を加速する。

3 水銀に関する水俣条約

条約の締結に向けた調整等に取り組む。

4 化学物質及び廃棄物管理

5月に開催されるバーゼル・ロッテルダム・ストックホルム条約合同締約国会議等において、我が国の知見を共有しつつ議論に貢献する。

5 オゾン層保護

オゾン層保護については、平成 27(2015)年 7月に開催されるモントリオール議定書締約国会議において、HFC の扱い等を含む主要議題に積極的に貢献する。

施策の進捗状況・実績

1 国連環境計画 (UNEP)

10月に東京で日 UNEP 政策対話を開催し、第 2 回国連環境総会 (UNEA2) に向け、又、廃棄物分野等に関し、我が国と UNEP との協力強化を確認した。また、国連環境計画・国際環境技術センター (UNEP/IETC) への拠出を行う等、廃棄物分野での国際機関を通じた取組を推進した。

2 生物多様性条約

11月に開催された生物多様性条約第 19 回科学技術助言補助機関会合 (SBSTTA19) に関係省庁とともに出席し、愛知目標の実現に向けた議論、調整に貢献した。また、名古屋議定書の締結に向け、国内関係省庁間で連絡会議等を開催し、調整を進めた。

3 水銀に関する水俣条約

条約の締結に向けて国内省庁との調整を進め、平成 28 年 2 月、国連に受諾書を寄託し、我が国は締約国となった。

4 化学物質及び廃棄物管理

5月に開催されたバーゼル条約・ロッテルダム条約・ストックホルム条約合同締約国会議では、化学物質及び廃棄物の適正な管理に関する我が国の知見を共有しつつ、議論に積極的に貢献した。

5 オゾン層保護

11月に開催されたモントリオール議定書第 27 回締約国会合では、オゾン層を破壊しないが高い温室効果を有するハイドロフルオロカーボン (HFC) 管理の実現可能性及びその方法に関し議論するためのコンタクトグループの設置決定に貢献した。

28年度

年度目標

1 UNEP

第2回国連環境総会（UNEA2）や日 UNEP（国連環境計画）政策対話等により、UNEP との連携を強化する。

2 生物多様性

生物多様性条約 COP13 やワシントン条約 COP17 等での議論に積極的に貢献する。

3 水銀に関する水俣条約

条約の発効に向け我が国として同条約未締結国に対する締結の働きかけに取り組む。

4 化学物質及び廃棄物管理

UNEP/IETC（国連環境計画・国際環境技術センター）への拠出等を通じ、廃棄物管理分野での取組を推進する。

5 オゾン層保護

モントリオール議定書締約国会合等において、HFC の扱い等を含む主要議題の議論に積極的に貢献する。

施策の進捗状況・実績

1 UNEP

5月にナイロビ（ケニア）において第2回国連環境総会（UNEA2）が開催され、27（2015）年9月に採択された持続可能な開発のための2030アジェンダの環境に関する目標への取組、同年12月に採択されたパリ協定の実施の支援策等、環境分野における重要課題について議論が行われ、我が国もこれらの議論に積極的に貢献した。なお、28年度においては、UNEP 事務局長の交替があったこともあり、日 UNEP 政策対話は開催されなかったが、UNEA2 の機会等も活用して、UNEP 本部所在地にある我が国在外公館を通じて協力関係の強化に努めた。

2 生物多様性

9月から10月にかけて、ワシントン条約 COP17 がヨハネスブルグ（南アフリカ）で開催された。同会議においては、絶滅のおそれのある野生動植物の国際取引に関し、附属書への掲載等が議論され、我が国もこれらの野生動植物の保護及び持続可能な利用に関する議論に貢献した。

12月、生物多様性条約 COP13 がカンクン（メキシコ）で開催され、22（2010）年の COP10 で採択された「愛知目標」の達成に向けた取組等の生物多様性に関する重要課題について議論が行われ、我が国もこれらの議論に貢献した。29年2月、生物多様性条約の下での遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関する具体的な措置を規定する「名古屋議定書」、並びに、改変された生物（いわゆる遺伝子組換え生物等）の国境を越える活動から生ずる損害に対応するための措置を規定する「名古屋・クアラルンプール補足議定書」を、我が国の締結に向けて、国会に提出した。

3 水銀に関する水俣条約

条約の発効に向け、我が国として関係各国との連携・協力を進め、同条約未締結国に対する働きかけに取り組んだ結果、29年2月現在、同条約の締約国は38か国となった（28年4月時点の25か国から3か国増）。

4 化学物質及び廃棄物管理

UNEP/IETC への拠出及び UNEP/IETC との緊密な連携による廃棄物管理分野での様々なプロジェクトの実施支援を通じ、途上国における環境技術の適正化の普及に貢献した。

5 オゾン層保護

10月、モントリオール議定書第28回締約国会合がキガリ（ルワンダ）で開催され、同議定書の規制対象に、地球温暖化効果の高い HFC を追加する議定書改正が採択された。その過程で、我が国は各国の立場の違いに配慮しつつ、議論に貢献した。

測定指標 2-2 気候変動問題の解決に向けた取組の推進

中期目標（一年度）

我が国主導による気候変動問題の解決に向けた取組を促進する。

27年度

年度目標

- 1 気候変動交渉における、32年以降の新たな法的枠組みに関する27年までの合意に向けて、実質的な貢献を行う。
- 2 「二国間クレジット制度」を推進し、25年11月に表明した、28年までに署名国を16カ国に増やすという目標の達成を目指して関係国との協議を加速していく。

施策の進捗状況・実績

1 国連気候変動枠組条約第21回締約国会議(COP21)

11月から12月にパリ(フランス)においてCOP21が開催され、歴史上初めて、全ての国が参加する公平かつ実効的な国際枠組みとなる「パリ協定」が採択された。「パリ協定」においては、主要排出国を含む全ての国が削減目標を5年ごとに提出・更新すること、この実施状況を共通かつ柔軟な方法で報告し、レビューを受けること、二国間クレジット制度(JCM)を含む市場メカニズムの活用が位置づけられたことなど、日本の提案が多く取り入れられた。

COP21に先立って、安倍総理大臣より気候変動対策と経済成長との両立の鍵であるイノベーション強化及び途上国支援の増額の二本柱からなる貢献策「美しい星への行動2.0(ACE2.0)」を発表した。ACE2.0は、我が国による32(2020)年における1兆3000億円の途上国支援策の表明が含まれ、これにより、32(2020)年までに1000億ドルの気候変動対策資金を途上国のニーズに対応するために動員するというCOP16で決定された目標達成への道筋をつけ、合意の大きな後押しとなった。

2 二国間クレジット制度(JCM)の推進

二国間の取組として、我が国の優れた技術を活用しつつ途上国の気候変動対策を強化すべく、二国間クレジット制度を推進したことにより、JCM署名国は、モンゴル、バングラデシュ、エチオピア、ケニア、モルディブ、ベトナム、ラオス、インドネシア、コスタリカ、パラオ、カンボジア、メキシコ、サウジアラビア、チリ、ミャンマー、タイの16カ国に増加した。

COP21に際して、我が国は署名国が一堂に会する「第3回JCMパートナー国会合」を開催し、JCMの進捗を歓迎し、引き続き協力してJCMを実施していくこと等が表明された。

3 緑の気候基金(GCF)に関する取組

5月に「緑の気候基金への拠出及びこれに伴う措置に関する法律」が成立したことを受け、日本はGCFに15億米ドルを拠出するための取決めを取り交わした。これにより、GCFは途上国に対する支援を開始できるようになった。日本は、島嶼国をはじめとする気候変動の影響に脆弱な国における当該基金の活用を促進するため、同5月には第7回太平洋・島サミット(PALM7)に際して来日した太平洋島嶼国の首脳を招いて「気候変動・開発フォーラム」を、9月には「小島嶼国開発途上国向け緑の気候基金レディネス支援ワークショップ」を開催するとともに、理事国として基金の運営に積極的に参画した。この結果、11月の理事会では、島嶼国案件2件を含む8件の案件が初めて承認された。

4 『第四回東アジア低炭素パートナーシップ対話』

12月、COP21の公式イベントとして第4回対話を開催。これまでの対話の成果や日本の支援および日本の取り組みなどグッドプラクティスを掲載した提言集を発表した。

5 『気候変動に対する更なる行動』に関する非公式会合

平成28年2月、我が国がブラジルとともに共同議長を務め、新たな国際枠組みであるパリ協定の採択後初めて先進国と途上国の気候変動交渉官が集う会合として開催し、パリ協定の実効的な実施に向けて活発な意見交換を行った。

28年度

年度目標

- 1 「パリ協定」の実施に向けて、国際的な詳細なルール構築に積極的に貢献していくとともに、我が国の署名及び締結に向けて必要な準備を進める。
- 2 「二国間クレジット制度(JCM)」を推進し、署名国との着実な実施を図る。

施策の進捗状況・実績

- 1 我が国が議長国を務めたG7伊勢志摩サミット(5月)において発表された声明では、G7は同協定の28(2016)年中の発効を目標に、できるだけ早期の締結に向けて取り組むことで一致。我が国は議長国としてその議論を主導した。また、10月の国連気候変動枠組条約第22回締約国会議閣

僚級非公式準備会合（プレ COP）において、我が国を含む先進国は、32（2020）年まで年間1,000億ドルの途上国支援を行うという目標の達成に向けた具体的な筋道を示した「Roadmap to \$100 billion」を発表し、途上国から大いに歓迎された。11月にはパリ協定が発効し、その直後にマラケシュ（モロッコ）で開催された COP22 においては、我が国は、30（2018）年までに実施指針を策定すること等の決定に向け、積極的に交渉に関与し、同決定の採択に貢献した。我が国自身は、4月に国連本部で行われたパリ協定の署名式において同協定に署名し、11月に締結した。

- 2 5月、インドネシアにおいて初めての JCM クレジットが発行され、続いてモンゴル及びパラオでもクレジットが発行された。また、29年1月、フィリピンとの間で二国間クレジット制度構築に関する署名が行われ、パートナー国は17か国となった。

測定指標 2-3 国連等関係機関と連携した国際防災協力の推進

中期目標（一年度）

我が国主導による防災の推進に向けた取組を促進する。

27年度

年度目標

- 1 防災指標の専門家会合などの各種会合への参加を通じて、東日本大震災等を通じて得た防災についての我が国の知見・経験を、国際的に行われる国連国際防災戦略 (UNISDR) の政策に反映する。
- 2 被災地におけるより良い復興の支援などを通じ、第3回国連防災世界会議で策定された仙台防災枠組を推進する。
- 3 拠出等を通じ、UNISDR による各国における防災関連施策の充実のための活動の効果的かつ効率的な実施に貢献する。

施策の進捗状況・実績

- 1 仙台防災枠組の世界的な推進のため、仙台防災協力イニシアティブの一環として国際防災協力の中心的機関である国連国際防災戦略事務局 (UNISDR) を通じて取り組むとともに、防災指標の専門家会合等への参加他、UNISDR に対する我が国拠出金の中から国連世界防災白書の作成等へのイヤマックを行った。
- 2 我が国交渉における働きかけなどの結果、「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」等の国際的なアジェンダにおいて防災の視点が取り入れられたことや、ネパール地震の復興支援などにおいて、防災の主流化が大きく進み、仙台防災枠組の推進が図られた。
- 3 第3回国連防災世界会議のフォローアップとして、我が国が主導し、世界津波の日（11月5日）の制定を提案し、我が国をはじめ142か国が共同提案国となり、12月の国連総会において全会一致で制定された。これにより、UNISDR による防災の普及啓発を効果的に実施することに貢献した。

28年度

年度目標

- 1 各種会合への参加を通じて、東日本大震災等を通じて得た防災についての我が国の知見・経験を、国際的に行われる国連国際防災戦略 (UNISDR) の政策に反映する。
- 2 被災地におけるより良い復興の支援などを通じ、第3回国連防災世界会議で策定された仙台防災枠組を推進する。
- 3 拠出等を通じ、UNISDR による各国における防災関連施策の充実のための活動の効果的かつ効率的な実施に貢献する。

施策の進捗状況・実績

- 1 仙台防災枠組の指標の策定にあたり、内閣府と協力し、指標のフィージビリティ調査及び UNISDR への提言を行った結果、29年2月の国連総会において、日本が主張する直接経済損失などの経済指標が盛り込まれた「仙台防災枠組み 2015-2030」の防災指標及び専門用語に係る政府間専門家作業部会レポート決議案が採択された。
- 2 仙台防災枠組のフォローアップとして、日本を含む世界30か国から合計約360名の高校生が参加した「世界津波の日高校生サミット in 黒潮」（11月）や津波防災訓練等、国際機関等と連携し、

15 に及ぶ「世界津波の日」関連行事を世界各地で実施した。これら行事の実施を通して、都市防災キャンペーン参加都市増加（27 年 3,098 都市→28 年 3,457 都市）など、各国・地域の「防災の主流化」が進展するとともに、我が国の防災に係る経験や知識の共有及び各国における防災人材の育成等につながった。

- 3 抛出やグラスチャー国連事務総長特別代表（防災担当）兼 UNISDR 代表と我が国外務省政務と内閣府政務との意見交換等を通じ、組織改革の促進、我が国知見を共有することにより、防災指標を活用した「仙台防災枠組 2015-2030」のモニタリングや「世界津波の日」の普及啓発活動を重要業務とした UNISDR の活動の効果的かつ効率的な実施に貢献した。

参考指標：兵庫行動枠組の推進（国家レベルで防災調整メカニズムを設置した国数）（26 年度）及び仙台防災枠組の推進（国内災害損失データを有する国数）（27, 28 年度）

(出典：UNISDR ANNUAL REPORT)	実績値		
	26 年度	27 年度	28 年度
	116	90	92

作成にあたって使用した資料その他の情報

- ・ 外務省ホームページ
第 3 回国連防災世界会議
(http://www.mofa.go.jp/mofaj/ic/gic/page3_001128.html)
- 日本政府によるパリ協定署名（平成 28 年 11 月 8 日）
(http://www.mofa.go.jp/mofaj/ic/ch/page24_000597.html)
- 「パリ協定」の受諾に関する内閣総理大臣の談話（平成 28 年 11 月 8 日）
(http://www.mofa.go.jp/mofaj/ic/ch/page4_002477.html)
- 伊勢志摩サミット首脳宣言（仮訳）（平成 28 年 5 月 27 日）
(<http://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000160267.pdf>)
(P. 25 気候変動, エネルギー及び環境>気候変動 1 段落目)
- 二国間クレジット制度 (JCM)
(http://www.mofa.go.jp/mofaj/ic/ch/page1w_000122.html)

基本目標Ⅶ 分担金・拠出金

施策Ⅶ-1 国際機関を通じた政務及び安全保障分野に係る国際貢献

平成 29 年度政策評価書

(外務省 28-Ⅶ-1)

施策名	<p>国際機関を通じた政務及び安全保障分野に係る国際貢献</p> <p>本施策評価は、政務及び安全保障分野の国際機関の活動に照らした分担金・拠出金の有効性等を評価するものであり、「分担金・拠出金を通じ政治・安全保障分野を所掌する国際機関の活動を推進し、連携を強化するとともに、国際社会の平和と安定を確保する」ことを施策目標としている。本施策の達成手段となっている分担金・拠出金の拠出対象となる国際機関の活動は多岐にわたっており、対象となる政務及び安全保障分野の分担金・拠出金のうち、主要な分担金・拠出金を順次取り上げ評価することにより、施策全体の評価に代えている。今後は、以下のとおり国際刑事裁判所 (ICC) 分担金の評価を実施した。</p> <p>なお、本施策の目標を達成するための、同分担金以外の分担金・拠出金は「平成 28 年度外務省政策評価事前分析表」の「達成手段」欄に記載した。これら分担金・拠出金は、基本目標Ⅰ～Ⅵの関連する施策 (同「達成手段」欄の「達成手段名」欄に施策番号を記入) の実施に資する達成手段ともなっているところ、これら施策の評価も併せて参照願いたい。</p>				
評価対象分担金・拠出金名 (注)	国際刑事裁判所 (ICC) 分担金				
施策目標	<p>国際刑事裁判所の目的である、国際社会における最も重大な犯罪の訴追・処罰を通じて、国際の平和と安全の維持に貢献し、我が国の外交政策の柱の一つでもある国際社会における法の支配の強化を促進する。</p>				
施策の概要	<p>国際刑事裁判所は、集団殺害犯罪、人道に対する犯罪及び戦争犯罪に対して刑事責任を負う個人の訴追・処罰を行っており、同裁判所に対する分担金の拠出により、犯罪の捜査、刑事裁判の遂行、被害者や証人の保護等の活動を支援する。なお、分担金の支払いは、ICC ローマ規程 (第 115 条 (a)) に規定された締約国の義務であり、同裁判所及び締約国会議の活動費用は締約国の分担金によって賄われている。</p>				
施策の予算額・執行額等	区分	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
予算の状況 (百万円)	当初予算 (a)	2,778	2,359	3,458	2,923
	補正予算 (b)	0	0	0	/
	繰越し等 (c)	0	0	0	/
	合計 (a+b+c)	2,778	2,359	3,458	/
執行額 (百万円)		2,778	2,359	3,458	/
関連する内閣の重要政策	<p>・第 193 回国会施政方針演説 (平成 29 年 1 月 20 日)</p> <p>「自由、民主主義、人権、法の支配といった基本的価値を共有する国々と連携する。」</p>				

(注) 28 年度予算については、ICC の 28 (2016) 年予算案が、仮庁舎から本庁舎への移転及び裁判所の活動の増大に伴い対前年比増となったことに対応したもの。

本欄以下の記載欄は評価対象分担金・拠出金にかかるものであり、施策全体にかかる「施策の予算額・執行額等」は、「作成にあたって使用した資料その他の情報」欄に記載した。

評価結果 (注 1)	目標達成度の測定結果	(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり	(判断根拠) 主要な測定指標で目標達成に至らなかったことから、左記のとおり判定した。
	測定指標の 28 年度目標の達成状況 (注 2)	* 1 国際社会における法の支配の強化	B
		* 2 ICC における我が国のプレゼンス・影響力の確保	B

(注1) 評価結果については、以下の「評価結果」－「施策の分析」及び「次期目標等への反映の方向性」欄の記載を併せて参照願いたい。

(注2) 「測定指標の28年度目標の達成状況」欄には、測定指標の名称及び28年度目標の達成状況を列挙した。「*」印は、該当する測定指標が主要な測定指標であることを示している。

学識経験を有する者の知見の活用	<p>(外務省政策評価アドバイザー・グループ・メンバーの所見)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新しい国際機関なりの、また重大犯罪の裁判にかかわる機関なりの悩みがあるはずで、そこを汲み取るような対話がICC事務局とできているのか、そのような回路があるのか気になっていたが、「スタディ・ガバナンス・グループの共同議長国として議論を進めた」のは良かったと思う。今後もそうした取り組みを続けるべき。 		
担当部局名	国際法局	政策評価 実施時期	平成29年10月

測定指標 1 国際社会における法の支配の強化

中期目標（一年度）

国際社会全体の関心事である最も重大な犯罪の訴追・処罰を行うとの ICC の活動を支援することにより、国際の平和と安全の維持に貢献し、国際社会における法の支配の強化に貢献する。

28 年度

年度目標

我が国の財政的貢献（分担金の支払い）及び ICC の運営への参画（裁判手続の効率性・実効性向上のための議論に参加）を通じて、現在 ICC に係属している事態について、捜査から被疑者の逮捕・引渡し、裁判、判決言渡しまでの刑事司法サイクルの進展を後押しする。

施策の進捗状況・実績

ICC は 28 年度、同裁判所に係属している 10 の事態につき捜査・訴追活動を継続した。我が国は 27 年度に引き続き最大の分担金拠出国（28（2016）年の分担率は約 16.5%）として分担金を支払うとともに、ICC 締約国会議及びその下部組織（議長団会合、各作業部会等）に参加し、裁判所の運営及び ICC と締約国との協力促進等に関する取組に積極的に参加することを通じて ICC の活動を支援した。

裁判所の運営に関しては、我が国は、裁判所のガバナンスに関する事項を締約国が審議するスタンディ・ガバナンス・グループで 27 年に引き続き共同議長を務め、刑事手続の迅速化及び予算作成プロセスの改善に関する議論を進めた。

また、ICC と締約国との協力に関しては、被疑者の逮捕・引渡しに関する締約国の協力を促進するためのツールキット（注：対応マニュアル）作成にアジア太平洋地域のフォーカルポイントとして参加した。

更に、ICC がより一層国際社会における法の支配に貢献していくためには、できるだけ多くの参加を得ていくことが重要であり、この観点から、我が国は、アジア太平洋地域における ICC 締約国拡大に向けた方策について ICC との意見交換を継続した。

ただし、被疑者の逮捕・引渡しが発現していない事件が 25 件の係属事件中 11 件あり、また、ICC 締約国数は 124 に留まっている。

（参考）27 年度

施策の進捗状況・実績

ICC に対する分担金の拠出及び締約国会議での議論への参加を通じて ICC の活動を支援することにより、国際社会における法の支配の強化に貢献した。具体的には、我が国を含む締約国の分担金の拠出により、ICC に係属中の事態に関し、犯罪の捜査、刑事裁判の遂行、被害者や証人の保護等の活動が進展した。

28 年度目標の達成状況：B

測定指標 2 ICC における我が国のプレゼンス・影響力の確保

中期目標（一年度）

ICC の運営、専門分野への人的貢献、財政マネジメントへの積極的な関与により、我が国の影響力を維持する。

28 年度

年度目標

締約国会議及び関連作業部会・委員会等において引き続き積極的に参加することにより、ICC の全般的な運営を監督・支援する。

また、予算交渉・執行モニタリングへの積極的な参加及び予算財務委員会への委員の派遣を継続し、ICC の活動が増大する中においても適切な財政運営が確保されるよう、最大の分担金拠出国として十分な影響力を堅持する。

さらに、我が国出身の裁判官等が引き続き ICC の専門分野で任務を遂行することにより、我が国の人的貢献を進める。

施策の進捗状況・実績

- 1 我が国は、締約国会議及びその下部組織（議長団会合、各作業部会）の全てに出席し、上記測定指標 1 の 28 年度実績のとおり、ICC の運営を監督・支援した。これにより、法律事項を含む運営全般の各事項について、議論を積極的に牽引した。また、締約国会議では、こうした我が国の貢献を発信すると共に、ICC に係属している事態の性的暴力の被害者保護対策に充てるため、同基金に対し約 4 万 7 千ユーロを拠出することを表明した。
- 2 財政運営に関しては、他の主要財政拠出国と協力しつつ予算交渉及び執行状況のモニタリングを行って裁判所の効率的な資源活用を促した他、予算財務委員会に引き続き委員を派遣し、予算策定の段階からの査定、健全な財政基盤の構築に向けて積極的な役割を果たした。
- 3 我が国出身の尾崎久仁子裁判官が 27 年度に引き続き裁判所第二次長を務めた他、4 月には、ICC 被害者信託基金の野口元郎理事長が 2 期目に再選された。また、ICC 裁判官選挙の候補者評価を行う裁判官指名諮問委員会においては我が国の福田博委員が引き続き委員を務めた。ただし、ICC は、地理的配分ポストについて、望ましい専門職以上の日本人職員数を 41～55 名と算出しており、現在の日本人職員数は 7 名のため、現時点では望ましい水準に達していない。また、日本人職員が全職員に占める割合は 1.6%となっている。

参考：27 年度

施策の進捗状況・実績

ICC ローマ規程締約国会議においては、同会議の下に設置された ICC ローマ規程及び裁判手続証拠規則等の法律問題から行財政に至るまで多様な事項を扱う各種作業部会において共同議長やフォーカルポイントを務めたほか、議長団会合のメンバーとして参加し、締約国会議全般において強い発言権を維持することにより、ICC の適切な運用を監督・支援した。また、ICC 裁判官選挙の候補者評価を行う裁判官指名諮問委員会においても、11 月に我が国の福田博委員が再選された。

財政運営の観点では、主要財政拠出国グループの一員として予算交渉及び執行状況のモニタリングを行ったほか、予算財務委員会に委員を派遣し、予算策定の段階からの査定、健全な財政基盤の構築に向けて積極的な役割を果たした。

また、専門分野においても、27 年 3 月に我が国出身の尾崎久仁子裁判官が裁判所第二次長に選出されるとともに、ICC 被害者信託基金においても、11 月に我が国の野口元郎理事長が再選され、司法活動及び被害者賠償制度の運用にそれぞれ重要な任務を遂行した。

28 年度目標の達成状況：B

評価結果

施策の分析

【測定指標 1 国際社会における法の支配の強化】

28 年度

(1) 常設の国際刑事法廷としては唯一の機関である ICC に対し、我が国は最大の分担金拠出国としての財政的貢献を行うのみならず、締約国会議及びその下部組織への参加を通じて、ICC の効率的な運営に必要なガバナンス向上及び手続証拠規則改正に取り組んだ他、ICC と締約国との協力促進についても積極的に取り組んだ。こうした活動は ICC における捜査・裁判の進展に寄与した一方、被疑者の逮捕・引渡しが実現していない事件数及び ICC 締約国数を踏まえ、全体としては目標達成に至らないものの相当程度の進展があったと判定した。

(2) 特に我が国が、裁判所のガバナンスに関して、27 年に引き続きスタディ・ガバナンス・グループの共同議長国として議論を進めたこと、及び、ツールキット作成を通じて ICC と締約国との間の協力促進に務めたことは、ICC における刑事司法サイクルの進展を後押しする上で有益であった。

(28 年度：国際刑事裁判所 (ICC) (分担金) (達成手段①))

【測定指標2 ICCにおける我が国のプレゼンス・影響力の確保】

28年度

- (1) 我が国は、最大の分担金拠出国として ICC の効率的な運営を監督・支援することを重視しており、そのためには、行財政事項から法律事項に至るまで様々な場で然るべき影響力を確保することが我が国の分担金の効果的な活用のためにも重要である。その観点から、我が国が締約国会議及び各関連会合や予算交渉に積極的に参加するとともに、専門的知見を要する分野については裁判官や委員等の派遣を継続して人的貢献を行うことにより、ICC における我が国のプレゼンス・影響力を確保することができたと考えられる。一方、日本人職員数の現状の割合に鑑み、相当程度の進展があったと判定した。
- (2) 特に、尾崎久仁子裁判官を始めとする我が国出身の人材が裁判所、行財政に関する各委員会及び被害者支援の各分野において引き続き重要なポストを務めたことは、ICC の運営を監督・支援し我が国の人的貢献を進める上で効果があった。(28年度：国際刑事裁判所 (ICC) (分担金) (達成手段①))

次期目標等への反映の方向性

【施策(施策の必要性に関する分析を含む)】

ICC は、唯一の常設の国際刑事法廷として、国際社会における最も重大な犯罪の訴追・処罰を通じて法の支配の強化の促進に重要な役割を担っており、上述のとおり現在係属している事態・事件について司法サイクルを進めているところであることから、本施策は今後も継続する必要がある。

【測定指標】

1 国際社会における法の支配の強化

上述の施策の分析のとおり、28年度において、ICC の活動を分担金の拠出及び裁判所の運営への貢献を通じて支援することは、国際社会における法の支配を強化するために不可欠な取組であり、目標の設定は適切であった。我が国は今後もこの取組及び締約国の拡大に向けた取組を継続する。

2 ICC における我が国のプレゼンス・影響力の確保

ICC がより効果的・効率的に活動するためには、我が国は最大の分担金拠出国として相応のプレゼンスを確保し、ICC が適切に運営されるよう監督・支援していく必要があるため、引き続きこの取組を継続する。日本人職員増強に向けた取組も継続する。

作成にあたって使用した資料その他の情報

- ・ 外務省ホームページ
国際社会における法の支配 国際刑事裁判所
(<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/icc/index.html>)
- ・ ICC ホームページ
(<https://www.icc-cpi.int/>)

(参考)

本施策には、今回取り上げた、国際刑事裁判所 (ICC) 分担金の他、国際機関を通じた政務及び安全保障分野に係る国際貢献のため、国際連合 (UN) 分担金、国際連合平和維持活動 (PKO) 分担金、国際原子力機関 (IAEA) 分担金なども含まれている。

本施策全体の予算額・執行額等は、次のとおりである。

区分		26年度	27年度	28年度	29年度
予算の 状況 (百万 円)	当初予算 (a)	98,395	105,508	104,223	92,124
	補正予算 (b)	53,915	53,364	69,303	
	繰越し等 (c)	0	0	1,000	
	合計 (a+b+c)	152,310	158,871	174,526	
執行額 (百万円, d)		152,171	157,911	171,578	

(項) 国際分担金其他諸費のうち、(事項) 経済協力に係る国際機関等を通じた政務及び安全保障分野

に係る国際貢献に必要な経費, (事項) エネルギー対策に係る国際機関を通じた政務及び安全保障分野に必要な経費, (事項) 国際機関等を通じた政務及び安全保障分野に係る国際貢献に必要な経費, (事項) 国際機関における邦人職員増強に必要な経費の合計である。

施策Ⅶ-2 国際機関を通じた経済及び社会分野に係る国際貢献

平成 29 年度政策評価書

(外務省 28-Ⅶ-2)

<p>施策名</p>	<p>国際機関を通じた経済及び社会分野に係る国際貢献 本施策評価は、経済及び社会分野の国際機関の活動に照らした分担金・拠出金の有効性等を評価するものであり、「分担金・拠出金を通じ経済・社会分野を所掌する国際機関の活動を推進し、連携を強化するとともに、我が国の経済・社会分野における国益を保護・増進する」ことを施策目標としている。本施策の達成手段となっている分担金・拠出金の拠出対象となる国際機関の活動は多岐にわたっており、対象となる経済及び社会分野の分担金・拠出金のうち、主要な分担金・拠出金を順次取り上げ評価することにより、施策全体の評価に代えることとする。今次は、世界貿易機関(WTO)分担金・拠出金の評価を実施した。 なお、本施策の目標を達成するための、同分担金以外の分担金・拠出金は「平成 28 年度外務省政策評価事前分析表」の「達成手段」欄の達成手段欄に記載した。これら分担金・拠出金は、基本目標Ⅰ～Ⅵの関連する施策(同「達成手段」欄の「達成手段名」欄に施策番号を記入)の実施に資する達成手段ともなっているところ、これら施策の評価も併せて参照願いたい。</p>				
<p>評価対象分担金・拠出金名(注)</p>	<p>世界貿易機関(WTO)分担金・拠出金</p>				
<p>施策目標</p>	<p>我が国が WTO を中心とするルールに基づく多角的貿易体制の維持・強化、保護主義抑止及び更なる貿易自由化の進展等において積極的な役割を果たす。それにより、世界貿易によって裨益する我が国の国益が更に維持・増進されることとなる。我が国による分担金及び拠出金の拠出、WTO 閣僚会議や一般理事会への積極的な参画等を通じ、多角的貿易体制の維持・強化に寄与する。</p>				
<p>施策の概要</p>	<p>我が国は、世界貿易機関に対して、WTO 設立協定第 7 条 4 の「世界貿易機関の経費に係る自国の分担金を速やかに同機関に支払う」旨の規定に基づき、分担金支払い義務を果たす。この拠出により、WTO はその主要任務である貿易関連協定、貿易関係の加盟国間交渉、紛争解決、貿易政策検討制度の運用が可能となる。 また、WTO 加盟国の 5 分の 4 を占める開発途上国の WTO 協定に基づく義務履行能力の向上や交渉能力不足の解消等を目的として、先進国の任意拠出によるグローバル・トラスト・ファンド(注)が創設され、同ファンドに任意拠出を行っている。 (注) グローバル・トラスト・ファンド概要 途上国の交渉参加を促すことを目的として、途上国に対して WTO の各協定や新分野に関する理解促進、技術協力プログラム(ジュネーブでのトレーニング、各地域におけるセミナーや各国への専門家派遣など)を実施。</p>				
<p>施策の予算額・執行額等(WTO 分担金)</p>	<p>区分</p>	<p>26 年度</p>	<p>27 年度</p>	<p>28 年度</p>	<p>29 年度</p>
<p>予算の状況(百万円)</p>	<p>当初予算(a)</p>	<p>920</p>	<p>1,019</p>	<p>1,069</p>	<p>949</p>
	<p>補正予算(b)</p>	<p>0</p>	<p>0</p>	<p>0</p>	<p></p>
	<p>繰越し等(c)</p>	<p>0</p>	<p>0</p>	<p>0</p>	<p></p>
	<p>合計(a+b+c)</p>	<p>920</p>	<p>1,019</p>	<p>1,069</p>	<p></p>
<p>執行額(百万円)</p>	<p></p>	<p>920</p>	<p>1,019</p>	<p>1,069</p>	<p></p>
<p>施策の予算額・執行額等(WTO 任意拠出金)</p>	<p>区分</p>	<p>26 年度</p>	<p>27 年度</p>	<p>28 年度</p>	<p>29 年度</p>
<p>予算の状況(百万円)</p>	<p>当初予算(a)</p>	<p>32</p>	<p>31</p>	<p>28</p>	<p>26</p>
	<p>補正予算(b)</p>	<p>0</p>	<p>0</p>	<p>0</p>	<p></p>
	<p>繰越し等(c)</p>	<p>0</p>	<p>0</p>	<p>0</p>	<p></p>
	<p>合計(a+b+c)</p>	<p>32</p>	<p>31</p>	<p>28</p>	<p></p>
<p>執行額(百万円)</p>	<p></p>	<p>32</p>	<p>31</p>	<p>28</p>	<p></p>
<p>関連する内閣の重要政策</p>	<p>・第 189 回国会外交演説(平成 27 年 2 月 12 日) 「経済面での国際ルール整備のため、WTO や OECD, APEC, 主要国首脳会議等の議論に積極的に参画します。」</p>				

(注) 本欄以下の記載欄は評価対象分担金・拠出金にかかるものであり、施策全体にかかる「施策の予算額・執行額等」は、「作成にあたって使用した資料その他の情報」欄に記載した。

評価結果 (注1)	目標達成度の測定結果	(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり	(判断根拠) 主要な測定指標で目標達成に至らなかったことから、左記のとおり判定した。
	測定指標の28年度目標の達成状況(注2)	* 1 多角的貿易体制の維持・強化	B
		* 2 開発途上国の能力向上	B

(注1) 評価結果については、以下の「評価結果」-「施策の分析」及び「次期目標等への反映の方向性」欄の記載を併せて参照願いたい。

(注2) 「測定指標の28年度目標の達成状況」欄には、測定指標の名称及び28年度目標の達成状況を列挙した。「*」印は、該当する測定指標が主要な測定指標であることを示している。

学識経験を有する者の知見の活用	(外務省政策評価アドバイザー・グループ・メンバーの所見) ・WTOにおいて、標準や規制に関する調和や協力を、わが国に不利にならないような形で、どのように進めるのか。これにかかわる目標設定のあり方を検討すべきではなかろうか。
-----------------	--

担当部局名	経済局	政策評価実施時期	平成29年10月
-------	-----	----------	----------

測定指標 1 多角的貿易体制の維持・強化

中期目標（一年度）

多角的貿易体制の安定を図るとともに、国際貿易ルールを維持・強化し、保護主義的措置の抑止に貢献する。

WTO 紛争処理投資仲裁について、外務省が中心となって、個別紛争や制度の運用に積極的に関与し、国際経済体制の安定性・法の支配の向上に貢献していく。

28 年度

年度目標

- 1 多角的貿易体制の維持・強化に向け、WTO 交渉を活性化すべく、積極的に取り組む。有志国による交渉（環境物品協定（EGA）、新サービス貿易協定（TiSA））についても、28 年内早期妥結に向け積極的に議論に貢献する。
- 2 貿易政策検討制度を通じた透明性の確保、保護主義的措置のモニタリング及び各種委員会における働きかけ等を通じ、保護主義的措置の抑止を行う。
- 3 進行中の紛争について適切に問題が解決されるよう万全を期す。また他国の紛争手続きや紛争処理制度の運用に積極的に関与する。

施策の進捗状況・実績

- 1 （1）29 年 12 月に予定されている第 11 回 WTO 閣僚会議（MC11）で着実な成果を達成すべく、様々な場を通じて議論に貢献した。29 年 1 月にスイス・ダボスで開催された WTO 非公式閣僚会合では、各国が多角的貿易体制の重要性を述べると共に、MC11 に向けて、具体的で的を絞った議論を進めるべきとして、電子商取引等の課題があがった。我が国からも外務副大臣、経産大臣政務官、農水大臣政務官が出席し、藺浦外務副大臣からは漸進的かつ着実な成果をあげることの重要性等を発信した。また、第 9 回 WTO 閣僚会議（MC9）で合意した貿易円滑化協定（TFA）について、我が国は様々な多国間フォーラムで早期発効への働きかけを行ってきたが、29 年 2 月に全加盟国の 3 分の 2 である 110 加盟国が受諾したことで発効に至った。
（2）TiSA 交渉については、6 月及び 10 月の二度にわたって非公式閣僚会合が開催され、6 月会合には在ジュネーブ日本政府代表部大使、10 月会合には藺浦外務副大臣が我が国から出席した。また、28 年度は計 7 回の交渉会合に加え、中間会合や首席交渉官会合等も開催されるなど、年内（28 年中）の交渉妥結を目指し頻りに交渉が行われ、我が国も積極的に貢献した。年内の実質合意は実現しなかったものの、各国は早期の交渉再開・妥結に向けて引き続き連携していくことで一致した。
EGA 交渉については、9 月の G20 杭州サミット首脳宣言で合意した年内の妥結に向けて交渉を重ねた。12 月にスイス・ジュネーブにおいて開催された閣僚会合では交渉妥結には至らなかったものの、交渉参加加盟国は早期妥結に向けて引き続き連携していくことで一致した。
また、協定の履行監視の関連では、29 年 3 月に 2 年に一度実施されている WTO 対日貿易政策検討会合が開催され、我が国は、各国から提出された 670 問の書面質問に回答するとともに、会合では、ステートメントを行い、各国の我が国の貿易政策・慣行への理解を深めた。
- 2 加盟国の貿易政策を検証する貿易政策検討制度について、28 年度は 22 回にわたり貿易政策検討制度による審査会合が行われ、我が国からも制度に関する質問や意見陳述を行うことを通じて各国の貿易政策を検討し、透明性を高めることに貢献した。本会合において我が国は産業界から寄せられた審査対象国の貿易政策についての懸念事項に関し、照会、追及することができた。また、我が国が参加している各種通常委員会において保護主義的措置が議題として取り上げられ、各国からの説明や、かかる措置の是正・撤回が求められた結果、同措置の抑止につながった。
- 3 WTO 紛争解決制度は、個別の貿易紛争を解決すると共に、それを通じ WTO 協定を明確化することで、WTO 体制に安定性と予見性を与える柱であり、27 年度に違反認定を得た（1）中国-日本産高性能ステンレス継目無鋼管に対するアンチ・ダンピング税措置では、8 月、中国はアンチ・ダンピング税を撤廃した。26 年度に違反認定を得た（2）アルゼンチン-輸入制限措置については、アルゼンチンが履行期間満了までに措置を改正した。我が国として現在同改正措置の運用を監視中。また（3）ブラジル-税制恩典措置、（4）韓国-水産物等輸入規制措置、（5）7 月に新たに WTO 紛争解決手続に基づくパネルが設置された韓国-日本産空気伝送用バルブに対するアンチ・ダンピング税措置については、パネル会合への出席や意見書の提出を行う等、紛争解決手続が進行中。さら

に、新たに（6）12月、インドによる鉄鋼製品に対するセーフガード措置等について、日本はインドに対し、29年2月にWTO紛争解決手続に基づく二国間協議要請を実施し、29年3月には、WTO紛争解決機関において、パネル設置を要請した。

（参考）27年度

施策の進捗状況・実績

- 1 WTOドーハ・ラウンド（DDA）交渉については、12月に行われた第10回WTO閣僚会議において、途上国を中心とした多くのメンバーはDDAを従来どおりの枠組みで継続することへの、全メンバーによる再確認を要求した。我が国を含む先進国は、多角的交渉から意義ある成果を得るためには新しいアプローチが必要として、DDAの継続を再確認しなかった。一方、DDAの枠組みにおいて、長きにわたり何らの合意を得られなかった輸出補助金を含む農業分野の輸出競争等に合意できた。また、我が国が議長国として主導してきた情報技術協定（ITA）品目拡大交渉が妥結した。この拡大ITAは複数国間とはいえ、53のWTO加盟国による201品目の関税撤廃を実現し、WTO加盟国全体に利益をもたらす大きな成果であった。
- 2 新サービス貿易協定（TiSA）交渉については、6月及び28年1月の二度にわたって非公式閣僚会合が開催され、我が国から在ジュネーブ日本政府代表部大使が出席し、28（2016）年中の交渉妥結を目指して交渉をさらに加速させることで一致した。また、交渉会合も27年度は5回開催され、我が国としても議論の進展に積極的に貢献した。
- 3 加盟国の貿易政策を検証する貿易政策検討制度について、27年度は14回にわたり貿易政策検討制度による審査会合が行われ、各国の貿易政策を検討し、透明性を高めることに貢献した。本会合においては産業界から寄せられた審査対象国の貿易政策についての懸念事項に関し、照会、追及することができ、有益であった。また保護主義抑止のモニタリングもWTO事務局により半年に一度行われ、保護主義的措置抑止に貢献した。また各種通常委員会においても保護主義的措置が議題として取り上げられ、各国からの説明や、かかる措置の是正・撤回が求められた結果、同措置の抑止につながっている。
- 4 WTO紛争解決制度は、個別の貿易紛争を解決すると共に、それを通じWTO協定を明確化することで、WTO体制に安定性と予見性を与える柱として有益に機能している。27年度、日本は係争中であった（1）ウクライナ-自動車セーフガード、（2）中国-日本産高性能ステンレス継目無鋼管に対するアンチ・ダンピング税措置のいずれの事案でも最終的な違反認定を確保し、（1）については措置が撤回され、（2）については実施状況を監視している。26年度に違反認定を得た（3）アルゼンチン-輸入制限措置については、アルゼンチンが履行期間満了までに措置を改正した。現在同改正措置の運用を監視中。また新たに（4）ブラジル-税制恩典措置、（5）韓国-水産物等輸入規制措置につき新たに紛争処理手続を開始し、訴訟手続進行中。

28年度目標の達成状況：B

測定指標2 開発途上国の能力向上

中期目標（一年度）

グローバル・トラスト・ファンドが実施している途上国に対する技術協力プログラム（ジュネーブでのトレーニング、各地域におけるセミナーや各国への専門家派遣など）を支援し、途上国の交渉関連能力の強化に貢献する。これにより、途上国の能力向上を通じて貿易関連交渉の促進を図る。

28年度

年度目標

E-ラーニング（（注）グローバル・トラスト・ファンドが途上国に対して実施するWTOの各協定や加盟について学ぶことができる技術協力プログラム）の利点を活かした支援を実施し、受講者の増加（27年度比5%）を目指す。また、E-ラーニング以外の訓練等についても、より多くの受講者が学べるよう開催件数の増加（100件目処）に努める。後発開発途上国（LDC）を含めた途上国への支援を促進させることで、中期目標としている途上国の交渉関連能力の強化に貢献する。

施策の進捗状況・実績

E-ラーニングにおいては、28年の受講者数が過去最多の10,279人となり、27年比で約36%増加した。そのうちLDCの受講者は約3,300人（27年比で約50%増加）であった。E-ラーニングが始まった22（2010）年から28（2016）年の間の累積受講者数は43,782人となった。受講者の出身国は多様であり、146カ国から登録（27年比1カ国増）があった。

E-ラーニング以外の訓練等については、273件の技術支援が実施され、27年の268件より微増した。28年の技術支援のうち多くはWTO協定の履行という側面に焦点が当てられ、特に貿易の技術的障害に関する協定（TBT協定）、アンチダンピング措置、知的所有権の貿易関連側面に関する協定（TRIPS協定）、政府調達について重点的に、加盟国の認識や協定へのコンプライアンスを高めるプログラムが組まれた。

技術協力プログラム全体としては、27年比約24%増加となる、約18,600人に対してWTO加盟のためのインターンシップ、LDCに対するセミナー等を含む貿易関連技術支援・訓練が行われた。これらの取組を通じ、我が国のWTOを通じた途上国支援の実績を増加させることができた。

参考：27年度

E-ラーニングにおいては、27年5月のサイバー攻撃によりシステムがダウンした影響もあり、27年の受講者数は7,523人とどまり、26年（7,590人）比で0.9%減少した。そのうちLDCの受講者は2,200人以上であった。E-ラーニングがはじまった22（2010）年から27（2015）年の間の累積受講者数は33,503人であった。受講者の出身国は多様であり、145カ国から登録（26年比6カ国増）があった。

E-ラーニング以外の訓練等については、27年には268件の技術支援が実施された。27年の技術支援では、複数のトピックが扱われたが、衛生植物検疫措置（SPS）や貿易の技術的障害（TBT）など、国際標準に関わる主題の需要が最も多く、次に市場アクセスに関わる需要が多かった。

技術協力プログラム全体としては、26年比2%増加となる、約15,000人（26年：約14,700人）に対して技術支援・訓練が行われた。

28年度目標の達成状況：B

評価結果

施策の分析

【測定指標1 多角的貿易体制の維持・強化】

28年度

（1）WTOの委員会等各種会合への出席や非公式閣僚会合への政務の参加をはじめ、議論に積極的に参画していくことを通じて、多角的貿易体制の維持・強化に着実に貢献した。有志国による交渉（EGA、TiSA）については、年内早期の妥結に向けて積極的に議論に貢献したものの、交渉妥結には至らなかったが、紛争解決制度においては当事国案件の他、多くの第三国案件にも積極的に参加し、保護主義を抑止する役割を担うとともに、多角的貿易体制の安定性・法の支配の向上に貢献したため、相当程度の進展があったと判定した。

（2）特に、29年2月に貿易円滑化協定（TFA）が発効したことは多角的貿易体制の維持・強化を図る上で効果が高かった。同協定の実施により、我が国の企業が輸出先で直面することの多い貿易手続の不透明性、恣意的な運用等の課題が改善し、完成品の輸出のみならずサプライ・チェーンを国際的に展開している我が国の企業の貿易を始めとする経済活動を後押しすることが期待される。また、途上国においては、貿易取引コストの低減による貿易及び投資の拡大、不正輸出の防止、関税徴収の改善等が期待される。WTOによれば、TFAの完全な実施により、加盟国の貿易コストが平均14.3%減少し、世界の物品の輸出を1兆米ドル以上に増大させる可能性があるとされている。TFAは、WTO発足後初めての多国間協定であり、保護主義が台頭する中で、TFAの発効及び着実な実施により多角的貿易体制の強化に我が国としても貢献することができた。

【測定指標2 開発途上国の能力向上】

（1）E-ラーニングにおいて、受講者数が27年比約36%増（年度目標は27年度比5%増）となっ

たが、E-ラーニング以外の技術支援件数は27年比で微増（5件）にとどまった（年度目標は27年度比100件目処増）ことを踏まえ、全体として相当程度の進展があったと判定した。

（2）E-ラーニングの受講者数においては過去最高の10,279人が受講し、27年比36%増と大幅に増加した。特にLDCの受講者は約3,300人となり、これは27年比50%増となる高い伸び率であり、WTOを通じた途上国支援を促進させることができた。また、内容的にも、特許制度に関するE-ラーニングのコースが新設され、途上国の義務履行能力及び交渉能力を向上させる上で効果があった。

E-ラーニング以外の技術支援について、年度目標の設定理由としては、24年から27年にかけて9カ国が新規加盟した（20年8月以降約4年間新規加盟はなかった）ことに伴い、技術支援案件も大幅に増えることを見込んだためであったが、結果としては微増にとどまった。一方で、受講者数は前年比で大幅に増加していることから、本技術支援に対するニーズへの対応として、一定の実績を上げた。

（注：WTOによる技術支援の実績は年単位で集計されているため、年実績をもって年度実績の達成度の判定を行っている。）

次期目標等への反映の方向性

【施策（施策の必要性に関する分析を含む）】

WTOは多角的貿易体制の維持・強化に中心的な役割を担っており、反グローバリズムや保護主義が台頭する中で、その役割はさらに重要となってきた。その中で、WTOが担う、協定交渉・協定履行監視・紛争解決制度を機能させ、運用を確保していくことは極めて重要である。また、WTOを通じた、開発途上国の能力向上を目指す取組は、WTO協定に基づく途上国の義務履行能力の向上や交渉能力不足の解消等、貿易能力の底上げを実現する上で極めて有効であり、途上国が3分の2を占めるWTOにおける日本の発言力向上にも資するものである。我が国も貿易大国として、今後とも技術協力プログラムの取組の効果的かつ効率的な実施を促進する支援をしていく。

【測定指標】

1 多角的貿易体制の維持・強化

上記の施策の分析のとおり、目標に向け着実に進展してきている。交渉では29年12月に第11回WTO閣僚会議(MC11)が予定されており、着実な成果を達成すべく引き続き議論への貢献を継続していく。有志国間交渉である、新サービス貿易協定(TiSA)及び環境物品協定(EGA)は28年内の妥結には至らなかったものの、中期目標の達成のため早期の妥結を目指し積極的な参加を継続していく。個別の貿易紛争を解決すると共に、それを通じWTO協定を明確化することで、WTO体制に安定性と予見性を与えるWTO紛争解決制度は、保護主義が台頭する中で重要性を増しており、引き続きコミットを継続していく。

2 開発途上国の能力向上

上記の施策の分析のとおり、目標に向け一定の進展を示してきているが、WTOに加盟する開発途上国は年々増加しており、未だ義務履行能力の向上や交渉能力不足等の課題があるため、今後とも中期目標の達成に向け技術支援の取組を継続する等の取組を行う。また、年度目標の設定値については、技術協力プログラムへのニーズの現状や見通しを踏まえ、改めて検討する。

作成にあたって使用した資料その他の情報

・外務省ホームページ

国際的ルール作りと政策協調の推進 世界貿易機関(WTO)
(http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/page2_000003.html)

・WTOホームページ

Annual Performance Report on Technical Assistance and Training 2015

(https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/FE_Search/FE_S_S009-DP.aspx?language=E&CatalogueIdList=234832,234792,232853,232760,232752,231555,231332,229659,229559,229373&CurrentCatalogueIdIndex=8&FullTextHash=&HasEnglishRecord=True&HasFrenchRecord=True&HasSpanishRecord=True)

(参考)

本施策には、今回取り上げた、世界貿易機関(WTO)分担金・拠出金その他、国際機関を通じた経済及び社会分野に係る国際貢献のため、経済協力開発機構国際エネルギー機関(IEA)分担金、国際連合食糧農業機関(FAO)分担金なども含まれている。

本施策全体の予算額・執行額等は、次のとおりである。

区分		26年度	27年度	28年度	29年度
予算の 状況 (百万 円)	当初予算(a)	12,472	13,149	13,042	11,518
	補正予算(b)	0	9,017	132	
	繰越し等(c)	0	0	0	
	合計(a+b+c)	12,472	22,166	13,175	
執行額(百万円, d)		12,469	22,158	13,139	

(項) 国際分担金其他諸費のうち、(事項) 経済協力に係る国際機関等を通じた経済・社会分野に係る国際貢献に必要な経費、(事項) 国際機関等を通じた経済・社会分野に係る国際貢献に必要な経費の合計である。

施策Ⅶ-3 国際機関を通じた地球規模の諸問題に係る国際貢献

平成 29 年度政策評価書

(外務省 28-Ⅶ-3)

施策名	<p>国際機関を通じた地球規模の諸問題に係る国際貢献</p> <p>本施策評価は、地球規模の諸問題に係る国際機関の活動に照らした分担金・拠出金の有効性等を評価するものであり、「分担金・拠出金を通じ地球規模の諸問題を所掌する国際機関の活動を推進することにより、我が国がグローバル化に即応したルール作りと地球規模の諸問題の解決に向けたリーダーシップを発揮する」ことを施策目標としている。本施策の達成手段となっている分担金・拠出金の拠出対象となる国際機関の活動は多岐にわたっており、対象となる地球規模の諸問題に係る分担金・拠出金のうち、主要な国際機関への分担金・拠出金を順次取り上げ評価することにより、施策全体の評価に代えている。今次は、国際連合世界食糧計画(WFP) 拠出金の評価を実施する。</p> <p>なお、本施策の目標を達成するための、同拠出金以外の分担金・拠出金は「平成 28 年度外務省政策評価事前分析表」の「達成手段」欄に記載した。これら分担金・拠出金は、基本目標Ⅰ～Ⅵの関連する施策(同「達成手段」欄の「達成手段名」欄に施策番号を記入)の実施に資する達成手段ともなっているところ、これら施策の評価も併せて参照願いたい。</p>				
評価対象分担金・拠出金名(注)	国際連合世界食糧計画(WFP) 拠出金				
施策目標	国際連合世界食糧計画(WFP) を通じた飢餓・貧困撲滅への支援により、我が国が重要外交指針としている人間の安全保障の実現及び持続可能な開発目標(SDGs)の達成を促進する。				
施策の概要	<p>国連唯一の食料支援機関で、かつ世界最大の人道支援機関である WFP は、飢餓と貧困の撲滅を使命として、主として食料を通じて①自然災害や人為的災害による被災者、難民・国内避難民等に対する緊急支援、②世界の食料安全保障の推進、及び③開発途上国の経済社会開発支援を行っている。我が国は、WFP に対する拠出及び WFP の主要意思決定機関である執行理事会への積極的な参画等により、食料安全保障及び栄養改善をはじめとする地球規模の諸問題の解決に向けた取組に貢献する。</p>				
施策の予算額・執行額等	区分	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	592	563	583	606
	補正予算(b)	11,894	13,279	10,222	
	繰越し等(c)	0	0	0	
	合計(a+b+c)	12,486	13,842	10,805	
執行額(百万円)		12,486	13,842	10,805	
関連する内閣の重要政策	<p>・第 193 回国会外交演説(平成 29 年 1 月 20 日)</p> <p>「開発協力大綱の下、国際社会の平和と安定及び繁栄と、それを通じた日本の国益確保に官民一体で取り組むべく、積極的かつ戦略的な ODA の活用に努めます。</p> <p>「人間の安全保障」の考えの下、実施指針に基づき、持続可能な開発のための 2030 アジェンダを着実に実施していきます。」</p> <p>「女性の活躍推進に向けた日本の積極的取組の発信、難民・避難民問題への取組、科学技術の外交への一層の活用を引き続き推進します。」</p>				

(注) 本欄以下の記載欄は評価対象分担金・拠出金にかかるものであり、施策全体にかかる「施策の予算額・執行額等」は、「作成にあたって使用した資料その他の情報」欄に記載した。

評価結果(注 1)	目標達成度の測定結果	(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり	(判断根拠) 主要な測定指標は概ね目標に近い実績を示したことから、左記のとおり判定した。
	測定指標の 28 年度目標の達成状況(注)	* 1 WFP への拠出を通じた食料安全保障及び栄養改善の促進	A
		* 2 日・WFP 間のパートナーシップ強化	B

2)	3 日本人職員増強（専門職以上における日本人職員の割合）	A
----	------------------------------	---

(注1) 評価結果については、以下の「評価結果」-「施策の分析」及び「次期目標等への反映の方向性」欄の記載を併せて参照願いたい。

(注2) 「測定指標の28年度目標の達成状況」欄には、測定指標の名称及び28年度目標の達成状況を列挙した。「*」印は、該当する測定指標が主要な測定指標であることを示している。

学識経験を有する者の知見の活用	(外務省政策評価アドバイザー・グループ・メンバーの所見) 特になし
-----------------	--------------------------------------

担当部局名	国際協力局	政策評価実施時期	平成29年10月
-------	-------	----------	----------

測定指標 1 WFP への拠出を通じた食料安全保障及び栄養改善の促進

中期目標（--年度）

WFP を通じ、国際的な目標である持続可能な開発目標（SDGs）の目標 2「飢餓の撲滅、食料安全保障・栄養改善の実現」に貢献する。

28 年度

年度目標

WFP を通じた災害時の緊急食料支援、栄養改善支援、学校給食支援、生計向上支援等の実施により、被災者や脆弱層の生命保護と食料安全保障・栄養改善を促進する。

施策の進捗状況・実績

WFP は、28（2016）年に 82 カ国において約 8,200 万人に食料支援を実施。28 年度の我が国拠出による事業では、シリア及び周辺国、イラク、イエメン、アフガニスタン、サブサハラ・アフリカ地域、パプアニューギニア、ハイチ等の国々で、難民・国内避難民や紛争や自然災害により深刻な食料・栄養不足にある人々への緊急食料支援、子どもや妊産婦の栄養改善、学校給食、労働や職業訓練の対価としての食料支援、人道支援物資の輸送や緊急通信サービスの提供等を実施した。また、WFP は SDGs の着実な実施を推進するべく、SDGs の 17 の目標のうち、特に目標 2「飢餓の撲滅、食料安全保障・栄養改善の実現」と目標 17「持続可能な開発のための実施手段及びグローバル・パートナーシップの強化」を優先目標とする新たな WFP 戦略計画（2017-2021）を策定。11 月の WFP 執行理事会において同戦略が承認された。日本も執行理事国として同戦略の策定プロセスにおいて積極的に議論に貢献した。

（参考）27 年度

施策の進捗状況・実績

WFP は、27（2015）年には約 320 万トンの食料を約 7,670 万人に対して配布。27 年度の我が国拠出による事業では、イラク、シリア及び周辺国、イエメン、南スーダンにおける難民・国内避難民支援、サブサハラ・アフリカ、中東、アジアなどの国々で自然災害や紛争により深刻な食料・栄養不足にある人々への緊急食料支援、子どもや妊産婦の栄養改善、学校給食、労働や職業訓練の対価としての食料配布、人道支援物資の輸送サービスの提供等を実施した。

28 年度目標の達成状況：A

測定指標 2 日・WFP 間のパートナーシップ強化

中期目標（--年度）

我が国が重視する人道支援、女性支援、防災分野の取組を推進するとともに、SDGs の達成に貢献するため、WFP との連携・協力を強化する。

28 年度

年度目標

WFP を通じた地球規模の諸問題の解決に貢献するため、以下の取組等により WFP との連携強化を図る。

- 1 日・WFP 政策協議を含む WFP 幹部の訪日を通じたハイレベルでの協議の実施
- 2 世界人道サミットや TICADVI 等の国際会議における協力
- 3 日本企業や日本の NGO との連携促進

施策の進捗状況・実績

1 カズン事務局長（29 年 3 月）や 2 名の事務局次長の訪日（ダ・シルバ事務局次長（11 月）、ラスムーソン事務局次長（12 月、日・WFP 政策協議及び国際女性会議 WAW!（WAW!2016）出席）等を通じたハイレベルでの協議を実施した。カズン事務局長との間においては、6 月の木原外務副大臣

のローマ訪問時に意見交換を実施し、また、29年3月の訪日時には岸田外務大臣との意見交換を実施し、引き続き人道支援・開発協力両面において日・WFPで緊密に連携していくことを確認した。

2 世界人道サミット（5月）、第6回アフリカ開発会議（TICAD VI、8月）、食料安全保障・栄養に関するG7国際シンポジウム（10月）、WAW!2016（12月）等の国際会議において、日本とWFPは、効率的・効果的な人道支援、食料安全保障及び栄養、女性の保護とエンパワーメント等の共通の重点課題に関する国際的な取組の促進に協力して取り組んだ。具体例として、WFPは、TICAD VIの際に国際協力機構（JICA）が NEPAD（アフリカ開発のための新パートナーシップ）と共催したサイドイベント「食と栄養のアフリカ・イニシアチブ（IFNA）発足式」において、日本の拠出によりガーナにおいて実施中の栄養改善の取組について、母子の栄養改善に向けた幅広いパートナーの連携のグッドプラクティスとしてプレゼンテーションを実施し、同事業における日本企業との連携についても紹介した。

3 WFPは4月に東京で開催した外務省主催「国連ビジネス・セミナー」に参加。同セミナーの参加をきっかけとして、日本企業と新たにパンデミック・サプライチェーン制度構築に向けた具体的な事業連携が開始されるに至るなど日・WFP間のパートナーシップ強化において大きな進展が図られた。この他、WFP幹部の訪日時に日本企業やNGOと意見交換を実施し、日本の開発パートナーとの連携促進に向けた取組を実施した。この結果、28年には、27年の6団体を上回る、日本のNGO7団体とアジア、アフリカ、中東地域の8カ国において連携して事業を実施した。また、4月に発生した熊本地震の際、WFPは熊本県庁とJVOAD（全国災害ボランティア支援団体ネットワーク）が運営する倉庫管理に対する支援を行った他、大津町、嘉島町、益城町、熊本市（西区）に倉庫5基を設置。また、国際物流企業とも協力し、輸送面の支援を行った。この他、世界各地から7人のWFP職員を被災地に派遣するなど、日本の地方自治体やNGOの災害対応を支援した。

参考：27年度

施策の進捗状況・実績

日・WFP政策協議（10月）、WFP執行理事会（5月、11月、28年2月）への参加、WFP事務局次長を始めとする幹部の訪日（「女性が輝く社会に向けた国際シンポジウム（WAW!2015）」への出席等）を通じて、国際的なアジェンダや具体的事業における協力、我が国の重要外交課題の推進等につきWFPとの連携強化を図った。また、WFP調達セミナーの開催（28年2月）など、WFPと日本企業との連携促進に向けた取組を実施した。

28年度目標の達成状況：B

測定指標 3 日本人職員増強（専門職以上における日本人職員の割合（%））

(出典：WFP)	中期目標値	27年度 (参考)	28年度目標値		28年度目標の 達成状況
	一年度	実績値	年度目標値	実績値	
	—	2.9	3.1	3.1	

評価結果

施策の分析

【測定指標1 WFPへの拠出を通じた食料安全保障及び栄養改善の促進】

28年度

(1) 我が国拠出により、アジア、アフリカ、中東地域において、難民・国内避難民や紛争や自然災害により深刻な食料・栄養不足にある人々への緊急食料支援、子どもや妊産婦の栄養改善、学校給食、労働や職業訓練の対価としての食料支援、人道支援物資の輸送や緊急通信サービスの提供等を実施し、被災者や脆弱層の生命保護と食料安全保障・栄養改善を促進する成果が得られたと考えられる。特に、28年度は、我が国拠出を通じ、当初想定していた食料支援の裨益者の目標値（約250万人）を大きく上回る約320万人が裨益したことから、目標を達成したと判定した。

(2) また、長期化・複雑化する人道危機への対応には、被災者の短期的なニーズへの対応のみなら

ず、被災者の自立やコミュニティの強靱性構築支援を同時に実施することが重要との観点から、難民・国内避難民や自然災害の被災者に対する緊急食料支援に加え、乳幼児や妊産婦への栄養強化食品の配布を通じた栄養改善、学校給食の提供による学校児童の栄養改善及び就学機会の拡大、災害で破壊されたコミュニティ・インフラ整備事業への参加の対価としての食料支援等を通じた生計向上及び強靱性構築支援を実施した。これらの取組は、我が国が重要外交指針としている人間の安全保障の実現及び持続可能な開発目標（SDGs）の達成、人道と開発の連携を促進するとの目標を達成する上で効果があった。

【測定指標 2 日・WFP 間のパートナーシップ強化】

28 年度

(1) カズン事務局長の訪日をはじめとするハイレベルでの要人往来は、日本と WFP の間で人道支援、SDGs の達成に向けた取組、女性支援等の重点課題についての意思疎通を向上させ、WFP を通じた日本の施策のより効果的な実施に繋がった。また、国連ビジネス・セミナーや TICAD VI への参加、日・WFP 政策協議等は、ハイレベルでの協議の深化、JICA、NGO、民間企業等の日本の幅広いパートナーとの新たな連携の促進という観点から成果があり、相当程度の進展と判定した。

(2) カズン事務局長訪日時の岸田外務大臣との意見交換など、ハイレベルの要人往来の際に、日本が重視する難民・国内避難民支援や人道と開発の連携、女性支援、SDGs 達成に向けた取組での WFP との連携強化、日本の民間企業や NGO など幅広いパートナーとの連携について継続的に協議を行ったことは、具体的な事業の計画・実施への我が国外交政策の反映を促進する上で効果があった。

日本の民間企業や NGO との連携についても、WFP への我が国拠出も活用しつつ、日本企業と WFP の間で、新たにパンデミック・サプライチェーン制度構築に向けた具体的な事業連携を開始した。同事業は、公衆衛生上の緊急事態発生時に迅速に必要な医薬品や医療機器等の資機材の調達・供給を可能とすることを目的としており、G7 や TICAD VI においてその重要性が指摘され、日本としても重視している、公衆衛生上の緊急事態に対する予防と備えの強化に資するものである。日本企業と WFP との間で具体的な事業連携が開始されたことは、日本企業が WFP 事業へ今後さらに参画していく上での橋頭堡ともなり得るものであった。

また、28 年には、27 年の 6 団体を上回る、7 団体の日本の NGO が WFP の事業パートナーとなるなどの進展が図られた。

4 月に発生した熊本地震の際、WFP は熊本県庁と JVOAD が運営する倉庫管理に対する支援を行った他、大津町、嘉島町、益城町、熊本市（西区）への倉庫 5 基の設置、被災地への WFP 職員の派遣などの協力を行い、日本の地方自治体や NGO との有意義な連携が図られた。

【測定指標 3 日本人職員増強（専門職以上における日本人職員の割合）】

28 年度

(1) 日本再興戦略に掲げた 37（2025）年までに国連関係機関の邦人職員数を 1,000 人とする目標に向けた水準（3.1%（1,000 人/国連関係機関職員総数 32,000 人）の達成に向け、ハイレベルでの要人往来時における働きかけや日本国内におけるキャリアセミナーの実施等の結果、専門職以上における日本人職員の割合が 2.9% から 3.1% に増強された他、日本人職員 1 名が幹部ポスト（D1 レベル）に昇進しており、目標を達成したと判定した。

(2) 特に、ハイレベルでの要人往来時に、優秀な日本人職員の登用及び増強の有用性を繰り返し説明したことや、WFP の協力を得つつ、外務省主催のキャリアセミナーや大学における講演等を定期的実施したことが、日本人職員の増強及び幹部ポストへの昇進に繋がり、目標を達成する上で効果が高かった。こうした成果を得たことは、当省の取組に加え、WFP の積極的な協力によるところが大きかったと考える。

次期目標等への反映の方向性

【施策（施策の必要性に関する分析を含む）】

国連唯一の食料支援機関で、かつ世界最大の人道支援機関である WFP は、飢餓と貧困の撲滅を使命として、主として食料を通じて①自然災害や人為的災害による被災者、難民・国内避難民等に対する緊急支援、②世界の食料安全保障の推進、及び③開発途上国の経済社会開発支援を行っている。

世界の飢餓人口は約 8 億人と高い水準で推移しており、飢餓は途上国において死亡の主たる要因の一つとなっている。WFP の活動は、飢餓・貧困対策、母子の栄養強化、学校給食を通じた教育支援等

の実現に資するものであり、SDGsの達成にも資するものであるほか、深刻さを増す難民・国内避難民の問題解決にも貢献することから、我が国としてもWFPと連携した支援の実施により、国際社会の一員として主要な責任を果たす必要がある。これらのことから、上述の施策目標の設定は適切であり、今後も現行の施策目標を維持する。

今後の我が国としてのWFPを通じた国際貢献に係る長期的な方向性として、SDGsで設定された17の開発指標のうち、特に目標2で設定された「飢餓の撲滅、食料安全保障・栄養改善の実現」に寄与するWFPの取組を通じ、地球規模の諸問題の解決に向けた国際社会の取組に貢献する。

【測定指標】

1 WFPへの拠出を通じた食料安全保障及び栄養改善の促進

上記の施策の分析のとおり、WFPを通じた、飢餓と貧困の撲滅に向けた取組は、我が国が重要外交指針としている人間の安全保障の実現及び持続可能な開発目標（SDGs）の達成を促進する上で極めて有効であり、今後ともWFPと連携し、災害時の緊急食料支援、栄養改善支援、学校給食支援、生計向上支援等を通じた食料安全保障及び栄養改善の促進に取り組む。

2 日・WFP間のパートナーシップ強化

上記の施策の分析のとおり、日・WFP間のパートナーシップは、28年度において目標に向け進展し、日本企業とWFPの間で、G7やTICADV Iにおいてその重要性が指摘され、日本としても重視している、公衆衛生上の緊急事態に対する予防と備えの強化に資するパンデミック・サプライチェーン制度構築に向けた具体的な事業連携を日本の拠出も活用しつつ新たに開始したほか、28年には、27年の6団体を上回る、7団体の日本のNGOがWFPの事業パートナーとなるなど、WFPとの間で政府のみならず日本の民間セクターとの協力強化も図られた。29年度はこの成果を踏まえ、日本が重視する人道支援、女性支援、防災分野等の取組を推進するとともに、SDGsの達成に貢献するため、日本の幅広いパートナーとの連携を更に拡充する。

3 日本人職員増強（専門職以上における日本人職員の割合）

上記の施策の分析のとおり、日本人職員増強に向けた取組は着実に進展している。職員数全体に占める日本人の割合及び幹部ポストの日本人職員数を更に増加させるべく、WFPと協力しつつ、有能な人材の発掘・育成に向けた取組を継続していく。

作成にあたって使用した資料その他の情報

- ・外務省ホームページ
木原外務副大臣とカズン国連世界食糧計画（WFP）事務局長との会談（平成28年6月）
（http://www.mofa.go.jp/mofaj/ic/ha_er/page24_000649.html）
ラスムーソン国連世界食糧計画（WFP）事務局長による小田原外務大臣政務官表敬（平成28年12月）
（http://www.mofa.go.jp/mofaj/ic/ha_er/page4_002587.html）
カズン国連世界食糧計画（WFP）事務局長による岸田外務大臣表敬（平成29年3月）
（http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press4_004371/html）
食料安全保障・栄養に関するG7国際シンポジウム（概要と評価）（平成28年10月）
（http://www.mofa.go.jp/mofaj/ecm/es/page1_000261.html）
- ・国連世界食糧計画（WFP）日本語ホームページ
第6回アフリカ開発会議（TICADV I）
（<https://ja.wfp.org/content/ticad-vi>）

（参考）

本施策には、今回取り上げた、国際連合世界食糧計画（WFP）拠出金の他、国際機関を通じた地球規模の諸問題に係る国際貢献を行うため、国際連合難民高等弁務官事務所（UNHCR）拠出金、オゾン層保護基金拠出金なども含まれている。

本施策全体の予算額・執行額等は次のとおりである。

区分		26年度	27年度	28年度	29年度
予算の	当初予算(a)	29,749	30,131	32,420	35,721

状況 (百万 円)	補正予算(b)	98,734	115,270	96,776	
	繰越し等(c)	0	0	0	
	合計(a+b+c)	128,483	145,401	129,197	
執行額(百万円, d)		128,472	145,064	128,842	

(項) 国際分担金其他諸費のうち, (事項) 経済協力に係る国際機関等を通じた地球規模の諸問題に係る国際貢献に必要な経費, (事項) 国際機関等を通じた地球規模の諸問題に係る国際貢献に必要な経費の合計。

政府開発援助に係る未着手・未了案件

バンドン市内有料道路計画【インドネシア】

施策所管局課 国別開発協力第一課
 評価年月日 平成 29 年 4 月

1 案件概要	
(1) 供与国名	インドネシア
(2) 案件名	バンドン市内有料道路計画
(3) 目的・事業内容 * 閣議決定日, 供与条件などを含む	<p>バンドン市内において, 新たに有料道路を建設することにより, 道路輸送容量の拡大を図り, もって同市内の深刻化する交通渋滞の緩和を通じて, 同市内の民生向上ならびに投資環境改善に寄与するもの。</p> <p>案件の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土木工事 ・資機材調達 ・コンサルティングサービス <p>ア 閣議決定日: 平成 23 年 7 月 19 日 イ 供与限度額: 136.05 億円 ウ 金利: 1.4% エ 償還(据置)期間: 25(7)年 オ 調達条件: 一般アンタイト</p>
2 事業の評価	
(1) 経緯・現状	<p>ア 社会ニーズの現状</p> <p>本事業計画当初, バンドン市における高速道路交通の需要予測では, 最大の区間で 28,300 台/日(2020 年)になると見込まれており, 同都市圏の人口は, 2007 年時の 790 万人から 2025 年には 1,230 万人(年平均増加率約 2%)に増加すると予測されていた。現在においても人口は増加傾向(850 万人/2015 年)にあり, それに伴う高速道路交通の需要増加が引き続き見込まれることから, 現在も本事業に関する社会的ニーズは変わらない。</p> <p>イ 事業遅延に関する経緯・現状</p> <p>建設予定区域の用地取得遅延によって, 事業が開始されていないが, 実施機関である公共事業・公営住宅省が, 早期の用地取得を西ジャワ州に働きかけており, 今後用地取得が進捗すれば, 2020 年頃までに完了する見込み。</p>
(2) 今後の対応方針	<p>本件に関する社会的ニーズに変化は見られず, 事業完成後は当初予定どおりの効果が見込まれているため, 事業開始を妨げている用地取得の問題が未解決ではあるが, 用地取得状況を慎重にフォローしつつ, 本事業を継続する。</p>
3 政策評価を行う過程において使用した資料等	<ul style="list-style-type: none"> ・交換公文 ・外務省の約束状況に関する資料及び案件概要 (http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/data/zyoukyou.html) ・国際協力機構の案件検索 (http://www2.jica.go.jp/ja/yen_loan/index.php) ・国際協力機構の事業事前評価表 (http://www.jica.go.jp/activities/evaluation/before.html) ・そのほか国際協力機構から提出された資料

国有電力会社発電業務改善計画【インドネシア】

施策所管局課 国別開発協力第一課
 評価年月日 平成 29 年 4 月

1 案件概要	
(1) 供与国名	インドネシア
(2) 案件名	国有電力会社発電業務改善計画
(3) 目的・事業内容 * 閣議決定日, 供与条件などを含む	<p>国有電力会社及び発電子会社への発電業務改善システムの導入, 職員向け研修の実施及びジャワ・バリ系統の変電設備の更新を行うことにより, インドネシア全系統における発電所の効率的な運用及びジャワ・バリ系統設備の信頼性向上を図るもの。</p> <p>案件の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 資機材調達 ・ ソフトコンポーネント ・ コンサルティングサービス <p>ア 閣議決定日: 平成 19 年 3 月 28 日 イ 供与限度額: 44.98 億円 ウ 金利: 1.5% エ 償還(据置)期間: 30(10)年 オ 調達条件: 一般アンタイト</p>
2 事業の評価	
(1) 経緯・現状	<p>ア 社会ニーズの現状</p> <p>本事業計画当初, 燃料価格の高騰や電力需給の逼迫から, 最適な消費燃料の組み合わせを通じた発電原価の節減, 及び既存発電設備のメンテナンス技術向上に基づく設備稼働率の向上が急務であった。一方, 国営電力会社が保有する基礎データは信頼性が低く, かつその収集が不十分なため, 正確なデータ収集・分析体制の構築, 及び職員研修を通じた既設発電設備の効率的な運用が求められていた。本計画に係る状況は当初から大きく変わらず, 依然伸び続ける電力需要に対応するためには, 新規電源開発とともに発電原価の節減や設備稼働率の向上等, 既存設備の効率的運用を図る必要があるため, 現在も本事業に関する社会的ニーズは変わらない。</p> <p>イ 事業遅延に関する経緯・現状</p> <p>入札手続きについて, 実施機関と国際協力機構との協議に時間を要し, 協議の結果, 先方政府は自己資金で事業を継続する意思を示している。</p>
(2) 今後の対応方針	<p>本件に関する社会的ニーズに変化は見られないが, 先方政府が自己資金で事業を継続するの意思を示しているところ, 先方政府の予算手当及び事業目的達成のための方針等が確認でき次第, 貸付けの完了に向けた手続を行う。</p>
3 政策評価を行う過程において使用した資料等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 交換公文 ・ 外務省の約束状況に関する資料及び案件概要 (http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/data/zyoukyou.html) ・ 国際協力機構の案件検索 (http://www2.jica.go.jp/ja/yen_loan/index.php) ・ 国際協力機構の事業事前評価表 (http://www.jica.go.jp/activities/evaluation/before.html) ・ そのほか国際協力機構から提出された資料

プサンガン水力発電所建設計画【インドネシア】

施策所管局課 国別開発協力第一課
 評価年月日 平成 29 年 4 月

1 案件概要	
(1) 供与国名	インドネシア
(2) 案件名	プサンガン水力発電所建設計画
(3) 目的・事業内容 * 閣議決定日, 供与条件などを含む	<p>アチェ州において水力発電所（ダム水路式・86.4MW）及び関連送配電施設等を建設することにより、アチェ・北スマトラ系統の電力需給逼迫の緩和及び供給の安定性を図り、投資環境の改善を通じた地域経済発展、同州の復旧復興に寄与、及び再生可能エネルギー利用による地球環境負荷軽減に寄与するもの。</p> <p>案件の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土木工事 ・コンサルティングサービス <p>ア 閣議決定日：平成 19 年 3 月 28 日 イ 供与限度額：260.16 億円 ウ 金利：0.75% エ 償還（据置）期間：40（10）年 オ 調達条件：一般アンタイト</p>
2 事業の評価	
(1) 経緯・現状	<p>ア 社会ニーズの現状</p> <p>本事業計画当初、本事業の位置するアチェ・北スマトラ系統（発電設備容量：1,343MW）のピーク需要は1,054MWであったが、経済成長に伴う電力需要の増加により、2005年の時点では、2013年までに年平均10.5%で伸び、2,335MWに達する見込みとされ、新規の電源開発が急務とされていた。実際に、2015年時点の同系統の電力需要は2091MWに、また、2015年時点のインドネシア全体の電力需要は36,787MWになり、将来の需要予測に鑑み、2015年にインドネシア政府によって、5年間で35GWの新規電源開発を行う計画を定めたプログラムが制定されるなど、同国における電力需要の増加、それに伴う新規電源開発の重要性を引き続き確認できることから、現在も本事業に関する社会的ニーズは変わらない。</p> <p>イ 事業遅延に関する経緯・現状</p> <p>当初想定されなかった設計変更や追加工事の外部要因や、実施機関のコントラクターへの支払い停滞により遅延が発生したが、現在事業は順調に進められている。</p>
(2) 今後の対応方針	<p>本件に関する社会的ニーズに変化は見られず、事業完成後は当初予定どおりの効果が見込まれており、事業の進捗を妨げていた要因は解決していることから、引き続き支援を継続していく。</p>
3 政策評価を行う過程において使用した資料等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 交換公文 ・ 外務省の約束状況に関する資料及び案件概要 (http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/data/zyoukyou.html) ・ 国際協力機構の案件検索 (http://www2.jica.go.jp/ja/yen_loan/index.php) ・ 国際協力機構の事業事前評価表 (http://www.jica.go.jp/activities/evaluation/before.html) ・ そのほか国際協力機構から提出された資料

ハサヌディン大学工学部整備計画【インドネシア】

施策所管局課 国別開発協力第一課
 評価年月日 平成 29 年 4 月

1 案件概要	
(1) 供与国名	インドネシア
(2) 案件名	ハサヌディン大学工学部整備計画
(3) 目的・事業内容 * 閣議決定日, 供与条件などを含む	<p>南スラウェシ州のハサヌディン大学の工学部の整備・拡張とともに教員の本邦留学・研修の実施により, 工学系の高等教育の拡充及び研究活動の強化を図り, もって工学系人材育成の強化と研究能力の向上を通じて同大学の位置するインドネシア東部の産業振興に資するもの。</p> <p>案件の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 土木工事 ・ 資機材調達 ・ ソフトコンポーネント ・ コンサルティングサービス <p>ア 閣議決定日: 平成 19 年 3 月 28 日 イ 供与限度額: 78.01 億円 ウ 金利: 1.5% (フェローシップ・プログラムについては, 0.75%) エ 償還(据置)期間: 30(10)年(フェローシップ・プログラムについては, 40(10)年) オ 調達条件: 一般アンタイト</p>
2 事業の評価	
(1) 経緯・現状	<p>ア 社会ニーズの現状</p> <p>本事業計画当初, インドネシアでは, 産業の競争力強化と, 西部地域と東部地域の経済格差是正が課題となっており, 特に, 東部地域の産業振興のためには, これを担う工学系人材の育成が急務となっていた。インドネシアは近年も高い経済成長を遂げているものの, 未だ一次産品が輸出品の約 4 割を占めており, 引き続き工学系人材の育成を通じた産業の高付加価値化への期待は高い。従って, 同国東部地域の工学系人材育成を担うハサヌディン大学に期待される役割は大きく, 現在も本事業に関する社会的ニーズは変わらない。</p> <p>イ 事業遅延に関する経緯・現状</p> <p>土木工事及び資機材調達の入札手続に時間を要したため, 遅延したが, 現在事業は順調に進められている。</p>
(2) 今後の対応方針	<p>本件に関する社会的ニーズに変化は見られず, 事業完成後は当初予定どおりの効果が見込まれており, 事業進捗を妨げていた要因は解決していることから, 引き続き支援を継続していく。</p>
3 政策評価を行う過程において使用した資料等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 交換公文 ・ 外務省の約束状況に関する資料及び案件概要 (http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/data/zyoukyou.html) ・ 国際協力機構の案件検索 (http://www2.jica.go.jp/ja/yen_loan/index.php) ・ 国際協力機構の事業事前評価表 (http://www.jica.go.jp/activities/evaluation/before.html) ・ そのほか国際協力機構から提出された資料

国土空間データ基盤整備計画【インドネシア】

施策所管局課 国別開発協力第一課
 評価年月日 平成 29 年 4 月

1 案件概要	
(1) 供与国名	インドネシア
(2) 案件名	国土空間データ基盤整備計画
(3) 目的・事業内容 * 閣議決定日, 供与条件などを含む	<p>スマトラ島の地図データを整備するとともに, 国土空間データを共有するためのネットワーク・システム整備を行うことにより, 国土空間データの利用による行政業務の効率化・高度化、同データの共有化による作業・投資の重複回避を図り, もって国家・地域社会経済の発展, ガバナンスの改善等に寄与するもの。</p> <p>案件の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ソフトコンポーネント ・コンサルティングサービス <p>ア 閣議決定日: 平成 19 年 3 月 28 日 イ 供与限度額: 63.73 億円 ウ 金利: 0.4% エ 償還(据置)期間: 40(10)年 オ 調達条件: 日本タイド</p>
2 事業の評価	
(1) 経緯・現状	<p>ア 社会ニーズの現状</p> <p>本事業計画当初, 開発の進むスマトラ島について, 天然資源の管理・開発, 環境の保全, 地域開発計画の策定等に利用される縮尺 1 万分の 1 から 5 万分の 1 の地図データが未整備であり, これらを早急に整備する必要があった。また, 政府機関や研究機関等が独自に国土空間データを作成・保有しており, 効率的な情報共有がなされていなかったため, 空間データの共有を可能にするネットワーク・システムを整備することが喫緊の課題となっていた。本事業で実施機関に設置されたデータ共有システムにより, インドネシア国家中期開発計画 2015-2019 において挙げられている One Map Policy (すなわち各省庁が同じ空間データを使用して効率的な開発を進めること) が実現可能となっており, 計画された活動の実施期間を通じて事業の必要性及び有効性が確認されており, 現在も本事業に関する社会的ニーズは変わらない。</p> <p>イ 事業遅延に関する経緯・現状</p> <p>コンサルタント等の調達手続に時間を要したため, 遅延が生じたが, 現在, ソフトコンポーネントに係る活動はすべて完了している。</p>
(2) 今後の対応方針	<p>本件に関する社会的ニーズに変化は見られず, 事業完成後は当初予定どおりの効果が見込まれており, 事業進捗を妨げていた要因は解決している。貸付け最終段階にあることから, 引き続き支援を継続していく。</p>
3 政策評価を行う過程において使用した資料等	<ul style="list-style-type: none"> ・交換公文 ・外務省の約束状況に関する資料及び案件概要 (http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/data/zyoukyou.html) ・国際協力機構の案件検索 (http://www2.jica.go.jp/ja/yen_loan/index.php) ・国際協力機構の事業事前評価表 (http://www.jica.go.jp/activities/evaluation/before.html) ・その他国際協力機構から提出された資料

アチェ復興計画【インドネシア】

施策所管局課 国別開発協力第一課
 評価年月日 平成 29 年 4 月

1 案件概要	
(1) 供与国名	インドネシア
(2) 案件名	アチェ復興計画
(3) 目的・事業内容 * 閣議決定日, 供与条件などを含む	<p>スマトラ沖地震・津波災害による被災地域であり, 紛争からの和平が進展しているアチェ州において, 運輸及び水資源セクターのインフラを災害・紛争前の水準以上に改善することにより, 災害・紛争の被害を受けた住民の生活環境改善, 地域の経済成長, 並びに和平の促進と定着に寄与するもの。</p> <p>案件の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土木工事 (運輸・水資源セクター) ・コンサルティングサービス <p>ア 閣議決定日: 平成 19 年 3 月 28 日 イ 供与限度額: 115.93 億円 ウ 金利: 0.75% エ 償還 (据置) 期間: 40 (10) 年 オ 調達条件: 一般アンタイト</p>
2 事業の評価	
(1) 経緯・現状	<p>ア 社会ニーズの現状</p> <p>本事業計画当初, アチェ州は, インドネシアからの分離独立を目指す「独立アチェ運動 (GAM)」と治安部隊の間で衝突が続き, 外部社会との関係が限定されていたため, 2004 年及び 2005 年の地震・津波発生以前でも開発・発展が遅れている状態にあった。2005 年の和平合意後は, 「平和と安定」の観点から, アチェ等紛争地域において和平のための政治的合意を維持しつつ, インフラ等の復旧・復興等を進めることが求められていた。本計画に係る状況は当初から大きく変わらず, 運輸・水資源のセクターにおいては引き続き復興・開発ニーズに対して資金不足が発生しており, 災害に強いインフラの需要は変化していないことから, 現在も本事業に関する社会的ニーズは変わらない。</p> <p>イ 事業遅延に関する経緯・現状</p> <p>事業サイトにおいて, 地滑りや崩落等が発生したため, 工事が遅延したが, 現在, 土木工事は完了し, コンサルティングサービスも終了している。</p>
(2) 今後の対応方針	<p>本件に関する社会的ニーズに変化は見られず, 事業完成後は当初予定どおりの効果が見込まれており, 事業進捗を妨げていた要因は解決し, 貸付け最終段階にあることから, 引き続き支援を継続していく。</p>
3 政策評価を行う過程において使用した資料等	<ul style="list-style-type: none"> ・交換公文 ・外務省の約束状況に関する資料及び案件概要 (http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/data/zyoukyou.html) ・国際協力機構の案件検索 (http://www2.jica.go.jp/ja/yen_loan/index.php) ・国際協力機構の事業事前評価表 (http://www.jica.go.jp/activities/evaluation/before.html) ・そのほか国際協力機構から提出された資料

ホーチミン市都市鉄道建設計画（ベンタインスオイティエン間（1号線））【ベトナム】

施策所管局課 国別開発協力第一課
評価年月日 平成 29 年 4 月

1 案件概要	
(1) 供与国名	ベトナム
(2) 案件名	ホーチミン市都市鉄道建設計画（ベンタインスオイティエン間（1号線））
(3) 目的・事業内容 * 閣議決定日、供与条件などを含む	<p>ホーチミン市において、都市鉄道を建設することにより、増加する輸送需要への対応を図り、もってホーチミン都市圏の交通渋滞及び大気汚染の緩和を通じ、地域経済の発展及び都市環境の改善に寄与するもの。</p> <p>案件の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土木工事 ・資機材調達 ・コンサルティングサービス <p>ア 閣議決定日：平成 19 年 3 月 30 日 イ 供与限度額：208.87 億円 ウ 金利：0.4% エ 償還（据置）期間：40（10）年 オ 調達条件：日本タイド</p>
2 事業の評価	
(1) 経緯・現状	<p>ア 社会ニーズの現状</p> <p>本事業計画当初、ホーチミン市は人口 670 万人（2006 年）、バイク数が 290 万台、及び自動車数が 29 万台（2006 年）であり、以降も増加が見込まれ、2020 年には交通渋滞により、自動車の平均速度が 13.3km/h まで悪化すると予測されていた。交通渋滞による大気汚染も深刻であり、窒素酸化物濃度も基準値を上回る 0.4~0.6 mg/m³（2000 年）であった。現在ホーチミン市の人口は 842 万人（2016 年）、バイク数が 740 万台、自動車数が 64 万台（2016 年）まで増加している。また、メトロの路線を含む代替公共交通手段も未だ整備が進んでおらず、幹線道路沿いでは浮遊粒子状物質が環境基準の 1.2~2.2 倍の数値を記録している。したがって、交通渋滞及び交通渋滞に起因する問題への対応は引き続き必要であるため、現在も本事業に関する社会的ニーズは変わらない。</p> <p>イ 事業遅延に関する経緯・現状</p> <p>用地取得遅延及び調達手続きの遅れにより遅延が生じたが、現在事業は順調に進められている。</p>
(2) 今後の対応方針	<p>本件に関する社会的ニーズに変化は見られず、事業完成後は当初予定どおりの効果が見込まれており、事業進捗を妨げていた要因は解決していることから、引き続き支援を継続していく。</p>
3 政策評価を行う過程において使用した資料等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 交換公文 ・ 外務省の約束状況に関する資料及び案件概要 (http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/data/zyoukyou.html) ・ 国際協力機構の案件検索 (http://www2.jica.go.jp/ja/yen_loan/index.php) ・ 国際協力機構の事業事前評価表 (http://www.jica.go.jp/activities/evaluation/before.html) ・ そのほか国際協力機構から提出された資料

アンドラ・プラデシュ州灌漑・生計改善計画【インド】

施策所管局課 国別開発協力第二課
 評価年月日 平成 29 年 4 月

1 案件概要	
(1) 供与国名	インド
(2) 案件名	アンドラ・プラデシュ州灌漑・生計改善計画
(3) 目的・事業内容 * 閣議決定日, 供与条件などを含む	<p>アンドラ・プラデシュ州において、灌漑施設の建設・改修、および灌漑施設の維持管理を担う組織の能力強化と農業技術の普及により、農業生産性及び水管理能力の向上を図り、もって農業所得の増加と貧困緩和に寄与するもの。</p> <p>案件の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土木工事 ・ソフトコンポーネント ・コンサルティングサービス <p>ア 閣議決定日：平成 19 年 3 月 30 日 イ 供与限度額：239.74 億円 ウ 金利：1.3% エ 償還（据置）期間：30（10）年 オ 調達条件：一般アンタイト</p>
2 事業の評価	
(1) 経緯・現状	<p>ア 社会ニーズの現状</p> <p>本事業計画当初、アンドラ・プラデシュ州においては州面積の約 38%を農地が占め、労働人口の約 65%が農業に従事している一方、灌漑率が約 33%に留まっていることもあり、多くの農民が天水に依存した農業を行っていたため、農業生産性が低かった。現在も、人口増加を背景に農業用水は不足しており、当初の開発課題は引き続き認められることから、低い農業生産性を改善するための灌漑施設や能力強化が依然として必要であり、本事業に関する社会ニーズは変わらない。</p> <p>イ 事業遅延に関する経緯・現状</p> <p>州分離に伴う実施体制の変更等による用地取得遅延や自然災害の発生により遅延が生じたが、現在事業は順調に進められている。</p>
(2) 今後の対応方針	<p>本件に関する社会的ニーズに変化は見られず、事業完成後は当初予定どおりの効果が見込まれており、事業進捗を妨げていた要因は解決していることから、引き続き支援を継続していく。</p>
3 政策評価を行う過程において使用した資料等	<ul style="list-style-type: none"> ・交換公文 ・外務省の約束状況に関する資料及び案件概要 (http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/data/zyoukyou.html) ・国際協力機構の案件検索 (http://www2.jica.go.jp/ja/yen_loan/index.php) ・国際協力機構の事業事前評価表 (http://www.jica.go.jp/activities/evaluation/before.html) ・そのほか国際協力機構から提出された資料

トリプラ州森林環境改善・貧困削減計画【インド】

施策所管局課 国別開発協力第二課
 評価年月日 平成 29 年 4 月

1 案件概要	
(1) 供与国名	インド
(2) 案件名	トリプラ州森林環境改善・貧困削減計画
(3) 目的・事業内容 * 閣議決定日, 供与条件などを含む	<p>トリプラ州において、住民参加型の植林、焼畑農業従事者に対する支援および生物多様性保全等を行うことにより、森林の再生及び地域住民の所得向上を図り、もって地域の環境改善及び貧困削減に寄与するもの。</p> <p>案件の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 植林事業 ・ ソフトコンポーネント ・ コンサルティングサービス <p>ア 閣議決定日：平成 19 年 3 月 30 日 イ 供与限度額：77.25 億円 ウ 金利：0.75% エ 償還（据置）期間：40（10）年 オ 調達条件：一般アンタイド</p>
2 事業の評価	
(1) 経緯・現状	<p>ア 社会ニーズの現状</p> <p>本事業計画当初、トリプラ州においては、州人口の約 83%が山岳・丘陵地帯に生活し、住民の経済活動は森林に大きく依存しており、過剰伐採や焼畑農業を背景に森林の荒廃が進行していた。現在も、州全体で疎林率は 39%（2015）に上るなど、当初の開発課題は引き続き認められ、森林再生のための植林及び同セクターの基盤整備等は依然として必要であることから、本事業の社会ニーズは変わらない。</p> <p>イ 事業遅延に関する経緯・現状</p> <p>トリプラ州政府の予算不足と人手不足により遅延が生じたが、現在事業は順調に進められている。</p>
(2) 今後の対応方針	<p>本件に関する社会的ニーズに変化は見られず、事業完成後は当初予定どおりの効果が見込まれており、事業進捗を妨げていた要因は解決していることから、引き続き支援を継続していく。</p>
3 政策評価を行う過程において使用した資料等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 交換公文 ・ 外務省の約束状況に関する資料及び案件概要 (http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/data/zyoukyou.html) ・ 国際協力機構の案件検索 (http://www2.jica.go.jp/ja/yen_loan/index.php) ・ 国際協力機構の事業事前評価表 (http://www.jica.go.jp/activities/evaluation/before.html) ・ そのほか国際協力機構から提出された資料

グジャラート州森林開発計画フェーズ2【インド】

施策所管局課 国別開発協力第二課
 評価年月日 平成29年4月

1 案件概要	
(1) 供与国名	インド
(2) 案件名	グジャラート州森林開発計画フェーズ2
(3) 目的・事業内容 * 閣議決定日, 供与条件などを含む	<p>グジャラート州において, 住民参加型の植林及び生計改善活動等を行うことにより, 森林の再生及び地域住民の所得向上を図り, もって地域の環境改善及び貧困削減に寄与するもの。</p> <p>案件の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 植林事業 ・ ソフトコンポーネント ・ コンサルティングサービス <p>ア 閣議決定日: 平成19年3月30日 イ 供与限度額: 175.21億円 ウ 金利: 0.75% エ 償還(据置)期間: 40(10)年 オ 調達条件: 一般アンタイト</p>
2 事業の評価	
(1) 経緯・現状	<p>ア 社会ニーズの現状</p> <p>本事業計画当初, グジャラート州の2003年度における森林被覆率は13.0%であり, インド全国平均(23.7%)よりも大幅に低く, また森林面積に占める疎林の割合が57.5%(インドの全国平均42.4%)と高く, 森林の量も質も悪い状況であることに加え, 同州東部の丘陵地域の指定部族(先住民族)が森林に依存した生活をしており, 過放牧や森林資源の過剰採取が森林の劣化を招いていた。現在も疎林の割合は61.8%(2015)に上るなど, 開発課題は引き続き認められ, 低い森林被覆率に対応する適切な森林保存の基盤整備等が必要であることから, 現在も本事業の社会的ニーズは変わらない。</p> <p>イ 事業遅延に関する経緯・現状</p> <p>為替変動の影響を事業計画に反映させるために時間を要したが, 現在, 更新された事業計画のもと村落ベースで植林活動は円滑に行われ, 事業は順調に進められている。</p>
(2) 今後の対応方針	<p>本件に関する社会的ニーズに変化は見られず, 事業完成後は当初予定どおりの効果が見込まれ, 事業進捗を妨げていた要因は解決しており, 貸付け最終段階であることから, 引き続き支援を継続していく。</p>
3 政策評価を行う過程において使用した資料等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 交換公文 ・ 外務省の約束状況に関する資料及び案件概要 (http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/data/zyoukyou.html) ・ 国際協力機構の案件検索 (http://www2.jica.go.jp/ja/yen_loan/index.php) ・ 国際協力機構の事業事前評価表 (http://www.jica.go.jp/activities/evaluation/before.html) ・ そのほか国際協力機構から提出された資料

アグラ上水道整備計画【インド】

施策所管局課 国別開発協力第二課
 評価年月日 平成 29 年 4 月

1 案件概要	
(1) 供与国名	インド
(2) 案件名	アグラ上水道整備計画
(3) 目的・事業内容 * 閣議決定日, 供与条件などを含む	<p>ウツタル・プラデシュ州において, ガンジス川を水源とするアグラ市とその周辺地域向けの上水道施設の建設, 既存の上水道施設の改修・拡張により, 急増する水需要に対応する安全かつ安定的な上水道サービスの提供を図り, もって同地域の貧困層を含む住民の生活環境の改善に寄与するもの。</p> <p>案件の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 土木工事 ・ ソフトコンポーネント ・ コンサルティングサービス <p>ア 閣議決定日: 平成 19 年 3 月 30 日 イ 供与限度額: 248.22 億円 ウ 金利: 1.3% エ 償還(据置)期間: 30(10)年 オ 調達条件: 一般アンタイト</p>
2 事業の評価	
(1) 経緯・現状	<p>ア 社会ニーズの現状</p> <p>本事業計画当初, アグラ市における一般家庭向けの供給可能水量は, アグラ市の1日あたり水需要の半分を満たすに留まっており, 取水源のヤムナ川は水質汚濁が進み, 健康面への懸念が広がっていたため, 新規の水源開発が必要であった。これら開発課題は現在も認められ, 同市の人口増加を背景に, 供給可能水量は依然として不足しており, 引き続き上水道の整備等が必要であることから, 社会的ニーズは変わらない。</p> <p>イ 事業遅延に関する経緯・現状</p> <p>コンサルタント選定の手続遅延や資機材の価格高騰による設計変更等による遅れが発生したが, 現在, 上水道施設の建設が行われており, 事業は順調に進められている。</p>
(2) 今後の対応方針	<p>本件に関する社会的ニーズに変化は見られず, 事業完成後は当初予定どおりの効果が見込まれ, 事業進捗を妨げていた要因は解決しており, 貸付け最終段階であることから, 引き続き支援を継続していく。</p>
3 政策評価を行う過程において使用した資料等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 交換公文 ・ 外務省の約束状況に関する資料及び案件概要 (http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/data/zyoukyou.html) ・ 国際協力機構の案件検索 (http://www2.jica.go.jp/ja/yen_loan/index.php) ・ 国際協力機構の事業事前評価表 (http://www.jica.go.jp/activities/evaluation/before.html) ・ そのほか国際協力機構から提出された資料

アムリトサル下水道整備計画【インド】

施策所管局課 国別開発協力第二課
 評価年月日 平成 29 年 4 月

1 案件概要	
(1) 供与国名	インド
(2) 案件名	アムリトサル下水道整備計画
(3) 目的・事業内容 * 閣議決定日, 供与条件などを含む	<p>パンジャブ州アムリトサル市において, 下水道施設を整備することにより, 安定的な下水道サービスの普及を図り, もって同地域の貧困層を含む住民の衛生・生活環境の改善に寄与するもの。</p> <p>案件の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土木工事 ・ソフトコンポーネント ・コンサルティングサービス <p>ア 閣議決定日: 平成 19 年 3 月 30 日 イ 供与限度額: 69.61 億円 ウ 金利: 0.75% エ 償還(据置)期間: 40(10)年 オ 調達条件: 一般アンタイト</p>
2 事業の評価	
(1) 経緯・現状	<p>ア 社会ニーズの現状</p> <p>本事業計画当初, アムリトサル市内には下水処理場が無く, 市内で発生した全ての汚水が未処理のまま排水路を通じて河川に排出され, 深刻な水質汚濁が引き起こされていた。また同市の下水道普及率は約 6 割に留まっており, 特に市外周部の下水道網が未整備であることにより, 地域住民の衛生・生活環境の悪化を招いていた。下水発生量は人口増加に伴い増大しており, 現在も当初の開発課題は引き続き認められることから, 水質汚濁や地域住民の衛生・生活環境の改善のため下水道処理場及び下水道網等は依然として必要であり, 本事業の社会的ニーズは変わらない。</p> <p>イ 事業遅延に関する経緯・現状</p> <p>工事の許認可取得の遅れや調達手続の遅延による遅れが発生したが, 現在事業は順調に進められている。</p>
(2) 今後の対応方針	<p>本件に関する社会的ニーズに変化は見られず, 事業完成後は当初予定どおりの効果が見込まれており, 事業進捗を妨げていた要因は解決していることから, 引き続き支援を継続していく。</p>
3 政策評価を行う過程において使用した資料等	<ul style="list-style-type: none"> ・交換公文 ・外務省の約束状況に関する資料及び案件概要 (http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/data/zyoukyou.html) ・国際協力機構の案件検索 (http://www2.jica.go.jp/ja/yen_loan/index.php) ・国際協力機構の事業事前評価表 (http://www.jica.go.jp/activities/evaluation/before.html) ・そのほか国際協力機構から提出された資料

オリッサ州総合衛生改善計画【インド】

施策所管局課 国別開発協力第二課
 評価年月日 平成 29 年 4 月

1 案件概要	
(1) 供与国名	インド
(2) 案件名	オリッサ州総合衛生改善計画
(3) 目的・事業内容 * 閣議決定日, 供与条件などを含む	<p>オリッサ州の州都ブバネシュワール市及びカタック市において, 下水道施設及び雨水排水施設の整備等を行うことにより, 安定的な下水道サービスの提供及び雨水排水の改善を図り, もって同地域の貧困層を含む住民の衛生・生活環境の改善に寄与するもの。</p> <p>案件の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 土木工事 ・ 資機材調達 ・ ソフトコンポーネント ・ コンサルティングサービス <p>ア 閣議決定日: 平成 19 年 3 月 30 日 イ 供与限度額: 190.61 億円 ウ 金利: 0.75% エ 償還(据置)期間: 40(10)年 オ 調達条件: 一般アンタイト</p>
2 事業の評価	
(1) 経緯・現状	<p>ア 社会ニーズの現状</p> <p>本事業計画当初, ブバネシュワール市及びカタック市の下水発生量に対して, 下水処理能力が低かったため, 市内で発生した汚水の大部分が未処理のまま排水路を通じて河川に排出され, 深刻な水質汚濁が引き起こされていた。下水発生量は人口増加に伴い増大しており, 現在も当初の開発課題は認められることから, 水質汚濁の改善のために下水道処理場や排水施設等は引き続き必要であり, 本事業の社会ニーズは変わらない。</p> <p>イ 事業遅延に関する経緯・現状</p> <p>コンサルタント調達手続の遅延や設計変更による遅れが発生したが, 現在, 下水処理施設の建設は順調に進められている。</p>
(2) 今後の対応方針	<p>本件に関する社会的ニーズに変化は見られず, 事業完成後は当初予定どおりの効果が見込まれ, 事業進捗を妨げていた要因は解決しており, 貸付け最終段階であることから, 引き続き支援を継続していく。</p>
3 政策評価を行う過程において使用した資料等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 交換公文 ・ 外務省の約束状況に関する資料及び案件概要 (http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/data/zyoukyou.html) ・ 国際協力機構の案件検索 (http://www2.jica.go.jp/ja/yen_loan/index.php) ・ 国際協力機構の事業事前評価表 (http://www.jica.go.jp/activities/evaluation/before.html) ・ そのほか国際協力機構から提出された資料

インダス・ハイウェイ建設計画（Ⅲ）【パキスタン】

施策所管局課 国別開発協力第二課
 評価年月日 平成 29 年 4 月

1 案件概要	
(1) 供与国名	パキスタン
(2) 案件名	インダス・ハイウェイ建設計画（Ⅲ）
(3) 目的・事業内容 * 閣議決定日, 供与条件などを含む	<p>シンド州中部から北部において、インダス・ハイウェイ残余部分（約 200km）の現道（2 車線）に並行して新道（2 車線）を建設することにより、交通のボトルネックの解消を図り、もってインダス・ハイウェイ全体の効果発現及び沿線地域の経済発展に寄与するもの。</p> <p>案件の内容 ・土木工事 ・資機材調達 ・コンサルティングサービス</p> <p>ア 閣議決定日：平成 18 年 12 月 12 日 イ 供与限度額：194.55 億円 ウ 金利：1.3% エ 償還（据置）期間：30（10）年 オ 調達条件：一般アンタイト</p>
2 事業の評価	
(1) 経緯・現状	<p>ア 社会ニーズの現状 本事業計画当初、インダス・ハイウェイ（国道 55 号線）は、ペシャワールとカラチを結ぶ国内物流の基幹ルートとして、東岸を走る国道 5 号線よりもペシャワール・カラチ間の走行距離を約 500km 短縮するものであるが、一部区間が未整備（幅員が狭く、国道基準を満たしていない）であったため、国道 5 号線に交通が偏重する傾向が見られており、これを解決すべく、南北基幹ルートの輸送能力増強を図ることを目的としていた。本計画に係る状況は当初から大きく変わらず、本事業の実施により、ペシャワール・カラチ間の移動が 1.5 時間以上短縮されることが期待されており、同未整備区間の整備は必要であることから、現在も本事業に関する社会的ニーズは変わらない。</p> <p>イ 事業遅延に関する経緯・現状 用地取得遅延による着工の遅れや施工中に発生した洪水による遅れが発生したが、約 200km の道路舗装は完了し、一部の付帯工事を残すのみとなっており、現在事業は順調に進められている。</p>
(2) 今後の対応方針	<p>本件に関する社会的ニーズに変化は見られず、事業完成後は当初予定どおりの効果が見込まれ、事業進捗を妨げていた要因は解決しており、貸付け最終段階であることから、引き続き支援を継続していく。</p>
3 政策評価を行う過程において使用した資料等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 交換公文 ・ 外務省の約束状況に関する資料及び案件概要 (http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/data/zyoukyou.html) ・ 国際協力機構の案件検索 (http://www2.jica.go.jp/ja/yen_loan/index.php) ・ 国際協力機構の事業事前評価表 (http://www.jica.go.jp/activities/evaluation/before.html) ・ そのほか国際協力機構から提出された資料

カルナフリ上水道整備計画【バングラデシュ】

施策所管局課 国別開発協力第二課
評価年月日 平成 29 年 4 月

1 案件概要	
(1) 供与国名	バングラデシュ
(2) 案件名	カルナフリ上水道整備計画
(3) 目的・事業内容 * 閣議決定日, 供与条件などを含む	<p>チッタゴン市において上水道施設を整備することにより, 民生・産業用の水供給の増大を図り, もって地域住民の生活環境の向上及び投資環境の改善を図るもの。</p> <p>案件の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 土木工事 ・ 資機材調達 ・ コンサルティングサービス <p>ア 閣議決定日: 平成 18 年 6 月 22 日 イ 供与限度額: 122.24 億円 ウ 金利: 0.01% エ 償還(据置)期間: 40(10)年 オ 調達条件: 一般アンタイト</p>
2 事業の評価	
(1) 経緯・現状	<p>ア 社会ニーズの現状</p> <p>本事業計画当初, チッタゴン市における上水道普及率は 48%, 浄水生産能力は 168,000m³/日であるのに対し, 水需要は 328,000m³/日であったため, 地域によっては 1 日数時間の給水しか受けられず, 上水道の整備により水供給の増大を図る必要があった。現在の水需要は 586,000m³/日であり, 2020 年には 668,000m³/日, 2025 年には 798,000m³/日に増大することが見込まれており, 現在も本事業に関する社会的ニーズは変わらない。</p> <p>イ 事業遅延に関する経緯・現状</p> <p>一部用地取得遅延による遅れが発生したが, 現在事業は順調に進められており, 導水管敷設, 配水池の建設等は完了し, 2016 年 11 月から部分稼働を開始しており, 2017 年 6 月に事業完成見込み。</p>
(2) 今後の対応方針	<p>本件に関する社会的ニーズに変化は見られず, 事業完成後は当初予定どおりの効果が見込まれ, 事業進捗を妨げていた要因は解決しており, 貸付け最終段階であることから, 引き続き支援を継続していく。</p>
3 政策評価を行う過程において使用した資料等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 交換公文 ・ 外務省の約束状況に関する資料及び案件概要 (http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/data/zyoukyou.html) ・ 国際協力機構の案件検索 (http://www2.jica.go.jp/ja/yen_loan/index.php) ・ 国際協力機構の事業事前評価表 (http://www.jica.go.jp/activities/evaluation/before.html) ・ そのほか国際協力機構から提出された資料

大エジプト博物館建設計画【エジプト】

施策所管局課 国別開発協力第三課
 評価年月日 平成 29 年 4 月

1 案件概要	
(1) 供与国名	エジプト
(2) 案件名	大エジプト博物館建設計画
(3) 目的・事業内容 * 閣議決定日, 供与条件などを含む	<p>ギザ地区において, 博物館を新規に建設することにより, 歴史的文化遺産の保存修復・展示・研究・教育等の諸機能の強化を図り, もってエジプトの歴史的文化遺産の保全・活用及びそれを通じた同国の観光産業の発展と雇用機会の創出, ひいては経済社会発展に寄与するもの。</p> <p>案件の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 土木工事 ・ 資機材調達 ・ コンサルティングサービス <p>ア 閣議決定日: 平成 18 年 4 月 28 日 イ 供与限度額: 348.38 億円 ウ 金利: 1.5% エ 償還(据置)期間: 30(10)年 オ 調達条件: 一般アンタイト</p>
2 事業の評価	
(1) 経緯・現状	<p>ア 社会ニーズの現状</p> <p>本事業計画当初, 現行のエジプト考古学博物館の施設老朽化および収容力不足は著しく, 今後も増加が見込まれる観光客に対応する新設博物館の建設は必要であった。現在においても, 引き続き同国における観光セクターは経済波及効果や雇用創出効果が大きいことから, 歴史的文化遺産の保全・活用の強化及びそれを活用した観光産業の発展のための本事業に関する社会的ニーズは変わらない。</p> <p>イ 事業遅延に関する経緯・現状</p> <p>本計画である第一期(2006年4月E/N締結, 348億3,800万円)の円借款を供与後, 詳細設計に伴う事業費の増加及び2012年以後の治安悪化等による物価・人件費上昇により総事業費が約700億円から約1,400億円に増大したことを受け, 第二期(2016年10月E/N締結, 494億900万円)の借款を追加供与した。政変の影響で調達の遅延や工事中断等による遅れが発生したが, 現在事業は順調に進められている。</p>
(2) 今後の対応方針	<p>本件に関する社会的ニーズに変化は見られず, 事業完成後は当初予定どおりの効果が見込まれており, 事業進捗を妨げていた要因は解決していることから, 引き続き支援を継続していく。</p>
3 政策評価を行う過程において使用した資料等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 交換公文 ・ 外務省の約束状況に関する資料及び案件概要 (http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/data/zyoukyou.html) ・ 国際協力機構の案件検索 (http://www2.jica.go.jp/ja/yen_loan/index.php) ・ 国際協力機構の事業事前評価表 (http://www.jica.go.jp/activities/evaluation/before.html) ・ そのほか国際協力機構から提出された資料

ジェンドゥーバ地方給水計画【チュニジア】

施策所管局課 国別開発協力第三課
評価年月日 平成 29 年 4 月

1 案件概要	
(1) 供与国名	チュニジア
(2) 案件名	ジェンドゥーバ地方給水計画
(3) 目的・事業内容 * 閣議決定日, 供与条件などを含む	<p>チュニジア国内で最も給水率の低い北西部地域において給水施設を整備することにより, 同地域の水へのアクセスの改善を図り, もって住民の生活環境の改善, 地域経済の活性化に寄与するもの。</p> <p>案件の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土木工事 ・資機材調達 <p>ア 閣議決定日: 平成 18 年 4 月 28 日 イ 供与限度額: 54.12 億円 ウ 金利: 1.5% エ 償還(据置)期間: 25(7)年 オ 調達条件: 一般アンタイト</p>
2 事業の評価	
(1) 経緯・現状	<p>ア 社会ニーズの現状</p> <p>本事業計画当初, チュニジア政府は, 「第 10 次 5 カ年社会経済開発計画(2002~2006)」において, 水セクターにおける都市部・農村部間の格差是正を行うために, 統合的な水資源管理及び開発が遅れている地方の給水率向上への配慮を行う方針を掲げ, 同方針の下, 水資源開発が特に遅れている北西部地域を対象に水資源開発公社主導で同地域の給水率向上を計画していたが, 同地域の給水施設の整備状況は十分ではなく, 2016 年 11 月に発表された国家開発 5 カ年計画(2016~2020)においても, 地域の生活環境改善等を通じた地方開発強化を目標としていることから, 現在も本事業に関する社会的ニーズは変わらない。</p> <p>イ 事業遅延に関する経緯・現状</p> <p>用地取得の難航に伴うサイト変更等により遅れが発生したが, 現在事業は順調に進められている。</p>
(2) 今後の対応方針	<p>本件に関する社会的ニーズに変化は見られず, 事業完成後は当初予定どおりの効果が見込まれており, 事業進捗を妨げていた要因は解決していることから, 引き続き支援を継続していく。</p>
3 政策評価を行う過程において使用した資料等	<ul style="list-style-type: none"> ・交換公文 ・外務省の約束状況に関する資料及び案件概要 (http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/data/zyoukyou.html) ・国際協力機構の案件検索 (http://www2.jica.go.jp/ja/yen_loan/index.php) ・国際協力機構の事業事前評価表 (http://www.jica.go.jp/activities/evaluation/before.html) ・その他国際協力機構から提出された資料

国営テレビ放送センター計画【チュニジア】

施策所管局課 国別開発協力第三課
 評価年月日 平成 29 年 4 月

1 案件概要	
(1) 供与国名	チュニジア
(2) 案件名	国営テレビ放送センター計画
(3) 目的・事業内容 * 閣議決定日, 供与条件などを含む	<p>国営ラジオ・テレビ放送公社の新テレビ放送センターにおいて, 放送機材の導入及び放送技術移転を行うことにより, 高品質な番組制作, 放送時間の増加を図り, もって信頼性・中立性の高い公共テレビ放送の実現, テレビ放送を通じた国民への情報提供機会の増大に寄与するもの。</p> <p>案件の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 資機材調達 ・ コンサルティングサービス <p>ア 閣議決定日: 平成 19 年 3 月 9 日 イ 供与限度額: 40.75 億円 ウ 金利: 0.4% エ 償還(据置)期間: 40(10)年 オ 調達条件: 日本タイド</p>
2 事業の評価	
(1) 経緯・現状	<p>ア 社会ニーズの現状</p> <p>本事業計画当初, チュニジア政府は, 国家開発計画において放送セクターを重点戦略分野の一つとして位置づけ, 「第 10 次 5 カ年社会経済開発計画(2002~2006)」では, テレビ放送設備の近代化による放送内容の充実を目的として「チュニジア・テレビ新局舎の建設及び設備拡充」を打ち出していた。本計画に係る状況は当初から大きく変わらず, 同国国営テレビの施設・設備等は十分ではないことから, 現在も本事業に関する社会的ニーズは変わらない。</p> <p>イ 事業遅延に関する経緯・現状</p> <p>2011 年の政変の影響等により遅れが発生したが, 現在事業は順調に進められている。</p>
(2) 今後の対応方針	<p>本件に関する社会的ニーズに変化は見られず, 事業完成後は当初予定どおりの効果が見込まれており, 事業進捗を妨げていた要因は解決していることから, 引き続き支援を継続していく。</p>
3 政策評価を行う過程において使用した資料等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 交換公文 ・ 外務省の約束状況に関する資料及び案件概要 (http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/data/zyoukyou.html) ・ 国際協力機構の案件検索 (http://www2.jica.go.jp/ja/yen_loan/index.php) ・ 国際協力機構の事業事前評価表 (http://www.jica.go.jp/activities/evaluation/before.html) ・ そのほか国際協力機構から提出された資料

南部オアシス節水農業支援計画【チュニジア】

施策所管局課 国別開発協力第三課
 評価年月日 平成 29 年 4 月

1 案件概要	
(1) 供与国名	チュニジア
(2) 案件名	南部オアシス節水農業支援計画
(3) 目的・事業内容 * 閣議決定日, 供与条件などを含む	<p>チュニジア南部地域のオアシスにおいて末端水路・排水路施設の整備を行うことにより, 安定的な灌漑用水の確保のため節水を行いつつ農業生産の拡大を図り, もって効率的な水資源利用を通じた環境保全, 農業生産増に寄与するもの。</p> <p>案件の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土木工事 ・コンサルティングサービス <p>ア 閣議決定日:平成 19 年 3 月 30 日 イ 供与限度額:52.60 億円 ウ 金利:1.5% エ 償還(据置)期間:25(7)年 オ 調達条件:一般アンタイト</p>
2 事業の評価	
(1) 経緯・現状	<p>ア 社会ニーズの現状</p> <p>本事業計画当初, チュニジアの「第 10 次 5 年社会経済開発計画(2002~2006)」において, 農業セクターでは, 利用可能な土地資源・水資源の開発・整備を通じ環境保全と農作物の収穫増加を図りつつ, 国の食糧自給率向上に取り組むことを目標としており, 同国水資源戦略では, 節水により単位面積あたりの必要水量を削減し, その余剰水で灌漑面積を拡大しつつ, 灌漑用水量の削減を目指していた。現在の灌漑用水量は本事業計画当初から大きく変わらず, 2016 年 11 月に発表された国家開発 5 年計画(2016~2020)においても, 水資源消費の管理等を含む天然資源利用の合理化を目標としており, 現在も本事業の社会的ニーズは変わらない。</p> <p>イ 事業遅延に関する経緯・現状</p> <p>特段の遅延等は生じていない(当初から事業完了まで閣議決定後 10 年を超えることが計画されていたもの。)</p>
(2) 今後の対応方針	事業進捗に特段の問題は生じておらず, 引き続き支援を継続していく。
3 政策評価を行う過程において使用した資料等	<ul style="list-style-type: none"> ・交換公文 ・外務省の約束状況に関する資料及び案件概要 (http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/data/zyoukyou.html) ・国際協力機構の案件検索 (http://www2.jica.go.jp/ja/yen_loan/index.php) ・国際協力機構の事業事前評価表 (http://www.jica.go.jp/activities/evaluation/before.html) ・そのほか国際協力機構から提出された資料

下水道整備計画（Ⅱ）【モロッコ】

施策所管局課 国別開発協力第三課
評価年月日 平成 29 年 4 月

1 案件概要	
(1) 供与国名	モロッコ
(2) 案件名	下水道整備計画（Ⅱ）
(3) 目的・事業内容 * 閣議決定日, 供与条件などを含む	<p>モロッコの中小4都市において下水道整備を行うことにより, 同都市における下水道の普及を図り, もって同地域の環境、衛生状態、生活環境の改善に寄与するもの。</p> <p>案件の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土木工事 ・資機材調達 <p>ア 閣議決定日：平成 19 年 3 月 30 日 イ 供与限度額：50.54 億円 ウ 金利：0.75% エ 償還（据置）期間：40（10）年 オ 調達条件：一般アンタイド</p>
2 事業の評価	
(1) 経緯・現状	<p>ア 社会ニーズの現状</p> <p>本事業計画当初, モロッコの地方の中小都市では自治体が下水道整備を担当していたが, 急激な都市化及び自治体の深刻な資金不足のため整備に顕著な遅れが生じていたため下水道整備は, 同国における早急に解決すべき重要課題の1つとなっていた。そのため, 国营電力・水道公社（ONEE）が実施機関となり, 「下水道整備中期投資計画（2003～2017）」を策定し, 本事業計画の対象となるマラケシュ近郊の4都市を下水道未整備都市の中で最も優先度が高い都市の一部とした。本計画に係る状況は当初から大きく変わらず, マラケシュ地域の人口増加に伴い, 引き続き急激な都市化に対応する下水道整備は必要であり, 現在も本事業に関する社会的ニーズは変わらない。</p> <p>イ 事業遅延に関する経緯・現状</p> <p>設計変更や用地取得の遅延による遅れが発生したが, 現在事業対象の3つの都市の事業は順調に進められている。（なお4都市のうち1つは用地取得が遅延したことを理由に, 先方政府からの要望を踏まえ, 事業を中止した。）</p>
(2) 今後の対応方針	<p>本件に関する社会的ニーズに変化は見られず, 事業完成後は当初予定どおりの効果が見込まれており, 事業進捗を妨げていた要因は解決していることから, 引き続き支援を継続していく。</p>
3 政策評価を行う過程において使用した資料等	<ul style="list-style-type: none"> ・交換公文 ・外務省の約束状況に関する資料及び案件概要 (http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/data/zyoukyou.html) ・国際協力機構の案件検索 (http://www2.jica.go.jp/ja/yen_loan/index.php) ・国際協力機構の事業事前評価表 (http://www.jica.go.jp/activities/evaluation/before.html) ・そのほか国際協力機構から提出された資料

灌漑セクターローン【イラク】

施策所管局課 国別開発協力第三課
 評価年月日 平成 29 年 4 月

1 案件概要	
(1) 供与国名	イラク
(2) 案件名	灌漑セクターローン
(3) 目的・事業内容 * 閣議決定日, 供与条件などを含む	<p>イラクの中で農業が重要な地域において, 灌漑排水用資機材供与等を実施することにより, イラクの農業生産の向上及び中長期的な雇用の拡大を図り, もって同国の経済・社会復興に寄与するもの。</p> <p>案件の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 資機材調達 ・ コンサルティングサービス <p>ア 閣議決定日: 平成 19 年 1 月 9 日 イ 供与限度額: 95.14 億円 ウ 金利: 0.75% エ 償還(据置)期間: 40(10)年 オ 調達条件: 一般アンタイト</p>
2 事業の評価	
(1) 経緯・現状	<p>ア 社会ニーズの現状</p> <p>乾燥気候帯に属する主にイラクの中部・南部では, 多くの地域で灌漑農業が不可欠である。本事業計画当初, イラク国土の灌漑可能地のうち, 灌漑農業が実施されているのは約 3 割に留まっており, また, 灌漑排水用資機材及び灌漑用排水路の維持管理不足による灌漑機能の低下が確認されていた。現在においてもイラク政府は, 灌漑事業を引き続き推進する方針であり, 灌漑排水用資機材, 排水路の改修も課題としていることから, 本事業の社会的ニーズは変わらない。</p> <p>イ 事業遅延に関する経緯・現状</p> <p>資機材調達・機材の据付にかかる手続の遅延, 治安情勢の悪化による遅れが発生したが, 現在事業は順調に進められており, 一部機材の納入を待っている状況。</p>
(2) 今後の対応方針	<p>本件に関する社会的ニーズに変化は見られず, 事業完成後は当初予定どおりの効果が見込まれ, 貸付け最終段階であることから, 引き続き支援を継続していく。</p>
3 政策評価を行う過程において使用した資料等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 交換公文 ・ 外務省の約束状況に関する資料及び案件概要 (http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/data/zyoukyou.html) ・ 国際協力機構の案件検索 (http://www2.jica.go.jp/ja/yen_loan/index.php) ・ 国際協力機構の事業事前評価表 (http://www.jica.go.jp/activities/evaluation/before.html) ・ そのほか国際協力機構から提出された資料

アル・ムサイブ火力発電所改修計画【イラク】

施策所管局課 国別開発協力第三課
 評価年月日 平成 29 年 4 月

1 案件概要	
(1) 供与国名	イラク
(2) 案件名	アル・ムサイブ火力発電所改修計画
(3) 目的・事業内容 * 閣議決定日, 供与条件などを含む	<p>バグダッド郊外に位置する既存のアル・ムサイブ火力発電所の改修を行うことにより, バグダッドを中心とするイラク全土の電力供給体制の効率化と安定化を図り, もって同国の経済・社会復興に寄与するもの。</p> <p>案件の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 土木工事 ・ 資機材調達 ・ コンサルティングサービス <p>ア 閣議決定日: 平成 19 年 1 月 9 日 イ 供与限度額: 367.64 億円 ウ 金利: 0.75% エ 償還(据置)期間: 40(10)年 オ 調達条件: 一般アンタイト</p>
2 事業の評価	
(1) 経緯・現状	<p>ア 社会ニーズの現状</p> <p>本事業計画当初, 1980 年代後半に運用を開始したアル・ムサイブ火力発電所(300MW×4 基)は, 紛争や経済制裁により新規投資や維持管理が不十分であり, 出力, 稼働率ともに大きく低下していたことから, 関連設備の包括的な改修が急務であった。現在, イラクでは国内需要約 21,500MW に対して, 約 13,300MW 程度の電力供給にとどまっており, また同発電所は首都圏(バグダッド)にも近く, 同国で最も重要な発電設備の一つであり, 人口増加や社会経済発展に伴い, イラクにおける電力需要の増加が引き続き見込まれることから, 現在も本事業に関する社会的ニーズは変わらない。</p> <p>イ 事業遅延に関する経緯・現状</p> <p>調達手続の遅延や治安情勢の悪化による遅れが発生しており, 事業期間の延長の可能性はある。</p>
(2) 今後の対応方針	<p>本件に関する社会的ニーズに変化は見られず, 事業完成後は当初予定どおりの効果が見込まれる。事業の遅延が見られることから早期の事業完成を図るべく, 引き続き支援を継続していく。</p>
3 政策評価を行う過程において使用した資料等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 交換公文 ・ 外務省の約束状況に関する資料及び案件概要 (http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/data/zyoukyou.html) ・ 国際協力機構の案件検索 (http://www2.jica.go.jp/ja/ye_loan/index.php) ・ 国際協力機構の事業事前評価表 (http://www.jica.go.jp/activities/evaluation/before.html) ・ そのほか国際協力機構から提出された資料

サマーワ橋梁・道路建設計画【イラク】

施策所管局課 国別開発協力第三課
 評価年月日 平成 29 年 4 月

1 案件概要	
(1) 供与国名	イラク
(2) 案件名	サマーワ橋梁・道路建設計画
(3) 目的・事業内容 * 閣議決定日, 供与条件などを含む	<p>サマーワ市及び周辺において, ユーフラテス川を横断する橋梁の新設, 架替及びこれら橋梁への接続道路の建設を行うことにより, サマーワ市内の交通混雑緩和及びイラク南北縦断交通の円滑化を図り, もって同国の経済・社会復興に寄与するもの。</p> <p>案件の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 土木工事 ・ コンサルティングサービス <p>ア 閣議決定日: 平成 19 年 1 月 9 日 イ 供与限度額: 33.48 億円 ウ 金利: 0.75% エ 償還(据置)期間: 40(10)年 オ 調達条件: 一般アンタイト</p>
2 事業の評価	
(1) 経緯・現状	<p>ア 社会ニーズの現状</p> <p>本事業計画当初, 南北を横断し国内交通の大動脈である国道 1 号線に未整備区間があり, その迂回路である国道 8 号線のサマーワ市内及びユーフラテス川を横断する周辺において激しい交通渋滞が発生していた。現在, 国道 1 号線の整備及び本事業対象スコープである国道 8 号線の 3 橋梁のうち 2 橋梁の完成に伴い, サマーワ市内の混雑は一部緩和されたものの, 引き続き国道 8 号線は, 国道 1 号線とともに国内交通の大動脈の一部をなしており今後も交通量の増加が見込まれることから, 残る 1 橋梁の完成に向け, 現在も本事業に関する社会的ニーズは変わらない。</p> <p>イ 事業遅延に関する経緯・現状</p> <p>調達手続の遅延や治安情勢の悪化等による遅れが発生したが, 現在事業は順調に進められている。</p>
(2) 今後の対応方針	<p>本件に関する社会的ニーズに変化は見られず, 事業完成後は当初予定どおりの効果が見込まれ, 貸付け最終段階であることから, 引き続き支援を継続していく。</p>
3 政策評価を行う過程において使用した資料等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 交換公文 ・ 外務省の約束状況に関する資料及び案件概要 (http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/data/zyoukyou.html) ・ 国際協力機構の案件検索 (http://www2.jica.go.jp/ja/yen_loan/index.php) ・ 国際協力機構の事業事前評価表 (http://www.jica.go.jp/activities/evaluation/before.html) ・ そのほか国際協力機構から提出された資料

[事前評価] (参考)

事前評価は、次のホームページに掲載されている。

・無償資金協力及び有償資金協力：

http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/shiryo/index_hyouka05.html

28年度政策評価法に基づく事前評価案件一覧表

1 無償資金協力

政策評価法及び関連政令に基づき、E/N 供与限度額 10 億円以上の一般プロジェクト無償等について、事前評価を行っています。

国名	案件	交換公文署名日 (日本時間)
ミクロネシア連邦	コスラエ州電力セクター改善計画	平成 28 年 4 月 1 日
トーゴ共和国	ロメ漁港整備計画	平成 28 年 4 月 13 日
シリア・アラブ共和国	危機の影響を受けたシリアのコミュニティにおける緊急の人道的必要に対応するための電力安定供給計画 (UNDP 連携)	平成 28 年 4 月 15 日
ミャンマー連邦共和国	少数民族地域における緊急食料支援計画 (国連世界食糧計画 (WFP) 連携)	平成 28 年 4 月 27 日
ウガンダ共和国	ウガンダ北部グル市内道路改修計画	平成 28 年 4 月 29 日
ラオス人民民主共和国	国道九号線橋梁改修計画	平成 28 年 5 月 4 日
モーリタニア・イスラム共和国	国立ヌアクショット公衆衛生学校拡張・機材整備計画	平成 28 年 5 月 9 日
ガーナ共和国	野口記念医学研究所先端感染症研究センター建設計画	平成 28 年 5 月 18 日
スリランカ民主社会主義共和国	ジャフナ大学農学部研究研修複合施設設立計画	平成 28 年 5 月 18 日
ミャンマー連邦共和国	口蹄 (てい) 疫対策改善計画	平成 28 年 6 月 2 日
スリランカ民主社会主義共和国	海上安全能力強化計画	平成 28 年 6 月 30 日
キリバス共和国	ニッポン・コーズウェイ改修計画	平成 28 年 7 月 11 日
モザンビーク共和国	イレークアンバ間道路橋梁整備計画	平成 28 年 7 月 20 日
エジプト・アラブ共和国	エジプト日本科学技術大学教育・研究機材調達計画	平成 28 年 7 月 26 日
コートジボワール共和国	ササンドラ市商業地帯開発のための船着場整備及び中央市場建設計画	平成 28 年 8 月 17 日
ネパール連邦民主共和国	主要空港航空安全設備整備計画	平成 28 年 8 月 31 日
タジキスタン共和国, アフガニスタン・イスラム共和国	災害リスク軽減及び対応能力強化計画 (UNDP 連携)	平成 28 年 9 月 7 日
セネガル共和国	ダカール港第三埠頭改修計画	平成 28 年 9 月 20 日
キューバ共和国	主要病院における医療サービス向上のための医療機材整備計画	平成 28 年 9 月 22 日
カンボジア王国	プノンペン公共バス交通改善	平成 28 年 9 月 27 日
カンボジア王国	計画第三次地雷除去活動強化計画	平成 28 年 9 月 27 日
東ティモール民主共和国	ディリ港フェリーターミナル緊急移設計画	平成 28 年 9 月 30 日
スーダン共和国	コスティ市浄水場施設改善計画	平成 28 年 10 月 11 日
モルディブ共和国	地上デジタルテレビ放送網整備計画	平成 28 年 10 月 27 日
ミャンマー連邦共和国	マグウェイ総合病院整備計画	平成 28 年 12 月 7 日
アフガニスタン・イスラム共和国	小児感染症予防計画 (国連児童基金 (UNICEF) を通じて)	平成 28 年 12 月 13 日
ブータン王国	国道四号線橋梁架け替え計画	平成 28 年 12 月 16 日
ネパール連邦民主共和国	ポカラ上水道改善計画	平成 29 年 2 月 15 日
アフガニスタン・イスラム	ヘラートにおける農業バリューチェーン向上計画 (UN	平成 29 年 2 月 27 日

共和国	連携／UNOPS 実施を通じて)	
ミャンマー連邦共和国	ミャンマーラジオテレビ局放送機材拡充計画	平成 29 年 3 月 3 日
タジキスタン共和国	ドウシャンベ変電所整備計画	平成 29 年 3 月 9 日
キューバ共和国	稲種子生産技術向上のための農業機材整備計画	平成 29 年 3 月 10 日
リベリア共和国	第二次モンロビア首都圏ソマリアドライブ復旧計画	平成 29 年 3 月 14 日
モザンビーク共和国	カーボデルガード州国道三百八十号橋梁整備計画	平成 29 年 3 月 15 日
フィリピン共和国	違法薬物使用者治療強化計画	平成 29 年 3 月 23 日
パプアニューギニア独立 国	アロタウ市場及び水産設備改修計画	平成 29 年 3 月 27 日
キルギス共和国	ビシュケクオシユ道路雪崩対策計画	平成 29 年 3 月 30 日
カンボジア王国	バットンバン州病院改善計画	平成 29 年 3 月 30 日
カンボジア王国	コンポントム上水道拡張計画	平成 29 年 3 月 30 日
ルワンダ共和国	ルワマガナ郡灌漑施設改修計画	平成 29 年 3 月 31 日

2 有償資金協力

政策評価法及び関連政令に基づき、E/N 供与限度額 150 億円以上の円借款プロジェクトについて、事前評価を行っています。

国名	案件	交換公文署名日 (日本時間)
パナマ共和国	パナマ首都圏都市交通 3 号線整備計画	平成 28 年 4 月 20 日
ベトナム社会主義共和国	第二期ホーチミン市水環境改善計画 (第三期)	平成 28 年 5 月 6 日
ベトナム社会主義共和国	ホーチミン市都市鉄道建設計画 (ベントインースオイ ティエン間 (1 号線)) (第三期)	平成 28 年 5 月 28 日
バングラデシュ人民共和 国	クロスボーダー道路網整備計画 (バングラデシュ)	平成 28 年 6 月 29 日
バングラデシュ人民共和 国	ダッカ都市交通整備計画 (II)	平成 28 年 6 月 29 日
バングラデシュ人民共和 国	マタバリ超々臨界圧石炭火力発電計画 (II)	平成 28 年 6 月 29 日
バングラデシュ人民共和 国	災害リスク管理能力強化計画	平成 28 年 6 月 29 日
ボリビア多民族国	ラグナ・コロラダ地熱発電所建設計画 (第二段階)	平成 28 年 9 月 27 日
タイ王国	バンコク大量輸送網整備計画 (レッドライン) (第三期)	平成 28 年 9 月 30 日
スリランカ	アヌラダプラ県北部上水道整備計画 (フェーズ 2)	平成 28 年 10 月 10 日
エジプト・アラブ共和国	電力セクター復旧改善計画	平成 28 年 10 月 24 日
エジプト・アラブ共和国	大エジプト博物館建設計画 (第二期)	平成 28 年 10 月 24 日
フィリピン共和国	フィリピン沿岸警備隊海上安全対応能力強化計画 (フ ェーズ II)	平成 28 年 10 月 26 日
セネガル共和国	マメル海水淡水化計画バンダラナイケ国際空港改善 計画 (フェーズ 2) (第二期)	平成 28 年 11 月 15 日
ネパール連邦民主共和国	ナグドゥンガ・トンネル建設計画	平成 28 年 12 月 22 日
ミャンマー連邦共和国	バゴ橋建設計画	平成 28 年 12 月 23 日
イラク共和国	電力セクター復興計画 (フェーズ 3)	平成 29 年 1 月 10 日
ミャンマー連邦共和国	貧困削減地方開発計画 (フェーズ 2)	平成 29 年 1 月 18 日
ミャンマー連邦共和国	ヤンゴン・マンダレー鉄道整備計画 (フェーズ I) (第 二期)	平成 29 年 1 月 18 日
ミャンマー連邦共和国	ヤンゴン都市圏上水整備計画 (フェーズ 2) (第一期)	平成 29 年 1 月 18 日
ミャンマー連邦共和国	農業・農村開発ツーステップローン計画	平成 29 年 1 月 18 日

マダガスカル共和国	トアマシナ港拡張計画	平成 29 年 3 月 21 日
インドネシア共和国	ルンタン灌漑近代化計画	平成 29 年 3 月 29 日
インドネシア共和国	コメリン灌漑計画（第三期）	平成 29 年 3 月 29 日
インド	ムンバイ湾横断道路建設計画（第一期）	平成 29 年 3 月 31 日
インド	チェンナイ地下鉄建設計画（第五期）	平成 29 年 3 月 31 日
インド	貨物専用鉄道建設計画（電気機関車調達）	平成 29 年 3 月 31 日
インド	アンドラ・プラデシュ州灌漑・生計改善計画（フェーズ 2）（第一期）	平成 29 年 3 月 31 日
インド	タミル・ナド州投資促進プログラム（フェーズ 2）	平成 29 年 3 月 31 日